原敬全集

上巻

謹んで本全集を

平民大宰相原敬氏の靈前に捧ぐ

海存知識

是清題

放光

家達

高木臨風似能耐

己巳春

皐水題

達人
達観

りうぬ

精強

博敏

己巳五月

九十翁青澗題

得失塞馬
萬變雲龍
犬養毅

大慈寺畔風蕭蕭過雁聲聲雲外遙
惆悵此懷何限感思君不見轉魂消

懷南京昔作　壽堂録

序

ローマは一日にして成らず。富岳は一粒の微砂の堆積に成る。人の大をなす、一日の業に非ず、粗大放漫一些事を顧るの勞を厭ふ者に俟つ能はず、今にして原敬君を憶ふ、君は能く切瑳琢磨、以てその大を成したる第一人者である。まことに君は明治大正年代に於ける實際政治家であつた、君の世に在るや、毀譽交々到り褒貶相伴し目するに曠世の大政治家、理想の政黨首領とするの一方、また無理想剛腹、力を恃んで政機に投じ、詐略縱横、政治を蠹毒する老猾者を以てした。さもあらばあれ、評隲は人の任ずる所、絢爛人目を奪ふ綾錦にも表裏のあるは必然である。たゞ人間味に溢れたるの一事は、百論千隲を絕し、到底尋常政治家の模するを得なかつた所である。世或は原君在世の治績功罪相半ばすと謂ふ、功罪相半ばしてこそ、活機に處する人間なりと言ひ得るであらう。後世の史家、果して原君を目して明治大正傑出の大政治家となすか、將又否らずとするかは予の今多く關知せざる處であ

る。只予の確信は實質的に政治家らしき政治家たりし人の筆頭に原君を擧げんとするに在る。

思ふに造次顛沛、原君の全幅を充溢せしめたるものは國家を思ふ一念であり、從つて治國平天下の技術——政事に外ならなかつた。君は政治を志ざし政治に終始し政治に仆れた。君の素志は貫徹せられ、君の生は充實した。この意味に於て天下第一等の幸福人を、原君に看るとするは、故なき牽强附會ではない。

凡そ政治家らしき政治家、而も政治家たるが爲に自己を傾け盡した政治家、その爲に必要なる凡ゆる研究を極め盡し、その研究する處を直ちに目前實際の活政機に用ひたる人は、我國政治家多しと雖も、恐らくは原君の右に出づる者はあるまい。

原君の生きた時代は、天朗かに鷄鳴長閑なる王朝時代に非ず、蒙昧野蠻慘虐なれども悠長極まりなき兵亂に終始せし戰國時代に非ず、專制誅求、民意全く伸ぶる處なかりし封建時代に非ず、實に皇威六合に洽く、開國進取四民平等、立憲政體の實體漸次に闡明、蕞爾たる極東の小島帝國能く萬國に伍して對等の親睦和親、權利義務

伸張、機械驅使の文明開化の聖代であつた。政治家たるの覺悟と經綸、悉くこの昭代に對應するものでなければならぬ。また昔日の政事家と異なり、新時代的政治家の內容と型を有しなければならぬ。この眞實なる新時代的政治家の內容と型を具現し得たもの、正に原君に見るといふも謬りではない。新時代的政治家の內容と型とは何か、曰く國際關係の盤根錯綜の間に處して國家の方向を謬らず、この錯綜を突破して世界平和の指標を與へると共に、國家民衆の實力を充溢發揮せしむるに在る。勿論原君は所謂突飛なる新型ではない、一方には保守主義者と誣ひられて居る。然るに政治を志ざしてより蓄へ養ひ來つた累々層々の研鑽を傾け盡して、かの世界大戰後の大浮搖時代を大過なく經來つた原君の業績は、惡罵讒謗を快とするの徒も尙識認しないわけにはゆくまい。

今予の監修に關る原敬全集上下兩卷成る。之を通じてそこに觀取し得らるゝものは如何に原君が政治に志ざし治國平天下の業を秉らんとするかに當り夙夜苦慮研鑽、以て正鵠の道を謬まらざらん事を惟れ懼れ、惟れ努めたるかの道程に外なら

ぬ。その論策、その演說、孰れか是れ、原君に向けられたる惡罵讒謗の反證たらざるものがあらう。かの白紙主義、是々非々主義といふも、無策無能に因由するのそれに非ざること、今や本全集に由つて明々白々たるに至つた。所謂眼光紙背に徹する底の人ならずとも、苟くも文字を解する程の者は、本全集に依つて、原君を正當に評價し得ると共に、原君の斯くありしは、ローマの如く、富岳の如く、努力と精進の結晶たるを知るであらう。斯くて嘗て在りし原君は、猶長く在りし日を超えて在るであらう。

昭和四年三月下浣

監修者　伯爵　後藤新平　識

序

丈夫棺を蓋うて事方に定まる。故立憲政友會總裁大勳位原敬氏が遽かに兇乃に遭うて東京驛頭に斃るゝや、世は擧げて之れを悼み、其の人として將た政治家としての偉大なりし足跡を讃稱せざるは莫かつた。而かも原氏の如く其の生前に於て毀譽褒貶の渦中に投じたものも亦た甚だ尠しとする。殊に其の晩年に於て最も甚しきものがあつた。

按ふに原氏は八面玲瓏家でも春風駘蕩漢でも無かつた。情熱を包むに冷靜を以てし、情味は能く人事の機微に觸れ、理智は能く事理の裁斷に徹するの偉丈夫であつた。所謂嚴裡綏あり冷裡熱あり、個人的には溫容慈言、而かも一片の俠骨凜乎たるものあり、總裁として黨に臨んでは濶達自在能く黨員を統べ、機略縱橫能く黨勢を張り、首相の印綬を帶びては果斷にして剛毅、能く經綸の才幹を發揮し、屑々たる群小政治家を壓して、眞に一頭角を抽んづるの慨を示した。

若し夫れ原氏の政治家としての功績を擧げん乎、夫れは固より一二三にして止まるものでは無い。而かも其の特色に就て觀ん乎、何は措いても其の、平民宰相として終始一貫したるの一事を擧ぐると共に、政黨政治家としての實踐躬行家であり、隨つて又其の一代が實に立憲政治家としての行藏の記錄である事を語らねばならぬ。

要するに原氏は、我國立憲政治の生んだ偉大なる政治家であつた。氏は自由進步の思想を懷抱して而かも空想に走らず又理想に偏せず、堅忍不拔以て現實に處し、所信に果敢、斷行に勇、隨つて其爲には傍若無人の觀をさへ呈した。殊に公人として最も好く此の長所を發揮し、爲に世人をして誤解せしめ、特に政敵をして種々の非難惡聲を放つに便宜を與へしめた所以でもある。

所謂「力の政治家」――夫れは原氏を象徵するものと謂はれて居る」而かも其の力は卽ち時代を導く剛正の力である。否な寧ろ現實の時勢に基脚して而かも時勢を創造するの政治家であつた。今や日本は、昭和維新の機運磅薄たるものがありながら猶ほ各方面梗塞の苦境に沈湎して、未だ遽かに之を打開し得ないものがある。殊に

思想界混亂の風潮は、政界にも亦た惡波動を迨ぼさんとするものがないでも無い。吾人は乃ち今、原氏の如き力ある政治家を翹望して止まない。

吾人圖らずも、故後藤新平伯の後を襲いで、「原敬全集」監輯の任に膺り、幸ひに全二卷の刊行成るに會す。其の首尾、態樣、其の序次、排列、必ずしも誇負するに足るものありとはしない、而かも故人の經綸と才略と其の遺風とを傳ふるに於て、本書二卷、正に些の遺憾なきに庶幾かるべきを確信す。今や本書成りて更に又故人を懷ふの情新たなるものあり、聊か一言を陳じて序文に代へる次第である。

昭和四年五月

鈴木喜三郎

序

原敬君の不世出の英傑なることはその無爵者にして大勳位に叙せられたる最初の人たる一事に徵しても明なり。されど原君はその政治上における華々しき成功に蔽はれてその新聞界に遺したる顯著なる功績の動もすれば忘れられんとする風あるは予の常に遺憾となすところなり。原君は明治十二年の春郵便報知新聞の記者となりしを公生涯の第一歩とし、十五年四月大阪に起されたる大東日報の主筆として帝政黨の爲に筆陣を張り、其後十有餘年の官場生活を經て卅年九月わが大阪毎日新聞社の編輯總理として入社し、次で社長となり卅三年十一月まで在職し「大阪毎日」發展の基礎を築けり。

爾來幾度か臺閣に列せしも罷むれば毎に大阪新報社の經營を助け、進んで廟堂に經綸を行ふにあらざれば退いて江湖に輿論を指導するを以て任となせり。「宰相たらざれば新聞記者」なる標語を現實にせしものわが國においては原君を最初となす眞

に偉なりといふべし。予は原君と共に「大阪毎日」の業務擔當社員たること三年有餘その間原君によりて啓發せられしこと少からず、常に思へらく、原君にして終始新聞經營の任に當らんか天下遂に敵を見ざるべしと。原君は遂に天下無敵の記者たるに至らざりしも政治界において政友會の黄金時代を現出せしめたり。されば原君はその志望の一半を完全に遂行せしものといふべく、なほ壽を得たらんには必ずや新聞界においても志を達せしに相違なかるべし。予は政治上の原君について何等云爲する資格を有せざるも、その志の一半たる新聞界に關する限りこれを明にし置くの義務あるを信ずるものなり。即ち一言以て序するところある所以なり。

昭和四年六月四日斯業御奬勵の思召により侍從御差遣の光榮に浴したる後記す

大阪毎日新聞社長　本　山　彦　一

責任刊行者として

抑も初めて本會の成立したるは昭和三年七月、卽ち伯爵後藤新平氏（後ち鈴木喜三郎氏之に代る）を會長とし、公爵德川家達氏、床次竹二郎氏、岡崎邦輔氏、小川平吉氏、川村竹治氏、高橋光威氏、伯爵內田康哉氏、山本悌二郎氏、山本条太郎氏、三土忠造氏、元田肇氏、鈴木喜三郎氏を顧問とし、高倉忍氏、前田蓮山氏、菊池悟郎氏、木舍幾三郎氏を編纂委員として、組織玆に整ひ、後ち專ら會としての諸準備を急ぎ、實際編纂事業に手をそめたるは同年十月、爾來晝夜兼行、原稿の整理、編輯等に日を閱する八ヶ月、本年五月末に至つて漸く鉛槧に付するを得た。今この業旣に成る、單り我等のみの悅びではあるまい。顧みればもとより至難の業たらずとせず、拮据經營能く完成を告げたるは偏へに、大方諸賢愛顧鞭韃の賜と謂はねばならぬ。

業半ばにして會長伯爵後藤新平氏を亡ひしは痛恨悲嘆極まりない。しかも伯が薨去に先だつ二十有餘日、本全集の爲に親しくものせられたる序文が、遂に伯の遺稿となつたことは、監修者として百般の事を統裁せられたる伯としては、最後まで其責任を秉られたるもの、本會の光榮之に過ぐるものはない。業成るに及んで、本全集二卷を、恭々しく伯の靈前に捧ぐ、冀くは嘉納あらんことを。

著作、演說等にして、編輯上、採錄を見合はせたものも多い。例へば明治十二年刊飜譯「露西亞國勢論」の如し。整理の結果、なほ多くの原稿を見すてざるを得ざりしは、事情已むを得ず、とはいへ採錄されたるもの、凡

てこれ故人の全幅を語るに奕々たる光を放つものとなすも、決して、本會の自賛ではあるまい。

大方の眷顧は素より本會の深謝するところであるが、就中、大阪毎日新聞社並に本山彦一氏、岡田忠彦氏、廣岡宇一郎氏、吉植庄一郎氏、田中義一男、馬越恭平氏、加藤粂四郎氏、山本達雄男、小橋一太氏、篠原和市氏、原誠氏の本會に寄せられたる指導、同情等は永く銘記して奉謝するところであり、大阪毎日新聞所載論説を各篇毎に精讀、以て眞僞を辨ち、校閲校訂の勞を惜まれざりし山田敬德氏、編輯上種々便宜を與へられし友野茂三郎氏にも亦、感謝擱く能はざるものがある。外、所藏の圖書筆蹟書簡等の筆寫撮影飜讀を快諾せられたる諸家に併せて厚く謝意を表する次第である。

昭和四年六月

原敬全集刊行會

責任刊行者　田中朝吉謹識

凡例

一　本卷に於ける配列は總て著作年代順によつた。故人の著作中單行本は及ぶ限り集錄した。郵便報知新聞及大阪每日新聞所載論說に付ては、若干の取捨選擇は免れなかつた。郵便報知所載論稿は總數三十九篇、總て社員原敬の署名がある。主として採錄の觀點をば、若き著者の根本思想を窺ふに足るべき抽象論におき、當代の政治的・社會的事象に對する批評は是を採錄するをやめた。大阪每日新聞所載論說は署名入と無署名とあり、兩者を適當に取捨按配した。

一　人名、地名、書名等につき、原著にあつて漢字宛字なるものは總べて是を片假名書に改めた。例へば歐羅巴、葡萄牙、埃及等はヨーロッパ、ポルトガル、エジプト等の如し。奈翁、路維等はナポレオン、ルヰ等の如し。

一　原文に存する側線（‖‖、——）圈點（●、△、○）及び人名、地名等に存する括弧（「」）は特別の事由あるものを除き、全部是等は削除した。

一　送り假名、假名遣ひ、句讀點等に付ては、原文を尊重したが、解讀に便ならしむる爲め、編纂者に於て適宜修正加減した。

原敬全集上卷目次

上巻目次

凡例

第一編 文章篇

上卷目次

上卷目次

上卷目次

第二編　書　簡　篇

第三編　詞　藻　篇

寫眞版目次

原敬全集上卷目次終

第一編　文章篇

郵便報知新聞所載論説

官民相對するの道を論ず

官民の間は專ら理を以て交るべからず。又專ら情を以て接すべからず。專ら理を以て交らんか上下離隔の弊斯に生ずべし。又專ら情を以て接せんか官民委惰の弊玆に生ずべし。蓋し政府には政府の權威を恃み我れ我が權理に據り彼我相仇視して交接するは是れ專ら理を以て交るものなり。彼れ彼が權威あれども之を施すを爲さず我れ我が權理あれども之を伸ぶるを知らず彼我因依して交るは是れ專ら情を以て接するものなり。專ら理を以て交るものは權理を要索として相抗爭するが故に時としては上下離隔の弊を生じ遂に共に治安の策を講ずるを得ざるに至る。又た專ら情誼を以て接するものは唯安穩因依を求むるが故に上下共に委惰に流れて競較の氣力を失し遂に富强の域に進むを得ず。此二者皆過矣。若し夫の眞正なる官民の交接は則ち然らず。理を以て交るの間に情を存し情を以て接するの間に理を存し彼我相扶け相匡し、以て官民の交接を其間に全ふし、然る後ち始めて共に治安の策を講じ相扶助し相匡正して富强の基を立るを得べし。

然りと雖も專ら情を以て交接するは草昧不文なる政府人民の交接のみ。故に吾輩は之をここに論ずるを要せず。

唯夫の專ら理を以て交接するものは官民互に權を爭ふを知るの文明社會に於て往々此弊あり。試に看よ露國は專制の國なりと雖も亦草昧不文の政府と謂ふ可らず。而て皇帝も亦不學無術の君にあらず。其英明果斷にして夙とに前王の遺志を繼承し鋭意國内の改良に從事し文事なり武事なり凡そ富强を謀るに足るもの殆んど之を興起せざる所なきに似たり。殊に二十年前四十餘萬の耕奴を解放して自由の良民たるを得せしめたる如きは實に千古の偉業にして其露國の富强を增益したる幾何なるを知るべからず。斯くの如き英主にてありながら屢々危厄に罹り殆んど弑せられんとするもの幾回なるを知らず。これ其故何ぞや。事を圖る者悉く無賴の兇徒なるか未だ決して然りとなす可らず。聞くが如くんば虚無黨と云ひ社會黨と云ひ悉く狂暴の匪徒にあらず。殊に其首領となり巨魁と稱せらるゝ者の如きは往々有識の士人にありと。果て然らば此等の黨派に在る者と雖も狂暴を以て自ら其中心に屑とする者あらざるべし。然れども國内治安は常に此等の黨人に因て紛亂せられんとする情狀あり。これ他なし政府は政府の權威を恃で專制の極度に走り全力を與て自由の徒に抑壓するを以て知らず識らず人民の感情を傷ひ有識の士人と雖も鬱屈耐ゆる能はず、遂に憤して狂暴の匪類に變じ暴擧を企るにあらざれば到底自由の人民あるを得ざるものと妄信し終に此勢に馴致したるにあらざるを知らんや。果て然りとせば露國の官民は專ら理を以て相接し抗爭の間秋毫の餘地を剩さざるものなり。

反て英國を觀るに保守黨と云ひ自由黨と云ひ共に政權を爭ふて止まず。然れども其爭や君子にして更に私心を挾むなく譬ば保守黨にて輿論に全勝を制すれば直ちに自由黨を排して政權を掌握し一國の政事は其黨より出ず。

此時に當り英國政府は即ち保守黨の政府にして政府の權威は全く其黨に屬す。然れども一朝若し自由黨に全勝を占めらるゝに至れば此權威ある保守黨の政府は其政府の權威を弄して自由黨を仇視することなく決然去て政權を自由黨に讓るは猶自由黨の時の如し。英國の政權受授斯くの如く平穩なる所以のものは必竟慣習の然らしむるところと雖も亦安ぞ官民相接するに理と情とを並存するに因らざるを得んや。若し然らずして二黨の間情を存することなく相抗爭して各極度に走り秋毫の餘地を剰さざるあらば其政權の得失受授ある毎に鮮血をロンドン城中に漲らす事なきを保すべからざるなり。

今や我國の現況を觀るに國會の說四方に起り建白請願陸續絶へず。全國多數の人民は正に此の一事に傾心したりと謂ふべし。然り而て上下相離隔するの實あらざるか。吾輩は自ら信ず。此時に際して官民の間專ら理を以て相接し秋毫の情を存するなく請願の如き歎願の如き凡そ理と並行せざるものは之を顧みず理の極度に達して綽々然たる餘地を其間に止ることなからしめば英國の美蹟は之を見るを得ずして却て言ふに忍びざるの患害を生ずるに至らんも知るべからず。當路の有司宜く察する所なかるべからざるなり。(明一三・八・三)

革命論

吾輩中外の歴史を讀み革命の事蹟を觀るに能く政理を談ずる者未だ必ずしも革命者たらず。而して能く革命の功を奏する者亦た未だ必らずしも論法者たらず。是れ蓋し一般革命の常態なり。夫能く政理を談ずる者未だ必

らずしも革命者たらず。是を以て其論ずる所理あらざるにあらずと雖も之を實行して能く革命を果たすに至つては後人を待たざるを得ざる者あり。夫能く革命の功を奏する者未だ必ずしも制法者たらず。是を以て其改革する所理に因らざるにあらずと雖も能く政法を制定して國安を保全するに至らば後人に讓らざるを得ざる者あり。此故に政談者を責むるに實行の勢力なきを以てするは未だ至當のこととす可らず。又革命者を詰るに制法の才學なきを以てするも未だ可なりと云ふ可らず。

蓋し當世に卓拔せる意見あるものに必ず能く政理を談ずる者なるも其論概ね時人の意外に在り。故に之を當時に實行するを得ず。又能く革命を果たす者は輿論の既に歸著する所に投ずる者にして、其革命は時人の方に渴望する所なるが故に能く當時に成功するを得。然り而て能く政法を制度して國安を保全するに至ては理論者既に之を論辯し革命者既に之を實行したる後ちを享け學識の以て政理の存する所を知るに足る者あり經歷の以て時事に應ずるに足る者あるに非ざれば則ち能はず。之を要するに能く政理を談ずる者は或は理論の一途に偏し能く革命を果せる者は或は改革の一事に偏し而して善後の策に至ては固より其意想外の事なるを以て擧て之を後人の手に委託せざるを得ず。

ポール・ボアトヲ氏の革命論に據て歐米の革命を觀るに紀元前七百五十二年アデンスの革命より紀元後一千八百六十三年メキシコの革命に至るまで凡そ二千五百十五年間に無慮二百十一回の革命あり。而して其由る所を視れば概ね斯くの如くならざるものなし。然れども吾輩今歷々之を辯論するの煩を省き暫らくフランス一邦の歷史

就て之を證せんに第十七世紀ルヰ十四世の世に當り佛國の政治は殆んど專制の極度に達したりと雖も細かに之を觀察すれば民智を開發せしめたる未だ此時より盛なるものあらず。モンテスキウ、ヴォルテール、ルウソーの碩儒輩出して專ら政理を講じてより終に闔國の民心一變し一千七百八十九年の大革命に馴致することを得たり。然れども此等碩儒の說多くは時人の意想外にあるが故に其論理あらざるにあらずと雖も當時に實行して能く革命を果たす事を得ず。數年を歷て後人の實行する所となれり。而して其數年後に實行したる革命者は果して能く政法を制定し國安を保全する事を得たるか。決して然らず。夫の一千七百九十年の新法及び九十一年の憲法の如きは能く之を制定したりと雖も要するに此革命は徒に舊を厭ひ新を喜ぶの弊風に陷り乃ち改革の一事に偏して事物の正否を問ふに遑あらず。苟くも舊制に係る事物は一概に之を廢棄して終に名狀すべからざる慘劇を演じたるにあらずや。且夫れミラボウ、カイー其他數人の如きは能く革命を果たし又能く政法を制定して國安を保全するの才學なきにあらずと雖も自餘の諸人は概ね才學なく經驗なく僅かに時機に投じて積憤を投じたるに過ぎず。然れども唯だ其革命は時人の渴望する所なるが故に能く其功を果すを得たるなり。是を以て爭亂漸く平らぎ佛國の政法稍々確定して國安を保全するの道に就きたるは革命後數十年の後ちに在り。(フランス法律書の如き五法は一千八百三年より四十年の間に布告せられ他の一法は同廿七年に布告せられたれば六法の完備は革命後殆んど四十年後に在り)是に因て之を觀れば佛國の大革命も亦能く政理を談じたる者は之を實行せず。而して能く之を實行して革命を果せる者は亦た制法者たる者にあらざるなり。

之を我近代に徵するに維新の革命も亦斯くの如し。蓋し革命を去る五六十年前勤王の志士各處に起り所謂大義名分を說き天下に周游し人民をして漸やく幕府の外に萬乘の至尊あるを知らしめたるは革命の遠因にして爾來碩儒鴻學の史書を編述して勤王の志士を鼓動する者あり。殊に常藩の大日本史の如き山陽の外史政記の如き其最も人心を煽動せるものなり。然れども此等志士の所論時人の意外に在るが故に其論理あらざるにあらずと雖も當時に實行して革命を果たすを得ず。獨り後人をして成功の績を專らにせしめたり。而して成功の後人は果して能く革命の功を奏し幷せて能く政法を制定し國安を保全するに足るべき才學を具備したるか。蓋し悉く然るには非ざるなり。顧ふに數十年來勤王の說天下に流播し加ふるに外交の事起りてより天下の人心漸く幕府に乖離し一禍の起る每に一害の生ずる每に謗議喧然擧て之を幕府の罪に歸し遂に革命者をして口を勤王攘夷の論に藉り倒幕の功を奏せしめたり。故に此革命は畢竟時人の方さに渴望するに投じて其功を奏したるに過ぎざれば能く政法を制定して國安を保全するは全く革命者の所長にあらず。是に於て取長補短の說大に行はれ或は有爲の士を歐米に留學せしめ或は自ら周游して以て今日あるを致せるにあらずや。然らば則ち維新の革命は能く政理を談じたる者其說を實行せず。而して之を實行したる者は制法の才學なき者なりしと謂ふも不可なきなり。故に後來何れの國に於て革命の事あるも其成跡は決して吾輩の所論に違はざるを信ずるなり。（明・一三・九・三）

理義の勢力を論ず

天下の史書を焚かば天下復た史書なかるべき乎。天下の儒生を坑にせば天下復た儒生なかるべき乎。史書は簡牘なり。之を焚かば必らず滅せん。儒生は人類なり。之を坑にせば必らず死せん。然れども唯だ簡牘なり。故に之を焚くことを得べし。唯人類なり。故に之を殺す事を得べし。若し夫れ史書に記したる理と儒生の唱ひたる義とは之を焚くも豈に爲めに滅せんや。之を坑にするも豈に爲めに死せんや。要するに焚と坑とは有形の史書を焚き有形の人類を殺すに足つて未だ嘗つて無形の理と無形の義とを滅殺するに足らず。是を以て天下の史書を焚くも天下復た史書あらん。天下の儒生を坑すも天下復た儒生あらん。史を焚くも天下の史書を焚悉する事を得ず。儒生を殺すも天下の儒生を殺悉することを得ず。然らば即ち天下の史書を焚て天下復た史書なかるべしと信じ天下の儒生を坑にし以て天下復た儒生なかるべしと信ずるは寧ろ誤謬の甚だしきものにあらずや。

試に観よ。秦皇帝積威の赴く所に乘じ疾風迅雷能く小國を席捲して天下始めて一に歸し餘威の溢るゝ所餘力の激する所は遂に六經を焚き儒生を坑したるにあらずや。然れども六經果して焚悉することを得たる乎。焚悉することを得たりとせば何故に秦以後に六經存するか。儒生果して坑悉することを得たる乎。坑悉する事を得たりとせば何故に秦以來に儒生存するか。特に秦以後に六經存し秦以後に儒生存するのみならず六經の盛、儒生の多は却て秦以後に見るにあらずや。而して概に六經の盛、儒生の多を秦以後に見るとせば是れ六經悉く滅したるにあらず儒生悉く死したるにあらず。況んや六經載する所の理、儒生唱ふる所の義は豈に焚と坑との爲めに其毫末を捐せんや。

顧て佛國を觀るに第十六世紀に當り全國の學士爭ふて往古ギリシアの工藝を誘引したると共に當時の文化を國內に輸入し殊にプラトンの政論一たび國中に傳播せしより國內人民の長夢は之が爲めに覺破せられ所在始めて民權を唱ひ自由を談じ稍々不羈の氣象あり。次第に第十七世紀に至りデカルトの說出でて之を潤色し、因て以て自由の基礎を定めたりき。第十八世紀ルヰ十四世の時に至ては工藝となく宗敎となく甚だしきは劇場謡歌に至るまで凡そ條例規則を以て干涉する事を得べきものは悉く之に干涉せざるものなし。然れども幸にして左右薜居州に乏からず。故に特に史書を焚き儒生を坑にするの慘毒を流さざるのみならず又た思想を束縛し人智を閉塞するの甚だしきに至らず。是を以てデカルトの理論ボヲミエーの敎論と並在し、ヘネロンの說ベールの論も亦當時に存立することを得たりと雖もルヰ簀を易へ墳土未だ乾かざるに天下復た敎徒の爲めに紊亂せられ苟くも敎論に反する史書あれば之を焚燒し敎論に抗する儒生あれば之を誅戮しヴォルテールの如き監獄二十年追放三回又たパリに入るを得ざるもの殆んど三十年。ルウソーの如きは追捕嚴密にして殆んど身を置くに所なく、姓氏を變じ衣服を換へ客中又た客となり旅中又た旅をなし僅かに殘息を他邦に存したるもの數十年間。而して此慘害はヴォルテール、ルウソーの諸儒に止まらず。夫の萬學辭書の如きも亦た二回の焚燒三回の扯裂に遭ひ遂に其名を知るものなきに至らんとせり。然りと雖もヴォルテールの說終に堙滅に歸したるか未だ堙滅に歸せず。ルウソーの論終に廢絕に歸したるか未だ廢絕に歸せず。而て萬學辭書も亦た終に踪跡を失したるか亦た未だ踪跡を失せず。豈に惟だ堙滅に歸せず廢絕に至らず又た踪跡を失せざるのみならず其論說は革命の原素となり其辭書は後世の寶册とな

りたるにあらずや。果して然らば佛國教徒の深刻慘烈なるも以て史書載する所の理を滅し儒生唱ふる所の義を絕つことを得ざるや蓋し亦た昭々として明かなり。

然らば則ち史書載する所の理、儒生唱ふる所の義は秦皇帝の暴威殘忍を以てするも之を滅するを得ず。佛國教徒の深刻慘烈を以てするも亦た之を絕つことを得ず。而るを況んや暴威殘忍を極むる秦皇帝の如くなることを得ず深刻慘烈を逞ふする佛國教徒の如くなる事を得ざる者に於てをや。之を滅せんと欲するも滅する能はず之を絕たんと欲するも絕つ事能はず。豈に惟だ滅すること能はず絕つ事能はざるのみならんや。苟も之を滅せんと欲し之を絕たんと欲する形跡の社會に漏洩し公衆に窺知せらるゝことあらば人民の感情は之が爲めに傷はれ官民の交換は之が爲めに害せられ其未だ欲望を達せざるの間に早く既に不測の禍亂を醸さざるを保すべけんや。夫れ然り既に不測の禍亂を醸さざるを保すべからずとせば當に之を如何すべき。其滅せんと欲するの志を去り其絕たんと欲するの情を捨て務めて其史書を保證し其儒生と共に邦家の福利を經營するの外他に其道あるを知らざるなり。

然りと雖も不測の禍亂を醸さざるを保す可らずとなして史書を保護し儒生を愛撫し以て此史書と共に民智の開發を慫慂し此儒生と共に邦家の福利を經營すべきは何れの時何れの政府か之を知らざるものあらんや。知れども古今政府の擧動を通觀すれば或は史書を焚き儒生を坑にするの極度に達せざるも其史書を保護し其儒生を愛撫して共に民智の開發を慫慂し共に邦家の福利を經營するの實なきもの往々之れあり。此れ其故何ぞや。顧ふに暴威殘忍を極めんと欲する惡意ありて然るにあらず。又た深刻慘烈を逞ふせんと欲する野心ありて然るにあらず。或

は國家の安寧を企圖し社會の無事を希望するに切なるより却て之を保護し之を愛撫するの實を失ひ理義の勢力は遂に滅絶に歸す可らざるの理を忘れて知らず識らず之を滅し之を絶たんとするの點に傾向し苟くも施政の目的に違ふ史書あれば之を禁遏し苟くも政事の進路に抗する儒生あれば之を拘繫し其極は遂に天下を擧げて唯其意の嚮ふ所に從ひ敢て違戾なからしめんと欲するもの之なしとなさゞるなり。

今夫の國家の安寧を企圖すれば苟くも施政の目的に違ふ史書を禁遏せざるを得ざる乎。社會の無事を希望すれば苟くも政事の進路に抗する儒生を拘繫せざるを得ざる乎。蓋し其史書にして國家の安寧を擾亂せんと欲し其儒生にして社會の多事を釀成せんと欲するものならしめば之を禁遏すべし。之を拘繫すべし。之を禁遏せずんば國家の安寧を擾亂せられん。之を拘繫せずんば社會の多事を攪起せん。然れども若し其史書にして國家の安寧を擾亂せんと欲する史書にあらず其儒生にして社會の多事を釀成せんと欲する儒生にあらず、唯だ其施政に便ならず其政事に私あらざるが爲に一概に之を施政の目的に違ふものとなし之を政事に抗するものとなして禁遏拘繫の擧措あらば名は國家の安寧を企圖し社會の無事を希望するに在るも其實は却て國家の安寧を擾亂し社會の多事を攪起し遂に夫の國家の安寧を欲する史書も變じて安寧を擾亂する史書となり社會の無事を欲する儒生も憤して多事を釀成するの儒生となり昨日の金匱玉冊は今日の羽檄飛牒にして昨日の忠良方正は今日の猛獸蜂蠆たらん。此時に當り焦頭爛額して之を救濟せんと欲するも亦た既に晩矣。況んや史書載する所の理、儒生唱ふる所の義は之を禁遏せんと欲するも禁遏することを得ず。之を拘繫せんと欲するも拘繫する事を得ざるのみならんや。禁遏拘繫

の禍害は遂に薪を抱いて火を救ふの奇禍を逮かんとは。嗚呼亦た何の故に史書を保護し儒生を愛撫するの責を務めて此禍害を免かれざるか。之を保護し之を愛撫するは獨り史書と儒生の爲めのみにあらざるなり。

試に一千七百八十九年佛國憲法會議の決議を見よ。其第十條に曰く法律に戻つて社會の安寧を擾亂せざる以上は何人と雖も其言論を妨害せらるゝことなかるべし其論旨の教論に亘たるも亦た然りと。又た第十一條に曰く思想及び言論を自由に交通するは人類の最も貴重すべき物理の一なり故に凡そ國民たる者は法律を以て制定せられたる場合に於て自由を誤用したる時の外自由に談論し自由に筆記し自由に印刷することを得べしと。此條欵に從はゞ一國の法律を犯して顯然社會に禍害を流すにあらずんば何人と雖も何事と雖も之を談論し之を筆記し及び之を印刷して以て社會に公布し公衆に報道するも之が爲めに禁遏せらるゝことなかるべし。之が爲めに拘繫せらるることなかるべし。然れども所謂法律とは果して何物ぞ。法律未だ必ずしも善良なる理由なし。又未だ必らずしも寛裕なる理由なし。法律にして善良ならば則ち可なり。法律にして善良ならずんば均しく禁遏拘繫を免かれざらん。法律にして寛裕ならば則ち可なり。法律にして寛裕ならずんば或は焚燒坑殺を免かれざらん。故に佛國當時の法律ありて而て此憲法始めて其効を奏すべし。若し佛國をして當時の法律なからしめば此憲法あるも其効を奏する能はざるのみならず却て深刻苛酷の媒助たりしことならん。故に一概に之を可なりと稱するを得ざるも苟くも言論印刷の自由は人類の最も貴重すべき權理なるを知らば務めて史書を保護し儒生を愛撫して以て民智を開發し邦家を利益するを謀らざる可からず。計此に出づるを知らず徒らに國家の安寧、社會の無事を名として史書

を禁過し儒生を拘繋するは一國政府の爲めに取る所にあらざるなり。（明一三・一〇・一）

政體變更論

一

政體必ずしも變更するを要する乎。未だ必らず變更するを要せざるなり。政體必らず變更せざるを要する乎。未だ必らず變更せざるを要せざるなり。然らば則ち政體一定せば萬世之を維持せざるを得ざる乎。萬世維持の政體一朝之を變更せざるを得ざる乎。顧ふに政體なるもの豈に必らず變更するを要する常理あらんや。豈に必らず變更せざるを要する常勢あらんや。唯だ其れ常理なく常勢なし。是を以て時に從ひ勢に乘じ或は必らず變更せざるを要す。或は必らず變更せざるを得ず。之を要するに政體を變更すると變更せざるとは唯だ時勢如何に在る耳。之を有司專治と云ひ之を君主擅制と云ふも均しく是れ政體なり。有司專治果して國に益なき乎。君主擅制果して國に害ある乎。有司時勢に戻らずんば專治なりと雖も豈に國に益なしと爲さんや。君主民望に背かずんば擅制なりと雖も豈に國に害ありと爲さんや。抑も憲政體と云ふも亦是れ一の政體のみ。今や君主專制を變じて立憲政體とせんか苟くも時勢に適せず民情に合せずんば豈國に益あらんや。是の故に善く政體を變更する者は必らず先づ其時勢如何を審かにす。時勢既に審かなり然る後ち之を變更して有司專治たらしむべし。之を變更して君主擅制たらしむべし。況んや之を立憲政體に變更するに於てをや。吾輩は固より信ず。苟くも時勢に戻らず民情に背

かずんば縦横顚倒行つて成らざるものなく施して不可なる所なしと。

試に近時我邦の大勢を通觀するに背て封建の制を改め郡縣の政織で起り天下の政度こゝに始めて一變せるより年を閲すること僅々十餘に過ぎず。理を以て之を論ずれば天下の事物猶ほ未だ創始たるを免かれざるべし。然れども其實に於て之を窺へば既に創始なりと爲す可らず。豈に惟だ創始なりと爲す可らざるのみならんや。天下凡百の事物私となく公となく擧て長足の進步をなし殊に近時に至つては國人漸く政事の思想に長じ東西に南北に到る處として自由民權を談ぜざるなく行く所として政談交社を結ばざるなし。而て其談ずる所の自由民權其結ぶ所の政談交社は果して何事を目的とする乎。皆な曰く立憲政體を創設して參政の權理を鞏固にし邦家の福利を增進せんと。是に於てか太政官に元老院に及び大臣參議の私邸に國會を上言し國會を請願する者陸續織るが如く足門に及ぶこと千囘なるも未だ辭するを知らず。書上つること百囘なるも未だ倦むを知らず。乃ち輿論の赴く所公論の歸する所は唯だ此一點に在るが如し。然らば則ち此時勢をこれ如何なる時勢となすか。甚愚なる者にあらざるよりは誰か之を國民方さに立憲政體を熱望する時勢なりと論斷せざる者あらんや。

嗚呼國民方さに立憲政體を熱望するや斯くの如し。而して　聖明夙に民意の向ふ所を察せられ昭々たる詔勅あり。然り而て說をなす者曰く今日の時勢は國民方さに立憲政體を熱望する時勢にあらざるなし。然りと雖も試に太政官に元老院及大臣參議の私邸に國會を上言し國會を請願する所謂國會建言者と國會請願者とを觀よ。果して國家の大事を寄托し天下の重任を負擔せしむるに足る者なるか。蓋し決て然らざるなり。其言語文章を聞見し其進

退擧動を觀察するに概ね無學無術纔かに國會を奇貨として名利の間に奔走するの徒に過ぎず。豈國家の大事を寄託し天下の重任を負擔せしむるに足るべき才識ある者ならんや。是れ則ち時勢既に到着するも猶ほ未だ政體を變更するを得ざる所以なりと。吾輩此語を聞く豈に爲めに其事理に暗きを憫笑せざるを得んや。蓋し夫の國會建言者と國會請願者とは果して何人を謂ふか唯だ是れ國會を建言するものなり。惟だ是れ國會を請願する者なり。豈に我に國家の大事を寄托せよと建言する者ならんや。豈に我に天下の重任を負擔せしめよと請願する者ならんや。彼既に我に國家の大事を寄托せよと建言する者にあらず。我に天下の重任を負擔せしめよと請願する者にあらずんば之を建言し之を請願する者をして假令ひ國家の大事を寄托し天下の重任を負擔せしむるに足らざる者ならしむるも國會を開き憲法を定むるに於て何の不可あらんや。況んや之を建言し之を請願する者未だ悉く斯くの如き者にあらざるなり。若夫の無學無術國會を奇貨として名利の間に奔走する者は吾輩未だ之あるや否を知らず。萬一之あらば吾輩も亦之を責黜するを辭せざるなり。然りと雖も一利の起るや一害之に從ひ一益の生ずるや一弊之に從ふは古今の常數なり。故に萬一國會を奇貨として名利を謀る者あるも安ぞ之が爲に國會の開設を阻遏するの理あらんや。且つ夫の未だ之を求めずんば野に賢なしと謂ふ可らず。未だ之を擧げずんば下に人なしと謂ふ可らず。今未だ國會を開設せず未だ政體を變革せず。而て徒らに曰く國家の大事を寄托し天下の重任を負擔せしむるに足る者なしと。嗟乎果して斯くの如くならば何時か復た國家の大事を寄托し天下の重任を負擔せしむるに足る者あらん。抑もかの國會請願の徒は時勢の爲めに動かさるゝものなり。即ち其徒を目して直ちに時勢となすべし。

夫れ已に時勢なり。何ぞ其賢不肖を問はん。何ぞ其進退擧動を論ぜん。孟軻云はずや雖有智慧不如乘勢有鎡基不如待時と。今は則ち國民正に立憲政體を熱望する時勢なり。又た何を苦んで此時勢に乘じて立憲政體を設けざるか。吾輩は識者の言必らず政府の意見にあらざるを信ずるなり。

二

時勢に乘じて政體を變更せば何の政體か變更す可らざらん。時勢に戻つて政體を墨守せば何の政體か能く維持するを得ん。嗚呼時勢に乘ぜんか將た時勢に戻らんか苟くも禍亂を好み患害を樂しむ者に非ざるよりは誰か時勢に乘じて政體を變更するを知らざらんや。又誰か時勢に戻つて政體を墨守するを欲せんや。然りと雖も如何なる時勢はこれ乘じて以て政體を變更すべき時勢なるか。是れ未だ知る可らず。如何なる時勢これに乘じて以て政體を變更す可らざる時勢なるか。是れ亦た未だ知る可らず。蓋し未だ變更す可らざる時勢に方つて之を變更せば壞崩四出天下復た救治す可らざるに至らん。又若し變更す可き時勢に際して之を變更せずんば上下乖離政體終に維持す可らざるに至らん。此二者皆な不可爲矣。是故に時勢に乘じて政體を變更するは極めて易く而て乘ず可きの時勢を知つて能く其政體を變更するは實に難し。

昔者フランスの帝國たるや君主の權威古今殆んど其比を見ず。而て其斯くの如き權威を養成したるは固より一朝夕の積む所にあらず。顧ふに初め佛國の政體は立憲政體にあらずと雖も亦た純然たる君主專制にあらず。名門貴族各々其權威を弄して君主の專制に安んぜず。殊に第十六世紀の變革より、一時君主は國民の代理者たるに過

ぎざる者の如くなりき。然れども久しからずして一變し君主の權威歲に日に駸々其步を進めルヰ十三世の時に至つては既に兵力を以て貴族を壓抑するの地勢に進し次でルヰ十四世の時に及んでは兵力も既に要する所にあらず苟も其分に逆ひ其意に戾る者あらば徒手之をバスチールの獄舍に拘繫するは掌を反すよりも易く國內敢て違背する者なし。稀れに議院の之に抗爭することあるも當時の議院は其權威微弱にて一に王命に因て左右せられ尙ほ王命に從はずんばトロアにソアソンに及びポントアスにバスチールに唯其意の向ふ所に任せて之を禁繫し之を追放して餘喘を存せしめず。是に於てか司法なり立法なり凡そ一國施政に要する者擧て之を君主の一身に占有して曰く王の望む所は法の望む所なりと。誠に專制の極度に達したりと謂ふべし。ルヰ十五世も亦前王の餘威を襲ふて權威を弄し乃ち曰く立法の權は唯朕一人に在り屬する所なく分つ所なしと。ルヰ十六世は稍や前王に似ずと雖も明察果斷の資に乏しく寺人宦官の爲めに其志想を二三にし且つ蹈襲の權威に乘じて國民を抑壓して曰く國民何ぞよく爲さん其權其利皆な我有なりと。而て一旦革命の起るや疾雷耳を掩ふに遑なく政體早く國民の爲めに變更せられて臭を萬世に流せり。此れ其故何ぞや。佛王皆な權威なき君主にあらず。是を以て其權威を恃んで時勢の旣に一變したるを悟らざるに坐するのみ。蓋し名門貴族其權威を減縮すれば平民の權威多少伸縮する所あらん。其他議院を窘迫し國民を壓抑するが如き皆な天下の憤怒を速くの原因ならざるはなし。彼既に天下の憤怒を速くの原因を布く。天下の時豈に爲めに一變せざるを得んや。此一變したる時勢に應ずるに猶ほ舊時の政略を以てせんと欲す。豈に亦た難からずや。若し佛王をして此時勢に觀る所あり早く政體を變更して民情に從て時勢に應ぜば

革命の奇禍を速かざるや未だ知る可らず。而るを計斯に出づるを知らず、徒らに積威を恃んで却つて奇禍を速くに至る。亦た悲しむに堪たり矣。

然りと雖も佛國の事跡は是れ危邦の遺事なり、豈に今日の昭代に說くを要せんや。又吾人の說くを悅ばざる所なり。抑も我政府の舉措は嘗て時勢に戾らざるのみならず、且つ常に時勢に先んじて能く政略を轉變するの實あり。試に維新後の事跡を觀よ。時勢未だ平等を欲せざるに早く士の常職を解き時勢未だ所有の權を爭はざるに先づ地券を發行し其他議會なり裁判なり凡そ此類枚擧するに遑あらず。殊に立憲政體の如きに至つては國民未だ其何物たるを知らざる昔日に於て既に已に萬機公論に決するの詔勅あるのみならず、此詔勅を鞏固にせる明治八年の聖詔ありて以て今日に馴致し今日に至つては寧ろ上の好む所下之より甚だしきの實あるにあらずや。嗚呼然らば則ち今日に至つて國民をして正さに立憲政體を熱望せしむるの時勢を作爲したるものは即ち我が政府なるは昭々火を見るが如し。而して我政府此時勢を作爲したりとせば、此時勢の既に到着したる今日に及んで豈に其素懷に背き民望に戾り時を考顧みざる如きことあらんや。是の故に我邦の立憲政體に遷る事果て何の時に在るや、未だ其畔岸を知らざるも蓋し必らず遠きに非らざるを保するなり。(明一三・一一・四、八)

富を欲する者は北海道に行け

廣袤數百里、其物產饒多ならざるにあらず、其土壤沃肥ならざるにあらず。然り而て所謂饒多の物產未だ盛んに

開けず、沃肥の土壤未だ大に耕さず、天賦の富源を擧げて猶ほ豺狼熊羆の蹂躪に委するもの、此れ我北海道の實況にあらずや。吾輩北地の開産を慫慂するは特に今日に始まるにあらず、幾たびか之を論じ幾たびか之を說き、殆んど其蘊を餘さゞるに似たり。然りと雖も夫の物產猶ほ未だ盛んに開けず、土壤猶ほ未だ大に耕さざること今日の如し。是れ果して何事に職由するか。顧ふに開拓の事一朝一夕の能く其效を奏すべきものにあらず、必らずや藉すに歲月を以てせざるを得ざるは、吾輩の固より知る處なり。然れども其今日の實況の如く猶ほ豺狼熊羆の蹂躪に委する所以のもの、是れ時機の未だ到らざるが爲めか、將た人事の未だ務めざるが爲めか、一念斯に至る毎に未だ嘗て長息せずんばあらざるなり。

昔者德川氏の幕府を鎭するや北地の開產を奬勵せざるにあらず。然れども當時規模未だ立たず、經畫宜を得ず、纔かに奧羽の諸藩をして各地に守兵を派遣せしめたるの外未だ大に爲す所あらざりき。是を以て物產起らず移民多からず、全道を通觀するも人口僅々五六萬、物產寥々數ふべし。此時に方り北地は殆んど無人の境なり、不住の地なり。物產開かんと欲するも開くに由なかりしならん。土壤耕さんと欲するも耕すに便なかりしならん。天賦の富源を擧げて豺狼熊羆の蹂躪に委したるも深く怪しむに足らざるなり。若し夫の維新の後は則ち然らず。夙とに開拓使を置きて開產に從事し幾百萬の資金を投擲して愛惜する所なく數百千の人民を移殖して猶ほ續かざらんことを恐る。政府の開產を奬勵する所以のもの誠に懇到なりと謂ふべし。是を以て嚮きの所謂五六萬の人口は漸く信蓰し寥々たる物產も亦漸く變じて繁盛ならんとす。頃日北地より出京せる知友の報道に據れば全道の戶數（本

籍寄留及び舊士人を合せて）二萬八千有餘、人口（同上）二十萬五千有餘、製造所及び牧畜養蠶場等四十許、銀行及び會社も亦た（本支店合せて）三十有餘ありと。果して然らば之を昔日の實況に比して其開進したる豈に啻に霄壤のみならんや。誠に盛なりと謂ふべし。然りと雖も吾輩を以て之を觀れば北海道は猶ほ未だ豺狼熊羆の遊園たるを免かれず。試に看よ、夫の戸數二萬八千有餘、人口二十萬五千有餘は衆多くなるに似たりと雖も、之を全道に割布すれば滄洋の一粟、曉天の殘星のみ。安ぞ之を衆多なりと謂ふを得んや。又夫の諸製造所及び牧畜養蠶場の如き其の數を問へば、四六許なるも其實を窺へば製氷造船等二三を除くの外概ね官設なり。人民の私業にあらず。其他銀行なり會社なり、其名を聞けば壯大なるも其業を觀れば未だ大に振はざるが如し。是を以て全道中最も開產に從事すること久しと稱する函館支廳の管治する所と雖も、牧稅の地田畑合計五千四五百町、海產千場五十七八萬坪に過ぎず。而て其海產の收穫を問ふも亦た二十五萬七八千石に出でざるにあらずや。（以上昨年及び一昨年の調高を參酌す）是に因て之を見れば蓋し必らず到る處に遺利あり、行く處に遺產あらん。況んや北海道の物產たる金銀銅鐵石炭木材等より鮭鱒鯡鰯鮑鰕海草の類に至るまで海陸の物產勝て數ふべからず。古人の所謂之を採つて限りなく之を用ひて盡くるなきもの、是れ我北海道の謂にあらずや。而て今此探つて限りなく用ひて盡くるなき物產を開くこと僅以上述ぶる所のものに過ぎずんば、安んぞ之を論斷して猶ほ未だ豺狼熊羆の遊園たるを免かれずと僞さゞるを得んや。

斯くの如く北海道の物產は之を昔時に比すれば、長足の開進をなしたりと雖も、翻つて之を天賦の富源に溯れば

物産猶ほ庫中に在りと謂ふべし。是故に苟くも大に爲す者ありて此庫を發かば夥多の物産始めて盛んに起らん、肥沃の土壌始めて大に耕すを得ん。且つ夫の山野に出ずる者なり河海に産するものなり、凡そ北海道の物産は農産ならざるもの殆んど稀れなり。而て夫の農産に從事するは今其古の云ふ所に異りと雖もこれ我國人の所長にあらずや。故に之を情に問ふも之を理に訴ふるも、北海道の開産に從事するは難事なりとなす可らず。況んや北地寒冷なりと稱するも行く處として住す可らざるの度にあらず。遼遠なりと稱するも舟あれば一旬を出でずして欲する所の地に達すべし。而て豈に惟だ住すべく達すべきのみならんや。之に住せんと欲すれば懇到なる政府の保護あり、之に達せんと欲すれば船舶の之が便を謀る者あり。嗚呼何故に世人は此富源を開發して豺狼熊羆の遊園を奪はざるや。吾輩故に曰く、富を欲する者は北海道に行けと。其富裕の源、斯に存するを以てなり。（明一四・一二〇）

巷説を駁す

坊間奇説あり、曰く近時自由の説民權の論致る處に起り行く處に振ひ浸漬陸梁漸く將さに政府に不利ならんとす。是時に方り勤王の士未だ大に起らず官權の徒未だ大に振はず之を放任すること數年ならば其説其論益し亦寛測す可らざるものあらん、是故に苟くも政府の爲めに謀らんと欲せば勤王の士を鼓舞して大に起らしめ、官權の徒を慫慂して大に振はしめ、以ての自由の説を排し民權の論を斥けざる可らず、而て果して之を排し之を斥けん

と欲せば則ち當さに之を如何すべきか、唯夫の貴族をして起つて勤王の士たらしめ宗教をして振つて官權の徒たらしむるに若くはなし。是れ近來華族を優遇し神道を保庇する所以なりと。嗟乎此說果して政府の意見なるか。

顧ふに政府は何を恃んで輕重をなすか。宗教を恃まんか、貴族を恃まんか。夫の宗教、貴族皆な恃むに足らざるにあらざるなり。而て之を恃まんと欲せば宜しく恃むに足るの實あつて然る後ち始めて恃むべし。若し夫れ恃むに足るの實なくんば之を恃むも豈に政府の輕重を爲さんや。其をして恃むに足るの實あらしむるも之を恃んで輕重を爲す如き政府はこれ宗教の屬隷なり、貴族の臣僕なり。赫々たる政府の權威果して安くに在るか。且つ夫の恃む者は從なり、恃まるゝ者は主たり。主にして一旦不平情を揮て長去せば復た何を恃んで其重を爲さんとするか。區々の恩愛は以て之を羈束するに足らざるなり。苟安の政策は以て之を馴服するに足らざるなり。此時に際し大事既に去るにあらずや。是故に吾輩は固より信ず、之を恃まんと欲せば其をして恃むに足るの實あらしめざる可らず。而て其をして恃むに足るの實あらしめたるの日は即ち其弊に耐へざるの日ならん。

古より宗教若くは貴族を恃んで輕重を爲す政府たきにあらず。然りと雖も斯くの如き政府にして遂に其毒害を免かれたるものあるか。試に看よ、昔者歐洲宗教の威力旺盛たるに方り各國の人民爭ふて之に歸依し苟くも宗教の命ずる所は是となく非となく唯違戾あらんことをこれ恐る。是を以て當時の社會に在て無限の威力を有する者は獨り宗教にして一呼して起れば萬象立どころに應じ、一令して號すれば百族萬里に奔走し天下を擧げて唯宗教の蹂躪に委したりき。是時に方り宗教を恃むの政府は宗教と共に無限の權威を有し專擅の政抑壓の治之を施して

行はれざるなく之を行つて成らざるなし。然れども殊に知らず、其施して行はれざるなく行つて成らざるなきの權威は適々宗教の毒害を養成する所以にして、宗教の爲す所は政府の權威を以てするも遂に之を如何ともするなきに馴致し、一朝宗教の歡心を失へば支離扞格の憂踵を旋らさずして起り、天下遂に救治す可らざるに至つて醜を後世に傳ふる者幾んど枚擧するに遑あらず、又顧て貴族を觀よ、其平居無事能く政府を輔翼するの日は則ち之が爲めに政府養尊自高專擅の政以て施し能はざるにあらず、抑壓の治以て布く能はざるにあらず。然れども一旦不幸にして相乖離するに及んでは貴族たる者富貴の勢に狃れ權威の重きに乘じ驕慢自縱遂に豺狼の慾を逞ふして漸く政府を凌壓せんとす。而て事こゝに至るに及んでは政府は既に其恃む所を失ひ惟だに之を統御するの道を得ざるのみならず、外に依るの黨援なく内に恃むの臣屬なく、夫のルキ十六世の貴族を恃んで狂暴を逞ふし貴族を失つて孤獨に苦み、終に刑場の迷鬼となり、萬世の下其狂暴を憫笑せしむる如き者、豈に惟だ一二數のみならんや。於是乎宗教の恃むに足らざる、貴族の依るに足らざる、顯然以て證すべし。

反つて我國情を通觀するに、恃んで以て政府の輕重を爲すに足るの宗教なく貴族なし。是を以て政府の施す所は宗教の爲めに行はるゝに非ず、貴族の爲めに成るに非ず、卻て宗教の一起一仆、貴族の一興一廢は皆な政府の方寸に屬し苟くも命に戾らば之を仆すも可なり、之を廢するも可なり、豈に此宗教と貴族との爲めに輕重を爲す如き政府ならんや。況んや我邦の宗教多くは政府の保護にあらざれば存立する能はず。其神道の如きに至ては惟だに存立する能はざるのみならず、宗教の原理既に去り政府の保護を受るにあらずんば殆んど其所祭の眞神を辨知

する能はざるもの丶如し。又顧て貴族を觀れば概ね深殿の內に生れ、婦寺の事に長じ、治國經世の何物たるを知らず。其甚だしきに至ては一家の生計猶ほ或は躬らする能はざるを恐る。之を如何ぞ、其れ政府を輔翼するに足らんや。是故に苟くも此宗教と貴族とをして政府の恃んで輕重を爲す者たらしめんと欲せば、先づ其をして恃むに足るの實あらしめざる可らず。而て其をして果して恃むに足るの實あらしめば、政府は乃ち遂に其屬隷たり臣僕たるに至ることなからんか。況んや古より開進の政策多くは宗教と貴族との爲めに遮遏せらる丶を恐る丶に於ておや。それ何を苦しんで好んで屬隷となり進んで臣僕となり遂に自ら開進の政策を遮遏せられんとするか。吾輩は其未だ恃んで利するに至らざるに早く既に其弊に耐へざらんとするを恐る丶なり。之を如何ぞ、貴族を鼓動して勤王の士たらしめ宗教を慫慂して官權の徒たらしめんとするの迂策あるべけんや。而て既に此迂束ある可らずとせば、則ち當さに之を如何すべきか。唯宜しく自由の說をして益々起らしめ民權の論をして益々振はしむべし。而て之を起し之を振はし餘威の溢る丶所餘力の激する所漸く將に政府に不利ならんとするを知らば、何故に速かに國會を創立し國憲を設定して以て此禍害を未萠に防遏せざるや。況んや政府の恃む所は唯だ民心のみ。苟くも民心を得ば宗敎貴族將た何の要する所ぞ。若し然らず民心一朝離散する如きことあらば、宗教ありと雖も貴族ありと雖も又將た何の益する所あらんや。是をこれ察せず、恃むに足らざるを恃んで以て政府の爲めに謀らんとす、誠に危邦の遺事に倣ふものと謂ふべし。是れ豈に堂々たる政府の宜しく爲すべき所ならんや。是故に吾輩は政府の華族を優遇し神道を保庇するは果して如何なる理由あるやを知らずと雖も、坊間に稱道する奇說の如きは固より齊東野人の語

なるを信ずるなり。（明一四・三・九）

改進主義の誤用

魯人爲長府。閔子騫曰。仍舊貫加之何。何必改作。夫の長府は一倉庫耳。之を改作するは魯國民力の堪へざる所にあらざるなり。而て曰く舊貫に依らば之を如何と。舊貫それ依るに利あるか、顧ふに夫の改作の事、民を勞し則を靡する少小なりとなさず。是を以て之を改作して果して利あるも、苟くも之を改作せずして害なくんば改作するを要せざるなり。況んや地に舊制あり、民に遺治あり。此制を改めて果して地に適するか、此法を變じて果して民に便なるか。其をして地に適し民に便ならしめば則ち可なり。若し然らずんば其制の良なるも其法の美なるも寧ろ舊貫に依るの優れるに爲かず。於是乎知る、閔子騫の言亦中る所あるを。

維新以來我政策の在る所を通觀するに未だ嘗て改進の政策ならざるはなし。是を以て之を大にしては中央政府の施政より、之を小にしては地方政府の吏務に至るまで、凡そ政黨の上に坐して政務に從事する者は皆な改進を以て主義となし、改進を以て辭柄となし、其實往々改進の道に戻るものあるも、人若し之を許して守舊なりと云はゞ憤然として曰く、是れ誹議なり是れ讒謗なりと。夫の誹議讒謗は中心の之を許さざるより起る。若し其をして中心守舊を是とするものならしめば、之を守舊なりと評するも安んぞ誹議讒謗せられたりと憤怒するの理あらんや。其の改進を是とする明かなり。然りと雖も是れ亦一世の風潮のみ。政黨に坐する者豈に悉く改進を主義とす

ろ人なるべけんや。唯だ我邦の大勢嘉永年間始めて外交を開ひてより未だ二十餘年に過ぎざるも守舊の人、志を政路に失して改進の士、代つて要路に當り苟くも改進を唱ふる者にあらざれば志を官海に得ざるのみならず、民間の事業と雖も亦之を執るを得ず。斯くの如き情勢あるが故に一世の風潮は早く既に改進の方に偏倚して、遂に守舊の字面を以て誹議讒謗を表するの語と妄信するに至れるにあらざるを知らん。斯の如き風潮に播蕩せられて改進を唱ふる者多くは初めより改進を是とするの定見あるにあらず。是を以て其改進の政策を施すに方り往々改進の何ものたるを解せず、徒らに舊制を破り遺法を覆へし、其果して地に適するや民に便なるやに至つては茫乎として之を知らず。唯だ曰く是れ歐米の制なり、必らず良ならん。歐米の法なり、必らず美ならんと。而て其所謂良政美法は既に已に我舊貫に存するを知らざる者亦之なしと爲さず。歎くに堪ゆべけんや。

試に看よ、昔者徳川氏の大政を掌有するや、七道の侯伯各々其封内を自治し今日より之を追論すれば抑壓あり專制あり其良治ならざるは固より言を待たざるなり。然りと雖も、當時侯伯の政を執るや概ね專政獨斷猶ほ日本國を分割して數百の小國をなしたる如く、幕府の大權威を以てするも畫一の制法を普及せしむる能はざりき。是時に方り日本國は恰もこれ分權の國にして集權の國にあらず。既に集權の國にあらず、於是乎地に適せざるの制あれば幾回も之を變更し民に便ならざるの法あれば幾回も之を釐革し唯適するの制、便なるの法あらんことをこれ務む。是を以て其制法抑壓專制なるも其地に適せず民に便ならざるものに至つては殆んど稀れなり。況んや當時の制法概ね之を實驗に徴し徒に他邦の制法を模擬したるの比にあらざるに於てをや。夫の河村瑞軒の淀川に於ける、

熊澤蕃山の旭川に於ける、其制の良と稱するも彼豈に空論を談じて此土木を萬一に僥倖せしや。必らずや之を實驗に徵し之を經歴に考へ以て此良制を立つるを得たるのみ。而てこれ特に河村熊澤の淀旭二川に於けるのみならず、舊制遺法に遡て之を講究すれば其斯くの如くならざるもの果して幾何ぞ。吾輩は往時を追囘し古書を披閲して其舊制遺法の良美なるものに遭ふ毎に、未だ嘗て之を今日に復せんことを希望せずんばあらざるなり。

然るにも關せず、政黨の上に坐して政務に從事する者、往々實驗なく經歴なく唯だ新制を布き新法を施すを以て改進の道なりと妄信し、故らに舊制を破つて地に適せざるの新制を布き、故らに遺法を覆へして民に便ならざるの新法を施すもの之なしと爲さず。是れ豈に改進の道ならんや。寧ろ改進の弊なりと謂ふべし。而して此弊の今日に行はるゝ獨り政黨の內、數人の官吏のみならず、地方議會の如きも亦た此弊に感染し舊制遺法を破壞すべき制法を出すの有司あれば、亦た舊制遺法を破壞すべき議決をなすの議員あり、彼之を以て來たれば我之を以て應じ、彼我相助けて共に地に適せざるの新制を創め民に便ならざるの新法を起し、其勢の赴むく所恰も輕車に乘つて駿馬を馭するが如く、狂奔快馳底止する所を知らざるもの、豈啻だ二三地方のみならんや。於是乎方今の患は守舊にあらずして改進に在り。改進にあらずして改進の誤用するに在り。此誤用にして已まずんば我日本は遂に如何ぞや。一念斯に至らば舊制遺法豈に之を擇ばざるを得んや。蓋し今日遺俗流風の善美猶ほ存するものなしとせず。此時に當り何故に舊制遺法を參酌して以て地に適し民に便なるの制法を求めざるや。夫の歐米の制と云ひ歐米の法と稱するも、果して舊制を破り遺法を覆へして以て故らに新奇を求めたるの制法なるか。吾輩は未だ其此くの如くなる

を信ぜざるなり。世の制法を作爲する者願くば省慮する所あり、以て長府を爲るに類する如きこと勿れ。

（明一四・三・二五）

地方分權論

吾輩の地方分權を主張するや久矣。而して其間種々の點より論究し今日に至て殆んど餘蘊なきに似たり。然りと雖も地方未だ分權の實を得ず。是を以て猶は畫一の政令に制せられて往々不便を訴ふを如きもの特に二三地方のみならざるが如し。是れ果して地方分權を實行する能はざる乎、抑も亦地方分權を欲せざる乎。苟くも分權を實行する能はずんば吾輩何をか論ぜん。若夫の分權を欲せずと云はゞ安んぞ爲めに之を議せざるを得んや。

顧ふに地方分權は地方議會に充分の權理を分與するの謂なり。地方政府に至大の權理を與ふるの謂にあらず。是を以て地方政府をして如何なる權理を有せしむるも、地方議會の未だ充分なる權理を得ざる間は分權の實決して行はる可からず。況んや今日の地方政府或は其議會と親密なる關係を有せず、其權威によりて議會を壓せんとするものあるに於てをや。苟くも此議會をして充分なる權理を有せしめ地方政府を牽制して專横ならしめず、議會をして地方の政策を主宰せしむるの域に達せずんば、良しや中央政府をして畫一の政令を秉操せしむるも地方の隆盛未だ必とす可からず。而るを況んや萬一にも中央政府は其政權を集攬して地方に分割せず地方政府は其權威を恃んで議會を壓せんと謀る如き事あらば、何の時にか地方の隆盛を期すべけんや。是故に地方の隆盛を謀らんと欲せ

ば地方分權の政策なかる可らず。而て地方分權を謀らんと欲せば地方議會に充分なる權利を分與せざる可らず。此二つのもの相待て邦家の福利を進め相戻つて邦家の禍害を生ずべし。政黨の上に立つて邦家の富强を畫策する者、安んぞ富强をこゝに定めざるを得んや。

人或は云ふ、府縣會規則に據れば選擧被選擧の權理を有する者其區域甚だ廣からず。是を以て常に其人を得ざるに苦しむ。而て其人を得ざるに苦しむ議會は未だ以て充分なる權理を與ふるに適せる議會ならずと。善哉言や、吾輩も亦た現行の府縣會規則に據て或は其人を得ざるを恐るゝなり。然りと雖も此議會を以て直ちに充分なる權理を與ふるに適せずと爲すは乃ち太甚しきなからんか。吾輩請ふ試に府縣會規則に從つて我政權を有する者の略表を掲て、此議會の猶十分なる權理を有するに足るの實況を知るに便ならしめん。

府縣	被選擧權を有する者	選擧權を有する者	合計（政權を有する者の總計）
東京	六、七五〇	五、三七三	一二、一二三
京都	一五、九九一	一五、〇九六	三一、〇八七
大阪	五、八〇三	三、七九七	九、六〇〇
神奈川	一五、二八五	五、九五六	二一、二四〇
兵庫	四四、九八二	四二、三三九	八七、三二一
長崎	二一、七六五	二〇、二一三	四一、九七八

新潟	二九、〇九〇	四七、六九三	七六、七八三
埼玉	三一、七九〇	二五、五七三	五七、三二三
千葉	二七、六八九	三、二五四	三〇、九四三
茨城	二七、五九三	一一、六六二	三九・二五五
群馬	一五、四六〇	一六、一七九	三一、六三九
栃木	一九・七〇九	一六、八六七	三六、五七六
堺	二二、九三三	一一、七四三	三四・六七六
三重	三八、四三四	二七、九三六	六六、三七〇
愛知	三六、六九四	二・八三三	三九・五二七
静岡	二二、六九三	一三、九七五	三六、六六八
山梨	五、八二二	六、二七六	一二・〇九八
滋賀	三二、七一二	二六、〇四二	五八、七五四
岐阜	一九、九五五	二二、八一八	四二・七七三
長野	一九、六〇一	二九・五〇六	四九・一〇七
宮城	一九・三二一	四、九七一	二四、二九二
福島	三三、二七六	三六、二六五	六九・五四一
岩手	一一、〇三三	一一、五五八	二二・五九一

青森	九、四七六	一、三五〇	一〇、八二六
山形	一五、四八一	五、三〇一	二〇、七八二
秋田	一三、八〇〇	四二八	一四、二二八
石川	四八、八三五	三二、五八八	八一、四二三
島根	二三、九三一	二、二〇七	二六、一三八
岡山	三一、二一三	三四、六七一	六五、八八四
廣島	一七、五八九	二二、三七七	三九、九六六
山口	一〇、二〇七	二二、五七五	三二、七八二
和歌山	一七、〇五三	一二、八三四	二九、八八七
愛媛	二四、一八二	二六、二三五	五〇、四一七
高知	一三、四三三	八、四七五	二一、九〇八
徳島	一二、八〇四	七、七五九	二〇、五六三
福岡	三〇、一四四	二二、四六七	五二、六一一
大分	一三、〇二二	二八、一七七	四一、一九九
熊本	二五、四三一	六、六八二	三二、一一三
鹿兒島	三六、二五一	四、〇六五	四〇、三一六
總計	八六七、一九二	六四六、一一六	一一、五一三、三〇八

以上掲記せる政權を有する者の略表は固より詳細を知るを得ずと雖も、其概略を知るに於て既に充分なるべしと信ず。而て今此表に從つて之を我全國の戸口に比算すれば戸主百人に付政權を有する者二十人有、人口百人に付同四人有餘なるべし。又顧て府縣會議員の總數を閲すれば千九百二十餘人に過ぎず。而て此人員を夫の被選權を有する者八十六萬七千百九十餘人中より選擧するとせば之を選擧するに於て其人なしと爲す可らず。是を以て苟くも此府縣會規則を改正して政權を有する者の區域を擴充する事あらば、其人を得るに於て今日に優る方々なるべしと雖も、假りに此規則を以て足れりとするも猶ほ且つ此くの如し。之を如何ぞ、充分なる權理を分與するに適せざる議會と爲すべけんや。

論じて斯に至らば今日はこれ地方分權を謀る能はざるの時機にあらず。然り而して猶ほ未だ分權の實を得ざる所以のもの是不爲也、非不能也。且つ我政府にして苟くも分權の政策を施さんと欲せば區々たる府縣會規則何の變ふる所ぞ。之を改定するも可なり、之を修正するも可なり。若くは之を全廢して更に至當の規則を草するも可なり。況んや我今日の民情は漸く畫一の政令を好まず、其不便を論じ其不利を説く者各地に嘖々たり。此時に方り蕩然舊制を一變し地方議會に與ふるに充分の權理を以てして分權の實を得せしめば地方の隆盛期して待つべし。而て地方果して隆盛の域に至らば我日本の富强は求めずして至らん。斯くの如く覩易きの理あるにも關せず、我中央政府の猶ほ集權の政策を確執するものあるに似たるは、これ地方分權を欲せざるが爲め乎、將た他に事由ある乎。吾輩之を解する能はず、暫らく記して輿論に問ふ。(明一四・四・二七)

讀太政官第八十八、九號布達

我政府は太政官第八十八號布達を以て太政官中の六部を廢し、更に第八十九號を以て同官中に參事院を置れたりき。其職制章程は去二十二日の紙上に登載する所の如し。是れ實に近來の一改革たり。加ふるに此廢置と共に廟堂の官吏を進退し、乃ち大木參議は元老院議長を罷めて司法卿を兼ね、伊藤參議は創置の參事院長を兼ね、西鄕參議は農商務卿を兼ね、山田參議は內務卿を兼ね、寺島參議は元老院議長に轉じ、松方內務卿は參議に進んで大藏卿を兼ね、大山陸軍卿川村海軍卿福岡文部卿は皆な進んで參議となり、兼官故の如く佐野大藏卿は元老院副議長に轉じ、田中司法卿は參事院副長に轉じ、山尾工部卿は參事院議官に轉じ、佐々木元老院副議長は參議に進んで工部卿を兼ね、其他參事院議官となる者會計檢査院長となる者工部外務の少輔となる者歷擧せざるも讀者の旣に知る所なり。而して此の回に際し官を解て遂に轉ずる所なき者は嚮きに大隈君あり、今唯河野君一人のみ。

今夫均しく政府人なり、其轉じて甲省に遷るも乙院に移るも唯これ政府中の運動のみ。其遷移更迭皆行政者の便宜の存する所に由りて起りしなるべし。蓋し亦斯くの如くせざる可らざるの情由ありしを以て今般此改革ありしを信ずるなり。按ずるに昨年二月廿八日の改革までは參議は必ず兼官あるの制にして、各省の長官は必らず內閣を組織するの人たるが如き制なりし。然るに昨年二月廿八日の改革により我政府は專任參議を置き太政官中六部を設けたり。當時吾輩竊かに以爲く、是れ或は佛國の所謂コンセーユ・デタに倣ふものにあらずやと。爾

來其成跡を歴覗するに亦然らざるものあるに似たり。而して其後審理局を開て地方議會と地方官との爭訟を審理するに至れり。此に於て專任參議に就て吾輩が解釋せるの主意と異るの制なるを知了せり。議者或は曰く、專任參議全權を抱持して內閣に入る、內閣は諸政の出る所なり、各省長官は猶ほ次官の如し、故に此等の改革に就ては各省長官に存したるの權、內閣に遷移したるのみにして固より行政部內事務取扱上の改革なりとせり。吾輩も當時の紙上此くの如きの事を草して世に告げたりき。

夫れ行政の便に由て進む者は亦行政の便に由て退くべし。行政の便を以て起る者は亦行政の便を以て廢すべし。專任參議若し行政の便に出でたりとせば今に及んで諸省長官を兼ぬるも深く怪しむを須ゐざるなり。然りと雖も我邦の慣例稱して內閣と爲すものは諸省長官にあらずして大臣參議に在り。是を以て入て專任參議となれば之を內閣分離と云ひ、出でゝ諸省長官を兼れば之を內閣聯合と云ふ。其稱新奇なりと雖も邦人の稱する所斯くの如し。然らば則ち今回の改革はそれ內閣聯合か。然り而して此改革は何に由りて起りたるか。或は云く國會の開設今より十年を期せり。此間經畫の責有司に在り。有司たる者豈に廟廊の內に安坐して成を仰ぐの秋ならんや。必らずや進んで勉むる所なかる可らず。於是乎嘗て任ぜし六部は之を廢して參事院に委し、進んで諸省に長たりと。此說果して信なるか、吾輩未だ之を審かにせずと雖も若し其をして信ならしめば改革の宜きを得たるものと謂ふべし。吾輩は此改革に就ては固より是非すべきこと無しと明言せざるを得ず。何んとなれば行政部內の官吏が其政務を執行するには必ず各主義とする所あらん、其主義を達するには固より之れを達するに便なるの方法を要する

なり。即ち今般の改革たる內閣中に於て重權を占めたりし大隈君の辭職せられたるに就き又同君の主義の存して事務執行の方法を成したるもの無きにあらざる可し。若し之れ有らば同君の辭職と共に政府に存立す可らざるの情由あらん。又新たに參議となり或は遷移轉任のことあるに就ては固より在來の方法を變じて事を執るの道を求めざる可らず。是れ今般の改革を生じたる情由ならんか。之れを要するに今般の改革は再び昨年二月以前の舊法に基き之れに一の參事院を加へて一たび設けられたる六部を統轄するに過ぎざるなり。

今回の改革は行政上已むを得ざるの改革にして敢て是非すべきことにもあらず。而して其改革は客年二月以前の故に復し、之に一の參議院を加えたるに過ぎざるは吾輩昨日の紙上に論ずる所の如し。今請ふ進んで所謂參事院は如何なるものなるやを究めん。

謹んで參事院章程を按ずるに其第一條は此院の所屬を定めたるものゝ如く、而して其第二條以下第六條に至るまでは此院の組織を示し、第七條以下第十條に至るまでは此院の權限を示し、第十一條は事務の分掌を示し第十二條以下第十九條に至るまでは議事の惣則を示し終尾の第二十條は文案稽失の責を示したるが如し。此通計二十條中に於て其所屬、組織、分掌、議則及び文案稽失の責の如きは暫らく措て論ぜず。若夫の第七條以下第十條に至るまで此院の權限を示すものに至ては是れ實に此院の輕重を爲すべき條欵にして、乃ち此院の果して當世の政務に必要なるや否やを判ずべき條欵なりとす。於是乎吾輩謹んで其條項を逐ひ以て吾輩の所見を明かにせん。

按ずるに第七條第一項に曰く「本院の發議を以てし又は內閣の命に因り法律規則案を起し理由を具へて內閣に

上申す」と。又第二項に曰く「各省より上稟する所の法律規則案を審案し意見を具へ或は修正を加へ内閣に上申す」と。此兩項は章程第一條に「參事院は太政官に屬し内閣の命に依り法律規則の草定審査に參與する所とす」との明文に基き其意を擴充したるに外ならざるべし。而て其第一項中「本院の發議を以てし」と云ひ、又第二項中「或は修正を加へ」と云ふに至ては頗る其重きを爲すに似たりと雖も、要するに發議を許して建言の道を開らき、修正を許して議權を與へたるに過ぎざるなり。第三項に曰く「元老院に於て議決する所の法案を審査し時宜に依り意見書を具へて内閣の命を請ひ元老院の再議を求むることを得或は内閣の命に依り本院の委員を差し元老院と討議することを得」と云ふに至ては此院の勢威を有すべき處にして其元老院の議決法案を時宜に依り内閣に請ふて再議を求むるを得る如きは殆んど元老院の議決を左右するものあるに似たり。第四第五の二項は別に議すべきものなし。第八條第一項に至ては實に至大の權理を有するものと謂ふべし。其項に曰く「行政官と司法官との際の權限の爭若くは地方議會と地方官との間に起る所の法律上又は權限の爭を審理す」と。此項に據れば參事院は嘗て置かれたる審理局と雖も猶ほ之を有せざりし權理を有するものにして、其行政官と司法官との間に立て權理の爭訟を定むるものゝ如し。第二項議すべきものなし。第九條「時宜に依り特旨を以て議官を内閣に召し各別に意見を上陳せしむることあるべし」と。參事院は此條の爲めに其光榮を益し其權理を高ふするものと謂ふべし。何となれば是れ堂々たる元老院議官と雖も猶ほ之を有する能はざればなり。第十條別に議すべきものを見ず。以上は此院の最も勢威を有する條項なりと信ずるなり。

讀太政官第八十八、九號布達

惣じて之を論ずれば參事院は內閣中に在て最も權威を有するものにして、其制佛國の參事院即ちコンセーユ・デタと酷だ相似たり。殊に第七條第三項元老院の議決法案の再議を求むるが如き、又第八條第一項行政官と司法官との際に生じたる權限の爭ひ及び地方議會と地方官との間に起りたる法律又は權限の爭を審理するが如き、殆んど佛國の制と符節を合したるが如し。其他所屬なり組織なり分掌議則なり凡通計二十條、一として相似ざるものなし。加ふるに第九條時宜に因り召に應じて意見を上陳するを得る如きは、是れ往昔佛國の皇帝親ら議事に長たらるゝの場合と相去ること一間なり。參事院議員たる者誠に無上の光榮を得る者と云ふべし。參事院の佛國の制に似たる斯くの如し。吾輩試に佛國參事院の沿革を略記して以て此院を觀察するの便に供せん。

蓋し佛國の參事院即ちコンセーユ。デタあるや遠く帝政の初めに在りて當時行政、司法、立法の三大權を此院に網羅し其權威殆んど全國に加はり、バルーマンと雖も比肩する能はざりき。降てルヰ十四世の時に至り三大權の各分立するに會して其權威を減殺し、千七百八十九年大革命の時に及んで全く壞裂に遇ふと雖も、久しからずして故に復し、第三世ナポレオンの治世に至ては千八百五十二年一月以來數次の公布を以て其組織を定め院中に六部を置き一般の制度は我今日の參事院の如きものにして、而て我參事院に比すれば更に重大なる權理を有したりき。之を同國參事院沿革の略と爲す。而して此參事院に就て歐米碩儒の論ずる所は未だ一に歸せず。或は之を是とするあり、或は之を非とするあり、吾輩も其利弊得喪の間多少の意見なきにあらずと雖も、要するに帝政の國に在て其施行の宜きを得ば甚だ不可を見ざるが如し。況んや我邦今日の如き內閣の組織と變革とあるに於ては蓋し亦

已むを得ざるに生じたることとならん。世或は其權理の偏重を慮るゝ者なきにあらずと雖も、吾輩以爲らく已に此院ある以上は此權なかる可らず、況んや到底此院を置くの目的を達するなかるべしと。故に其何れの國制に倣ふやは暫らく之を措き他日國會の開設に至るまでは此院の創置亦今日の國情に背かざるものと云ふべし。然りと雖も法多くは人に存す。古より人に因て法の是非を來すことなからんや。是故に法恃むに足らざるなり、唯其人の能く此法に違はざるに恃むなり。參事院蓋し吾輩の望に負くことなかるべしと信ずるなり。（明治一四・一〇・二四、二五）

大勢を知るは官民の急務

天下の治まるや勢なり、天下の亂るゝや亦勢なり。勢の赴く所は勇者ありと雖も之を過去るを得ず、勢の向はざる所は智者ありと雖も之を動かすを得ず。是故に天下の治亂に常數なきなり。唯夫の勢なるもの能く天下をして治亂一ならざらしむ。吾輩此說を藏すること久し。今に及んで之を公にするの必要なるを覺ゆるなり。

顧ふに勢なるものは反覆の間に出で、毫厘の際に決すべし。是を以て其勢の未だ成らざるに當ては之を左右する蓋し一擧手の勞のみ。然れども其既に成るに及んでや天下の力を擧げて之れに抗せんと欲するも亦既に晩矣。是故に天下の患は勢を知らざるより大なるはなく、而して治國の要は勢を察するより急なるはなし。今夫の勢を知らざる者は往々大勢の赴く所に反す。是を以て禍亂踵を旋らさゞるべし。而して能く勢を察する者誰か大勢の

赴く所に乘ぜざらんや。是を以て其欲する所は期せずして之を得べし。況んや勢に正非なし。故に勢に乘じて起る者未だ必らずしも正理なるにあらず。而して勢に反して倒るゝ者亦未だ必らずしも非理ならざるに於ておや。政黨の上に坐しこ勢の赴く所を知らずんば猶ほ一髪萬鈞を引くが如し。蓋し亦危矣。國を爲むる者安んぞ其勢の赴く所を察して豫め處理する所なかる可けんや。

往時は漢焉暫く之を置き、明治十四年十月十二日は是れ我日本の大勢をして始めて其赴く所を定めしめたるの日にあらずや。世人も記するが如く明治八年の聖詔以來我邦の早晩立憲政體たるべきは世人も之を明言し吾輩も之を詳論して轉た大勢を定めたるに似たるも、奈何せん其之を設立するの期に至つては唯だ之を書に筆し之を言に發して論述したるに過ぎずして政府の其期して約たることもなければ人民の之を卜知したることもなく彼尙ほ早しと唱ふれば我既に晩しと稱し彼我の爭は只だ國會を開らくと開かざるとの一點に在るものゝ如くなりき。此時に當り天下の人心を擧げて只だ國會を開かんとするの一事に注ぎ殆んど他を顧るに遑なければ其勢の奔馳する所果して如何なるやを知るに由なく、乃ち大勢の赴く所は猶ほ未だ確定せざるものに似て愛國の士をして或は爲めに憂慮せしむるもの無きにあらざりき。然り而して客月十二日俄然　聖詔の出でてより天下大に其勢を異にして今後八年にして國會の必らず開設あるべきを明知したれば之を早しと唱ふるも之を晩しと稱するも此爭は既に君子の爭にあらず。於是乎今日の計を爲す者は官にても民にても各其主義を明かにして倶に共に國家の福利を講ずるに歸着し、取も直さず天下の大勢は秩然として斯に始めて其序に就き其赴く所の如何は甚だ愚なる者と雖

も之を知るに苦まざるに馴致したるもの丶如し。

斯く大勢の既に定まれるを知らば政府は宜しく如何に擧措すべきか、人民は宜しく如何に擧動すべきか。吾輩の見る所を以てすれば政府は宜しく其主義を明かにし其政策を審かにし異日國會の開設あるに至るも人民をして其遺蹤を是非せしむるが如きことなきを務むべく、而して人民も亦其主義を明かにし其政黨を結び國會の開設に遭ふも受けて大政を議定するに苦まざるの準備をなすの外なかるべし。是れ實に大勢の赴く所に乘じて官民の最も視易き務にあらずや。然るに萬一不幸にして此視易きの務を忘れ政府の擧措にても人民の擧動にても、十月以前大勢の赴く所未だ定まらざるの昔日に異ならざる如きことあらしめば、其反動の激する所は恰も江河の決するが如く、蓋し必らず測る可らざるものあらん。此くの如きは我政府も我人民も萬之なかるべしとは吾輩の篤く信じて疑はざる所なりと雖も、之を信ずるの篤きは亦之を希望するの甚なり。況んや大勢の赴く所既に定まれりと稱するも是れ僅かに三週間前の事のみ。日猶ほ淺しと謂ふべし。是時に方り政府も人民も大勢の赴く所に乘じて處するの計は猶ほ未だ熟せざるの時と云ふも失當の言ならざるべし。果して然らば今日はこれ所謂反覆毫厘の間にして此際に其處理を誤らば官にても民にても或は悔ゆるも及ばざるの不幸なきを保す可らず。一念斯に至らば今日は實にこれ利害の伏する緊切なる秋にして、官に在ても民に在ても其一擧一動は多少の影響を將來に及ぼすに足るべし。安んぞ戒めて又慎まざるを得んや。吾輩故に曰く、大勢を知るは官民の急務なりと。蓋し大勢を知る能はざるにあらざるなり、宜しく大勢の赴く所に背く可らざるを言るなり。知らず、世人は以て如何となす

を。（明一四・一一・一九）

勤王の說

何をか勤王と云ふ。勤王の士、說あらば之を示せ。吾輩世の所謂勤王の士を觀るに其言ふ所其爲す所皆な吾が所謂勤王の主義にあらざるなり。而して徒らに曰く勤王と。嗟乎勤王の士安んぞ宜しく斯くの如くなるべけんや。吾輩試に其妄を辨じて以て吾が所謂勤王の主義を明かにせん。

今夫　聖旨に戻るものは勤王の士と云ふ可らざるなり。民意に反するものも亦勤王の士と云ふ可らざるなり。而して世の所謂勤王の士果して聖旨に戻るなき乎、果して民意に反するなき乎。吾輩の見る所を以てすれば方今人民の權理を擴張せんとするは獨り人民の之を希望するのみならず、實にこれ聖旨の在る所にあらずや。而して帝室の基礎を鞏固にし鴻業を萬世に維持せんとするも亦獨り帝室の之を希望せらるゝのみならず實にこれ民意の存する所にあらずや。然るが故に立憲政體の詔、上に出でゝ而して其說亦下に明かなり。之を約言すれば上下一致之を中外に示し之を古今に徵して蓋し稀に見るの美事なり。また何を苦しんで說を他に求めんや。然るを知らず、世の所謂勤王の士或は吾輩が帝室の基礎を鞏固にし及び人民の權理を擴張せんとするを難じて所謂勤王の說を其間に唱へんとす。嗟乎其說果して如何なる說ぞ。若し吾輩をして枉げて之が說を作らしめば必らず斯く云ふの外なかるべし。曰く汝が帝室の基礎を鞏固にせんとするは不可なり、帝室は宜しく脆弱ならしむべし。汝が人民の權理を

擴張せんとするは誤謬なり、人民は宜しく卑屈ならしむべしと。若し此說をして勤王の士の說に違はざらしめば是れ聖旨に戾るなり、民意に反するなり。不忠此より大なるはなし。安ぞそれ勤王ならんや。吾輩不敏なりと雖も此不忠の徒を筆誅するを以て自ら任ぜざるを得ざるなり。

然りと雖も此くの如きは是れ極度の論のみ。世の所謂勤王の士と雖も蓋し此太甚しき如きことなかるべし。顧ふに所謂勤王の士は近來自由民權の說漸く盛んにして到る處此說を唱へざる者なく、又行く處として之を不可とするものなし。此時に方り勤王の大義を忘失する如きことあらんには餘威の激する所蓋し測る可らざるものあり。於是乎勤王の說を唱へて以て豫め其間に處する所なかる可らずと云ふに過ぎざるべし。果して然らば其志は誠に嘉すべし。然りと雖も其事は大に誤れりと云ふべし。回思せよ、自由民權の說は果して帝室に不利なるの說か。古より自由民權を唱ふる者或は不利を帝室に釀したることなきにはあらざるなり。然れども此くの如きは皆な自由民權を誤用したるものにして眞正なる自由民權の徒にあらざるなり。是を以て此くの如き誤用を防遏せんと欲せば他の術策なきなり、唯夫の眞正の自由民權の徒を起して此誤用を防遏せしむるに在るのみ。是れ實に勤王の大なるものと謂ふべし。若し計こゝに出でず、徒らに勤王の說を唱へて帝室を擁護せんと欲し而して之を擁護するに自由民權を以てするを知らずんば其自由民權を誤用する者と何ぞ擇ばんや。吾輩は共に不利を帝室に釀すを恐るゝなり。是故に勤王の大義を忘失する者あらんことを憂慮せば、盛んに自由民權の說を起して以て立憲の主旨を明かにし衆庶をして帝室を鞏固にするを知らしむるに若かざるなり。又何ぞ勤王の說を要せんや。

是故に吾が所謂勤王の世の所謂勤王に異なるべし。世の所謂勤王は唯帝室を擁護するの勤王たるを知て未だ嘗て之を擁護するは實に自由民權の說に在て存するを知らざるなり。而して吾が所謂勤王は全く之に反して自由民權にあらずんば以て帝室を擁護するに足らずとなすなり。試に看よ、自由民權の說をして下に明かならざらしめば何を以て立憲政體を定めんとする乎。而して立憲政體ならずんば何を以て帝室の安全を謀らすとする乎。蘇子曰、天子者以其一身寄之乎巍々之上以其一心運之乎茫々之中安而爲太山危而爲累卵其間不容毫釐と。蓋し憲法なければなり。嗚呼世の所謂勤王の士よ、着々誠意帝室を擁護せんと欲せば其漠然たる勤王の說を棄擲して以て我自由民權の說を取れ。夫の帝室を擁護するは此說に過ぐるものあらざるなり。然るにも關せず世間往々此漠然たる勤王の說に雷同し以て我自由民權の說を排せんとする者ありと聞く。蓋し皆な無識の徒主義もなく思慮もなく徒らに勤王の尊ぶべきを知て而して自由民權の却て勤王の大なるを知らざるものならん。吾輩之を恐れ若し此輩をして志を伸ぶるを得せしめば官民の離隔は必らず此より生じ昔佛國無識の徒が勤王の說をなして却て其帝室を毒したるが如き奇禍を釀すことなきを保すべけんや。事斯に至らば世の所謂勤王の士はこれ階して亂を連く者と謂ふべし。是豈勤王の主義と爲すべけんや。吾輩深く其事理を誤るを惜むなり。爲めに勤王の說を作る。

（明一四・一二・八）

海内周遊日記

海内周遊の記を送る爲めの挨拶文

余才劣に學淺く百事人後に在るを顧みず、妄りに事に操槧に従ひ敢て時事を論じて大方の教を乞ふもの久し。而して自ら以爲らく余の才の劣學の淺を以て時事を論じ或は輿論に戻るなきか、或は時務に背くなきかと。惴々焉唯だ大方の笑を招かんことをこれ恐る。況んや事の地方に關するに至ては常に其虚實を探り其是非を究むるに於て未だ嘗て恐懼戒愼せずんばあらざるなり。顧ふに往古は邈焉暫く之を措き中世以後封建制を成すに及んで大小侯伯全國に星羅し各々猜忌の情を逞ふして交通の道を謝絶し一境の外茫乎其實情を知るに由なかりき。然れども有志の徒は猶ほ足跡の天下に周ねからんことを欲して怠らざりしにあらずや。維新の後に至り百度一新宿弊悉く除き猜忌の情全く滅して交通の道始めて開らけ天下を擧げて恰も一家の如し。是を以て理、固より社會の事物を歴々通知するに難からざるに似たりと雖も、惜むべし、天下の人心唯だ中央首府に集まり地方の事情に至ては之を書に筆する者之を言に發する者共に寥々人をして隔靴の歎あらしむる者殆んど枚擧に遑あらず。此時に方り中央首府に安居して地方の實務を談論せんと欲す、豈亦難からずや。於是乎余は各地に歴遊する能はざるを以て常

に憾と爲せり。頃者渡邊洪基君全國に周遊して地方の實況を通觀せんとす。余一日君を訪ふ。君曰く予に此行に伴はんかと。余固より其志あるを以て欣然從て周遊せんことを約す。既にして花房直三郎君も亦倶に周遊を約し、於是不日程を起して將に全國に周遊せんとす。此行固より一時の歴遊に過ぎずと雖も余の常に憾となせしもの伸ぶるを得て嚮の所謂恐懼戒愼する所少しく除くに庶幾らんか。斯の如き事由あるを以て余更に世人に請ふ、希くば余の不敏を恕して幸に地方の實況を開示するを惜まざれ。余も亦報知新聞社の社末を汚して世人と紙上に相見る日既に久しければ周遊の途次と雖も見聞の及ぶ所は記して本社に送致し且つ附するに愚見を以てして得失の在る所を審らかにせんとす。世人もし余の請を容るして其敎ゆべきは之を敎へ、其論すべきは之を論ぜば余の獨り地方の實況を知るのみならず、世人も亦余と共に之を知るを得るにあらずや。是れ余の切に希望する所にして即ち此行の目的なりと謂ふべし。世人其諒せよ焉。

五月二日

原敬拜識

第一報——緒言

周遊の目的は嘗て世人に報道せし如く地方の實況を觀察するに在れば耳目の及ぶ處は細大なく報道するを怠らざるべし。乍去今此日記を草するに方り豫め世人の記憶に留むるを望むる條あり。第一此日記は日々見聞せし

事を橫燈の下に筆記するに過ぎざれば如何に注意するもまゝ誤謬なきを保す可らず、此等は更らに他日を待て是正する處あるべし。第二此日記は余の私見を以て草するものなれば報知新聞の社論と抵觸することなきを知る可らず、是れ社論は社中惣體の論にして余の私見にあらざればなり。第三此日記は山川風月を友として汗漫の遊を爲す雅客の紀行と自ら異なるべし。何となれば彼は風流を主とし余は之を主とせざればなり。世人請ふ此三事を記憶して此日記を讀まんことを。且善く記する者は善く讀む者に若かざるなり。余の不敏を舍てず世人幸ひに高覽を辱ふせば微意を伸ぶるに庶幾らんか。聊か記して緒言と爲す。

五月廿三日渡邊洪基君と共に南佐久間町なる同君の邸を辭し、先づ千葉に赴かんと欲して大橋畔の某店に至り小汽船を買ひ發纜を待つこと小時、偶々川汽船二隻あり、汽笛喧然吾輩堪ゆる能はず。起て發纜を促せば圖らざりき、汽船は蠣殼町より發すると。即ち去て蠣殼町に至れば又云ふ、九時半に至らざれば解纜する能はず。初め余の汽船を買はんと欲して之を某店に問ふや、八時を以て此川岸より解纜すべしと。而して今斯の如し。吾輩其欺く所となりしを悔ゆるも如何とするを得ず。因て從客北澤小西齋藤栗塚の諸君と共に某店に憩ひ麥酒など命じ解纜を待て殆んど九時半ならんとする頃、一水主あり微笑して來る。是れ必らず出船の報道者ならんと思ひの外、今日風浪あり出船する能はずと。於是坐中或は怫然として其不穩を罵るあり、或は啞然として官府の何故に早く

條例を設けて此專横を禁ぜざるやと大息するありと雖も、畢竟するに爭ふに理を以てするを得ず。乃ち陸行に決し直ちに車を馳せて千葉に赴かんとす。送客或は云ふ、盍ぞ國府臺に遊ばざるやと。因て二三の諸君と車を列ねて先づ逆井橋を過ぎ市川に抵り午飯を命じて行厨となし皆な車を捨てゝ徒歩國府臺に遊ぶ。寺僧舂を停めて法衣を着け吾輩を山中に導いて里見氏の舊事を說く。概ね不稽信ずるに足らず。余此寺僧の訛傳を信じて世人を誤らんことを恐れ敢て記さず。記せずと雖も更に此遊に大書すべきものあり、是他事ならず。送客諸君と共に樹梢最も繁く地形最も高き六國一覽地といふに至り行厨を開て且つ飲食し且つ談笑し起て一望すれば、六國の奇勝皆な襟帶に收め伏て臺下を望めば斷岸千尺刀根の洪流洋々として流るゝを見る、眞に大觀なり。或人戲れて曰く皇天舟路を奪て此奇遊を賜ふ、此行必らず多福ならんと。旣にして再び寺僧を問ふて伽藍を廻覽すれば大破して見る可らず。顧ふに一たび御朱印地（百三十石）に離れてより維持の法全く絕へたるか、何ぞ其れ斯くの如くなる。然れども是れ獨り此寺のみならんや。古より專ら人に依賴する者往々此奇禍あり、深く恠しむに足らず。此日天氣快晴更に眞間に遊ぶ。國府臺を距る五六丁のみ、亦一勝地なり。此地より丁餘にして手兒名の社あり。山部赤人の歌に「吾も見む人にも告げむ勝しかの間々の手兒名の奧津城處」といふを見れば蓋し亦名跡ならんか。是より送客諸君に辭して行くこと里餘、中山村の法華經寺を觀る。寺閣壯麗舊觀を改めず。皆な信者の捐寄に因るものならん。晚に船橋に至り宿せんとす。成田講中の歸路を待つを以て謝絕せらるゝ一二三戶。已むを得ずして某店に投ずれば亦講中の爲めに一小室に投ぜられ頸足窘迫堪ゆる能はず。乃ち竊かに賂ふに茶代を以てし遂に別室に轉じて

安息するを得たり。神佛の威力驚くべしと雖も、黄金の勢力亦偉ならずや。船橋は人口九千有餘、一小熱驛なり。民風都下に近きを以て甚だ奇異なるを覺えず。

廿四日微雨船橋を出て或は疇園の間を過ぎ或は海濱の道を取り午前十時千葉に達す。微雨全く霽る。此間馬加驛端に於て石灰燒を觀る。僅々四五竈に過ぎず。各竈五百四五十俵（一斗入）を得るを常とすと云ふ。又檢見川驛を過ぎ花見川橋を渡る。是れ嘗て印幡沼より海に通ずる溝河を穿たんと企てし處なり。今細流のみを存せりと雖も規畫整然當時を追想すべし。余昨日國府臺に上り刀根川の堤防を遠望し心竊かに德川氏の偉業を銘せしが、今又此溝河を見て躊躇去る能はざりき。顧ふに德川氏の政策概ね專擅後人をして異議せしむるもの多しと雖も、民利を謀るの周密なるに至ては豈に取るべきもの無らんや。此溝河の如き即ち是なり。午後千葉の逆旅を出て渡邊君に從て縣令舟越君を訪ふ。（此行渡邊君と同行なれば悉く君と共にせしを記せざるも多くは同行と知られよ）君行裝一室に延見して曰く、今將に下總の種畜所に赴かんとすると。其故を問へば則ち曰く農商務卿の臨視するが爲めなりと。因て談話する小時、麥酒を饗せらる。談、縣會に及んで君吾輩の傍聽を勸めらる。吾輩固より願ふ所なるを以て敢て請たり。君即ち木間瀨某二君を招き之を謀る。木間瀨君曰く、本日議員過半數に充たず、故に議事なしと。君更に吾輩に本日監獄其他を巡覽し、縣會の如きは明日を待て傍聽あるべしと告げらる。於是辭

去し途に千葉會報一葉を買ふて旅寓に歸る。安田勳君は萬年會員にして渡邊君を知る人なり。舟越君の意を受け來り上總の國千葉縣治全圖等數冊を贈らる。因て其厚意を謝し且つ安田君に伴はれて監獄に至る。千葉の驛端に在り。副典獄長尾敬一郎君先導し先づ機場に至り順次に製紙其他の工場を廻覽し、既決未決の檻舍より炊事場に至るまで悉く示さる。此獄元佐倉藩の米廩を改造せしものなり。故に數棟に分割し警視に便ならざるべしと思はる。然れども此獄に在る者七八百人、未だ嘗て反獄等の兇暴なきのみならず、孜々其役に就て怠らず。現に此縣の公用紙類は概ね監獄の製紙を用ゆ。且つ本年度よりは囚徒のみに關する費用は工錢を以て償ふことを得べしと聞く。是れ皆な縣官諸君殊に此獄を監督する諸君の盡力に因るものと謂ふべし。然りと雖も此監獄にして果して罪囚を改悔せしむるを得るや否やに至ては、縣官諸君と雖も猶ほ病めるものに似たり。是れ獨り千葉監獄のみにあらざるべし。近來獄中にチフス病流行し四十名許死せり。然れども幸に甚だしきに至らざりしと。歸路各處を廻覽し島津忠亮平山某の二君に遇ふ。共に千葉氏の城址に上り一望すれば全市歷々指顧の間に在り。此夜安田角田諸町小寺の四君吾輩を共亭に招かる。安田君の外皆な縣會議員なり。

廿五日角田古八、小野友五郎の二君來訪。小野君は測量を以て夙に世に名あるなり。印幡湖の開墾を說て曰く、德川氏の時此湖を開墾せんとして成功に至らざる其幾回なるを知らずと雖も此湖固より開墾すべからざる湖にあ

らず。況んや湖中到る處棹さして達せざるなければ一日して開鑿に可なるを證すべし。然れども之を開鑿せんには刀根川に通ぜる湖口より檢見川の末流に貫通せる一條の水路を設け此水路を延て江戸川に連接し要處に閘門を設けて水流の多寡峻急を節用すべし。果して處るを得ば十萬石の水田を得る難からずと。之を說く最も詳密にして刀根川の疏水及び水路開鑿の方法に至るまで利害晰然敬服すべきもの多し。於是乎、昨日見る所の檢見川を追懷して益々其偉業なるを知れり。木間瀨柔三君、安田勳君來訪あり。安田君に伴はれて縣會議事場に抵る。議員出席過半數に充たざる昨日の如し。聞くが如くんば開場以來既に四十餘日、此間議決せしもの十七號議案中僅かに三號のみと。蓋し必らず已むを得ざる事故ありてならん。余は其事故を聞かんことを熱望するなり。木間瀨、安田の諸君に從ひ議事場を通觀すれば巍然なる洋館にして東京府會議場の比にあらず。斯くまで壯大なる議事堂に出席議員屢々過半數に充たざる如きは誠に惜むべし。然れども是れ獨り此縣のみならざるべし。十一時千葉を發して曾我野濱野の二驛を過ぎ村田川を渡りて上總に入り五井驛に至り宿せんと欲して旅店を問ふもの三戸。皆な事に托して謝絕せられ遂に松本某に投宿す。居食共に粗なり。聞く處に據れば此近傍居民遊惰にして賭博を好み酒色に沈溺する者多きを以て賣婬の惡風ありと。乃ち知る嚮きに吾輩に謝絕せし者恐らくは吞官と誤認せしを。此日五井驛端左六丁にして製鹽を見る、所謂五井鹽を製する者なり。土民の云ふ處に據れば製鹽所十四ヶ所あり、皆な土釜を用ゆと。此土釜の製造頗る奇なり。貝殼を細末して泥土に和せしものを以て之を作る。二十日許の用に足るべし。其餘は釜底に凝着せる鹽塊の增加するを以て薪を要する多ければ之を改造するに若かずと。其鹽を

見るに純白にして良品なるに似たり。

廿六日五井を發して姉ヶ崎奈良輪の二驛を過ぐ。皆な海濱の小市なり。此間道路概ね平砂。山に據り新道ありと雖も行客を見ず。蓋し改作に急にして地勢を失ひたるものか。叉海中に數條の立綱を見る。方言之を「たてぼうし」といふ。長さ七八十間、番船を置く。之を監守し退潮を待て漁するものなり。午後木更津に抵る。上總の首府たるに背かず。誠に熱閙の區なり。顧ふに海岸にして運送に便なるが爲めなるべし。驛外に遊廓を設けんとて今地形中なり。落成の後ちは如何あるべきか。必定陋妓の淵叢となり毒を四方に流すならんと憂慮する者あり。驛端櫻井村より左折して鹿野山に赴く。草牛村に至るまでは路傍多くは田園にして路も亦險惡ならず。草牛よりは全く山路且つ鹿野山は上總第一の高山と稱する程ありて道路崎嶇二里餘頗る行歩に困めり。此日鹿野山の丸屋に宿す。回顧渺茫山勢の止まる處を知らず。斯くの如き地勢なるを以て眺望極めて佳なり。夜に及んで四面の山間に燈火を見る。明滅參差恰も大軍の夜營の如し。余恠しんで樓主に問ふ。樓主笑ふて曰く、是捕鯔の火なりと。吾輩此奇觀を弄して旅愁蕩然洗ふが如し。此日方言「いさご」と稱する肥料を見る、豆大の貝なり。此れ田の肥料に用ゆと云ふ。叉聞く濱野近傍に大源寺と稱する伽藍あり、境内に鳥の集まること雲の如く其糞を取て肥料に供す、甚だ多しと。吾輩大源寺に遊ばざるを以て其實況を知らずと雖も是に至りて鳥糞を肥料となすは獨り南アメ

リカのみならず、既に久しく邦人の用ふる處なるを知れり。

廿七日朝霧四塞連山皆失す。曉を冒して神野寺に詣ず。大伽藍なり。又白鳥の社に詣ず、蒼古幽靜樹木皆な五六百年前のものなり。鹿野山を發して關驛を過ぎ房州に入りて金束に抵る。皆な溪間の一小村のみ。此間山路頗る危嶮、一たび足を失すれば千仭の幽谷に墮ちざるを保せず。斯くの如き地勢なるを以て峯巒の外目に遮るものなし。居民多くは薪炭を以て生計を爲す。而して人情の極めて質樸なるは都人の想像外にあり。金束より嶺岡に抵るまで亦山路、嶺岡牧社に宿す。副社長遠藤明家君其他社員諸君慇懃に遇さる。牧場周圍十七里餘、悉く墻を結めり。內に山澤あり原野あり、所謂芻蕘の者雉兎の者皆な出入し村民と共に此牛馬を牧するものに似たり。馬數殆んど四百頭、牛二百許。年々牡馬を糶賣し今年の如きは良馬百五圓の者を得たり。牛は洋種多しと雖も未だ糶賣に附せずと。此牧場の創設は何年代に在るを審かにせざれども聞く所に據れば五六百年前既に之ありと。然れども惜むべし、牧養其道を得ざるを以て大に馬種を害し近年に至ては軀幹頗る倭小にして全く發育せざるもの〻如し。啻に目今の急務は專ら馬種の改良に在りと。誠に其方を得たりと云ふべし。余於是感ずる所あり、若し此の如き牧場をして帝京に近く、駒馬一鞭して達するの地に在らしめば蓋し必らず顯官貴客の高臨を辱ふし送迎これ暇あらざらん。今然らざるを以て未だ顯官貴客の高臨なきのみか、世或は此良牧場あるを知らざるを保せず。是

れ牧場の不幸か、抑も牧場をして不幸ならしむる者あるか。之が爲めに浩歎（評云記者以顯官貴客爲伯樂乎）

廿八日嘗て潛水器を以て石決明を漁するの利害世上に嘖々たるを以て此日之を目撃せんと欲し嶺岡牧社を辭して故らに迂回し波太に抵り某君を訪ふ。不在且つ此地潛水器などを聞き去て前原に赴く。此間岸を打つの波濤は是れ汪洋萬里の太平洋なり、低回久し。前原に抵り高梨精二君を問ふ。君曰く幸に地引中なりと。午飯後君に伴はれて海濱に至れば恰も好し、地引の眞最中なり。君一々指顧せらる。因て其梗概を知るを得たり。今試に之を略記せんに凡此地方の地引なるものは鰯魚の海中に集まるや否二隻の漁船を馳せて網を其周圍に張り陸に近づき魚の逃逸せんとするに及んで引網の末端に附せし網嚢に亂入して途を失ひ遂に砂上に獲らる。而して此網を引くもの男女六十人許、一網毎とに二圓五十錢を給すべし。又常に此網に附屬す水主二十四五人あり。收獲の二十分一を與ふべし。以上は概略のみ。若し夫の鰯魚の糶賣運送の便路は此紙上に盡す所にあらざれば略して記せず。聞くが如くんば今年鰯魚の收獲は甚だ多からずと。又聞く石決明は近來甚だ不漁。是れ何等の原因あるやを知らずと雖も近來貝の價頗る高きを以て春夏秋冬大小を論ぜず之を漁せざるなきを原因せざるを知らんやと。果して然らば假令潛水器なきも或は缺乏を免かれざるべし。此夜清澄に抵り某店に宿す。房州の高峯なり。戸數百に充たず、且つ米穀を産せざるを以て多くは建具を造り衣食すと云ふ。夜寂寥感慨四集眠る能はず。

廿九日早朝清澄寺を觀る。鹿野山神野寺の壯大に及ばざるも修理整到遙に神野寺に優る一等なるべし。清澄より天津を過ぎ小湊に到る三里許り。二女行李を擔ふて從ふ。山路を跋涉すること男子の如し。小湊に於て午食し鯛ヶ浦に遊ぶ。俚俗云ふ餌を擲てば鯛魚、隊をなして來ると。吾輩其言ふ處の如くするも僅かに二尾を瞥見するのみ。乃ち去て誕生寺日蓮誕生の寺に賽し開帳を請はんとす。番僧隱見出沒居るが如く居らざるが如く遂に呼べども答へざること猶ほ夫の鯛と一般なり。於是到底日蓮に緣なきを察し決然去つて上總に入れば峻坂險路殆んど通ず可らず。勝浦に至れば夕陽既に馬背に在り。回覽するの暇なく直ちに部原村に至り江澤某君に宿す。君漁獵の近況を說て曰く、今年近傍の漁戶皆な大漁、蓋し隣郡のなき處なり。然れども如何せん、今年干鰯の價極めて安く此價を以て終らば恐らくは得失を償はざるべしと。其原因を問へば未だ審かならずと雖も米價の低落と購買者の多からざるとに歸するものの如し。余固より商賈ならざるを以て其如何を判ずる能はずと雖も、嘗て中外物價新報に四月中府下に輸入したる干鰯入荷多く且つ米價の下向きに連れて中旬頃より買入見送り相場持合なりしが下旬に至り遂に干鰯一二、粕一二百目方下落せりと云々せしを記憶せり。江澤君の說と符合するが如し。然れども是れ果して下落する所以の原因なるや否、余未だ之を知らざるなり。

三十日江澤君の邸を辭し海濱の平砂を步する數里にして長者町より一の宮に達す。是より地平にして氣豁如た

り。始めて山路を脱せり。而して一の宮は水陸運輸の便ありて近傍物産の輻輳する處なり。戸數千餘、市街稍々繁榮なるが如し。余物産運輸の實況を聞かんと欲して某君を問ふ、不在、因て直ちに發して四天木に赴く。四天木は九十九里の中央に位し漁獵の實況を觀るに最も便なり。殊に同地なる齋藤四郎右衛門君に千葉縣會の議事場に面晤し訪問を約したれば此日同君の邸を問はんと欲すれども既に黄昏なるを以て牛込村の某店に宿す。不潔甚だし、夜に及んで嫖客隣房に飲食し且つ宿妓と談笑止まず、騒然夢を結ぶ能はず。加之枕衾敝破し四五十年前の遺物ならんか、醜氣鼻を衝き蚤刺身に遍ねし。已むを得ずして起坐し筆を執て日記を草すれば晨氣朗々熈下より起る。

卅一日早朝四天木に抵り齋藤源太郎君を訪ふ　四郎右衛門君の子なり。時に君海濱にありて漁獵を巡視せり。吾輩甲幹某氏に伴ひ行て面す。君乃ち漁場を歴觀し指教晰然たり。今其略を記せんに、君の有する地引三張あり。一張ごとに漁舟二隻、水主六十餘人あり。而して網を引の際は總て百人を要すべし。此等水主の俸給は株金及諸費用を除き殘餘の純益を打半し一半は水主に與へ一半は網主に歸すべし。但し一時引網の際に要する婦女の如きは現場に於て魚の幾分を分與するまでなり。又全く網を上げて魚を得るや張元なる者來り網主と商議して買收の約を爲すを例とす（時として商議熟せざれば網主にて處分すべし）張元なる者は方言附商人と稱する仲買商に類せ

し者の惣代なり。而して所謂商人は網ごとに必らず二十四五人あり、故に魚類は惣て網主より直ちに市上に賣るものにあらず。又た水主は常に網主に寄食し進退唯だ命のまゝなりと雖も從事すること數年にして功勞ある者は上納屋と稱する水主の上室に入り終身坐食し所謂元老となりて水主を都督し且つ漁獵の議事に參ずるの榮あるべし。故に上納屋に在る者は皆な老成の漁夫なり。又漁獵の際に海中を惣督する者を沖合と稱し、既に網を上げて後ち海濱の庶務を指揮する者を賄と稱せり。故に漁業は成文の規則なしと雖も不文の制法秩然として存し敢て違背する者なし。經濟の方既に定矣と謂ふべし。而して是れ豈に徒らに空理を談ずる者の能くする所ならんや。余因て感ずる處あり、凡そ天下の制法は不文の制法既に成つて之を成文に變ずるものは易く、成文の制法を作爲して遂に之に服事せしめんとするは誠に難し、況んや空理を談じて事實を誤る者に於てをや。余は世の新法を事とする者をして斯くの如きの漁場を觀せしめば其必ず舌を卷て言なかるべきを信ず、

又此近海にて產する干鰯〆粕の何れの地方に郵送するやを究むるに、多くは千葉の近驛なる曾我野に輸送し此驛を經て東京其他の地方に轉輸すべし。故に九十九里の漁家は悉く然りと云ふを得ずと雖も多くは直ちに需用地に輸送する者にあらざるなり。此の如き關係あれば漁家の資本に乏しき者は走つて曾我野若くは濱野の富商に謀り其資を得て從事する者あり、是故に此一驛は小なりと雖も九十九里に關係を有する少々ならざるべし。此夜齋藤君の邸に宿す、蓋し齋藤君の厚意を空ふするを欲せず、且つ明日の漁獵を見んと欲するなり。此日齋藤君所藏の書畫數幅を觀る、皆な奇品なり。

六月一日海上不穩且つ陰曆の端午なるを以て漁獵なし。再び齋藤君の所藏書畫を其別莊に觀る、無慮數十幅。午後辭して木戸村に抵り宿す。農夫漁民端午を祝して道途に奔走し恰かも德川氏の舊時に復せしが如し。蓋し民間猶ほ陰曆を用ふ、殊に漁家の如きは陰曆にあらざれば其歲月を知らざる者あり。舊慣の變じ難き、以て見るべし。

二日木戸村を發して飯岡に抵り午食す。此間水天一色唯だ太平洋の波濤を見るのみ。飯岡より銚子港に赴く、此間多くは高臺なり。路傍に無數の洞穴あり。余以爲らく是れ上代諸神の神隱れせし所にあらざれば、必らず亂離の世に敗將逃卒の潜伏せし所にてもあらんと。攅んで之を窺へば臭氣鼻を衝き殆んど正視する能はず。余倍々怪しみ鼻を掩ふて之を熟視すれば圖らざりき、腐蟲累々是れ則ち厠圊なり。顧ふに農家の糞尿を貯ふものならんか。之が爲めに大笑。然れども天下の事之を見る者厚きに過ぐれば往々にして其實に誤る、豈に獨り此洞穴のみならんや。午後銚子港に宿す。時に日猶ほ高し。因て市街を徘徊し遂に白紙社に至り全市を一望すれば人烟萬家自ら都會の風あり。唯だ惜む、戸根川の下流洲多く、恐らくは和船と雖ども千石積以上を容るゝ能はざるべし、況んや蒸氣をや。然れども此港は近傍物產の輻する處にして而して地、帝京に近きを以て交通最も便なり。且つ近來川汽船ありて各地に往復し亦商業の一利なるべしと信ず。吾輩此行既に十有二日、此地を以て千葉縣の極端

となす。明朝汽笛一聲すれば直ちに茨城縣に入るべし。

第二報

六月三日朝、戸長松本信之助君に就て銚子の實況を問ひ相伴ない本港にて醬油釀造の大家なる田中玄蕃君を訪ふ。君接遇最も厚く其釀造所に導き詳細に示さる。本舗は四百餘年の舊家にして且つ新たに清泉を得てより品位大に進み現に三千餘石を釀造し東京其他に輸送す。其商標は合となし余今に比すれば其額も亦多しと聞く。既にして汽笛頻りに乘船を促すを以て匆卒に辭去し戸根川を迴りて津の宮に赴けり。

銚子港は千葉縣第一とも稱すべき繁榮の市街にして戸數千餘戸人口四萬有餘、商漁軒を並ぶ。顧ふに此地は三陸及び北海道地方より廻航する船舶の寄泊處にて且つ本港の漁業も頗ぶる盛んなり。又現に八手網の數七八十の多きに至りたる程なれば一般に繁榮に赴くべき情勢ある上に帝京に近く戸根川の便路あれば此繁榮は惟しむに足らず。唯だ惜むべし戸根川の下流海に接するに及んで頗ぶる淺く且つ洲嶼礁の難多く出入の通路は僅々數間に過ぎざれば和船と雖も千石以上のものを入るゝは甚だ難し。故に寄港せんと欲する船舶あるも人を得ずして外洋に漂ふこと往々に之あり。勿論此等の事は本港人にも憂慮する者ありて加藤某氏の如きは和田灣を開疏して寄泊所となし風雨の時と雖も大概は貨物の揚卸に苦しまず。誠に感賞すべき事なり。去りながら坂東第一の大河と稱せられたる此戸根川を以て水運の利を謀らんと欲せば更に大に爲す所なかる可らずと考へらる。

大洋に面せる國は交通の利あるは萬國の轍を同ふする處なるが、本港の如きも遠く紀州地方より移住せし者多く⌃サ⌃十の如き其他屈指の富家と雖も多くは紀州邊より移住せし者なり。殊に犬吠岬（燈臺のある地）に近接せる一村の如きは全く紀州より移住せし者のみにして今漁業と海上砥を切出すを以て業となせり。是れ本港人に聞く處なり。余これに因て感ずることあり、九十九里近傍の言語酷だ九州人に肖たるものあり、或は同地方より移住せし者にあらざるか。元來大平洋の潮流に西より東に走る一大潮流あれば若し九州四國若くは紀州地方より舟を出して其針路を誤らば必らず總房か或は常州地方に漂着することならん。此點より考ふるも此地方の人民は他より移住せし者多かるべし。他日博識の士に就て教を請はんとす。

津の宮に着し午食し直ちに香取の社に詣ず。津の宮を去る僅かに里許、老樹蓊然鬱然自ら敬神の心を發せしむ。是より佐原に赴く、亦繁榮の一驛なり。渡邊君に從つて伊能節軒君を訪ふ。君は昔時日本地圖を創製せる伊能勘解由先生の遺族ならんと信ずればなり。而して圖らざりき君は其同族なれど遺族にあらず。因て直ちに辭して遺族を問はんとしたるも現今不在なるとの事なれば、前路遙遠此日將に暮れんとするを以て訪ふを得ずして去り小舟を買ふて鹿島に赴く。潮來に及ぶころ日既に暮れ漁火點々舟を掠めて去る。吾輩騷遊の情に堪へず。乃ち徐々舟を進めて漁火最も多き處に繫ぎ酒肴を出して一酌し微醉に乘じて螢を撲ち俄かに紙囊に投じて舟中に掲げ以て燈に換へたり。嗚呼世間誰か此螢を知る、既に之を知らず、又誰か此遊を爲す、此螢此遊吾輩の獨り有する所なり。亦奇遊ならずや。酒既に盡き夜氣人を襲ひ久しく止まる可らず。舟を放つて下岸に寄せ旅亭に投ず。夜既

に十二時なりき。

潮來は名勝にして十六島十二橋など稱する處ありと雖も、皆な見るに足るものにあらず。只遊廓のある地にして隨分東京より流れ入りし藝娼妓などもありと聞く。去りながら此地に遊ぶ者は田夫野人にして多くは自家農用の小舟（此近傍は戸根川其他の沼湖多きゆゑ農事に出るにも必らず舟にて行くなり）に乘じて自ら娼家に赴くといふ。舟夫の云ふ處に據れば娼樓三戸茶屋數軒にして藝妓四五十名ありと。是れ或は近來農家の富裕なるが爲めに然るを致せるものか、如何にせよ遊民多きは誠に歎かはしき次第なり。

六月四日早天潮來の市街を通觀し又長勝寺に遊ぶ。文治元年源右大將の時に創立せりと。寺中に古鐘あり、元德庚午に下總五郞禪門道曉の鑄造に係る。斯くの如き古刹なるを以て水府侯廢佛の時と雖も猶ほ之を存せしめたりと聞く。寺院甚だ壯大ならずと雖も禪門なるを以て閑雅愛すべく眞に精舍たるに背かず。既にして舟に上り大舟津に達して舟を捨て鹿島の祠に詣ず。香取に比すれば稍々大なりと雖も其趣は一なり。祠後二三丁にして一丘あり、鬼塚と稱す。顧ふに往古蝦夷を虜して一般に鬼と云ふ、蓋し蝦夷を討せし處なるべし。大舟津に還り汽船を待て鉾田に赴かんと欲し之を旅主に謀る。主人曰ふ夜十二時に至らずんば此地に達せずと（東京より下るものなり）。吾輩徒らに光陰を費やすを恐れ和船を買ふて鉾田に赴く。滿帆の順風舟行矢の如く黃昏鉾田に達し旗亭に投

ず。此日は是れ茨城縣下を旅行する第一日なり。知らず人情風俗之を房總に比して果して如何なるを。此日過ぐる處に舟路は霞浦の一派にして所謂北浦なり。此れ戸根川に合して銚子に流る、故に水運に便なり。而して此近傍沼河頗ぶる多く四通八達皆な舟を用ふべし。且つ聞く北浦の北に涸沼と稱する湖あり、相距る甚だ遠からず。若し運河を通じて彼此を連接せば水運の便蓋し測る可らざるものありと。或は然らん。然れども交通の利は俄かに說く可らず、猶ほ他日に待つ所あるなり。

五日鉾田を發して磯濱に抵り大洗に詣ず（神明神の本社）社は山に據り眺望頗る佳なり。社を下り旅店に午食す。樓海に枕み水雲一望人をして心意爽然ならしむ。此沿岸の漁業は種々なりと雖も鰯を漁するを以て最となす。又鰹節を製する多しと聞く。大洗より那珂港に赴く。港、那珂川の河口にあり、舟揖に便なるべきに似たりと雖も奈何せん河口極めて淺く時としては流砂の爲めに全く通路を遮斷せらるゝことありと。果して然らば到底良港と爲すを得ざるべし。且つ古老の云ふ處に據れば四五十年來七分の水を減せりと。其原因する處を詳かにせずと雖も若し然らんには東方諸縣の商業に影響する少小ならざるべし。港より小舟を買て那珂川を遡ぼる。川流到る處皆な數尺に過ぎざるものゝ如し。其河口の埋るも亦宜なるを知れり。水戸に抵り舟を捨てゝ上市泉町に赴く。途上士族の家多し。而して甚だ破壞せるを見ず。旅店に宿し、夜、郡長村田正孝君を訪ひ歸路演說會に行き頃刻に

して去る。

六月六日京を辭してより既に十有五日、僅かに微雨半日の外未だ嘗て雨なし。而して此日始めて雨あり。雨を冒し渡邊君に伴ふて縣令人見寧君を訪ひ談話時を移し辭して縣會を傍聽す。議場は師範學校中の一室なり、出席の議員二十二名。蓋し半數を超る僅かに一二人のみ。傍聽人余輩の行きし時（十一時頃）十三四名なり。聞くが如くんば客月一日開議、今日に至り甲號議案未だ議決せずと。午時を過ぎて歸る。余茨城新聞社を訪ふて山口花兒郎、乘樹乘彥、椎名總介の諸君と談話せり。午後村田正孝君に伴ひ丹下牧場を觀る。先是、田見小路に於て養蠶所を觀る。此地と合せて就產社と稱す。野村鼎實君を訪ふ、君は同所に長たり。就產社なるものは士族の事業にして牧場は牛馬合せて八十七頭、移住九戶、往時源烈公の創設に係る牧場なり。養蠶所は女工四十餘名皆な士族の子女なり。此社追次隆盛ならんとす。是れ社員諸君の盡力に因るものなるべしと雖も以て此地士族の就產に急なるを知るべし。丹下より偕樂園に遊ぶ、園は山に據り池に臨み眺望極めて廣く轉た後人をして當時の樂を偕にする能はざりしを悲ましむ。是れ往昔源烈公の創置にして實に民と此樂を偕にせし所なり。今日に至り此名地を保續する頗る難かるべしと雖も舊藩人この戮力に因て幸に舊觀を損する甚しきに至らず。園を出て烈公の祉に詣し歸路村田君に伴ひ旗亭に一酌し夜旅寓に還る。吉田弘藏、野々勝一、國分行道、廣瀨誠一郎外五君來訪、談論數時

殆んど十二時に及で去る。

聞くところに據れば茨城縣人民の貧富は甚しき懸隔なしと。是れ舊藩數世の政策大に兼併の患を防せぎたるに因るものならんか。然ればにや途次未だ豪富を見ず。又士族に至りては歴代藩制の名義を重んじ廉恥を正ふせしを以て今日に至りても幾分の遺金あるもの丶如し。唯惜むべし、國內賭博の悪弊頗ぶる熾にして殊に下總に接近するに從て最も甚だしく吾輩の此縣に入る四五日前も既に大舟津近傍にて一大爭鬪ありと。斯くの如き悪風あるを以て刑戮に處せらる丶者極めて多く、斬絞の重刑と雖も殆んど之を施さゞるの月なしと、以て人情の一斑を證すべし。又聞く舊藩の時には名君賢相並び起り意を民治に用ゐたるもの枚擧に遑あらず、牧場の如きも處々に設置せりと雖も固より不虞に備ふる爲にして利を謀るの場にあらず、獨り開墾に至りては兼併の患を防ぎたると、良田の荒廢せんことを憂慮せしとの故によりてや古來大に之を慫慂せしことなしといふ。

七日雨。水戶を發して棚倉に赴き那珂川を渡りて行くこと數里、久慈川を渡り太田に達す。秋田氏の城地あり。此地各方の通衢に當るを以て近隣地方の小中心地なりと云ふ。太田より漸く山路に入り、雨是も急にして步す可らず、且つ日既に暮る丶を以て川原野に宿す。一寒村なり。此日過る處の道路太田に至るまで平地ならざるはなし、太田より山路なりと雖も此地方の諸山はさまで巇峻なるにあらず。殊に道路は概ね溪間に蜿蜒して峻坂な

し。又路傍の農民は養蠶製茶を兼ね牧畜の如きも別に放牧の地あるにあらずと雖も、殆んど家ごとに馬を有して其繁殖を謀らざるものなきに似たり。

六月八日川原野より小中村に抵り佐藤信照君を訪ふ。此近傍に大野牧と稱せらるゝ牧場あり。往古御牧と稱せるもの或は此地ならんといふ。爾後水藩の時に及んで之を保護して復古を謀りたれど當時牛馬を牧養するは必竟不虞に備んがために過ぎざれば繁殖年一年より甚だしく遂に田園を害するに至りしを以て之を廢せしが近來復び牧養を試みんと謀るものありと聞く。此牧場周圍五千間、其大部は嵯峨たる山岳なれば强壯の牛馬を産す可しと云ふ。大中村より德田を經て磐城の國に入る。山勢優裕居民温厚間はずして舊奥州の地なるを知るなり。是より大塊、下關河內、東舘の諸驛を經て伊香に抵り宿す。道路山間ならざるにあらずと雖も峻坂險路のあるにあらず。殊に道路の修繕至れるを以て平地と異る處なし。唯行人をして憾多からしむる者は驛路人馬甚だ乏しく、之を傭使する毎に巨多の時間を徒費し猶ほ或は之なきに困しむ。是れ近來農事中なるの故と聞けど余の觀る所を以てすれば平時と雖も或は此患を免かれざるべし。何となれば居民概ね傭使を好まざればなり。是れ其原因する所固より一ならざるべしと雖も、安んぞ近時農家の富裕と小安に滿足するとに因らざるを知らんや。然ればにや、棚倉街道(即ち吾輩の通過する地)を通過するもの多くは蒟蒻粉、鹽引、烟草の類にして北越若くは奥羽の地方に輸

送するものなり。而して其輸送は一年を通計するも甚だしきは一百駄を越へざるあり（悉く然るにあらず、驛によりて不同なり）と。此說果して眞ならば道路平坦恰かも砥の如くなるにも係はらず其便益さまで大ならざるべしと信ず。此等の事は其勢に當る者の深く注意あらんことを要するなり。

九日伊香を發して棚倉を過ぐ。市街稍々寒冷にして舊時一藩の首府たるに似ず。（小藩とは云へど）且つ聞く物產も未だ振起の情勢を見ず、松川と稱する烟草は今多くは田村郡に產し其盛衰を詳かにせずと雖も隆盛を致するは難かるべし。然るにも係らず此地方に漸く農業篤志者を出さんとすと。此說實なりとせば誠に稱すべき事なり。棚倉より釜子、中畑を經て矢吹に至り某店に宿す。此間山遠く道平にして、まゝ渺茫無際限の平野あり。其不毛を拓するの點より觀察せば愛惜の情に堪へずと雖も、若し風流の眼を以て之を見ば蓋し躊躇去る能はざるもの多からん。（但開墾する者絕へてなきにあらず）矢吹以北は奥州の國道なり。明日發せば蓋し觀を改むるものあらん。

水戶より矢吹に抵る通路棚倉街道と云ふ。國道にあらずと雖も近來殆んど修繕せざる處なければ頗ぶる美良なる通路なり。去ながら此道を經るもの多くは常州より北越其他の地方に輸送するものに止まり彼より來り入るものの誠に少し。又我より出るものと雖も蒟蒻粉の類を除くの外甚だ多からずといふ。

第 三 報

六月十日雨、矢吹より行くこと里餘宮内省の開墾地なる一貫原を觀る。開墾見込の地六百餘町歩、今其十町歩を開墾せりと云ふ。家屋未だ建設せず、唯だ厩のみ建築中なり。須賀川に抵り橋本傳右衛門君を其耕場に訪ふ。君明治七年以來開墾に從事し既に十町歩を開墾せりと。吾輩の訪問せし處は即ち其開墾地なり。君の說に開墾は馬耕を以て可なりとすれども曠漠たる原野にあらざれば施す可らず、故に余も大に開墾に從事するの見込にて西洋農具を購求せしも此僅々十町歩に過ぎざる地處にて殊に其間崎嶇凸凹斯くの如き野に在ては到底用ふる處なし、且つ此地に近接せる地處は既に宮内省の開墾地となりしもの巨多にて、現に予の嘗て開墾を試みし地處も其用地となれり、是を以て殆んど近傍に開墾すべき原野なしと。談論悲憤恰かも驥足を伸る地なきに苦しむものの如し。午後辭して產馬會社を訪ふ。此社專ら產馬の事務に從ふ、其社名の如し。株金八萬圓、內五萬圓を以て當分の資金となし管する處の馬數頗ぶる多く、今年糶賣の二歲馬牝牡合せて一萬二千頭なりと、以て其業の一端を推想すべし。須賀川驛を出て行くこと數十町にして奥州の國道を辭し左折して久留米開墾地を過ぎ開成山に抵り某亭に宿す。花房直三郎君先づ在り。初め吾輩の東京を發するや君不幸病に罹り遂に倶に發するを得ず、因て此地に會せんことを約せしが、今來會約の如し。因りて各恙なきを祝して小酌す。夜大原某君來訪あり。此日過る處概む蠶桑を業とする地方なり。之を某氏に聞く近年米價騰貴從て百穀皆な騰貴せざるなし、此影響の及ぶ處蓋し測る可らざるものあらん、然れども他は暫く措き蠶桑の如きも幾分の影響を被むり或は桑田を變じて田畑となすもの往々にして之なしとなさず、此勢にして止まずんば後來に憂慮する所なきにあらざるべしと。此說果して實なら

ば此地方の爲めに憂ふべきのみならず、國家の爲めに最も憂慮すべきことゝ謂ふべし、嗟乎。

六月十一日開成山の旅寓を發し福島縣開拓課に赴き立山某君に就て開拓の槪況を聞く。此地往時は近隣村民の秣場にして秣戰場などと號し屢々秣を爭ふて戰鬪せし處なり。郡山の人阿部茂兵衞氏始めて此地を開拓せしより一變して開拓地となり、爾來官猪苗代湖の開鑿を企圖され今日に至りては移住の士族も漸く增加し舊久留米藩士を始めとして因州備州土州等の士族陸續移住せり。官の經畫する處にては此原野の開墾するを得べきもの大凡一萬町歩にて猪苗代湖の開鑿に成功せば吉田三千町新田一千町の灌漑に供す可しと。又移住は五百戸を限り許可す可しといふ。開拓課を辭し久留米開墾地に赴き社長森尾君及び副社長某君に其梗槪を聞く。蓋し移住の諸氏團結して一社を成し開墾に從事する男女には日給を與ふ、其監督は一に數輩の役員にあり、他は槪ね傭役せらるゝ者の如し。斯くの如き方法にて果して移住の諸氏能く奮勵從事するや否や。余は其利害に於て少しく疑ふ所なしと爲さざるなり。目今戸數八十戸、外に對面ヶ原に分離せし者五十戸、槪ね明治十二年に移住せし者なりと。此地より去て富田村を過ぎ高野原に赴き因州士族の開墾地に抵り村上某君に就て實況を問ふ。此地未だ移住の家屋なく目今建築中なり。聞く處に據れば既に三十戸許の移住人ありと雖も未だ住すべき家屋なきが爲めに、久しく富田村に寄寓し之が爲めに費額の豫算に違ふ少小ならずと。誠に然らん。此等の事は移住人の宜しく注意すべき

處なり。夫より小松健太郎君の開墾地を訪ふ、君親ら耕耘に從事する純然たる農夫なり。現に吾輩の訪問せし時も馬耕中なりと聞く。君は岡山縣士族にて往時三萬石を領せし人なりと。今日の經營辛苦感賞に堪へたり。殊に家屋の構造最も粗にして未だ戶障子も全からず、從來の農夫と雖も或は堪へざるものあらん、況んや、之を往時の居室に比すれば如何ぞや、尋常人の能くし難き所と謂ふべし。熱海工場より案內者を是迄遣されたり。因て相伴ふて新開鑿の溝路第三番隧道に入り暗黑冥蒙の中を通過して出れば五百川に架せる石造の疏水橋あり、長さ二十五間今建築中なり。後藤某君現場に在りて工事を督せしが吾輩の至るに及んで誘ふて詳細に解示さる。此工事に從ふ石工百人許、多くは備前地方の者なり。後藤君に伴ひ熱海驛に至り某店に宿す。此驛溫泉ありと雖も汚穢浴す可らず。渡邊花房二君は工場に至りて尋常の湯に入浴したり。近來世に開墾を說く者頗る多し、誠に美事なり。然れども能く其功を奏する者幾人かある。是れ惜むべき事ならずや。此日過ぐる所の開墾地は概ね士族の事業なり、奮勵從事するものの如くなれば、其他日に偉績を奏する疑ふ可らず。然れども功は成るに難く破るに易し、況んや百里に行く者は九十を半にすと云へば、一年一時の景情は以て他日を卜す可らず、故に唯今日の現況に就て之を評下すること如斯。而して余は奧州人なれば此開墾地を通觀して喜びよりも寧ろ悲しみ多し。何となれば之が開墾に從事する者接近數里の奧州人にあらずして却て天涯萬里の九州若くは四國中國地方の人士なればなり。嗚呼奧羽人は遂に何事を爲すか。已れが園庭を擧げて他人に輸するを欲するか、一念斯に至らば喜は以て悲しみに勝つ能はざるなり。

六月十二日熱海を發す、微雨、後藤磯田の二君に伴ひ堀割の河口を見る、即ち玉川堰の水門なり。此處の水勢は二百三十五箇立方尺の水を一秒間に一丈二尺の距離に流送すべし。二君に分袂して行くこと二里餘にして峻坂あり、第一隧道を開鑿する處にて其長延百六十餘間なり。大山脈に係るを以て隧道僅々二三十間を除くの外皆な堅石ならざるはなし。(但其二三十間は泥土にして開鑿に最も困難なりしといふ)此工場より南一郎兵衛君に伴ひ隧道其他の溝路を通觀し山潟に抵り午食の饗を受く。又辭して猪苗代の湖岸に沿ふて行き關戸村を過ぐ。是より漸く平野にして路傍田園ならざるはなし。長瀬川を渡り二里許、猪苗代驛に抵り龜城峠に登り土津神社に詣ず、會津藩祖を祭る處なり。神社山に據り湖景を一望に收む。蓋し猪苗代の地は四山環抱、宛然盤中に在り。太田茂君も亦來り吾輩を一樓に導き且つ工事を說く。遂に其樓に宿す。此夜懇切饗應あり。又星太四郎君も來訪あり。蓋し十六橋は會津川に架せる石橋にして長さ卅六間餘幅丈、皆な堅石を以て造り兩端に川水路あり。而して此橋は即ち疏水の水門なり。初め此工事を起すや下流の人民用水の如何を過慮し殆んど不穩の擧動あらんとせしも一旦其惑を解くに及んで却て此工事を助け終に子來の歎ありと、亦以て事情の通塞は人心に關する最も大なるを證するに足るべし。聞く所に據れば猪苗代開鑿は明治十一年に着手し費額二十萬圓許の見込なりしが、漸く增加し今日は殆んど三十萬圓許なり。溝路下流阿武隈川に注ぐまで長延十里許、隧道四十八所、其長さ五千間許なりと。

又此溝路を通せば猪苗代湖の水量を減ずる水面より尺五寸許なるべしと雖も此用水大凡百日間を要するに過ぎざれば其期を過ぎ水門を鎖すの日は再び水量を増し明年は故に復して用水に乏しきを告げざるべしと。斯くの如き大工事は蓋し我邦稀に見る處なり。然れども此工を起す者官府に在れば偉業は即ち偉業なりと雖も深く驚くに足らず。獨り敬服すべきは此規模を定め現今まで日夜工事を督して勉勵倦まざる南一郎平君を始め、其測量に從事し今日に至るも寸分の差を見ざる伊東鐵太郎、礒永得三、澁谷吉藏、伊藤直記等の諸君にして、是等の事業外人の手を藉らざるは實に名譽と云ふべし。

六月十三日雨、戸野口を發し雨を冒して若松に赴く。金堀に抵り白川よりの本道に合し瀧澤峠を過ぐ。舊會藩十八人戰死の墓あり、蓋し戊辰の役十八人の少年事の急なるを見て屠腹し後世青史を讀む者をして一流涕せしむるもの即ち此地なり。此峠を下れば新路の修築あり。夫より漸く平野にして若松は平野の中央に位し四圍皆山、而して元會津藩侯の首府たれば市街今古の冷熱は暫く置き亦一都會なり。七日町の旅亭に宿す。郡長大野義幹君を訪ふ。同席に川原町戸長柳原光政君あり。談話時を移して辭せり。聞く所に據れば若松は人口二萬餘、士族は往時戸數五千五百許り、今自活の業に就くものなきにあらずと雖も、亂後生計を得ざる者頗る多しと。或人云ふ、會津は往時奥州の雄藩にして殊に戊辰の役孤城の下に數萬の敵を受け外に一臂の援けなく内に恃むの糧食なく、

然り而して唯一人の逃卒なし、婦人童兒も猶ほ能く彈丸を冒せる名藩なり。而して今轉じて力食の道に就くを得ざる如きことあらば乃ち先人に恥るなからんか。是れ固より原因一ならば徒らに責るに理論を以てするを得ずと雖も其僥倖浮利を求めずして力食の道に就く如きは余も亦或人と說を同ふする處なり。知らず會津人士は以て如何となす乎。

十四日逆旅を出て本鄕の陶器所に赴く。途に川原町小學校を觀る。柳原光政君先導して示さる。生徒三百十餘人皆な勉勵倦まず、且つ地方の人民概ね學事に務むと云ふ。本鄕に抵り陶器所を觀る。陶器工戶數百許、年々六七萬圓の物品を製造すと。又近來問屋の制なく自由に各地に販賣するを得たれば、便は即ち便なるに似たりと雖も奈何せん、薄資の者は時價を計りて販賣するの力なく往時よりも却て困難を極め殊に寒中は製造に可なるも販賣の道に苦しむ者多し、一利一害亦數の免かれざるものか。歸路會津物產會社を訪ふ。此社は資本三萬圓にて有力の商紳十三四名の結社なり。專ら會津木綿(多分は士族業)の產業を慫慂し且つ御藏入より出る蚊蟵地其他此地に出入する物品の仕入を周旋するものなり。故に其社實用に基て起り實利に就て運轉し他の輕薄なる商社と同視す可らざるもの丶如し。是より若松を去り東山の溫泉に宿す。此間僅に里許、初め吾輩の東京を辭するや行裝の外多少の衣服を携提し、加ふるに書籍少許を以てせしが房總の間猶ほ荷物の重きに苦しみ遂に減少して東京に返

送するもの前後三回、今日に至り全く旅裝を存するのみ。旅行は固より輕便を主とすれば旅裝のみを以て足れりとなせど、如何せん訪ふ所の人に因り、行く所の地に因りては、行裝の如何に因て便否の差なきにあらず。殊に或る地位の人に至りては訪ふ者の行裝に因て却て迷惑する者ありと、甚だ笑ふべきことにはあれど、世俗の常情誠に氣の毒なる事共なり。故を以て已むを得ず再び洋服に變ぜんと欲し若松にて一商家に命じて之を作らしむ。二日を惜くにあらざれば成らずと。因て東山に寓して期日の至るを待てり。

六月十五日東山に滯留す。此地は出羽の庄內、最上の上の山と並び稱せられて、有名なる土地なれど山間の一市にして殆んど消暇に苦しめり。尤も温泉場なれば酒樓なきにあらずと雖も、極めて不潔、又盃酌に侍する婦女なきにあらずと雖も猥褻厭ふべし。唯だ幸ひに寓所は河流に臨み水聲四隣を壓すれば絃歌咻語皆な耳に入らず、亦不幸中の一幸なり。榊原光政君美酒を携へて來訪す。大に客懷を慰せり。聞く會津地方は往時極めて惡酒、近來漸く改良して美酒を出せりと。又聞く若松市中のみに酒造家六七十戸ありと。善く飲む人民なる哉。

十六日東山より再び若松に出て米澤路を取り行くこと三里餘會津川を渡り鹽川に達して一店に午食せんとす。

老嫗出て曰く小錢あらば食せしむべしと。蓋し此地方(福島縣一般)小錢に乏しく到る處小札小錢の拂底に苦しまざるはなし、故に此問あり。而して吾輩幸に小錢ありしを以て午食するを得たりと雖も、若し之なかりせば或は食する能はざりしやを知る可らず。如何なる方術にまれ之を救ふの道あらば一刻も早く救ひたきものなり。知らず地方の其務に當る人も亦之を憂慮するや否。鹽川より能倉を過ぎ大鹽に抵る。雨大に至り、日既に暮る。因て穴澤某方に投宿す。山鹽を製造せしなり。聞くが如くんば此地山鹽を産する一年八百俵(四斗俵)なりしも維新の後、業を廢し今日に至り之を製造するものなしと。其産する處は大鹽川の川敷中及び其近傍にありて皆温泉の如く湧き出ずるものなり、而して之を製せんには只だ鹽湯を汲み之を焼て水分を蒸發せしむるのみなりといふ。

十七日雨、大鹽より皆な山路、柳峠を過ぐ、殘雪あり、而して草木枯木の如きもあり、花方さに開くもあり、鶯蟬一時に鳴く春の如く夏の如く又秋冬の如く、恰も四時一時に會し此身の何の候にあるを覺えず、眞に一奇なり。又此地の草木自ら奇異別天地の如し。此峠を下り檜原驛(馬なき地なり)を過ぎ松原峠に赴く。鎭臺兵の行軍に會ふ。山路險惡且つ泥濘脛を沒して殆んど歩す可らず。顧ふに此地往昔會津米澤二藩の境界にして各其嶮を恃みしものならん。今猶ほ福島山形二縣の境界とす。所謂一人嶮に當れば萬夫も過る能ざるの地なり。此峠を下り綱木、關の二驛を過ぐ、關より一山を踰れば地平なり。米澤に抵り旅亭に宿す。此日行程甚だ多からずと雖も山

路にして且つ行軍のため人夫なく米澤に達せし時は日全く暮れたり。此夜當地の酒樓南部屋より迎へられ相伴ふて行く。饗應極めて懇切なり。渡邊君が往年此地にありし時何かれの世話せし人なりと云ふ。夜半にして旅亭に歸る。

六月十八日米澤に滯留す。午前南部屋主人案内にて處々を見物し堀尾興君を訪ふて此地方の實況を聞く。酒肴の饗あり午後米澤製絲場を觀る。此場は士族の事業にして堀尾君之が長となり、工女百七十餘人、一年七千貫目許の繭を用ゆと、而して此場を設るの資本は上杉舊藩公及び士族の合資にして一切官の補助を仰がず、誠に獨立の結社たり。堀尾君は無給にて日勤なりと聞く。社員諸氏の盡力感賞に堪へたり。歸路城跡に至り上杉神社に詣ず。余去つて奧羽新報社を訪ふ。日賀田信順、大野薫の二君、余を某樓に伴ひ更に渡邊花房の二君を招き瀨下秀俊君も亦來會ありて饗せらる。快談數時各歡を盡して辭去せり。聞く米澤の士族は維新以來幾分の富裕を致し他縣士族の窮困と全く相反せりと。其原因他なし、此地從來土地に較すれば士族多きに過ぎ往時とても各生活の業を知らざる者なければ維新の後に及ぶも其業を失はざるのみならず、却て公債證書の恩賜を得て其資を增加せるものの如しと。嗚呼人常に窮めば其窮を覺えず、昔日の不幸は今日の幸なり、天道循環亦妙ならずや。此等の爲めにや、市中一般に衰古の色なし、但し其人情に至ては余之を言ふを欲せず。

十九日米澤より發し糠の目赤湯を經て上之山に抵り宿す。温泉場なり。但會津の東山に及ばず。此間道路平坦且つ修繕最も至れりと謂ふべし。此分にては何時御巡幸あるも道路丈けは先々稱贊間違あるまじと思はる。

此地方に限らず奥羽の男女はモンペイと稱する袴の如きものを着るは一般の風なるが、殊に此地方に至れば男女皆な之を着し其顔色を見ざれば殆んど男女を識別する能はず、誠に奇風なり。去りながら此風を願て之を奇異なりとて一概に嘲るは余の取らざる所なり。余の見る所にては奇風は奇風なれど、防寒の具に最も適當にして寒國の一日も缺くべからざるものとす。又よしや然らざるも婦人の股引は餘り見好きものにあらざれば、寧ろ此の袴を用ふるを可とするなり。但し余は奥州人なるを以て敢て私するにはあらず。

六日廿日上之山を發す、此驛桑市あり、桑を擔ふて來會する者織るが如し、以て養蠶の盛なるを證すべし。上之山より里餘、山形縣の樹苗園あり、新開墾と思はる。山形に達せざる僅かに二十餘町、酢川に架せる石橋あり、壯且つ堅、蓋し亦萬世橋なり。(上之山より山形に至るまで僅かに三里餘、石橋三四あり)山形に抵り旅亭に投ず。旅寓を出て勸業博物館を觀る。此地方物産の一小部を窺ふを得たり。內に最も奇とすべきものあり、何人の作に

や人工屍の出品ありしが隱處(男子の)を暴露して殆んど正視する能はず、是れ必らず歐米諸邦にも例のあることにて且つ學術上より之を見れば啻に正視すべきのみならず最も詳密に拜見せざるを得ざるべしと雖も、日本人殊に余の如き者は之を視て何とも申し樣なし。此等の事、美は即ち美なるべけれども若し此部分丈けは取除き置かば猶ほ美觀を添ゆることとなるべし。且つ勸業博物館なれば之を取除きて傍らに置くも左迄害なかるべしと考へらる。縣會議事所に赴く。議員出席過半數に至らず、因て傍聽するを得ず。聞く處に據れば既に收支の綱領を議決せしも、未だ徴收課賦の方法を議決せず、而して如何なる理由にや議員近來缺席多く到底半數を越ゆるの見込なければ、一先づ閉鎖して後事は常置委員の會議に附すべしといふ。縣廳に至る。縣令書記官皆不在、因て海老名某君に面會して各處を觀覽せんことを請ひ、一吏人に伴はれて製絲場水力機織場等を一見し、又去て監獄に赴き、悉く監中を廻觀す。未決囚五十四人、既決囚百六十八人、而して重罪犯甚だ多からず、死罪の如きは兩三年未だ曾てあらざるなりと。又終身懲役の者ありと雖も是れ多くは輕罪の三犯以上に至りたる者に過ぎずと。之を夫の千葉茨城等に比せば其人情の如何を推測する蓋し難きにあらざるべし。(千葉茨城の事は前報にあり)

第四報

六月二十一日、山形は近傍に比類なき繁榮なる都會にして問はずして山形縣の廳下たるを知るべき處たれど、吾輩行人は觀望の美あればとて徒らに滯留すべきにあらざれば、山形の山形たるを詳細に觀覽せず、大畧を巡見

したるまでにて發足し、天童に赴く。左右山遠く地坦かにして且つ道路直線を畫せるが如し。大凡そ道路の直線を好むは一般の人情にて且つ道程の近きを喜ばぬ者なしと雖も、斯くの如き直線の道路は却て疲勞を增すのみならず倦厭の情を起すは行人の情なり。況んや此直線の道路天童に止らず延て楯岡に至るも亦然かれば（此間六里餘）吾輩も大に倦厭を覺えたりき。去りながら是れ吾輩の如き徒步の行人に取て然るのみにて若し車馬を驅る者ならんには頗ぶる便ならん。故に此等の美路には早く車馬（運送馬車の類）を設けて交通の便を謀らんことを希望するなり。天童は長廻り半里許の市街にて織田氏の舊城下なり。楯岡は天童を去る三里餘にして天童に彷彿たり。楯岡より二里許、宇追分より左折して庄內路を取る。是より路漸く溪間に入り概ね最上川に沿ふ。即ちこゝに至りて山形の平野始めて盡る處とす。晩に大石田に宿す。此驛最上川の岸に在り、是より舟路酒田港に通ずる處なり。此日過ぐる處悉く平坦にして且つ四望田園ならざるはなし、而して此平野は前報にも記せし如く上之山地方より連續したる平野にて沃野千里大府の地と稱するも過稱にあらざるべし。知らず此沃土に住する人民は果して沃土に耻なき乎。自然の幸福に安んじて人權の何ものたるを忘るゝ如きこと勿れ。

廿二日小舟を買ふて最上川を下る。舟二隻合して一となし棹歌相對して浩流を下り堀之内に至り舟を停めて午食す。時に逆風舟進まず、已むを得ずして舟を捨てゝ陸路に就かんとす。行李を擔ふの人夫なし、漸くにして一

老婆を得て擔はしむ。行くこと未だ里ならざるに既に倒れんとする幾回なるを知らず。因て更に人夫を傭ひ長者原あし澤等の村落を經て庄内路に出づ。此間野渡あり、人なくして舟自ら横はるにはあらず、一條の繩を兩岸にかけ連環を以て舟を繋ぎ其環を繰りて舟を送る。蓋し人なくして行人自ら舟を行るなり、亦一奇。庄内路に出でゝ本合海に達し又最上川を渡り行くこと二里餘、左右奇峰綿亘頗ぶる風景の愛すべきありと雖も、奈何せん此日の行程悉く豫算に違ふを以て日全く暮れ奇景を探るの餘暇なく古口に至り宿す。人は云ふ舟路便なりと。蓋し便ならざるにあらず、然れども舟路の恃む可らざる往々にして斯くの如し。要するに時日を期せざるものは舟路適すべし、若夫の事の急遽を期するものは專ら舟路の便を恃む可らざる於是乎證すべし。

六月廿三日古口より行くこと里餘最上川を下る。吾輩を望んで連聲呼んで曰く盍ぞ乘らざるやと。顧みて之を問へば昨乘る所の小舟なり、因て岸に招ぎ之に投ず。風順にして舟行最も速かなり。頃刻にして淸川に達し陸路に就く。此間兩岸の奇景鈍筆の能く盡す所にあらず。聞くが如くんば往時本合海より淸川に至るまで九里陸路全く絕へて獨り舟を通ず、是を以て雨雪風ある毎に通路壅塞交通の便なし。顧ふに此間庄内領の咽喉たれば此不便あるも棄て問はざるのみならず、却て此險を以て要害となせしものならん、而して今日に至りしは全く之に反し險を夷し塞を通ずる事大に起りたれば、此險悪の通路も一席の昔話と化し、只行人の往時を追歎せしむるのみ。(今

日の通路は舟路にあらずして新開の陸路なり、而して道程の近きこと舊道に比すれば里々）道路の修築世上に多しと雖も此等の修繕は眞に其當を失はざるものと謂ふべし。淸川より地大に開らけ道路平坦只北、鳥海山を實際に望み西南、湯殿羽黑の諸峰を數十里外に望んで平野の大なるを稱歎ずるのみ。聞く所に據れば往時庄內の領地十五萬石と稱するも維新の後精査する處にては二十四五萬石ありしと。此平野渺茫際なきも亦宜なる哉。狩川に抵り酒田庄內二路の分るゝ處とす。乃ち庄內路を取り藤島驛を經て確岡に入る。之を庄內となす。市端に三橋あり、三川橋といふ、皆な梵字川に架せる長橋の連接せしなり。一小店に投じて小憩し、出でゝ庄內神社に詣ず。庄內城址に在り、藩祖を祭る處とす。去て松本十郞君を訪ふ。君田圃に在り、吾輩の到るに及んで農具を提げたるまま迎へて一室に延き酒肴を饗せらる。室に疊なし只筵のみ。其瀟洒思ふべし。君曾て高官にあり事業亦た多し。天下の形勢擧て胸臆に在り、而して高踏勇退、僻陬に在りて田園を友とす、尺蠖の屈する者の如し、然れども余少年不學豈に君を論ぜんや、只鳥海山の最上の水、以て君が雅量を評すべきを知る。夜十時後旅舍に歸り宿す。

庄內の地は（舊庄內領を云ふ）西、海に面し北に三崎あり、南に六十里越あり、東に最上川あり、皆な要衝至り易らざる地勢にして往時に在りては最も地利を得たるものとす。近來時勢一變昔日の利は却て今日の不利となり交通甚だ便ならず。夫の交通の便否は人心の開否に關する少小なりと爲さず。こゝに見る處ありてや今日に至りては所謂天險の地は變じて車上に夢を結ぶべき大道となれり。時勢の變遷誠に驚く可し。而して是より庄內の情も亦必らず變更する處あらん歟。

六月二十四日朝松本君來訪あり。既にして梵字川の小舟を買ふて酒田に赴く、此間陸路七里と稱す。水路必らず是より多からん。梵字川より最上川に入り午後酒田に達す。小憩の後市街に遊歩し山王の祠に詣ず。小丘の巓に在り祠側を出る數歩一碑あり。此碑を讀んで始めて知る、此小丘は自然の地にあらざるを。碑の記する處に據れば本港累代の豪家なる本間氏の築造せし所なり、此地平沙漠々之を築造するに既に許多の費を拋たざる可らざるのみならず、爾來最も植樹に乏しきに苦しみ、今日は南北に蜿蜒し蔚然たる松林なるも之を築造するの際如何なる財木を捐棄せしや、又如何ばかり之が經營に苦しみたるや、實に測る可らず。是れ豈に徒らに名利を貪る者の能くする處ならんや。況んや此地往時は風浪の爲めに侵さるゝの虞あり、土民の其厄に罹る、殆んど名狀す可らざるものありしに於てをや。此丘を築いて民始めて蘇する者と謂ふべし。豈に千歳不朽の偉績と謂ふべし。此丘より日和山近傍に徘徊して最上川の河口に一望せり。此河海に接せる處淺きに似たるも甚だ淺きにあらず。船舶の出入は西洋形の大船は之を措き大槪の船舶自由に出入すべし。聞くが如くんば此河口數年來頗る埋りて船舶の出入に最も不便なりしも、明治十二年の大洪水以來殆んど五十年前の舊態に復し今日の便を得たりといふ。既にして渡邊花房の二君旅寓に歸る。余兩羽新報社を訪ふて森藤右衛門君に面晤し頃刻にして旅舍に歸る。此港は余が曾遊（明治七年）の地なり。當時市街未だ今日の盛に至らず、且つ河口最も險惡にして出入の船舶甚だ多か

らざりき。今來り觀れば全く之に反し、殆んど別世界を觀るが如し。知らず今後今の昔を見るが如くなるべきや否。夜木部某君等來訪。吾輩本間光貞君を問ふの道に再び兩羽新報社を訪ふ。終に本間君の邸に赴く。君在らず。歸路某寺中の境内に土民の歌舞あり、燈火なきを以て其情態を審かにせず、且つ聲音相異るを以て其唱歌を解せずと雖も、田舍質樸の風頗る愛すべきを覺へたりき。而して此純樸なるに乘じ土人を欺罔して私利を圖る者往々にしてありと、誠に惡むべし。

廿五日郡長貴島宰輔君を訪ふて此地の近況を聞く。且つ君に伴ひ郡役所及び琢成學校を觀る、皆な巍然たる洋館なり。殊に琢成學校の如き東京の學習院と雖も遠く其右に位する能はざるべし。既にして小幡樓に伴ひ午食を饗せらる。此樓眺望最も廣し。渡邊君題して千里一望といふ、其言の如し。蓋し此港の第一樓ならん。午後三時發港新堀に赴く。新庄を經て院内に至らんと欲すればなり。未だ新堀に達せざる數町にして最上川を渡り新堀餘目等の諸驛を過ぎ狩川に至り宿す。此日過る處の道路悉く平坦恰も席を歩するが如し。然れども酒田を發するの遲々せしと路傍の旅亭に微醉を買ひ夜の靜閑に乘じて漫歩せしを以て、狩川に達せし時は夜既に十一時を過ぎたりき。亦旅中の一快事なり。

聞く處に據れば庄内地方は一般に米穀を產する最も多し、而して其酒田より船舶に積み四方に輸送するもの亦

許多にして米穀は此港輸出の第一位を占むべしといふ、果して然ることならん。本間氏の如き累代の富家にして毎年發賣する現石三萬石を常とす。又渡邊作右衛門なる人あり、亦豪戸にして米穀を收穫する地も多し。往時いろは藏と稱せし庄内氏の米廩も今は此人の所有に歸し、預かり米等の舉ありと聞く。此等の人士は皆な本港の民望を繋ぐ人なるべしと信ず。

六月廿六日、此日は陰曆六月一日に當り農家多くは祝して氷餅を食するあり。吾輩も一片を喫して往時を追懷せり。又三山（蓋し湯殿羽黑月山）に詣ずる男女絡繹織る如く、殊に婦女子はけふを晴れと着しものにや、赤き股引などを着けたるは頗ぶる目新しく、田舍純樸の風却て可憐なり。狩川を發して新庄に赴く。此道本合海に至るまでは前日既に經過せし所なれば別に記すべきこともなし。去りながら此間舟にて經過せし今は今日始めて之を見るが如く草なき村より白絲の瀧を望みたるなど風景の奇絶を覺ゆ。此地は御巡幸の時御野立の見込地なりとの標木なれば御隨行する我社員も各社の諸君と倶に必らず小憩して奇景を弄する處なるべし。本合海より新庄路を取る。富田野など字せる原野を過ぎ、新庄に至り旅舍に宿す。夜に及んで余交詢社員中村寛君を訪ひ談話時を移し、且酒肴の饗を受く。頗る旅情を慰せり。新庄は戸澤氏の舊城にして市街一般の景情は天童楯岡等に伯仲せり。聞く處に據れば從來米穀を産する多しと雖も、他の物品は總て他邦に仰ぎ往時よりして出入其平を得ずと。是れ或

は然らん。余の見る處を以てすれば往時より自然の地勢に因り、若くは物産交易の關係より繁榮を致せるものは今日に至るも依然其舊觀を改めず、米澤の如き酒田の如き皆然り。若し之に反し人爲のみよりして都會をなせるものは政事の變更に遇ふて觀を改むるもの滔々然らさるはなし。故に市街の冷熱は一概に其住民を責むるを得ず。新庄小なりと雖も人口七八千、猶ほ以て一都會たるべし。希くは其實力を養ふ所あれ。

廿七日新庄を發し金山に抵る。此間四里許、小山路あるも平地多きに居る。叉字横根と稱する處あり。此邊より左方に鳥海山を望む、宛然富士の如し、頗ぶる奇觀。金山より一山を越へて中田に抵り午食す。一寒驛なり。此地銀山あり、橋本某氏之に從事すと聞く。中田よりしほみ峠なる險山を過ぎ乃位に抵る。此間近道既に成り舊道に比すれば稍々迂囘なるも少しく險惡を免かる。乃位以北も亦新道なり。雄勝峠（一名院内峠）の頂上に抵れる山巓を開鑿する七八丈、仰で其巓を望めば標木あり、是れ兩羽の國境にして是より秋田縣となす。小憩して路傍を省れば碑あり、土中より出せるものゝ如し。文に曰く從是秋田領と。此地より四方を望めば山勢綿亘止まる處を知らず、蓋し亦天險なり。此地を下り漸く上院内に近く路傍桑多し。問はずして養蠶の地なるを知る。上院内より院内鑛山の通路あれど此日至る可らず。因て下院内に抵り某店に宿す。不潔、只だ家族の懇切なるは以て一夜を消せるに足る。

此日全く山形縣を離る。回顧する此縣に入り一見して驚歎するもの二あり。官舍、學校の建築及び道路の修理是れなり。余嘗て茨城縣より福島縣に入るの日、警察署及び學校の概ね洋風なるを見て、彼此を較し懷に感ずる處ありしが、今山形縣の郡役所及び學校等を見るに及んで其壯大に驚歎せざるを得ず。警察署小學校の如きは特に其餘觀のみ。大概山形縣にある郡役所若くは中學校の如き巍々堂々、知らざる者をして之を觀せしむれば或は王侯の宮殿と誤認せざるを保せず。余とても始めて之を見たるの日は其果して何ものたるやを知らざりき。又道路の如きに至りては余の筆を禿して之を記するも其全豹を寫すこと能はざるべし。他の府縣は悉く之を知らず。只だ余の經歷せし所を以てすれば未だ嘗て之を見ざる美路なり。斯くの如き壯大の土木は如何にして之を成功せしやを知らずと雖も、此費を支出せし人民の財力誠に驚くに堪へたり。而して此縣も亦小錢の融通に苦しみ、吾輩行人をして不便を感ぜしむる殆んど名狀す可らざるものあり。

第五報

六月廿八日雨を冐して下院内の旅宿を發し上院内より右折して行くこと里餘、院内銀山に抵り、福島晩郎君に就て銀山の情況を聞く。口碑に云ふ、此鑛山の開祖は慶長年間關ヶ原の敗卒村上宗兵衛、渡邊勝左衛門、森治郎右衛門、石山傳助等なりとし、此四氏の名は石に勒して今猶ほ存す 又云、當時の鑛山は目今從事する山にあらず。蓋し此近山に古坑の存する處なりと。而して爾來史傳の之を徵すべきものなく興廢全く詳らかならず。佐竹氏に

屬するに及んで大に鑛業を慫慂し且つ此鑛山に入る者は、良し罪の死に當べき者なるも敢て問はざるのみならず、却て之を優遇して遂に山内より出でしめず、是を以て鑛夫の常に艱難多く且つ命數を減縮するの大不幸あるも、之を忘れ殆んど進んで死地に就くを知らざる如き有樣なり、因て以て此鑛業を振作せりと。(一種之政略）維新の後に至るに及んで或は小野組にて從事し、或は秋田縣にて擔當せしが終に工部省に屬して今日の鑛業を開らけり。然るに此鑛山は官山なれども從來の慣例に依りて金名工（採鑛小請負人の如き者）に採鑛を許し、精製の上之を買上るの制規なりしが、今後專ら洋法にて採鑛精製するが爲めに、此七月以來は之を廢止するといふ。余採鑛と現場及び目今工事中なる新鑿の疏水道を見んと欲し、渡邊君と倶に外衣を脫して更らに鑛夫の衣を襲ひ、各々燈を携へて長沼釘耕君に伴はれ、坑中に入ること四五丁、忽ち直立四十餘尺の階あり、皆な燈を胸間に懸け、攀て上下す、其危險名狀す可らず。此階下は地面より直徑五六百間の下底なり。而して各道に奔走する合計里餘なるべし。其間寒熱常なく且つ槪ね低頭屈身少しく頭を擧ぐれば或は巖角に觸れ、其觸るゝを恐れ腰を屈して走れば往々蹉蹶を免れず。蓋し坑中に慣るゝ者にあらざるよりは到底堪ゆ可きものにあらざるなり。世多くは云ふ、窮して黃金の貴きこと知る如き事なし、獨り坑中に入り自ら辛酸を嘗むる斯くの如くにして、始めて黃金の貴きを知れり、嗟乎斯く貴き黃金を誰か濫りに他邦に輸して愛惜せざる。海關出入の不平は爰に至て感殊に深し。旣にして鑛山分局を辭し某亭に抵り午食す。花房君病起り分局の醫官に依賴して其藥を受く。聞く處に據れば院内戶數三百有餘あり、約ね鑛業に從事する者とす。而して金名工の如きは往時九十戶と稱せしも今は五十戶許に過ぎざるべし。

一般に鑛夫は朝夕を計らざる如き風習ありて業を終れば逸樂を事とせざる者なし、又製鑛に從事する婦女の如きは甚だ美麗ならざるも皆な相應の衣服を着くるは夫の九十九里地方の漁婦が綱引の時を晴れと着飾るものと一般なるが如し。此銀山は一ヶ月平均出銀二十貫目、鑛夫七百名許、薪炭は追々羽前「あぶらと」の石炭を仰ぐ見込なりと聞く。銀山を去り下院内驛に還る。花房君病未だ癒えず、因て再び昨夜の旅亭に投宿す。亭狹少、不潔且つ寒驛なるを以て飲食共に粗なり。只だ旅亭の主人皆な懇切、吾輩の旅愁を慰めんとて甚だ苦慮するものゝ如く、因て稍々安息するを得たり。

六月廿九日下院内を發し行くこと里餘、横堀村に至り花房君病後の爲めに歩車を買て先づ發す。吾輩徒歩にて行く。偶々小野小町の芍藥を配せる碑あり、就て之を見るに其碑磨滅して讀む可らず、其如何たる舊蹟かを知るに由なきたり。是より地勢漸く開らく、曠野を過ぎて湯澤驛に至り午食せんと欲して某亭に投ずれば家中狼狽名狀す可らず、未だ茶を出さゞるに先づ菓子を出し、之に次で未だ酒なきに先づ肴を出すの類、人をして抱腹絶倒せしむ。而して其價頗る不廉。案ずるに一計を喰はしたるものか。或る新誌に載す、渡邊君茨城に喋網に懸ると、其如何なることを記せしものにや、余は之を知らず。獨り此亭に於て始めて喋網ありと、因て一笑せり。湯澤より行くこと二里許、十文字に抵る。此地は仙臺、矢嶋、横手、院内に通ずる所謂四通の地なり。又行く二里餘、

皆な平坦の地なり。橫手に抵り宿す。此地往時佐竹氏の重臣戸村重太夫氏の居館あり、人口二千許もあらん、米穀に富み且つ秋田木綿と稱する地木綿を產す。然れども此木綿近來洋品に壓され到底進步の勢ひなく又綿を他邦の商賈に仰ぎ自ら進んで仕入るゝ等のことなければ、後來の如何は最も憂ふべきものありと。顧ふに近來洋品の爲めに其業を失ふ者多く、獨り此木綿のみならず。是れ勢ひの已むを得ざるものあるに似たりと雖も、國家の爲めに大に憂ふべきものにあらずや。憂國の士宜しく觀察を怠る可らざるものと謂ふべし。

各社の新聞紙にも記せし如く近頃柴田淺五郎の黨類、此驛の近傍にて不穩の擧動あり、遂に豪家に亂入して物貨を掠却せしに因り日ならずして縛せられ今糺問中なりと云ふ。柴田淺五郎なる者は立志會の會長にて民權家の聞えある人にて、其會友は二三千人ありと云ふ。然るに此回の事件に關せし者誠に少なく、其事たる遠隔の地にて想像したらんには由々しき大事と認むることあるべしと雖も、此地にて實況を聞けば殆んど兒戲たるのみならず、又亂民の擧動なり。此事萬一にも眞ならば自ら民權を以て任ずる人にして斯る事を爲さば獨り法律の罪人のみならず、吾輩の最も熱望する民權自由を汚す大罪人と謂ふべし。知らず何れの世何れの國に小民を誑惑し豪戸を掠奪し即ち國家の治安を紛亂するを以て民權と稱すべきものある乎。民權の名を奇貨として此卑怯なる擧動を爲すは吾輩民權を熱愛する者の深く惡む所なり。

卅日横手を發し角間川を經て大曲に抵る。此間悉く平野なり。大曲は此近傍の殆んど小中心とも稱すべき處にて、豪戸も亦之ありと聞く。大曲より神宮寺（八幡の祠あり）刈和野の二驛を過ぎ「みね」坂を踰え上淀川より境驛に抵り宿す。此間平野既に盡き、漸く山路に入るものとす。然れども甚だ險惡なるにあらずして平野茫々の地亦之あり。一般に此地方は（仙北郡邊）米穀を産すること最も多き地にて、且つ土崎港に注ぐ御物川、通船の便あれば秋田縣中にても第二と下らざる地方なるべし。去りながら古來秋田縣に産する所謂米なるものは製法宜しからざる爲めに米質を損じ、爲めに東京地方に輸送するも格付の上流に位する能はず。是れ畢竟寒國にして降雪甚だ速かなれば、充分の製法を行ふ暇なきに原因することとなるべしと雖も、誠に惜むべきことなり。斯に見る所ありての事ならん、近來縣官及び有志の諸氏專ら改良米に從事し、終には一般の製法を一變して格位を上進せしめんとする由なり。誠に美擧と謂ふべし。然れども舊習の脫却し難きは民情の常にて、斯の如き美擧も小民の之を喜ばざるもの多しと聞く、痛歎に堪へたり。果して然らば只だ歳月に依賴して以て漸く之が改良を謀るの外、他の術策なかるべし。其務に當る者の苦慮想ふに堪へたり。但改良米の擧は此縣のみならず、他府縣にも亦之ありと聞く、希くは全國に普及せんことを望むなり。

七月一日境驛より荒川銅山に赴く。驛を去る二里餘の中山にあり。銅山事務所に抵り森田貫忠、佐藤文治の二

君に就て實況を聞き、且つ其鑛所を通觀す。此銅山は余が郷里盛岡の商紳瀬川安五郎君の從事せる銅山にして誠に近年の開坑なりと雖も、出銅最も夥多にして客年の如きは實に五十萬斤を出せりと。鑛中自ら一市をなし人口殆んど二千あり。新鑛山なれば住家は固より鑛山主より貸與し、又一切日需の物品悉く鑛山主より廉價を以て賣與し、殊に鑛夫の食米は現今米價の騰貴に關せず五錢五厘許の低價を以て賣與し、若し米價低落して此定價を過ぐることあるに及べば從て更に低落するの例規あり。是を以て獨り此山中にある鑛夫の勉めて倦を知らざるのみならず、遠近の鑛夫爭ふて此地に赴くの勢あり。又此鑛中は新開者の爲めに鑛業の大障碍として鑛業者の忌憚する鑛山の舊習故例等なければ鑛山主の意のまゝに鑛業を營むの便ありといふ。時午に近く事務所にて午食の饗を受く待遇最も厚し。既にして辭去し境驛に還り再び發して行くこと二里許、右折して大張野に抵り秋成社の開墾所を訪ひ幹事矢島榮君に就て實況を聞く。此社秋田縣士族就産の爲めに結社せしものにて羽生氏勳君之が長たり。(當時秋田に在り)而して此開墾も其一部なり。聞く處に據れば開墾見込の地二百七十町歩なり。客年八月より移住し目今開墾に從事する者五十一戸、畜牛牝九十餘頭牡十頭馬亦十三四頭ありと。其他日の如何は今より逆知するを得ずと雖も皆な奮勵從事する者の如し、感歎に堪へたり。余の如き元來士族の家に生れ士族の敎育を受けたれば、爾後族籍を去りて平民たるも猶ほ士族を見ること同列の如し。是を以て嚮に舊水戶藩の就産社及び安積郡の開墾地を見、今又此和成社を見て士族諸氏の力食の道に就かんと欲する衷情を推想し感最も深し。知らず天下亦余と此感を同ふする者あるや否。余は實に士族就産を以て今日の最も急務とし且つ今日の大問題なりと信ずるなり。此

地にて高田牧野の二君に面會す、皆な東京より派遣せる人なり。開墾地を辭する頃全く暮れ四顧蕭寂人に道を問ふべきなし。然れども幸ひにして本道に出て和田驛に抵り宿す。此日大張野開墾地に用ふる肥料を聞くに曰く、人灰なりと。人灰なるものは火葬の灰にして、古來此灰積んで山を成すも未だ嘗て之を用ふる者なく、若し竊かに之を用ふる者あれば相忌て其産せし物を食せず。是を以て各處に積んで山の如し。是れ固より捨つ可きものにあらず、況んや此を人灰と云へば忌むべきに似たるも骨粉を肥料に用ふるに較ぶれば其理亦同じ、因て之を用ゆと、誠に奇品なり。顧ふに火葬は各地にあり、所謂人灰も亦各地にあらん、是れ人情にあらずと雖も之を肥料となし果して利あらば、我邦に一種の新肥料を發見したるものと謂ふべし。去りながら果して大に此肥料を用ふるに至らば人の骨骸を野に捨てゝ瘦せたる犬の腹を肥すも一般にて、人間は生て糞尿を以て田園を養ひ、死して灰に化して亦田を養ひ、到底田園の肥料たるが如し。愚の至りならずや。

七月二日雨、和田驛より岩見川を渡り又御所野等の原野を過ぎ久保田に抵り某亭に投宿す。此地往所佐竹氏の居城にして今秋田縣廳の在る處とす。市區整然自ら都府の風を存せり。聞くが如くんば人口三萬六七千、富商も亦多し。然れども從來他邦と交通甚だ疎なる地にして今日に至りても猶ほ其風なしと爲さず。是を以て大に面目を一新せしものなく、商人と雖も依然舊法を墨守して更に進取の色なしと。然れども余の見る處にては其れ獨り商

地方のみならず、天下到る處此舊習を存し、即ち我日本の大勢は猶ほ退守を是として進取を喜ばざるの氣風あらざるなきや。歴遊を終りたるの日は更に斷言することを得べしと信ずれども、此までに歴觀せし處にては舊來の富家と稱すれば必らず家法を墨守して他に顧慮する處なき者多し。是れ輕躁に失するに比すれば賞賛すべきは勿論なりと雖も、墨守の弊は決して美事と云ふを得ざるなり。晩に余一瀨文治郎君を訪ひ談話時を移し且つ晩食の饗を受け、深更に及んで旅寓に歸る。一瀨君頓野馬彥君と倶に更に旅寓に來訪あり。

屢次前報にも記せし如く小札及び小錢に乏しきは福島縣以北、余の歴遊せる地方概ね然らざるはなし、時としては之が爲めに飲食することを得ず、又休憩することを得ず。（茶代なきが爲めなり）然れども是等は特に吾輩行人の不便なども民間日用の景況に至りても亦斯くの如し。是を以て殆んど中以下の商業は空賣買にあらざれば則ち必らず賣買を中止する勢なり。之を憂慮して私に預かり金券など〻稱して一種の紙幣を發行せる地方あるに至れり。此有樣にて數年を經過せば果して如何なる實況に馴致すべきか、殆んど測る可からず。或人の說にては是れ紙幣低落して貨幣と非常の差を生ぜしに原因し到底其源を救ふにあらずんば此患を除き難し、其小札の缺乏の如きは亦種々の原因ありて或は破損多くして流通高を減じたる等に因れりと。果して然るや否、之を斷言するは暫く置き、小民の雇錢を得る者の如きは二十錢の紙幣を購求せんとすれば先づ二割位を減じて引取らる〻、之を否めば購求するを得ず。是を以て名は二十錢を得たるも其實は僅々十五六錢に外ならざるなり。其生計の難き憫察に堪へたり。

三日朝縣令石田英吉君を訪ひ縣下の情況を聞き、歸路瀨川安五郎君を訪ひ前日荒川銅山の厚遇を謝す。君一室に延き談話の末遂に午餐を饗さる。君の此邸は支店なりと雖も構造頗ぶる美なり、蓋し此地方稀れに見るものとす。此日御巡幸の行在所も亦君の邸なりと聞く。既にして辭し秋成社に抵り社長羽生氏勳君に就き社の情況を聞き又機織所を觀る。是日休暇にして現場を見ず。聞くが如くんば此社資本十六萬圓(内六萬圓拜借金)社員四百名許にて開墾機織及養蠶を營めり。又此の機織場は工女百二十名許、一ケ年一萬反以上の絹物を織出すべしといふ。歸路秋田遐邇新聞社を訪ふて旅寓に還る。一瀨文治郎君川村永之君交々來訪あり。明日の滯留を勸めらるゝ甚だ切なり。吾輩厚意を空ふするを恐れ謹んで諾す。又病院長吉田貞準君來訪あり。君は渡邊君の同縣人なり。晩に石田君の招きに因り再び瀨川君の邸に赴き慇懃の饗を受け遂に瀨川君の邸に宿す。此夕會せられたる石田英吉君(會主)頓野馬彥君、瀨川君、石川五郎君、彌吉君、一瀨文治郎君、吉田貞準君なりき。

七月四日朝書官小野脩一郎君來訪あり、既にして縣廳に赴き頓野馬彥君に伴ひ監獄に抵り、高北忠吉君に就て監中を通覽す。洋風の獄舍なり。目今此獄に在る囚徒未決八十九人、既決二百十八人、而して其囚徒中終身懲役の

者二十七人、十年以上二十人、之を夫の山形に比すれば稍々多きも（人口の割合は暫く置き）千葉茨城等に比すれば以て其民情をトする難(かた)きにあらざるべし。又師範學校に抵る、校長田中精一君開示さる。此校火災に罹り今假校なり。校中を巡覽し且つ外國教師に面接す。病院に赴く、院長吉田貞準君各室に案内されて砂蟲を示さる。此蟲、學言「毛だに」と稱し横手近傍其他に生じ一たび人を刺せば往々死に至らしむ。斯の如き毒蟲なりと雖も其體極めて小にして肉眼を以て容易に識別すること難き程なり。誠に奇異の毒蟲にして且つ其毒甚だしく恐るべきものなり。遂に病院にて午食の饗を受け再び頓野君に伴ひ女子師範學校を觀る。二三教場の外既に生徒の退校せし後なりしが、女教師悉く男子の袴を着(つけ)、授教するを見たり。是より頓野君に分袂(ぶんぺい)し川尻村に抵り、川尻組川村永之助君を訪ふ。君は年來蠶種の製造に從事し客年其の商業の爲めに伊國に航せし人なり。而して此組の製造する蠶種は嘗て內外の新聞にも記せし如く日本第一の名譽を海外に博せし組合にして組員百五十名許、客年製せし高三萬枚を下らず、專ら良種を製するを目的とし尋常蠶種を以て見る可らざるものありと聞く。君に伴ひ戸島河岸の桑田を通觀して倶に瀨川君の邸に赴く。此夕渡邊君と共に余の周遊に會し交詢社員石田英吉、小野修一郎、頓野馬彦、瀨川安五郎（舍主）一瀨文治郎、川村永之助六君の首唱にして交詢(かうじゅん)社員及び此地の諸紳士を招待し懇親會(こんしんくわい)を開かるゝの約あり。諸君既に來會されたる者多し。因て直に宴を開かる。前六君の招待に因て來會されたる社員にて太田鎌吉、田中精一、和田義德、濱野寅吉、大久保鐵作、淸岡行三の六君、其他には羽生氏勳、出納二郎、畠山雄三、鑵長治、佐々木市兵衞、佐藤順治、荒谷健吉、石川彌吉、菅禮治、山中新十郎、那波三郎右衞門、佐野八

五郎、齋藤直治、長尾久作、吉田貞準の諸君及び大久保鐵作君に伴はれたる吾妻某、小泉勇治の二君と吾輩なり。宴中頓野君此會の主旨を演説さる。次て余も亦諸君の厚意を謝し且つ經歷せし實況に就き少しく交際論を演説す。出楯二郎君、田中精一君及び一瀨文治郎君等亦交る／＼演説あり。大酌滿引各十二分の歡を盡し、實に東京發途以來未だ嘗て遭遇せざる大會なりき。宴散じて辭去し旅寓に歸る。時夜時に二時ならんとす。酒氣大に發し忽ち寢に就きまた前後を記せず。

五日頓野、一瀨、羽生の諸君來訪、又畠山雄三、佐々木市兵衞、麓長治君等來訪ありて今日の滯留を請はるゝ最も切なり。吾輩又厚意を空ふするを欲せずと雖も、奈何せん前途遥遠且つ豫算の日數に違ふ甚だ多ければ、憾みなきにあらざれども遂に辭謝して久保田より發す。羽生君吾輩を送られ勸業課の試驗所を見る二ヶ所。其一は人民共有の牛馬及び綿羊なり。吾妻小泉の二君吾輩を追て來らる。此諸君亦昨夕より滯留を請はれたるなり。然れども既に發足後なれば直に分袂す。只吾妻君獨り土崎港まで送らる。羽生君吾輩を招魂場の傍なる秋成社の桑園に導かれ一酌の後ち分袂す。土崎港は戸島川の河口にありて最も久保田に近く頗ぶる便利の地に似たりと雖も、其實河口甚だ淺く大に用ふべき港に非ざるのみならず、風浪一たび起れば碇泊の便を失ひ到底運輸を利すべき港にあらずと云ふも可なり。土崎より出戸を過ぎ八郎潟の湖口に至り三百餘間の長橋を渡りて舟越驛に宿す。久保

田より能代地方に赴くに此驛を過ぐるは迂路なりと雖も、舟川港は羽後第一の良港と聞けば此港を一覽せんと欲すればなり。而して是より秋田橋を通過するに猶ほ六七日を費すべければ書餘は第六報に讓るべし。

第六報

七月六日舟越驛より舟川に赴く。此行は前報にも記せし如く舟川は羽後第一の良港なりと聞けば其地形を觀んと欲するなり。舟越より殆んど三里にて舟川港に達し港中を通觀せしに羽後國にありては第一かは知らざれど迚も良港と稱す可きものならず、只一小灣にして百間崎と稱する岬より此灣に入り而して灣内を一望すれば船舶の泊す可き場處、誠に狹隘にして到底羽後全州の通運に供す可きなどとは存じもよらぬ所なれども、土崎港に對しては缺くべからざるものにして、土崎に碇泊する船舶少しく風浪惡しければ此灣に來りて逃れ、又稍大なる船は全く土崎に滯泊するを得ず、此所に居て荷物を取る者なれば其用は大なるものなり。然れども吾輩の見る處にては一體兩羽ともに良港と稱するものは僅かに日本形の船舶を容るゝに足るのみにて、且つ冬間船を通ぜず往時海運の未だ起らざるの日に稱する良港にして、海運を盛ならしめんとする今日に適するものにあらず。因て兩羽地方の通運を便ならしめんと欲すれば此等の不充分なる港に依賴し巨萬の金を費やし築港などなさんよりは專ら陸運を謀るを以て可なりと思考せり。世の有識者は以て如何となすや。尤も現今までに秋田の物產にて横手地方より仙臺に向け輸送し寒澤或は石卷を經て各大に輸出するもの亦た多しとす。舟川を去り脇本まで歸り夫より左折して

野代街道に出ず、此間二里許。時既に午時を過ぎたれば中食せんと欲せしが到る處寒村にて饑に充つ可き物ある家なし。漸く野代街道なる某村に至りて始めて食を得たり。是より八郎潟を右にして宮澤に至り一小山を踰て海濱に出ず。之を海岸を通過するの始とす。三里許にして釜谷村に宿す。海濱の一村落にて旅亭只一戸、其不便甚だしく牢獄の如き狹隘不潔なる二階に臥し只怒濤の羈愁に伴ふあるのみたりき。斯く記すれば頗る困難なるに似たれども困難は固より豫期し且つ幾回も經歴せしことなれば左のみ驚かず、却て便利の地には近來遊里のみにて遊客の爲に安眠を妨害せらるゝは實に厭ふべきを覺ゆるなり。

七月七日釜谷村を發して能代に抵る、此間里餘、皆な海濱にして村落も七八ヶ所ありと聞けど海濱を去る遠ければ平砂漠々として絕へて人烟を見ず。只だ農間に放牧せる農馬と又鰯漁ある地方なれば魚油を製する器具を見るのみなり。聞く處に據れば今年此地方漁業の收獲例年よりも多分なれど其價低落し總房邊に等しく之が爲めに充分の利益なしといふ。能代は米代川の川口に在る港なれども此港も亦河口淺くして船舶の出入に便ならず。故に阿仁銅山に出入する貨物の如き此川を下り能代より八郎驛の大口村まで四里間を駄送し之を小舟にて與川に送り巨船に移すなり。然れども此川の此港に注ぐまでの間に各地より合流するもの亦多く北秋田山本の二郡は固より論なし。此川に因て水運の便を得るもの少小に非ざるべし。又能代は久保田より十六里の地にて人口壹萬有餘あり。

此近傍には比類なき地なり。此地にて有名なる野代塗(春慶塗)は舊來の名産なれば之を製造する家も數多ならんと思ひしに案外に僅少なるものにて只四家のみなり。其内問屋と稱すべきものは石岡庄十郎の一家のみと聞く、渡邊君二三品を購求せられしが其價の高きこと驚くに堪へたり。聞くが如くんば此塗法は二十四回を經て始めて成るものにて少くも年許の歳月を要し且つ舊來の製法に違ひ只顧に良品を得るを勉めて粗造の惡品を製して浮利を貪る如きことなければ勢ひ低價なるを得ずと。是れ或は然らん、或人の說には此塗物は良品なれども新形のものなく皆な舊來のまゝなれば時好に適せず、少しく更革を望むと云へど此說は大誤謬なり。余の見る處にては何物を論ぜず徒に時好を逐て年來の製法を改むるは遂に粗造の惡品を出すの原因にて、ゆく〳〵は聲價を失ふに至るべし。此等は職工たるものは深く注意を要する處なり。去りながら此塗物は果して其價だけあるものにや。何物によらず聲價貴きが爲めに其實物の善く見ゆるもの少なからず、是等も其類にて非ざるか。世間の人物に於ても亦此類なきにあらざるが如し如何。野代より概ね米代川に沿ふて遡り鶴形を經て飛根驛に抵り宿す。皆な寒驛にして記するに足るものなし。只だ川に傍ふて放牧の馬を見る甚だ多し。問はずして產馬の地たるを知れり。此地方に至れば人情風俗共に南方に異りて質朴なるを覺ゆ、但南方に比すれば山岳も多く自ら交通に便ならざるに似たりと雖も、秋田人の說に據れば南方は富家多けれども其割にしては人才に乏し、而して北方は之に反すと。其然るや否は一時の羇客の身を以て斷言する能はざる處なり。又前報より度々記せし小錢小札の缺乏は南方と異りて稍々融通に苦しまざるが如し。

七月八日飛根を發して切石村より米代川を渡り二ツ井を經て加護山に抵り製煉所を見る。豊田某君案内して悉く示さる。此製煉所は安永年間に大阪の人工夫者嘉助なる者の說によりて佐竹氏の創置せしものなり。目今專ら阿仁銅山の產銅を丁銅となし又大良(だいら)鉛山の鉛を製精して鉛餅(えんべい)とし其他南蠻吹(なんばんぶき)と稱する洋法を以て銅より銀を分つことを爲せり。客年銅八十萬ポンド、鉛六十萬ポンド、銀一萬ヲンスを製煉せりと。此地阿仁川と大良より來る川を米代川に合流する處なれば能く地を相したるものと云ふべし。加護山を去り小繋木戸石を經て米內澤に抵る。是より阿仁に至るの間、道程五里と稱し時既に夕陽西山に舂(うすづ)かんとすると雖も、此間には宿すべきの驛なければ奮ふて阿仁に赴く。蒲田前田吉田などの諸村落あれど皆な憩(いこ)ふべきの家なく且つ飲食する所なければ殆んど飢に耐へず。已むを得ず路傍の民家に就て濁酒を乞ひしに皆な謝絶して諾せず。蓋し酒類稅の嚴法あるが爲めにして吾輩を官吏なるべしと見て殊に恐る所あるが如し。因に吾輩の作ふ擔夫(たんぷ)の心易き家にて一杯を請ひ得て菜根を咬みながら漸く飢渇共に一時を凌ぐ事を得たり。實に價千金と云ふべし。些少の謝物を投じて去る。當地方にては每戸に濁酒を醸造し男女老幼田畝(でんぽ)に力役し家に歸れば之を飲む。其酒力弱く薄粥(うすがゆ)に似たれば酒とも稱すべからざるものにて且つ農民の日用缺く可らざる一飲料なり、又食料なりと云ふも可なり。然れども石高一石以上に至れば醸造稅二圓の外販賣すると否とを問はず酒造免許稅三十圓を拂はざるを得ず。其實地を見聞すれば苦情誠に言ふに

忍びざるを覺ゆ。又吾輩の如き旅客の寒村の旅店に着し一杯盡日の疲勞を慰せんとして忽ち謝絶せらるゝも亦苦情に堪へざる處なり。余はガンベッタ氏と同じく他日大に酒論を草せんと欲するなり。黄昏に水無驛に達し亭に宿す。即ち阿仁銅山の役所を去る二三丁の處なり。此日過る所概ね米代川及び阿仁川に沿ふて山間の道路なり。故を以て幾回となく川を渡り余の記憶せし分にても七八ヶ所の多きに至れり。而して米内澤に至るまで路傍田園少なからずと雖も、米内澤よりは概ね山に據りて原野なり。水無は戶數多き一市街なり、是れ全く銅山の爲めなるべし。夜中中村方義君來訪せり、同君は花房君の從兄なり。

七月九日朝鑛山分局に抵り局長丹羽惟高君及び中村方義君に就て鑛山の情況を聞き、又余が同縣人たる狐崎富教君の英語を以て技長ドイツ人メッケル氏に鑛業將來の目的を聞く。技長之を說く最も詳かなり。此鑛山は凡そ慶長年間の創始に係るものなるが此銅山に久しく從事せし者の說には既に採鑛せし歲月甚多く所謂春秋高き老山にて向後如何なる方法を施すも巨額の鑛物を得ること難かるべしといふ、然るにメッケル氏は從來の採鑛は順序を經ずして採掘せるものなるが故に只膚表のみを採りて其深處に及ばず、ゆゑに其樣なる氣遣ひなし、談、洋法と和法の得失に亘り和法は目前の小利を逐ふものにて遠大の事業は洋法に如かざる旨を詳說せり。其結果の良否は他日の實業に徵して知るべきものなり。兎に角目今旣に巨萬の費用を擲ち洋法に從て着手したるの事業なれば今更

異議を容るゝは吾輩の欲せざる所なり。宜しく任すべき人に任じて之を遂げしめ以て其結果を見るべきなり。阿仁鑛山と稱するは小澤、一之又、二之又、三枚、眞木、萱草の六鑛を合したる總稱にして、目今着手中なる新工事成らば此六鑛の産銅皆な集めて一處にして製すべしといふ。此新工業の總費額起業金の内最初は百五十萬圓の積りなりしが減額の令出てゝ百十餘萬圓に減ぜりと云ふ。是の如くにして事に妨げなきを得ば又幸ひといふべし。丹羽中村二君の案内にて小澤に赴き午食の饗を受け是より今林榮太郎君も案内されて工場及び新坑道を観る。既にして今林君去り丹羽中村二君と共に新道より一山を踰て萱草石炭坑を観る。試掘中なり。聞く處に據れば此石炭は未だ其全量を知るを得ずと雖も現に顯されたる處は一萬五千噸にて一年有半の用に供すべしと。此地にて鑛山分局の馬二頭を送らる、渡邊花房二君騎して去る。余丹羽中村二君と歩して中村君の邸に抵る、渡邊、花房二君先づ在り、遂に晩餐の饗を受く。狐崎君も亦來り深更に及んで辭す、花房君留まり宿す。

十日早朝小舟を買ふて阿仁川を下る、水流急にして矢の如く三時間を出ずして米内澤に達せり。舟を捨てゝ更に扇田に赴かんと欲し高陣越を過ぐ、六里强半、多くは峻坂なり。四望田園を見ざるのみならず人烟全く絶て只だ時々野馬の澤間に嘶くを聞くのみなりき。未だ扇田に至らざるに殆んど里有半、雨大に至り日將に暮れんとす。農家に入りて小憩し出て行くこと數町忽ち道を失して行く處を知らず。人家を尋ねて案内を請はんと欲するも口

全く暮れて野徑を辨せず、沼澤に失脚せしもの其幾回なるを知らず、旣にして幸ひに一農家に達して先導を請ひ夜十一時過ぎ扇田に達するを得たり。俚諺に云ふ欲速不如迂回と、此言實に此行を評すべし。

七月十一日扇田より大葛金山に赴く、此間四里餘、村落多からざるに非ずと雖も總じて昨日經過せし如き有樣にて更に見る所なく、且つ雨後泥濘に苦しめり。午時頃大葛に達す、此地は日本の大山脈に當る陸羽二州の境なれば眞に山間の一小村たるに過ぎず。鑛業社を訪ひ箕輪信文、荒谷桂吉の二君に伴ひ製煉所を觀る。洋風の器械具備せりと雖も近來出鑛の減少せし爲めに之を用ひず、專ら舊來の製法に從へり。又金坑に入る、坑中は充分の廣さありて通過に不便なる處甚だ稀なり。(中には非常に狹き處あれど)聞くが如くんば此金山の佐竹領に面せる部分は佐竹氏にて採鑛に從事し而して南部領に面せる部分は南部氏にて從事せり、故を以て兩地の坑道相犬牙せしが近來金山鑛業社にて採鑛に從事せしより彼我を貫徹せしかば旅人も往々此坑道を通過する者ありといふ。此夜金山役所に宿す。箕輪荒谷等の諸君待遇甚だ厚し。聞くが如くんば此金山の創業其年代を詳にせずと雖も此地の最も舊家なる荒谷君の家に傳ふる處に據れば君が家の此地に移りしは慶長年間にありて其以前より旣に鑛業を營めるが如しと。又口碑に云く、往古元和年間に出金の高一ヶ月五十貫目に至りたることありと。以て其盛大を追想すべし。近來殊に今年の如きは出金甚だ減少し客月の如きは僅々三百目餘に過ぎずといふ。然るが故にや今日

の情況は頗ぶる振はざるに似たり。去りながら鑛業の盛衰は一時を以て斷ず可らず、昨日産せざるもの今日大に鑿る如きはまゝ之あるものなれば、此金山も亦良脉を發見せば、よしや往古の盛に復する能はざるも蓋し必らず大に起ることあらんか。鑛業に限りたることにはあらざれども、一蹉跌の爲めに挫けず常に堅忍不拔の氣を養ふて他日に待つあるは余の深く祈望する處なり。然れども鑛業は其業に通達せる者にあらざるよりは俄かに是非を判ず可らず。果して、他日に望みあるや否やは其務に當る者の最も詳密なる觀察を要する所なり。

十二日鑛業社より其社員木村俊郎君を案内として附せらるに因り、倶に大葛を辭して尾去澤に赴く。道路概ね溪間にあらざれば必らず險惡なる山路なり。是れ固より日本の大山脉を越ゆる所たれば深く恠しむことにはあらずと雖も隨分甚しき險惡の山路なりき。道の中央に至り陸羽の境となす、此境を下り尾去澤に屬せる所の銅坑を觀て、遂に尾去澤銅山に達し又鑛業會社役所を訪ふ。一條基緒君の管理する所なり。社員山上登良君工場を案内して詳細に示さる。此銅山は往時南部氏の從事せしものに係る、爾來變遷數回遂に鑛業會社に屬し今大葛金山と共に此社にて採鑛せり。近來銅の産出漸く多きを加へ一ケ月五萬斤許の銅を出せし外、二三百目の金を産すと云ふ。鑛山の産出は時によりて增減し到底一定せるものに非ずと雖も今日の如きは其盛なるものと謂ふべし。役所にて午餐の饗を受く。一條君を始めとして山上登良、大谷常德、越俊道、櫻田忠藏等の諸君皆な會さる。此日鑛山

の山祭なれば山中一般雨天にも關せず家々祝意を表して頗る賑ひたり。吾輩も山祭の饗宴に十分の歡を盡して午後辭去す。一條君其釀造の美酒一樽を贈らる。此酒秋田縣中稀に見るの醇酒たれば何とかして行李と共に携提せんと欲せしも、奈何せん擔夫の苦情聞くに堪へず、遂に愛を割て途中より返附す。花輪驛を經て毛馬内に抵り宿す。此二驛共に鹿角郡中に冠たる市街にして殊に花輪の如きは往時より紫木綿及あかね木綿を産せり。

七月十三日毛馬内を發して小坂金山に抵り大島高任君に就て實況を聞き且つ工場を見る。此金山は維新六七年前南部侯其藩臣なる今の大島高任君（當時惣左衛門といふ）に命じて開かしめたる金山にして、爾來種々の變遷を經て目今工務省に屬し官山となれり。創業より洋風の製煉にして嘗て舊來の和法に依らず、殊に大島君の此金山に於けるは殆んど創業より從事せりと稱するも不可なき程なり。（中途は君從事せざれども）然る故と云ふにもあらざるべけれど目今出金の高も漸く增加し入、出を償て猶ほ餘利多しと聞く。午食の饗を受けて辭去し青森縣管下なる錠ケ關に向けて發す。又金山の役所にて下間繼旦君其他二三の吏人に面會せり。下間君は余の同縣人にして且つ緣者なり。小坂より錠ケ關に抵る道路は陸羽二州の境界に横はる大山脉を踰ゆる處たれば險惡なる山路にて、其最も甚だしき處は道路全く絕て只だ溪流中を遡り或は巖角を攀て瀑布の側を遡るもあり、或は松柏樾を交へて絕えて日光を見ざるもあり、牛馬通ぜず單身の者と雖も之を過ぐる甚だ難し、所謂鳥道とは是等の道ならん

か。今日まで經過したる道路多しと雖も未だ嘗て斯くの如き險惡なる處非ざるなり。顧ふに鹿角郡は今秋田縣なるも昔時は南部領にして人情風俗舊秋田領に異りて南部地方に同じ。去れど山河の形勢は秋田縣に屬するものに似たり。さればにや此郡陸中國に屬するも猶ほ秋田縣たり。但し此郡より扇田（即ち秋田縣）に出ずる一路の外は皆な險惡なる道路なれば人民の便とする處果して何れに在るや、未だ俄かに斷ず可らず。晩に錠ケ關に達して某店に宿す。是より以北は即ち青森縣なり。此驛溫泉あり、汚穢浴す可らずと聞く、夜に及んで余山林局の吏人を訪へり。吾輩此日を以て全く秋田縣の旅行を終りたれば多少觀察するを述ぶるを以て適當なりと信ず。然れども一々にして之を論ずるは日も亦足らざるべし、故に其要を擧ぐるを以て暫く滿足とせざるを得ず。惣じて此縣下を論ずれば中央より横斷して南部に屬せる地方は物產に富みて先づ富裕と稱するも可なり。而して北部は全く之に反すといふに至らざるも一等下ることとなるべしと思はる。（但鹿角郡の前に述ぶる如くなれば之を除く）又此縣の全體を擧げて之を隣縣なる山形縣に比すれば猶ほ縣下北部の南部に於けるが如き有樣なりと評するも甚だしき失當にあらざるべしと雖も、人民に餘裕あるものと見え、今年米價の低落にも係らず租税の延納甚だ稀なりと聞く。物產は米穀を以て最となす、之に次ぐもの絹生絲の類なり。鑛山の如きに至りては其數極めて多しと雖も闔縣に滿布せるものにあらざれば暫く之を措くべし。其他物產猶ほ多し、馬の如きは秋田に產するもの頗多にして現に此縣の馬數八萬頭ありと雖も、他に輸出するに當り往々名を南部に假るといふ。斯く物產に乏からずと雖も此物產を輸送する良港に乏し、是れ誠に歎ずべきことなり。尤も土崎舟川野代の諸港は幾分の通運を便ならし

むると雖も、到底十分のものにあらず。是故に余は通運の便を以て此縣の大問題なりと信ずるなり。縣會の情況は是まで經過せし諸縣と異り議員一同の勉力にてみな日間に全く議決し惣じて官民軋轢する如きことなしといふ、誠に美事なり。又此縣のみに關したることにはあらざれども鑛山は洋法を可とする者、和法を可とする者殆んど兩立して相容れざる如し。是れ何れが是なるや余は之を輕々に斷ずる能はずと雖も、暫く歷觀せし處に就て斷案を下さば資本に富める者は洋法を可とす、何となれば是遠大の事業なればなり。而して資本に富まざる者は和法を便なりとす、何となれば遠大の策にあらずと雖も目前の利あればなり。斯く論ぜば多辯を要せざるも其之を擇ぶに於て蓋し惑ふことなかるべし。

七月十四日錠ケ關より發す、道路概ね山麓にあり。藏館より地勢漸く開らけ、石川驛より津輕郡の平野を望む、田園渺茫其際なきが如し。又津輕富士を望む、始めて山中を脫するを知る。既にして弘前に達す、此地往昔津輕侯の居城あり、市街の繁榮自ら一國の首府たりしを知る。弘前郡役所に抵り郡長笹川儀助君に就て此地の實況を聞く。又佐藤彌六君を訪ふ、渡邊君舊時慶應義塾にありし同窓の友なり。菊地又郎、今宗藏、田中限叟の諸君來會あり、談話時を移し遂に午食の饗を受けて辭去し、藤崎驛に抵り宿す。夜此驛の人藤田官五、佐藤勝三郎、幸田稔、藤田奚疑の諸君來訪ありたり。弘前は既に記せし如く津輕侯の舊居城たれば舊來士卒族合せて四千三百餘

戸あり、皆な常祿に食せしが維新の際藩政の更革(かうかく)に因りて一町以上の田地を所有せる農家より其幾分を買上げ士族の分は祿高に應じて悉く割與し土着の制を布けり。(卒は種々なり) 維新の後に至り更に一般士族の例に因り公債證書の下附あり、是に於て津輕の士族は既に田園を得、又た公債證書を得即ち二重の恩賜あり、他府縣中未だ嘗て之あらざる恩法に浴し、天下の士族をして津輕の士族たらざりしを恨ましむる如き幸福を得たりき。されど此恩遇は果して士族の爲めに大に賀す可きことなりしや否や、或人の說には此恩遇を得たるが爲めに却て進取の氣力を失ひ今日に至るも猶ほ長夢中に在りと、此說或は然らん。然れども一般の情況に就て之を買すれば他府縣に比して富めるものゝ如し。(但し活路に迫り北海道邊に赴く者少小にはあらざるべし) 殊に近來養蠶の業に從事する者及び津輕塗に從事する者も亦多しと聞けば、之が爲めに產を得る者亦少なからざるべし。津輕塗は世人も既に知る如く此地の名產なり、近來の產出高は一萬六千圓なり。然るに此塗物に要する漆(うるし)は藩制の時にありては一郡一村皆な定額ありて必らず其定額の漆樹(しつじゅ)を植え幾萬本の漆樹ありて漆の供給に缺乏を患(うれ)へざりしが、一朝藩制を解くに及んで人民徒らに自由を唱て亂伐し今日に至りては却て他縣の輸入を仰がざるを得ずと。所謂自由の誤用なり、是れ此藩のみならず。(會津米澤其他にもあり) 又漆樹のみならず往々斯の如き誤用ありて或は物產の衰頽を招き、或は名勝の區を失ひ今日に及んで始めて悔ゆるも既に及ばざるもの殆んど枚擧に遑あらず。是等は時勢の變遷已むを得ざることにて且つ舊法を始終墨守するを得ざるは理の當然にして、深く惟しむに足らざれども、若し今後亦斯に注意せず、余の嘗て我紙上に論ぜし如く改進主義の誤用に陷つて舊制遺法を顧みざる如きこと

あらば、遂に後人をして前人を怨ましむる、此漆の如きことあらん。地方の實務に當る者一日も之を忘るゝ事勿れ。

七月十五日藤崎より、浪岡を經て大釋迦に抵る。是れよりまた山路、漸く青森港に近づくに及んで地稍々平に復す。青森港は陸奧の一港にして港内無數の船舶を容るゝに足る良港なり。汽船に搭じて函館に赴かんと欲す。解纜を待つこと一時、余が家兄（原恭）此地に客寓せるを以て走つて訪問し直ちに辭して汽船に搭ず。夜十二時火輪濤を蹴て決然として函館に赴く。

昨及び今日の旅行は青森縣の一部に過ぎずと雖も舊津輕領は此二日を以て既に旅行を終れるものとす。因て顧て此地方の實況を察するに殆んど地に遺利なきの勢ありて到る處田園にして頗ぶる米穀に富むものゝ如し。聞くが如くんば從來藩政大に拓地を勉め殊に中世津輕郡の開墾成るに及んで更に巨多の田園を增加し津輕侯の祿高十萬石に過ぎざるも其實は四十萬石ありしと。此説果して然るや否を知らずと雖も、田畑の開けたるは誠に感ずるに堪へたり。近來農民生計に裕にして漸く奢侈に赴きしものにや、爭ふて駿馬を養ひ之が爲めに生產を傾くる者少なからずと聞く。此事小なるに似たれども養馬の弊は獨り此地方のみならず、各地滔々然らざるもの殆んど稀なり。余思ふに必らず之が爲めに馬種の改良を速かにならしむる如き奇利あらん、一概に其弊を擧げて之を責むるは酷論なり。去りながら方今馬の價格頻りに騰貴するは是れ自然の價にあらず、一時此競馬の流行に源因する

極めて大なれば各地牧畜に從事する者の爲めに注意を要するなり。又弘前に東奥義塾といふあり、專ら津輕公の助力に因りて設立せしものにて現今にても年々三千圓づゝを寄附され舊津輕藩の子弟をして就學に不滿を訴へしめず、目今此校より海外に留學せし者も亦之ありと聞く。舊藩知事の其舊藩人の爲めに學資を捐助するもの多しと雖も、此校の如きは實に稀れに見るの美事なるべし。

第七報

七月十六日早天、汽笛連聲着港を報ず。乃ち行李を收めて船房を出ずれば、巴港の全景歷々として掌上に在り。端舟に投じて上陸し旅寓を武藏野に定め、小憩の後出でゝ開拓使箱館支廳に赴き有竹裕君に就て管内の情況を聞き、將に辭せんとす。村尾元長君余の至るを聞き招かる。因て其室に赴く。余が同鄉人於曾半十郎君も亦來り舊を談ずる小時、去て市街を通觀せしに、祝融の餘禍未だ全く癒へずと雖も、市區整然、大小家屋自ら都下の風あり。吾輩久しく邊境僻地を旅行して此地に至る、猶ほ復び都下に入るの感あり。既にして旅舍に歸る。於曾君來訪夜に及んで村尾元長、林悅郎、渡邊豐の諸君來訪あり。是日北海道に客遊する第一日なり。世人口を開けば未開を例するに北海道を以てす。北海道果して未開なるか。夫の田園に乏しく山野に富むは新開國の常なり、然れども此土に住する人民未だ嘗て山野と共に未開なりと爲す可らず。米國の創造するや既に英國の開明ありしは世人の知る處なり。今北海道に以て米國に比す可らざるも、亦內地の移民より成立たるにあらずや。然らば則ち此國の文化

始めより內地に及ばざるの理なし。故に一概に之を未開と云ふは余の信ぜざる處なり。況んや全道物產に富み之を取て盡くるなし、所謂無盡藏とは是れ土地にあらずや。於是余は先づ疑問をこゝに揭げ、是より耳目の觸るゝ處に從て解說せんとす。果して之を解說するを得るや否やは追次記する所を待て知るべし。

十七日武田孝繼、小貫庸徳、於曾半十郎の諸君來訪あり、相伴ふて博物館に赴く、公園內にあり。陳列品多からずと雖も續豐次氏の風帆船雛形の如き、又北海道に絕て之なしと聞きたる野猪の如き皆な奇品と稱するに足る。(此風帆船は安政四年の構造にして日本にて西洋形の船を造りたる嚆矢なりと聞く)既にして武田、小貫の二君に別れ於曾君の案內にて市街を遊覽し許を得て辨天砲臺を觀る。構造の如何は今昔共法を一にせざれば之を論ずるを休め、巍然たる石營、巴港南端の一角に突出し巨砲十二門一隊の兵之を護す、蓋し亦海門の一鎖鑰なり。是より去て臥牛山に上る。滿港の風影指顧の間にあり。而して此港に泊する船舶を見るに岸を距る僅々數十間にあり。斯に至り昨日船上に巴港の全影を望みたるも亦宜なるを知れり。山を降り辻松之丞君の造船所を見る。五年前創業し西洋形船既に二十艘を造れりと聞く。此外にも二三の造船所あり、皆な私立に係る。蓋し港に缺く可らざるものとす。又渡邊熊四郎外四君の創立せし製鐵所を見る、渡邊君自ら案內さる。創立日猶ほ淺ければ未だ全備に至らずと雖ども是れ亦造船所と共に港に缺く可らざるものとす。是より開進社を訪ふ、役員不在にて情況を聞くを

得ず。晩に各地頭に抵り瀧田樓に小酌す。鹽坪恭良君も來會あり、清遊更を移して旅舍に歸る。大に旅愁を慰せり。

箱館は其形狀巴字に似、又巴港の音、箱に近きを以て巴港と稱し五港の第一に位せる良港なり。南北里餘東西二十餘丁、海底深き凡八尋に達し、港口南に面して東西山を廻らし地形最も宜しきを得たれば波上常に平穩なり。聞くが如くんば西洋形船數十艘碇舶し和船の如きは少くも二百艘を下らずと。又聞く函館區戸數千戸許火災の後減少せしも五千を下らざるべしと。宜哉帆檣林立自ら來往の繁多なるを証するものゝ如し。顧ふに此地舊幕府の時より既に熱閙なる一區をなし、隱然全道の商柄を左右せしを以て世變に遭ふも其觀を改めざるのみならず、却て全道の開進に伴ふて其隆盛を來たせるが如し。殊に近來汽船の便開けてより各地の交通を繁多ならしめたれば、進あつて退なく、他日の盛大蓋し測る可らざるものあり。然れども之を內地の諸港に比すれば風俗人情未だ固結せりと云ふ可らず。先覺者の注意を怠る可らざるもの多きが如し。

七月十八日函館を發し西海岸より札幌に赴かんとす。先是沿道人夫に乏しとの說嘖々たれば到る處甚しき不便あらんことを恐れ瀧田樓主人に請ふて一夫を借り相伴ふて發す。七重濱の一端より上磯驛を經て茂邊地に抵り午食す。此間の道路皆な函館灣に傍ふを以て多くは平沙鞋を沒して行步に便ならずと雖も、是亦海濱道路の常にて深く異しむに足らず。此後とても多くは斯くの如き道路ならん歟。而して富川村より矢不來近傍に抵れば全く函

館と對岸の地にて山野も少なからず、始めて名に聞きし北海道に入るの感ありしも路中漁家商戸に乏しからざれば百事內地を旅行するに異なるを覺えず、是に至り少しく沿道不便の說に疑ひあり。午食の後ち茂邊地を發し當別驛より三ツ石釜谷の村落を過ぎ又泉澤札刈の二驛を經て木戸內驛に抵り宿す。此日行程十一里許、概ね海濱なり。風俗人情內地と異るを覺えざれども海濱の常として人心多くは粗大にして內地農民の如きにはあらず。殊に言語に至りては各地より移住せし者なれば種々の方言相混じたるものにて內地より旅行するものゝ爲めに却て解し易きこともあるべし。尤も箱館の如きは舊來一都會を成せる地なれば自然一種の方言を成せしが、沿道の宿驛も舊來の分は皆な此風あり。去りながら南部より移住せし者多きに居れば南部語を以て方言を成し、越後より移住せし者多きに居らば亦越後語を以て方言を成せる如きことあり。自ら其本國を掩ふ可らず。而して人情に至るも亦斯の如きものあるが如し。

七月十九日木古內を發し知內川を渡り知內驛に抵りて小憩す。平野茫々の地多し。知內にて堀基、山田愼二君の開墾地を問ふ。此驛端里許にありと聞く。驛を出づれば複平野にして雜草繁茂人身を沒し野徑に立て天を仰げば天の小なる猶ほ井に坐するが如し、問はずして地の肥沃なるを知るなり。行々此沃地を見以爲らく是れ開墾地にあらずや。果せる哉二三新築中なる民家に山田愼二君あり、就て其近情を問ひ且つ相伴ふて里許を隔てたる商家に

て午食の饗を受け、又驛馬を出して送らる。斯に至り沿道擔夫なければ馬背を借り行李を携ふるの不便なきを審かにしたれば函館より伴ひたる擔夫を分携し、山田君に辭して馬に鞭ち去る。聞く君の開墾見込の地長さ三里餘横里を下らず、北海道屈指の沃土にして久しく官地たり。函館を去る海上六七里、加ふるに知内川あり。舟楫の便は云ふまでもなし。此沃野變じて田園たらば其利蓋し量る可らざるものあり。君の此地を拓せんとするは其卓見誠に敬服に耐へたり。晩に福島驛に抵り宿す。即ち福島灣の岸にあり、灣内六七丁東に面して遙かに津輕の一岬を望む。此日行程九里有。余知内より漸く山に入り福島に抵るの間道路の險惡最も甚だし、殊に福島峠の如きは北海道の健馬と雖も沓を着けざるを得ず。(北海道の馬は非常に險道にあらざれば沓を着けず)以て其險惡なるを知るべし。去りながら沿道處々に人家ありて全く人烟を絶ちたる處あれど甚だ多からず、内地と雖も斯くの如き地少なからず。誠に世評の外に在るに似たり。

二十日早朝驛馬亭前に嘶く、乃ち行李を收め騎して發す。吉岡驛に抵るまで皆な海濱にして且つ此間漁村相接し殆んど一市街の如し、而して吉岡も亦一灣あり、方位福島に等しく灣内僅に三丁許、和船を容るゝに足るのみ。吉岡より福山に赴くの道路は險惡なる處多く殊に吉岡驛の如きは最も險峻にして一歩を誤らば冥然たる幽谷なり。其山谷を過ぐる如きは人をして爲めに慄然たらしむと雖も、騎馬泰然事ともせざるものゝ如く悠々草を噛で過ぐ

るは慣れたることゝは云へど實に驚歎に堪へたり。然れども是れ獨り馬のみならず危險に慣るゝ者多くは其危險なるを知らず、政柄を執る者も或は然る者あり、戒愼する處なくんばあらざるなり。福山に達して先づ郡役所を訪ふ。郡長在らず、因て書記某君に近情を聞き又一吏人に伴ひ城址を觀る。一の櫓を存する外皆な祝融の災に罹り觀るべきものなし。顧ふに此地舊時北海全道を統治せし松前の城下にして全道第一の富地なりき。維新の後百度一變し殊に開拓使を置かれてより全く舊慣を掃蕩せられたれば冷熱相反して漸く衰微せんとするものゝ如し。況んや此港十丁許もあらんと思ふ一小灣に過ぎざれば、固より良港にあらず。只だ昔時全道を統治せし地なるを以て富裕全道を壓せり。之を約すれば當時の富裕は政事上より起りたる富裕なり、夫の政事上の關係より起りたる富裕は亦政庸上の關係に因て衰ふことあるは自然の定則なれば、此地の近來衰微に赴くは取も直さず自然の勢に復するものにて、遂には此地にて有すべき自然の富裕の外之なきに至るべし。此地の爲めには惜むべきことなれど全道の爲めに已むを得ざるものといふべし。

然れども舊慣は俄に去る可らず、今日に至るも此地の富商各地に資を投じ隱然商柄を有する者之なきにあらざれば、全道の物產にて此地に輸送するもの蓋し少小にあらざるなり。然るが故にや戶數減少したりと稱するも猶ほ二千八百餘戶あり。(明治十二年一月の調は本籍三千四百五十七戶あり、往時は五千と稱せり)函館以來未だ嘗て見ざる熱鬧の區なり。福山を發してまた海岸の道に就く。山岳を見る多しと雖も、樹木甚だ稀なり。蓋し亦牛山の類か。根部田、札前、赤神、雨垂石、茂草、清部等の村落を經て江良町に抵り宿す。一般に北海道は寒村と雖

も寢具食膳共に粗惡ならざるは內地寒境の比にあらずと云。是までに經過せし處皆然り。行人の爲めには至幸と云ふべし。此日茂草近傍にて帆立貝の漁場を過ぎ試みに數箇を請ふ、漁人喜んで與へ其價を求めず、强て之を附與せしかば更に生貝の貝五簾を贈り携提に苦めり。北海道の漁人共小利に貪らざる往々此の如き者あり。內地にても此類なきにはあらざれども、此地方民情の一斑と漁業の大利あるとは此等の小事にても猶ほ證するに足るべし。

七月廿一日江良町を發して原江、小砂子、石崎、鹽吹、木之子、上の國、五勝手等の村落を經て江差に抵り某亭に宿す。此日道程十三里、悉く沿海の山道にて耳目に觸るゝものは只だ山岳と蒼洋のみ。且つ道路概ね洋中に迸射せる亂岬を橫切る處たれば崎嶇たる石道にあらざれば嵯峨たる峻坂にして今にも大石の頭上に墜落せんとする如き處特に二三のみならず、若し吾輩をして君子人ならしめば或は巖牆の下なりとて此行を止めたるやを知らねど斯ては周遊も無效に歸すれば險路を冒し例によりて驛馬に鞭ち少しく平地を得れば山上にあれ海濱にあれ馬に汗して過ぐ。驛馬も亦强健にして十三里間殆んど一驅處々の川澤に飮せし外終日食せず、內地の馬ならんには此間に幾頭を失ふを知る可らず。唯北海道の馬は猶ほ駱駝の如く殆んど走るを知て飮食を知らざるものゝ如し。誠に驚くに堪へたり。斯く記すれば此日記を讀む人々は如何なる未開の地ならんと想像することもあらんが決して左

にあらず、到る處の海濱に漁村あり、殊に木之子村近傍の如きは水田も少なからず。此村民の食料は殆んど他郷に仰ぐことなしと云ふ。然れども函館より直に江差に到る者多くは此道に由らず、是れ他にあらず、木古内山道より二十二里餘、鶉越よりすれば二十一里餘にて皆な此道の迂廻四十三里餘の如きものあらざれば、福山を經るは要用あるか、さなくば故らに沿岸を旅行せんとする者に非ざれば此道を過ぎずと聞く。此處郡長市來盛胤君を訪ふて此地の情況を聞けり。

江差港は松山郡の一港にして鴎島と相對し港内三四丁に過ぎずと雖も、舊來商業の繁盛なる地にて富商も亦多し。戸數二千三百許に過ぎざれども土藏納屋の數を所有する者夥多にて甚だしきは一戶にて十棟も有する者あれば一望したる處にては四五千戸もあらん思ふ程なり。又聞く處に據れば昨年此港の出港稅(元價百分の四)四萬餘圓ありと、以て物產輻湊の夥多なるを推想すべし。而して此地に抵るまでは德川氏の時よりして移住人も夥多あり、物產出入も繁多なる處なれば人民の交通大に開らけたる處なり。去りながら當時の物產は水產物多きに居り陸產は未だ盛んに起らず、今日とても處々に田畑あれども固より水產に比すべきものなし。之を約言すれば陸產未だ起らずと稱するも可なり。此時に當り若し大に陸產に志す者あらば他日蓋し量る可らざるの利益あるべし。然れども是れ獨り此地方のみならず全道恐らくは此類なるべしと思はる。余は之が爲めに慨歎せざるを得ざるなり。

七月廿二日朝招魂社に赴き官軍の墓處を觀る。花房君岡山人なれば其藩人の戰死者を弔せんが爲めなり。福原利平なる人は當時岡山藩士の賄方をせし人にて爾來今日に至るまで其藩人の墓處を看護する由を聞き、花房君と共に赴き訪へり、誠に奇特の人なり。既にして江差を發す、例により驛馬に騎して海濱を通ぐ。處々茶店などありて行人に便なり。晩に熊石に達して旅亭に宿す。此間九里許、泊、日澤、乙部、小茂内、三ツ谷、蚊柱、相沼内、泊川等の諸村驛ありて殆んど人烟相望み殊に乙部熊石の如きは皆な相當の市街にて、熊石は長延二里ばかりもあらんと思ふ程、人家の連接せる地なれば此日の旅行は惣じて内地の如く且つ處々に水田もあり又風景の奇絶なる處多く旅愁を慰するに足るのみならず、道路も昨日に比すれば險悪ならず。唯惜むべし、沿道の人民水産のみに耳目を奪はれ未だ開拓の何ものたるを知らざるに似たり。

廿三日熊石より六里許なる久遠の一部なる字三艘間に抵る。此地までは悉く驛馬の通ぜざるなく且つ里餘を隔て亍して村落あれば海濱にはあれど不便を感ずる事なし。而して此驛より沿岸の道は險悪無比殊に熊害多くして稀れに傳土人の熊を逐ふて來往するまでなれば旅行人とて甚だ稀れなりと聞き、熊も四足馬も四足にはあれど瀬九郎の勇を此寒境に學ども無益なれば小舟を買て太櫓に赴く。風逆にして舟進まず、暫く岸に繋き風の稍や治まる

を待て發す。洋中より沿岸の山岳を望めば風景の奇絶なる紙筆の能く盡す所にあらず。されど、風景の奇絶なる處多くは絶險の地なれば其陸路に就かざるの多幸なりしを知れり。暫くして風また起る、會ま一和船の過ぐるあり、之を問へば瀬棚に赴くなりと。因て便船を請ふて小舟より移る。此船轡きの小舟に比すれば大なる事數倍なるも亦四五十石の小船に過ぎざれば風の不順にも係らず櫓を推して行く。まだ太櫓にも至らざるに日漸く暮れて針路を辨せず、乃ち太櫓の一部なる某地に上陸し漁家に就て一宿を請ふ。主人容易に諾し且つ待遇甚だ粗ならず。食後釜湯に入る。釜湯とは鯡を煮る大釜を風呂にせしものにて鳥渡聞きたる處にては豪賊五右衛門の烹刑を再演するに似たれども決して左様に恐ろしきものにはあらず。釜中に浮べたる小板に乘りて湯中に入るものなれば想像する程のものにはあらず。是れ漁場一般に行はるゝ風呂にて猶ほ鑛山の坑夫等が熔解金屬を投じたる溜水に浴すると相似たり、亦一奇と謂ふべし。

七月廿四日早朝順風を得て船を出す。頃刻にして三本杉蠟燭石等を望む。石形其名の如し、是れ瀬棚の灣なり。瀬棚に上陸して小憩し舊土人の家を見る、十五戸あり。矮屋不潔内地農民の最下等なる家屋に等し。然れども戸戸大概納屋の如きものありて内實は甚だ貧窮ならざる由なり。且つ聞く處に據れば近來此地方の土人は漸く移住人の風に化するものゝ如く、又交通も親密にて爭ふてジヤモ(和人のことなり)の風を學び、中には小間下駄など

を穿きて漫歩する者もありと云ふ。果して然ることにや。吾輩の見たる土人中文身斷髪被髪左衽夷狄の風に缺處なき者もあれど、又之に反せる者もありき。又聞く處にては近來學校に入る子弟も少なからず、其敏なる者は和人の及ぶ處にあらざる由なり。誠に喜ばしき事なり。瀬棚より陸路に就かんと欲す。嚮きに便船を頼みし船頭午食を饗し固辭して代價を受けず、蓋し亦此地の氣風ならん歟。瀬棚より人夫を雇ふ、一女來る、名をウエンシユラといふ舊土人なり。能く和語を解するを以て行々風土を話す。固より鄙近の談に過ぎざれども亦和人を伴ふに異らざるなり。既にして蛇羅を經て島歌に抵る。瀬棚村戸長某君の厚意により幸に島歌の一漁家に宿して百方好遇を得たり。此日の行程は海路の外實に亂石の間を歩し頗ぶる奇道なり。而して島歌に着せし時、日猶ほ高ければ浴を海水に取り誠に久振りにて游泳の温習をなせり。

廿五日小舟を買ふて島歌を發す。沿岸を望む山岳激浪に洗濯されて山角暴露風影頗ぶる佳なり。舟をスッキに寄せて午食しまた發して行く。モッタ岬の風景實に奇絶なり。ヌアナフトの洞穴は其深さ幾町なるを知らず、間を得ば舟を洞中に容れんと欲せしが遂に果すを得ず。是より行くこと暫時にして小瀑布あり、舟を其下に繋ぎ釣を垂れ小魚四五尾を得たり。此日午熱甚だしく舟中殆んど耐ゆ可らず。因て暫く舟をこゝに止めてまた發す。千走に抵りて舟を捨て陸路に就く、二三の山路と二三の漁村とを經て永豊（一名トコタン）に達し、舊本陣に宿す。

此地戸數五十戸、內七戸は舊士人なりと云ふ。漁業は近村に比なき處にて立網の數五六十あり、近來漁人の增殖せし者頗る多く隨て漁業今日の盛を見るを得たりと雖も、一利あれば一害ありて漁人の增加せし爲めに漁業の競爭甚だしく、之が爲めに却て充分の收獲なきに至ることありと聞く。又往時幕府の制は請負と稱して漁業を一手に請負はしめ、之が爲めに漁業は請負人の手に壟斷せられたれば其弊害勝て數ふ可らざるものありき。維新の後は全く此弊習を掃蕩し誰にても自由に漁業を營むを得ると雖も、之が爲めに亦一弊を來し賣却の期節に遭ふごとに目前の急を救ふの道なく、遂に商賈の爲めに奇利を占めらるゝことありと、是れ或は然らん。然れども一利一害は數の免がれざる處なり、唯だ其利の多きものに就くを可とす。壟斷の弊を今日に再生せしむる如きは余の深く厭ふ處なり。然れども此等の事獨り此地方のみならず。近頃聞く處に據れば開拓使の諸製作工業場等拂下げらるゝとの說あり、果して眞ならば此際に當り他日一私人をして壟斷の利を獲せしむる如きは其務に當る者の深く愼むべき事と信ずるなり。

七月二十六日永豐より輕臼、本目等を經て歌島に抵り午食す。是より辨慶岬の山路を橫切り壽都に抵る。此地は矢追、仲歌、六條等相接して一驛をなし、壽都郡役所電信分局船改所等ありて江差以來未だ見ざる繁榮の一市なり。且つ此區は即ち壽都港にして港內殆んど二里の廣さある一大灣にて、對岸に潮路、歌棄等の諸驛あり。西海

岸を通過してこゝに至れば實に幽谷を出るの感あり。此より海濱を行く二里餘にて、潮路に抵り宿す。此地青樓旅亭に接し絃歌の聲終夜絶へず、旅人の安眠を妨害する少小にあらざるなり。

江差より壽都に至るの間は此沿岸に需用のある者にあらざるよりは殆んど通過する者なき由にて、開拓使の官吏と雖も此邊に抵ること甚だ稀なるものと見え、或る驛にて聞く處に據れば昨年末に一官吏の通過せし外、今に官人の來る者なしと。誠に王化の外に在るが如し。然るが爲めにや此沿岸は只漁業あるのみにて開墾に着目する者もなく、又着目せしむる者もなきに似たり。

二十七日雨、此日潮路を發して歌棄、横澗等を經て島古丹に抵るまで人家相接して殆んど一市街の如し。島古丹より岩内に至るの間に雷電越とて北海道にても著名なる嶮路あれども人夫の都合にて此嶮路を過ぎず。舟にて岩内に赴きしが風順なれども頗る烈風にて加ふるに雨師の助けあれば舟殆んど覆らんとするもの幾回なるを知らず、其危險名狀す可らず。然れども此烈風の爲めに舟行矢の如く數時を費やさずして野束に達し陸路に就く。是より岩内に抵るまで漁村相接せり。岩内より茅沼石炭山（即ち岩内石炭山）の道を取り海濱に沿ふて行くこと二里許、ホソカツプより又山路にて茅沼石炭山に抵るまで處々に村落あり、茅沼に達して一農家に宿す。嘗て岩内近傍には開墾地なき由に聞きしが沿道連續する處にては如何なる處開墾地なるや、到る處雜草繁茂して自ら沃土

を表し心竊かに待つ所あるものゝ如し。

二十八日朝石炭山に抵り高須鶩君に就て情況を聞き且つ君に伴ひ坑中を通觀せり。此石炭山伊李舗と稱し幕府の時既に開採に着手し、大島高任君などの擔當なりしが維新の後開拓使に屬し二三の變革を經て今日に至れり。ライマン氏の概算せし所にては三千八百五十萬噸もあらんと云ふ。而て他日日本の金庫は此等の石炭山ならんとの說は余も京にあるの日既に之を聞き大に望を屬せし處なり。然れども果て日本の金庫たるべきや否は未だ確認するを得ず。今日の處にては採炭を後にして專ら運車道を開鑿する由なり。勿論舊日本風の開採にては他日大に爲するあるに足らざれば此等の事は已むを得ざるものとす。而して此運車道にして成功せば蓋し必らず五萬噸の石炭を得べし。斯に至るまでは如何なる事變に遭ふも挫折することなく其成功を謀らざる可らず。然るに奇怪なる巷說を爲す者あり。近來政府の事業多くは斷を外人に取る。是を以て一洋人之を是とすれば忽ち是なりと信じ、又一洋人非なりとすれば忽ちにして非なりと信じ之を要するに輕信輕擧遂に一も取らず二も取らずして已むもの之なしと爲さず。岩内石炭山の如き及び幌内石炭山の如きも屢々外人に示し屢々外人の報文を得て又た屢々意想を變ずる如きことあらば日本の金庫どころにあらず。日本の金庫を傾盡するも其成效を見ること難かるべしと。此說過慮に似たるも時弊を憂ふるの赤心なくんば此說を爲ざるべしと余は信ず。又嘗て記せり、事苟くも任せず

んば已まん、既に任じて之を行ふか或は之を行はしむる以上は其成效に至るまでの間は異議の爲めに動搖すること なきを要するなり。

炭山にて午食の饗を受け辭してホリガップ村まで歸り左折して開進社の開墾地なる字ハッタリに赴き開墾の情況を聞く。この地六百五十萬坪の地なり、今日既に開墾せしもの廿四五町に過ぎず。着手日猶ほ淺く(昨年九月社員出張同年五月着手)移住人も未だ夥多ならず、貸地人(即ち移住人)戸數十七戸人員五十人計りに過ぎず。他日は大に起ることとならんが今日は猶ほ荊棘中にあり。是より再びホリガップに歸り岩内の本道に出て遂に岩内驛に抵り宿す。此驛戸數七百許もあらんと思はるゝ繁榮なる驛にて夜に入ても市街來往織るが如く恰かも東京の夜見世の如きものあり。殊に北地の賣婦は自由に市中を徘徊するを得るものと見え街頭之が爲めに頗ぶる喧囂なり。惣じて北海道は賣婦多き由にて漁場の出稼人等も知らず識らず囊底を傾くるものあり。其甚だしきに至れば歸鄕の路費を蕩盡して遂に其地に止まる者ありと聞く。新開地の常なれば深く怪しむに足らされど之か爲めに一般の風俗を敗り淫猥ならしむるは痛歎すべき事と謂ふべし。

廿九日岩内より余市に抵るまで十二里。間に宿驛と稱するものなく只處々に人家あるのみなりき。此中間に稻穗峠と稱する大山ありて山道險峻なる處少なからず。然れども其平野の地に至りては惣て豐肥にして御手作場など

稱する處は二十年來未だ肥料を用ひざるも毎年充分の收穫ありと。他は推て知るべし。斯くの如き沃地なれば開墾を願ふ者も多く、且つ華族中にも地處を得たる人ある由なれど、如何なることにや未だ開墾を試みたる者もなき程にて行く處として荊棘ならざるは殆んど稀れなり。開墾の事たる遽かに成功を見る可らざるは余の言を待たずして明らかなれども、斯の如き沃地を得て久しく荒蕪に置き着手だにせざる如きは獨り其人の爲めに惜むべきのみならず、他日此地處に望ある者の爲めに幾多の不利を與ふるものにあらずや。六年間に着手すれば地處を取上げらるゝ憂なしなどゝ漫然之を心頭にかけざる如き者あらば余は此輩を目して北地の開墾を妨害する者となすなり。何となれば此輩あるが爲めに徒らに沃土をして不毛に居らしむることあればなり。余市に宿す。岩内に及はずと雖も亦此郡の一港にて港は東に向ひ廣さ南北五六丁もあらん。市中は例の青樓の爲めに雜鬧なり。

三十日余市より仁木村に赴く、阿州人の開墾地なり。途に山田黑川の二村を過ぐ、此二村は十一年前會津及び南部人の移住せし處にて今日は相應なる村落を成せり。是より里許にて仁木村に達し勸業課出張所に抵り原田某外一人の吏人に就て實況を見聞せり。此地阿州人仁木某氏の首唱にて移住し因て仁木村と稱すといふ。現今移住戶數百十七戶、外に四十戶近頃移住せし者あり。一戶一萬坪を割與せしに皆な奮ふて從事し且つ舊來の農民多きに居れば實地に就て幾多の便あり、移住日猶ほ淺し(多くは昨年の移住と聞く)と雖も墾成の地少小ならずと云

ふ。地味豐肥にて百穀に適する處なれば他日必らず刮目して見るべきものあらん。是より去て小樽の本道に就き鹽谷に抵る。海岸の一市にて戸數詳かならざれども余市に下らざるべしと思はるゝ處なり。鹽谷より小樽に抵る道路は山道なれども新道修理全く成りて平地の如し。既にして小樽に達し山田愼君の支店に寄寓し松田君（支店主人）の懇到なる待遇にて大に旅愁を慰せり。

小樽港は東北に面せる港にして港内は東西十四五丁もあらん。市中戸數明治十二年の調査に據れば本籍寄留合せて千五百九十八戸、人員一萬千五百四十人なりと。爾來增殖せし者頗ぶる多く北海道中函館を除けば此地に亞ぐ者なしと云。是れ必竟水運最も便にして港内常に數多の船舶あり、余の目撃せし船舶も百艘に下らず、内九艘は西洋形船なりき。斯の如く船舶の輻輳する地にて隨て商業の繁榮を來たしたるのみならず、札幌との鐵路成效せし以來駿馬に鞭つて熟路に就くの勢にて奔馳し殆んど止まる處を知らず。斯の如き情勢あれば昨年より二回の大火ありて過半烏有に歸せしも忽ちにして故に復せんとするものゝ如し。目今金融切迫し商業の不振を致せりとの說喧々たれど一目したる處にては其形迹を知るを得ざる程なりき。夜倉橋大助君來訪あり。

七月卅一日午前倉橋君に伴ひ量德學校に赴き教員淺野源三君に面晤し、夫より倉橋君に列れて郡役所に赴く。郡長不在なるを以て暫くして辭し波止場に至り棧橋を見る。長さ四百間もあらん、橋上に鐵路あり、船々を横付

けにして荷物を陸揚げすれば忽ちに停車場に輸送するを得べく、頗ぶる便利なるべきは余の言を待たざる處なり。然れども此棧橋は小船の爲めには所謂長鞭馬腹に及ばざるの類にて左まで便ならずと評する者あり。果して然るや否を知らずと雖も現に余の目撃せし時に入港せし汽船は此棧橋に由らざりき。何故に此便利なる棧橋に由ざるか荷物の不足なるか將た船舶の小なるか亦此棧橋を要せざるか、何にせよ殆んど不用の有樣なるは惜むべき事なり。午食の後ち停車場に赴く、圖らざりき汽車の既に發せし後にて不得已再び山田君の支店に歸る。札幌小樽間の汽車は午前午後の二回のみなれば一回其期を誤れば往々吾輩の如き不幸あるべし。夜倉橋君の招により魁陽樓に赴く。高野源之助、兒島鎌藏、松田善七の諸君も來筵あり、充分の歡を盡て辭去せり。

八月一日朝停車場に赴く、倉橋君父子を始め松田君及ひ高野、兒島の二君も送らる。乃ち諸君に辭し汽車に投じて札幌に赴く。道程九里許、汽車鈴鐸を振つて警戒を報ぜり。鐵路は小樽の市中を通貫し札幌に至るまで村落中を過ぐるありと雖も、惣て東京横濱間の鐵路の如き路傍の柵もなし。鈴を鳴らすも猶ほ危險を恐るゝ處あり。又此鐵道は米國の風に倣ひたる由にて惣て簡易を主としたる鐵路なれば、觀望の美は更になし。然れども實利に至ては勝て數ふ可らざるものあり。近來內地に鐵路を敷設するの說嘖々たり、果して着手するに至らば願くば此簡易なる鐵路を以て足れりとし只道路の長延を謀るを希望するなり。既にして錢箱を過ぎ札幌に入る。斯に至り

西海岸の旅行を止むべし、是より七八日間札幌に滯留して各處を歴觀せし後、東海岸より箱館に入らんとす。是までに經過したる處に就き此富裕の源なる北海道に多少の意見あれど此等は惣て箱館に歸着せし後彼此を較論し草して第八報の末に附し、大方の敎を請ふを怠らざるべし。因て先づ第七報をこゝに止む。

第八報

八月一日札幌に着す、直ちに汽車を下り停車場を出れば街路縱横道幅極めて廣し。見る所の家屋多くは洋館、殆んど人をして是外國かと疑はしむ。漸く町家に近づくに及んで之を見れば殆んど假家の如し。於是余は感ずる所あり、余嘗てロシヤ國勢論を譯せし時其始に曰く、英京に入つて舊物の依然各處に存在するを見れば自ら已むを得ざるにあらざれば變革する所なき國なるを知る、而して露京に入れば全く之に反し滿目に舊物を見ず、乃ち是れ舊例を掃蕩して新法を施せる國なるを知ると。今札幌に入り其市區の整然斯くの如きを見る、余問はずして此大區の新設なるを知る。而して當初規模を定めしは島義勇其人とす。晩節議すべきものあるも其偉業誠に感賞に堪へたり。旅寓を京華樓に定め長谷部書記官を訪ふ、在らず。又馬島讓君を訪ふ、晩食の饗あり。佐藤昌介君を訪ふ、在らず。去て栃内元吉君を訪ふ。佐藤君も亦至り相伴ふて若海樓に小酌す、遂に栃内君の邸に宿す。

二日早天招魂祭の爲め柄内君軍裝して出づ。余も俱に其邸を辭して旅寓に歸り、更らに公園に抵る。招魂祭の爲め屯田兵來る。兵員一大隊もあらん。靴を用ひざるの外内地の兵に異らず。是より去つて本廳に赴き木挽所を始め工業に關せる各處を通觀し、轉じて紡織場を見る。二十五人取の製絲器械あり、其他機織所あり、工女合計百五十人計りと聞く、皆な北海道の產を北海人にて製するなり。去て製網場を見る、純然たる日本風なり。是れ專ら北地需用の漁網を製する處とす。北地最も麻に適すれば其製網も良品なり。然れども舊慣の去りがたきありて猶ほ越後の鐵引奥州の水澤の爲めに利を專(もつぱら)にせしむるものありと云ふ。是より麥酒製造所を見る、世人の熟知する所製麥酒を製する處なり。既に吏員の退散せし後にて其詳細を聞くを得ざりしと雖も場内秩然序(じよ)あり、規法整備せるが如し。農學校に赴く、加藤某君悉く示さる、構内に演武場あり化學場あり、書庫、温室あり農學に要するもの大概備はれり。現在生徒五十名許あり、内外の教師之を教授すと聞く。目今休業なれば其現狀を知るを得ず。終に空知に至り農學校園を見る、牧牛馬頗る多し、全く洋法を以て規業を行ふ處とす。是亦規法宜を得たる如し。歸路勸業課試驗場に至り製藍(せらん)其他の狀況を聞て旅宿に歸る。

人の說く所に據れば開拓使の工業製作已むを得ざるに起りたるもの多し。之に例すれば麥酒麥粉製造の如き、當初麥の產出頗る多額にして殆んど之を販賣するの道に苦しみ、遂に此場を建設し一方に向て消費の道を通じ、一方に向て他道輸出の便を謀りたり。是を以て此場は當初に缺く可らざるものなり。他の工業製作概ね此類にして當時には皆有用なりと。果して然るや、然れども有用も久きに及べば遂に無用に變ずる恐れあるは、猶ほ夫の無

用の變じて有用に抵るに等しければ今日に至りては此等工業製作中或は無用なりとの世評を來たせしものもあり、或は之あるが爲めに民業を妨ぐるなどとの説もありて、到底開拓使の手に屬せざるを可とするもの多し。余も亦此等の工業製作は成るべく人民の手に委するの適當なるを信ずるなり。況んや內地各府縣にても勸業課の直接事業を廢せんとする今日なれば、速に人民に委するも不可なかるべし。然れども專ら一二商人の手に委する如きは開拓使を廢して又た一の開拓使を置くに異らず、獨り國に益なきのみならず是まで官の從事せしよりも猶ほ更に甚だしき弊害あらん。此事に關して我本社の論説既に盡せるを信ずれば余の贅言を要せず。而して此工業製作の場を一手に某商會に委すべしとの説、一たび北海道に入りて以來各處の商人口を開けば皆な其不可を説き非理を論じ北海道の公論は惣て之を是認せざるものに似たり。知らず何人が之を頼ふて何人が之を得るか、今日の説の如き果して實ならば公論の必らず之を許さゞるを信ずるなり。

八月三日開拓使の馬車を借用し昨日作たる一吏人と共に眞駒內牧牛場を見る。札幌を去る里餘の地なり。但牧牛の野は是より七里許を隔て室蘭街道の近傍にありと聞けば其實況を見るを得ざりき。聞く所に據れば本年六月の査定は總計牛百七十一頭にて內百十八頭を牧牛とす、他は胤牛或は搾乳牛なりと云ふ。是より歸り午食の後更に由鼻の牧羊場に赴く。牧羊三百八十頭あり概ね米國種なり、羊毛は千住製絨所に送るよと聞く。又琴似屯田に赴

き事務所に至り士官某君に其實況を聞く。屯田兵の家屋は總て洋風にて一市街を成せり。近來は其業に勉る者多く頒與の地處は既に開墾を終り更に他の地處に及ぶ者ありといふ。其制に就き余少く意見あり。果して後來此種の兵を存するを得るか、又之を存して不可なることなきや否に至り、實に此短篇報告の盡す能はざるものなり。唯其自活の業を得たるは喜ぶべき事といふべし。是より下平稲村に至り佐藤文平（岡山人）なる人の開墾地を見て札幌に歸る。

聞く處に據れば北海道は大概牧畜に適せざるの地なしと。（根室地方は知らず）果して然らん。余の聞見は二三地方に過ぎざれども皆な繁殖に害なきのみならず絶て傳染病等の流行之なしと。是れ獨り牧畜のみならず一般に北地の氣候は內地よりも宜しければ流行病などは誠に少し。然るが故にや山鼻牧羊場の如きも充分に繁殖して絶て牧畜を害する如きことなしといふ。斯の如き良好なる北地を世多くは臆說の爲めに誤まられ氷雪凜烈として堪ゆる能はざる如きの妄想をなすものあれど、此等は婦女子の蝦夷と聞きて喫驚するに等しく最も笑ふべき妄想なり。余は此盛夏に旅行したれば冬季を知らずと雖も、數十年此地に住せし古老の談にも近世移住せし者の實驗にも北地の極端樺太に面せる地方は之を措き、其他は大概積雪北陸道若くは兩羽地方の半に及ばず、寒威の如きも奥州に比して寛なるも決して嚴なることなし、而して霧（方言ガス）の如きも年を逐ふて減少し一般の景況事物と共に開化するが如しと。余は固より此言の虛妄ならざるを信ず。誠に見よ、何物か北地に移植して生ぜざるものあるか、草木禽獸皆な其土に適せざるなきなり。之を要するに世人多くは幕府時代に北地を廻遊したる者の紀行

又は談話を信じ、所謂先入主となりて唯だ北地を恐怖するものゝ如し。殊に知らず此等の紀行中にはまゝ自己の艱難を經歷したる名聲を顯揚せんなどゝの私心より五倍も十倍も北地を悪しざまに記せしものも之なきにあらず。是れ實に北海道の罪人なり。余は固より曰く、北海道は富裕の源なり、富を欲する者は北海道に行けと。

八月四日馬を驅て石狩に赴く。行くこと三里餘にて篠路村に抵り馬を下り此地の舊家清太郎なる人を問ふて今昔の談を聞く。其言ふ處に據れば三十年前此地に移住せし時は人家とては絶へてなく、只だ石狩川の鮭を捕るが爲めに時々此邊に來往するまでの事なれば爰に永住せんなどとは當初夢にも思ひよらぬ事なりしが、幕府より在住人と稱して十名計の士を移住せしめし時其屋舍建築等の用を兼ね遂に此地に來たり住せしが、爾來漸次に移住する者ありて遂に十二戸の一村を成し近時に至り六十戸餘の村落とはなれり。回想すれば全く乾坤を變じたるが如しと。其談最も人を感動せしむるもの多し。又其談に據れば札幌は土人の家七八戸あるのみにて、他は悉く林叢且つ滿野瘴氣甚だしく到底人類の住すべき地とも思はれざる處なりしが、島義勇氏の判官となりて此地に臨むや、全道の中心となすべきもの此地に若くはなしとて、遂に荊棘を除き林叢を闢て此壯大なる札幌をなせりと。其規模の大なる歎賞すべきものあり。清太郎なる人は始終島氏に從て開拓に從事せしとて氏を信ずる最も厚く、其晩節を全ふせざるを聞て涕涙の下るを知らず。又其歸るに臨み贈與せし幅なりとて札幌大社を新設せし時の詩

を記せし一幅を藏せり。詩に曰く、三面山圍一面開、清溪四繞二層堆。山溪位置眞堪異。天造時期今日來。また當時を推想すべし。是より再び馬に騎りバラトの渡を過ぐ、石狩より三里なり。汽船を通ずるを得るといふ石狩に達して石狩川を望む、實に大河なり。而して川口深く汽船の出入は不便なければ獨り漁業の利のみならず、他日通運の便を得る、蓋し測る可らざるものあり。是まで經歴せし地方に未だ嘗て見ざる良河なり。然れども此大河も他日大に山林を亂伐するか、或は水田を設けて水量を減ずる如きことあらんには忽ち變じて內地の河と一般なるに至るべし。此事は其務に當る者の深く注意を要する處なり。某店に午食し又鑵詰製造所を見る。數十名の工夫を使役して數萬罐を産出すといふ、而して此場は專ら鮭鱒を罐詰にする處にて昨今既に鱒を製せりと。余輩の爲めに各種の器械を運用して示され其詳況を知るを得たり。是より去て馬に鞭ち長驅して札幌に歸り馬島讓君の招きにより其邸に赴き晩餐の饗を受けたり。是日行程往復を合して十四里、一鞭して赴けば二時間を費やさずして彼地に達するを得べし。路傍見る處篠路に至るまでは悉く開けて不毛の地を見ざれど、篠路より石狩に抵るの間はまだ着手せざるもの多し。而して此間に清國人の移住あれども之を見るの余暇なくして過ぎ去れり。而して余是日の道路に於て少く疑ふ處あり、何故に開拓使は路傍の樹木を亂伐することを禁ぜざるや、內地にありては漸次並木を繁殖せしめんことを謀る者あり、今北海道は自然生の樹木あり、其路傍に係る分を伐採することを禁ぜば一擧手の勞もなくして並木を得るにあらずや、況んや北海道の道路は槪ね無人の境に意のまゝに經畫したる道なれば多くは直線の道路なり、直線の道路は內地にても旅人の倦怠するものとす、而るを之に加ふるに並木もなく

暑中午熱の時か若くは嚴冬風雪の際に旅行する者の爲めに少しも注意なきは余の如き健馬に馳驅したる者は可なれども然らざる者は必らず堪ゆ可らざるものあらん。此事は少なりと雖も苟くも民情を察する者の怠るを得ざるものゝ如し、而して其然らざるを見る、余安んぞ爲めに其如何なる事情あるやを疑はざるを得んや。

八月五日札幌旅寓にあり。渡邊君は長谷部書記官を訪ひ又工部卿の來着により其舍館を訪はれたり。余は終日寓にあり荒川重秀君來訪ありて君の目今擔任せる蝗害驅除の概況を聞くを得たり。晩に松本莊一郎君を訪ふ、在らず、市街に遊歩して歸り日記を草す。

六日幌内石炭山に赴かんと欲し札幌の旅寓を出て里許にて雁來に抵り舟を買ふて對雁に赴く。舊土人二名舟を漕ぐ、能く和語を解す、其談中最も奇とすべきは基督を知れり、是れ必らず耶蘇教の何れの年にか流傳せしことありしものならん。雁來より五里にて對雁に達して陸に上り小舟を更に江別の岸に送らしむ、對雁にて旅亭に午食す。主人和人にして其妻は土人なり。此地樺太交換の時其地の土人八百餘名を移住せしめし地にて土人の家屋一村落を成せり。土人の容貌を見るに是まで歴觀せる地方のアイノに似ず、殆んど支那人の如き容貌にて一般に

逞ましき顏色なく誠に柔弱なる氣風あり。北地のアイノに比すれば其狀貌稍々下るものの如し。然る故にやアイノ人と雖も往々之を嘲笑して樺太のアイノは不潔甚だしく醜氣の爲めに其屋に入るを得ずなど云へり。余の見る處にては兩土人とも不潔の度に差等なき樣なれど、其大體に就て較論せば人種に差等あるが如し。對雁より陸路に就き途に戶長新家某君に就き對雁地方の實況を聞き又其案內にて對雁の學校を見る。樺太より移住せる土人の子弟入學する處とす。土人中俊秀の者なきにはあらざれども概して之を云へば數百年來文盲に生死せし者なれば其進步も著しからずと聞く。江別川の岸に抵り對雁より廻せし小舟に投じて石狩川を遡ぼる、眞に淸流なり。此川の上流シベツに抵るまで（シベツは集治監を置く近傍也）小汽船を通じたることありと聞く。此說に據れば三十里餘小滊船を來往せしむるに足れるなり。幌向に達して旅亭に投宿す。而ち幌向川の岸なり。居民四戶、全く幌內石炭山の爲めに設くるものに似たり。

七日早天驛馬を驅て發す。先驅捷徑を取らんと欲し却て道を失して深林中に入る。一小徑あり圖らざりき是れ熊徑なり。驚て馬首を還し本道に就かんと欲す。馬澤中に陷ひり顚躓數回辛じて本道に出づれば蚊虻蝟集秒時も止まるを得ず。四里許にて一農家あり蓋し幌內石炭山より置くものならん、就て午食せんと欲して馬を一樹下に繫ぐ。蚊虻の爲め狂奔して去らんとす。因て匆卒に食して復び發す。深林中に一兒馬を得たり、此馬七八日前に失ひ熊

害に罹りしなりと思ひしに圖らざりき害に罹らずして此地にあり、馬士の喜びに加へて母子の馬言語こそ發せざれど相喜ぶの情は却て言語あるに増して、覺えず感涙を催ふせり。聞くが如くんば此地熊害頗ぶる多く此數日間に三四頭の馬を失へりと云ふ。幌内石炭山に達し島田某君に就て現況を聞き且つ坑内を見る。此坑創業日淺く未だ測定を終らざる程なれば採炭の運に至らず目今坑道開鑿中にて既に千八百尺を開鑿せり。されど二千四百尺に達せざれば石炭を獲る能はざるべしと云ふ。此他近頃の發見に係るイクシンベツ石炭山ありと聞けど之を見るの餘暇を得ざりき。世人も知る如く此石炭山は岩内と共に後來日本の倉庫と恃む處なり。然れども兩山ともまだ充分の運びに至らず其巨多の石炭を獲べきや否は一に外國人の測定に因るものゝ如し。然るに此外國人なる者も未だ充分に望を屬するに足るものにあらず、況んや五六日若くは一二週位此山に來りて測量したればとて安んぞ其全豹を知るを得んや。故に余の見る處にては充分に信用すべき外人を傭ふて假すに歳月を以てし其意見の及ぶだけは充分に測量せしめ果して後來に望あるや否を一定し、若し望なしとせば之を廢して可なり。然らずんば力の及ぶだけは資を投じて其成功を謀らざる可らず。是れ余の幾回となく述る處なり。然るを世人は我に一毫の定見もなく只だ人言に因て其說を變動する如き弊風あり、此弊は何とかして礦山などの事業に移すことなきを希望するなり。此地未だ旅亭の設なきを以て官舎に宿せり。

八月八日驛馬に騎せんと欲し昨日騎せし馬を求む、山中に物色するも之を見ず。馬士云く蚊虻の爲めに止まる能はず狂奔して幌向に還りしならんと。更に他に求むるも此地馬なければ如何ともする能はず、徒歩にて發す。八里の過程一歩も止る能はず、少く躊躇すれば蚊虻の亂刺堪ゆ可らず。此般の旅行中未だ嘗て遭遇せざる苦難なりき。晩に幌向に達して旅亭に投ず。痛痒交々起り終夜安眠するを得ず、頻りに炮聲を聞く、蓋し馬を護して熊害を避るなり。聞く處に據れば此地方盛夏一兩月の間蚊虻極めて多し。然れども年を逐ふて減少し一昨年に比すれば昨年に少く、昨年に比すれば今年又更に少しと。蓋し地方の開進に随て此等の害は漸次に減少するものならん。札幌と雖も往時は斯の如くなりしと、果して然らば往時旅行せし者嘖々危害を說くも亦深く咎む可らざるものあり。然れども今日に在て猶ほ舊時の說を信じ常に斯あらんなどと憶想するは愚も亦甚だし。此幌内地方と雖も四五年も經過したらんには余の此日記を讀んで當時何事を記せしやと疑ふ者あるに至るは今より保證する處なり。

九日幌内より刳舟を買ふて石狩川を下り對雁に至り舟を捨て騎馬に歸し札幌の歸路に就く。途に苗穗に至り監獄署を見る。警部某君に伴ひ獄中を通觀せしに小なりと雖も洋風にして規模稍々定まれるが如し。囚徒四十四名、終身役の者亦十八九名ありと。北地人口の寡少に原因することとなるべけれども囚徒の數甚だ僅少なるものゝ如し。工役は別に適當なる業もなければ近傍の原野を開墾せしむる見込なりと聞く。札幌に達し明朝室蘭の道に上り箱

館に赴かんと欲し、長谷部、山内、調所、馬島等の諸君に告別して、旅寓に歸り行李を治めて寢に就く。

十日例の如く驛馬に騎して札幌を發す。長谷部、馬島二君郊外まで送らる。分袖の後舊仙臺藩士の移住せし白石村を過ぎ又南部人の移住せし月寒(つきさっぷ)村を過ぐ。既に一村落を成せり。島松に抵り馬を換へ又發して千歲に抵り馬を換へて行くこと二里、字沼之端に至る。蝗(いなご)途に充塞し驛馬の音と聞て左右に避く、其響千軍萬馬の過ぐるが如し、是れ翼の未だ伸びざるものとす 其能く飛揚するものに至ては恰も一團の精兵を馳驅するもの丶如く 天日爲めに暗しと云ふも虛言にあらで、之を驅除せんが爲めに道傍到る處に溝を掘り石油を注で之に陷らしむ。又顧て一方を望めば黑烟天に瀰(みなぎ)り恰も長圍の計をなすもの丶如し、是れ亦野を燒て其糧食を絕たんとするなり。總じて之を記すれば蝗群なり驅除なり其狀況猶ほ戰爭の如し。而して果して蝗軍を誅滅(ちうめつ)するを得べきや否やに至ては殆んど勝算の必す可きものなきに似たり。黃昏に苫小牧(とまこまい)に達して旅亭に宿す、荒川重秀君同寓に在り君蝗害驅除のため此地にあればよく其情況を聞くを得たり。此日行程十七里許、皆平坦馬を驅るに最も便なり。途中美々(びび)に鹿の罐詰製造所あり、其他鹿種蕃殖所などある地を過ぎたれど皆な匆卒に過ぎざれば其詳況を知るを得ざりき。蝗害の事は諸新聞にも既に記載あること丶信ずれば別に余の報を要せざることなるべし。然れども余の目擊しまた傳聞したる處にては此蟲酷(はなは)だ「いなむし」に似たれども其色は茶色にて處々に黑き處あり、然れど此色は生長す

るに從て變化する由なり。其食とするものは茅の如き又は麥粟の如き總て葉の長尖なるものは何にても食し其害誠に猛烈にして全く枯殺するに至らずんば止まず、故に一度田園に亂入することあらんには瞬時に數町の穀物を皆無に歸せしむべし、驚くべく又恐るべき害蟲なり。聞く處にては蝗の發生したる原因は未だ詳らかならず、或は云ふ十勝國の深山に古來此蟲あり氣候の變化に促て此地方に移りたるにあらざるやと。又云く是れ恐らくは或蟲の變生したるものならんなどと、其說未だ一定せず。余は其何れに原因するやを斷ずる能はずと雖も諸說共に此蟲は全く支那に稱する蝗にして其害の恐るべきは言を待たざるなりと云へば、之を驅除するは目今の大急務なり。米國にも此類の害蟲あることは世の知る處なり。

八月十一日苦小牧を發す。左視すれば蒼洋萬里其際を見ず。右顧すれば樽前山火半腹以上赭にして寸草尺木も生ぜざるものの如し。而して路傍の平野悉く火山灰の爲めに掩はれ僅かに雜草を生じたるまでにて曠漠不毛の地なり。白老に抵り午食す。又發して字フシコベツに至り始めて山あり、未だ山中に至らざるに斃馬を見る、熊害に罹れるなり。幌別に馬を換ふ、此地方アイノ人の住宅多く而して其家屋を見るに西海岸に比すれば數等其上にあり。又聞くが如くんば此地のカンナリなど云ふアイノ人は邦人を使役して漁業を營む者にて相應の家產もあり又其子は札幌の學校にありといふ。幌別より新室蘭に抵り某亭に宿す。是日行程昨日と大同小異、唯だフシコベ

ッ及び室蘭に接近するに隨て山路あるは昨日に異なる所なり。

十二日有珠郡開墾地を見んと欲し小舟を買ふて舊室蘭に達し是より驛馬に騎して紋鼈に抵れば地大に開けて殆んど寸壤尺地も荒蕪に屬するものなきに似たり。此地全道無比の開墾地と稱せらる、伊達氏の移住せし處とす。伊達邦成君に就て其開墾地の情況を聞く。君更に事に幹たる人を附し余輩を案內せしむ。製糖所に赴き山田寅吉君に就て其梗概を聞き且つ製糖器械を見る、此場昨年に創立し近傍百二十六町歩に產する甜菜より製造するものとす。此器械代より運搬建築に至るまで合計二十六萬圓計を費用せりと、實に壯大の製造所なり。昨年は百事創始に屬し完全の結果を得ずと雖も此地甚だ甜菜に適し歐洲にても容易に見る可らざる糖量を含む巨大の大根を得るといふ。然るが爲めにや昨年度は百分の十六餘の精糖を得之を平均するも十二有餘を下らずと、以て其地に適するを證すべし。是より辭して歸る。雨俄かに至る。頻りに馬に鞭ち舊室蘭に歸り小舟に投じて新室蘭に赴く。大雨霑注満身皆濕ふ、其夜旅寓に歸り宿す。

北海道の紀行に大書すべきもの何事と爲すか。唯だ紋鼈開墾地のみ。顧ふに舊仙臺藩の重臣伊達邦成君其臣下を率ひ移住を此地にトせしは今を去る十餘年前(明治三年)とす。當時本藩非常の異變に際會し上下困弊前途衣食の計猶ほ或は之を得ざるものあり、而るを況んや移住開墾の巨資あらんや。今日の華族諸氏有餘の殘金を投じて

開墾を謀る如き優々たる事業にあらず、誠に朝夕を謀る能ざる舊臣下を率ひ奮ふて此地に移住せしは世人の夙とに知る處なり、斯の如き事情却て陰然進取の氣力を鼓動せしやを知らずと雖も從來開墾に從事するの間幾多の辛酸を經たるや量る可らず。其甚だしきに至りては全く糧食を失ひ只だ僅かに收穫せる馬鈴薯と海水を以て（鹽なきが爲めに）烹る蔬菜のみを食せしこと殆んど二旬餘の多きに至れるありと、其他推て知るべし。然れども艱難汝を玉にするの古語に違はず、伊達君を始めとして百折不撓遂に大に其功を奏し有珠山の下に一草を生ぜず實に全道に冠たる美果を得たりと。世人多くは奥羽人に善評を下さず、然れども此地に入て開墾の狀況を開き其名譽全道を壓するもの獨り奥州人の手に成れる此開墾地あるを知らば、一概に品評を下す可からざるを知る。今墾成の概況を左に錄し以て此日記の妄ならざるを證すべし。

北海には肥沃の地多しと雖も紋鼈の移住者は故あり、之を得る能はず。地點の稍々下れる紋鼈地方を得たるは明治二年のことにして翌三年始めて六十戸を移住せしめ之に次で陸續移住し遂に百十三戸に至れりと雖も、百事創業に屬し殊に資本に乏しきを以て充分の開墾をなすを得ず、千辛萬苦の餘僅かに獲たるものは墾成地二十七町許にして收穫蕎麥三十九石餘、粟八十八石餘、大豆二十七石餘、小豆十三石、馬鈴薯百八十石餘等に過ぎず、其食料に足らざるは固より論なし。爾來移住歲に月に增加すると雖も皆舊臣下にして衣食を得ざるものなれば當時の艱難は余幾千枚の稿を重ねて草するも之を盡す能はざるべし。斯くの如き艱苦を經て遂に今に得たる結果は誠に驚くべきものにして昨十三年の收穫は米七石六斗、大麥千五百石、小麥百五十三石、蕎麥四百二十五石、粟六百五

十一石、大豆千百二十石、小豆千四十六石、豌豆九十三石、玉蜀黍百十七石、菜種千九百八十九石、馬鈴薯三千十八石、蘿蔔三千八萬本、葉藍七百十五貫、麻千三百六十一貫、莨七百七十三貫の多きに至り、戶口も亦增加し、今年は五百七十六戶、二千六十五口に至れり。此外製造物漁網の如き亦二千二百八十間を得たり。斯く戶口も增加したれば隨て牛馬の畜養も夥多なるに至れりと云ふ。尤も牧畜は昨年來牛牧を設けたりと、實に驚くべき結果と云ふべし。而して誰か斯に至らしめたるや、伊達君及び移住諸氏の勉力に因るは固より論なしと雖も、伊達氏の重臣にして始終開墾一切を擔任せし今の郡長田村顯允君の功多きに居ると云。

八月十三日午前前田村長を訪ひ室蘭港內を通觀して旅寓に歸る。此港西に面し三面皆山、而して南北里餘、海底深き處七尋に達し實に全道無二の良港のみならず、恐らくは內地と雖も此港の右に出ずるもの多からざるべし。唯だ惜らくは此港未だ充分の用をなさず、故を以て戶數も減少して今日僅に百三十戶許に過ぎずと云ふ。是れ職として東海岸に漁業の盛んならざるに由ると雖も安んぞ札幌に達する鐵路なきが爲めならざるを知らんや。札幌より此港に至る迄三十六里皆開墾に適する地なきに非ずと雖も樽前火山の灰に掩はれたる地處も頗る多ければ到底農業の振起して開墾地の此港まで連續せんことは萬期す可らず。然るが故に此間には是非鐵路を設けて東西兩海岸を連接し東海岸地方より輸送するものは固より論なく西海岸の物產にても輸送の便をこゝに求むるに至らしめざ

る可らず。是れ獨り東海岸を振起せしむる爲めのみならず一體に北海道の物産にて箱館を經て東京其他に輸送するものは尻矢岬などの危險を犯すを要せず、室蘭より直に内地の需用地に輸送するを得ば内地の西海に面せる地方は暫らく置き、東海に面せる府縣は室蘭より直接に輸送するが爲に其便を得る、實に僅少ならざるべし。今日の有様にては大概の物産は箱館に輻輳し此地より各府縣に轉輸するが故に北地東西海岸の物産も險惡の航路にて世に知られたる尻矢岬を經箱館港に入り夫より再び各府縣に轉輸するを例とす、是れ其不便擧げて數ふ可らず、若し之に反し札幌より鐵路を敷て室蘭に接せば取も直さず西海の小樽港と東海の室蘭港と連續し物産運輸の爲め此上もなき便利を得るのみならず、室蘭港より箱館を經由せずして内地東海の各府縣に轉輸するを得べし。斯くの如く便利なることは今更余の喋々するまでもなく外人も之を說き、開拓使の官吏も之を可としたる者ありと聞けど、之を知る者は之を行ふ者に如かざれば、說のみにて今日まで遷延せるは實に世人の疑ひを容れて是非する處なり。況んや此必要なる鐵路を設けざるが爲めに他に大事業の起りたるにもあらざるに於てをや。當初何は兎もあれ此等鐵路の如き大に全道の規模に注意したらんには今日に至つて世人の異議を來たす如きこともなかるべし、深く惜むべきことなり。去りながら既往は遂ふ可らず、將來に希望する處は務めて全道開拓の規模を立てゝ小利害に區々たることを止め、以て大に開進を計るべし。余此港を見て深く感あり遂に記して斯に及べり。世人之を輕々に看過せずんば余の幸ひ之に過ぐるものなし。夜田村、松尾の二君及び此地小學校員安田某君（余の同縣人）來訪あり、談偶々土人の教育に及ぶ。安田君カンナリと稱する幌別舊土人の子某なる者を招き示さる。此

者は舊土人にはあれど其父資産あり且つ能く和事を好み遂に小學の教育に委せり。今日に至り稍々得る處あるに至らんとせしが開拓使は更に官費を以て教育し今札幌の某校に在りと云ふ。舊土人の學事に進むは北地の爲め及び我日本の爲めに深く歡喜に堪へざる處なり。是夜滊船函館丸の森港に向け解纜（かいらん）するを以て諸氏に告別して滊船に投ず。夜十二時頃纜（もつな）を解き森港に向て發す。

十四日黎明（れいめい）森港に達す、是れより箱館に抵るまで十一里、間始終馬車の設けあれど是日は荷物多くして旅客を載するを得ずとのことにて已むを得ず驛馬に騎して發す。途に駒ヶ嶽の火山を望む。回顧すれば滿野皆山灰の爲めに掩はれたるが如し。是亦如何ともするなきの地たり。火山の害は誠に恐るべく又驚くべき不幸を來すは余の言を待たざれど、我日本は不幸にして火山多く鑛山の如きもまた火山質のものありて現に阿仁銅山の如き即ち然り（阿仁の事はドイツ人メツゲル氏の說に據る）人力を以て救ふこと能はざるものとは云へども亦我國の不幸なり。是より蓴菜沼の傍を過ぐ、風景頗ぶる佳、遂に大沼小沼等を望む亦佳景なり。既にして山路を過ぎ峠下りてより七重勸業試驗場に至り場長等皆在らず。吏人に案内せられて場中を通觀せしに動植物の試驗に供するもの頗ぶる多し、一々之を記する能はざれば暫く其梗概を擧げんに此地大概の農事に適せざるものなし、而して米國などより移植せしものも概ね繁殖せざるなし、動物に至りても亦た然りと聞く。水田の試驗あり、未だ充分と云ふを得

ず。是れ特に此一部のみにて近傍大概水田に適せざるなく、往時は兩三年間に一收穫あれば足れりとせしも、今は年々產することと內地に異らずと云ふ。蓋し時候も國土と共に開らくるものならんか。函館に達して旅寓を定む。十五日より十七日夜に至るまで箱館に滯留す。同夜吾輩浪華丸に搭じて青森に發せんとするを以て、交詢社員別筵を中島樓に開かれ盛宴時を移し夜十時ならんとするころ辭して旅寓に歸り、直に船に搭ず。村尾、渡邊、於曾の諸君波止場まで送らる。十二時拔錨青森に赴く。

附　記

余第七報の末に記して曰く北海道に於て意見あれば箱館に歸りたる後に記する處あるべしと。而して今既に北地の回遊を終りたれば日記に漏れたる北地の情況に就き二三の所見を陳るを以て滿足なりとす。因て之を左に記せん。

アイノ人　アイノ人と爰に記するは余の欲せざる處なり。何となれば是れ我兄弟と稱すべき日本國民なればなり。然れども實際の有樣は猶ほアイノ人と記せざるを得ざるものあり、世人固より之を知らん。アイノ人とは舊土人の稱にして此土人に就ては古來我史乘には深く講究せしものもなけれど、外人などは或は云く、是れ日本元來の土人にして是ぞ眞の日本人なりなどと遠慮もなげに論斷すれど、是等は今日に於て輕々に論斷するを得ざれば暫く措て可なり。只だ此アイノ人の有樣は數百年來壓制の下に屈伏され權理自由などは夢にも知るを得ず。殆

んど人類を以て遇せられざれば亦人類を以て自らも居らざる如き有様なりしは今より僅か十餘年前までの情況なり。時勢の變遷は誠に驚くべきものにて、此禽獸視されたるアイノ人も維新の德澤に浴して始めて人類となれば昭代の美事と稱するも猶ほ餘あることと云ふべし。然るに舊習は俄かに脫せず、況んや智見の俄かに進む理あらんや。今日西海岸に住するアイノ人等は其數甚だ多からざれど殆んど和人の如き生計ありて且つ和人との交際も親睦なり。

東海岸のアイノ人等は其數極めて多く而して生計更に裕なるものと見え、家屋の構造より日用衣服に至るまで西海岸に比して一等を超ゆるのみならず、或は和人を使役して漁業を營む者あり。前にも記せし幌別のカンナリなどと云ふ者も資產ありて和人を使役し其子をして學に就かしむるのみならず、一般アイノ人の文盲を歎じて竊かに導く處あらんとする由なり。此等は稀れなる人なるべけれど一般に舊土人の進步せしに相違なかるべし。然れども猶ほ未だ大に用途の道に就かざる如し。是れ余の深く歎ずる處なれば開拓使の人に遭ふ每に官私人となく舊土人は如何と問へば皆云々致方なしと殆んど度外に置くが如し。是れ何故に然るか。余の見る處を以てすれば所謂アイノ人は容貌骨格實に上等の人種にして其顏色の逞ましきなどは外人に比するも一步を讓らざるべし。(樺太の土人は少し下れり)此の如き人種を敎育し能く和人の地位を保たしめば其國家の富强を益する蓋し量る可らざる者あり。世人或は土人年を逐て減少すべし、是れ自然の理なりなど稱すれども此等は全くアメリカの土人の如きものならんと臆測せる西洋學を生嚙にしたる者にて取るに足らず。アイノ人の年を記するにてもアメリカ

の土人に異るを證すべし。然れども教育なるものは俄かに進歩すべきものにあらず。土人にあらずとも舊幕時代の老人に洋書を教へたらんにはアイノ人に國書を讀ましたるよりも幾倍困難なるを知らざるべし。然るが故に五年や十年アイノ人を教育したるまでにては是も非も未だ判斷を下すべきの時にあらざるなり。其務に當る者力の及ばん限りは此アイノ人をして遂に日本上流の偉丈夫たるに至らしむること怠る勿れ。

漁業　北海道の漁業は大利あり、また大害あり。何をか大利と云ふ、北海全道は只漁業に因て其盛を極むればなり。何をか大害といふ、此漁業あるが爲に内部の農業を妨げ及び内地府縣の事業を害する少小ならざればなり。試みに看よ、開拓使六十萬圓余の收入は何に由て之を得るか、漁業多に居るにあらずや。然れども斯く漁業の大利あるが爲に人々爭ふて漁業に從事し、巨多の海産物を得るに反して農事は之が爲に盛んなるを得ず。畢竟するに何程農事に勉勵するも漁業の利に及ぶ能はざるのみか、此漁業なるものは天下無比の利あり。其利たるや殆んど賭博にて偶然に來たる魚を偶然に獲るものなれば自然の作用にて魚の來ることなければ家産蕩盡して猶ほ足らず、陶朱の富も一朝赤貧に歸すべし、之に反して幸に大漁ならんには今日まで乞食同樣の貧者も明朝肥馬輕裘揚々として郷黨に誇るは是れ其常態なり。斯く浮沈興敗の常なきものは到底其業を業とせざるは人情の免かれざる處なれば、出稼人を雇使するにも賃金を惜まず瓦礫の如く金錢を見て與ふれば亦瓦礫視して之を受る如き氣風ありて、人情の浮薄も此より起るのみならず、大金を出して雇使するが故に利の在る處に赴かぬ者もなく、來耜を捨てゝ網を結ぶ者、滔々數るを須ゐざるなり。是を以て北地に移住して開墾に從事せんと欲する者も、或は漁夫と變ずる

あり、よしや漁夫と變せざるとも其使役する人夫等爭ふて漁場に走れば遂に農事に從ふ能はず。以上述ぶる如きは北地内部農業を害する一例なり。

又内地府縣に至りては九州中國は之を知らず（蓋し影響もなからん）奥羽地方は猪苗代開墾を始めとし到處の礦山工場は皆人夫を得ざるを苦しむ。是他の原因あるにあらず、何程高き賃金にても北海道の漁夫に及ぶ者なければ爭ふて北地に赴き（婦人と雖も獵時は五六十圓を得ると云ふ）勞力に堪へぬ老若は知らず他は礦山や其他の工場などに區々たる者なし。是れ利の在る處は人心の歸する處なれば咎むべきにあらず、制す可きにあらず。然れども此漁業ある爲めに工業に苦しむ府縣は特に二三のみならず、之を如何せば此患を除くを得べきか。今年の如き不漁の時は出稼人等の不幸にて府縣工業者の幸なることもあるべしと雖も、夫れにても猶出稼人を減ずる如きこと無かるべし。或る縣にては此出稼人の爲に年々縣内に巨多の入金ありと、是れ或は然らん。然れども其間接に直接に幾分か工業の妨害をなすは疑ひを容れざる處なり。故に此弊害を除かんには如何にして可なるか、實に至難の問題なり。余の所見にては是已むを得ざるものなり。然れども少く檢制する處なかる可らず、而して之を檢制せんには惣て間接の力を要すべし。例せば農業者に特例を與へて漁夫たるに至らしめざる如き即ち是なり。然れども是とても俄かに達すべき目的にあらざるのみならず、漁業も亦國益を爲す巨大なれば農も漁も共に隆盛ならしめざるを得ず。只だ後來に要する處は漁業者は漁業者と定まり、農業者は農業者と定まりて各其所を得て恰かも内地の如き有樣に至るまでは成るだけ農業者をして其業を失はしめざるを要すと、多く器械を使用し

て成丈け人力を省くとの二方あるのみ。然らずんば北地は永く漁場となりて農工の產恐らく起る能はざるに至るべし。又漁業の利は西海岸に多く東海岸に少し、尤も東西其產を一にせず、各主とする處あれば一槪に論ずるを得ずと雖も、大別すれば然るなり。故を以て農業の妨げを爲すに西海に多く東海に少し。現に東海岸中に在つて却て全道を壓する紋鼈の開墾地と雖も若し此近傍に非常の漁獲あらんには今日の隆盛或は期す可らざるものありとの說あり。是れ一理あるの說なり。余故に曰く北海道の漁業は大利あり又大害ありと。此地に移住せんと欲する者一日も之を忘るゝこと勿れ。

開墾　開墾は世上に嘖々たる事業なり、然れども開墾の實未だ大に擧らざるの數なきを得ず。余の見る處にては是れ全道の規模大に立たざるに原因するなり。勿論漁業の爲めに妨げられたると內地人民未だ北地の富源を知らざるとに由るは更に論ずるまでもなし。此分は余の屢々記せし處なり。故に其原因は暫く措き、開墾の爲めに移住せんとする者に忠告すべきことあり。是れ他事ならず、農業は永遠不朽の偉業にして此より萬全の事業なし。然れども其成功は容易に得べきものにあらず、內地の日用品に不便なき處にても輕々に着手して容易に目的を達する者にあらざるは世人の知る處なり。然るに北海道は日用品に不便も少からざれば內地よりも此一事は困難なり。是れ最初より決心せざる可らざる困難なり。然るを知らず、移住だにせば容易に美田を得るならんと妄信するは目今移住者中に少なからざる弊習なり。是を以て北地に移住したる後容易に其目的を變じ、忽ち漁夫と化して終世無賴の徒に陷る如き往々之あり。是れ最も戒むべき事なり。北地は固より時候も世評の如く寒冷ならず、

加ふるに壤地豐肥にして兩三年間は肥料を要せずして充分の收穫あるは到る處皆な然らざるはなし。故に勞力を厭はずして勉勵したらんには必らず後來の大利ありて終に富豪の良民たるを得るは余の言を要せず。伊達氏の開墾を見ても知るを得べし。斯くの如き富裕の地に來り一敗地に塗れて却て不良の民たるに至るは皆な始めより決心の堅固ならざるが爲めなり。余嘗て富を欲する者は北海道に行くを勸めたれども、安んぞ睡眠の間に蓬萊仙境に遊ぶ如きことあるを說かんや。天下何事にても勞力を費やさずして獲るものあらず。故に北地を寒境なりとて畏懼するも不可なり、又富裕なりとて勉力せざるも不可なり。此事は移住者の深く注意を要する處なり。此地開墾に就き論ぜざるを得ざる時弊二あり。其一は移住する者及び人を勸めて移住せしむる者多くは妻子ある者を擇ばざる是なり。余嘗て之を田村顯允君に聞く、君の伊達君に伴ひ其舊臣と共に移住せし時務めて妻子ある者を擇び家族と共に移らしめ獨身の者は成るだけ之を除きたりと。此事、實に卓見なり。到底開墾の目的を達せんには千辛萬苦を辭せざる耐忍力あるに非ずんば遂に其目的を達するを得ず、然るを若し獨身の者ならんには農業の苦辛を厭ふて例の耒耜を投じて網を結ぶに至るは蓋し亦人情の免かれざる處なり。故を以て移住者は成たけ家族ある者にして利害の最も身に切ならんことを要するなり。其二は開墾を奇貨とする者是なり。北地を旅行したる者は固より之を熟知せしことならん、到る處の良野は皆な所有主あり、而して蔓草繁茂して嘗て開墾に着手したることなきもの多し。(華族の開墾地の如き殊に多し) 是れ何故なるか、定期の内に着手すれば可なりとの例則あればば徒らに地區を得たるまでにて、其着手と云ふも僅かに樹林を伐採して沒收を防ぐ如きもの、擧げて算ふ可らず。

其甚しきに至りては拂下げの地代は其樹木を賣て之を償ひ其殘餘の利金を得て地處を放擲する者あり、或は漁場に要する薪木を得んが爲めに開墾を名として地處を得樹木を亂伐して地處を荒廢に委するものなり。其他百弊一々例す可らず。斯くの如きは開拓使も知らざるにあらざるべし。勿論之を防止せんとする由は余の聞知せし處なり然れども未だ全く其目的に達せざるもの丶如し。余以爲らく此弊を除却せんには第一に着手の年限を減縮せざる可らず、然らずんば奮ふて開墾に從事する者を妨害する少小ならざるなり。之に次で伐木の制を定めざる可らず此等の事は實に目今の急務なり。今の有樣資金ある者妄りに地所を兼併し而して開墾の實效一も擧らず、隨て百弊を其間に生ずるは多辯を要せず。是までの實驗既に證する處あり。其務に當る者の詳密なる注意を要す、希くば省慮する所あれ。

以上附記する處の外北地の現況に就き記すべきことなきにあらずと雖も、此稿頗ぶる長文にして讀者の欠伸を招くの恐もあれば、暫く筆を斯に止め更に他日を待て記することあるべし。

八月十八日早天浪華丸にて青森に達す、乃ち旅寓を早瀨某に定め、出で丶鄉田書記官を青森縣廳に訪ひ縣內の情況を聞き、また勸業課の製品等を見て旅寓に歸り、更に家兄の寓を訪ひ、又元木貞雄、菊地九郎二君を青森新聞社に訪へり。晚に鄉田君の招きに應じ洋食の饗を受く。工藤、蒲田二郡長及び余の家兄も其席に會し數更を移

して歸り余途に家兄の寓に宿す。此日は即ち北海道の旅行を終り再び內地を旅行するの第一日とす。是より風俗人情蓋し必らず大に觀を改むるものあらんが、現に昨宵まで來往織るが如き熱鬧の箱館にありたる身の、今朝忽ち蕭然たる青森に在れば無冷殆んど隔世の歎なきを得ず。然れども彼に在て甚だ稀に見るの事物、此に在て到る處に見る如きこと之なきに非ず。要するに彼此相待て共に盛運に向ふの勢あり。殊に近來汽船の便ありてより彼此全く比隣なれば交通の繁多なる驚くべきものあり。余嘗つて云へることあり、我邦の文化は西より漸く北東すれど東北の極まる處即ち此青森地方に至れば文化却て漸く西するの勢あり、而して其然る所以のもの他なし、箱館あるが爲めなりと。今に至て之を顧想すればまた其實を失はざりしを覺ゆるなり。顧くば他日を待て之を討論せん。

十九日朝工藤君來訪あり、又元木貞雄君書を以て滯留を請はれ、越川文夫君も亦昨日來滯留を請はるゝと雖も、前路尚ほ遠く且つ既に行裝を治めたれば遺憾なれど書を二君に寄せて之を辭し、青森を發して野內小港の二驛を經、馬門より野邊地に入り宿す。馬門は往時南部津輕二藩の國境にして今猶ほ國關の遺趾あり。是日の道路多分は山間に在りと雖も、到る處昨日までは誠に珍らしと覺えたる水田ありて殆んど尺寸の地も開かざる處なきに似たり。尤も馬門より野邊地に至るの間は多くは牧場にして田圃に乏し。又途中淺虫と稱する地にて製鹽を見る。

其法誠に新奇にして未だ嘗て見ざるの製法たり。先づ鐵盤を溫泉の上に置き注ぐに海水を以てし漸く水分の蒸發せるに及んで之を製する法なれば、晴雨に關せず、又薪炭を要すること甚だ少なれば此上もなき簡便の法なり。此法もし全國に普及せんには大に製鹽者の便を與ふることあらん、然れども多量を製するを得べきや否やは未だ確聞するを得ざる所なり。

二十日廣澤安任君の牧場を觀んと欲し野邊地を發して行くこと五里餘、樹木もなく溪流もなく唯だ其强半は牧場にして馬群の徘徊するを見るまでなり。行人の艱苦想ふべし。倉田村に至れば農家も三四十戶あり、随て樹木も蓊蔚として眞に村落の景情あり。是より姉沼の末流を渡り沼に沿ふて行くこと里ならず、忽ち見る數百の牧牛、群をなし徘徊するあり。是なん廣澤君の牧牛なり。既にして谷地頭に達して廣澤君を訪ふ。君の案内にて牧馬及び開墾地を見る。實に驚くべき偉業なり。晩に饗を受けて其邸に宿す。此牧場は其初名狀す可らざる艱辛ありて殆んど廢絕に歸せんとせしも君の膽勇十年一日の如く遂に此偉業を成せるは世人の業已に知る處なれば余再び之を贅せざるべし。唯だ余の世人に向て訴へんと欲する一事あり、請ふ此日記を讀む人之を輕々に讀過する勿れ。世人は知るや知らずや奧羽人は常に事業を成すの氣力に乏しき如く稱すれども着實の事業其奧羽人の手に成りしもの實に多し。紋鼈の開墾、谷地頭の牧場の如き近來著明なるものにあらずや。唯此地方の人士は業を官府に獻じ

て巧みに保護金を得る如き便に乏しければ其爲す所は常に艱難の内にあり、是を以て頻々其擧の世人に知らるゝことなきに似たり。余奥州に生れたるを以て敢て此言葉を爲すにはあらざれども、廣澤君の偉業を媒として奥羽人の爲めに聊か寃を雪がんと欲するなり。

八月二十一日廣澤君邸を辭して姉沼の一端より姉沼の岸に出で遂に小川原村に抵り午食す。之を谷地頭より三里とす。處々に田園あれど大概は牧場なり。是より平野茫々其極まる所を見ず、是れ有名なる三本木原なり。漸く三本木驛に近くに及んで溝河あり、殆んど荒廢に屬せりと雖も、規畫の猶ほ見るべきものあり。是れ新渡戸氏の開墾の爲めに開鑿せるものとす。是より田園相望んで荒蕪の地少く其驛に達すれば道路廣濶人家櫛比間はずして國道に出たるを知れり。遂に某亭に宿す。此地今を去る僅々二十七年前南部の藩臣新渡戸傳なる人六十三歲の高齡を以て始めて四顧茫々無人の野なる此三本木原の開墾に着手し、用水を遠く十和田湖に求め爾來拮据怠らず、遂に今日二百餘戸の一市街を成し隨て近傍原野の田園に變ぜし枚擧するに暇あらず。然れども此事既に明治九年聖駕北巡の際に追賞あり、當時心ある者は其懷に記したることあるべく、又今年の北巡にも使を其遺孫の邸に駐めらるゝと聞けば、余の此擧に就て稱賛するも却て其光榮を汚すものに似たれば斯に贅せざるべし。獨り恠しむ、何故に此良野を猶ほ不毛に置くの多きや。余の見る處を以てすれば、此野北海道に及ばざるも、開成山地方に比

すれば甚だ下ることなかるべし。然るを世人捨て顧みざるは果して何故なるか。且つ聞く此原野の開墾に就き青森縣官は更に之を開らくに意なきや、殆んど此原野を知らざるものゝ如しと。夫之を開らくに官業を以てするは或は利ならざるべしと雖も、之を慫慂することもなく放擲して顧みざる如きは果して地方の政務に當る者の爲すべき處なるか。若し聞く處をして眞ならしめば余は大に疑訝を青森縣官に置かざるを得ざるなり。

廿二日逆旅に出でゝ中嶋庄治、阿部傳十郎等の諸氏に就て三本木原開墾の沿革を聞き、又新渡戸傳氏の日記及び開墾地の略圖等を見るを得たり。夫れより阿部氏の案内にて市外を通觀し始めて其規模の大なるを感歎せり。然れども之を記すれば頗ぶる長文たるの嫌あり、因てこゝに之を略す。既にして阿部氏の家に小憩して三本木を發す。是より見る處の路傍概ね陸田ならざるはなし、殊に相阪藤岡等の村落は皆な六戸川に沿ふて田園の開けたるは驚くに堪へたり。而して傳法寺村より漸く五戸驛に接近するに及んでは植樹も稍々注意せしものありしにや、處々蔚林あり、其他荷も田畑となすべきものは悉く開かざるなく、加ふるに五戸驛の近傍は山水秀美にして閑雅の風景實に愛すべきを覺えたり。余世人の此地方を說くを聞くごとにさまで太甚しき地方にはあらざるべしと信じたれども、斯く殆んど寸地も餘さず開けたらんとは實に意外の事なり。此地方を經過する人は必らず余と感を同ふする者あらん。

八月二十三日國道を左折して八戸に赴く。行く一里許、七崎坂に抵て一望すれば八戸平原歴々として掌上にあり。而して滿目悉く田園、實に津輕以來未だ見ざるの壯觀なり。加ふるに四園の諸山樹木蓊鬱として密林をなし富實色に現はれたりと謂ふべし。馬淵川を渡り八戸に入り中村仁平氏の家に宿す。時に日猶高し、出でゝ市街を徘徊せしに恰も好し此日　聖駕着御の前日たれば歡聲沸くが如し。途に渡邊村男君に遇ふて其著八戸見聞錄を見たり。晩に柄内金太夫。宮原直勝、大蘆梧樓、渡邊村男の諸君來訪あり。余渡邊村男君に伴ひ交詢社員富岡新十郎君を訪ひ、俱に市街に遊歩せしに到る處の燈光恰かも晝の如し。漸く倦んで逆旅に歸る。大澤多門、野崎和治の二君來訪あり、殊に野崎君は其貯藏なりとて氷塊を送らる。此夜中村氏の厚意により宿するを得たれど着前の前夜なれば縣官警吏の投宿する者頗る多く其雜沓言はん方なきのみか、狹小なる一室にありて殆んど釜中に烹らるゝ如く苦熱堪ゆる能はざりしが、此氷塊を得て始めて蘇生の思ひをなせり。野崎君の賜、誠に厚しと謂ふべし。

二十四日築港の說ある鮫港を觀んと欲して八戸を發す。湊、白銀の町村を過ぎて鮫港に達す。（此間里餘）八戸共商社員浦山多吉君吾輩を大川樓に誘ふて饗せらる。船木其他二三の會員も來筵あり、此諸君皆な築港の發企者

なり。聞く處に據れば八戸地方通商の漸く繁多にして海運を要する極めて切なるは和洋丸を用ひたるにても知るに足るべし。（和洋丸と稱するは和船を改造して直に西洋形の帆檣を立たるものにて即ち和洋船形を混淆したるものなり）然れども奈何せん良港に乏しければ其費金を厭はず此港を改築せんとする由なり。余の見る處を以てするも此地方に良港を得んことは深く希望する處なり。然れども此港を改築して果して大に東奥の通運を開かんとするか、將た八戸地方に止まるべきか、此點に至りては深く思ひ遠く謀りて其利害を斷定せざる可らざるものとす。況んや東北の鐵道に着手せんとする今日なれば殊に注意に詳密ならんことを要するなり。晩食の後八戸に赴き聖駕の巡臨を視して衆庶の萬歳を唱ふるの實況を見しが、其景況は鳳輦の後に追隨せる同業記者の報道もあるべければ之を略すべし。只余の記せんとする一事は此地の人民は生計甚だ乏しからざるに加へて活躍の氣風に富みたれば、市中の景況も自ら他の地に異なるものあるに似たり。又鳳輦に追隨せる同業記者人岐哲及び榊時敏（陸羽新聞社員）の二君を訪ひ、歸路共商會に赴き同會より送られたる馬車にて鮫港に歸り宿せり。

八月二十五日鮫港を發して八戸に出で共商會長阿部豊作君を訪ふ。同社員松村幸孝、前田利見、浦山多吉等の諸君も來會あり、午時を過ぎて八戸を發せり。劍吉を經て三戸に抵り宿す。此間八里有餘、地大に開らけ名久井嶽の半腹に至るまで耕地ならざるはなし、他は推して知る可し。殊に舊八戸藩の封内に係る地方は誠に感賞すべ

き程に開らけたるは、野村軍記等（八戸藩士）の功大に居るといふ。余此地方にて此の如き耕地を見るは前にも記せし如く意外千萬なり。顧ふに往時は必らず此景況に反して余の北地にて遭遇せる如きこともありて、旅人の目を驚かしたるものならん。時勢の變遷に伴ふて地の漸く開らくるは誠に國のために賀すべし。三戸驛は往古南部氏の居城にして山間の小驛たれども稍々見るべきものあり、而して斯に至れば即ち奥州の國道に出たるなり。

二十六日雨、三戸を發してより多くは山路なり。字鶏籠立場といふに至り雨全く霽る。四望すれば名久井福岡の諸山環抱し又馬淵川に傍ふて開きたる田園は恰かも圖畫の如く雨後の風景筆の能く盡す處にあらず、殆んど行人をして去るに忍びざらしめたり。此より蓑ヶ坂を下れば即ち陸中陸奥の境界にして青森岩手二縣の管轄堺とす。既にして金田一、福岡等の諸驛を過ぎて有名なる浪打峠即ち末の松山を踰ゆ。此山古今に名ありて世に之を知らぬ者もなかるべし。成程浪の打たる跡もあれど是れは何千年の昔のことにてあるべきや、渾沌たる世界より今日まで天變地異其幾回なるを知らざれば、此間には山も海となり海も山となり所謂蒼海變じて山嶽たることもありたるは固より事にて、今日となりて其跡に一々名稱を附したらんには末の松山は到る處にあるべしと思はる。然りながら余は此名區を譏毀するにあらず、只だ世の爲めに一言せん、如何なる名區にても理窟を以て論ずれば身も蓋もなきものにて、前に記するが如く末の松山も誠に以て稱するに足るものなし。故に名勝の區は總て理窟

を以て問ふべきものにあらずとのことを記憶せざる可らず。然らずんば嘗て松嶋の松を亂伐して一朝竈下の烟となせし如き殺風景は常に免かるべからず。甚だ惜むべき事と謂ふべし。一戸驛に抵り宿す。此地方往時は漆桐等の産物ありて他郷にも盛んに輸出せし由に聞き及びたれば今日の有様は如何あらんと、之を村長に問ひたるに皆な云く往時南藩の時に比すれば頗ぶる衰へたるを覺ゆ、尤も桐の如きは近來需用も多きゆゑに衰へたりと云ふにもあらずと。顧ふに此地方も會津米澤等と同じく藩制を以て植樹の法を設け産物の隆盛を謀りたるものならん。政變と共に産物の興廢するは自然の勢にて如何ともするを得ざるものにはあれば、此等數十年來既有の物産は何とかして衰頽せざらんことを謀りたきものなり。

余此日を以て青森縣下の旅行を終りたれば、二三の意見を記して此縣下を觀察したる一斑を知らしめんとす。青森縣と稱するは舊津輕領と南部領の一半とを合したるものとす。此二藩往時の情況は世に知らぬものなく各仇視して相容れざる如くなりしが今日に至りては案外に相和し殆んど舊時の餘習なきに似たるは誠に喜ぶべき事なり。さりながら實際此縣下の人民の利害は彼此決して一なる能はずして、多少の軋轢は暗々裡に含蓄せるものゝ如し。是れ深く咎むべきに非ず、蓋し勢已むを得ざるなり。世人も知る如く舊津輕領に屬せし部分は殆んど寸壤尺地を餘さずと云ふべき程に開らけたるに反して、舊南部領に屬せし部分は猶ほ地に遺利多くして行人をして轉た愛惜せしむるもの少小ならざれば、彼此固より一視す可らず、加之人情に至りても大に異なる者なきに非らず。是等は皆な數百年來浸漬浸潤して遂に斯に至りたるものなれば、之を除却せんにも亦數年を要すべきは理の最も

覩易きものなりと雖も、此事は常に其務に當る人の注意を要する處なり。殊に近來彼此人情相和して交際するに至りたれば誠に好時機なり、此機失ふ可らず、舊南部領に屬せし部分をして遂に舊津輕領にも讓らざるの景況を呈せしむるを務むべし。斯く彼此を對比して論ずれば著るしき徑庭あるに似たれども是重に農事人口等に關して論じたるものにて後來開らく可きものは何れの地方にあるやと云はゞ、論ずるまでもなく舊南部領に屬せし部分にあるべし。故に余は深く青森縣官に望む、決して今日は僂々として此地方を顧みざるの時にあらざるべし、希くは北海道を開拓するの覺悟を以て地方の事に從はんことを。尤も此地方に遺利多しとは云へど世人の妄想するが如く到る處茫々たる曠野にはあらず、五戸七戸より八戸三戸等の數郡は余とても斯く迄にあらんとは想像せざりし程に開けたり。就中八戸地方に至りては田野も開け人情も活潑にして實に後來に望ある地方なることは前に記せるが如し。然れども暫く之を置き此邊の人民に一日も速かに知らしめんと欲することあり、是れ他事ならず、農具を改良して成るたけ西洋風の農業を知らしむるに在り。余の見る處にては此地方は水田乏しきは決して悲しむべきにあらず、寧ろ喜ぶべし、何となれば西洋農具を用ひて一人にて十人にも適する農業を爲さんには水田より不便なるものなければなり。殊に此地方は幸ひにして人口も稠密ならず、而して開らくべきの原野も多ければ若し西洋農具を以て縱横に開拓せんには獨り此地方の富裕を増進するに足るべきのみならず、隨て人情も漸く活潑なるに至るべし。況んや此地方良牛馬を産するも亦殆んど全國に比なし。斯くの如き地方こそ物産を開らくに最も適する地方なれ。世人の遺利もなき瘠土に向て興産に汲々たるは甚だ笑ふべし。余深く此地方に感あり、故

に其情況を略記して世に告ること如斯。

八月二十七日一戸驛より小繋中山等の諸驛を經て沼宮內驛に抵り宿せり。此間小繋より里餘にて中山峠といふあり。是れ馬淵北上の二川流域の分るゝ處にて即ち支山脈を以て横斷せる處なれば道路は總て山叉山を踰へて、余も倦怠を覺えたり。去りながら漸く沼宮內に接近するに隨て姫神、岩鷲の諸山を望みたるは、余に取ては馬頭始めて米嚢花を見ると一般の感なりき。

八月二十八日の沼宮內を發す、昨日中山峠を過ぎてより北上川の流の流域に從て旅行するがゆゑ、山勢も漸く緩にして沼宮內驛に至りて全く盡きたれば、惣て平地にて遙かに南方を望めば沃野千里山を見ず。澁民を經て盛岡に至る、盛岡は余の郷里なり、因て直ちに我茅屋に着せり。渡邊花房二君は六日街齋藤某に寓せり。夜二君來訪あり、數更にして其寓に歸らる。

二十九三十の兩日盛岡に滯留せしも久しく外に在りての歸省なれば朋友親戚の來て問ふ者もあれば、行て訪はざるを得ざるものもありて、匆忙中に二日の光陰を徒費し見聞せんと欲せし事物も多くは之に及ぶの暇なかりき。是を以て記すべき事も却て他郷より少きを覺えて頗ぶる遺憾なりしと雖も、之を如何ともなす能はざれば唯友人と問答せし一二の要件を記して我盛岡の近況一斑を報ずべし。余友人某に問ふ、盛岡地方の概況は往時に比して如何と。某曰く稍々面目を改めて進捗の道に就けり、又昔日の盛岡を以て見る可らずと。然らば民權自由の徒は如何、曰く日進の勢なり。物産は如何、曰く興廢一ならず、要するに稍々起らんとすと。其他猶ほ聞知せしものありと雖も余親ら之を證するに非ざるを以て略して記せざるべし。且夫の鄕里の事は之を直筆して其非を發くは余の忍びざる處なり。然らばとて其是のみを擧ぐれば實を失ふの恐あり。此二つのものは余の欲せざる所なれば暫く世人の之を觀察するに任して余の筆記を辭するは即ち我鄕に對するの義心なるべしと信ずるなり。卅日の夜渡邊、花房二君と共に縣令嶋惟精君の招きに應じ、其邸に赴き遂に渡邊君の旅寓に宿せり。

三十一日發するに先ち井上覺兵衞君を訪ひ午食の饗を受けて後、盛岡を發して釜石路を取る。此道殆んど釜石に止ると稱するも不可なき道路なれば、國道と異なりて不便も多からんと思ひたるが、不便は不便なれども近來道路の修築ありたるにや、乙部を經て大迫の旅寓に達するまでは道路の險難も之なかりき。大迫近傍は山間とは

云へど田畑も多く加ふるに此邊は烟艸を産す。此烟艸は余の幼時盛岡に在りし時は極の下品にて細民にあらざれば之を用ふる者なかりしが、近來大に聲價を得て海外の輸出にも供すると聞き、其何故なるや頗ぶる疑訝に堪へざりしが、其業を執る者の云ふ處に據れば之を卷烟艸となす時は其色も香も頗ぶる上等の品なりと。果して然らば其今日まで世人の之を蔑視せしは是れ烟艸の罪にあらず、之を用ふるを知らざる者の過ちなりと謂ふべし。然りと雖も是れ豈に烟艸のみならんや、天下之に類する者多し、余之が爲めに浩歎せり。

九月一日大迫の逆旅を發して達曾部驛を過ぎ遠野に抵る。皆な山間の地なり。而して遠野は舊南部家の重臣南部彌六郎氏の釆地にて此近傍にては中心と稱すべき處なり。殊に其四面は皆な山なれば恰かも別天地の如き有樣なるが、土地の開らけたるは小藩の城下に等しと云ふも可なり。（藩にはあらざれども）此驛を過ぎ細越村に抵り宿せしが實に寒村にて衾も食も殆んど堪ゆべからざる程なりしに、夜に及んで遠野より山名、工藤、堀内等の諸君來訪ありて稍々旅愁を慰せり。

二日雨を冒して細越を發せしが有名なる嶮山仙人峠を踰ゆる頃には雨殊に甚だしく、殆んど行歩するを得ざる

程なれば山上に舊鐵坑ありと聞けど之を見るを得ず。幸ふじて大橋に抵り鑛山分局の出張所を訪ふて、中尾其他の吏人に鑛山の近況を聞き釜石に鑛物を輸送する運送滊車に托して匆卒に大橋を發せしが、行程六里許、固より鑛物を輸送する車なれば雨を凌ぐの具もなく鑛物同樣に車上に礫碌として釜石に赴きしが、滊車の速かなるも余輩に取ては猶ほ其遲きを覺えたり。釜石にて鑛山分局に至り其工場を通觀せしが純然たる歐州の規模にて其構造の壯大なる實に人目を驚かせり。去りながら此壯大なる製錬所も未だ充分なる石炭を得ざるが爲めに大に其工事を爲すを得ず、目今半ば休業に屬せり。從來釜石の鑛山は往時南部家にても採掘に從事せし鑛山にて、全山皆鐵鑛なれば山頂より順次に採鑛し山の全く盡きて平地たるに至るまでは鑛物の盡くることもなかるべしと思はるゝ山なれば、充分なる石炭を得て其業を振作せんことは目今の急務なり。然れども此石炭は不幸にして未だ我邦に多量を出さず、北海道の岩内幌内等も余の前に記せし如く未だ充分に出ざるのみならず、幌内は全く採炭の運びに至らず、而して岩内の如きは多少他道に輸出すると雖も其價極めて不廉なれば鑛業に用ふ可らず、已むを得ずして釜石の如きも高嶋三池等の石炭を廻送する由なれど、是とても充分に得る能はざれば今日の如き半休業に至ることならん。惣じて石炭の乏しきに加へて近來は山林も荒廢したるもの多ければ、木炭も頗ぶる缺乏して到る處の鑛山工場として此苦情なきはなし。余思ふ我邦の工業を振起せんと欲せば先づ此缺乏を補ふの策なかる可らず、然らずんば徒らに本を治めずして末を責むるものと何ぞ擇ばんや。其務に當る人の注意を要するなり。此日工場を通觀して後ち釜石町の某亭に宿す。此地海灣の一驛なれば人氣も稍々活潑なりと聞く。

九月三日濱街道より仙臺に出でんと欲し釜石を發して平田より石塚峠を踰ゆ。閉伊氣仙二郡の界にして此地は往時南部一之關二藩の境界たれば嶮峻の山路なり。唐丹を經て盛に至るまで山又山にて行路の嶮惡名狀す可らず、殊に大クワンダイなど稱する峻坂は渴を醫するの溪流もなく、殆んど北海道の僻地に似たれど一山を踰ゆる毎に人家ありしは僻地にはあれども行人の爲めに幸なりし。夜盛に宿す。相應に賑はしき地なり。惣じて此邊は非常に僻地なれども漁業者もあり、又農桑者もありて案外に貧民にはあらざるが如し。但し地名は頗ぶる北地の地名に似たり。顧ふに皆なアイノ人の遺傳なるべし。

四日、盛を發して高田、今泉等の諸驛より松の坂に至り宮城縣の管內に入り、小繫峠を踰へて遂に氣仙沼に抵り宿す。此驛は近傍に稀なる驛にて人家も八千許あり、稍々繁榮の地なり。尤も往時は此灣に船舶の入泊するものも巨多の由なりしが、灣口に海苔柴を散布せし等のことより原因して今日は灣口全く淺洲となり、和船にても千石積位に至れば入るを得ずといふ、誠に惜むべき處なり。一般に此邊は純然たる仙臺藩の遺風ありて人氣全く陸中地方に異る者の如し。

五日氣仙沼より小泉に至るまで六里許、處々に小市街あり。又田園も漸く開らけたれど別に記すべきものを見ず。小泉に至らざる里餘にて巡回の查官に同道せしが京下にては查官と同行などは容易に得られぬのみか、若し同行せざるを得ざるが如きことあらんには多くは喜ぶべきことにあらざるべけれど、田舍は然らず。余花房君と共に（渡邊君少し後れたれば）途中稍々倦んで殆んど談話も絶へたる時に恰かも好し、查官の同行せられたるあり。行々近傍の情況を聞くことを得誠に好なりし。小泉にて午食しまた發して行四里餘、志津川に抵り宿す。途中見る處は昨日以來大同小異なれど此邊に至れば養蠶を爲す者多く隨て物產もなきにあらざれども、惜むべし、此邊の居民は未だ上國の事情を知らず、其物產も多分は他鄉人の爲めに實利を奪はるゝと云ふ。夜佐藤五平治氏を訪ふて養蠶の情況を聞きたるが、此人は專ら勸業を以て任となす人なれば、慨然として殖產の振はざるを嘆じ養蠶の如きも製絲に從事する者も少からざれども奈何せん、京濱の相場を知る者もなければ又之れを問はんと欲する者も少く往々信達地方の人民に實益を奪はれ有名なる金華山宮城野など稱する生絲も、今日は却て信達地方の商人に其名を犯されて之を如何とも爲す能はざるの勢ありと。余思ふ、是豈に獨り生絲のみならんや、事多くは之に類せり。縣官の注意も要することなれど、人民の自ら奮ふて大に此勢を挽回するは余も亦佐藤氏と見を一にする所なり。

第八報

九月六日再び佐藤氏を訪ふて生絲數種を見、又其景況を聞きて後ち志津川を發す。是より山路あれど高峻ならず。横山村に抵り横山製絲所を見たり。地理を得ざるに似たれども製絲の業には盡力さるゝものゝ如し。柳津にて午食し北上川を川汽船にて下らんと欲せしが近頃渇水の時なれば其便を得る能はず。直ちに發して飯野川驛に抵るの途上渺茫無際とも稱すべき耕地を見る。是なん仙臺米を產する地方の一部なるべし。然れども其田面を通觀するに、種々無數の稻穗ありて更に種穀を擇ばざるに似たり。此良野にして斯の如きは誠に惜むべき事なり。飯野川驛より北上川の支流を渡りて捷徑を取り石の卷に抵り宿す。此間の堤防は皆な藩制の時に設けたるものならん。其構造頗ぶる壯んなるを覺えたり。石の卷は北上川の河口にありて繁榮なる市街なれど近來河口の漸く縮小するよりして向後益々盛んなるべしとも思はれざるのみならず、野蒜築港の成功するに至らば必らず多少の影響を免かれざる可けれど、余の十餘年前に此地を經過したる時に比すれば稍々面目を改めたるものゝ如し。

七日雨を冒して石の卷の逆旅を發し北上川の川口を實見せしに其狹隘なるは誠に驚くべき程にて、僅々三十間許りに過ぎず。東北に有名なる大河の斯くあらんとは全く想像の外にあるのみならず、十餘年前余の此川口より汽

船に投ぜし時に比すれば更に甚だしきを覺えたり。勿論目今は水田に多分の水を要して一般に川澤の減水する時にはあれど斯の如き有樣にては到底通運の便を謀るに足らざるを知れり。歸路日和山に登りて石の卷の全影を一望に收めたり。暫くして雨益々甚だしく遂に同處の金波樓に投じて雨を避け、午後に及んで雨漸く歇む。因りて同處より發して北上川の岸に沿ふて溯り野蒜運河の閘門を見る。鐵石を以て構造したる閘門あり、潮の干滿に從て開閉すると云ふ、是なん有名なる運河の入口なり。是より運河に傍ふて堤上を行くこと三里餘にて野蒜に達し土木局出張所に至り諸工場を通觀せんことを請願せしに、黑髯蒙茸たる東晉の小吏出で嚴に謝絕されたり。余輩頗ぶる恐懼に堪へず。何等の故ありて斯く謝絕さるゝやは知らざれど何れの工場にても慇懃に示されたり。獨り此地の工場は何ぞ示されがたきことのあるにや。人民の租稅や若くは公債を以て起す工業は人民に示すに於て何の不可あるべきや、到底解すべからざる事なれば、更に上官に通ぜられよとて再び請願せしに忽ち許可せらる。土木局出張員中村義也君の懇篤なる案內ありて悉く工場を通觀し且つ其說明を得て築港の詳況を知るを得たり。夜野蒜村に宿す。土木局員黑澤政德君來訪あり。工事の創始より現今に至るまでの沿革及び其目的の詳細を聞くことを得たり。

　野蒜の工事は頗ぶる世人の矚目する工事にして、東奧地方通運の便は一に此工事の如何に在りと想像さる程なり。余も此工事に就ては多少の考案あれど如何せん、此回の旅行は僅少の日數に衆多の事物を見聞せんと欲すれば充分なる觀察を下すを得ず、唯だ一二の觀察餘談をこゝに述べんのみ。顧ふに往時奧州と稱せし今の磐城岩代

及び三陸の地は其大形を擧ぐれば阿武隈川と北上川の流域に沿ひたる國なりと云ふも可なり。然ればこそ東京を發して盛岡近傍に至るまでは絕て峻嶮なる山路なきにあらずや。斯の如き地形なれば右二川を連接して通運の便を謀るは此上もなき良案なれど野蒜工事を企てたる最初即ち明治十一年頃は實に斯までの大規模もなかりしと聞けり。唯だ石の卷港の年を逐ふて河口の埋るは頗ぶる運輸に害あるを以て更に此地を卜して別に通運を謀らんことを企てたり。其目的こゝに在れば經費も二十五萬圓許に過ぎず。又鳴瀬川の河底を深浚するも重に和船若くは小形の帆船を入るゝに過ぎず、滊船の如きは惣て潛ケ浦に碇泊せしむるの見込なりしが此潛ケ浦なるは大に突堤を築て修築するにあらざれば僅々二三の滊船を入るゝまでにて充分なる碇泊處にあらねど、此突堤の如きは全く築港の豫算外にあり、其後經費の額も增加し從て工事も稍々變遷せりと雖も今日より見れば規模猶ほ小なりと云ふも不可なきに似たり。故に余の願ふ處は今一步を進め滊船の碇泊處等も充分なるに至らしむるに在るなり。去りながら此工事の影響に至ては實に驚くべきものあり、近隣諸縣の人民競ふて此港に運輸を謀らんとするの有樣あり、殊に山形地方の人民などは旣に小滊船の製造を土木局に依賴せし程にて今にも工事成らば大に運輸の便を謀らんとするものゝ如し。是故に此工事にして成功せば獨り運輸の便のみならず必らず多少の影響を人心にも及ぼすことゝなるべしと思はる。此外猶ほ記すべきことありと雖も、必竟運輸の便は東北に取ては重大の問題なれば此單編口記の盡す處にあらず。願くば他日を待て論究せんと欲するなり。

九月八日黑澤政德君來訪あり、共に不老山に登りて潜ケ浦及び野蒜近海の形勢を一望して後ち分袂し松島に赴く。行程三里餘にして松島に達し觀瀾亭に宿す。亭は山に據り海に臨み眺望最も佳なる位置にはあれど、惜むべし此の日は終日大雨松島の絶景は其一斑をも窺ふを得ず。加ふるに夜に及んで俗客雜沓喧騷も亦甚だしく殆んど人をして嘔吐せしむるに至る。余輩嘗て此地に至らば數旬の旅愁を慰せんが爲めに兩三日も滯留し風流韻士を眞似て松島に清遊を爲さんと欲せしが、圖らざりき此厭ふべき俗客の喧騷に遭ひたれば、斯くては清遊どころか安眠も覺束なければ直に明朝の發足に決せり。

九月九日霖雨漸く止みたれど天猶ほ陰雲に掩はれ今にも雨師の襲ひ來らんとする勢なれば、匆卒に行李を收めて旅寓を出て瑞巖寺其他の名區を通觀し小舟を買ふて鹽釜に赴く。此行所謂松島の間を過ぐるものにして絶奇の風景は拙稿の盡す能はざる處なり。筆を投じて歎ずるの外なし。去りながら余輩をして若し此地の遊を後にして先ず此地に至らしめなば感或は深かりしならん。午時鹽釜に達して某樓に午食し、鹽釜神社等を徘徊して後ち仙臺に向て發せり。途に多賀城の碑及び古碑等を歴觀して仙臺に達せしは日の猶ほ高き時なり。國分松洲、友部鏤

の二君余の至るを聞き直に來訪あり。遂に二君に伴ふて某樓に會酌し快談、更の深きを知らざりき。

十日より十二日に至るまで仙臺に客なり。仙臺は東北の大都會にして頗ぶる繁昌の地なれば三日の間晴雨常なく不快の天氣なりしにも關せず、務めて四方に奔走したれば一々之を記するは殆んど煩冗に堪へず。殊に此地には家弟も居り朋友もあり余に取ては第二の故鄕と云ふも可なれば滯留中の雜事を記せんと欲するも委しく記する能はず。今之を略す。唯だ其中に就き東北每日新聞社を訪ふて高瀨眞之助、山川善太郎の諸君に地方の景況を聞きたる如き、又陸羽日々新聞社の怡土新吉、岩井諦君の招きに應じ菅野巖、窪田敬輔、佐伯眞滿、國分豁等の諸君と共に會飮して自由に地方の情況を談論したる如き、及び早川義智君の案內にて渡邊君と共に宮城監獄集治監勸業試驗所等を巡觀せし如きは、皆な余をして此地方の實况を觀察するの便を得せしめたるものなれば深く此等の諸君に謝する處なり。

十三日仙臺を發す。中田、增田等の諸驛を過ぎ岩沼驛に至り國道を左折して濱街道を取り阿武隈川を渡りて亘理を過ぐ。此地は伊達藤五郞氏の舊采地なり。氏の其舊臣を率ゐて有名なる北地の開墾を成功せしに反して、

此地は日を追ふて凋枯し誠に憫れむに堪へたり。盛衰興亡は天なりと云ふも之を過ぐる者豈に感なからんや。殊に余は曾て盛岡藩の封を白石城に移したる時家兄の賜邸此地と定まりし往事を回想し今昔の感最も深し。此時大雨猶ほ歇まず途上泥濘殆んど歩す可らず、遂に山下驛に宿す。此地方は皆な米穀に富めり。是日仙臺を發するに先ち由利公正君の寓を訪ふて告別せり。君は世人も知る如く蒲生より仙臺に通ずる三里有餘の地に馬車木道を架設せんとて父子兩君共に此地に寓す。余未だ實地を知らざるを以て輕々に臆斷する能はずと雖も、仙臺人士の言ふ所に據れば木道にはあらざれども此地方に通運の便を謀らんとせしは政宗の宿志なりと。果して然らば利害を今日に喋々するまでもなく數百年來世論の既に定まれるものあるべし。況んや今日世上交通の便を謀るに汲々たるに於てをや。此等の企圖は美擧と稱するの外なかるべし。

九月十四日昨宵以來暴風霖雨にて寸歩も出づる能はず、旅窓の下に蟄居して風雨の收まるを待ち、殆んど午時ならんとする頃雨稍收まりたれば暴風を冒して旅寓を發せしに、途上處々に溢流あり、加ふるに橋梁多くは破壞して行人の艱苦名狀す可らず。晩に中村に至る。此地は相馬藩の舊城下なれば戶口熱閙の地なれど奈何せん近頃の火災にて未だ建築の充分ならざるに此暴風雨に遭ひたれば到る處旅亭に謝絕され、辛ふじて一亭を求めて宿するを得たれど建築の未だ全竣せざるに衆多の旅客あり、殆んど喧騷に堪へざりき。是夜郡長大須賀二郎君來訪あ

り。

余此日を以て宮城縣を去る。顧ふに同縣は東北富裕の一縣なり、面積六百有方里、人口六十有餘萬壤地豊肥ならざるにあらず。物産饒多ならざるにあらず、所謂天府の國とは此等の地ならん。余屢々此縣下を來往し又朋友知己の此縣にある少なからず。是を以て稍其詳況を知れりと云ふも可なり。元來此縣の首府たる仙臺は往時にありても隱然奥羽の中心なるべき地勢なり、殊に近來に及んでは益々其地位を占め通運の便を謀るも此地を以て中心となし、政事の道を講ずるも此地を以て中心となし、殆んど奥羽七國の牛耳を執るの傾きあり。況んや野蒜の築港も將さに成功せんとし東北の鐵路も漸く着手せんとするに於てをや。余は大に此地に向つて他日の望あるなり。然りと雖も小安は望む可らず、小成は期す可らず。余深く此地方の人士に望む、自由民權の徒も起業殖産の徒も決して此時を以て足れりと爲さず、更らに進んで大に爲す所なかる可らざるなり。

十五日中村より發して福島に出でんと欲す。逆旅の主人止めて曰く連日の大雨今朝恐らくは道路通塞せしならんと。余輩も亦或は其然るを疑ひしも徒しく逆旅に在るも本意ならねば強ひて發せしに果せる哉行くこと里餘にして宇多川漲りて通す可らず。余曰く是れ小河のみ衣を脱して直ちに渡らんと。渡邊君笑て曰く君亦馮河の流かと。是に於て先づ路傍の農夫を傭て渡らしむるに水殆んど胸に及ぶ。余曰く善し乃ち衣を脱して先づ渡る。河流頗

ぶる急にして且つ亂石の河底に礫确するあり危險名狀す可らず。岸に上て戲れて曰く、宇治川の先陣高綱に名馬あり宇多川の先陣は予に唯だ草鞋あるのみ、源廷尉もし功を勒さば必らず予を以て古今先づ先陣第一となさんと。聞く者皆な笑ふ。既にして金谷原松ケ棒等の寒村を經て川平に抵り微醉を買ふて飢を凌ぎ石田に赴く。北畠顯家の城趾など云へる處を過る頃は、日全く暮れ加ふるに道路泥濘漸く石田に達せしは夜殆んど九時なりき。

十六日快晴石田より發し山戸田村を經て掛田に抵る。生絲共進會あり、乃ち行て之を觀る。岡治、菅野、吉田等の諸君解說頗ぶる詳かにして信達地方養蠶の概況を聞くを得たり。是より辭して保原に出でゝ午食し、又發して阿武隈川を渡り國道に出で福島に着す。時に日猶ほ高し。夜に及んで某劇場にて演說を聞けり。是日石田を發してより滿目皆な桑田間はずして養蠶の地なるを知る。殊に掛田近傍に至れば獨り桑田の人目を驚かすのみならず、人情風俗の觀を改むるものありて全く別天地に至るが如し。

九月十七日福島に滯留す。河野廣中、花香恭一郎二君來訪あり。既にして出でゝ佐野組を訪ひ甲幹某君に近況を聞き、又村井定吉君を訪ふて地方の概況を聞き旅寓に歸る。夜、岡野知莊、阿邊又郎、遠藤直記及び生絲會社

員吉村春明君來訪ありたり。

福島縣は有名なる養蠶國にして殊に信達二郡の如き其名全國に高し。宜なる哉到る處桑田ありて猶ほ宮城縣の耕田、靑森岩手二縣の牧牛馬を見ると一般の壯觀なり。顧ふに此地方は所謂我邦の寶庫にして海關出入の不平なるも其幾分を維持して太甚だしきに至らしめざるは此等の地方與かつて力あるべし。然りと雖も細かに之を觀察するに福島縣と稱するも其若松及び中村等に至りては其情況大に福島地方に異なれり。此等の地方に在ては養蠶よりは却て米穀を本とせしものゝ如く、殊に中村地方の如きは往時藩制を以て養蠶を禁ぜりと。此くの如くなるを以て利害或は一にせず、多少の軋轢を暗々裡に存せざるやを疑はしむるものあり。余以爲らく皆な交通の便を缺きたるに出るなり。余親しく此地方を經歷するに、何づれも險惡の道路にて彼此を懸隔せしむる自然の勢あり。故に余の福島縣官に望む處は自ら進んで取るの人民に向て干涉の政策を施すを止め、交通の便を開ひて一縣相和するの實を得せしむるに在るなり。知らず福島縣官も亦こゝに見る所あるや否や。

十八日福島を發して驛端信夫川の長橋を渡りてより路傍見る處概ね桑田なり。淺川松川等の小驛を經て二本松に抵り有名なる二本松製絲所を見たり。舊城内に在り、水車を用ひて器械を運轉し二百名許の男女を雇使し、位置其所を得たるに似たり。聞く處に據れば近傍十里の產繭を以て製絲に供すると云。余此驛に於て頗ぶる感慨に耐

へざるものあり、二本松の凋衰是なり。此驛の景況は十餘年前に比すれば殆んど別地の如く戸數の如きも半に過ぎず、必竟政變の然らしむる處にて怪しむに足らざれども、誠に惆悵するに餘あり。又發して安積山に抵りて小憩せしに暮色蒼然として來たり、遂に郡山に達せしは、夜殆んど九時なりしが、嘗て宿せんと期せし逆旅に客の滿るを以て謝絶され、已を得ず海老屋といふに宿せり。此亭は逆旅にして青樓を兼ね終夜喧騷旅客の安眠を妨ぐる少からず。余常に以爲らく旅店に青樓を兼ねるを許すは頗ぶる厭ふべきの弊あり。往時佛國にて安眠を害すればとて昧爽に新聞を讀書するを禁じたることだにあるに、盡日の勞を一眠の安に慰せんとする旅客をして、往々此の如きことあらしむるは苦々しきことにあらずや。青樓の主人を町村會の議長となして恬として顧みざる如き名教の何ものたるを知らざる地方にては之を實行するに難きことなるべけれど、此弊は嚴に法律を以て禁ずるも余輩は決して之を壓制なりと爲さゞるべし。

九月十九日郡山を發するに先ち阿部茂兵衛君を訪ふて開墾の情況を聞けり。君は目今世上に嘖々たる安積郡開成山の開墾率先者にして、其所有に係る地處も少なからず。余、君の說を聞き其小作人の到底置く能はざる云々と云ふに至り先づ我心を得たるを覺えたり。余北海道を歴遊し其小作人を置て開墾の成功を望む者を見る毎に未だ嘗て其不可を說かずんばあらざりしが、果せる哉此地方も亦小作人の行はれざるに至れりと。阿部君は流石に

開墾に老練したるだけありて早く既に自作に決せりと。顧ふに小作人は往時藩制にて地所の賣買を禁じたる時にては已むを得ざるものありしならん。又今日とても地所に乏しき處にては行はる可しと雖も開墾地等に至りては小作人を置かんとするは謬見なり。小作人の通弊として千辛萬苦して良田を得るも此良田は到底他人の所有にて我に利益なきを知るか、然らざれば稍自ら開墾に從事すべき資力を得ば其他に永住する能はず、去つて自ら良田を求むる等の弊習あれば決して熱心に從事することなかるべし。故に開墾は惣て自ら爲すか、然らずんば耕夫を雇使するに如かざるなり。此事頗ぶる世の開墾者に關係あれば他日充分に述ぶることあるべし。既にして郡山を發し須賀川、矢吹を經て白川に抵るの際、大雨傾盆滿身濕はざる處なし。黄昏に白川に達せしが此地は逆旅皆な青樓を兼ね其喧騷雜沓人をして殆んど安息するを得ざらしむる地たれば、余頗ぶる此地に宿するを厭ひたれど薄暮大雨如何とも爲るを得ず、乃ち人の勸めに任せて尾上屋と稱する旅亭に宿せしが、此亭は純然たる逆旅にて家屋も清潔に待遇も可なり。斯くの如き旅亭の此白川にありしならば余は最初より左まで厭惡せざりしならん。誠に案外の事といふべし。

二十日白川を發し驛端より左折して南湖公園を觀る。顧ふに樂翁公の故園ならん。南湖の岸に在りて頗ぶる勝地なり。是より迂回して國道に出て白坂驛を經て境の明神といふに至りて栃木縣の管下に入る。此地は關東と奥

州の國堺にして所謂咽喉の地なり。蘆野驛を過ぎ二十三坂と稱する小山路を經て越堀驛に出て那珂河を渡りて鍋掛驛に抵りしが、二驛共に非常に寒荒なる驛にて人民も振起の氣力なきものに似たり。是より有名なる那須野ヶ原を行くこと三里にして太田原に達せしは日の全く暮れたる時にて加ふるに大雨篠を衝くが如く昨日にも減ぜぬ困難なりき。

九月廿一日太田原の驛端より日光路を取り那須野ヶ原を行くこと里餘、矢板の人矢板武、及佐久山の人某等の發企せる那須開墾社を訪ふて其情況を聞きしが、世人の憶測せるが如く瘠确の地ならんと思ひし此那須野ヶ原も其實行の景況にては頗ぶる後來に望みある地なり。去りながら此原野の開墾に苦しむは水と風なり、一般に飲用水に苦しみ居住する能はず。又大風のある毎に忽ち耕作物を吹き去らるゝは實に驚くべきものあり。故に水利を通ずると樹木を植ゑるとは此開墾に取て至大の急務なり。開墾社員もこゝに見る處ありて樹木の植附に着手し、又水利の如きは既に栃木縣の勸業課より出張員ありて測量に着手せりと聞けり。誠に其道を得たりといふべし。東奥三本木原の開墾にも植樹以來大に其效を奏せりと聞けり。成るだけ速に生長する樹木を擇んで植ゑるは此社の爲に希望する所なり。矢板村に至り矢板武君を訪ふ。此日雨甚だしく又寒甚だし路傍の居民或は云ふ、山中は必らず雨雪ならんと。果して然るや否やを知らざれども殆んど耐ゆ可らざるの寒威なり。矢板君の饗により酔に乘じて

寒を凌ぎ君の邸を辭して玉生、船生等を經て大渡に至り絹川を渡りて漸く今市に近づくに及んで日全く暮れ、代矢川を渡らんとするも四圍暗黑加ふるに連日の大雨にて泥濘歩す可らず。一農家を叩て先導者を傭ひ幸ぶじて今市に入り宿せり。今日より追想すれば一奇談に過ぎざれど當時の苦辛は紙筆の盡す處にあらざりき。

廿二日今市の旅宿を發して日光に抵り鉢石町小西某に宿す。是より廿九日に至るまで日光に寓せり。東京より二三の知人來遊あり、共に各處の名區を通觀し又湯本に赴き温泉に浴して少しく旅情を慰めたれど、如何せん連日降雨、多くは旅窓の下にありて頗ぶる幽鬱を覺えたり。去りながら保晃會員の懇篤なる周旋ありて荒川某氏をして常に余輩に附して各處の遊覽に便ならしめ、又滿願寺副住職彥坂湛厚君の厚遇を得て到る處の靈場を通觀せしは余輩に於て誠に多幸なりき。余日光客遊中驚歎に耐へざるもの二あり、其一は日光靈廟の壯觀なり。此壯觀は余の拙筆を以て之を記せば却て褻瀆するの恐あり謹んで記せざるべし。而して其二に至ては余之を記するを厭ふと雖も記せずんば人之を知らざるべし、是他事ならず、同行の親友花房君微恙あり、偶々日光に出張せる軍醫副伊部彝と稱する人に來診を請たりしが、左までの事にあらずとて歸られたり。因て人をして藥を求めしめしに藥袋と共に一書を附せられて曰く、往診料五圓藥價一圓云々と、驚かざるを欲するも得べけんや。聞く氏は今春醫學部を卒業せし人なりと。若し醫學部出身の醫師は皆な、此くの如き診察料を收めらるゝものならんには、余輩貧

人は死すとも其藥を仰ぐ能はざるべし、呵々。

三十日日光を發して今市に抵る、花房君は東京來遊の諸氏と共に分袂して東京に向て歸らる。余、渡邊君と倶に栃木に向て發し板橋を經て鹿沼に至り宿す。見る處の路傍森然たる松杉は是れ東照公の餘澤なるべし。余此地方に問はんと欲する物多しと雖も、霖雨未だ全く霽れず、加ふるに途上の泥濘奔走に便ならず、憾頗ぶる多かりき。

十月一日鹿沼より馬車を傭ふて發し、楡木、金ケ崎等の諸驛を經て午時頃栃木驛に達せり。長次官を訪ふ、皆な在らず。縣廳にて松浦玄德君に面晤して去り、白石某を訪ひ渡邊君と分れて旅寓に歸る。夜、安生順四郎君來訪あり。明朝共に東京に發するを約したり。栃木は余誠に早卒に過ぎたれば別に記すべき事を得ず、只市街の繁榮は近傍に冠たるを知るのみなりき。

二日渡邊君足利に向て發す。余已みがたき事故あり、一時歸京に決したれば君とこゝに分袂せり。余發するに

先ち片山君を訪ひ寓に歸り、安生順四郎君の來るを待ち十時過ぎ共に栃木を發して生井に抵り川汽船に搭じて黄昏東京に着せり。

余海內に周遊せんと欲し去五月を以て東京を發せしは當時世に告ぐる處なり。不幸にして已みがたき事故あり、一時歸京す。他日再び京下を辭して此日記の名に背かざらんと欲すと雖も、一時歸京せるを以て暫らく筆をこゝに止むべし。

本篇は明治十四年五月三日より同年十二月二十三日まで郵便報知新聞に連載せられた(編纂者)

大東日報入社の理由

敬嘗て報知新聞社に在り、久しく操觚に從事せしは世人の知るゝ所あらん。而して今大東日報社に入る、或は敬の去就に疑を容るゝものあらんも知る可からず。此疑たるや固より社會の一小瑣事たるのみならず、敬も亦敢て心に會する所にあらざれど之を疑はるゝまゝに置かんよりは寧ろ辯じて疑を解くを可なりと信ずるなり。

敬不肖百事人後に在りと雖も、竊に政事上に望む所は固より過激急躁にあらざりき。故に其報知新聞に在るの日も未だ嘗て過激の論、急躁の說を草せし事あらず。是れかの新聞を讀む人の既に熟知せらるゝ所あらん。而して獨り過激急躁の論說を草せしことなきのみならず、一論を述べ一說を草する每に憶らく此論此說果して我國情に背かざるかと。如此なるを以て客年の大半を周遊に費せしが、故あり中途にして歸京し敬の憾寔に限りなかりき。然りと雖嘗て懷裡に藏せしものと各地に歷遊して實際に徵せしものとに於て大に感ずる所あり、今の時に方り時事を談論せんと欲せば戒愼の上にも戒愼を加へざる可らず。斯に察する所なく苟も過激急躁に類することあらんには其國を毒する實に測るべからざる者ありと。遂に彼社を辭し中外の史書を讀んで政理を講究せんとするの外亦餘念なかりき。

此理由ありて退社せしとは云へど、設し今の時をして立憲政治未だ其定立の期を見る能はざる如き時ならんに

は敬不學淺識と雖も、決して政論場を退くの念なかるべし。何となれば久しく操槧に從事せしも要するにこゝに在ればなり。而して今や然らず、大詔一降立憲の政治も二十三年を期して見ることを得るに至りたれば、是までに抱持せし素志は既に達せりと云ふも可なり。今より宜しく爲すべき所のものは國體に基づき社會の秩序を重んじ徐に開進を謀るの一事あるのみ。然るに退社の後數回大東日報社に入社せよと勸むる人あり。其社の主義を聞くに敬の見る所と符節を合するが如し。因て以て爲らく政論場を退いて獨り政理を講究せんと欲するも究竟する時は他日爲すあらんと欲すればなり。然らば則ち予と主義を同うするの社に入り、且つ政理を講究し且つ今日の實務を論辯するも亦何ぞ妨げんと。乃ち其勸めに任せ再び政論場に入りて爲す所あらんとするに至れり。

以上列記する如くするを以て敬の報知社を退きたるも大東社に入りたるも嘗て抱持せし主義に於て毫も變ずる所なきのみならず、我主義を擴張するの機會は今日實に之を得たり。之を敬の大東社に入たる理由とす。世人之を諒せよ。（明一五・四・四）

エジプト混合裁判

緒　言

近來外交を談ずる者動(やゝ)もすればエジプトを引證す。而してエジプトの事迹を記せしもの世間甚だ乏し、悪(いづく)んぞ其誤解する者なきを知らんや。予こゝに感あり此書を著せり、庸陋(やうろう)の筆若し世に小補あらば幸之に過ぐるものなし。

此書博引を求めず唯先輩の著書最も明確なるものを基礎として大體を記せんと欲しアッセル氏の「エジプト論」ドクトル　デユトリウ氏の「エジプト法權論」エフ・マルタン氏の「エジプト論及び萬國公法」ローラン・ジヤクメン氏の「萬國公法及び東方論」並に公法學士會院の記事等を參觀したり。

明治二十二年八月

原　敬　誌

一

トルコを始めとして東方諸國に歐洲諸政府の有する特權を惣稱して「カピチユラシヨン」と云ふ。「カピチユラシヨン」は往古土國政府が其領內に住する耶蘇教人民を保護せしむる爲めに佛國に許與せし特許に始まれり。當時土國の威力最も盛んにして歐洲諸國を遇するに夷狄を以てし嘗て對等の條約を許さず。故に「カピチユラシヨン」は條約に起らずして恩惠に出たるものなり。何時にても土國政府は褫奪することを得たるものなり。然るに爾後土國の威力漸く衰へ、各國政府は佛國の例に倣ふて特許を得、又條約を結びて既得の權理を鞏固にし遂に所謂治外法權の動かすべからざるもの生じたり。

往古治外法權の存せしはトルコのみにあらず。ベルジユウムのブルジユ府に於てゼルマン、スペイン若くはフロランス人等は各其本國の法權の下に在りて地方の裁判に服せざりしを始めとしてロンドン、マルセーユ、モンペリエ等の大市府にも亦治外法權の存したることあり。然れども此くの如き法權は其國に居る者は其法に從ふべしとの原則に伴ふて其國法の實際亦益々公正となり且つ法律の精神各國殆んど一に歸したれば歐洲諸國に於ては全く消滅したり。トルコ及び東方諸國に在りては法律の精神歐洲に異り執法の實際も亦公正ならず、加ふるに風俗頽廢して國力甚だ振はず。故に縱令主權、獨立、對等の如き國家固有の權理を主張して、治外法權を撤去せんと欲するも此等の權理はもと空論を以て有すべきものにあらざれば今日に至るまで依然法權を回復するこ

と能はさるなり。

エジプトはトルコの宗主權(シュズレンテー)に屬する半獨立國(ミアンデパンダン)なり。トルコと共に「カピチユラション」の存する國なり。故に外國人に對して法權を有せず。然れども宗主權者を除くの外は外國の干渉を受くべき理なし。唯だ理は實に勝たず、遂に治外法權を撤去すること能はざるのみならず、却て外國の干渉を受くるに至れり。其原因を知るはエフ・マルタン氏の「エジプト論及び萬國公法」と題するもの最も精確なるにより要點を左に抄譯(せうやく)すべし。

マルタン氏云くエジプトはハアラオン(聖書に稱するエジプト諸王)の時代より千八百四十年ロンドン條約の締結に至るまで各國侵略の集點にして而して各國の間に移易轉遷(いいてんせん)したり。往古に在りては物理を研究する野心なき外國人の往遊する國に過ぎざりしも同時に其國土の非常なる豐肥と無二の地形とは漸く世に知られ遂に恐るべき戰勝者(コンケラン)の侵略を招くに至れり。且つナポレオン一世のエジプト遠征は後の戰勝者をして永く土國の權威を維持せんよりは寧ろ自らエジプトの國主となること易きを證したり。故に現エジプトの建國者なるメヘメーアリイをして其政略を定め及び成功を望ましめたるは此遠征に原因すること爭ふべからざる事實なり(メヘメー・アリイは千八百五年にエジプト總督の「パシヤ」を追放して自らエジプト副王となり歐洲の制度を採りて其國政を改革し且つ土帝マムー二世に反して兵を起しシリイを略奪(りやくだつ)し殆んど土國を覆(くつがへ)さんとしたり此等の事はナポレオン一世の遠征を見て土國の與(くみ)し易きを知りたるに由るが如し)メヘメー・アリイが其正當の主權者シユルタン(土帝)に反して第二の役を起し(千八百三十一年)オツトマン帝國(土國)の敗亡は殆んど疑なかりき。於

是歐洲諸大國英、墺、佛、普は再び干渉し戰勝者（メヘメー・アリイ）をして歐洲の利益を本としたる條欵に服從せしめんと決意したり。遂に千八百四十年七月十五日ロンドンに於て英、墺、普、露と土國との間に條約を締結し其條約によりてエジプトの萬國的の地位を確定し及びケール府「パシヤ」（メヘメー・アリイ）の慾望を制壓したり。佛國は他の四ヶ國（英、墺、普、露）の提出せし條欵に異議ありて七月十五日の條約には調印せず、其後に至りて加名したり（萬國的とは原語に「アンテルナショナール」と云ふ。語を易へて之を云へば萬國の協定にあらざれば左右し得ざるものを云ふなり。適當の譯字を見ず。）

千八百四十年七月十五日の條約及び其附屬書はエジプトに與ふるに自由大憲章を以てしたりと謂ふべし。此條約によりてメヘメー・アリイをしてロンドン會議の決定したる條件を諾し且つシリイに對する口實を棄擲せしめたりと雖も、然れどもオットマン帝國内に在りて特權ある地位をエジプトに授け且つ今日に至るまでエジプトの位置に就き法律上の基礎を立てたり。而して其條項は萬國の協定を以て取極めたれば歐洲諸大國の間に更に協定あるにあらずんば歐洲諸大國の與へたるエジプトの權理及び特權を動かすことを得ざるは勿論なり。尤も其後土帝の特別勅令を以て土國に對するエジプト副王の權理を擴張したるものあり、其勅令は千八百四十年の會議によりて與へたる半獨立國及び萬國的の地位に關する重要なる點に於ては何事をも解放せず、又修正することをも得ざりしことはこゝに云はざるべし。

故にオットマン帝國内に於てエジプトの地位は如何なるものなるか、及び如何なる方法によりてエジプトの地

位は變更せらるゝことを得べきかを知らんが爲めに以上述ぶる所の主旨によりて千八百四十年の條約を審査すること必要なるべし。

千八百四十年七月の條約は其主とする所は歐洲平和の範圍を計るが爲めに「オットマン帝國の完全（アンテグラリテ）」を傷くるものを除き且つ「シュルタン（土帝）帝位の獨立（アンデパンダンス）」を保證することを言明するに在り。今日に至るまでエジプトの半獨立を保證するものは此二理由即ち一は土帝國の完全、他の一は歐洲の平和及び利益なり。故にエジプト事件を論定せんと欲せば此二原則を忘るべからず。

又云くメヘメー・アリイは完全の獨立を求むる意は毫もなかりしとの爭ふべからざる事實を忘るゝもの往々之あり。エジプト國民は一般に回々教徒の首長マホメの後嗣なるシュルタンの地域を敗滅する意向なし。メヘメー・アリイはシュルタンの兵を破れり。其目的他なし、後來其政府を安全の地に置き且つエジプトをして土國「パシヤ」等の收斂を免れしめんと欲したるに過ぎず。メヘリー・アリイは固よりエジプトをして純乎たる獨立國たらしむること能はず、又エジプト一國の力によりて其國を維持せんと欲せば到底歐洲大國の餌食たるべきことを知れり。又事こゝに至れば回々教首の權威を去りて耶蘇教權威の下に立つ事を望まざる眞正なる回々教徒の頸枷を受くる事能はざるにより現エジプトの建國者（メヘメー・アリイ）は深く回々國民の意向を酌み、且つエジプトに於て歐人の跋扈は疑なくエジプト人民に禍害を被らしむるものにして、而して若し歐人のエジプトを支配することあらんにはエジプト人民の社會經濟及び政事は全く滅亡に歸すべきことを知れり。是によりて

之を見ればメヘメー・アリイは何故にシュルタンの政教權威に屬する諸州と分離してエジプトをして眞の獨立たらしめんとの意なかりしやを解するを得べし。

此くの如き理由なるによりロンドン條約はエジプトをシュルタンの權威の下に置きて以てメヘメー・アリイの希望に滿足を與へたるなり(メヘメー・アリイは土國より分離獨立するの意なし)而して千八百四十一年以後同主義を確認したる土帝の勅令は皆なエジプトに關する萬國の利益を本としたるものにあらざるはなし。

又云くエジプトとトルコとの關係は歐洲諸大國の正當なる承諾を得るにあらざれば之を變更すること能はざることは爭ふべからざる事實なり。シュルタンはロンドン條約に調印したる諸大國、就中エジプトの萬國的の位置に深き關係ある諸大國の承諾を得ずんばエジプトの內政に關しケデーウ(エジプト副王の稱)の政事の獨立を禁止する權理なく、又純乎たる政事の獨立をエジプトに附與する權理なし。

千八百四十一年土帝の勅令は後の勅許の基礎となりしものなり。其勅令は外交書札(ノット)を以て四大國の代表者より正式の承認を經たり。爾後ケデーウに許與せし勅令も總て公然諸大國に通知せり。故に千八百六十九年に英國政府は堅く此點を執り且つ之を確認し同年九月六日ロルド・クラランドンよりコロネル・スタントンに送りたる有名なる書翰(しょかん)を以てエジプト副王に左の事を言明せしめたり。云く歐洲諸大國は土帝の勅令を以てエジプト副王に與へたる權理を諸大國の承認を得ずして無効に歸せしめ、又は其一部を殺(そ)ぐことを土國政府に許可せず、同樣の權理によりて歐洲諸大國はシュルタンより全く分離して獨立せんとのエジプト副王の慾望に反對すべし

と、而してロルド・クラランドンはケデーウの獨立の慾望を不是と認めたり。

以上記するが如くなるにより千八百四十年に土國は歐洲諸大國の援助によりてエジプトの叛亂(はんらん)を平定し亡國の危難を免るゝことを得たりと雖も同時にエジプトの位置は萬國的のものとなりて歐洲諸大國の協賛を得るにあらざれば、土國政府と雖もエジプト內外の政事に變更を能ふることを得ず。而してエジプトも亦自ら國政を改革するの權理なく、總て諸大國の協賛を得ざるべからざるにより歐洲諸國のエジプトに對する干渉は年を追ふて增加したり。

エジプト政府は其弊に耐へず「カピチュラション」を解放して外國人をエジプト法權の下に置くか若し全く解放することを得ざれば責めて現行裁判を改革して法權の幾分を回復せんと欲し屢々歐洲諸國に請求せしも歐洲諸國は俄かに之を許さず。遂に久しく其望を達することを得ざりしが千八百六十七年に至り佛國政府はエジプトの請求を容れ時の司法大臣デュウェルジュ氏を長として委員を組織せり。委員の目的は事實を審議(しんぎ)して一の決案を提出するに在りたり。佛國の此擧に出たるは埃、佛の通商益々繁を加へ移住する者年を追ふて增加し遂にエジプト事件を不問に置くことを得ざるに因るものにして、當時の調査によればエジプトに在留する外國人は大凡二十萬にして內、佛國人は二萬の多きを占めたりと云へり、以て其已むを得ざるに出たるを知るべし。

委員會は事實を調査し且つ實況を熟知する人々の說を聞き審議の末同年十二月三日報告書を出してエジプトに行はるゝ現行裁判を改革することの必要を認め且つ混合裁判を設けて從來の裁判に換ふべき旨を勸告したり。

佛國政府の此發意によりエジプト政府は萬國委員會を開らくことに決定し各國政府に請求せしにより墺國、北ゼルマン聯邦、北米合衆國、佛國、英國、伊國、露國の諸政府はエジプト國の請求を容れ改革案を審議せしめんが爲めに委員を派遣し千八百六十九年十月二十八日エジプト國ケデーウ殿下の外務大臣ニコバル・パシヤ議長となりて萬國委員會をケール府に開らきたり。

第一回の會議に於て全委員共同の報告をなすべきや又は各委員別箇に本國政府に報告すべきやとの疑問起りて北ゼルマン及び佛國の委員は各委員別箇の報告を可とし議長ニコバル・パシヤは之に反對して共同報告を主張し討議の末委員會はエジプト政府の議を採用して確定處分の基礎を立つるが爲めに共同報告を草し以て委員多數の意見を知らしむべしと議決せり。

第四回の會議に至りてエジプト政府より提出せし裁判所構成法草案を議するに當りて委員會は下調委員會を設けて充分に調査せしむべしと議決し各國委員の内よりフランシス氏(英)ドウェスク・ド・ピュトリンジャン氏(墺)ジヤツコス氏(伊)ピイトリ氏(佛)を下調委員に選任しニコバル・パシヤ議長となりて審査に着手し更に議案を調成せり。

本會議を開らくこと八回にして會議遂に一決し、ニコバル・パシヤを長として三名の委員を選び報告案を起草せしめ千八百七十年一月十七日各委員之に調印して各國政府に送致したり。

二

千八百六十九年ケール府に開らきたる萬國委員會はエジプト政府の取調書、請求書、保證書及び委員の發議せし追加保證を詳論せしに因りエジプト當時の弊害不便及び外國政府の關係を知るは其會議錄に優るものなし。因てアッセル氏の記事によりて大要左に摘錄すべし。

第一　民事及び商事裁判

エジプト國には地方裁判所の外に十七ケ國の領事館ありて各其國民を裁判するの權を有せり。故にエジプト國人は地方裁判所の裁判を受け外國人は各其本國領事の裁判を受く。而して各裁判所は各異の法律を適用し各異の訴訟法によりて裁判するに因り左の如き不便あり。(エジプト國には定りたる外國人居留地なし)

(一)　エジプト國に於て國籍を異にする者の間に契約を結ばんと欲するも其契約を結ぶ當時にありては何れの法律及び訴訟法に從て裁判せらるゝものとなるかを豫知することを得ず。

(二)　異りたる國籍の者數人を相手取りて出訴する場合に原告人は各被告人に對して各其裁判所に出訴せざるを得ざるにより被告人のあらん限りは數多の訴訟を起さゞるを得ず。

右の外尙ほ重大なる不便あり領事裁判に對する上告控訴はエジプト國内に於て之をなすの道なく遠く其本國に赴かざるを得ず。

又各國領事は各其國の法律を適用するが爲めにエジプト政府は專賣特許、工業所有權、商標等に關する法律を遵守せしむるの道なし。

同樣の理由によりてエジプト政府は不動產質入書入の法を施行することを得ず。而して此等の法を施行することを得ざるに因り從て農工の發達を妨害するもの實に夥多にしてエジプトの福利を進むることを得ず。

加ふるに外國人はエジプト政府又は行政官若くは紳商紳士の類を相手取りて地方裁判に出訴せざるを得ざる場合には地方裁判所を信用せず外交上の談判を以て直ちに政府に照會する習慣ありて之が爲めに屢々エジプト政府に困難を釀せり。

又顧て地方裁判所の情況を見るに是れ亦不完全にして行政官の意思に左右せられ且つ裁判の執行に關しても行政官の爲めに妨害せらるゝ場合多し。

此くの如き實況なるにより現行裁判の改革はエジプト政府及び人民に有益なるは固より論なくエジプト國に住居し又は通商する外國人の爲めにも必要なること多言を費さずして明かなり。

於是エジプト政府の提出したる改革案の要旨はエジプト人と外國人との間に起りたる訴訟及び國籍を異にする外國人等の間に起りたる訴訟を裁判する爲めに畫一の法律を適用する畫一の裁判法を定め而して其裁判執行には毫も行政官の干涉を許さずと云ふに在りたり。

畫一の法律を適用する爲めに畫一の裁判法を定むることは種々の弊害を除去するに最良の方法なりと全會一致

を以て承認せしが新裁判所の權限に至りて異議を生ぜり佛國委員及び墺國委員は國籍を異にする外國人等の間に起りたる訴訟を裁判せしむることを不可となし此等の權は漸次に許與せんと發議せり其主旨によれば新裁判所に與ふるに始めはエジプト人と外國人との間に起りたる民事及び商事の訴訟を裁判するの權を以てし其經驗にして良結果を得ば其時に至りて國籍を異にする外國人等の間に起りたる訴訟を裁判するの權を以てするも不可なしと云ふに在り。

エジプト政府は墺佛兩國政府の說に反對し不動産に關する事件を裁判するは地方裁判所のみ其權理を有すべきを今新裁判所に移して其權理を有せしむるは畢竟畫一主義の完全を求むるに外ならず故に若し新裁判所に於て國籍を異にする外國人等の間に起りたる訴訟を裁判すること能はずんば不動産に關する事件を新裁判所の管轄に歸せしむることを得ずと主張したり。

新裁判所の裁判執行に關しては全會一致を以て領事にしても地方官にしても一切行政官の干涉なしに新裁判所獨り擔任すべしと議決せり。

右の如く裁判法を改革し從來外交官及び領事官に一任せし法權の幾部を回復せんとするに當りエジプト政府の提出せし保證(ギャランチー)の條欵及び之に對する議事は左の如し。

一　始審(しじん)裁判所及び控訴院を設置すべし此等の法廷に於て外國人關係の訴訟あるときは其判事の多數は外國法官たるべし。

外國法官は歐洲に於て法官の職を奉ずる者或は嘗て法官たりし者より選拔してエジプト政府之を任命すべし其割合は

始審裁判所の裁判には法官三名を要し內二名は外國法官、一名はエジプト法官たるべし。

控訴院の裁判には法官五名を要し、內三名は外國法官、二名はエジプト法官たるべし。

此案に對して委員會は修正を求めたり第一法官の選拔に關し現に法官の職を奉ずる者或は嘗て法官たりし者とあるを改め本國に於て法官たるを得べきものとなして選拔の區域を廣むべし何となれば外國に行きて法官の職を奉ぜんとする者を現に法官の職を奉ずる者或は嘗て法官たりし者より選拔することは到底爲し得ざる國あり英國の如き即ち是なりと。

エジプト政府は此修正案を採用し且つ外國政府の指導によりて法官を選任することを承諾せり、然れども外國政府の公然(オフイシアル)の干涉即ち外國政府より名簿を以て推擧する如きことはエジプト國の國威を傷つくることとなるが故に單に自國の利益並に選任の當を得んが爲めに外國の司法大臣に私に(オフイシユーズマン)請求し其國政府の承諾及び許可を得たりと認むる者の內よりエジプト政府自ら選任することゝなせり。

法官の數に至りては委員會は始審裁判所の裁判に三名を要すと定むることを不可となせり其理由は若し外國法官二名の間に意見を異にしたる場合には獨りエジプト法官の意見によりて其訴訟を裁決するが如き不都合を生ずと云ふに在り。

エジプト政府は此異議を容れ法官の數を改め始審裁判所の裁判には法官五名を要し内三名は外國人二名はエジプト人となし控訴院の裁判には法官七名を要し内四名は外國人三名はエジプト人と修正したり。

二　始審裁判所に於て商事裁判の場合には公選せられたる商人二名、内一名はエジプト人、一名は外國人を助役となすべし。

委員會は多數によりて此保證を承諾し且つ控訴院には助役を置くの必要なしと議決せり。

三　法官の昇進或は轉任は法官團體の發議に因りて決定すべし。

四　法官の職は不易のものたるべし。

五　裁判所は公開し且つ辯護の自由を許すべし。

右兩條の保證に對して委員會は多數によりて議決し且つ緊要の條項を認めたり。

委員會は此保證を承諾し更に左の追加保證を求めたり。

即ち

原告及び被告人は歐洲に於て代言人たることを得べき正當の資格ある者を代人として控訴院並に覆審院に出廷せしむること。

裁判所に公然の國語としてエジプト語の外にエジプト國に最も傳播したる國語を採用すること。

而してエジプト國に最も傳播したる國語はイタリー語及びフランス語なりとして委員會は此二國語の採用を勸

告せり。

六　新裁判所の管轄は左の如し。

（イ）　外國人とエジプト人との間に起りたる動産及び不動産に關する訴訟、但し「ワクフ」の行政に屬する「ワクフ」財産に關するものを除く（「ワクフ」とは宗教の財産ならん）

委員會は宗教の爲めに生じたる此但書を悉く承諾することを得ずと主張し外國人の被告たる場合には「ワクフ」の不動産に關するものにて新裁判所の管轄に屬すべしとの修正を求めたり。

（ロ）　政府、行政官及びエジプト副王又は其一族の「ダイラ」に對する訴訟

エジプト政府に於て此讓與をなしたるは前文に述ぶるが如く政府又は行政官等に對して外國人の起訴すべき場合には動もすれば訴訟を止め外交上の談判を以て政府に照會し之が爲めエジプト政府は往々利益若くは權威を害せらるゝ弊習あるに因り此弊習を除去せんと欲するに出たるものゝ如し。

（ハ）　一箇人の所有權を損害したる訴訟及び既得の權理若くは政府又は行政官の承認せし契約に悖りて行政上の處分より生じたる正當賠償に關する訴訟

本條の討議に於てエジプト政府は新裁判所は國有財産に對して裁判を與ふることを得ず又行政處分の執行に關して妨止することを得ずと主張せしにより委員會はエジプト政府の主張する所は正當なりと認めたれども尙ほ其條欵を明瞭ならしむるの必要あるにより民法に於て本件に關して特別の規則を定むべしと議決せり。

（二）　執務中權威を濫用せし官吏を前以て行政官の許可を得ることなしに逮捕すること。

此保證に對して委員會は官吏を逮捕するの權を新裁判所に附與するとも之が爲めにエジプト政府は全く責任を免かるゝ權なきことをこゝに論定し置くこと必要なり且つ此場合に責任の有無に裁決を與ふるものは新裁判所たるべしと議決したり。

終りに臨み委員會は二ヶ條の追加保證を請求せり。

即ち

一　各國の協賛を經て訴訟法及び新裁判所の管轄に屬する事件に關し畫一の法律を制定すべし。

二　此新案を實行すること五ヶ年の後に至らば各國政府はエジプト政府と協議の上にて尚ほ實行するか或は今日の情況に復するかを決すべし。

此追加保證の第二はエジプト政府に於て直ちに承諾せり。

第二　刑事裁判

當時エジプト國に行はれたる刑事裁判の組織は不便至極のものにしてエジプト政府は公安を保持すべき責任を有すと雖ども其職權を全ふすべき方法なし。外國人罪を犯すも現行犯にあらざればエジプト政府は直ちに逮捕するの權なく此場合には警察官は先づ以て犯罪人國籍の領事に照會して逮捕の許可を求めざるを得ず而して領事も亦刑事裁判の全權なく豫審の後相當裁判を受けしむる爲めに本國に送還せり故にエジプト人は犯

罪人を本國に送還するは相當裁判を受けしむるが爲めと云ふと雖ども其實は刑罰を免かれしむるが爲めなりと信じエジプトに在留する歐洲人も亦犯罪人送還の不可を說きたり此實況あるにより委員會は全會一致を以て刑事裁判の改革を必要と認めたり。

エジプト政府の提出したる改革案は違警罪の處分及びエジプト國に於て犯したる重輕罪豫審終結の後陪審官の意見を聞き始審裁判所又は控訴院に於て刑の宣告を爲すべしと云ふに在り。

此發議に對し委員會は領事の布達に悖りたる違警罪の處分は領事の權內に屬すべしとの一言を添へたることの外、エジプト政府提出案の大體を承諾し且つ現行裁判法の不便は各國各其國の刑法を適用するが爲めに刑罰區々となりて同一の犯罪にして不同の處分を受け、安寧を保持すること難きにあれば此弊害を除去せんが爲には畫一の裁判法を制定し何人に向ても畫一の法律を適用するに在りとの必要を認めたり。

本議事中伊國委員の一人ブレシア控訴院評定官ジアツコス氏更に現裁判法の不便を述べ刑事被告を本國に送還することと及び被告人裁判の地に證人を派遣することは非常の費用を要し加ふるに時としては派遣することを得ず即ち老人、一家族を主宰する婦女、商店の主人にして其商業を去り難きものゝ類は假令證人たらざるを得ざる者と雖ども之を被告人裁判の地に送ることを得ざるなり英國政府は此等の不便を除くの必要を感じアレキサンドリイに領事法廷を特設し刑事裁判の全權を附與し且つ在留英國人の內より陪審官を出席せしめ其協贊によりて最重の刑をも宣告し得ることゝなせり而して此法廷の實況は頗る整頓し良結果を奏するもの

の如し然らば則ち此實驗は在留紳士の內より善良なる陪審官を得ること難からずとの理由を證明するものにあらずやと云へり。

此等の外、重輕罪治罪の方法に關してエジプト政府は數多の保證を提出せしが委員會は討議の末眞の保證は僅かに一二大體の主義を言明したるのみにて足れりとなすべからず法律の全體及び細條に於て之を求むべし故に重輕罪に關する畫一法案は完全なる法律より生ずる保證に隨屬すべきものなりと議決せり。

又墺國委員の一人ド・シユレチー氏は新裁判所に直ちに刑事裁判を委任することを不可となし此權を附與するは民事及び商事裁判の經驗の後に於てすべしと發議せり佛國委員の一人トリクー氏は之を贊成し直ちに刑事裁判を委任することの不可を說けり。

於是委員會議長即ちエジプト國外務大臣ニユバル・パシヤは左の答辯をなせり。

予は墺國委員が予をして此答辯の地位に立たしめることを謝す何となれば予は之を機會として言明する所あらんと欲すればなり。………或云く裁判改革は遂に廢棄同樣のものたるべしと、………又云く實行を見ざる徒法は從來屢々之ありと………又云く今回の改革も亦此類なるべしと………此くの如き非難は予屢々之を聞けり是れ果して何の謂ぞ若し改革にして遂に廢棄同樣歸することあらば蓋し其改革は必要に起らざりしならん……　若し然らずとならば改革實施を無能力の人に委任せしか或は竊かに改革に反對の意見ある人に委任せしなるべし………而して今回エジプト政府の提出したる改革は果して此くの如き事情あるか

顧るに今回の改革は公衆の希望する所にして改革案を提出する以前既に已に其必要を感じたり……加ふるに委員會の輿論及其議定は改革は公衆の希望する所なることを證明せり而て改革の實施は無能の人若くは密かに反對の意見ある人に委任せらるゝか……是決して然らず……此實施は諸君に屬す、諸君の法官に屬す、地方の情況に毫も係累なく世の希望を充たすべき才智ありて而て改革を成功せしむべき義務と希望とを有する人に屬せり、諸君の知る如く政府は其提出案に於ても又其承諾したる修正案に於ても干渉の意なきのみならず其嫌疑を受くることとすら務めて之を避けたり然るを何故に改革は正實ならずと云ふか……又何故に其實行を疑ふか……此改革の實行は政府に屬せず獨立不羈の(即ち法官)人々に屬せり。

委員會は多數を以て民事裁判の改革と同時に刑事裁判の改革をなすこと必要なりと認めたり但刑事裁判の實施は民事及び商事裁判の實施後一ヶ年を超過せざる時日まで延引することを得べしと議決せり。

議事の情況は大略前陳の如し、而して報告を各國政府に送りたるも不幸にして同年普佛の戰爭起りたれば歐洲諸國はエジプト問題を顧るに暇なく遂に又數年不問に置かるゝことゝなれり。

三

萬國委員會の報告を基礎として千八百七十五年エジプト政府と各國との間に條約を結びて始めて混合裁判を設置せり。其組織權限及び各國の關係は此書の附錄として譯載したる佛國法律によりて知るを得べしと雖も其大

體を論ずれば左の如し。

（一） 混合裁判は五ケ年を期限となしたるに由り千八百八十年の終りに滿期となり更に繼續すべきや否やを決すべき時期に達せり於是エジプト政府は五ケ年間の經驗によれば混合裁判は實功を奏せしもの尠なからず其組織に多少の修正を加へて繼續すること必要なりと各國に請求し各國政府は其請求を容れ修正條款を議せしむる爲めに委員を派遣し同年末に萬國委員會を再びケール府に開きたりしがエジプトに騷擾あり結局に至らずして中止せられ其間に期限を經過したり因てエジプト政府は各國の協贊を得て千八百八十一年一月九日假りに一ケ年の延期を布告し翌八十二年一月二十八日及び八十三年一月二十八日順次に一ケ年の假延期を布告し八十四年一月十九日に至りて八十九年二月一日まで五ケ年の延期を布告せり今年は其期限に達せしにより各國に協議し承諾を得て一月三十一日更に五ケ年の延期を布告したり。

此くの如く追次延期し千八百七十五年より今年に至るまで滿十三ケ年間は既に實施し來り向後尚ほ五ケ年間即ち千八百九十四年の初に至るまでは實施することを得べしと雖ども元來混合裁判は其性質に於て常置のものにあらず何時にても廢止せらるゝことを得べきものなり且つ條約の文面にては遂に治外法權を撤去すべきが爲めに假りに此裁判所を設けたりと認むることを得ざるものなり。即ち

第一 混合裁判は五ケ年を以て期限となしたるに因り期限經過して終を告ぐれば消滅すべし故に常置の性質なし（構成規則第四十條）

第二　エジプト政府に於て保證を履行せざるか經驗の結果滿足ならざりしか又は各國領事の自國民の保護に障碍あるか此等の場合に於ては各國政府は五ケ年の期限を待たずして廢止することを得るに因り混合裁判は各國の認むる所によりて何時にても廢止せらるべし（宣言第四項）

第三　混合裁判の設置期限經過の後は之を改正するか又は廢して領事裁判の舊態に復するか此二途を決すべくして混合裁判を廢してエジプトの法權のみを單行するに至るべき明文なく且つ「カピチユラシヨン」は無限の法として存在するにより混合裁判は法外法權を撤去するの階梯にあらざるなり（構成規則第四十條及び宣言第三項）

（二）　混合裁判はエジプト人と外國人との間に起りたる訴訟及び國籍を異にする外國人等の間に起りたる訴訟を裁判するに過ぎずしてエジプト人等の間に起りたる訴訟及び同國籍の外國人等の間に起りたる訴訟に干與するの權なし而して其性質は萬國的のものにしてエジプト政府獨り之を左右するの權理なく各國も亦條約諸國の協定を以て之を存廢することを得と雖ども或る一國の意見のみにては自ら退きて其條約を脫することの外に權理なし故に此裁判を稱してエジプト混合裁判と云ふと雖ども其性質より直論すれば萬國混合裁判と稱することこ適當なるべし。

（三）　混合裁判を構成する外國法官はエジプト政府之を任命すと雖ども純乎たる外國籍の法官にして公然外國法官として法廷に臨み外國法官の資格を以てエジプト法律を執行するに過ぎず而して控訴院には歐洲大國よ

り始審裁判所には一名の佛人を除くの外小國より選任する規約あり皆な各國勢力を爭ふ結果にあらざるはなし千八百七十五年十二月二日佛國代議院の議事に於てエミール・ブウセ氏始審裁判所法官分配の不當を論じエジプトに在留する佛國人は二萬にして僅かに一名、ベルジュウム人は僅かに百十人にして三名、オランダ人は二百二十人にして三名、スエーデン人は僅かに一人に過ぎずして一名の法官を有すと云ふに對しアルフレード・デュポン氏はベルジュウム法律は佛國と同一にして執法の主義も裁判の慣習も異らざればベルジュウム法官の多きは佛國の利なりと云ふを以てし議院の頌賛を得たり其勢力を爭ふ一斑を見るべし。

(四)控訴院の裁判にても始審裁判所の裁判にても外國法官は多數を占め(構成規則第二條及び第三條)且つ控訴院にても始審裁判所にても外國法官は其裁判に長たるにより混合裁判所の裁判は外國法官の裁判なりと云ふことを得べしエジプト法官の列席する者は少數にして勢力なく到底其意見を貫くを得ざるのみならず構成の始よりエジプト法官の意見の行はるゝを妨げたるは千八百六十九年萬國委員會の議事に於て三名の法官を五名と改正したる精神に於て既に明かなりとす。

(五)控訴院は最高の法廷にして其上に立つべき大審院なし故に他院と權衡を保つものなく又縦令不當の裁決を與ふるも破棄せらるゝことなし千八百六十九年の委員會には大審院又は覆審院を置くの議ありてエジプト政府之を請せしも其權限を定むるに至りて衆議決せず遂に此等の法廷を除きたれば控訴院は無制限の法廷となり其情況議すべきもの多し。

（六八） 構成規則第三十四條に「法律の沈默、不備又は不明なる場合に於ては裁判官は性法の主義及び公平の條理に從て處分すべし」とあり此くの如き條款は歐洲諸國に在りては適用する場合甚だ多からず又もはや漠たる說にあらずエジプトに於ては之に反し新法典完全ならずして此條を實施すべき場合甚だ多し而して外國法官は自由審議の方針を執りエジプト法官は宗教及び政事の束縛を受け又各法官は各其據る所の法理を異にするにより法律の缺漏を補はんと欲したる條款は却て紛議の原因たり。

以上予の言の妄ならざるを證し併せて實際の弊害を知らしめんが爲めに重複の嫌なきにあらずと雖どもエフ・マルタン氏の混合裁判を論じたる一節を左に抄譯すべし。

マルタン氏云くエジプト近年の騷擾に主要なる關係を有する萬國混合裁判に就きこゝに數言を述ぶべし（近年の騷擾とは千八百八十年より同二年に至り遂にアラビイ・パシヤの騷亂となりしものを云ふ）

此裁判所は「カピチユラシヨン」の力によりて外國人は地方人民を相手取りて訴訟する時の外は地方裁判權に服せざる所の東方の一國に於て始めて設置したるものなり千八百七十五年に至るまではエジプトに十七ケ國の法權並び行はれて紛議の絕ゆることなかりき元來領事裁判なるものは其最も良く組織したるものにても常に濫用の弊を免かれざるのみならず他の開化國より設置したる同種類の裁判所との間に紛議を免かるゝこと能はざるべしエジプトに於ては歐洲諸國籍人の在留する者夥多なるに因りて此等の紛議は殊に甚し加ふるに領事裁判の濫用は却て正當適法のものなるが如き效力を有したり殆んど判決殊に就中エジプト政府に對して宣告したる判

決殊に其最終の手段に至れば萬國共同壓制の恐嚇を以て其判決を是として執行を迫れる外交書札を送れり。

千八百六十七年以來エジプト政府は領事裁判より生ずる困難を免かれんが爲めに不撓の精神を以て盡力したり、而して遂に司法の改革に馴致し歐洲諸國をして萬國裁判所（混合裁判所を云ふ以下之に同じ）を設置すべき改革案を採用せしめたるはニコバル・パシャの爭ふべからざる功勳なり此裁判所を組織する法官は、歐洲の法官を以て多數となし且つ其法官は歐洲諸政府の推薦によりてケデーウ殿下を之に任命すべきものなり。

萬國裁判所の熱心なる反對者にても此裁判所を設置したるはエジプトの爲めには美擧なりしと云ふことを爭はざるべし又何人も此裁判所は領事裁判所に優れりと許すことに躊躇するものなかるべし然るに此等の裁判所就中アレキサンドリイ控訴院第一副長ラペンナ氏は歐洲一二政府の政略及び其臣民の商略に對して無關係の證を示したるが爲めに此裁判所に反對論をなす者の數甚だ多し萬國裁判所は現行組織にてはエジプト國内に於て歐洲全盛の顯著なる表章たること疑なし試に見よエジプト法官の訴訟に干與することは殆んど何等の效力も之なし歐洲法官は何れの裁判にも全盛力を占め之に反してエジプト法官は云ふに忍びざるの地位にあり裁判所の判決は歐洲の法理に從はざるを得ずして而して其法理はエジプト人民の解せざるのみならずエジプト法官と雖ども充分に了解せざるものなりエジプト人は佛國法律家の起草したるエジプト法典を遵奉せざるべからざるに因り裁判所はエジプト人をして其法典に從て權理を論證せしめざるを得ずと雖どもエジプト人は其法典に示す所の如何を知るの力なし此等の事情によりてエジプト人にして若し代言人を有せざるときは其權理及び利益を毫

も保護することを得ず而して代言人に依賴したるときは其訴訟を全く代言人に放任するの外なし加ふるにエジプト人は法廷に於て充分の辯論をなすことを得ず相手人は頓著なしにフランス語或はイタリー語を以て辯論しエジプト國語即ち「アラビヤ」語は全く度外に放棄せらる此場合には公然の資格を有する飜譯官あれども其飜譯は兩造の意思を通ずるに於て精確なりと云ふことを得ざるのみならず其智力の發達も亦充分なりと云ふことを得ざるなり。

又萬國混合裁判所は主權者の權理を押領して之が爲めにケデーウ自身をも戰慄せしむ某々の稅は適法ならずと宣言しケデーウの政府をして不法の稅を拂ひたりと自稱する者に其稅を返還せしめ且つ其損害を賠償せしむ又此裁判所はケデーウの身分に對してもエジプト國家に對しても及び行政官に對しても其意思に反して判決を與へたり而して其判決を受くる者は皆な適法の權理を實行したるものなり。

是に因て之を觀れば司法改革はエジプト政府をして著しく人民の信用を失はしめたり混合裁判は其實を云へば甚だ廣き法權をエジプト國內に實行する外國裁判所なり、世人若しエジプト政府を非難するに於ては此裁判所がケデーウ自身に對して其主治たるものゝ如くなることを解せざる可らず。

エジプト混合裁判は大略前陳の如きものなり。而してエジプト政府は何故に此くの如き裁判を設置せざるを得ざりしやは既に記するが如く治外法權を撤去せんと欲して撤去する能はず遂に此裁判を設置したるに外ならずと雖ども其こゝに至りたる所以のもの抑々故あるなり。現エジプトの建國者メヘメー・アリイは英邁の資を以て其

威力殆んど全土國を席卷するを得るに拘らず、各國の壓制を甘諾して現エジプトを創始し鋭意國政を改革せしは痛快の擧なり。然れども其後嗣及び國民は智力財力共に其盛擧に伴ふ能はず、又伴ふことを勉めず區々目前の奢侈を求め又目前の利害を爭ひ遂に外國の干渉をして益々深からしめ憂國の士ありと雖ども奈何ともすること能はざるに至らしめたり。若し當時エジプト政府及び國民をして目前の事物に區々するを止め大に其智力財力を養ひ以て外交の衝に當らしめば該國改造殆んど四十年の後（千八百四十年ロンドン會議より千八百七十五年混合裁判の設置に至るまで三十六年）此くの如き裁判を設くることあるべけんや。況んや混合裁判も亦外國人の手に成るに於てをや。各國のエジプトに對する處置の當否は贅論を俟たずエジプトをして此境に至らしめたるはエジプト政府及び國民の罪なりと云ふべし。

終に臨み本論の外に出づるの恐ありと雖ども再びマルタン氏の說を引用してエジプト財政の一班を示すべし。マルタン氏云くサイド・パシャの治世より（サイド・パシャはメヘメー・アリイの第四子にして千八百五十四年より同六十三年に至るまでエジプト副王たり）歐洲を羨望するの風盛にエジプトに行はれ之が爲めに最も辛らき契約にて國債を歐洲より募集し其情殆ど飽を知らず故にイスマイル・パシャ（イスマイル・パシャは千八百六十三年其伯父サイド・パシャの後を續ぎてエジプト副王となれり）がニール河の沿岸（即ちエジプト國）に來遊する歐洲人に誇らんが爲めに費やせし驕奢物件及其他の浪費は總てパリー及ロンドンに於て募集したる國債に非ざるはなし然るに千八百七十五年（混合裁判を設けたる當年）に至り歐洲の理財市場に於てエジプトの信用全く地

に墜ちイスマイル・パシヤは遂に國債の償還を止めたれば翌千八百七十六年にはエジプト政府は破産したるものと公認せられたり當時の調査によれば國債の總計は實に英貨八千七百萬ポンドの巨額に達したりと云へり。
於是佛英の債主は各其政府の援勢によりてケデーウに矢の如き督促を始め遂に債主及び債主の政府よりエジプト財政の實況を査明し且つエジプト財源のあらん限りは歐洲の債主に交附せしむべき決定を承諾せしむる爲めに相當の權理を與へて委員をエジプトに派遣せり此時に方り「先づ外債に次ぎに其國に」との主義はカーウ、ゴツセン、デユーベル、ウイルソン及び其他の諸氏の如き理財家の發明したる財政處理の原則なりき千八百七十八年債主に拂はしむべき方法に關してエジプト財政の組織及び實際の情況を審議せしむる爲めに萬國高等調査委員を設けたり此委員の報告は痛くケデーウの私人政府なることを責めて行政の改革を要求したり。
ケデーウは報告に載せたる決案を採納して「獨立內閣」の主旨に基きたる政府を速かに樹立すべき旨を宣言し千八百七十八年八月二十八日の勅諭を以てアルメニア人ニユバル・パシヤを議長として新內閣を組織せしめたり此內閣に於て大藏大臣の職をウイルソン氏(英)に工部大臣の職をド・ブリニイエール氏(佛)に與へたればエジプト內閣中に三名の外國人あり而してエジプト國民に與へたる憲章に宣言したる所謂「獨立內閣」は遂にケデーウを其政府の外に退くるに至れり。
千八百七十九年の始に至りニユバル・パシヤ其職を辭せり是れ英國が其才智を妬みて强て辭職せしめたり於是ケデーウは其子テウヒイク・パシヤを議長として一內閣を組織せしめたれども政府の全權は依然としてウイル

ソン及びド・ブリニイエール二氏の手に存し且つ二氏の權威は其一言によりて立法又は行政の所置を無效に歸せしむることを得たり爾後テウヒイク・パシヤ其職を辭し而してケヂーウは此二名の外國大臣を放還してセリフ・パシヤを內閣議長となし自國人の內閣を任命したり。

英佛政府はエジプトの此くの如き處置を喜ばず土帝の宗主權あるを主張して同帝に請求するにイスマイル・パシヤの讓位を以てしたれば遂にイスマイル・パシヤは其位を去りテウヒイク・パシヤ、ケヂーウの位に即けり。歐洲の二大國(英佛)は外國人の內閣設置を新ケヂーウに迫ることをなさゞるべしと決議しケヂーウをして自國人の內閣を組織するの自由を得せしめたりと雖ども自國人の內閣は英佛より派遣したる二名の官吏の監督を受くることゝなせり此官吏を稱して「總監督官」と云ふ千八百七十九年十一月十五日ケヂーヴの勅令を以て定めたる總監督官の權限は左の如し。

　總監督官は英佛兩政府に於て任命し顧問の資格を以て內閣會議に列席して其議事に參與し公務上最も廣き監察の權理を有し其監察によりて生じたる意見をケヂーウにも又諸省大臣にも直ちに告知するの權あり又每年末に一週年の事業をケヂーウに報告するの外必要を認めたるときは何時にても其指揮によりて調製したる報告をエジプト官報に登載して公布するの權あり之を約言すれば總監督官自身の覺書にも云ふ如く直接に行政の實務に干與することとなしと雖ども行政上の總ての處置に對してエジプト政府の萬機に顧問官の名義を以て參與し及び干涉し且つケヂーウに報告するの權理を有せり總監督官の權限は大略此くの如し而して其職務の實行に於て

ケデーウに對しては諸省大臣同様の責任を取れり。

總監督官の權限は以上記する如くなるにより立法行政の實權は總て總監督官即ち英佛兩政府より派遣したる委員の掌中に歸せり此兩委員はエジプト大臣の措置せんと欲する各行政經畫の必要なるや否やを審査するの權理ありて其經畫を許否することを得現に近頃の紛擾に際し總監督官自身に英佛政府はエジプトの財源を適法に消費することにてもエジプト政府の自由を許さゞるが爲めに吾々を任命せりと明言したり故に英佛の監督はエジプト政府の機關を混亂しケデーウの政府をして其國民の信用を失はしめ苟くも外國債主の利益を害するものならんには總て立法行政の改革を抑遏するを以て目的となせる政略的のものなり政府の面目より觀察せば政府の存立と併行することを得ざるものなり然るを此組織を稱して「適例なき幸福の時期」をエジプトに創始せりとなすは大膽なる臆測にあらざれば能はざるなり(千八百八十一年デセイ氏著「英國及びエジプト」と題する書に「適例なき幸福の時期を創始せり」との言あり)

此くの如き財政の情況と混合裁判の弊害とを參觀せばエジプトの國情を推知するに餘あるべし。

又今年出版の「アルマナック・ド・ゴタ」を見るに千八百八十七年(一昨年)エジプトの歲入はエジプト貨幣千七百九十五萬五千九十四ポンド、歲出の額は歲入に等し而て其國債は千八百八十八年(昨年)の調査によればエジプト貨幣一億〇三百〇二萬七千九百八十ポンドにして墺、英、佛、伊、獨、露の六國より國債の監督に委員を派遣し置けり。

記してこゝに至らば、予の本論の始めに述べし如く主權、獨立、對等の如き國家固有の權理は空論を以て有す

べきものにあらざるを知るべし國の實力を養はずんば何づれの國も此轍を履まざるを保せず豈唯エジプトのみならんや。

附錄

千八百七十五年十二月十七日發布佛國法律

單一條欵　此法律ニ附屬シタル三通ノ書類ニ於テ定メタル區域並ニ條欵ニ從テ、五ケ年ヲ超エサル期限間、政府ハエジプトニ在留スル佛國領事ノ管轄權ヲ假リニ制限スルコトヲ得

（一）　覺書

千八百七十四年十一月十日ケデーウ殿下ノ司法大臣セリフ・パシヤ閣下ト佛國外交官總領事侯爵ド・カゾー氏トカ各其政府ノ命令及ヒ訓令ニ從テ、エジプト裁判改革ニ佛國政府ノ同意スヘキ條件ヲ協定センカ爲メニ最終ノ會議ヲ開ラキ左ノ決議ヲナセリ

一　構成規則第二編第八條（ト）項ニ記載シタル詐僞破產ノ訴訟ハ、從來ノ如ク、被告人ヲ管轄スルノ權アル裁判所ノ管轄タルヘシ（此覺書に於て削除したるにより下文に載する構成規則第二編第八條には（ト）項なし）

二　始審裁判所ノ判事ヲ選任スルカ爲メニエジプト政府ハ、控訴院評定官ノ任命ト同樣ノ手續ニヨリテ佛國

司法大臣ニ請求スヘシ、而シテ此手續ニヨリ推薦セラレタル法官ハケール府始審裁判所ノ勤務タルヘシ

三　檢事ノ内一人ハ佛國法官ノ内ヨリ選任セラルヘシ、而シテ若シケール或ハザガジィノ裁判所ノ内ニテ第二局ヲ設ケ又其設置ニヨリテ檢事局員ノ增加アルニ於テハ、其檢事ノ内一人モ亦佛國法官ノ内ヨリ採用セラルヘキコトヲ特ニ協定ス

四　エジプト法典ノ改正ニ關シテハ、佛國政府ニ於テ其改正ヲ承認スル旨ヲエジプト政府ニ通知シタル日ヨリ十五日間ニ、新法律ノ編纂及ヒ經濟ヲ明瞭ニセンカ爲メニ詳細諸點ヲ示シ並ニ異議ヲ避クヘキ爲メニ必要ナル修正ヲ發議スル所ノ書札（ノット）ヲ佛國外交官總領事ヨリセリフ・パシヤ閣下ニ送致スヘシ

五　構成規則第九條ニ示シタル身分ニ關スル節制（レゼルウ）ハ、此規則ノ本文ニ再揭スヘシ

六　局ノ構成ニ就キテハ、佛國政府ハ歐洲人ニ關スル事件ヲ裁判スル所ノ法官ハ、成ルヘキ丈ケ、被告人ノ屬スル國籍ノ法官タルヘキコトヲ請求シ、而シテエジプト政府ハ、新法官ハ獨リ自ラ其執務順序ヲ定ムヘシト雖トモ、此點ニ付キ注意ヲ求ムヘシト約セリ

佛國政府ト同樣ノ希望ヲ述ヘタル墺國政府モ前同樣ノ返答ヲ得タリ

七　外國領事館及ヒ其所屬吏員カ外交上ノ慣例及ヒ現行條約ニヨリテ目下享有スル所ノ優待、特權、特恩及ヒ免除ハ其全部ヲ維持スヘシ故ニ外交官總領事、領事、副領事以上ノ者ノ家族及ヒ以上ノ官吏ニ附屬スル者ハ、總テ新裁判所ニ於テ裁判セラルヘキモノニアラス又新法律ハ此等ノ人及ヒ其住居スル家屋ニ適用セ

ラルルコトヲ得ス同様ノ節制（レセルウ）ハ佛國ノ保護ノ下ニ在ル「カトリツク」建設物ノ、宗教ノモノタルト、教育ノモノタルトヲ問ハス適用セラルヘキコトヲ特ニ明示ス

八　新法律及ヒ新裁判所構成規則ハエジプト民法ニ記載シタル主義ニ從テ其以前ニ溯リテ効力ヲ有スルコトナシ

九　エジプト政府ニ對シテ目下既ニ起訴中ノモノハ兩國政府ノ協定ニヨリテ選任シタル控訴院ノ三名ノ法官ヲ以テ組織シタル委員會ニ移スヘシ委員會ハ主權者トシテ且ツ上告ヲ許スコトナシニ裁定ヲ與フヘシ其訴訟手續ハ委員會自ラ之ヲ定ム

十　然レトモ若シ訴訟人希望スルニ於テハ同上ノ訴訟ヲ裁判所ノ法官又ハ控訴院ノ法官ヲ以テ組織シ且ツエジプト國ト墺國及ヒ其他ノ諸國トノ間ニ既ニ取極メタル條款ニ從テ設定シタル始審特別局及ヒ控訴特別局ニ移スコトヲ得ヘシ

此二局ハ新法廷ノ訴訟規則ニ從テ裁決スヘシト雖トモ其事件ノ訴訟ヲ起因シタル時ニ行ハレタル法律及ヒ慣習ニ因テ判決ヲ與フヘシ

十一　各國籍ニ屬スル數人ノ間ニ同時ニ起リタル訴訟ハ以上兩方法ノ内ニテ、各國籍ノ總領事ノ間ニ協定シタルモノニ從テ裁決スヘシ

十二　此事務規則ハ新裁判所ノ設置ト同時ニ始リ其事務ノ存在スル間繼續スヘシ

此覺書ニ示シタル條欵ハ迅速ニ兩國政府ニ送致シテ批准ヲ乞フヘシ

（二）エジプト國混合訴訟ノ爲メニ設ケタル裁判構成規則

第一篇　民事及ヒ商事裁判權

第一章　始審裁判所及ヒ控訴院

第一節　設置及ヒ組織

第一條　始審裁判所ヲ三ケ所ニ設クヘシ其場所ハアレキサンドリイ、ケール及ヒザガジイトス

第二條　各裁判所ニ七名ノ判事ヲ置キ其内四名ハ外國判事三名ハ本國判事タルヘシ

宣告ハ三名ノ外國判事二名ノ本國判事ヨリ構成シタル五名ノ判事ニ因テ言渡サルヘシ

外國判事ノ内一名副長ノ名義ヲ以テ議事ニ長タルヘシ而シテ副長ハ其裁判所ノ外國判事及ヒエジプト判事ノ投票過半數ニヨリテ選任セラルヘシ

商事裁判ニハ始審裁判所ニ外國人一名エジプト人一名合セテ二名ノ商人ヲ加フ此商人ハ公選セラレ而シテ決議ニ加ハルノ權ヲ有スヘシ

第三條　アレキサンドリイニ十一名ノ法官ヨリ組織シタル控訴院ヲ置ク其法官ノ内四名ハエジプト人七名ハ外國人ルタヘシ

外國法官ノ内一名副長ノ名義ヲ以テ議事ニ長タルヘシ其選擧ハ始審裁判所副長ト同樣ノ手續ニ因ル

控訴院ノ判決ハ五名ノ外國法官三名ノエジプト法官ヨリ構成シタル八名ノ法官ニ因テ言渡サルヘシ

第四條　控訴院ニ於テ執務ノ需要ニヨリテ増員ノ必要ヲ認メタルトキハ外國判事及ヒエジプト判事ニ對シテ定メタル割合ノ變更スルコトナシニ控訴院及ヒ始審裁判所ノ法官ノ數ヲ増加スルコトヲ得

控訴院ニ於テ又ハ始審裁判所ニ於テ一時ニ數名ノ法官不在又ハ差支アル場合ニハ他日増補スルニ至ルマテ控訴院長ハ若シ其不在又ハ差支アル者外國判事ナランニハ他ノ始審裁判所ノ同僚又ハ控訴院ノ法官ヲシテ一時其補缺ニ充ツヘシ但シ控訴院ノ法官ニシテ始審裁判所ノ審判ニ列席スルトキハ其裁判ノ長タルヘシ

第五條　判事ヲ任命及ヒ選拔スルコトハエジプト政府ノ權内ニ屬ス然レトモ其選拔スル所ノ人物ヲエジプト政府自ラ確カメンカ爲メニ私（オフイシユウツマン）ニ外國ノ司法大臣ニ照會スヘシ而シテ其本國政府ノ承認及ヒ認可ヲ得タル者ニアラサレハ傭使セス

第六條　控訴院及ヒ各始審裁判所ニ書記一名及ヒ其書記ヲ代理スルコトヲ得ヘキ宣誓シタル數名ノ書記補ヲ置クヘシ

第七條　控訴院及ヒ各始審裁判所ニ相當ノ人員ヲ定メテ宣誓シタル通辯及ヒ公判ノ庶務書類ノ調製並ニ宣告ノ執行ヲ掌ルヘキ必要丈ケノ使吏（ユイシユ）ヲ置クヘシ

第八條　書記使吏及ヒ通辯ハ最初エジプト政府ニ於テ任命スヘシ又書記ハ最初ハ外國ニ於テ現ニ其職ニ居ル者或ハ嘗テ其職ニ居リタル裁判所ノ官吏ノ内或ハ外國ニ於テ同樣ノ職務ヲ執ルコトヲ得ヘキ者ノ内ヨリ選拔ス

ヘシ而シテ其所屬ノ裁判所ハ之ヲ免スルコトヲ得

第二節　管轄

第九條　此裁判所ハエジプト人ト外國人トノ間及ヒ國籍ヲ異ニスル外國人等ノ間ニ起リタル民事及ヒ商事ノ訴訟ヲ裁判ス但身分ニ關スルモノヲ除ク
又此裁判所ハ何人ノ間ニ起リタルモノニテモ不動產ニ關スル物權上ノ訴訟ヲ裁判ス同國籍ノ外國人等ノ間ニ起リタルモノニテモ亦同シ

第十條　エジプト政府行政官廳並ニケデーウ殿下及其一族ニ屬スル「ダイラ」ハ外國人ニ關スル訴訟ニ於テ此裁判所ノ裁判ヲ受クヘシ

第十一條　此裁判所ハ國有財產ニ對シテ判決スルコトヲ得ス又行政處分ノ執行ニ立入リ又ハ之ヲ妨止スルコトヲ得スト雖トモ民法ニ記載シタル場合ニ於テ行政上ノ處置ヲ以テ外國人ノ既得權ヲ傷害シタルニ就テノ訴訟ヲ裁判スルコトヲ得

第十二條　寺院ヲ相手取リテ其所有ノ不動產ヲ收要スヘキ請求ハ此裁判所ニ於テ受理セス然レトモ適法ノ占有權ヲ爭フ訴訟ハ其原告又ハ被告ノ何人タルヲ問ハス之カ判決ヲ與フヘシ

第十三條　所有者及ヒ占有者ノ何人タルヲ問ハス其不動產ヲ外國人ニ質入シタル事實ノミニヨリテ其質入ノ有効ナルヤ否ヤ及ヒ其不動產ヲ糶賣シ並ニ代價ヲ分配スルニ至ルマテ其質入ヨリ生スル總テノ事件ヲ裁決スル

コトハ此裁判所ノ管轄ニ屬ス

第十四條　始審裁判所ハ其判事ノ內一名ヲ治安裁判官ノ資格ヲ以テ分遣シ兩造ヲ勸解シ及ヒ訴訟法ニ定メタル諸件ヲ裁判セシムヘシ

第三節　審　判

第十五條　審判ハ風俗及ヒ安寧ノ爲メニ裁判所ニ於テ理由ヲ記シタル決定ヲ以テ陰密(ユイクロ)ヲ命シタル場合ヲ除クノ外公開スヘシ且ツ辯護ハ自由タルヘシ

第十六條　辯論口供宣告ノ調製ノ爲メニ裁判所ニ於テ用フル法律國語ハエジプト語イタリー語及ヒフランス語タルヘシ

第十七條　代言證書(ヂプロム)ヲ有スル者ノミ控訴院ニ於テ原被告ノ名代トナリ及ヒ辯護スルコトヲ得ヘシ

第四節　裁判執行

第十八條　裁判ノ執行ハ領事及ヒ其他一切行政官ノ干與ノ外ニ於テ裁判所ノ命令ヲ以テスヘシ裁判所ノ使吏ハ此執行ニ命セラルヘシ但必要ナル場合ニ於テハ地方官ノ助力ヲ求ムヘシト雖トモ如何ナル場合ニ於テモ行政官ノ干涉ヲ受ケサルヘシ

然レトモ裁判所ヨリ執行ヲ命セラレタル裁判所ノ官吏ハ執行ノ日及ヒ時ヲ領事館ニ告知スヘシ若シ告知セサルニ於テハ其執行ハ無效ニ歸シ且ツ損害賠償ノ訴ヲ受クヘシ告知ヲ受ケタル領事ハ執行ニ立會フヘキ權理ア

リト雖トモ若シ立會ハサルトキハ之カ為メニ執行ヲ止ムルコトナシ

第五節　法官ノ不易（イナモウィビリテー）——昇進——兼職ノ禁——懲戒

第十九條　控訴院及ヒ始審裁判所ヲ組織スル法官ハ不易ノ者タルヘシ
不易ハ五ケ年ノ期限間ニ過キス此經驗ノ期限後ニアラサレハ確然不易ノモノト定メラルコトナシ

第二十條　法官ノ昇進及ヒ此始審裁判所ヨリ彼始審裁判所ニ轉任スルコトハ其法官ノ承諾及ヒ控訴院ニ於テ關係裁判所ノ意見ヲ聞キテ與ヘタル裁定ニ因ルニアラサレハ為スコトヲ得ス

第二十一條　法官書記書記補通辯及ヒ使吏ハ俸給ヲ受ケテ他ノ職務ヲ兼ヌルコト及ヒ商賣ノ業ヲ營ムコトヲ得ス

第二十二條　法官ハエジプト行政官ヨリ榮譽又ハ實品ノ褒賞ヲ受クルコトヲ得ス

第二十三條　同階級ノ判事ハ總テ同額ノ俸給ヲ受クヘシ俸給以外ノ褒賞俸給ノ增加有價物或ハ其他ノ實利アル贈與ヲ受ケタル判事ハ報償ヲ求ムル權理ヲ得ルコトナシニ其職務及ヒ俸給ヲ失フヘシ

第二十四條　法官裁判所ノ官吏及ヒ代言人ノ懲戒ハ控訴院ニ屬ス法官ニ適用スヘキ懲戒ハ若シ其判事タルノ名譽ヲ汚シ或ハ投票ノ獨立ヲ害シタルトキハ賠償ヲ求ムル權理ヲ與フルコトナシニ其職ヲ免シ及ヒ其俸給ヲ奪フコトトス代言人ニ適用スル懲戒ハ其名譽ヲ汚シタルトキハ控訴院ニ於テ辯論スルコトヲ許サレタル代言人名簿ヨリ除名スルコトニシテ其宣告ハ出席評定官ノ四分ノ三ノ多數ヲ以テ開ラキタル總會議ノ公廷ニ於テ言

渡スヘシ

第二十五條　判事ニ對シ懲戒ヲ請フ爲メニ領事團體ノ一人ヨリエヂプト政府ニ求メタル上訴ハ控訴院ニ退致シ同院ニ於テ審議スヘシ

第二章　檢事局

第二十六條　一檢事局ヲ設ケ檢事長（プロキユールゼネラール）ヲ以テ其長トナスヘシ

第二十七條　檢事長ハ控訴院及ヒ始審裁判所ニ於テ審判及ヒ司法警察ノ事務ニ必要ナル丈ケノ檢事ヲ其指揮ノ下ニ置クヘシ

第二十八條　檢事長ハ控訴院及ヒ始審裁判所ノ諸局刑事諸公廷並ニ控訴院及ヒ始審裁判所ノ諸總會ニ參席スルコトヲ得

第二十九條　檢事長及ヒ檢事ハ不易ノ官ニアラス其選任ハケヂーウ殿下之ヲナスヘシ

第六節　特別及ヒ一時條件

第三十條　法官通辯及ヒ飜譯文ニ對シ故障ヲ述フルノ權ハ原被兩造之ヲ有ス

第三十一條　始審裁判所ノ各書記局ニハ不動產所有權並ニ不動產特許權ノ移動事務ニ關シ書記ヲ助ケ且ツ「メケメー」ニ送附スヘキ公文ヲ調製スル爲メニ「メケメー」ノ吏員一名ヲ置クヘシ（「メケメー」はエジプト舊來の裁判所ならん）

第三十二條　又「メケメー」ニハ始審裁判所ノ書記ヲ派遣シ置キ不動產書入質ヲ登記セシムル爲メニ不動產所有權ノ移動及ヒ質入ヲ「メケメー」ニ通報セシムヘシ

此通報ヲ爲サヽル者ハ損害要償及ヒ懲戒處分ヲ受クヘシ但其カ爲メニ證書ノ無效ニ歸スルコトナシ

第三十三條　契約贈與及ヒ書入質或ハ不動產所有權ノ移動ニ關スル書類ニシテ始審裁判所ノ書記ニ於テ受理シタルモノハ原書ノ價値アリ而シテ其原本ハ書記局ノ記錄室ニ保存スヘシ

第三十四條　新裁判所ハ民事及ヒ商事管轄權ノ施行ニ於テ並ニ同裁判所ニ委任セラレタル刑事管轄權ノ區域ニ於テエジプト政府ヨリ各國ニ送附シタル法典ヲ適用スヘシ而シテ法律ノ沈默（シランス）不備又ハ不明ナル場合ニ於テハ裁判官ハ性法（ドロアナチユレール）ノ主義及ヒ公平ノ條理ニ從テ處分スヘシ

第三十五條　エジプト政府ハ新裁判所ノ事務ヲ始ムル一ケ月前ニ法典ヲ公布スヘシ又其執務ニ至ルマテニ各法律國語ヲ以テ記シタル法典各一部ヲ各「ムデリエ」各領事館及ヒ控訴院並ニ裁判所ノ書記局ニ送附スヘシ而シテ此數ケ所ニハ常ニ一部ヲ保存シ置クヘシ

第三十六條　又エジプト政府ハエジプト人ノ身分ニ關スル法律裁判費用定則土地堤防及ヒ溝渠ニ關スル條例ヲ發布スヘシ

第三十七條　控訴院ハ審判廷ノ警察始審裁判所及ヒ裁判所官吏並ニ代言人ノ懲戒及ヒ審判ニ原被ヲ代表スヘキ名代人ノ義務司法救助局ニ資力ナキ者ノ受理裁判官ニ對スル故障ノ權理施行及ヒ會議投票正半ナリシトキ控

訴院ノ判決ヲ與フヘキ方法ニ關スル司法總則ヲ立案スヘシ
其立案シタル總則案ヲ始審裁判所ニ送リテ意見ヲ聞キ而シテ終結ノ爲メニ控訴院ニ於テ再ヒ審議シタル後司法大臣ノ布達ヲ以テ實行スヘシ

第三十八條　民事及ヒ商事ニ關シ裁判所ハ設立後一ヶ月ヲ過キサレハ交渉事件ヲ判決セサルヘシ

第三十九條　裁判所設置ノ時既ニ外國領事館ニ起訴シタル訴訟ハ終結ニ至ルマテ舊規ニ因ルヘシ然レトモ原被ノ請願及ヒ關係人ノ承諾アルニ於テハ其訴訟ヲ新裁判所ニ移スコトヲ得

第四十條　新法律及ヒ新裁判所構成法ハ其制定前ニ溯リテ効力ヲ有スルコトナシ

第二篇　被告外國人ニ關スル刑事裁判權

第一章　違註罪裁判所輕罪裁判所及ヒ重罪裁判所

第一節　組織

第一條　外國人ノ告訴セラレタル違註罪ノ判事ハ始審裁判所ノ外國判事中ノ一人タルヘシ

第二條　輕罪事件ニ於テモ重罪事件ニ於テモ會議局ハ三名ノ判事内一名ハエジプト人二名ハ外國人ニシテ其外ニ四名ノ外國助役ヲ以テ組織スヘシ

第三條　輕罪裁判所モ同樣ノ組織タルヘシ

第四條　重罪裁判所ハ三名ノ評定官内一名ハエジプト人二名ハ外國人ヲ以テ組織スヘシ

十二名ノ陪審官ハ外國人タルヘシ

以上種々ノ場合ニ於テ助役及ヒ陪審官ノ半數ハ被告人ノ請求アルニ於テハ被告人ノ屬スル國籍ノ者タルヘシ

若シ被告人ノ屬スル國籍ノ陪審官或ハ助役其定員ニ滿タサルトキハ被告人其補充スヘキ人員ノ國籍ヲ示スヘシ

第五條　若シ被告人數名ナルトキハ陪審官或ハ助役ノ數ヲ增加スルコトヲ得スト雖トモ被告人各自同數ノ國籍陪審官或ハ助役ヲ請求スルノ權理アリ但其數ノ割合ニ於テ若シ各其權理ヲ行フコトヲ得サルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二節　管轄

第六條　違註罪ノ訴及ヒ其他下條ニ記スル重罪及ヒ輕罪ノ主及ヒ從ニ對スル訴ハ新裁判所ノ管轄ニ屬スヘシ

第七條　職務執行中或ハ執行セントスル場合ニ於テ法官陪審官及ヒ裁判所ノ官吏ニ對シテ直接ニ犯シタル輕罪及ヒ重罪

即チ

（イ）　形容言語或ハ脅迫ニヨリテ爲シタル侮辱

（ロ）　法官陪審官又ハ裁判所ノ官吏ノ面前ニテモ又ハ公廷內ニテモ高言シタル若クハ張札筆記印刷圖畫或ハ記號ヲ以テ公布シタル嘲弄誣譏

（ハ）法官陪審官又ハ裁判所ノ官吏ノ身體ニ對シ豫謀ノ有無ヲ問ハス故意ヲ以テ毆打傷痍及ヒ殺害ノ如キ暴行

（ニ）不正或ハ不法ノ處置ヲ得ルカ爲メニ又ハ正當或ハ適法ノ處置ヲ止ムルカ爲メニ法官陪審官又ハ裁判所ノ官吏ニ對シテ爲シタル暴行又ハ脅迫

（ホ）同樣ノ目的ヲ以テ法官陪審官又ハ裁判所ノ官吏ニ對シテ其廳ノ官吏ノ爲シタル濫用（アビユウ）

（ヘ）法官陪審官又ハ裁判所ノ官吏ニ對シテ直接ニ贈リタル賄賂ノ罪

（ト）原被ノ一方ノ利益ノ爲メニ官吏ヨリ判事ニ爲シタル請囑（ルコンマンダシヨン）

第八條　宣告及ヒ裁判所ノ命令ノ執行ニ對シテ直接ニ犯シタル輕罪及ヒ重罪

即チ

（イ）執務ノ法官又ハ宣告命令ヲ執行スル爲メニ適法（レガルマン）ニ從事處辨スル所ノ裁判所ノ官吏ニ對シテ或ハ其執行ニ實力ヲ以テ助勢スルコトヲ任ラレタル公力（フオルス・ピユブリツク）ヲ有スル者ニ對シテ暴行或ハ威力ヲ以テナセシ攻擊或ハ抗抵

（ロ）執行ヲ妨クル爲メニ官吏ノ權威ノ濫用

（ハ）同上ノ目的ヲ以テ裁判書類ノ盜奪

（ニ）司法官ノ爲セシ封印ノ破却宣告又ハ命令ヲ以テ取押ヘタル物品ノ盜奪

（ホ）命令又ハ宣告ニヨリテ囚禁シタル在檻人ノ逃走及ヒ直接ニ其逃走ヲ便ナラシメタル處置
（ヘ）同上ノ場合ニ於テ逃走シタル在檻人ノ隱蔽

第九條　職務ノ執行ニ於テ或ハ其職務ノ濫用ニ因テ犯シタリト公訴セラルヽトキ判事陪審官及ヒ裁判所ノ官吏ニ適用スヘキ重罪及ヒ輕罪

即チ

此場合ニ於テ適用スヘキ通例ノ重罪及ヒ輕罪ノ外左ノ特別ノ重罪及ヒ輕罪

（イ）愛憎ニヨリテ與ヘタル不正ノ宣告
（ロ）賄賂
（ハ）賄賂ヲ知リテ告ケサル者
（ニ）裁判ヲ爲スコトヲ肯セサル者
（ホ）各箇人ニ對シテ爲シタル暴行
（ヘ）適法ノ手續ヲナササル住處侵入
（ト）不正ノ徵收
（チ）官金ノ盜奪
（リ）不法ノ拘禁

（ヌ）宣告及ヒ處分ノ噓僞

第十條　以上記スル所ノ條欵中ニ裁判所ノ官吏トアルハ書記宣誓シタル書記補裁判所附屬ノ通辯及ヒ裁判所ヨリ一時使吏ノナスヘキ告知又ハ處分ヲ命シタル旨ヲ除キテ正員ノ使吏ヲ含ム

又法官トアルハ助役ヲモ含ム

第二章　外國人ノ告訴セラレタル違註罪輕罪及ヒ重罪ノ裁判ニ關シ治罪法ノ別則

第一節　告　訴

第十一條　領事團體ノ一人ヨリ法官或ハ裁判所ノ官吏ニ對シテ罪トナルヘキ事實ヲ告訴シタルトキハエジプト政府ハ檢事ニ相當ノ命令ヲ與ヘ檢事ハ其告訴ニヨリテ取調ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條　輕罪及ヒ重罪ノ總テノ告訴ハ審問ノ後會議局ニ移スヘシ

第十三條　被告人國籍ノ領事ハ其被治者ニ對スル重輕罪ノ總テノ告訴ニ付キ即刻通知セヲルヘシ

第二節　審　問

第十四條　審問及辯論ニハ被告人ノ了解スル法律國語ヲ用フヘシ

第十五條　外國人ニ對スル審問及ヒ公判辯論ノトキノ主任ハ違註罪重輕罪ヲ問ハス總テ外國法官タルヘシ

第十六條　重輕罪ノ被告人若シ辯護人ヲ有セサルトキハ訊問ノ時ニ法廷ヨリ辯護人ヲ命スヘシ否ラサレハ其訊問ハ無効トス

第十七條　エジプト國ニ於テ囚獄ノ充分ナル建物アリト云フコトヲ證スルニ至ルマテハ罪科アリトシテ拘留セラレタル被告人ハ其國籍ノ領事ニ於テエジプト政府ノ囚獄ニ拘禁スルコトヲ許可セサルニ於テハ訊問ノ後卽刻及ヒ最モ遲クトモ拘留ノ後二十四時間ニ其國籍ノ領事ニ引渡スヘシ

第十八條　證人ニシテ審問判事ニ對シテモ又ハ公判廷ニ於テモ返答スルコトヲ拒ミタル者ハ輕罪事件ニ於テハ一週間以上一ケ月以內重罪事件ニ於テハ三ケ月以內ノ禁獄或ハ兩様ノ場合ニ於テエジプト貨幣百以上四千ピアストル以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

此等ノ罰ハ場合ニヨリテ或ハ始審裁判所ニ於テ或ハ控訴院ニ於テ宣告スヘシ

第十九條　證人タルコトヲ拒絕スルコトヲ得ヘキ者ハ被告人ノ尊族ノ親卑族ノ親及ヒ兄弟姉妹或ハ同階級ノ親及ヒ假令離縁シタル者ニテモ其配偶者トス但檢事民事訴訟人及ヒ被告人ニ於テ拒絕セサルトキハ以上ノ人々ノ證言ハ無效ニ歸スルコトナシ

第二十條　審問ヲナス間ニ住所搜索（ドミシール）ヲ要スルコアトルトキハ被告人國籍ノ領事ニ告知スヘシ

領事ニ送リタル告知ノ調書ヲ製スヘシ

調書ノ寫ハ請求アルトキハ領事館ニ送致スヘシ

第二十一條　領事ニ於テ自ラ臨場スルニアラサレハ住所ニ入ルコトヲ許可セサルニ於テハ現行犯又ハ家宅內ヨリ救ヲ呼ヒタルトキノ外夜中住所ニ入ルコトハ領事又ハ其代人ノ臨場アルニアラサレハ爲スコトヲ得ス

第三節　管轄權ノ抵觸ニ於テ管轄ヲ定ムル規則

第二十二條　會議局ノ集會三日前ニ審問書類ヲ書記局領事或ハ其代理人ニ廻送スヘシ領事ニ於テ書類ノ寫ヲ請求シタルトキハ其請求サレタル書類ヲ領事ニ送附スヘシ否ラサレハ其書類無效ニ歸スヘシ

第二十三條　書類ノ廻送ヲ受ケタル被告人國籍ノ領事其事件ハ同領事ノ管轄權ニ屬シ同領事ノ裁判廷ニ移スヘキモノナリト主張シ之ニ對シテ裁判所異議アラハ控訴院長ノ指名シタル二名ノ評定官或ハ判事及ヒ被告人國籍ノ領事ノ選定シタル二名ノ領事ヲ以テ組織シタル會議ノ仲裁ニヨリテ其管轄ヲ定ムヘシ

第二十四條　若シ審問判事及ヒ領事ニ於テ同時ニ同事件ヲ審問シ各其管轄外ニアラスト論スルニ於テハ其一方ノ請求ニヨリテ異議ヲ定ムル爲メニ抵觸會議ヲ開ラクヘシ抵觸論ハ普通ノ重罪又ハ輕罪ノ場合ニ於テ審問判事ヨリ起スコトヲ得サルハ勿論ナリ又其他犯シタリト假定スル重罪又ハ輕罪ハ新裁判所ニ附與シタル前數條ノ主旨ニ從テ求判書ニ於テ其種類ヲ定ムヘシ又若シ侮辱セラレタル法官或ハ裁判所ノ官吏其訴ヲ領事法廷ニナスニ於テハ領事法廷ハ其訴ヲ裁決スヘシ此場合ニ於テ抵觸ノ爭ヲ起スヘカラス

第二十五條　以上ノ式ヲ履ミタル後其事件ヲ吟味スル法廷ハ其事件ヲ判決スヘシ其後ニ至リ管轄内ニアラスト宣言スルコトヲ得ス

第四節　重罪廷ニ於テノ辯論

第二十六條　重罪廷ニ於テ其辯論ヲ終リ又判事ノ裁判スヘキ條件ノ定リタルトキハ裁判長ハ其事件及ヒ被告人ニ利ト不利トヲ問ハス重立タル證據ヲ略記スヘシ

第五節　刑ノ言渡ニ對スル控訴及ヒ上告

第二十七條　警察廷ノ裁判ニ對シテ許サレタル違詿罪控訴ハ輕罪裁判所ニ其控訴ヲ爲スヘシ

第二十八條　治罪法ニ許シタル場合ニ於テ刑事宣告ノ裁判ニ對スル上告ハ民事々件ノ場合同樣ニ組織シタル控訴院ニ其上告ヲ爲スヘシ

重罪裁判廷ニ列席シタル評定官ハ重罪廷ノ判決ニ對スル上告ヲ判決スルコトヲ得ス

第六節　陪審官名簿ノ編製及ヒ助役ノ選擧

第二十九條　外國籍ノ陪審官ノ名簿ハ毎年領事團體（コールコンシユレール）ニ於テ編製スヘシ依之各國領事ハ陪審官タルニ相當ノ者ト見込ミタル同國人ノ名簿ヲ領事筆頭ニ送附スヘシ陪審官タルヘキ者ハ年齡三十歲ニ達シ且ツ少クトモ一ケ年前ヨリエジプトニ住居（ドミシール）ヲ定メタル者タルヘシ

第三十條　領事團體ニ於テ各名簿ニ因リテ削除ヲ加ヘ陪審官所要ノ總計二百五十名ヲ超過セサル數ニ於テ確定ノ名簿ヲ編製スヘシ

第三十一條　各國籍コトニ陪審官ノ數ハ三十名ヨリ多カラス十八名ヨリ少ナカラサルモノトス但其最少ノ數ニ達セシムルコトヲ得サル國ハ此限ニアラス

第三十二條　輕罪裁判所ノ助役ハ陪審官（アッサスール）ノ名簿中ヨリ領事團體ニ於テ選任スヘシ

第三十三條　各國籍コトニ助役ノ數ハ六名ヨリ少ナカラス十二名ヨリ多カラサルモノトス

第三十四條　若シ外國助役ノ人員ニ缺乏セシ府ニ於テ輕罪ヲ裁判セサルヘカラサルトキハ控訴院ハ近隣ノ始審裁判所ニ屬スル助役ヲシテ其缺乏ノ府ニ行キテ列席セシムヘシ

第三十五條　助役及ヒ陪審官若シ正當ノ事故ナクシテ出席セサルトキハ其場合ニ從テ或ハ始審裁判所ニ於テ或ハ控訴院ニ於テエジプト貨幣二百以上四千ピアストル以下ノ罰金ニ處スヘシ

第七節　執行

第三十六條　囚獄ノ充分ナル場所ヲエジプトニ於テ實際設置セリト云フコトヲ證明スルニ至ルマテハ禁獄ノ刑ニ處セラレタル者ハ若シ領事ヨリ請求スルトキハ領事館ノ獄舍ニ繫禁スヘシ

第三十七條　領事ハ其被治者ノエジプト政府ノ囚獄ニ於テ刑ヲ受ケ居ル者アルトキハ其繫禁ノ場所ヲ實見シ及ヒ其情況ヲ檢閲スルノ權アリ

第三十八條　死罪ノ刑ニ處セラレタル者アルトキハ各國代表人諸氏ハ其被治者ノ引渡ヲ請求スルノ權アリ依之宣告ト宣告ノ執行トノ間ニ各代表人ヲシテ其意見ヲ述ヘシムル爲メニ充分ナル時期ヲ置クヘシ

第三編

第一節　特別規則

第三十九條　新裁判所ハ必要ニ應シテ法官及ヒ裁判所ノ官吏ヲ危險ナキ場合ニ於テ補助セシムル爲メニ裁判所ニ於テ自ラ選任シタル相當ノ吏員ヲ備置クヘシ

第二節　最終規則

第四十條　五ケ年ノ期限ノ間ハ此規定ニ一切ノ變更ヲ與フヘカラス

此期限ノ後若シ其經驗ハ裁判改革ノ實地ノ要用ヲ充タスコト能ハスンハ舊態ニ復スルカ又ハエジプト政府ト協議シテ他ノ方法ニ改正スルカ其孰レニテモ各國ノ擇フ所ニ在ルヘシ

(三)　宣言

裁判構成案第十一條ニ於テ讓與スルコトヲ許ササル重要ナル主義ヲ再ヒ確認センカ爲メニ佛國政府ノ同條ヲ解釋シタル精確ノ意味ヲ論定スルノ目的ヲ以テエジプト駐在佛國外交官總領事代理領事ハケヂーウ殿下ノ外務商務大臣ニユバル・パシヤ閣下ニ此書札（ノウト）ヲ呈スルノ榮ヲ有ス

一　行政事件ニ就キ新裁判所ノ管轄ニ關スル規則第十一條ハ異樣ノ解釋ヲ與ヘ且ツ其意義ヲ確定スルニアラスンハケヂーウ殿下ト諸外國トノ間ニ異議ノ源タルコトヲ得ルニ因リ佛國政府ハ其意見ニ於テ此條款ノ效果ハ斯クアラサルヘカラストスル所ノ範圍内ニ於テ辯明スルコトハ其義務ナリト信ス同政府ノ意見ニテハ新裁判所ノ管轄權ハエジプト行政官ニ於テ賦課スヘキ租稅ノ適法ナルコトヲ定ムヘキ權理ヲ委任スルコトマテニハ及ハサルモノトス故ニ新法官ハ外交上ノ手續ニヨリテ論定スヘキ稅ニ關スル一切ノ處置及ヒ條約

ノ文面ニ背キタルモノニテモ又ハ公法ノ主義ニ悖リテエジプト政府若クハ其代理人ヨリ我人民ノ被ムルモノニテモ總テ反對ナル處分ノ禁止或ハ回復ヲ得ル爲メニ外國政府又ハ其外交官及ヒ領事官ノ常ニ干與シ得ヘキ所爲ニ對シテ判決ヲ以テ其效力ヲ與フル權理ナシ佛國政府ハ此件ニ關シテ嚴正ナル節制（レゼルウ）ヲナシ且ツ前陳ノ場合ニ於テ新裁判所ノ管轄權及ヒ管轄ヲ我國民ノ爲メニ承諾スルコトヲ拒絶スヘシ

二　佛國總領事及ヒ佛國ノ法律ニヨリテエジプトニ於テ裁判權ヲ與ヘラレタル者ハ新裁判所構成ニヨリテ明カニ指定シタル場合ヲ除クノ外從來ノ如ク其管轄權ヲ繼續スヘシ

三　今日マテエジプト國ニ實行セル「カピチュラション」ハ佛國政府ニ於テ試施ノ名ヲ以テ明カニ承諾シタル一部指定ノ例外及ヒエジプト國特種ノ習慣ニ因レルモノノ外エプジト政府ト外國トノ間ニ無限ノ法トシテ存在スヘシ

構成規則第二篇第四十條ノ豫定ニ從テ各國ニ於テ新制度ニ與ヘタル承認ヲ取消スヘキモノト決定シタルトキハ我邦ニ關シテハ一時中止セラルル現制度ハ義務トシテ行ハルヘキ性質ヲ復シ而シテ現行領事管轄ハ爾後取極ムヘキ反對ナル約定ヲ除クノ外其全部ヲ再生スヘシ

四　エジプト政府ニ於テ言明シタル約定ヲ果タササリシ時ニテモ或ハ經驗ノ結果ハ滿足ヲ與ヘサリシ時ニテモ又ハ國民ノ安寧ノ爲メニ行フヘキ權理義務ヲ有スル領事ノ保護無效無力ノモノトナル時ニテモ佛國政府ハ露國朝廷ノ爲シタル如ク試施五ケ年ノ期限ノ終ルヲ待タス直チニ改正スルコトニテモ或ハ現今ノ状態ニ

復スルコトニテモ之ヲナスノ權ヲ有ス　（明二二、八）

發行當時の原本は全文片假名組であり、かつ圏點、側線等を存するが、本全集にあつては統一上、附錄を除く外、凡て平假名組に改めた。但し行の配置は略々原本を襲用した、なほ本全集に存する振假名、句讀點及び濁音符も亦原本には存しない（編纂者）

現行條約論

緒言

一　予嘗て外交の官に在るの日公法の理を究め國際の要を知らんことを務む轉官の後公務の餘暇曾て得る所を述て之を筐底に藏す此書其一なり今年退官稍閑を得乃ち之を訂正增補して以て世に公にす

一　現行條約は最惠國條款の爲めに殆んど其效果を用ふす故に一國の條約を知悉せば以て他を推概すること難からす是れ此書の專ら墺匈國條約に對して立論し傍ら他の條約に及ぶ所以なり

一　條約邦文の開國當時に成るものは或は簡に失して其要を得す或は誤脫ありて其意義明瞭ならさるもの多し故に此書に引用したる墺匈國條約は英文に據りて之を訂正したり

一　凡そ條約を大別して二種となす曰く特別條約是れなり此書は唯現行普通條約を論するに止む其特別條約と通商條約附屬の貿易規則及び稅則は將に他日を俟て之を論ぜんとす

一　現行條約中メキシコと締結せし條約は所謂對等條約にして開國以來最良のものとす清國との條約は立法上非難すべきものありと雖も相互の主義を失はす朝鮮との條約は單に我政府及び人民の彼地に於て有する

所の權利利益を規定しシャム宣言は畢竟他日締約の基礎を爲すに過ぎず其他歐米諸國との條約に至りては公法上非難すべき條欵多きのみならず全く相互の主義を存せず故に此等の條約は猶ほ論究すべきもの少しとせず固より本論の能く盡くす所にあらざるなり

明治二十五年六月　　原　敬　識

日本國オーストリイ・ハンガリイ國修好通商航海條約

明治二年九月十四日(西曆千八百六十九年十月十八日)調印

明治四年十二月三日(西曆千八百七十二年一月十三日)批准交換

日本皇帝陛下及びオーストリイ皇帝ボヘミヤ王(略)ハンガリイアポストリック王陛下は兩帝國の交際をして永久に且親睦ならしめんが爲め及び兩國臣民の通商を便ならしめんが爲めに和親、貿易及び航海の條約を結ばんことを決意し之が爲めに全權委員を命じたり即ち

日本國皇帝陛下は外務卿從三位澤淸原朝臣宣嘉及び外務大輔從四位寺島藤原朝臣宗則を

皇帝及びアポストリック王陛下は全權公使特派使節マリアテレサ軍事勳章ナイト(略)海軍少將男爵アントニーペッツを

而して全權委員は互に其全權委任狀を示し其正確且つ善良なるを認め左の條々を協議決定したり

右は各條約の例文に屬し正當なる全權委員の協議決定したる條約なることを示すに過ぎず。然れども此形式は獨立國の間にのみ行はる　若し締盟國の一方又は雙方半獨立若くは保護國の類ならんには此例に依ることを得ず。故に之を例文と稱すと雖も外交上には之を輕視するを得ず、本文を査覈するに間然すべきものなし。

開國以來各種の條約を見るに嘉永七年三月及び安政四年五月北米合衆國との條約、明治四年七月清國との條約、明治九年二月朝鮮國との條約は稍々例文を異にしたるも一も我國權を毀損したるものなし。唯幕府の締結したる條約は和文に於て兩國共に尊稱を用ゐず、而して外國文に至れば頗る錯雜し或は大君陛下或は皇帝陛下又或は皇帝殿下と稱したるものあり。(安政五月九月佛國との條約佛文に皇帝陛下、蘭文に大君陛下、嘉永七年八月英國との條約英文に皇帝殿下、安政五年七月同國との條約蘭、英文に大君陛下とあり其他此類多し)固より對外公權に害なし。其對內公權に於て今日より之を見れば幕府甚だ僭越を極めたるに似たりと雖も、當時邦人の外國語を解する者及び外人の本邦政體を知る者甚だ稀なり亦以て深く咎むるに足るものなし。

第一條　兩締盟國及び其臣民の間に永久の平和及び親睦あるべし

平和及び親睦を永久に約するは殆ど修好條約の常なり。而して此の如く平和及び親睦を永久に約したる兩國若し戰爭を爲すことあらば此約言に違ふは固より論なし。然れども此場合に於て條約は猶ほ當然消滅に歸することなし。

凡そ條約は兩國の合意によりて締結せられ又兩國の合意により解除せらる戰爭は其戰爭を生ぜしめたる事件を

爭ふに止るものなり。其戰爭以前に結びたる條約を無効に歸せしむること能はず。却て若し戰爭に關する條約（千八百五十六年ペリ宣言の類）兩國の間に存するあらば戰爭の際之を實施せざるを得ず。（「ブルンチュリー氏曰條約の效力は必らずしも平和の維持に伴ふものにあらず。條約の效力は締盟國の間に戰爭を開きたるときに其戰爭の爲めに當然消滅に歸することとなし（「編成萬國公法」第四百六十一條）フォンク・ブランクノ氏及ソレール氏曰兩國の和親を規定する爲め交戰國の間に嘗て締結したる條約はもはや其條約の如くなることを得ず（戰爭の爲めに）何となれば條約を結びたる當時の場合は今既に去り其條約は無目的のものとなればなり。此時に際し條約は中止せらる、然れども破棄せられたるに非ず、又撤回せられたるに非ず。條約は兩主權國に依て締結せらる。故に其國の存在する間は兩國合意の宣言を以てするの外撤回せらるゝことを得ず。戰爭は交戰國の間に和親を絕つ、然れども其國を絕たず、故に縱令實施すること能はざるも其條約は依然存在するものなり（「國際法要略」第二百四十七葉）

各國と締結したる條約を見るに其永久の平和及び和親を約するの條は殆ど同一の文意にして皆外交慣例に率由せざるものなし。獨り明治九年二月日本朝鮮條約好條規第一款に

「朝鮮國は自主の邦にして日本と平等の權を保有せり」云々とあり稍々其趣を異にす。蓋し各國に先だち本邦始めて朝鮮の獨立不羈を表彰し我帝國に等しき主權國なるを示すの必要に依りたるものならん。

第二條　皇帝及びアポストリック王陛下は外交官、總領事及び外國貿易の爲めに開きたる日本の各港市に於て領

事、副領事若くは領事代理を任命するの權を有し且つ此等の官吏は最惠國の同等官吏と同一の特權及び權利を有すべし

皇帝及びアポストリック王陛下の任命したる外交官若くは總領事は日本帝國の何れの地を問はず自由に旅行するの權を有すべし

又裁判權を有する帝國及王國領事官吏は其管轄內に於てオーストリイ・ハンガリイ船の難破したるとき又はオーストリイ・ハンガリイ國國民の生命財産に危難のことあるとき必要なる證左を得んが爲めに其場所に赴くの權を有すべし。然りと雖も此等の場合に於て帝國及び王國領事官吏は其目的及び其赴く所の場所を書面を以て日本地方官廳に告知すべし而して其旅行には必らず日本官廳より命ぜられたる重立たる日本官吏の同行あるべし

日本皇帝陛下はウヰーンの朝廷に駐劄する外交官及び他國の領事官吏の在留することを許されたるオーストリイハンガリイ國の港若くは市に領事官吏を任命すべし

日本外交官及び領事官吏は相互の譯を以てオーストリイ・ハンガリイ帝國の領內に於て他國の同等官吏が今現に享有し又は後日享有すると同樣なる權利、特權及び特遇を享くべし

本條第一項第四項及び第五項は彼我外交官及び領事官の權利及び待遇を規定し其文字を異にするも意義相同じ唯第一項に「外交官、總領事」と併記したるに因り墺國政府は或は我に派遣するに總領事を以てするの意思ありしならんとの疑なきを得ず（外交事務を兼ねしむるべきにせよ）是れ少しく我國權を顧慮せざるを得ずと雖

も然れども亦實際に害なし。何となれば締盟各國の間同等官吏を派遣するの外交慣例は常に悉く適用せらるゝものに非ざればなり。現に佛國はスイスに大使を派遣しスイスは佛に公使を派遣し又バウイエルに派遣するに公使(往時は大使)を以てしバウイエルは佛に派遣するに代理公使を以てし、スペインは諸大國に大使を派遣するに拘らず諸大國は近年までスペインに公使を派遣したり。此の如き實例は歐洲に於て乏しからざるのみならず、我邦も亦スイスに公使を派遣しスイス我に總領事を置き、我れハワイに派遣するに總領事を以てしハワイ我に辨理公使を置けり。況んや墺國常に我に公使を送りたるに於てをや。

又彼我の官吏他國の同等官吏と同一なる權利及び待遇を有するは萬國公法及び外交慣例に於て共に是認する所なり。而して其第一項に於て「最惠國の同等官吏」と稱し第五項に於て單に「他國の同等官吏」と稱するも其結果相同じ。固より意義に輕重あるに非ざるなり。

第二項及び第三項は特に墺國官吏の爲めに設けたる規定にして、內地雜居を許したる諸國の間には殆んど其必要を見ず。唯現行條約の如く土地を限りて在留を許したる場合に於ては其必要を覺ゆ。試に此二項なしと假定せよ、日本官吏は彼國に於て自由に旅行し自由に其職務を行ふに拘らず、墺國官吏我國に於て之を得ず。其權利及び利益を失ふ甚しきものあらん。故に此二項は我權利及び利益に害なし。而して墺國は此項に依りて僅かに其權利及び利益を失はず。殊に第三項末文「其旅行には必らず日本官廳より命ぜられたる重立たる日本官吏の同行あるべし」と云ふに至ては我干涉を受くるの嫌(きらひ)あるべしと雖も、是れ亦居留地の設定に起因し已むを得

ざるものとす。蓋し墺國は多小其權利を傷くるの恐あるも寧ろ安全に旅行し得るの利益及び其國民の危急を救ふの利益を擇びたるものならん。

彼我官吏任命の權及び其官吏の自由旅行は各國との條約に於て規定せざるもの殆ど之なし。然れども本條第三項の如きものを見ず。蓋し當時外人屢々危害に罹り遂に特に墺國との條約に此項を設くるに至りたるものならん。

歐米各國の間には領事の職務執行に關し特に「領事條約」と稱するものを締結すること多し、本邦には未だ此種の條約なし。又領事は駐在國政府の認可狀を得て其職に就くを例とす。各國との條約を見るに明治二十一年十一月メキシコ國との條約第二條中に「然れども右總領事、領事、副領事及び領事代理は其職務を行ふに先ち定式に從ひ其駐在國政府の認可を經べきものとす」とあるを除くの外認可狀の規定あるものなし。是れ固より萬國公法及び外交慣例に於て殆ど疑義の存するものなければ必らずしも條約の規定を要するものにあらず。然れども此規定なきが爲めに我國に對し我領事は認可を待たずして職務執行を得、是れ我權利なりと主張したる强國なきにあらず。本邦に對しては幸に此の如き異議の生じたることなし。

第三條　横濱(神奈川縣下)兵庫、大阪、長崎、新潟、佐渡島夷港、箱館の各港市及び東京市(江戸)は本條約施行の日よりオーストリイ・ハンガリイ帝國民の爲め及び其貿易の爲めに開かるべし

オーストリイ・ハンガリイ國民は前記の各港市に於て永久に住居することを得又同港市に於て土地を借り家屋を

買ひ並に住宅及び倉庫を建設するの權を有すべし
オーストリイ・ハンガリー國民の住居し及び其建物を設くべき場所は帝國及び王國領事官吏と當該地方官廳と協議決定すべし港則も亦同樣の手續によりて制定せらるべし
若し帝國及び王國領事官吏と日本官廳と協議調はざるときは其事件は外交官及び日本政府の裁定に任かすべし
オーストリイ・ハンガリイ國民の住居する場所の周圍に日本人牆壁或は柵門を建設し若くは何等出入の自由を妨ぐる所爲あるべからず。
オーストリイ・ハンガリイ國民は左の規程內に於て自由に其欲する所に到ることを得べし
横濱（神奈川縣下）に於ては六鄉川迄其他の方位は各十里迄、兵庫に於ては京都の方位は同市を距る十里其他の方位は各十里迄
大阪に於ては南は大和川口より舟橋村迄及び同村より敎興寺村を經て佐太迄の區域線內、堺市は此區域外に在りと雖もオーストリイ・ハンガリイ國民は同市を觀覽することを得べし
長崎に於ては長崎管轄內全部
新潟及箱館に於ては諸方十里迄
夷港に於ては佐渡全島
東京（江戸）に於ては左の區域內

新利根川口より金町迄、金町より水戸街道に沿ひ千住迄、千住より隅田川に沿ひ古谷上郷迄、同郷より小菅、
小矢田荻原、宮寺、三木、田中を經て六郷川日野渡場迄

十里の距離は前記各地の裁判所若くは市廳より陸地に據り測定すべし

一里は

オーストリイ尺　一二、三六七フキート

イギリス尺　四、二七五ヤールド

フランス尺　三、九一〇メートル

に均し

此規程を犯せるオーストリイ・ハンガリイ國民は初犯はメキシコ貨幣百弗、再犯は同貨幣二百五十弗の罰金に處せらるべし。

本條約第一項、第二項、第六項及び第七項は外人を牽制すること實に甚しきものと謂ふべし。土地を限りて居住を許し又遊歩規程を定む、而して其規程を踰ゆれば罰金に處す。公法の理論豈に此の如き牽制を許さんや。往時公法未だ明かならず、外人を視るは恰も仇敵の如く又奴隷の如く、之に對して毫も博愛の情なし。此時代に在りては此種の牽制は固より怪むに足らず。其居住を許したるすら既に多少の恩惠なりしなり。近世に至るに及で此等の處置は公法の體に排斥する所となれり。唯此條約を締結したる當時内地雜居を許すことを得ざる

は予の贅言を待たずして中外の熟知する所なり。故に此甚しき牽制は當時に在りては實に已むを得ざるに出づ。而して治外法權の存する間は之を維持することを得べしと雖も若し猶ほ永く此牽制を解かずんば公法違反の非難を中外に受けん。(「パスカール・フィヨル氏曰治安の正當なる理由なくして其國に外國人の自由に入り來ることと旅行することと及び居住することを妨ぐる總ての阻碍的處置は自由を保護する萬國公法の主義に反するものと認めざるを得ず(「萬國公法」第一卷第七百一節」)

又第三項及び第四項は明かに我國權を害するものと謂ふべし。第三項は墺國民の住居し及び建物を設くる場所及び港則は彼我官吏の協議を以て決定するを約し、第四項は其協議調はざるときは墺國外交官と日本政府との裁定に任かすことを約せり。我帝國は獨立國なり。此條約は同等の資格を以て結ぶものなり。何を苦んで彼我官吏の協議に決するものとなすか、何を苦んで協議不調を裁定するに墺國外交官と共に之を爲すか。若夫れ我國境を畫し外交爭議を解くは往々彼我の協議に依る、豈に此の如き國內の行政に外國の干渉を許さんや。況んや港則に於てをや。獨立不羈の國は自ら之を制定し改正し毫も他國の干渉を受けず。故に此二項は當時の事情已むを得ざるに出で而して治外法權の結果に屬するは固より論なしと雖も、永く之を存せんか國の汚辱たるを奈何せん。

各國との條約を見るに嘉永七年三月米國との條約(所謂下田條約)には下田及び箱館に於て薪水食料を求むる爲めに米國船の寄泊及び同所に於て米國人の一時の逗留を許したるに過ぎず(二條及び第五條)其遊歩區域は下田

に於ては港内の小島より周圍七里、箱館は追て定むべしと約せり。安政四年五月同國と再約を爲すに及んで長崎の一港を加ふるも猶ほ薪水食料を給するに過ぎずして遊歩區域を定めず、又居住を許さず。安政五年六月の條約(江戸條約)に至りて始めて在留を許し且つ下田箱館の外神奈川、長崎、新潟、兵庫、江戸、大阪を開くことを約し(第三條、但下田は神奈川を開きたる後六箇月にして閉鎖し又江戸、大阪に於ては貿易の爲め一時の逗留を許せり)居住の場所及び港則は協議決定に讓り遊歩區域は殆ど墺國との條約に同じ(第七條)而して此安政五年江戸條約は爾後各國と締結したる條約の標準となり清國、朝鮮、シヤム及びメキシコに對するものを除くの外或は殆ど同一の事項を記し(安政五年七月露國條約、萬延元年六月ポルトガル條約、安政五年七月オランダ條約、慶應二年七月伊國條約、安政五年七月英國條約、萬延元年十二月普國條約、安政五年九月佛國條約、慶應二年十二月デンマーク條約、慶應二年六月ベルジユーム條約)或は均霑に依るの條項を掲げたり(文久三年十二月スイス條約、明治元年九月スエーデン・ノールエー條約、明治元年九月スペイン條約、明治六年八月ペルー假條約、明治四年七月ハワイ條約)

明治四年七月調印日本清國修好條規附屬通商章程は其第一款に於て兩國通商を許すべき港市を指定し、本邦は横濱、箱館、大阪、神戸、新潟、夷港、長崎、築地(東京)の八箇所。清國は上海、鎭江、寧波、九江、漢口、天津、牛莊、芝罘、廣州、汕頭、瓊州、福州、厦門、臺灣、淡水の十五箇所となし而して兩國共に遊歩區域を定めず。蓋し其遊歩を許すは兩國の友誼に出で互に諸外國に約したる區域を許すものなり(兩國共に各國に治外

法權を許したるにより通商港市を指定すると同時に遊歩區域を定むべきを當然なりとす。況んや兩國の間に最惠國條款なるものなきに於てをや。兩國民は當然均霑するものには非ざるなり）明治九年二月調印日本朝鮮修好條規には朝鮮國に於て釜山の外京圻、忠淸、全羅、慶尙、咸鏡の沿海に於て二港を開くことを約し（第四款及び第五款）同年八月調印修好條規附錄に於て釜山遊歩區域同港波戶場より東西南北各直徑十里（朝鮮里法）と定め、明治十三年以後元山、仁川の二港を開き又遊歩區域を擴むと雖も總て是れ彼國に於ける規定にして朝鮮人民の來遊し若くは來往する者に關しては何等の約定なし。蓋し亦友誼上相當の許容をなすに外ならず。要するに淸國及び朝鮮に對しては我より進んで修好を求め諸般の條約彼地に於て締結せしにより、他の諸國との條約と自ら其趣を異にしたるなり。明治二十年九月調印日本シャム兩國間の宣言は畢竟完全なる條約を締結すべき基礎を言明したるに過ぎざるにより、通商航海に關する詳細の規定なし。唯其第四項に云く「完全なる條約締結に至る前に兩締約國の一方の臣民通商又は他の正當なる目的を以て他の一方の領地にして最惠國の臣民に通商を許す場所に來る時は身體財產の保護及公平無私の待遇を受くべし」と。故に彼我の人民は其來往に關し兩國政府の意を以て許與したる權利及び待遇を受くべし。明治廿一年十一月メキシコ國との條約は所謂對等條約にして彼我共に治外法權を有せざるにより、居留地の制なく又遊歩區域の定なし。且つ其第四條に云く「日本皇帝陛下は本條約前條に依り日本國に渡來するメキシコ人民に附與したる特權の外並に此條約に記載せる數箇の條款に對し別に同國人民に許與するに皇帝陛下の領地內及び其所屬地各所に入來し又は滯在住居し同所に

於て家屋倉庫を借受け又は總て之等に要する天產物、製造品及び各種商品の卸賣若くは小賣營業及び其他一切合法の職業に從事するの特權を以てす」と。此の如き條款に若し單に本邦にして內地雜居を許し外國にして治外法權を有せずんば、殆んど規定の必要を見ざるたらん。唯夫れ然らず故に此言明を要す。而して此くの如き事實ありてこそ始て公法に違反し慣例に背戻(はいれい)するの非難を免かれ隨て國權を害するの事項を避くることを得ん。

第四條　日本に在留するオーストリイ・ハンガリイ國民は其宗教を自由に行ひ得べし又其が爲めに居留地に於て寺院を建設するの權を有すべし

往古宗教の軋轢(あつれき)爭亂は苟も歷史を讀む者の知る所ならん。今より之を追想すれば人をして悚然たらしむ。近世に至るに及んで信教の自由稍々全きを得るに似たりと雖も、未だ以て悉く然りと云ふを得ず。唯國法上宗教の如何を問はざるに因り近來條約を以て信教の自由を規定するの必要なき國多し。本邦從來耶蘇教を嚴禁し維新後猶ほ其禁を解かず（慶應四年三月定第三札は實は耶蘇教の禁なり）然れども實際に於ては爾來信教漸く自由に傾き（明治六年二月廿四日太政官布告第十八號を以て定札を撤去せり）遂に明治廿二年二月十一日發布の憲法第二十八條に於て明かに我臣民に信教の自由を許せる。豈に外人に之を許さゞるの理あらんや。故に條約を締結したる當時に在りては宗教に關する規定の必要なきに非らず。而して此の如き規定は固より彼我國權に害なし（公法上何れの國民も在留國の宗教を信ずるの義務なく、又何れの國も在留國民に强て我宗教を信ぜしむるの權利なし）然れども今や此等の條項は空文に屬して殆んど其必要を見ざるなり。

安政五年六月米國との條約及び同年七月オランダとの條約は彼國民の信教自由のみならず、彼國民は我國民の信教を妨害せざる旨をも規定したり。スイス、イタリー、スエーデンノールエー、スペイン、ロシヤ、ポルトガル、イギリス、プロシア、デンマーク及びベルジユームとの條約には墺國に均しき規定あり。安政五年七月佛國との條約も亦殆んど墺國に同じと雖も「寺院宮社埋葬地等を設くる」の語あり。其他明治九年八月日本朝鮮修好條規附錄第六款には「日本國人民若し死去したるときは適宜の地所を選み埋葬するを得べし」とあるの外何等の規定なく、又ペルー、ハワイ、淸國、シヤム及びメキシコに對しては一語の信教若くは埋葬に關するものなし。

第五條　日本に居住するオーストリイ・ハンガリイ國民の間に生ずる財產若くは身上に關する一切の權利の爭は帝國及王國官廳の裁判權に屬すべし又右同樣に日本官廳はオーストリイ・ハンガリイ國民と他の條約國民との間に生ずる一切の爭に干與することなかるべし

若しオーストリイ・ハンガリイ國民日本國民に對して訴訟することあらば其訴訟は日本官廳に於て裁決すべし

若し右に反し日本國民帝國及王國民に對して訴訟することあらば其訴訟は帝國及王國官廳に於て裁決すべし

日本國民オーストリイ・ハンガリイ國民に對する負債を償却せず若くは詐欺に依り裁判を逃避するものあるときは當該日本官廳は之を裁判し及び負債を償却せしむること に盡力すべし又オーストリイ・ハンガリイ國民日本國民に對する負債を償却せず若くは詐欺に依り裁判を逃避するものあるときは帝國及王國官廳は之を裁判し及び負

債を償却せしむることに盡力すべし

オーストリイ・ハンガリイ官廳に於ても又日本官廳に於てもオーストリイ・ハンガリイ國民若くは日本國民に係る一切の負債を償却するの責務あることなかるべし

第六條　オーストリイ・ハンガリイ國民にして日本國民若くは他國民に對し罪を犯す者は帝國及王國領事館に引致せられ其國法に據り罰せらるべし

日本國民にしてオーストリイ・ハンガリイ國民に對し罪を犯す者は日本官廳に引致せられ日本國法に據り罰せらるべし

右第五條は民事訴訟、第六條は刑事訴訟を規定し共に治外法權の正條なりとす。此規定に據るときは我國に在留する彼國民は彼國の法律に支配せらる。加ふるに我國民原告たるの場合には彼官廳の裁判を受けざるを得ず（本條に明示せずと雖も我國民彼官廳の裁判に服せざるときは彼國高等法廷に控訴せざるを得ず）

何づれの國民を問はず又何づれの場合を論ぜず自國に在るの間は自國の法律に服從し、他國に在るの間は他國の法律に支配せらる。是れ萬國公法の通義なり。本邦開國當時の國情は外人の雜居を許すことを得ず。又法律未だ外人を支配するに便ならず、是を以て居留地の制を設け又治外法權を許せり。是れ皆當時の必要に出づ。今日之を推論するの要なかるべし。唯爾來國勢一變、今や內地開放は固より論なく我法律は外人を支配するに於て何等の支障あることなし。此時に方り猶は治外法權を維持せんと欲せば彼に在りては公法に違反し、我に

在りては國權を毀傷するの議あるべし。

世人動もすれば立憲政治の治外法權と相容れざるを說く、是れ誤謬なり。萬國公法に於て國の權利を律するは其國の立憲政體なると君主專制なるとを問はざるなり。政體は內事國權は外事苟くも獨立國ならんには何づれの國何づれの時に論なく治外法權を許すことを得ず。故に公法の通義より之を推さば立約の初より我國權は治外法權と相容れざりしと云ふことを得べし。(「ブルンチエリー氏曰何づれの國も其領內に他國の政務(警察、司法、兵事、徵稅)を許容すべきものに非らず。又何づれの國も外國の領內に此くの如き政務を行ふことを絕念せざるを得ず(「編成萬國公法」第六十九節)」

然れども列國の交際は公法一片の理論を以て之を貫徹することを得ず。我れ內地雜居を許さゞるも彼れ治外法權を有するも共に均しく公法違反たるべしと雖も、當時彼我の事情實に已むを得ざるものあり是れ外交上の所謂必要に屬するものなり。故に我國權は治外法權と相容れずと云ふと雖も、不幸にして立約當時の必要猶ほ今日に存在せば國權論は空論に終るべし。唯夫れ然らず是を以て公法の通義に據り國權を主張することを得るなり豈に憲法を待たんや。

嘉永七年三月米國との條約(下田條約)には治外法權に關する何等の規定なし。安政四年五月同國との再約第四條に於て米國人に對して犯罪ある日本人は日本の法律を以て日本官廳之を罰し、日本人に對して犯罪ある米國人は米國の法律を以て米國官廳之を罰する旨を掲載し、こゝに始めて治外法權を規定したり。然れども其規定

は刑事に過ぎず。翌安政五年六月修好通商條約を締結し民事刑事共に治外法權を約するに至れり(第六條)安政二年十二月オランダとの條約を見るに其第二條に云く「オランダ人によつて日本の或る法が犯さるゝときは出島に置かるゝオランダの高貴の役人に其告知を爲すべし而して其犯人はオランダ役人を經てオランダ政府よりオランダの法を以て罰せらるべし」(蘭文直譯) 又第三條に云く「若しオランダ人日本人の爲めに不正の取扱を受けたるときは日本に在留するオランダ役人の訴によりて日本役人に於て吟味し而して此の如き日本人は日本の法を以て罰せらるべし」(同上)と。是れ明かに治外法權を約したるものなり。顧ふにオランダ人の長崎に在留するは實に三百年來のことにして、當時出島に治外法權の行はれたるは爭ふべからざる事實ならん。然れども是れ固より兩國の約定に成らずして恩惠に出たるものなり。之を條約に掲げ以て兩國の責務を生じたるは此安政二年の條約に創始するものとす。而して爾後締結したる安政四年八月追加條約も亦治外法權を規定し(第二十四條、第三十六條、第三十七條等) 翌安政五年七月修好通商航海條約に至りては治外法權を規定すること(第五條)殆んど同年米國と締結したる條約に均し。

安政元年十二月露國との條約第四條に云く「危難に遭遇せる船舶及び人民は兩國に於て一切の扶助を加へ而して生存者は開港場へ送届けらる彼等が外國地方に滯在の間は常に自由を享有すと雖も國の正法には服從すべきものなり」(露文直譯)とありて、漂流人の如きは一般の場合に於て其漂着したる國の法律に服從すべきことを規定したるが如し。而して其第八條に至れば則ち云く「ロシヤ人の日本國に在るも亦日本人のロシヤ國に在る

が如く常に自由にして毫も拘束を受くることなし法を犯したる者は取押へらるゝと雖も一に其本國の法に據て裁判せらる」（同上）と。之を第四條に對照すれば少く明瞭を缺くに似たりと雖も、要するに犯罪の場合に於ては其在留地の法律に據らず各本國の法律を以て處罰することを規定したるものなり。此條文に據るときは露國は獨り日本に在りて治外法權を有するには非らず、本邦も亦露に在りて治外法權を有すべし。其果して此條文の露國領內に適用せられたることの有無はこゝに講究の要なしと雖も、此條文は即ち相互の主義を失はず安政五年七月修好通商條約を結ぶに及び、其第十四條に於て民事刑事を規定し他の諸國との條約の如く單に日本に於ける治外法權を明示して露國に於けるものは之を不言に附したり。故に其第一條に於て安政元年十二月の條約は本條約と共に存在すと揭ぐと雖も、相互の效用は本條約に依て消滅したるものと謂はざるを得ず。

嘉永七年八月英國との條約には治外法權に關する正條なし。其第四條に「日本諸港に於ける英國の船舶は日本の法律を遵守すべし其船舶の高等役員若くは指揮官右法律を犯すときは開港を閉鎖せらるゝに至るべし其以下の者之を犯すときは指揮官に引渡し處罰せしむべし」とあり。彼の官吏をして處罰せしむるは治外法權を許すに似たるも船舶乘組人は在留人と自ら別あり。而して高等役員若くは指揮官我法律を犯したる制裁として、開港を閉鎖するは實際の成否は問はず理論上我れに充分の權利を有するものなり。安政五年七月修好通商條約を結ぶに及んで此等の條項一變し其第四條、第五條、第六條及び第七條に於て明かに治外法權を約せり。

安政五年九月佛國との條約（第五條、第六條及び第七條）萬延元年六月ポルトガルとの條約（第四條、第五條、

第六條及び第七條）萬延元年十二月プロシヤとの條約（第五條及び第六條）文久三年十二月スイスとの條約（第五條、第六條及び第七條）慶應二年六月ベルジユームとの條約（第五條、第六條及び第七條）同年七月伊國との條約（第五條、第六條及び第七條）同年十二月デンマークとの條約（第五條、第六條及び第七條）明治元年九月スエーデンノールエーとの條約（第五條、第六條及び第七條）同年同月スペインとの條約（第五條、第六條、第七條及び第八條）明治二年一月北ドイツ聯邦との條約（第五條、第六條及び第七條）は修好通商條約若くは修好通商航海條約にして皆治外法權を約せり。而して其意義本文に掲載したる墺國條約に同じ。

明治四年七月ハワイとの條約は治外法權に關する正條なし。蓋し其第四條に於て他國政府又は其臣民に許與したる又は許與する特權特典及び優待は、ハワイ政府及び臣民にも許與すべしとの條文に基き治外法權を許與するものならん。同年四月清國との條約は修好條規第八條に於て「兩國の開港場には彼此何れも理事官を差置き自國商民の取締をなすべし凡家財産業公事訴訟に關係せし事件は都て其裁判に歸し何れも自國の律例を按じて糺辦すべし」云々と記し、清國政府獨り日本に於て治外法權を有するにあらず、日本政府も亦清國に於て治外法權を有し相互の主義を失はず。明治六年八月ペルーとの假條約は治外法權に關する正條なし。其第六條他國政府及び臣民に許與したる又は許與する特權特典及び優待を許與すとの條文に基き治外法權を許與すること恰もハワイに對するものに同じ。明治九年二月朝鮮との條約は修好條規第八款中「若し兩國に交渉する事件ある時は該官（日本管理官）より其所の地方長官に商會して辦理せん」第九款中「但し兩國の商民欺罔衒賣又は貸借償

はざることある時は兩國の官吏嚴重に該逋商民を取糺し債缺を追辨せしむべし但し兩國の政府は之を代償するの理なし」とあり。又第十款には「日本國人民朝鮮國指定の各國に在留中若し罪科を犯し朝鮮國人民に交渉する事件は總て日本國官員の審斷に歸すべし若し朝鮮人民罪科を犯し日本國人民に交渉する事件は均しく朝鮮國官員の査辨に歸すべし尤も雙方共各其國律に據り裁判し毫も回護袒庇することなく務めて公平允當の裁判を示すべし」とありて、朝鮮に於て日本政府治外法權を有することを約するも日本に於て朝鮮政府治外法權を有する規定は修好條規中に明文なきのみならず、明治十七年外務省刊行條約彙纂及び明治二十二年同省刊行條約彙纂第二編中、一も之を揭載したる約書なし。加ふるに朝鮮に對しては本邦未だ最惠國條款を許さゞるに因り別に約定あるに非ずんば朝鮮政府は理論上日本に於て治外法權を有するものにあらず。故に本邦在留朝鮮人民は我法權の下に服從せざるを得ざるは、恰も歐米諸國我れに在りて治外法權を有するも日本政府彼れに在りて治外法權を有せざるに同じ。明治二十年九月日本シヤム兩國間の宣言は他日完全なる條約を締結すべき基礎を言明するに過ぎず。而して其宣言中治外法權の正條なし。第四項には單に「完全なる條約締結に至る前に兩締約國の一方の臣民通商又は他の正當なる目的を以て他の一方の領地にして最惠國の臣民に通商を許す場所に來る時は身體財產の保護及公平無私の待遇を受くべし」とあるに過ぎざるに因り、彼我共に治外法權を有せず。彼我在留臣民は各其在留國の法權の下に服從するものと認めざるを得ず。明治二十一年十一月日本メキシコ修好通商條約に至りては固より對等條約にして彼我治外法權を有せざるのみならず。其第八條に云く「日本國又は其

領海に來るメキシコ合衆國の人民及び船舶は日本國又は其領海に在る間はメキシコ合衆國及び其領海に到る日本皇帝陛下の臣民及び船舶は「メキシコ國の法律及び其裁判管轄に服從すると同樣日本國の法律を遵奉し且つ其裁判管轄に服從すべきものとす」と。此くの如き規定は彼我治外法權を存せざる歐米諸國の間には殆んど其規定の必要を認めずと雖も、現に治外法權の行はるゝ我邦に在りては此約言亦多少の必要あり。

以上記するが如くメキシコ、シャムに對しては彼我治外法權を有せず。朝鮮に對しては我れ治外法權を有するも彼れ之を有せず。清國に對しては彼我共に之を有し其他の諸國に對して彼れ皆治外法權を有するも我れ之を有せず。其我國權を毀損する、實に之より大なるはなし。但安政五年六月米國との條約第七條中に「重罪若くは兩度輕罪を犯したるアメリカ人は其居留地より陸地一里以外に出づることを得ず此等の犯罪人は皆な日本に於て永久的住居權を失ふべし且日本官廳は右罪人を國外に退去せしむることを得犯罪人にして其事務を處理することを得せしむるが爲め相當なる時日を與ふべしアメリカ領事廳は各件の事情を調査し右時日を確定すべし然れども此時日は何れの場合に於ても犯罪人が其事務を處理するを得るの自由を得たる時より起算し一ヶ年を超過すべからず」とあり。又同年七月オランダとの條約第六條及同年同月露國との條約第八條中にも殆んど同一意義の規定あり。日清修好條規中には此の如き規定なしと雖も、明治九年二月十二日清國政府の照覆文第二項中に「査するに鴉片の禁令は原と日民の沾染を恐る船載せし貨の如きは起岸を准さず華民の吸食する者は其をして華に囘らしめば則ち日民自ら沾染するを致さゞらん今擬するに仍て西約に照らし一律に辦理し凡そ三國

以外は章を照して在拏毀棄し其私栽發賣する者は每斤章を照らして洋十五元を罰し加重倍罰するを得ず以て平允を照にせんことを嗣後如し在して食烟するの華民あれば上岸逗留を准さず即ち華に回らしめ以て日民の沾染を免れ而して兩國の友誼を全せん」とあり。即ち日本政府は治外法權を許したるに拘らず行政上犯罪人を退去せしむることを得。其淸國民に對して適用したるは之を知る未だ其他の人民に之を適用したるを知らず。抑々追放の權は國家固有の權利にして條約の規定を待たずと雖も治外法權を許與したる當時に在りて猶ほ此の如き規定を見る、安ぞ我國權の爲めに之を祝せざるを得んや。

又治外法權を約したる諸條約中起訴に際し彼我官廳の調停若くは會審の類を規定したるものありと雖も、今日に至りては單に添書を與ふるに過ぎざれば之れに關する講究を略すべし。

第七條　本條約、貿易規則若くは附錄稅則の違反に原由する罰金若くは沒收に關する事件は裁決の爲め帝國及王國領事官廳に提起せらるべし帝國及王國領事官廳に於て取立たる罰金若くは沒收したる物品は日本政府に屬し其所有に歸すべし

取押へられたる物品は日本及領事兩官廳の封印を施し帝國及王國領事が裁決を爲す迄は稅關の倉庫に保存せらるべし

若し右裁決物品の所有者若くは引請人の勝訴となるときは其物品は速に領事の處分するに任すべし然れども日本政府領事の裁決に對し上訴せんと欲するときは所有者若くは引請人は最終の裁決を宣告せらるゝ迄は帝國及王國

領事館に其物品の代價を納め置かざるべからず

取押へられたる物品腐敗質なるときは其代價を帝國及王國領事館に納め置くときは最終の裁決前と雖も其物品は所有者若くは引請人に引渡さるべし

本條も亦治外法權に附隨し彼國民若し本條約、貿易規則若くは稅則に違反せば彼國官廳之を裁判することを規定せり。其不當の條項たるは既に論ずる主旨に照し明瞭なるべし。殊に本條約第三項は怪訝に堪へず。同項に據るときは日本政府領事裁判を不當なりとせば更に上訴せざるを得ず。此場合に於て其上訴は何づれの地の法廷に提起するか、こゝに明言なしと雖も英佛政府が東洋管轄の控訴院を置くが如く、墺國も亦何づれの地にか其裁判管轄を定め置くたらん。而して日本政府は其法廷に裁判を仰がざるを得ず。果して如くの如くならば國の利益を失はざること或は之あらん。然れども國權の論は地を掃ふものと謂ふべし。公法を按ずるに何づれの國も外國法廷の裁判を受くるの義務なく、又何づれの國も外國政府を裁判するの權利なし。況んや本條に掲ぐる違反の所爲は皆我帝國内に生ずるに於てをや。

安政五年六月米國との條約には本條約又は貿易規則に違反したる者は同國領事之を裁判し其罰金若くは沒收品は日本政府に交附することを規定し(第六條)同年七月オランダ條約(第五條)同年同月露國條約(第十四條)萬延元年十月普國條約(第七條)文久三年十月スイス條約(第七條)慶應二年六月ベルジューム條約(第七條)同年七月伊國條約(第七條)同年十二月デンマーク條約(第七條)は米國條約の規定に同じ。安政五年七月英國との條約に

は單に罰金若くは沒收品は日本政府の所有に歸すること規定し（第十九條）同年九月佛國條約（第十條）萬延元年六月葡國條約（第十九條）は殆んど英國條約に同じ。明治元年九月スヱーデン・ノールヱー國と條約を結ぶに至りて稍々其趣を變じ本條約又は貿易規則に違反したるときは、同國領事之を裁判し其罰金若くは沒收品は日本政府に屬し又税關にて差押へたる貨物は同國領事の裁決を與ふるまで、同國領事及日本官吏の封印を以て税關に保存することを規定したり（第七條）同年同月スペイン條約も亦之に同じ（第十九條）明治二年一月北ドイツ聯邦との條約は更に歩を進め、スヱーデン・ノールヱー及スペインとの條約の規定に加ふるに物品の所有者若くは引請人の勝訴となりたる場合及び日本政府領事裁決に不服たるとき並に差押へたる物品腐敗なるときに關する規定を以てし（第七條）墺國條約は實に此北ドイツ聯邦條約の規定に同じ。蓋し當時領事裁決多少の弊あり、遂に此規定を要したるものならんか。而して爾後締結したるハワイ、清國、ペルー、朝鮮との條約には本條の如き規定なし。

第八條　貿易の爲め開かれ若くは開かるべき各港に於てはオーストリイ・ハンガリイ國民は禁制に非ざる一切の商品を自國若くは他の港より輸入し又は右各港に於て賣買し又は自國若くは他の港に輸出すること全く自由たるべし但本條約附屬税則に登載したる税金を拂ふべし其他何等の徵收金を拂ふことなし

從價税を算定するに當り税關官吏若し商人が其商品に對し附したる價格に滿足せざるときは自ら其商品に價格を附し其價格を以て商品を引取ることを申出るを得べし所有主若し此申出を拒絕するときは日本税關官吏が附した

る價格に對し稅金を拂ふべし之に反し若し所有主右申出を承諾するときは稅關に於て附したる價格を猶豫なく且つ删減することなくして所有主に拂ふべし

本條第一項は通商條約の原則に戾るものあり。凡そ通商條約は特に締盟兩國を羈束し而して兩締盟國の臣民若くは物產に對し特に規定を設けたるに過ぎず。故に此規定は兩國間にのみ行はれ他國物產に及ばざるを當然なりとす。然るに本條に據るときは何づれの國の物產を輸入するも其產地を問はずして其輸入者の國籍に依て課稅せざるを得ず。故に某國物產に對し五分の從價稅を約したりと爲すも、若し輸入者にして同品に對し三分の從稅を約する國籍の者ならんには某國に對する五分從價稅の約は此場合に效力を有せず。而して此等の弊害は無條約國の物品にも普通稅を課するを得ず、又無稅を約したる國の物品にも課稅せざるを得ざるに至る、是れ豈に通商條約の原則ならんや。

第二項は若し本邦にして關稅法完備し而して治外法權の約なくんば固より條約に規定するの必要を認めざるなり當時關稅法の不備は固より論なく治外法權の存するに因り此くの如き規定を設くるは實に已むを得ざるに出たるものならん。

各國との條約中本條の如き規定あるものは米、蘭、露、英、葡、普、スイス、白、伊、デンマーク、スヱーデン・ノールヱー、スペイン、北ドイツ聯邦及び墺國にして、其規定なくして均霑を得るものはハワイ、ペルーたり。清國との條約は彼我各自國產の物品に課稅するものにして本條と其趣旨を異にせり(通商章程第十一條)通商條約の

原則を失はざるものと謂ふべし。朝鮮に對しては彼國に於て徵稅の規定あるも（明治十六年七月「朝鮮國に於る日本人民貿易規則並關稅目」）本邦に於て徵稅の規定なし。惟に規定なきのみならず明治九年八月二十四日附日本理事官より朝鮮政府に送りたる書翰中「蓋し我人民の貴國に輸送する各物件は我海關に於て轉出稅を課せず貴國より我內地へ輸入する物產も數年間我海關に於て輸入稅を課せざる事に我政府の內議決定せり」とあるに據れば、徵稅の意志なかりしものならん。爾後又何等の約定なきに見れば朝鮮に輸出する我物品及び朝鮮より輸入する彼物品は無稅を當然なりとす。而して其無稅は條約に起らずして我政府單獨の意思より出づ。故に現今他の條約國と約定したる稅目に據て徵稅すと雖も他日若し別に徵稅の必要あるに於ては、我法律の定むる所に據りて課稅することを得。況んや朝鮮政府は我に許すに最惠國條款を以てしたるも我未だ彼れに許さゞるに於てをや（貿易規則第四十二條）他の條約國と如何なる規定あるに拘はらず、公法上我政府の意思のまゝなり。日本シャム間の宣言は通商上何等の規定なし。而して其四項には單に「公平無私の待遇を受くべし」とあるに依り若し完全なる條約締結前に輸入したる物品あらば我法律の定むる所に據りて徵稅することを得。メキシコとの條約は最惠國條款の約あるに依り他の最惠國と均一の關稅を課するは勿論なりと雖も、其第七條に據るときは通商上の原則に從ひ彼我の物產共物に對して課稅し、墺國其他諸國との條約と其趣旨を異にするものなり。

第九條　オーストリイ・ハンガリイ國民日本の一開港に商品を輸入し且つ之に對し稅金を拂ひたるときは稅金支拂濟の旨を記載したる證書を日本稅關官吏に請求するを得べし而して此證書の效力に依り同一の商品を再び輸出

し且つ何等の附加税を拂ふことなくして他の開港に陸揚(りくあげ)すること自由たるべし

第十條　日本政府は輸入者若くは所有主の請求に依り無税にて輸入物品を貯藏すべき倉庫を各開港に建設することを約す日本政府は該物品を預り置く間は之を安全に看守するの責あり且つ其間は該物品をして火災に對し保險せしめ得るに必要なる一切の注意を爲すべし所有主若くは輸入者其物品を該倉庫より引取らんと欲するときは本條約附屬税則に規定したる税金を拂ふべし然れども若し該物品を再輸出せんと欲するときは税金を拂はずして再輸出することを得

物品交付の節は如何なる場合と雖も藏敷(くらしき)を拂ふべし右藏敷の金額及該倉庫の管理上に必要なる規則は兩締盟國の同意を以て設定せらるべし

第十一條　オーストリイ・ハンガリイ帝國民は日本の一開港に於て購入したる一切の日本國産物を無税にて日本の他の開港に輸送することと聽予たるべし

オーストリイ・ハンガリイ國民日本國産物を一の開港より他の開港に輸送するときは該物品を外國に輸出するとき支拂ふべき税金額を税關に納め置くべし

此金額は該物品が其仕向港に於て陸揚されたることを記載したる同港税關官吏の證書を六箇月以内に差出すときは日本官廳に於て直に且つ何等の故障なく該國民に返却すべし

外國港に輸出することを絶對的に禁止せられたる物品に關する場合に於ては輸送者は前項に記載したる期限内に前

述の證書を差出さゞるときは該物品の全價を日本官廳に拂ふべきことを約したる宣言書を稅關に差納れ置くべし一の開港より他の開港に航行すべき船舶航海中亡失したるときは其亡失の證明は稅關證書の代用をなすべし而して此證明をなす爲めに一箇年の期限をオーストリイ・ハンガリイ國民に許與すべし

第十二條　オーストリイ・ハンガリイ帝國民が日本の開港に輸入したる物品にして本條約に依り規定せられたる稅金を拂ひたるものはオーストリイ・ハンガリイ國民又は日本臣民之を所有するに拘らず所有主は何等の稅若くは內地通關稅を拂ふことなくして日本帝國の各部に之を運送するを得

日本臣民は道路若くは航海維持の爲め一般商人に平等に賦課する通過稅を除くの外何等の稅若くは內地通關稅を賦課せらるゝことなくして一切の日本國產物を日本の各地より各開港に運搬することを得

右第九條より第十二條に至るまで合計四個條は重大なる事項にあらず、隨て深く講究すべき價値なし。唯其第十條中一時預け置きの倉庫を建設することは蓋し當時本邦通商の準備に乏しきに依り之を條約に規定したるものなるべしと雖も、此くの如き倉庫を建設することは主權國固有の權利にして本來條約を以て規定すべきものに非らず。何づれの國も其國權を以て此等倉庫の設あり其刪除に屬すべきは勿論なりとす。又藏敷の金額及び倉庫管理に必要なる規則を兩締盟國の同意を以て設定することは畢竟治外法權に附隨したる條項にして、我國權を害する不當の條項たることは既に第三條に於て論ぜし主旨に照し明瞭なるべし。又第十二條は要するに清國厘金の如き弊を避けんが爲めに規定したるものなるべし。當時或は外國人の爲めに一の杞憂たるやを知らず

と雖も、今や此等の事項は殆んど特定の必要を見ず、但此事項我國權に害あるには非ざるなり。

各國との條約中右四個條を悉く記載したるものあり、又は其一二を記載したるものあり。然れども要するに右四個條は重大なる事項と認めざるに依りこゝに悉く例證することを爲さず。但均霑を約するハワイ、ペルー及びメキシコの如き、單に公平無私の待遇を約するシャム宣言の如きは固より此等の條項なし。又朝鮮との條約は專ら彼國に於ける通商の規定に過ぎざれば我國に於ける此等の規定なし。

第十三條　オーストリイ・ハンガリイ國民は日本人民との一切の物品を賣買すること勝手たるべし其賣買若くは代價の受拂に關し日本官吏干涉することなかるべし

總て日本人民は日本官吏の干涉を受くることなくオーストリイ・ハンガリイ帝國內若くは日本の開港に於てオーストリイ・ハンガリイ國民より各種の物品を買入るゝこと勝手たるべし且右買入物品を保存し使用し若くは再販賣をなすことを得日本人民オーストリイ・ハンガリイ國民と賣買取引するに當り日本人民は相互の取引に於て平常拂ふべきものより多額なる稅金を課せらるゝことなかるべし。

又總て日本臣民は法律を遵守するに於てはオーストリイ・ハンガリイ帝國並に日本の開港に赴き同所に於て自由に且つ日本官吏の干涉を受くることなく該帝國民と取引することを得但常に現行警察規則に服從し且つ定例の稅金を拂ふべし又總て日本臣民は日本國產物若くは外國產物を日本の開港に或は日本の開港より或は日本の各開港間に若くは外國港より或は外國港に日本人民若くはオーストリイ・ハンガリイ帝國民の所有する船舶を以て輸送

することを得

本條は殆んど全條日本臣民の權利を規定したるものゝ如し。而して其第一項に於て墺洪國臣民、日本國臣民と日本官吏の干渉を受けずして、賣買取引をなすことの自由を約す。抑通商條約は何の爲めに設くるか。彼我人民の通商の規定たるは問はずして明かなるべし。果して然らば此項の如き實に贅文に屬す。蓋し開國の初日本政府に非ざれば外國人と賣買するの權利なく、之が爲め政府所有の賣店を設けたるを始とし、彼我通商の間に動もすれば干渉の恐あるに因り、此くの如き條項を設け、以て彼我國民自由に賣買を爲し、且つ彼我孰づれの所有船舶に拘らず、自由に物品を搭載することを規定したるものなるべし。然れども彼我通商に關しては固より此くの如き規定の必要なし。況んや其我臣民の權利を規定するに於てをや。顧ふに我臣民の權利義務は憲法及び其他諸種の法律に依りて定る。固より條約の規定を待つべきものに非ざるなり。故に深く當時を追咎することを爲さずと雖も、公法上失當の條項なりと斷定することに躊躇せざるべし。

又此に第三項中「又總て日本臣民は日本國産物若くは外國産物を日本の開港に或は日本の開港より或は日本の各開港間に若くは外國港より或は外國港に日本人民若くはオーストリイ・ハンガリイ帝國民の所有する船舶を以て輸送するを得べし」とあるに依り、墺洪國人民に沿岸航海を許與したるが如く論定する者あり、誤謬と謂ふべし。抑々沿岸航海なる文字は外國の何づれの港にも投錨することなくして、同一國の各港の間に商品を輸送することを云ふ。而して今日は之より稍々廣き意義に解釋すと雖も、別に外國船航海の爲めに讓與の規定あ

ろに非らずんば沿岸航海を許與したるものと云ふことを得ず。試に本條を反覆吟閲せよ、日本臣民の爲めにこそ外國船に商品を搭載し得ることを規定したるなれ、未だ嘗て墺洪國民に商品を搭載して沿岸各港の間に航海を許與したることあらず。故に强て沿岸航海を許與したりと云はゞ是れ主客を顚倒したるものなり。惡意を以て條文を譯ゆるに非らずんば公法上此解釋を生ずることを得ず。但當時本邦海運の業甚だ振はず、旅客及び貨物の運送多くは外國船に依賴し遂に沿岸航海を許與したるに均しき事實を生じたるは是れ自ら別事に屬す。固より條文の解釋には非ざるなり。

且夫沿岸航海は之を許すも公法上國權を害するものと謂ふことを得ず。多くの國は沿岸航海を以て自國の權利なりと主張すと雖も、是れ國權の名を假りて國益を保護するに過ぎざるものなり。試に看よ、沿岸航海を許さざる國に在りても戰時に際せば中立國の船舶を自國各港の間に往復せしむるに非らずや。又平時に在りても之を許與する國あり、伊國のベルジユウム、オーストリイ、英國、スエーデンノールエー、ゼルマン及びギリシヤに沿岸航海を許すが如き其一例なり。唯沿岸航海の許與は舊慣に依て最惠國條款中に包含せざるものとなすを例とす。故に沿岸航海を許すと否とは國益を害すると否とを顧るを要するのみ。

安政五年六月米國との條約（第三條）同年七月オランダとの條約（第二條）同年同月露國との條約（第九條）同年同月英國との條約（第十四條）同年九月佛國との條約（第八條）萬延元年六月葡國との條約（第十四條）同年十二月普國との條約（第八條）文久三年十二月スイスとの條約（第八條）慶應二年六月ベルジユウムとの條約（第八條）同年

七月伊國との條約(第八條)同年七月伊國との條約(第八條)同年十二月デンマークとの條約(第八條)明治元年九月スエーデン・ノールエーとの條約(第八條)同年同月スペインとの條約(第十四條)には彼我國民日本官吏の干渉を受くることなく、自由に賣買を爲すことを規定したるも本條第三項の如く船舶搭載に關するものなし。慶應二年五月英、佛、米、蘭の四國公使と江戸に於て改稅約書を議定するに及び其第十條第一項に「日本國民は日本の各開港及び外國の各港に於て日本人又は締盟國人の所有する船舶に其商品を搭載することを得べし」(佛文直譯)とあり。爾後此主旨は其他の諸國にも追約を以て規定したるものあり。而して明治二年一月北ドイツ聯邦と修好通商航海條約を締結するに至り、始めて本條約の如き規定を設け、墺洪國條約は實に之に因襲したり。ハワイ、清國、ペルー、朝鮮、メキシコとの條約及びシャム宣言には本條の如き規定あることなし(明治十一年七月廿五日調印米國との改正條約第五條及び第六條に沿岸航海に關する規定を載すと雖も未た實施せざるものなるに依り暫らく講究の資に供せず)

第十四條　本條約に附屬する貿易規則及び稅則は本條約の一部をなし兩締盟國を羈束するものと看做すべし

日本駐箚オーストリイ・ハンガリイ帝國外交官は本件の爲めに日本政府が任命する所の官吏と協同合意以て本條約附錄貿易規則の條項を施行する爲め必要なる規則を各貿易開港に設くるの權を有すべし

日本官廳は詐僞及び密商を防遏する爲め其最も適當なりと判定したる法則を各港に設くべし

本條第一項に據るときは貿易規則及び稅則は本條約と同體にして同一の價値を有し、本條約と分離して之を別

種のものと認むることを得ず。故に此貿易規則若くは税則を變更せんには本條約を變更すると同樣の手續を要す。即ち再約を爲すか又は外交文書の類を以てするか、其形式の如何を問はず兩國の合意を以てするに非ざれば能はざるものとす。換言すれば締盟國の一方の任意（其形式の法律又は行政命令たるを問はず）を以て加除增減することを得ざるものたり。而して其貿易規則若くは税則に關しては多少の異議なきを得ずと雖も本條は公法上別に非難すべき點なし。

第二項及び第三項は治外法權に附隨して當然我國權の自ら爲し得べき範圍を侵したるものなり。其不當の條項たるは多言を要せずして明かなり。

各國との條約に於て米國、オランダ、露國、英國、佛國、葡國、普國、スイス、ベルジュウム、伊、デンマーク、スエーデンノールエー、スペイン、北ドイツ聯邦との條約は皆な本條約の如き規定あり。ハワイ、ペルー、メキシコとの條約には貿易規則及び税則なくして均霑に依り、清國との條約通商章程第三十三款に於て「通商章程並に海關税則は修好條規と同樣に信守して變改なかるべし」と記し日本朝鮮修好條規附錄第十一款には「右十款の章程及之に添へたる通商規則共修好條規と同一の權を有す兩國政府遵行して違ふ莫るへし」と記しシャム宣言には貿易規則及び税則に關し何等の言明なし。

第十五條　日本政府は日本に在留するオーストリイ・ハンガリイ帝國民が日本人を通辯敎師僕婢等に使用し又は法律を以て禁制せざる諸種の使役に供することを妨げざるべし但右日本人犯罪の場合に於ては當に日本の法律に

服從すべし

又日本人は各種の資格を以てオーストリイ・ハンガリイ帝國に屬する船舶の業務に從事することを得

オーストリイ・ハンガリイ國民の使用する日本人は地方官廳に出願するときは其雇主に從て海外に行くの許可を得べし

尙又千八百六十六年五月二十三日附日本政府の布告に因り日本官廳より成規の旅券を得たる者は修業若くは貿易の爲めオーストリイ・ハンガリイ帝國に旅行することを得

第十六條　日本政府は直に日本貨幣の鑄造を改正することを約す日本造幣本局及び各開港に設立すべき貨幣局は外國人及び日本人より其身分の別なく各種外國貨幣及び金銀條を受取り之を同一の眞價格を有する日本貨幣に交換すべし但兩締盟國の合意を以て費額を規定すべき鑄造費を引去るべしオーストリイ・ハンガリイ帝國民及び日本臣民は互に仕拂をなすに當り外國若くは日本の貨幣を使用すること勝手たるべし

各種の貨幣(日本銅貨を除き)並に外國金銀條は日本より輸出することを得

第十七條　日本政府はオーストリイ・ハンガリイ國民の貿易の爲め開きたる各港に其最寄の航海を容易にし且つ安全ならしめんが爲めに必要なる燈臺燈火海標及び礁塔を備ふべし

第十八條　オーストリ・イハンガリイ帝國の船舶日本海岸に於て難破し若くは淺瀨に乘り上げ又は已を得ずして日本の港に避難することあるときは當該日本官廳は右事實を知るや否や直に其權內にある一切の助力を右船舶の

爲めに與ふべし且つ船中の人員は懇切なる待遇を受け必要なる場合に於ては最近のオーストリイ・ハンガリイ領事館に送致せらるゝの方便を與へらるべし

右第十五條より第十八條に至るまで合計四個條中、第十五條は蓋し當時本邦人を使用すること及び本邦人の海外に出ずることに關し多少沮害の恐あるに因り此くの如き規定を設けたるものなるべしと雖も、本來此等の事項は條約を以て規定すべき性質を有せず。

第十六條貨幣の件は開國の初、貨幣の制今日の如くならず、殊に贋造亦多く當時に在りては此等の條項蓋し必要に迫りたるものならん。然れども爾來貨幣の制大に革進し今日に至り此必要は既に全く消滅したるのみならず、本來國家は貨幣の善良及び使用を保證する者にして、貨幣を鑄造することは國家獨り之を能くし、僞造變造する者は勿論假令同價の貨幣を鑄造するも皆な主權を犯す者なり。其他國の貨幣を僞造する國或は貨幣僞造者を保庇する國は公法上他國に對して不正を爲すものとす。故に貨幣鑄造は對內公權に於ても對外公權に於ても主權重要の事項に屬すと雖も、國家は他國と約して貨幣を改造するの義務なく、又交換するの義務なし。本條今や必要を見ずと雖も、此くの如き條項の存在するは國の汚辱に屬せり。但其貨幣輸出の如きは通商上當然のことゝす。

第十七條燈臺浮標火浮標等設置の件も亦開國の當時此等の設置に乏しきに依り、此規定を要したるものなるべしと雖も、此等の件は國家自ら之を設置するの權あり。他國と約して之を設置するの責務を負ふは國權上頗る妥

當を缺く。況んや此等に關ゆる徵稅の規定なきに於てをや。今や此規定の必要旣に去り深く講究の要なしと雖も亦以て條約の汚點とす。

第十八條　難破船救助の件は條約の如何に拘らず、公法上國家仁慈の義務と認むる故に之を條約に規定するも公法上非議すべきものなし。(「フォンク・ブランタノ氏及ソレール氏曰　難破に關する野蠻の權利（往時は難破船を略奪するを權利と信じたり）は旣に開明國民の習慣より脫し去れり。何づれの國も此權利を認むるものなく、且つ野蠻人民今猶ほ之を望むと雖も之を禁遏せり。難破の場合に於ては國民及び國家は之が救援保庇をなさゞるべからず(「國際法要略」第三百九十二葉)」

各國との條約中第十五條、第十六條及び第十七條の如き規定は最初之を設けたるものあり、又之を設けざるものありしと雖も、慶應二年五月十三日英、佛、米、蘭の四國公使と議定したる改稅約書第六條、第十條及び第十一條に於て本文の如き規定を設け之を一般條約國に普及したれば、僅かにハワイ其他數國を除き殆んど此類の規定なきものなし。第十八條難破船救助の件に至りてはオランダ、スイス及び均霑諸國を除き皆な其規定あるのみならず、米國、英國及び朝鮮とは別に彼我難破救助費償還の約あり（明治十三年五月日米兩國間難破船費用償還約定書、明治十一年十二月五日附日本外務卿英公使との往復書、明治九年八月二十四日附日本理事官朝鮮政府との往復書を始め其他數回の外交文書）

第十九條　オーストリイ・ハンガリイ海軍の需用品は日本の開港場に陸揚しオーストリイ・ハンガリイ官吏の管

守する倉庫に無税にて貯藏することを得べし然れども若し其需用品を外國人若くは日本人に賣渡すときは買主は相當の税金を日本官廳に拂ふべし

船艦は恰も本國の一部を海中に浮べたるが如し。故に大洋に在るの間は本國法權の下に在りと雖も、他國の領海に入りて猶ほ此權利を失はざるものは獨り軍艦なりとす。軍艦は君主若くは使節と均しく治外法權を享有す。是れ公法の認許する所なるに依り、特別の待遇を爲すこと固より妨げなし。然れども本條の如く他國官吏の管理する倉庫に他國海軍の貯藏を約定するは、我國權を害するものと謂ふべし。何となれば公法上何づれの國も他國領内に海陸軍用品を貯藏するの權利なく、又何づれの國も之を貯藏せしむるの義務なければなり。但本條の所謂需用品は重もに食用品を云ふ。故に兵器若くは戰時用品を貯藏することあらば是れ惡意を以て本條を踰ゆるものなり。縱令此條約の存在するも公法上嚴に之を排斥せざるを得ず。

均霑諸國及び宣言に止まるものを除くの外、各國との條約中大概本條の如き規定なきものなし。是れ蓋し歐米諸國東洋に於て概ね此等の權利を有するに原因したるものならん。但清國との條約は彼我軍艦の特權を揭ぐるに止り(通商章程第二十八款)朝鮮に對しては軍艦に關する特例の外(通商章程第三十二款)我政府は石炭に石炭貯藏の權利を有せり(明治十年十二月「朝鮮於て採港中石炭貯藏並運搬約定」)

第二十條　オーストリイ・ハンガリイ政府及びオーストリイ・ハンガリイ帝國民は本條約施行の日より日本皇帝陛下が他國の政府若くは臣民に既に許與し若くは將來許與すべき一切の特權免除及び利益を享有することゝ

に明かに約定す

本條は所謂最惠國條款に屬す。然れども條約文中には最惠條款の文字なし。唯單に他國の政府若くは人民に許與し若くは許與するものは墺洪政府及び人民にも許與すと云ふに過ぎず。即ち第三の國の政府若くは人民に許與し若くは許與するものは、締盟國にも之を許與することを約するものなり。歐米諸國に行はるゝ最惠國條款とは其形式を異にし、普通最惠國條款よりは稍々廣き意義を有するに似たりと雖も今日に於て公法の理論より之を解釋すれば亦最惠國條款と認むるの外なし。

最惠國條款に關し或は云く、國に害ありと、或は云く國に利ありと、又或は云く國に利害なしと。是れ多くは說を立つるに唯國情を根據とするものなり。蓋し國情の如何によりては最惠國條款は實に其國に害あるものあらん、或は利あるものあらん、又或は利害なきものあらん。然れども公法の理論に於ては最惠國條款は國に特種の權を生ぜしめざるに起る。蓋し甲國若し乙國に對し他の諸國より多くの權利を有するは或は特異の威權又は利益を生じ其弊の測るべからざるものあり。是れ國家是も忌むべきの事とす。故に各締約國に對しては平等均一其待遇を異にせざるを可とす。(パスカール、フィヨル氏曰開明國の間に最も廣く採用せられたる規定の一は最惠國條款なり。此條約は諸工藝の自然の流通及び自由競爭を變換する所の特異の權利の成立を妨ぐるが爲めに設くるものなり(「萬國公法」第二卷第千七十四節)」

然れども最惠國條款に關し二說あり、曰く最惠國條款は條件附のものなり、即ち同一條件あるに非ざれば第三

の國に許與すべきものに非らずと。曰く最惠國條款は必らずしも條件附のものに非らず、然れども其均霑すべき事項に自ら區域ありと。此二説其孰づれを可とするに拘らず、最惠國條款に依て寛く國益を失はざるは唯其國力と交際上の伎倆とに屬し公法の論理に於ては最惠國條欵を不可なりとは認めず、且つ今日の情勢到底此條款を刪除することを得ざるは炳として明かなるに依り、却て宜しく之を利用するの道を講究するを要するのみ。

メキシコを除き歐米各國との條約中本條と同一なる意義を記載せざるものなし。蓋し立約の當時は彼れに在りては最惠國條款の必要たるを知り、我に在りては此條款の何ものたるを解せず。故に容易に之を許與したるものならん。而して爾後之が爲めに或は各國聯合運動の媒となりしことあり、或は特に某國と利益ある條約を結ぶの妨げとなりしことあり、皆な當時思はざるの奇禍のみ。但嘉永七年八月英國との約定に「最惠國の船舶若くは臣民に與ふる利益は英國船舶若くは臣民にも許與すと雖も從來交際あるオランダ及び清國に與ふるものは此限りにあらず」と掲げたりしが(第五條)爾後通商條約を結ぶに至り之を改正し遂に本文の如く記載したり。清國との條約には最惠國條款なし。故に彼我共に此權利を有せず。朝鮮に對しては明治十六年七月廿五日調印朝鮮國に於て日本人民貿易規則第四十二款中「現時若くは後來朝鮮政府何等の權利特典及び惠政恩遇に論なく、他國官民に施及するものあらば日本國官民も亦猶豫なく一體均霑するを得」とあり。故に日本政府は朝鮮に對し最惠國と均一の權利及び利益を受くることを得(朝鮮政府は日本に對して此權利なし)明治二十一年十一月メキシコとの條約に最惠國條款ありと雖も、從來の條約と其趣を異にし第五條中「有殊遇特權及び免除は

報酬を要せずして他の外國の臣民若くは人民に許與したるものに係れば又均しく報酬を要せずして之を許與し若し別段の約束に依つて許與したる者に係れば則ち同一の約束又は之と同一の價値を有する報酬に對して之を許與すべきことを約す」とあり。即ち無報酬にて他國に許與せしもの丶外は報酬を得ずして許與せざることを規定したるものなり。從來の條約に比すれば實に優る數等なりと謂ふべし。

第二十一條　兩締盟國の何づれの一方にても千八百七十二年七月一日以降は經驗に據り便益なりと確認したる變更若くは修正を加ふるの目的を以て本條約貿易規則及び附錄稅目の改正を要求するを得べし然れども右改正を要求する前には一箇年の豫告をなすを必要とす

然りと雖も日本皇帝陛下前揭期限以前に於て各國條約の改正を希望し且つ各條約國の承認を得たる場合に於てはオーストリイ・ハンガリイ政府も亦日本政府の要求に依り右條約改正會議に加入すべし

世に此條を認めて條約の終期となす者あり、誤解の甚しきものと謂ふべし。凡そ條約に施行年數を限るものあり、有期條約是れなり。又施行年數を限らざるものあり、無期條約是れなり。而して本條約は實に無期條約に屬し何づれの條項に於ても當然消滅すべき時期を定めず、僅かに本條に於て改正し得べき時期を約したるに過ぎず。故に本條約は改正することを得べし。當然廢棄することを得ざるなり。（パスカール・フイヨル氏曰、條約は左の場合に於て當然消滅に歸す。（一）締盟國の相互の承諾に由りて　（二）負務を終りたるに由りて　（三）兩締盟國の希望を以て延期せざるとき其條約に示したる期限の經過に由りて　（四）締盟國の一方の滅亡に由りて

（五）契約條件を履行し了はりたるに由りて（六）災害及び豫言せざりし場合に於て條約の目的たりし物件全體の消滅に由りて。又條約は其義務を果すこと能はざる障碍の不意の遭遇に由りて中止せらる而して其事實若し久遠に亘り且つ再度の望絶ゆるときは之が爲めに條約の消滅に馴致することを得（「萬國公法」第二卷第千四十七節）」

近世公法家の説に據れば無期條約も亦自然の境遇に於て期限を生ずることありと云へり。然れども現存有効の條約を廢棄することはフィヨル氏の列擧したる事實の存するか、否らざれば其條約は國の生存と併行するを得ざるが如き事實なかるべからず。而して本條約は或る條項の無効に歸したるものなきにあらずと雖も、締盟國の一方の宣言を以て其全體を廢棄する如きは公法上之を許さざるなり。

各國との條約中安政五年六月米國修好通商條約、同年七月オランダ修好通商航海條約、同年同月露國修好通商條約、同年同月英國修好通商條約、同年九月佛國修好通商條約、萬延元年六月葡國修好通商條約、同年十二月普國修好通商條約、文久三年十二月スイス修好通商條約、慶應二年六月ベルジュウム修好通商航海條約、同年七月伊國修好通商條約、同年十二月デンマーク修好通商航海條約、明治元年九月スユーデン・ノールエー修好通商航海條約、同年九月スペイン修好通商航海條約、明治二年一月北ドイツ聯邦修好通商條約、同年九月オーストリイ・ハンガリイ修好通商航海條約は皆な一箇年の豫告を以て明治五年七月已後改正することを得。明治四年七月ハワイ修好通商條約は六箇月の豫告を以てすれば何時にしても改正することを得。

明治四年七月清國修好條規は無期限、同通商章程は明治十三年後改正することを得(豫告期限なし)

明治六年八月ペルー修好通商航海假條約は他の諸國と條約改正をなすと同時に改正することを得。

明治九年二月朝鮮修好條規は無期限、明治十六年七月朝鮮に於て日本人民貿易規則は實施後(調印後百日經過)五箇年を限り(明治二十一年十一月ならん)新規則の設定を要せり但新規則設定前に期限經過すれば新規則成立まで舊規則を適用す。

明治二十年九月シャム宣言は無期限

明治二十一年十一月メキシコ修好通商條約は兩締盟國の一方より本條約廢棄を通知すれば其日より六箇月にて消滅すべし。

第二十二條　帝國及び王國外交官若くは領事官吏より日本官廳に發する一切の公文はドイツ語を以て記すべし然れども事務の處理に便ならしめんが爲め本條約施行の日より三箇年間は英譯文若くは日本譯文を公文に添ふべし

外交語として一般に使用せられたるものは往昔はラテン語次は佛語なり。現今に於ても佛語は最も廣く使用せらる。然れども何づれの國人も自國語を使用するの權利を有することは近世公法家の是認する所なり。故に互に敬愛を以てする場合を除くの外、墺洪國官吏は其自國語なるドイツ語を公文に使用するの權利を有し、日本國官吏も亦日本語を使用するの權利を有すること固より論なし。千八百十五年ウィーン會議は佛語を用ひ且つ其謄本は佛文を以て調製したるに拘らず、之を以て向來の例となすべからざることゝ其條約第百二十條に明記し

露京公會宣言）

第四條　戰法ハ敵ヲ損害スル方法ニ關シテ交戰國ニ無限ノ自由アルコトヲ認メス

交戰國ハ苛酷及ヒ不法不正若クハ暴逆ノ所爲ヲ爲スヘカラス

第五條　戰爭中交戰國ノ間ニ取結ヒタル休戰及ヒ降服ノ如キ軍事條約ハ嚴重ニ注意シ及ヒ遵守スヘシ

第六條　侵略シタル土地ハ戰爭ノ終局以前ニ其侵略者ノ戰取シタル土地ト看做スモノニ非ス戰爭ノ終局迄侵略者ハ事實上ノ權力ヲ其地ニ施行スルモノニシテ全ク臨時ノコトニ屬スルモノナリ（權利上其土地を所有するに非ずして假りに其土地を支配するに過ぎざるを謂ふ）

第二章　總則ノ適用

第一節　交戰

一　人に關する行爲の規程(きてい)

（い）無害の人民

戰爭をなすは軍隊のみに限るものなるに因り（第一條參觀）

第七條　無害ノ人民ヲ虐待スルコトヲ禁ス

（ろ）敵を損害する方法

戰爭は合法のものたるべきに因り（第四條參觀）

第八條　左ノ諸項ヲ禁ス

（イ）如何ナル情況ヲ以テスルヲ問ハス毒ヲ使用スルコト

（ロ）謀殺ヲ幇助シ又ハ僞リテ降服スルカ如キ所爲ヲ以テ敵ノ生命ヲ殘酷ニ傷害スルコト

（ハ）軍隊ノ記章ヲ隱蔽シテ敵ヲ攻擊スルコト

（ニ）國旗、軍隊、若クハ敵ノ正服、軍使旗及ヒジュネーヴ條約ニ定メタル記章〔下文第十七條及第四十條ニ記載スルモノ〕ヲ盜用スルコト〔ジュネーヴ條約とは赤十字條約を云ふ此條約スイス國ジュネーヴに於て締結せられたり〕

苛酷の所爲を爲すべからざるに因り（第四條參觀）

第九條　左ノ諸項ヲ禁ス

（イ）負傷ヲ張大ニシ又ハ無益ノ苦痛ヲ起サシムヘキ武器、銃丸又ハ物質ヲ使用スルコト――就中爆發スヘキ又ハ爆發若クハ發火質ヲ使用シタル四百グラム以下ノ重量アル銃丸（露京公會宣言）

（ロ）任意ニ降伏スル敵若クハ戰鬪力ヲ失ヒタル敵ヲ殺害シ又ハ其肢體ヲ切斷スルコト及ヒ假令自己ニ於テ宥恕ヲ請ハストスルモ豫メ敵ニ宥恕ヲ與ヘサル旨ヲ宣言スルコト

（は）負傷者、病者及び衞生員

負傷者、病者及び衛生員はジュネーヴ條約に基づける下文（第十條より十八條に至る）に依りて苛酷の所爲を受くることを免かるべし

第十條　負傷シ若クハ疾病ニ罹レル軍人ハ何レノ國民タルヲ問ハス之ヲ收集シ及ヒ之ヲ看護スヘシ（戰場に横はれる負傷者病者を引取り看護するは何づれの國民たるを問はざるなり）

第十一條　司令官ハ當時ノ事情之ヲ許ストキ及ヒ双方ニ於テ之ヲ承諾スルトキハ戰爭中ニ負傷セシ敵ノ軍人ヲ直チニ敵營ニ交付スルノ權ヲ有ス

第十二條　負傷者ヲ戰場ヨリ引取ルコトハ之ニ從事スル者ト共ニ中立ヲ以テ取扱ハルヘシ

第十三條　病院及ヒ野戰病院――院長、看護、庶務並ニ負傷者運搬ニ從事スル者、病院附僧侶及ヒ衛生官ヲ補助スルコトヲ正當ニ許可セラレタル救恤會ノ社員及ヒ委員トモ――其職務ヲ執行スルトキ及ヒ負傷者ヲ救助スル場合ハ中立者ト認メラルヘシ

第十四條　前條ニ揭ケタル者ハ其場所ヲ敵ニ占領セラレタル後ニテモ必要ニ應シ其從事スル所ノ病院又ハ野戰病院ニ在ル病者及ヒ負傷者ヲ引續キ看護スヘシ

第十五條　若シ前條ニ揭クル者退去センコトヲ求ムルトキハ占領隊ノ司令官ハ其出發ノ時機ヲ定ム但其時間ハ軍事上必要ノ場合ニ於テハ僅少ノ時間ニ限ルコトヲ得

第十六條　敵ノ手ニ落タル中立者ニ對シテハ出來得ル場合ニハ相當ノ待遇ヲ受クルコトヲ保證スル爲メニ之カ處

置ヲ施スヘシ（本條に中立者とあるは前條に掲ぐる人々を謂ふ）

第十七條　中立衛生員ハ當該軍務官ノ許與シタル白地ニ赤十字ノ腕章ヲ着クヘシ

第十八條　交戰國ノ將帥ハ地方人民ヲシテ仁慈心ヲ喚起セシメ且ツ其力爲メニ地方人民ノ享有スヘキ利益ヲ示シ負傷者ヲ救助スルコトヲ地方人民ヲシテ約諾セシムヘシ（第三十六條及第五十九條ニ云フ如ク）而シテ交戰國ノ將帥ハ其勸誘ニ應シタル人民ヲ不可侵ノ者ト認ムヘシ

（に）屍　體

第十九條　戰場ニ横レル屍體ヲ剝取リ又ハ毀傷スルコトヲ禁ス

第二十條　屍體ハ手帳番號等ノ如キ其誰タルコトヲ推定スルニ要用ナル諸種ノ記標ヲ屍體ヨリ收集スル以前ニ埋葬スルコトヲ得ス（其誰たることを推定するに足るべき材料を收集せずして埋葬する如きは仁慈の所爲にあらず）

右ノ手續ニテ敵ノ屍體ヨリ收集シタル記標ハ其屬セシ軍隊若クハ政府ニ之ヲ送付スヘシ

（ほ）捕虜たるべき者（捕虜と稱するは戰爭中降伏或は捕虜に因りて捕はれたる者を謂ふ捕虜は罪囚にあらざるが故に相當の待遇を受くるの權利あるものなり）

第二十一條　交戰國ノ軍隊ニ屬スル者ニシテ敵ノ手ニ落チタルトキハ第六十一條及ヒ其下文ニ記スル所ニ從テ捕虜トシテ取扱ハルヘシ

官ノ通信ヲ携帶シ公然其使命ヲ勤ムル者及ヒ敵ヲ視察シ若クハ軍隊又ハ各地方ノ間ニ通信ヲ取扱フ普通輕氣球・乘者モ亦同シ（普通輕氣球乘者とは當然捕虜たるべき軍用輕氣球乘者にあらざる者を謂ふ）

第二十二條　軍隊ニ屬スル者ニアラスシテ單ニ軍隊ニ隨從スル者即チ新聞通信者、飮食物ヲ販賣スル者、諸用達人等ノ類ニシテ而シテ敵ノ手ニ落チタル者ハ軍事上必要ナル期間ノミ抑留セラルヘシ（此等の人は捕虜として取扱はるべき權利ある者にあらざるが故に一時之を抑留するに過ぎず）

（へ）間　諜

第二十三條　間諜トシテ捕ハレタル者ハ捕虜トシテ取扱ハルヽコトヲ得ス

然りと雖も

第二十四條　交戰國ノ軍隊ニ屬シ而シテ其服裝ヲ變セサル者ニシテ敵ノ哨兵線内ニ入リタル者ハ間諜ト認ムルコトヲ得ス――敵ノ通信ヲ携帶シ公然其使命ヲ勤ムル者及ヒ輕氣球乘者（第二十一條）モ亦同シ

戰時に當り間諜としての追捕は屢々濫用の弊あるに因り之を矯正せんが爲めに左の條を公言せざるべからず即ち

第二十五條　間諜トシテ追捕シタル者ハ當該裁判所ニ於テ之カ判決ヲ與フル以前ニ處罰スルコトヲ得ス

尚又左の件は容認せらるべし

第二十六條　敵ノ占領地ヲ逃レ出ルコトヲ得タル間諜ニシテ爾後敵ノ手ニ落ツルモ其以前ノ所爲ニ對シテ責任

ヲ有セス（即ち一度敵地を去りたる間諜は再び其敵の手に落るも過去の間諜に對する罰を與ふることを得ず）

（と）軍使（對陣又は對戰の場合に於て交戰者の間に商議をなすが爲めに往來する使節を云ふ）

第二十七條　交戰者ノ一方ヨリ他ノ一方ニ協議ヲ開クカ爲メニ派遣セラレ白旗ヲ以テ之ヲ表明シタル者ハ軍使ト認メラレ且ツ當然不可侵ノモノトス

第二十八條　軍使ハ喇叭手、太鼓手或ハ旗手ヲ伴ヒ又場合ニヨリテハ案内者及ヒ通辯ヲモ伴フコトヲ得而シテ是等ノ人々モ亦當然不可侵ノモノトス

此特權の必要なることは多言を待たずして知るを得べく而して是に由りて屢々仁慈の所爲を爲すことを得然り而して此特權は敵に對して損害を與ふるものにあらず如何となれば

第二十九條　軍使ヲ派遣セラレタル軍隊ノ長ハ何ツレノ場合ニ於テモ必スシモ此使節ヲ引見セサルヲ得サルモノニアラス（即ち軍使を送らるゝも之を謝絶して引見せざることを得）

之に加ふるに

第三十條　軍使ヲ引見スル軍隊ノ長ハ我兵線内ニ此敵人（即ち使節）ノ來レル故ヲ以テ損害ヲ受ケサルカ爲メニ相當ノ處置ヲ施スヘキ權ヲ有ス

軍使及び其隨件者は之を引見する敵に對して合法の行爲あるを要す（第四條參觀）

第三十一條　若シ軍使其受クル所ノ信任ヲ濫用スルトキハ一時之ヲ抑留スルコトヲ得又若シ逆抗ヲ企ツルカ爲メ其特權アル位地ヲ利用シタルコト事實ナルニ於テハ不可侵ノ權ヲ失フ

二　物に對する行爲の規程

（い）損害の方法　砲擊

苛酷なる處爲を爲すべからず〔第四條參觀〕との規程ヲ遵守するの措置を望む故に

第三十二條　左ノ事項ヲ禁ス

（イ）市府ヲ暴略スルコト（威力を濫用して財産を分捕する類）急激ナル攻擊ヲ爲シテ占領シタル市府ニテモ亦同シ

（ロ）軍事上已ムヲ得サル必要アルニアラスシテ公有物件ヲ破壞スルコト

（ハ）防禦セラレサル場所（兵力を以て防禦せられざる場所）ヲ攻擊シ又ハ砲擊スルコト

城寨其他敵の嬰守せし場所を砲擊するは交戰者の權利なることを認むと雖ども此權利を行ふに際し仁慈の思想にては敵の兵力及び防禦の方法の上より生ずべき效果を出來得る丈け制限することを望まざるを得ず故に

第三十三條　攻擊軍ノ司令官ハ急激ナル攻擊ヲ爲ス場合ヲ除クノ外出來得ル丈ケノ手續ヲ以テ砲擊ヲ爲ス前ニ其旨地方官ニ告知スヘシ（無害の良民をして危難を避けしむる爲めに砲擊を爲す前に可成之を豫告することを要す）

第三十四條　砲撃ヲ爲ス場合ニ於テ宗教、美術、學藝及ヒ慈善ノ用ニ供スル建物、病院及ヒ病者若クハ負傷者ノ集會スル場所ハ直接ニテモ間接ニテモ防禦ニ使用セサル限リハ出來得ル丈ケ之ヲ砲撃スルコトヲ避クルカ爲メニ必要ナル處置ヲ施スヘシ

又圍ヲ受ケタル者ハ之ヲ圍ム者ニ豫告シ認識シ得ヘキ記章ヲ以テ前項ノ種類ニ屬スル建物ナルコトヲ表示スルノ義務アリ

（ろ）　衞生に關する物件

衞生上に使用する建物に特別の保護を與ふるに非ずんば第十條及び其下文に掲げたる負傷者に關する條項は不完全のものたるを免れず故にジユチーヴ條約に因りて

第三十五條　野戰病院及ヒ病院ハ中立ノモノト認ム而シテ病者若クハ負傷者ノ居ル間ハ交戰者ハ之ヲ中立ノモノトシテ保護スヘシ

第三十六條　病者若クハ負傷者ヲ集メ之ヲ看護スル一箇人ニ屬スル建物又ハ建物ノ一部モ亦前條ニ同シ

然りと雖も

第三十七條　野戰病院及ヒ病院ノ中立ハ兵力ヲ以テ之ヲ防衞スル場合ニ於テ消滅ニ歸スヘシ――但警察官ノ附屬スルハ此限ニアラス（野戰病院及び病院は中立のものたるに因り兵力を以て防禦するの必要なし若し之を防禦することを許すに於ては中立者たる特權を濫用するの弊を生ずべし故に之を禁ず）

第三十八條　軍用病院（陸軍病院の類）ニ屬スル物件ハ戰法ニ服從スヘキモノナルニ因リ此病院ニ從事スル者退去スル場合ニハ私有物ヲ持去ルコトヲ得――之ニ反シテ野戰病院ニ在リテハ惣テノ物品ヲ持去ルコトヲ得ス

第三十九條　前條ニ掲ケタル「野戰病院」トハ病者及ヒ負傷者ヲ救護スルカ爲メニ戰場マテ軍隊ニ追從スル原野病院及ヒ其他一時ノ建物ヲ謂フ

第四十條　病院、野戰病院及ヒ退場（死者負傷者を引取ること）ヲ示スカ爲メニ特種一定ノ旗ヲ使用スヘシ――此旗ハ白地ニ赤十字ナリトス――又此旗ハ必ス國旗ト共ニ建ツヘシ

第二節　占領地

一　定義

第四十一條　敵兵ノ侵略ニヨリテ其國ニ於テ實際政令ヲ施行スルコトヲ得サルトキ及ヒ之ヲ侵略セシ國ニ於テ獨リ其土地ノ秩序ヲ保持スルコトニ任スルトキハ其土地ハ占領セラレタルモノト認メラルヘシ而シテ其事實ノ存在スル限リハ則チ區域及ヒ期間ナリトス（占領には區域及び期限なし只實際其事實存在する場合は即ち占領地にして而して其存在する間は即ち占領の期限なりとす）

二　人に對する行爲の規程

政府の一時の變更（即ち占領の爲め）より新なる關係を生ずるに因りて（第六條參觀）

第四十二條　出來得ル丈ケ速カニ其施行スル所ノ權限及ヒ占領セシ土地ノ區域ヲ占領地ノ人民ニ告知スルハ占領

軍ノ義務ナリトス

第四十三條　占領者ハ秩序及ヒ公安ヲ克復シ且ツ保證スルカ爲メニ其爲シ得ヘキ丈ケノ處置ヲ施ササルヘカラス是に因りて

第四十四條　占領者ハ平和ノ時ニ其土地ニ現ニ行ハレタル法規ヲ維持スヘシ而シテ必要アルニ非スンハ其法規ヲ變更シ中止シ又ハ他ノ法規ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ス

第四十五條　何等ノ階級ヲ問ハス軍務ニ屬セサル官吏及ヒ役員ハ其職務ノ繼續ヲ承諾スルトキハ占領者ノ保護ヲ受クルモノトス

右等ノ官吏及ヒ役員ハ何時ニテモ免セラルルコトヲ得又何時ニテモ自ラ其職務ヲ辭スルノ權アリ（占領者に在りては隨意に之を免ずることを得官吏及び役員に在りては隨意に之を辭することを得）

又右等ノ官吏及ヒ役員ハ其任意ニ承諾シタル職務ヲ怠ルニアラスンハ懲戒セラルルコトナシ又其職務ニ背叛スルニ非スンハ法律ニ問ハルルコトナシ

第四十六條　占領者ハ緊急ノ場合ニ於テ其地方行政ノ必要ヲ充タスカ爲メニ其地方人民ノ援助ヲ求ムルコトヲ得占領は其地方人民の國籍を變更するものに非ざるに因り（占領地は占領者の所有地に歸したるものに非ざるが故に其國籍に異動なきものとす）

第四十七條　占領地ノ人民ハ敵國ニ對シテ宣誓ヲ强迫セラルヘキ者ニアラスト雖モ占領者ニ逆抗ノ處置ヲ爲スニ

於テハ處罰セラルヘキ者トス（第一條參觀）

第四十八條　占領地ノ人民ニシテ占領者ノ命令ニ服從セサル者ハ强制執行ヲ受クヘシ

然リト雖モ占領者ハ攻取防禦ノ工事ヲ援助セシムル爲メニ及ヒ其本國ニ反シテ軍事ニ加擔セシムル爲メニ其土地ノ人民ヲ强迫スルコトヲ得ス（第四條參觀）

然るのみならず

第四十九條　一家ノ名譽權利一個人ノ生命及ヒ信教並ニ其宗教ノ式法ハ勉メテ之ヲ保タシムヘシ（第四條參觀）

三　物に對する行爲の規程

（い）　公有物件

占領者は敵國に代りて其使略したる土地の政府たるべきものなりと雖も無限の權利を其土地に施すべきものに非ず其土地の運命は和議の時に至る迄は未定のものに屬するが故に占領者は猶ほ其の所有に屬するものを勝手に處分し又は軍事に使用することを得ず是に於てか左の規則を生ず

第五十條　占領者ハ被占領國ニ當然屬スル貨幣、資金及ヒ徴發スヘキ又ハ賣買スヘキ有價物其他總テ戰爭ノ用ニ供スヘキ其國ノ動產ニ限リ之ヲ收用スルコトヲ得（敵國の官有動產並に敵國の軍用に供すべきものゝみ收用することを得べし）

第五十一條　運搬ノ用ニ供スルモノ（鐵道、船舶等）並ニ電信及ヒ陸揚アル海底電信ハ占領者ニ於テ其使用ノ爲メニ單ニ押收スルコトヲ得、然レトモ軍事上必要アルニ非スンハ之ヲ破壞スルコトヲ禁ス而シテ和議ノ時ニ至ラハ其現形ノママニテ返還スヘシ

第五十二條　占領者ハ建物、森林及ヒ農園ノ如キ敵國ノ所有ニ屬スル不動產ニ關シテハ假リノ行政者タル處置ニアラサレハ施行スルコトヲ得ス（第六條參觀）

占領者ハ右等所有物ノ財源ヲ保護シ且ツ其維持ニ注意スヘシ

第五十三條　市町村有財產及ヒ宗教、慈善、教育、美術若クハ學術ノ用ニ供スル財產ハ收用スヘキモノニ非ス

右等ノ建物、歷史上ノ建物、記錄、美術若クハ學術ノ製作物ヲ故意ニ破壞シ若クハ毀損スルコトハ軍事上眞ニ已ムヲ得サル必要アルトキノ外堅ク之ヲ禁ス

（ラ）　私有物件

占領者の權利は敵國の所有物に對してすら制限あり一個人の財產に對しては無論に制限なかるべからず

第五十四條　一個人又ハ集合體ニ屬スル私有物體ハ勉メテ之ヲ保庇シ下條ニ揭クル場合ヲ除クノ外之ヲ沒收スルコトヲ得ス

第五十五條　運搬ノ用ヲ爲スモノ（鐵道、船舶等）電信、兵器及ヒ軍用品ハ會社又ハ一個人ニ屬スルヲ問ハス占領者ハ之ヲ收用スルコトヲ得然レトモ講和ノ時ニ至リ出來得ルトキハ其物件ヲ返還シ若シ能ハサルトキハ之カ賠

償ヲナスヘシ

第五十六條　町村若クハ人民ニ向テ現物ノ請求(徴發)ヲ爲スコトハ一般ニ認メラレ得ヘキ軍事上ノ必要ヲ以テ程度トナシ且ツ其地方ノ財源ニ應スヘシ(軍事上必要ならざるか又は其地方の財源を全く涸渇するが如き徴發を爲すべからざるを云ふ)

徴發ハ占領地ニ在ル司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス(即ち各隊若くは各人勝手に徴發を爲すは違法の所爲なりとす)

第五十七條　占領者ハ諸納金(手數料雜收入の類)及ヒ租税トシテ其國ニ既定ノモノニアラサレハ徴收スルコトヲ得ス而シテ權利上ノ政府(即ち被占領地の政府)ニ於テ其地ニ政令ヲ行フ能ハサル限リニ於テ代テ行政ニ任スル費用ニ之ヲ使用スヘシ

第五十八條　占領者ハ未濟ノ罰金若クハ租税又ハ未納ノ徴發物件ニ代用スヘキモノト爲スニ非サレハ現金ノ非常賦課ヲ行フコトヲ得ス(罰金にあらず租税にあらず又徴發物件の代用にあらずして妄りに出金せしむるは强奪の所爲にして其違法なること勿論なり)

現金ノ賦課ハ出來得ル丈ケ其地方現行ノ賦課法ニ從テ占領地ニ駐在スル總司令官又ハ高等文官ノ命令及ヒ其責任ヲ以テスルニアラスンハ之ヲ行フコトヲ得ス

第五十九條　軍隊ノ給養及ヒ軍用賦課ニ關スル負擔ヲ課スルニ當リテハ負傷者ニ對シテ憐憫慈愛ヲ加フル人民ニ

ハ酌量スル所ナカルヘカラス（負傷者を熱心に救恤する人民には其賦課を輕減するを要す）

第六十條　即時納金セサルトキニ行フ現物ノ徵收及ヒ軍用賦課ニハ領收書ヲ交付シテ之ヲ證スヘシ――此領收書ノ正實ニシテ且ツ公式ナルコトヲ保證スル爲メニ相當ノ處置ヲ爲ササルヘカラス

第三節　捕虜ニ關スル條件（第二十一條參觀）

一　拘擒に關する規程

拘擒は捕虜に適用する刑罰にあらず（第二十一條參觀）又復讐の處置にあらず全く刑罰の性質を有せざる一時の拘留に過ぎざるなり

捕虜に對する注意と其人身を保全するの必要とは併せて之を下文に論ずべし

第六十一條　捕虜ハ敵國政府ノ權利ノ下ニ支配セラルル者ニシテ之ヲ捕虜トナセシ一個人若クハ一隊ノ權利ノ下ニ支配セラルルモノニアラス（捕虜を支配することは其國政府の權利に屬するものにして之を捕虜となせし一個人若くは一隊は勝手に之を處分することを得ず）

第六十二條　捕虜ハ敵軍ニ現ニ行ハルル法律規則ニ服從スヘシ

第六十三條　捕虜ヲ取扱フニハ仁慈ノ心ヲ以テスヘシ

第六十四條　武器ヲ除クノ外捕虜ノ所有ニ屬スルモノハ惣テ其所有物タルコトヲ失ハサルヘシ

第六十五條　捕虜ハ若シ質問ニ遇ハハ其眞實ノ姓名及ヒ階級ヲ言明セサルヲ得ス然ラサルニ於テハ同階級ノ捕虜

ニ與フル利益ノ全部或ハ一部ヲ剝奪セラルヘシ

第六十六條　捕虜ハ定メラレタル區域ノ外ニ出ツヘカラストノ制限ヲ以テ市府、城塞、野營ノ場所若クハ或ル土地ニ留置カルヘシ然レトモ治安ヲ保持スル爲メニ已ムヲ得サル場合ノ外ハ禁錮セラルルコトナシ

第六十七條　捕虜ニシテ從順ナラサル行爲アルトキハ之ニ應スル嚴重ノ處分ヲナスコトヲ得

第六十八條　逃走スル捕虜ニ對シテ之ヲ呼止ルモ應セサル以上ハ武器ニ訴フルコトヲ得（即ち之を射撃することを得べし）

若シ逃走ノ捕虜ニシテ其軍隊ニ復歸スル前ニ又ハ其留置カレタル土地ヲ逃去スル前ニ再ヒ捕ハレタルトキハ單ニ懲戒ノ處分ヲ受クルカ又ハ一層嚴シキ監視ヲ受クヘシ

既ニ逃走シ得タル後ハ再ヒ捕ハルルモ其以前ノ逃走ニ對スル處分ヲ受クルコトナシ

然リト雖モ若シ逃走シテ再ヒ捕虜トナリタル者ニシテ嘗テ逃走セストノ誓言ヲ爲シタル者ナランニハ捕虜タル者ノ有スヘキ權利ノ剝奪セラルヘシ（軍人は最も名譽を貴ぶべし故に逃走せざる旨を誓言したる者にして其言に反し逃走する如きは捕虜たるの權利を失ふべし）

第六十九條　其權利ノ下ニ捕虜ヲ支配スル政府ハ捕虜ヲ扶持スルコトニ任スヘシ

交戰國ノ間ニ前以テ本件ノ協議ナキトキハ捕虜ノ食物及ヒ衣服ニ關シテハ之ヲ捕虜トナシタル政府ニ於テ平時其兵ニ給與スルモノト同樣ニ取扱フヘシ

第七十條　如何ナル所爲ヲ以テスルモ捕虜ヲ强迫シテ軍事ニ加ラシメ又ハ本國若クハ本隊ノ密事ヲ告白セシムルコトヲ得ス

第七十一條　捕虜ヲ戰鬪ニ直接ノ關係ヲ有セサル公ケノ工事ニ使役スルコトヲ得但其工事ハ苦役ニアラス且ツ軍隊ニ屬スル者ハ其軍人トシテノ階級ヲ、軍隊ニ屬セサル者ハ其官途又ハ社會ニ於テ有スル位置ヲ辱カシメサルモノニ限ル

第七十二條　若シ捕虜ニシテ私ノ工業ニ從事スルコトヲ許可セラレタル場合ニハ其俸給ハ捕虜ヲ扶持スル官廳ニ於テ取立テ而シテ之ヲ捕虜ノ境遇ヲ改良スルコトニ使用シ、捕虜ヲ放還スル時ニ際シ其扶持シタル費用ヲ差引クコトヲ得ルトキハ之ヲ差引キタル殘金ヲ捕虜ニ給與スヘシ

二　捕虜たることの消滅

捕はれたる敵人を留置くことを正當なりと認むる理由に戰爭を爲し居る間のみ存在するものなるが故に（戰爭を終りて平和に復するときは捕虜を留置く理由消滅すべし）

第七十三條　捕虜ノ拘擒ハ講和ノ結局ニヨリテ當然消滅スト雖モ其捕虜ヲ交付スル手續ハ交戰國ノ協議決定スル所ニ依ル

前條の時期に到達する前に於て並にジユテーヴ條約に依りては

第七十四條　負傷或ハ罹病ノ捕虜ニシテ其全快ノ後再ヒ從軍スルコト能ハスト認メラレタル者ハ當然捕虜タルコ

ト消滅スヘシ（捕虜たるの權利を奪ふに非らずして捕虜の事實消滅するものなり）

前項ノ場合ニ於テ其留置ニ係ル者ハ之ヲ本國ニ送還スヘシ

戰爭中に在りては

第七十五條　又捕虜ハ交戰者ノ間ニ取極メタル交換規程ニ依リテ放還セラルルコトヲ得（交戰者の間に捕虜の割合を定めて互に交換することあるを謂ふ）

又交換にあらずとも

第七十六條　捕虜ハ其屬スル國ノ法律ニ於テ禁セサルトキハ誓言ニ因リテ放還セラルルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ捕虜ハ一身ノ榮譽ヲ保證トシテ其任意ニ約諾シ且ツ明カニ列擧シタル約束ヲ嚴重ニ遵守スルコトヲ要ス――又其捕虜ノ本國政府ハ捕虜ノ敵ニ對シテ誓言セシ所ニ反對ナル業務ニ之ヲ使用シ又ハ使用セラレンコトノ希望ヲ承認スルコトヲ得ス（本條の場合に於て捕虜の放還は全く再び從軍せずと云ふが如き誓言に因るものなるが故に其當人は勿論本國政府も亦誓言を守らしめざるべからざる義務あるものなり）

第七十七條　捕虜ハ誓言ヲ爲シテ放還セラルルコトヲ强迫セラルヘキモノニ非ス――又誓言ヲ爲スニ因リ放還セ

コト捕虜ヨリ請願スルモ本國政府ハ必スシモ之ヲ許可セサルヲ得サルモノニアラス

第七十八條　誓言ニヨリテ放還セラレタル捕虜ニシテ其誓言ノ爲シタル政府ニ對シテ武器ヲ執リ而シテ再ヒ捕ハレタル者ハ其放還後無條件ノ交換掛ニ登載セラレタル如キコトアルニ非サルヨリハ捕虜タルノ權利ヲ剝奪セラ

ルヘシ

第四節　中立國に於ての抑留

中立國は其中立を破るに非ずんば交戰者に援助を與ふること就中其土地を交戰者に貸すことを得ずとは萬國の是認する所なり然れども他の一方を顧れば仁慈の所爲に於て死若くは捕拿を免かるゝが爲めに避難所を求むる者を謝絕することを得ずと此くの如く彼此相反するものを調和するが爲めに左の條款を生ず

第七十九條　交戰國ノ軍隊ニ屬スル隊伍若クハ一個人中立國ノ領內ニ避難ノ爲メニ來奔スルトキハ中立國ハ出來得ル丈ケ戰場ヲ遠去カリタル場處ニ之ヲ抑留スヘシ

戰爭又ハ軍務ノ爲メニ中立國ノ領內ニ進入シタル者ニ就テモ亦前項ノ處分ヲ施スヘシ

第八十條　抑留者ハ野營ノ場所ニ留置クコトヲ得或ハ又城塞其他ノ場所ニ拘留シ置クコトヲ爲シ得ヘシ

又中立國ハ自己ノ判斷ヲ以テ其許可ヲ得スシテ中立國ノ領內ヲ立去ルコトナシトノ約言ヲ爲ス所ノ士官ニ對シテ自由ヲ與フルコトヲ得

第八十一條　抑留者ヲ扶持スルコトニ關シ特別ノ條約ナキ場合ニ於テハ中立國ハ糧食、衣服其他ノ救助ヲ唯其仁慈心ニ訴ヘテ之ヲ給與スヘシ

又中立國ハ抑留者ノ携帶シタル或ハ持込タル物件ヲ保存スルコトニ注意スヘシ

講和ノ時或ハ爲シ得ヘクハ其以前ニテモ抑留ノ爲メニ生シタル費用ハ其抑留者ノ屬スル交戰國ヨリ中立國ニ償

還スヘシ

第八十二條　千八百六十四年八月二十二日ノジュネーヴ條約ノ條款（第十條ヨリ第十八條マテ、第三十五條ヨリ第四十條マテ、第五十九條及ヒ第七十四條）ハ衛生員並ニ中立國ニ来奔シタル或ハ送致シタル病者及ヒ負傷者ニモ適用スヘシ

就中

第八十三條　捕虜ニアラサル負傷者及ヒ病者ヲ引取ルコトハ此等ノ者及ヒ其物件ハ特ニ衛生ニ關スルモノナルニ依リ中立國ヲ通過シテ之ヲ引取ルコトヲ得——其引取人ノ通過スル所ノ中立國ハ其引取ル者ニ於テ爲サヽルヘカラサル條件ヲ嚴重ニ實行セシムル爲メニ保安上ノ處置及ヒ必要ナル監督ヲ行フヘシ

第三章　刑事制裁

上來掲ぐる所の諸規程に違反したる犯罪人は審議の末當該交戰國に於て之を罰せざるべからず故に

第八十四條　此公法ヲ犯シタル者ハ刑法ニ列擧シタル處置ヲ受クヘシ

然れども其處罰は犯人を捕獲したる場合に限る。反對の場合に於ては刑法は無力なり。而して其侵害せられたる一方に於て急速に其權利を保全せしむる爲めに其の注意を喚起せしめざるを得ざる程に其犯罪は重大なりと認めたるときは敵に對して反報をなすより他に方法なきものとす（反報とは汚辱又は損害を受けたる場合に於て

我自ら我が欲する所を爲して自ら之が恢復を爲すことを謂ふ）反報するものは無罪の者は有罪の者の爲めに害せらるべきものに非ず。又縦令敵に於て相互の意思なきも交戰者は各自此公法を遵守することを要するものなりとの正理の原則に對する悲しむべき除外例なり然れども此無慈悲なる必要（即ち反報）は左の制限によりて甘和せらるべし

第八十五條　反報ハ其損害既ニ恢復シ得タルトキハ之ヲ行フコトヲ禁ス

第八十六條　反報ヲ爲スコトハ避クヘカラサル必要ニ迫レリト認ムヘキ重大ナル場合ニ於テ其反報ヲ爲ス方法及ヒ其區域ハ敵ノ犯シタル違反ノ度ヨリ超過スルコトヲ許サス（反報は敵の我に爲したる所爲を限度として之を爲すべきを謂ふ）

反報ハ總司令官ノ許可ナクシテ之ヲ行フコトヲ得ス（即ち各隊各人の勝手に之を行ふことを許さず）

又反報ハ總テノ場合ニ於テ仁慈及ヒ道徳ノ道ヲ遵守スヘシ　（明治二七・八刊）

本書は序文にもある通り原敬がパリー駐在外交官時代に翻譯したるを通商局長時代に出版したものである。諸制度確立を急いだ當時にあつて、如何に本書が重大なる役割を果したかは今更喋々する迄もないが、出版と殆ど時を同じうして起つた明治二十七八年戰役に於て本書の爲しとげた役割は蓋し逸すべからざるものがあつた。即ち二十七八年戰役に際して戰時公法を確定する場合我が法制のテキストとなつたと言ふ。なほ序文にもある通り原敬註と原著註解とは夫々活字を異にし原敬註は五號片假名、原著註解は五號平假名であるが、本全集に集錄するに當つては、本條文のみを片假名とし、原敬註も原著註解も共に平假名に改めたが、原敬註を（　）の中に收めて區別をたてた。本書中「　」に收められたものは原敬の譯本中に（　）の中に收められてあるものである。（編纂者）

大阪每日新聞所載論說

讀者諸君に告ぐ

余今回官職を辭して大阪每日新聞社に入れり。本日以後社務に從事し嘗て我社の諸君に啓告せし如く擴張改良の實を擧げ以て諸君の好意に報ひ併せて世に補益する所あらんことを期す。

近來内治外交の情況を見るに内に在りては立憲政治の主旨を誤りて往々多數壓制の禍害を釀し又黨類を濫選して漫に人材登用と稱し政綱を紛亂して行政刷新を唱ふる者あり。外に對しては硬を裝ふて却て軟の軟なる事を爲し臆測妄斷常に列國の關係に暗くして日に危險の境に進むを知らざる者あり。是を以て國威外に揚らず政令内に普はず所謂戰後經營なる者も亦將に空言に終らんとするものゝ如し。

余は徒らに政事を非議して以て自ら喜ぶ者にあらざるなり。又固より時流に逆抗して以て自ら快となす者にあらざるなり。然れども朝に野に政界に生活すること二十餘年、是を是とし非を非とし未だ嘗て人の爲めに我主義を枉げず、而して近來内治外交の情況斯くの如く非なるを見よ、余不肖なりと雖ども之を默視するに忍びざるものあるなり。況んや戰後商工の業著しく勃興して復た昔日の比にあらず、之を扶掖し之を誘導し以て益々其發達

を圖り又以て富强の基礎を立つるは蓋し此時に在るに拘らず、內治外交斯くの如くなるに於ては實業界の前途亦甚だ憂ふべきものあるなり。

我大阪每日新聞は夙に中立不偏の主義を執り獨立特行未だ嘗て時の政府に諛びたることなく、未だ嘗て世の風潮に阿りたることなく、專心一意內治外交の改良刷新を是れ求め實業社會の進步發達を圖りたるは諸君の熟知せらるゝ所なり。今後益々此主義を擴張し眼中に政府を置かず、又一部の人民を重しとせず、時に或は政府の忌諱に觸るゝことあるも又或は世上の攻擊を受くることあるも期する所は國家の富强隆盛に在るなり。諸君願くは之を今後の紙上に徵せられんことを。（明卅・九・一六）

行政整理

現內閣の組織せらるゝや立派なる政綱を發表したるのみならず、行政上の革新を斷行し大に治績を擧げんと聲言し行政整理委員會なるものを設け大隈伯其委員長となり淸浦氏其副委員長となり以下夫々委員の任命ありたり。然るに今日に至る殆んど一星霜、更に整理の實擧らず遂に久しく休會の姿なりしに、今回大に委員の淘汰を行ひ新たに黨派より入りたる官吏を以て之に代へたり。行政整理は國民の希望する所なりと雖も現在の委員果して能く世人の滿足する整理を爲し得るや否や。

明治政府の成立後茲に三十年、恰も枝葉繁茂し根幹蟠錯せる一大木の如く諸種の機關具備し諸種の人物寄棲せ

しと同時に、諸種の情實纏綿し猥りに之を判斷し去る時は害を根幹に及ぼすの虞なしとせざるの觀を呈するに至れり。是れ行政整理上の第一難事たり。又苟も行政整理を行はんとするには其任に當るもの各省の事務事情に精通せざるべからず。然れども今の整理委員たるものゝ委員長大隈伯を初めとし一人として各省の事情に精通せるものなし。況んや黨人一輩の新に官吏となりたる者をや。是れ整理上の第二難事たり。又大隈委員長は整理を以て必ずしも經費節減を行ふの目的を達するものとせず、不必要のものを廢合することあるべきと同時に必要なるものは經費を增加し若くは新設することあるべしと宣言せり。是れ一の議論としては全く聽くの價値なきに非らずと雖も、委員等既に各省の事情に通ぜず平生の政務皆各省の人々に聽くの地位にあり、而して各省の人々皆其省の今日までの發達膨脹を以て無用と信ぜざるのみならず、更に事業の擴張を望むも其の經費の足らざるに困却し居るものなり。是等の人々にして有要を主張せば事務事情に蒙昧なる委員等如何にして斷行すべきか、是れ整理上の第三難事たり。既に此三大難事あり、更に細密に涉れば幾多の難事あるを發見するならん。委員たるもの尙此等の難事を巧に料理して輿望に適する整理を爲し得るの技倆あるや否や。

又眞の行政整理なる者は決して大隈伯等の云ふが如く膨脹の意味をも含むものには非ざるべく、蓋し現在の行政方法を一層簡易明確にして其費用を節減し經濟的に機關を運用するの謂なるべし。而して大隈伯等の云ふ所彼が如し、是れ既に整理の本旨に背反せるに非らずや。事務の擴張、省局の新設等は敢て整理委員會の手を待つにも及ばざるべし。

之を要するに現內閣の爲す所、特に此整理委員會の爲す所は徒らに宣言の上に止まり殆んど一も實蹟に顯はれたるものあらず。聞く所によれば明年度の豫算案も大體に於て決定し未だ決定せざるは歲入塡補の一事のみ。行政整理の結果の結果として其案內に現はるゝもの一も之あるなしと。吾輩は既に其整理の目的方針等を聞くに倦む、天下亦徒らに聲言のみに滿足せざるに至れり。希望する所は其實施斷行に依りて成績を示すにあり、其聲言を實にして責任を完うするに在り。整理委員會なるものが徒らに所謂新人材連の行政事務を硏究し僅に其實情を知り得るの方便と爲り了らざるに在り。委員たるもの何時までか好餌を以て天下を欺くべき。(明卅・九・一九)

傭兵問題

昨年末朝鮮政府は露國士官數名を傭聘して韓兵の訓練を托せりとの報、突如として我邦に傳播し始めて朝野の注意を惹起せり。爾來其人員を增加せし報あり。又近來親衛隊より更に五百名を選拔して曾て增員せし露國士官に訓練を托せりとの風聞あり。而して一方に於ては大隈外務大臣と露公使ローゼン男と目下何事か協議しつゝありと云ふ。於是乎所謂傭兵問題は朝野の重大なる問題となれるが如し。

然るに何故に露國士官の韓兵を訓練することは左まで不可なるか、又何故に本件に關し日露間に交涉を要する事情あるか、大隈外務大臣が議院に於て演說せし如く果して露國士官を傭聘するは朝鮮國王の隨意にして他國の容喙すべきことに非らざるものならんには朝野の注意は殆んど無益なるべし。又或る一派の憤慨するが如く韓兵

の訓練は從來日本士官のみの擔當せしに拘らず、今や一人の日本士官なく全く露國士官の手に落たり、此まゝに傍觀するを得ずと云ふが如き感情的のものならんには恐らくは列國の同情を得ること難からん。吾輩の此問題を解釋するは固より斯くの如き淺薄なる理由に基くものには非ざるなり。

抑々朝鮮の歷史は殆んど近隣の强國に臣事したる記事を以て滿さるゝの感あり。而して朝鮮人の思想には殆んど獨立の觀念なく常に隣國に依賴するの念慮を以て滿さるゝの觀あり。故に清國に依らざれば日本に依り、日本に依らざれば露國に依る、是れ彼等先天的特性なりといふも不可なきに似たり。朝鮮の國情斯くの如くなるが故に苟くも之を東洋の安危に考へ朝鮮をして獨立せしむる事必要なりとせば、朝鮮に於ける他國の勢力をして或る一國に偏重ならしめざるを要するは勿論のことに非らずや。

日韓交際の初より日本政府の執りたる方針は朝鮮を開明に導き其獨立を鞏固ならしむるに在りたること中外の熟知する所なり。是れ單に一片の義俠心のみに非らず、斯くせざれば東洋に於ける權力其平均を失して安寧を保持すること能はざればなり。而して當時朝鮮に於ける外交界には未だ露國を見ずして權力平均を要するは日清間に限れり。清國は動もすれば屬邦論を以て朝鮮を掌中に收めんとし、日本は獨立論を以て朝鮮を開明に導かんとし遂に朝鮮國內に事大黨及び日本黨なるものを生じ、其軋轢及び消長は直接間接に日清の交際に影響せざることなかりき。而して此時代に於て日本士官數名韓兵訓練の爲めに傭聘せられたることありと雖も、當時日清兩國の朝鮮政事上に及ぼせし勢力の度合に於て其權力偏重を生ずる如きことは毫も之あらざりしなり。

明治十七年に事大黨及び日本黨の軋轢の結果爭亂を釀し、遂に日清交際は殆んど破裂せんとせし大事を生じたれども、幸に天津條約によりて兩國の平和を保持するを得たり。此の時に當り今の朝鮮駐劄露國代理公使スペール氏は露國公使館書記官として東京に在勤せしが、本國政府の訓令ありしものと見え我に朝鮮に赴き朝鮮政府に說くに露國に保護を依賴し露國士官を傭聘して韓兵を訓練せしむべきを以てせりとの噂ありしが、其事柄は遂に事實に顯はれずして已みたり。然れども此時よりして露國は漸く朝鮮に於ける外交界に起るゝに至れり。

明治十七年の爭亂は幸に翌年天津條約の結果によりて危機一髮の間に日清の平和を維持し、爾後殆んど十年、明治二十七年東學黨の亂に至るまでは日清兩國の朝鮮に及ぼせし勢力互に消長ありと雖ども、大體に於て權力平均を害せず、而して天津條約以後は日清兩國の軍隊京城より撤回し韓兵訓練の事は總て日清以外の國の士官に托することゝなり、重に米國士官を傭聘したり。米國は何人も知る如き國柄にして殊に朝鮮に對しては其關係最も薄ければ同國士官を傭聘したりとて權力平均には何等の影響もなかりしなり。

然るに明治二十七年に至り東學黨なるもの朝鮮各道に蜂起し朝鮮政府は清國に依賴するに援兵を以てしたるにより、日本政府は之を默視するを得ず、直ちに兵を京城に送り遂に日清戰爭に至りたるは世人の飽くまで記憶する所ならん。而して日清兩國の未だ衝突せざるに當り日本政府は俱に朝鮮內治の改良に從事せんことを清國に提議したり。是れ從來の行掛上當然の處置にして清國もし之に應じて日清の間に協商成り、兩國手を攜て朝鮮內治の改良に從事したらんには或は日清戰爭なるものは當時に起らざりしやも知るべからざりしなり。然るに清國は

我提議を拒絶し却て此機に乘じて屬邦論を實にせんとしたるが故に日清戰爭となりて清國の敗に終れり。而して日清戰爭の初めより朝鮮內治の改良は我邦の專力擔任する所となり、隨て韓兵訓練の事も我士官の一手に歸せり。

我邦獨り朝鮮內治の改良に從事し韓兵の訓練亦我士官の一手に歸したるにより、當時此情況に對し朝鮮に於ける權力平均を失して日本に偏重したりとて非難せし國あり。一理なきには非ざれども日清戰爭中は自然の結果として朝鮮に於ける權力は我邦に偏重ならざるを得ず、固より我邦に野心ありての故に非ざりしは明瞭の事實なり。而して馬關條約に於て清國は明かに朝鮮の獨立を認め屬邦論を根底より擲棄したれば、朝鮮に於ける外交界には清國なるもの全く滅亡したり。

然るに昨年二月朝鮮國王突然王宮を出て露館に播幸し露館を以て行宮となしたるにより、形勢俄然一變して朝野日本を排斥し日本士官の韓兵を訓練する事も全く停止せられたり。是に於て朝鮮に於ける外交界は日露對峙の情況となりて、權力平均は日露間の問題となれり。而して既に權力平均日露間の問題となりたる以上は、もし兩國間に不測の禍害を釀さんこと火を見るよりも明かなれば、遂に所謂日露協商なるもののモスコーに於て調印せられたるなり。而して韓兵訓練の事は大隈外務大臣の議院に示したる日露協商の公文中に明文なしと雖ども、當時此事は黙契となり居ると聞きしに、圖らざりき、昨年末露國士官數名京城に入りて韓兵を訓練し遂に今日朝野の問題を釀すに至れり。

之を要するに朝鮮に於ける權力平均は最初は日清間の問題にして次は日露間の問題となり、韓兵訓練の事は明

治十七年以前は日本士官之に任じ、同年以後二十七年日清戰爭に至るまでは米國士官之に任じ、同年以後二十九年二月に至るまでは再び日本士官の手に歸し、同月以後は又米國士官の手に復せり。而して露國は明治十七年に之を提議して成らず、昨年末に至りて始めて韓兵訓練を其手に收め目下其宿志を遂行しつゝあるものゝ如し。

朝鮮に於ける權力平均及韓兵訓練に關する大體の沿革は上來述る所の如し。而して何故に韓兵訓練は朝鮮に於ける權力平均に影響するか、是れ吾人の深く講究すべき要點なりと信ずるなり。

他國の士官を傭聘して自國兵を訓練せしめたりとて普通の考にては何等の弊害も起らざるものに似たり。現に本邦にても舊幕以來維新後今日に至るまで他國士官を傭聘したること多し。而して之が爲めに何等の弊害を生じたるを見ずと雖ども、小弱國の他國士官を傭聘するは全くその趣を異にし、傭聘せられたる士官若くは其本國に縱令何等の野心なしとするも、之が訓練を受けたる國の軍隊は其倚依心最初は士官に傾き、次は其本國に傾き甚しきに至りては遂に其爪牙となりて刄を自國に加ふるものすら之あるに至る。是れ歷史上屢々實現する所にして、小弱國の情態は實に吾人の想像の外に在るを覺ゆるなり。況んや朝鮮人の如き依賴心を以て滿さるゝ人民に於てをや。苟も其依賴し得べしと信ずる國ならんには後患の恐るべき者ありとするも、之を悟らず、故に韓兵訓練は朝鮮に於ける權力平均に至大の關係を有するものなり。

試に露國士官の韓兵訓練を此まゝに傍觀せんか、多分最初は親衞隊にて止まり居らんが其訓練漸く熟するに至らば、地方隊の訓練に及ぼさんこと自然の情勢として殆んど疑なかるべし。何となれば朝鮮政府の計畫にては親

衛隊の外地方隊を養成せんとの議久しき以前より當局者の間に行はれ、現に其組織に着手しつゝあればなり。而して果して露國士官をして親衛隊を訓練せしめ遂に又地方隊を訓練せしむるが如きことあらんには、朝鮮軍隊は露國に依頼するの念慮を以て滿さるゝに至らん。是れ吾輩の推測のみに非らず、一般小弱國就中朝鮮近來の歴史は斯く證明するものゝ如し。而して朝鮮軍隊の依頼心全く露國に傾注するに至らば其影響は獨り軍隊に止まらず無論に一般人民も亦之に風靡せん。是れ露國の最も希望する所にして而して權力平均の爲には飽まで之に反對せざるを得ざる所以なり。

朝鮮軍隊の怯懦は何人も認むる所なり。故に何づれの國の士官を以て訓練するも其精鋭なるを得ること甚だ疑はし。然れども韓兵訓練は初めより韓兵の精鋭なるを得るや否やの問題に非ざるを知らば、此問題はモハヤ朝鮮內地の範圍を去りて日露外交上の問題に移りたるものと知るべし。故に傭兵問題に關し朝鮮政府に交渉するの風說あるも吾輩は之に重きを置かざるのみならず、殆んど何等の効果をも收めざるべしと信ずるなり。而して日露間の關係は吾輩の聞く所に據れば日露全權がモスコーに於て會談せし時、協定に至るを得ずして懸案となり居れりと云ふ。此事に關し東京通信は某貴顯の談なりとて左の如く傳へたり。

昨年山縣大將の我國より特派大使として彼地に赴かれ前の外務大臣ロバノフ氏との間に開かれし日露協商談判の時にも兩全權とも傭兵問題には最も重きを置き、露國政府の提出即ちロバノフ全權より提出せられし議定書の原案には朝鮮の軍隊を教育すべき武官は外國武官云々とありしを山縣全權は之を打消し外國武官とあるを日

露兩國武官に限ると訂正しては如何との意見を提出せられ、山縣全權の意氣込餘程强硬なりしより、種々談判の末結局朝鮮の親衛隊即ち近衛隊の訓練を露國武官に爲さしめ各師團の兵式を日本式と爲さしめんとの議もありて遂に軍隊敎育の事丈けは議定せらるゝに至らず。他日を期して再び協商すべしとの事にて兩全權の協商談判は全く終結したり。

其貴顯とは吾輩容易に其人を推定し得たりと雖ども、こゝに其名を明記するの要なし。然れども其談ずる所は吾輩の聞知する所と符節を合するが如し。而して近來大隈外務大臣と露公使ローゼン男と何等か協議しつゝありと云ふは、即ち此懸案を協定せんと欲するものならんか。果して然らば吾輩は國家將來の爲めに大隈伯の成功を希望して已まざるものなり。何となれば傭兵問題は朝鮮に於ける權力平均に關する問題にして而して朝鮮に於ける權力平均は實に東洋の安危に關するものなればなり。

當局者は如何なる條件を露公使に提議しつゝあるやを知らずと雖ども、吾輩の見る所にては多岐なし、親衛隊は露國士官を以て訓練し、地方隊は日本士官を以て訓練して以て日露間權力の平均を保つか、又は日露士官の韓兵を訓練することを共に廢止し朝鮮に最も關係薄き第三國の士官を以て以て其訓練に從事せしむるかの外なかるべしと信ず。但當局者從來の處置に就ては頗る遺憾なきを得ざる者あり。何故に當局者は昨年末プーチヤター大佐一行の傭聘に應じたる時に於て速かに露國政府と協議を開かざりしか、又何故に其後の增員を知りつゝ故らに御用紙をして遊覽の爲なりと傳說せしめ、之を默々に附せしか。凡そ常識ある者は此間の處置に同情を表する

能はざるべし。然り而して今日に至り始めて露公使と協議するが如きは、抑々既に時機を失したるに非らざるか故に幸に今回の協議にして成功すれば猶前過を補ふに足らん。若し不幸にして成功せずんば大隈伯は將に何を以て天下に謝せんとするか。（明卅・九・二三―二五）

金貨制度

金貨制度は愈々本日より實施せらる、而して實施の結果如何なる變動を生ずるか、今より豫言すべからず。或は世人の豫想に反して數月の後若くは數年の後に至らざれば何等の變動なきやも知るべからず。然れども之を以て制度の善美なるが爲めなりと斷ずるは蓋し誤れり。元來幣制改革は頗る複雜したる問題にして、當局者と雖も有體に白狀したらんには疑問に屬する事多かるべし。況んや一般人民如何ぞ能之を了解するを得んや。故に少數の人士を除くの外何等の用意なきのみならず、幣制改革と云ふことについて恬然何等の思想も起さゞるもの滔々皆然らん。果して此の如しとすれば法の善悪完否は今日に於て卜知すべからざるや明なり。

然れども政府既に金貨制度を實施することに決したる以上は、一日も早く金貨單位の實を舉げ以て政府の責任を明かにし又以て人民の疑惑を防止せざるべからず、故に吾輩は政府が銀貨通用期限を今後六ケ月と定めんとすと云ふに對しては寧ろ適當として贊成するものなりと雖も、銀貨引換期限を通用禁止後三ケ月に短縮せんとすると云ふに至ては其[illegible]として同意を表するを得ず。或は外國より多量の銀貨引換を請求せんとする狡猾

奴の乘ずる所となるを防がんが爲め即ち政府の都合に於ては引換期限を短縮するを以て利益なりとなす事情も之あるべしと雖も、政府は最初引換期限を長くするの意志にして五ケ年以內と規定したるに對しても其所信の確固たらざるを表明し、其先見の明なかりしを自白するのみならず、或意味に於ては天下を欺きたるの譏をも蒙ることなしとせず。殊に地方細民に至りては紙幣よりも硬貨を喜ぶの習慣ありて一般に銀貨を貯藏するの風なきに非ざれば、此等の人民に對しては直接に其富を減殺するの結果を生ぜざるか、吾輩は今日に至り金貨制度の是非は暫く之を論ぜざるべし。唯本日より實施せらるゝ機會に際し敢て世上の注意を喚起せんと欲する者なり。

（明卅・一〇・一）

政海の近情

政海の近情を見るに、進歩黨は種々の條件を提出したり。松方首相は之を拒絕したり。三角同盟は成立せんとして破れたり。薩派隈派の不和は殆んど頂上に達したり。曰く何曰く何と、虛もあり實もあり紛糾雜駁其眞相を知るに苦しむ。然れども閣員和せず政黨動きて政海紛擾なるの一事に至りては無論に事實なること疑なし。此紛擾を極むる政海の事情は日々我紙上に記載する所の如し。故に吾輩は暫く其記事を日々の紙上に讓り、今只此紛擾を釀したる原因に遡りて少しく之を解剖せんに、元來今の內閣は組織の初めより混雜を極めたるものにて種々なる異分子の寄合なれば、今日まで稍々小康を保てるに似たるこそ實は不思議なるものなり。松方首相は固より

閣員を統御するの實力ありて首相となれるにも非ざれば、西郷、樺山、高島、大隈の諸氏其主義を一にして共に内閣に列するにも非らず。其他野村氏なり清浦氏なり蜂須賀氏なり諸氏亦同樣にて、殊に此等の人々は内閣組織の當時適任者なきが爲に僅かに員に供はることを得たりとて、御用新聞は自ら之を伴食とまで蔑視して吾輩に其内情を洩らしたり。事情斯くの如くなるが故に今日此紛擾を醸して失態を極むるは實は當然の結果にして殆んど怪しむに足らざるなり。

而して現內閣組織以來の事蹟は如何、內治外交一も見るべきものなきのみならず、外に對しては朝鮮事件なり、ハワイ事件なり何一として成功なく皆な失敗に終らんとするものゝ如し。內に在りては金貨制度人材登用など稱するもの數件を除きては善くも惡くも殆んど評すべきの事蹟なきが如し。此憫むべき情況は何人も傍觀する事を得ず。元老網羅などを說きて閣員に忠告する者ありたれども、此論は人を木偶視したる愚論にて、國家存亡の秋ならんには格別、今日の場合に於て多少異論異說もある人々を特別の事情もなく唯理窟に强いて一堂に網羅せんことは到底行れ得べきものに非らざれば閣員遂に更迭を見ずして今日に至れるなり。

現內閣組織以來既に一年有餘なり。一年有餘の歲月は國家の命運より之を見れば固より瞬間に過ぎざれども、政事家として局に當れば隨分數多の事業をなし得べき時間なり。現內閣は第十議會に歲計豫算を提出し其任日淺きが爲めに前內閣の方針を襲ひたるが如く說明せり。當時識者は是れ彼等平常の無識を自白するものなり、若し一定の政論ありて入閣せんか直ちに其政論を事實に示すこと難からず、文明諸國に於ける政事家は皆な斯くの如

きものなりと云へり。今の政事家を律するに文明諸國の政事家を以てするは少しく酷論に類せりと雖ども、現內閣は一定の主義ありて組織せられたるものに非らざるは此の一事にても明かなるのみならず、元來就任日淺し、など稱するは屬僚の言なり、屬僚は上官の命のまゝに職務に從事せざるを得ざるが故に、新職務に從事するに際しては就任日淺きの口實は多少容認せらるべき事情あるものなり。內閣大臣に至りては否らず君主を補弼して國務の一切の責任に當る者なれば、一定の政論なくしては初めより入閣すべき筈の者にあらざるのみならず、若し入閣して直に其政論を實施することを得ざる時機ならんには入閣を辭すべき筈のものなり。然るに今の內閣員は一定の政論なくして入閣したるのみならず、一年有餘を經過して見るべき事蹟なし。政府は何を以て其責任を遁れんとするか。顧ふに現內閣は議院に多數を得ることに熱中し此一事の爲めには殆んど如何なる事をも犧牲に供して顧みざるが如し。是れ政府の恃んで以て世の耳目を眩さんと欲する利器にして、而して同時に政府黨の乘じて以て現內閣を苦しむる所の利器なり。

現內閣は雜駁なる異分子の寄合にして始めより紛擾すべき性質を有したるが上に、議院に多數を得んが爲めにあらゆる手段を用て提携したる進步黨の威嚇に遭ひ益々其紛擾を高めたるものなり。今其情況に關し更らに之を判明すれば大略左の如くなるに似たり。

大隈樺山高島の諸氏は初より和合すべき性情を有する人にあらず。殊に樺高二氏は藩閥出身にして隈伯は藩閥以外の人なれば、双方對等の地位たらんには別に藩閥に當る所の力なかるべからず。多年隈伯の改進黨を撫育せ

しも實は此藩閥に當るが爲にして近來隈伯の進歩黨に於ける亦此主旨に外ならず。然るに樺伯高子も亦近來其幕下に多少の政黨員を有し閣内に於て敢て隈伯の專橫を許さず。是に於て隈伯は到底薩派と事を共にすること能はざるを悟り、伊侯を擁して倶に朝に立たんことを企圖し頻りに伊侯の歡心を求めたり。伊侯隈伯の間には實際如何なる談合ありしや之を知るを得ざれども薩派大臣等は此事を聞知して初めは頗る驚愕したるもの丶如し。然るに伊侯は毫も入閣の野心を示さゞりしかば再び此事を偵知したる薩派大臣等は稍々安堵し竊に隈伯の誹謗を憤慨し居たるに、之を知るや知らずや隈伯は猶ほ故らに伊侯と其往來を頻繁にし、又進歩黨をして内閣を威嚇せしめたり。

進歩黨は三十一年度豫算に於て歳入不足二千五百萬圓到底增稅の外なきを知るが故に、此弱點に乘じ我要求を聞かざれば增稅案に贊成を表せずと威嚇せり。蓋し彼等の策略としては、第一此威嚇によりて遂に閣員を更迭せしめ因て以て隈伯の志を成さしむべし。第二もし此策にして成功せずんば或る條件を交換的に承諾せしめて以て自黨の領袖を擴張すべし。第三もし右二策共に成功せず悉く失敗に歸するも增稅案就中地租增加に反對したるは來年の總選擧に好望ありと云ふ次第なりしならん。

然るに隈伯如何に伊侯と親密を求むるも伊侯野心を表せざれば到底成功の期なく、而して薩派大臣等疾に其消息を知るが故に伊隈聯合の風說に信を置かざるのみならず、進歩黨の內情は假令政府と提携を絕つも舊改進黨一派を除くの外は全黨を舉げて反對する如きこと乃之なきは勿論、事情によりては或は自由黨の薩派に提携せ

ん傾向もなきに非ざれば、進歩黨の威嚇に驚きたる最初の恐怖心は漸次に冷却して遂に彼等に絶縁狀に類する宣言書を與ふるまでの勇氣を生じたるなり。

右の內情を進歩黨も隈伯も全く之を悟らざりしとせば迂遠の甚だしきものなり。若し知りて猶ほ其方略を改めざりしならば蓋し騎虎の勢已むを得ざりしものならん。兎に角今日に至りては主客其地位を顚倒し進歩黨も隈伯も自ら其立脚地を擇ばざるを得ざるの悲境に陷りたるものなり。

政海の近情大略斯くの如し。今後如何に變化するやは今より之を豫知するを得ずと雖ども、議會開會數旬の內に迫りて豫算未だ決定せず、政府はモハヤ優柔不斷にて此切迫の時機を空過することを得ざるは勿論の事なり。進歩黨も絶縁狀類似の宣言書を落手したる今日に於て苟且偸安自ら處決する所なきを得ざるは是れ亦明瞭の事實なり。故に其如何に變化するやは暫く別事とし兎に角此際政界の一變化を見るは無論の事なりと信ずるが故に、先づ此近情を叙して以て他日を待つ者なり。(明三〇・一〇・二一三)

電信、鐵道

交通機關を列擧すれば其種類甚だ多し、而して近來の實業勃興に伴ふて能く其發達を助け得るもの蓋し幾何もなきが如きの感あるなり。然れども吾輩はこゝに悉く其完備を祈るの無益なるを知るが故に暫く之を他日に讓り、差向き電信、鐵道は如何なる情況なるか果して文明の利器たる價値を失はざるや、是れ大に疑なきを得ざ

るなり。

試に先づ電信に就て之を云はん、少しく風雨あれば忽ち延着となり不通となり、其較強烈なるものに遭へば延着不通數日に亘るに非らずや。毎年の總計は今知るを得ざれども頗る其頻繁なるに驚かざるを得ざるなり。鐵道も亦之に類せり、一朝風雨あれば容易に破損して其用をなさゞるに非らずや。而して世人は此不便に對し殆んど天命なりと觀念したるかの如く、其非難攻撃の聲の甚だ高からざるは、是れ亦不思議の現象なりと謂ふの外なし。

私設鐵道は政府監督の下に在りと雖ども暫く之を置き、官設鐵道及び電信は政府直接之を管理し總て國費を以て保持するものなるが故に、吾輩は直接政府に向て其不便を訴ふるの權利あるものなり。政府は何故に其延着不通斯くの如く頻繁なるまゝに放任するか、其内情を聞かば必らず種々の事情あるべしと雖ども、吾輩はモハヤ其事情を聞きて不便を忍ぶの義務なきものなり。

五十年百年にして來る天災は殆んど人力の如何ともする能はざるものなきに非らず。然れども古人は猶ほ防禦に注意し、今日に至るまで幸に其災害を免かるゝ城廓殿堂あるに非らずや。電信、鐵道の延着不通は固より五十年百年にして來る災害の爲めにあらず、殆んど毎年の出來事に遭ふて延着不通を釀すものなり。現に今回の延着不通は毎年秋初に起るべき風雨の爲めに非らずや。毎年秋初數週間は強弱の別こそあれ風雨なきことなし、而して此毎年起るべき災害に對して豫防を講ぜず隨て修繕すれば隨て破損し、毎年一事業を繰返し居るは抑々何の理由ぞ。

軍國多事の際に生じたる電信、鐵道の延着不通は如何なる結果となるや、暫く之を云はざるべし。外交上寸隙を爭ふ場合に生じたる電信鐵道の延着不通は如何なる情況なるや、是れ亦暫く之を云はざるべし。單に平時に就て之を云はんに、屢々電信鐵道の延着不通なるは實業社會をして常に不安の位地に居らしむるものに非らずや。吾輩の見る所にては電信鐵道は實業發達の程度に伴ふて益々其必要を感じ、而して必要の增進するに從て其延着不通より生ずる損害は益々大なるを覺ゆるなり。

從來世上の起業を見るに、其初を容易にして完全ならざるものを設置し、之が爲めに年中修繕に遑あらざるもの多し。故に獨り政府を責むるは甚だ酷なるに似たりと雖ども、初めより之なければ即ち已む、苟くも一度び利器を設けて而して屢々其用をなさゞるは其損害の測るべからざるものあるなり、當局者幸に猛省する所あれ。

(明三〇・一〇・八)

高野氏非職事件

臺灣高等法院長高野孟矩氏非職を命ぜられ、同氏は其辭令書を內閣に返附し、內閣は再び之を同氏に送附し、內閣と同氏との間に辭令書の取遣最中なりと聞く。今後何れの處に此辭令書の落着を見るや知るべからずと雖ども吾輩よりして之を見れば殆んど兒戲に類せり。

抑々官の辭令は本人の受書に因りて始めて効力を生ずるや否やは、各國の制度一ならず、隨て法理論の歸着も

一轍ならざるを覺ゆれども、我邦の制度及び慣例に於ては本人の受書に關せず、辭令發表と同時に効力を生ずるの主義を取るものなり。現に官等俸給令は新任增俸減俸とも總て辭令發表の翌日より起算し、即ち本人の受書に關係せざるの主義を明かにせり。又實際に於ても本人の其辭令を知ると知らざるとに論なく、辭令は發表と同時に効力を生じつゝあるなり。故に高野氏は如何に抗辯するも辭令發表と同時に非職となれるものと解釋すること至當なるべし。辭令書の取遣は何んの効力もなき筈なり。但し高野氏の主張するが如く、同氏の位地は裁判所構成法によりて任命せられたるものと同樣なりとせば、非職の辭令其のものは初めより無効力のものにして、之を受くると受けざるとに拘らず、一片の反故に均しかるべしと雖ども、吾輩は臺灣に關する諸法規を閲するに法官の資格に多少の規定なきに非らずと雖ども、之を終身官として其位地を保護すべき正條を見出さゞれば、遺憾ながら同氏の論旨には同意を表すること能はざるなり。

故に吾輩は非職辭令書の取遣は如何に落着するも之に重を置かず、又高野氏の論旨にも同意を表せず。然れども本來の主旨を述れば、其地位を保證すべき正條の有無に拘らず、苟も之を法官に任じ、之に司直の全權を與へ、且つ最終の法廷たる高等法院に長官たらしめ、而して著るしき理由もなきに非職を命ずるとは抑々何事ぞ。近來法律の世界となり、誰れの目にも不當と見る事件にして法律上には如何ともする事能はざるものなきに非らず。會計檢査院問題の如き即ち其一例なりと雖ども、是れ法律一片の議論なり、政事問題として斯くの如き事を是認し得べきや。非職は行政處分なり、固より政事問題の範圍を出る能はず、而して非職を命ずるは制度上所屬長官

の隨意なれども、去りとて事務の伸縮にもあらず、又別に著しき理由なきに、勝手次第に部下の官吏に非職を命ぜば、假令制度上差支なしとするも、十九世紀の今日殊に立憲政治の今日に於て、天下公衆誰か此亂暴を是認するを得んや。

且つ高野氏非職理由に關し吾輩の聞く所によれば、氏の非職は臺灣官吏の疑獄に原因せり。氏は嚴正に過ぎ、爲めに陸續疑獄を生じ、臺灣の失態を暴露すること甚だしきに由り非職を命ずるものなりと。果して然るや否やを知らずと雖ども、若し此風說の如きものならんには、其亂暴も亦甚しからずや。あらん限り無賴の徒を募りて官吏となし、其官吏の私曲を糺す者あれば之に非職を命ず、臺灣は遂に私曲公許の場所たらんか。故に吾輩は氏の非職理由に關しては成るべくは此風說の虛ならんことを祈るものなり。(明三〇・一〇・九)

職工條例

目下政府は職工條例の編製に着手し將さに第十一議會に提出せんとするの風聞あり。如何なる條例を制定するや、吾輩未だ其梗概をも聞くを得ざるのみならず、果して之を議會に提出せば議會は之を如何に決議するか、是れ亦未だ知るべからざれば、今日その條項に對しては之を論議するに由なし。然れども職工條例制定の風聞は久しき以前より世間に傳播し、當局者も亦屢々其制定を發意せしも適當なる法案を得ずして已みたりとの風說なきに非ざれば、早晩其制定を觀るを疑なかるべし。而して其條例の如何に制定せらるゝやは、工業者にとりて至重

の問題なるのみならず、我國力の發達に關しても亦重大なる問題なるが故に、果して風說の如く目下當局者に於て其編製に着手し第十一議會に提出するものとせば、吾輩は此際に多少の註文なきを得ざるなり。

農商務省は伊藤侯大隈伯の建言によりて明治十四年に設置せられたるものなり。而して當時の建言者たりし大隈伯は即ち現任農商務大臣たれば、同省の官吏殆んど一變し人材と稱する無經驗者を以て滿されたりと雖も、大臣は當時の建言者にして爾來商工にも多少の緣故ありたれば、必らず適切なる條例を制定するものならんと、俗間にては之を妄信する者もあらん。又或は當局者も斯く自信することなきを保せざれども、明治十四年と今日とは實業發達の程度霄壤も啻ならず。當時の舊思想を以て今日の實業を律せんことは思も寄らざる所なり。當局者と雖ども多分は此情況を悟らざるに非ざるべし。然れども近來同省の處置を見れば差したる必要もなきに、急に商工局より工務局を分立し農務局より水產局を分立したるを始めとして、多くは廿四五年頃の舊制に復するものに似たれば、或は同省設置の當時に流行したる舊思想に復し、奬勵保護の名の下に干涉を逞うせんとする事の絕無を何人も保證すること能はざるべし。果して然ることあらんには、工業者の不幸測るべからざるものあらん。

從來職工條例を說く者は頻りに職工保護を唱ふ。是れ固より當然の事にして、何れの國の職工條例も職工保護を主眼となさゞるものなしと雖ども、職工保護の過度なるは工業を萎靡せしむるを免がれざれば、職工保護と同時に營業保護を圖らざるべからず。然るに風說の傳ふる所、又當局者の時々漏らす所の口氣によれば、重を職工

保護に置きて營業の保護に疎なるの傾向を感ぜしむるものなきに非らず。若し果して此傾向によりて制定したる條例ならんには、工業の發達を害すること幾何なるや知るべからざるなり。而して吾輩は今回制定せんとする條例は、或は斯くの如き條例ならんかを疑ふべき理由を有せり。試に一時有名なりし足尾鑛毒事件は如何に結了せしやを見よ。農商務省は嚴酷至極なる命令を下し、且つ之を遵奉せざれば直に鑛業を停止すべしとの條件を添付したり。鑛業人は之に服從して悉く命令のまゝに防禦工事を施したりと雖ども、是れ殆んど鑛業人をして死活問題に陷らしめたるものにして、之に服從したるは、蓋し鑛業を停止せられんよりは寧ろ命令に服從するに如かずと觀念したるものならん。足尾の如き大鑛山は此の如き命令に服從するも、猶ほ其事業を繼續する事を得べしと雖ども、他の鑛山に在りては恐らくは癈山の外なかるべし。農は國の本なりと云ふ古き思想にては、農民の强訴に驚きて鑛業の利害を顧みざるも無理ならぬ次第なれども、元來農も營利の事業なり、工も營利の事業なり、兩營利者に輕重なしとすれば、一方の利益を全うせんが爲めに一方の利害を顧みざるの處置をなすべきものに非らず。若し全く營利を外にして論ずれば、富士の頂上に海水浴をも設くべし、學理一方に偏して設計すれば、鑛毒を全滅すること難きに非らず。唯斯くては鑛業の利害如何、是れ最も熟慮すべき要點なりしなり。然れども農商務省は遂に彼の如き命令を強行したり。此前例に依りて推考すれば、職工條例は職工保護を重んじて工業に從事する者なりとの原則を忘るゝ事、決して之なしと謂ふべけんや。

次に起る疑問は、今回制定せんとする職工條例は、假に立省當時に流行したる舊思想に基くものに非らず、又

職工保護に偏して工業の發達を害するものに非らずとするも、架空の理論に基き徒らに職工と工業者とを離間して互に反目せしむるものに非らずやと云ふこと是れなり。近來職工を使用する多くの事業は新事業なりとは云へ、又時々同盟罷工もなきに非らずと云へ、職工と工業との關係は、大體に於て幾部の德義を存し、未だ嘗て歐米に於けるが如き冷淡無情なるものを見ず。恰も一家族の美風ありと云ふも不可なし。當局者こゝに察せずして條例を制定せんか、其弊害亦甚だ恐るべきものあるなり。聞く所に據れば此條例を制定せんが爲めに、歐米に於ける各種の職工條例を輯集し、未だ嘗て足歐米の地を踏まず、又未だ嘗て我工業を實見したる事もなき人々相集りて、各種の條例を取捨折衷し以て一新條例を起草するものなりといふ。果して然るや否やを知らずと雖ども、職工條例に關しては直接責任者とも稱すべき現任工務局長は、慥かに未だ歐米に一遊したる事なし。隨て歐米職工の實況は之を知らず、加ふるに新任にして未だ嘗て我工業を實見したる事なし。近來職工條例制定の爲めに、俄かに各地に巡廻して工業を視察し、夫すら未だ終らざるに、近々民業に從事するとの說もあり。兎に角如斯情況にては、今回制定せんとする職工條例は、或は架空の理論に基くものに非らずやと疑ふも、決して理由なきものには非らざるなり。

要するに職工條例は工業者に取りては至重の問題にして、我國力の發達にも亦重大の關係を有するものなれば十餘年前の古き思想にては到底適切なる條例を制定し得べきものに非らず。又職工保護の一端に偏して工業者の利害を顧みざる事あらんには、是れ亦其禍害測るべからざるものあるなり。況んや歐米職工の實況も本邦工業の

實況も倶に之を知らざる者を使用し、而して善良なる條例を制定し得るの理あらんや。吾輩の見る所にては、職工條例は遂に之を制定せざるを得ざるの必要に迫らんこと殆んど疑ひなしと雖ども、去りとて急速之を制定せんことは頗る危險なるを覺ゆるなり。目下多く職工を使用する事業必らずしも民業に限るに非らず、官業にも亦實に之あり。殊に軍備擴張の爲めに陸海軍の工場に使用する職工も亦增加したれば、條例の如何によりて、此等の事業にも多少の影響なきを保せず。故に果して職工條例を制定せんと欲せば、之を速成せんことは先づ以て斷念すべし。而して官となく民となく、廣く當業者を集めて其意見を聞き、深く實際の事情を視察して、假りに草案を製し、恰も一の準則を示したるが如く、之を世に公にして、以て當業者の採否を試み、又以て其便否を糺し、然る後始めて之を法律案として議會に提出するの手續を爲すべし。近來政府動もすれば突然重大なる法案を起草して容易に之を議會に提出し、あらゆる手段を用ひて籠絡したる議員の多數を使嗾して、遂に之を法律となすの弊あり。議會は斯くの如くして通過せしむる事を得べし。國家は議會を通過すると否とに因て其の利害を變ずるものに非らず。當局者たるもの少しく事理に通じて可なり。(明三〇・一〇・一三)

臺灣總督

臺灣總督としては西鄕侯適任なりとの說もあり、侯亦夙に其意なきに非らずと云ふ。眞僞は詳かならざれども侯は臺灣とは歷史的の關係をも有することなれば侯亦自ら希望するならんも知るべからず。又或は樺山伯高嶋子の

適任を稱するものあり、殊に臺灣をして今日の如くならしめたるは樺山伯等の力與つて多きに居るを以て二氏の如きは自ら出で丶之を整理するの責任ありと云ふものもあり。吾輩は是等の世說に同情を表するものなり。是等二三人の內何れにても其總督たるを適當と認むるなり。

然れども臺灣總督府の改正官制略ぼ決定し將に裁可を奏請せんとするに方り、新總督の候補者として傳へらるるものは西鄕侯にもあらず、樺山伯にもあらず、高嶋子にもあらず、自ら欲せずと稱する野津伯の如きもの丶み。是等の人果して適任なるや否やは世間既に定論あり、殊更に喋々するを要せざれども、臺閣の諸公が種々の口實を設けて互に其責任を讓り、難治の地として諸事錯亂の場として批難攻擊の蝟集する臺灣に總督たることを避くる心事の陋に至ては慨歎に堪へざるなり。

西鄕、樺山、高嶋諸公の內自ら赴任するを欲せざるものもあるべしと雖ども又或は自ら行かんとするも他の之を止むる爲に行く能はざるものもあるべし。而して此の如く諸公の自ら行くを欲せず他閣僚の之をして行かしめざらんとするものは其治績の擧らんことを期する能はず、世の批難攻擊又々烈しからんとするを恐る丶が爲めか。果して然らば之を閣外に求むるも何ぞ其虞なしとせんや。故に吾輩を以て之を見るに未だ必ずしも然りと謂はず。想ふに內閣の瓦解を恐る丶が爲なり。現內閣の薩肥の聯立內閣の如くなれど實際に於ては對立峙立の觀あり。之を總理するもの無力にして所謂部分攻擊の甚だしき、內閣あつて以來未だ嘗て見ざる所、隨て其存立は一髮の危機の上にあり。夫既に此の如し。一角に動搖を與ふれば四角八隅忽ち之に響應し峙立の勢力は均衡を失して臺閣

の波瀾止むべからず、終に瓦解するを免れざるべし。是れ臺閣諸公の自ら出ずるを欲せず、又已れも相援引すべきものを遠く出さんと欲せざる所以なるべし。

然れども臺閣は諸公の爲に設けられたる機關に非らず、政柄は諸公私擅の弄器にあらず。諸公にして久しく此の如くならば終に國家民人を如何せん。殊に臺閣の統治を如何せん。官制幾び變更するも其人を得ずんば將た何の効かあらん。況んや西歐各國の産業益々進歩し兵備愈々完實し、眼光均しく東洋に注ぎ、爪牙齊しく東洋に向ひ北邊變を傳へ南陲警を報ずるの時に於てをや。且つ諸公之を熟思せよ、徒らに蝸牛角上の政爭是れ事とし、黄金を散じて黨禍を結ばしめ官職を亂投して人心を腐敗せしむ。國家民人に益する所幾何ぞ。而して又諸公何の榮とする所ぞ。手腕を試驗すべき所は獨り黨爭の間に非らず、功名富貴は獨り臺閣の上にあらず。我絶南の要鎭たる臺灣の民人を懷撫し、其富源を開發し、其交通を自由にし、其商工業を盛にし、其知識を進歩せしめ、其兵備を完實せしめ、幾多失敗の後を埋めて以て西南に雄視するに至らしめば、獨り臺灣の幸福なるのみならず、我帝國の幸福なり、否世界の幸福なり。而して其總督の功名は萬世に傳へて不朽に垂るべし。是豈男兒快心の壯圖ならずや、何ぞ徒らに他人に推委して此好任に當らざる。一内閣の瓦解の如きは意とする所にあらざるべし。(明三〇・一〇・一四)

政府と政黨

政黨と名くべき團體の帝國内に起りし其根源に溯れば殆んど何れの年月なるや、之を判明すること今日となり

ては實は困難たる事情なきに非らずされども、要するに明治十四年の國會開設の大詔あるまでは判然たる政黨は之なかりしと云ふも不可なきが如し。而して同年大詔後は政黨なるもの稍々面目を改めたれども是とても時の政府に不平たる人々集合して形ばかりの政黨を造りたるものあり、又歐米の開化を夢みて突飛なる政論を唱へ因て以て政黨の形をなしたる者もあり、甚だしきは歐米には政黨なるものありて政權を爭ひ居る由なれば我邦も國會開設を確定したる今日にては政黨を作り置かねばなるまじとて政黨に加入したる者もありたり。兎に角明治十四年は政黨に取りては一紀元なれども同年以後殆んど十年間は大概此類の有樣にて漸次其步を進めたるに過ぎざれば、當時にも既に準備政黨なりなどゝ稱したるが如く、政黨なるものあれども其黨論は只だ口舌に顯すまでにて實務には固より何等の事蹟をも示すことを得ざりしは明かなり。然るに明治二十二年に憲法發布せられ、二十三年に帝國議會開設せられたれば政黨なるもの始めて其の黨論を實勢の上に顯す事となれり。然れども當時或る一派の政府に味方するものを除きては、自由黨も改進黨も時の政府攻擊の一方に熱心して之に狂奔する情況は、吾吾局外者の目には彼等は殆んど政府の外に國家なるものある事を忘れたるやの觀ありたり。而して其主張する所の議論も多くは出來ない相談のみにて、公平に評すれば之が爲めに我國力の發達を沮害せずとも尠くとも大に之を增進するの實効はなかりしものならんと云はざるを得ず。彼等數年來蓄積したる鋭鋒を一時に政府に差向くるものなれば無理からぬ事情もありとは云へ、實は政黨も不慣にて斯くすれば政府乘取りの出來るものと妄信したる者もあらん、又斯くするは政黨の本分なりと誤解したるもあらん、兎に角政黨は善かれ惡かれ國家には利益な

れ不利益なれソンナ事には頓着なく、唯だ政府の事とし云へば何んでも之に反對すといふに過ぎざる情況なりしなり。政府も亦立憲政治には始めて出遇ひたる事とて共不慣なるは政黨員と毫も異る所なければ、何んでも政黨の申分は不可なりと初めより妄信したるが如く見ゆ。故に政黨を蛇蝎視して常に城壁を築き居たるが如し。是に於て政黨連は民黨の名の下に合同して政府に反對し苟くも政府に加擔する者をば之を吏黨なりとて罵詈したる事もありて政黨と政府とは水火相容れず互に疾視反目して數年を經過したるは何人も今猶ほ記憶する事實なり。

年來水火相容ず、互に疾視反目して打過たる政府と政黨も十年一日の如く永く此有様を繼續せんことは、政府も隨分困難を感じ政黨も亦何の得る所なくして實は互にアグミ果てたる時に、偶然にも明治二十七年に日清戰爭なるものを生じたり。外國にては內治に困難なる時は外交の面倒を故らに生じて氣焔を外に向はしむる事すら之ある程なれば、日清戰爭の爲めに內國の紛擾は一時全く立消の姿にて、時の政府を攻擊して厘毫も之を爭ひ來りたる政黨は案外にも二億萬といふ大金の軍資すら一の異議者なく滿場一致容易に通過せし如き變化を來たせり。表面の理由は色々なれども吾輩局外者より之を見れば、內實は政黨も政府も數年來の對戰に疲れ何とか互に面目を害せざる限りは相和しても差支なしとの情緒當時既に已に暗合し居たるならんと思はる。左ればこそ軍資を議決したるのみならず同年政府より提出したる豫算は殆んど一の刪減なくして通過したり。天下輿論の制裁もありたりとは云へ平生彼等の議論よりすれば戰爭中は倘更經常費の節儉を喧しく主張すべき位地に在りたる者が却て進んで贊成したるは奇妙不思議なれども、實は數年來の行懸は此時既に融解し居たるに相違なし、故に當時政

黨改造の時なりと論じたる者もありしなり。然るに政黨は敢らに改造せずとも實際は自然の情勢に促がされて知らず識らずの間に改造せられつゝありしが如し。果せるかな自由黨は率先して政府と提携し、戰後經營に屬する豫算及び諸法案は黨の全力を盡して贊成し、遂に當時の內閣をして其意思を貫徹せしめたり。斯くの如き情況は數年前に在りては夢にも思寄らざる所にして、暫く中間の種々の波瀾を捨て單に之を議會開設の當時に比較せば迚も同一國內に生じたる出來事とは思はれざる程の次第なりしなり。吾輩の眼中に政黨も政府も置かずして只國家なるもののみを見れば、區々の議論はあれども兎に角此提携は國家に利益ありしと視して差支なきが如し。但し吾輩斯く視したりとて、固より一方に味方して一方を敵視するといふが如き野卑たる俗論の爲めには非らず。試に戰後も猶ほ以前の如く徒らに政府の仕事なりといふ譯を以て善かれ惡かれ唯之を攻擊して其事業を妨げたりと假想せよ、戰後經營なるものは如何なる情況に陷るべきや吾輩の贅言を待たずして識者は之を知らん。故に當時自由黨と政府との提携は彼等の間には種々の魂膽も事情もあらんが實は自然の情勢に驅られて斯に至れるものにして、此點よりして之を見れば自由黨もし提携せずんば或は他の政黨提携したらんも知るべからず、故に吾輩は當時の提携を評して簡單に自然の結果なりと云ふも憚らざるなり。

　政府と自由黨との提携は前內閣の更迭と同時に已みたり。之に代りたる現內閣は當時自由黨を始めとして前內閣を贊成し來りたるもの僅かに議場に多數を占め居たれば、迚も議院に多數を占むるにかたかるべしと思ひたるに、案外にも政黨の內部に種々の分裂を生じ進步黨と稱する政黨新たに起りて現內閣と提携したれば、前內閣と提

携したる多數の政黨は今は却て小數黨となれり。當時或人は政黨の情態コンナものなれば何人にても苟も政府に立て政權を握れば何時も議院に多數を得ること間違なきが如しと評せり。俄かに然りと此冷評に同意も出來ざれども、自由黨の提携、進歩黨の提携詮じ來れば或は左樣なる事情もなきに非らず。現に彼歐米に於けるが如く議院に多數を得たるが爲めに組織したる內閣には非ずして、內閣を組織したるが爲めに議院に多數を得るが如き觀あるは事實なり。而して自由黨の提携せし時は政治問題としては戰後經營なるものありしなり。人材登用としては四五名採用せられたるものありしなり。進歩黨の提携も戰後經營は勿論あれども多くは前內閣の施設したる基礎によりて進行するものにして敢て新規なりとも思はれず。之に反して人材登用には數多の人々採用せられ又現に猶ほ採用されつゝあるなり。此等は兩黨の提携に於て多少相違の點なれども、要するに吾輩よりして之を見れば、政府も數年來の經驗に因りて政黨を蛇蝎視するよりは寧ろ之を利用し之と提携して事を爲す方は便利なりと發明し、政黨も大層らしき事を云ふて何の得る所もなく徒らに壯言大語して腹慰せんよりは寧ろ政府と提携して早く相當の位地を得る方得策なりと自覺したるが如し。故に苟も政府と提携し得るの機會あれば之と提携し、而して既に提携したる已上は世間の批評は如何樣にてもソンナ事には頓着するを要せず、只其位地を得ることの一日も後れんことを恐るゝものに似たり。政黨の爲めには之が便利ならんも知れず、政府の爲めにも亦知れざれども、かやうなる有樣にては國家なるものは甚だ迷惑を感ずる時もあるべしと思はるゝなり。

政府も政黨を利用する方は得策なりとし、政黨も政府に取り入りて早く位地を得る方便利なりとして、始めて提携なるものは出來居る次第なるべしと雖も、猶ほ深く其の内情を察すれば政府も政黨も今日の有樣にては實は之より外に妙策もなきことならん。故に此提携なるものは實際は色々に付け居れども其實已を得ざるに出でたるものとして敢て之を怪まず。但前内閣の提携せし情況と現内閣の提携する情況とは稍其趣を異にせり。前内閣の時は自由黨は伊藤總理大臣と提携したりと稱するものあれども、實際内部の話合コソ右樣なる事情もあらんが、兎に角伊藤侯の總理せる内閣全體と提携したるものなりしが如し。然るに進步黨の現内閣と提携する情況は現内閣全體と表面に於ては提携するものたるべけれども、實際は幾部類にも分れて内閣員の或る人々と各別に提携するものにて、甲の大臣に提携するものと乙の大臣に提携するものとは其旗色を異にせり。隨て其機關新聞も均しく御用新聞なるには相違なくして、何れも現内閣の恩澤に浴するものたるべけれども、其屬する所の政黨と大臣との關係に於て各其論旨を異にするのみならず、互に相駁擊する事もありて甚だ亂調子なれば、現内閣と提携する政黨の内部に立入りて仔細に之を觀察すれば種々の色合ありて何れが夫れとも見分がたき程なり。殊に進步黨以外にありては現内閣を贊成する浪人策士に至りては十人十色にて奇々妙々なり。而して此千差萬別とも云ふべき政黨を其名義に拘泥せずして之を大別すれば、樺山内相に屬して之と提携する者、高島陸相に屬して之と提携する者、大隈外相に屬して之と提携する者、及び松方首相に直參する幾部分の者とあるが如く見ゆ。事情斯くの如くなる所故に其三四の大臣相和して内閣に在れば提携政黨も相和し居らんも知るべからざれども、何分にも閣員和熟

せざる樣子にて互に內々軋轢する趣なれば、隨て政黨輩も各其屬する所の大臣を擁して何となく和熟せず、加るに人材登用は名コソ人材登用なれ、實際は我黨類を任用する次第なれば、甲の大臣に屬する黨類多く任用せらるれば、乙の大臣に屬するもの之を妬み、乙に內に其所屬大臣の請求を聽て之を任用せざれば彼等は種々の謀反を企つると云ふ樣なる亂脉至極のものとなれり。

全體立憲政治の世となりて議院なるものを設けたる以上は、議院に多數の味方を有せずして內閣に立たんことは、大豪傑大英雄なれば格別、凡庸政治家にては到底其內閣を維持すること能はざるものなり。故に或る政黨を容れて之と提携するも致方なしとして、扨て其政黨なるものは如何なるものぞと云ふに、甚だ賴み甲斐なきものなるを覺ゆるなり。其旗幟を鮮明にして正々堂々內閣を乘取るなんどは思も寄らざれども、責めては其黨論を一致して眞實其主義と內閣と大體に於て符合したるが爲めに提携する樣にありたきものなり。勿論目下現內閣と提携しつゝある政黨は口には左樣に云はざるには非ざれども、事實之に反せり。前既に記せし如く閣員の或る人々と各別に提携し居る樣なる事情にて其情態千差萬別なれば、主義の方針のと堅苦しき理窟は只表面の看板として實は現內閣はドンナ不都合をなしたりとて、又最初の宣言に背きたりとて、何んとか蚊とか出來得る丈けは辯護し、到底辯護の出來ぬ時には部分攻擊と稱して其事丈を攻擊して恬として恥るを知らず。部分攻擊とは蓋し全體は同意贊成なれども其部分丈けは不同意不贊成にて之を攻擊すと云ふ事ならん、誠に調法なる語も發明せられたるものなり。若し箇樣なる事にて提携を繼續するとせば、永世末代提携の破るゝ機會なき樣なれども、其の實は否らず、日

日夜々提携の破るゝ機會は生じつゝあるなり。何となれば本來此の提携は閣員の或る人々と各別に提携したる性質ありて、而して其の閣員中に軋轢し其の黨類をして所謂部分攻撃なるものを爲さしめ居れば、各派の政黨互に和合する譯もなく、閣員の或る人々も益々互に感情を害する事こそあれ、一致和合の緣は益々望み難きに至るは必然の道理にて、現に近來公同會なる一派を生じ高島陸相之を指揮する由にて此公同會なるものは大隈外相の黨類に當るべきものなりと云ふ。閣臣互に黨を結んで鞏固なる內閣の存立すべき理由なきは云ふまでもなし。現內閣と提携する黨派の相和せざるは知れ切たる話なれば部分攻撃の揚句の果は、閣員中に辭職するものも出でん、隨て政黨中に分離する者も出でん。是に至りて今日の提携なるものは愈破裂せざるを得ざるべし。但し政府も政黨も提携の甘味は一たび之を嘗め到底忘るゝ能はさるべければ、第二の提携の生ずることは之あらん、是れは暫く別事として立論するなり。

大豪傑大英雄の現はれざる限りは、現內閣にても未來の內閣にても政黨と提携せずしては其內閣を維持すること隨分困難なるべきのみならず、政府も政黨も提携の甘味は忘るゝこと能はざるべきは前既に記する所の如くなるにより、將來提携と稱することは屢々行はるゝ事實と見て可なり。而して此提携の內情を有體に云へば、政府も數年來對議會策に困難したれば政黨と結托して議院に多數を占むるの得策なるを感じ、政黨も貧乏虛威張をなし居らんよりは早く相當の位地に有付かんことを望み、此點に於ては兩者相投じたることとなられが、此事に關して政黨員は自惜にも各々の政府に入り知事局長若くは勅任となるは固より本意にも非されどもツマリ吾々の平生唱

道したる主義を行はんが爲めには其官等の高下などを擇ぶに及ばざる次第なりと、是れも部分攻撃と共に近來發明せられたる調法なる中分にて、識者は疾に其肺肝を洞見して一笑し居る所なり。然るに兎に角知事にても局長にても又は勅參にても勅任何等の位地を占めて政府に入りたれば、此樣子にては漸次に藩閥に代はるに至るならんと竊に喜ぶ者もあり、又憂ふる者もあり。成程藩閥政府なりとて漸次に多數の黨員入るれば右樣なる結果も生ぜずと保證も出來ぬ次第なれども、吾々の目にはソウも見えぬなり。何となれば近來採用せられたる所謂人材なる人々の此ごろの樣子を見ればモハヤ大分役人めきて、衣服なり言語なりを始めとして全體の擧動餘程役人化したるこそ不思議なれ。吾輩は單に此の事にて彼等の將來をトするには非ざれども誰も人情には左までの相違なき者なれば、彼等が役人となりてシカモ知事や局長若くは勅參ぐらゐのものとなりて既に已に其樣子に斯くの如き變化を見るものとせば、彼等は免職せられて再び元の杢阿彌となりたる時は又大層らしき人ともならんが、政府に居りて其位地を失はざる間は彼等は無論に從來の役人と自然同化する者なりと見るの外なし。今日に於てこそ彼等は事務の經驗もなく其履歷は嘗て一小吏（甚だしきは郡役所の書記）たりしに過ぎず、それもツイ此ごろの事にて單に議員たり策士たりなどいふ譯を以て政府に提携し其恩賞によりて俄かに採用せられたれば、同僚と和合する譯もなく、全體に於て外國人視せられて毎日無事に苦しみ法螺もろく／＼は吹けぬ事情ならんが、是も歲月を經ると共に消滅して早晩和合の時も來るならん。而して其和合したる時は彼等はモハヤ政黨員には非らずして、全く藩閥化したる役人なりと知るべし。

上來記したる事實を綜合すれば、政府も提携の爲めに對議會策に都合を得たり、政黨も提携の爲めに人材登用に都合を得たり、双方好都合の至りなれども元來此提携は双方内幕の都合に生れたる丈けに、眞實國家を思ふの念は先以て薄きものと見るの外なし。利を以て集る者は利を以て離るゝの理に漏れず、現在の政府も、又之と提携する政黨も内部に於ては既に已に混雜を生じ其情況日々記する所の如し。此末内閣自身に分裂して政黨と縁を絶つこともあらん、政黨自身に分裂して政府と縁を絶つこともあらん、又一旦絶縁したる者が再縁を結ぶことも亦之あらん、其離合は殆んど常なかるべし。殊に政府の方に取りてもあらゆる手段を用ひて提携と稱する名義の下に買收をしはしたる者の、悉く彼等の言ふ所シカモ閣員に各別に提携する内情ある各派の中分を悉く聽許する譯にも行かざれば、牛を馬に乘換るのか馬を牛に乘換るのか知らざれども兎に角相手を取換る樣なることもあらん。其混雜の樣子は吾々局外者は只一場の奇觀として見物するまでの事なれども、去りとて國家なるものゝ爲めには僥倖する事の出來ぬ場合も之あらん。何となれば此情況を永く繼續するに於ては大略左の如き事實を生ずる恐あるなり。

政府はイツデモ提携といふ名の下にあらゆる手段を用ひて議員を買收し、因て以て議場に多數を占むべし。而して既に多數を得たる以上は如何なる議案にても之を通過せしむるに難からざれば、之を利用して種々の惡政をなして憚らざるべし。現に議場の多數を以て容易に通過したる議案には今日誰も認むる惡政多きが如し。

政黨は大膽らしき言論を吐きて虚威喝をなさんよりは、提携の名の下に早く政府に取り入りて相當の位地に有

付くか、又は位地を得ざれば相當の報酬を得んことを熱心し、ツマリ議員となりて議場に入るは利祿を得るの踏臺に過ぎざるの風をなすに至るべし。現に今の提携者には此類甚だ多きが如し。

吾輩の希望する所は、政府も政黨も男らしく政權を爭ふに在るなり。政府の所爲にして輿論に多數を得ざるか速かに政權を敵手に讓りて其位地を去るべし。政黨にして輿論に多數を得んか、正々堂々其敵手を倒して政府を乘取るべし。提携なんどといふ曖昧なる手段によりて政府政黨相私和して政權を玩弄し、國家の公器を茶器一般に取扱ふことは之を斷念せんことを勸告せざるを得ずと雖も、現在の有樣にては政府も政黨も提携の甘味に醉ふ最中なれば、此域に達するまでには仲々長き未來を有するものゝ如し。或人云く來年は議員總選擧の時期なり、政府は選擧干涉などの野暮をなさんよりは、選擧せられて集り來る議員を片端から買收する方得策なりと。又云く議員とならば八釜敷議論をなして世間騷をなさんよりは早く政府と提携して其の利祿を食むに若かず、近來世間の噂にては行政整理委員等協議して試驗法を改正し奏任官にも判任官にも無資格にて採用せらるゝ便法を設くる由なれば、自身其恩澤に浴するのみならず、一家親類にも提携の餘澤として其位地を與ふることも爲し得べし、否らずとも山林原野の拂下なり何か事業の免許なり、何でも早く利益を得るに若ずと。吾輩は果して其註文通りになるや否を知らざれども近來の樣子にては何分架空の想像とも思はれぬ樣なり。國家民人此爲體に安んずることを得るや否や、吾輩は敢て一問を試みんと欲する者なり。

近來政府と政黨の關係は頗る色めきて益々奇觀なるを覺ゆれども、此稿圖らずも長篇となり揭載既に七回に及

びたれば、讀者の倦厭を招かんことを恐れ、一ト先づ筆をこゝに止むべし。(明三〇・一〇・二八－一一・三)

陸奥伯

伯明治三十年八月廿四日を以て東京西ヶ原の邸に薨去せらる。遺族近親其遺骨を護して來り本日夕陽岡の先塋に葬る。伯少壯にして國事に奔走し明治元年一月始めて官に就き、爾來昨年五月外務大臣の職を辭するまで、官私の履歴固より一篇の文字能く盡す所にあらず、他日更に伯の事蹟を公にするの時あるべし。

余の始めて伯を知るは明治十四年伯の宮城の獄にありし時なり。後ち數年余公命を以てパリに在勤中再び伯と相見るを得たり。歸朝の後余の農商務省に在るや伯大臣として來り、余始めて其知遇を受く。爾來薨去に至るまで交誼最も厚し。

昨年五月十七日伯余を大磯の別墅に招き辭職の意思を告ぐ。余云く死生命あり人慾限りなし、閣下屢々國事の難局に當りて能く之を處理し、加ふるに維新以來宸襟を惱ませし條約改正既に一半を成功し殘餘の成功亦疑ひなし。日清戰爭局を結びて、國家の榮華旭日と共に揚る。是れ皆な聖德の致す所と雖ども、閣下輔弼の偉業ならざるはなし。閣下官を去り不幸にして不起の人となるも又遺憾なきに非らずやと。伯云く固より然り、天、幸に年を假さば猶ほ報國の業あらん、不幸死するも憾みなしと。而して伯遂に不起の人となれり。

伯の稱病は明治二十八年馬關條約の頃に始まる。三國干渉の事あるや、伯京都に赴き病中畫策最も勉む。而し

て今年夏に至りて病更に劇なり。予の毎日新聞に入社せんとするを聞き、伯多言なし。唯云く速かに官を辭して從事せよと。是れ伯の訓言を聞くの終りなり。而して今や伯の遺骨埋葬に此地に會す。余今昔の感に堪へざるものあるなり。敢て紙上を假りて以て聊か弔意を表す。(明卅・一一・一八)

膠州灣事件と對淸政略

突如としてドイツ艦隊膠州灣占領の報に接し、爾來風說百端、或は云くドイツの占領は永久的のものなりと、或は云く此占領は一時の事なり他に永久的に占領せんと欲する港灣あらんと、或は云くドイツの政略は之を聲援として海軍擴張案を議院に通過せしめんが爲なりと、或は云くドイツは六十萬兩の賠償を求めたりと、或は云くドイツは山東全省に鐵道敷設及び鑛山開掘の特權を請求したりと。凡そ此類の風說湧が如くなるのみならず、近來は上海電報によりてドイツは山東省、露國は北部支那及び朝鮮、佛國は福建及び我が臺灣を各分割占領せんとするの聯合成れりとの風說まで傳播したり。本件に關し我政府は如何なる處置を爲さんとするか。其政略の秘密は知るを得ざれども、或は云くドイツの占領は東洋の平和に害ありと認むるだけは決したりと、或は云く軍艦を派遣して其實況を調査せしめんと、或は云く之が爲めに諸元老を集めて會議を開かんと、或は云く各國駐在の我公使に電訓して其報告を促がせりと。其他大概此類なれども、爾後ドイツは未だ著るしき措置を爲したる樣子もなく、又我が政府も公使館書記官一人を俄かに北京に送りたるの外別段の處置も見ざるは、今日までの實況なり。

吾輩は日々接手する報道を悉く事實なりとも保證せざるべし、又悉く虚説なりとも抹殺せざるべし。斯る時には眞僞相半する各種の報道に接するを常となせば、各種の報道は報道として、大體に於て靜かに其趨勢を剖判することを要す。吾輩の聞く所によれば露獨佛は歐洲に於ては提携するに難き事情なきに非らずと雖ども、東洋に於て遼東干渉以來の關係を繼續して一致の政略を執り、英國を孤立せしめて以て大に爲すあらんとするの計畫ありと、是れ久しき以前より外交に注意するものゝ知る所なり。故に今回膠州灣を占領したるは其目的の何事にあるに拘らず、又如何に結局するに拘らず、彼等は早晩其一致の政略を事實に顯はすならんとは常に記憶して可なり。而して之に對して英國は如何。東洋に在る英人は其政略以前の如くならざるを見て英國外交の甚だ振はざるを歎息するものあり。本邦に於ても此歎息談を聞きて英國の老衰を信ずるものあれども、英國は決して老衰したるものに非らず、一朝事あれば三國聯合軍にも當るの覺悟あるなり。但し其外交政略は時勢と共に變遷し、往時の如く徒らに商人を曲庇し理非を問はずして其主張を貫行するが如き事なきのみ。故に三國は常に英の意嚮に注意し、英或は三國の舉措を妨ぐるか、或は三國の爲すに任せて、英も亦同時に其利益を豐收するか、是れ三國の常に忘るゝ能はざる所にして、英も亦容易に其鋒鋩を現はさゞる所なり。

要するに三國及び英はモハヤ清國なるものを眼中に置かず、又國際法を守らざる清國に對して國際法及び國際慣例を守るの觀念に乏し。彼等は歐洲の事情及び東洋の關係を熟視し、苟も機の乘ずべき者ありて歐洲の事情亦之を許す時は、何時にても其政略を實行し來るものなり。而して本邦は如何。戰爭の結果は清國を蹂躪したり、清

國の敵とするに足らざるを知らば又友とするの恃むに足らざる事をも知るべからず。縱令三國及び英の如く全く清國を度外に置かざるも、責めて對淸政略は即ち對歐政略なり、對歐政略は即ち護國政略なりと云ふ事を悟らざるべからず。況んや淸國には未濟の償金あり、戰勝の餘威あり、威海衛の占領あり、此等は皆な彼國に於て措置するには多少の方便となるものなり。然るに近來對淸政略は殆んど眠るが如く、大隈伯は在職中清國を扶掖するが如き大言を吐きたるも毫も之を事實に示さゞるのみならず、外交に經歷もなく普通の外國語も解せざる人を擧げて公使となし、北京外交社會の笑柄となれるのみ。此の如き情況にして而して膠州灣事件に驚くとは抑々何事ぞ。吾輩は其驚くの情況に驚かざるを得ざるなり。前途知るべし、蒔かざるの種は生ぜず。膠州灣事件は如何に落着するも政府對淸政略を改めずんば一事件の生ずるごとに只だ狼狽せんのみ。將來何事を爲さんとするも恐くは皆な無効に終らん。（明三〇・一二・六）

新　内　閣

新内閣は昨日の號外並に本日の紙上にて報道する如く組織せられたり。此内閣は一方よりは少壯政治家を入閣せしめたりとして歡迎せられん、他の一方よりは政黨に提携なきを以て其運命を危ぶまれん。伊藤西鄕井上の二侯一伯の外は少壯政治家と云へば少壯政治家にも見ゆるなり。然れども政府は少壯政治家を入れたりとて必らずしも善良なるべき理由なし。要は只だ此人々の將來の手腕如何に在るのみ。政黨の提携なきも亦然り。如何なる

秘密の内約あるやは知らざれども、世間に公表したる事實にては進歩黨も自由黨も共に提携は破れたるもの丶如し。獨り國民協會は曾禰氏の入閣によりて或は提携の默契にても之あらんかなれども、是れは少數にして論外に置て可なり。兎に角現在の情況は政黨に提携なし、故に危しと云へば危からざるにも非らざるべし、然れども政黨提携して政府黨多數なるも内閣の倒るゝときは倒るゝなり、伊藤前内閣は即ち然りしに非らずや。

是故に吾輩は少壯政治家多く入閣したりとて假に之を歡迎することを得ず、政黨提携なしとて亦假に之を危しとも信ぜざるなり。立憲政治日猶ほ淺く政府も政黨も共に變則物なれば、將來の運命は常識を以て判斷することを得ずと雖ども、假りに此内閣は超然内閣なり、閣員の多數は少壯政治家なりとして、其將來を卜するに頗る困難なる運命を有することを疑はず。超然内閣は到底永續することを得べきや、其覺束なきこと勿論なるのみならず、少壯活潑の政治をなし得る者果して幾人かある。吾輩は此内閣は最初の計畫蹉跌して種々困難の情實に生れたるを洞見すると同時に、將來の困難を今より卜知するものなり。閣員たる者深くこゝに省察する所あれ。

（明三一・一・一三）

軍備論

一　擴張論と縮小論

日清戰爭後軍備擴張は朝野の問題となり、或は海軍の擴張を急務なりと論じたる者あり、或は海陸軍ともに擴張

すべしと主張したる者ありと雖ども、要するに前後緩急の別こそあれ軍備擴張と云ふ一事に至りては殆んど一致なりしものゝ如し。而して遂に海陸軍の擴張は明治二十九年度豫算より始まりて今後數年間に亘るべき設計となりしが、近年政府財政當を失して國家經濟に困難を生じたるが爲めに、現に施行しつゝある設計は國力不相當なりとの議論世間に流布し、所謂軍備縮小論は多少世間に歡迎せらるゝの傾向あり。

現内閣は未だ財政計畫を發表せず、隨て軍備問題を如何に處せんとするか未だ之を知るを得ずと雖ども、此問題に對しては多少考按を要しつゝありと聞く。現内閣は目下施行しつゝある軍備擴張には其責任を逃るゝことを得ざる關係を有する内閣なれば、軍備擴張を此まゝに繼續するか、又は多少縮小するか、此二つのものに於て永く之を決定せずして置くことを許さず。此問題の決する所如何によりては國威及び經濟に著るしき影響を與ふるものにして、世間一般は其決定如何に注目しつゝあるなり。

内閣諸公は知るや知らずや、軍備擴張は一方に於て國威伸暢の具たるに相違なしと雖ども、他の一方に於ては國力消磨の具たるものなり。而して戰勝後に於ける軍備擴張は多くは敗者の復讐に備ふるものなり。是れ自然の順序なりと雖ども、今日の軍備擴張は戰敗者たる清國に備ふるものに非らずして、他の目的の爲めなることは凡そ國民たる者以心傳心其主旨を了解する所なり。故に戰敗者たる清國は暫く之を度外に置き、他の必要たる目的に於て此擴張は已むべからずとせば、一切の國力を傾けて此擴張を成功せざるを得ず。此點に於ては各國の比較を擧げて凡そ歳入の幾割は軍備に投じて可なりなどゝ論ずるは迂論の極なり。又若し之に反し此擴張は或る目的

を達するに於ても過度なりとせば、假令財力餘りあるも其設計を縮小せざるを得ず、强ひて之を遂行するは國力を濫費するものなり。然り而して目下施行しつゝある軍備擴張は果して或る目的の爲めに必要なる程度なるや否や、軍事當局者の外は殆んど之を知るに由なきこと何人も同意なるべし。

旣に必要なる程度を知らずんば、軍備擴張論を唱ふるも、軍備縮小論を唱ふるも、實は均しく暗中模索たるを免かれず。是に於てか經濟社會には國力を基礎として立論し軍備の程度如何は知るを得ざれども今の擴張は國力不相當なり、故に之を縮小すべしと論ずる者も生じたる次第なれ。然れども此論は國の安危は度外に置きて可なりとするにあらざる以上は、國力不相當なりと主張するも、此不相當なる擴張をなすに非ざれば、國の獨立を維持すること能はずとの議論には打勝つこと能はざるべし。之と同時に擴張を主張する者も、國力之に堪へずしては軍艦獨り動かず軍隊獨り働かず、到底軍資なくしては其用をなすものに非らずと云ふの議論を屈伏せしむること能はざるべし。

要するに軍備を說く者は經濟の實況を解せず、經濟を談ずる者は軍備の程度を知らず、故に各自理論を以て爭ふも數字を以て爭ふも歸する所は彼れ我れを知らず、我れ彼れを知らず、互に相知らずして論爭するものなれば其論如何に巧妙なるも極端に至れば水掛論たるの外なし。

二　國力相當の軍備

軍備の國力不相當ならんと思はるゝ國は、現在に於ても之なきに非ずと雖ども、近世各國の情況は大概國力相

當ならんことを咎むるには相違なし。往時に溯りて之を觀るに國力不相當に軍備を擴張したるものあり、又國力不相當に軍備を縮小したるものあり、其情況千差萬別、今日よりして之を見れば實に一場の奇觀なり。史を讀む者は何人も知る所なるべけれども、試に一二の著るしき實例を擧げんに左の如きものあり。

往時フレデリック大王の普國に君臨して歐洲に雄飛せし時代には、普國の人口はポーランドの最初の分配を受けたる後にても僅か六百萬に過ぎず。而して其兵數を見れば徴兵、義勇兵、外國を合して殆ど二十萬人、之を人口に比例すれば三十人に一人に當る、斯くの如き軍備は國力不相當なりとは贅論を待たざるべし。但しフレデリック大王は勤儉を以て名ある君主にして、當時普國の歳入一億フラン餘なるに、歳出八千五百萬フラン以上に達したることなし、故に毎年度剩餘金を貯蓄して漸次巨額に上り、加ふるに同王の末年は幸に平和なりしに因り、死後國庫に三億フランの貯金ありしと云ふ。此貯金よりして之を見れば二十萬の軍備必らずしも國力不相當なりしと云ふを得ざるに似たれども、抑も貯金は數年來勤儉の結果にして毎年生ずべきものに非ざるのみならず、當時殖利の方法も具備せざりしかば、此貯金は徒らに國庫に堆積せられたるものなり。是を以て蓄財盡きて兵獨り動かず、佛國革命に抗したる戰爭には、普は英の傭兵として交戰に從事せざるを得ざることもありたり。然れども此國力不相當の軍備は普國をして遂に勃興せしめたるの基礎となりたるには疑なし。

英國は之に反し國力充實して財政餘裕ありしと雖も、海軍に富みて陸軍に乏し。佛國革命に抗したる連合には屢々他國に軍資を給して交戰せしめざるを得ざりしこともありたり。此の點よりして之を見れば當時英國は國力

不相當に軍備に乏しかりしに相違なし。然れども英國は遂にナポレオンをして其欲望を逞うすることを得ざらしめたるなり。史に據るに當時英の人口は千四百萬なりしも常備軍は僅に六萬に過ぎず、其内三萬は殖民地に在りたれば、千七百九十二年佛國と交戰せし其最初には一萬の兵をも出すこと能はざりしなり。然るに千七百九十五年には兵數十六萬に上り、翌千七百九十六年には二十萬を超過せり、而して此大軍は一兵も其意に反して徵集せられたる强迫兵にあらずと云へば、英の歐洲に國威を振ひたるは國力充實の結果なりしこと勿論なり。左れば英國は國力不相當の寡兵を以て財力の結果歐洲に覇たりと云ふも不可なきものなり。

普英二國の歷史は右の事實を載せたり、其他當時歐洲諸國には之に類するもの多し。要するに國力不相當に軍備の過大なる普國も、國力不相當に軍備の寡少なる英國も、共に國威を發揚したるに因り、單に此事跡よりして之を論ずれば、凡そ國の發達する時運に際會せば、國力不相當に巨大なる軍備も、國力不相當に寡少なる軍備も實は何れにても妨げなしと結論することを得ざるに非ざるべし。然れども是れ普英二國の如きものにして始めて可なり。其他の諸國は妄りに摸擬すべきものに非ざれば、近世各國の軍備は常に其國力相當なるを勉むるを常經となし、國家生存に已むを得ざるの事情あるに非ざれば、此常經の外に出ざるを要す。是故に吾輩は軍備擴張論の極端に走るも、軍備縮小論の極端に走るも、我國家發達の機運をして幸ひに猶ほ永く今日の情況ならしめば、實は何れに傾くも左まで憂慮するに足らずと信ぜざるに非らずと雖ども、然れども成るべくは近世各國の軍備に鑑みて、國力相當の軍備に止むることは、勿論軍備の上乘なるものなりと云ふを憚らざるなり。

三　軍備には相手あり

軍備の過大なるも寡少なるも、國家發達の時運に際會せば實に何れにても國威を發揚するに妨なしと雖ども、近世各國の軍備は國力相當ならんことを求め、已むを得ざるの事情ある國にあらざれば、故らに過大なるを求めざると同時に、又故らに寡少なることを求めざるなり。加るに近世の軍備は普英二國の往時の如くなることを得ざるの事情も之あるが故に、成るべくは國力相當の程度に止めんことを勉むるは勿論なり。故に我軍備も亦成るべく國力相當の程度に止めんことを希望するは前篇に述ぶる所の如し。然れども此論は軍備擴張をなすべきや否や未決問題たりし當時に在りては深く講究すべき問題なりしと雖ども、今日に至りては縦令國力不相當なりとするもモハヤ之を變更すること能はざるべし。

凡そ軍備には目的あり、防禦又は攻取是れなりと雖ども、列國の大勢を通觀するに防禦必ずしも防禦ならず、攻取必らずしも攻取ならず、其名義に拘泥して防禦は何れの場合に於ても防禦なりと解釋し、攻取は何れの場合に於ても攻取なりと解釋するは、誤解の甚だしきものなり。貴族院に於て毎年生ずる或る一派の議論は、畢竟此誤解に原因するものに似たり、惜むべきの至りなれども此等は姑く措き、目下擴張しつゝある軍備は、防禦の爲めなり又は攻取の爲めなりと、其目的を一定して固く其主義を執ることは、吾輩國民の欲せざる所なり。或時は防禦たらん、或時は攻取たらん、其變更は外交及び軍略の實地の應用に一任せざるを得ず、故に軍備に關しての目的論は無用の談なり、事情斯くの如きものなれば、我軍備擴張に對する各國の意向は、決して我唱道したる名義

のみに拘泥し居らざるべし。

近世の軍備は其秘密を暴露せずとも、大概算測し得らるべきものにして、未だ交戰せざるに大勢を豫定し、之が爲めに戰爭ともなり、又平和ともなるものなり。故に列國勉めて他の軍備を觀察し、之に對して相當の設備をなすものなり。我軍備擴張は議會に提出したる當時、政府及び議會は秘密を守りたるに相違なかるべしと雖ども不幸にして其設計は大概各國に知れ渡りたることは、當時各國の新聞によりても之を知るを得べし。吾輩の推測を以てすれば各國は既に已に我軍備に對して密に之と匹敵すべき設備をなしつゝあるものと信ぜざるを得ざるなり。故に現に施行しつゝある軍備は我國獨り之をなすものに非ずして、利害の關係を有する相手の各國も亦之に對する軍備をなしつゝあるものと認めざるを得ず。果して然りとせば縱令目下施行しつゝある軍備は國力不相當なりとするも、モハヤ之を變更することを得ざるは明かなる事實ならずや。我れ軍備を縮小し彼も亦軍備を縮小するものとせば甚だ妙なれども、今日各國の軍備は決して然るものに非らざるは軍事當局者にあらずとも容易に之を知る所なり。然らば則ち我もし軍備を縮小し彼れ其軍備を變更せずんば、我國たるもの劣等の地位に陥ることを甘諾せざるべからざるべからざるなり。吾輩國民は之に安んずることを得るか。

是故は吾輩は現に施行しつゝある軍備の未決問題たりし當時に在りては、多少の議論なきを得ずと雖とも、今日に在りては軍備縮小は如何なる事情に於ても之に同情を表することを得ざるのみならず、軍備設計を變更して海軍を擴張して陸軍を縮小せよとの議論にも同情を表することを得ざるなり。斯くの如き議論は未決問題たりし

當時に必要なるも、既決施行の今日に在りては全く無用の議論にして、之が爲めに相手の各國は其設備を變更するものに非らず。軍備擴張は其名義の防禦にあるも攻取にあるも、總て之に對する相手あるの事業にして、既に之を公表したる場合には、我れ獨り之を變更することを得べき事業にあらざることは、政府も國民も共に記憶すべし。

四　軍備設計を遂行すべし

軍備は其名義の防禦にあるも又攻取にあるも、名義に拘泥して其目的を解釋することを得ざるのみならず、防禦にても攻取にても軍備は之に對する對手あるの事業にして、大體の計畫世間に曝露し相手の各國をして竊に之に對する設備を講ぜしめたる今日に於ては、目下施行しつゝある軍備は國力不相當なるにせよ、之を變更することを得べき者に非らず。況んや其國力不相當なりとの議論も、實は慥なる根據ある者に非ざるに於てをや。

明治二十八年度の歲出豫算は八千九百餘萬圓に過ぎざりしが、翌二十九年度に至りては一億五千二百餘萬圓となり此二年間に非常の差異を來たし、三十年度以後漸次增加したる額を動かすことを得ざるは、主として軍備擴張の爲めなるには相違なしと雖ども、軍備擴張なるものは今日既に變更することを得ざるは既に論ずる所の如し。而して此軍備擴張に伴ふ費用は國力果して其負擔に耐へざるものなるか、目下經濟社會の困難をして悉く軍備擴張の爲めなりと論定するは、事實を誣ゆるものに非らざるか。戰後勃興したる商工業は、或は實力以上に超過したる恐あることは何人も知る所にして、之が爲めには政府當局者は深く注意する所なかるべからざりしな

り。然るに前内閣は行政を錯亂して黨員策士を操縱することの外、經濟問題に關しては苟且偸安、殆んど見るべきものなく、強て其事跡を求むれば金貨制度なりと雖ども、此制度は當時豫想したる程の弊害は今日未だ現はれずと雖ども、此幣制改革は四千萬圓餘の公債を賣却するには、或は多少の便宜を得たることも之あるべしと雖ども、經濟社會の振興策としては、毫も見るべきものありしに非ざるなり。故に假りに軍備擴張なるもの當時之なかりしとするも、或は經濟社會今日の困難を免がれざりしやも知るべからざるなり。此等の事情より之を推論すれば、經濟社會今日の困難を以て、悉く軍備擴張の罪なりと論ずることを得ず、果して然りとせば經濟社會の救濟策としては、獨り軍備設計の如何を論ずることを得ざるべし。

軍備擴張は經濟社會に至大の影響を及ぼしたるを疑はずと雖ども、經濟社會今日の困難は獨り軍備擴張の爲めのみに非ず。故に當局者たるものは經濟社會の救濟策として、廣く全般の事實に注意すること肝要なるべし。若し此事理を誤り經濟社會の歎聲に驚きて、俄に軍備縮小をなすか、又は其設計を變更する如きことあらんか、國威は遂に伸暢するの期なかるべくして、而して經濟社會も亦恐らくは救濟せらるゝことなかるべし。何となれば經濟社會今日の困難は、獨り軍備擴張の爲めのみに非ざること、既に述ぶるが如くなればなり。是故に吾輩の政府當局者に望む所は、其事務を整理して費用を節減する事は暫く別事とし、軍備は當初の設計を遂行すべし、經濟社會の救濟策は別に救濟策として講究すべしと云ふに在るなり。又經濟社會に望む所は現に施行しつゝある軍備擴張は相手の各國に知り渡りて、既に竊に我に對する設備をなしつゝあるものなれば、國力不相當なりとする

もモハヤ當不當を論ずるの時機に非ざれば、軍備は此まゝに擴張せらるゝものとして、別に振興策を講究すべしと云ふに在るなり。新内閣は未だ財政計畫を公示せざるを以て其意思を知るに由なしと雖ども、其擴張を遂行すると、縮小すると又は設計を變更するとに論なく、速に其意思の在る所を公示して、以て經濟社會の疑團を氷解せしむべし。是れ眞に政府の職責なり。吾輩其公示を待て又更に論ずる所あらん。(明三一・二・五―八)

外資輸入

一 概論

外資輸入に關しては、新條約實施準備の一部として同論第十七乃至第十九に於て其概略を論述したり。然るに當時外資輸入は殆んど朝野一致の議論なりしに似ず、今日に至るまで未だ外資の實際に輸入せられたるものあるを聞かず。而して其實際に輸入せられざるは、我經濟界に於てモハヤ輸入の必要なきやと云ふに、決して然るに非らずして、目下尚ほ其方法を講究しつゝあるものゝ如し。又外商に在りても我經濟界に其資本を投入することを欲する者なきやと云ふに、是れ亦決して然るに非らずして、目下尚ほ其機會を求めつゝあるものゝ如し。果して然らば外資輸入なる問題は、内外國人共に之を希望しつゝ、事實に現はすことを得ざるに苦しむものなり。

吾輩の所見を以てすれば、新條約實施準備の一部として既に論述したるが如く、新條約實施後に於ては、外資輸入は我れより之を望んで輸入し得べきのみならず、縱令我より之を望まずとも外資は自然に輸入せらるべきも

のなり。新條約未だ實施せられざる今日に於ては、現行條約の爲めに多少の不便なきに非らずと雖ども、是れ單に不便と云ふに過ぎずして、條約及び法律の關係に於ては出來得ざる事實にあらず。外資輸入の必要なる今日に於て、政府及び國民は多少の不便を忍ぶことを覺悟せば、外資は容易に輸入せらるべき筈のものなり。

外資輸入は出來得ざる事業にあらずして、其輸入の利害及び方法は之を如何にして可ならんか。是れ新條約實施準備と云はんよりは、寧ろ目下の經濟問題に屬するが故に、吾輩は新條約實施準備論中第十九の終りに附記して之を他日に讓りたる所以なり。但し現行條約中に於て外資輸入を禁遏すべき條項なきのみならず、現行法律に於ても鑛業條例、日本銀行條例、取引所法等僅々のものを除くの外は、特に日本臣民のみに其所有を限りたるものなし。故に條約及び法律は大體に於て外資輸入の途を杜絶し居るものにあらざることは、屢々論述せし如く明瞭なる事實なり。

新條約實施準備論中に掲げたる外資輸入論は、當時世上の問題を一括して概論したる者にして、第一政府外國債を起して內國債の或るものを償還し因て以て我商工業を利する事、第二我各種の內國債を外國人に所有せしめ因て以て我商工業の振作を圖る事、第三我會社株券を外國人に所有せしめ因て以て我商工業の振作を圖る事の三點を列擧し、之に加ふるに第四外國人をして其資本を內地の事業に投ぜしめ彼等外國人をして自ら外資を運轉せしむる事を以てしたり。而して此等の方法は何れにても出來得ざるものに非らざれども、事業に彼我の區別を立つるが如き根本的の誤解ある間は、何れの方法も實際に困難なるべきものなることを論述したるものなり。果せ

るかな、外資輸入は殊んど朝野一致の議論なりしに似ず、今日まで實際に外資の輸入せられたるものなきは、此根本的誤解の猶ほ未だ除去せられざるが爲めなることを事實に示しつゝあるものなり。惜むべきの至りなれども此誤解も自然の必要には打勝つこと能はずして、漸次に除去せらるゝに至らんか、吾輩は一日も速かに此誤解の除去せられて外資の實際に輸入せらるゝことを希望せざるを得ざるなり。因て再び外資輸入なる論題の下に於て、新條約實施準備論中に掲げざりし、外資輸入の利害及び方法に就て少しく論述する所あらん。

二 外資輸入は目下の必要

新條約實施後は、條約又は法律に於て禁止したるものゝ外、外國人は內國人同樣に總ての事業に從事することを得べし。是れ新條約其のもの及び民法の規定によりて明かに解釋せらるべき事實なり。故に新條約實施後に至りては、外資輸入は我國に利ありとするも害ありとするも、又外資輸入を我より之を望むも望まざるも、外資は自然に輸入せらるべきものにして、其情況は恰も歐米各國の間に彼此の資本互に流通すると同一なるに至るべき筈のものなり。無論に新條約實施後俄然此情況を現出すべしと云ふことを得ざるも、苟も條約法律にして正當に行はれしめ、排外思想をして漸次に消滅せしめば、遂に此情況に馴致すること殆んど疑なかるべし。是れ新條約實施準備論中にも既に論ずる所にして、要するに外國人の內地に雜居して自由に其業務を營むことを得るに至れば、假令我國人にして外資を利用せざるも、外國人自身に其資本を以て內地の事業を營み、因て以て外資は我國內に流通するに至るべし。故に外資輸入なる問題は、新條約實施後は殆んど問題たるの價値を有せざる程のもの

なり。

新條約實施後に於て外資の早晩輸入せらるゝこと、以上述ぶるが如くなりとせば、外資輸入の利害及び方法を講究するは、目下必要なる問題にして即ち現行條約の存在する今日に於て外資を輸入することの利害及び方法如何と云ふの一點に、此問題の區域を限縮すること、實施に適切なりと信ぜざるを得ざるなり。故に暫く此問題をこゝに限りて之を講究せんに、目下政府の財政及び民間の經濟は到底外資輸入に依らずしては之を救濟するの途なかるべし。軍備擴張は政府の財政に不足を醸し民間の經濟に困難を與へたりとの説あれども、其不足及び困難を以て悉く軍備擴張の罪なりと斷定することは吾輩の同意すること能はざる所なり。又假りに悉く軍備擴張の罪なりとするも、軍備には相手あり、相手の各國をして窃かに相當の設備をなさしめたる今日に於て、之を縮小するを得べきものにあらざることは、嘗て軍備論中にも論ぜし如くなれば、今更之を如何ともすること能はざるべし。果して然りとせば、政府の財政に於ても民間の經濟に於ても、軍備は此まゝに遂行すべきものとして、別に救濟の方法を求めざるを得ず。而して所謂救濟法は外資に依るの外に良法なきに非らずや。

顧ふに政府及び民間に於て若し消極的の一方に傾き、政府は其財政を整理せんが爲めに總ての經費を節減し、又總ての事業を縮少し、民間も亦總ての新事業を廢止するのみならず、出來得るだけは現在着手しつゝある事業をも縮少せば、今日の財政及經濟を此まゝに維持することも、或は難きに非らざるべし。然れども此くの如くなしたらんには、國内蕭條恰も火の消えたるが如く、民間に新事業の起らざるのみならず、舊事業も亦萎靡して振

はず、政府は僅かに歳出入の相償ふことを得たるのみにして、行政の刷振も國威の伸張も、思もよらざる悲境に陥り、取りも直さず國力の發達はこゝに挫折して、遂に此競爭世界に立つこと覺束なきの情況に至らんも知るべからず。事こゝに至らば軍備の如き擴張は云ふまでもなし、漸次擴張したるものを維持することも、或は困難なるべし。然り而して一朝新條約の實施に遭會せば其景況は如何ぞや、暗夜に燈を得たりと云はんよりは、寧ろ飢たる者の暴食、其生命を短縮するの恐あらんか。此等の事情より推考するも、今より外資輸入の途を開らき、外資をして漸次に輸入することを得せしめ、因て以て行政の刷新を圖り經濟の振興を求めざるを得ざるべし。是れ外資輸入の目下に必要なる外以なり。

三　財政上の必要

政府の財政と民間の經濟とは其性質別事に屬して、之を救濟するにも各別なる方法を要すること固より論なし。然れども此二つのものは始終關聯して離るべからざれば、其性質別事なるの故を以て各單獨なる運動を許すべきものに非らざるなり。殊に我國情は政府の財政は忽ち民間の經濟に影響し、民間の經濟は忽ち政府の財政に影響すること、何人も熟知する所の如くなれば、局に當る者は政府の財政を整理すると同時に民間の經濟を振興することを要するは勿論の事なり。

政府の歳入は最近數年度の豫算に於て大に增加せり。然れども此增加は歳出に伴ふて將來尙ほ大に增加し得べきものに非らざるのみならず、現在の歳入は既に歳出を償ふて餘りあるに非らず、却て其不足に苦しむ所なり。

然るに一方に於て歳出は逐年增加の勢を示して減退の傾なし。是れ實は各國自然の情勢にして、今日の世界に國を立つるものは、何れの國も當然に覺悟せざるべからざる所のものなり。此逐年增加すべき歳出に應ずる財源は之を何れの處に求めんか、或る程度までは增稅によりて補ふことを得べしと雖ども、收稅の過度なるは財源を涸渇するの恐あれば、年々歳々增稅のみに依賴することを得ざるは無論の事なり。果して然らば歳入限りあり歳出限りなしと認めて、一方には財源を涵養し、一方には歳入を增加するの方針を執らざるを得ざるは明かたる事實なるべし。而して財源を涵養せんが爲めには、民間の經濟をして始終發達して休止することなからしむるを要す。民間の經濟をして始終發達せしめんと欲せば、政府の財政は單に增稅に依賴せず、歳出中經常費に屬せざる臨時の費用は、成るべく臨時の歳入に因りて之を支辨するの必要あるなり。而して臨時の歳入は國債より外に大なる財源なしと雖ども、內國債は今日の經濟界に於て其多額を募集し得べきものにあらざることは、少しく經濟界に注意する者の熟知する所なり。內國債既に然りとせば、之を外資に求むることは實に已むを得ざるの事情ならずや。

試に三十年度既定の豫算及び三十一年度豫算として前內閣の議會に提出したるものを見よ、無論に削減を加ふべきものありと雖ども、財政上の大勢は增加の一方に傾くの事情あることは容易に發見し得べし。現內閣は固より前內閣の豫算を其儘に施行する義務なかるべしと雖ども、三十一年度豫算は不成立となりて前年度豫算即ち三十年度豫算を施行せざるを得ず。三十年度豫算に異動を生ずべきものは、臨時議會に追加豫算として請求すべき

筈にて、目下調査しつゝありと聞く。追加豫算は之を發表するまでは何人も知るを得ざれども、兎に角其豫算は前年度豫算に增加すべきものなることは疑なかるべし。既に三十年豫算に加ふるに追加豫算を以て多少の增額をなすものとせば三十一年度に施行せらるべき豫算は、前内閣の計畫せしものには異るべけれども、歳出增加は明かなり。此くの如く增加すべき歳出に應ずる政府の歳入は、何れの處に其財源を發見したるやを知らずと雖ども假りに總ての新事業を廢止し、出來得る丈け消極的の方針を執りて豫算に删減を加へ、歳出入相償ふことを得たりとするも、是れ僅かに其財政を彌縫し得たりと云ふに過ぎず。毫も行政の刷振を圖ることを得べき豫算に非らざるに因り、之を以て國力の發達社會の進運に應ぜんことは固より期すべからず。故に臨時費に屬するものは成るべく丈け之を外資に仰ぐに若かざるべし。

四　外資を臨時費に要す

臨時費を內國債に仰ぎたるの例は甚だ多く、現在猶ほ之を仰ぎつゝあるものも亦尠からずと雖ども、臨時費を外國債に仰ぎたるの例は近來殆んど之なし。是れ固より外國債の募集し得ざるが爲めに非らず、實際外國債に依らざるも其費途を支辨し得たるの事情もあれども、國人中猶ほ排外思想を有する者ありて之を妨げたるの結果多きに居るなり。故に政府若し臨時費を外資に仰ぐに於ては、一部論者には必らず異議あるべきこと殆んど豫期し得べし。前內閣の軍事公債四千萬圓を外商に賣却したるは、吾輩の同情を表せざる所なりと雖ども、其同情を表せざるは之を外商に賣却したるが爲めに非らず、財政上果して之を賣却すべき必要ありしや疑なきを得ざると、又

其方法に於て頗る當を失せしとに因るものなり。一部論者は之に反して買主の外商なりしが爲めに之を非難せり。前内閣員如何に愚なりとするも、損得の勘定に斯くまで暗らき人々にも非らざるべし。然るに其賣却せし方法を見れば、我金貨一圓は英貨何シルリングに相當し、其相當英貨を以てロンドンに於て支拂ふことを裏書し、純然たる外國債なりしと雖も、排外論者の攻撃を恐れたると、又部内の策士中にも排外論者多かりしとの結果は外國債の名義を避け內國債の假面を以て賣却したるものなり。其假面を裝ふたるが爲めに、賣却直段を始めとして諸種の費用に於て、何人にも明瞭に算測し得べき損失を醸したるものなり。是れ前内閣怯惰にして排外論者の誤解を打破することを得ざるが爲めに此損失を醸したるものなり。故に現内閣も亦外國債を募集せんと欲せば、必ず排外論者の攻撃に遭ふことならんが、現内閣員若し少しく勇氣あらば、モハヤ排外論者の愚論を傾聽するの要なかるべし。

　軍備費も將來別に臨時費を要すること之あるべしと雖ども、此等は償金其他別種の方法にも依ることを得べきものとして、暫く之を置き、差向き運輸交通機關の如き、製鐵事業の如き、之を如何にして將來其擴張費を求めんとするか。此等の事業は直接に國庫の收入にも影響すべきのみならず、間接には我生產力を增加すること顯著なるものなりと雖ども、國庫歳入に限りありて其擴張費を支出するに由なく、內國債に仰ぐの方法を執るものも之ありと雖ども、目下經濟界の事情に於ては、無限の請求に應ずる餘裕なし。然るに鐵道建設費なり、既設鐵道改良費なり、電話交換擴張費なり、悉く不足を告げんとし、此不足を補塡せんには巨額の資金を要し、到底目下の

財政に於て之を如何ともすること能はざるべし。製鐵事業も亦然り。僅々四百萬圓の少額を以て其事業を創始せしも、實際の調査によれば千四五百萬圓を投ずるに非らざれば、殆んど其用をなす能はざるのみならず、却て出入相償はざるの恐ありと云ふ。以上は固より一二の例證を示すに過ぎざるものにして、此等の事業の外、猶ほ許多の臨時費を投ぜざれば其成功を期すべからざるものあらん、又幸ひに成功したりとするも日進世界の今日には猶ほ其不備を感ぜずんばあらざるものあらん。而して此等の費用は到底普通歳入の能く支辨する所にあらざるは勿論、内國債に依らんとするも目下の經濟界は之に應ずる能はざるのみならず、萬一之に應じ得たりとせば之が爲めに内地の商工業を一層不振の情況に陷らしむるの恐あるなり。外資に依らずして果して何んの方法かある。

五　經濟上の必要

政府の財政に於て外資輸入の必要なること前二篇に論ずる所の如し。而して更に民間經濟の情況を見れば資本の必要殊に甚だしきものあり。到底外資を輸入するの外に、此不振を挽回するの策なきを覺ゆるなり。去る廿七八年戰勝後内地商工業の俄かに勃興して甚だ有望なりしに反して、近來頻りに其不振を訴ふ、不振を釀したる原因に就ては世間種々の議論ありと雖ども、其議論の何れにあるに拘らず不振を訴ふるは即ち一なり、故に原因は原因として別に之を講すべし、不振は不振として救濟を講ずべし、其原因を知らずんば救濟の道を講ずるに由なしとの議論もあらんが、經濟學上至當の議論にして吾輩の異議なき所なれども、徒らに原因を講じて救濟を圖らざるは、今日の通弊にあらずや。戰勝後商工業の勃興は、實力以上に超過したる事實も之あらん、又人爲の作用

によりて一時株券の實價以上に暴騰したる事實も之あらん。然れども大體に於て二十七八年以後の經濟界は、其資本を固定したるもの多くして、流動資本に缺乏を生じたるは蔽なき事實たり。之に加ふに軍事公債、事業公債、鐵道公債鑛山公債によりて民間の資本を國庫に吸集し、其散ずるや細民の囊裡には入りたらん、商工の資本には復歸せず、前内閣は此點に就て割増小公債を發行するの說を唱へたり。割増公債多少の効能なきにも非らざるべけれども、斯くの如き苟且の手段は到底資本復歸の目的を達すべしとも思はれざるなり。然らば即ち之を如何にして可ならんか、外資輸入の外に良法なかるべし。

廿七八年戰勝後諸種の會社は俄かに創設せられ、所謂株券熱の全國を風靡したるは何人も知る所なり。近來其熱の冷却すると共に株券の下落したるを見て、目下經濟界の救濟を論ずるは株屋の說なりと論ずる政客なきに非らざれども、此等は固より經濟界の眞相を知る者に非らざるなり。所謂株屋なるものは何れの國にも多少は之あり。此株屋なるものを全く域外に排斥して經濟の道を講ぜんことは甚だ難し。吾輩は固より株屋なる者の一起一仆更らに意に介する所なしと雖ども、商工隆盛して株券騰貴すれば隨て株屋なるものも多少は生ずる所なり、是れ自然の情勢已むを得ざるものと觀念するの外なかるべし。目下諸會社の株券は漸次に低落し、之を抵當として借出さんとする銀行は、其低落の度を豫測すること能はず、隨て商工業者は運轉資本を得るに苦しみ、會社は其拂込若くは社債を求むるも成功甚だ覺束なし。斯くの如き情況なるが故に、株券下落に困難するは商工一般にして、決して一部株屋のみに非らざるなり。而して今日の情況をして永續せしめんか、人心危懼して、資力ある者

は益々其資金を收縮し、資力なき者は益々運轉資本に苦しみ、到底事業の發達を望むべからざる事勿論なり。世間此商工不振を目して、今の不振はモハヤ極度ならん、從來の例に徴すれば遠からず恢復に向ふべしと信ずる者あり。從來我國の經濟は國境の外に出づる能はず、盛衰ともに國內に限りたれば、盛の極は衰を生じ、衰の極は盛を生じ、其循環は國內に限りたれども、明年七月よりは新條約實施せられ、世界共通の經濟界に入るべし、從來の例を以て推すべき時機に非らざるなり。外資に依りて此不振を挽回せんこと目下の急務なずや。

六　外資輸入の方法

外資輸入は政府の財政にも民間の經濟にも必要なること前數篇に論ずる如くなれば、外資輸入の利害は明瞭にしてモハヤ之を詳論するの要なかるべし。外資輸入の方法に至りては、之を如何にして可ならんか、吾輩は政府及び國民に左の數項を勸告せんと欲するものなり。

第一　政府外國債を起して交通機關の改良又は製鐵事業の如き間接又は直接に生產事業に有益なる臨時費に其資を投ずべき事

第二　政府外債を起し以上の事業に其資を投ずると同時に內國債の或るものを償還する事

第三　我各種內國債を外國人に所有せしむるの便宜を圖る事

第四　我會社株券を外國人に所有せしむるの途を開く事

以上は新條約實施準備論中にも、第一を除くの外既に列擧せし所にして、當時も之を論じたる如く、皆な條約

又は法律の規定に於て出來得ざる事項に非らず。但し此等の事項は新條約實施準備論中第四の方法として掲載したるが如く、外國人自身にも內地の事業に其資を投じて相當の利益を得せしむべき觀念を要するものにして、若し排外論者の如く一切外國人に利益を與ふることを厭忌するに於ては、無論に其目的を達すること難かるべし。

試に第一の方法に就て之を論ぜんに、目下外債を募集することは固より困難なる事業に非らざるのみならず、幸に往年募集せし外國債は元利其期限を違はずして償還せし信用もある事なれば、相當の低利を以て借入るゝことを得るは疑なし。此低利の外債を以て、目下其不便を感じ又其費用の不足を訴へ、殆んど國內の進歩に後れて其用をなす能はざるの觀ある鐵道電信電話等の改良進歩を圖り、又製鐵事業の如き其資金に窮するものに投ぜば我國力の發達を幇助すること實に巨多なるべしと信ずるなり。

第二の方法は前篇に論じたる如く、商工業の資本に供給すべきものを諸種の公債によりて國庫に吸集し、其資散するや細民の懷裡には入りたることとならんが、直ちに商工業の資本に復歸せずして、商工業の不振を訴ふるに至りたれば、外國債を以て此等公債の或るものを償還せば、直接に商工業の資本を得せしむるのみならず、間接には世間一般に資本の供給を潤して、各處に貯蓄せられたる死資の類も商工業に投ぜらるゝに至らん。事茲に至らば其償還したる資金の左まで巨額ならざるも、其効用は實際之に幾倍ならんも知る可らざるなり。

第三の方法は、四五年以前ロンドンに於て既に之を試み、最初は左まで巨額の放賣をなすことを得ざりしと雖ども、是れ畢竟外國人中に我公債及び我財政の情況を知る者稀なりしが爲めにして、漸次有望の情況に至るの傾

きありしものなり。然るに前内閣は謂れなく不當の低價を以て、軍事公債を賣却せしが爲めに、一方には外國人にして我公債を所有するの利益を知らしめたることもあらんが、一方には我公債は斯くまで低廉なるものとの感觸を與へたることならん。故に此方法は多少の困難なきに非ざるべしと雖ども、現に希望者もなきに非らずと聞けば、決して出來ざることには非ざるべし。

第四の方法は現行條約及び法律に於て之を禁止せず、而して內國事業家も之を望み、外國資本家も亦之を望むの情況なれば、無論容易に出來得べき筈のものなれど、惜むべし、政府に著るしき誤解ありて之を妨ぐるもの﹅如し。現行條約に於ては外國人の居留地に居住し、同地內に於てのみ營業することを許したれども、若し我帝國の意思に於て、外國人の內地に雜居することを恩惠的に許すときは、彼等外國人は新條約の實施を待たずして、今日に於ても內地に雜居することを得べきものなり。何となれば彼等外國人に居留地內に居住し、同地內に於て營業することを許したるは、現行條約の規定にして彼等の權利に屬し、其居住及び營業を禁ずることを得ざれども我より進んで彼等の內地に雜居することを恩惠的に許すことは條約に於て禁ぜず、全く我國の自由の意思に屬するものなればなり。故に今日に於て內地雜居を外國人に許すも條約上差支なし。內地雜居既に然りとせば、其他の事推して知るべし。況んや外國人をして我會社株券を所有せしむるも、直ちに內地雜居を許すものに非らざるに於てをや。

聞く所に據れば當局者の意見にては外國人の我會社株券を所有するは單に社員又は株主たるに止りて、重役た

ることなきに於ては妨げなし、若し彼等外國人にして重役たるに於ては、是れ內地に於て商工業を營むものなり、現行條約の下に於て之を許すべからず、加ふるに彼等外國人は治外法權の下に在れば我法律を以て之を支配すること能はず、故に社員若くは株主たるは可なり、重役たるは不可なりと云ふものゝ如し。之が爲めに或る會社は其定款を改正し外國人をして社員若くは株主たらしめんとすることを躊躇し、又或る會社は進んで之を改正したるも、未だ其筋の認可を得ざるものゝ如し。既に社員若くは株主たることは可なりとするも、重役たることは不可なりとせば、是れ一方に門戶を開らきて、一方に門戶を閉づるものなり。均しく社員若くは株主たり、而して重役たるの權利を得ざるものとせば、誰か甘んじて社員若くは株主たる者あらんや。左なくとも目下我商工業の不振の爲めに外資の必要ありと聞かば、外國人は或は容易に社員若くは株主たることを望まざるの恐あるに、之に加ふるに重役たることを得ずとせば、到底社員若くは株主たらしむることも出來得ざるものなり。

吾輩の所見を以てすれば、外國人をして我會社の社員若くは株主たらしむることは勿論、重役たらしむることも之を許して可なりと信ず。試に見よ、現行條約の下に於て外國人の內地旅行は、學術研究又は病氣保養に限れども、數年來の慣例は此目的のみに非らざることは何人も知る所なり。加ふるに日英新條約附屬議定書第二項の明文によれば、十二箇月以內有效の旅券を交附して、國內何れの地にも旅行するを得せしむることゝなり、現に新條約の實施に先つて、今日既に實行しつゝあるに非らずや。其他內地に傳敎する者、若くは內地に潤益を有する者は、其名義は暫く閣き、事實に於ては內地各所に居住するものなり。此等の事實より推考すれば、新條約實

施に至るまで今後一年有半の僅歲月間に於て、彼等外國人に居留地以外に營業することを許すべからざるの理なし。但し吾輩は斯く論ずればとて、直ちに内地各處に於て外國人の自由營業を許すべしと云ふには非らざるなり。

現行條約の下に於て、外國人をして我會社の社員若くは株主たらしむることは、固より多少の不便なきに非らずと雖ども、其居留地外の營業に關しては、左の如き條件を以てせば之を許すことを得べしと信ず。

外國人は其住所を居留地外に移すことを得ずと雖ども、現行遊步規程内に於て、現に設立したる商事會社の社員若くは株主となり、隨て其重役たることを得

現行遊步規程は大概都市を包含し、當大阪の例を以てするも、大阪市全部及び堺市も亦遊覽を許したるの地なり。而して此等の地に於て、外國人は未だ店舖を有せざるも、現に賣買をなし居る所なれば、此等の地に住居せざる以上は、會社の社員となり、株主となり、又重役となりて、營業することを恩惠的に許すに於て、何等の弊害も之なかるべし。政府若し其誤解を去りて之を許さば、外資輸入に便宜を與ふること尠少ならざるなり。

彼等外國人は治外法權の下に在るが故に、我法律を以て之を支配すること能はず、故に社員若くは株主たることは可なり、重役たることは不可なりとの議論は、一理なきの說にあらざれども、是とても内地營業の異論と同樣に左まで價値ある議論には非らざるなり。外資輸入の必要なければ即ち止む、苟く外資輸入の必要ありとせば多少の不便は之を忍ばざるを得ざるなり。治外法權なるものは、締盟國の間に規定せられたるものにして、相

手の一方に於て之を如何ともすることと能はざるは固より論なし。然れども商事會社の營業は商事會社なる一法人の營業にして、業務擔當社員若くは取締役の一己の營業に非らざるなり。故に其業務は何れの國籍の者によりて營なるゝも妨げなし。新條約に於て外國人に土地所有を許すの規程なきに拘らず、外國人にして我法律の下に商事會社を設立し又は既に設立したる商事會社の社員若くは株主たるときは、一己の外國人に許さゞる土地所有を許すも一理なり。然らば即ち現行條約の下に於て外國人の重役たる商事會社あるも不可なきに非らずや。

外國人の重役たることに關し、多少の困難あるは蓋し刑事被告たるの場合に外ならざるべし。但し其犯罪にして彼等外國人一己の私罪ならんには、目下に於ける普通犯罪と同様にして、之が爲めに別に困難を增すことは無論之なけれども、若し商法違反の犯罪ならんには、處分上多少の困難あるには相違なし。何となれば其犯罪は我商法の規定を犯したるものなり。而して之を罰するには我商法の規定を以てすることを得ずして、領事裁判に出訴せざるを得ざればなり。是れ現行條約の下に於ては寔に已むを得ざる困難なり。然れども此困難は之を忍ぶこと能はざる程のものなるや。顧ふに彼等外國人に重役たることを許すも、今日の場合に於て、重役悉く外國人なることは事實之あるべしと信ずることを得ず。犯罪の場合に於ても亦然り。外國人の重役に限りてのみ犯罪あるべしと信ずることを得ざるなり。況んや領事裁判なりとて一切の不正行爲を不問に措くものに非らざるに於てをや。彼我法律を異にし國籍を異にする場合に於ては、何れの國に於ても多少の困難は之あるものなり。國際私法問題の常に絶へざるも畢竟之が爲めなれども、凡そ商業上の犯罪は、各國其法律を異にするも、大體に於て之を

處罰せざるの國あることなし。故に領事裁判に出訴するも悉く其處罰を免がるゝものに非らざるのみならず、我商法は多く歐米各國の法律を參酌して制定したるものなれば、其主義に於て各國の法律と差まで徑庭あるものに非らざるなり。領事裁判に出訴すること、固より忍ぶべからざる程のものに非らざるべし。

以上論ずる所の如くなるに因り、外資輸入の法としては、外國人をして我會社の社員若くは株主たらしめ、又重役たらしむるも妨げなかるべし。聞く所によれば、各地商業會議所若くは商事會社中外資輸入を主張しながら外國人をして重役たらしむることを得ずと信じ、其初心を棄擲するものありと云ふ、何ぞ事理を講究することの淺薄なるや。然れども是れ深く咎むべきに非らず、其誤解の源は政府に在るなり、當局者たるもの再考する所あれ。

七　銀行說は目下に益なし

外資輸入の方法として、吾輩の希望する所は、前篇に詳論せしが如く、政府外國債を起して、間接直接に生產事業に有益なる臨時費に投じ、並に內國債の或るものを償還し、又外國人に我各種公債及び我會社株券を所有せしむるに在り。然るに昨年來外資輸入を主張する者の內には、右等の方法に依らずして、內外國人の共同出資に係る銀行を設立し、因て以て外資輸入を圖らんと欲する者あり。吾輩の論旨とは全く別種にして、而して吾輩よりして之を見れば、財政上にも經濟上にも目下無益なりと認めざるを得ざるなり。

內外國人共同出資の銀行設立せらるゝを得ば、其外國人の出資に係る部分は、即ち外資なるべきこと勿論なれ

ば、外資輸入の一方便なるには相違なしと雖ども、此種の銀行は新條約實施後ならんには、別に之を奬勵せずとも必要あれば自然に設立せらるゝこととならんが、今日に於て之を設立せんと欲せば、大概政府の補助を要することとなるべし。現に銀行論を主張する者も斯く論じつゝあるが如し。政府幾何の補助を與ふるときは、此種の銀行設立せらるべきやは暫く言はず、兎に角政府相當の補助を與ふるに於ては、其銀行は無論に設立せらるゝことなるべしと雖ども、斯くして設立したる銀行は、目下の財政及び經濟に何の益かある。

目下政府の財政に必要なるは、臨時費を支辨すべき外債に外ならざるなり。民間の經濟に必要なるは、商工業の不振を挽回すべき流動資本に外ならざるなり。而して政府の財政に必要なる外債は、内外國人の共同出資に係る銀行に依らずとも、外債を起すに於ては何時にても之を得るに難からざるなり。民間の經濟に必要なる流動資本は内外國人共同出資の銀行あるも、今日の場合に於ては、之を得ること能はざるべし。目下經濟上の困難は、必らずしも銀行に資産なきが爲めに非らざるなり。商工不振の境に沈みて、株券著るしく下落し、銀行によりて融通を求めんとするも、此下落したる株券にては融通の途なし。故に如何なる銀行の新たに設立せらるゝも、非常の低利を以て不相當の貸出をなすものならんには格別、尋常銀行家の外に出ざるものならんには、目下の經濟界に救濟の用をなすこと能はざるは、炳として火を見るが如し。

又銀行論者の内には、内外國人共同して日本銀行類似の中央銀行を設立せんと唱ふる者も之あるが如し。是れ亦誤解の甚だしきものなり。若し日本銀行の外に更らに中央銀行の必要あらんには、外資を要せずとも、之を設

立すること左まで難きに非らずと雖ども、我財政及び經濟の事情を知る者は、果して數多の中央銀行を設立することに同意するを得るか、是れ殆んど問題たるの價値もなき程の愚說なり。

要するに外資輸入は目下の財政及び經濟に必要なるものなり。如何なる妙案奇策にても目下に効用なきものは欲んど無益なり。故に假令銀行說にして妙案ならしむるも、目下に必要なし、況んや其說の取るに足らざること上來述る所の如くなるに於てをや。銀行說も幸にしてモハヤ立消ならんとするの情況なきに非らざれども、世間猶ほ之を妄信する者あらんも知るべからず。依て目下の政府及び經濟に無益なることを明かにするものなり。

八　財政法案を臨時議會に提出せよ

現內閣は組織以來最も財政及び經濟に注意し、目下諸種の事項に就て調査中なりと聞く。其調査の何れの程度まで進行せしや、吾輩の知る所にあらざれども、抑々目下の財政及び經濟は複雜なりと云へば、複雜なるに相違なきも、其大體を知るに於て、左まで困難なる事業に非らざるなり。隨て大體に於て方針を定むることも、亦甚だ困難なる事業に非らざるなり。政府は何れの時に及んで、其調査を結了し、財政及び經濟の方針を公示するの意なるか、政府の財政も民間の經濟も、到底永く現況に安んずることを得べき情勢には非らざるなり。

外資輸入の、政府の財政及び民間の經濟に必要なること、前數篇に論ずる如く、甚だ明瞭なる事實なれば政府は其大體に就て方針を定め、第十二議會即ち來る五月に召集せらるべき臨時議會に、財政法案を提出して協贊を求むべし。吾輩の列擧したる方法中、我各種內外債及び會社株券を外國人に所有せしむることは、別に法律の規

定を要するものに非らざれば、政府は今日に於ても之を實行し得べし。又之を實行せんことを要すと雖ども、外國債を起して間接直接に生産事業に有益なる臨時費に投じ、及び外國債によりて內國債の或るものを償還することは、法律の規定を要するのみならず、之を決議するも即時効用を見るべきものに非らざれば、之を臨時議會に提出すること至當なるべし。

吾輩の所見を以てすれば、外國債の一部を交通機關の改良擴張及び製鐵事業の如き臨時費に投じ、一部を以て軍事公債の半額若くは其以下にても之を償還するの資に投せば、政府の財政に於て便益を得るは勿論民間の經濟に於ては單に其償還せられたる金額の商工業の資本に轉用せらるべきのみならず、一般の人心を作興して、資本を商工に投ずるの念慮を起さしめ、其効用は償還したる金額に倍蓰せんこと疑なかるべし。而して果して此情勢に馴致せば、商工業の不振は、容易に挽回して、我國力の發達を補益すること、實に尠少ならざるべし。

第十二議會は五月に召集せらるべきものなれば、時日切迫して到底法案を提出することを得ずとの議論もあらんが、是れ亦決して然らざるべし。外國債を募集するには相當の時なかる可らざるのみならず、其募集したる金額は一時に使用すべきものに非らず。大概數年度に亘る繼續事業たるべきものなれば、政府は幾何の外國債を幾年間に募集し、何れの費途に幾年度に於て使用することを得ると云ふが如き法案を提出し得ざるの理由なし。是れ固より深き調査を要せずとも、大體を通曉する者の出來得べき筈のものなり。而して斯くの如き法案にして議會を通過せんか、商工業に對する一般の人心は縱令未だ金額を見ざるも、其前途を豫知し得たるが爲めに、目下

の不振を意外に速かに挽回する如きことあらんも知るべからず。人心の不安は前途の方針明かならざるより大なるはなし。而して目下は即ち前途の方針明かならずして、商工不振を訴へ、株劵下落して、事業益々萎靡せんとするの時なり。政府は速かに相當の法案を調製して臨時議會に提出し、以て人心の危懼を除き、前途の方針を定めしむるを要す。然らずんば商工の不振或は遂に挽回し得べからざるの悲境に陥らんも知るべからざるなり。

九　結論

外資輸入を必要とする今日に於て、世間猶ほ異論者あり。其說に云く外資若し輸入し得ば、株劵俄かに騰貴して再び起業に促されん。又云く外資國內に流通せば、容易に國外の事變に影響を被むるの危險ありと。其他此類の異論あれども、皆な取るに足らざる僻論なり。現行條約の下に於てこそ、外資輸入の利害及び方法を講究するの必要之あるべしと雖ども、試に新條約實施後を想像せよ、吾輩の既に論じたる如く、外資輸入の我に利ありとするも害ありとするも、我より之を望むも望まざるも、外資は當然輸入せらるべきものなり。此時に當りて外資輸入は起業を起すの恐ありとするも、國外の事變に容易に影響を被むる恐ありとするも、彼等僻論者は果して之を如何にせんとするか、新條約及び法律は嚴として外國人の自由營業を保證し居れり。恐らくは僻論者は徒らに其僻論に煩悶するの外なかるべし。

又現行條約の下に於て、今日速かに外資を輸入せんと欲すればこそ、多少の不便及び困難を忍ばざるを得ざる事業も之あるなり。新條約實施後に於ては、吾輩の本論第六に列擧したる方法も殆んど其必要を見ざるに至るべ

し、何となれば外國人は自由に我會社株券も我各種公債も之を所有することを得るのみならず、政府内國債を起すも彼等は自由に之に應ずることを得べきが故に、僅かに外債を募集する場合の外、外資輸入は尋常普通の事となるべければなり。而して事茲に至らば、外資輸入のみならず、内資輸出も亦之あるべしと雖ども、是等は暫く別事とし、更に角一たび世界共通の經濟界に入るに於ては、外資輸入の利害得失はモハヤ議論の必要なきに至るは明かなる事實なり。新條約實施後外資輸入は當然の事なりとして、目下外資輸入の道を講ぜず、此まゝに放任して、新條約の實施を待ち、其當然に輸入すべき外資によるとせば如何、是れ政府及び國民の深く注意を要する所なり。既に論ぜし如く目下政府の財政は臨時費を得るに苦しみ、生産事業に最も必要なる交通機關の如きすら、充分なる發達を圖るを得ず、電信鐵道の建設改良も遲々として著しき進歩なく、貨物郵便の停滯は勿論、電信の如き少しく風雨あれば忽ちにして延着不通となり、殆んど其効用を失ふに非らずや。民間の經濟は商工益々不振に陷り、會社株券の如き果して幾何の價格に低落せんも知るべからず。斯くの如き情況を永續したる後にして、新條約實施せられんか、低落したる株券は容易に外國人の手に落ちて、有利なる事業は悉く外國人の所有に歸せんも知るべからず。吾輩は固より外國人の營利事業を厭忌する者に非らずと雖ども、然れども此境遇に至るを前知しながら、故に安んじて之を待つが如きは智者の業とも信ぜざるなり。故に吾輩目下に於て外資を輸入すること必要なりと主張せざるを得ざるなり。

外資輸入の利益及び方法は、以上數篇に分載する所によりて明かなるべしと信ずるに因り、吾輩は本論を此結

に止むべし。要するに一方に於ては政府の財政及び民間の經濟は頗る困難なるの情況あり。他の一方に於ては新條約明年七月より實施せられて內外諸般の事情一變すべき時機に迫れり。斯る場合に於て苟且偷安徒に世の成行を傍觀するは吾輩の忍ぶ能はざる所なり。故に敢て愚見を陳じて數日の紙上を費せり。(明三一・二・一五―二六)

清國償金

本年五月に支拂ふべき清國償金は、同國政府外債によりて支拂ふ見込なりしも、外債談纒らずして延期を申込たりとの說あるや、其延期許すべきや否に關して世間騷々しき外交談ありたり。近頃又英國の周旋によりて千六百萬ポンドの外債談纒りたりとの說あるや、再び種々の外交談を生じ、清國は其外債によりて償金殘額を皆濟するならんが、皆濟するも威海衞の駐兵は其儘に駐在せしむべしと云ふ者すら之あり。事態斯くの如くなれば世人猶ほ之に關して多少の考慮を費す者も之あらん。然れども吾輩の所見にては甚だ明瞭なる問題にして、喋々の論をなす程の事とも信ぜざるなり。

清國外債談の既に纒りたること事實なりとせば、延期に關する問題はモハヤ講究するの必要なきに似たれども、昨日の紙上にも記せし如く向後とても如何なる故障を生じて延期問題の再燃することあらんも知るべからず。若し再燃することあらんか、躊躇狐疑するを要せず、直に返答して其請求を拒絕すべきは當然の事なり。今更馬關條約の規定を動かして延期を承諾する如きことあらんか、其償金の何れの時機に領收し得べきや殆んど際限ある

べからざるのみならず、斯くの如くなしたらんには馬關條約なるものは遂に一片の空文に終るの恐あるべし。償金延期を許して支那の歡心を得べしなど云ふ議論は、幼稚なる外交官の口よりは毎度聞く所なれども、是れ取るに足らざる愚論にして、先年朝鮮人の歡心を得んとて十五年事件の償金殘額四十萬圓を放棄したると同一の結果に陥るべきは明かなる事實たり。支那の内情を知る者は容易に其事情を了解し得べき如く、清國政府は一二の人を除くの外は外債を募集することも又外債によりて償金を支拂ふことも、殆んど他人の金錢を出納するが如く毫も休戚を感ぜざる有様なり。此の如き政府に對して其請求を納れたりとて歡心を得べしなどゝは思もよらざる事實なり。故に假令彼より延期の請求あるも斷然之を許すべからざるは無論たり。但し斯る場合に當局者の注意を要すべきは、我に於て延期を許さゞるも彼に於て之に充つべき金額なければ、實際之を支拂はざるの結果を生ずべし。之に對しては豫め畫策する所なかるべからずと雖ども、吾輩は此場合に處する考案を公示するは得策ならずと信ずれば暫く沈默すべし。

償金皆濟の場合に於ても亦然り。彼より償金殘額を皆濟せば無論に之を領收すべし。而して既に之を領收したる以上は速かに威海衛の駐兵は引揚ぐべし、毫も此間に躊躇すべき事情の存するものなきなり。償金殘額皆濟の後に至りても威海衛の駐兵は其まゝに駐在せしむべしなどの議論は、之を議論として玩弄するには多少の興味なきに非らざれども、實際の外交に至りては同情を表することを得ざる者なり。何となれば今日の時勢に於て何事かを清國になさんとすれば、威海衛の駐兵を利用する迄もなく、何時にても又何れの地方にても之をなし得べし

と雖ども目下淸國は各國注意の焦點となりて一國の專擅を許さず、必らずや多少の考案及び時機を要するものなれば、若し威海衞の駐兵を其まゝに置かんと欲すれば、別に大に畫策する所なかるべからず。而して今日の我國情は此畫策を許すべきや否や、智者に待たずして之を知るを得べし。故に償金皆濟を受けながら依然威海衞占領し居らん抔は、議論としては興味あれども實地に適用すべき者には非らざるなり。

萬國公法は學者の私說にして實際の外交には何等の效力もなしと信ずる人あれども、近世の外交は公法の勢力斯くまで微々たるものには非らざるなり。去りながら萬國公法は恰も法廷なくして法典の行はるゝ如き情況あり。法典は之を適用して裁判する法廷あればこそ充分の效力を有するものなれども、法廷なくしては效力なし。萬國公法は之を適用して裁判する法廷なき故に、近世公法の進步には古人の夢にも想像し得ざりし程の事跡多しと雖ども、各國の爭論は皆な公法によりて決定せらるゝには至らず、時ありては干戈に是非を決するの已むを得ざる場合も之ある次第なれども、去りとて之が爲めに公法を無視して可なりとの議論は、決して生ずべき筈の者に非らざるなり。

ドイツの膠州灣を占領したるは、亂暴の極なるが如き議論をなすものあれども、ドイツなりとて今日の世界に於て、殊に各國の注意を怠らざる淸國に對して、傍若無人に左程の亂暴をなし得るものに非らず。故に一方には露佛其他の國にも相當の交涉をなしたることならんが、又一方には將來を戒むると云ふ口實を執りたるものなり。元來歐人の唱ふ議論中には、萬國公法は耶蘇敎國に限りて行はるゝものにして、其他の國に及ばざるの說をなし

たる者もありたれども、近世此説は論者の排斥する所となれり。然れども清國の如く自ら公法を守らざる國に對しては、我獨り公法を守るの義務なしと主張する者は、今猶多し。故にドイツも亦此言を抗議せずと云ふことを得ざれども、其口實となせし將來を戒むるの語は、手段に於ては兎に角主義に於ては公法上に認めらるゝものたるは疑なし。ドイツ今回の事件すら既に公法を無視することを得ざりしとせば、我國たるものは殊に公法を無視すべきものに非らざるなり。

條約は締盟兩國を羈束し、締盟兩國は絶對的に之を遵奉せざるべからざるは、公法上の原則たること、今更云ふまでもなし。而して日清講和條約には、償金及び駐兵に關して如何なる規定ありしや、世間或は之を忘却したる者もあらんが、實に左の如き規定ありしなり。

講和條約第八條　清國は本約の規定を誠實に施行すべき擔保として日本國軍隊の一時山東省威海衛を占領することを承諾す。而して本約に規定したる軍費賠償金の初回次回の拂込を了り通商航海條約の批准交換を了りたる時に當りて清國政府にて右賠償金の元利に對し充分適當なる取極を立て清國海關税を以て抵當と爲すことを承諾するに於ては日本國は其軍隊を前記の場所より撤回すべし、若し又之に關し充分適當なる取極立たざる場合には該賠償金の最終回の拂込を了りたる時に非らざれば撤回せざるべし、尤通商航海條約の批准交換を了りたる後に非ざれば軍隊の撤回を行はざるものと承知すべし

右の規定によれば軍費賠償金の初回次回の拂込を了り、又通商航海條約の批准交換を了りたる今日に於ては、

縱令償金殘額の皆濟なしとも、海關稅を抵當とするときは威海衞の駐兵を引上げざるを得ざる筈のものなりしなり。然るを況んや償金皆濟せられたる場合に於てをや。强て威海衞を占領し居らんと欲せば、全く公法に許されざるの處置をなすものにして、各國の同情を得ること甚だ難かるべきは勿論の事なり。此の如き事之あるに拘らず猶ほ依然威海衞を占領し居らんとするが如きは、亂暴の所爲なること明かなれば、此亂暴をなさんには別に深く恃む所なかるべからず。而して今我國の内治外交は果して何を恃んで之をなし得べきや、識者を待たずして是非も利害も疑なきものなり。故に云く、償金皆濟あらんか、速かに威海衞の駐兵を引上ぐべしと。(明三一・三・四、五)

議員選擧法改正

衆議院議員選擧法改正案は、既に議會に提出せられ、目下調査中なること我紙上に報導する所の如し。抑も議員選擧法なるものは憲法附屬の法律にして、所謂根本法なること、何人も知る所の如し。左ればこそ此法律を改正するには、何れの國にても、鄭重なる手續を要せざるものなく、我國にても亦然りとす。樞密院官制第六條第二項には「憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及疑義」とありて、即ち根本法の草案は先以て天皇の至高顧問府たる樞密院の議を經ざるべからざることを明示せり。故に今回政府の提出したる選擧法改正案も既に樞密院の議を經たり。而して此正案にして議會を通過せば、裁可前又更に同院に諮詢せらるゝこととなるべし。

根本法の改正は、右の如き鄭重なる手續を要するものなるに因り、目下開會しつゝある第十二議會の如き、短期なる臨時議會に於て之を議決せんことは穩當ならずとの議論も之あるが如し。一應理由なきの說にあらずと雖ども、然れども此種の議論は左まで鞏固なる根據あるものとは信ぜられざるなり。議會創設以來の事蹟を見るに、議院法及び選擧法の改正は、從來屢々議會に提出せられ、而して其の提出は常に議員の提出に係りたれば、少くとも衆議院議員たらん人々は、多少の講究をなし居るべき筈にて、法典の如く常に放擲し居たるものとは異れり。加ふるに選擧法改正は、法典の如く到底專門法律家にあらざれば編成し得ざるものに非らざるのみか、實は議員諸氏こそ直接に實踐し、他人に比すれば一日の長ありとも謂ふべき問題なれば、今回の議會に之を議決すること能はずと云ふは、他に政略ありて故らに難題を造る者の外は、之に同情を表すること能はざるなり。

是故に吾輩は議員選擧法の根本法の一部にして之を改正することの極めて鄭重なる手續を要するものなるを信ずると同時に、此法案は今回の議會に於て之を議決するを妨げざるべしと斷言して憚らざるのみならず、實は今回之を議決して選擧法を改正することは、政府の爲めにも政黨の爲めにも、頗る時機を得たるものなりと信ずる者なり。何となれば現行選擧法は、既に數回の實驗に徵して甚だ不備なることを發見せられ、或る條項の如きは殆んど空文に歸せるものなればなり。試に被選擧資格を見よ。現行選擧法に於ける資格中には、直接國稅十五圓以上を納むるの規定あれども、今日の議員にして、實際に於て直接國稅十五圓以上を納むる者果して幾何かある。他人の土地を借りて資格を作り、僅かに法律上の資格を具備するも、其實は無財產なる者之あり、甚だしき

に至りては、俄かに他人の養子となりて選擧を爭ふ、此の如き所爲は總て士君子の耻づべき所なること、今更云ふまでもなき事ながら、今日の實際は知名の士にして猶ほ且つ此所爲をなして、恬として耻ざるに非らずや。故に被選資格なるものは、現行法制定の當時は多少立法者の考慮を費したることも之ありしならんが、今日に至りては殆んど空文に屬したるのみならず、之が爲めに却て社會の弊風を醸したるもの丶如し。是れ豈に立憲政體の今日に望むべき事ならんや。

其他現行法の不備又は空文に屬して之が改正を要するもの一にして足らず。議員及び政客の數年來改正を主張せしも、其主義方針は兎も角も、之を改正せんとするの一事に至りては決して理由なきものに非らざるなり。此點よりして之を見れば改正案の今回の議場に顯はれたるは、既に遲しと云ふことを得べきも、早に失せるものには非らざるべし。故に其改正は短期なる臨時議會なるにもせよ、今回之を議決せんこと必要なりと勸告せざるを得ざるなり。而して其改正案を通覽するに、大體に於ては、現行法に比すれば頗る進行したる法案にして、多少輿論の在る所をも斟酌したるもの丶如し。例へば選擧資格の如き、現行法の直接國税十五圓以上の制限を低下して地租五圓以上、所得税若くは營業税三圓以上又は同兩税を通じて三圓以上となしたるが如き、被選資格は、單に年齢三十年以上となし、全國を通じて選擧せられ得べきものとなして、現行法の種々の資格を撤去したるが如き、皆以て選擧法の一進歩なりと認むることを得べきのみならず、罰則の如きは殊に周密なるを覺ゆるなり。斯くの如く進歩したる法案は、一日も速かに實行せらる丶に至らんこと、吾輩國民と共に之を希望せざるを得ざるなり。

但し吾輩斯く希望したりとて此改正案の各條項を悉く適當なりと認むる者に非らず。例へば改正案第十六條に於て議員官吏と相兼ぬることを得ざる規定の如き、蓋し前内閣の時代に於て議員妄りに官吏となりたるの弊を除かんとするの意思にも之あるなるべしと雖ども、行政官と政務官との區別明かならず、議員を好餌として就官するが如き野卑なる政事家の多き今日に於ては、議員官吏と相兼ぬることを得ざるものとなすも、既に官吏となりて議員を辭せば、更に議員たる者又官吏たるを望み、其弊や一なり。去りとて之を改正し、一たび議員たりし者は幾年間官吏たるを得ずとせば、昔タレーランの憲法會議員たりし故を以て、公然の資格なくしてロンドンに赴きたるが如き不都合も亦生ぜん。故に此條の如きは寧ろ、現行法のまゝにて可なるべしと信ず。其他此類亦多し。

是故に我輩は改正案の各條項に就ては多少の意見なきに非らずと雖ども、之を細論することは他日に讓り、大體に於ては其進歩を認め、速かに確定法たることを希望すべし。然り而して目下政黨政派の間に多少の議論ありと稱せらるゝ、選擧區擴張の如き、又投票の單記連記の如きに至りては、吾輩左まで重きを置かず。何となれば此の如き制度は、歐洲に於ては其案の孰れも皆既に實驗せられ、今日に至りては孰れの案も利害相伯仲するものと認めらるゝものなれば、新法實施の際に於てこそ、多少嶄新なる良法の如き觀もあらんが、之を實行すること數年なるときは、現行法と均しく其弊を發見せらるべければなり。

要するに選擧法改正は、今日に始まりたる問題にあらずして、世間久しく其必要を唱ふるものなるに因り、今回之を改正することは、蓋し時機なるべしと信ず。故に其改正案を以て悉く適當なりと認むることを得ず。又之

を改正したりとて、萬世不朽の良法たるべしとも信ぜざれども、兎に角目下既に其弊を認むる所なるのみならず、又之を改正して新法を實施せば、政黨政派に於ても多少其面目を一新し、隨て從來腐敗したる空氣を一掃するの利も亦之あらん。政界は常に刷振して活氣あるを要す。今日の怠氣を除くは、選擧法を改正するに優るものあらざるなり。(明三一・五・二九、三〇)

政黨內閣

伊藤內閣總辭職をなし、隈板內閣組織せられたるは維新以來の改變に於て、從來未だ嘗て見ざるの事件に屬せり、之に關し世人多くは政黨內閣成れりと稱す。吾輩暫く其稱呼を襲用し、所謂政黨內閣に就き少しく所見を述べん。

一 總論

政黨內閣に非らざれば、憲政の美を擧ぐること能はずと信ずるものあれども、吾輩は此の說に雷同するものに非らず。政黨なしと雖ども憲政の美を擧ぐること能はざるの理由なきのみならず、若し政黨なくして憲政の美を擧ぐることを得たらんには、政黨ありて其美を擧ぐるよりも一層の光輝あるものたることならん。何となれば立憲政治なるものは、窮極する所、君主と人民との分限を明かにして、民と共に其政を施すの主旨に外ならざれば、之が爲めには必らずしも政黨を必要なる條件となすべきものに非らざればなり。然れども斯くの如き理論を

今日に唱ふるは、殆んど何の利益もなきものにして、隨て國家民人の福利に寸毫も補なかるべし。

試に近世各國の憲政歷史を見よ。何れの國に於ても政黨なくして憲政の美を擧ぐるもの之なきに非らずや。是れ固より理論上政黨なるものを必要條件となして始めて政黨を組織したるものに之なしと雖ども、人員相集りて政權を爭ふに於ては、自然の情勢に於て政黨の生ずべき筈なれば、君主人民と相爭ふに於ては、憲法之が調和をなし、兩間を緩和し、人民各自政權を爭ふに於ては、政黨なるものを生じて互に相消長するを免かれず。而して君民の分限既に明にして、憲法の正當に行はるゝに於ては、此間に政權の爭之あるべき理由なく、其政權を爭ふはツマリ政黨間の爭に止まり、累を君主に及ぼすことなきのみならず、其所謂政權なるものも、歸する所は、施政の大局に當り天皇を補弼して國家行政の責に任ずるに外ならざるなり。

明治二十三年に帝國議會開設せられたるは、實際に立憲政治となりたるものなり。憲法は明治二十二年に發布せられたるも、其以後帝國議會の開設に至るまでは、無論に立憲政治の實際に行はれたるものと云ふを得ず。況んや明治十四年の大詔に於て憲法政治となすことを豫示せられたる當時に於ては、其立憲政治の世に非らざりしは云ふまでもなきことにて、隨て當時政黨を創立したるものあるも、全く準備政黨に過ぎず、加ふるに當時の政黨なるものは、其領袖となりし者は兎も角、一般黨員に至りては、歐米に於けるが如く、自然の情勢政黨を生ずべき關係たる原因ありしに非らず。語を換へて之を評すれば、人爲に起りて自然に生ぜざりしと云ふべき事情も之なきに非らざりしなり。其幼稚なりしは今更贅言するを要せざるべし。然るに此人爲的に起りて極めて幼稚な

りし政黨は、年を經るに從て成長し、遂に明治二十三年議會開設以後今日にて、殆んど十年間の沿革は、驚くべき進歩をなしたるが如き觀あるに至れり。今日の政黨なりとて、實際に於ては迚も歐米各國に於て見るが如き巍然たる政黨には非らず、彼れに比すれば無論猶は幼稚の域を脱する能はざるものなりと雖ども、然れども今日に於て此政黨を度外に措て政治をなすことを得ざるまでの域には達したること明かなり。而て既に之を度外に措き政治をなすことを得ざるまでの域に達したるものとすれば、モハヤ立憲政治に政黨の必要なるや否やを論ずるの時機に非らざるなり。今日の要は、政黨をして成るべく政黨らしく發達せしめ、以て眞正なる政黨內閣に馴致せしむるに在りて、政黨內閣は早晩免がるべからざるものと覺悟すること肝要なるべし。此點よりして之を見れば、帝國憲法の解釋に於て政黨內閣は其主旨に非らずなどの論は、憲法論としては聽くべき說なると否とに拘らず、實際には何等の効用も之なきものと知るべし。故に吾輩は今回組織せられたる隈板內閣を直に眞正なる政黨內閣なりと認むること能はずと雖ども、政黨內閣の遂に免かるべからざるものなりと云ふの一事に至りては、之を斷言して憚らざるものなり。

二　伊藤內閣の辭職

世人の所謂政黨內閣なる隈板內閣は、伊藤內閣の辭職によりて始めて組織せられたるものなれば、吾輩立論の順序として、伊藤內閣の辭職に關して一言する所なかるべからざるなり。

抑々伊藤內閣の組織せられたるは、本年一月十二日の事にして、在職僅かに六箇月にして倒れたるものなり。

然るに其短命なりし割合には事業多し。議院に對する事件に於ては臨時總選擧を施行し、又臨時議會を召集し、而して其選擧に於ても著るしき悪弊を開かず。臨時議會に於ては、財政の鞏固を圖らんが爲めには、増税案を提出し、又政權の分配を改良せんが爲めには、議員選擧法改正案を提出し、新條約を實施せんが爲めには、法典殘部及び附屬法を提出し、民間に對しては、經濟界の救濟に注意し、多少の措置をなしたること、何人も知る所にして、此等の事實を綜合して之を論ずれば、第十二議會に於ける議員の多數には反對せられたるも、國民の多數には未だ大に反對せられたるの實跡を見ざるに、俄然として內閣瓦解したるは、甚だ意外の事實なるのみならず、其辭職は議會の解散を去ること遠からずして、未だ總選擧の結果をも見ざるの今日なれば、殊に奇異なるの感あり。單に其迹に就て之を論ずれば、松方內閣の辭職と殆ど何等の差等なきものゝ如し。立憲政治の下に在る內閣は、議會に多數を制せざれば、其內閣を維持すること能はざるものなりと云へ、議會の反對に遭ふも、之が爲めに處するの途二あり。一は直ちに辭職して內閣を反對黨に讓ることゝ、他の一は議會を解散して、輿論に問ふことゝなるに、伊藤內閣の議會は反對に遭ふて、直に議會を解散したるは、即ち輿論に問ふの處置をなしたるものなり。故に總選擧を施行し、輿論再び議會の處置を是とせば、此時に至りて始めて辭職すること至當の順序なるべし。然るに未だ總選擧の期日すら決定せざるに、憲政黨なるもの創立せられて、反對の聲盛んなりとて、其聲に驚きて、忽ち內閣の辭職するが如きは、立憲政治の下に在る政事家の處置としては、何分にも同情を表することを得ざるものなり。松方內閣と同樣の處置をなし、當時世人は、其解散の理由も、辭職の理由も、皆な當を

得ざるものなりと論斷せり。是れ僅かに半ケ年前の事跡にして、伊藤內閣の諸氏之を知らざる筈なく、殊に伊藤首相に在りては、帝國憲法の起草者にして、憲法擁護を以て自ら任ずるのみならず、勉めて立憲的處置を望みたる人なるに、今回の辭職斯の如きは、多少の惑なきを得ざるなり。世間政黨者流は勿論、識者を以て自ら許す人にても、今回の處置を見て其勇斷を賞贊する者あり、勇斷には相違なかるべきも吾輩は其勇斷は時機を誤りたるものなりと云ふを憚らざるなり。

然れども事に表裏あり。表面より之を論ずれば、以上の如く論ぜざるを得ずと雖ども、其裏面に至れば、其處置の恠しむに足らざるもの亦之あるが如し。聞く所によれば第十二議會の解散せらるゝや、政府黨なるものを組織せんと試み、一時は着々として其步を進むるの觀ありしが、種々の事情に妨げられて、大に頓挫し、其頓挫したるに際して、閣員及び元老の間に、妥協を見ること能はず、其結局は首相をして俄かに一切の案件を放擲して其職を去るの決心をなさしめたるものゝ如し。伊侯の早晩政黨內閣の已むべからざるを說くは、今日に始まりたる事に非らず、故に何れの時機にか、反對黨に政權を讓るの意思なきに非らざりしならんとは、疾に推測せられたることながら、若し侯をして內の事情に煩悶することなからしめば、恐らくは總選擧の結果を待て、徐に處決することも之ありたるならん。然るに事こゝに出ず、今日俄かに辭職し、且つ自ら進んで、反對黨の首領に交涉し、遂に之を奏薦したるが如きは、要するに內の事情より生じたるに外ならざるが如し。內の事情なるものは、吾輩之を再言するまでもなく、屢々我紙上に報導したる所にして、而して篤と其事情を聞けば、閣員及び元

老の間に、多少の誤解も之ありたるものに似たりと雖ども、既に内の事情ありたりとせば、其内閣辭職も左まで恠しむには足らざるなり。

且つ從來内閣の更迭を見るに、其更迭は何れの場合に於ても、内の事情に起りて、外の反對に破れず。今回伊藤内閣の辭職も亦此の軌道を出ること能はざりしなり。是れ固より政黨内閣ならざるものは、大概斯の如くなるべき筈のものにして、別に奇異なる現象となすに足らずと雖ども、此事情を知る者は、伊藤内閣の辭職は、自由進歩兩黨の合同したる憲政黨の力なりと推定すること能はざるべし。彼等憲政黨は、伊藤内閣辭職の導火線となりたるには相異なかるべしと雖ども、若し伊藤内閣をして、内の事情なからしむれば、隈板内閣の今日に組織せらるゝことは難かりしならん。故に伊藤内閣の辭職は直接に隈板内閣に移れりとて、之を以て憲政黨の力なりと認むることを得ざるのみならず、若し隈板内閣をして、此事情を了解して、自ら戒しむることなからしむれば、縱令其内閣の政黨内閣に似たるものなるにもせよ、再び内の事情に破るゝこと、伊藤内閣と殆んど一轍ならん。

三　隈板内閣

今回組織せられたる内閣を政黨内閣と稱する者多しと雖ども、果して之を政黨内閣と認むることを得べきや否やは、世人の一考を煩はさゞるを得ざる問題なり。吾輩は前内閣にも前々内閣にも何れの内閣にも、毫も關係を有するものに非らざると同時に、今回組織せられたる内閣にも、何等の關係を有する者に非らざれば、彼此の間に愛憎もなく恩怨もなし。唯だ公平に之を視察すれば、多少は政黨内閣に似たるの形迹なきに非らずと雖ども、

直ちに其形迹を認めて政黨內閣なりとなすことは、其當を得たるものに非ざるべしと信ずるなり。

政黨內閣なるものは、今更ら事新らしく云ふまでもなく、議會に多數を制したるの黨員に依りて組織せらるべきものにして、其黨にして、議會內の多數を失するに至れば、更らに多數を制したるの政黨に讓りて、其內閣を去るべき筈のものなり。然るに今回內閣を組織したる政黨は、自由進步兩黨の合同したる憲政黨にして、此政黨は今後施行せらるべき總選擧に於ては、或は多數を制することならんが、內閣を組織したる今日に於ては、果して多數を制すべきや否や判然せざるものなり。黨員の云ふ所にては、蓋し多數なりと稱することなるべしと雖ども局外よりして之を見れば、多數なりとの實迹を見ず。皆な想像に過ぎざるものなり。想像にて之を許すれば、其黨に反對する者は多數ならんと稱することも亦なし得べし。故に吾輩は近々に施行せらるべき總選擧に於ては、憲政黨は或は多數なるべしとするも、是れ多數なるが爲めに現內閣を組織したるものに非らずして、現內閣を組織したるが爲めに多數を得たるものなり。此點よりして之を論ずれば、從來の內閣に於て、其內閣を組織したるが爲めに多數の味方を得たるものありしと、殆んど異なる所なしと云ふも過言に非らざるべし。

是故に今回組織せられたる隈板內閣は、之を政黨內閣と稱せんには政黨內閣の第一の要素たる議員の多數を制したるの事實を缺けり。之に次で此內閣に缺くるものは、閣員悉く黨員に非らざりしこと是なり。新たに任命せられたる閣員こそ、黨籍に列する者ならんが、內閣の重任たる陸海軍大臣は前閣員を留任せしめたり。陸海軍は別ものなるが如く思惟する人もあれども、是れ甚しき誤解にして、陸海軍大臣は純然たる行政官なり。故に內閣

の更迭と同時に更迭すべきものなることは、毫末も其間に疑義あるものに非らず。聞く所によれば、隈板兩伯は內閣を組織するに當り、陸海軍に其人なきに苦みたるに、幸に賢こき邊の思召ありて、現任大臣を留任せしむることを得、初めて現內閣を組織したりと云ふ。差向き陸海軍に其人なきは困難したることならん。吾輩も亦其內情を察せざるに非らずと雖ども、陸海軍大臣は、今日の行政組織に於て、必らずしも武官に非らざれば任命することを得ざるものに非らず。故に軍人に其人なければ、軍人以外の人を以て之を任命して可なり。是れ外國に於ても其例あることにて、決して新奇なるものにあらず。但し斯くなさば軍人の激昂あらんなどとの懸念もあらんが、凡そ今回の如き內閣を組織するに當り、若し黨員にして立憲的の所爲を主とする者ならんには、成敗は殆んど問ふ所にあらざるべし。唯だ政黨內閣は斯くの如きものなり、立憲的處置は斯くの如きものなりとの態度を示すに於て足れるものならん。然るに事こゝに出ず、陸海軍大臣に他人を交ゆるは、政黨內閣の要素を缺けるものなり。況んや其陸海軍大臣なるものは、我等黨員の藩閥大臣なりと罵り盡せる人なるに於てをや。黨籍に列せずとも、其黨に同情を表する者ならんには、猶ほ政黨內閣たるを失はざるの實あり。現に歐洲に於て政黨內閣を組織するに於て、現役軍人より採用するには、多くは此類に依れりと雖ども、今回の如く、罵り盡したる者と俱に國政を料理して、責任を同うする者は、到底何れの國の政黨內閣にも未だ嘗て見ざる所の變態なるものなり。

右等の事情に因りて、隈板內閣を論定すれば、此內閣は政黨員を以て閣員の多數を滿たしたるには相違なく、隨て政黨內閣なるかの如き觀あること勿論なりと雖ども、此內閣を認めて、直ちに、政黨內閣なりとなすことは、

其當を得たるものに非らざるべし。

四　隈板內閣は聯立內閣

隈板內閣は政黨內閣に似たる形迹なきに非らずと雖ども、其實は政黨內閣の要素を缺けるものなること前編に論ずる所の如し。然らば即ち此內閣は如何なる性質の內閣なるか、云ふまでもなく聯立內閣なり。而して如何たる政派の聯立內閣なるかに至りては、直ちに之を進步自由兩黨の聯立內閣なりとなす者も之あるべしと雖ども、吾輩は單に此兩黨の聯立內閣とは認めざるなり。

憲政黨は自由進步兩黨の合同したるものにして、隈板兩伯及び其閣員は皆な自由進步兩黨の孰れかに屬せしものなれば、其自由進步兩黨の聯立は勿論なれども、右の外陸海軍大臣は其黨員に非らずして、黨員の久しく罵り盡したる藩閥に屬する人々なり。而して此人々は何れの點に於ても、隈板兩伯及び其黨員と主義を同うする者にあらず。均しく現內閣の國務大臣なりと雖ども、內閣中に在りては恰も治外法權を有したるが如き姿なれば、現內閣の性質に於ては、進步自由の聯立の外、猶ほ藩閥との聯立內閣なりと稱せざるを得ざるべし。此點よりして之を見れば、二十八九年以後に於て屢々實見したる政黨提携時代に於ける內閣と、大に異なる所あるものに非らざるべし。

第二回の伊藤內閣は、明治二十九年に於て自由黨と提携して、板垣伯を內務大臣となしたり。第二回の松方內閣は進步黨と提携し明治三十年に於て大隈伯を外務兼農商務大臣となしたり。而して其自由黨と提携の時代に

於ても、進歩黨と提携の時代に於ても、人員にこそ多少の別あれ、均しく黨員を入れて官吏に採用したることありたり。今回は首相は大隈伯なりしが故に、前二回の内閣に於ける提携なるものとは、其性質を異にしたるかの如き觀ありと雖ども、然れども陸海軍大臣を黨員より擧ぐる能はざりし事迹よりして之を論ずれば、或は提携の最も進化したるものと云ふことを得るならんが、直ちに之を純然たる政黨内閣とは認むること能はざるべし。且つ試に現内閣の分配法を見よ。首相兼外相と文部司法農商務の三相とは進歩黨より之を出し、内務大藏遞信の三相は自由黨より之を出し、兩黨の間に平均を失はざることを勉むるものゝ如く、其他次官局長知事の類に至るまで、皆な此標準によりて平均を求めんとするが如し。而して他の一方に於て、陸海軍の二相は、依然たる藩閥大臣にして、其配下に對しては、黨員は一切喙を容るゝこと能はざるものなれば、今回組織せられたる隈板内閣は、自由進歩藩閥の鼎立したる聯立内閣なること、明かなる事實なるべし。

然るに板隈兩伯及び其黨員は、恰も純然たる政黨内閣を組織したるものゝ如く吹聽して、恬として愧るなきが如きは、二伯の無識なるにも依ることならんが、畢竟多年政權を得んことを望んで、之を得ること能はざりしものが、俄かに政權を得たるに驚喜し、其堂に入りて未だ室に入らざるの事實を忘れて、早くも既に政黨内閣を組織したるものと誤信したることゝならん。識者よりして之を見れば、實に憫笑に堪へたるものなり。吾輩は世の齷齪たる者の如く、舊閣員の人物を冷評する者にあらず。何れの時代に於ても、俄かに其位地を得たる當時に在りては、局外者は唯奇異の念に打たれて、冷評するを免かれざるものにして、前内閣の時代に於ても、前々内閣の時代

に於ても、初めて入閣したる人々に對しては、世間種々の冷評を免かれざりし。故に新閣員の人物に就ては、吾輩は之を冷評することを好まざるものなりと雖ども、其內閣の性質に至りては、黨員の唱ふる所に雷同して、之を政黨內閣なりと認むること能はざるのみならず、有體に之を云へば今回伊藤內閣の辭職も立憲政治の下に於ける辭職らしくもなし、其後を承けて組織したる隈板內閣も立憲政治の下に於ける內閣らしくもなしと、斷言することを憚らざるべし。但し政黨內閣なりとて、必らずしも一黨の組織するものとは限らず、歐洲に於ても多數を制する大政黨なき國に在りては、二黨三黨の合同して內閣を組織することなきに非らざれども、斯る場合には單に何々黨の聯立內閣と稱するものなり。況んや今回の內閣の如く、政黨內閣の要素を缺きて組織したる內閣に於てをや。之を進步、自由、藩閥の聯立內閣と認むるの外に、他に適當なるものなかるべし。

五　隈板內閣に望む

隈板內閣は、政黨內閣の要素を缺きて、自由進步兩黨と藩閥との聯立內閣なること、前二篇に於て論ぜし所の如し。然るに吾輩緒論に於て既に記せし如く、立憲政治に政黨の必要なるや否やを論ずるの時機は、既に已に過ぎ去れり。隨て帝國憲法に於て政黨內閣は如何なる關係を有するやとの解釋論も、モハヤ今日に必要なければ、聯立內閣なる隈板內閣は、之を如何にせば可なるや。此儘に放任するに於ては、無論に此儘に繼續することならんが、政黨內閣は立憲政治の下に於て、到底避くべからざるものとせば、吾輩は隈板內閣の遂に純然たる政黨內閣たることに、一步にても近からしめんことを、望まざるを得ざるなり。

現内閣をして純然たる政黨内閣たらしめんには、自由進歩の兩黨が、表面に合同して、裏面全く二黨たるの實を已め、自由か進歩か兩黨の内の一方に於て、其黨員を以て閣員の全體を組織するに在れども、今日彼等の情勢を見れば、斯かることの行はるべき見込なきこと、殆んど疑なかるべし。左すれば現内閣は差向純然たる政黨内閣たることを得るの望なしと斷念せざるを得ざることとなるが、既に此事斷念せざるを得ざるものとせば、責めては一歩にても政黨内閣たるに近からしむるの策を執るの外なかるべし。而して此策を執るは、別に新奇妙案を要するものに非らず、聯立の一部たる陸海軍大臣を罷めて、黨員若くば其黨議を賛成する人を以て、之に代らしむるまでの事なり。黨員平生の議論は、甚だ活潑なるが如きものあり、又甚だ豪膽なるが如きことあり。是れ世人の其主義を同うすると、爲ざるとに論なく、時としては大に彼等に同情を表することも之あるものなるに、何故なるか、陸海軍の事に至りては、遠矢を射るに止まりて、進んで其局に當るの勇氣なきが如し。今回の内閣を組織するに當り、隈板兩伯は平生の議論よりすれば、陸海軍に他人を交ふるに於ては、内閣を組織する能はずとこそ、宣言すべき筈なるに、事實は之に反して、現任大臣の留任を喜び、其留任を聞て始めて安堵したりと云ふ。吾輩は唯だ其奇怪なるに驚くの外なし。

陸海軍は、部下を統御するに於て、其人を得ざれば、紛擾を釀さんも知るべからずとの憂慮は、何人も之あるべしと雖ども、苟も内閣を組織して、其平生の政論を、實際に行はんとするには、閣員に異主義の人を容るゝこと能はざるべし。況んや其人は平生罵り盡したる藩閥大臣なるに於てをや。ヨシ藩閥大臣にして依然其位地に留

るべしと唱ふるも、新内閣を組織する者は、其内閣の主義を示して、之に同意を表せしめたる後に非ざれば、容易に之を諾することを得べきものに非らざるなり。殊に今日の陸海軍は、所謂擴張なるもの丶爲めに、財政にも經濟にも、又外交にも、内治にも、至大の關係を有するものにして、尋常の場合とも異なることなるに、留任せしとて異主義者と倶に、聯立内閣を組織するは、吾輩の解する能はざる所なり。

吾輩は一部論者の如く、現内閣を非議して、自ら快を呼ぶ者にあらず、内外の大局を觀察すれば、今日の形勢は、政權の爭奪に汲々として、蝸牛頭上に角鬪するが如き時節にあらずと信ずるが故に、隈板内閣たると、其他の内閣たるとに論なく、何れの内閣に對しても、此國家を忘れず、國力の發達を圖り、國威の伸暢を求めしめんと欲するに切なるものなれば、隈板内閣をして、一歩にても、政黨内閣たるに近からしめ、彼等をして充分に其主義によりて、國政を料理せしめんことを望まざるを得ず。而して彼等をして玆に至らしめんには徒らに、次官、局長、知事の如き末流に區々たらんよりは、政黨内閣の本源に溯りて、成るべく其純然たるものに近づかんことを勸告せざるを得ざるなり。而して果して斯に至らば、天下公衆は、所謂政黨内閣なるものは、斯くの如きものなりとの觀念を起し、始めて輿論の向背、一に歸して、憲政の美を擧ぐるにも至らん。是れ吾輩の隈板内閣に望まざるを得ざる所なり。

六　獵官は勢なり

現内閣の組織せらるゝや否や、獵官の熱盛んに起り、其情況を形容すれば、堤防の一時に決潰したるが如しと

云はん有様なりとて、之に對し、現内閣に反對する諸新聞は、頻りに其不可を論じ、又現内閣を賛成する諸新聞は政務官と事務官との區別を論じて、窃かに獵官者の突進を防がんとするものゝ如し。反對論者の唱ふる所も、贊成論者の憂ふる所も、皆な一理なきに非らず。然れども斯く論じたりとて、到底大なる効用はなかるべし。殊に政務事務の區別に至りては、前々内閣に於て、今日の首相大隈伯の外務兼農商務大臣たりし時代に、頻りに黨人を事務官に採用し、甚だしきに至りては、之を採用せんが爲めに、局を設け、官を設け、局も官も、人の爲めには新に設くるも、位地を昇ぼすも、妨げなきが如き前例を示しあれば、今更ら政務事務兩官の區別を論じたりとて、何の益もなきのみならず、正確に之を論じたらんには、政務官は國務大臣の外は、僅々一二の官職に過ぎざるべし。斯くては到底黨人の滿足を求むること能はざるは、火を見るよりも明かなれば、此等の議論は單に議論として玩弄すれば格別、實際には無益なりと斷念するの外なかるべし。

元來政務官たると、事務官たると、國の情況によりて、一定ならざるものにして、其區別を立つること、固より困難なるものなるに、今日の如く、多年渇望したる連中の、始めて政權を得たる場合には、尚更ら以て困難なる問題なり。故に吾輩は此等の問題は兎も角もとして、今日の實際に於て、獵官は勢なり、如何ともすること能はざるものなりと云はんと欲する者なり。試に其理由を述ぶれば、概略左の如し。

今日の政黨は、歐米に於けるものとは大に其趣を異にし、極めて雜駁なるものにして、主義も綱領も殆んど明かならざるものなれば、随て其黨の首領なりとて、一黨を統御し得る者に非らず。多くは其黨員に迫られ黨員に

阿りて僅かに其位地を保つものゝ如く、其參謀股肱と稱せらるゝ人に至りても、學識名望若くは經歷に於て、一黨の仰で以て兄事する人にも非らず、云はゞ同列同輩にして、殆んど甲乙を見ざるの間柄なれば、此人々にして大臣たれば我も亦大臣たるを得ざる筈なしと信じ、又此人にして次官たれば、我も亦次官たり得ざる筈なしと信じ、其局長なり、知事なり、參事官なり、秘書官なり、官職の數には限りあらんが、之を望む人の數には限りなし。而して此等の人の內には、一日にても其利祿を得て、生計を助けんとする者もあらん。正何位を得て、鄕黨に誇り、墓石に刻せんとする者もあらん。其內情に至りては千差萬別、殆んど枚擧するに暇あらざるもの之あるなるべしと雖ども、兎に角其表面の理由に於ても、又從來の交誼に於ても、己れ獨り其位地に得々たることを得ざるものありて、其同列同輩を何とかせざれば、其既に得たる位地も、或は危しとの恐あることとならん。此點より之を見れば、久しく黨人の非難したる藩閥內閣が、維新以來官職を人に授くるに汲々たりし情味も了解せられて自ら省て中心に愧ることもなきに非ざるべし。唯幸なるは今日は試驗規則なるものありて、奏任以下には妄りに入ることを得ず、之が爲めに黨人の希望は勅任若くは特別任用の範圍を出づる能はず。是れ現內閣に取りては責めての利器なれども、此利器とても永く恃むに足らず、事によると黨人の末社を始末せんが爲めに、利器を撤せざるを得ざることなきを保せず。斯くの如き情況なれば、其人物の官職に適するや否やを詮議するなどは、無論に行はるべき筈なく、遣繰次第、運動次第にて、誰れにも彼れにも官職を與へざるを得ざるの事情ならん。加ふるに憲政黨なるものは、其內部は純然たる自由進步の二黨にて、同一黨員にも非らざれば、恰も往時の薩長

兩派の如く、兩黨の權衡上にも黨人を採用せざるを得ざることあるべし。此等の事情を綜合すれば、獵官は決して褒むべきことに非らざるは勿論なれども、今日の場合は之を勢なりと評するの外なかるべし。

七　隈板内閣の施設如何

隈板内閣は將來何事を爲さんとするや。何人も知る者なし。憲政黨の政綱なるものあれども、之を一讀すれば殆んど嚼蠟の感あり。斯くの如きものを標準として、現内閣の政綱を卜することを得ざるは勿論なるのみならず、是れ黨の政綱にて内閣の政綱には非らざるなり。故に現内閣は別に政綱を定めざれば其方針明かならざるべし。然るに現閣員の中には、憲政黨の政綱は即ち現内閣の政綱なりと稱する人ある由、之れ大なる誤解にて、憲政黨の政綱は、自由進歩兩黨の合同したる時に制定したるものなり。而して現内閣は自由進歩の兩黨と藩閥との聯立内閣にして、憲政黨の專有物に非らざれば、彼と此とは全く別ものにして、憲政黨の政綱とは、始より性質を同うせざるものなり。殊に現内閣を組織するに際し、隈板兩伯は其主義方針を示して陸海軍大臣に同意を求めたるに非らず。却て陸海軍大臣の宣言を聞きて悉く其宣言に同意を表し、之に違背せざることを約して組織したる聯立内閣なれば、假りに憲政黨の政綱は現内閣の政綱なりとするも、是れ陸海軍を除きたる他の黨員大臣の政綱にて、現内閣の政綱に非らざることは明かなる事實なり。此等の事情あるが爲めか、我々は別に政綱を示さゞるも、實行を以て之を示さんとする者なりとの意を洩らしたる閣員もありと云ふ。此等は前内閣の初めに於て、閣員の唱へたる所に類し、立憲政治の世には不通用の感あるのみならず、現閣員の多數は立憲的行爲を望むと稱し、

其黨名まで憲政黨と命けたる程の人々なれば、只其窮狀を曝露するに足るのみならん。是に於てか、世間此內閣の施政に就て疑惑する者甚だ多し。

吾輩は始めより現內閣に多きを望む者に非らず。試に其閣員を見よ。隈板兩伯は政黨の首領なりと云へばこそ、彼此の評も下すことなれども、實は藩閥元老と毫も異る所あるものに非らざれば、藩閥元老よりも大に優れる政治を爲す者ならんなどとは、思も寄らず。其他の閣員は老壯混合して、其內には多少有爲の士もあらんが、今日までの行爲にては、先づ以て尋常一樣の人と見るの外なし。閣員以下に至りては、前篇にも論ぜし如く、畢竟一時獵官熱の結果にて就官したるものなれば、殆んど論ずるに足らざるべし。斯くの如く觀察し來れば、現內閣は、或る一部の人々が非難するが如き、非常の失錯も多分は之なかるべしと雖ども、去りとて此內閣に非常なる大事業の出來樣なきことは殆んど疑なかるべし。故に政黨員の從來の高言を捉て之を論ずれば、大に責むべきことも之あらん。又大に望を屬すべきことも之あらん。然れども此等は失意の地に在りし黨員が、時の都合によりて放言したる事柄にして、今更ら世間の議論立に遇ふては、頗る迷惑なる內情も之あらん。故に此等は暫く恕して責めざるも可なれども、其之を責めざる代りには、彼等に大なる望を屬するを得ざるは勿論の事なり。而して彼等に大なる望を屬せざれば、彼等にして尋常一樣の事をなすも、之を怪しむの要なしと雖ども、世人は吾輩の所見に反して、現內閣を尋常一樣の位地に置かず、或る人は尋常以外の偉業をなすならんと信じ、或る人は尋常以外の失錯をなすならんと信じ、兎に角現內閣は何事か爲さずしては、世間に對して面目を失するが如き境遇に

陥れり。現内閣たるものも亦困難なるかな。然れども若し現内閣に多少憂國の士あらば、其尋常一様の位地に安んじて、尋常一様の行爲に滿足するを要す。内外今日の形勢は、突飛なる政策を行ふことを許さゞるは識者を待たずして知り得べきものなれば、現内閣たる者は、柄にもなき大業を企てざること肝要なるべし。

八　隈板内閣の運命

隈板内閣の組織以來、僅々旬日に過ぎざるに、其運命を論ずるは、現内閣の爲めには不吉至極の言なるには相違なしと雖ども、政界に立て政事を論ずる者は、不吉も不祥も顧慮すべきものに非らざるは云ふまでもなし。何れの内閣にても、閣員は其内閣の長久なれと願はざる者なかるべし。又大に民意に反せざる以上は、其内閣の長久なることこそ國家の利益たることも疑なかるべし。現内閣員は陸海軍大臣を除くの外は、久しく野に在りて逆境に苦み、今日青雲の志を得たるは、其本心に問ふて或は意外なる程の人もあらん。故に口舌には之を現はさゞるも、其胸中には此内閣を長久に維持せんと欲することとならん。是れ決して無理ならぬ事情にして、深く咎むべきものに非らず。吾輩とても亦現内閣の純然たる政黨内閣に非らざることを明かにすると同時に、此内閣の成るべく純然たる政黨内閣に近づき、遂に純然たる政黨内閣たるに至ることを希望する者なれば、現内閣の運命をして出來得るだけ長久ならしめ、政黨員の多數を以て組織したる内閣は、大概斯くの如きものなりとの實跡を世間に公示し、因て以て將來輿論の向背を決せしむるを要す。現内閣の騒動に始まりて騒動に終るが如きことあるを欲せざるなり。

現內閣の首相大隈伯は、此內閣は少くも十年間は繼續すべしと公言したりとの說あり。一時の放言か又は眞意か明かならざるのみならず、大隈伯始め老年の閣員多ければ、十年間など云ふことは如何あらんか。强て之を論ずるの必要なしと雖ども、兎に角其抱負は斯くあるべき筈なりと、同情を表せざるを得ざるべし。然れども其抱負は別事として、此聯立內閣にして果して十年間も繼續することあらんには、國家の利害に於て如何あらんか。是れ國民の一考を費すべき問題なるべし。成程一方より之を見れば、現內閣にして必死となりて維持を勉めたらんには、十年間は愚か二十年も三十年も、藩閥內閣の今日に至りたる位の年數を重ねざるを保せず。而して其間には漸次に政黨內閣にも近づき、又閣員始め新官吏も行政事務を了解するに至ることも之あるべしと雖ども、又他の一方より之を見れば、斯る間には黨員の元氣沮喪して、閣員は大名となり、次官局長知事も殿樣となりて、其腐敗の情況は、嘗て黨員の罵倒せし藩閥政府と何等の差異なきに至らんこと必せり。故に內閣の運命長久を祈るとは云へ、長久に失せば、其弊に堪へざることも亦之あるべし。

抑々立憲政治に貴ぶ所のものは、多數を制したる政黨は、國政の衝に當りて、其政論を實行し一たび多數を失すれば、更らに多數を得たる政黨に讓りて、國政の衝に當らしめ、結局政界をして常に刷振の氣運を失はしめざるに在り。故に一黨をして永く其政權を占有せしむるは、非常の英才其位にあれば格別、否らざれば遂に腐敗の原因となるに過ぎざるものなり。現內閣は見渡すところ、一部の人の非難する程のこともなかるべしと雖ども、去りとて又一部の人の稱贊する程の人にも非らず。つまり前編にも論ぜし如く、尋常一樣の人々に依りて組織せ

られたるものなれば、現内閣の本色を表はして、輿論の向背を定めしむる丈けの年限は、無論に其職に在ること然るべしと雖ども、苟くも此境に達したらんには、人之を倒さずとも自ら倒れて、政界の刷振を圖ること必要なるべし。而して斯く消長して數年を經過せば、始めて政黨内閣の實も生じ、隨て憲政の美を擧ぐるにも至らんか。要するに現内閣は未だ純然たる政黨内閣に非らず、其政黨内閣たるに至るまでには、猶ほ數多の變遷を經ざるべからざるものなり。

九　現内閣頓死の場合

現内閣の人々は、此内閣を長久に維持すること能はざるも、責めては大隈首相の語れりと云ふが如く、十年間も維持することを欲するものならん。政事家としての人情左もあるべき事ながら、十年二十年など云ふが如き久遠なる年限は、腐敗の原因にして、國家の爲めに喜ぶべきことに非らず。其年限は政黨員の多數を以て組織したる内閣は斯くの如きものなりとの本色を現はすに至れば足れるものなり。故に少くとも此年限間は現内閣を維持する方、獨り現内閣の爲めのみに非らず、國家全般の爲めにも然るべきこととなるべしと雖も、現内閣は不慮の出來事に倒るゝ場合、亦之なきに非らざるべし。此場合を想像すれば、所謂頓死の場合にして、大概左の如きものなるべし。

一、内閣の聯立破壞せし場合

二、外交又は内治に大失錯をなしたる場合

三、元老會議の結果にて免職せられたる場合

四、國民に厭忌せられたる場合

右の外、上御一人の信任を失ひたる場合は、何時にても內閣の顚覆すること勿論なれども、是等は申すも恐多き事なれば暫く別事とし、先づ第一の場合に就て之を論ぜんに、現內閣は前數編に於て論じたる如く政黨內閣に似たるものなりと雖ども、實際は自由進步の兩黨と藩閥との聯立內閣なれば、何かの機會に於て、自由進步兩黨分裂して疾視反目せし舊態に復するときは、現內閣は忽ち顚覆すべし。又若し兩黨の調和を勉むること、藩閥時代に於ける薩長の如く、永く分裂することなしとするも、陸海軍大臣と衝突して、黨員大臣自ら其職を去らざるを得ざるか、又は陸海軍大臣をして其職を去らざるを得ざらしむるか、又其職を去らしむるも後任を得る能はざるか、後任を得るも內部の反抗によりて其位置を保つことを得ざるか、此等の內に一あれば顚覆せざるを得ざるべし。第二の場合は、締盟國の何れかに對し外交の道を誤りて、謂れなき衝突を釀すか、又は無經驗なる新官吏の爲めに、施政の要を誤りて、非常の失錯をなすか、此等の事あるに於ては、如何に現內閣を維持せんとするも、顚覆を免がるゝこと能はざるべし。第三の場合は、現內閣員は自己の勢力に因り內閣を組織し得たりと信ずるかは知らざれども、實際は伊藤內閣の內部の事情に倒れたるの結果、圖らずも隈板兩伯現內閣を組織することを得たるものにして、而して現內閣に快然たらざる元老も尠なからざる由なれば、當分は傍觀もなし居ることならんが、現內閣の爲體を見て、斯くありては國家の爲めに危險なりと唱ふるに際會せば、其論の是非は兎も角も、再び元

老會議を開らきて、現内閣を免職するに至らんも知るべからず。第四の場合に於ては、今日は國民一般に現内閣に對し默して其成行きに注目しつゝあり、而して現内閣も當分は人氣取の政略もなすこととならんが、財政問題なり、經濟問題なり、又近々施行すべき選擧問題なり、其他地方官等の處置なり、凡そ國民の利害に關する問題に於て、其道を誤るに於ては、國民の厭忌俄かに起り、基礎の未だ鞏固ならざる現内閣なれば、案外容易に顚覆せんも知るべからず。以上は皆な現内閣の頓死の場合にして、而して其場合は單に其一を特發するか、又は其二三を併發するか、何れにしても未來の問題に屬し、今日之を豫言することを得ざれども、要するに現内閣は幸に第十三議會に多數を得たりとて、又幸に一部の人の思考するが如き有力なる反對を受けずとて、苟くも小康に安んじて、少しく其警戒を怠らば、頓死の場合は以上の外にも亦之あらん。吾輩は現内閣に對して、無論に其頓死を祈るものに非らざるのみならず、折角政黨内閣に似たる新内閣の成立したることなれば、遂に純然たる政黨内閣に至らんことを望むに切なるに因り、敢て現内閣に向て、其健全を謀ることを怠る勿れと忠告する者なり。

十　信を外國に失ふ勿れ

内閣若し信を内國に失はゞ如何。倒るゝことの外に何事もなし。内閣の屢々更迭するは國家の爲めに喜ぶべきものに非らざるは勿論なれども、然れども、内閣更迭したりとて、其更迭、内國の事情に原因したるものならんには、左まで憂ふべき事にあらざるのみならず、却て之が爲めに國家の發達を促し進歩の媒介となることも亦之なきに非らざるべし。其信を外國に失ふに至りては、内閣倒れずとも危險多し。況んや其内閣之が爲めに倒れて毒

を將來に流すに於てをや。永く國家の禍害を釀すこと、古來其例に乏しからず。現內閣たるもの深く玆に注意する所なかるべからざるなり。

現內閣の人々は一二を除きては、外國政府に其名をも知られざる人々なるが如し。然るに世間多くの失敗は、其己を知られざるに生じ、多くの成功は、其己を信ぜらるゝに起る。外交上に於て殊に其事情の然るを覺ゆるなり。而して今や新閣員の內一二を除くの外、其名をも外國政府に知られざるものなりとせば、先以て外國政府の誤解を招くべき原因なきに非らざるべし。又其名を知られたる人なりとて、平生唱へたる政論の內には、外國政府の感情を害し居るものも之あらん。首相兼外相たる大隈伯に至りては、松方內閣の時に外相となり、頻りに在野中の演說を取消して、外國政府の感情を和ぐることを勉めたりと雖ども、猶ほ黨員に對し又世間に對し、全く前言を取消し得ざりしものと見え、所謂抗議なるものを四方に試みて、惡感情を釀したるが如き觀ある上に、外交に秘密なしなどと稱し、實際は多少の秘密を守りたるに相違なかるべしと雖ども、外國政府をして何時交涉の秘密を漏洩せらるゝも計がたしとの恐を抱かしめたるが如し。是れ或は大隈伯を誤解したるものならんも知るべからざれども、兎に角、伯の對外硬の放言は、何れの場合に於ても外交上の妨害となりしこと疑なし。大隈伯既に然り、其他の閣員に至りては、嘗て熱心に對外硬を主張せし人もあり。又某國に對して殊に敵意を表せし人もあり。此等の人々に關し、外國政府は目下如何なる報告を得て將來之を如何に認むるや計るべからざれども、此等の事情は、現內閣の人々閣中にありて、實地問題に遭遇せば、蓋し必らず自ら發明することも之あるべしと雖

ども、更に角今より覺悟せざれば、不慮の災あらんも知るべからざるなり。
舌鋒の喋々を待つまでもなく、外國の感情は案外に執拗なること、何人も之を知らん。而して彼我の國情固より同じからざれば、誤解の生ずるは甚だ容易なるが上に、其生じたる誤解は容易に融和せざるものなり。是れ歐米接近の國々の間に於て、猶ほ且つ免かるゝ能はざるものなるに、遠隔の地に在る我國の如きに至りては、一層甚だしき事情あることを知らざるべからず。日清戰爭の結果、又新條約成功の結果は、世界に對する我國の位地を高めたるに相違なしと雖ども、之を高めたると同時に外交上に於ても、通商上に於ても、世界の注目は昔日の比にあらざるなり。加ふるに東洋近來の形勢は、實に尋常の場合にあらざるに、外債募集なり、內地雜居なり、目前に横はる問題も亦之あり、信を外國に得ると、得ざるとに於ては、其利害の分るゝ所少々ならざるべし。世の空論を喜ぶ者は、到底此趣味を解する能はざるべしと雖ども、現內閣たるもの深く玆に注意して、信を外國に失ふ勿れ。

十一 結論

以上篇を重ねて論じたる主旨を更らに約言すれば左の如し。

（一） 伊藤內閣の辭職は、內部の事情によるものなり。自由進步の合同は、導火線となりたるには相違なかるべしと雖ども、自己の勢力に依りて乘取りたるものと信ずるは誤解なり。隨て現內閣の議會に多數を制したるが如く說く者あれども、是れ豫想にして、實際は總選擧未だ了らず、衆議院議員なるもの全く之なし。多

數を制したるの事實なきことは勿論なり。

（二）隈板内閣は政黨内閣なるが如く稱すれども、其實は自由進歩兩黨と藩閥との聯立内閣なり。閣員の多數は、黨籍に列する人なるが故に、政黨内閣に似たるの觀あるに過ぎざるなり。

（三）既に政黨内閣に似たるの觀ある内閣の成立したる今日なれば、一歩にても純然たる政黨内閣たるの域に近づき、以て其責任を明かにすること、現内閣の爲めに望む所なり。

（四）獵官は、國家の爲めにも政黨の爲めにも、美事にあらざること勿論なれども、今日の場合は勢なり。局外者より之を制止すること難きのみならず、政黨自身も自ら制すること難かるべし。暫く其成行を見るの外なし。

（五）隈板内閣の施政如何は、全く不明に屬し、將來何事をなすか、何人も知ることを得ず。元來政黨者流の唱ふる所は、變言變說殆んど猫眼の如し。縱令施政方針を示したりとて、引當になるべきものに非らず。況んや之を示さざるに於てをや。故に國家の爲めに、現内閣に忠告すべきものは、尋常一樣の位地に安んじて妄りに種々の企をなさざるに在るなり。

（六）現内閣員の多數は、黨籍に列する人々なれば、此内閣の運命あまりに短命にして、政黨員の多數を以て組織したる内閣は、如何なるものなるか、世人の之を知ることを得ざるが如き短期間にては、將來の政黨内閣にも多少の累を遺すべきものなれば、相當の期間は維持する方可なるべしと雖ども、現内閣にして其健全

を怠ることを怠るときは、頓死の場合は多々之あるべし。

（七）現內閣員の多數は、外國政府に其名も知られざる人々にして、誤解を招き易きのみならず、其經歷及び識論は、殊に誤解の原因となるもの多きに似たれば、國家の爲めに、彼等の反省を促がし信を外國に失はざることを、希望せざるを得るなり。

要するに、現內閣は直に純然たる政黨內閣たるに至ることを得べきものなりとせば、政黨內閣の最も幼稚なるものと認めざるを得ざるべし。此最も幼稚なる內閣は、果して純然たる政黨內閣たるに至るべきや否や、固より未定の問題にして、何人も之を豫言し得ること能はざるべし。兎に角純然たる政黨內閣たるに至るとするも、向後幾多の變遷を經ざるべからざるは勿論の事なり。故に吾輩は一部論者の如く現內閣の成るべく速かに顚覆せんことを希ふ者に非らざるのみならず、多少の期間は之を維持して、善かれ惡かれ、其本色を現はして、輿論の向背を定めしむることを望む者なりと雖ども、然れども、茲に明言して本論を終らんと欲する一事あり。他なし。政黨員は從來藩閥政府の弊を擧て、之を攻擊したる條中に、官職を私するの譏あり、利祿を貪るの譏あり。情實に流るゝの譏あり、官尊民卑の譏あり、繁文縟禮の譏あり、事務澁滯の譏あり、內治外交の大體に於ける非難攻擊は暫く別事として之を措くも、右等の弊は現內閣にも亦之なきか。吾輩は藩閥の爲めに之を辯護するの義務なきのみならず、果して此等の弊ありとせば、一日も速かに之を除かんことを望むに切にして、此點に於ては敢て黨人に讓るものに非らずと雖ども、黨人の近況は果して此弊を除くことを得るや否や覺束なく、或は更らに大に

其弊に習はんとするものに非らざるか、是れ吾輩の世人と共に注目して怠らざる所なり。（明三一・七・四―一四）

華族論

華族は榮職なり、國民の仰で以て尊重すべき種族なり。然るに榮爵其物は何人も之を尊重せざることなかるべしと雖ども、華族其人に至りては必らずしも尊重すべき人に非らず、却つて往々世の擯斥する所となる者あり。是れ云ふまでもなく榮爵の罪にあらずして其人の罪なり。又多くの人の內には何れの階級に於ても斯くの如き人を出すことを免かれざるが故に、深く咎むべきにも非らざれども、華族なるもの漸次增加するに於ては、此類の人も亦隨て增加すべきこと勿論なるべし。

現在華族の總數を見るに、公侯伯子男を合せて七百十六戸なるが如し。全國の戸數大凡そ八百四十萬に比すれば數ふるに足らぬ少數なれども、其增加は左の如く驚くべき割合を示せり。

明治十七年五爵の制を設けられたる當時華族の總數は五百九戸なり、而して今日の現數は七百十六戸なりとすれば、創設以後二百七戸を增加したるものにして、之を十七年以後十五年間と假定すれば每年十二戸强の增加となる。

右の增加は二十七八年事件の功に依りて一時に多數の授爵ありたる爲めなれば、之を每年に平均することは無論に適當ならざれども、其增加の趨勢は之を知るに難からざるべし。而して華族は稀れに禮遇を停止せらるゝ者

あれども、其家の廢絶に歸する場合は甚だ少く、增加と廢絶との割合は到底比較にもならざれば、先以て增加の一方に傾くものと見て差支なかるべし。斯く增加する華族は果して永く其體面を維持することを得べきや、吾輩は遺憾ながら之を覺束なしと斷言するの外なきなり。

大名華族は、華族中に在りて比較的資産に富み、又舊君臣の情誼を有する者もありて、其體面を維持するに於て、多少の便ありと雖ども、所謂舊君臣の情誼なるものも、今後は殆んど恃むべからざるものなるが故に、幸に資産に富むと雖ども、將來は甚だ憂ふべきものなきにあらず。公家華族新華族に至りては、固より舊君臣の情誼を有する者は、殆んど之なく、而して其資産に至りても無論僅かに體面を維持するに過ぎざれば、其將來は一層憂ふべきものと謂ふの外なし。華族を無用なりとするの論よりして之を見れば、華族の運命は對岸の火災に均しと雖ども、現に華族なるものあり、此華族、社會秩序の一部をなすものなりとせば、其興廢起仆を全く度外に置くべきものに非らざるべし。而して全く度外に置かざるに於ては之を如何にして可ならんか、別に妙案奇策もなかるべし。其體面を維持すること能はざる者、若くは其榮爵を欲せざるものをして、強て華族の列に在ることなからしむるの一策あるのみ。

華族の體面を維持すること能はざる者に對し、禮遇を停止せらるゝの制あり。此制を擴充して其禮遇を終身恢復することを能はざる者は華族たることを失はしむべし。祖先一代に得たるものを子孫一代にして之を失ふ、毫も妨げなかるべし。又新に授爵ありたる場合に於て、其本人は之を辭することを得ざるものとするも、之を子孫に傳ふ

ることを辭するに於ては之を許すべし。一身に得たるものを一身に限り保有する、是亦妨げなかるべし。斯くの如き方針を以て華族を遇せば毎年増加する華族をして庶幾くば常に華族たるの體面を維持することを得せしめんか。而して斯る方針を執らるゝにしても、當局者に深く注意を望まざるを得ざるものは、功勳ある者の病危篤なる場合に、俄かに授爵を奏上することと是なり。若し其功勳、授爵の榮を得べきものならんには、生前に之を奏上すべし、是れ一は本人をして生前に其榮を荷はしめ、一は本人をして其榮爵を傳ふると否とを決せしめ、随て若し子孫に傳ふるものとせば、其體面を維持するの計をも定むるを得せしむに足るべし。要するに吾輩は華族は皇室の藩屏なりなどの陳腐なる議論に同意する者に非らず、皇室の藩屏は取りも直さず我四千餘萬の國民なりと信ずる者なりと雖ども、然れども華族の將來に就ては大に憂ふべきものあるを覺ゆるに由り、敢て當局者の注意を喚起せんと欲する者なり。(明三一・七・一七)

内務大臣は誰に向て諭告する

板垣内務大臣は、八月九日附を以て、新條約實施に關し諭告なるものを發布したり。其主旨は我東電によりて既に讀者に報導せし所なりと雖ども、吾輩立論の便を圖り、重複ながら左に全文を再録すべし。

内務省諭告

政府は來る明治三十二年七月以降新條約を實施することに決し、既に各締盟國に向つて條約上規定の通知を爲

せり。惟ふに現行條約改正のことたるや、維新以來朝野の翹望する所にして今や其の氣運既に臻り、列國と均等の交を爲すこと將さに朞年の後に在らむとす。抑々既に權利を得れば亦之に伴ふ義務を果さゞるべからず。我國民の外人に對する接遇如何は實に我文化の進度を表するのみならず、實に國家の面目に是れ繫れり。我國民たる者宜しく宏量寬懷以て之に接し、好情友意以て之を待ち、益々進みて國民の聲譽を發揮し帝國の光榮を顯揚することを努むべし。

右諭告す

明治三十一年八月九日

内務大臣　伯爵　板垣退助

右の諭告なるものは一讀して其主旨の在る所を知るに難からざるのみならず、新條約實施に關する大體の主旨は吾輩の屢々論述したる所にして、今更ら事々しく諭告するを待たずとも、國民の皆な夙に知る所なれば其大體の主旨に對しては贅言を費やすの要なし。然れども斯の如き諭告は誰に向て發布したるものなるや。政府の國民に向て發布するものは一定の公式あり。各大臣は思々に種々の公文を發布したりとて、國民は之が爲めに遵奉の義務を生ずることなかるべし。然るに明治十九年勅令第一號公文式なるものを見るに、官廳より發布する公文は法律を除きては勅令省令告示に限れり。其他訓令なるものありと雖ども、畢竟下級官廳に命令するに過ぎざるものにして、公文式中には諭告なるもの之なし。故に今回發布せし内務省諭告なるものは如何なる性質のものなるや、

又此諭旨を發したるは國民をして遵奉せしむる意ならんも知るべからざれども、果して其効力あるや、大に疑なきを得ざるなり。

抑々條約は締盟兩國を羈束し、各其國民をして之を遵奉せしむべきものなれども之を遵奉せしめんには、合法の手續によりて國民に公示すべきものなり。是れ吾輩の甞て詳論したる所にして、而して此等の事務を管掌するものは、外務大臣なるべき筈なるに、外務大臣は默して言なし。突如として內務大臣の諭告なるものを見る。是れ既に已に了解に苦まざるを得ざるに、其發布の手續は恒例に依らずして諭告なる新式に依れり。諭告は讀んで字の如く、何人かに向つて諭旨するものならんが、此の諭告、公文式に依らざるに於ては、國民たるもの果して遵奉の義務を生ずべきや。若し公文式に依らずしても遵奉の義務を生ずべきや。若し公文式に依ずしても遵奉の義務を生ずるものならんには、吾輩は速かに其の理由を聞かんことを望む。若し又遵奉の義務に關係なきものならんには、只だ是れ板垣內相の私說を發布したるものと看做すの外なし。現內閣には行政法を知らざる人もある由なれども、此等の新案を出すに於ては、何かの理由なきには非らざるべし。吾輩は國民と共に其理由を聞かんことを望むに切ならざるを得ざるなり。尙ほ諭告文中にも多少の疑問なきを得ざるものありと雖ども、此等は明日の紙上に讓るべし。（明三一・八・一二）

大隈伯の演說

内閣總理大臣兼外務大臣大隈伯が、去十九日東邦協會の總會に於て、外交に關する演說を爲したることは既に報導せし所の如し。大隈伯は先頃も松方内閣の外務大臣として東邦協會に於て演說したることあり。其演說は伯の野に在りて唱へたる對外硬を取消し、外國の感情を和げんとするの趣意に出でたりとのことなりしが、今回の演說は果して何の爲めなるや。或る人の說に依れば、目下清國に於ける日本の位置多少各國の誤解を來さん虞あるが爲なりと。果して然るや否や吾輩の知る所に非ず。又果して然りとするも斯の如き演說が外國の誤解を避くるに足るものなるや否や、是亦吾輩の知る所にあらざるなり。

大隈伯の演說中、清國は人之を亡すに非ずして自ら之を亡すものなりと云ふことを、歷史上より說明したり。是れ物先づ腐りて而して蟲之に生ず、國先づ亡びて而して人之を亡すと云ふが如き極めて陳腐なる原則を以て、複雜なる今日の實務を斷定せんことは、恐くは識者は敢て爲さゞるべし。然れども是等の說は伯の演說の緒言に過ぎざるものと信ずるが故に、深く之を追窮せず、伯の主とする所は清國扶掖に在るが如しと雖ども、其方法手段に至りては一も示す所なし。大隈伯は就職以來動もすれば清國を扶掖すと云ふと雖ども、今日まで其扶掖の實を擧げず。其演說中今回の事實に就き、慶親王に勸告して効果尠なからず、ドイツ公使の如きは我公使館に來りて謝意を述べたりとの語あり。是れ大隈伯の以て世人に誇らんとする所なるや知るべからずと雖ども、斯の如き些事は固より以て清國を扶掖すと云ふが如き大言の實蹟を見るに足らず。但し伯の胸中には尙ほ別に蓄ふる所あらんも知るべからざれば、其秘密は秘密として之を置くも妨げなし。然れども凡そ他國を扶掖せんとする者は、

先づ以て其國の狀況を審にせざるべからず。大隈伯は果して淸國の狀況を審かにしたるや。
伯の演說中淸國民は或る時機に遭遇すれば、忠勇なる人民とならんとか、愛國心を發揚せんとか云ふが如き、果して淸國の狀況を審にし得たるものなるや。昔日は知らず、今日の狀況を以てすれば、威海衛の如き、旅順港の如き、將た膠州灣の如き、實際殆ど英露獨の領地に歸したるが如し。而して其地方人民は如何。仰ぎて以て是等の國を歡迎するの實あるに非ずや。又之を臺灣に徵するに、我國の版圖に歸して以來騷擾止まずと雖ども、是れ土匪なる一種强盜の所爲にして、之を以て淸國民、愛國の念慮に富むことを證明するに足らず。澳門を失ひ、香港を失ひ、安南を失ひ、朝鮮を失ひ、又遡つて滿洲廣大の土地を失ひたる場合に於ても、シャムの獨立を許し、ビルマの併呑を許したる時に於ても、淸國人民なるものは、果して其愛國心を發揚したるや。淸國四億萬人中には固より忠義の人もあらん、愛國心に富める人もあらん。然れども國家の大勢は一二の人を以てトすることを得ず。淸國人民今日の狀況は、晨に源氏を送るも夕に平氏を迎ふるも、殆ど其痛痒を感ぜざるが如し。斯の如き人民を目して、何時たりとも愛國心を發揚すべき人民なりと稱するは、唯是れ理想のみ。理想のみを以てすれば、何れの國民も時に或は愛國心を發揚することなきに非らず。然れども斯くの如き理想は以て實務の急に應ずるに足らざるものなり。日淸戰爭の場合に於ても淸國の大勢は如何。北方に戰爭するも南方は之を知らず、甚しきに至りては今日まで日淸勝敗の實を知らざるものあり。斯の如き大事を殆ど他國の風聞を聽くが如くなるは、其交通不便にして之を報導する機關に乏しきにも原因するなるべしと雖ども、然れども淸國人民の狀態は、大概ト知

し得べし。然るを何時にても鼓舞する者あらば、忠勇なる人民とならんかの如く推測するは、果して推測の當を得たるものなるや。大隈伯は此演說を以て中外の耳目を惹くものと信じたるが如く、此演說の筆記は必ず外國に電報せらるゝならん。英文に誤譯ありては困却なりとのことを、演說中に注意したる位なれば、吾輩は此演說を以て私席に於ける一場の談話と見ず、依て敢て之を論ずること斯の如し。（明三一・一〇・二四）

斷じて地租を增徵せよ

我が國務の疏通すべくして而して澁滯し、我國勢の進張すべくして而して退縮し、好時機に會して而して大飛躍を爲し得ざる所以のものは、一に財政の基礎不鞏固なるに基くこと、今更云ふまでもなき事にして、新財源を求めて其急需に應ずるの必要あるは、政府も人民も共に均しく認むる所なり。然りと雖ども、財政の鞏固は固より零碎なる小財源に依て之を圖り得べきにあらず。地租を增徵するを以て最も其の策を得たるものなりとは、是れ我輩の前內閣の當時より屢々唱道主張したる處なり。而して今日議會の形勢は如何。殊に我輩は自由派憲政黨の行動に對して一言なきを得ず。

政府と憲政黨と相提携せんことを約するや、相互の間種々の事情ありしならんと雖も、之に依て以て地租の增徵を斷行せんとは、政府の唯一目的にして、憲政黨領袖等の暗諾したる處なりと聞く。而して政府は其目的を達せんとして、地租條例改正案を提出するに至りたり。是れ勿論當然の處置にして、山縣內閣存立の精神は實に

茲に在りと謂ふべく、山縣內閣にして地租の增徵を斷行し財政の基礎を鞏固にする能はずんば其內閣組織は終に無意味に歸するものなり。故に內閣が此案の通過に盡力するは、其當務の急を行ふものとして我輩之を是認すれども、之と提携して國務の疏通を計らんと約し、地租增徵の斷行を默諾したる憲政黨が、其案の現はるゝに及んで卒然として黨の利害を口實とし、今尙岐路に彷徨し、逡巡躊躇、進んで提携の實を擧ぐる能はざる如きは抑も何ぞや。政黨は自家の利害にのみよりて運動すべきものにあらず。國家の利害を先にしてこそ政黨の本色はあるなれ。然るに區々たる情實に制せられ、自家の利害に拘泥し、爲に鞏固にし得べき財政の基礎を故らに薄弱にし、以て國家の大計を誤る如きあらば、是れ實に一個の私黨にして國家の爲めに利ならざるのみならず、時として有害の勢力となり終に國民の唾棄する所となるべし。憲政黨今日の行動の如き、我輩實に其不當不信、一大政黨の面目として見るべからざる醜態あるを慨するに堪へず。

稅は成るべく低かるべし、負擔は成るべく輕かるべし。是れ何人も異議なき處なれども、又私情に於て多くの場合に傾き易き所なれども、然れども是れ國家通常の時に於て此の如くなり得べきのみ。今日は通常の時にあらず、非常の時なり。私情を以て之を斷ずることを許さゞるの時なり。目下財政の鞏固を計るに於て地租增徵を斷行するの外に、最良の策なきことは、少しく事理を解するものゝ、皆心中に是認する所なり。之に反對するは、唯私情に掩はるゝ少數者のみ。

故に平然として國家の前途を思はゞ、何れも此增徵に異議あることなかるべき筈なり。政府も此意を以てし、

多數の國民も亦此意を以てす。獨り一大政黨と號し、國家の爲に山縣内閣と提携すと呼號したる憲政黨にして、些々たる黨内の事情の爲めに、斷乎として義に赴く能はざるは何ぞや。然れど憲政黨亦幾多憂國の士あらん、幾多信義を重んずるの士あらん、或は終に全黨を擧げて、地租增徵に贊成するに至らんか、我輩實に國家の爲め、憲政黨の爲め實に茲に至らんことを望むや切なり。(明三一・一二・一三)

一月一日

昨明治三十一年一月一日の紙上に吾輩は斯く云へり、政界に於ける明治三十年は内治外交殆んど見るべきものなし。經濟界に於ける明治三十年は其内情甚だ憂ふべきものあり。人間の歷史は同じ事を繰返すものなりとは云へ、吾輩の政府政黨に望む所も、商工業者に望む所も、三十年と同じ事を繰返さゞるに在るなり。東洋の天地は將來永く平和なることを得べきものに非らず。政府も政黨も自己の名利の外に此大問題あることを忘るべからざるなり。商工業者も一時の盛衰の外に此大趨勢あることを忘るべからざるなり。國運隆盛古今世界に未だ會て見ざるの發達をなしたることには相違なしと雖ども、世人此小成に安んぜは、恐くは將來及ぶなきの悔あらんと。而して今や明治三十二年の一月一日に遭遇せり。昨明治三十一年を追懷して世人果して如何の感かある。

昨明治三十一年の政界は、伊藤内閣一月に組織せられて六月に倒れ、隈板内閣其後を襲ひたるも僅々四箇月にして倒れ、山縣内閣となれり。議會は一昨年暮に解散せられて昨年新たに選擧せられたるも、臨時議會に至りて

再び解散せられ、更らに選擧せられて、今回の議會となれり。現內閣と現議會とは、政府政黨提携の爲めに、幸に無事を保ちて今年に至れりと雖ども、昨明治三十一年の內治外交果して見るべきものありしや。吾輩は一昨年に於けると同じく、其殆んど見るべきものなしと云はざるを得ざるを憾む。而して昨明治三十一年に於ける經濟界は如何。殆んど不振の極點に達し、公債の買入勸業銀行の貸出を始めとして、經濟界の救濟少しく其功を奏し又幸に農作非常に豊穰なりしかば、前途稍々望を屬するに足るが如しと雖ども、然れども退いて一考すれば、猶ほ未だ全く盛況に向はず、是れ亦一昨年に於けると同じく、其內情憂ふべきものなきに非らずと云はざるを得ざるを憾む。

飜て海外の情況を見るに、米西の講和成りて、世界平和の假觀ありと雖ども、內實未だ必らずしも平和なりと云ふべからず。殊に東洋の天地に至りては、朝鮮の國情は依然として舊觀を改めず、清國の形勢は日益々非にして、旅順大連は露に、威海衛は英に、膠州灣は獨に占領せられたるのみならず、鐵道問題あり、北京騷動あり、南邊も亦常に不穩の恐あり、而してフイリツピン問題も亦未だ全く結局せざるが如し。是れ亦一昨年に於けると同じく、將來永く平和なるを得べきものに非らずと、云はざるを得ざるに非らずや。

昨年に於ける內外の事情を追懷せば、今年に於ける內外の事情も亦豫想し得べからざるに非らざるべし。吾輩は政府も政黨も商工業者も此內外の事情を一日も忘るべからずと勸告せざるを得ず。加ふるに今年は新關稅則も本日より實施せられ、新條約も亦七月以降に實施せらるべし。戰勝の餘威によりて、國威を世界に發揚し、新條

約の實施によりて、文明諸國と對等の位地に進めり。帝國臣民たる者誰か今年の昨年の如くなるを願ふ者あらんや。（明三二・一・一）

實業團體の組織に就て

實業團體を組織せんとて、去月以來當市有志者間に協議中なることは、屢々我紙上に記載せし所の如し。聞く所によれば其協議も着々歩を進め、遠からざる內に發起會を開かんとするの運びに達せりと。而して此種の團體は獨り當市に限らず、全國各地に起らんとする由なれば、成功の後は、或は一大有力なる團體たるを得んか。

種々の實業團體は從來とても之なきに非らず。然れども其性質多くは學會に類似し、時ありて多少見るべき運動をなしたることも之なきに非らずと雖ども、其勢力微弱にして政界に重をなすに足らず。是を以て往々世の輕侮を招きたるが如き事實なきに非らざりしなり。是れ必らずしも之を輕侮する者を咎むべからず。實は商工業者の氣風甚揚らず、常に人の下風に甘んずるが如き傾あるの致す所にして、即ち己れ先づ侮りて而して人之を侮りたるものとも云はんか。斯くの如き情況にては、何人も之を度外に置くを怪まざるなり。

伊藤內閣の地租增徵をなさんとするや、實業者其の案を是認したるも、遂に議會の大勢を動かすに足らざりき。隈板內閣の大に市街宅地租を增徵せんとするや、實業者其非を鳴らせしも、之を反省せしむるの力なかりき。山縣內閣の地租增徵案を提議するや、實業者は僅かに政府議會の折合に奔走したるの外大に見るべき舉措なかり

き。抑々增稅案の如き、政府事業に取りては、重大なりとは云へ、政府唯一の事業には非らず。然れども實業者に取りては至重の案にして、經濟界の安固も、之に依りて求むるを得べしと唱道しながら、實際之を如何ともすること能はざりしは、以て其平生を卜するに足らざるか。

伊藤內閣以來、隈板內閣も、山縣內閣も、議員選擧法改正の議あり。實業者は頻りに其代表者を出すの必要を論ずれども、殆んど之を顧みざる政黨もあるに非らずや。是れ亦以て其平生の勢力を知るに足らん。斯くの如き情況にては、ヨシ市に特例を與へ、實業者をして其代表者を出すを得せしむるも、他の政客に其領域を蹂躪せらるゝ恐あるは、殆んど疑ひなかるべし。

帝國議會の議員は、固より一部一局の利害を代表するものに非らず。隨て獨り農民を代表するの理由もなく、又商工業者を代表するの理由もなし。是れ理論上明白の事實なれども、奈何せん帝國臣民の多數は農民にして、且つ議員資格の要素たる直接國稅も、亦地租多きに居るが故に、農民を代表するが如き傾を生じたるは、現今實際の事情なり。果して然らば、遂に多數の農民黨は少數なる實業黨を壓制するが如き恐なきか。立憲政治は多數に決するものなりと雖ども、同時に少數者を壓せざるを要するものなるに、實業者今日の狀態にては、之を如何にして多數の壓制を免がれんとするか。

吾輩は固より農商工の間に差等を置くものに非らず。俱に均しく其の發達を望み、其の盛運を圖らんと欲するに切なれば、彼等の間に毫も偏頗なる意見を有する者に非らざれども、實業者の勢力あまりに微弱にして、彼等

の間に平均を失するは、國家の利益ならずと信ず。故に實業團體の組織あるを聞いて、敢て其成功を祈るものなり。（明三二・一・一〇）

歳費増加

歳費増加案は近日議會に現はるべしと云ふ。果して眞か。

政府は如何なる點より、議員歳費を不足と認むるか。

議員は如何なる理由によつて歳費増加を求めんとするか。

政府は何の爲めに、地租増加案、酒税増加案、醤油税増加案、郵税増加案、其他種々の増税案を提出したるか、議員は何の爲めに是等の案を協賛し、又は協賛せんとするか。誰か財用窮乏を訴へ、誰か民力疲弊を唱へたる。

人民は政府政黨馴れ合ひの機械にあらず。現今の如き政府、現今の如き代議士の爲めに、一厘と雖も冗費の誅求を容るべき謂れなし。況んや其の額幾百萬の多額に上り、國家有用の一財源とするに足るものを、空しく溝壑に投ずるが如き、暴擧に出でんとするに於てをや。

苟も人心あるもの今日に於て歳費増加を唱ふるを得べきや。山縣内閣は伊藤侯等と共に臥薪嘗膽を唱へたる人人の集合にあらずや。憲政黨は之に和して國民を警戒したる團體にあらずや。而して今や相率ゐて此の如き私利的の擧に出でんとす。苟も人心あるものは、當然之を否決すべき者なり。（明三二・二・一八）

慈善事業

有餘を以て不足を補ふは、單に經濟上の問題にあらず。德義問題として亦其必要あり。近事慈善事業漸く世間に行はれ、人の義捐を促すこと多く、之が爲めには多少の弊害もありと聞けども、兎に角斯る事業は益々以て其發達を希望せざるを得ざるなり。是れ固より有餘を以て不足を補ふ事業にして、若し自ら餘りなきも猶ほ人の足らざるを補ふものならんには、德義上之に越したる美擧なかるべしと雖ども、此美擧は以て一般の人士に望むべき事柄には非らざるなり。

交通の便發達すれば、鐵道船舶の危難も亦難て增加し、競爭の度益々進むときは、無告の窮民も亦自ら增加すべし。故に社會の開進、國力の發達は、他の一方に於ては困厄不幸の人民を增殖することゝなり、何れの國にても此等の人民を救濟せんが爲めに、政府も國民も孜々として其方策を講究しつゝある所なるが、我邦に於ても亦近來此議論朝野の間に行はれ、慈善事業次漸次に發達せんとするの傾向あるは、寔に國家の慶事なりと謂ふべし。然れども吾輩は此現情に安んずること能はず。猶ほ朝野に望まざるを得ざるもの甚だ多し。

吾輩の見る所を以てすれば、目下慈善事業に關する法令は、甚だ不備にして、以て此事業の發達を圖るに足らざると同時に、又以て慈善事業に從事する者を監督するにも足らざるが如し。是れ一は朝野の此事業に注意するの日猶ほ淺きが爲めにも因るべしと雖ども、又一には封建制度の下に於ける貧富均一主義の餘糵未だ全く去らず

して、貧富の間に歐米に於けるが如き非常の懸隔なきにも因るものなるべし。然れども斯る現狀は必らずしも永續すべきものに非らず。社會の進歩に伴ふて富める者は益々富み、貧しき者は益々貧しきの傾きを生ずること、蓋し疑なかるべし。此傾向は固より喜ぶべき事柄に非らざるは、何人も同感なるべしと雖ども、是れ自然の情勢にして如何ともすること能はざるものなれば、此情勢を防遏せんと企つるよりは、此情勢に因て生ずる諸種の弊害を除去せんこと肝要なるべし。

是故に吾輩は政府に望むに、慈善事業の發達を圖るに足るべき方策を講究するの必要を以てせざるを得ず。而して之と同時に、朝野の富者に向て望まざるを得ざるは、今少しく慈善事業に注意することの厚きを以てせざるを得ず。蓋し今日の富豪は必らずしも父祖の遺産に依れる者に非らず。一錢の貯蓄なき所謂赤貧より其身を起したる人も多きに居ることとなれば、此等の人は尙更ら以て貧困の實況を知らざるに非らざるべし。知つて而して之が救濟を圖らざるは、德義問題に於て恥なきを得ざるべし。元來富豪の社會に在りて尊敬を受くるは、其蓄積したる黃白より放つ所の光輝の爲めに非らず。能く其黃白を公共の事業に投じ、以て社會有益の事蹟を擧げてこそ始めて社會の尊敬を受くべきものにして、若し富豪にして毫も慈善事業に意なきに於ては、是れ富ありと雖ども富なきに同じ。近來多少茲に見る所ありしにや、富豪の生前若くは死後に於て、大に其資を各處に寄附せんとするの例を聞けり。此等の事悉く慈善事業と見るべからざるは勿論、又或は名聞の爲めにするに過ぎざるものも之あらん。然れども社會は其心術まで問ふの必要なし。成るべく此美擧をして陸續踵を接せしめんこと、吾輩の切

に希望して已まざる所なり。（明三二・二・一九）

外資輸入困難の病根

外資輸入の說は、一昨年來世間に嘖々として唱道せられ、今日に至りても屢々其說を聞くも、未だ曾て實際に外資の輸入せられたるものなし。是れ外資輸入を說く者の一考すべき事實ならざるか。

外資輸入論者中、其困難の病根を、或は現行條約の罪に歸し、又或は現行法律の不備に歸する者ありと雖ども、吾輩は昨年中新條約實施準備論中にも、又其後外資輸入と題せし論文中にも、之を詳述せし如く、外資は現行條約の下に於ても、又現行法律の下に於ても、輸入し得べからざる問題に非らずと雖ども、之が輸入をして困難ならしむるものは、第一に排外思想の猶未だ全く去らざると、第二に外資輸入の途に横はる障碍物を除かざるとの罪にして、條約若くは法律の罪にあらずと信ずる者なり。

何をか排外思想猶ほ未だ全く去らずと云ふか。曰く外資輸入論者の多くは、外國人と其利益を共有するの念に薄く、低利なる外資を借りて、已れ自ら利し、外國資本家をば單に其利足に滿足せしめんとするに過ぎず。外國資本家中其利足に滿足する者も固より多かるべし。然れども外國人をして其外資に因て生ずる營業の利益を、毫も享有せしめずとの方針を執るに於ては、是れ外國の資本を以て、外國の事業に反抗せんと欲する者なり。一部一局に就て之を見れば、敵に利器を貸して自から滿足する者も絕無なりと云ふことを得ざれども、全體に就て之

を見れば、斯の如き處置は、何人も喜ぶべき事柄にあらざるべし。故に非常の信用ありて内外に其名高き會社の類ならんには、或は是にても外資を輸入することを得んも知る可らざれども、斯る會社は甚だ乏しきを覺ゆるのみならず、又此類の會社ならんには殆んど外資輸入の必要なきも知るべからず。外資輸入を熱望する會社は、多くは現に外國の信用を得たるものに非らざれば、外國人と共營業の利益を享有するものならんには兎に角、單に外資を輸入して以て己れ獨り其營業の繁榮を圖らんとするも、初めより至難の事にあらざるが。試に見よ。目下既に營業し、若くは着手中なる鐵道の類の如き、若し外資を輸入することを得ば、其營業の繁榮を圖り、又其事業の速成を圖るを得べしと雖ども、其必要を唱ふる他の一方には、外國人に鐵道株券を所有せしむるは、危險なりとて、鐵道國有を唱ふるに非らずや。外國人の資本は入用なり。其資本に依りて經營したる事業に、外國人の干與するは危險なりと云ふに至りては、取りも直さず、開國主義の側に排外主義の暗行するものにて、其說の自家撞着なるは云ふまでもなく、其說を實行せらるゝことを得べき望みなかるべし。

何をか外資輸入の途に横はる障碍物を除かずと云ふか。曰く、各會社の多くは其定款に於て外國人の株主たることを許さゞるの類是れなり。定款は會社任意の規程にあらず。其筋の認可を受くべきものなりと雖ども、各會社中、其定款を改正して、外國人の所有を許さんと企てたるもの甚だ稀なり。多くの會社は依然として外國人の所有を許さゞるの方針を執るものゝ如く、而して政府も亦甚だ事理を解せず、株主たることは妨げなきも、重役たらしむることを許さずと云ふが如し。重役たるは株主の最大權利なるに、其最大權利をば之を許さずして、單

に株主なるを許すとは、是れ亦以て一方に開國主義を取りて、一方に排外主義を行ふものにして、其事の成功すべき望なかるべし。

吾輩の嘗て論じたる如く、新條約實施の期目前に迫りたる今日に於ては、其實施に依て俄かに門戸を開かんよりは今日より漸次に之を開くこと、經營上の秩序を圖る爲めにも、然るべき事柄なれば、鐵道國有の如き、內心には種々の魂膽も危計もあらんが、兎に角表面の理由に於て、外國人に鐵道株券を所有せしむるは危險なりと云ふが如き愚論をなさゞるを要す。然らざれば外資輸入の必要あるも、又如何に其の必要を唱道するも、新條約實施せられて、外國人の自ら其資本を內地に運轉するの時機に達せば格別、否らざれば其信用に於ても其輸入の方法に於ても、實際に外資を輸入すること至難にして、其成功を見ること能はざるべし。會社株券に至りても亦然り。會社自ら進んで其株券を外國人に所有せしむるの方針を取り、定款に之を禁ずるものは、其禁を解き、政府も亦重役たるを許さゞるが如き、愚擧をなすに非らざれば、外國人中其株主たるを望む者も自ら生ずべく、而して一旦株主となりて利益を享有せば、其株主たることの外に、他の資本をも誘導して、外資の自ら輸入する場合も隨て生ずべし。元來重役たるを許さずと云ふは、昨年中外資輸入論中にも述べし如く、現行條約に於て外國人は居留地の外に其業務を營むことを得ざるに原因すと雖ども、數月の後には外國人は全國到る處に自由に其業務を營むことを得るものなれば、今日に在りて居留地營業の制限を少しく擴張し、遊步規程內に於ては可なりと云ふが如きことは、之を許すも何等の妨げなかるべし。

世の外資輸入を説く者は、大概自家撞着の説をなす者なること、以上記する所にて明かなるべし。故に眞に外資輸入を望む者ならんには、先以て排外思想を全く去り、又外資輸入の途に横はる一切の障碍物を除くべし。然り而して猶ほ外資の輸入することなくんば、是れ日本國の事業其物に信用なきものにして、政府の起す外債の外に、先以つて外資輸入を絶望せざるを得ずと雖ども、吾輩は決して斯る事實あるべしと信ずる能はざれば、外資輸入論の一昨年來世上に嘖々たるに拘らず、今日まで實際の輸入を見ること能はざるは、外資の輸入し得ざるに非らず、外資輸入の方針の非なるが爲めなりと、斷言するを憚らざるべし。

終りに臨み、世人の注意を喚起せんと欲するものは、數月を出でずして內地雜居に至ること是れなり。內地雜居と同時に新條約の効果に因りて、外國人は自由に內地に於て商工業を營むことを得るものなれば、內地雜居なる文字は外國人の內地各處に住居するの意義なること勿論なれども、事實は、內地の事業中に雜居するものにして、目下各會社に於て其株主たることを許さゞるも、到底永く之を防止し得べきものに非らず。又強て其株主たるを拒まば、外國人自身に別に起業することも難きに非らざるべし。此場合に至り各會社の狼狽する如きことなきを要す。客來らざれば客の來るを望み、客來れば其門を鎖すが如きことは、世間甚だ多し。現に營業せる會社は勿論、將來起業せんとする會社も、其の會社中には外國人の雜居すべきものなることを悟り、今より其の準備をなすこと、最も緊要なるべし。(明三二・二・二一、二)

臺灣問題

臺灣の我版圖に歸して以來、既に滿三年以上の歲月を經過し、此間大凡そ八千萬圓の費用を投じたりと覺ゆ。然り而して臺灣の經營猶ほ未だ大に見るべきものなく、今回政府は臺灣總督の申請を容れて、四千萬圓の事業費を議會に提出したり。臺灣なるもの果して幾多の費用にて、又果して幾多の歲月にて、其經營を全うすべきものなるや、當局者の考按にては、或る年限に達すれば、同島の歲出入平均を得て、國庫の累をなさざるに至るべしと云ふと雖ども、此種の宣言は、歷代の當局者中殆んど之を云はざる者なければ、少くも其成績の幾部を見たる後に非らざれば、之を信用すること能はざるなり。

或は曰く、臺灣經營は到底十分なる費用を投じて、思切つたる事業をなすに非らざれば、其成功を見ること能はざるべしと。此の說に據るときは、既に投じたる八千萬圓も、今回提出の四千萬圓も、惜しむに足らざるのみならず、向後猶ほ巨額の資を投ずるも亦惜しむに足らずと雖ども、此說は一切の事業は金錢に依りて成功すと誤解したるものにして、富豪の必らずしも事業を成功するものに非ざるを知らば、其誤解なること、容易に了解せられん。況んや國庫歲入に限りあり、每年歲出增加して、歲入不足の塡補に苦しむ今日に於てをや。臺灣の經營如何に急なりとて、財政の許さゞる巨費を投ずることを得んや。

或は曰く、新領土經營は到底僅少なる歲月を以て其成功を見るべきものに非らざれば、臺灣經營は假すに歲月

を以てし、徐に其成功を待つべしと。是れ屢々當局者の口より出づる所にして、一應理由なきの說にあらずと雖ども、事業の成功は樹木と同じからず。假すに歲月を以てせざれば、樹木は材を成すことを得ずと雖ども、事業は其道を得ざれば、幾年を經過するも、成功を見るべきものに非らず。而して今や臺灣經營は、如何なる方針ありて、幾年を過去すれば、成功の胸算なるか、屢々其人を換へて尠からざる費を投じ、然り而して猶ほ見るべきの成功なきに、徒らに歲月を假すも何の益あらん。近年東洋の天地甚だ不穩なり。豈に假すに歲月を以てするが如き通常談をなすの時ならんや。

我輩は固より臺灣經營を容易なる事業と認むる者にあらず。故に當局者の苦境に在るを憫みて、妄りに之を攻擊することを爲さずと雖ども、然れども臺灣の情況を聞くに、土匪未だ鎭定せずして旅行し能はざるの土地多きのみならず、土人其堵に安んぜずして、竊かに居を對岸に移す者多し。當局者よりして之を聞かば、土匪は清國の領土たりし當時に於ても之ありたれば、今更ら其橫行に驚くに足らず。土人の居を清國に移す者あるは、元來清國より移住し、其根據を對岸に有するが爲めなりなど、種々の辯解もあらんが、事實は之に反し、土匪は鎭定の期なきのみならず、領民も亦我保護の周ねからざるが爲めに、漸次に土匪に變ずる者あり。土人の居を移すも亦然り。必らずしも之を移すを欲するに非らずと雖ども、我保護の周ねからざる又我官民の彼等を侮慢する、殆んど彼等をして其堵に安んずるを得ざらしむる者あり。斯くの如き現況なるが故に、前年來投じたる巨額の費は清夾臺灣を去つて、對岸地方を肥したるに過ぎずとの說もあるなり。此事情を悟らずして徒らに其費用を爲す

に汲々するは、果して政策の當を得たるものなるや。敢て世人の講究を煩はさん。（明三二・一二・二五）

再び歳費增加に就て

今日の財政に於て、議員歳費增加を企つることの非なるは、嘗て我紙上に略論せし所の如し。然るに議員及び政府は、輿論の在る所を顧みて、其企を斷念することを爲さず、却て早晩之を遂行せんと欲するものに似たり。

抑々議員歳費八百圓と規定したる現行法は、如何なる理由に基きたるものなるや、之を知ることを得ずと雖ども、之を改正せんと企るに於ては、其改正を要する正當なる理由なかるべからず。議員及び政府は何等の理由を以て其の增加を圖らんとするか。マサカに物價高直のゆゑにも非らざるべし。或る人の說によれば、獵官熱を冷却する方法として其の增加を圖るものなりと。此說は目下殆んど公然の秘密として、世間に流布する所なれば、議員及政府の眞意は、此說の如きものならんも知るべからず。然るに此說をして假りに議員及び政府の眞意なりとせば、其の取るに足らざる愚說なることは云ふまでもなく、彼等の政略としても亦甚だ拙なるを覺ゆるなり。

試に思へ、人間の慾望は境遇に因りて增大するものなることを。下宿屋に籠城す貧書生は、大臣を望んで羨むまでもなく、二三十圓の屬吏を見ても、猶ほ且つ羨望に堪えざることならんが、斯くの如き者に二三十圓を給して其滿足を得べしと信ぜば、是れ大なる誤解にして、二三十圓を與ふれば四五十圓を望み、四五十圓を與ふれば六七十圓を望むべし。是れ人間の常情已むを得ざるものにして、之を咎めたりとて全く其迹を絶つべきものに非ら

ず。今の黨員が大臣次官たることを望むは兎も角も、知事局長たることを得んが爲めに熱中するは、恰も下宿屋の書生が二三十圓の屬吏を羨むに異ることなく、而して彼等は之を得たりとて滿足せず。知事局長たる者は更らに大臣次官たることを望み、大臣次官たる者は更らに爵位を望み、爵位を得れば更らに子孫に傳承せんことを望み、殆んど其慾望に際限あることなかるべし。現に今の黨員は頻りに藩閥者流を罵りたる黨員なれども、近來彼等の利祿に汲々たるは、毫も其曾て罵りたる藩閥者流に異らざるに非らずや。歳費八百圓を二千乃至三千圓に增加したりとて獵官熱の冷却することあらんと想像するは、根本的誤解にして、又策の極めて拙なるものなり。況んや獨り議員の歳費を增加したりとて、議員以外の獵官者に對して何等の効力なきに於てをや。昨年隈板內閣の獵官に苦しみたるは、獨り議員のみに非らざりしことは、今猶世人の記憶する所なるべし。

吾輩は固より歳費增加を以て絕對的に非なりと論ずる者にあらず。我財政之を許るし、又正當なる理由あらば多少の增額に强て反對することなかるべしと雖ども、今日の財政は歳入不足の塡補に苦しみ、今日の議員は私行殆んど言ふに忍びざるものあり。斯くの如き場合及び斯くの如き議員に、歳費增加を企て、而して其企果して獵官熱を冷却するに在りとせば、議員及び政府の政略としても、亦甚だ拙なるを惜まざるを得ざるなり。

（明三二・三・一）

惡令愈出づ

吾輩曾て之を聞く、徒らに人民の膏血を搾取して、單に國庫の充實を計るは、決して財政の能事にあらず、隨て諸稅法は一方に於て收入を目的とすると同時に、他方に於て商業の繁榮、事業の發達、自由の增進に利するの手段に出づるを以て精神とせざるべからずと。而して財政料理を標榜として立てる現內閣の處置は如何。吾輩復た眞箇の地租增徵を行ふ能はずして種々の零碎なる財源を求めざるを得ざるに至りたる其の拙策を云はざらんとするも終に默するを得ず。

又た歲入塡補の必要ありとして一步を讓り、拙劣なる增租を初め、酒稅、醬油稅、其他諸稅の增加を忍び尙人智の發達を妨げ人民の自由を損する郵稅の增加、及び之に伴ふ煩雜の手數をも忍ぶべしとするも、電信料、鐵道賃の引上に至ては、曾て之を論じたる如く飽までも反對せざるを得ざるなり。

既に郵稅を引上ぐるの不法手段に出づ。電信料の如きは之を其儘に据置くか、寧ろ低減するを至當とす。電信料低減の事は、民間既に其輿望を示し、政府內部亦之に應ずるものありしにあらずや。然るに今にして何ぞ俄に之を引上るの擧に出でたるか。況んや今日の如き不完全極まる電信にして、其の通信の半部、時としては全部悉く不明に歸するが如きこと往々之あるの時に於てをや。政府は人民の迷惑損失を何處まで忍ばんとするか。國庫を充實せんとするもの亦元來人民の利益を增進し、其の迷惑を除くの資に供せんとするに外ならざるべし。然るに今や此の如きことを爲す、股を割いて自ら腹を充すの愚と何ぞ擇ばんや。

殊に鐵道賃の値上に至ては、吾輩實に其意外なるに驚く。或は私設鐵道中、近距離に高價にして遠距離に廉なる

が如きもの往々之あり。又一理由なきにあらずと雖ども、政府今回の處置は絶對的の引上にして、固より遠近を問はざる不理由極まるものなり。抑も交通の自由は、人智及び實業の發達を助け、交通の繁劇は又料金の收入を多からしむる筈なるのみならず、勞働者の如きものに對しては、特別に之を引下ぐる例もあるに、我政府は全く之と反對の處置に出づ。吾輩何をか之を評せん。鐵道國有主義を唱ふる政府は、之を國有として人民の利害を顧みず、只管儲けづくを爲さんとするの旨意なるにや。如何に收入の必要あればとて、議會の協賛を經るを要せざるを僥倖して、此の如き擧行に出づるは、抑も亦心得違の事ならずや。吾輩は他の私設會社の政府の顰に傚はざらんことを望むと同時に、政府の速に前非を改むるに吝かならざらんことを希望するや切なり。(明三二・三・三)

京元鐵道

朝鮮に於て豫定鐵道線路として數へられたるもの五、曰く京仁、京釜、京義、京元、京木等何れも京城を以て中心とせる線路是なりき。而して京城仁川間の鐵道は既に我手に歸し、京城釜山間の線路亦我が權內に落ち來り、一は既に竣功に近く、一は將に計畫されんとす。京城義州間の線路に至ては未だ計畫の進みたるを聞かずと雖ども、其敷設權は早く既に佛國の握る所となれり。故に今有望の線路として餘す所は京城元山間の線路及び京城木浦間の線路是あるのみ。之に對して我輩實に望蜀の念に堪えず。ヨシ京木鐵道は京釜鐵道敷設に際し兎も角もなすことを得るとするも、尚ほ進んで京元鐵道の敷設權を得んと欲するものなり。

京仁鐵道竣功し、京釜鐵道落成し、互に其首都に於て相連結する時は、我國と朝鮮との交際を親密にし兼て朝鮮の發達を助け、又我が外交通商に利益すること少なからざるは、殊に玆に言明するまでもなき事ながら、是のみにては朝鮮に於ける我利益の保全は未だ十分なりと云ふべからず。少くも京元鐵道を我手に收むるに非ざれば、日露新協商の一事項たる朝鮮に於ける我實業上の施設は決して其體を具へたりと謂ふ能はざるなり。

元山は朝鮮國北東の一良港、我居留民は三百四十餘戶、千五百三十餘人の多きあり。我貿易額は數年前に於て既に其の全數の三分の二を占む。斯の如くにして我商權は益々發達し、我居留民は益々繁殖せんとす。而して交通の不便なる僅に海路あるのみ。若し夫れ一朝變あらんか、我居留地に對する供給に不便なるのみならず、不幸にして日本海上の權力を失はゞ、元山の我士民は坐して飢寒の苦痛を見るの虞なしとせず。然れども京元鐵道にして之あらんか、對馬海峽の鎖鑰敗れざる限りは以て其安全を維持し得べく、海上の權力と相待て北方に雄視し得べし。故に京元鐵道は平時に於て我が商利を保護し、有事の日に於ては、我居留地の安全を保つを得べし。故に我輩は京仁、京釜兩鐵道の完成を望むと同時に京元鐵道を我手に依て敷設し、以て鼎立の力を張るを望むに切なるものなり。

朝鮮に於ては、今後鐵道鑛山等の權利を外人に許さず、自ら其事に任ずべしと稱し居る由なるが、是れ自ら文化の發達を妨ぐるを知らざる固陋の輩の言ならんのみ。朝鮮何ぞ自ら之を敷設するの力あらんや。其自ら之を布設せんとするが如きは、所謂泰山を挾んで北海を越ゆるの類なり。又昨年七八月頃、ドイツの京元鐵道敷設權要

求に對して、之を峻拒したるの實例ありと雖ども、コハ利害の關係殆んど之なき國の要求に對する仕方としては或は當然の事なかるべし。然れども世運は轉化し事情は遷移せり。若し我國にして之を要求せんか、其要求の我利害の關係上固より至當なるのみならず、彼我の交情より云ふも、誠に尋常の事にして、朝鮮の爲めにも都合よき事なれば、我當局者若くは實業家の斡旋其宜しきを得ば朝鮮亦決して之に應ぜずと云ふが如きこと之なかるべし。我輩は之を以て、當局者及び有力なる實業家に勸告し切望するものなり。（明三二・三・五）

責任なき多數制

政治上に於ける最大多數の最大幸福は、先づ以て之を多數制に依て得るの外なし。而かも往々多數は愚にして多數の説の凡なると同時に、少數は賢にして少數の説が先見あることあり。去れば多數の説にも從ひ、又時に少數の意見をも容るゝことは、最も適當なる制度なれども、如何にして斯る制度を設くべきかに至りては、頗る難問題にして、今回の單記選擧法の如き稍や其邊の考より出でたる考案なるが、大體に於ては依然多數制たるに相違なく、又多くの場合に於て多數制を最も善良なる制度と認めたる以上は、他に妙案もあらざるなり。但だ多數制を以て多くの場合に善良なるものとするも、多數が唯だ多數を恃んで事を決する場合に至りては、多くは既に理の當否を度外視するの傾あり。從て多數制本來の趣旨たる、種々の異分子が互に其意見を鬪はして事を定むる底の精神を離るゝや遠し。

明治二十三年帝國議會の開設以來紛爭の絶ゆることなく、今の憲政黨と稱する、當時の自由黨、又之を終天の仇敵とする今の憲政本黨にして、當時の改進黨、是等の政派が或は離れ、或は合して、當時の政府を攻撃するや爲めに國家の經營を遲延せしめたること甚だ大なりき。吾輩の竊に遺憾とする所なるが、當時彼輩の擧動は重に政府の攻撃にして、人民の負擔、富の分配等に對しては比較的影響の少きを得たるも、當期議會に及んでは多數を恃む傍若無人の振舞殆んど其極に達し、彼等のなせる罪惡は到底前年の比にあらず。其政府の爲めに歳入の道を講ずるや、租税徴收の簡にして且つ納税者の負擔し易き地租は姑息の上にも姑息の處置をなして、之を煩雜なる間税に代へて終に其結果最初の歳入補充案より更に大なる收歛を企て、之が爲めには惡令を定め、惡法を立て我儘勝手の建議をなし、尙ほ最後に人民の膏血を吸て自家口腹の料に供せり。多數の弊玆に至て實に極まれりと謂ふべし。若し夫れ戰後財政の基礎を鞏固にしたりと云はゞ云へ、僅少年月を支持する姑息財政策能く何ごとかなさん。而も惡税惡法は長へに民力の消耗、個人經濟の苦痛となるを免がれざるなり。

憲政黨今回の擧動は、多數制の弊中の弊を行ひたるものなり。彼等にして少くとも行政府の一部に責任あらしめば、或は內に顧みて斯くまでには苦々しき陋弊を働かざりしなるべし。彼等は唯だ立法部の多數として政府と提携したる迄なれば、其多數を恃んで惡税惡法の施行を政府に强請し、施行の結果に付ては毫も責任を分つことなし。嗚呼多數の弊、殊に責任なき多數の弊は、陋惡終に玆に至るか。(明三二・三・九)

露國の擧動

各地よりの電報及び通信に據れば、近來露國の擧動は最も注意を要するものとなれり。或は云く、清國に對して旅順口大連灣の貸與並に滿洲一部の割讓を請求したりと、或は云く、朝鮮に對して露國に依賴するや否やを詰問したりと。外交上の事は秘密に屬するもの多きに居りて、斯る場合には何れの國にても局外者は其眞相を知るに苦しむものなり。故に吾輩は暫く各地よりの電報及び通信を基礎として其事實を推測するの外、他に眞相を知るに由なしと雖ども、縱令其報道に多少の相違ありとするも、露國に此類の擧動あるべしとは、實は大概豫期し得べきものにして、今更ら驚くに足るものには非らざるなり。

抑々露國の東洋に野心あるは一朝一夕のことにあらず。是れ少しく外交に注意する者は皆な夙に知る所なり。故に其野心は如何なる手段によりて、遂行するやと云ふ一事こそ、其時に臨まざれば之を知るに由なしと雖ども大勢は豫め知り得べきものたりしなり。而して朝鮮に對しては、去る二十九年朝鮮國王の露國公使館の潜幸以來着々として其步を進め、今日に至りては韓兵の訓練財政の監督等皆な露國の掌中に落ち、最近の報によれば絶影島の借入日本貨幣の驅逐等益々以て其羽翼を張るの情況あり。清國に對しては、去る二十八年三國干渉以來、清國外債の保證を手始めとして、漸次に清廷を翻弄して其利益を收め、滿洲鐵道の敷設たり、旅順口の使用たり苟も其國に便たるものは之を求めて得たるのみならず、近頃傳說する所を事實なりとせば、遂に旅順口大連灣の

借入及び滿洲一部の割讓をも之を迫るに至れり。其他シベリヤ鐵道の架設なり、ウラジヲ港の防備なり、東洋艦隊の增派なり、皆な以て露國野心の在る所を窺ふに足るべし。

露國の野心に對する各國の意向は、是れ亦大概推測し得べしと雖ども、他國の事は暫く之を措き、差向き我帝國は之に對して如何なる方針を執らんか、是れ我朝野の最も愼重なる考慮を要するものなること智者を待たずして知るを得べし。故に吾輩は徒らに無益の議論をなして一時の快を求むることを欲せず、國家利害に至大の關係を有する此の如き問題に對しては、眼中常に政府もなければ政黨もなし、專心一意國家の利害如何を顧るの外他事なきなり。

歐洲諸國の東洋に着手するや、皆な自國の利害より打算するものなること勿論なりと雖ども何れの場合に於ても歐洲の事情を度外に置くものに非らず。然るに近年歐洲の事情如何を見るに、各國の間に危機の迫るものなくギリシア問題の如きも今日に至りては一段落を告げたるものゝ如し。去れば獨り露國のみならず、他の英佛獨の如きも亦東洋に其手足を伸ばすの餘裕を生じたるものなり。然り而して試に我帝國の位地を見るに、朝鮮に關しては露と我とは對峙して權力平均を保たざるべからざるの位地に在り。淸國に關しては露佛獨を一方となし英と我とは各々他の一方に於て權力平均を保たざるべからざるの位地に在り。而して其權力にして幸に平均を失せざるを得ば、東洋の平和は茲に始めて維持せらるべき筈のものなり。我帝國の位地斯くの如きものなりとせば、露國今回の擧動に對しては、輕擧して千歲及ぶなきの悔を遺す如きことあるを許さず。今日の場合は目前の出來事

に狼狽するより危險なることはなし。當局者たるもの茲に注意すること肝要なるべし。吾輩他日を待て更に論ずる所あらんと欲すと雖ども先以て之を一言し置くものなり。（明三二・三・一二）

下級官吏の海外派遣

法令如何に善良なるも、運用宜しきを得ざれば美果を收むべからず。我國今日の諸制度は、之を世界の先進國に比するに、其形體に於ては左までの優劣なし。然れども其運用進歩は其形體に伴はず。先頃檢事總長が全國の警察官に向て、人權の尊重すべきを說き、事務の敏活ならんことを訓令し、又近頃判檢事を外國に派遣して裁判事務の實況を視察せしむ。皆な運用の改善を圖るに他ならざるべし。但し判檢事の職の如きは、緻密なる法律の明文に依て之を行ふものなるが故に、所謂手心を以て處理し得べき範圍は、自ら狹隘なるべしと雖ども、其他の官吏に至りては、此點に注意すること肝要のことなるべし。

從來我國に起りたる外人關係の問題を見るに、其端を法律若くは政治上の衝突に發せしもの極めて少なく、其大部分は些細なる行違に發するものゝ如し。是れ固より外人の誤解に因れるもの多しと雖ども、又彼等に直接する下級官吏の側より起りたるもの尠からず。而して更に其原因を求むれば、外國の事情及び事例に通ぜずして、而も此事情を參酌し此事例を基礎とせる法令の運用宜しきを得ざるに歸すべきものに似たり。將來の新世態に於ける外人は、其義務として我習慣を尊敬すべきは勿論なれども、我に在りても平素彼等に直接する下級官吏の、

彼等の習俗を知るに非らざれば、其圓滑を期すること能はざるべし。

是故に吾輩は今回の判檢事派遣に更に一歩を進め、職務上外人に直接すること多き下級官吏例へば憲兵、警官、收税吏等より有爲の者を選拔して歐米に派遣し、執務の實況を見習はしむること必要なるべしと信ず。是れ啻に外人に關する種々の行違を豫防するの手段たるのみならず、又我國人に對しても積弊を一新するの媒介たるべしと雖ども、ソハ姑く措き外人待遇に於て之を從來の經驗に徵するに、兎角其宜しきを得ずして、一方に於ては彼等外人に於て何等の意思なきことにても、其言行偶々我習俗に牴觸することあれば、忽ち憤慨して恕すべきを恕せざるが如く、又時としては故らに侮辱の言行あるも、其侮辱たるを解せずして看過することあるが如し。是れ皆な彼等の習俗を知らず徒らに我を以て彼を推すの結果にして、斯くの如きことは到底訓令規則等の能く其功を奏する所に非らざるべし。

要するに改正條約實施の圓滑を計るの手段として法令の運用を誤らざること專一なれば、上級官吏よりも彼等に直接すべき下級官吏の改良を望まざるを得ず。限りある人員を海外に派遣するも無益ならんとの異論もあらんが、百聞は一見に若かず、下級官吏をして外人の習俗を視察せしめ、其歸朝を俟て、之を多數外人の居住する地方に分配し、以て同僚の模範たらしめば、諸事の圓滑を計るに於て其便益僅少に非らざるべし。敢て當局者の一考を煩はす。(明三二・四・七)

清國問題

第一　總論

二十七八年事件までは、我官民の最も注意したる問題は朝鮮問題であつたが、戰役以來此問題は一變して清國問題となつたのである。最初朝鮮問題に就て、瑣細なる出來事も、大に我官民の驚いて之が處置を攻究したると同樣に、近頃清國問題に關しては、瑣細の出來にまで騷々しき評判を生ずる傾である。目下東洋に於て清國朝鮮は總ての問題の根源であるが故に、斯の如き傾あるは決して無理とは云へぬことであるが、併しながら清國の大體に通じ居るに於ては、一問題の起る毎に謂れなき騷擾を醸すにも及ばぬ。又隨て我國の立脚地も如何なる所にあるかと迷ふにも及ばぬ。清國の既往現在は斯樣なる情況であつたが故に、將來も斯くあるべしと云ふ大體の推測が付いて居らねばこそ、外交上に於ても通商上に於ても、又時々起る種々の問題に於ても、大に疑惑を生ぜねばならぬことになる。故に清國のことは、差當り起りたる問題の外に大體を攻究し居ることが必要であるが、扨その清國の大體は如何なるものであるかと云へば、日本は昔し漢籍の傳來以來、佛法も亦清國より傳はつて、日本の文明の根源は清國にあつた。尤も清國の文明が朝鮮を經由したるものもあり、又更に朝鮮に於て變化して日本に傳はつたものもあるが、兎に角清國を根源として日本の文明を輸入したことである。それ故に日本の清國を知ることは久しき以前よりのことにして、十分其國情に明かであるべき筈であるが、事實は大に之と反對して居

つたのである。漢籍に依て傳へられたるものは僅に支那の古代の事蹟を知るに止まり、今日の情況を攻究することは少しもない。佛教に至りては尙更インドを根源として、淸國に於て之を翻譯したるものを傳へたのであるから淸國の何事をも知るの便宜がない。加ふるに淸國との交際は遣唐使を派遣したる時分に於て盛に往復もあつたが、其時分は淸國に日本より留學し、其留學生が歸朝して文明を輸入したのであるが、菅原道眞の建白に因て遣唐使を止められて以來、支那との交通は一先づ中止せられたのである。その後の交通は斷續常なくしてあつたが兎に角維新の時に至るまで淸國との貿易上の交際は全く消滅はしない。けれども當時オランダと長崎の出島に於て貿易をしたと同樣に、淸國との貿易は多くは珍らしき器物とか其他藥品の類を輸入したのみであつて、他に何等の事柄も輸入して居らぬ。故に維新の時に至るまでが、淸國の事情は古代の事蹟を除くの外明かでない。謂ば文學を輸入したるのみにして、其國情を知るの便宜はなかつたと言つて宜しい。維新後は如何であつたかと云くば、是れ亦淸國の事情に暗く、各國の事情に就ては、銳意泰西の文物を輸入したる結果として、割合に明かになつたのであるが、淸國の事情に至りては誠に暗い。淸國の事情に暗いが故に一事件の起る每に、狼狽して上下共に正當なる方策を攻究することが出來得なんだのである。朝鮮に就ても同樣であつたが、朝鮮は數年來の經驗に因て、朝野共に稍々其國情に通ずることを得たのであるが、淸國に就ては其國情を知ること迚も朝鮮の如き譯には往かぬ。一口に言へば徒に其大國なること、人口の多きこと、國の富めることに驚いて居つたに過ぎない。然るに二十七八年の戰役に至りて始めて一變し、淸國の事情には上下共に了解し得た如き外觀はあるが、此外觀に

拘らず、眞實清國の事情に通じて居ると云ふことに至ては、如何であらうか。今猶大に疑を起さなければならぬ。依て吾輩は元來清國は如何なる國柄であるかと云ふ事より攷究して見たいと思ふ。

第二　清國の既往

清國は漢籍に依て傳へられた事蹟に依ても、略ぼ推測し得られる如く、内政に就ては幾代其王朝が變つても、所謂先王の政と云ふことが基礎になつて、古は今よりも文明なる國であつた。古の王者の爲した事は今よりも宜いのであつたと云ふ。其古を尊ぶことが内政の本である。而して外政に至ては、如何かと云へば、清國と接壤して居る國と種々なる交際もあり、就中近世に至りてはロシヤとの交際もあつて、ラテン文字を以て北京若くは露國の國境に於て締結したる條約も多いことであるが、大體に於て外國をば總て夷狄と見、夷狄を扱ふには所謂懷柔策と稱して、自ら居るに中華を以てし、夷狄は斯樣に取扱へば宜しいと云て、一等下つた者を取扱ふ主義である。此事は清國建國以來の主義であつて、今日に至るまで少しも變じて居らぬ。これは他國と困難を醸さず、又自國に別段の騷動を起さなんだ時には、最良の主義であつたであらう。日本に於ても鎖國時代には同樣であつたが、斯樣なることは永續すべきものではない。現に清國に限らず、トルコの如きマホメット以來其國威の隆盛なる時代にあつては、外國を總て夷狄と見、是と對等條約を結ぶことすら恥たのである。其弊は遂に外國をしてカピチュラションを有せしめたり、色々今日の弊害を遺したのであるが、兎に角夷狄と對等の位置に立つことを恥ぢたのである。何時でも外國は野蠻にして、自國獨り文明であると云ふ觀念を持て居たのである。此觀念は清

國に於て最も深く、今日に至るまで此観念を變じて居らぬ。全體を云へば清國が長夜の夢を破つて、内政外政の刷新を圖るべき時機は幾らもあつたのである。外國との交際に於ても日本よりは古い。而して或は英佛連合軍の爲に破られたり、天津、芝罘、廣東等に於て種々不利益なる條約を結んだり、即ち外國との交渉は屢次起り、外國との條約も種々なるものを結んで居つて、此外國の刺戟よりして長夜の夢を破らなければならぬ時機は幾らもあつたのである。又内國の事情に於ても長髪賊の如き殆ど全國の過半を略有して、中央政府は之を如何ともすること能はず、英國士官の力を借りて辛うじて之を討滅したと云ふやうなことがある。此時に於ても清國が長夜の夢を破つて、大に其國政の刷新を圖ることに向はなければならぬのであるが、此外政刷新の時機に於ても、内政刷新の時機に於ても何時でも其機會を失して、清國は少しも其國の隆盛を圖ることに向はぬ。是れ即ち内政の基礎は先王の政に在り、外政の基礎は外國を夷狄と見るに在りて、遂に此結果に至らしめたのである。

第三　政府と人民の關係

内政外政に就て、大體の有様は以上述る如き情況である。而して更に清國に於ける人民と政府との關係は如何なるものであるかと云へば、或る人々は清國が有ゆる虐政を行つて、人民を壓制して居る如くに云ふが、實際の有様は決して左様なるものではない。成程清國の刑法には慘酷なることもあり、役人が賄賂を取つて不正を働くと云ふこともあり、人民を苦しめざるに非ずだが、併しながら壓制と稱すべきもの、若くは虐政と稱すべき程のものはない。と云ふのは政府は政府たり、人民は人民たりで、各々關係を持て居らぬ。今の清朝が何を國の憲法

……憲法と云つては種々の言葉があるから混雑を來たすかも知らぬが、何を根本法として居るかと云へば、所謂大清會典と稱するものである。是は其書籍の上で見るときは決して專政主義と見るべき主義は含んで居らぬのであつて、若しも正當に此根本法の通り行はれて居るならば、其刑は慘酷なるにせよ、決して政府は今日の情況に陷る筈ではないが、夫も其儘には行はれず、數年來色々の關係を以て今日に至つた結果として、政府は人民の事に就て、利益も圖らなければ損害も爲さぬ。人民も全く政府を當にして居らぬ。大體を云へば政府と稱するものと人民と稱するものとは全く別物である。其證據は各自に自治體の行はれて居ることに依ても略ぼ證明し得られる。但し此自治體は政府と人民と各自に自治體を行つて居るのみではない。政府部内にも各種の自治體があり、人民部内にも各種の自治體がある。各地の總督巡撫は殆と其配下の地方を請負たるが如きものにして、請負仕事をやつて居るから、中央政府に租税の幾分を納むれば夫で宜しい。此點に於ては十八省分立して自治を圖つて居る。其他總督巡撫の下に於て、知府にても、知州にても、知縣にても、各々自治體の如きものをやつて居る。人民の側に於ては如何であるかと云へば、各地に於ても又各業に就ても組合を立て自治を圖つて居る。清國を一遊したる者は誰も知る如く、各地に於て何々會館と稱し、何々公所と稱するものは、皆な此自治體の政廳である。此政廳に於て裁判をも爲し、仲裁をも爲し、有ゆる規約をも結び、總て自治體を爲して居る。其他各種の業務に就ても又組合を設けて居り、此組合自治制の盛なる處は、信用も十分行はれ、不正の事をも防ぎ、自治に依て實に流暢なるものである。即ち政府部内に於ては各機關皆な獨立自治の有樣があり、人民部内に於ても、各地各業

に自治體の如きものが行はれて居る。故に政府も人民も全く別物であつて、又其人民中にも政府中にも各部個々別々に自治を行つて居り之が爲めに其國の政令が統一して居らず、中央の政權は全國に行はれて居らぬ。斯樣なる譯であるからヨシ人民中に一二の豪傑があつた所で、又政府中に一二の豪傑があつた所で清國の衰運を挽回しやうと云ふことは中々容易のことではない。故に支那の衰運に傾いて今日の有樣を爲したることは、其來ること久しきものにして、一朝一夕に此境遇に陷つたのではない。もしも此大勢を挽回しやうと企つる人あらば、其困難は實に察せらるゝ次第である。先づ既往の有樣に就て云へば、大體斯の如きものである。

第四　清國の現在

清國現在の有樣に就ては、新聞紙雜誌等の傳ふる所に依りて何人も知り居る如く、北に在りては旅順港大連灣はロシアの手に歸したるのみならず、遼東金州の兩半島は殆んど全部ロシアの掌中に落ちたる如きものである。山東に於ては如何。威海衞は英國の占領する所となつて、其附近にも漸次勢力を伸さんとしつゝあり、又膠州灣はドイツの占領せる所となつて、是れ亦其附近に向て勢力を伸べつゝある。其他英國は如何なる事を爲し居るか、フランスは如何なる事を爲し居るか。長江筋は英國の勢力を以て充さんとし、フランスは雲南に鐵道を通じて是より入らんとし、其他近頃に至りては、イタリーも亦三門灣を借用せんことを申し込み、目下世人の喧傳し居る所である。吾輩の見る所にては三門灣にせよ何にせよ、伊國も請求するであらう。墺國も請求するであらう。事に依つたら其他の小國も亦請求するであらう。今更イタリーの請求を見て少しも驚くことはない。又之を清國に

於て拒まうが拒むまいが、大勢既に定まつて如何ともする事が出來ぬやうに見える。清國の大勢より之を見れば、目前の問題は殆んど問題にならぬ。兎に角現在の有様は、清國の沿岸地方は殆ど各國の勢力を以て充されんとする有様である。或る人が日清戰爭に因て清國の眞實の國力は曝露したのであるが故に、斯様なる情況に至つたのであると言つて、窃に日清戰爭の爲したことを甚だ喜ばざる如き人もあるが、是は實に無益の愚痴にして、清國は日清戰爭なしと雖ども、彼の如き國情にあつては到底各國の侵掠を免れることは出來ぬのである。香港は曾てイギリスの領有する所となり、澳門もポルトガルの所有となり、廣大無邊の滿洲地方を失ひ、安南を失ひ、其他の小藩屬も亦之を失ひ、漸次各國の壓迫を受くるに至れるは、今日に始まりたることに非ず。故に日清戰爭なしと雖ども、今日の運命に至るは自然の順序である。但し若し日清戰爭が無かつたならば、少しは此時期は後れたであらうか知らぬが、清國の此運命は數年間後れたりて、早めたりとて、早晩來るべきの運命にして、免れることは出來ないのであるから、今更遲速を論じたりとて、實際に於て何の利益もない。元來ヨーロパに於てアメリカを發見し、南北アメリカに向て殖民地を盛に拓いた後は、アフリカに向て大に注目し、殖民地を求めたのであつて、東洋に對してはインドは別物として、先づ貿易を擴張する趣意に過ぎなかつたのであるが、近來此形勢が一變し、貿易は勿論のこと、清國に對して其土地の要部を占領すると云ふことが流行し始めたのである。其有様は昔し南北アメリカを發見して殖民を圖り、又アフリカに向て殖民地を求めつゝあつたと丁度同様である。故に是から先何れの地方が如何なる國に依て占領されるか、殆ど測り知るべからざるものである。是は外交上の現況と

云つて宜しい。而して内政は如何であるかと云へば、少しも變化せし所はない。先頃今の清帝が多少改革を企てたりとて、忽ち幽閉に遭ふたのであるが、是は改革を企てたる方の失策もあるであらう、不條理なる事もあるであらうが、大體を云へば清國の古より、先王の政を以て内政の基礎を爲し、外國を夷狄と見るを以て外政の方針と爲したる結果である。一二の人物があつて改革を唱へたりとて、大に從來の制度を一變することは出來得べきものでない。改革を企てたる者が偶々以て自ら災を招くに過ぎない。故に清國は依然たる清國、各地を各國に占領されやうが、各國の勢力に因て壓迫されやうが、依然たる清國にして終る外はない。

近年巡撫總督中に斯くの如き情況にては到底此國を維持することが出來ぬと云つて、日本に留學生を送り、又日本に摸倣して其國の開化を圖らんと企てる者がある樣子である。此企は成功するや否やは第一問題であるが、ヨシ成功したりとて其改革は各地に於ける個々獨立の仕事であつて、清國全部の隆盛を圖ることは覺束ない。李鴻章が直隷總督北洋大臣として其威權赫々たる時に於ては、李鴻章の配下に屬したる四萬の兵は、外國士官に依て訓練せられ、清國の兵中にあつては精兵と稱せらるゝものであり、又其配下には北洋艦隊あり、此艦隊は當時の日本艦隊と較々比敵すべきものであつて、外國士官に依て養成せられ、殊に丁汝昌の如き人物もあり、其他の士官も亦多少外國の事情に通じ、相當の教育を受け、先づ海軍としては可なりの勢力を有したものであるが、此事業は全く北部に止まり、南洋は如何と云へば、左宗棠は南洋大臣として李鴻章と拮抗し、國内の人望は李鴻章の上にあるかの如き勢ひを以て、其兵を練り、艦隊も備へたに違ひないが、北洋には遙かに及ばぬ。單に及ばぬの

みならず、日清戰爭に際しては、左宗棠の後を襲で南洋にありし大臣及び總督巡撫等に至りても、日清戰爭に少しも關係しない。或る外人の評に、日本は清國と戰つたのではない、李鴻章と戰爭をしたのであると評したのも、全く其謂れなき事ではない有様であつて、南北相關せざるのである。是れ畢竟前に言つた通り政府部内に於て、各地個々獨立の有様であるからの弊である。人民に至りても亦然り。政府が如何なる方針を採て何をしやうが、少しも關係がない。斯様なる實例に據て考ふれば、今の總督巡撫中に多少有識の人があつて、日本に留學生を送らうが、之に依て其地方の改革を圖らうが、其改革の結果に多少見るべきものがあらうが、到底清國の隆盛を來すと云ふことは難かしい。所謂大廈の傾くは一木の支ふる所に非ずと云ふのが、即ち此情況であらうと思ふ。清國の現在に就て大體を云へば、先づ斯様なものであつて、ツマリ政府は依然たる舊政府、人民も亦依然たる舊人民にして何れの土地が外國に取られやうが、清國政府が之が爲めに困らうが困るまいが、人民は殆ど痛痒相關しない。故に苦しむと云へば政府が苦しんで居るので、人民が苦しむのではない。土地を取られたと云へば、政府が取られたのであつて人民が取られたのではないと評して宜しい。左すれば清國は遂に如何なる情況に立至るか、是れ清國未來の問題である。

第五　清國の未來

清國未來の運命に就て、遠き未來を豫言することは何人も能はざることであるが、近き未來に於て如何なる運命に立至るかと云ふことは、必ずしも豫言し得られないことではなからうと思ふ。依て先づ清國に於ける内治外

交の有様に就て之を見るに、內治の情況は既に述べ來つた如く既往現在の事情に於て、到底十分なる改革を斷行し大に其國威を發達すると云ふことは難かしい。從來屢々內亂起り其內亂は數年間に亘りて鎭定せず、又其賊徒の占領したる土地も廣大なる區域に亘つたこともあるが、併し此叛賊は清國の革命黨でない。故に叛賊の爲に其國の革新を促すと云ふことはなかつたのである。而して各省の巡撫總督若くは南北洋大臣と云ふが如き者は非常なる權力を有するものであつて、是等の人が或は各地に獨立を計りはしないかと云ふことも、先年迄は唱へられたる問題であるが、是は既に述べたる如く、政府及び人民の關係に於て、彼等をして其獨立を企てしむる原因を持つて居らない。政府は政府たり人民は人民たりで、人民は少しも政府のことに頓着しない。政府も亦虐政を行ひ其が爲めに人民に革命心を起さしむると云ふこともない。政府部內に於ても總督巡撫は職權上各地に獨立して居るが如き有様であるが、之を以て遂に中央政府と分離して其地方に獨立國を建設せんとする大望を抱く者もない。唯在職中多少の貯蓄をなして以て老後の計をなすに過ぎないと云つて宜しい。是等の人の慾望と云ふものは案外狹少なるものであつて、淸國は何れの方面より觀察するも各地分立して數多の獨立國を生ずると云ふやうな狀況はない。故に各國の爲めに壓迫されやうが、又總督巡撫中に多少改革を企てる人があらうが、是に依て以て大に其國の革新を促すべき事情は生じない。清國に大革命が起つて其國政が一變するであらうと云ふことは思ひも寄らぬ事實である。

外交の有様に就て之を見れば、始めて歐米各國と交際を開いて以來、常に不利益の境遇に進みつゝあるのであ

つて、歐米の制度を模倣して多少其國の物質的開化を注入したることはないとは云へぬが、去りながら斯の如きことは、天然自然免るべからざる情勢の爲めに生じたる影響にして、故らに注入したるものでないから、泰西の文明が支那全國を風靡して以て支那の舊文化を一新すると云ふ狀況はないのみならず、年を經る每に或は土地を奪はれ或は償金を取られ、日々に壓迫せられて大に伸ぶる所がない。人民一箇人に就て見れば、各國と交際を開いて以來、大に利益を得たるものがあるのみならず、各國人の清國に於て商工業を營むには、清國人の力を藉らぬければ、到底其業務を成功することが出來ないと云ふ事情になつて居るが、是は人民の部內に就ての私事であつて、外交の刺戟の爲に清國の發達を促すと云ふ事情はない。而して近來に至りては露國の大連灣・旅順口を借入れて以來、各國の土地借入れと云ふことが流行して、威海衞にしても膠州灣にしても、皆他國の占領する所となり、尙ほ今後も各國が占領を企て、清國が早晩之を拒むこと能はずして、其請求に應ずると云ふ有樣になつて居るから、外交上の刺戟に依て其國が發達すると云ふ事情は、清國に於ては見ないのである。

　內治外交の大體既に述べし如きものであるとすれば、清國は早晩如何なる運命に歸着するか、即ち清國の運命論を生ずる次第であるが、吾輩の見る所を以てすれば、內治外交の情況斯の如くなるに拘らず、清國なるものは俄かに消滅することはなからう。遠き未來のことを想像すれば、殆ど豫言すること出來得ないが、近き未來を推測すれば、清國は各國の壓迫に依て文明に進むことも革新を企つることも出來得ないであらうがさりとて清國の俄に消滅すべき傾向はない。と云ふものは各國の清國の土地を占領するは一部分に止まりて、其附近に勢力を伸

ばしつゝあるとは云へ、迚も全國に其勢力を及ぼすことは出來得ないからである。各國中何れの國に於ても大に清國に手を伸ばすことは、其國力に於て許さぬ。漸次其歩を進むるに過ぎない。故に清國なるものは各地の肝要なる場所を各國に占領せられ、即ち其要地を奪はれ咽喉を扼せられて、甚だ微弱なる國となるには相違ないが、俄に消滅することはなからう。是れ畢竟清國の自ら支持する力あるに非らずして、俄に清國を消滅せしめて之に代るべき各國の力がないのである。清國の要地を各國に於て占領することは出來得るが、清國全部を分割して之を占領すると云ふことは、各國の權衡論に於ても容易に出來得ないのみならず、各國の國力と云ふものは目下それまでには發達して居らぬ。現に各國は大に東洋に注意し、其兵艦を增し、其他種々の準備をなすとは云へ、先づ以て東洋に多少何事をか爲し得べきものは、英露之に次では佛獨と云ふが如き有樣であるが、是等の諸國とても十分に其力を伸ぶることは出來得ない。第一歐洲に於ける事情を勘考しなければ、清國に手を伸ばすことが出來ない。歐洲外交の關係と其國内の事情とに依つて、始めて清國に着手するものであつて、今日の狀況に於ては清國を分割して之を奪ひ取ると云ふが如きことは、彼等の內治外交に於て之を許さぬのである。此等の點より觀察すれば、清國は肝要なる土地を奪はれ、微弱なる國となつて存在すると云ふことは、先づ近き未來に於ける現象であると思ふ。各開港場にある各國居留地にしても、日本に於ける居留地とは大に趣を異にして、殆ど其土地を各國に讓與したる如き有樣である。取りも直さず其土地を各國に於て分割したるが如き情況であるが、去りとて、之を根據として清國內に大に勢力を注入すると云ふことは、貿易上の關係に於ては之あるが、政治上の關係

に於ては出來得ない。故に各國の内治外交の事情に於て之を許すときは無論に今日よりも其勢力を進め、又今日よりも多くの土地を占領するであらうが、此占領を根據として俄かに清國の分割を實行すると云ふことは、近き未來に於て出來得ざる事柄であるから、清國は俄かに消滅することはなからうと思ふ。

以上は清國未來の運命に就て、極めて大體の觀察であつて、更に細別して之を詳論すれば、數日の紙上を費やすも、殆んど之を說き盡すこと能はざる次第である。而して大體に於て吾輩の豫言は、清國の爲めには不幸極まる譯であるが、多分適中するであらう。

第六　保全論と分割論

清國未來の運命は既に述べたる如きものであるとすれば、遠き未來の外交論は姑らく措き、近き未來に於て我帝國の態度は如何なる所にあるを要するか、即ち我帝國の立脚地を今日に於て定むることは必要であらう。是に於て目下世間の議論に二種ある、保全論と分割論である。

清國保全と云へば、清國の滅亡を防止して之を保全すると云ふ意味であらうが、机上の議論としては甚だ宜しい。實地問題としては殆んど價値がない。第一清國を保全すると云ふは如何なる狀況に於て保全すると云ふことなるや、漠然として其定義が明瞭でない。現在の狀況を以て保全すると云へば、各國が各所の要地を占領したるまゝに、之を保全せねばならぬ筈である。而して若し各國に於て現在の占領より一歩を進むるか、又は新に占領を企つることあらば、之を防遏する手段を採らねばならぬ。所が北にありては大連灣旅順口を始めとして、遼東

半島全部は露國の占領に歸せんとする有樣であり、威海衞、膠州灣は英とドイツに於て占領し、山東全部は殆んど此二國の勢力を以て滿されんとする有樣である。其他南方に於ても度々紛議を生じて居ることとなれば、現在の狀況に於て淸國を保全せんとするも、到底出來得べきものでない。又若し其保全論にして現況より一步を進め、淸國既往の狀況、即ち各國の占領以前に於ける舊態に於て、之を保全せんとするに在らば、旅順口、大連灣は露國に於て其占領を拋棄しなければならぬ。威海衞、膠州灣は英とドイツとに於て之を拋棄しなければならぬ。と云ふのみならず、臺灣も日本に於て拋棄せねばならぬ。淸國をして朝鮮の獨立を承認せしめたることも之を取消しめねばならぬ。安南を始め其他の小藩屬に對しても、嘗て拋棄したる宗主權を恢復させねば其目的を達したるものでないが、かくの如きことは到底出來得べき事柄でない。故に淸國保全論は實は漠然たる空論に過ぎないのである。

淸國分割論は、淸國を各國の間に分割すべしと云ふ說ならんが、斯くの如き方針を定むることは、世界に對する關係に於て出來うべきものでもなければ、又爲すべきでもない。現に露にしても英にしても獨にしても佛にしても、又其他の諸國にしても、淸國を分割せんとするの深意あるかは知らぬが、一國として淸國分割を口外し居るものはない。と云ふものは其事柄の甚だ危險なるのみならず、若し淸國を分割せんと欲せば、先以て各國の間に秘密の交涉を開かざるべからざる次第であるが、其分配方に就ても却々困難なるべきことは、ポーランドの分割を見ても略々例證し得らるゝ譯で、迚も急速に其協定をうること能はざるのみならず、一に斯る方針を口外し

たる國は、若しも他國に異議あらば之と相爭うて最後の手段に訴ふる迄の決心がなくては出來ぬ話である。然るに斯くの如きことは、遠き未來は知らず、今日に於て之をなすの必要もなければ、又斯くして得たる境土を維持すべき國力も、目下各國に於て之あるべしとも思はれざれば、各國に於ける清國分割論は無責任なる風說の外に聞くことがない。然るを日本獨り清國分割を以て國論と定むる如きは、暴論の極であるまいか。

右の次第であるから、吾輩は保全論にも分割論にも同意することが出來ない。

第七　對清方針

清國の近き未來に於ける現象は、各國のために壓迫せられ、其要地を奪はれ、咽喉を扼せられて微弱なる國となるであらうが、夫れにても猶も滅亡を免かれて存在するならんとは、吾輩の推測論である。而して此傾向あるに乘じて、積極的に分割論を唱ふるは、暴論の極にして、又保全論を唱ふるも、各國の壓迫ある今日に於ては、空論に過ぎざること、上來既に詳論せし所にて明かなる次第である。然らば我對清政略は如何にして可ならんか。是れ當然來るべき問題であるが、吾輩は之に對して斯くして可なりと明言することを好まぬ。外交の實務は活物にして机上の理論に因て定むべきものに非らざるのみか、其人を待たざれば行はれもせぬ議論を喋々として徒らに各國の精覈を揣くは、愛國者の所爲とも信ぜざれば、吾輩は其實務を說くことを避け、單に一般の方針を述ぶるに滿足せねばならぬ譯である。

清國と我國とは唇齒輔車の關係とも云ふべき國柄である。清國の滅亡するを好まぬは勿論、清國のあまりに各

國の壓迫を受けて微弱なる國となることも、固より喜ぶべき事柄でない。併しながら、清國の大勢は如何ともすることと能はざるものであるから、成るべく丈け清國の禍害をして少からしめ、又成るべく丈け清國の開進を圖ると云ふことは、彼國に對する友誼の處置である。故に出來うるかぎりは清國を扶掖すること固より宜しからう。又各國と紛議を生じて困難に陥りたる場合に、出來うる限り居仲調停を試むることも妨げないであらうが、外交の要は自國の權利々益を基礎となすにあり、清國に對して常に友誼を表すると同時に、又常に我國の權利々益を忘るゝことは出來ぬ。保全論も分割論も我國の權利々益を全く度外に置きたる譯ではあるまいが、シカシ其論旨は積極的にして、我國の權利々益を保持し、若くは保持せんがために作爲する處置ではない。外交政略は積極時として消極となり、消極も亦時として積極となること無論の次第なれども、此二論の如く露骨極まるものにては到底何事も出來うべき見込があるまい。

清國に於ける我國の權利々益と云へば、其種類も多く範圍も廣きことながら、差向き清國の何れの土地が最も我國に關係深きかと云へば、北方に非らずして南方である。清國をして福建省の不割讓を宣言せしめたるも、畢竟之がためであらうと思はるゝが、臺灣の我版圖に歸して以來、臺灣と對岸地方との情況を見るに、政治的關係を除きては、曾て臺灣の清國に屬せし當時と毫も異る所なきのみならず、臺灣の商工業は益々以て對岸地方の掌中に歸するかの態がある。吾輩先頃臺灣の經營には對岸地方に注意すること肝要なりと論じたるも、之がためであるが、斯くの如き事情であるから、臺灣の經營を全うし、臺灣の安全を圖るには、對岸地方の他國の所有と

なるか、又は其所有に歸せざるも、臺灣に對して危害を與ふべき地方となることを許さぬのである。是れ固より清國保全論でも分割論でもなければ、又清國に對する友誼の交際を破る趣旨でもない。歸する所は自衞のためにして、換言すれば防禦的方針と云つて宜しい。此事柄は臺灣の我版圖に歸するや否や、忽ち各國外交家の腦裡に浮びたりと見え、露獨佛は海峽の自由航海を求め、又今は殆んど無用に屬せしも、スペインは境界問題を提出したのである。當時多少の誤解もありし樣に思はるれども兎に角其關係は誰の目にも見ゆる程のことであるから、日本は如何なる場合に於ても、清國南邊就中福建省を他國の蹂躪に任せおく譯には往かぬ。此事は世界に公言して決して非難を受くべきものでない。

　清國南邊に對しては右に述べし通りであるが、其の他の地方に於ける關係は、固より南方と比すべくも非らざれば、臨機應變我國の權利々益を害せざる範圍に於て、當局者の技倆に委ねて差支あるまいと思ふ。戰勝の餘威をかりて無謀の處置をなすが如き思想は、モハヤ我國人に存在し居るべしとも信ぜざれども、動もすれば我權利々益を忘れて義俠に走り、又動もすれば國力を計らずして途方もなき大望を企つる議論を聞く。畢竟外交思想の幼稚なるがためでもあらうが、何分にも危險極まる次第であるから、其頭腦を冷靜にして清國の大勢を見、又我國の權利々益と國力とに注意して、以て對清方針を定むること肝要である。

　以上は清國問題に對する吾輩の意見であるが、若しも何人かの參考とならば滿足の次第である。

（明三二・三・二〇―四・三）

元老諸公に一言す

維新の元勳と稱せらるゝ人は、大概死して今は殘り少きものとなれるが、國家の元老なりとも稱せらるゝ人は今猶ほ多し。死したる人は如何ともすること能はず。生ける人は願くは國家に對して其責あるを忘るゝ勿れ。

國家多事とは、議會の始末に屈托するの謂にあらず、政黨の操縱に困却するの謂にあらず、幕下子分の生活を周旋するの謂にも非らざれば、身邊周圍の小輩の紛議を鎭撫するの謂にも非らず。往事は百姓一揆にても國家多事と稱したることならんが、今はヨシ國内多少の騷亂あるも、其性質如何に因りては、國家多事と稱するの價値なきことあらん。外に對しては國威を殞さず、國利を失はず、内に在りては文化を進め實利を起し、因て以て國家を富嶽の安に置かんとすればこそ、此競爭世界に處して國家は實に多事なるべけれ、而して今我四邊の國は如何。朝鮮は云ふまでもなし。淸國の富と人口とを以てするも、各國の壓迫に苦しめられ、殆ど其前途をトするに難からず。其他の地方に至りては、アジア洲中果して何れの國か能く其國を維持するの力ある。又我商工業を顧るに時に消長ありたれども、幸にして三十年來年一年より發達したるに、今は其發達は漸く各國猜忌の焦點となりて、或は各地に其排斥を受けんとするの恐あるに非らずや。斯くの如き形勢は、一日の安を偸んで知らざる爲すれば、國家は太平なるに似たれども、少しく其裏面を觀察すれば、國家は實に多事にして、元老諸公一日も安心すること得ざる筈なり。

斯る事情は、少しく世界の趨勢を解する者の飽まで知る筈なるに、元老諸公は如何なる事情あるにや殆んど之を解せざる者の如く、政府憲政黨と提携し、善かれ惡かれ無事に議會を通過すれば、先以て天下太平に歸したるの觀を裝ふ。是れ蓋し元老諸公の心には非らざるべしと雖ども、其形跡よりして之を見れば斯く評するの外なし。是に於てか吾輩の元老諸公に一言せんと欲するは他にあらず。諸公もし此內外の形勢を解せらるゝならば、今少しく實業上の發達に注意せられよ。又少しく外交の刷新に注意せられよ。元老諸公の初め其身を起さるゝや、多く少壯の時代に在りしなり、而して有爲の士と手を携へて國家の進歩に從事せられたるは、今猶ほ世人の記憶する所なるに、近來何事ぞ。人を用ふるは情實に流れ、少壯有爲の人を擧げずして、却て老朽事に堪えざるの人を擧ぐ。外交の刷新を望まるゝ如くなるに拘らず、其方向に迷はるゝものゝ如し。政府部內既に斯くの如し。更らに實業界を見れば、殆んど自然の成行きに放任しつゝあるに非らずや。斯くして果して國力の發達を得べきや。又斯くして果して外交の刷新を得べきや。元老諸公少しく既往の事實に徵して、將來の措置を講ぜられよ。蓋し自ら發明せらるゝこともあらん。吾輩諸公の爲めに此情況を惜むや久し。故に敢て一言を呈して其反省を救む。（明三二・四・二六）

支那人の內地雜居

新條約實施もモハヤ僅々二個月を餘すのみ。之が爲めに必要なる法律規則は漸次に發布せられて、大概の準備

既に撃ひたるが如しと雖ども、尙ほ實施の際に至らば意外の問題を生ずることあらんも知るべからざることなるが、差向き支那人の內地雜居は之を如何にせんとするか。

支那人問題は先般新條約實施準備と題して、我紙上に連載したる論中にも詳論し置きたる所なれば、當時の紙上を閱讀せられたる人は猶ほ記憶せらるゝことならんが、吾輩の所見は大略下の如し。曰く馬關條約に於ても、其後締結したる日清通商條約に於ても、我國は淸國內に於て治外法權を有し、又最惠國條欵を有するに拘らず、淸國は我國內に於て治外法權を有せず、又最惠條欵を有せず。故に我國內に於ける支那人を支配することは全く我政府の意思のまゝにて、淸國政府は何等の權利をも主張することを得べきものに非らざるなり。然れども既に各國と對等條約を結び、各國人民に內地雜居を許し、又商工業の自由を許したる以上は、淸國人民は之に均霑すべき權利なきにもせよ、公法上の原則を守りて各國に於て各國人を遇すると大差なきものなるを要す。但し斯の如き待遇を與ふるに至るまでの間は、明治二十七年宣戰後間もなく發布せられたる勅令第百三十七號支那人取締の類は、漸次其適用を寛にし、以て新條約の實施を待ち、其實施後に至らば各外國人と均しく內地雜居の自由を與ふべしと。是れ吾輩の當時主張したる論旨にして、當局者の意見も蓋し斯くあるべしと信じたるに、圖らざりき、當局者の意見は吾輩の所見に反して、支那人の內地雜居を許さゞるに在りと傳ふ。果して然りとせば、其謬見も亦甚しきものに非らざるか。

凡そ條約なるものは、締盟兩國の政府及び人民の有らゆる權利々益を悉く規定したるものに非ず。條約は其權

利々益の緊要なる一分を規定したるに過ぎざるものにして、條約の規定以外に於て外國人に與ふる權利々益は固より多し。而して此等の權利々益は何れの國に於ても、內國法に依りて規定せらるゝものにして、我民法第二條に於て外國人に關する原則を掲げたるも、畢竟之が爲めならん。故に條約上の規定したる事柄は、締盟兩國を羈束し、締盟兩國は義務として、又は權利として、其條項を實施せざるを得ざるは勿論なれども、其條約以外には外國人に對して何等の措置をも要せずと云ふべきものに非らざるなり。而して內國法に於て規定する外國人關係の權利々益は、各外國人を通じて平等に許與するものならざるべからず。甲に厚く乙に薄きは、公法上に於ても、國法上に於ても、其當を得たるものに非らず。況んや全國を開放して各國人を歡迎せんとする我國に於てをや。何れの點より之を見るも、獨り支那人を除外例に置くの必要なかるべし。

新條約は大概十二箇年を以て有効期限となせり。十二箇年を經過して新條約全く消滅に歸せば、各外國人は如何なる情況に至らんとするか。更らに條約を締結して彼等の權利々益を擔保すれば格別、否らざれば彼等は今日に於ける支那人と同樣の境遇となり、即ち彼等は一も條約に依りて擔保せられたる權利々益なきに至らん。斯かる場合に至り、僅かに各外國人の內地雜居を禁じ、又商工業の自由を拘束せんとするか、是れ固より能ふべきことに非らざるは云ふまでもなし。條約の擔保こそ消滅したるなれ、我內國法に依りて彼等に許與する權利々益は平等に彼等に許與するの外なかるべし。此等の事情を了解せば、新條約實施後に於ける支那人に對し、獨り其內地雜居を拒むの理由なかるべし。

元來支那人を排斥するは、米國若くは英領殖民地等に於ける僻論にして、正當なる根據あるの說に非らず。支那人は勞働賃銀低廉なり。風俗を害する者なり、安寧を害するものなりなど、種々の議論あれども、其實は必らずしも然るに非らず。是等の地方は多く勞働者を要する地方なるが故に、苟くも政事家たらん者は勞働者の勢力を顧みざるを得ず。又時として勞働者の意向を迎ふるに非らざれば選擧に勝算なき場合もありて、支那人排斥論を唱ふるものなり。然るに此僻論は我國にも輸入し、支那人排斥論を唱ふる者あるは、謬解も亦甚だしと謂ふべし。

支那人の勞働賃銀は低廉なるに相違なしと雖ども、之を我勞働者に比しても猶ほ低廉なりと云ふことを得るか。吾輩は我勞働者よりも低廉なりとは信ぜず。或る種類の賃銀は却て高價なるべしと信ずれども、暫く同樣なるものと假定して立論せんに、日本に於ける勞働者は決して其多きに苦しむものに非らず。全國人民の四分の三は農民にして、近來興りたる新事業に向て供給すべき勞働者は、時としては缺乏の恐こそあれ、決して其多きに苦まず。若し支那人を使役して適當なる事業あらんには、之を使役するも我勞働者の職業を奪ふに非らず。現に九州地方に於て或る炭坑に少數ながら朝鮮人を使役する處あり。朝鮮人を使役して可なりとせば、支那人を使役して不可なる理由なし。米國若くは英領殖民地に於ける支那人は勞働者に取りては大敵なりと稱すれども、事業家に取りては、無二の良友なるに奈何せん、勞働者の反抗論と政論の都合とは、彼等をして其の意思のまゝに、支那人を使役すること能はざらしむ。然るに我事業家は、勞働者の反抗も政論の都合もなきに、何を苦しんで彼等の支那人排斥論を模擬するの必要あらんや。故に勞働賃銀に關して支那人排斥論を唱ふるは、外國の僻論に雷同し

たる愚論たること明なり。

支那人は風俗を害する者なり、安寧を害する者なり、故に内地雜居を許すべからずとの議論も、米國若くは英領殖民地等に於ける僻論の輸入したるものにして、取るに足らざる愚論なることは、先頃掲載したる、新條約實施準備中にも詳論したる所の如し。而して其風俗を害し、安寧を害すとの議論にして、假りて事實ならしむるも、之が爲めに内地雜居を禁ずべしとの結論を生ぜず。何となれば支那人にして果して風俗を害し安寧を害するものならんには、益々以て彼等をして或る地區内に籠居せしむることの不可なるを發見すべければなり。凡そ外國人をして或地區を限りて住居せしめ、内國人と離隔することは、各種の弊害の因て生ずる所なり。故に新條約實施せられて、現在の居留地を市に編入するに於ては、何れの國人を問はず、成るべく居留地に籠居するの弊を改め、内地各處に住居せしむるを要することとなれば、支那人に對しては現在の支那町を永く存在せしむることを望むべからず。彼等をして支那町に籠居せしむればこそ、彼等は依然として彼等の風俗習慣を墨守し、甚だしきに至りては、彼等の衣食を本國より仰がんとするまでの傾をも生ずることとなれども、彼等をして内地各處に散在せしむるに於ては、到底彼等は其風俗習慣を永く維持することを得べきものに非らず。此等の事情に因りて推考すれば、支那人にして果して我風俗を害し、安寧を害するの恐ありと假定せば、尚更ら以て彼等をして内地各處に雜居せしむるを得策なりとす。人を殺すの毒藥も之を河海に投ずれば其毒を失ふべし。支那人如何に害毒ありと假定するも、之を廣く内地に雜居せしむれば、其害毒を逞うすることを得べきものに非らず。況んや其害毒も實は之な

きものなるに於いてをや。

一方に支那扶掖論を主張する大膽なる論者ある今日に、他方には支那人の內地雜居を忌むが如き局量狹隘なる論者あるは、殆んど解すべからざる現象なれども、其支那扶掖論を唱ふる者も、支那人排斥論を唱ふる者も、固より支那の事情に通ずるに非らざれば、又支那人の特性を解する者にも非らず。故に此等の論者に對しては、俱に內地雜居の是非を論ずる必要なしと雖ども、支那人の內地雜居を禁ずる理由なきことは、上來論ずる所に因りて何人も之を了解するに難からざるべし。且つ若し強て支那人の內地雜居を禁ぜば、却て其弊に堪へざることあらんも亦知るべからず。試みに現今支那に於ける歐米商賈の情況を見よ。コンプラドルと稱する支那番頭に依るに非らざれば、殆んど其業務を營むに由なきが如し。而して此コンプラドルなる支那人は、多くは相當の資產ありて、一箇獨立の商人としても、有力なる者に似たれども、彼等は外國人の名義の下に其利益を圖ることの得策なるが爲めに、斯る業務に從事し居る者の如くなれば、支那と我國とは其事情固より同じからずと雖ども、若し強て支那人の內地雜居を禁ぜば、彼等は外國人の名義の下に內地を徘徊せんも知るべからず。是れ亦以て我國の利害の爲めに一考すべき事柄にあらざるか。

現今唱ふる所の外資輸入は、歐米の資本を輸入することとなるが、此等の論者は歐米の資本に非らざれば我國に輸入するの必要なしとなすか、若し然りと答ふる論者あらば、實に其曚昧なるに驚かざるを得ざるなり。目下外資輸入の必要と否とは固より別事なれども、苟くも外資を輸入する必要ありとせば、何れの國の資本にても、低

利たる資本ならんには、之を輸入して妨げなかるべし。資本に國境なしなどの理論は暫く措き、資本に國籍あるべき筈もなければ、外資輸入を望む者は、其英貨たり佛貨たり又は米獨貨たるが故に、之を輸入することを望むに非ざるべし。要するに低利なる資本ならんには、何れの國の資本にても之を輸入して妨げあるべき筈のものに非ざれば、支那人の資本にして、若しも我國に輸入し、我事業の發達を助くることを得るに於ては、宜しく之が輸入を講究すべし。

支那に於ける金利は、各開港場は別として、概して低利なるものゝ如く、而して支那の資本に裕なるは、到底我國の比に非らず。故に若し其資本を我國に輸入するの方便あらんには、之を利用すること我事業の爲めに最も得策なるべしと信ず。然るに世人毫も此等の研究をなさずして、却て遠く外資を歐米にのみ仰がんとするの傾あるは、吾輩の殆んど解する能はざる所なり。滔々たる凡俗は固より倶に談ずるに足らざれども、世上の識者は此の點に關し周密なる注意あらんことこそ望ましけれ。而して果して茲に注意あらんには、支那人を排斥して內地に雜居せしめずと主張するが如きは、最も謂れなき僻論なることを悟るに難からざるべし。

支那に於ても朝鮮に於ても又南洋諸島に於ても、日淸商人の競爭には、多く我に勝算なきものゝ如く、而して更らに我各開港場開市場を見るに、又往々支那人の爲めに窘迫せらるゝ恐あるは何人も知る所の事實なるが、世人は何故に進んで特に彼に據るの策を講ぜざるか。常に彼を敵として競爭すれば失敗をも招くことあらんが、進んで彼等と共同し、以て彼我の利益を圖らんには、未だ必らずしも失敗に終るの恐あるにあらず。殊に彼等は近來

我に依るの利を解するものゝ如く、喜んで我を容るゝの度胸なかるべからず。斯る時機に際しながら、支那人排斥論を唱へて、恰も米國若くは英領殖民地に於けるが如く、之を忌み、以て內地雜居を拒まんとするは、憫笑に堪へたる愚論なりとす。

朝に在る當局者も、野に在る政論家も、今少しく其度量を大にすると同時に、利害の存する所を察して、以て支那人をして、新條約實施と共に內地に雜居せしむること、恰も各外國人に於ける如くならしむるは、至當の處置なるべしと信ずるなり。

我國の文明は支那より輸入したるもの多く、隨て往古は遣唐使なるものも有ゆる危難を冒して派遣せられたり。留學生も亦支那の厚意の下に屢々各地に送られたり。斯る關係ありしが爲めに、古來我國人の支那を景慕したることは、殆んど今人の意想の外に在りしが、西洋文明の新たに輸入したる以來、一足飛で支那を凌駕したるの感を抱く者多く、遂に斯く支那人を蔑視するの傾を生じたるに、廿七八年事件は端なくも此傾向に一層の勢力を添へ、今日に至りては殆んど支那人を排斥して、內地雜居を禁ぜんとするの論者を生じたるは、自ら居るに歐米人を以てしたる氣慨賞すべしと論ずる人もあらんが、之が爲めに往々實利實益を失はんとするは歎ずるに餘りあるべし。支那は同文の國なり、兄弟の國なりなど稱し、何事に就ても一切萬事支那と進退を倶にせんとするが如きは取るに足らざる愚論なれども、去りとて內地に在りては支那人を排斥し、彼等を人間の最劣等なるものゝ如く賤惡しつゝ、彼國に對しては厚誼を厚うせん、同情を表せん、などゝ有ゆる世辭を述ぶるは、世界に通用す

べき事柄なるや否や。此邊の事情も亦世人の一考を煩はすべき價値あるべし。
是故に新條約實施後に於ても、依然支那人の内地雜居を禁ずべしとの風說は、單に風說に止まれば則ち可なり。若しそれをして事實ならしむれば、事理を誤ること甚だしきものにして、何れの點より觀察するも、正當なる根據を發見すること能はざるべし。

支那人の内地雜居を許せばとて、別に煩雜なる手續を要するにも非らず。明治二十七年八月發布の勅令第百三十七號を、新條約實施と同時に廢止すれば足れり。此勅令は新條約實施準備中にも論ぜし如く、宣戰後間もなく發布したるものにして、人道を重んじて敵國の臣民を保護する主旨に出でたるものなれば、今日に至りてはモハヤ其適用の必要なき條項も亦尠からず。而して其條文中には登錄の事、入國許可の事あるのみならず、第一條には「淸國臣民は本令の規定する所に從ひ、帝國及從來住居を許されたる場所に於て、身體財產の保護を受け、向後も引續き居住し、且つ其地に於て平和適法の職業に從事する事を得」云々とありて、即ち現在の居留地雜居地に限りて住居を許したるものなれば、此規程にして存在する間は、支那人は内地に雜居することを得べきものに非らざるは勿論なるが、此規程を永く存在せしむるの必要なきことは、上來論ずる所に因りて明かなるべし。當局者たるものは、宜しく之を廢止するの方針を取るべく、而して一般の輿論としても亦、支那人を排斥するが如き僻論を唱ふること勿れ。是れ吾輩の切に朝野に希望する所なり。（明三二・四・二七、五・一）

新條約實施論を讀む

「日本」新聞に新條約實施論と題し、モリソンなる人の署名にて連日掲載の一文あり。モリソンなる人は如何なる人なや知らずと雖ども、新條約實施も目睫の間に迫りたれば、此問題を講究する人あるは、余の最も喜ぶべき所なり。然れども其論中に屢々引用の榮を得たる拙著「新條約實施準備」に一二の誤讀ありしを惜まざるを得ず。

其一は、臺灣に於ける外國人所有の土地に關する議論にして「臺灣には外國人の所有する土地なく、內地同樣皆な永代借地」なりと云ふを主張し、余の論旨に反對せられ、其證として明治三十年四月二十日民政局通達雜居地區域內外の外國人地所建物取扱方並に同年同月二十九日府令第十五號外國人に對し土地建物の賣買讓與交換貸渡質入書入に關する規則を揭げられたるが、是れ皆な我版圖に歸したる以後發布したる規程にして、清國版圖に屬せし時代に外國人の所有せし土地を公認したることゝは、何等の關係を有するものに非らず。拙著「新條約實施準備」中に論じたるは、我版圖に歸したる以後の事にあらずして、清國時代於ける所有地に關するものなり。此事に就ては更らに詳論するまでもなし。「新條約實施準備」第八十頁中モリソン氏の引用せられたる一節の次に「有臺灣に於ける外國人土地所有の特例は、清國の版圖に屬せし時代に於て行はれたる相當の手續によりて所有せし分に限りて其餘に及ぶものに非らざれば」云々とあり。尙ほ其前後に之を敷衍しあれば、之を再讀せられなば、余の論旨は臺灣に於て外國人の所有する僅々の土地に關せしものなること明かにして、民政局總督府等の發布し

明治神宮上棟の
祝ひによそへて　政

御園よ
木やりの声も
五月晴

たる規程と、全く別事なることを了解せらるゝに足らん。

其二は、無條約國人に關する件にて、拙著「新條約實施準備」中に「新條約實施後に至らば、條約上の擔保なき無條約國人民と雖ども、亦一般外國人と同樣に其權利々益を許與すべきものなり」とあるを不當なりとして、斯くては條約を締結するの利益は何處にあると論ぜられたり。然るに右モリソン氏の引用せられたるは、余の論の最後の一句に過ぎず。其前には(第五十五頁)斯くの如き文字あるなり。云く「無條約國人も亦一の外國人のみ。條約上規定したるものゝ外、一般外國人に許與する權利々益は、無條約國人にも之を許與すべし」と。此等の部分を再讀せられなば、蓋し自ら了解せらるゝ所あらん。

要するに、何人の議論にても、論中の一句一節のみを、摘錄して之を論ぜば、全體の主旨を誤解すること多かるべし。余は余の說にして非なるものあれば、之を改むるに吝なるものに非らず。然れども、其誤讀に係るものは之を不問に措くことの、甚だ無責任なるを覺ゆるに因り、敢て再讀を請ふものなり。

序に一言す。臺灣協會なるものは、臺灣に深き關係を有する會員も多きことなるが、其會報第七號に、モリソン氏の說を抄錄し、間接に余の所論を非難せられたり。余の說にして誤謬あらば、之を教示を喜ぶべしと雖ども、其誤讀に依るものは余之に服する能はず。

敢て會報記者の說明を煩はさん。(明三二・五・八)

萬國商業大會參列者

萬國商業大會なるものは、米國フイラデルフイアの商業會議所發起となり、本年十月同地に於て開會すべしと云ふ。本邦に於ても東京、大阪、京都、横濱、神戸等の各商業會議所は、代表者を派出して同會へ參列すべき旨發起會議所より照會を受け、爾來或は役員會に、或は總會に、其評議を爲しつゝある樣子なるが、今日迄の所、兎に角參列の意向丈は皆之あるが如し。而かも其人選に至りては横濱の大谷嘉兵衛氏が略ぼ定まりたる外、各地とも其人なきに苦しみ居る有樣なり。殊に我大阪の如き、單り其人を得ざるのみならず、其費金の出途等に就ても彼是困難を感じ居るやにて、果は過般の總會に於て之が爲め特に調査委員をすら擧ぐるに至れり。

其人選に就て必要條件として傳ふる所を聞くに、曰く苟にも萬國商業大會の參列者なれば、外國語に精通せざるべからず、曰く列國の代表者と肩を比べて恥かしからざる程の風釆を備へざるべからずと。此の如きを以て條件とせば、現今我商業家中に其人選の困難なる又無理もなき次第なり。去れども此等は果して眞の必要條件なるか、成程外國語にも精通し、風釆も立派なる者もあれば之に越したることなかるべし。而かも之なければ迚、遂に本邦商業家は萬國商業大會に參列するの資格なしと云ふ理由何處にかある。今日の時機は是しきのことにて參列を躊躇すべき時に非らざるべし。

其費金の出途なしと云ふに至りては殆んど馬鹿々々しき沙汰と謂ふべし。如何に萬國商業大會なればとて、其

費金は精々三千圓か五千圓もあれば事足るべし。苟くも未來東洋商工業の中心地として人も許し、己れも自負せる大阪の商業會議所が、是しきの費金に困しむとは偖もと謂ふの外なし。固より會議所の經費は豫算もあることならん、斯る臨時の費金なしと云へば云はるべし。去れども萬國商業大會の參列を以て是非必要なりと認めなば其出費は追徵の方法によるも、事後承諾の方法によるも、誰か不可なりと云はん。其れとも止を得ずんば、京都なり、神戸なり、相聯合して參列者の經費を分擔するも亦可ならずや。

ソレ佛國が絹布に課税せんとせり、ソレ米國が關税を增加せんとせり、運動せざるべからずとは、我實業家が外國政府の打擊を遭ふ毎に熱心主唱する所に非らずや。事ある毎に抜らず運動を試みるは固より惡しきに非ず。去れども我實業家の海外に對して努めざるべからざる所、豈獨り事ある時のみならんや。外國人が本邦商工業の眞相を知らずして、兎角我に不利を感ぜしむるは今に始りたることに非ず。日清戰役後は、此憂ひ幾分か薄らぎたるに相違なけれど、而かも尙全然脫却したるに非ず。此時に際し我實業家たるもの、進んで海外に航し、一方には我商工業の眞相を彼に知らしむると同時に、他方には我自から彼の實情を觀察せざるべからざること、刻下最も必要を感ずる所なり。萬國商業大會の如き實に此目的を達する唯一の好機會たること、恐らくは諸子既に之を知らん。否之を知たればこそ、兎も角參列の意向丈にても生じたるならめ。只之を知りながら、尙些細の點に拘泥して奮進の勇氣なきこと如何にも女々しき限りと謂ふべし。

萬國商業大會の參列者に必要なる資格は、語學にも非ず、風采にも非ず、只列國の代表者と一堂に會して親し

く之と交際し、以て彼をして我商工業の眞相を知らしむると同時に、我亦彼の實情を觀察し得る丈の眼識智能あれば則ち可なり。日本の商工業中心地を以て居る大阪、將來更に一躍して東洋商工業の中心地たらんとの大希望を有する大阪、ヨモヤ是丈の資格を備る者なしとは云へざるべし。

海外當業者をして本邦商工業の眞相を知らしめ、兼て我自から彼の實情を觀察するは、獨り萬國大會參列者の之を力めざるべからざるのみならず、新條約の實施愈々切迫し、外資輸入の機運日に熟せんとする今日、一般實業家の奮つて從事せざるべからざる緊急要件なり。固より政府には始終外交官領事官の海外に駐在するあり。又時々官吏其他を派して諸國の事情を視察せしむるあり。然れども官吏のする所は畢竟官吏的の仕事のみ。統計上の數字的視察は或は之によりて十分なるべく、我商工業の眞相を普ねく海外當業者に納得せしむるが如きに至りては、其効極めて疑はしきものあり。當業者たるもの徒に此等に依賴して自から滿足すべきに非らず。

又今日の實況を觀るに、我商工業の眞相は、獨り本邦人の海外當業者をして之を知らしめざるべからずとするのみならず、海外當業者亦自ら進んで之を知得せんと欲するが如く、其有志の時々本邦に渡來する者少からず。我實業家諸氏、亦此等の來訪者ある每に、或は歡迎の宴を開き、或は招待の會を催し、厚遇款待至らざるなし。之亦我商工業の眞相を知らしむる上に稗益なきに非ざるべし。去れども今日の場合は、只優々外人の來るを待ちて、之を歡迎招待する位にて滿足すべき場合に非ず。況して我自ら我眞相を知らしめんとすると、彼より進んで之を知らんとするとは、其事同じと雖ども、其目的趣意多少異なる處あるに於てをや。要するに今日の場合は、海外當

業者をして我商工業の眞相を知らしめ、以て我商工業の發達を裨補せんが爲めに、是非我實業家諸氏の海外漫遊を試みざるべからざる時なり。而かも之が必要は機會の有無に拘らざること勿論なるも、今回の商業大會の如き、將た明年の佛國博覽會の如き、好機會あるに於ては一層其必要を感ずるなり。

而して吾輩が此等實業家の洋行を望む所他なし。只少しく其膽を大にして、廣く各國の商工業者と交はるに在り。尤も之が爲には其費用の如き、或は普通洋行者の費すより多額を要することもあらん。去れども實業家洋行の目的が、彼の政府官吏の如く、單に數字的視察を爲して事足るに非ざるを思へば、交際は是非必要にして從つて費用の嵩むは勢ひ止むを得ざるべし。聞く所によれば、明年の佛國博覽會に際し、其筋にては本邦渡航者の爲めに合同下宿の便法を設け、只管費用の節減を計らんとすと。無用の冗費固より省かざるべからず。去れども博覽會を利用して、前記の目的を達せんとする當業者の如きは、決して宿泊料位に頓着して、合同下宿などの淋しき沙汰に及ぶべからず。如何に本邦實業家が歐米實業家の如く資力豊かならざるにせよ、如何にパリが歐米驕奢の中心なるにせよ、下宿屋の樓上に燻りて、乞食洋行をせざるべからざる程、本邦當業者とて憐れなる者のみに非ざるべし。固より歐米の富豪が交際場裡に立廻る如く、萬事萬端眞似せざるべからずと云ふにあらねど、兎に角身分相應の行ひして、交際を忽せにすべからざること、獨り前記の目的を達するに必要なるのみならず、國民として國家の體面を保つにも是非忘るべからざる所ならん。（明三二・五・二一、二二）

將來に於ける男女の關係

從來我國に於ける男女の關係は、所謂男尊女卑の弊風を免がれざりしが、否今日尙然りと雖ども、時勢の變遷は何時までも男女の關係を此の如き境界に抛棄し置くことを許さず。先づ法律上に於て女子の位置を高むるに至りたり。是れ最近に於ける男女關係の一變にして、女子の爲めには賀すべきが如くなれども、人類幸福の上に、將た社會改良の上に幾何の効果あるやは尙疑問として存するが如し。即ち民法實施の結果として、結婚離婚の面倒となるや、一般に結婚を謹み從來の如く輕々に處置し去るの風を矯むることあるべきと同時に、實際夫婦となりて公然其手續を了すること能はざる者も之あらん。又實際離婚せるに依然夫婦の形式を有せざるを得ざる者も之あらん。其他此類の結果は想ふに、將來少くとも暫時の間、增加するも減少することなかるべし。是れ蓋し法の弊に非ずして人文進まざるの結果なるべしと雖ども、兎に角研究を要する一問題なるべし。

次は女子敎育の進步より來る男女關係の變化是なり。我國に於ける女子敎育の振はざるや實に甚しく、女子の力未だ世上に爲すあるに足るものなしと雖も、近來に至て女學漸く開け、其職業の範圍も漸く擴まり來れり。加之世上尙女子の爲に大聲疾呼して、男尊女卑の弊を矯めよ、女子に職業を與へよ、女子の敎育を盛んにせよと云ふものあり。女子の知識は是より益々發達すべく、我輩亦之を望むと雖ども、一利ある所一害を伴ふは物の數に於て多く然り。女子の知識の進步上若し不幸にして惡傾向を有せば、結婚問題の上に多少の影響を及ぼし、

不自然なる孤棲獨處の男女を生ずるに至るべし。此の如き例は歐米諸國に於て多く見る所、是亦一考を費すの價値なしと謂ふべからず。

次に最も恐るべき男女關係の變化は漫然として結婚の狀態上に現はれ來らんとす。何ぞや。曰く所謂金婚なるもの是なり。金錢を目當てに緣組するものを生ずる是なり。結婚當事者相互の直接關係を第二に置くものを生ずる是なり。物質的進步の影響と云はんか、生存競爭激烈に成り行くの餘波と云はんか、將た利を好む人情の弱點と云はんか、既に今日に於て金錢上の關係より結婚するもの往々之あるを見る。而して其弊の甚しきは、貧乏書生に娘を與ふる能はずとて、娘の兩親が威張り居るの側にあらずして、寧ろ娘に持參金を持たせて良き人物に嫁がしめんとする者、若くは財產を以て良き婿を生捕らんとするの側より來るもの丶如し。今茲に明言するまでもなく財產を賭して娘の爲めに學者若くは有爲の人物を生捕りたる富豪の多々之あるにあらずや。若し此弊風にして廣く傳播する時は、世上一般、兩親は娘の爲に營々孜々として持參金を作り與へざるべからず。娘も亦持參金を得るが爲には少しの不都合は捨て丶も利に奔らざるべからず。然らずんば娘は持參金なきが爲に終に結婚する能はず、悲慘なる孀生涯を送らざるべからざること丶なるの新風習を生ずべし。若し兩親及び娘自身の働にして結婚資金を得れば幸なりと雖ども、多くは意の如くならず、不幸にも世路の艱難を嗟嘆して止むは、歐米諸國に滔々として見る所なり。或は兩親等が娘の爲に結婚資金を得んとして働くの結果、間接に商工業の發達を助くるの利あるべしと說く者もあらんかなれども、此の如き利益は到底國家の失ふ所、社會の蒙むる所の弊害の大な

るに比較すべくもあらず。金婚の弊盛んなるに及べば、男子が其妻女の財嚢を目的にするの卑劣心を養成し、併せて常に財貨の奴隷となるも顧みざるの風を生ずるのみならず、不自然なる盛り過ぎての未婚者の增加する結果は終に出產の減少、人口の減少となり、佛國の如く國家存立上重大なる不幸を見るに至るべし。是れ豈大に警戒すべき事柄にあらずや。

之を要するに將來に於ける男女關係は、必ず大變化を來すを免れず。但し法律の結果若くは人文不發達の結果より生ずる弊害は、之を避くること最も易し。何となれば法律は何時にても之を改良し得べく、人文亦漸く進め得べければなり。然れども教育の結果より生ずる惡傾向は之を防ぐに最も困難なり。女子教育の衛に當るもの、及び女子自ら豫め注意するを可とす。而して其最後の社會的風潮に至つては、其去來する所明かならず、又之を制止するの關門なし。故に其勢力の向ふ所、風を捕へ影を捉ふるが如しと雖ども、實際に及ぼす所は洪水の堤防を決して百物を浸すに類せり。故に之に對しては社會の一員として何人も自ら之を戒め、古來傳承の我國の美風、男子としては獨立自治、富貴も淫する能はず威武も屈する能はず、況して妻女の持參金に目を眩まし、金錢の爲めに結婚するが如き卑劣心なく、妻女の如きは智德に於て耻しからぬ以上は、却て貧賤に苦勞を甞め來りし者こそ善けれてふ美風を維持し、男子としての堂々たる獨立心、快然たる義俠心を永久に保續し、物質文明の惡果をも併せ取るが如きこと之なきを切望して已まざるなり。(明三二・五・二五)

森林整理

森林整理は去四月發布の國有土地森林下戻法及び七月一日より實施せらるべき林野法に依りて整理の方法一定し、又大林區署長會議を東京に開き、農相の演説は十分整理を實行するの意志を示せり。然るに全國々有林は七百餘萬町歩あり。今後果して如何なる手加減を以て整理せんとするか。吾輩嘗て森林下戻法に關して詳論せしに因り今や林野法に基く整理に就て少しく論ずる所あらん。

抑々森林整理の問題は、下戻法に依りて處分せらるゝよりも、林野法に依り處分せらるゝもの多ければ、同法施行の手加減如何は、其利害の及ぶ所前者よりも一層大なるべき筈なるに、世人は殆ど林野法を措て問はず、却て下戻法に關して議論多し。是れ恐くは從來下戻に關する種々の弊害を知り、林野法より來らんとする結果を知らざるが爲めならん。林野法は某政黨内の一部が第十一議會に提出したるも、衆議院だも通過せず、第十二議會に再び提出して漸く衆議院を通過したるも貴族院に於て否決せられしを、第十三議會に至り運動の結果政府案として提出せしめ、閉會間際に兩院を通過し、隨分難産したる法律なれば、當時提出案に反對せし人々は、其將に來るべき結果に就ては多少豫知する所あるべし。

林野法に因り處分せらるべき國有林野の拂下豫算は合計二千三百萬圓にして、此巨額の資金は森林資金特別會計法に依り國有林の處分費、實測費、施業案編成費、造林費、民地買上費等に使用し得るものなり。特別會計は手續

上簡易にして敏活に整理し得る場合もあらんが、同時に當局者の隨意の處置をなすべき餘地も亦甚だ多かるべし。森林は他の土地又は田畑と其性質を異にし、國土保安の上に於ても深く考慮すべきものなれば、森林制度の發達したる歐洲諸國に於ては、民有主義に反して強固なる國有主義を就る國あり。我邦に於ては、從來國有主義を以て林業を保續し來り、林野法に依るも政府が益々國有主義を以て林業を經營せんとするの方針なることは、經營上必要の場合には民地を買收せんと云ふにても知るべし。

然るに政府は同法の規定に基き、巨額の豫算に相當する國有林の拂下を七月一日より實行せんとし、昨今全國十六大林區署所在地の林野整理支局をして、第一の準備として不要存林と存置林の區分をなさしめつゝある由なるが、不要存林に編入したるものは今より十年を期し拂下らるべきものなり。今其編入せらるゝ面積幾何ありやと云ふに、其存廢の區分は曩に施行せし實況調査の結果を標準とせるを以て、同調査の結果と大差なきものと見れば、全國七百餘萬町歩の國有林中七十萬町歩を不要存林と指定するならん。其面積決して些少なりと云ふ可らず。試に大阪大林區署管內の一例を擧ぐれば、同署管內は大阪、京都の二府、奈良、滋賀、三重、和歌山、愛知の五縣下にして、所管の國有林總面積は七萬一千餘町歩、此箇所六千百四十八ケ所なるも、實況調査に依り存置林に屬するものは僅かに五百八十ケ所、其面積五萬餘町歩に過ぎず、他の五千有餘ケ所に對する二萬餘町歩は不要存林にて、整理の曉には國有林減却の割合他の地方に比すれば最も多く、隨て平素地方人民が、直接間接に國有林より享受せし國益の削減せらるゝことも亦他の地方より多き割合なりと云ふ。

然り而して實況調査の結果に依れば、不要存林を悉く拂下ぐるも尙ほ全國を通じて六百三十萬町歩を殘存する筈なるが、其實は然らざるべし。何となれば森林の面積は、單に見積臺帳反別に據るものにして、從來實測の經驗に徵せば大抵二三割を減じ、甚しきものに至りては、臺帳面の一割にも及ばざるものありと云ふ。左れば國有林の面積七百餘萬町歩と稱すれども、其實は僅かに四百萬町位ならんとの說もあるなり。加ふるに其存置林は永く國有として保存せらるゝやと云ふに、是れ亦然らず。下戾法に適合したるものは存廢區分の如何に拘らず、下付せざるべからず。又從來下戾處分は單に行政官の認定に因りしも、下戾法には下戾すべき森林の種類を規定し、且つ下戾すべき證據の範圍を擴張したるを以て、目下出願中なる五千有餘の申請書には、下戾規定に適合したるもの從來より多かるべし。此等の事實に因りて推測すれば、國有林の面積は種々の方面より削減せられ、將來國家事業の上に如何なる影響を及ぼさんも亦知るべからざるなり。

從來農商務省の施設したる森林經營の成績如何を見るに、事業の大部分は技術に屬するが故に、幸ひに世の非難を免れたるもの多しと雖ども、其經營を誤れるもの尠少ならざるが如し。現に實測事業の如き、第一議會の當時十ヶ年を期し全國の主要なる國有林を測量する筈にて、八十萬圓の繼續費を支出して其事業を進行せしものなるが、既往九ヶ年間の事蹟を見れば、各大林區ともに好績なく、豫定の面積を明年の期限迄に測量し了る見込ありと稱する林區にても誤測多きが如し。其他從來の官行事業は到る處に失敗の噂あり。一昨年高知大林區は運材の計畫を誤り、數萬の苗木を投じて得たる造林を、出水の爲め奈半利大河より大洋に流出せしめたり。當時同署

は高知全市の棕梠繩を悉皆買收し、大繩を作りて河口に於て流材を喰ひ止めんとせしも切斷せられて其目的を達せず、遂に帝國商船會社の汽船を借入れ、洋中に於て流材を搜索し、辛うじて拾ひ得たるが如きは、林業者間の一笑話柄となり、失敗の最も甚だしきものなれども、其他にも此類の事多しと聞く。是れ皆な森林經營に其人を得ざるの結果なれば、今回の整理には先以て林務官の淘汰を行ふに非らざれば、其成功を期すべからざる筈なるに、當局者は毫も此等の事情を顧慮せざるもの丶如く、先頃新に採用したる四十餘名の高等官中には、一昨年林務官淘汰の際懲戒的に罷免せられたる者すらあり。林野法に依れる普通公賣は勿論、社寺上地或は特別緣故ある者に對する隨意契約等に關し、世人は殊に注目する價値あるべし。加ふるに下級官吏中には種々の犯罪者多く、每年各大林區署を通じ十六七名の犯罪者を出し、其他犯罪の嫌疑を以て罷免せらる丶者亦數十名あり。其甚しき一例は某大林區署にて一昨年一時に五小林區署の犯罪を告發したることすらあり。故に森林整理を成功せんと欲せば廣く下級官吏の淘汰も亦必要なるべし。

目下森林收入は百餘萬圓あり。整理を完成せば、十年目には四百六十萬圓、百年目には六千七百萬圓を收入し得べしとは、第十三議會に於ける政府の說明する所なるが、森林經營の完備したる歐洲諸國の例を以てせば、或は政府の說明するが如き增收を得るの見込なしとも限らざれども、歐洲大陸の森林と、我邦の森林とは林地の形狀を異にし、施業の方法も亦隨て異るは何人も知る所の如くなれば、一概に彼我の收入を比較すべきにあらざるのみならず、我國有林は民林に比して一般に不便不利の位置にあるを以て、縱令整理に依り林道を開鑿して運材

の途を開き、交換の手續に依り星散の小森林を合併して、施業及び管理の便利を計るも、到底民林の利益あるに及ばざるべし。又假りに整理を完成せば必らず收入を增加すべしとするも、森林施業案なるものは、畢竟劃一の收入を期し、伐木及び造林を秩序的に進行せしむべき豫定計畫に過ぎざれば、編成後に至り意外にも收入額を減少することなきを保すべからず。此等の事情より推考すれば、政府の說明も未だ必らずしも精密なるものと云ふべからず。要するに今の森林整理は我國有財產の收入に至大の關係あると同時に、國土保安にも至大の關係あり。政府は宜しく以上の實勢に鑑み、舊弊を一洗して、以て愼重に着手せざるべからず。若し不幸にして整理の方針を誤り、林政の蹉跌を釀す如きことあらば、再度の整理は少くも復百年を待たざるを得ざるべし。

（明三二・五・二八、九）

外交の前途

近來外交を談ずる者各處に增加し、大に取るべきに似たるの名論もあれば、半文の價値もなきに似たるの愚論もあり。斯くて此騷々しき議論中に多少は外交論の進步を見ることもあらんと思はるれば、其名論に似たると愚論に似たるとの故を以て、一概に贊成も排斥も出來ぬ次第なるが、元來我帝國の外交は、之を如何にせば可なりとなすか、是れ重大なる問題にして、何人も明瞭に此問題を解釋し能はざるが如しと雖ども、其實之が解釋に苦しむ程の難問題にも非らざるべし。何となれば其運用の妙こそ當局者の技倆如何に屬し、局外より悉く其運用

を指示すること能はざれども、大體の方針に至りては、各國殆んど共通のものあり、我帝國の外交方針なりとて、奇妙不思議なるもの存在すべき筈なければなり。

何をか各國殆んど共通の方針と云ふ。曰く自國の權利々益を保持し機會あらば之を擴張するこれ是なり。而して之が爲めには積極的處置を必要とすることもあれば、消極的處置を必要とすることもあり。又一方に積極的處置をなしつゝ、他方に消極的處置をなすこともあり。故に外交は伸縮測りがたく、變化常なし。要は能く國家全體の權利々益を保持し及び之を擴張するに在るなり。是れ各國殆んど共通の方針にして、我帝國の宜しく取るべき方針も亦豈に此以外に在るべけんや。

右の如く論ぜば、其論旨の甚だ平凡にして、何人も知らざるものなしと一笑に附する者もあらんが、之を一笑に附する者は少しく考慮せよ。世間の議論中には此平凡なる論旨をも解せざるもの多し、曰く支那扶掖論、曰く支那分割論、曰く支那保全論。曰く何、曰く何、殆んど僕を更るも數ふる能はず、座上の空論としては、扶掖も可なり、分割も可なり、保全も亦可なり。然れども此等の議論は其何の目的を有するものなるやを解するに由なし。加ふるに是等の議論を實行せんには、兵力も財力も必要なるに、軍備緊縮の議論もあれば、租稅輕減の議論もあるなり。兵も動さず財も費さず、口舌の間に有らゆる議論を實行することを得ば、之に越したる妙策もなけれども、世界は斯る妙策を許さゞるを奈何せん。故に外交論としては、今少しく緻密なる議論にあらざれば、其實行に益なかるべしと思はるゝが、夫れにしても今の當局者は果して何事をなしつゝあるか。吾輩は世人と共に

之を知ることを望むに切ならざるを得ず。外交には閑暇なる時もあらん、繁忙なる時もあらん、其繁忙なる時は即ち有事の日にして、繁捷活達國民を滿足せしむるの處置を要するは勿論、其閑暇なる時は即ち無事の日にして、外交官の改良なり諸制度の整理なり、凡そ有事の日に備ふる計畫は多々之あるべし。當局者にして天下太平と信じ居ることならんには、强て他より天下多事なりと信ぜしむること能はざれども、有事の日には有事に處するの道あり、無事の日には無事に處するの道あるなり。局に當る者は一切無爲、世間の議論多くは空論なるに於ては外交の前途甚だ憂ふべし。（明三二・六・一）

演說振りに就て

各地に演說する人の演說振りを見るに、努めて其地方に關係する事柄を述べんと欲する者の如し。是れ或は其地方の人氣に投ぜんとの意志に出ることもあらん。或は以て其地方に警告する積なることもあらん。其他猶ほ種種の內情は之あるべしと雖ども、斯くして演說したる事柄は、却て其地方の人氣を損ひ冷笑を來たすこと多し。演說者の爲めにも氣の毒千萬なれば、之を聽聞する者に取りても迷惑至極なり。何とか改良の道なきか。

例へば大阪に來りて演說する人は先づ商工業を說く。大阪は商工業の地なれば、商工業に關する演說を聽て全く無益とはなさゞれども然れども此等の事柄は彼より聽かずとも我既に知るもの多し。釋迦に說法とまでは懸隔せざれども、主客の別は少しく顚倒したるが如く覺ゆるなり。政治家の實業を說くも、實業家の政治を說くも、以

技術家の法律を論ずるも、法律家の技術を論ずるも、固より人々の自由にして、他より干涉すべきに非らざれども如何なる人にても萬能の人なければ、其所長專門に自ら限りあり。縱令其演說にして巧妙なるも、其所長專門以外に係るものは演說に光なし。況んや其演說の一夜造りなるものに於てをや。殆んど聽くべきの價値なきのみならず、人間交際の禮儀として其價値なき演說を謹聽せざるを得ざるに至りては、聽者の困却實に察せらる。

是故に演說者の爲めに計れば、成るべく其地方の事情に拘泥せざること第一に必要なるべし。之に次で必要なるは其所長專門にあらざる事柄は、成るべく之を避けて演說せざると同時に、一夜造りの演說は斷じて之を廢するに在り。否らざれば折角の演說も彼我に取りて何等の利益なきのみならず、時としては却て彼我の間に不快の感を起すことなきを保せざるべし。演說に數種あり。一時の儀式に止まるものは深く問ふに及ばざれども、苟くも自己の意見を公衆の前に發表せんとする者は、ヨシ其說の所長專門に屬せざるも、少くとも多少の講究を費したるものたらざるべからず。然るに近來の演說者は毫も此等の事情に頓着なく、幸に人の謹聽して敬意を表するを見て、自家の名說に感服したるが如く思惟し、有らゆる問題に對して傍若無人に一夜造りの演說をなす者多し。滔々たる凡庸は夫れにて滿足することもあらんが、到底識者の笑を免かるゝこと能はざるべし。殊に世に經歷ある人は、若し其演說にして自家の實踐談をなすものならんには、其功名を吹聽するに陷らざる限りは、世人の參考となるべき事柄も多かるべきに、其有益なる事實を捨て顧みず、見もせざる外國の事情を說き、讀もせざる洋書の例證を擧げ、因て以て大層らしき演說をなすは、獨り演說其物の價値なきのみならず、其演說者の有する

多少の價値をも併せて失ふの恐あるべし。公衆に向つて演說する人は、其演說振りに少しく注意することこそ望ましけれ。(明三二・六・二)

耳目の一新を要す

假すに相等の歲月を以てするに非らざれば、其成功を見ること難しとは、古來世人の唱ふる所にして、又一般に異議なき所なれ共、果して假すに年月だに以てせば、其成功を見ること保證し得べきやと問はゞ、恐くは何人も然りと答ふるに躊躇することとなるべし。何となれば其成功と否とは畢竟人に屬する問題にして、歲月のみの結果に非らざればなり。故に無能の人をして其局に當らしむること幾年なるも、到底其の成功を期すべからず。之に反し有爲の人をして其局に當らしむれば、僅少なる期間にも比較的多くの成功を見ることを得べし。

右の理論幸に大過なきものとせば、政府の筋に向つて反省を求めざるを得ざること多かるべし。何れの內閣にても、其最初に非難あれば、即ち云く、假すに歲月を以てせよと。斯くて荏苒歲月を送り遂に倒るゝを例とせざるはなし。故に多くの內閣は無爲に始まりて無爲に終る。無爲にして天下治まらば、以て聖人と稱するに足らんが、今の世界は斯くして一日の安を偸むことを許さゞるなり。

吾輩は議會の關係政黨の操縱など、歷代の內閣が因て以て困難するを見て、之を困難ならずと否認するものに非らずと雖ども、政黨と結托し議會と和合して、以て一時の無事を保てりとて、之を其內閣の成功と認ることを

得ず。何となれば斯る内事は今日の世界に於て左まで重きを置くに足らざればなり。試に見よ、何れの國も外に對する關係にこそ、其頭腦を苦しめつゝあるなれ。内に對する關係に於ては、其内閣自身の利害に取りては大事にもあらんが、外に對する關係と比較すべきにもあらず。然るに此重大なる對外關係を等閑に附し、徒らに内國の小紛爭に喜憂し、議會若しくは政黨に少しく不穩の擧動あれば、恰も國家の運命に關するかの如く驚き、其小康を得れば恰も天下太平なるが如くに喜び、識者よりして之を見れば、殆んど兒戲に類する狀況なるが、抑々内を治めんとするは外に對して其手足を伸さんが爲めなることを知らざるか。小紛爭の治まりたるを以て、天下太平と信ずるならば、之を信ずるも妨げなけれども、同時に外に對して何等かの處置をなすか、又は他日大に爲すあるの基礎を定むるか、兎に角對外政策に今少しく見るべきものなかるべからず。現内閣も組織以來半歲を過ぐ。假すに歲月を以てするの口實もモハヤ久しきに亘ること能はざるべし。國民の倦厭を釀さゞるの時機に於て、早く何等の處置をなして、以て世上の耳目を一新することは、現内閣の爲めにも得策なるべく、又國家の爲めにも多少の利益なしと爲さゞるべし。若し然らず、今日の儘にして徒らに歲月を經過せば、恐らくは其成功を見るの望に反して、意外の失敗に陷らん。（明三二・六・四）

日本銀行

日本銀行は本年二月行内に意外の紛擾を生じ、國家經營の唯一の機關たる同行の前途甚だ憂ふべき有樣なりし

が、其後數名の退職者ありて一と先づ局を結びたるもの丶如し。然るに近來傳ふる所に據れば、同行の内外には猶ほ未だ全く靜穩に歸せざる事情ありて、來る八月に開くべき通常總會には意外の珍事を生ずることなしとも限らざる情況なりと云ふ。果して然る内情あるや否やは、吾輩局外者よりも、局に當る人々の熟知する所なるべし。

吾輩は固より同行に對して恩怨共になければ、故らに辯護するの意志もなく、又故らに非難する意思もなし。故に同行に何事ありとて實は對岸の火災に均しけれども、同行の内部に故障あれば、隨て外に對するの處置に其當を得ること難かるべく、而して其波及する所は國家全般の經濟に在れば、此點に於ては之を尋常會社の内訌と同視することを得ず。爲めに數言を費さゞるを得ざる次第なるが、抑々今の總裁は如何なる人にして如何なる方針を有するや知らずと雖ども、先頃紛擾の際に坊間の風說せし所に據れば、同行監事の會議に於て總裁其器にあらずと認むる旨を決議し、之を藏相に具申し、藏相も亦其說を容れ、處決を促がすことに決せしも、其間に周旋する者ありて一時沙汰止みとなり、以て今日に至れるものなりと云ふ。果して然らば是れ同行の紛擾は、一時其局を結びたるもの丶如くにして、而して其實は未だ全く局を結びたるものにも非らざるに似たり。此を思ひ彼を思へば、特に來るべき總會に於て紛擾を生ぜんとするが如き内情ありと云ふも、必らずしも無根なりとも信ぜられざるが如し。

日本銀行は我國家經濟に於ける唯一の機關にして、此機關の動搖は直接間接に一般の經濟に關係せざることなし。況んや近年我經濟界は非況の極點に達し、今年に入りて稍々恢復の境に向はんとするに似たれども、前途尙

ほ未だ測るべからざるものあるに於てをや。此際最も經營機關の健全を要するは云ふまでもなし。萬一にも我商工業の發達十分ならず、貿易の情況悲運に傾き、輸出入の平均を失して、正貨準備の缺損を醸す如きことあらんには、是れ國家經濟に於て由々しき大事なり。斯る場合に在りては、政府は固より有ゆる方策を運らして、以て其救濟を計らざるべからざるは當然の事なれども、日本銀行たるものは殊に緩急宜しきを得るの處置に任ぜざるべからず。又假令右の如き極度に至らずとも、時々刻々に起る經濟界の浮沈には、日本銀行たるもの常に相當の處置をなさゞるべからざるに、若し風說に云ふが如き內情ありとせば、到底我經濟界は同行を恃んで以て枕を高うすることを得ざるべし。監督の責任ある政府の當局者は勿論、直接同行の局に當る人は、此際に於て豫め相當の處分をなし、又其自ら處決すべきものは處決し、以て同行の健全を將來に保つの覺悟なかるべからず。是れ實に政府及び同行の國家に對する責任なりとす。私情に區々として以て同行の將來を誤る如きは、政府の爲めにも同行の爲めにも、吾輩決して取る所に非ざるなり。(明三二・六・七)

新外債

ロンドンに於ける外債募集の電報に接してより、其利率の高きに過ぐるを論ずる者あり。又決して高からざるを辯ずる者あり。今日に至るも猶ほ其議論を終らざるものゝ如し。而して政府の筋に於ける情況如何を見るに、

内心には其利率の低からざるを認めながら、表面に其利率の高からざるを辯護し居るものに非らざるか。吾輩の僻目かは知らざれども、此外債はロンドン發私報に因りて疾に世間に知れ渡り、而して其知れ渡りたるが爲めに、毫も市上に影響を與へざりしに、其後數日にして政府は官報號外を以て其手續を發布したり。號外を以て發布せずとも、其翌日の官報にても、又翌々日の官報にても、實は世上に何等の影響もなく、又一般に速に之を知るの必要もなきに、故らに號外を以て發布するが如き、是れ少しく疑なきを得ざる次第なるが、更らに其疑をして深からしむるものは、其手續の發布と同時に、各國外債の比較を公にして、以て其利率の高からざるを示さんとせしこと是れなり。無心に之を見れば、何等の事情もなきに似たれども、細かに其擧動を視察すれば、疑の種ならざるはなし。然れども政府の内情を強て之を詮議するの要なし。今回募集の外債は果して其利率の高きものなるや否やと云ふに、九十ポンド四分利にして更らに手數料四分を拂ふものとせば、額面百ポンドは即ち八十六ポンドの賣收となり、而して其利率は四分六厘餘に當る。是れ決して低廉なりと云ふべきものに非らざるは、政府自ら公にしたる各國外債の比較表に照すも明瞭なるべし。故に吾輩は、此外債を以て、十分の成功とは認むること能はざるなり。

然れども玆に一言して以て世上に注意せんと欲するものは我財政及び經濟の眞相未だ世界に知られず、又各國の間に外交上の關係もありて、我國人自ら信ずる程に外債談の容易に纏まらざる事情あること是れなり。此事情は吾輩の屢々外債論者に向て警告せし所なるが、今回の募集に於て吾輩の言の妄ならざりしことは了解せらるゝな

らん。而して既に容易に纏らざる事情ありとせば、其利率の思ふ如く低廉ならざりしも、亦怪しむに足らざるべし。故に吾輩は今回募集の外債は十分の成功に非らずとて、深く政府を責むるの意思なし。目下の事情に於て此位の程度は蓋し已むを得ざるならんと恕するの外なしと雖ども、夫れにしても政府の辯護は之を聞くに忍びざるなり。政府たるもの宜しく明々白々に其事情を公示すべし。之を公示して以て國民と共に信用の進歩を講ずるは、國家將來の爲めに得策ならざるか。先年松方内閣はサミユールに內國債を賣つて大に其功名を誇らんとせしことありしが、今回は之が辯護に努むるのみにて未だ誇らざる丈けは、多少世上の同情を得べきものなきに非らざれども、辯護し終れば誇言する場合なきにも限らざるべし。吾輩敢て之を他日に徵せん。（明三二・六・一一）

再び

ロンドン市場に於ける帝國新外債一千萬ポンドの一般募集は、此程愈々締切を告げたるに、其結果案外面白からず。總額の內僅々一割二分の應募者ありしに適ぎず、殘餘は悉皆引受人に於て引受くることゝなりしと云ふ。四朱利附九十ポンドの發行價額は、餘り十分とも認め難きこと、曾ても論ぜし如くなるに、實際募集の結果斯の如きもの、抑も何の理由によるか。我財政及び經濟の眞相が存外外人に知られざるものありて、外債募集等に困難の少からざるは、毎々吾輩の唱道する所なるも、去り迚我國の信用は、今回の外債募集に斯くも不結果を來す程、薄弱なりとも思はれず。蓋し今回の不結果は多分彼地金融上の都合等にて此に至りしものならん。聞く所によればロンドンの金融は、例年此頃に至り漸次緩漫を加ふる習なるに、本年は未だ其兆なく、公債の如き一般に漸

落の傾きありと云ふ。事情斯の如くならば、今日の場合は、同市場に於て公債の募集に十分好結果を奏せんこと、稍や困難なるが如く、乃ち今回本邦公債の不結果も、或は是等の事情ありしによるならんか。

更に飜りて這回募集せる公債の不結果が、今後本邦經濟上に如何なる影響を及ぼすかを見るに、固よりシンヂケートの之を引受けたることとなれば、其一般募集の不結果は直接に彼等シンヂケートが感ずるのみにて、我政府の實收すべき金額には毫も影響なきこと無論なるのみならず、其不結果の原因も信用の薄弱に在らざる以上は、今後亦之が爲めに不利の影響を被るべき憂ひも左迄多からざるが如し。然りと雖も今回の不結果が信用の薄弱に原因せずてふ一事は、果して能く歐米人一般に之を知得すべきか。由來深く事の眞相を探らずして、動もすれば皮相の觀察に誤らるゝは、歐米人も本邦人も異る所なし。去れば今回本邦公債の不結果の如きも、既に我財政幷に經濟の眞相を熟知し兼て能くロンドン金融市場の大勢を觀破せる輩は、容易に其原因の在る所を知りて、之が爲めに本邦の信用を云々することとなかるべきも、只さへ平素本邦の事情を誤解すること尠からざる人々は、之に據りて直に皮相の判斷を下し、愈々本邦の信用薄弱なりと考ふる者必無と云ふべからず。吾輩は妄に不吉の言を爲して喜ぶ者に非ざれども、尙ほ存外我眞相の世上に知れ渡らざる今日、斯る憂ひの決して少からざることを警告せざるべからざるなり。而して之が結果は今後再び政府が外債を募集し、或は民間に外資の輸入を計るに當り、幾分か不利の影響を來さんこと爭ふべからず。之を思へば今回の如きも、最初政府がシンヂケートと契約を締結するとき、其利率、年限等と共に、今少し發行時期等にも注意したらんにはと思はるゝ節なきにしも非ず。去れと

も最早や其發行を了へたる今日、今更ら斯ることを繰返すも詮なければ、此際は一昨日の紙上に論じたる如く、政府たるもの、明々白々に今回の成行を公示し、以て國民と共に彌々益々信用の進歩を講ずること、國家將來の爲めに最も肝要なるべし。（明三二・六・一三）

詔勅を拜讀す

維新以來の宿業たりし條約改正は、既に已に完結して、其實施は目前に迫れり。朝野の準備を怠らざりしは連日の紙上に報道し來りたる所の如し。吾輩亦不敏なりと雖ども、新條約の實施は國家の將來に至大の關係を有するものなることを信じ、一昨年來數回實施準備に關する問題を講究して以て朝野の注意を促したるは、讀者の熟知せらるゝ所なるべし。然り而して今回畏くも新條約實施に關する詔勅を拜讀し、吾輩は益々以て其準備の等閑に附すべからざることを我同胞に訴へざるを得ざるなり。

詔勅の全文は昨日號外を以て讀者に報道し、又之を本日の紙上に再錄したれば、今再び玆に全文を擧ぐるの要なし。而して謹んで之を拜讀するに「玆に實施の期に及びて帝國の責任重きを加ふると共に、列國との和親愈々其基礎を固くしたるは朕が衷心の欣榮とする所なり」とあるが如き、又「朕は忠實公に奉ずるに厚き臣民の、深く朕が意を體して、開國の國是に恪遵し、億兆心を一にして能く遠人に交り國民の品位を保ち、帝國の光輝を發揚するに努めんことを幾庶ふ」とあるが如き、帝國臣民なる者殊に　聖旨の在る所に感泣せざるを得んや。

顧に三十年來專心一意國家の進運を計りて以て怠らざりしは、抑々何故なりしや。云ふまでもなく、各國と對等の位地に立ちて、國家の當然有すべき權利を有せんとの趣旨に外ならざりしなり。而して今や新條約は各國の間に協定を得て、其實施は將に二旬を出でざらんとす。帝國臣民たる者は其成功を祝すると同時に、亦其義務の自ら存するものなることを解せざるべからず。詔勅に所謂「億兆心を一にして能く遠人に交る」とは、即ち是れ我臣民の義務ならざるか。

近來排外思想は漸次其迹を絕んとするに似たり、然れども猶ほ未だ各地に之なしと云ふを得ず。憂國と云ひ愛國と云ふは、國家生存に必要なるは勿論にして、何人も異議あるべきものに非らずと雖ども、一歩を誤れば排外思想の弊を釀す。是れ各國の例に於て殆んど一轍なるが如し。故に排外思想なるものは、初めより惡意あるものと論定するは甚だ苛酷なる評論たるを免れざるべしと雖ども、排外思想なるものは何れの場合に於ても、國家の進運と併行すべからざるものなり。又憂國愛國とは本來其趣旨を一にするものに非らざるなり。而して開國の日淺き國に在りては、往々排外思想を以て憂國愛國かの如く思惟し、因て以て屢々國家の不利を釀すは、遠く海外の例に徵せざるも、維新以來屢々生じたる中外交涉の事實に徵して明かなるべし。我同胞たる者此等の點に注意して、以て愼んで　聖旨に違ふこと勿れ。是れ吾輩の　詔勅を拜讀して深く我同胞に忠告する所なり。

（明三二・七・二）

先づ義務の觀念あれ

朝野の待ちに待ちたる新條約實施は、日一日と切迫し來れり。政府の之に對する準備に忙しきは今更ら云ふ迄もなく、過日は恐れ多くも之に關する　詔勅を發布せられ、吾輩謹んで之を拜讀し、去二日の紙上に於て多少の注意を掲げ置きたり。而して其準備なるものゝ中には、必ずしも新條約の實施を待つまでもなく、疾くより實行せられたらんには、從來不完全なりし内外人の交際に幾分か補益する所ありしならんと思はるゝものなきに非らずと雖ども、ソハ兎も角も新條約實施を機として、内外人の關係を改良せんとするに至りたるは甚だ喜ぶべき事なりとす。顧ふに此新世態に處するの用意は、種々の方面に於て必要あるは論を俟たざる所にして、外人に對する權利思想の發達を、我社會に促すが如きも其一にして、積極的立論としては更に不可なしと雖ども、消極的方面に於て義務の觀念は既に我社會に發達したるや否や。是れ我輩の疑なき能はざる所なり。

權利の半面は義務なり。權利を得るの始は、義務を負ふの始なり。他の權利を尊重せざる者は、我權利の尊重を他に求むべからず。由來外人の權利を主張して假借せざるの風あるは事實なりと雖ども、其割合に彼等は義務をも遂行するものなり。故に從來内外人の間に生じたる訴訟事件の如き、事の曲直は姑く措き、其細條に立入りて精査するときは、我に於て爲すべきを爲さず、即ち手落の常に我に多かりしは爭ふべからざる事實にして、之が爲め失敗に歸し若くは十分に權利を伸暢し能はざりし例尠からず。此情勢は我れ原告となりて領事法廷に爭ふ

場合に於てのみ現はるゝに非らずして、彼より我を被告として我法廷に爭ふ場合に於ても、亦均しく發見せし所なりとす。是れ畢竟義務の觀念に乏しきが爲めならざるか。故に先づ義務の觀念を發達せしめずして、權利思想の發達のみ勉むるが如きは、徒らに紛爭の種子を作爲するものにして、其目的たりし權利の伸暢も、或は之が爲めに期し難きの恐あるべし。

旣往の情勢旣に斯くの如きものありとせば、今後内外人の關係一層密接し、加ふるに一般の法令權利義務を規定すること益々緻密なるに於ては、我國民は外人に對して信用を博するの點に於ても、我利益を保護するの點に於ても、又他をして我權利を尊重せしむるの點に於ても、我先づ我義務を盡すの觀念を養成するより急務なるはなかるべし。吾輩故に曰く、先づ義務の觀念あれと。而して更に吾輩の附言せんと欲するものあり。他なし。權利義務の觀念をして、個人間に内外の區別なからしむること是なり。即ち盡すべきの義務主張すべきの權利あらんには、内國人に對しても外國人に對しても、其間に區別なきを要す。永く居留地制度の舊態を夢みて、事々物々内外人の間に一種の關門を設けて相對峙するが如きは、新條約の實施に許すべからざるの僻事なりと知るべし。(明三二・七・六)

海外視察員に就て

近年海外留學生の數漸次增加すると同時に、別に夫々專門事項の調査研究に從事するの目的を以て、海外各地

に派遣せらるゝもの少からず。吾邦文明の程度歐米先進國に比して、尙甚だ低きや否やは別問題として、兎も角も彼を知り己を知るの目的よりして、歐米諸國を歷遊視察するは、益々進んで新事業の經營に從事せんとする我國民に取て、殊に必要の事に屬す。文部省其他より派遣せらるゝ留學生の事は姑らく措きて論ぜず。爰には唯だ學生としてにはあらず、官命により、或事項調査の爲め派遣せらるゝ人々に就き、吾輩の所感を述ぶるに止めんとす。元來是等專門事項の調査に從事する人々は、大抵多くは官邊に在て、夫々地位を占め、素養淺からぬ人なるべきを以て、一旦命を奉じて海外に至るも、直に其調査事項に關する材料蒐集の事より、調査の方法順序に至るまで、適宜の處置に出づるを得べし、其研究の結果も亦大に朝野人士の參考に資すべきものあるべしと想像せらるゝに拘らず、不幸して我輩は未だ多く斯の如きものあるを聞かず。海外に在て吾輩の親しく見聞せし所によれば、立派なる肩書を有する官吏にしてドイツに至り、僅々二三日の滯在を以て、ドイツ鐵道制度を調査せんと觸れ込み、先づ大層なる問題を提出して彼國の專門家を閉口せしめし事あり。無學か大膽かは知らねども、斯る人に向つては如何なる專門家も適當の材料を供給するに困むべし。又某官の英國滯在中常に人に向て語り居たるものを聞くに曰く、文明國にも種々の缺點あるべし、予は成るべく是等の缺點を調査し、吾日本の必ずしも先進國に劣るなきを明にせんとす云々。一應尤の覺悟なれども、文明國の缺點と其暗黑面を見るに注意し、良制度の由て來る所を窺ふ能ずんば、海外巡遊視察の功能甚少きに至らん事を恐る。是等は畢竟外事視察の眞意を誤解せるものか、又は其專門とするものに不親切なる證據にして、視察員たるに適當の人物に非ず。吾輩の意見を以て

すれば、多少の考案もなきに非らざれども、ソハ姑らく之を措き、差向き視察員を派遣するに先ち、成るべく十分の準備時日を與へ、外國に遊ぶの前、出來る丈け彼地の事情に通ずるに至らしめんことを望む。即ち其調査せんとする事項に就き材料を蒐集し、出來得べくんば一篇の論文を起草し得るまでの準備あるを要す。本國の事物を詳知すると共に、此準備ありてこそ始めて能く調査の順序を誤る事なく、研究の歩を進むる事亦從て容易なるべけれ。旅行地の地理形勢を知らずして漫りに旅行するものは、旅行家の好資格なきものなり。外情に不案内の視察員は兎角調査研究に着手するの前、餘計の時日を空費し、時々無鐵砲の質問を發し、時に外人の嘲笑を受け、嘲笑を受けつゝも、自ら得々として外人の膽を奪へりと爲す。是れ實に無益の事なるのみならず、又多少日本の體面を毀損するものに非らざるか。此種の人物は歸朝後動もすれば飜譯條例抔の立案に熱心すべし、斷じて戒めざるべからず。吾輩は專攻問題に不熱心にして奔走に巧みなる官吏よりも、質樸にして素養ある熱心家に望を囑する所甚だ大なり。若し適宜の方法に由て此種の熱心家を選拔するを得るに至らば國家の慶事たり。敢て朝野人士の一考を煩はす。（明三二・七・七）

東洋に於ける英露

英露兩國は多年其勢力を爭ひ以て今日に至れるは何人も知る所の如し。故に縱令俄かに大衝突を生ずることなきも、一日として兩國の内部に和好の存在することなき有様なりしが、近年に至り此事情少しく變化せんとする

が如き疑なきを得ず。是れ外交に注意する者の久しく其觀察を怠らざりし所なるが、果せるかな近頃稍々其端緒を現はしたるものゝ如し。

當時我紙上に報道せし如く、英露は本年四月二十八日を以て清國に於ける勢力の範圍を協定したり。此英露協商の主たる目的は、清國に於ける鐵道敷設に關するものにして、英國は英國自身の爲めにも、英國臣民若くは他國臣民の爲にも、清國の長城以北に鐵道敷設權の讓與を求むることを爲さず。且つ英國は右等の地方に於て露國政府の援助する鐵道敷設權請求に關し直接にも間接にも之に反對することを爲さずと明言し、露國も亦揚子江流域に屬する地方に於て、露國自身の爲めにも、露國臣民若くは他國臣民の爲めにも、鐵道敷設權を請求せず。且つ露國は右等の地方に於て英國政府の援助する鐵道敷設權の請求に關し、直接にも間接にも之に反對することを爲さずと明言し、兩國勢力の範圍を確定せり。而して此協商中には清國の主權を害するものに非らずと附記したれども、其附記は單に形式に止まりて、以て重きを爲すに足らず。故に斯くの如き協商は一方に於ては清國分割の端を開きたるが如く、又他の一方に於ては英露提携せんとするが如く推測し得らるゝを以て、世間此點に就て論辯する者多きを覺ゆ。一應道理なき議論には非らざれども、抑々清國分割を此協商に依りて始めて知るは甚だ迂ならずや。斯くの如き傾向は、露獨英の淸國各地を占領せし當時に於て既に已に推測し得らるゝものなりしなり。英露提携を卜するも亦然り。其觀察は必ずしも架空ならざるに似たれども、勢力範圍に關する協商は國際上には屢々見る所にして、其都度兩國の提携を卜すべきものに非らず。先頃發表せし朝野關係の日露協商にても、

又近頃發表せしファショダ關係の英佛協商にても、世人は其實相を了解するに難からざるべし。故に此協商のみにては未だ以て英露提携を卜することを得べきものに非らず。又此協商に依りて、始めて清國分割の傾向を知るべきものには非らざれども、近來英露の關係は此協商を外にしても猶ほ多少の變化を來たさんとするが如き形迹なきにあらず。而して其變化は兩國の何れより起らんとするかに至りては、無論に露國より之を誘起せんと努むるものゝ如し。本年四月二十六日のタイムスに載せたる、現露國大藏大臣ウイッテ氏の秘密報告なるものは稍々此事情を證明するものに似たり。

去四月二十六日のタイムス新聞が公にしたる現露國大藏大臣ウイッテ氏の秘密報告なるものは、同新聞を一讀せられたる人は既に知悉せらるゝならんが、其要點は頗る英國の歡心を求むるに切なるものにして、露國工業の大に發達せざる病根は外國の資本を利用することを忌むに在ることを痛論し、而して目下歐州各國は關稅を高めて露國農產物の輸入を防げ、獨國にしても佛國にしても皆な然るに拘はらず、獨り英國は自由貿易の主義を維持して大に農產物の輸入を許し、千八百九十七年(即ち一昨年)に英國に輸入したる農產物の總計は二十億ルーブル(即ち二億千二百七十六萬六千ポンド)にして、之を一人に割當つれば五十ルーブル二十三コペークに上れり。斯る廣大なる農產物の輸入あることとなるに、露國より入るものは殆んど物の數にもあらず。故に其輸入を圖りて英國内に永久の市場を有するは、露國の爲めに最上の良策なることを統計を擧げて詳論し、之が爲めには政事上の關係を改良するの必要あることをも述べたり。

右秘密報告の公にせらるゝや、大に歐洲各國の注意を惹起し、就中佛國は多年の同盟國として驚愕すること一方ならず。俄かにアジヤンス。ハヴアなる通信社に因りて之を打消し、越えて翌五月五日には更らに露國より來たれる半公信を公にして、再ひ之を打消したれども、然れども未だ嘗て公然の取消なし。是に於てか一般の信用は此秘密報告の存在を疑はざるのみならず、却て其事實なることを確むる新聞紙すら之あり。加ふるに有名なるパリ駐在のタイムス通信員ブローウイチ氏は本社に長文を寄せて、露國の此政策は當然の事なるを論じ、且つ露國の目下着手中なるシベリア鐵道は、其費用益々巨額を要して到底豫期の如く竣功せんこと覺束なければ、是非とも更らに他國の資本を仰がざるを得ざるのみならず、此鐵道にして竣功するも、歐洲の商業之を利用せず、就中英國にして之を使用することなくんば、到底此鐵道の收益を見ること能はず。故に露帝陛下は世界に向つて平和會議を提議したる次第にして、而して大藏大臣ウイツテ氏が英國の資本を利用せんとするの政略も之より割出され、外務大臣ムラヴイヨフ伯が英露協商を甘結せしも亦之より生ずるものなりと論じたり。

將來に於ける英露の關係は果して露國の希望するが如くなるや否やは、今日に於て豫言することを得ざれども、右秘密報告の公にせられて、歐洲の輿論に一花咲かせたる以來、佛國の識者中にも、露國の此政策は佛國の爲めに喜ぶべきことには非らざれども、佛國が露國の請求に應じて從來供給したる資本は五六十乃至七十億フランもあらん。此上尚ほ引續き供給せんことは資本家の堪ふる所に非らず。而してウイツテ氏の如きは單に感情のみに動く人に非らざれば、遂に英國に依らんとするも、已むを得ざる事情なりと論ずる人あり。左なくとも英露の

關係を永く從來の如くなし置くことは、兩國の爲めに不得策なりと論ずる者は、數年前より英にも露にも之あれば、縦令英露の關係世人の想像するが如く變化することなしとするも、幾分の變動なきを保せざるべし。而して果して幾分の變動を見ることあらんか、其變動の永久的ならずして全く一時の現象たるに過ぎざるにもせよ、間接若くは直接に影響を受くべきものは東洋に於ける諸國なりとす。苟くも東洋の形勢に注意する者は、今回の事情に顧み、將來東洋に於ける英露の擧動を等閑視すること勿れ。

（明三二・七・二五、六）

祝賀會及び懇親會に就て

新條約實施に際し、或は單に祝賀會を開くものあり、或は内外人懇親會を開くものあり。而して神戸其他の地方にては去る十七日既に之を開き、東京大阪京都横濱其他の地方にては來る八月四日、若くは五日に、之を開かんとする企あり。是れ誠に喜ぶき現象なりとす。

抑々條約改正は國と國の間に於ける事業にして、所謂國際問題なれば、舊條約の改正せられたるは固より商人の問題にあらず。然るに舊條約なるものは何人も知る如く、權利上に於ても利益上に於ても國家に損害あるのみならず、商人間に亦大なる損害ありしなり。是れ必らずしも各締盟國に惡意ありたる結果なりと云ふことを得ず。畢竟當時我國内の事情に於て遺憾ながら斯くの如き損害を受くるの條約に調印せざるを得ざる情況なりしことは開國以來の沿革に徴して公平なる意思を有する者の、之を斷言して憚らざる所なり。故に去十七日の紙上にも、

既に其一端を記し置きたる如く、今回新條約の實施を見るに至りたるは、要するに我國の發達に因れるものなること勿論なれば、大に之を祝せざるを得ざると同時に、各締盟國に於て、我發達を認めて新條約の締結に躊躇せざりし厚意は、吾國民も亦之を認むること、國際上に於ける至當の事なりと信ず。

新條約實施の結果として從來の面目は全く一變し、既に居留地なるものなくして、締盟國人は我國土の何れの地に住居するも妨げなく、隨て商工業に於ける彼我の關係も亦全く一變し、從來彼我の間に横はりたる障壁は既に撤去せられて、各締盟國人も我國民と同樣に自由に其業務を營むことを得、株券の如き昨年末外國人の所有を許す許さずとの議論もありしが、今や其議論の全然消滅して必要を見ざるにても、以て他事を推測し得べく、總ての事物に變化を見ざるものなし。斯る變化の時機に際し、各地に祝賀若くは懇親の宴を張らんとするは、一方より之を見れば、亦大國民の態度なりとも評せられん。

然れども此時機に際し吾輩更らに一言せざるを得ざるものなきに非らず。何ぞや。云く其祝賀若くは懇親の各人の衷情より出づること是れなり。徒らに世間の歡聲に雷同して倶に歡呼するも、其裏面に於て動もすれば排外の意志を漏らし、以て新條約實施の効果を收むること能はざるが如きことあらんか、今日の祝賀も懇親も殆んど無益に歸せん。是れ我國民の意志如何にありて存す。願くは我國民たる者此時機に於て全く排外の念慮を去るの覺悟あれ。(明三二・七・二六)

外人取締法（對支那人制限法）

條約若くは慣行により、居住の自由を有せざる外國人の居住及び營業等に關する勅令、及び其施行細則に關する内務省令は、去二十八日の官報を以て公布せられ、更に之に關して地方長官に訓令する所ありしと云ふ。今右勅令の主眼とする所を見るに、即ち第一條但書「勞働者は特に行政官廳の許可を受くるにあらざれば從前の居留地及び雜居地以外に於て居住し又は其業務を行ふ事を得ず」との一項に在るが如し。而して其第二條に於て罰則を定め施行細則に於て右に謂ふ所の勞働者を註解し「農業、漁業、鑛業、土木、建築、製造、運搬、輓車、仲仕業、其他雜役に關する勞働に從事するもの」と定め、且つ地方長官の認定に依て、一旦與へたる居住營業の許可すら取消し得る事とせり。是れ即ち所謂制限雜居法にして、全く恐支那人的所爲とより外思はれざるなり。

政府は何故に斯く支那勞働者を恐るゝか。我勞働者社會は全く支那人の爲めに其職業、若くは其利益を壟斷せらるゝの虞あるか。之については吾輩先に論じたる所あるを以て玆に詳論せずと雖ども、畢竟是れ甚しき杞憂に屬するものなり。日支兩國人相雜處して、日人の壓倒せらるべき理由及び其實例は之を見出すに苦むなり。人種風俗習慣の大同小異なる間に、決して日人の恐るゝが如き憂あらざることは實に明瞭なるにあらずや。故に吾輩は殊更に、米、濠、カナダの人士を氣取るの必要何處に在るかを知る能はざるなり。

次に吾輩は政府が頻りに舊雜居地と云ひ、舊居留地と云ひ、一箇の惡紀念たる地域を永久に記憶せしむるが如

き態を爲し、且つ支那勞働者の如き者を成るべく此舊範圍に追ひ込み置かんとするの風あるを怪むものなり。舊居留地若くは舊雜居地と云へば、從來の開港開市の地にして種々の便宜を有するを以て、各外國人は其茲に集ることを奬勵せられずとも、自然に茲に集合し居るの傾あるべし。然れども此の如きは內地開放の精神にあらず、又我國の利益にあらず。成るべく各外國人をして內地各處に散在せしめ、我國風に同化し易からしめ、又、各地の勞働及び諸種の事業に從事せしめ、舊居留地、舊雜居地等の感念及び稱呼を永久に消滅せしむるは即ち是れ開國の主意にして宜しく當局者の執るべき方針にあらずや。殊に此の如くする時は邦人の腦裏に常に憂とする永代借地の如き事も漸次減少して或は絕無に歸することなしとも云ふべからず。然るを日本人、殊に當局者自ら障壁を築き舊時の惡紀念を永久に保有せんとするが如きは、縱令其實支那勞働者のみに對するものなるにせよ、決して喜ぶべき處置には非らざるなり。

之れを要するに今回發布せられたる所謂制限雜居法なるものは徹頭徹尾吾輩の感服する能はざる所なり。

（明三二・七・三一）

政黨と宗教家

昨年監獄教誨師問題ありてより、一部の宗教家は大に激昂の狀あり。爾來宗教問題は政界に現はれ、近頃は政黨と宗教家と一種の關係を生ぜんとし、或は既に生じたりとも云へり。吾輩は其主動者の孰れの側に在るやを知ら

ず。又其關係の如何なる程度なるやをも確知せざれども、歸する所此兩者が其勢力若くは利益を進捗するの手段として、互に相制せんとするに外ならざるべし。宗教の爲にも政黨の爲にも吾輩の甚だ取らざる所なり。

宗教家には宗教の本領あり。宗教は一切の人間即ち世界の個人としての感化を誓願するもの、其結果は即ち社會の感化にあること論を俟たずと雖ども、本來の目的は社會にあらずして個人にあり、故に宗教として其教義を一世一地乃至一種族の爲に宣傳するものは殆ど之なく、孰れも萬世に亙り四海に通じて其教義の行はれんことを期するものなり。而して斯く其對する所、個人なるが故に、其目的を達するの方法も、亦個人的にして、宗教家たるもの自から標致し、一世一地乃至一種族の譏譽褒貶を顧みず、其勢力に屈從せざる代りに、之に依賴することもなし、如何に不利益なる事情の下に立つも、屹然として自力以て其本領を守るべきなり。故に此本領內に於て有ゆる手段を以て其教義の弘通を謀るは毫も間然する所なしと雖ども、苟くも此境域を逸出して俗界に混じ、殊に俗中の俗たる政黨の他力に依て以て其勢力を張らんとするに於ては、宗教は常に其結托する政黨の利害に隨伴せざるを得ざるに至るべし。斯くては宗教の神聖は何れの處にか求むるを得ん。況んや信教の自由は憲法の明示する所、宗教家として政治に求むる所は、之を外にして將た何をか求めんとする。

政黨の宗教家と關係を結ぶもマサカ政教一致の復古を必要と認めたるには非ざるべし。或は經世の一具として社會に對する宗教の關係を明かにせんが爲なりとの說もあるべしと雖ども、果して然らんには一般の宗教其物に對するものにして宗教家たる一の團體と關係親善するの必要なし。況んや一部一派の宗教家に對するに於てをや。

去れば其關係なるものは宗教家を利用して選擧其他の點に於て自家を制するの具たらしむるにあらんとの疑問は何人も懷く所なるべし。若し或政黨にして一朝此端を開くときは各宗各派其存立の利害よりして思ひ〳〵に政黨と結托するに至り、政黨も亦終に宗教家と離るべからざるの關係を生ずるに至らん。斯くては最も忌むべき宗教的紛爭は政界に現はれ來るべし。是れ政黨の爲に一の弱點を加ふるものに非ざるか。歐洲の議院が宗教勢力の積弊に窘められ、百方策を講じて僅に之を脫したるは近代の事に屬す。我國の政黨は何を苦んで故らに此弊害を招致せんとするか。

之を要するに吾輩は宗教を無益視するものにあらず。之に向ひて相當の敬意を表するのみならず、其感化力の強大にして社會の改良に向はんことを希望するものなりと雖も、政黨を利用して其勢力を張らんとするは、宗教の威嚴を保つ所以に非ざるべしと信ず。又政黨の爲に計るも宗教を經世の一具と視るは敢て妨げなしと雖ども、一切の宗教を平等視するに非ざれば、宗教家の後には常に一種の迷信者あるが故に、一宗一派の宗教家と關係を結ぶに於ては、他日意外の邊に大害を生ずるに至るべしと信ず。政黨も宗教家も宜しく國家を重しとして其邊に顧慮する所あれ。（明三二・八・三）

認定、手加減

人間社會の不公平は萬事に就て免れ難き所、獨り施政上に之なからしめんとするは固より無理なる注文と云ふ

べきか。殊に法律規則の上に認定の文字用ゐられ、内訓内諭に手加減の意味ある以上は、公々然不公平を行ふも制裁なき形となり居るものにて、斯る時代に其公平を望むの甚だ愚なるは云ふまでもなきことなれど、其不公平の處置甚しき事、若くは其不公平の一方にのみ偏することと常識を以て判斷せらるゝ以上は、即ち是れ既に認定若くは手加減等の適當なる範圍を脱したるものにして、之を責め之を戒むるの至當なる場合にあらずや。

吾輩政府の諸政黨に對する近來のやり方を見るに政府黨に利にして反對黨に不利なるやの疑なきを得ず。法律規則の之を束縛するなきに於ては人情の常として勿論の事には相違なきも、又政府の乘じて以て爲すべき所なるらんも、シカも警察の如き保護の點に於て一方に厚くし一方に薄くするが如きことあらんには、均しく帝國臣民たる者の權利自由を重んずる所以の道に反すと謂はざるべからず。吾輩は固より何等の政黨にも無緣なれば、彼此の間に愛憎もなけれども、夫の進歩黨の尾崎氏が德島縣下に於て未だ演説を開かざるに之を禁止されたるが如き、自由黨の星亨氏が青森縣下に於て怪我人を出す程の危險なる處にて其演説會を全うするを得たるが如き、進歩黨の高田早苗氏一行の演説會が盛岡に於て大混雜を生じたる裡に解散されたるが如き、嚢に越後に於て遭難せし三浦子が、今回又高岡にて遭難せしが如き、濱松警察署長が檢事正の内訓に基きたるものなりとて、非増租賛成者を以て選擧取締法違犯となさんとしたるが如き、福井に於ける演説會場拒絶の如き、何れも是れ認定、手加減の中にあるなるべしと雖ども、人をして政府の保護が政府黨に厚くして反對黨に薄きの疑を起さしむることなきか。

政治上の爭は須らく公明磊洛なるべし。行政警察の如きは彼此厚薄の差を立てず、一意保護監督の地位に立ち公平なる範圍内に於て兩者の政爭をなさしむること宜しく土俵を踏んで場に上る力士の如くならしむべし。威力を以て一方を壓するが如きは政爭をして益々醜穢ならしむるの端を啓くものなり。夫れ權力あるものは之を濫用し權力なきものは之に阿附すること人情の弱點にして、知らず識らず其弊に陷るは世間の常態なるを以て、爲政者たるもの自ら省みると同時に部下に戒飭するに正大の意見を以てせざるべからざるなり。（明三二・九・一三）

義務の爲め死傷せし者

慈善事業は未だ十分なる發達と認むることを得ざれども、之を數年前に比すれば著しき進歩をなしたるには相違なし。向後猶數年を經過せば一層その進歩を見ることならん。又その進歩を見ることを努めざるを得ざるべしと雖ども、かゝる大體論は姑く措き、吾輩の最も不備を感じ何とかして相當の設備あらんことを朝野に切望するものは、義務の爲め死傷せし者の救恤に關することと是れなり。

例へば警察官の如き、消防夫の如き、其他凡そ義務として人の難に赴き、危を救はざるを得ざる者は、自己の安危を顧ることを得ず、夫が爲めに死傷の不幸に陷るは決して稀有の事にあらざるなり。此等の者は常に戰場にあるに異る所なく、何時その生命を棄つるの危險に遭遇せんも知るべからず。又衞生掛吏員若くは醫員の如き、これ亦日々夜々に危險を冒すものにして、又看護婦若くは看護夫の如きも、身の危險を顧ることを得ざる場合多し。

其他一般常人にしても、他人の危難を目撃して自己の安危を度外に置かざるを得ざる場合尠しとなさず。なほ此類を求めたらんには、其種類甚だ多かるべしと思はるゝが、此等の者の不幸に陥れる場合に對する慈善事業は、殆んど之なしと云ふも不可なきが如し。

慈善事業と云へば、多くは無告の窮民若くは孤兒癈病者の類を救助するにありと解釋するは世間一般の風潮なれども、慈善事業は決してさる狹隘なる範圍に限られたるものにあらず。殊に義務の爲めに自己の安危を顧みざるが如き事柄は、一般人民の龜鑑ともなり、之を救恤するは、間接には一般人民の德義心を養成するの媒介ともなり、窮民孤兒疾病者の類を消極的に救恤するものと、同日の談にあらざるなり。

斯く論ぜば、或は云はん。義務のために死傷する者は、其職責を盡したるに過ぎざるなり、以て救恤の理由となすに足らずと。かゝる理論によるときは、君に忠なるも、親に孝なるも、人間當然の事なりと云ふに類し、世の風敎を害すること尠少ならず。慈善事業の大部分は之か爲めに抹殺せられ、加ふるに世の窮民は自業自得に歸すべきものゝ多きに居るが故に、此等の窮民は差向き其救恤の途を失ふべし。これ決して識者の同意すべき論議にあらざるなり。又或は云はん、警察官の如き消防夫の如き其他此類の者には、大概之に對する救恤規則あり、以て他の救濟を待つの要なしと。吾輩もまた多少の救恤規則あるを知らざるにあらず。然れども其救恤の甚だ不備なると、又其救恤金の甚だ寡少なるとは、以て救恤の効を擧ぐるに足らざるのみならず、救恤すべきものゝ範圍も官邊に附屬する誠に狹隘なる部分に止まりて、その他に及ぶものにあらざれば、到底之に滿足することを得べきも

のにあらざるなり。世の進歩に伴うて人事益々複雑となり、貧富懸隔も亦益々甚だしきに至るの恐あれば、救恤すべき不幸の人民も益々多きを加ふべきは、疑を容れずと雖も、一方に於てかゝる人民を消極的に救恤する他の一方には、必らず義務の爲めに死傷したる者を積極的に救恤するの擧なかるべからず。故に其救恤方法の如き、また範圍の如き、幷に其資金は悉く私人の義捐に依賴するか、又は多少公共の補助を要するか、夫等詳細の議論に至りては之を他日に讓り、吾輩は先づ以て朝野に向て此種の計畫に留意あらんことを促かすものなり。

（明三二・九・一八）

汽車中の取締

汽車中に屢々危險ありてより、近來は公私鐵道ともにその取締に注意するは誠に至當の事にして、ために旅客をして幾分か車中に安んずるを得せしむるに似たれども、今日の情況にては未だ以て足れりとなすべからざるが如し。

目下汽車中に於ける取締の最も嚴なりと稱せらるゝものは、車中に警察官を乘込ましむるものにして、其次は客車給仕の如きものを置き、又は一車に他客なき場合には、便宜他車に移して互に相警戒するの便を得せしむる等の手段に過ぎざるが如し。是等の手段は果して一切の危險を防止するに足るや否や。實は未だ判然せざることながら、先づ以て幾分か旅客をして安心せしむるには相違なし。然れどもかゝる手段を施したる鐵道は、全國

鐵道中に於て僅に一二に過ぎず。他の公私多數の鐵道は、是等の手段すら未だ之を施さず。加ふるに之に關する何等の法令もなく、其取締を嚴にせるものと雖ども、自己の營業上特に注意したるに過ぎずして、義務として其設備をなしたるものにあらず。故に法律規則の眼よりは、車中の取締は全く公私營業者の自由に任せ、旅客の危險なると否とは、旅客自身の警戒如何に放任し置くものゝ如し。これ我國の如き汽車中に時としては殺傷事件を生じ、また殺傷事件の如き非常なる出來事なきも、掏兒の類常に横行して旅客は一刻も其處に安んずることを得ざる車中にありては、決してその取締の當を得たるものにあらざるべし。

斯く論ぜば、歐米に於ける鐵道にもその設備ありやなどゝ難ずる人もあらんが、吾輩は此類の取締に關しては、必らずしも他國の例を引用するの必用なしと信ず。何となれば此の類の取締は畢竟實地問題にして理論にあらざれば、固より他國にその例の有無を問ふの必要なければなり。故に他國の例は姑らく措き、我今日の鐵道にては、何とかしてその取締を嚴にし、以て旅客をして車中に安んずるを得せしめざるべからず。現にボギー式など稱し、各列車を通じて望見するを得るが如き列車にありては、多少安全なりと稱すれども、これ殺傷事件の如き非常なる出來事に對しては安全にても之あらん。掏兒の類は上中下の各車を通じて横行することを得、彼等に取りては却て便宜を得たる有樣にて、竊取せらるゝものゝ減少を見ず。到底旅客の安全を期しがたきは勿論なり。

要するに今日の實況にては、一たび車中に入れば、自己の安危は自己にあらざれば警戒するものなく、生命に關する大事件は屢々生ぜずとするも、携帶せし金品はこの安全を托するに由なし。故に吾輩の意見を以てすれば、相

當の法律規則を設けて、公私鐵道の取締を嚴にし、旅客をしてその處に安んぜしむるは目下の急務なるべしと信ず。

この車中に掏兒あり、などゝ驛員の注意を聞くこと屢々なれども、是等の注意はその實何の効能も之なく、その注意の聲の未だ終らざるに、早く既に金品を掏兒に奪はれたるの奇談多し。これ固よりその筈にして、驛員に如何に注意したりとて、旅客は何人が掏兒なるやを知るに由なく、互に相疑ひ相恐るゝのみにて、到底之に對する警戒をなすを得ず。又ヨシ大に警戒せんとしたりとて、如何に警戒すれば以てその盜奪を防ぐに足るか。その方法をも發見せず。殊に數人の同行者にてもあらば、一團となりて何かの方法も或は發見せんも知るべからざれども、單獨なる旅客はその便宜もなく、加ふるに夜行汽車にても之あらば、終夜一睡もせずに警戒のみなし居ることも、固より出來得べき事柄にあらざれば、遂に掏兒等の乘ずる所となるは、必然の次第なり。

蓋し驛員の目には容易に掏兒を認め得るものゝ如し。又或る人の說によれば、各鐵道とも其受持の掏兒ありて何れの處に於て何品を窃取されたりと云へば、大概何某ならんとまで推測し得る場合多しと。果して然るや否やを知らざれども、兎に角通常旅客よりは驛員の目には容易に掏兒を發見し得るの事實あるは疑なかるべし。然らば則ち何故に之に對する相當の取締を設けざるか。吾輩は殆んどその理由を解する能はざるなり。

例へば掏兒の車中に乘込みたるを認めなば、何故に警官若くは驛員にても直にその車中に乘込みてその掏兒を監視し、その慾を逞うするを防止せざるか。これ公私鐵道に取りて決して出來得ざる事柄にあらず。多少人纏の

都合は之あるべしと雖ども、之がために旅客は安んじて旅行することを得るなり。殊にその乘込ましむべき監視人も之を全線路を通じて乘車せしむることを得ざる事情あらば、各驛ごとに更迭せしむるも可ならん。兎に角當局者にして苟くもかゝる設備をなさんとの心あらば、その邊の手續は如何樣にも之を設くることを得べく、また右等の方法の外に別に妙案を發見することも之あるべし。

車中に於ける殺傷事件は非常の出來事なるが故に、その豫防策を講ずるの必要は何人も之を認め、之に對する相當の取締をなしたるものもあれども、掏兒の類に對しては、公私鐵道ともに之を放任し、益もなき驛員の注意くらゐを以て、多少の取締となすものに似たれども、斯くては到底旅客は安全に旅行することを得ず。携帶の金品は全く自己の警戒の外に之を警戒するものなく、旅中一切の責任は全く自己の外に恃むに足るものなし。この事少なるに似たれども、各線路を通じて毎年掏兒の難に罹る金品は實に僅少ならず。中には再び得がたき物品もあらん。而して當局者之を不問に措き、旅客をして恰も自業自得なりと觀念せしむるものの如くなるは、決してその當を得たる處置にあらざるべし。故に公私鐵道に於て、各自にその取締りを講究すべきは云ふまでもなし。なほ法律規則の力によりてその取締を勵行すること必要なるべし。敢て當局者の一考を煩はさん。

（明三二・九・二五、六）

外國語

維新以來開國進取を以て國是となし、加ふるに制度文物多くは海外諸國の長を取りて以て我短を補はんと努め來りたる我國にありては、外國語の必要は何人も之を認めて異議なき所なるべし。然れども之を認めて異議なきも、之を爲さゞれば實際に於て何等の利益も之なかるべし。所謂之を知る者は之を行ふものに若かざる原則は、外國語の場合に於ても亦之に漏るゝことを得ざるは明白なる事實なりとす。幸に世の識者は此點に注意すること數年にして、今や外國語を解するものは年一年より増加せざるにあらざれども、尙ほ進んで之を解する者の増加を計るは、目下に於ける肝要なる事項の一なるべし。

外國語を解せざれば外國文を讀まず、外國文を讀まざれば外國の事情を知ること難し。外國事情を知らざれば外交上に於ても通商上に於てもその成功を望むことを得ざるのみならず、直接外國に關係なき事業にても、今日の世界に於て間接に外國に關係なきものなければ、外國の事情を知らずしては內國の事業にもその成功甚だ覺束なかるべし。これ殆んど事新らしく云ふまでもなく、誠に凡庸の說たるに相違なしと雖ども、此凡庸の說は案外限りある有識者の間にのみ解せられて、多數の人々は今日に至るも猶ほ未だ之を了解せざるものゝ如し。

清韓に貿易を營まんとする者は、清韓の語を解すると解せざるとに於て、その營業上に尠なからざる損益あるべきは殆んど疑なし。同一の理由に於て、歐米諸國に貿易せんと欲する者は、その相手國の國語を解せざるを得ざるも亦殆んど疑なき事實なるべし。而してその單に一國語を解すると、數國語を解するとに於て、便利の程度に差等あるも亦明かなる事實なれば、吾輩は一の外國語も解せざる人に向つては、少くも何れの國語かを解す

ることを勸告し、又既に或る國語を解する人に向つては、更らに他の國語を解することを勸告せざるを得ざるなり。

外國語と云へば直に英國なるべしと信じたるは、數年前の舊事に屬し、國際の關係益々頻繁となり、貿易の關係益々複雜ならんとする今日に於ては、固より英語のみを以て足れりとなすべからず。英語ドイツ語佛語支那語朝鮮語の類は云ふまでなく、ロシヤ語にしてもスペイン語にしても、又ポルトガル語にしてもインド語にしても、その必要なるは無論のことにして、凡そ何れの國語にても之を解して必要なきものはなし。現にロシヤ語の如き、數年前までは打捨られたるの感ありしも、シベリヤ鐵道の完成に至らば、大にその必要を見るべきは眼前に横はる事實なり。又スペイン語の如き目下之を解する者は甚だ僅少なるべしと雖ども、パナマ若くはニカラガ運河にして成功することあらば、南米諸國との交通に於て、最も必要を感ずるに至るは今日に於て豫言し得らるゝなり。かゝる關係は何れの地方にも晩かれ早かれ皆生ずべきものなれば、今日に於て外國語を講習することの必要は一層深きを覺ゆ。政府の當局者も民間の有志者も、大に力をこゝに用ゐずして可ならんや。

外國語の必要は既に前篇に於て略說したる所の如し。而して之を如何にして外國語の傳播を計るべきやに至りては、外國語を教授すべき場處を增加すると、一般の人々をして外國語を講習するの念慮を深からしむるとの外に、妙案あるべしとも思はれず。これ誠に見やすき事柄なるが、之を實行するに際しては、固より多少の困難なしとなさゞるべし。然れども既にその必要を認めたる以上は、多少の困難を排除して之を成功せざるを得ざる

は、云ふまでもなきことなり。

外國語を教授すべき場處は、外國語學校を以て第一となし、その次は外國人の設立に係る各種の學校にして、その他は尋常中學以上の學校に於て之を教授するに過ぎず。小學に至りては各校必ずしも外國語の科目あるにあらずして、學校の都合によりて之を教授するに外ならざるが如し。教員の缺乏を訴ふる今日に於ては蓋し已を得ざる事情も存することなるべく、又教育費の關係に於ても外國語の科目を置くことを許さゞる地方も之あるべし。故に各小學に於て悉く外國語を教授することは、現在のまゝにては急速に行はるべき事柄にあらず。之に關しては吾輩別に學制改革の意見なきにあらざれども、その意見を公示することは姑らく他日に讓り、差向き世人の注意を促さんと欲するものは、外國語の講習は如何なる年齡に於て最も講習に適するやの一事なり。外國語も他の總ての學科と同樣に、如何なる年齡に於て講習を始むるも、全く成功なしと云ふにはあらざれども、中年にして之を講習するものは、到底十分の成功を望みがたく、その成功の最も多望なるは、幼年の時に於てするものなり。故に歐米に於ける貴族紳士がその子弟に外國語を講習せしむるためには、その講習せしめんとする外國の婦人を姆母となし、中には一二三の外國婦人を聘用して、同時に一二三の外國語を慣用せしむるものあり。斯の如き事柄は我國に於ては望みがたけれども、亦以て外國語を講習するは幼年の時を以て最も適當なりとなすことを證明し得べし。故に既に外國語の必要を認めてその傳播を計らんには、小學の課程に於て外國語を教授するの方針を取るを以て得策なりとす。此方針にして一定せば成るべく多數の小學に於て外國語を教授せしむるの方法を講

ど、遂に各小學をして悉く義務としては外國語を教授するに至らしむるを要す。これ當局者に於て一日も速かに計畫すべき所なるべし。

又一般の人々に於ても、今日の世界は如何なる事物にても間接直接に外國の關係を受けざるもののなきを知らば、進んで自ら外國語の講習をなすべきのみならず、その子弟を有する者は外國語を講習せしむるを以て教育中最も重きものとなし、殊にその子弟の幼年なる場合に於て外國語を講習せしむる方便を求め、必ずしも公私立の學校に於てせずとも、又必ずしも一定の課目として講習せしめずとも、內外一箇人に就て外國語を慣用せしむるの方法にても之あらば、之を求めて怠ることなきは、子弟の將來に取りて多少の財產を惠與するよりも必要なる事柄なるべし。

世間多く外國貿易の擴張を說けども、外國語を解せず、外國文を讀まずして、外國貿易の擴張を計ること甚だ難かるべく、又多く外國視察を說く者あれども、外國を解せず外國文を讀まずしては、その視察にさまでの價値なかるべし。外國貿易及び視察の上に於て既に然り。その他公私萬般の事業に於て、外國語を解せず外國文を讀まざる者は、多く人後に落ちざるを得ざるは、今日の世界に於て免がるべからざる事實なりとす。是吾輩の敢て朝野に向つて注意を喚起せざるを得ざる所以なり。（明三二・一〇・二三、四）

遊園の必要

大阪市の人口は年々增加して止まず。隨て衞生上の注意も益々周密なるを要することゝなりしに拘らず、遊園の設けは一も增加せざるのみならず、中の島に微々たる一小公園あるの外には、殆んど之なしといふも可なり。かゝる爲體は固より以て大都府の體裁をなしたるものにあらずと云はんよりは、衞生上危險の恐ありと云ふべし。知らずして慣るれば、臭中に居りてもその臭を感ぜざるが如く、市民は此情況にても、左までの感覺なきも知るべからざれども、他國人より之を見れば、平然としてかゝる都府に住することの頗る大膽なるに驚くこともあらん。現に大阪市民にても暫く他の地方に在りて歸り來れば、何となく不快の感ありと云ふにあらずや。近來水道下水の設備未だ完全なりとはなさゞれども、兎に角多少の設備あり。その他衞生上種々の注意もあれば、幸にして幾分か流行病の猖獗を避くることを得るに似たれども、目下の如く新鮮の空氣を呼吸すべき方便もなき市中にては、一生の間には幾多の損害を釀しつゝあるや知るべからず。大阪市民たる者少しく省慮すべし。

衞生上より論じて既に斯くの如くなるに、更らに他の方面より觀察すれば、大阪市に大遊園なきは數多不便の原因たるべし。例へば博覽會の如き、一切の利害得失を顧みずして天王寺附近に設けんとするが如き氣樂なる人には、何れにても差支なかるべけれども、若しも市に大遊園ありたらんには、何時如何なる規模にても直にその必要に應ずることを得べきにあらずや。又先頃擧行したる內外人懇親會の如き、たとへ市に大會場に充つべき建物なきも、もしも大遊園にても之ありたらんには、甚だ便利なりしも、その之なきがために狹隘なる博物場を借りて擧行するの外なかりしにあらずや。その他なほ此類の事實は枚擧に遑あらず。これ亦大阪市民の一考すべき

事柄なり。

博覽會敷地問題の未だ決定せざる間には、大阪市に適當なる大遊園ありたらんにはかゝる困難もなかるべし。など〻歎息したる人もありしやに聞けども、今や此問題も決定したれば、多分は實際天王寺附近に開設せられて不便を感じ、再び歎聲を發するまでは當分忘却せらるゝこととならん。又去る十日神戸舊居留地遊園地に擧行したる内外人懇親會に參會したる大阪市民中には、大阪市にも斯くの如き遊園なかるべからず、などゝ三十年來存在し、而かも大阪市とは目と鼻との間にある遊園を見て、今更らの如く羨みたる人もありと聞けども、羨みたるばかりにては何の益もなかるべきのみならず、その羨も少しく時日を經過せば、再び必要を感ずるまでは先以て忘却せられん。斯くて荏苒歳月を送る間には、人家益々稠密となり、地價益々騰貴して、遂に非常の高價を拂ふにあらざれば、大遊園を設くるに由なきに至らん。

大略右の如き事情なれば、今日に於て大遊園の計畫をなすは、市のために得策なるや、はた不得策なるや、常識ある者は判斷するに容易なるべし。

大阪市に大遊園の必要なること、及びその大遊園は今日に於て計畫し置くことの得策なる次第は、過日の紙上に既に略論せし所の如し。之に對して市民の贊否如何は未だ之を知るを得ざれども、誠實に市の利害を講究する人々は恐らくは異議なき所なるべし。而して果して一大遊園を今日に於て計畫し置かんと欲せば、市の何の地方を以て最も適當なりとなすべきや。吾輩の所見を述べて市民の參考に供するも、亦全く無用の事にあらざるべ

し。

各國の大都府は、その規模區々にして一様ならざれども、大遊園の設けなきものは殆んど之なく、而してその大遊園なるものは、或は市の中央にあり、或は市の一隅にありて、その位地不同なれども要するにその中央にあると一隅にあるとに論なく、市民の出入に便利なる位地にあらざるはなし。これ此計畫をなすものゝ最も注意すべき要點なれば、市民の出入に不備なる土地は努めて之を避けざるを得ざるべし。大阪市の地形を見るに、大遊園を設くべき場處は現在市の中央には到底之を發見すること能はず、故に市の何れかの一端に之を設くるの外なき次第なるが、その一端は之を東西南北の何れに求めんか、假りに之を東端に求むれば、差向き天王寺附近なれども、博覽會開設に關して既にその不便を豫知し得るならん。さりとて之を大阪城附近に求むれば、兵營練兵場射的場など陸軍關係のもの多くして、到底大遊園の設備をなすに適せず、又之を南端に求むれば、今日に於ても種々の小遊園類似のものなきにあらざれども、その位地市の中央を去ること遠きに過ぎて市民の出入に不便なるのみならず、天下茶屋住吉等に接近するがゆゑに、新たに大遊園を設くるよりは、寧ろ其附近の地に多少の設備をなし以て、別に一種の天然遊園となし置くに若かざるべし。東南の兩端既に斯くの如くなるに、更らに之を北端に求むれば、鐵道線路によりて横斷せられ、市民の出入に不便多く、到底大遊園を設くるに適せざるは云ふまでもなし。ヨシ鐵道を地下線となすか、又は道路を高架となすが如き設備をなしたりとて、その地形は依然として市と分離して、別に一廓をなすに至るべければ、適當なる位地とは認むること能はざるなり。斯く論じ來れば

大遊園を設くべき地方は、先づ以て現在の市の西端に於てすること、適當なるべしとの結論を生ぜざるを得す。今日の豫定を以てすれば、築港事業完成の後は、現在の市の西端より天保山以西まで、悉く市に變すべき筈なれば、現在の市の西端は即ち築港完成後に於ける市の中央に近く、市民の出入に便利なるは云ふまでもなし。故に今日に於て豫め此地方に大遊園を設くるの計畫を定め、少くとも四五萬坪の地を市の所有となし、成功を數年の後に期して、毎年市の經濟の許す限りに於て、漸次その設備に着手すること得策なるべし。もしも否らず、此必要なる計畫を今日に豫定すること能はずして徒らに數年を經過せば、大遊園の設備は殆んど出來得ざるの困難に陷らん。これ吾輩の敢て市の熟考を煩さんと欲する所なり。（明三二・一〇・一四、七）

外國人の土地所有

維新後數年間は姑く措き、借りに十年前に於て外國人に土地所有を許すべしと論ずる者あらば、これ實に身を危險の地に投ずるものにして、恐くは無事にその論旨を主張すること能はざりしならん。然るに世の進歩は驚くべきものにて、今日にありては、白晝公然之を唱道して何等の危險なきのみならず、公共團體中にはその決議を以て政府に勸告するものすら之あり。未だ實行を見ざるは遺憾なれども、兎に角世の進歩は何人も之を認めて異議なかるべし。

吾輩一昨年新條約實施準備なる論題を掲げて數日の紙上に登載したる論中に、外國人の土地所有を許して妨げ

なきことを詳論したるは、讀者の記憶せらるゝ所ならん。その一節に「新條約實施せられて法權を囘復し、我法律のまゝに外國人を支配し得るに至りては、外國人の土地所有を許さゞるの必要は消滅したるものなり。加ふるに商事會社なるときは土地所有を許し、一箇人なるときは之を許さずとは、法律上に於ては理由あることなれども、實際に於ては殆んど其必要なきものにあらずや。故に新條約實施後に於ては、明治五年の布告、及び六年の達の類を全廢して、外國人に土地所有を許して可なり」と論じ置きしが、今日に至りては識者の議論は殆んど、一致して外國人の土地所有を許すに傾き、獨り政府は別に何か見る所あるにや、未だ之を許す處置をなさゞるのみ。

然るに過日の紙上に記したるが如く、政府は今回外國人に鑛業を許すことに內決し、第十四議會に鑛業條例改正案を提出せんとするが如し。果して然らばこれまた以て世の進歩に促されたる結果と認むることを得べく、而して他の一方より觀察すれば、外國人に關する禁止の一を除くものにして、取りも直さず土地所有を外國人に許すべき時機に一歩を進めたるものなりと信じて大過なかるべし。何となれば旣に鑛業を外國人に許すの勇氣ある以上は、土地所有を外國人に許すの勇氣も、亦自ら生ずるに難からざればなり。

元來外國人に土地所有を許すは、さまで騷々して議論を費すべき問題にあらず。外國人に土地所有を許したりとて、我田畑は買占められ、我農民は小作人に變ずべし、などゝ推測して杞憂するは、全く事實を知らざる誤解にして、外國人にも愚人多ければども、我大地主たらんとするが如き愚人は、ヨシ之ありとするも極めて僅少なる

べく、他は大概宅地を買ふの類にして、夫すら差向きは現に我國人の名義にて所有せし別莊地の類を、公然その所有として登記するくらゐに過ぎざるべし。かゝる少許の土地、外國人の所有に歸してその影響如何と見るに、我國に取りては何等の妨げなく、而して列國の我國に對する感情に於ては、常に抱懷したる排外思想の消滅したる證として、その感情を和らげ、外交上に於ても貿易經營その他百般の交渉に於ても便宜を得ること尠少ならざるべし。此明瞭なる事情は、政府も之を解するに容易なるべければ、鑛業條例の改正に一歩を進め、成るべく速かに土地所有の禁止を解くこと得策なるべし。(明三二・一〇・一六)

駐清公使の更迭

駐清公使の更迭に關し世間に騷々しき議論を生じ、新舊公使の人物論より、對清政略の變更に至るまで、細大議論の種たらざるなきに似たるは、近頃の奇觀なれば、吾輩は取り敢ず去る十五日の紙上に「駐清公使更迭に關する評論」と題して、各種の評論を摘錄したり。此摘錄により、讀者は大概世論の如何を推測せられたることならんが、吾輩の所見を以てすれば、新舊公使の人物論は姑らく措き、對清政略の變更を此更迭によりて卜するは、少しく大早計の感なきを得ざるなり。

聞く所によれば、駐清公使の更迭は今日に始まりたる問題にあらず。昨年の始め頃より既にその議あり、只適當なる後任者を得ざるがために今日に至れるものなりと云へり。果して然らば更迭の必要は現内閣に於て始めて

之を認めたるにあらずして、前々內閣より旣にその必要を認めたるものなり。前々內閣よりその必要を認め來りたるものが、今日に至りて始めて實行せられたりとて、俄かに對淸政略の變更を說くは、頗るその事情に迂なるものにあらざるか。隨て更迭の結果として他日或は對淸政略に變更なしとも限らざれども、更迭を見たる今日に於て俄かにその變更をトするは、大早計の非難を免るゝこと能はざるべし。

吾輩は今日に至るまでの對淸政略を以て、悉くその當を得たるものとは無論に信ぜざりしなり。故に時々その得失を論じたるのみならず、本年三月二十日以後數日の紙上に於て「淸國問題」と題して之を評論したることもありたり。今日に至りても吾輩その論旨を變ずるものにあらざれば、駐淸公使の更迭を見て俄かに對淸政略を說くことをなさざるべし。然れども玆に一言し置かざるを得ざるは、駐淸公使にその人を得たりとて、公使の獨力を以ては十分の成功を望むべからざること是れなり。凡そ外交は國外にある代表者と、國內にある當局者と、相待つて始めて成功を期すべし。而して萬一國外にある代表者にその人を缺くことあるも、國內にある當局者にしてその人を得れば、外交の刷振全く望みなきにあらざれども、國外にある代表者にその人を得たるのみにては、外交の刷振甚だ難きものなり。是れ實に外交學の初步にして、今更ら事新らしく之を說くの必要なけれども、世間往々この事理を顚倒し、駐外公使の更迭あるごとに、對外政略を云々するは、その觀察の十分ならざるを惜しむなり。

新駐淸公使西男は殆んど三十年間外交に從事せし人にして、何人もその經歷に於て外交の技倆を疑はざるべ

く、吾輩も亦實に國家のためにその人を得たるを喜ぶものなり。然れども同公使をして十分の成功あらしむると否とは、單に公使の獨力に依賴すべきものにあらず。これ當局者の宜しく注意すべき所にして、世人も亦この點に注意を怠らざること肝要なるべし。（明三二・一〇・一九）

米佛互惠條約

米佛間に互惠條約の締結せられたる報道我國に達してより、今更らの如くその利害を論ずる者あり。今後果して日米貿易に如何なる影響あるべきやは斷言することを得ざれども、兎に角絹織物の類にして佛國より輸入するものと我國より輸入するものと、米國に於て關稅を異にし、彼に輕く我に重ければ、隨て我貿易に全く影響なきにあらざるべきは、見やすき道理なるが如し。尤も貿易の消長は關稅の關係多きに居るとは云へ、之に對する當業者の措置及び需用の變遷如何によりては、或は禍を轉じて福となすことも全く之なきにあらざれば、その利害論は姑らく他日の講究に讓り、吾輩は米佛互惠條約の締結を聞きて今更らの如くに驚くことの、甚だ事情に迂なるを惜まざるを得ざるなり。

米國は從來關稅契約を好まざる國なることは、久しく既に世に知らるゝ所なるが、デングリー稅則の發布に際して除外例を設け、その法文中に左の如き規定ありたり。

大統領は此稅法發布後二ヶ年以內に於て何時にても、上院の建議若くは同意により、相互通商の便利を圖るた

め或る國と條約を締結して、米國より其國へ輸入すべき米國商品に對し、米國の利益となるが如き約欵を締結すると同時に、其國の製品なりと證明して米國へ輸入せらるゝ或る商品にして、其關稅を特減せば米國に利ありと思考せらるゝが如きものに對して、五年より長からざる或る年限間に、此稅法に規定せる稅率を、其稅率の百分の二十を超えざる範圍內に於て、特減するの約欵を締結することを得べし。

此法律は千八百九十七年即ち我明治三十年七月二十四日に大統領の裁可したるものなれば、今日に至りてはモハヤ二ケ年の期限も過ぎたれども、その期限內に於て若しも互惠條約を締結せんと希望する國あり、その希望米國の利益と合せば、何れの國とも互惠條約の成立を見るべき筈なりしことは、當時に於て旣に前知し得られたる所にして、もし我當局者に於て當時早く此點に着目するか、又は我當業者に於て此機會に乘ずるの利なるを知りたらんには、我國に於ても或は米國と互惠條約を締結し得ざるにあらざりしなり。然るに當時當局者も當業者もその機會を失したるものなり。今日に至りて互惠條約を締結せんとするも、その成功甚だ覺束かなし。

又最惠國條欵を主張して佛國條約に均霑せんと論ずる者あれども、日米條約には互に無條件の均霑を許さずして左の如く規定したり。

兩締盟國はその一方の通商及び航海を他の一方に於て總て最惠國の基礎に置く主意を有するに因り、通商及び航海に關する一切の事項に關し、その一方より別國の政府船舶臣民或は人民に現に許與し或は將來許與すべき一切の特典殊遇若くは免除は、他の一方の政府船舶臣民或は人民にも、若し別國へ無報酬に許與したるときは

無報酬にて、又若し條件を附して許與したるときは其れと均一の條件を附して之を許與すべきことを兩締盟國に於て約定す（新條約第十四條）

斯くの如き規定は、獨り日米條約に於て之あるにあらず、從來多くの條約に於て米國は無條件の均霑を許さゞりしなり。故に直に佛國條約に均霑せんこと固より望みなかるべし、然らば更らに佛國と同一なる條件を提供して均霑を求めんかと云ふに、これ亦至難の事に屬せり。何となれば米佛兩國は特に互に相利せんとの主旨によりて條約を締結したるものにして、初めより他國に均霑せしむる意志あるものにあらず。故に同一條件を擇らんで之を提議するも、隨分その選擇に困難多かるべしと思はるゝが、ヨシ同一條件を提議したりとて、果して均霑することを得べきや否や、これ亦以て覺束なし。

要するに既往を追窮するも益なけれども、當然生じたる機會を失して當時之を捕捉せず、今日に至りて俄かに彼此の議論をなすは、只その迂を表白するのみ。當局者には如何なる計畫あるや之を知るを得ざれども、その計畫の成功せんことは、吾輩の頗る疑なきを得ざる所なり。（明三二・一一・一四）

宗教法案

政府は今回宗教法案なるものを議會に提出し、同時に徵兵令中改正案をも提出せしが、この二案は相關聯し、而して徵兵令中改正案は宗教法案の附屬法なるに過ぎざるなり。

宗教に關しては、昨年一月十三、十四兩日の紙上に於て、既に吾輩の意見を掲げたり（新條約實施準備第三十七及び八）當時吾輩の論旨は、憲法第二十八條に於ては「日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す」との明文あり。また日英條約第一條第四項には「兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て良心に關し完全なる自由、及び法律勅令及び規則に從て公私の禮拜を行ふの權利、並に其の宗教上の慣習に從ひ……自國人を埋葬するの權利を享有すべし」との所文あり。即ち憲法に於ても、條約に於ても、信教の自由を確保したれば、政府は神佛二教も耶蘇教もその區別を眼中に置くの必要なく、何れの宗教にても、國家の治安に害なき以上は、全くその自由に任せざるを得ざる筈なれば、或る一派の人々の希望に係る神佛二教に私して耶蘇を抑へんとする說は、實に驚くべき僻見なりといふにありて、目下行はるゝ神佛取締をヤソ教にまで及ぼさんとすることの愚擧たるはいふまでもなく、成るべく目下行はるゝ神佛取締なるものをも漸次に撤去し、彼等宗教家の自治に任すべしと主張したり。然るに今回提出せし宗教法案なるものを見るに、その條項に於ては多少の異議なきを得ざるものあれども、大體に於ては吾輩の論旨に甚だしき逕庭なきものゝ如し。

この法案は、蓋し民法第三十四條に「祭祀、宗教……に關する社團又は財團にして營利を目的とせざるものは……法人と爲すことを得」とあるによりて起り、宗教上に於ける社團財團を保護するを以て目的となしたるものならん。而してその社團財團を保護することは、即ち宗教全體を保護することゝなり、これがために多少の規定を要せしものならん。その神佛二教たると、ヤソ教たるとに於て、厚薄輕重の區別を置かず、また從來神佛二教に

關せし法規の多數は、この法案の實施と同時に、その効力を失ふものゝ如し。この點に於ては吾輩の論旨と主義に於て相同じ。これその條項に於て多少の異議あるに拘らず、甚しき逕庭なしといふ所以なり。

往時より儒教なるものもありたれども、宗教の定義よりしてこれを論ずれば、我國には神佛二教の外に宗教なく、足利氏の末より徳川氏の初に至りて、ヤソ教も傳播したれども、久しからずして殆んど絶滅の姿となり、神佛二教のみ全國に行はれたりしが、外國交際を開きて以來、再びヤソ教も入り來り、加ふるに憲法の實施と新條約の實施とは、モハヤ、ヤソ教を排斥するの餘地を存せざるがゆゑに、我國に於ける宗教は、大別すれば神佛耶の三教に歸し、細別すれば更らに内外數多の宗派教派となる。從來の法規にて一切の宗教を支配せんことは、到底出來得べきものにあらざるのみならず、これを支配する方法もまた從來の如き法規にてなし得る所にあらざれば、今回提出の法案は、その條項悉く是なりとなすことを得ざれども、兎に角早晩かゝる法律の制定を要せしことは、明かなる事實なり。

この法案は、神佛耶の三教に對して全く區別を設けざること、既に論ぜし所の如し。而してこの法案は、要するに教會と寺とに關せしものにして、教會とは法案第二條に掲ぐる定義によれば「公に宗教を宣布し、又は宗教上の儀式を執行するを目的とする社團法人又は財團法人にして寺に非ざるものを謂ふ」とあり、然らば則ち神道各種の教會とヤソ教とは、この教會なる名稱の下に包含せらるゝものならん。また寺とは、從來の寺院にして、寺院とは、法案第三條に「佛教の本尊を安置し教法を宣布し法儀を修行し僧侶の止住する建物とす」と明示しあ

り。故に神佛耶の三教は、全くこの教會と寺との中に含蓄すれども、こゝに全くその關係を有せざるものは、神社なるが如し。神社はこの法案中何等の規定なく、この法案にして實施せらるゝも、秋毫もその影響を受くることなかるべし。これ或は目下神社と神道各教會と分離し居るの事實に徴し、その事實のまゝにこれを規定したるに過ぎざるか。若くは別に法令の規定を設けんとするものなるか、その邊の事情は吾輩の知る所にあらざれども、吾輩は神社なるものに關しては少しく說あり。宮内省に直隷すること至當なりと信ずれども、今はこれを詳論することをなさゞるべし。

またこの法案にして實施せらるゝに至るも、從來の寺院には大體に於て著しき利害を感ずることなかるべし。教會に至りては、法案第十二條によれば、宗教用の建物並にその構内地及びその構内にある教師止住用の建物に租稅を課せざるが如し。これらの特典は神道各教會もヤソ教各教會も、租稅を免除せらるゝこと恰も今日の寺院に同じかるべし。これ或は一部論者の喜ばざる所ならんも知るべからざれども、吾輩よりしてこれを見れば、當然の事にして從來ヤソ教徒の苦情もこれがために除くを得べしと思はる。吾輩ヤソ教に何等の緣故もなけれども、憲法の精神よりこれを論ずれば、各宗に對する取扱に區別あるは、決してその精神にあらざるべし。

以上はこの法案に對する大體の觀察に過ぎざれども、この法案の骨髓は大概洞見するに難からざるべし。而してこの法案にして一たび成法とならば、如何なる結果を生ぜんか、吾輩これを豫言し得べきにあらざれども、今日の如き宗教界にありては、無法律の下に放任し置くことを得ざるは勿論にして、さりとて從來神佛二教に對せ

し不完全なる法規は、到底その効用を見ること能はざれば、今日に於てかゝる法律を設くることは、大體に於て不可なかるべし。但しこの法案は目下議會の手にあれば、如何に修正せんも知るべからざるのみならず、吾輩も亦多少の修正案なきにあらず。試にこれを述べて以て當局者の參考に供せん。

この法案は、大體に於て寺院教會に特典を與ふること多きものにして、その特典は神佛二教と耶蘇教との間に區別を置かざるは、當然の處置なれども、その特典に對する寺院教會の義務に關しては、少しく缺くる所あるを覺ゆ。たとへば寺院教會は租税を免除せられ、また寺院教會の禮拜の用に供する土地建物は差押ふることを得ず、その他教師は徴兵を猶豫せらるゝ等、多くの特典あれども、この寺院教會にして、その宗教を宣布せず、又は宗教上の儀式を執行せざる如きことあるときは、これその特典に對する義務を果さゞるものなり。かゝる場合に於ては、その特典を失ふべき筈なるに、法案はこれに關する規定なし。これこの法案の不備にあらざるか。

また教師は政治上の意見を發表し、その他政治上の運動をなすことを得ざるは、法案第三十七條に規定しあれども、かゝる教師の止住し若くは使用する寺院教會を、政治上の目的に使用し、たとへば政談演説會場となし、または政治運動の集會場となしたる場合には、これを如何にせんとするか、法案にはこれに關する何等の規定なし。或は他の法令に於てこれを禁止せんとするものならんも知るべからざれども、かゝる事柄は宗教法中に規定しあるを至當なりとす。而して全くその條項を缺くは吾輩の異議なきを得ざる所なり。

その他寺院若くは教會は任意の解散をなすことを得るは勿論にして、その解散の場合に於て、普通法を適用し

て處分をなすことを得るの外、寺院解散の場合には、寳物に關する處分は、勅令を以て規定すること、法案第二十七條に規定しあれども任意解散の場合の外に、法律上の處分として、寺院若くは教會の解散を命ぜざるを得ざる場合あるべしと思はるゝに拘らず、法案中にはその明文なし。これまた法案の不備にあらざるか。

蓋し立案者の意見にては、法案第十五條に「教派宗派教會又は寺院が法律命令に背き目的以外の事業を爲し又は認可若くは許可の條件に違反したりと認むるとき、又は公益上必要ありと認むるときは主務官廳は其與へたる認可又は許可を取消すことを得」とあるにより、一切の違法をこの條項によりて處分せんと欲するものならんが、かくては行政處分の範圍甚だ廣し。主務官廳の手心に待つもの多きに過ぐるの感あり。今少しく法律上に規定し置くこと至當なるべしと信ず。

要するに今回提出の宗教法なるものは、大體に於て甚だしき不可を見ざれば、多少の修正をなしてこれを成立せしむること可なるべし。一部一派には多少の議論もあらんが、宗教法なるものは、早晩これなかるべからざるは、いふまでもなき事柄にして、而してその規定は、何れの時機に於ても到底一部一派の希望するが如き偏頗なるものにては、憲法上に於ても、國民の權利に於ても、許容すべからざるものなれば、この法案の成立は、吾輩の大體に於て異議なき所なり。（明三二・一二・一三、四、五）

質問及答辯

議員の政府に質問するには、質問主意書を政府に送附したる後、議院に於て長々しき演說をなすを例とし、而して政府のこれに答辯するには、最初は演說を以てしたることもあれども、近來は大概書面にて答辯するを例とせり。これ初期以來の議會に於ける前例なるが、かゝる質問と答辯とは抑々何の必要あるものなるや。局外者には更らに了解しがたき所なり。

議院法第十章「質問」と題する所には左の規定あり。

第四十八條　兩議院の議員政府に對し質問を爲さんとする時は三十人以上の贊成あるを要す。質問は簡明なる主意書を作り贊成者と共に連署して之を議長に提出すべし

第四十九條　質問主意書は議長之を政府に轉送し國務大臣は直に答辯を爲し又は答辯すべき期日を定め若し答辯を爲さゞるときは其の理由を明示すべし

第五十條　國務大臣の答辯を得又は答辯を得ざるときは質問の事件に付議員は建議の動議をなすことを得

立法者の意思如何はこれを知るを得ざれども、以上の規定と初期以來の前例とは、符合せりと信ずること能はざるが如し。

質問に要する贊成者は三十人以上にして、恰も建議の動議に要する贊成者と同數なり。蓋し質問にても建議にても、一二の議員の意思のみを以て、これをなすことを得ざるを明示するものにして、多少その事を鄭重にして以て、政府に質問に答ふるの義務あらしめ、議院に建議を議するの義務あらしめたるものならん。而して質問に

簡明なる主意書を要するは、即ちこの主意書に對して國務大臣の答辯を促すものなりと思はるゝに、初期以來の前例はこれに反し、質問主意書を政府に送附することの外、その質問を提起したる議員は、長々しくその主意を議場に於て演說せり。かゝる演說を許して可なるものならんには、簡明なる主意書を政府に送附するの必要毫もこれなく、その長々しき演說は即ち眞の質問にして、政府はこの長々しき演說に對して答辯するなり、又は答辯せざるなり、その意思を決定すべき筈にして、質問主意書の如きは、質問者に取りても政府に取りても、全く無用のものたるべし。これ果して議院法の主旨なるべきや。

また政府の答辯も、近來は絕えて演說する者なく、議員の送附したる質問主意書に對し、書面にて簡單に答辯するまでなり。果して斯くの如き處置、議院法の主旨なりとせば、何故に議院法に「國務大臣は直に答辯を爲し又は答辯すべき期日を定め」云々と規定したるか。直に答辯をなすとは、質問主意書を受取るや否や直にその議場に於て答辯するの意にして、期日を定めて答辯するは、讀んで字の如く豫め答辯すべき期日を議院に示して、以てその期日に答辯演說をなすものなるべしと信ぜらるゝに、書面にて答辯すること今日までの實例の如くなるに於ては、直に答辯する規定も、期日を定むる規定も、殆んど空文に屬するが如し。これまた議院法の主旨なるべきや。

その他國務大臣の答辯を得又は答辯を得ざるとき、建議の動議をなすことを得るの規定も、殆んど空文に屬せざるか。吾輩は國務大臣の答辯を得たることも、又は答辯を得ざることも、屢々その實例を知れども、未だ曾てこ

れがために建議の動議をなしたるを聞かず。これ或は質問も答辯も議院法の規定の如くならされば、随て建議の動議もその必要を生ぜざるにてもこれあらんか。何分吾輩の解する能はざる所なり。

今日の情況を以てすれば、議員の政府に質問するも、政府の議員に答辯するも、その問答は何れの方面にも何等の効用を見ること能はざるが如し。議員政府に對し斯々の事ありやと問へば、政府は大概これなしと答ふ。而してその問答の手續を見るに、議員の質問主意書なる書面を政府に送り、政府は質問答辯書なる書面を議員に送り、互に書面を往復してこれを速記録に登載するに過ぎず。右の外に質問を提起したる議員は長々しき演説をなす。この演説は質問主意書を政府に送る以上は、本來無用なるべき筈なれども、前例に於ては議員必らずこれをなすものゝ如し。或は質問主意書に足らざるを補ふ主旨にてもあらんか。兎に角その演説は如何に長々しきも、これを聽聞する滿場の議員はたゞ聞き流したるまでにて、これに對する何等の處置をなすにもあらず。政府とてもまた然り。如何に長々しき演説をなしたる議員ありたりとて、その演説に對しては全く知らざるものゝ如く、その演説以外なる質問主旨書に對してのみ答辯せり。かゝる情況なれば質問は殆んど何等の効用もなく、結局質問を提起したる議員が思ふ存分に質問演説をなし、その演説速記を世間に流布すれば、それにて足れりといふものゝ如し。無責任もまた極まれりと云ふべし。

吾輩の記憶する所によれば、斯くの如き問答をなし居る議院は、各國に於てその例を見ざるが如し。わが議院法も恐らくはかゝる問答を豫期したるものにあらざるべし。畢竟政府は議院に對して責任なく、その質問に如何

なる事柄ありて、これを如何に答辯するも、その答辯によりて內閣の動搖を來たすべき事情なきことも、この弊を生じたる原因なるべしと雖も、議員もまたその職責の重んずべきを知らず、各員の思付き次第にて容易に質問を提起するが如き事情も、またこの弊を釀したる原因なるに相違なし。斯くて質問に關する議院法の規定は、今日に於ては殆んど空文に屬し居れり。これ決して憲政の美事にあらざるべし。

歐洲に於ける多數の立憲國にては、議員政府に質問するには、質問主意書を作りてこれを政府に送附すること、わが議院法の規定の如くなれども、この主意書を送りながら、更らに議場に於てその主旨を長々しく演說するが如きことなし。而してその質問主意書を受け取りたる政府も決して書面を以て答辯することなく、恰もわが議院法の規定の如く、國務大臣直に議場に出席して答辯するを例とす。而してその質問と答辯とは、議場に於ける重大なる事件の一に屬し、輕々に質問する議員もなければ、輕々に答辯する政府もなし。故にこの問答は內閣及び議院の運命に關する大問題をも惹起することあり。決してわが議院に於けるが如き無用のものにはあらざるなり。

要するにわが議院法の規定は、他の立憲國の議院に於けるものと大差なけれども、議會と政府との實際の處置は、議院法の主旨と符合せず。故にその情況は他の立憲國に於けるものと全く異なるに至れるものなり。憲法實施以來殆んど十年にもなりたれば、政府及び議會は今少しくその問答を改良するの道なきか。敢て關係者の一考を煩はさん。（明三二・一二・一九、二〇）

日露の關係

日露の關係につきては久しき以前より種々の風說あり。その風說中には事實なるべしと思はるゝものもなきにあらざれども、凡そ國際上の事柄は、たとへ事實を知るも妄(みだ)りにこれを公にすべきものにあらざるは、少しく責任を解する者の皆な知る所なり。況んやその風說の眞僞未だ判然せざるものに於てをや。これを揭げて以て世人の疑惑を醸すべきものにあらざるはいふまでもなし。故に吾輩は種々の風說を聞かざるにあらざるも、妄りにこれを揭ぐることをなさゞりしに、近頃はその風說益々高く、兩國の間に何事か切迫の事實にてもあるが如き風說まで傳はるに至れり。かゝる情況にて推移せば、遂に如何なる風說を生ぜんも知るべからされば、吾輩ために一言し置かざるを得ざるなり。

凡そ國際上の關係は、平地に波を起さんとすれば起すに難からざれども、日露の關係は既に三回の協商を經たり。今日に至りては兩國の平和を害すべき事柄のこれあるべき理由なし。これ理論に於て然るにあらず、實際の情況にても、兩國の孰れに於ても未だ嘗てこの協商の範圍外に出でたる處置をなしたるものあるを聞かざれば、たとへ內部に如何なる感情あるにせよ、兩國の交際は依然として親密なるを疑はざるなり。然るに拘らず、兩國の孰れか一方に於て、この親密なる交際を破らんと欲する者あらば、これを破ることを得ざるにもあらざるべけれども、これ實に波を起すものにして、かくの如き愚擧(きょ)をなすものは兩國の孰れにもこれあるべき筈なし。

加ふるに兩國の事情は、今日に於て平和を破るが如きことを好むものにあらざるべし。露國の東洋に措置する所多しと雖ども、未だその半も成功したるものにあらざるべし。而してその財政の如き、經濟の如き、未だ大に餘裕ありといふにもあらざれば、今日に於ては何れの方面に對しても、事を好むの位置にあるものにあらざるべし。我國の事情としても亦然り。廿七八年以後の計畫は悉く完備したるにもあらざるのみならず、財政上に於ても經濟上に於ても、平和こそ望むの位地にあるものなれ、決して事を好むの位置にあるものにあらざれば、ヨシ兩國の間に時として不快のことあるも、これを融和すること容易なるべし、結局兩國の關係は少くも近々數年間は無事なるべき筈なるは、何人も了解するに難からざるべし。

是故に吾輩は世間如何なる風説あるも、その風説の多くは、取るに足らざるものなりと斷言せんと欲するものなり。然れども當局者に如何なる考案あるやは、無論に保證すべき限りにあらざれば、當局者にして大局を達觀するの力なければ、如何なる愚擧をなさんも知るべからず。これ吾輩も世人と倶に疑なきを得ざる所なれども、マサカに閣員中にこの見やすき道理を解する人なきにあらざるべければ、日露の關係は、他日は知らず、今日に於てさまで憂慮すべきことあるべしとは信ずること能はざるなり。(明三二・一二・二三)

漢字減少論

漢字減少は吾輩の久しく抱懷したる議論なるが昨年七月名古屋經濟會の招待を受けて、同地に赴きたるとき、名

古屋教育協會より一場の演説を望まれ、其時これを公言し、同年九月二日以後の紙上にその速記を登載して、識者の教を請ひたるが、偶然にも輿論も近來漢字減少に傾きたるの感あれば、再びこれを論じて吾輩の論旨を明かにせんと欲する次第である。

原　敬

總論

吾輩の漢字減少を主張するは、漢字減少だけを以て滿足する譯ではない。終局の目的は漢字全廢にあるのである。シカシながら漢字を全廢することは何十年の後に成功するか、殆んどその期限を豫知すること能はざる次第であるから、今日に於ては漢字減少を唱ふるに過ぎない。

漢字減少といふことは今日に於て出來得ざる事柄でない、のみならず漢字を減少すればするほど、社會のあらゆる方面に便利を覺ゆる次第である。その故に漢字を減少することは、社會に便利をなしつゝ遂に漢字を全廢し得るの域に達する道であるから、今日に於て漢字減少を努むるならば、他日に於て漢字全廢を斷行すること決して望ない事柄でないと信ずる。

先年假名の會といふものも起りローマ字會といふものも起り、その會は今日に至りて如何なる情況であるか、更に聞くこともないが、その會員は今日に至りても存在し得ると見え時々その論を聽かぬではないが、未だ何等の成功を見ない。その成功を見ないといふ譯を以て、世間では一概に空論として排斥する傾もあるけれども、吾輩は決して空論とは思はない。吾輩は固より假名の會員でもなければ、ローマ字會員でもない、故らにその會を

辯護する意思は毛頭ないのである。又その會の主張した所もドンナものであつたか今日では實は記憶し居らぬぐらゐであるが、もし假名の會にしてもローマ字會にしても、今日に於て遽に漢字を全廢し、假名又はローマ字を以てこれに代用しやうといふならば、それは空論に相違ない。左様なることは到底今日に於て出來得べきものではない。シカシ漢字全廢といふことを終局の目的にして、何十年の後にか遂にその目的を達し、假名若くはローマ字に改むるといふならば、決して出來得ざる事柄でないと思ふから、吾輩はこれを空論として排斥することをなさぬのである。

元來漢字は書くにも讀むにもまた意義を了解するにも、甚だ困難なる文字である。それがために我文明の進歩を妨ぐることが、ドレほど甚だしきものであるか、誠に測り知られぬ次第である。故に漢字を全廢することは、文明の進歩に於て非常なる便利を與ふるといふことは疑ひないが、さりながら漢字は兎も角も千年以上我國民の慣用したる文字であるから、他にいかほど便利なる文字があるとも、一朝一夕に漢字を全廢することは出來得べきものでない、たゞ出來得ないばかりでない、モシ法律その他の力によつて强て漢字を全廢するやうなことがあつたならば、所謂角を矯めて牛を殺すといふやうな譯で、その便利を得ないばかりではない、社會の事物を記することは總て暗黑となりて、漢字の存在したる時よりも數倍の不便を醸すであらう。

故に如何なる考案を以てした所で、今日に於て遽に漢字を全廢することを得ざるは明瞭の次第であるから、終局の目的を漢字全廢に定め、今日に於て出來得るだけ漢字を減少するは、社會に何等の激變を與ふることなくし

て遂にその目的を達すべき順序であらうと思ふ。

漢字の使用

漢字は文字だけ日本に輸入したる譯ではない。儒教の傳來と共に日本に輸入したるものであるが、その後漢字を以て飜譯したる佛教が輸入したから、丁度儒佛の二教が相扶けて漢字の使用を全國に傳播せしめたのである。その事實はいふまでもなく歴史上明瞭の事柄である。和學者の説によれば、日本に固有の文字があつたと稱して居る。有つたでもあらう、シカシその文字はドウいふものであつたであらうか、今日和學者の唱へて居る所の説には疑ひなきを得ざることが多い。但しその詮議は本論に必要がないから姑くこれを措て、兎に角固有の文字があつてその文字がドンナ文字であつたにもせよ、漢字に比較しては誠に發達せざる文字であつたに相違ない。而して優勝劣敗の結果漢字のためにその文字が社會より掃蕩されて、社會に痕跡を留むることが出來得ざるやうになつたといふ事は疑なき事實であらう。

シカシながら自國の言語といふものは、他國の言語のために全然消滅するものではない。また自國の言語といふものは他國の言語を以て完全に飜譯し得らるゝものでもない。これ殆んど何れの國の事情に徴しても明かなることである。故に漢字の勢力は實に旺盛なるものであつたであらう、漢字でなければ何事を記載しても明瞭でない。漢語を使用しなければ何事をいふても野卑たることを免れない、といふやうな感じが一般に起つて、漢字の根底をます〳〵深からしめたに相違ない。さりながら日本文を盡く漢文とすることも出來なかつたのであるし、

また日本語を盡く漢語とすることも出來得なかつたのである。これ畢竟漢字なるものは他國の文字言語であるから、到底日本の言語文章を全く一變することは出來得なかつたのに外ならぬ。斯樣な次第であるから、日本の言語といふものも、文章といふものも、純然たる日本語でなければ純然たる日本文でもないが、さりとて純然たる漢語でもなければ純然たる漢文でもない。而してその結果は和漢混淆の變體物を生じたる譯である。然るにこの變物體は年を經るに從つてます〳〵變體となり、漢字ばかり羅列したる文章は、一見すれば漢文の如くであるが、その實漢文とは殆んど緣のない文章が多い。たとへば往時の公用文又は現在の普通書翰など皆なこの類であるが、この變體文章が維新以後に至りて更らに變體となつたのである。尤も一時は漢文をそのまゝ僅かに假名を交へたゞけで使用することの流行したこともあつたが、それは一時のことに止つて、漢字の使用はます〳〵亂れ、加ふるに飜譯の流行して以來、漢字の使用は一層亂雜を極めて居る。古よりありもせぬ熟字を使用して怪しまないばかりでない、その熟字は使用する人の意見次第で每日製造すると云ふ有樣である。たゞさへ困難なる漢字がかういふ情況であるからます〳〵以て了解するに困難なる次第となり、これを學ぶ者も困難すれば、これを讀む者も困難する、斯樣なる狀況は即ち、今日の實況である。

漢字はいふまでもなく支那字である。支那字は現に淸國に於て使用せられてをる。シカシ日本に傳來して日本に使用せられてをる漢字は、その形狀こそ同一なれども支那に於ては古文に屬し、今日淸國に使用せられてをる文字ではない。この古文は淸國人にても特別に學問しなければ了解することが出來ない、いはゞ死語である。恰も

歐洲に於けるラテン語の如きものである。ラテン語は歐洲に於ても一時は一般の公文に使用せられ、條約にしても、書法その他の法文にしても、皆なラテン語を以て記載せられたものであるが、その使用は漸次に衰へ、今日に至りてはラテン系統の言語を使用してをる國でも、學者の學問上使用する場合でなければ、ラテン語そのものを直に使用することはない。併し日本に於ては、そのラテン語同樣の漢字を普通の言語にも文章にも使用してをる。而してその使用法は日々變化し、ます〳〵亂雜を極むる次第であるが、さりとて今遽にこの漢語混用の文章を全廢することは出來ない、強てこれを全廢せんとすれば殆んど現に使用する日本語を全廢すると同樣の結果になる。故にヨシ漢字を全廢したりとて、漢字混用の言語文章は依然としてその系統を存在するに相違ないが、もしも何十年の後にか、歐洲に於てラテン系統の言語文章を使用しながら、ラテン語を普通に使用せざるが如く、漢字混用の言語文章を使用しながら、漢字を普通に使用しないやうな結果を得るならば、社會に與ふる便利は實に量るべからざる次第である。

漢字使用の困難

漢字は讀むにも書くにも、またその意義を了解するにも困難なる文字であることは、吾輩の贅言を俟つまでもない。世間では既に認めてをるであらうと思ふ。

たとへば納の一字はタフの音もあれば、ナフの音もある。またイル、とも讀めばヲサムとも讀む、その他の場合によりてはツヾルともツクルとも讀む。故にその讀方は甚だ困難であるが、これを書くにもまた困難である。そ

シ扁を誤つて衲となせば、ダフ又はナフの音となる、或はツキ、ヌフ、ツヾルなど丶讀む。また誤つて訥となさばトツといふ音になつてドモルと讀む。その字畫が複雜にしてこれを書くに手數多きばかりでない、少しくその字畫を誤れば別文字となることは斯くの如くである。また漢字は羅列したる位置の如何によつて意義を異にするものであるから、同じ文字でも置場所によつて意味を異にする。それゆゑ正當に漢字を書き、また正當に漢字を讀んだといふだけでも、その意義を判然了解するにはまた更に困難なきを得ざる次第である。斯樣なる困難多き漢字は萬を以て數ふるほどある。今引用したる例は何人も知りをる容易なる文字に過ぎないが、萬を以て數ふる漢字中にはドレだけ六かしき文字があるか、測り知るべからざる次第である。

　漢字の使用困難なること斯くの如くであるが、これに加ふるに近來は漢字の使用著しく亂雜になつてをるから、普通漢字を解する者でもどういふ意義であるかこれを解するに苦しむ言語文章は甚だ多い。殊に譯字の類に至りては、その漢字だけの意味ではどうしても了解することが出來ない、強て了解せんとすれば甚しき誤解を醸す處がある。故に譯書ばかり讀んでをる人には時々非常の誤解があつて、笑ふべきこともあるが、兎に角正當に譯字の意味を了解しやうと思へば、是非ともその原語は如何なるものであるか、原語を繹ねざればこれを了解することが出來ない場合が多い。吾輩とても幼年より多少漢籍を學んでをればこそ、不十分ではあるが幾分か漢字を解し得ないではないが、漢字の素養なくして漢字を了解しやうと企つるは、その困難實に思ひ遣らる丶次第である。漢字使用の困難なることを述ぶれば、際限もなきことであるから、これを詳論することを止め、試にこの漢字

を學ぶ者の情況を述ぶれば、尋常小學はいふまでもない、高等小學を卒業したる者でも滿足に普通の手紙を書き得ない、普通の書付も讀み得ない、などゝいふ非難を父兄から聞くことは少なからぬが、これは教授法の如何にもよることで、今日の學制では已むを得ないといふ事情もあるであらう。さりながら歸する所は漢字使用の困難なるためである。小學卒業生に限らず、尋常中學の卒業生でも高等中學の卒業生でも、滿足に漢字を讀み、漢字を書き及びその意義を了解する者は幾らもあるまい。大學卒業の學士でも、時としては十分に漢字を讀み漢字を書き及びその意義を了解することが出來ないといふ人がある、甚しきに至りては何々博士といふやうな高等の學者でも、自分の專門に屬して他まで知りをる事柄を、歐文であれば兎に角、日本文では到底自分で書くことが出來ないといふ人もある。又ヨシ日本文で書いた所が不文にして讀むに堪へないといふ人は少なからぬ。かく教育ある人ですら漢字は十分に使用し切れないとすれば、いろ／＼原因もあるであらうが、漢字使用の困難なることは疑ひなき事實である。かゝる困難なる漢字を永世末代に使用しなければならぬ理由は決してあるべき筈のものでない。一日も速かに漢字を絶滅さするは、我文明の進路に至大の便利を與ふることであるが、如何せん、前にもいふが如く、漢字の使用はその根源深く俄にこれを全廢することが出來ないのみならず、この漢字に代ふべき文字は差向き假名であるが、假名の使用は、久しく漢字の勢力に壓せられて、毫も進歩しをらぬ。この進歩しをらぬ假名を恃んで、俄かに漢字を全廢しやうなどゝいふことは、無論に行はるべき事柄でない。

故に吾輩は今日に於ては漢字全廢論を唱へない。たゞ一方に於ては消極的に漢字の減少を圖り、また他の一方

に於ては積極的に假名の進歩を圖つて、漢字の減少と假名の進歩と、相伴うて以て遂に漢字全廢の域に達することを希望するのである。

漢字使用の害

漢字使用の困難なることは既に述べたる如くであれば、漢字使用の害をいふの必要はないやうであるが、さりながら立論の順序としてこの事も一言して置きたい。

目下小學生徒より大學の生徒に至るまで、漢字を知るがために困難してをることは筆紙の盡す所ではない。假りに歐文の例を以て見るならば、その文字を讀むことも書くことも僅かに二十六文字を學んでその綴方を知るときは特別なる專門語の外は誠に容易なる次第である。夫のみでない、その意義を了解するにも、言文一致の體であるから普通の事は容易に了解することが出來る。然るに日本では全くこれに反對してをつて、モシ假名のみを以て記載して居るならば、四十八文字を學んでその假名遣を知るときは、如何なるものでもこれを讀むにも書くにも容易なるばかりでない。その意味を了解するに言文一致の體ならば容易に了解し得ることは、丁度歐文と同樣なるべき譯であるが、漢字使用のために事實は全く反對である。實際の情況に於て假名を振りたる文章であれば、如何なる無教育の者でもこれを讀むことは出來、また如何に文盲な者でも假名ならば幾分か自己の意思を表明するだけには記載することが出來る。然るに漢字といふものはこの便宜を全く妨げ、相當に教育ある者でも滿足に漢字を讀み書をして、その意義を了解するといふには、非常の困難を釀さなければならぬ譯である。故に就學してを

る所の兒童は、その學業の一半は、この無益なる漢字を知るために費し、また兒童を教育する者もこの漢字を教ふるがためには、その教育の一半をこれに傾けてをるといふ次第である。

また官廳に於ても、諸會社の類にしても漢字のためには無益の失費を醸してをる。たとへば歐文を謄寫すると日本文を謄寫するとの比較を見れば、その時間に著しき差がある。如何に達筆なる者でも、日本文を謄寫する者はその文字の數に於て歐文を謄寫する者の半にも及ぶことは出來ない。謄寫するにして既に斯の如くである以上は、これを起草するにもまた大層なる時間を費さなければならぬから、西洋人の歐文を起草すると、日本人の日本文を起草すると、學問の程度はやゝ彼れに優つてをる者でも、その費す所の時間は到底彼れに及ばないといふ次第である。時即ち金なりなどといふ格言に從へば、この困難は我經濟上に幾多の損耗を受けてをるか量るべからざる次第である。また時間を費すこと既に斯くの如くであれば、人員も多く使用しなければならぬ。西洋人の一人にて辨ずべき用を日本では二三人を費さなければならぬといへば俸給その他の費用に於ても、比較上損耗を醸すといふことは、何人も容易に了解せらるゝであらう。

斯く論ずれば、假名を以て記載するにも隨分困難多いといふ議論もあるであらう。吾輩は決してその困難を認めないではない、なぜなれば現在に於ける假名の使用法といふのは、甚だ不進歩なるものであり、多くの場合に於ては寧ろ漢字を使用する方が便利である。さりながら假名は漢字に比すれば、本來の性質に於て便利なるものにして、また何人も了解し易きものである、故に假名と漢字との比較を現在の有樣のみを以て判斷すれば、甚

だしき誤解に陥るであらう。將來に於て漢字を減ずれば減ずるほど假名の効用も明かなものとなり、學問上にも經濟上にも無量の便宜を與ふることは、吾輩の斷言して憚からざる所である。それには一方に於て漢字を減少し、他方に於て假名の使用を進歩させねばならぬ。假名の使用さへ進歩すれば、漢字に比してその便否、固より同日の論でないと信ずる。

漢字減少の方法

漢字全廢を以て終局の目的となし、差向き漢字を減少するには、どういふ方法を以てすれば宜しいか、その方法については二ツある。

第一の方法は政府の力を以て漢字を減少するのである。たとへば文部省かその他の官廳に於て、朝野の學識ある人々を集めて委員を設け、各種の學校に於て使用する教科書及び一般に使用せられてをる法令又は公私慣用の書式などを調査して、その減少が出來得るであらうと認むる漢字を示し、同時にその漢字に代ふべき假名を定めて毎年これを公布し、公私一般に遵奉せしむることゝしたならば、漸次に漢字を減少することが出來、數十年の後には社會に激變を與ふることなくして、遂に漢字を全廢することは出來得るであらう。

右の方法が宜しいとしてこれを實行するならば、無論にこれに對する必要なる法律を發布して妨げない。また斯くして漢字減少に着手したならば、相當の時機に於て學制を改革し、到底高等の教育を受くるに至らずして、その學業を廢するであらうといふやうな子弟には、成るべく漢字を教へざる方が宜しい。これがためには別に下級

學校を設けても宜しいが、兎に角小量の漢字の外は總べて假名を以て記載し、假名を以て教授し、假名のみを以て便利をなし得るだけの事を圖り、漸次他の學校にもこれを擴張すれば、漢字減少を進むる一捷徑であらうと思ふ。

第二の方法は輿論の力を以て漢字を減少するのである。日常使用の書翰にしても、新聞紙雜誌の類にしても、苟くも減じ得べしと認めたる漢字を出來るだけ減少し、假名の使用を擴張したならば、大に漢字減少の勢力を增して、漢字全廢の域に達する時期も幾らか早まるであらう。

この第二の方法は無論に何等の制裁もない事であるから、輿論に於てこれを贊成しなければ出來得ない事であるはいふまでもないが、目下社會の有樣を見れば、幸にして漢字使用の弊を覺り、近來は國語改良などの說を唱ふる人も增加して來たのであるから、一般の輿論に於て漢字減少の傾を生じてをらぬではない。のみならず新聞紙雜誌の類にしても、または引札廣告など一時の印刷物にしても、ツマリ廣く公衆に知らしめるといふものは、なるべく漢字を減少して居り、また漢字を減少せざる所でその漢字には盡く假名を振つて解讀に便ならしめて居る。故にモシも輿論に於て漢字減少が宜しいとその必要を認め、新聞紙雜誌の類に於てなるべく漢字を使用せざるならば輿論の力にても無論に大に漢字を減少するべき筈である。

以上二つの方法は第一その一のみ行はれたる所で漢字減少の効力なしとはしない、幸にして二ツながら行はれるものであるならば、尚更ら以て漢字減少は速に成功するであらうと思はれる。

一般の有様に於ては、近來漢字を解する人が減少したるためであらうが、兎に角漢字使用は前にもいふ如く減少しつゝあるのである。政府の發する公文でも、法典などに使用する文字の如き已むを得ざるものを除いては、數年前に比すれば漢字は減少してをる。その漢字減少のために文章は俗語に近きものになれりといふ非難もあるが、これは決して非難すべき次第のものでない。俗語に近寄れば近寄るほどその便宜を與ふる次第であつて、俗語に遠ざかるほどその困難を多からしむる譯である。兎に角實際の有様に於て漢字減少の傾を生じて居るのであるから、一歩進めて政府の法令を以て、漢字使用の減少を示し、輿論の力を以て漢字使用を減少するならば、遂に漢字全廢に至る時期を早むる次第である。

故に吾輩は右の方法の一のみ行はるゝもその効力なしとはしないが、成るべくは二ツの方法を併行して以て一日も速かに漢字全廢の域に達することを希望する。

和學者の誤解

漢字の使用を減少すれば、差向きこれに代つて使用すべき文字は假名である。この假名の使用が增加すれば遂に漢字を全廢するに至るであらうといふことは、吾輩の主張する所であるが、世間の漢字全廢論者中には、吾輩の說とその趣を異にする者がある。その說をなす者は和學者にして、是等の人々は漢字を全廢してこれに代ふるに假名を以てしやうといふ一事は吾輩と同論であるが、その使用すべき假名は今日世俗に慣用せられて居るものではない。大和詞と稱する一種の古語を使用しやうと考へて居るのである。これ吾輩の說と大に異なる所で、吾輩

はかゝる古語を以て漢字に代用しやうなどゝは毛頭考へてをらぬのである。

大和詞なるものは高尚優美なるものに相違ない、雅人の娯樂には最も適當する詞に相違ない、のみならず恐らくは正當なる日本語であらう。さりながらかゝる古語は到底日常の便利をなすものでない、モシも強ひてこの古語を以て漢字に代用しやうといふことであるならば、漢字を使用するよりも更に困難多くして、何等の便利も得る所はあるまい。漢字は成程難解の文字には相違ないが、その字數も多くその意義も廣きものであつて、自由に使用することが出來得るが、大和詞なる古語は全くこれと反對で、その字數も意義も極めて狹隘なるものであるから、到底今日の日新事物を言ひ表はすに足らぬ。この點に於ては大和詞なる古語は、漢字に比して數等劣るものと斷言して宜しい。故に吾輩は漢字を減少してこれに代ふべき文字は古語にあらず、普通一般に使用せられをる所謂俗語なるものを以て代用しやうといふ考である。

俗語といへば雅語に對する語で直ちに野卑なるやうな感想を起す傾がある。無論俗語中には野卑にして使用するに足らない言葉も多い。さりながら俗語盡く野卑なりといふ譯ではない。普通に使用せらるゝ言語は詩でもなければ歌でもない、何れの國の言葉も本來は甚だ俗なるものにして、その俗語と稱するは即ち世俗一般に使用せらるべき便宜を明かにしてをる證據にして、普通の俗語を以て如何なる高尚なる道理も、如何なる六かしき問題も、これを言ひ表はすことが出來得ないものではない。

現に演義速記の類にしても、講談速記の類にしても、また近來多く行はれて居る言文一致體の小説にしても、

如何なる事柄にても如何なる六かしき問題にても、俗語を以てこれを言ひ表はし、その俗語のまゝを記載して何人にも了解し得られないといふことのないのみでない、却て大にその了解に便なる次第である。モシ大和詞なるものを以てこれを記載するならば、便利を得るどころではない、言文一致體などは全く望みなきものであつて、一種の困難を除いて更に數倍の困難を醸す譯である。何を苦しんでこの難解の古語を用ひるの必要があるであらうか、その誤解なることは明瞭であらう。

古語の無用なること右述ぶる如くであれば、この古語に基いて深く假名遣ひを研究する必要はあるまいが、假名遣ひの亂雜なるは文章の亂雜を醸し、恰も漢字使用の亂雜なるが爲めに、文章の亂雜を醸したと同樣の結果を生ずる虞ないではないから、一應假名遣ひを詮議するは決して悪しき事ではない。悪しき事ではないがその詮議の主旨は、普通一般に使用せらるゝにはどういふ風になしたならば便利であらうかといふことを詮議するにあつて、單に古語を標準として俗語を律するといふことは無益の事であらうと信ずる。

無論に漢字を全廢した所で、今日の言語文章はその源を漢字よりも發し、大和詞よりも發してをる。故に漢字を減少すれば假名の使用を增加せねばならぬが、假名の使用を增加したる結果漢字を全廢するに至つた所で、漢字と大和詞とは、多少これを詮議せねばならず、また多少はこれを使用せねばならぬのみでない。學者の事業としてはこれを講習せねばならぬといふことも疑ひないが、さりながら大和詞なるものを以て漢字に代用せんとするならば吾輩の議論と全く反對なるのみならず、決して輿論の贊成を得べき事柄でない。

漢字減少の實例

わが大阪毎日新聞は、なるべく文章を平易にして、讀者の了解に便ならんことを努めてをる。それ故に普通の記事はいふまでもなく、論説の如きに至りても談話體に記載することが多い。これわが大阪毎日新聞を讀む人の皆な知らるゝ所であるが、吾輩は決して無益にかゝる事をなしをるのでない。

現在の有様を見るに、文章は漢文に近づけば近づくほどこれを了解するものは少數である。漢文に遠ざかれば遠ざかるほどこれを了解する者は多數である。これ爭ふべからざる事實であつて、新聞紙の如きは多數の人に閲讀せしむることを目的とし、また多數の人に閲讀せらるゝでなければ、如何なる議論を主張した所で、その論旨を貫徹することが出來ない。また如何なる事項を記載した所で、その事柄を世間に傳播せしむることが出來ない。それ故に文章の平易を努むるは當然の事なりと信じて斯くの如き事をなしをるのである。

文章に於いて既に平易を努むる以上は、文章を組立つる所の文字もなるべく平易なることを努むべきは無論の次第で、これがためには吾輩の素論として漢字減少を努めてをるのである。漢字を使用することは假名を使用するよりも時としては便利なることもないではない。また新聞紙の如きは行數にも限りあり、植字の都合もあるので、已を得ず漢字を使用せねばならぬこともある。が大體に於て漢字は讀者の了解に便ならざることが多いばかりでない、漢字を使用すればこの漢字に假名を振らなければならぬといふ煩ひもある。漢字を記載してこれに假名を振れば、植字のためにも校正のためにも種々の手數を釀す上に、讀者のためにも多少の煩累を免れないのであ

る。然るに漢字を減少すれば讀者に何等の不便を釀さゞるのみならず、多少の便宜を與へつゝ新聞事業の上にも手數を省き、尠からぬ便宜を得る譯である。

一歩を進めて漢字全廢の域に達したならば、右の便宜は一層著しきものとなるであらう。その時に至れば歐米に於て使用せらるゝが如く、器械を以て文字を組立ることも容易であらう。新聞事業の上に於て幾多の便宜を與ふるか測るべからざる事である。啻に新聞のみでない。社會一般多く文字を使用する部分には、同樣の便宜を與ふる筈である。漢字全廢の域に達してこの便宜ありとすれば、漢字減少の場合に於ても無論にその幾分の便宜を得ることは、多辯を須ゐずして何人も了解せらるゝであらう。

また漢字には類似の文字が甚だ多い。故にこれを遣ひ分るときは、字句の間に多少の妙味を感ずることないではない。けれどもその妙味を感ずるがためには、多少の思慮を費さなければならぬことも亦已を得ない事實である。而して類似多き漢字を盡く遣ひ分けて、多少の妙味を感じた所で事實に於ては何の利益もない。たとへばヨクといふ文字の如きは、善の字もあれば能の字もある。また好の字もあれば克といふ字もある。或はまたタヾといふ文字にしても只、唯、惟、但といふやうな文字がある。その他この類の文字は枚擧に遑あらざる次第であるが、漢文を基礎として論ずれば、委しく是等の文字を遣ひ分る方が宜しい。シカシ實に無益の事である。平易なる日本文としては是等の漢字を一切省き、單にヨイ又はタヾと假名を以て記載したる所で、何等の差支へもない。

右の次第であるからわが大阪毎日新聞は、その文章を平易にすると同時に、その難解の文字たると否とに拘ら

ず苟くも減少し得べき漢字は、成るべく減少して居るのであるが、新聞紙はいふまでもなく、法律でもなければ教科書でもない、故に獨り自ら信ずる所を行ふに過ぎない、のみならず或は杜撰の事も多くして、識者の笑を招くことがあるかも知れぬが、兎に角漢字減少はその便利ありて未だその不便を見ないと云ふ實例は、これによつてもその一班を知らるゝであらうかと思はるゝ。

結論

以上篇を重ねて論ずる所は吾輩の宿論であるが、幸にして大誤謬なきものとするならば、政府の筋に於ても法令の力を以て漢字減少を圖ることを努むるやうにありたい。また世の識者にも漢字使用の減少を圖ることに盡力することを願ひたい。漢字使用の弊害と漢字減少の便利とを論ずれば、殆んど際限なきことであるが、歸する所この漢字減少なるものは、さまで困難なる事業でない。而して文明の進歩に至大の便利を與ふることと信ずるにより、敢て宿論を主張して朝野の賛成を求むる次第である。(明三三・一・二—一〇)

米佛互惠條約（再び）

米佛互惠條約を締結したりとの報道わが國に達して以來、その條約は輸出業に影響すること尠からずして、様

かに世論を高めたれば、吾輩は昨年十一月十四日の紙上に於て、デングリー稅法の發布ありし當時に於て政府も當局者も何等の措置をなさず、全く等閑に打過ぎながら、米國政府が佛國の提議を容れて互惠條約を締結したる後に及んで、今更らの如く驚くことの甚だ事情に迂なりしを惜み、今日に至りてその條約に均霑せんと欲するも、その成功甚だ難かるべき次第を論じたるは、讀者の記憶せらるゝ所ならん。然るに爾後その條約は、米佛兩國の議會に於て、多分は否決するならんとの風說ありて、竊かに喜ぶものあり、又これに反して、米國議會に於て多少修正するも、兩國の議會は大概可決するならんとの風說ありて、甚だ憂ふるものあり、結局今日の情況は、當局者にも當業者にも何等の成算なく、徒らに風說を聞いて喜憂するに過ぎざるものに似たるは、吾輩局外者の益々以てその迂を惜まざるを得ざる所なり。

近頃聞く所によれば、米佛互惠條約は佛國議會は穩かに通過する傾あれども、米國議會に異論者あるは事實なり。これカリフォルニヤ地方の議員が反對するものにして、その反對は單に米佛互惠條約に反對するのみにあらず、英領殖民地又はアルゼンチーン共和國との互惠條約に反對するものにして、その理由は同地方の農產物に影響すること尠からずといふにあり、多少道理なき反對にもあらざれば、或は米國議會を通過せざるも知るべからずと。果して通過せざれば即ち可なり。モシ不幸にして通過せば、これに均霑せんことは、デングリー稅法の精神に於ても、日米條約の主旨に於ても、至難の事に屬せり。これ嘗ても論じた如く、米國は從來均霑主義を認めざる國にして、均霑を拒絕したる實例も少からず、加ふるに近頃に至りては、スイス條約に均霑を許さゞるを得

さる條項ありとて、これを破棄することゝなせしほどなれば、到底この互惠條約に均霑せんことは覺束なかるべし。强て說を求むれば、わが國に於ては日米條約に無條件均霑を許さゞるに拘らず、他の諸國との契約稅則を米國にも適用し居れば、その報酬として米佛互惠條約に均霑せんと主張するの方便もこれあるに似たれども、わが國の彼れに均霑を許したるは、わが任意の讓與にして、これがために彼をして我と同樣に處置せよと迫ること難かるべきのみならず、斯くてはヨシ米國これを諾するも、佛國これに故障なきを得ざるべし。故にその論も到底實效なかるべく、且つこれを主張して容れられざれば、米國に與へたる特惠を廢止して、米國物產に對し普通稅則を適用するの一法あれども、これ實に非常手段にして、日米間の交際に不快の結果を生ずること疑ひなし。

右の次第なるを以て、當局者は如何に當業者を慰藉し居るやを知らざれども、吾輩は頗るその成功を疑はざるを得ず、かゝる成功疑はしき事柄に區々せんよりは、別に新案を講究するの必要なきか、これ吾輩の敢てその向の一考を求むる所なり。（明三三・一・二二）

日米間の契約稅則

米佛互惠條約にして幸に不成立に終らば、最も妙なるべしと雖ども、不幸にして成立せば、これに均霑することと到底覺束なし。その理由は、吾輩の「米佛互惠條約」と題して再度これを論じたる所にして、且つかゝる成功疑はしき事柄に區々せんよりは、別に新案を講究するの必要あるべしと論ぜしが、その所謂新案たるものを講究す

るに、米國政府に契約稅則を提議するの外なかるべし。

日米新條約の昨年より實施せられ居るものには契約稅則なく、また最惠國條款に關しても互に無條件均霑を許さゞること、世人の知る所の如くなるが、かゝる條約を締結したるは、要するに米國に於て多く契約稅則を好まざると、又わが國に於ても舊條約を改正するに際して、なるべく舊條約類似の契約稅則を避けたる事情に原因せしものなり。然れども契約稅則は絕對的に不可なるものにあらざるは、吾輩の新條約實施準備論中にも反覆詳論したる所にして、關稅に關して全然自由を有する國にても、契約稅則を締結することこれなきものにあらず。要はその契約稅則の相互的利益ならんことを求むるに過ぎざるものなれば、米國に於てもモシ相互の利益を進捗することを得るものならんには必ずしも契約稅則を締結せずといふことなし、故に米佛互惠條約を離れて、別に日米間に新たに契約稅則を提議すること能はざるものにはあらざるなり。

成否は固より期すべからず、殊に今日の當局者にてはその成功如何あらんと思はるれども、日米間に幸に契約稅則の成立することありて、米國より輸入する重要物産と、わが國より輸出する重要物産と、交換的利益を主として契約稅則を締結することを得ば、米國物産のわが國に輸入するものも增加すべく、また米國に輸出するわが物産も、先頃米西戰爭に際して突然の課稅を見たるが如き憂なく、當業者のその業に安んずることを得べきは勿論なれば、彼我の利益を增進するに於て最も便利なるものなり、徒らに米佛互惠條約の跡を追ふて區々の議論をなし居ると、その利益に霄壤の差あるべし。

右に類似の議論は世間にもこれなきにあらず、米佛互惠條約の例に倣ふて日米互惠條約を締結すべしとの議論これなり。然れども米佛互惠條約はデングリー稅法の規程に基きて締結したるものにして、同稅法に於て米國大統領に互惠條約の締結を許したる期限は昨年に於て既に經過したり。今日に至りてはモハヤ同法によれる互惠條約を締結し得べきものにあらず、これ同法の明文に於て示す所なれば、吾輩の論旨は全くこれに異なり、同法の關係を離れて普通列國間に締結せらるゝ契約稅則の如く、單に彼我の利益を主として、日米間に契約稅則を締結すべしといふにあるなり、讀者幸に混同することなかれ。(明三三・一・二五)

漢字減少論補遺

原　敬

先頃漢字減少論を公けにして以來、各地より贊成の書簡も受け、輿論の傾向も大概推測し得らるゝのみならず、文部省に於ても國語調査の費用を請求したるよしなるが、各地の贊成者も政府の方針も、必らずしも吾輩の議論と一致して居るといふ次第ではあるまい。何論に限らず、目的を同じうして細條に至つて岐るゝは固より免れざることであるから、吾輩は更に數言を費して前論の足らざる所を補つておきたいと思ふ。

今日使用して居る文章は、談話してをる所とは大に異なり、即ち言文一致でないといふことは輿論の認むる所

にして、これがため喋々の辯を費すまでもない。さりながら吾輩の見る所を以てすれば、今の文章は言文一致でないばかりではない、この文章を見ると讀むとの間において大なる相違があると思ふ。

吾輩の議論にては漢字を減少し、その減少したる結果遂に漢字を全廢するに至つたならば、言文一致の文體に改めたいと希望するのである。がその結果を得るに至るまでの間、即ち漢字を減少しつゝある間に於ても、なるべく言文一致體に近からんことを望む。それゆゑに先頃の漢字減少論にも、世間の所謂俗語を使用して、難解の言葉を避けやうとしたる次第である。而して漢字全廢の域に達したならば、悉く假名を以て記載することであるから、この假名を以て記載するについては、斯くせねばならぬといふ議論も自ら生ずべき筈にして、吾輩も亦この事については、後に一言しておきたいと思ふが、差向き見ると讀むとの間に相違あることは、普通の文章においては勿論のこと、言文一致體の文章においても、免れざる弊である。たとへば言文一致體に記載したる文章に於て「諸矣諸矣」と書いて「アイ〳〵」と讀み、「猶且」と書いて「ヤハリ」と讀みをる。何故に斯様なる漢字を使用してをるか。「アイアイ」とか「ヤハリ」とかいふことは、普通に使用せれてをる言葉であるから、これを讀で人に聽かしむれば、たゞその振りたる假名だけのことにしか聞えないが、これを見ると「諸矣諸矣」又は「猶且」と記載してある。「諸矣」といふ文字が「アイ」といふことに當り、「猶且」が「ヤハリ」に當るかは知らぬが、かゝる文字を使用してをるは誠に無益のことである。又「甚麼」と書いて「ドンナ」と假名を振り「這麼」と書いて「コンナ」と假名を振り、「那麼」と書いて「アンナ」と假名を振つてをるのも間々見る。是等の文

字は支那に於て使用する俗語であつて、普通に漢文を解する者にすら了解し悪い俗語であるが、この俗語を殊更に用ゐ來つて、これに日本の俗語を以て假名を振る、その俗語と俗語とは丁度適當するにもせよ、これまた甚だ無益の事をなしてをると思ふ。斯樣なる例を尋ね來れば實に枚擧に遑あらぬ次第である。これ等の弊は文學者なるものゝ文章に殊に多いが、俗間に用ゐられてをるものにもこの類がないではない。たとへば「流石」と書いて「サスガ」と讀み、「五月蠅」と書いて「ウルサイ」と讀む。何故に「サスガ」と假名を以て記載せず、又「ウルサイ」と假名を以て記載せざるのであるか。是等は日常使用する所の文字であるから、誰も讀み得るには相違ないが、無益のことであらうと思ふ。かゝる無益の文字を列擧して多少その文章の味ひをなすかは知らぬが、これがために言文一致體であつても、これを見ると讀むとの間には大なる相違を生ずる。目で見れば「諸共」である、「猶且」であるが、これを讀むときには「アイ〳〵」とか「ヤハリ」とか讀む。「甚麼這麼」等の類も皆な同じことで、これを見ると讀むとの間に相違がある。言文一致でなくても斯樣なることは避くるやうにありたい。まして言文一致體にするならば、尚更かゝることは避けたいのである。小說の如き速記の如きその他總て言文一致體に記載したるものを見れば、甚だ了解し易きやうに出來てをるにも拘らず、斯樣なる無益の文字を屢々用ゐるといふことは、吾輩の最も同意せざる所であるから、これまた漢字減少と共にその弊を除きたいと希望するのである。

又漢字を減少するについて、難解の文字を避くることの外に、難解の文字にあらずとも、假名を以て記載して宜しきものは假名を以て記載したいといふことは吾輩の希望する所であるが、こゝに一例を取つて說明すれば、將

平諫曰、帝王有命、不可妄冀、願熟圖之、斯樣なる漢文がある。これを普通の文體に飜譯するときは、將平諫めて曰く、帝王命有り、妄に冀ふ可らず、願くば之を熟圖せよ、斯樣に書く。小學校その他で教ふる本にもこの類に記載してある。先づ普通の文章として用ひられてをるものは、この體裁であるが、これを言文一致體に記載するならば、將平諫めて曰ふには、帝王となるには天命があるから、妄に冀ふ可きものではない、篤と之を勘考なさるが宜しい、とでも記載すれば先づ言文一致體になる。言文一致體ではあるが、「曰」といふ文字、「有」といふ文字、「可」といふ文字、「之」といふ文字は、皆な漢字である。この漢字を使用した所が固より難解の文字でないから、誰れにも了解が出來やうが、これを假名を以て盡く記載しても何等の差支があるまい。即ち將平諫めていふには、帝王となるには、天命があるから、妄りに冀ふべきものではない、篤とこれを勘考なさるが宜しい、斯くすれば正しく四箇の漢字を廢さるゝ事である。斯樣なる手續を以て漢字を廢し得るのは、獨り難解の文字を避くるばかりでない、用ゐずして濟むべき漢字はこれを廢するといふ趣意に適ふのであらうと思ふ。吾輩の希望する所は、斯くありたいと云ふのである、これは先頃の漢字減少論にも一二の實例を記載しておいたので、讀者は大概了解せられてをるであらうが、なほその趣旨を明かにして置きたいと思ふからこの事を一言する。

　世間の漢字全廢論者若しくは漢字減少論者中には、色々の説があつて盡くこゝに列擧することは出來ないが、一二の説を擧ぐれば、新たに日本の文字を造るといふ説がある。この説は無論に吾輩の大に反對する所で、日本古來の言語文章がなかつたならば如何やうにも出來やうが、今日まで成立てをり又發達してをり、世人が日常こ

れを用ゐてをるといふ文字のあるに拘らず、新に文字を造るといふことは到底行はるべき事柄でない。故に吾輩はこの論に對しては深く講究するまでもない、空論として排斥するのである。

次に假名を以て記載すれば、句讀が判然しない、前の語尾と後の辭の頭と混じて別段の文字の如く解され、大に誤解を釀す處があるといふ説である。これは現在假名を以て記載する電信文にしても、往々斯くの如き誤解を來す所であるから、この弊ありと稱することにおいて何人も異論はあるまい。故にその弊を矯むることも吾輩の最も同意する所であるが、その弊を矯むる手段として、日本の文章を歐米各國に於て用ゐられてをる文字の如く、一語一語に間隙を置いて、一語ごとに分離して記載するといふ説がある。歐米の文章を標本として考ふれば、先づ左樣にありたいと希望すべき譯であるが、これを實際に使用するに當りては、大に不便をも感じ困難をも釀さなければならぬと思ふ。なぜとならば現在日本の文章を記載するにおいて、左樣なる習慣は全くない、よつて新たに講習するにあらざれば、左樣なる書方は出來得ないのである。小學生徒にでも段々教へ込んで、その生徒が成長し、その人達のみを以て社會を組織する有樣に至つたならば、隨分行はれないでもあるまいが、現在文字を使用し、文章を記載してをる吾々が新たに左樣なる書方を覺えねばならぬといふことは、到底今日の場合に於て出來得ないばかりでない、强ひてこの方法に記載せんとすれば、毫も便利を感ずるどころではない。甚だしき不便を感じ、且つその書方の過ちよりして意外なる混雜も釀さねばならぬ虞がある。故に大體の議論としては、一種の説であるが今日俄かにこれを行はんとするは、吾輩の反對せざるを得ざる所である。

新たに文字を造ることも、歐文の如く一語ごとに間隙を置いて記載することも皆な不可なりとすれば、文字も書方も全く從來の通りにて宜しきやといふに、吾輩は然りとは答へぬのである。吾輩の希望は左樣なる難かしき手段を取るのではない。差向きは漢字交りの文章を使用するの外ないのであるから、漢字を減少して假名を多く使用するにしても、從來の文字を使用し、從來の通りに、ノベツに記載して差支あるまいと信ずる。又たとへ漢字全廢せられて、假名のみを以て記載する場合に至りても、その書方を俄かに改むる必要があるであらうか、實に疑問に屬すると思ふ。なぜなれば、假名のみを以てノベツに記載すれば、字句の混雜を釀す恐もあり、解讀に便ならぬことも多かるべしと思はるれども、さる場合には點を打つて字句を明かにすると云ふ方法もある。この點を打つて字句を明かにすることは、吾輩の新發見ではない、現に漢文においても句讀の方法がある。また今日使用して居る漢字交りの文章も、その方法は多少行はれて、便利をなしつゝある。故に大概この方法によりて、假名のみの文章にても、混雜を避くることは出來るであらうと信ずれども、モシそれにてもなほ誤解を釀す恐れあらば、人名には文字の右側に棒を引くとか、地名ならば左側に引くとか、いふやうなる方法は幾らもある。而してこの類の方法は、飜譯書などには現に使用せられて居るものもあるから、この類の方法を進歩せしむれば、混雜を避くるにおいて、さまでの困難はあるまい。

前論にも述べたる如く、漢字減少と同時に、假名の使用法を發達せしめねばならぬ。また自然の情勢においても、假名の使用法は年を經るに從つて進化するであらう。進化の極は如何なる書方をなすことゝなるか、或は横

文の如く記載することとなるか、又は一轉して假名よりローマ字に變ずるか、その邊は今日において豫知しがたき事柄であるが、兎に角徒らに新案を立つるは實地に效なく、却て改良を妨ぐるであらうと思ふ。

要するに吾輩の論旨は、社會に激變を與ふることなく、社會の便利を圖りつゝ、國家の進運に益する道を講じたいのであるから、文章については、なるべく漢文に遠ざかりて言文一致體に近づくことを望み、漢字については、なるべく漢字を減少して遂に漢字全廢の域に達することを望むのである。人事ます／＼複雜となり、生存競爭もまた熱度を高むれば、種々の妙案もあらんが、今日の實際に行ひがたき議論は、如何なる巧妙なる議論にても、吾輩の同意せざる所である。吾輩は國民一般の便利を希望すればこそ、この論を主張するのである。決して國民一般の不便を釀して、わが理想を成功せんと企つるものではない。而して漢字減少なるものは、何人にか不便を與ふるであらうか、また實際に行はれざる事柄であらうか、世人の公平なる判斷を願ひたいのである。

（明三三・二・五—七）

繁文褥禮に就て

繁文褥禮は久しく聞く所の弊なるが、その矯正方法については、官尊民卑の陋習を一掃して事務の取扱を商賣的たらしむべしといひ、或は文書受授の手續を省略すべしといふの外、別段妙案あるを聞かず。官尊民卑固より厭ふべく煩雜の手續また固より避くべしといへども、實地問題として、如何に改良すべきか、その方法を講究する

ときは、改良の餘地案外に少なきもの丶如し、諸官廳においても又人民に直接する市郡役所警察署等においても、日常極り切つたる事柄を辨ずるについて幾回の往復を要し、極めて明白なる誤字脫字についても一々召喚を命ずる等、吾輩の屢々實驗する所にして、世人もまた、これに對して苦情を唱ふること久し。然れども退いて是等機關の職制、處務規程或は文書受授手續乃至取扱件數の統計表等を表面より觀察して、これを歐米における同一の機關に比すれば、彼我格別の相違なきのみならず、文書の種類によつては彼の方却て嚴重緻密なる場合あるなり。然るに一たび歐米に至り、同一の機關について同一の用向を辨じたる者は、みな彼の事務取扱において簡便輕易なるを感ぜざるはなし、これ繁文縟禮を改めんとするに當りて、宜しく記憶すべき所なるべし。

思ふに我國においては法律及び行政事務を始め百般の事新舊過渡の時代に屬し改正變更頗る頻繁に亙り、當局者の出入また極めて速にして、その管掌の事務に熟練するの遑なく、たとへ久しく同一の局に當る人ありとするも、その處務の方法は常に新なるの感あるを免れず、況んや一般の社會においておや、その分區の事に慣れざるは怪しむに足らず。斯く官民ともに新事態に慣れざること、わが國において特に繁文縟禮ある一大原因なるべし。又筆墨を用ふるとペン、インキを用ふるとは、事務の遲速にも關係あるべく言文の一致するとせざるとは、文書の調製にも難易あるべし。然れども、是等の事は目下のわが國情において已を得ざる所なるべく、且事務に熟練せざる者をして、その手心に任せてあまりに事を簡略に扱はしむるは、事務の整理を缺く處あるなり。然らばこれを外にして如何なる方面に改良を求むべきか、吾輩は先づ左の三項を勸告せんとす。

一　法律に定めたる書式を要し若くは書式の一定せる文書は、總て印刷に附し、月日記名調印及び各個の場合に添削記入し得べき樣調製したるものを用ふること。

一　別に書式の定まらざるものは、私文書と區別するため、文の首尾に一定の式を用ひ、本文は達意を主とするの外、その文體は當事者の意に任すこと。

一　特に至急を要するか若くは面接にあらざれば辨じ難き場合の外は、なるべく召喚狀を發せず、文書を往復して當事者の便を計ること。

右の外には事務取扱上の實況に應じて、改良すべき事なきにあらざるべしといへども、先づ大體において改良の方針を右の如く立るにおいては、官民互に無用の時間と勞力とを省き、一般の便利となるのみならず、當局者書類の上にも利益する所少からざるべし。（明三三・二・一〇）

臺灣に於ける外國人の土地所有

外國人の土地所有は、舊條約の時代においても、新條約の時代となりても、一般にこれを禁じたるに拘らず、臺灣においては、淸國の版圖たりし當時より外國人に所有を許したる土地ありて、わが政府もこれを公認したること、並に將來モシ臺灣において外國人の土地所有を禁止せんと欲せば、明治五年の布告及び六年の達の類を臺灣にも施行して禁止するか、又は特別令を發布するの必要あること、曾て新條約實施準備編中に論じ置きたる所

たり。この論に對して、或る論者は臺灣總督府の發布したる法令中に、外國人に土地を貸與することの規定あれども、所有に關しては何等の規定なければ、吾輩の論は何かの誤解ならずやと疑ひ、この疑問に對して吾輩その然らざるを辯じたることもありしが、臺灣總督府は本年に到り、律令第一號を以て始めて吾輩の論旨に符合するの處置をなしたり。その文に曰く「外國人は土地を取得することを得ず、但し外國人が現に所有する土地は此限にあらず」と、これ明かに將來の土地所有を禁止すると同時に、既往の所有地なることを公示したるものなり。これにてこの問題は一段落を告ぐることとならんが、何故に昨年七月新條約の始めて實施せらるゝに際し、斯くの如き律令を發布せざりしや。又斯くて昨年七月以後右律令の發布に至るまでの間に、外國人の取得したる土地なかりしや。モシこれありとせば、これをも確認せしや、これ吾輩の聞かんと欲する所なり。吾輩は清國の版圖たりし當時に於て、外國人の所有せし土地を、わが版圖に歸したる後において、これを公認せしことを不當なりとはなさず、然れども新條約實施の頃までには、外國人の土地所有に關して何等かの處置をなすこととならんと信ぜしに、その期も既に過ぎたること半歳なる今日に至るまで、等閑に附したる總督府の處置は、これを解するに苦しまざるを得ずと雖も、ソハ追窮するも無益なれば姑らくこれを措き、兎に角世人はわが全版圖中における除外例として、臺灣には外國人の所有する土地あることを記憶するの必要あるべし。

嘗て屢々論じたる如く、新條約の結果として、外國人に不動產抵當權の取得及び占有を許し、長期の借地權地上權其他土地に關する物權を取得し、人權に屬する土地の賃貸借權に物權の性質を附することを許し、又帝國法律

に從ひ設立したる商事會社には、外國人社員たるも土地所有權を取得し、これを占有することを許し、而して臺灣においては、現に外國人に所有を許したる土地もありながら、今日に至るもなほ明治五六年の舊法を存して、外國人の土地所有を禁ずる必要は、これあるべき理由なかるべし。當局者たるものゝ一考すべき時機は、久しく既に到來しをるなり。（明三三・二・一四）

鐵道敷設上の困難

鐵道敷設上の困難、素より一二にあらざるべきも、沿道地方人民の識見甚だ狹少なるの一事よりして、種々の妨害を鐵道敷設に及ぼすに至ては、嘆息に堪えざる次第なり。吾輩は各地方新設鐵道會社の屢この種の妨害に遭ふを見聞するものなるが、或は鐵道會社に向つて豫定以外の地に停車場の增設せんことを要求し、その要求の容れられざるを見ては、土地買收その他の點につき卑劣なる復讐方法をめぐらし、以て鐵道敷設の進行を妨ぐるものあり、或は停車場の地位に關し一地方と他地方との間に競爭を生じ、甚しきに至ては暴力を用ひて既設停車場を破壞せしものあり、その競爭區域の更に少なるものに至ては、同一地方にあつてその一地方の一部と一部との競爭となり、種々の要求を鐵道會社に提起し、基礎堅からざる會社をしてその決意を强行するに躊躇せしめ、競爭者自らその目的を達せんため敢て巨額の費用を投ずるを吝まず、局外者より見るときはその何のためにかゝる競爭をなすかを解する能はざるが如きものさへあり。ものその見る所を小にして關係地方の一部のみの利害を

考ふるときは、かゝる競爭にも多少の道理あるを知り得べしとするも、人間萬事悉く自己又は我地方一部のみの利害を中心として決定するが如き者は、既に文明社會に立つべき資格に缺ぐる所あるものなり。然かもこの種の人物、我邦到る處に屢氣焰を吐かんとする事實あるは何ぞや。

停車場問題は鐵道敷設の進行を妨ぐる一難物たること前述の如くなるも、所謂設計協議なるものに至ては更に大なる難物なるべし、設計協議は沿道人民の懐を肥すべき好機會を與ふるものにして、自己の利害にのみ熱心なる輩は、何れもこの好機會を逸せざらんことに注意するなり。抑も鐵道會社は既に道路敷設に關する大體の方針を決定し、その方針に依て沿道各地の委員と種々設計上の協議をなすものにして、委員は各地方の利害を熟考して、鐵道會社に向てそれ〳〵註文を提出し、通常の場合においては双方互に多少の讓歩をなし、會社よりは沿道地方のため土工その他に必要なる經費の支辨をも辭せざることあるべく、地方人士も亦これを承諾し結局圓滿の局を結ぶに至らば、所謂設計協議なのものもさまで困難の業にあらずといひ得べきも、沿道人民は時としてその讓歩に對して非常の報償を會社に要求し、或は殆んど無用の土工を興さんため、巨額の費用支辨を強請し、或は會社をして既定の方針を變更せしめんとするが如きことなきにあらず。正當の理由ありて非常の報償を要求し、又會社の方針を動かさんとするは、必ずしも咎むべき事柄にあらざるも、たゞ鐵道會社の弱點に乘じ自己の懐を溫かならしむる目的よりして、種々の難題を持ち出すものあらば、これたゞ鐵道會社の敵たるに止まらず、社會進歩の賊なり。既にかくの如き弊風の、鐵道事業の進歩を妨ぐるに少からざる關係を有すとせば、一日も早くこの

弊風の一掃を講ぜざるべからず、即ち先づ地方人民をして今少しくその利害の觀念を廣くせしむると同時に、公共的事業の發達を重んぜしむるに至らんことを要す、土地收用法改正案は議會にも提出せられをることとなるが、この邊の改良こそ、鐵道事業に裨益すること尠少ならざるべし。（明三三・二・一五）

在外官吏の恩給

臺灣に服役する軍人の恩給及び遺族扶助料に關する法律案なるものと、臺灣に在勤する官吏の恩給及び遺族扶助料に關する法律案なるものは、數日前兩院を通過したり。遠からず法律として發布せらるゝことならんが、この法律の要點を擧ぐれば、軍人は六箇月以上引續き臺灣において服役したるときは、軍人恩給法の服役年數計算において、その服役一箇月に對し現役外の年月として半箇月を加算するものにして、文官は三箇年以上引續き臺灣に在職したるときは、官吏恩給法並に官吏遺族扶助法の在官年數計算において、その在職一箇月に對して半箇月を加算するものなり。その他風土病流行病の罹りたる場合を始めとして、種々の規程あれども、姑らくこれを措き、要するに臺灣に在勤する文武官は、內地にある文武官に比すれば、大に優遇せらるゝものなり。

臺灣はあらゆる困難を集めたる惡地なるが如くいひ觸らしたる結果、今日に至りても官吏に對する昇級の特典俸給外手當の特典などいろ／＼の利益となり居れりと評するものあり、その果して然るや否やは暫く別事として、更に尙臺灣くらゐの風土は外國には珍らしからず。歐米人の生息する所にても臺灣より不良なる土地は幾らもこ

れあるなり。然れども臺灣は內地に比すれば幾分か不良なるべければ、同島に在勤する文武官は、從來受け居たる特典の外に、今回兩院を通過したる法案の如き恩典に浴するも、不當ならずと論定することを得ざるにあらざるべし。故に吾輩は强てこれを非なりと論ぜざれども、既に在臺灣の文武官にかゝる恩典を與ふる以上、外國在勤の官吏をして同樣の恩典に浴せしめざれば、その均衡を失ふならんと信ずるものなり。

公使館領事館の數は近年著しく增加し、隨て外交官領事官は種々の地方に在勤せざるを得ざることゝなり、交通不便に苦しむものもあれば、風土病に苦しむものもあり、固より臺灣の比にあらざるもの甚だ多し。かゝる土地には何人もその赴任を欲せざるは事實なれども、政府はその人々の希望のみに從ふことを得ざるは、いふまでもなきことなれば、希望の如何に拘らずして在勤を命じつゝあるなり。これわが國においてのみ然るにあらず。歐洲各國においても同樣の事實ありて、それがために特別恩給法を定め置くもの多ければ、わが國においても外交官領事官に對して、この種の規程を設くべきは至當の事柄なり、況んや從來とても海軍々人の外國航海に恩給年月を加算する規定ありしに、今回また臺灣に在勤する文武官に恩給加算の規程を設くるにおいてをや、外交官領事官は比較上冷遇せらるゝものなれば、今少しくその待遇を厚うするは理において當然なるべきのみならず、實際その人を得る所以の道においても亦至當の處置なるべし。(明三三・二・二六)

宗教法案は一時騷々しき問題たりしが、貴族院において否決して以來、その騷動も先づ以て鎭靜の姿となり、或る一部において更らに已れに便なる法案を起草して、以て次期の議會に提出せしめんとの企の外には、差向きこの問題を口にするもののなきが如し。政府再びこれを今年末の議會に提出せば、この問題に花を咲かせて再び騷々しかるべきは固より疑なけれども、今日の如き有樣にてはこの問題も當分は世人に忘れらるゝ如きことあらんも知るべからざるなり。然るに憲法上信教の自由を許したるのみならず、各國との條約にも信教の自由を保證しあり、又民法上の關係においても永くこのまゝに宗教を放任し置くことを得べきものにあらざれば、晩かれ早かれ宗教法の制定を必要なりとなすこと勿論の次第にして、今回貴族院においてこれを否決したりとて、この種の法案はこれにて消滅することを得べきものにあらず、又政府とてもこのまゝに消滅せしむることを得ざるべし。但し或る一部の人々が企てつゝある法案は、如何なるものなるや知るべからざるのみならず、政府も果して今回と同樣なる法案を次期の議會に提出するか、又は幾分か修正を加へて提出するか、その邊の事情は今日において豫知することを得ざれば、今更らその條項について再論するの必要は無論にこれなけれども、吾輩はこの際豫め政府の注意を望みたきは、或る一部に如何なる議論あるも毫も顧慮するの必要なきことこれなり。法案中には多少の修正を要するもののあることは、吾輩の當時論じたる所の如くなれども、その法案全體は公平なる輿論の是認する所にして、一時騷々しき議論を釀したるは、畢竟或る一部にいふに忍びざる内情ありしがために外ならず。而してその議論は眞に一部に限られたるものにして、決して輿論の内情を得たるものにあらず、且一歩を進めてこれを論

ずれば、何れの國においても往時は政敎一致の有様なりしがゆゑに、近世政敎分離の實を擧げんとすれば、必らず一部の反抗これに伴はざるはなかりしなり。故に今回の議會において一部論者の騷動ありしも、實に怪しむに足らざる事柄にて加ふるに彼等の擧動は甚だ不穩にして宗敎家にあるまじきことも多かりしと雖も、その煽動し得べき地方は某々地方に限りて、その他に及ぶこと能はざれば、その議論に理由なかりしのみならず、その騷動の區域にも自ら限りありしなり。寡は衆に敵せず、これ等の論者も時日を經過せば輿論の開導に促されて自ら悟ることもこれあるべく、ヨシ自ら悟らずとも、輿論はその議論に頓着することなきに至るべければ、今回の否決ありたりとて、この法案の成立を斷念するが如きは、無用の沙汰なるべし。(明三三・一・二八)

署名と捺印

修正商法の實施以來、署名に關し實業家も學者も種々の議論を戰はしたる結果は、遂に一の法案として第十四議會に顯はれ、兩院を通過し、去二十六日の官報を以て法律第十七號として公布せられたり。その法文は誠に簡單なるものにして「商法中署名すべき場合に於ては記名捺印を以て署名に代ふることを得」といふに過ぎず、即ち記名捺印にても署名と同樣の效力を有する便法を開きたるに過ぎざるなり。この便法は實際には甚だ好都合なるべく、世間の苦情も自ら消滅するをなるべし。親ら署名すると、記名の下に捺印すると、何れが正確なるやといふはゞ、無論に署名ほど正確なるものはなかるべし。然れども數十年來の慣習は、捺印を重んじて署名を輕じ、

三文判にても印なれば何人も安心するの風あれども、署名なればその目前にありて如何に正確に自記するも、大概の人は不安心なるものゝ如し。即ち習慣の容易に動かすべからざるは、これにても明かなれども、かゝる習慣は果して古來の習慣なるやといへば、決して然るにあらず、捺印の起原を今更ら詮議するにも及ばざれども、兎に角署名こそ古來存立したる習慣にして、今日においても或る一部には正しく行はれ居れども、捺印なるものは近代の慣用に係り、古來の習慣にはあらざるなり。故に修正商法において署名に限りたるは目下捺印流行の時代には、その習慣に戻りたるに似たれども、固より古來未曾有の新發明にもあらざれば、又必らずしも外國の例を引用しなるものとも見るべからず。されば今回發布の法律たる記名捺印も署名と同樣の效力を有することゝなり、併用して一時は便利を得ることといふまでもなけれども、この二樣の方法を慣用すること數年の後には、或は署名のみを便利なりとして捺印を廢せんとの議論を生ずることもあらんも知るべからず。

　支那人の辮髮は清朝以來のことにて、シカモ征服の印なりとのことなれども、これを斷たんとすれば首を斷らるゝ如く思ふといへり。もし今の世に署名を惡んで捺印を好むものあらば、殆んどこれに類するの非難を免れざるべしと雖も、今の捺印論者は決してかゝる愚論をなしたるものにあらず、數十年來の習慣にては俄かに署名のみに限ること、何分にも不便なれば、捺印も有効なるものにせんといふに過ぎず。然らば捺印論者といへども捺印は一時の便法と認めたるものにして、署名を以て正則なりとなすに至りては、捺印論者も異論なき所ならん、故に記名捺印の便法を開きたりとて、永くこの便法のみによらんとするは、その本意にあらざるべき筈なり。顧

くば署名の好慣例を養ふことに注意あれ。（明・三三・三・一）

選舉法の改正

選舉法の改正に關しては、吾輩數回論じ置きたる所にて、又開會中揭げたる兩院の記事にも、その議事の概略を記したれば、この法案は如何に決定したるか、又その決定したる法案は如何なる利害を有するか、讀者は大概了解し居らるゝことゝ信ずれども、この問題は數回の議會を經て始めて成立したることにもあり、又大選擧區、無記名投票、市郡分離など重要なる改正も多きことなれば、この際その條項を明かにし、且つ吾輩の意見も再び述べ置くこと、全く無益でもあるまいと思ふ。

政府案は、一昨年伊藤內閣が第十二議會に提出したるものと大體同樣であるが、これに對して衆議院の加へたる修正は、政府案を殆んど全く破壞したりとも稱すべきものであつたのである。政府案を破壞したりとて、議院の權能において自由であるから、別に怪しむにも足らざることではあるが、その破壞の仕方は、政治屋などと稱する政黨員には便利らしいが、現行法に比して改良したりとも進步したりとも見られない。隨つて國家の利害も選擧人の權利も顧みざるものゝ如くであつたから、吾輩は先頃の紙上において、この修正のまゝにて法案が成立するよりは、寧ろ不成立の方が宜しい、貴族院は如何に決議するか、政府は如何に處置するか、知るべからざれども、とにかく國家將來の利害に留意ありたきものであると論じ置きしが、幸にして貴族院は前年來の態度を

改めず、衆議院の修正を殆んど全く退けて、大體は政府案を復活せしめ、その結果として兩院協議會を開くこととなり、協議會のことであるから、雙方多少の讓歩をなしたるは怪しむに足らないが、かくてその協議會の成案は兩院の容るゝ所となりて、第十四議會の最終の日に、選擧法の改正案は成立したる次第である、かやうなる事情であるから、衆議院のその修正を固執せずして協議會の成案に同意したることも、又政府がこの改正に熱心にして數回議會に提出したることも、固より稱賛すべき事柄に相違ないが、同時に貴族院の今回の所爲は、何人もこれを多とするに躊躇せぬであらう。

選擧法が改正せられたりとて、次の總選擧より始めてその效力を見るべき規程であるから、直樣實施せられたる後にても、俄かに議員その人の改良を見るべしとも信ぜられぬは、いふまでもないが、シカシ現在の有様に比しては、幾分かその面目を改むること疑なしと思ふ。とにかく選擧法改正も久しき問題であつたのであるが、これにて一と先づ段落を告げ、今後はこの改正選擧法によりて、如何なる情況を呈するであらうかを見るの外ないのであるが、モシも豫期に反して好結果を收むることを得なんだならば、無論再び改正するの外ないのである。シカシ現行選擧法も十年を經過して始めて改正せられたる譯であるから、萬一今回改正の選擧法に多少の缺點があるにもせよ、再びこれを改正することは、少くともまた十年の後であらうと信ずる。

今回改正したる選擧法は、その改正したる條項を列擧すれば夥からぬ條項であるが、その改正の眼目となりたるものは、さまで多くはない、即ち選擧人被選擧人の資格、投票の方法、市郡の分離といふが如き事柄は、改正

の眼目である。その他は選擧取締の類にして、重要なる條項には相違ないが、深く論究するほどの必要を見ぬ。

改正法中試に選擧人被選擧人の資格に關して、その要點を擧ぐれば左の如きものである。

現行法にては、選擧人は滿二十五才以上の男子にして、その府縣内に本籍(ほんせき)を定め、且つその府縣内において直接國税十五圓以上を納むるもの、被選擧人は滿三十才以上の男子にして、その選擧府縣内において直接國税十五圓以上を納むるもの、といふ規定であるが、第十二議會に伊藤内閣の提出したる改正案には、選擧人の年齢は現行法同樣にて、納税額は地租三圓以上又は所得税若くは營業税三圓以上又は右兩税を合して三圓以上を納むるものとし、被選擧人は年齢滿三十年以上たることは現行法同樣であるが、納税の制限も住所の制限もなく、全く何れの人を何れの地において選擧するも妨げなきものとしてあつたのである。而して山縣内閣の第十三及び第十四の兩議會に提出したる案は、選擧人は成年に達すれば宜しい、納税は地租(ちそ)五圓以上又は地租以外の直接國税三圓以上若くはその直接國税と地租とを合せて五圓以上とし、被選擧人は年齢滿三十年以上といふだけにて、別に何等の制限もなきことは、伊藤内閣の案と同樣である。

右は政府案の沿革(えんかく)であるが、この政府案に對して衆議院の加へたる修正は、第十二議會以來一樣ではない。但しその毎度の修正を悉く列擧するにも及ばぬことゝ信ずるにより、單に今回第十四議會における修正のみを擧ぐれば、選擧人は政府案の通り成年に達したる男子で宜しいが、納税は地租でもその他の直接國税でも又は地租と直接國税とを合したるものでも、總べて五圓以上でなければならぬ、被選擧人は政府案同樣で宜しい、かやうに

修正したる衆議院に對し、貴族院はかゝる改正は激變を與ふるものであるといふわけを以つて、選擧人の年齢は現行法のごとく、滿二十五年以上に据置き、納税は地租にても直接國税にても、又は地租と直接國税とを合したるものにても、悉く十圓以上となし、即ち現行法の十五圓に比しては五圓を減じたるに過ぎない、而して被選擧人は年齢は滿三十年以上にて宜しいが、納税の制限を置き、選擧人と同額同種の納税を必要なりとなしたのである。

斯くて兩院の議は、この選被選權の問題ばかりではないが、一致せざる點多々ありて遂に兩院協議會を開き、協議の結果は兩院の容るゝ所となりて、改正案は始めて成立したる次第であるが、その要領は左の如きものである。

選擧人は、滿二十五年以上の男子にして、選擧區内に住居を有し、地租又はその他の直接國税十圓以上若くは地租と他の直接國税とを合して十圓以上を納むるもの、被選擧人は、滿三十年以上の男子であれば、別に住所又は納税の制限を要せぬ。

右やうに決定したのであるから、現行法に比して選擧人の納税資格は五圓を減じ、被選擧人は年齢の外に何等の制限もなく、即ち現行法に比すれば大に選被選權の擴張をなしたるものである、この擴張により選擧人の數は著しく増加する譯であるが、被選擧人も法律において禁じたるものゝ外は、何人にても差支ないのであるから、從來の如く窃かに他人の財産を借り、又は名義だけの婿養子となるが如き不體裁を働く必要もあるまいと信

ずる。

投票の方法は、現行法にては投票用紙に被選擧人の姓名を記し、その次に自己の姓名を記して捺印する規定にて、加ふるに一選擧區において二名以上の議員を選擧するときは、連記投票をなすべき規定であるが、この規定は選擧人の公平にその意思を發表する點においても、又その手續の簡明を主とする點においても、決して宜しきを得たるものでない。伊藤內閣の第十二議會に提出したる改正案にては、投票用紙に自己の姓名を記して捺印することを廢し、單に被選擧人一人の氏名を自筆にて記載して投票すればそれで宜しい、即ち單記無記名法であつたのである。山縣內閣の第十三及び第十四議會に提出したる案も條文の配列は少しく相違して居るが、その主旨は同樣であつたが、衆議院はこれを修正して、恰も現行法における如く記名連記となしたるため、貴族院はその修正を不可なりとして排斥し、政府の原案を復活せしめて、單記無記名に改めたのであるから、これも兩院協議會の條項となつたのであるが、その結果は遂に政府の原案に決定し、大要左の如く取り極つたのである。

選擧人は、投票用紙に自己の姓名を記して捺印することなく、單に被選擧人一名の氏名を自筆にて記載して投函すれば、それで宜しい

選擧區に關しては、現行法にては市郡の區別なく府縣を幾區にも分割し、第一區は何人、第二區は何人といふが如く、專ら地區を本としてその人員を定めたものであるが、伊藤內閣の第十二議會に提出したる改正案にては、市は悉く獨立の一選擧區となし、人口五萬につき一人、郡は人口十萬につき一人の割合にて、議員を選擧するこ

と〻なし、北海道沖縄縣及び小笠原島には當分この法律を施行せざるものとして、議員の總數は四百七十二人となる計算であつたが、山縣内閣の第十三議會に提出したる案も、第十四議會に提出したる案も、市を悉く一選擧區となしたることゝ、北海道（札幌區函館區小樽市廳管下を除き）沖縄縣小笠原島には、當分この法律を施行せざることは大體同一であるが、その他は少しく異り、第十三議會に提出したる案にては、市は人口五萬以下は一人とし、その以上は八萬ごとに一人を増し、郡は人口十二萬に一人といふ割合にて議員の總數は四百四十五人になる計算であつたが、第十四議會に提出したる案にては、人口八萬までは一人、その以上は四捨五入の法によりて四萬を加ふるごとに一人を増し、郡は人口十二萬につき一人といふ割合にて、議員の總數は四百二十六人となる計算であつたのである。この案に對して第十四議會における衆議院の修正は、市を獨立さすることは異議なきも、その他は小選擧區制に改め、且人口の割合を變じたる結果として、議員の總數は四百七十八人となり、即ち政府案よりも五十二人増加する計算となつたのであるが、貴族院はかゝる多數の議員を出すことを好まず、市は人口の多き所のみ獨立選擧區となし、且つ市郡ともその割合を變じたるため、これも兩院協議會の條項となり、協議の結果兩院において可決したるものは、大要左の如きものである。

人口三萬以上の市を獨立の一選擧區となし、（三萬以下は郡に合せ）その他は市にても郡にても總て人口十三萬ごとに一人を選出すること

右の標準によつて算出したる議員總數は三百六十九人になり、現行法の議員總數三百人に比すれば六十九人の

增加であるが、この三百六十九人中、市より選出の議員は六十一人、郡よりの選出は二百九十七人、その他は島地北海道沖繩等より選出せらるゝ議員である。

選擧法の改正では以上述ぶる如き沿革にて今年始めて成立したる次第である。而してその改正要領は、第一に選被選擧權の擴張、第二に單記無記名投票、第三に一府縣又は一市を通じたる大選擧區設定等である。右の外にも改良進歩の見るべきものは尠からぬが、とにかく今回の改正は現行法に比して遙かに優れるものなりと斷言して宜しからう。而してこの改正案を最初に提出したるは伊藤內閣にして、最後に提出して成立せしめたるは山縣內閣である、故に伊藤山縣二侯の功勞は沒すべからざるものであるが、それにしてもこの改正案を提出する計畫は、決して一朝一夕に起りたるものであるまい。先年伊藤侯のこの事に關し屢談話ありたることも聞きしが、故陸奥伯の如きも夙に改正の必要を唱へ、府縣を通じたる大選擧區となすこと、被選擧人の有名無實なる納稅資格を廢することなど、屢々論ぜられたることありと聞けば、この改正は成立するに三回の議會を經たるが、その考案の成熟には數年を費したるものであること疑ひない。斯くして選擧法の改正は成立したり。さて如何にしてこの改正選擧法の美果を收めんとするかは、將來官民の最も注意すべき事柄であると思ふ。殊に今回始めて獨立の一選擧區となれる人口三萬以上の市は、果して商工業者の代表者たるに恥ぢざる人を選出するや否や、改正法は次の總選擧より實施せらるゝ規定なれば、今後二回の議會を過ぐれば現在の議員は悉くその任期を終り、總選擧を施行せらるゝことゝなりて、改正法は始めてその効力を顯はす筈であるが、市民たるものは今よりその準備をな

すの必要があらうかと信ずる。

議會の良否は人智發達の程度にも關し、又國民の氣風如何にもよること、いふまでもなければ、法律の改正のみを以て直に議會の改良を卜する譯にはいかぬが、次期の總選擧を過ぎなば、とにかく議會は面目を改むるであらう。その面目を改めたる議會は、果して輿望に背かざるや否や、これも今日において斷言は出來ないが、今回の改正によれば、全府縣又は全市を通じて一選擧區となし、而してその選擧せらるべき人即ち被選擧人は、何れの地方の人でも宜しいのであるから、全府縣又は全市において人望を有する人は、多く選擧せらるべき筈であるのみでない、世に有名なる人は幾箇所の市又は府縣より同時に選擧せらるゝやうのことがあるであらう、これ歐洲においてもまゝ見る所の例である。かやうなる情況を以て選擧せらるゝものとすれば、政黨の關係も今日とは大に異らざるを得ぬは無論の次第である。現に無記名投票によれる府縣會議員ですら、その一端は知らるゝのであるから衆議院議員は尚更らのことである。

要するに吾輩は今回改正の選擧法を以て完全無缺なりとはなさぬが、シカシ現行法に比較し進歩したるものなることを疑ひなく、少くともこの改正は時宜に適せるものなりと斷言するを憚らぬのである。

（明・三三・三・二一五）

清國の爲に惜む

北京よりの近報によれば清國政府は各地方武備學堂の雇人外人を其契約滿期後悉く解雇し、自國の士官を以てこれに代ふべき旨の訓令を發したりと。果して然るか、吾輩は清國政府が何の見る所ありて倉皇として今日此の如き訓令を發したるかを怪むと同時に、清國の爲にこれを惜まざるを得ず。

清國の領土の大と清國の軍事の幼稚とを兩々相對照し來れば、清國は朝野官民を問はず必ず心細さを感ぜざるべからず。近來新式によりて訓練されたる兵士なきにあらずと雖も。その技は未だ練熟したるにあらず、且つその數や蒼海の一粟のみ。奈如ぞ全國の軍事を急速に、否遲緩ながらも五年十年にして善く改良し得る程の敎官を出すを得んや。清國今日の形勢は大に同文同種の進步したる隣友によりて、成るべく速に諸種の改良を施すを以て最も急務とすると共にこれを以て最も爲し易しとするの場合にあらずや。殊に武學敎官の如き此際大に其先輩たる同文同種の友邦に採りて鋭意改良訓練を計り國家百年の基礎を立てざるべからざるにあらずや。吾輩は切に清國政府に向て此の如き排外的の擧動に出でず、大に外國敎官の力を利用し以て風氣開發、自强安固の資料に供せんことを希望す。

夫の志士鎭壓の如き、これを國事犯の大罪人となすに於て清國政府には相應の辯解あるならんが、その餘りに慘酷なるは人道の點に於て議すべきものなしとせず。最も所謂志士とてもその爲す所、必ずしも國家の利益にあらざるべきものあるを以て、吾輩は今政府と志士を相互の關係に對して暫くその是非を評論せずと雖も、徒に鎭壓令を發して滔々たる進步的氣運に對して逆施倒行の擧動を演じ頑冥なる人民をして、益々頑冥ならしめ、空しく

排外的氣風を煽揚し、一方に於て更に内政改良の實擧らず、進歩的志士をして將た外人をして一の首肯するものだになきが如くするは、豈にこれ清國政府の不利益にあらずや。

清國民が屢々外人に危害を加へ、我武内少佐の如き亦その毒手に罹りたるもの、その大本の罪は清國政府が漫りに排外的氣焔を高むるのみにして、その國民を善導するの方針を取らざるに歸す、自ら力を測らず、雇外人の援助を借らざるも亦なすに足るべしなど、差當り今日に必要なき態度を示すが如き、亦これ排外心を高むる一方便と見るも不可なからんとす。乃ち吾輩は清國政府に向つて少しく大勢に顧みる所あり、親切なる友邦の指導及び援助を借り、大にその國事を改良せんことを望まざるを得ず、而して此事たる、その主權者の滿清政府たると否とによつて變ずべからざる必要事に屬するものたるを信ずるなり。（明三三・三・一二）

洋行土産

昨年暮頃より佛國大博覽會の見物にとて、彼地に渡航せられしもの甚だ多く、今後も渡航するもの尠からずと聞く。これ吾輩の大に稱讃する所にして、吾輩は實に渡航者の多きが上にも益々多からんことを訴へて已まざるものなり。

海外の情況を視察することは、何れの點より見ても有益なること、今更に喋々の論を費すまでもなきことにして、世人も大概その有益なることを認めて疑はざる所なるべし。この事に關しては吾輩先年來屢世人に勸告した

れば、再びその有益なることを說くを已め、こゝに渡航者のために多少の注意を望みたき一事あり、洋行土產なるもの即ちこれなり。

洋行歸りとて世間に歡迎せられたる時代は、數年前に既に過ぎ去りて、今は洋行歸りなりとてさまで歡迎せらるゝことなきに似たるは、多少世の進步を證明するものなるべしと雖も、一方よりこれを見れば、洋行歸りの大に增加して殆んど珍らしからざる情況に至れるもその一原因なるに相違なし。而して洋行歸りの人多きだけに、洋行せざるものは何となく世間知らずの觀あることゝなりたるが、これ決して悲しむべき現象にはあらざるなり。然るに人事兩全なく、一方に斯くの如き現象を生じたる代りに、洋行者は何か特別なる土產を持歸りて、尋常一樣の洋行者に異らんと企つるが如き弊をも生じたるが如し。

專修の學術あるか、若くは專攻の事業ありて、それがために洋行するものならんには、なるべく尋常に異りたる土產を持歸ることを望むも無理ならぬ事情なれども、否らざるものは始めより尋常一樣の旅行をなすものなり。尋常一樣の旅行をなす者が特別なる土產を持歸らんとするは、到底無理なる註文なるべし、而してその無理なる註文を企てたるために、如何なる結果を生ずるかといふに、大概二つの結果を生ずるものゝ如し、即ち一は西洋心醉にして、他は攘夷根性なりとす。

西洋心醉にも攘夷根性にも種類あれども、先づ以て一から十まで西洋の事物を是なりと妄信し、此も西洋風なり彼も西洋風なりとて、頻に西洋模倣を企てゝ得失長短を顧みざるに至るは、即ち西洋心醉にして、これに反し

一から十まで西洋の事物を非なりと妄斷し、斯くては西洋學ぶに足らずとか、又斯くては日本も亡國の禍を釀し兼ねまじなど〻、悲憤慷慨の人となるは、即ち攘夷根性を抱きて歸るものなり。斯く論ずれば今日の世界にも左樣なる人あるかと怪しむものもあらんが、これ決して架空の說にあらず、その姓名を擧ぐるに忍びざれども、吾輩その實例を知ること極めて多し。これまでの極端には走らざれども、近似したる程度に陷れるもの〻如きに至りては、實に枚擧に遑あらざるなり。これみな特別なる土產に煩悶したる結果ならざるはなし。

洋行者の送別會などには、過日も記したる如く種々の註文もあるものなるが、吾輩は決して洋行者に特別なる土產を望まず、尋常一樣の旅行に安んじて虛心に事物を觀察せよ、得る所は却てその間に多かるべしと忠告するものなり。(明三三・四・二)

地方官の俸給

官吏の俸給は一般に過少なり、增額するにあらざれば、その廉潔を養ふことも、體面を維持することも、到底出來得ざる次第なりとの議論は、久しき以前より世間に行はれ、吾輩も或る程度まではその議論に同意する所なれども、今日までその增額論は不幸にして未だ實地問題たるに至らざれば、官吏一般に關しては更らに他日詳論するを期せずと雖も、こ〻に少しく論ぜざるを得ざるは地方官の俸給なり。去る三十一日の官報にて公布せし勅令第九十三號地方高等官俸給令なるものを見るに、兼て噂ありし如く增額したる部分もあれども、又毫も增額の

實なきものもありて、結局この改正はその主旨增額のみとは見ることを得ざるが如し。試に一二の例を擧げんに、今日まで地方長官の俸給は、東京府知事を四千圓とし、京都大阪神奈川兵庫長崎新潟愛知宮城廣島熊本の十知事は三千五百圓、その他の知事は總て三千圓とし、この俸給以外に各地不同なれども多少の交際費を支給したり。交際費は今回の改正後にても依然支給することゝ思はるゝにより、別にこれを論究するの必要なければ姑くこれを措き、單に俸給についてこれを見るに、今回この規定を改正し、知事は何れの地方の知事にても一級三千六百圓二級三千三百圓三級三千圓となし、この俸給以外に東京京都大阪神奈川兵庫の五知事は四百圓、長崎新潟愛知宮城廣島福岡熊本の七知事は二百圓の加俸を受け、その他の知事には加俸なし、故にこの新舊制度を比較すれば、左の如き結果を生ずべし。

東京府知事は、一級俸三千六百圓と加俸四百圓を受くれば、今日までの俸級四千圓に比較して增減なけれども、モシ二級三級の俸級を受くるときは、三百圓乃至六百圓の減額となるべし。

京都大阪神奈川兵庫の四知事は、一級俸三千六百圓と加俸四百圓と受くれば、今日までの俸給三千五百圓に比較して五百圓の增額となり、また二級俸三千三百圓と加俸四百圓とを受くれば、二百圓の增額なれども、モシ三級俸三千圓と加俸四百圓を受くるときは、百圓の減額となるべし。

長崎新潟愛知宮城廣島熊本の六知事は、一級俸三千六百圓と加俸二百圓とを受くれば、今日までの俸給三千五百圓に比較して、三百圓の增額となり、二級俸三千三百圓と加俸二百圓を受くれば、全く增減なく、モシ三級

俸三千圓と加俸二百圓を受くるときは、三百圓の減額となるべし。

福岡縣知事は今日まで三千圓の俸給なりしに、今回の改正にて、長崎、新潟等の知事と同額の俸給を受くることゝなりたれば、一級俸と加俸と受くれば、今日までの俸給に比較して八百圓、二級俸と加俸なれば五百圓、三級俸と加俸なれば二百圓の増額となるべし。

その他の知事に至りては、今日まで三千圓の俸給に止まりしが、今回の改正にて、加俸はなけれども、一級俸を受くれば六百圓、二級俸を受くれば三百圓の増額となることを得るなり。

右の如く地方長官の例を以てすれば、今回の改正は必らずしも増額のみにあらざること明かなるべし。

知事の改正俸給に關しては、上篇に既に記したる如く、増加もあり減額もあることとなるが、書記官以下に至りても同様なるもの多し。從來書記官警部長にして在職五年以上同額の俸給を受け功績ある者に限りて、五百圓以内の年功加俸を給する規定ありしが、この特典はこれに浴したるものありしや否や、それすら覺束なきぐらゐなれば、これ等は全く別事とし、單に從來の俸給についてこれを見るに、東京京都大阪神奈川兵庫長崎新潟愛知宮城廣島熊本における三府八縣の書記官は二千圓、警部長は千四百圓にして、その他諸縣における書記官千五百圓、警部長は千百圓、但し東京府書記官に限りて二千二百圓、大阪府警部長に限りて千八百圓までを給することを得る規定なりしが、今回の改正にては何れの府縣においても書記官は一級二千圓二級千八百圓三級千六百圓、警部長は一級千六百圓二級千四百圓三級千二百圓にして、この外に東京京都大阪神奈川兵庫における書記官警

郡長は四百圓、長崎新潟愛知宮城廣島福岡熊本における書記官警部長は二百圓の加俸を受ること丶なりしにより、現在の俸給に比較して何れの場合においても悉く増額なりといふことを得ざれども、兎に角他の諸縣における最下級の俸給を受くる書記官警部長にても、從來よりは少くとも百圓の増額となるもの丶如し。その他視學官參事官典獄島司等についてこれを見れば、加俸なき地方にては直に增額とはならざれども、その增額し得べき途はこれを開きたるもの丶如し。郡長に至りては指定地に限り八百圓を給するも、その他は一般に六百圓に過ぎざりしに、今回の改正にては一級千圓二級九百圓三級八百圓四級七百圓五級六百圓となし、指定地の制を廢したれば、從來の指定に於ては、或は現在の俸給より減ずるものもこれあるべしと雖も、一般に增額するの途はこれを開きたるものなり。大體右の如くなるにより、今回の改正は、何れの府縣においても、又何れの場合においても、悉く增額なりといふことを得ざれども、兎に角實際の支給においては、今日より增額し得るに相違なし、故に吾輩は今回の改正に對し、その增額には異議なけれども、その改正の主義に至りては、遺憾ながら同意すること能はざるものあるなり。

今日まで實施せられたる地方高等官俸給令は、明治二十四年の行政整理に際して制定せられたるものにして、地方官の俸給も他の各官省におけるものと同樣に、職給の制を取りたるものなり。而してその職給制は當時行政の一進歩なりとて、識者の贊成を得たるものにして明治二十六年の行政整理にも多少の議論ありたるよしなれども、今日に至るまで殆んど十年間依然その主義を維持したるものなれば、重大なる理由なくして妄りにその主義を

改むることは、決して行政上の進歩にあらざるのみならず、職給制は文明諸國においても多く施行する所の制度なり、增額の必要を認めなば、その職給に向て增額すべし、十年以前に既に廢棄したる舊主義に今更ら立戻るの必要は、吾輩の解釋に苦しむ所なり。今回改正の如き階級制によるときは、事務繁忙にして失費に堪えざる地方に、薄給の人の在職することあるに拘らず、閑散無事にして生活の氣樂なる地方に、厚給の人の在職すること、恰も十年以前の舊態と同樣なる結果を生ずること疑なかるべし、これ豈に行政の進歩なりと認むべきものならんや、特に吾輩は增額に異議なきも、その主義に反對するものなり。（明三三・四・三、四）

宴會改良談

宴會改良のことは、先年來吾輩のしば〳〵主張したる所であつて、當時諸君の注意を惹き起したる次第であるが、近頃東京その他においても宴會改良說が大分流行し來つて居る。然るにその改良談には、行はれ得べき事柄と、行はれざる事柄とある。現在の宴會を改良せねばならぬといふことは、異口同音で何人も異議のない所であるが、その方法がみな違ふ。或は無益なることを除くといふ方針から立論する人もあるけれども、元來宴會など稱するものは無益なることが多數を占めてをるではあるまいか、よし無益とまでは往かずとも、必要なりといふ度の少いものは無論に多い。故に無用なることを除くといへば、宴會の大部分が廢してしまうのであるから、これは宴會改良說にあらずして宴會減少說である。又翻つて社會の有樣を見れば、人間社會は謂はゆる人事複雜に

して、有益なる事、無益なる事、必要なる事、不必要なる事、相集つてこの社會を成してをるから、無益なる事を悉く除くといふことは、人間社會において出來得べき事柄でない。であるから無益なる宴會を減少するといふ事は、決して不可なりとはしないが、シカシ宴會改良とは全く別事である。

然らば宴會改良は如何にして宜しきやといふに、宴會にも、西洋風の宴會と日本風の宴會とある。西洋風の宴會は無論に西洋傳來のもので、西洋を基本として宴會をなすのである。故に現在宴會改良談中に含蓄せられて居るものは、この西洋風の宴會を改良しやうといふのではない、日本風の宴會をなるべく西洋風に引附やうといふ精神から唱へてをる改良談が多い。それも一應尤なことではあるが、この說は和洋混合しやうといふ說で、日本風の宴會改良とは少しく主意が違ふ。即ち日本風と西洋風との二つの宴會を合して一つにしやうといふのである。これは希望としては妨ないが、實際には行はれにくい。目下の有樣にては、西洋風は西洋風、日本風は日本風と、恰も現在の衣服についても、家屋についても、みな日本風と西洋風と兩つながら併行してをると同樣に、宴會も二つの種類が並行してをるのであるから、日本風と西洋風とは各別々に論じなければならぬと思ふ。而して西洋風の宴會については、既に云つた如く、西洋を基本とするのであるから、宜しく西洋に則るべしといふ一言で足りてをるが、日本風の宴會に至りては、その改良方法はなか／＼複雜である。故にこれを論ずることは容易であるが、實地に行はるゝといふことは至難なりと見なければならぬ。現在の宴會改良論者に一定の說はないが、亂雜に流るゝこと、甚だ見苦しき體裁であるといふ點については、何人も改良を希望する所である。この事

については、公の席における宴會と、私の席における宴會と、大體において區別せねばならぬ。私の席における宴會、即ち二三の友人か又は親族などが打寄つて酒宴を催すといふやうな場合などは、不體裁をなして宜しいといふ譯ではないが、さまで咎むべきものではない。なぜとならばこの種の宴會は、親密を貴ぶといふので、儀式を重しとする宴會ではない。故に私の席における宴會は、深く改良を唱ふる必要はないと見ないと見なければならぬ。さすれば宴會改良談は公の席における宴會に重きを置いて論じなければならぬのである。

而して如何なる所までが公の席における宴會であるかといふ區別については、明かに區別することが困難なる事情もないではないが、常識を以て考ふれば大概區別の出來得ざることでもあるまい。たとへば婚禮祭事などを始め、開業式の祝宴であるとか、何々紀念の祝宴であるとかいふ類は無論に公の席であるのみならず、慰勞會懇親會など稱するものも、公の席と見なければならぬものが多い。この類の宴會は東京大阪はいふまでもなく、全國到る處に流行してをるが、東京大阪など都會における公の宴會は、豪奢を競ふといふやうな傾がある、即ち金を多く費して盛宴は張るといふ傾がある。この傾は今日に始まりたるものではないが、近年殊に甚だしい、地方に行はるゝ宴會はさほどではないが、これも追々都會の風に感染するであらう。兎に角今日の都會に行はるゝ宴會は、一時に數千圓を費すなどといふことは珍しくない。かやうなる宴會は必要によつて起るばかりではない、無用の宴會も無論は多いが、その有様を見れば、大概私の宴會に行はるゝ風習をそのまゝ持込んでをる。少し酒が廻はらうものなら、忽ちにして公の席たることは變じてしまう、二十人も三十人も乃至四十人も五十人も集つ

たる公の宴會において、客各が私の席におけるが如き勝手を働き、遂に暴言も吐けば高聲にもなり、婦人にも戯るれば同士喧嘩もするといふやうな次第であるから、忽ち亂雜極つた爲體になる、百人も二百人も集會したるときは尙更らの事で、その不體裁は思ひやらるゝ。ツマリ主人が大金を費して豪奢を競ひ、客が亂暴極つて紳士たる體面を害するといふに至つては、改良談の起るは無理ならぬことであるが、さてその改良について或る人は一切藝者を喚ばぬとか、杯の交換を廢するとか、テーブルの如き座席を設けて亂雜を妨ぐとか、その他種々雜多の方法を講究してをるが、何分にも吾輩の賛成が出來ない議論が多い。なるほど藝者などといふものは無益には相違ないが、かやうなるものが杯盤の間を周旋しなかつたならば、今時の客が滿足するであらうか、モシ客が滿足しなければ主人が宴會を催した主意は無効になる。杯の交換を廢するといふもその類で、敬意を表するためか、懇親を結ぶためか、お杯を頂戴したいといふことが、古來宴會に行はれてをる、これを一切廢して宴會をやらうといふことはむづかしい。改良も必要であるが、さりとて面白くもなければ可笑しくもなく、窮屈に堪えないといふやうなことをしてまで、宴會をせねばならぬ理由がない。宴會は士官が兵隊に號令するやうにお客を扱ふ譯にはゆかない、宴會改良はお客にも滿足させ、亂雜も釀さないといふことを主としなければならぬ。

故に吾輩の改良法では少しは主客の辛抱を要するが、兎に角行はるべき範圍においてしたい、而してその第一は時である。大阪は殊に甚だしいが東京でもその他の地方でも、時を誤るということは多い。何時というて客を招いても、客もその時に行かうと考へなければ、主人も亦來るとは思はない、案內の時刻より三十分を過ぎると

か、一時間乃至二時間を過ぎるとか、凡そ地方によつて相違はあるが、大概手心をもつて出掛けて行く、これを改良してその時刻に客は必ず往くとしたところで、何人もさまでの迷惑はなく、却て大いに便利を得る筈である。その次は亂醉を愼むといふことである、杯も交換して宜しい、杯盤の間に藝者が周旋するも妨ない、たゞ亂醉してその會を殺風景ならしめぬことである。亂醉といふことが總ての不體裁の基である、酒客には亂醉にまで至らなければ滿足しないといふ人もあるが、ソンナ人には改良談も無益であらうけれども、多くの人は必ずしも亂醉をするものではない。適當の度合に酒を飲むといふことは紳士たるべきものがなすべき所である、といふ觀念を持つて宴會に臨んだならば、その宴會の體面を保つことが出來るであらう。酒を飲まざるものは無論に便利こそあれ、不便を感ずることはない。ツマリ亂醉家だけが迷惑するのであるが、何れの宴會においても亂醉する人は多數ではないのである、故にその少數の人が少しく愼みさへすればそれで宜しい、さりながらこの事も銘銘の心掛によることで、必ずしも愼めといふ號令を發して客を招く譯にはゆかないから、客中に亂醉家があるかも知れない、モシあつたら容赦をするには及ばない、主人が直にその客を宴席より退けて宜しい。シカシかやうなることとも、社會がそれを適當と認めなければ出來にくいには相違ないが、兎に角時を誤らずに來る事、宴席においては亂醉せざること、といふくらゐの一二の改良を施して、差向きは滿足しなければならぬ、その以上の改良談は澤山あるが、あまり改良呼をすれば、宴會は冷淡無味となつて、寧ろ宴會せざる方がマシとなる。宴會改良會でも組織したらその會員だけには如何なる事柄も行はれやうが、その他は社會の進歩を待たねばならぬ。社

會が進歩すれば自然に風俗が改まる。風俗が改まれば宴會の改良も自然に行はれる。その自然を待たずして改良を加へやうとすれば、現在において實行し得らるゝ範圍より外に改良を施すべき途がない。故に吾輩の希望は澤山あるが、實地問題としては、時を誤らぬ事、亂醉せざる事、といふぐらゐの簡易なる方法を手始めとするの外に、妙案はあるまいと思ふのである。（明三三・四・七、八、九）

ふり假名改革論

吾輩先に漢字減少論を唱へ、これを數日の紙上に連載して大方の參考に供したり。今又ふり假名の方法について多少の改革を加ふるの必要を說かんとす。

漢字減少の結果、終に漢字を要せずして假名のみを應用するの時代來るか、若くはこれに代はるべき簡易明白なる新方法行はるゝに至らば、ふり假名の如きもとより必要なきこと勿論なれども、苟も漢字の存在する限り、苟もふり假名によつて文字を知らしむるの方法行はるゝ限りは、そのふり假名をなるべく簡易にし、なるべく一定し、誰人にも覺え易く應用し易からしむること最も必要なるべきを信ず。但し吾輩の所謂ふり假名とは單に字音、たとへば漢音とか吳音とか稱する音のふり假名にして、和訓のふり假名を指すにはあらざるなり。讀者こゝに誤解を生ぜざらんことを望む。

吾輩もとより言語文字の上に深遠博大の知識を有するものにあらずと雖も、元來わが國の言語にあらざりし

漢土の言語及び漢文中の熟字が終にそのまゝわが國の言語となり、目に一丁字なきものゝ口よりも普通の言語として發せらるゝに至りたるもの甚だ少からざると同時に、言語として應用せられ聲となりて現はるゝものと、文字として應用せられこれにふり假名を附せられたるものと、同一の熟字にして讀むと話すとの間に非常の相違を表はし、シカモ殆んど總ての場合において、或るふり假名に準ずべきものゝ外は實際に行はれず、多くのふり假名は死物となり、空しく無意味の存在をなすを感知すること、イナ毎日經驗すること實に甚しきなり。たとへばこゝに功、行、閣、皇、劫の五字ありとせんか、在來の方法によつてふり假名を施すときはこう、かう、くわう、こふの差別あるべきなり。而して所謂和學者、漢學者はこれを以て正しきものとして認識するなるべし。然れども彼等をしてこれを言語として日常談話の際に發せしめんか、恐らくこれを發聲上に區別し得ざるべく、ヨシこれを區別し得たりとするも、聽くもの豈にこれを區別して聞かんや、何れも皆なこうと同一の聲に聞くなるべし。もし聽者にしてよくこれを區別し得るものありとするも、ソハ千百人中の一人のみ。況んや話すもの聽くもの悉く和學者漢學者にあらざるをや。則ち此の如き區別は日常の讀書若くは談話の上には殆んど死物となりて用をなさゞるなり。故に吾輩は此の如きふり假名の區別を認むるは學者として可なり、日常使用の間にはその區別に拘泥する必要なし、寧ろこれを打破し廢止すべしと勸告するものなり。

それ四聲七音の言語における、喉腭舌齒脣おの〳〵その依る所に從つて區別あること勿論、字音またこれに基いて起り、梵書に悉曇といひ、漢字に韻策と稱し、輕清重濁の辨生じ、堅聲横韻の法現はれ、これを說きこれを

論ずる詳なりと雖も、今日の世これを學びこれを解すること容易の業にあらず。試みに「韻鏡易解」一本を取て通覽するも、決して易解の名の如くなる能はず。尋常和漢學の力尙よく解する能はざるを覺ゆ。而して今日においてはこれを學ぶの難きのみならず、これを學ぶの必要を見ざるなり。況んや言文一致の國にあらざる禰的言語文字のわが國にあつて、かゝる死法を墨守するの迂愚極まれるにおいてをや。故に普通〻用のものをなるべく一定の標準に屬せしめ、なるべく繁雜艱險を去て簡易平明に就くの方法を取り、多少の舊規破壞を試みるは實に今日必要のことゝ信ずるなり。

今もし假に一歩を讓りて、從來のふり假名を正式のものなりとして、これを永久に墨守するの必要ありとせんか、ソハ甚だ困難のことにして到底行はれざることとなるべし。

漢字は自然の傾向にても減少の有樣なれども、今日においては文化普及上、イナ吾人の生存上一日も速かにその減少を行はざるべからざる必要あること勿論なれば、國語國文の改良論と相俟て駸〻として進むべし。先づその第一の結果としては小學校、中學校等の教科用書を初めとして、漢學そのものを敎ふるための目的より編纂されたるものにあらざる限りは、從來より一層も二層も漢字少き教科書現はれ來るべし、從て自然に漢字を知るの機會に遠ざかることは學生一般の免れざる所となると同時に、目的の漢學そのものを講究するにあらざることは、その助因となりてます〳〵漢字を正確に覺えしめざることゝなるべし、況んやその假名遣ひをや。

此の如くにして一方には漢學の知識深遠ならざる學生は、やがて滔〻として他を教授するの位置に進みて、漢

字漢語を不正確に敎ふるの場合多くなり來るべきと同時に、これまでの敎育の方針として或る程度まで一般に漢學を敎へ込まれたる人々は年と丶もに凋落し、所謂和學者も漢學者も漸々鬼籍に上り、斯道に淵博なるものは相率ゐて減少し、世は諸共に今日よりも和漢學の程度において劣等の地位に陷るべし、況んやその假名遣をや。

此の如き時代の來ることとは決して遠き未來にあらずして、現にその時代に入り込みつ丶あるなり。世に博士あり、學士あり、その他なにがしの肩書を有し、社會の上流に立ちて、世の俱瞻する所となれるものの甚だ多しと雖も、これに相當の漢字を使用して文章を作れといはば頗る困却するもの多かるべし、これに正式のふり假名を施せといはば殊に窮するなるべし、然れどもこれ學者の罪にあらず、また學者の左程に耻づべきことにはあらず、これ等の人々の光を發揮すべきは他の方面にあつて存するなり。されば此の如きは學者の不名譽にあらずとするも、兎も角漢字使用の範圍は縮少され、正確なる假名遣ひの墨守し難き證左としては最も顯著なる一例にあらずや。

故に吾輩は殆んど無意味にして徒らに複雜繁冗、總ての點において利益なきふり假名を墨守するは實に迂愚なるのみならず、これを簡明にし平易にするの却て利益あるべきを信ずるなり。モシそれ正確なる發音、ふり假名等の研究闡明に至ては今後これを一種の學者、則ち文學者、古典學者等の狹少なる範圍の職業に委ぬるの可なるを見るのみならず、その必要なるを主張せんとす。

然りと雖も吾輩は今徒らに急激なる破壞を試み、自ら快とするものにはあらず。先づ世人の見て以つて首肯し

得べきものにおいて實行せんと欲するなり、その程度種類の如きはこれを次章に說かん。

何をか無意味にして複雜繁冗、事に益なくして寧ろ害あるの假名遣といふか、またこれを改革して如何なる標準によらしめんとするか、左に列記する第二段以下の如きは寧ろ害ありて益なき假名遣なり。此の如き假名を作りし根原に溯れば相當の理由あるべきことは前章に論じたる如くなるべけれど、今はこれを存するの害あるも寧ろ益なきものなり。故に小疵を生ずるを顧みずしてその大同を計り、以て簡易平明の則ち最上段の圈點を附せるものを以て標準となし、如何なるふり假名にてもなるべく二字以下に濟ますことゝし、同時にその內にても普通に書かれ易きものを以てするの主義を取れり。則ち左の如し。

おう(歐)あう(櫻)あふ(押)わう(横)をう(翁)
こう(功)かう(行)かふ(闔)くわう(皇)こふ(劫)
ごう(恒)がう(毫)がふ(合)ごふ(業)
そう(送)さう(早)さふ(揷)
ぞう(增)ざう(造)ざふ(雜)
とう(東)たう(稻)たふ(答)
どう(同)だう(道)
のう(農)なう(腦)なふ(納)

ほう(蜂)ほう(方)はふ(法)ほふ(法)
ぼう(棒)ばう(傍)ばふ(乏)
もう(朦)まう(妄)
よう(用)やう(様)えう(要)えふ(葉)
ろう(弄)らう(老)らふ(臘)
きう(球)きふ(級)
しう(州)しふ(集)
じう(柔)じふ(拾)
にう(乳)にふ(入)
りう(柳)りふ(粒)
いう(尤)いふ(邑)
けう(矯)きやう(京)きよう(恐)けふ(俠)
げう(堯)ぎやう(仰)ぎよう(凝)げふ(業)
せう(梢)しやう(章)しよう(松)せふ(妾)
ぜう(擾)じやう(情)じよう(繩)ぜふ(聶)ぢやう(孃)でう(條)でふ(帖)

てう（朝）ちやう（張）ちやう（澄）
へう（豹）ひやう（兵）ひよう（氷）
めう（妙）みやう（明）
れう（療）りやう（良）りよう（龍）れふ（獵）
いん（印）ゐん（員）
い（伊）ゐ（爲）
いつ（逸）ゐつ（鷸）
じよ（助）ぢよ（女）
おく（臆）をく（屋）
おん（恩）をん（温）
おつ（乙）をつ（越）
じよく（辱）ぢよく（濁）
じゆつ（恤）ぢゆつ（怵）
じき（食）ぢき（直）

なほ吾輩の主義を以てすれば、此の如く大同を計るべきもの、この他にもこれあるべしと雖も、大抵は先づ左

の如し。而してこれ世人の見て以て首肯し得べき所なるべし。和漢學者の見地より嚴格に論ずるときは、これ大破壞なるべしと雖も、吾輩は今これ等の人々と爭ふことを欲せざるなり。

漢字を覺ゆるは既に容易ならざる困難なり、然るにその發音の結果殆んど同一なるもの、若くは全く同一なるものに向て、それ〴〵異りたる假名を附することを重ねて覺えざるべからずとせば、その困難や實に重複にして時間と腦髓と手數とを消費すること幾何なるや知るべからず。これに反して吾輩の前章に論じたる如く、その字音の出所因緣の如何に顧みず、すべて類似の音を一括して以て簡易なる標準の下に大同せしめば、時間と腦髓と手數とを徒費せざるより、幾何の便利を生ずるや知るべからざるを想ふなり。

本社の如きふり假名を用ふる新聞紙を發行する所、若くは雜誌その他ふり假名を應用する書籍類を出版する所においては、殊に利益あることを信ずるなり。從來ふり假名の如きものによらんとすれば、第一編輯において、第二植字において、第三校正において、十分にその假名遣ひを記憶せざるべからず。然れども此の如きは到底一般に望み得べからざることとなるを以て、先づ植字において困難し、次に校正において困難し、次に挿替において困難し、この三者は常に腦髓と時間と手數とを浪費すること非常にして、一般事業の上に少からざる惡影響を與ふるの結果となるなり。もし吾輩の意見の如く前述の假名遣ひによることゝすれば、植字、校正、挿替の三者は大にその勞を省き、全體の事業を敏活ならしむることを得べし。

シカのみならず、人を得るに急なるとき、若くは熟練を積ましむるに急なるとき、假名遣の上に右の如き便法

を採用するは最も利益なると同時に、世の假名によつて以て字を讀まんとするものには大なる便利あるべきを信ずるものなり。更に新聞の紙面に現はるゝ上よりいふも、漢字多きものは從つてふり假名多く、その結果は紙面ます〳〵黑く、體裁上決して綺麗なりといふべからず。然るに右の如き便法によらば、漢字減少と相俟て、紙面多少鮮明となるの利もこれあらん。

乃ち以上の意見により先づこれをわが紙上に試み、以て大方の教を乞はん。（明三三・四・一〇—一三）

馬山浦問題

馬山浦問題は先頃一段落を告げ、今は露國が居留地近傍において相當の土地を選定中なりといふことである。この事に關して馬山浦問題は未だ落着せずと論ずる人もあるが、それは見やう次第にて、行掛り上一時少し面倒なる情況を釀したる問題は、一段落を告げたるに相違ないが、シカシ露國が相當の土地を選定してその目的を達したる後でなければ、この事件が全く結了したるものでないから、先頃の問題だけは一段落を告げてをるが、事件の全體は結了しない、といへばいふことも出來得るのである。その邊はいづれにしても妨げなきことであるが、そも〳〵この馬山浦問題なるものは、久しき以前より世間に流布し、たび〳〵その風說のために商工業者の恐怖心を生じ、一般の動搖を釀す虞ありしことは事實であるから、少しく吾輩の所見を述べおくことも無益であるまいかと信ずる。

露國の朝鮮南部において相當の土地を所有せんと欲したることは、今日に始まりたる問題ではない。先年木浦開港の當時にも多少の土地を得んと欲したりとの說もありしが、その後馬山浦の開港に至りて大に土地を得んことを望んだ樣子である。然るに當時新聞紙によりて世人の知る如く、多くの土地は日本人の買占むる所となつて、露國はその望む所の土地を得ることが出來得なかつたのである。故に已むを得ず更に他の方面において土地を求めたるものと思はるゝが、その土地は居留地に關係なく、全く飛び離れたる土地であつて、これに對し朝鮮においても承諾することを好まず、日本においても快しとしないといふやうなる事情があつて、遂に露國のこれを斷念したるのは、即ち先頃一段落を告げたる問題である。而して露國はこれを斷念すると同時に、更に馬山浦近傍において相當の土地を得ることになつて、今はその土地選定中といふことであるが、露國は何故に斯く熱心にその土地を望むであらうか、又その土地は如何なる目的に使用するであらうか、內心に如何なる事情が包含せられてをるかは不明であるけれど、表面に現はるゝ所の事實は、ツマリ石炭置場の類を設けたいといふに過ぎないのである。旅順とウラジヲとを結びつくる關係においても、また露清銀行の着手したる長崎ウラジヲ旅順間の航路のためにも、是非朝鮮の南部に石炭置場の類を設けねばならぬといふ必要があるから相當の土地を得たいといふのである。

　而してその土地を得るといふた所で旅順大連を得たる如くするのではない、全く石炭置場として繫泊に便ならしむるに過ぎない、果してこの辯解の通りであれば、宛も長崎における稻佐の類にして、固より恐るべき事柄で

もなければ、大に排斥すべき價値もない。而して露國のためには最も必要なることであるから、その必要を妨げて永く不便を感ぜしむるといふことは、兩國の和好を保つ事情において面白からぬ如く思はる。加ふるにその得んとする土地が、特別なる島嶼を借り入るゝとか、占領するとかいふことでなく、單に各國居留地もしくは居留地附近朝鮮里數十里わが里數にて一里以内の地において、その土地を得やうとするならば、これ條約上にも妨あるべき筈はない、日本人にしても何れの國人にしても、その區域内においては土地を得ること條約上自由である。各國居留地は馬山浦以外にもあるが、その名の如く各國人が競賣によつて自由にその土地を得るのである。故に何れの地方においても、露國政府若くは人民がその土地を競賣によつて買へば、それまでの話である。たゞその使用の目的が平和的にあらずして、軍略上の目的に使用せらるゝか、若くは秩序風俗を害すべき場所となるの虞あるにおいては、朝鮮國は勿論密接の關係ある他の諸國がこれを傍觀することは出來ないのである。これ國際上の道理において無論の話であるが、モシ平和的に使用するために正當にその土地を得るのであれば、これに對しては實は故障をいふべき理由がない。して見れば露國が馬山浦附近において平和的に使用すべき土地を得んとするは、固より妨ぐべき筈もなければ、これがために熱心に憂慮すべき事情もない。いはゞ普通の些事である。現に釜山においても露國居留地なるものが設けられてをる。但しその土地は甚だ不便なる處にて到底市街をなすや否や覺束ないが、とにかく日本居留地に接續したる場所において、露國居留地の標木を樹てゝをることは、數年前よりのことである。かゝる次第であるから馬山浦の如き各國人民の自由に居住し得べき場所において、露國が相

當の土地を得ることが出來ないといふ理由がない。又、これを妨ぐべき理由もない。シカのみならず日露關係の大體より觀察するに、たとひ日露兩國の出先の官吏に、如何なる事を企つるものがあらうとも、政府と政府との交際においては親密を維持し來つてをるのである。遼東半島の還附以來、日本人が露國を敵視するが如き言動をなすこともあるが、これ等はみな世界の大勢を知らざるものにして、識者の同意を得ること難きものである。何となれば自らたさんと欲する所を他より妨げられて、快しとする筈は無論にないが、シカシ彼も一時是も一時、かゝる事柄のみに屈托して國家將來の利害を忘れ、永世不朽に敵意を有すべき筈のものでない。國家は利害のためには敵と手を携へて進むこともある。外交の妙處は即ちこゝに存するのであるが、それにも拘らず一時一件を以て永く相敵視するといふは、そも〳〵國家全體の利害を顧みざる議論である。

斯くの如き道理は露國政府の當局者も日本政府の當局者も了解し居るべしと思ふ。他人のことは吾輩の保證の限りでないが、常識を以て考ふれば兩國の當局者は少くともそれだけの道理は了解して居らねばならぬ、故に吾輩をして臆說なくいはしむれば、露國が石炭置場ぐらゐの土地を得んとするならば、これを得さして妨げない。その性質の平和的にしてその用途の平和的範圍を出でざる以上は、强ひてこれを妨ぐる必要がないといはねばならぬ。或る人々は朝鮮においては日本獨り跋扈しなければならぬ、少しにても日本の意思を妨害せらるゝか、日本の意思を妨害せられずとも、他國の意思が伸暢するやうなことあらば、これを防止せねばならぬ、土地賣買の如き、賣るといふ土地あらば、日本人が殘らず買ふべし、朝鮮全國を賣るといふならば、それも買ふがよいと論ず

る人がある。書生論にして取るに足らぬことは無論であるが、朝鮮が賣物に出たならば買ふと買はざるとは別問題として、各國居留地は競賣の結果によつて各國人の買得べき土地である。又居留地外十韓里以內の地はこれも各國人の自由に買得る土地である。然るにこの土地を殘らず日本人が買はなければならぬといふが如き議論は、到底眞面目なる議論として視ることは出來ない。柄にもなき强がりをいへばエラさうに見え、從て外交は强硬なるを要すなどゝの說もあるが、國力を揣らず時機を考へず、妄りに强硬を裝ふは、その實決して强硬なるものでない、大勇は怯に似たりといふこともある、外交の如き活物に對しては一概に强がりを以て方針とすることは出來ぬ、全體の關係において如何なる利害を生ずるかを見るが必要であつて、一事一件の一起一仆は固より論ずるに足らぬのである。

馬山浦問題もモハヤ結了に近づきつゝあるは事實であるが、却て世間の議論のために、しば〳〵國民の疑惑を來さんとする處がある。故にこゝに吾輩一言しておくが、かゝる問題は兩國の當局者に大誤解なき以上は、決して大衝突を來すべき問題ではない。而して兩國の當局者も今日までの形迹にては、其邊の事情を解するものに似たれば、此問題は遠からず無事に完結するであらうと思ふ。（明三三・四・二五―二七）

官制改革

先頃地方官々制の改正でありて、當時これに對する吾輩の意見を述べ、多少その俸給を增額したるは至當のこ

とにして、大體において吾輩固より異論なけれども、その職給制の方針を廢したるには甚だ遺憾の次第なり、行政の進歩なりとは認めがたしとの理由を詳論せしが、四月二十七日の官報を以てまた〳〵各省官制通則の改正を始めとして各官制の改正を公布せられたり、よつて再びその重要なる二三について略論する左の如し。

現行官制における各省次官なるものを、今回の改正にて總務長官と改稱したり。改稱のことなればその實體において現在の次官と大差なきものゝ如くなるは固より怪しむに足らず、たゞ今回の改正にては從來大臣官房たる掌理せし事務の內、機密に屬するものと、官吏の進退身分に關することゝ、並に大臣の官印省印などを管守することを、從來の如く大臣官房の事務となし、その他の事務は總務局なるものを新設して、これに屬せしめたり。而してその總務局なるものは、總務長官の掌理に屬せり。

右の如き改正は、新規なるが如くにしてその實は明治二十四年以前の舊制に復したるものなり。當時の官制にても今回改制の如く總務局なるものありて、次官は官制上總務局長となりたるものなり。今回の改正にては次官の名稱を廢して、直に總務長官となしたるだけは、明治二十四年以前の舊制と名義上少しく異なれども、その總務局掌理の事務は勿論、その他大體において舊制に同じければ、これを舊制に復せりといふにおいて妨なかるべしと信ず。

次に今回の改正にては、官房長なるものを新設し、その身分を勅任となすことゝなるが、これ從來の制度において全くこれなき所のものなり。勿論各國の制度の中には、官房長といふべきものを設け置くものなきにあらざ

れども、その身分は必ずしもわが國における勅任などいふものに限らず、而して官房長の位置に重きを置く國にては、次官なるものを置かざる所もありて、次官を置く所の國にても、恰もわが制度の秘書官若しくは秘書官長ともいふべきものを置くに過ぎず。とにかく各國區々にして、强ひてその說を求むれば說もなきにあらざるべけれども、聞く所によれば、官房長なるものを置きたるは、かゝる制度講究の結果にはあらず、憲政黨の頻りに迫りたる官吏任用令の除外例を設けたるに外ならずといへり。果して然りとせば、これ政略の範圍に屬し、行政上の得失を論ずべき價値は、始めよりこれなきものなるが如し。それにしてもこの官房長をして、省中官吏の進退身分に關する事項を掌理せしむるは如何なるものにや、識者の一考すべき所ならん。

次に松隈內閣の當時に新設せられたる參與官なるものは、今回の改正にてこれを廢止し、その代りに參事官中の一人を勅任となすことゝなしたれば、これもその實は、名稱を改めたるに過ぎざるが如し。但し松隈內閣の當時に參與官を置きたるは、政務次官とか稱すべきものゝ變化したる結果にて、實は參事官などといふが如き性質のものにあらざりしよし、さもあらん。無學なる政黨員の一躍してその官に就きたるものありしが、松隈以後の內閣にては、その官名は依然として廢せざりしも、その人は多くは學識ある人を採用することゝなりて、勅任參事官の實を具備したれば、今回の改正は松隈內閣の新設したる當時の精神に比すれば、全く反對なれども、今日の實際に比すれば、大體において改稱なりと認むるも妨げなかるべし。

官制通則の改正中、その重要なるものは先づ以て右述ぶる所の如くなるが、更にその任用令に關する改正を見

るに、內閣書記官長及び各省官房長の任用及び分限については、文官任用令及び文官分限令の規定を適用せず、との除外例を設けたれば、これ等の官は恰も現在の秘書官任用の如く、何等の資格も入用なきものなり。これ風說の如く憲政黨よりも迫られたる結果にてもあらんか、それにしては特別任用の範圍あまり狹少なるに似たれども、元來憲政黨の改正を迫りたりといふも、その實は改正を迫りたるにあらずして、改正を忠告せしに過ぎざりしよし。故に始めより對等の協議にはあらざりしといへり。果して然らば、この改正にて憲政黨の滿足するも、せざるも、これあるべき理由なく、却てその幾分にても、忠告の容れられたるを喜ぶべき筈なるべし。これ世間の風說にして、吾輩はその眞相を知らざれども、とにかく今回の改正は政府憲政黨と協議したる形迹なきことは、明かなるが如し。

右の外、內務省における社寺局を廢して、神社局と宗教局を新設し、また監獄局を內務省より分離して、司法省に附屬せられたる如き改正あれども、今こゝに詳論するほどの必要を見ず。

要するに、今回の改正は全く一部局の改正に止まりて、さまで重大なりと認むべきほどの條項もこれなきものの如く、殊に明治二十四年以前の舊制に復したるものに至りては、行政上の進步と見るべきものもこれなきが如し。況んやこの改正は憲政黨の迫りたる結果などゝ稱すれども、その實は決して然らざること、右述ぶる如くなるにおいてをや。官房長が新設せらるゝも、勅任參事官を置かるゝも、政黨員などを採用することあるべしとは、何れの方面よりも觀察するも、信ずること能はざるなり。（明三三・五・一、二）

授爵について

今回の御慶事に際し、新たに華族に列せられたるもの數十名あり、當人の榮譽は固よりいふまでもなきことながら、他よりこれを評論せば、或は是非の議論なきを得ざるものもこれあるべし。然れどもその議論はこれまでの華族とても實は免るゝことを得ざるもの多ければ、今事新しくこれを論ずることは姑く措き、その授爵の場合に關して、吾輩こゝに再言したきものあるなり。

華族の末路につきては、吾輩曾てこれを論じたることありしが、それと同時に苟くも華族に列せらるべき人あらば、なるべく生前においてせらるべし、臨終もしくは實際に瞑目したる場合においてせらるゝは、當人死後の榮譽には相違なけれども、その華族たる體面を維持すべき用意をなすことを得ざるべしとの次第を詳論したることありき。これ今日において吾輩の再びこれを繰返さんと欲する所にして、位階勳等の類ならんには、全く當人の一己に止まるものにして、固より子孫に及ぶべき性質のものにあらざれば、臨終もしくは既に瞑目したる後にても、當人のその恩命を知ることを得ざるの遺憾はあれども、死後の計をなすには何等の關係を有するものにあらず、故に何れの場合においてせらるゝも妨げなかるべしと雖ども、爵はこれに異り、今日の制度にては、或る二三の場合を除きては、子孫永世に傳ふべき性質のものなれば、その體面を維持せしむべき用意は、生前においてせざるを得ざるの必要あり。またこれと同時に當人はその爵を辭することを得ざるにせよ、その決意にして

全く爵を辭するつもりならば、故らに繼承者を定め置かずして、その爵を當人一代に止むるの用意をなすことも亦なし得べし。これ等の事柄は、當人の一家に取りて重大の事件なることは勿論、また社會全般の上より觀察するも、決して輕視すべきものにあらざれば、授爵はなるべく生前においてせられ、臨終若しくは實際既に瞑目したる後においてせらるゝことなきを、希望せざるを得ざるなり。

授爵は今回を以て終りとなすものにあらざるは勿論なり。而して華族の年々增加するは、社會のために利害如何なるものなるや、また斯くて華族の末路は如何なるものとなるや、これ等はみな別問題にしてこゝに論ずる必要はなけれども、とにかく今日の制度のまゝにては、華族は永世に傳ふべきものなり、永世にその體面を維持せしむるを主旨となすものなり、故に授爵は生前においてせらるゝこと、何れの方面より論ずるの必要なりとす。これ今回の授爵に際し、吾輩の再言して當局者の注意を求むる所なり。（明三三・五・一二）

金融談

金融逼迫して恐慌將に來らんとするが如き說あるかと思へば、ヤヽ小康を得たりとの說もある。何れの事物にも盛衰輪廻はあるから、金融も何時までも同一でないことは、無論の道理にして毫も怪しむに足らぬが逼迫の場合でも、小康の場合でも、その頭腦を冷靜にして、篤と眞相を觀察することが必要である。世間には救濟論も多きことなるが、一時の救濟は救濟として、先づ以て吾輩の觀察したる二三の事情を述べおくこと、全く無用でも

あるまいかと信ずる。

第一金利のことであるが。日本銀行は既に數回金利を引上げ、今後まだ金利を引上ぐるや否や、大に世人の畏怖心を生ぜしめてをる。日本銀行は果して再び金利を上ぐるか、上げざるか、又は引上げざるを得ざる場合に遭遇するか、引上げずして濟むべき狀況に復するか、當局者においても或は豫知することが出來得ぬかも知らぬからして、他より斯くあらうと推定することは無論に出來得べきかぎりでないが、そも〳〵金利を引上ぐるといふは、如何なる性質のものであるかといふに、歐米であれば中央銀行の金利を引上げたならば、必ず他國より正貨の流入することがあるであらう、それがためにその國の經濟界を救濟することも出來得るであらうが、日本は左樣なる譯にはゆかない。經濟共通などゝ稱すれども、金融の關係においては實に孤立してをるのであるから、理論上金利を上ぐれば正貨の流入する筈であるとしても、また歐米では實際正貨が流入するにしても、日本はその理論その實際のごとくにはゆかない、ゆゑに金利の高低は、歐米であれば正貨の入ると入らざるとの問題であるが、日本においては出ると出ざるとの問題である。即ち輸出入の平均を失して輸入が超過し、その超過に對する自然の結果として金貨の海外に流出する、これに對して金利を引上ぐれば起業熱を冷却し、物價を下落せしむる等、種々の影響を生じて遂にその輸入を減少し、輸入を減少すれば從て正貨の流出を防ぐといふ順序で、これが即ち日本銀行の今日の實際取りつゝある方針であり、また理論である。さすれば金利の高低は、正貨の入ると入らざるとの問題でなくして、出ると出ざるとの問題であることは明かである。右の次第であるから輸入超過

の多き今日においては、金利引上げを甚だしく非難する譯にはゆかないが、その金利引上げは歐米における理論や實際と同樣なるものでないことは、何人も記憶しおかねばならぬ事柄である。

第二は金利引上げと同時に、日本銀行は宜しくその門戸を開放して、大に貸出をなすべしとの方針を取らねばならぬといふことである、一語にていへば、金利は引上げたが、貸出は澁らないといふことが必要である。斯くてこそ世間の恐慌を怖るゝ心を幾分か和らぐべき譯であるが、事實は每度これに反して、金利引上げと同時に必らず貸出を澁るは、甚だ惜しむべき次第である。內情を打明けたならば、金利を引上ぐるのは、そも／＼通貨回收の目的であるから、大に貸出すといふ譯にゆかないといふことがあるに相違ないが、その目的はそれにて宜しいが、その目的のためにも貸出を澁ることは得策でないのである。貸出を澁れば却て貸出が增加する、これ自然の道理である。然るにその增加するを見て、貸出を實際澁つてをらぬ證據であるといふ辯解の口實に供したることもある。昨年末に金利引上げを始めた場合は、實際その通りであつたのである、貸出を澁らぬと辯解するほどならば、始より大に門戸を開放しておくが宜しい。その門戸を開放せずして貸出を澁るがゆゑに、將來においては全く貸出を拒絕するかも知らぬ、といふ恐慌心を一般に生じて、却て必要もなきに大にその貸出を請求する趨勢を生ずるのである。その結果貸出が增加する。增加したる現象を以て貸出を澁らぬ證據となすは、耳を掩うて鈴を盜むの類であつて、到底識者の同意を得べき事柄でない。ゆゑに金利を引上ぐるときは、同時に門戸を開放して、大に貸出すといふ方針を取らねばならぬ、斯くせば實際において始めて當局者の希望するが如く、貸出は增

加せぬであらう。何となれば高き金利さへ拂へば、資金は何時でも得らるゝといふことであれば、遽かに貸出を請求する必要はないのであるから、貸出は實際において增加せず、而して經濟界一般をして安心の途を得せしむるであらうかと思ふ。然るに事實は每度これに反對してをるのは甚だ歎息すべき次第にして、やゝもすれば恐慌の將に來らんとするが如き說を生ずるも、畢竟これがためである。

第三は金利引上げは、前陣の理由の外に、二つの弱點が常にこれを促すであらうかと思ふ。二つとは兌換券の基本たるべき正貨準備のその正貨が、偶然に生じたるものであることゝ、又正貨準備以外に保證準備によつて多くの兌換券を發行しをることゝの二つである。何人も知る如く現在の貨幣制度に改正する前に、貨幣制度調査會なるものを設けて幣制を調査せしめたのであるが、その結果は金貨制度にするがよいといふことに決定したのではない。複本位論もあり純然たる銀貨論もありてその說區々に分れたのである。但し何れにせよ金の準備は必要であらうとの說は多數であつたが、それにしても如何にして金を吸收すべきやといふに至りては、何人も妙案がなかつたのである。然るに日清戰爭の結果として意外にも二億萬兩の償金と遼東還附の償金三千萬兩その他威海衞駐兵費などゝいふやうなる大金が、一時に日本に流入することになり、その金額を如何にして清國が仕拂ふかと注目せしに、外債を募ることになつたから、既に外債を募る以上には、寧ろ兩を改めてボンドを以て受取る方は清國のためにも日本のためにも便利であるまいかといふ主旨を以て清國政府に交涉し、幸に清國政府はこれに應じたのである。その間には日本が意外なる利益も得てをるが、とにかく大體斯くの如き手續によつて、巨額の英貨

を受け取り、而してその受取りたる英貨は、軍備擴張その他につき外國において支拂ふ高も尠なからざりしが、それにしても多額の金貨が日本に流入することになつたのであるから、始めて幣制を改革して金貨制度を施行したのである。ゆゑに金貨制度に改正したのは、好いか惡しいかは別論として、かゝる次第であるから、金貨制度の基本たるべき金貨は、多年計畫したる結果でもなんでもない。意外に得た金貨であるから、意外に失ふ虞れのないではない、これ常に當局者の腦裡に存在して何事か生ずるごとに狼狽する原因であらうと思ふ。

その次は兌換券のことであるが、今日の兌換券は詳しくいへば三種ある、即ち一は正貨準備によれる兌換券、二は保證準備によれる兌換券、三は制限外發行兌換券であるが、制限外は姑らく措き、正貨準備によれる兌換券は、その準備し置く所の正貨の高だけ發行するのであるが、保證準備によれる兌換券は、これに反して公債、證券若しくは手形などを保證として發行するのであるから、その兌換券に對する正貨はない。而してその保證準備による兌換券發行高は、度々の改正にて增加し、今日にては一億二千萬圓まで發行し得るのである。然るに正貨準備にて發行したるものでも、保證準備にて發行したるものでも、均しく兌換券である以上は、金貨引換の請求するものあるときは、何等の區別もなく、その請求に應じなければならぬから、正貨準備に對照しては不釣合なりと思はるゝ巨額の紙幣が、融通せられてをる今日においては、その引換を請求せらるゝことは、當局者にとりてこれより大なる危險はあるまい。この恐怖心は常に當局者の胸中に往來しをる所であるから、少額の金貨が輸出しても、又引換を請求せられても、忽ち狼狽する次第であらうかと思ふ。

要するに今日の經濟界は、民間にも病根あることは勿論であるが、當局者の側にも尠なからぬ病根があるから目前の救濟も宜しいが、なほ根本的救濟の道を講ずることは、その筋に向て最も望ましき次第である。

（明三三・五・一七、八、九）

下級社會の娛樂

人生何等かの娛樂なかるべからず、隨てその娛樂の最も弊害少きものを要するはいふまでもなき事ながら、下級社會に行はるゝ娛樂の良否ほど社會の風俗にも生産力にも關係を及ぼすものはあるまじ。これ中流以上の社會にありては、その敎育及び資力の上において、娛樂の良否を分別するの知識を有し、且つ各その好む所に從ふの餘裕ありといへども、下級社會に向てかゝることは到底望むべからず。故に彼等の娛樂は動もすれば人間の劣情を滿足せしめんとして、野鄙なる種類に陷り易くして而してその野鄙なる所以を自覺するの念慮に乏し。されば下級社會の娛樂を、健全なる方面に向はしむるのみならず、因て以て彼等の氣風を幾分にても高尙ならしむるは、上流社會の常に心掛けざるべからざる所にして、またその地位に屬する德義上の義務ともいふべし。外國において多く見る所の公園において奏樂し、或は市費を以て公堂に音樂會を催すの類は、畢竟これ等の手段に供せらるゝものなり。

共同娛樂のこと近年大に發達し、自轉車の競走端艇の競漕の如き、或は何々の運動會と稱する如き、これまで

は直接關係者以外に興味を與へざりし狀況なりしも、近來は見物人の數においても種類においても、大に世人に興味を與ふるに至りしを知るなり。これ等の競技はその性質自然公開的なるを以て、上下一般の歡樂に適するものなりといへども、奈何せん下級社會はかゝる娛樂と興味を感ぜざるなり。蓋しこれ等の娛樂方法はわが國に固有せざるものなるを以て、下級社會においてのみならず、上流社會においても新空氣に生長せし人の外には、心底より興味を感ぜしむること能はざるなり。こゝにおいてか吾輩は吾國固有の遊藝に堪能なる人々に向て望む所あり。たとへば素人音曲會なり、素人演藝會なり、これを公開して得意の技を演じ、一は以て自己の娛樂に供し、他はその娛樂の一半を下級社會に分與することこれなり。或はわが國固有の遊藝は概ね野鄙にして、その好尙を高むる効力なし。通例の遊藝は寄席の類において行はれ、下級社會の娛樂は既に備はれりとの說もあるべし。然れども好尙を高むるは、必ずしも遊藝そのものゝみに存するにあらずして、これを演ずる人の如何、及びこれを演ずる場所にも存するものなれば、その技を公開して娛樂の一半を下級社會に分與するの方針を取らば、間接直接に社會に益することも尠少ならざるべしと信ぜらるゝなり。(明三三・五・二一)

外資輸入論の誤謬

外資輸入は久しき以前より朝野の希望する所にして、殊に經濟界に少しにても波を揚ぐることあれば、一層その聲を高め、そのたび每に奇策妙案も湧くが如く起ることにて、今回も外資輸入論は到る處にこれあるが如し。

然るにその奇策妙案は實地に效なく、何時もその必要を唱へらるゝまでにて止むものゝ如し。斯くて幾年かの後には、外資輸入の實を見ることあるべきや否や、今日の情況にては何人もその期限を豫言すること能はざるべしと雖も、氣永に待ちたらんにはイツカ一度は輸入することもこれあるべし。

世間の外資輸入論者は氣永に輸入の期を待つことには無論に不同意なるべし。不同意なればこそ例の奇策妙案も生ずることゝ察せらるゝが、吾輩よりしてこれを見れば、如何に不同意にても、如何に煩悶するも、今日の爲體にては外資の實際に輸入せらるゝこと甚だ難く、結局は無効に終りて、氣永に時節到來を待つのほかあるべからずと思はるゝなり。

吾輩は三年前にこれをいへり、外資輸入を欲せば、外國人の日本において利益を得ることを忌むべからずと。然るに今日に至るまで事實は全くこれに反し、外國人の日本において利益を得るの便宜を與へざるのみならず、その利益を得んとするものあれば、往々これを妨げんとするものあり、これ外國人をして日本人の多數は未だ排外思想を脱したるものにあらず、との觀念を抱かしむるものにして、これがためには外交上を始めとして、種々なる方面に大なり小なり、その影響を及ぼせども、他は姑らく措き、かゝる觀念の存在する間は投機者流は別として、安心してその資本を日本に投ずる外國人これあるべき理由なし。外國人自身にその資本を日本に投ずることに安心せざれば、これを如何にしてその資本を日本人の利用するがまゝに任せて安心するものあるべけんや。今日の外資輸入論は大概この點に注意せず、故にその論ずる所を聞けば、奇策妙案にして坐上の雜談としては、面白

からさるにあらされども、實際には寸效なし。實際に寸效なきものは、いふまでもなく空論にして、取るに足らざるものなること明かなるべし。

故に吾輩は外資輸入論には反對せざるのみならずその必要を認めることには躊躇せずと雖も、今日一般に流布する外資輸入論には、同意すること能はざるなり。外資輸入は種々なる方法もあるべけれども、先づ以て外國人をして安心してその資本を日本に投ずることを得せしむべく、その結果として彼等の收得すべき利益をば、これを忌むことをなさゞるべし。斯くて始めて經濟共通の端緒も開かるべく、而して外資は必らずしも吾より之を促さずとも、自然輸入するの道も開くるなるべし。今日の如く外國人には毫末の利益も得せしめず、日本人獨り外資を利用せんとする間は、外資輸入論は如何に喧しきも、實際に輸入せらるゝこと覺束なかるべし。外資輸入論者たるもの反省して可なり。（明三三・五・二六）

外國人の土地所有說につき

外國人に土地所有を許すべしとの說は、吾輩幾たびこれを揭げたるやを知らず。讀者は固より吾輩の論旨を了解せられ居ることなるべく、又世上一般の議論としても、商業會議所を始めとして各種の團體において、建議または議決にて外國人に土地所有を許すべしと主張したるもの甚だ多ければ、一部少數なる論者を除きては、何人も外國人の土地所有を不可なりとなすものなきに似たり。これ實に輿論の大進步にして、モシもかゝる議論を七

八年前に唱ふるものあらば、痛快なる輿論の排斥を免れざるべく、又モシその議論を十二三年前に唱ふるものあらば、殆んど生命を保つこと能はざりしならん。大隈伯の遭難にても大概當時の情況は推察するに難からざるべし。然るに今やその議論公々然として各地に唱へらるゝのみならず、政府が土地所有を許すに躊躇するを以て、甚だ因循なるが如く非難せらるゝに至れり。輿論の大進步にあらずして何ぞや。然れどもその議論は大體において一致したるなれ、細論に至りては多岐に分れ、中には誤解なるべしと思はるゝものも、反對の結果を生ずべしと思はるゝものもこれなきにあらず、これその說のために甚だ惜しむべき次第なれば、それ等の說に對し、吾輩少しく論ずる所あらん。

第一は外國人に土地所有を許すがために、條約改正の談判を開くべしといふ說なり。この說は一應尤らしく聞ゆれども、これ外國人に土地所有を許さゞるは、條約の關係にあらずといふことを知らざる誤解なり。外國人に土地所有を禁じたるは、條約にも議定書にも明文なし。全く內國法の關係にして、明治五年四月太政官第百二十四號の布告と、明治六年一月太政官第十八號の達とにおいて禁じたるものなれば、外國人に土地所有を許さんと欲せば、この布告と達とを廢するのみにて足れり。條約改正の談判を再び開くべき必要なし。但しこの說を主張する論者は、現に實施せられ居る新條約談判の際には、外國人に土地所有を許さゞりしがために、尠からざる不利益ありたれば土地所有を許すべしとの條件を以て、再び改正談判を開き、以て曩に被りたる不利益を除きたしといふにあるものゝ如し。然れどもこれ決して實地に行はるべきものにあらず、何となれば改正談判の當時にあ

りては、外國人に土地所有を許さゞりしがために、尠からざる不利益ありたるに相違なけれども、今日に至りては、條約既に確定し且つ實施せられ外國人に土地所有を許すと許さゞるとは、全く內國法の關係となりたれば、今更ら再び改正談判を提議したりとて、各國政府はこれに應ずべき義務なきのみならず、萬一應じたらんには、各國政府もまたその望む所の新條件を提議すべし。條約談判はその相手の一方のみ條件を提議するの權あるものにあらざれば、その提議を拒むことを得ざるは、公法上明かなる事柄に屬せり。斯くて双方種々の新條件を提議して再び談判を開かば、現に實施せらるゝ新條約は遂に如何なる運命に陷らんも知るべからず、故に土地所有を外國人に許すがために再び條約改正談判を開くべしとの議論は、全く誤解に原因したる愚論なり。

　次は外國人に土地所有を許すを以て、直に外資を輸入するを得べしといふ說なり。土地所有を許すことは、外國人をしてその資本を日本に投ぜしむるに便利なれば、外資輸入の媒介たるべきは勿論なれども、外國人に土地所有を許したりとて、右から左と外資の輸入し來るものにあらざるは明かなり。吾輩の屢々論じたる如く、外國人に土地所有を許さゞるは、排外思想の遺物なり。國際法の原則に照すも、文明國の實例に徵するも、外國人に土地所有を許さゞる理由なし。加ふるに新條約の規程にては、一箇人たる外國人には土地所有を許さゞれども、內外國人共同して設立したる商事會社にても、外國人等のみ共同して設立したる商事會社にても、苟くも商事會社なるときは、外國人に土地所有を許す筈なれば、內國法において依然外國人の土地所有を禁ずるは全く謂れなきことに屬せり。これ等の理由あるがために、外國人に土地所有を許すべく、而してその土地所有を許すことは、

第一には歐米人の今日まで抱懷し居る、日本人は文明の假面を裝うて野蠻の内心あり、日本人は今日にても外國人を忌むものなりとの感想を去らしめ、第二には外國人の日本において事業をなすに、必らずしも商事會社の名義の下においてせずとも、自由に土地を所有するの便宜を得、よつて以て外國人の永住を促す等の結果あるものなり。これ等の結果は、外資の日本に流入する媒介たることは無論の次第なれども、單に土地所有を許したりとて、その許したるばかりの効能は、忽ち外資輸入となるべきものにあらず。この事情は往々論者の誤解する所にして、その誤解のために、土地所有を許すと、許さゞるとは、外資の輸入すると否とに關係なし、米國に於ける實例は斯々なり、などゝの異論も生ずる譯なり。外國人に土地所有を許すは、恰も道路を開鑿するが如し、道路開鑿はその土地の繁榮すべき重大なる原因たるべしと雖も、開鑿の翌日よりその土地は繁榮すべしと思はゞ誤解なり。外資の輸入は過日も論じたる如く、外國人をして日本に於て安心して資本を投じ、且相當の利益を得せしむるより始むべし、その第一着手として、土地所有の禁を解くを要するものなり。土地所有を許せば、右から左と外資の輸入することあるべしと信ずるは、大なる誤解なるべし。

右の外、外國人に土地所有を許すは、遂に國を滅亡せしむるものなるが如く論ずるものあれども、これ等守舊論者は固より取るに足らず。幸にして外國人に土地所有を許すべしと主張する論者にして往々その主旨を誤るものあるは、甚だ惜しむべき次第なれば、敢てこれを辯明し置くものなり。（明三三・五・三〇、三一）

清國事件

今回の清國事件に關しては、去九日と十日の紙上において「清國の暴徒」と題し、今回の暴徒は從來屢起りたる暴徒とは異なるといふことを述べ、今回の暴徒は排外思想を有する暴徒にて、清國の官民はこの暴徒に多少同情を表して居るらしく思はるから、容易に鎭定は出來まい。隨て何處までその兇焰が波及するか知れぬ。これわが官民の大に注目すべき所で、又清國政府が速かにこの暴徒を征服すれば宜しいが、そのこと出來ずとすれば、各國の兵力にて鎭壓するの外あるまい。然るときには清國將來の運命はいふまでもない、東洋の將來にも大なる關係があるといふことを論じおきたるが、不幸にしてこの事件はます〳〵困難なる問題となるらしきことは、口々報道する所の事實において、讀者の一般に了解せらるゝ所であらうと思ふ。

俄かに清國分割論を唱へてみたり、俄かに清國扶掖論を唱へてみたりするは、書生論としては妨げないが、實際における帝國の國是としては、清國を分取するの、清國に助力するの、といふことを表面に推し立つることは出來まい。これ等の問題は畢竟實際における活問題にして、豫め表白して各國にこれに對する準備をなさしむるやうなことでは行はるゝものでないから、吾輩は右樣なる書生論に同意を表せざると同時に、二十萬噸の海軍五十萬の陸兵はこんな時の用をなすためであるから、何でも東洋の主人公となれ、各國に後れを取るなかれ、と一時の俠氣に驅らるゝ議論にも同意が出來ぬ。何となれば、この事件に對するわが帝國の位地としては、この事件の

ために わが權利々益は如何なるものとなるか、各國の擧動は如何なる情況であるか、隨て將來における淸國及び東洋の形勢は如何なるものとなるか、その邊の事情を篤と勘考して愼重なる態度を取るは、第一の必要條件であつて、場合によつては隨分主人公となるも宜しからう、各國に後れを取らぬも宜しからう、去りながら二十萬噸の海軍五十萬の陸兵はこんな時のためであると騷ぎ立ち、恰も車夫馬丁が火事場に驅け出すやうに慌て出すは、決して大國の態度でない。吾輩は今の當局者に如何なる政略があるか知らぬが、常識を以て考ふれば先づさようなる次第であるから、あまり世間の驚かぬやうにありたいと希望する。

故に過日の紙上において吾輩が一般に注目を望みたるは、現在及び將來における關係であつて、その他のことではなかつたのである。而してその現在及び將來の關係において、何事が最も深く注目すべき點であるかといへば、第一は淸國と各國及び日本との關係にして、次はこの事件のわが商工業に及ぼす影響如何といふ點である。よつてこの點に對する吾輩の意見を順次に述べやうと思ふが、目下實業界における情況よりすれば、逆にこれを述ぶることは、却て多少參考の價値があらうかと思ふ。

今回の事件は何れの時期に如何に結局するかは、何人も今日において豫言しがたき所である。隨てこの事件のわが商工業に及ぼす影響如何といふことも、今日において豫言しがたき所であるが、淸國の國柄と、この事件の兇焰を逞うしつゝある場所とを考ふれば、大體の推測は出來得ざるでもないと思ふ。

淸國の國柄は、政治上において統一を缺くばかりではない、風俗言語の上においても統一がない。これ種々な

る原因より來ることにて、その原因を詳說することは一朝一夕の能くする所でないが、とにかく北清の人民と南清の人民とは、殆んど外國人の如くであるから、北清の出來事と南清の出來事とは、その相關係せざること、殆んど外國の出來事を聞くと同樣なる情況である。先年佛國と葛藤を生じたる時でも、臺灣を攻められ、福州を破られ、佛艦は清國南灣を橫領して頻りに威力を示したれば、南清の人民は恟々として騷動したれども、北清の人民は全く相關せざることは、恰も他國の戰況を聞くが如くであつたのであるが、これと同樣に、日清戰爭の際にも、日本のために遼東半島を占領せられ、海軍は黃海に一敗して、遂に威海衞にて滅亡したるほどの次第であるから、清國人民は一般に敵愾心を生じて大に奮起したるかと思へば、決してそうでない。北清の人民は恟々として騷動したることは、清佛事件の際に南清の人民が恟々として騷動したると同樣であつたが、清佛事件に北清の人民が南清の戰況を他國の戰況の如く聞き居たると同樣に、南清の人民は北清の戰況を他國の戰況の如く聞き居たるのである。この顯著なる實例を知るものは、今回の事件に關しても大概その情況を推測し得るであらうが、北清における今回の事件は南清において殆んど相關せざるものと見て大過あるまい。故に吾輩は如何に統一を缺きたる清國にても、その國內の出來事であるから、無論に南北毫末も互に痛痒を感ぜずといはぬが、日本又は他の開明國における情況を標準として、清國の情況を推測することは、大なる誤解であると斷言する。

然らば今回の事件のために、清國內における實業界は如何なるものとなるかといふに、北清は多少擾亂せらるることと疑ないが、南清はさまでの動搖を來すことなかるべしと思ふ。清國內における實業界の情況、かくの如

きものであるとすれば、今回の事件のためにわが商工業に及ぼすべき影響も北清に對する貿易には多少の影響あるべきこと勿論であるが、南清に對する貿易にはさまでの影響なかるべしと思はる。これわが實業者の大體において了解し居らねばならぬ事柄である、但しこの觀察は暴徒の情況及びその騷動の區域、大概今日の如きものなるべしと推定しての觀察であるからその實況が相違すれば、無論にこの觀察も相違するのである。

清國は南北によりて風俗言語も異り、隨て南北何れの一方に起りたる騷動にても、他の一方は殆んど無關係の情況であるから、今回の事件にても北清における清國の實業界は攪亂せられ居るに相違ない。隨て北清に對するわが貿易はその影響を受くること疑ないが、南清はこれに異るとの理由は既に述べたる通りである。然れどもこの大體の觀察は、既に附言しおきたる如く、暴徒の情況は今日までぐらゐの所でをり、その暴徒の出沒横行する區域も、今日までぐらゐのものとしての觀察であるから、その兇焰は南清にまで波及し、清國內を擧げての騷動となれば、それは別段のことである、さりながら種々の警報はあるが、幸にして未ださやうなる騷動とはなつてをらぬ。

今日までの情況にては、天津と北京との附近は騷動の中心となつてをる。これ日々報道する所にて明かであらうと思ふが、この騷動は今日までは未だ牛莊にも芝罘にも波及してをらぬ。さすれば差向き影響を受くべきわが貿易は北海といふものゝ、その實は北清中の天津地方といつて宜しからうから、かゝる場合には如何なる營業をなすものにても、一般に警戒しをるは宜しいが、騷動の區域とその騷動のために受くべき貿易の種類とを明かに

して、これに對する處置をなすことは肝要である。今回の事件は如何に成り行くとも、その情報に驚かされて、一報を聞くごとに騒ぎ立ち、遂に常識を失ふやうにては、謂れなき恐慌を醸さぬとも限らぬ、かくては人の喧嘩を見て吾も喧嘩するやうなものにて、決して智慧ある者の所爲ではあるまい。

且他國の戰爭又は騒動は、その國に對する貿易に影響を受くるものではあるが、さりとてその影響は必ずしも不利益一方といふものではない。日清戰爭にても、米西戰爭にても、又近頃の南阿戰爭にても、他國の貿易は大なり小なり影響を受けたに相違ないが、その影響は悉く不利益ではない。日清戰爭中に巨利を占めたる歐米人も多きことであるが、米西戰爭中に歐洲の實業者が海運を始めとしてその利益を獲たることも甚だ多く、南阿戰爭に至りては、利益の大部分は英人の手に落ちたるよしに聞けども、歐米人の得たる利益も亦尠からぬは疑ない。故に今回の事件は如何に成り行くとも、不利益なる影響のみ被むるべき筈のものでないから、わが實業者はこの機に乘じて、出來得る丈けの方面に、大にその力を伸ばすことは、現在においても將來においても必要である。

のみならず、今回の事件は各國が清國に對して戰爭するのではない。清國の暴徒を征服するのであるから、普通戰爭の類とは大に異るのである。故に各國が聯合して暴徒の征服に從事したればとて、何れの國も中立する譯もたければ、加擔する譯もない。また暴徒は如何に猖獗を極めたりとて、到底永く各國と對戰するほどの力もなければ、ましてや各國の通商を妨害することなどは、毛頭出來得べきものでない。これ明瞭の事實であるから、騒動なき地方に向ては、依然として貿易に從事し得べきのみならず、事によると從來よりも盛んなる地方あるかも知らぬ。

とにかく今日までの情況にては、わが實業者において狼狽さへせざれば、この騷動は必ずしも不利益のみであるとは思はれぬ。

要するに今回の暴徒は如何に猖獗なるにもせよ、その兇焰を逞うしつゝある區域は、北京天津の附近に限られ、その他の地方に蔓延せざる間は、清國の國柄として他の地方はさまでの影響を感ぜぬであらう。又この暴徒を各國の兵力を以て鎭壓するため、戰端を開きたりとて、その戰爭は清國政府の暴徒と合體せざる以上は、清國と戰ふのではない、清國の暴徒と戰ふのであるから、固より普通の戰爭ではない。この邊の事情を明かに了解するならば、今回の騷動にてわが實業界に受くべき影響の程度も、大概推測せらるゝ筈であるから、その頭腦を冷靜にし、如何なる報道に接するも狼狽せずして、徐ろにこれに對する處置をなすことは、肝要である。右は今日までの情況に基づき、わが實業者に向て勸告せんと欲する要點である。もし暴徒の情況にして今日までと大に異れば格別、否らざればこの觀察は大過なかるべしと思ふ。

今回の事件のわが實業界に及ぼす影響如何は上來述ぶる所の如きものであるとすれば、更らに講究すべき問題は清國と各國及び日本との關係如何といふことであるが、これまた事態の變化次第にて、如何なる關係となるか知るべからざるものであるから、日々變化しつゝある國際間の情況に向てかくあるべしと斷言することは、恐らくは局に當る人々にても出來得る所であるまい。殊にかゝる際には、各國ともその政略を秘密にすることが最も嚴なるものにて、右に出づるかと見せて左に出づることもあれば、左に出づるかと見せて右に出づることもある。

故に國際間の置地問題は、到底かくあるべしと斷言し得べきものではないが、今日までの情況に基づき、又從來各國の抱持せしと思はるゝ政略の方針に考へ、彼れ此れ思ひ合はすれば、大概このくらゐの範圍を出でざるべしとの推測は、出來得ざるものでもない。よつて試に吾輩の推測を述ぶれば、大略左の如きものである。

第一、この騷動は淸國内の各地に蔓延することなく、全く北淸中の北京天津附近に限らるゝものとすれば、各國の處置は

一、各國の兵力を集めて暴徒を征伐し、北京天津の附近より暴徒を掃蕩して、北京の各國公使館と天津の各國居留地とを兵力を以て保護し、並にこの兩地間の交通を完全ならしむるために、鐵道電信を占領し、これ亦兵力を以て保護すること

一、淸國皇帝をして暴徒鎭壓外國人及び耶蘇敎徒保護地方官懲罰などの上諭を出さしむることの外には、淸國政府をして殺傷せられ又は損害を受けたる外國人に對して、相當の賠償をなさしむることは勿論のことにて、ヨシ駐兵の費用までも賠償せしめずとも、公使館、居留地、鐵道、電信等保護のために要する駐兵の費用を負擔せしむること

といふが如きものであらう。但しこの處置は各國の間に、聯合の協議圓滑に調ひ、又この事件を穩便に結局せしむべしとの意思、各國の間に一致してをらねば、行はれぬことは勿論である。

第二、暴徒の情況及びその暴動の區域は、大概今日までの如きものとするも、この暴徒を鎭壓するに際して、

各國の間に聯合の協議が調はないとか、協議は調うてをるが、各國の間に大に野心を抱くものあるとか、野心の有無は判然しないが、その出兵の數に著しき相違があるとか、いふやうなる次第なれば、暴徒は鎭壓し得るであらうが、各國の關係はやゝ複雜なるものとなる。

一、兵數の多き兵器の十分なる國は、いふまでもなく大に暴徒を敗るであらうが、各國聯合の協議調はずして或る强國が單獨にさやうなる擧動をなしたならば、暴徒鎭壓後における總ての關係において、その國の勢力は他國を凌駕する譯となるは、自然の順序である

一、各國の協議調ひ、或る一二の强國を推して專ら暴徒鎭壓の任に當らしめてさへ、後に苦情なしとは思はれぬが、まして聯合の協議調はずして單獨に右やうなる擧動をなす國あらば、暴徒は征服せられても、事後の始末は甚だ困難なるものとなるであらう

一、日本より派遣する兵も、各國より派遣する兵も、みな各國協議の結果であるが、少くとも各國の間に互にその意思を通じたる結果であらうと思ふが、モシもこの推測に反して、各國單獨の處置なりとすれば、他國は姑くおき、わが帝國は將來における對淸と對各國との政略に關して、十分なる覺悟なくてはならぬ

暴徒の情況も、その暴動の區域も、大概今日までの如きものとすれば、國際上の關係は、先づ以て右の如き推測をなしおくの外ないのである、モシもこの暴徒が導火線となりて、清國の各地にこの暴徒が蔓延するか、又は各地における種々雜多の暴徒が、別にこの機に乘じて蜂起するか、とにかく南北を問はず、清國內を擧げての騷

動となれば、わが實業界に及ぼす影響も、無論以前に述べたるやうなことには止まらぬであらうが、國際上の關係に至りては、一層困難なるものとなり、形勢全く一變せざるを得ぬのである。かゝる場合とならば、各國は如何なる態度を取るか、今より豫言することは出來ぬが、清國は全然無政府と認めらるべきものであるから、各國は一致して鎭撫に從事するか、又は各國その欲する所に從つて、勝手に單獨なる處置をなすか、この二つの外はないのであるが、事によるとその後者に出づるであらう。又これに反し清國を擧げての騷動とはならずとも、清國政府はこの暴徒に同情を寄せてをる。暴徒の首領は宗族中にあるといふやうなる風說が事實であり、又清國の官兵がこの暴動に加擔して、外國兵と戰ふといふやうなる次第とならば、清國と各國との關係は漸く一變して、清國の暴徒を征伐するといふ主旨を離れ、清國と各國との戰爭となるかも知れぬ。その節には各國聯合して十字軍の如きものを組織し、文明の敵なりとて一致の運動をなすか、又は意外にも各國中この暴徒に欵を通ずるものあり、といふやうなる騷動を惹起さぬとも限らぬ。故にその邊は今より豫言することは出來ぬが、モシも右やうなる騷動とならば、それこそ清國分割論も保全論も、實地問題となるであらうが、今日までの情況は、幸にして未だそれほどまでの形勢に至るべしとは思はれぬ。

暴徒の情況も各國の態度も日々に變化し、隨てわが實業界に及ぼすべき影響も、決して不動のものではない、故に今日は今日の情況を基礎として立論するの外ないのであるが、吾輩の今日において清國事件を觀察するは、先づ以て前陳の如きものである。（明三三・六・一五―一九）

列國會議

列國會議と稱すれば、讀んで字の如く列國の會議にして意義明瞭なるに似たれども、その實は決して然らず。會議の性質において數多の種類あるのみならず、國際上の用語としては原語の名稱も一ならざるものなれば、列國會議と稱したるだけにては、漠然としてその意義を知るに苦しまざるを得ざる次第なり。然るに清國事件の生じたる以來、時々列國會議の聲は世間に聞え、近頃も東京に駐剳する各國公使を集めて列國會議を開かんと、各國政府に提議したりなどの說も傳はれり。吾輩はその說の甚だ疑はしきを認めて、これを登載することをなさざりしが、果して虛說なりとて取消されたり。無論にその傳說したる會議なるものは、列國會議と稱するほどのものにはあらずして、北淸の情況今日の如くにては、北京駐剳の各國公使はその運動を協議することを得ざるべく、又協議したりとて實行するの道もなかるべければ、東京に駐剳する各國公使と協議して、急場の處置をなさんといふくらゐの說に過ぎざりしならん。これ人間社會通常の場合においては、隨分あり得べく、又提議し得べき事柄なるに相違なけれども、國際間の事情は決してさる淡泊なるものにあらざれば、事局の進行如何によりては、東京において列國會議を開くことも、決してこれなかるべしと斷言すること能はざるは勿論の次第なれども、今日においては、當局者のいふが如く提議したることもなかるべく、又提議したりとて實際に行はれざるは、贅辯を費すまでもなきことなり。而してその急場の協議すら、既に已にかくの如きものなりとせば、他日果して眞正

なる列國會議を開くに當りては、種々の困難も必らず生ずることならんが、ソハ他日の講究に譲りて姑くこれを措き、目下における列國の協議は、何れの場所を中心として行はれつゝあるかといふに、恐らくはその中心なるものなかるべく、列國政府は各々その意思を自國より派遣しをる公使を經由して、その駐在國の政府に知照せしめ、以て對清處置をなしをるものならん。さなくとも列國の協議なるものは、決議を見るまでに、時として數多の時日を費すことあるは、吾輩の既に論じたる所の如くなるに、果して目下の協議に中心なく、互に知照して格別に協議しつゝあること、吾輩の推測の如くならんには、その處置の緩漫なるは固より怪しむに足らず。幸にして列國の意思に衝突の跡もなく、遠くその本國より出兵するものすらこれあること、歐洲來電の屢傳ふる所の如くなれば、列國協同の力によりて、早晩北清の鎭靜に歸すべきは疑ひなけれども、今日の情況を以てすれば、その鎭靜の時機は何れの日なるや、豫言しがたきと同時に、これに關する列國會議なるものも、ヨシ開會せらるゝものとするも、何れの日に何れの地に開かるべきや、今日においては何人も全く前知すること能はざるべし。

（明三三・六・二七）

聯合軍の擧動につき

今回の清國事件に關し、各國の兵員は既に派遣したるものと、今後派遣すべきものと合して、果して幾多の數に達すべきやは、今日において豫知することを得ざるのみならず、その員數は事局の增大なると否とに隨て、差

達を生ずべきは勿論の次第なるが、幾多の員數に達するにもせよ、その兵は聯合軍として運動すべきものにして、たゞわが帝國を始め露英獨佛の兵はその重要なる部分を占むるに過ぎず。而して聯合軍は聯合してその目的を達すれば、それにてその任務を終るべきものなれば、各國兵の擧動につき、某國の兵はかゝる功名をなせり、某國の兵はかゝる失敗をなせりなどゝの評は、全く無用に屬する道理なれども、人間社會は道理一方を以て論ずべきものにあらざるは、誰れも知る所の事實なり。さればこの聯合軍が敵前に功名を爭うて、味方の一致を缺くが如き奇談は、咸豐年間に英佛聯合軍が清國を攻めたりし實例に徵しても、今回も亦必らず同樣の奇談あるべしと推察せらるゝなり。

　聯合軍のために計れば各自にその功名を爭はずして一致するこそ、聯合の主旨にも叶ひ、又その勢力を强むる譯にもなれども、人情の常として功名の爭は到底免るべからざるものとせば、吾輩はわが兵のためになるべくその功名の各國の上に出づることを望むも、亦自然の人情として一般の同情を得べきことを疑はざるなり。但しかく論じたればとて、吾輩はわが兵の拔駈功名に熱心なれといふにはあらず、軍紀軍令の下にも從順なるを要し、列國の約束は嚴守するを要すること勿論なれども、かゝる難場を切拔けたるものは日本軍なり、かゝる强敵を破りたるものは日本軍なり、との報を聞かんことを欲するに切なるのみ。

　要するに今回各國の兵はその員數に相違あるも、固より大軍にもあらざれば、又各國の精銳を集めたるものにもあらず、然れどもわが帝國に取りては始めて列强と共同の運動をなすものにして、語を換へてこれをいへば、

各國環視の裡に戰爭するといふも不可なき次第なれば、列强との比較は容易に世界の公評に上るべき筈なり。現に大沽砲臺の占領にわが軍の目覺しき擧動は、モハヤ世界に傳播しをることならんと思はるゝが、この種の報道に頻々接する如きことを得ば、單に今回の事件に止まらず、將來列國との關係において、間接にも直接にも尠少ならざる利益あるべしと信ぜらるゝなり。（明三三・六・二八）

對外言論

國際間の出來事を論ずるは、內國の出來事を論ずると自ら區別あるべきことは、苟くも言論をなすものゝ知らざることなき所なるべしと雖ども、事の實際に臨みては、何れの國にてもその區別を混淆することなきにあらず、たゞ國際間の出來事に慣れたる國民は、その言論を愼みその區別を明かにして、以て國家の不利を釀さゞることを努むるのみ。わが國三百年間の鎖國は、國民をして殆んど對外思想を失はしめ、米國使節の來航に驚きて國內の騷擾を釀し、遂に德川氏の政權返上にまで馴致せしが、當時における言論は極めて幼稚にして、對外も對內も固よりその區別あることなく、尊王の次には必ず攘夷を唱へたるが、その攘夷の聲は列國の耳には純然たる暴民の聲に聞えたるは勿論にして、幕府の官吏中には開國說の人もあり、又開國說ならずとも、實際に行ひたるは開國に外ならざりしと雖ども、八方に喧しき攘夷の聲は始終列國の疑念を解くこと能はざりしに相違なし。維新後三十餘年間における對外言論の沿革を見るも殆んど同轍なること多く、條約勵行、非內地雜居、對外硬など種々な

る名稱の下に排外思想の發表せられたること、何人も今なほ記憶する所の如く、而してこれ等の議論をなすものゝ中には、眞實その說を是なりとして唱へたるものもこれあるべしと雖ども、また何かの政略としてこれを唱へたるものも多かりしならんが、その影響は如何なりしやといへば、條約改正の談判に幾多の障碍を與へ、今日に至りて始めてその失策を悔ゆるの外なきもの多きにあらずや。吾輩は今更らかゝる事柄を繰返して徒らに既往を咎むるにはあらざれども、これみな國際間の出來事は內國の出來事と同樣に議論すべきものにあらずとの原則を知らざりし實際を示すのみ。されば國際間の出來事を論ずるは愼重なる注意を要するものにして、單に斯くあるべし、斯くするなかれと、周圍の事情を一切度外において議論するが如きは、議論としては痛快なることもあらん、隨て人の視聽を驚かすこともあらんが、對外關係の實際には危險なること多かるべし。今回の淸國事件に關しても亦然り。目下における外交は實は序幕に過ぎずして、暴徒は如何に猖獗なりとするも、その關係は先づ以て各國對淸國の單純なる關係なれども、一たび北京の聯絡を通ぜは、嘗ても論じたる如く、複雜なる國際問題の湧起する時代となるは、今より明かに豫知し得べき次第なれば、その際における對外言論に注意すべきはいふまでもなく、今日においても影響をその際に及ぼすべき事柄に對しては、周密なる注意の必要あるべしと信ぜらるゝなり。（明三三・七・二）

戰後の對淸貿易

今回の清國事變にして聯合軍の北京進入を以て局を結ばんには、北清の一部は一時秩序の亂れたるだけにて、貿易の狀態は速に舊に復すべきこと明なりといへども、モシも北京進入を以て局を結ばず、各國對清國の純然たる戰爭とならば、その戰鬪區域は北清の一部のみに止まらざるべしといへども、それにても戰後貿易に及ぼす所の影響は案外に尠少なるべきのみならず、戰爭中といへども、貿易の種類によりては蓋し甚だしき影響なかるべし。

近世の戰爭は敵を苦むるの一大手段として對外貿易を阻害し、因て以て武力以外に敵の疲弊を釀さしむるにありといへども、清國の對外貿易は重に外人によりて經營せられ、沿岸における多少の貨物を運搬する小船舶の外は、商船は殆んどみな外國々旗の下にあり、而して清國の輸入品には食物穀類の如き人生必要のもの少なし。故に清國の貿易を阻害するは列國の不利にして清國のために甚しき苦痛とならず、思ふに列國は軍略と兩立し得る限りは、なるべく寛大の見解を執り、故らに清國の貿易を阻害することあらざるべし。

然り而して戰爭の影響について考ふべきは、清國において政府の財政と民間の經濟と關係甚だ薄きことこれなり。凡そ戰後の後に商業の悲況に沈むべきは、その期間に多少の相違こそあれ、如何なる國にも免るべからざる運命にして、清國もまたこの運命に漏るゝこと能はざるべしと雖ども、その程度及び期間については、清國の事情は他の諸國と大に異なり、此を以て彼を推すべからざるものあり。蓋し清國の商業は意外に健全なる發達を遂げ、わが國の商業が大小ともに政府の保護若くは幇助によりて存立し、政海の波瀾に忽ち消長するが如きものと異りて、獨立自治の基礎甚だ鞏固なるものあり。政府は戰後の財政に非常の困難を感ずる場合においても、民間

の經濟はこれがために直接に甚だしき影響を被らざるなり。

次に考ふべきは清國金融の機關、複雜ならざることこれなり。清國の經濟組織はその一局部について觀察するときは大に整頓せるが如しといへども、これ個々別々に中心點を有するものにして、全國の金融を統一すべき中央銀行の如き大機關備はらざるを以て、平素應急の機能に遲鈍なる代りに、非常の場合に臨みては、國庫の張弛が直ちに民間の經濟を左右することとなし。これ戰後の恢復を速ならしむる一要素と認むることを得べし。

右の外清國人の性情において、また歴史上の經驗において、南北の人互にその利害休戚を感ぜざる如き觀あるは、曾て詳論したる所の如し。これを要するに、吾輩は今回の事變が清國全土に亘る戰亂となるべしとは信ぜざれども、ヨシ不幸にしてかゝる戰爭となるも、戰亂の對清貿易については絕望的觀察を下すべき理由を發見すること能はざるのみならず、或は雨降りて地固まり、戰後におけるわが對清貿易に一進步を見んこと必ずしも期し難きにあらざるべし、これわが實業者の特に注目すべき所なるべし。(明三三・七・三)

清國と公法

萬國公法は耶蘇教國に限りて行はるゝもので、耶蘇教國以外に對してはこれを遵奉するに及ばぬとは、久しき間歐米に行はれたる議論である。然るに近世に至りては、その議論は僻論として退けられ、今日では耶蘇教國以外に對しても、公法は遵奉せねばならぬことになつてをるが、シカシ公法を遵奉せざる國に對しては、悉く公法

を遵奉せねばならぬ義務を有するものでない、といふ說が多少行はれてゐる。これも實は無理なる話にて、亂暴人に對しては道理は入用でない、德義も何も守るの必要がないといふと同樣にて、決して是認すべき說ではないが、さりとて相手國にして公法を守らぬ以上には、吾のみ獨り公法を守らんとしたところで、實際に行はれぬことが明かである。かゝる場合には大體において公法を破るといふ譯にはゆかぬが、多少臨機の處分をなさねばならぬことは勿論である。これ文明國を以て自ら任ずる國にても、野蠻蒙昧なる亂暴人に對しては、特に文明國間には決して行はぬところの處置を行つてをる譯である。

わが帝國は耶蘇教國でないことはいふまでもないが、公法上の規定は飽までこれを遵奉し、且赤十字條約にも加入してをり、海上法要義の宣言にも加入してをるといふやうな次第である。これ列國政府が單にわが帝國が文明の主義を喜び、鋭意して開進を計るがために、文明國の伍に列してをると認むるばかりでない。實際公法上の規定によりて互に交際することが出來得るから、對等の交際をなしをる譯であると思ふ。故に今は耶蘇教國と否との議論も、彼公法を遵奉せざれば、我これを遵奉する義務がないなどの議論も、わが帝國に對しては一切これなき譯であるが、清國に至りては決して左樣なる譯にはゆかぬ。

清國は古き文明國にして、歐洲諸國が野蠻蒙昧なりし時代に、既に已に文明四海に輝きたる國である。故に百般の事物大に稱揚すべきものありしばかりでない、今日萬國公法と稱せられて歐洲文明國の新發明かの如く持てはやさるゝ原則にても、當時において既に實際に行はれ居たるもの少からぬ次第である。同文館教授マルタン氏

が中國古世萬國公法と題し、春秋戰國の時代に行はれたる國際法を編成して、今日の萬國公法と對照したるものを見ても、大に同感を表することがある。かやうなる古き文明國にて國際法の原則も早く既に行はれたる國であるが、惜しむべし、それより以後に進歩がない。故に今日においては近世大に發達しつゝある萬國公法を、適用しかうがしまいかとの疑問を生ずるほどの爲體なる國となつたのである。

右の次第であるから、清國に對して萬國公法によれば斯々なる筈なりなどとの議論は、多くは無益と思はれるが、さりとてこの清國を相手にする列國は、みな文明國を以て自ら任じ、萬國公法の原則によつて進退する國であるから、時に變通は固より免れないが、大體において列國の處置は公法上より論定すること決して不當でない。

清國なりとてイツでも萬國公法を無視してをるではない、日清戰爭の前例でも、不十分ながらも公法を遵奉する意思のあつたことは知らるゝが、當時は總理衙門中にも開化主義の人がをり、又李鴻章の如きは歐米の學問なり事情なりを知れる人を信用してをり、外國人の助言も採用したといふやうなる次第であるから、無論今日の如き攘夷家ばかりとは大に事情が相違してをるが、この攘夷家に對しても、日本を始めとして列國は全く萬國公法を無視することの出來ぬは、文明國の本色である。

清國政府は列國公使に二十四時間内に北京を立去れと請求したるよしであるが、その理由が判然しない。危險が諸君の身に迫るから去つてくれといつたのか、諸君と交際することが出來ないから去つてくれといつたのか、請求の理由が今日まで判然しないから、隨て清國と列國との交際が斷絶してをるのかをらぬのかも判然しない。故

にこの事は他日その事情が判然したる後でなければ、何とも論定のしやうがないが、差向き目下における戦爭は如何であるかといふに、この戦爭は過日も詳論しおきたる如く、他日事情の變化あれば格別、今日においてはこの戦爭だけを以て、直に清國と列國との戦爭とは認められぬ。

他國の暴徒と戦爭するは公法上如何であるかといふに、通常の場合においては、他國に暴徒が起らうか何が起らうが、公法上これは干渉することは出來ぬが、今回の暴徒の如く、現に列國の代表者及び居留人に危害を加ふることを目的とするものに對しては、清國政府速かにこれを鎭壓すればそれまでゝあるが、清國政府にその意志がない、又あつても實際鎭壓すること出來ずとすれば、列國が兵を送りてその代表者及び居留人を保護する權利がある。これ萬國公法の明かに認むる權利にして、今更らその實例を擧ぐる必要もあるまいが、かゝる次第であるから、今後も屢戦爭があるであらうが、その戦爭はみな公法上正當の處置である。

次に聯合軍の北京に入りたる後、北京政府との關係はどうなるかといふに、北京政府が如何なる情況であるか判然しない今日において、確たる論定は出來得ないが、もしも風說に傳ふる如く、端郡王等政權を恣にして、皇帝及び西太后を幽閉したりとか、殺害したりとかいふ說が事實であり、南清の總督巡撫が近頃發布せらるゝ上諭を奉ぜずといふやうなる次第であれば、聯合軍の北京進入は、端郡王等の政府を公認するや否やの問題が必ず生ずるであらう。騷亂の場合には事實上の政府と權利上の政府と二つに分るゝことは屢々實見する所である。この場合に何れの政府を正當の政府と公認して、これと交涉するかといふことは、公法上列國の權利に屬してをる。

故に端郡王等如何に暴威を振ひ居たりとて、その政府が果して公認せらるゝや否や、甚だ覺束ない。

右の外なほ論ずべきこともあるが、要するに今日までの事實に徵すれば、清國の處置は言語道斷であるが、日本を始め列國の處置には、萬國公法の範圍を出たるものなしと信ずる。(明三三・七・四、五)

北清の兵備

今や北清の擾亂ますく甚しく、或は清兵三萬北京より天津に向つて進みつゝありといひ、或は清兵五萬北京にありといひ、或は十五萬の清兵北京の近傍にありといひ、とにかく優勢の清兵は聯合軍の前路を遮斷し、その北京進軍を妨ぐるのみならず、進んでこれを撃退せんとしつゝあること明なり。今參考のため聊か知る所によつて北清の兵勢を記載せんか。

日清戰爭當時においては、直隷山東の二省及び滿洲における兵數は左の如く算せられたり。

歩兵　九二、三九〇　騎兵　二三、四一〇
砲兵　七、〇一〇　水雷艦　一、〇九〇
河川水師　一、一三〇　(海軍にはあらず)

則ち水陸の兵合せて十二萬五千〇三十人にして、砲兵の用ふる所の野砲は七サンチ乃至八サンチのクルップ砲、歩兵の用ふる小銃は舊式のものあり新式のものあり、或はモーゼル銃、或はレミントン、或はウヰンチエスター

等、種々雑多のものにて一定せざりしとのことなりき。然れども日清戦後清國は北洋の防備に心を砕くこと少からず、康有爲の政變後は更に一層の設備を見るに至れるものゝ如し。

わが北京特派員豐浦漁夫曾て「北洋所觀」と題して、「北洋防備の現狀」を論じたることあり、其内に曰く

昨秋(三十一年九月下旬)政變以來、北京政府は曾て保定正定の附近に駐屯せし董福祥の甘軍を北京に招致し、又露國の旅大に據るまで金州海城の各地に配置せし宋慶の毅軍を悉く山海關に轉營せしめ、更に北京に中軍を新募し蘆臺に屯する聶士成の武毅軍及び小站に屯する袁世凱の新建陸軍を合して一軍團を編制し、これを武衞軍と命名して、軍機大臣榮祿の節制に歸せしめ、北洋七萬の勁旅一令の下に操縱するに易からしむ。甘軍は列國の故障によりて北京を撤去せしめたるもなほ北京を距る三日程の薊州に屯せしめ……

今又節制北洋各軍大臣榮祿の奏議により、北洋の各軍を中、前、後、左、右の五軍に別ち、これを合して武衞軍と號し、各その任務を定めたるものによれば、その編制左の如し。

	新名稱	舊名	統率將官	營數	人員	駐屯地
武衞軍	中軍(新設)		榮祿	二〇	一〇、〇〇〇	南苑(北京城外)
	前軍	武毅軍	聶士成	三〇	一五、〇〇〇	蘆臺
	後軍	甘軍	董福祥	四〇	二〇、〇〇〇	薊州
	左軍	毅軍	宋慶	二五	一二、〇〇〇	山海關
	右軍	新建陸軍	袁世凱	二〇	九、〇〇〇	小站

駐防の任務（一）京師を警護す（二）北洋の門戸を扼す（三）通州一帶を拘制す（四）專ら東路を防ぐ（五）天津西南の要道を扼す

各軍はみな連發又は單發の新式モーゼル銃を帶び、外國士官若くは外國風に訓練修養したる支那士官の教練を受け、服裝軍規等頗る改良、觀るべきものあり。就中袁世凱の新建陸軍及び聶士成の武毅軍は最も嚴肅精練にして、これを往に李鴻章の統率したる淮軍に比すれば、その進歩殆ど同日の談にあらず……

と。以て北淸防備の如何を知るに足るべし。而してこれによるときは、北淸にあつて先づ正式の陸軍と稱すべきものは、合計百三十五營即ち六萬六千人なれども、更に別箇の調査によれば少しく差異あり、左の如し。

名稱	統率者	兵數	守備地
中軍	榮祿	一〇、〇〇〇	京師
武毅軍	聶士成	一〇、〇〇〇	蘆臺一帶
甘軍	董福祥	一五、〇〇〇	蘇州永平一帶
毅軍	宋慶	八、五〇〇	山海關營口一帶
新建陸軍	袁世凱	一〇、〇〇〇	小站

これによるときは、合計五萬三千五百人にして、前者より一萬二千五百人を減ずるの計算となる。その何れが精確なるやを知らずといへども、とにかく武衞軍の五萬以上なることは動すべからざるものゝ如し。

シカのみならず、なほ獨立隊あり(一)北京駐在の八旗兵中强壯なるものを選拔し、モーゼル銃を給し、新式の訓練を加へ、宮城内及び南苑に屯せしめて、親衞に充つるもの、これを虎神營（或は神機營といふ）その兵數は二萬といひ又八千といふ(二)李鴻章の曾て組織せし淮軍を日清役の敗餘に收拾して一應解散し、更にこれを組織せしものあり、今の淮軍これなり、その兵數一萬二千餘。大沽天津および山海關附近の砲臺に屯し、專ら海口防禦に任ず、その節制は直隸總督に受くるといひ、又榮祿に受くとの說もあり。今回大沽、天津方面において外國兵と戰ひたるは重に此等の兵ならんか(三)民間の壯丁を招募し、保定、天津、正定、通州、宣化その他直隸の各要地に分駐し、直隸總督の節制を受けて地方の鎭壓に從事するもの、これを練軍といふ、その兵數一萬九千、甚だ規律なしといふ。これを要するに、虎神營の兵數明ならざるものありと雖も、假に兩說を折衷して一萬四千とするときは右三箇の獨立隊は四萬五千人となる。

なほ羸弱用ふるに足らずと雖も、これを兵として計算するときは、額設綠營の兵二萬八千五百の直隸各所に分存するあり。滿漢八旗、則ちわが士族の如きもの亦若干あり。

これを要するに、直隸、山東、盛京地方においては武衞軍の五萬以上と三箇獨立隊の四萬五千人とを合せて、先づ正式の兵と稱し得べきもの、十萬近くあり。これに綠營の兵二萬八千五百、滿漢八旗の若干、あらゆる拳匪を合するときは、十五萬とも號し得べく、二十萬とも稱し得べしと雖も、洋式訓練によつて最も整備せりと稱せらるゝ武衞軍既に士氣において不十分、未だ以て眞に精銳と稱すべからざるものあり。殊に節制の全權を握りし

榮祿は、端親王、剛毅、董福祥の徒と意見合せず、その地位亦安固ならず、危險一身に逼れりと傳ふる程なれば、武衛全軍の歩調一致せざるは勿論、獨り袁世凱の超然たるものあるのみにあらざるべく、内部の衝突混雜は實に名狀すべからざるものあるべし。又宋慶の軍山海關を越えて直隸に入り、匪徒に合して宋慶自らこれを指揮すると雖も、蓋し宋の毅軍全部北邊の守備を棄てゝ悉く南下せるにはあらざるべし。然らば今眞の兵士として比較的精鋭なるものゝ聯合軍に抗しをるは、聶士成の一萬人乃至一萬五千人。董福祥の一萬五千人乃至二萬人、練軍、淮軍、神機營四萬五千人の全部と見るも、七萬五千人乃至八萬人許に過ぎず。その數七八萬許に過ぎずして、且訓練足らざるの兵を以て、國論不一致の際に思ひ〳〵に外兵に當る、固より亂調子にして決して十分の働きをなさず、隨て左まで恐るゝに足らざるべしと雖も、數においては既に各國聯合軍に幾倍するものあるのみならず、謂ゆる烏合にして集散常なき拳匪―平常においては普通人民―の幾萬となくこれに加勢するに至ては決して侮るべからず、現に聯合軍の困厄甚だしく、各國更らに大軍を發するの準備中なる、若くは續々發遣しつゝあるは畢竟これがためなるべし。(明三三・七・八、九)

我出兵と列國

大沽天津の聯絡既に通じ天津城も亦既に占領せりと雖ども、北清の形勢は今尙ほ依然たり。聯合軍の北京に入りて列國使臣及びその他の外人を重圍の裡に救ふは何れの日にあるや、(もし存命せしとせば)殆んど知るべから

ざる情態を呈せり。

列國は引つゞき出兵しつゝありと雖も、謂ゆる懸軍萬里、何事も意の如くなる能はずして機會屢逸し去らんとす、加ふるに曾ても論じたる如く、列國は露國及び我國の如く大兵を出すこと能はざるを以て、北清の擾亂に對する希望の大部分は日露兩國の肩上にかゝれり。

英國新聞紙を初めとして英國の輿論は日本の多數の兵士を發遣せんことを望みたること、上海の輿論も亦何國人を問はずして日本の多數出兵を望み、これを以て日本の責任なりとまで論じたること、及び英米當局者も公然これを望みその意思を發表せしこと、以上はみなわが社の敏速なる報道によつて世人の夙に知了する所。然り而してわが帝國とゝもに北清擾亂に對する一方の重任を負ふべき露國は、今や東三省における暴徒のために、その兵力を分割せざるを得ざる如き情況となりたれば、取りも直さず、亂匪掃蕩の責任の大部分は、他日列國の增兵到着せし後はともかくも、今日においては專ら我國これを負擔せざるべからざるに至りたるものゝ如し。

然るにわが帝國の淸國に對する利害の關係は、他列國の比にあらざると同時に、その秩序を回復するに努力するも亦敢て人後に落ちざるべきは固より帝國の任務とする所なれども、然れどもその進退擧止の行動は一にわが帝國の自由に屬して緩急その宜きを制すべき筈のものなり。故に帝國の大に進むと然らざるとは今日の情勢において他列國の痛痒に關すること極めて大なるべきは勿論なれども、かゝる事柄は來々他列國の勸誘と否とに關すべきものにあらず。然るに拘らずわが帝國にこの大責任を負はしめんとするの列國は、德義上少くともわが帝國

をして別に顧慮せしむるが如き事端を釀さしめざるべき義務あるものなり。わが當局者たるもの果してこゝに勘考する所あるか。古語に云く、狡兎死して走狗烹らると。わが當局者は勿論この邊の注意周到なるものあるべしと雖も、世論疑惧を含むの今日、疣贅を顧みず、敢て一言を費すものなり。(明三三・七・三一)

懷舊談

北清事件は最初拳匪といふ一群の暴行らしく聞えてをつたが、後には官兵も加はり政府の有力者も加擔してをるといふやうな次第で、今日の如き大騷動を釀してをるのである。これについては將來いかなる結果に立ち至るか殆んど何人も豫定することは出來ない。尤も淸國の國情を考へ各國の動靜を察して見るときは、多少の推定を今日においてなし得ないではないと思ふが、シカシそれらの議論は議論として姑く措き、吾輩は去る明治十六年の末より十八年の夏まで、領事として天津に在勤したることがあるから、この邊に起つた出來事については、多少懷舊の情に堪えないことがある。

また北京にをる外國公使が目下如何なる運命に陷つてをるか、或る時は悉く殺害せられたりと傳へられ、或る時は幾分か餘命を保つてをると傳へられ、結局何れが實相であるや判然しないが、とにかく暴徒若くは官兵に取卷かれ、西公使の來電にいふ如く日々砲撃せられて既に數人の死傷者も生じたりといへば、たとへ悉く殺戮せられずとも、今日までの間になほ多數の人々が殺傷せられてをることは疑ひない。然るに吾輩は列國の公使館員

にも知人があるが、日本公使館員に至つては大概友人であるから、その安否を知ることを得ないについては、甚だ痛心に堪えない譯である。

また今なればこそいふが、實は昨年或る向より吾輩に北京駐劄の公使になれといふ勸告を受けたこともある。少しく考ふる事あつて辭したのであるが、その末途に今の公使西德次郎氏と決定したのであるから、モシもその時に承諾して赴任してをつたならば、今日の運命は決して他人事ではないのである。

外國殊に淸韓の如き國に駐劄する以上には、不慮の災難に遭ふことは固より覺悟すべき筈のもので、またモシもかゝる災難に遭うて死すればそれまでゝあるが、幸に餘命を維ぎをつたならば、男兒の一快事と思ふこともあるであらうから、當時吾輩の北京に行かなんだことは、幸か不幸か實は何方にも見らるゝが、何れにしても當時赴任してをれば、今日の境遇は直接吾輩の身に關することであるから、かた〳〵以て同地在留の人々に對しては深く同情を寄する次第である。

吾輩の天津在勤の領事を拜命したのが明治十六年の十一月二十六日であつた。その頃は外務省と太政官との御用掛を兼勤してをつたが、地方巡回の用事があつて中國邊に赴き、廣島縣下を巡回してをつたときに、電報で急に呼び還され二十一日頃に歸京したと記憶するが、二十六日に領事を拜命し翌十二月の五日に東京を出發したのである。

何故にかく匆卒に出發したかといふに、當時はフランスと支那との間に、例の安南事件で非常の騷動が起つて

をつたので、丁度吾輩の赴任する頃は安南のバクニンといふ所を佛兵が取つたとか取らないとかいふ時代であつて、そのため至急に赴任せよとの命令を受け五日に東京を出發したのであるが、上海に到着して聞けば、モハヤ白河（ペーホー）が氷結して大沽（ターク）行の便船がない。

白河（ペーホー）の閉づるのは年によつて遲速（ちそく）はあるが、先づ十一月の末から十二月の初には結氷する。それから氷の解けて河の開くには、早きときは二月中旬晩ければ三月初旬になる。尤も閉河といつた所で必ずしもその時に河一ぱいに氷が張るといふ譯ではないが、閉河のころになれば、絶えず氷塊が流れてをり、烈風が吹くか又は何かの故障でその氷塊が河中に停滯（ていたい）すると、一夜の中に堅氷を以て全く河を鎖（とざ）さるゝのであるから、ヨシ河が氷結してをらずとも、何時氷結するか知れぬから、大沽より河を溯（さかのぼ）ることが甚だ危險でもあり、又大沽沖は遠淺で加ふるに風浪の烈しき所であるから、閉河の頃になれば、河が實際氷結してをつてもをらんでも、北清の航海は來春まで停止せらるゝのである。

白河氷結の情況は右樣のものであるから、今日は當時と異りて山海關よりの鐵道もあるけれども、モシも北清事件が閉河の頃まで落着せざれば、聯合軍の困難は實に思ひやらるゝ次第である。

吾輩は上海に滯留して色々勘考もしたが、便船がなければ芝罘（チーフ）より陸路天津に赴任するの外ないのであるから、斷然陸行に決定して諸般の準備に着手したのである。

今日は清國中に日本領事館は十一箇もあるが、當時は僅かに三箇所、即ち上海、芝罘、天津のみで、シカモその芝罘領事館は當時新設せらるゝので、東次郎といふ人が領事代理として赴任することゝなり、吾輩より少し先きに東京を出發して館員とゝもに上海に滯留し、新設領事館に要する備品など買入中であつたので、吾輩はその一行と同船にて芝罘まで行くことに決定した。

上海を立つて芝罘に到着したのが、丁度十二月の二十五日と記憶してをる。それから陸路芝罘を出發したのが三十日であつたと思ふ。旅行は午前二時又は四時に旅宿を出づるやうな次第で、隨分急いだのであるが、何分にも山東省を橫切つて直隷に入るのであるから、いかに急いでも相應の日數はかゝる。また支那人は朝は幾ら早くとも差支ないが、夕には日沒頃には必らず旅宿に着くといふやうな譯で夜行を好まぬから、急いだ所で日本の旅行のやうに晝夜兼行などは決して出來ぬ。それこれで十六日間を費して一月十四日に漸く天津に着することが出來た。

この間の紀行は先年利國新誌といふ雜誌に寄贈して登載したことがあるから、一讀した人もあるであらうが、支那の旅行といふものは非常に困難なるものである。尤も冬の旅行は或る點からは、たとへば蟲がをらないとか、高粱が茂つてをらぬとか、いふやうな點に至つては夏よりは宜しいが、何分寒威が凜冽で、宿が不十分で、道路が殆んどない。昔指南車の話もあるが、川があらうが何があらうが目的を定めて一直線に馬車を驅るのである。馬車といへば普通の馬車と思ふ人もあらうが、丁度大八車見たやうなものに蒲鉾なりの蓋をかけ、それを騾とい

つて馬と驢馬の合の子に牽かすので、動搖が激しく時々嘔吐を催すことすらある。アフリカ内地の旅行は知らないが支那旅行の困難は世界にあまり比類があるまいと思はれる。

天津在勤中は絶えず騷動があつて、淸佛の間に和議の條約が出來たかと思ふと、今度は朝鮮事件、即ち日淸兵が京城で衝突した事件が起り、この事件は十七年の暮に始まつて、十八年の春に伊藤大使が渡淸して結局したのである。その結局がついて後任者に事務を讓り、フランスへ赴任するために一時東京に歸つたのが十八年の七月廿五日であつた。

當時李鴻章は北洋大臣直隸省總督として天津にをり、威權赫々たる全盛の時代で、周馥といふ男がその下に海關道臺でをり、また今のロンドンに駐劄してをる羅豊祿、米國に駐劄してをる伍廷芳などが皆な李鴻章の幕僚としてその衙門に出入してをつた。近頃上海電報に屢見ゆる盛宣懷といふ男も、天津に住居してをつたが、この男は後には周馥に代り道臺にもなつたが、その頃は何の職務であつたか慥かに記憶しない。

また北京では恭親王が要路にをり、恭親王が罷められて醇親王が要路に立つたといふやうな時代で、ツマリ恭、醇親王が代る〲要路にをつたやうに思ふ。

李鴻章の評判は當時實に非常なものであつたが、日淸事件以來大いにその聲價を落し近頃は上海において最も不評判のよしであるが、吾輩の觀察では、李鴻章は或る人々が褒むるほどエライとも思はれないが、さりとて或

る人々が誹るほどエラクないとも思はれぬ。少くとも東洋における大人物には相違あるまい。殊にたび／＼外交の難局に當りたる人でもあれば、國際上の關係をアノ人くらゐ知つてをるものは恐らく清國内にあるまいかと信ずる。

北洋の李鴻章と相對して當時南清の大立ものは左宗棠であつた。この兩人は有名なる曾國藩の幕下として、長髮賊の亂に清朝のために非常に功勳を立てたことは、誰も知つてる通りであるが、兩人とも何故か仲がわるい。左宗棠系の人の中には李を評して、アレは薄恩無慈悲の人なりなどゝいつてをつたのを聞いたこともあるが、とにかく互に軋轢してをつたことは疑ない。兩人の不和は清國のために決して利益ではなかつたであらう。

李鴻章は權謀術數ばかりで凝つてる横着ものゝやうにいふ人もあるが、吾輩は公務上でも私交上でも一週に何回といふほど面會したが、ソンナ人物とは思はない。

タシカ十八年の一月であつたかと思ふが、李鴻章が或る政略上の意味にて、朝鮮における日清兩國官吏の極めて機密なることを頻りに說き、吳大徵より斯々の報告も來たといふから、その報告を拜見する譯には往かぬかと出しぬけに問ふたら、お易いことなりとて、直樣持つて來いと家僕に命じたが、家僕がまだ持つて來ぬ中はハヤ後悔した色が現はれ、その報告は支那流の書翰箋に書いたものであつたから、一枚づゝ取りて左右の手で兩端を押へ、僅かに一二行づゝ顯はして讀みながら、貴官は支那文を讀むかといふから、讀むといつたら、ます／＼窮した樣子にて、イヤ御覽に入れるよりはこの中にある要點を私が書いてあげるとて、直ちに筆を執り數行を謄寫

してくれたが、今でもその窮狀は吾輩の眼に見ゆるやうだ。コンナ工合で大に無邪氣な所のある人だ。
吾輩は支那に往つて文學の交りをする積りは毛頭なく、隨つて字などを書いて貰ふ量見は少もなかつたのであるから、手紙の外に書いたものは一枚もないが、アノ時の事情があまり面白いから、今に李の謄寫したものは保存してある。

芝罘領事館は明治十六年の暮に吾輩の天津に赴任したころ創立せられ、東次郎氏が領事代理で赴任したことは、前にいつた通りであるが、上海には先年歿した品川忠道氏が總領事でをつた。この品川といふ人は明治二年ごろより上海に駐在してをり、支那では最も古き人であつたが、同氏歸朝して後は、安藤太郎氏が領事として在勤してをつた。
吾輩の天津に着するまでは、今のメキシコ在勤の辨理公使室田義文氏が書記生で領事代理をしてをつたのであるが、同氏が歸朝してから今の天津在勤の領事鄭永昌氏が米國より歸つて書記生として來たのである。それからその弟の今の北京公使館在勤の一等通譯官をしてをる鄭永邦といふ男も、通辯見習か何かでをり、先年ボンベイの領事を止めて神戸の三井物產の支店にをる吳大五郎氏も、留學生か通辯見習か何でもさういふものでをつた。シカシこれは北京にをるのを時々天津に借用したのであるが、先づさういふやうな人で領事館は成立つてをり、その他は今の北京公使館にをる二等通譯官の德丸作藏などゝいふ男も、興亞會の會員で支那に行きたいといふから、

吾輩が赴任の時に隨伴して天津にをつたのである。

近頃は天津にも商人は可なりをるやうであるが、當時は一人もをらない。吾輩の從者であつた佐々木祐司といふ男が、後に三井物產の代理店のやうなものを立てをつたが、これは多分わが商人の天津に在留した始であらうと思ふ。

陸軍武官は近ごろ參謀本部から天津に往つた大佐の神尾光臣といふ人が天津にをつた。その外に花阪圓といふ男もヤハリ天津にをつたが、皆なその時の地位は大尉であつた。それから北京では公使館附武官と稱して公然をつたのが今の福島少將で、當時はヤハリ大尉であつたやうに記憶する。その後梶山鼎介といふ人が、後に朝鮮の辨理公使などになつたが、この人が少佐で福島氏の後に公使館附であつた。

公使は誰かといへば榎本子爵で、それから公使館附の書記官には、今は何をしてゐるか知らないが島田胤則といふ人であつた。この頃歸朝した二等書記官の中島雄などゝいふ人も、その頃まだ書記生であつたと思ふ。その外に一兩名の書記生がをつたが、外交官領事官といつた所で、先づこの位のものであつた。

北京公使館は今の場所ではない、支那の何といふ人の邸宅であつたか失念したが、何でも親王か大臣かの邸宅を公使館に充てたのであつて、各國の公使館とはまるで懸け離れてをつた。それでドウも各國と同樣の働きをするには甚だ不便であるといふ所から、タシカ、スペインの公使館であつたと思ふが、それを買入れて引移つたのが今の公使館である。但しアノ建物は違つてをる。

今の公使館の建物は日本で買入れてから、片山東熊といふ即ち宮内省に永く技師をしてをり、この頃東宮御所の建築に従事してをるアノ人が、北京へ往つて今の公使館を建築した。地所が狹くつてその後も常に不便を感じてをつたやうであるが、とにかく公使館町とでもいふべき各國公使館の間に日本公使館を移したのがその頃のことである。古い公使館には、今でも公使館武官が住んでをる由であるが、邸宅は廣いが大層各國公使館と離れてをつて甚だ不便の所である。モシも今日でもさういふ所に公使館を置いてあつたならば、今回の事變に日本の公使館だけが、幸に難を免れてをつたか、或は第一着に難を被つてをつたか、何れにしても各國と同樣ではなかつたであらう。

序に北京における各國公使館の情況をいはふが、各國の公使館は交民巷街に一處に集つてをり、邸宅は廣いのもあるが、とても戰爭の防禦のいふことの出來る譯の所でない。故に果して淸兵でも匪徒でも少し勇を鼓して攻撃すれば、水兵が四五百をつた所で、公使館員が義勇兵で働いた所で、到底今日まで存在しをるべき筈のものでない。これ等の事情から考ふれば、モシ今日まで各國公使が生命を保つてをつたとすれば、支那人の遣方が綏慢であるか、何か別に仔細があるか、とにかく尋常想像の外に何かあると思ふ。

聯合軍は飲用水に困難を極めてるやうに、たび／＼彼地よりの通信に見ゆるが、アノ地方は水には實に困難する所である。井戸を掘りさへすれば水は出るけれど、何を含んでをるのか鹹くして飲料にはとても用ひられぬ。

風呂の水などには差支ないが、シカシ髪でも洗ふものなら大變だ、まるで卵とぢのやうになつてしまう、夫ればかりでない、庭の撒き水にしても樹木には差支ないやうだが、草花などはどうかすると枯れる虞がある。

井戸の水は右樣であるから、一般の飲用水は白河の水である。この水は水質は悪くないといふけれども、何分にも眞赤に濁つてる水で、そのまゝではとても飲めない。庭に撒いたり草木にかけたりするにさへ、水甕か何かに酌み溜めて、泥を沈澱せしめてからでなければ用をなさぬから、まして飲用水にするには先づ明礬を入れて攪きまはし、暫く泥を沈澱せしめてから水漉で濾すのであるが、十分にするにはその上に沸騰させて後ち再び濾すの必要がある。今日では天津は不十分ながら水道によつて多少の便利を得てをるやうに通信には見ゆるが、吾輩の在勤してをつた時分にはソンナものはない。聯合軍の飲用水に窮することは實に思ひやらる。

夫れから氣候のことであるが、夏は非常に暑い。尤も日中は戸を締めて室内を暗くしておけば、ドウなりコウなり凌がれぬでもないが、戸外にをつては百度以上に昇る、軍隊の難儀はなか／＼筆紙の盡す所であるまい。ソンなら冬はどうかといふに、雪は極めて少ないが、非常の寒氣で、加ふるに冬は烈風がたび／＼吹き、その烈風で以て寒いばかりでない、塵埃の立つことが夥しい、庭前の樹木がそのためにハッキリ見えなくなり、日光も朦朧となる。紅塵萬丈などゝいふことは、この地方では決して詩人や文人の法螺ではない。

シカシそれでも天津はまだ宜しい。北京に至りては寒氣も暑氣もなか／＼以て天津の比ではない。のみならずその不潔なることも天津居留地とは霄壤の差である。故に先ごろ天津居留地の籠城も困難であつたに相違ないが、

北京における各國人の境遇はとても想像の及ぶ所でない。

序に白河のことを一言するが、百の字から一を減けば白となる、この河は九十九曲あるから白河とは命名したるなりと支那人はいふが、そうかも知れない。屈曲の多いことは數限りもなく、航行には不便なることは勿論で、それに大沽の河口は甚だ淺い。今はどのくらゐの深さかは知らないが、吾輩の在勤してをつた時分即ち明治十七八年ごろは、十三尺以上の吃水ある船は河口を入ることは到底出來なかつたのである。

天津地方の風土や何かにつき、在勤中色々取調べたるものもあつたから、書類を探したなら見當るかも知れないが、シカシこの邊の事情に關しては種々の出版ものもあるから、書類を搜索するにも及ばぬと思ふが、とにかく各國公使や聯合軍の苦難を想へば、この暑中にも暑いなどゝいはれた義理ではない。

吾輩の在勤してをつた頃の天津領事館は今の建物ではない。今の領事館の建物は丁度吾輩の外務省在職中に、どうも天津といふ所は、これまでの經驗において何事か生ずるといふと、日本の使節が往くとか何か有力なる人が出掛くるといふ所であり、また萬事について多くの人の集まる所でもあるから、是非新築して相當の家を建て置かなければならないといふ考へで、今のロンドン在勤の荒川領事が、その頃天津在勤であつたが、同領事に訓令してその設計を取寄せておいたのであつて、他に領事館の新設もあつたので、後廻しになつて議會には提出しなかつたが、それが本となつて今日の領事館を新築したのであるから、この領事館は極新しい建物である。舊の領

事館は支那と通商條約が出來てあまり間のない中に、タシカ池田寛治といふ人が初めて赴任してアノ領事館を建てたのであると思ふ。この人は病氣で歸朝して間もなく死んだやうであるが、フランス語を話す人であつたと聞いてをる。外國の事情にも通じてをつたかにて、餘程廣い土地を取ておいたのである。

今は領事館の近傍にも大層家が出來た樣子であるが、吾輩のをつた頃は領事館の周圍に家はなかつた。後に當る所に居留地の公園と稱する所があつたが、なに公園らしいことも何もない、ちよッとした草花を植ゑておいたり、つまらない溜池を拵へたりしてをつたやうなことであつたが、先づそれが公園、それから少しその脇になつてをる所で、大沽道路に沿うて、波止場で使ふ人足の長屋がある。これは家は不潔でないが、不潔なる支那人が多勢住んでをつた。それから領事館の右隣も左隣も空地で、前には何か知らぬが支那風の家が一軒あつたやうに思ふが、先づさういふ譯で、今日の事情とはまるで違つてをつた。領事館の地所でも吾輩のをつた頃に使用してをつた部分は、全體の半分よりは少し廣い、先づ三分の二ぐらゐのものであつて、あと三分の一ぐらゐの土地は、大沽道路に沿うた土地であるが、それはたゞ空けて冬になると氷などを圍ふといふやうなことに使つてをつた。

氷のことで思ひ出したが、天津には氷は澤山ある、但しその氷は白河の氷を取つたのであるから、物を冷したり貯へたりするには差支ないが、トテも食用にはならない。價が甚だ安いのでその頃天津に來た日本の石炭船がバラストの代りに積んで歸つたこともあつたが、食用にならぬので多くは着後海中に棄てたよしに聞いてをる。デ今でもこの氷がその頃のやうに澤山あるかどうか知らないが、モシ澤山あるものとすれば負傷者の治療とか何

とかいふことに使用して、聯合軍のために甚だ幸であらうと思ふ。

領事館の建物のことを話した序であるから、今少し詳しく舊の領事館のことを話しておきたい。無益のやうではあるが、幾分か當時清國における日本の情況は何んなものであつたかといふことを想像する助けにもなるであらうかと思ふ。

天津領事館の地所は廣かつたが、領事館は誠に狭い、書記生隨行員などのをる長屋の外には、事務所が別棟にて二タ間あり、領事の官舍は客間に食堂書齋と寢室と外に一ト間にてツマリ五つしか室がなかつた。それもドウいふ譯かアノ地方に似合はない、硝子も二重でなかつたり、廊下に硝子障子が立てをらなかつたりするやうなことで、冬になると幾ら火を焚いた所が室が暖まらない、實に困難のことであつた。前任者みなそれを凌いでをつたのであるから、凌いで凌がれぬといふことはないが、外國人が來ても氣の毒で堪らぬ、室が寒くつて……のみならず甚だ不潔の話をするやうだが雪隱がない。長屋の所に一つあることはあるが何んでも荷造に使つた箱でも壞して造つたものと見え、極めて粗末なものが一つあつて、それでみな用を便ずるのであるが、客でも來てモシ使所の入用があつたら行く所がない。どういふ譯でこれが落ちてをつたか分らぬが、さういふ體裁の所であつた。トテもこれでは體面どころでない、實際の凌ぎ方にも困るといふことを、屢々外務省に申立て、また大使などが來ることはメツタにあるまいが、李鴻章がをるために、北京にをる公使が屢天津に下つて領事館に滞在し、談

判するの、訪問するのといふことがあるから、領事館もコンナに狹くては困る、といふやうな事を申立て、經費不足の時節で增築の方はいかなかつたが、手入をすることは許されて、相當の金を出して貰つたのである。それから硝子を二重にするとか、廊下に硝子障子を嵌めるとかいふやうな設計が出來、庭に少々手を入れるといふやうな計畫をして吾輩は出立した。それから今の三井銀行にをる波多野承五郎氏が後任者となつて來て、それらの事を纏められ、先づドウなり小さいながらにも凌げることになつたよしである。

戰爭後には前にいふ通り今の領事館は建てられた。その後居留民も追々增加して、今度の騷動には居留民一同領事館に楯籠つたとか、兵隊が幾らをつたとかいふが、即ちそれが今日の領事館になつてをつたから出來得たであらうが、舊の領事館ではトテもさういふことは出來ない。地所だけはあるからソレに天幕でも張つたら居られぬことはないが、實は如何ともしやうがなかつたであらう。

今日は天津にも三階造りの建物などもあるよしだが、吾輩のをつたころは天津居留地にソンナ立派な建物はなかつたけれども、各國の領事館中で日本領事館は隨分不立派な方の建物であつた。各國領事館中英國のも可なり立派ではあつたが、第一は佛國の領事館で、アノ領事館はタシカ同治八、九年頃天津の暴民がくだらない流言に迷はされて、天主教の寺院を破壞し尼僧を慘殺した騷動があつたが、その賠償の一として淸國において築造したものであつたかのやうに記憶する。

清佛戰爭のをりに支那の南北は互に相鬪せず、日清戰爭のをりにも同樣であつたことより勘考すれば、今回の事變に際しても南北全くその態度を異にしてをる理由が、多少了解せらるゝであらう。

支那の南北互に相鬪しないことは、支那古來の國情においてさういふ工合になつてをる所に、南方の役人と北方の役人とが、あまり和してをらぬといふことも一つの原因で、左宗棠が南にをれば李鴻章が北に居て、おの〳〵その幕下が軋轢するといふやうな譯である。人の失錯を喜んで己の功名を願ふといふことは、人情の免かれぬ所であるから、たゞさへ南北相鬪しない所にコンナ事情が手傳ひ、遂に南北互にその出來事を聞くに他國の出來事を聞くが如き有樣になつてしまふのである。日清戰爭の時に或る外國人が、日本が支那と戰爭してをるのではない、李鴻章と戰爭してをると評したことがある。今でも南方の內地にゆけば、日本と戰爭をして支那が勝つた、などゝ信じてをる人民もあるといふことを、內地にゐた宣教師の談として聞いたことがある。如何にも有りさうな談と吾輩は思ふ。これが先づ南北相鬪せざる事情の大略であるが、左樣なる次第であるから南方がいくら騷がうが困難しやうが、北方は平然としてゐたのである。

シカシながら幸にして常時は今日とは異りて北京にも少しは目の明いた人もあつたと思はるゝし、李鴻章も全盛　ゐた時代であつたから、フランスと講和をしやうといふ考は始終持つてゐて、その手段は常に忘れずにゐたと見える。これもいろ〳〵の書籍に載つてをることであるから精しくいふ必要はないが、丁度デットレリン氏が歸國して再び支那に赴任する途中で、佛國の或向きに話をつけ、芝罘においてフールニェ氏と內相談を遂げ、十七

年の五月十一日に天津において李鴻章とフールニエ氏との間に調印した條約は即ち最初の和議の條約である。

話は脇道に入るやうだが、李鴻章がデットリン氏をしてかゝる周旋をなさしめたことより考ふれば日清戰爭のをりに同氏が李鴻章の書翰を携へて神戸に來た事情も、大概了解せらるゝであらう。

フールニエといふ人はいま何をしてをるか判然しないが、タシカ地中海艦隊かにフールニエといふ將官があるが、多分アノ人であらうかと思ふ。和議の條約をした頃はコンマンダン・フールニエと稱してをつたから佐官であつたらう。まだ若い男で溫容親むべしとでもいふやうな風采の人で、李鴻章も以前より知つてをつた人らしい。

ソコデこの講和條約は十七年の五月十一日に調印せられたのであるが、翌十二日にはその祝宴を開くといふことで、佛國領事が自ら來館してその事情を告げ、晩に吾輩もその宴會に臨んだが、なかなか盛んな宴會で李鴻章は勿論その幕僚並に各國の同僚もみな參會し、フールニエ氏が主人となつて饗應したが、多くの人は大禮服を着けて參會した。かく目出度き祝宴を開かれて平和に歸したが、その條約は忽ちの間に破られた。

安南事件に關する支那とフランスとの戰爭は、その紛議は吾輩の赴任する以前から始まりをつたので、それがため赴任も急いだといふ次第は前にも述べた通りであるが、その紛議は在勤中二度まで和議の條約は調印せられて、二度目には眞の平和に歸したが、最初の條約は締結せらるゝと間もなく破られた。

フランスは安南に於いてどういふことをなしたか、又支那の南方において臺灣福州等にて如何なる戰爭をなし

たか、といふことは今なほ世人の記憶してをる事でもあり、又これに關するいろ〳〵の書籍も出版せられてをるから、今更これを詳述する必要はない。シカシこの場合に南清と北清とがどういふ情況であつたかといふことは一言しておきたい。南清はフランスの艦隊のために非常に荒されてをつたことは前いふ通であるが、この場合に北清は誠に平穩無事で何事もない。尤も十七年の暮頃には、來春になれば渤海灣は佛艦のために封鎖せらるゝ筈であるとか、又佛艦が渤海灣に入つて何處に碇泊してをつたのを、見たとか聞いたとかいふ騷ぎで、一時驚かされたことは幾らもある。又支那では天津居留地を保護してくれるとかいふことで、兵隊をアノ近傍に置くといふ話も起り、支那兵が護衞してくれるのは有がたいやうだが、吾々の恐るゝ所は佛兵よりも支那兵である。この邊が戰爭の巷となれば困るには相違ないが、モシも護衞のために來てをる支那兵に例の亂暴を働かれては、それこそ大變なことであるから、護衞は御免蒙りたいといふやうな相談を居留人がしたこともある。またモシモ佛兵が來るか或は暴徒が起つたならば、どこそこの場所には婦女子を送る、どこそこには男子が集つて義勇兵やうのものを作らうといふ相談をつけたこともあつたが、佛艦も來ず、暴徒も起らず、總ての相談が實際に行はれずに濟んだのは誠に吾々の仕合であつた。

コンナ工合で多少の風說に驚かされたことはあつが、實際南清の戰亂は北清では少しも關係はない。それのみではない、李鴻章などの口氣は丁度今回の事件に關して先頃の新聞にも見えたと同樣で、先頃の新聞に李鴻章の談話なりとて、今に端郡王や剛毅等が困り切るであらう、その困つた後でなければ何事も仕樣がないから先づや

らしておけ、といふやうなことをいふたらしく見ゆるが、フランスの戰爭の時も丁度そんな工合で、南方の役人共と北京の攘夷家が一緒になつて戰爭など熾んにやつてをるが、とても成功する筈はない、今に困却して吾輩にどうかしてくれといふて來るだらう、といふやうなことをいうてスマし切つてゐたのである。これは又李鴻章の法螺のやうであるが實際その通りで、排外思想を以て無上の愛國心のやうに心得てをる連中が、何事か仕出かしてニッチもサッチもゆかぬ困難に陷れば、李鴻章を呼び出すので、それが即ち李鴻章が外交の經歷を積んだ理由でもあり、又非常な外交家の如く評判される原因でもあるが、兎に角さういふ次第であるから、李鴻章は平然としてゐたのである。

清佛事件の續きを話す前に、一言しておきたいことがある、餘の儀ではないが、吾輩がこの懷舊談の第四に、アノ公使館では支那人の遣方が緩慢であるか、何か別に仔細があるか、とにかく尋常想像の外に何かなくては、とても今日まで保つてる筈がないといふことを述べておいたが、最近の報道によれば果して支那人の攻めかたが世人の想像してをつたよりは、少しは緩慢であつたらしい。さればこそ多分の死傷者はあつたが、ドイツ公使を除くの外、各國の公使は無事であることを得たであらうかと思ふ。わが日本のためは申すに及ばず、各國のために先づ以て祝すべき次第である。

李鴻章とフールニエ氏との間に、一旦和議の條約は締結せられて、その祝宴まで開かれたることは既に述べた

通りであるが、清國においてはこの條約を實行しない。安南(アンナン)における駐兵を引上げざるのみか、劉永福などが頻に佛兵を攻擊するから、折角締結したる條約は全く破れ、佛兵もます〳〵戰爭を繼續(けいぞく)して、アドミラル・クルーベー氏が率ゐる所の艦隊は南淸を横行して、臺灣を攻め福州を砲擊するといふやうな情況に立到つたのである。

佛國は南淸における右等の戰爭をなす前に、北京駐劄の公使をしてその破約を責めしめ、最後の談判書を總理(そうり)衙門(がもん)に送つたが、總理衙門はこれを承諾しない。ソコデ公使は十七年の八月廿一日を以て北京を退去し、天津に下つて廿四日に天津から上海に向つて出發したが、この時の佛國公使はコント。セマレーといふ人で臨時代理公使であつた。公使はパトノートルといふ人、即ち今アメリカ駐劄の佛國大使をしてをるアノ人が、公使として上海まで來てゐたのであるが、未だ北京に着せぬのでセマレー氏が代理公使をしてゐたのである。

佛國は北京よりその公使を引上ぐると同時に、淸國内にをる佛國人の保護を露國に依賴したから、淸國各港における佛國領事館はみな同日より露國の國旗を揭ぐることになつた。

その頃天津に駐在してをつた佛國領事は、リステルユベルといふ人で、吾輩も大分懇意(こんゐ)にしてをつたが、領事館の國旗を露國の國旗に改めた丈で、依然として天津に居り、李鴻章なども竊(ひそか)に保護してをるやうな情況であつたが、之は多分李の内心に、他日再び和議をなすとき何かの便宜を得るであらうといふやうな考があつたのかも知れない。さりながら冬はそれで經過したが、明年になれば佛艦が北淸の攻擊を始むるかも知れぬ。その時は依然としてをる譯には行くまい。日本に退去(たいきよ)したいから、何れの地方が宜しからうなどゝいふ相談もあつて、吾輩

は神戸に行くが宜しからんと勸めたこともあつた。

それから前いうた福州臺灣等の戰爭であるが、この戰爭後再び講和條約をなして遂に平和に歸したが、その時の條約はパリにおいて締結せられてをる。無任所税關長で在英國の清國公使館附の參事官か書記官をしてゐたカンペルといふ英國人がパリに赴き、丁度その頃パリではジュル・ヘリーの內閣が辭職して、次の內閣のまだ出來ぬときであつたから、政務局長のビヨーといふ人と條約を締結したと記憶してをる。

パリにおいて清佛の最終の講和條約が出來たのは、十八年の四月四日であるが、十七年の暮に始まつた朝鮮事件は、多少この講和條約の締結を速かならしめたかと思ふ。

清佛事件の始めより、日本は琉球その他の諸問題を結局するために、佛國と連合しはしまいかといふ疑念は、常に清國當局者の胸中にあつたのである。然るに清佛事件の未だ結局せざる間に、朝鮮事件が突然に起り日清間に紛議を生じたのであるから、邪推かも知らぬが、早く清佛事件を片付くるは、對日本の政略上得策であると清國において感じて、パリにおいて急速に講和條約を締結したる如く察せらるゝのである。清佛の間に和議の條約が濟んだから、上海にゐたパトノートル公使が天津に來着し、李鴻章といろ〳〵の交渉を終り、遂に祝宴を開くことになつたのは十八年の六月で、丁度伊藤大使一行の日本に歸られたばかりの時であつた。

六月九日に李鴻章が和議の祝宴を水師營務署に開き、佛國公使を饗應するといふことで、各國の同僚と共に同

所に赴いたが、みな大禮服で出掛け、なか〳〵盛なる宴會で、佛國公使が淸國西太后皇帝のために祝杯を擧げ、李鴻章も何か芽出度い演說をするといふやうな譯で、その翌日は佛國領事館に夜會が開かれ、これも同樣に盛なることで、謂ゆる和氣洋々であつたのである。

淸佛の最初の條約が破られたことについては、その以前英佛に對しても又露國に對しても同樣なことがあるから、始終支那が策略を以て假に條約を結んでこれを破り、その間に相當の準備をなして戰爭を再び始めるなどゝいふ疑念が、或る人々の間に存在してをるやうであるが、その形迹より推測すれば、その疑も無理ではないが、實際果して然るや否やは異論なきを得ない。支那の國柄は中央政府に勢力なく國內の統一が出來ないから、一派の人々に講和の意思があつて、講和條約が出來た所で、他の一派は忽ちこれに反對し、ために條約の實行を妨げらるゝ處がある。殊に邊疆にをる軍人などが、これを遵奉しないで地方官と一致して戰爭を繼續するなどゝいふやうなことであるから、強ちその條約は始めより實行する意思がないともいはれない。又或る人々は李鴻章が馬關條約のとき、遼東半島を日本に讓ることを承諾したのは、三國干涉によつて取返すことを豫期してゐたからである、などゝいふけれども、これも恐くは買ひかぶりの說であらう。左程まで深き考があるくらゐなれば、三國に少くもその干涉の代價を拂はねばならぬ結果になるといふことも氣付かねばならぬ筈であるが、事實は全くこれに反してをるは何よりの證據で、ツマリ淸國は內政振はず外交に不用意であるから、色々の不都合を來たすのであると思ふ。故に淸國を相手にする國はイツデモこの點に注意しをらねばならぬ。

明治十七年の朝鮮事件は、日清の間における非常なる出來事で、遂に天津條約なるものも締結せらるゝに至つたのであるが、その精しきことはこゝに述ぶる必要もなく、又公務上に關係したことは、いふ譯にもゆかないが、十七年の十二月十日であつたと思ふ、モハヤ白河が閉ぢて船舶の交通が全く絶へたときに、支那の軍艦タシカ春南號であつたと記憶するが突然大沽に入つて來た、入つて來たといふた所が河を溯ることが出來ぬから大沽沖に碇泊してゐたのであるが、兎に角船舶の來るべき時節でないのに、軍艦が突然來たから、如何なる譯であらうかと頻に怪んでゐた所が、その翌日に至り東京より朝鮮において日清兵衝突の說があるといふやうな電報を接手して、始めてこの春南號は朝鮮における事件の情報を持つて來たのであらうといふ想像が出來た。それから盛宣懐を尋ねたり、李鴻章を訪うたりして、事件の概略を知ることを得たのであるが、それは遺憾ながら今こゝに詳述する譯にはゆかない。

この時分は支那の方では朝鮮の出來事を知るに、餘程便宜がよい。その頃は支那の軍艦は朝鮮の濟物浦や仁川に居らずして、その附近に馬山浦といふ所があるが大概はアノ邊に居つたらしいが、芝罘に來るにも、旅順口に來るにも、甚だ容易であるから、この事件が生ずると直接軍艦を以てその情報を旅順口に送り、旅順口から電信を以て李鴻章に通知して來たらしい。ソコデ支那は迅速にその要領を知つたのであらうが、なほ詳報をこの春南號が持つて來たものと思はる。今日の如く京釜間の電信を日本が所有してをるといふやうな譯ではないから、地

理上の關係に於いて、支那が日本より先に朝鮮の出來事を知るは、寔に已むを得ない。

日本において朝鮮の情報を得てから、日清間にいろ／＼交渉が開けたのであるが、當時は河が閉ぢて船舶の交通がないから、電信の外に日本と往復のしやうがない。實に不便極まる時節で、その頃上海から陸路の便によりて通信の來るは、二十日以上も費したやうに思ふ。殊に河が閉ぢて暫くの間は、陸便も達する時日がないから、一個月ぐらゐは電信の外は、音信全く不通になる。丁度その不通になつたばかりの時に、この事件が始まつたのであるから、甚だ不便を感じた。

それから十八年の春になつて伊藤侯爵が大使として來らるゝことになつたが、これ亦河が閉ぢてをるから容易に來られない。芝罘から陸行すれば格別、否らざれば開河を待つより外に方法がない、右樣の次第で伊藤大使は四月十四日に始めて天津に到着せられたのである。

大使は一たび北京にゆかれ、北京滯在數日にして天津に歸られ、李鴻章と談判を重ねて天津條約が調印せられ、歸朝の途につかれたのは、四月十九日であつたと思ふ。

この際における天津は繁昌というたらよいか、混雜というたらよいか、なか／＼の騷ぎであつた。といふものは白河の開くるや否や大使が來られたのであるから、上海から來た總ての船舶がみな大沽に止まり、その旅客だけが天津に來て宿泊してをる、天津から南方に行かんとする旅客は、船舶が出ないから、これも天津に滯在してゐなければならぬ、さういふやうな旅客の輻輳してをるときに大使が來られて、此の大使一行がどの位の人員で

あるかといふことは、電信の外に問合せの途がないから、詳しいことは分らない、二十人足らずといふ報知を得て大使は領事館に滯在せらるゝことゝして、その他の旅宿を割當ておくにも困難したが、來て見れば何んの二十人どころか、非常の多人數であつた。

大使の外に今の西郷侯も隨行ではないが、大使と同行して來られ、今の野津大將も、仁禮中將も、井上前文部大臣も、その他書記官であるとか何であるとかいふ人々も非常に多く、文武の官吏を合せると幾人あつたらうか、とても宿も何もありはしない。遂に家を一軒借りてソコに合宿をして貰はうといふ考へで、家は借りたが幸に駿河丸といふ郵船會社の船が天津まで這入つて來たから、この御用船に多くの人が泊つてをつたといふ様な次第で、その外に新聞記者實業家など色々の人も來たから平日は醜業婦まで合せても二十人あるかなしの日本人が、この時ばかりは百人以上となつて天津居留地でも、天津市街でも、何處に往つても日本人ばかりで、非常に賑やかなことであつた。

この一行の立たれた後は、何のことはない恰も大風の後のやうで、俄かに舊の寂寥に歸したのである。多人數滯在中には、いろ〳〵な奇談もあり、又いろ〳〵な事件も生じたと思ふが、兎に角天津領事館創立以來の騷ぎであつた。

この朝鮮事件に關することを話せば、なほ種々の事が胸中に浮び來る、またいろ〳〵と當時の事を懷想すれば

い懐舊談を續くることは妨げないが、シカシ隨分長談に亙つたから、一ト先この邊で終を告げやうと思ふ。終りを告ぐる前に數言を費しておきたいことがある、餘の儀でないが、當時吾輩の同輩であつた人々並に北京在留の各國公使についての事である。

當時吾輩の同輩は、最初は英の領事が筆頭であつてデワンボルトといふ人であつたが、この人は二十年以上も支那に在勤してをるといふことで、その後自ら退職を願うて歸國し、後任には、いま廣東邊にをると聞いてをるが、プレナンといふ人が芝罘より轉任して來た。フランスは最初はフランダンというて北京公使館の通譯官をしてをつた人が領事代理として來てをつたが、後にはリステルユペルといふ人が領事に任命せられて來た。この人は支那とフランスとの戰爭の終局に至るまで在勤してをつた。ドイツの領事の名を記憶しないが、英領事の出立した後はこの人が領事筆頭でをつたことがある、が何分その名前を思ひ出さない。ロシヤは日本で大概の人はその名を知つてをるウエーバーといふ人である、これは後に朝鮮に轉じてツイ兩三年前まで朝鮮における辨理公使をしてをつたのであるが、その人は吾輩の赴任した頃は、天津在勤の露國領事で、その出立後はシマレーフといふ書記生が代理してをつた。アメリカは最初の人はいまその名を失念したが、後にはプロムレーといふ七十以上に見える老人が來て在勤してをつた。これが先づ正式の領事で、その他は謂ゆる商人領事で名譽領事に過ぎなかつた。

それから北京在留の公使は、フランスは前にいつた通り代理公使が在勤してをつたが、清佛の間に戰爭が起つ

て公使館を撤回してから後には、即ち平和後にはパトノートル公使が駐在してをつた。英國は有名なるパークス公使で、この人は吾輩の在勤中十八年の春であつたと思ふが、北京において熱病に罹つて死亡し、その遺骸は軍艦を以て本國まで送還したのである。天津の英國領事館から波止場までは、吾輩も各國の同僚と共に大禮服を着けて棺側に立つて送つたことであるが、本國まで送還して壯大なる葬儀を營んだといふことである。

この軍艦を以て送還することについて懷ひ出したが、日本の公使で歐洲において死んだ人は、鮫島尙信といふ人がフランスにおいて死し、櫻田親義といふ人が、これは代理公使であつたがオランダにおいて死んだ。この櫻田の死去はいま記憶してをる人もあらうが、少し面白からぬ事情がある。とにかく是等の人は歐洲において死んだが、そのまゝ歐洲において葬られて、いまにその墓が彼の地に存してをるが、北京において死亡した日本公使は鹽田三郎氏で、これは軍艦を以て日本まで送還した。それから河北といふ人が朝鮮で死んだが、これも軍艦で送還したと記憶してをる。かやうなる譯で、日本にも全く軍艦を以て送る例のないことではない。

それからドイツの公使はこれも有名な人で、日本にもをり、また近頃は支那通として歐洲においても知られてなるホンブランドといふ人である。ロシヤは確かポポーフといふ人であつたと思ふ。米國はニューヨーク。ヘラルドの記者で前大統領グランドと同行して世界を周遊し、日本でも能くその名を記憶せられてをるヤングといふ人であつた。その他にも公使がをつたかも知らないが、シカシその頃はイタリー公使のコント・ド・ルカといふ人などは、上海に滯在してをつて北京にゐない。またオーストリーの公使はサルスキーと云ふ人であつたが、こ

れは日本に駐在してをつて時々北京に來るといふやうな次第であつた。
當時は日本の淸國における情況ばかりでない、各國の淸國に對する情況においても、今日とは大に趣を異にしてをつたが、當時と今日とを比較すれば、吾々外國人にしても支那のために多少の感慨なきを得ない譯である。

（明三三・八・九―二七）

外交思想

國民に外交思想なかるべからずとは、多く世間に唱道せらるゝ說にして、何人も殆んど異議なきものゝ如し。殊に學者政治家を以て自ら任ずる人にありては、毎度その說を主張し世人に警告する所なるが、その謂ゆる外交思想なるものは果して如何なる定義なるや、これを說くもの殆んどこれなし。
或る人は支那保全論又は分割論の如き、漠然たる議論を唱ふるを以て、外交思想なりと解するものゝ如く、或る人は各國に對する實地の掛引を以て外交思想なりと解するものゝ如し、これ等の事柄は固より外交思想中に包含せらるゝこと疑なしと雖ども、國民一般をしてかゝる思想を懷かしむることは、實際出來得べきものなるや否やに至りては、吾輩その出來得べからざることを斷言して憚らざるなり。
支那保全論又は分割論の如き、漠然たる議論はわが帝國の國是として日本獨りこの種の處置をなし得べきものにあらざることは、吾輩の再三論じたる所にして、現在における支那の實況を見聞するものは、その保全とな

るも分割となるも日本獨りこれを如何ともすること能はざるの理由を了解するならん、故にこれ等の議論はその當否は何れにても學者政事家の議論の外には、殆んど世人にその思想を懷かしむること能はず、イナその必要も亦これなきものなり。

右と同樣に、各國に對する實地の掛引きに關する思想を、國民一般をして懷かしむること出來得べきやといふに、これ亦殆んど絕望すべき事柄なるべし、何となれば實地の掛引は、時々刻々に變化する活問題にして、外交當局者にあらざれば、到底これが企圖をなすに由なきものなれば、その局に當らざる國民は、この活問題に對する思想を懷くこと能はざるは、明白なる事實なり。

然らば國民一般に有すべき謂ゆる外交思想は、如何なるものなりやといふに、理論にあらざれば、活問題にもあらずして、何人にも常識を以て了解し得べき事柄なりとす。たとへば條約は相手あるものなり、わが單獨の意思のまゝに締結せらるべきものにあらずとか、獨立國の權利は國の大小に拘らず同一なるものなれども、事の實際に臨んでは强弱の別を如何ともすること能はざるものなりとか、又我れ過重の關稅を課すれば、彼も亦報復の手段を取るものなりとか、戰爭は一國を相手としても妄りになすべからざるものなるが、況んや二國三國を相手としては、如何なる國もこれをなすことを得べきものにあらずといふが如き、單純なる事實として、何人にも了解し得べき事柄は甚だ多きことなるが、これ等の思想を有する國民を、外交思想を有する國民とは稱するものなり。これ以上の思想を國民一般に望むは、無理なる注文といふの外なし、但しこれ等の思想にも淺深の別あり、

其深きものは即ち外交思想に富める國民なるべし。（明三三・八・二九）

豫想の一端

清國事件は如何に結局すべきやとは、目下何れの腦中にも浮びをる問題なるが、この問題は容易ならざる難問題なることは、今更ら詳述する必要もなけれども、支那の運命はモハヤ前知せらるゝ次第にて、再び舊帝國の體面に復すべしなどゝは思ひもよらざる情況なれば、随て東洋の安危といはんよりは、直接日本の立場はこれを如何にすべきや、これ大に講究しおくべき事柄なるべし。

然れども目下における各國の意向は、外交上の常例として、深く秘密を守りをるものゝ如く、單に外間に洩れたる二三の事件を捉へて、斯くあるべしと臆斷するは、決して正鵠を得べきものにあらざること明かなれば、單に二三の事件を捉へて機變豫測すべからざる活劇に對する外交方針などを云々するは、昧者の愚論なり。吾輩の見る所を以てすれば、目下各國の間における外交は、最も複雜を極めをるものゝ如く、吾輩が數月前眞の外交は北京占領の後に起るものなりと論じおきたるは、寔に普通の軌道を述べたるに過ぎざりしが、事實は果してその軌道の外に逸することなきが如し、さればこの間に處する外交は、最も敏捷なる手腕を要することいふまでもなく、随て日本の立場を如何にすべきやとの問題も、極めて複雜なる各國の關係を視察し、極めて冷靜なる頭腦を以て判斷したる基礎より、これを打算せざるを得ざるべし、これ實に當局者の任にして、局外者には到底その

活問題を料理するの方便なきものなり、故にその活問題に對する處置は姑らく當局者の責任に讓りてこゝにこの問題の如何に結局するに拘らず、必らず遭遇すべしと思はるゝ一二を述ぶれば左の如し。

一、如何なる方便に出づるにもせよ、清國速かに講和談判を開くことを得ば、その談判の如何に結局するに拘らず、平和の望なきにあらざるべしと雖ども、モシも講和談判を開くべき正當なる方便を見出すこと能はざれば各國と清國との關係は、交戰國の關係にもあらざれば、和親國の關係にもあらずといふが如き、奇妙奇體なる現在の關係を當分維持することゝなるべし

一、右の如き關係の存續する間は、各國は如何にすべきやといふに、各國協商の範圍を出でざると過大の責任を負ふ恐れなき限りとにおいて、各國各々その欲する所に從つて勝手なる處置をなすことを憚らざるべし

一、世人の想像する謂ゆる列國會議なるものモシ開かるゝものとせば、その時機は奇妙奇體なる現在の關係久しく存續したる後か、又はその存續の限に各國勝手なる處置をなして、利害の衝突を生じたる場合か、又は講和の際各國の請求衝突したる場合かにおいてすることとなるべし

以上は畢竟今日の實況に基き立論したるに過ぎざれば、他日如何なる變化あらんも知るべからざれども、大概この推測の外に出づることなかるべし。（明三三・九・六）

醜業者取締

近頃娼妓自由廢業の説、世上に嘖々として唱へられ、各地の新聞紙に殆んどその記事を掲載せざるものなし。然るに娼妓なり貸座敷なりみな謂ゆる醜業にして、士君子のこれを口にすることを恥づべきものなれば、その風説の世間に喧しきに拘らず、その理否若くは利害を深く論究するもの稀なるに似たり、吾輩も亦實はかゝる醜業に關して論辯を費すことを好まざるものゝ一人たるに相違なしと雖ども、言論を以て世に立つ以上は、其職責として全くこれを默々に附し去ることを得ざるなり。

娼妓及び貸座敷の類は、社會にその迹を絶つことを得ば、それに越したる美事はなけれども、人間萬事完全ならざる現世界においては、遺憾ながらこの類の醜業者を絶滅することを得ざるなり。さればこそ公娼を許さゞる國においては私娼盛んに行はれて、其害毒は公娼を許したるよりも往々甚だしきものあり、これ世人の汎く熟知する所なれば、吾輩は決して廢娼論などを主張するの愚を學ぶものにあらず。一定の區域内に出來得るだけの制限を設けて以て公娼を許すは、目下における適當の處置なりと認むることに躊躇せざるなり。

然れども明治五年娼妓解放の英斷を實行したる以來、今日に至るまでの情況を見れば、殆んど當時英斷の精神も消滅したるが如く、名こそ貸座敷なり娼妓出稼なれども、その實は決して座敷を貸すの精神にもあらざれば、又その貸したる座敷に出稼するの精神にもあらず、依然たる奴隷の弊風は今なほ存在して世間これを怪しまざるのみならず、政府のこれに對する處置も、その弊風を消滅せしめんとはせずして、却てこれを助長するものゝ如く、逃亡したる娼妓を捕ふるぐらゐは、或は辯解の辭もあらんが、貸座敷營業者及び取締の加印なければ、娼妓

の廢業を許さずなどゝいふに至りては、殆んどその理由を解するに苦しむ處置なりしなり。然るに今回その加印なくして廢業を許すことになれりとて、その功名に誇るものあれば、その變動に驚くものもあり、遂に騷々しき評判も傳はるに至りたることとなるが、吾輩よりしてこれを見れば、これ寔に當然のことにして、今日の文明世界に許すべからざる奴隷制度が、解放後三十年間ヨクも行はれ居たるものなりと評するの外なし、日本の文明未だ完からざるも、このくらゐの變動は今日にこれあることを毫も怪しむに足らざるなり。

要するに公娼を許さゞれば則ち已む、旣に公娼を許す以上は、その實をしてその名を一致せしめ、貸座敷は眞にその座敷を貸すを以て營業となし、娼妓出稼は眞にその座敷を借りて出稼するものとなれば、それにて可なり、その以上は社會道德の進歩に待つの外なし、但し斯く名實をして一致せしめば、貸座敷營業者は大金を娼妓に貸すこと能はざる事情となりて、ツマリ公娼減じて私娼盛んなるが如き弊風を釀さんも知るべからずと論ずるものもあらん、吾輩もその傾向は無論にこれあるべしと認む、然れども私娼を取締ることは別に方法なきにあらざるべし。たとへば密賣淫として處罰せらるゝこと再三に及ぶものは、直に娼妓鑑札を附與して、一定の區域内に轉住を命ずべき法令を制定する如きも、或はその一法ならん。とにかく今回の騷動は謂ゆる醜業社會における一革命として見るべきものなれば、政府もし多少の改良をこの社會に加へんと欲せば、この機會は實に逸すべからざる好機會なるべし。（明三三・九・二二）

國民同盟會

外交上根本の主義は自國の權利々益を保護擴張するにありて、その他は總べて―謂ゆる外交超然主義、臨機應變主義、非超然主義などいふが如きも―政略即ち手段に歸するものなることは苟も讀書家、政論家といはるゝものゝ知悉する所なるべし。國民同盟會の徒たとひ愚なりといへども豈これしきのことを知らざらんや。

而して外交超然策もしくは臨機應變策なるものは外に對しても活動の自由を有し、これに反して豫め政略を明言するの策は往々自由の活動を妨げらるゝの機會に逢着し易く、殊に弱小國の執るに不利なるところ、ヨシ强大國と雖もその宣言のために故らに無理をなさゞるべからざる場合に遭遇すべく、彼此便不便の差大なる亦誰人に想像し得らるゝ所、國民同盟會の徒たとひ愚なりと雖も豈これしきのことを知らざらんや。

吾輩は國民同盟會の會員中明智のもの機略のもの決してこれなしと思はず、然るに同會は敢て一見不便不利なるべしと思はるゝ行動に出で「淸國保全、韓國擁護」を以てその目的とし以て國論を一定せんとするにあることを宣言して顧みず、伊藤侯の率ゐる立憲政友會はこれに對して「國民同盟會の行動外交上國家に不利なるものと認む、故に本會は擧げてこれに反對す」と決議し、國民同盟會を目するに守株膠柱の徒倶に外交を談ずるに足らずとし、大にこれを冷笑せるものゝ如し、國民同盟會の行動果して國家に不利なるか、國民同盟會の徒果して外交を談ずるに足らざるか。

近衞公の演說によれば國民同盟會は同交會とも關係なく、政黨政派とも關係なしといふ。正直なる公の自信は蓋し然るべく、その心事は公明なるべく、随て權謀機略を弄するの念なく、イナ却て權謀機略の徒に利用せらるるの虞ある所以なるべし。國民同盟會中陰險の主力が進步黨と帝國黨とにあるべしとは蓋しその眞相を穿てるの言にして、同會の行動を觀察するの着眼また玆にあるを要すると同時に、近衞公の言の如きはたゞ公の立場を說明したる言と見るの外深く輕重するを須ゐざるべく、吾輩の國民同盟會を論ぜんとするもの亦たゞその不利なるが如き宣言をなして、政友會に對抗せんとする政治的興味を有するがためのみ。

四千萬人中豈好んで國家の不利をなすものあらんや、進步黨と雖も帝國黨と雖も亦然らん。或說によれば當局者は國民同盟會を利用する積りか、又は利用せられつゝあるか、とにかく多少の關係を有するものゝ如しと。果して然るや否やを知らざれども、歸する所は兩黨の黨略上この擧を企てたるものならん。蓋し帝國黨、進步黨は政友會の勃興と反比例に衰微し、今においてこれを操作せざるべからざるの必要あり、乃ち清國問題の眼前にあるを機とし、はた國民の輿論が還遼のことを以て恥辱として忘れず、朝鮮扶植の意の如くならざるを憤慨し、その歸するところは伊藤一派の柔軟外交にありと誤信するの弱點に投じたるのみ、往年の謂ゆる對外硬派の如くならんのみ、又一部に進步黨の謂ゆる態度一變の手段たらんのみ、黨略上においては妙ならざるにあらざれども、外交上及び學問上よりこれを見れば、殆んど眞面目に議論するほどの價値なかるべし。(明三三・九・二五)

憲政本黨の黨則改正

憲政本黨の黨則改正案成立し、大隈伯總理に楠本男副總理に、某々氏政務委員に、某々氏評議員に、某々氏相談役に割當てらるべしといふ。總理のなきは總理のあるに若かず、殊に有力なる總理のこれを統轄して萬機紊れざるの運動をなすに若かず。佐々、元田、荒川等小總理の連合より成れる帝國黨は不統一千萬、一波起るごとに動搖せざるなく、政友會の起るに會して終に今日の衰微を呈するに至れり。これ小總理の小黨すら、なほ統轄するに難きの適例にあらずや。自由黨に在つて星氏未だ大勢力を有せざるの時、老いたりと雖も退助伯のその總理となり居りしことは、なほ幾たびか分裂の危機を免れ、又時に大運動を決行するの好便となりたるにあらずや、政友會に至ては全く獨裁の總理を置くの必要を認めたるにあらずや、故に憲政本黨が顯然たる總理を置き、黨の行動を完全にせんとするは必然の要求にして、寧ろ時機に後れたるものといふべし。大隈伯にして板垣伯の如く黨首として黨員と共にその苦樂を終始し以て今日に至りしならば、異分子の集合體と雖も未だ現下の萎靡に際會せずして濟みしならん。

而して總理の外さらに副總理を置き、政務委員を置き、評議員を増加し、相談役を新置し、總理副總理を毎年選擧すといふが如きは、政友會の獨裁制、軍隊制に對して幾分か異彩を放ち、頗る共和的の體裁を具へて何となく進歩したる組織の如く見ゆれども、その實決して然らず、現下の事情に當てはめて止むを得ざるの組織のみ。

就中その總理副總理を置いて毎年選擧すといふが如きは眼中たゞ大隈伯と楠本男の存在を認め、且舊改進黨と舊革新黨との調和を目的として定めたるものなるべく、その永久の制度とすべからざるは伊藤侯に異變あれば政友會の獨裁制敗るべきと一般、殊に評議員を增加し、別に相談役を置くが如き如何に人心收攬に汲々たるかを看取するに餘りあるべし。これがため却て舟、山に上るの奇態を現出するが如きことはなきか。要は大隈伯の威嚴と力量と人望との三者に繫つて存すといふべし。

それ然り、大隈伯總理たる以上は、組織の如何の如きはこれを問ふを要せず、組織は首領の操縱に用ふる機關のみ。その機關にして總理を操縱するものとならば黨運は末路に陷りたるものと知るべし。然れども大隈伯は未だ黨員の操縱によつて動くことゝ、板垣伯の末路の如きものにあらざるべきを信ず。大隈伯の立て陣頭に現はれ伊藤侯と霸を中原に爭はんとするや極めて壯快、吾輩その互に機山不識庵の意氣を以て國家のために盡力せんことを切望して止まざるなり。（明三三・九・二七）

新條約實施準備

小引

一、本論は嘗て我大阪毎日新聞に登載したるものなり然るに爾後各地の讀者別に一冊子となさんことを望まる因て今回再び之を上梓することゝなせり

一、本論は昨年十二月一日より今年一月二十三日までの紙上に分載したれば其登載の月日は閲讀に必要なりと信じ毎篇の末に之を附記せり

一、篇中に引用せし條約文中現行條約の邦文は意義明瞭ならざるものあるに依り嘗て拙著現行條約論中に掲載せし英文によりて訂正せしものを取れり

一、本論を草せし當時は佛墺二國の條約は未だ公布せられず隨て篇中之を論及したるものなし

一、本論以後我紙上に掲載したる論說にして新條約實施準備に關係あるものなきにあらざれども此等は總て他日の編纂に讓れり

明治三十一年四月大阪毎日新聞社に於て

原　敬

新條約實施準備目次

新條約實施準備

條約改正の事業漸く完結に近づき未だ批准公布に至らざるものありと雖ども、其調印を了らざるは僅かにオーストリー一國に過ぎずと聞く。果して然らば新條約の實施は、別に意外の障碍を生ぜざる限りは、從來豫期せし如く明治三十二年七月に在らんか。政府及び國民は此一年有半の僅歳月の間に在りて維新以來の大業に屬せし新條約實施準備を等閑に付するを得ざるべし。吾輩少しく所見あり、政府及び國民の注意を喚起せんが爲めに本日より新條約實施準備の梗概を述ぶべし。

第一　總論（上）

我外交起源を按ずるに、上古は支那朝鮮に於ける外交あり。降りて中世に及ぶも猶ほ其迹を絶たず。織田豐臣より德川の初に至りては之に加ふるにシヤム、ルソン、スペイン、ポルトガル、オランダを以てし、其外交稍々見るべきものなきにあらざりしと雖ども、德川家光固く鎖國の方針を執りて以來、支那朝鮮を除きては僅かにオランダ一國との交際に限り、夫すら長崎の出島に於てするの外絶えて外交なるものなきに至りしが、爾後二百餘年俄然此形勢を一變し、米國使節ペルリと嘉永七年三月三日神奈川に於て和親條約なるものを締結して以來、英

佛露蘭を始めとして其他の諸國と維新前後に亙りて漸次に條約を締結し、遂に今日の外交なるものを生じたり。然るに當時締結したる條約は悉く、我國權を害し國利を損するものならざるはなし。是れ獨り當時當局者の罪にあらず。實は朝野ともに外交の何ものたるを解せざりしの致す所にして、其罪は朝野ともに之を分たざるを得ざるべし。

然るに維新後開國進取は我唯一の國是となり、苟も此國是に反するものは如何なる事物と雖ども之を破棄して憚らず。之が爲めには諸侯の封土も士族の常祿も四民の階級も之を撤去して惜まざるのみならず、遺俗流風も一朝にして之を掃蕩し法律制度も汲々然として其創定改革に從事し、遂に以て立憲政體の今日に馴致するまで、開國進取の方針に觸るゝものは之を破摧して顧みざること斯くの如くなりし所以のものは他なし、國權を復し國利を收めて以て各國と對等の位地に立たんと欲する一事に外ならざりしなり。而して條約改正は最初は現行條約の不當を除くの主旨に過ぎざりしが、文化漸く進みて單に現行條約の不當を除くが如き一時の彌縫策に安んぜず、一躍して對等の位置に達せずんば滿足せざるの趨勢を作爲し、遂に井上伯案の如き大隈伯案の如き若くは青木榎本二子の案の如き、過渡時間に適應すべき半面的對等條約は悉く失敗に歸し、陸奥伯案の絶對的對等を主とせし條約案は成功したるなり。故に此事蹟に徴すれば新條約實施準備なる問題は多岐なし、維新以來の國是の趨勢に乘じて以て各國と對等の位置に立つの決心を要するに在るのみ。(三〇・一二・一)

第二 總論（下）

政界の近情を見るに、政府は進歩黨と提携を絶ち、更らに他の政黨政派に提携せんと欲するに急にして殆んど政治の重きを忘れんとするに似たり。政黨政派は政府と提携を絶てば忽ちにして政府の攻撃に全力を傾けんとし、而して未だ提携せざる政黨政派は苟も口實あれば政府と提携を求めて以て利祿を貪らんと欲するもの丶如し。吾輩局外者より之を見れば、政府政黨相率て政界の紛糾雜駁を釀し、政府の方針も政黨の主義も共言ふ所は行ふ所に反して内政の擧らざる今日より甚しきものなきに似たり。而して經濟界は如何、物價騰貴し商工振はず戰後勃興したる事業も或は萎靡の悲境に陷らんとするの恐あり。況んや外交をや。又況んや海外貿易をや。之を列擧すれば日も亦足らず。要するに時事日々に非にして論議すべきもの實に多しと雖ども、然れども亦是れ一時の問題のみ、一時の問題に齷齪して大局を忘るゝは志士の業にあらず。政府及び國民は一時の問題の外に新條約實施準備なる大問題あることを常に記憶せざるべからざるなり。

新條約は内地開放の主義を執れり、非内地雜居の論は畢竟開國進取の國是に反したる論僻にして、一時世に喧傳したることありとは云へ、今日に至りてはモハヤ之を口にする者もなかるべく、又縱令之を唱ふるも條約既に成り大勢既に定まり、之を如何ともすること能はざるのみならず、苟も各國と對等の位地に立たんと欲せば公法の例規に遵由して外人居住の自由を許さゞるを得ざるなり。パスカール・フイヨル曰く「治安上正當の理由あ

る時の外、國內に外人の自由に入り來ること、旅行すること、及び居住することを妨ぐる總ての阻碍的處置は自由を保護する萬國公法の主義に反するものなり」と。然れども內地開放したればとて俄かに外人の群集し來ることあらんと想像するは謬解なるべし。本邦に於てこそ內地雜居は德川以來の禁制にして新問題に屬せりと雖ども、歐米各國は其雜居を許すこと久しく、何人も內地開放と否との是非を論ずる者すら之なし。而して此等の國に在りても外人の來住するは其數に限りあり。況んや新たに內地を開放する本邦に於てをや。外人の俄かに群集し來るべき理由なきは明かなり。故に吾輩は內地開放によりて外人の今日より數多なるべきを疑はずと雖ども、或る一部の論者の唱道せし如く外人の群來あらんとは信ぜざるなり。唯新條約實施の後は外人の便宜を得ること今日の比にあらず。條約上の規定によりて既に數多き便宜を得るのみならず、新民法は條約に於て禁ぜざる限りは國人同樣の私權をも外人に與ふる主旨なるに因り、外人は其人口に於て俄かに增加せざるも、外人の本邦に於て爲すべき事業の範圍は著るしく擴伸すべきこと勿論なり。而して外人の事業の擴伸は邦人の事業を壓縮せざるか、是れ僻論者の恐るゝ所なりと雖ども、吾輩は維新以來本邦發達の情勢に徵して固より此の如くには信ぜざるなり。又苟もこゝに疑念あらんには、始より各國と對等の位地に立たんと欲する大望を起さゞるを要す。一方に於て各國と對等の地位に立たんと欲し、他の一方に於て外人と對等の位地に立つを得るや否やを疑ふは事理顚倒の甚しきものなり。今の世に在りて競爭を恐るゝ者は世に立つを得ず。個人の間に於て既に已に然るに非らずや。況んや三十年來開國の國是を執りて今日に至れる國家に於てをや。世界の競爭場裡に立て其雄を爭ふの勇氣なくして

焉ぞ國を樹るを得ん。故に吾輩の政府及び國民に望む所は其競爭心をして益々高からしめ以て對等の實を擧げんと欲するに在るなり。遠慮なければ近憂あり。政府及び國民は區々の鬩牆あるとも新條約實施に關しては擧國一致の覺悟なかるべからず。是れ新條約實施準備の大主眼なり。(三〇・一二・二)

第二　改正を要せし條約

諸條約中何れの國との條約及び其條約の如何なる種類は改正すべきものなりしや、又其條約中改正を成功せざれば如何なる結果を生ずべきや、之を識別せざる人なきを保せざれば、吾輩立論の順序として先づ之を列擧すべし。

日米修好通商條約(安政五年六月十九日調印)
日蘭修好通商航海條約(安政五年七月十日調印)
日露修好通商條約(安政五年七月十一日調印)
日英修好通商條約(安政五年七月十八日調印)
日佛修好通商條約(安政五年九月三日調印)
日葡修好通商條約(萬延元年六月十七日調印)
日瑞修好通商條約(文久三年十二月二十九日調印)

日白修好通商航海條約（慶應二年六月二十二日調印）
日伊修好通商條約（慶應二年七月十六日調印）
日丁修好通商航海條約（慶應二年十二月七日調印）
日瑞諾修好通商航海條約（明治元年九月二十七日調印）
日西修好通商航海條約（明治元年九月二十八日調印）
日獨修好通商條約（明治二年正月十日調印）
日墺修好通商航海條約（明治二年九月十四日調印）
日秘修好通商航海假條約（明治六年八月二十一日調印）

以上十五箇國との條約は皆改正を要すべきものなりしなり。而して若し此數國中一國にても條約改正の成功せざるものあらんか、其國との舊條約即ち現行條約は依然效力を失はずして存在し、最惠國條款の拘束によりて總ての改正條約は效力を完ふすることを得ざるべし。但し右各條約には之に附屬し若くは關係を有する條約又は議定書等を存せしなれども、此等は總て本條約の改正に伴ふて或は其效力を失し或は同時に改正せらるべきものなるに因り茲に之を掲げず。

右同樣にして日清修好條規、通商章程等（明治四年七月二十九日調印）も改正せらるべきものなりしと雖も、日清戰爭の爲めに悉く廢棄せられ、日清通商航海條約及び通商行船條約新たに締結せられたれば改正の必要なきこと勿

論なり。日布修好通商條約(明治四年七月四日調印)も亦改正を要すべきものなりしと雖も、去る明治二十七年四月日本ハワイ兩國協議の結果としてハワイに於て治外法權を撤回し、同年勅令第四十一號を以て之を公布せられたれば、改正するの必要なきに至れり。其他朝鮮との條約は同國に於ける我權利々益のみを規定し且つ我に於て治外法權を有すれども彼れ之を有せず。又メキシコとの條約は對等條約なり。故に朝鮮及びメキシコとの條約は他に特別の事情を生ずれば格別、否らざれば他の締盟國と同時に改正するの必要なきこと明かなり。日暹修好通商宣言(明治二十年九月二十六日調印)は彼我共に治外法權の約なきを以て、日本人のシャム國に在る、シャム人の日本國に在る、均しく其在留國の法律に服從すべきものにして、此點に於ては對等なること恰も各國との新條約に於けるが如くなるに因り改正の必要なし。然れども日本人のシャム法律に服從することは危險なきに非ざれば別に本條約を締結して以て此危險を除くを要するものなり。又葡國との條約は同國に於て現行條約の領事裁判に關する條項を久しく實施せざりしに因り、我政府より其關係條項を破棄し、明治二十五年勅令第六十四號を以て領事裁判權を撤去したれば、此點に於ては條約改正の必要なかりしと雖も、其條約中他に各國と同樣なる種々の規程あるに因り遂に改正を要せしなり。

又右十五箇國との現行條約中には悉く最惠國條款ありて一箇國にても條約改正の成功せざるものあれば新條約の效果を收むることを得ざるのみならず、現行條約の明文に據れば米、蘭、露、英、佛、葡、瑞、白、伊、丁、瑞諾、西、獨、墺の十四箇國は明治五年七月以後に於て一箇年前の豫告をなせば現行條約の改正談判を開くこと

を得。ペルーとの條約改正は各國と同時に開談することを得るに過ぎず。而して其開談したる條約改正成功せず、即ち談判妥協に至らざれば幾年にても現行條約を無期限に繼續すべき規程なり。故に井上伯案の如き大隈伯案の如き悉く失敗に歸すれば、失敗したる丈けにて、現行條約には何等の變動をも與ふる能はずして皆其儘に繼續し來れり。陸奥伯案も亦不幸失敗に歸せば無論に同樣の結果を免がれざりしならん。（三〇・一二・三）

第四　條約改正事業の沿革

新條約實施準備の諸問題を解釋せんが爲めには大體に於て先づ條約改正事業の沿革を知らざるべからず。顧ふに條約改正は維新後間もなく唱道せられたりと雖ども、當時の條約改正論は殆んど見るに足るものなく、明治三年岩倉大使の一行歐米に派遣せられたるは條約改正の目的なりしと云へど、改正案の確定したるものを携帶したるに非ざるのみならず、當時我外交は極めて幼稚にして全權委任狀の何物たる事すら了解せざりしとの奇談ある程なれば、此一行の歐米を巡回せしは我文化には尠なからざる利益あり又條約改正の輿論を釀成したるには其效なきに非ずと雖も條約改正の事業としては何等の效果をも收むること能はざりしなり。

條約改正の實際に着手せられたるは明治十二三年の頃井上伯の外務卿たりし時に始まれり。當時締盟各國の代表者を東京に集めて條約改正豫議會なるものを開きたり。爾來漸次其歩を進め將さに成功に近づかんとせしも、不幸にして國内の異論に遭遇して失敗に歸せり。之に次で明治二十一二年に掛け大隈伯外務大臣として條約改正を

各國に提議したるも、是れ亦國内の異論の爲めに失敗に歸したり。爾後青木榎本子皆局に當りて改正を企てたるも、其事業見るべき者あるに至らずして其職を去り徒らに條約改正なるものは至難の事業なることを朝野に示して毫も實效を見ず。而して此間法權恢復を後にして先づ稅權を恢復すべしとの議論もあり、現行條約を勵行して外人を困しめ因て以て改正事業を速成せんとの議論もあり。其他非内地雜居を始めとして愚論百出して底止する所を知らず。甚しきに至りては條約改正は對外の大事業なることを忘れて、政府を攻撃するの利器となしたる者之あるのみならず、對外硬など稱する暴論を生じて殆んど攘夷の思想にてもあらんかと思はるゝ議論の一部人士の間に蔓延するに至れり。

明治二十五年八月伊藤内閣は此愚論の最中に組織せられ、陸奧伯外務大臣となりて其衝に當ることとなり、同年十二月一日第四議會に於て伊藤内閣總理大臣政府の意思を公言して曰く「吾人は内に於て百政の釐正を努むると同時に外に對して多年希望せる條約改正の大業を決行せざるべからざるは更に多言を要せずと雖ども、此問題たる殊に愼重を要す……條約改正の主要は凡そ國として有すべき權利を得、凡そ國として盡すべき義務を完くするに在り」と。當時世人は如何に此演說を解釋したるやを知らずと雖も、是れ明かに對等條約を締結せんとする政府の意思を公表したるものなり。而して爾後當局者苦心經營の末翌二十六年七月に至りて陸奧伯改正條約案を脫稿し閣議の容るゝ所となりて先づ英國に向つて提議し、協議一年を經て、明治二十七年七月十六日恰も朝鮮事件搶攘旁午の際に日英條約は調印せられたり。之に次で漸次に米國其他各國の調印を見るに至り、維新以來の宿業

も今は僅かに墺國一國を除すのみとなれり。故に政論の異同によりて世間彼此の議論もあらんが、公平に論する者は條約改正に關しては伊藤陸奥の功を偉とせざるを得ざるべし。

要するに條約改正なる問題は維新後繼續して嘗て中絶したることなしと雖ども、改正事業は明治十二三年に至りて創始せり。而して當時の改正案は既に總論に於て述べたる如く過渡時間に適應すべき半面的對等條約にして悉く失敗に歸したり。此沿革を知る者は新條約實施準備の諸問題を解釋するに於て蓋し甚だ容易なるものあらんと信ず。（三〇・一二・四）

第五　新條約概要

新條約實施準備に關する諸問題は單に新條約を解釋するに止らず、其條約を實施せんが爲めに必要なる法律制度の改正又は制定を要するものあるのみならず、經濟上の變遷に於ても個人間の覺悟に於ても種々の問題あること勿論なりと雖も、大體に於て新條約は如何なる主旨ならんかを了解せざるべからず。故に吾輩は其概要を解説せんが爲めに先づ新條約の既に發布せられたるもの、及び未だ發布せられざるも既に其調印を了せりと傳ふるものを左に列記すべし。

日英通商航海條約（明治二十七年七月十日調印）

日米通商航海條約（明治二十七年十一月二十二日調印）

日伊通商航海條約（明治二十七年十二月一日調印）
日秘通商航海條約（明治二十八年三月二十日調印）
日露通商航海條約（明治二十八年六月八日調印）
日丁通商航海條約（明治二十八年十月十九日調印）
日獨通商航海條約（明治二十九年四月四日調印）
日瑞諾通商航海條約（明治二十九年五月二日調印）
日白通商航海條約（明治二十九年六月二十二日調印）
日佛通商航海條約（明治二十九年八月四日調印）
日瑞間修好居住通商條約（明治二十九年十一月十日調印）
日蘭通商航海條約（明治二十九年九月八日調印）
日西修好交通條約（明治三十年一月二日調印）
日葡通商航海條約（明治三十年一月二十六日調印）

右十四箇國との條約は旣に調印を了したるに因り之を完結したるものと認め、之に加ふるに日墺條約を以てせば、條約改正の事業は全く結了すべし。但し此等條約に附屬したる條約又は議定書あり、又此等條約中の規定に基き更らに條約又は議定書を要するものありと雖も今暫く之を略す。

オーストリーとの條約は未だ調印を了らざるを以て之を知るに由なしと雖ども、旣に締結したる條約は其大體

の主義に於て彼此の間に甚だしき相違あるに非らず。而して此等新條約は現行條約の規程若くは慣例の僅かに除くことを得ざるものありて、之が爲めに多少特種の條項なきに非ずと雖も、其大體に於ては相互の主義に基ける對等條約にして、現行條約の如く不對等のものに非らざるは勿論なり。又何れの國との條約にも最惠國條款ありて其效果を一にし、彼等の權利々益に不平均を生ずる恐なし。又何れの條約も現行條約の如く無期限條約にあらずして、實施の日より十二箇年を限り其間效力を有するに止まれり。日英條約第二十一條第二項に「兩締盟國の一方は本條約實施の日より十一箇年を經過したる後は何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし、而して此通知をなしたる後十二箇月を經過したるときは本條約は消滅に歸すべきものとす」とある規程は何れの國との條約にも之れなきものなければ、其期限に達して猶ほ此條約を繼續せんと欲すれば之を繼續することも隨意なり。若し更らに條約改正をなさんと欲すれば又之を爲すことも自由なり。此等は總て兩締盟國の意思に任せ、現行條約の如く改正談判を開くも談判妥協に至らざれば、無期限に舊條約を繼續せざるを得ざるが如き憂なきなり。

又現行條約には殆んど皆契約稅則を附屬せざるものなし。而して其稅則は單に輸入稅の規定に止らずして輸出稅をも規定し、加ふるに其稅則に揭げざるものは總て五分稅を課するの規定ありて、我貿易を害すること尠なからず。又我普通稅則は之が爲めに制定する事を得ざりしと雖ども、新條約には此の如き規定なきのみならず、輸出稅に關しては何等の規定なくして全く我國の自由に屬せり。輸入稅に關しては契約稅則を附屬したるものあり

と雖ども、僅かに英、獨、佛の三國に過ぎず（墺國は未詳）、其他の條約は總て契約稅則を附屬したるものなし。而して此等の契約稅則は最惠國條欵の規程によりて他の諸國も均霑すべきものなりと雖ども、其物品に限あり。故に我普通稅則即ち本年三月法律第十四號關稅定率法は契約稅則に掲ぐる僅少の物品を除くの外、總ての物品に適用することを得べし。（三〇・一二・五）

第六　新條約實施の範圍（上）

凡そ條約は全版圖に施行せざるべからざるものなるや、又は全版圖中或る部分を限り施行せざることを得るものなるや、との問題は公法上に於ては一定の主義ありて殆んど疑義なきものなりと雖ども、世間猶ほ此點を疑ふものありて之が爲めに多少の議論あるが如し。而して其疑義を生じたるは臺灣に原因し、一は法理上の性質を有して新條約は當然臺灣に施行せらるべきものなるや否やとの疑義、他の一は政略上の意味を存して今日の如き情況なる臺灣に新條約を施行し得べきや否やとの疑義、是れなり。而して法理上より此疑義を抱くは、蓋し新條約は臺灣を豫想せざりし當時に締結したる條約なるが故に、此條約は當然臺灣に施行せらるべきものに非らざれば必らずしも之を臺灣に施行せざるも可なりと云ふに在るなり。此見解は現行條約の如きものに就ては相當の理由あるものなり。何となれば現行條約は全く臺灣を豫想することを得ざる維新前後に於て締結せられたれば、之を新版圖に施行すると否とは我任意の處置に屬し、締盟國は强て之を新版圖に施行せしむるの權利を有せざれば

なり。然れども是れとても實は單純なる理論にして、既に現行條約を琉球にも施行したる前例あれば、實際に有力なる理論には非らず。然れども此種の理論は公法上に認められ得べし。故に臺灣の我新版圖に歸してより政府は現行條約を施行せんが爲めに、我任意の處置を以て、出來得る限り之を臺灣に施行すべき旨を締盟國に宣言し、同時に左の告示をなせり。

通商航海の條約ある歐米國の臣民及人民をして臺灣に於て淡水、基隆、安平、臺南及打狗に居住し商業を營み且つ右等諸國の船舶をして淡水、基隆、安平及打狗の諸港へ寄港し且積荷を輸出入することを得せしめ又臺灣は特殊の情形ありと雖も現行通商航海條約稅則及其他の諸取極は出來得べき限り臺灣に居住し又は同地に往來する歐米各締盟國の臣民人民及船舶にも之を適用すべし（明治二十九年二月二十二日外務省告示第一號）

是れ明かに現行條約は當然臺灣に施行せられたるに非らずして、此任意の宣言によりて始めて施行せられたるものなり。故に新條約にして臺灣の我版圖に歸する以前に締結せられたるものは、現行條約の場合に於けると同樣に、之を臺灣に施行するとせざるとは我意思のまゝなりと主張することを得ざるにあらず。然れども此種の議論は實際には何等の効用も之なきものなり。抑々臺灣の我版圖に歸する以前に締結したる新條約は英米伊露等なるにより、之に對しては臺灣に施行するや否やを論議することを得ざるに非らずと雖も、此等條約中には最惠國條款の存せざるものなく、兩締盟國の一方に於て他國に現に許與し又は將來許與すべき一切の特典殊遇若くは免除は兩締盟國の他の一方に於て均霑することを得るの規程あるが故に、臺灣を豫想せざる條約なりといふ譯を以

て其理論を主張するも、實際は悉く均霑して何等の效力も生ずること能はざるのみならず、利益ある事は最惠國條款によりて均霑せられ、利益なき事は舊條約の效力を保持するの論を主張せらるゝ恐あるべし。況んや臺灣の我版圖に歸したる已後に締結せられたる新條約は無論當然に臺灣に於ても各國其權利々益を得べきものなれば、之に對しては何等の異議をも主張することを得ず。結局理論に拘泥して二三の國に對して新條約の臺灣に施行せられざるを主張するも、實際には何等の效力をも生ずることなくして徒らに外交上の煩累を釀すに過ぎざるべし、故に新條約は臺灣は勿論、全版圖中何れの地にも之を實施すべし。(三〇・一二・七)

第七　新條約實施の範圍(下)

新條約中臺灣の我版圖に歸する以前に締結せられたる條約は必ずしも之を臺灣に施行せざるも可なりとの理論は公法上に認めらるべしと雖ども、最惠國條款の爲めに實際には何等の效力を生ずる能はざれば、此議論を主張するも徒らに外交上の煩累を釀すに過ぎずとの理由は既に上篇に於て論ずる所の如し。故に今日の如き情況なる臺灣に新條約を施行し得べきや否やとの疑義は、殆んど之を講究するの價値なしと雖も、新條約實施の準備としては臺灣の情況を今日のまゝに置くことを得ざるは勿論の事なり。臺灣に關して吾輩の所見を述ぶれば、今日の制度は根底よりして誤れるものなり。一二の官制を改正し二三の吏員を換ふるも到底改良の實を擧ぐること能はざるべし。必らずや根底より之を一變して其制度を改め其官吏を換ふるを要するものなり。然れどもこゝに之

を詳論するは他岐に走るの恐れあるが故に暫く之を他日に讓り、大體に於て臺灣は永く特種の制度を布くべき殖民地に非らずとの觀念を以て、司法制度なり行政制度なり事情の許す限りは總て內地同樣の行政を布くの方針を執らざるべからず。就中新條約實施準備の爲めに急を要するものは司法制度なり。裁判所構成法を其まゝ施行するか若し其まゝ施行する事を得ざれば多少の修正を加へて之を施行するか、兎に角裁判官の獨立を保證するに足るべき制度を設け、且つ司法省の直轄に移すべし。今日の如く裁判官の進退を行政官の意思に任せ、而して裁判官も行政官も互に條文の有無を爭ふて聞くに忍びざるの紛議をなすは抑々何事ぞ。維新以來開國進取の國是を執り汲汲然として各國と對峙せんと欲して今日に至りながら、如何なる口實あるも法官の位地を不安の地に置くは文明世界に許すべからざる事態なり。其他兵事なり關稅なり郵便電信なり凡そ事情の許す限り成べく速かに內地主管の省局の直轄に移し、臺灣總督をして專ら拓地殖民の責に任ぜしむるを要す。否らずんば到底臺灣の改良を圖ること能はず。臺灣を改良せずんば新條約實施の爲めに不測の禍害あらんも知るべからざるなり。

或人云く新條約實施以前に諸法典を實施する事は新條約の條件なり、然るに臺灣今日の情況には諸法典を實施すること難ければ、新條約を臺灣に實施するに於て果して支障なきかと。此疑問は暫く臺灣を別事として琉球諸島の情況を見れば容易に解釋せられん。琉球諸島には新法典は云ふまでもなし、現行諸法律規則の實施せられざるもの夥多なるに非ずや。然れども猶ほ新條約を實施するに於て締盟國に何等の異議あるべしとも思はれず。故に萬一事情の許さゞるものありて諸法典の全部又は一部を臺灣に施行すること能はずとするも、之が爲めに新條

約を實施することを得ずとの結論を生ぜざるなり。況んや法典實施に關する公文は左の如きものにして、必ずしも全版圖に施行するの意味なきに於てをや。

帝國政府は日本帝國と大ブリテン國との間に現存する條約の消滅に歸するときに當りて帝國政府が已に發布し各法典の實施せられ居ることの利便なるを認めたるを以つて日下未だ實施中に之なき法典の實施せらるゝに至るまでは本日調印せし通商航海條約第二十一條第一項(條約實施通知)に規定するところの通知を爲さゞることを約す(明治二十七年七月十六日附公文)

故に諸法典實施の條件は必らずしも之を全版圖に施行するの條件にあらずして、現に發布せられて未だ實施せざるものを實施するの主旨に外ならざるなり。果して然らば萬一臺灣に法典の全部又は一部の實施せられざるものありとするも新條約實施の妨害となること之なきものなり。又縱令諸法典の臺灣に實施せられざるものあるが爲めに新條約を實施することを得ずとするも、此種の異論は我より之を主張すべきものに非らずして、彼れ締盟國より我に向て提議すべき性質のものなり。而して彼れ若し之を提議するも我に於て之を拒絶し得べきは公文の主旨に於て明瞭なるのみならず、彼れ締盟國は其提議を貫徹するも、治外法權を存し得るに止りて一切の特典免除を失はざるを得ざるが故に、之を提議するの愚を爲す者なかるべし。但し法典なるものは云ふまでもなく全版圖に施行すべき目的を以て制定せらるべきものなれば、一時全部又は一部を實施し得ざる地方あるも、成るべく速かに之を全版圖に實施すべき方針を取らざるべからざるは、贅論を待たずして明なり。(三〇・一二・八)

第八　新條約に先て實施せらるべき條項及び條約

新條約は意外の障碍に遭遇せざる限りは明治三十二年七月より實施せらるべきものなりと雖ども、之を實施せんが爲には其期日に先立つこと一箇年即ち遲くとも明治三十一年七月以前に於て新條約實施の旨を締盟各國に通知せざるべからず。是新條約の明文に於て規定する所にして、而して新條約と同時に調印したる議定書によれば此通知をなす以前に於て目下未だ實施せられざる諸法典を實施せざるべからず（前篇に摘錄したる議定書參看）之を約言すれば未だ實施せられざる諸法典にして未だ議會の協贊を經ざるものは、今年第十一議會の協贊を經て之を發布し、明治三十一年七月以前に於て既に發布して未だ實施せざるものと一齊に之を實施せざるべからず。斯して新條約は明治三十二年七月より實施すること丶なるべき順序なり。故に目下未だ批准公布を見ざる條約にして其手續延引すれば、隨て新條約の實施も延引するに至らんことは固より論なく、幸に批准公布を了するも今年の議會に法典の殘部を提出して其協贊を得ること能はずんば、隨て新條約の全部を明治三十二年七月より實施すること能はざるべし。新條約實施の順序は以上略述する所の如し。而して新條約の果して明治三十二年七月より實施せらる丶と否とに拘らず之に先て實施せらるべき條項及び條約あり左の如し。

第一　明治二十七年七月十六日日英兩國全權委員の調印したる議定書第二項現行旅券方法を擴張し英國臣民より英國公使又は領事の紹介證書を持參して我當該官廳に出願すれば十二箇月以内の期限間日本國內何れの地に

も旅行し得べき旅券を交付するの件

第二　日獨條約第十七條發明、見本（實用に供する見本共）雛形、商標、製造標、商社號及び其他の商號の保護に關する件

第三　明治二十八年七月十六日調印日英追加條約即ち明治二十七年七月十六日調印の議定書に附屬したる契約稅目從價稅を實行し得べき限り從量稅に換算したる條約

右の內第一、十二箇月以內有效なる旅券交付の件は、現行旅券の規定に何等の變更を與ふる事なく、單に其有效期限を延長して十二箇月となし、而して新條約の實施せられて外人內地に雜居し旅券の不用に歸するまで施行せらるゝものにして目下既に實行せられつゝあるものなり。

第二、發明、見本、雛形、商標等保護の件は明治二十九年四月四日日獨兩國全權委員の調印したる議定書第四項に「兩締盟國は他の一方の臣民が發明、見本（實用に供する見本共）雛形、商標、製造標、商社號及び其他の商號の保護に關し法律に定めたる條件を遵守するときは各其版圖內に於て該臣民に右の保護を與ふることに同意す」とあるに因り、新條約に先つて目下既に實行せられつゝあるものなり。

第三　稅目に關する日英追加條約は、新條約と同時に調印したる議定書に附屬する契約稅目は總て從價稅なるにより實行し得べ限きり之を從量稅に換算して實施し、同時に右契約稅目に揭げざる物品に對しては我普通稅則即ち關稅定率法を適用し得べきものにして、之を實施する時は我關稅歲入を增加すべきこと僅少ならざりしと雖

も此等の規定は總て最惠國條欵の拘束を免れざるのみならず、追加條約第二條第三項の明文には「本規定は日本國が現に約定稅目を商議中の他の國に於て同樣の取極を承諾するを待て實行せらるべきものと知るべし」とありて、各國條約中未だ決定せざるものある今日に於ては、此有益なる條約を實施するに至らざるなり。墺國條約に一兩日前調印せられたるに因り、是れにて各國悉く調印を了せりと雖も、其批准公布に至るまでに猶ほ多少の時日を要すべし。其他佛國條約も未だ批准公布に至らざれば、之が爲めに種々の不利益あるのみならず、既に恢復したる稅權を活用して新條約實施以前に國庫を利し得べき此條約をも實施する事を得ざるものなり。

本篇引用するに專ら英獨二國との條約を以てしたるは、此二國との條約は條約本文、議定書、附屬稅目及び外交文書等に於て他の條約に見ざるもの多きにより、佛墺二國の條約明かならざる今日に於ては英獨二國を標準となすこと適當なるを以て之を引用したり、本篇以下亦之に同じ。(三〇・一二・九)

第九　契約稅則と普通稅則との關係

契約稅則は條約の一部をなし締盟兩國の間に協議決定せしものなり。普通稅則は立法上の手續に因りて其國の任意に決定せしものなり。日英新條約と同時に日英全權委員の調印したる明治二十七年七月十六日附議定書に添附したる附屬稅目、及び日獨條約と同時に日獨全權委員の調印したる明治二十九年四月四日附議定書に添附したる附屬稅目は、即ち契約稅則にして、第十議會の協贊を經て本年三月發布したる法律第十四號關稅定率法は、即

ち普通稅則なり。此契約稅則及び普通稅則は偶然に同一なる稅率を揭ぐることなきに非らずと雖も、大概は其稅率を異にし、而して契約稅則は常に普通稅則よりも其稅率を低減したるものなり。故に契約稅則の破棄せられ若くは消滅に歸したる場合に普通稅則を適用する時は、之を戰爭稅則とも稱せらるゝものなり。

契約稅則は國と國との間に主權の作用によりて締結せられたる稅則にして、締約國は各之を遵奉すべき義務あり、而て此契約稅則に揭げたる貨物に對しては、契約稅則の有効なる間は普通稅則の適用を停止せらるべきものなり。故に我法律の規定せし關稅定率法に揭ぐる貨物にして、英獨二國との契約稅則にも揭載せられたる場合には、關稅定率法の稅目は其適用を停止せられて、契約稅則の稅目を適用せざるべからず(佛墺二國條約にも契約稅則を附屬したらんには皆此例に依る)而て英獨二國と約せし契約稅則は、他の條約國の貨物に對しても最惠國條款の規定によりて均しく之を適用するものなるが故に、結局新條約を締結したる十五箇國より輸入する貨物、及ハワイ、メキシコの如き最惠國條款の規定ある國より輸入する貨物には、悉く此契約稅則に揭ぐる稅率を適用し、此稅則に揭げざる貨物に對してのみ我關稅定率法を適用する事となるものなり。

以上契約稅則と普通稅則との關係は各國普通に行はるゝ恒例にして獨り本邦と各國との間に於てのみ此關係を有するものに非らざるは勿論なり。又現行條約に添附したる契約稅則は本論第五の終に大體を論じたる如く輸入及び輸出の總ての貨物に對して其稅率を契約したるのみならず、其稅則に揭げざる貨物には五分の稅率を適用する規定なるが故に、我普通稅則を制定するの餘地を遺さずして、今日まで單に契約稅則のみ輸入及び輸出の貨物に

適用せり。故に關稅を免除し又は輕減せんと欲するも我單獨の意思を以て之を爲す事を得ずして、必ず締盟國と協議決定せざるを得ざりしなり（後には其手續稍簡略とはなりたれども）新條約と同時に締結したる契約稅則に揭ぐる稅率も之を變更せんと欲すれば、我單獨の意思のみを以て之を爲すことを得ざるは、現行條約の場合と異ることなしと雖ども、新條約と同時に締結したる契約稅則には輸出稅には何等の關係なく全く輸入稅のみに關し、而して其品目にも限りあり。我普通稅則を適用すべき餘地を存すること猶ほ歐米各國の間に現に行はるゝ契約稅則と其性質を一にせり。

又現行條約は輸入若くは輸出する貨物に對して關稅を課するに於て、其貨物の產地を問はずして之を輸入し又は輸出する人に依りて其稅を課せり。墺國條約の一例を擧げんに其第八條に云く「貿易の爲め開かれ若くは開かるべき各港に於てはオーストリー・ハンガリー國民は禁制に非ざる一切の商品を自國若くは他の港より輸入し又は右各港に於て賣買し又は自國若くは他の港に輸出すること全く自由たるべし、但本條約附屬稅則に登載したる稅金を拂ふべし、其他何等の稅收金を拂ふことなし」と各國との條約も殆んど之と同一の主旨にして何れの國の製造何れの地の物產に拘はらず、之を輸入し又は輸出する者にして締盟國人ならんには契約稅則を適用するの外なしと雖も、新條約は之に異り、其輸入又は輸出する人を問はずして其貨物の產地を問ふこと左の如し。

大ブリテン國皇帝陛下の版圖內の生產若は製造に係る物品にして該稅目に揭ぐるものを日本國へ輸入する場合に之を（契約稅目）適用するものとす（明治二十七年七月十六日調印議定書第一項摘要）

是れ明かに人を問はずして產地を問ふ者なるが故に、締盟各國中契約稅則若くは最惠國條欵の規定ある國の貨物にして、契約稅目に揭ぐるものならんには、內外人を問はず何人が輸入するも之に契約稅率を適用すべしと雖ども、之に反して契約稅則若くは最惠國條欵の規定なき國の貨物、即ち朝鮮支那の如き及び無條約國の如き契約稅則もなく又最惠國條欵もなき國の貨物には、內外人を問はず何人が輸入するも我普通稅則即ち關稅定率法によりて課稅すべきこと勿論なり。（三〇・一二・一〇）

第十　條約は議會の協贊を要せず

條約は議會の協贊を要するや否やとの問題は、殆んど講究の價値なしと雖も、先頃の帝國議會には協贊を要すべきものなりとの議論を生じたることあり。今日に至りても或一部には協贊論を主張する者なきに非らざるが如し。此等の議論は蓋し歐米諸國に於て或る種類の條約を議會に提出するものあるが故に生じたるものならんと雖も、帝國憲法は此點に於て各國と異るのみならず、各國に於ても其議會に提出するは一部論者の唱ふる如きものとは其形式を異にせるものなり。

帝國憲法第十三條に云く「天皇は戰を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結す」と。而して其宣戰講和及び條約に關しては此條を除くの外に憲法中何等の規定なし。故に宣戰講和及び條約は無制限に天皇の大權に屬するの一事は何人も疑義を生ずることなかるべしと雖も、憲法第六十二條に云く「新に租稅を課し及稅率を變更するは法律

を以て之を定むべし」と。又同法第三十七條に云く「凡て法律は帝國議會の協贊を經るを要す」と。此二條に據れば我普通稅則なる關稅定率法に變更を來すべき契約稅則即ち條約を以て規定したる稅則は之を帝國議會に提出して其協贊を經ざるべからずと。是れ協贊論を主張する者の言なり。

右の協贊論は單に憲法第六十二條及び第三十七條を見れば一理なきの說に非ず。然れども法律と條約とは始めより其性質を異にする別物にして、相混同することを得ざるのみならず、何れの場合に於ても條約は法律の上に立て效力を有するものなる事は公法上の原則なり。故に憲法に於て宣戰講和及び條約は天皇の大權に屬する事を規定し他に何等の除外例なきに於ては、議會は之に對して容喙の權を有せず。其條約は總ての法律規則の之に牴觸するものを排除して全權を以て實行せらるべきものなり。此等の關係あるが故に各國に於て條約の或る種類を議會に提出して其協贊を得るには、故らに憲法に於て明文を揭ぐ。例へば國庫の負擔に關する條約は議會の協贊を要すとか、又は國境の變更に關する條約は議會の協贊を要すとか、其種類を悉く茲に列擧するの煩を避くべしと雖ども、要するに大概其種類を限りて明文を憲法に揭げざるはなし。而して若し此明文なくんば各國と雖ども條約を議會に提出することなきは勿論の事なり。故に我帝國憲法に於て此明文を揭げず、即ち天皇の大權に除外例を設けざる以上は、自然の結果として無論に條約は條約として實行せられ、議會の協贊を要せざること明かなり。

又之を實際の手續より觀察せんに、如何にして之を議會に提出すべきや。協贊論者の云ふ如くせんには、蓋し條約の一部即ち契約稅則を條約より分割して之を議會に提出するの外なかるべしと雖も、之を提出せんには他に

何等の規定なきに因り、關稅定率法の變更に屬する法律案として提出せざるを得ざるべし。然るに法律案は帝國議會の權能に於て之を修正し刪除し及び之を否決することをも得るものなり。否決の場合は暫く之を措くも、若し之を修正又は刪除するに於ては其結果如何ならんか。條約は兩締盟國の間に締結せられたるものなるが故に、議會の修正又は刪除あるも條約には何等の變更を與ふること能はず。之が爲めに外交上の煩累を醸すことは勿論條約の全部も之が爲めに實行せられず、又其議決したる法律も殆んど實行の道なかるべし。故に或る種類の條約を議會に提出すべき憲法上の規定ある國に於ても、米國上院を除くの外は條約の全體に就て可否するに止まり、其條項を修正又刪除することを許さゞるなり。我憲法及び議院法に此の如き規定なし。協贊論者は之を如何に處せんとするか。

且つ夫の契約稅則を議會に提出せよと論ずる者は抑々今日の事態を知らざるものなり。目下帝國内各地の稅關に於て徵收する關稅は何によりて徵收するか。我關稅定率法は未だ實行せられず、從來關稅は悉く契約稅則によりて徵收し居るに非らずや。憲法第七十六條には「法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らず此の憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵由の效力を有す」とあれども、現行契約稅則は條約の一部をなしたる條項に過ぎざることは條約の明文に示す所なれば、如何に曲解するも之を法令なりと云ふことを得ず。然らば則ち新條約に限り特に協贊論を唱ふるは其理由なきの甚だしきものなり。(三〇・一二・一一)

第十一　條約と法律規則の牴觸

條約は帝國議會の協贊を要せざることは前篇に於て既に論ずる所の如し、而して條約にして法律規則と牴觸したる場合には之を如何にせんとするか。此疑問は各國の間にも屢々起る問題にして公法學者の間にも亦種々の議論ある所なり。故に此疑問は新條約の實施せらるゝ時に至らば蓋し必ず起るべきのみならず。現に新條約實施準備を講究する人々の間にも既に已に此疑問を生じたるものゝ如し。吾輩の所見を以てすれば此問題は新たに締結したる條約は如何なる場合に於て其批准を拒むことを得るかとの問題より講究するに非ずんば、完全なる解釋をなすこと難きに似たり。然れども之を詳論することは數篇に亘るの恐あるに因り、暫く此問題を單に條約と法律規則と牴觸したる場合には、條約を有效なりとして法律規則の施行を停止し若くは改正すべきや否やとの問題に限りて之を講究すべし。而して此問題にして解釋せられたらんには、條約を施行せんが爲めに必要なる法律規則の制定如何をも同時に解釋せらるべし。

凡そ條約は國家なるものを一法人と看做し一國主權の作用によりて國と國との間に締結せられたるものなれば國内に如何なる事情ありとするも其條約の效力を左右することを得ざるものなり。是れ近世公法學者の均しく認むる所にして、國内の法律規則に於て其條約の實施を妨ぐるものありとするも之が爲めに締盟國の一方に於て其條約の全部又は一部を實施せずと主張するの權利なし。又此の如き宣言を受くるも他の一方に於て之に服從する

の義務なし。故に既に條約を締結したる後に於て法律規則の其實行を妨ぐるものあらんには、之が爲めに兩國極端の爭議を醸すに至るか、否らずんば之を實行し得ざる一方に於て他の一方に對して相當の報償をなし、以て其實行の義務を免るゝかの外に方法なきものなり。之を要するに國と國との關係に於ては公法上の原則として條約は重く法律規則は輕し。如何なる場合に於ても國內の法律規則を口實として其條約の全部又は一部を實行せざることを得るものに非ざれば、新條約實施に際し若し法律規則の之に牴觸するものにあらんには、其實行を停止するか又は之を改正するの外なかるべし。

公法上より講究すれば以上の如き理論に歸着せざるを得ず。而して更らに之を實際より講究すれば此問題は甚だ容易に解釋せらるべし。抑々我條約改正なるものは本論の始めより屢々論述したる如く、維新以來の宿業にして之が爲めには如何なる事物をも犧牲に供して惜まざりしものなり、豈に唯惜まざりしのみならんや、之が爲めには如何なる法律規則をも制定し又如何なる法律規則をも廢止したるものなり。然り而して今や三十來の宿業を成功し、對等條約を實施して始めて各國と伍をなさんとするに當り、縱令法理上區々の議論ありとするも、又其議論に多少の眞理ありとするも、此の如き理論の爲めに新條約の實施を妨ぐることを得ず。況んや其理論に眞理なきものに於てをや。故に條約改正事業の沿革よりして之を見れば、公法上の議論は暫く之を措くも、條約と法律規則と牴觸したる場合には之に處するの途多岐なしと信ず。即ち其法律規則の施行を停止するか又は之を改正するかの二途あるのみ。

是故に條約實施の準備としては單に之を政府と云はず、政府議會は勿論府縣なり市町村なり凡そ行政若くは立法の機關たるもの、苟も法律規則の條約實施の妨害となるものあらば、之を停止し又は改正して以て其實施の途を開くべし。又之が爲めに必要なるものあらば新たに法律規則を制定せんことを圖るべし。區々の鬩牆は別事として條約實施に關しては擧國一致此決心あるに非らずんば、對等條約の實施せらるゝに至るも恐らくは實際對等の位地に立つこと能はざるべし。(三〇・一二・一三)

第十二　居留地處分（上）

現行條約締結の當時に在りては外國人を內地に雜居せしむることを得ざりしのみならず、外國人をして成るべく內國人と接近せしめざるの方針を執りたるは、開國當時の沿革を見れば明かなる事實なり。故に外國人居住の爲に特に土地を限りて其地に非ざれば住居するを許さず、又其地を出て遊歩する事を許すも、是れ亦其區畫を設けて其外に出るを得ざらしめたり。此等の規定は當時に在りては已むを得ざる事情に生じたるものにして、必らずしも之を以て外國人を窘迫するの手段となしたるにも非らず。又外國人に取りても強て危險を冒して內地に雜居するの意思もなく、大概東方諸國及び其他の未開國に行はれたる居留地制に安んずるの情況なりしなり。故に當時に在りては居留地制は彼我共に之を便なりと認めたりと云ふも不當ならず。然るに爾來我國是は開國進取に在りて鋭意開進を圖りたる結果として、居留地制はモハヤ我に於て之を必要なりとするの事情なく、而して彼に於て

は之を不便なりとするの事情を生じたれば、遂に新條約の實施と共に之を廢止することに彼我の協定を得るに至りしなり。

試に現行居留地制を見るに、居留地取極なるものは各港市によりて異れりと雖ども、要するに皆條約の明文に規定したるものなり。墺國條約の一例を擧ぐれば左の如し。(明治二年九月十四日締結日墺條約第三條)

横濱(神奈川縣下)兵庫、大阪、長崎、新潟、佐渡夷港、函館の各港市及び東京市(江戸)は本條約施行の日よりオーストリー・ハンガリー國民の爲め及び其貿易の爲めに開かるべし。(開港場開市場指定)

オーストリー・ハンガリー國民は前記の各港市に於て永久に住居することを得又同港市に於て土地を借り家屋を買ひ並に住宅及び倉庫を建設するの權を有すべし。

オーストリー・ハンガリー國民の住居し及び其建物を設くべき場所はオーストリー・ハンガリー國領事官と當該地方官廳と協議決定すべし、港則も亦同様の手續によりて制定せらるべし。

若しオーストリー・ハンガリー國領事官と日本官廳と協議調はざる時は其事件は同國外交官と日本官廳との裁定に任すべし。

オーストリー・ハンガリー國民の住居する場合の周圍に日本人牆壁或は柵門を建設し若くは何等出入の自由を妨ぐる所爲あるべからず。(以上四項居留地規程)

オーストリー・ハンガリー國民は左の規程内に於て自由に其欲する所に到る事を得べし。

橫濱（神奈川縣下）に於ては六鄕川迄其他の方位は各十里迄○兵庫に於ては京都の方位は同市を距る十里其他の方位は各十里迄○大阪に於ては南は大和川口より舟橋村迄び同村より教興寺村を經て佐太迄の區域線內、堺市は此區域外に在りと雖どもオーストリー・ハンガリー國民は同市を觀覽することを得べし○長崎に於ては長崎管轄內全部○新潟及び箱館に於ては諸方十里迄○夷港に於ては佐渡全島○東京（江戶）に於ては左の區域內、新利根川口より金町迄金町より水戶街道に沿ひ千住迄千住より隅田川に沿ひ古谷上鄕迄同鄕より小室、高倉、小矢田、萩原、宮寺、三木、田中を經て六鄕川日野渡場迄十里の距離は前記各地の裁判所若くは市廳より陸地に依り測定すべし。

一里はオーストリー尺一二・三六七フキート、イギリス尺四・二七五ヤード、フランス尺三・九一〇メートルに均し。

此規程を犯せるオーストリー・ハンガリー國民は初犯はメキシコ貨幣百弗再犯は同貨幣二百五十弗の罰金に處せらるべし（以上五項遊步規程）

各國との條約も大概右同樣の規定にして、此規定によりて現今各港市にある居留地及び雜居地は設定せられたるものなり。而して橫濱に於ては一時居留地の自治を許したることあり。神戶に於ては今猶ほ彼等の自治に任すものありと雖も、大體に於て我國內に在る居留地は、淸國朝鮮に於けるが如く全く其土地を外國に割讓したるに等しきものとは大に事情を異にせり。故に新條約の規定によりて、居留地雜居地及び遊步規程の區域を撤去す

るに於ては、全然我市區に編入せられ得べき性質を具備したるものなりと雖も、右摘錄したる條約の明文第二項に示すが如く、各開港市に於て永久に居住する事を許し、又同港市に於て家屋を買ひ並に住宅地及び倉庫を建設する事を許したるに拘らず「土地を借り」との條件を付したるがゆゑに外國人は一切土地所有の權利なく、遂に永代借地なるものを設けざるを得ざるに至れり。而して永代借地は新條約締結に際して尠なからざる困難ありしと云ふのみならず、新條約實施後市區に編入せらるゝも猶ほ一種變體のものとならざるを得ざるに至れり。

（三〇・一二・一四）

第十三　居留地處分（中）

現行外國人居留地規程は、各港市に於て其制を異にせりと雖ども、上篇に於て既に記せし如く外國人には條約上借地を許したれども、其土地の所有主たることを許さゞるが故に、外國人の占有に係る土地は永代借地の制にして、既定の借地料を納むる時は其土地を永代に使用し得るものなり。此規程は新條約實施後に於ても彼等の既得權として之を認むるに非らざれば、忽ち彼等の財産を奪ふの結果を生ずるものなり。故に新條約には左の規程あり。

日英條約第十八條第三項中に云く「外國人居留地を日本國市區に編入の場合には、該居留地にて現に因て以て財産を所持する所の現在永代借地券は有效のものと確認せらるべし。而して右財産に對しては右借地券に載せ

たる條件の外は、別に何等の條件をも附せざるべし」と

此規程は現在の永代借地制を其儘に繼續するものなれば、市區に編入の後と雖ども土地を占有する外國人は地主に非らずして總て永代借地人たるべし。但し永代借地なるものは實際の形情に於て殆んど所有地と異ることなきものなれば、今日現に彼等外國人の間に若くは彼我國民の間に賣買せらるゝ如く、新條約實施後に於ても亦賣買勝手たるべし。而して其賣買は正確に稱すれば借地權の賣買なりと雖ども、實際の形情は土地賣買に均しかるべし。之に關する新條約の規程は左の如し。

日獨條約第十八條第五項に云く「右居留地內の地所占有權は、將來に於ては從來或る場合に於けるが如く領事官廳の認可を得ることを要せずして、其占有者より自由に之を日本國人若くは外國人に賣渡すことを得べし」と

右の規程は新條約實施後に於ても借地權の賣買を許すものなり。而して此規程により賣買し得たる土地は、依然借地として總ての條件を保持し得べきや否や、彼等外國人の間には條約の示す所によりて無論に借地權を其儘に繼續し得べきのみならず、明治二十九年四月四日、日獨全權委員の交換したる外交文書に據れば「條約第十八條に記載したる外國人居留地內地所の所有權は、將來に於ても亦日本國政府に屬するを以て、該地所の占有者及其權利承繼者は該地所に對し約定に依る所の借地料の外、何等の取立金又は租稅を上納することを要せざること」とありて外國人に關しては疑義の存すべきものなしと雖ども、此借地權を日本人の買得したる場合には如何なる

結果を生ずべきや。此事は云ふ迄もなく外國人の權利々益に關係なければ新條約には何等の規定なし。然れども吾輩の所見を以てすれば、此等の場合には之を買得したる日本人の所有地となすを適當なりと信ずるなり。元來此等の土地は名義に於てこそ借地なれ、實際の形情に於ては所有地と異るものなければ、土地を所有することを得ざる外國人の間には、借地條件を其儘に繼續せしむる必要ありと雖ども、土地所有の完全なる自由を有する日本人にまで其條件を繼續せしむる必要なきのみならず、此等の土地は實際賣買の手續に於ても亦其價格に於ても所有地と異らずと信ずるが故に、日本人の買得したる場合には直ちに其所有地たることを認むるを要す。是れ固より新奇なる議論にあらずして今日に於ても往々其例を見る所なれば、新條約實施せられ居留地雜居地並に遊歩規程など稱する總ての拘束を撤去したる場合に於ては、此前例を襲用すべきのみならず、尙ほ此主旨を擴張し居留地若くは雜居地として區畫したる場所にても、未だ外國人の占有せざる土地あらば、之を市に交附して商人の所有に歸することを圖るべし。是れ市の收入を增加するの一助ともなり。又居留地若くは雜居地の成るべく早く市と混和するの方便ともなるものなり。(三〇・一二・一五)

第十四　居留地處分　(下)

新條約實施後現今の居留地は其所在地の市區に編入せらるべきものなる事は上來述ぶる所の如し。而して之に關する新條約の規定は左の如し。

日本國に在る各外國人居留地は全く其所在の日本國市區に編入し、爾後日本國地方組織の一部となるべし。然る上は日本國當該官吏は之に關して其の地方施政上の責任義務を悉皆負擔すべし。又之と同時に右外國人居留地に屬する共有資金若くは財産あるときは之を右日本國官吏へ引渡すべきものとす。

外國人居留地公共の目的の爲めに無借料にて既に貸與したる各地所は永代に保存せらるべし。且該地所にして最初貸與したるときの目的に使用せらるゝ限は總ての租税及び徴收金を免ずべし。但土地收用權には從ふべきものとす(日英條約第十八條中摘錄)

右明文に據るときは、現今の居留地は新條約實施と同時に市區に編入せられ、現今居留地に屬する共有資金若くは財産をも悉皆我當該官吏の管掌に歸すべきものなり。而して其市區編入を了し又資金若くは財産の引繼を受けたる後は「外國人居留地公共の目的の爲めに無借料にて既に貸與したる各地所」即ち遊園の類を除くの外は、市の意思のまゝに之を支配し得べきものなり。

然るに居留地の編入を受けたる市は如何に之を支配せんとするか。居留地現在の情況を見るに其戸口の甚だ多からざる割合に似ず、道路橋梁を始め總ての施設は案外に整備したるものなり。此整備したる居留地の引繼を受けたる市は、引繼以後に於て縱令假かに之を荒廢に歸せずとも、其以前に比して多少の遜色あらば市及び國の面目にも關する事なるべし。而して之を其儘に維持せんと欲すれば勢ひ市の負擔を增加せざるを得ざるべし。新條約は日英條約第一條に規定する如く「何等の名義を以てするも該臣民(外國臣民)をして內國若は最惠國の臣民或

は人民の納むる所若くは納むべき所に異なるか又は之より多額の取立金若くは租稅を納めしむるを得ず」と云ふを原則となしたり。是れ固より國際上普通の事にして對等條約に於ては當然の規定なりと雖ども、然れども市は之が爲めに舊居留地に住する外國人に他の市民より多額なる賦課をなすことを得ざるのみならず、上來記せし如く外國人の占有する土地は總て借地にして、現行の借地券に記載したる條件は其まゝに繼續せらるゝものなれば、土地に對しては殆んど何等の賦課をもなすことを得ず。故に居留地の編入を受けたる市は、同時に居留地に屬せし共有金若くは財產の引繼を多少は受くることとなるべしと雖ども、此土地を維持するが爲めには、支出多くして收入少しと今より豫期せざるを得ざるなり。

凡そ外國人をして一區の土地に籠居せしめ、內國人と混和せしめざるは種々の弊害の伏する所なりと雖ども、之を詳論することは暫く他日に讓り、既に居留地雜居地並に遊步規程の區畫を撤去して內地雜居を許す場合に於ては、成るべく外國人をして舊居留地にのみ住居するの習慣を脫せしむるを要す。是れ單に地方費の點より觀察して然りとなすに非らずと雖ども、以上記する如く支出多くして收入少き事實は新條約實施と共に當然來るべき結果なり。而して故なく人の財產を沒收することを許さゞる今日の世界に於ては、外國人の永代借地權を認めざるを得ざりしも亦當然の結果なれば、新條約實施と共に現今の居留地を市に編入するに至らば、一方に於ては少くとも數年間は國庫より市費を補助せざるを得ざるべし。又他の一方に於ては外國人をして成るべく舊居留地外に住居するを得るの便宜を與ふると同時に、內國人をして成るべく舊居留地內の土地を所有し之に住居せしむるの

方針を執らざるを得ざるべし。要するに既に內地雜居を許すに於ては、何れの點より講究するも、居留地の痕迹をして成るべく速かに消滅せしむることそ內地開放の主旨なれと信ずるなり。（明治三〇・一二・六）

第十五　外國人の內地に於ける商工業（上）

新條約を實施し外國人に內地雜居を許したる場合には、現今の居留地雜居地等は名實共に消滅すべし。故に外國人にして依然舊居留地若くは雜居地に住居するも又は他の地方に轉住するも、皆な彼等外國人の自由に屬して均しく是れ內地雜居なり。而て彼等外國人は何れの地に在るも內國人と同樣に自由に商工を營むことを得るは、恰も現今開明諸國に於て目撃するものと毫も異ることなかるべし。之に關し新條約は左の如く規定せり。

兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖內何れの所に於ても總べて正業に屬する各種の生產物、製造品及貨物の卸賣若くは小賣營業に從事するを得べし。右營業に從事するに於て自身に之を爲し或は代理人を以てし又は一人にて之を爲し或は外國人若は內國臣民と組合を結びて之を爲すも隨意たるべく、又必要なる家屋、製造所、倉庫、店舖及び附屬構造物を所有し或は之を借り受け又は使用し且つ住居及び商業の爲めに土地を借受くることを得、但し內國臣民と同樣其の國の法律、警察規則及び關稅規則を遵守するを要す（日英條約第三條第二項）

是れ締盟兩國ともに同時に外國人の內地に於て商工業に從事すべき自由を許したるものなりと雖ども、彼れに在りては數十年來外國人の內地に於ける商工業の自由を許しあれば彼國に在りては新奇なりとなさゞれども、我

國に在りては從來之を許さゞりしが故に新條約の實施に至りて始めて其事實を見るべきものなり。

本論第二總論下篇に於て論じたる如く、新條約實施と共に內地雜居を許すも、外國人の來住する者は今日よりは多數なるべしと雖も、一部論者の想像するが如く俄かに外國人の群集し來ることは無論に之なかるべし。然れども外國人の事業をなすべき範圍は、實際之を營むと否とに拘らず條約上內地雜居の爲めに著るしく擴張せしは疑なき事實なり。而して彼等外國人の內地に於て營む商工業に對しては、條約上に於ても公法上に於ても內國人と異なる取扱をなすべきものにあらず。又一方より之を大觀すれば外國人たると內國人たるとを問はず日本國內に於て營む商工業は總て日本國の商工業にして其營業者の國籍を問ふを要せずと雖も、內外國人倶に其業に從事するに於ては、內國人の爲めに其競爭心を喚起するの必要なきに非らざるべし。

維新以來本邦發達の沿革に徵すれば、我國人は無論に外國人との競爭に堪えざる如き人民に非らず。是れ吾輩日本人の自ら許す所なるのみならず、世界の公評は既に定まるものあり。又本邦の發達若しも事實に非ざりしならば締盟各國は安んじて治外法權を撤去し其國人の生命財產を我法權に托する如きことなかるべしと雖ども、內外國人の個々の競爭に於ては漫に此等の事實に安んずることを得ざるべし。故に進んで海外に於て競爭することは勿論、內國に於ても亦外國人との競爭に十分なる決意を要するものなり。盛衰は何れの事業に於ても免がるべからずとは云へ、近來我商工業の情況を見るに、頻りに不振を訴ふるのみならず、一時勃興したる商工業も或は挫折せんとするの恐あるに非らずや。而して其原因には種々あり。吾輩時に臨んで詳論する所あらんと欲すと雖ども、

要するに將來各國と對峙し同等の位地を維持せんと欲せば、單に新條約によりて得たる權利上の位地のみに非らず。實際上の位地に於ても又各國と同等の位地に立つの覺悟なかるべからず。而して果して實際各國と同等の位地に立たんと欲せば、別に奇策妙計を要するまでもなし。各自執る所の業務によりて各自に競爭するの覺悟あることを必要なるべし。故に吾輩は一部論者の如く外國人の內地に於ける商工業を厭惡するものに非ず。却て成るべく彼等の事業を發達せしめんことを希望して已まざるものなりと雖ども、之と同時に我商工業をして亦益々進運に向はしめんことを祈るものなり。（明三〇・一二・一七）

第十六　外國人の內地に於ける商工業（下）

居留地雜居地等の制限を撤去し外國人をして內國人と同樣に其欲する所の地に住居するを得せしめ、又內國人と同樣に其欲する所の業務に從事するを得せしむるに至りては、外國人の數を增加せざるも其執るべき業務の範圍は著るしく擴張し之に對して內國人の競爭心を喚起するの必要あることは上來論ずる所の如し。而して此競爭は如何にすべきや、吾輩は一部論者の如く外國人の業務をば成るべく發達せしめず、獨り內國人の業務のみ發達せしめんと欲するが如き、跳梁野卑なる議論を主張するものに非らず。一國の發達も一身の發達も皆是れ競爭の結果なれば、吾輩は內地雜居の後は成るべく外國人の業務をも發達せしめんと欲するものなり。試に維新以來の沿革を見よ。總ての事物は皆な外國と競爭せんと欲するの一事にあり。而して此競爭心あればこそ、今日の發達

をなしたるものに非らずや。故に內地に於ける外國人の業務をして成るべく發達せしむるは、取りも直さず內外人の競爭發達を促がす所以の道なり。

且つ此の新條約は、上篇に摘錄する如く、外國人の卸賣營業も小賣營業も等しく之を許せり。其營業を自身になす事も代理人をして爲さしむる事をも亦之を許せり。又自身單獨に之を爲す事も或は他の外國人若くは日本人と組合ひて之を爲す事も亦之を許せり。其他外國人に許すこと夥多なるが故に、彼等は其營業を爲すに於て毫も內國人と異る所なかるべしと雖ども、然れども彼等外國人は果して豫期の如く各處に雜居し其業を營むべきや。運輸交通の便は昔日の比にあらずとは云へ、猶ほ其不備を訴へざるを得ざるもの多し。衣食住は昔日の比に非らずとは云へ、吾輩日本人すら猶ほ其不便を感ずるもの多し。此等の事實を列擧すれば外國人の內地に於ける業務の範圍は著るしく擴張せに拘らず、其營業の發達は我は之を望むも得べからざるを恐る。何を苦んで彼等の營業の發達を憂懼するを要せん。是故に吾輩は內地に於ける外國人の營業の發達を厭惡せざるのみならず、成るべく彼等外國人の營業をして益々發達せしめ因て以て我國人の競爭心を益々高からしむるの媒たらんことを希望するものなり。顧ふに近來我國力は增進したるに相違なし。我商工業は發達したるを疑はずと雖ども、我商工業者の通弊は常に大局を觀るに疎く、多くは內地の小事に齷齪して世界を知らず。是を以て一たび戰勝を得れば、忽ちにして世界の大國に列したるの思ひをなし、戰後經營を唱ふれば、俄かにして千百の事業を起し、而して一たび蹉跌すれば殆んど爲す所を知らず、恃む所は何時も政府及び日本銀行に外ならざるも、政府も日本銀行も固より萬

能の府に非らず。如何なる人々にして其局に當るも常に救濟を保證し得べきものに非らざるは勿論の事なり。新條約實施後に於ける外國人の營業を見れば、或は此の如く内國の小事に區々たるは、失敗の原因なる事を了解する人もあらん。彼等外國人なりとて悉く資本に饒かなるに非らず。又悉く業務に精通したる者に非ざるのみならず。東洋に在る彼等外國人は多くは本國に於ける信用に乏しき者なりと雖ども、我内地に於ける業務の如何によりては本國に於ける信用も亦今日の比に非らざるを得べし。要するに我商工業者たるものは常に世界の趨勢を察して以て自家立脚の地を定むるに非らずんば、到底營業の發達を期すべからず。而して此等の決心は内地雜居によりて啓發せらるゝことと蓋し尠少ならざるべしと信ずるなり。(明三〇・一二・一八)

第十七　外資輸入（上）

外資輸入は近來頻りに世間に喧傳せらる。然るに數年前斯る問題は如何なる情況なりしや、今更之れを追究するの要なきに似たりと雖ども、今日外資輸入の困難は數年來内襲の事情も亦與かつて力あることは此問題を講究する者の能く記憶せざるべからざる所なり。條約勵行、對外硬、非内地雜居、國粹保存等の凡そ此類の僻論は今日に至りては一部論者を除くの外之を主張する者もなく、又之を主張するも何人も之を傾聽する者なかるべし。然れども數年前此類の僻論世に傳播したる當時に在りては、外國人の資本を内地の事業に投ずる者あれば、恰も國を奪はるゝかの如く痛論し、外國人の資本を利用して營業する者あれば、之を賣國の逆臣なるが如くに排斥し

又外資利用の說をなす者あれば、之を外人崇拜なりと非難したるに非らずや。左なくとも外國人の資本を內國の事業に投ずるは、危險多かるべしとて躊躇するの事情なきに非らざるに、國內の議論斯くの如くなるに於ては冐險者流を除くの外は、外國人にして資本を投ずる者なきも當然の事にて、內國人の其資本を利用する者なきも亦怪しむに足らざるなり。而して今や時運一轉、俄かに外資輸入を唱ふるも、實際に輸入することの困難なるは、僻論者其罪なしとなさゞるなり。

新條約實施準備の一部として、外資輸入は講究すべき問題なること勿論なり。然るに目下世間に喧傳せらるゝ外資輸入は、之を如何にして輸入せんとするの意味なるか。議論區々にして殆んど要領を得ざるの憾なきを得ずと雖ども、要するに外國の資本を利用して我商工業の發達を圖り、若くは其困難を救はんと欲するの意味に外ならざるべし。果して然らば其方法は大略左の數點を出でざるべし。

第一　政府外國債を起して內國債の或るものを償還し因て以て我商工業を利する事

第二　我各種の內國債を外國人に所有せしめ、因て以て我起業を利する事

第三　我會社株券を外國人に所有せしめ、因て以て我商工業の振作を圖る事

第四　外國人をして其資本を內地の事業に投ぜしめ、彼等外國人をして自ら外資を運轉せしむる事

以上三點の外に、外資輸入としては左の一點なかるべからずと雖ども、世人は未だ之を唱道せざるものゝ如し。

吾輩の所見に據れば、右數點は一理一害あり。未だ俄かに其利害を斷定すべきものに非らずと雖も、何れの方

法も急速實行し得べしと信ずる能はざるものなり。今日の情況と新條約實施後の情況とは無論異らざるを得ずと雖ども、大體に於て今日の情況は以て新條約實施後の情況を推測するに難からず。何となれば今日に困難なるものは、同一の事情において、他國にも困難にして、今日に容易なるものは亦同一の事情に於て、他國にも容易なるの傾向あればなり。故に新條約實施後に於ける外資輸入は如何なる情況ならんかを講究せんと欲せば、亦今日の情況より立論せざるを得ず。而して今日の情況は數年間僻論の爲めに誤られたる餘響を受け、今更ら絶世の名案を得たるかの如く、俄かに外資輸入を云々すれども、苟くも蓄へざれば終身之を得ざるの理に漏れず。只名案を聞て煩悶するに過ぎざる情況なれば、今日に於て早く昔日の非を悟り以て之が處置をなすに非らずんば、之を唱ふること幾年なるも、其目的を達すること難かるべし。近來當局者資本に國境なきことを說く、至當の論にして間然すべきものなしと雖ども、憾むらくは其論あまりに經濟學の初步に屬して、實務に何等の利益をも與ふるものに非らず。故に吾輩の政府及び實業家に望む所は、此の如き無益の論にあらずして、第一に根本的の誤解を除去するに在るなり。根本的誤解とは何ぞや、事業に彼我の區別を立つることと是れなり。（三〇・一二・二〇）

第十八　外資輸入（中）

外交上より立論すれば、列國對峙の情勢に於て、彼我の區別なかるべからざるのみならず、彼我の區別あることそ國の隆盛を圖るの道なりと雖ども、商工業に至りては彼我の區別を立つるほど弊害多きものなかるべし。故に近

世文明の主義に於ては公權に關しては彼我の區別甚も明かにして其均霑を許さずと雖ども、私權に關しては成るべく寛裕なる主義を取りて、殆んど內外人の別を問はざるものゝ如し。是を以て外國人も自由に營業をなすことを得るは內國人と異る所なく、其國の繁榮は內外國民の協力の結果なるが如き觀あるなり。然るに何事ぞ、本邦に在りては內外の區別を常に腦裡より除去すること能はざるのみならず、其區別を立つるの度は殆んど識者の想像し能はざる程にて、成るべくは外國人の事業を阻害しても、獨り內國人の利益のみを圖らんとするものゝ如し。排外僻論の一時世に傳播したるも故あるなり。此の如くにして而して外資輸入を希望するは、到底出來得ざる希望ならずや。

試に外資輸入論の數點に就て之を論ぜんに、大略左の如くにて彼我の區別は常に其妨害をなすものなり。

第一、政府外國債を起して內國債の或るものを償還し、因て以て我商工業を利する事。若し政府及び國民にして其外國債たるの故を以て徒らに恐懼するが如き陋習を脱却せば、今日にても募集し得べし。新條約實施後にても募集し得べし。要は只外國債を募集して內國債を償還すべき經濟上の必要あるや否やの問題にありて、此手數によりて外資を輸入せんと欲すれば、何時にても之を爲し得べしと雖ども、彼我の區別をなすの感情今日の如くにては、內國の事情は或は此外國債を許さゞるなるべし。

第二、我各種の內國債を外國人に所有せしめ、因て以て我起業を利する事は、既に政府軍事公債を外國人に賣却したるによりて、其出來得ざる事實に非らざることは何人も熟知する所なるべしと雖ども當時賣却したる狀況

を聞くに、數項の裏書によりて實際は英貨を以て償還する外國債に異らざりしと云ふ。果して然らば是れ外國債を蒐集し得べき理由と同一なるものにして、何時にても之を爲し得べしとは云へ、我內國債を賣却したるものとは其性質を同うせざるものなり。顧ふに我各種公債を外國人に於て所有し得べきは、條約上に於ても法律上に於ても、又今日に於ても新條約實施後に於ても、之を禁止せざる所なりと雖ども、實際之を賣却するに當りて、外國債の例に依らざるを得ざるものとせば、是れ我公債に信用なきものなりと雖ども、其信用なきに馴致したる所以のものは、彼我の區別をなすの感情に起り、常に外國人をして我公債を所有せしめざるの習慣を養成したるに原因せずんばあらざるなり。

第三、我會社株券の類を外國人に所有せしめ、因て以て我商工業の振作を圖る事は、是亦信用如何を除くの外は、特別法を以て之を禁止せざる株券は、條約上に於ても法律上に於ても、又今日に於ても、新條約實施後に於ても之を所有せしむるを妨げずと雖も、彼我の區別をなすの感情は、今日まで之を外國人に所有せしむるを欲せざるのみならず、會社定款に於て已れ自ら禁止し居るもの多し。故に遽に之を所有する外國人なきを保せずと雖も、大體に於ては彼も我も株券を所有することを得ざるものなりと迷信するものゝ如し。若し是等の迷信を去らば株券を所有せしむることは毫も妨げなかるべし。

是故に近來世間に喧傳せらるゝ外資輸入は、其性質に於ては困難なる問題にあらず。之をして困難ならしめたるものは條約の結果にも非らず、法律の罪にもあらず、歸する所は彼我の區別をなすの感情之をして困難ならしめ

たるものなり。而して此感情を養成したるものは排外の僻論に在るなり。今や此僻論は一部論者の外、殆んど其聲息を斂めて、却て外資輸入の必要を說く者多きに至れるは、我經濟上の一進步と見るの外なしと雖も、彼我の區別をなすの感情を除去せずんば、實際に其效果を見ること難かるべし。(三〇・一二・二一)

第十九　外資輸入　(下)

目下世間に喧傳せらるゝ外資輸入は、條約上に於ても法律上に於ても、又今日に於ても、新條約實施後に於ても皆な實行し得べからざる議論にあらず。畢竟數年來實業上に彼我の區別をなしたる感情は遂に今日の困難に至らしめたるものなり。是れ上來論ずる所にして、而して此感情を除却せんと欲せば、先づ以て上篇に擧げたる最後の點即ち

第四、外國人をして其資本を內地の事業に投ぜしめ、因て以て彼等外國人をして自ら外資を運轉せしむる事を得せしむるの覺悟なかるべからず。此の如きは我より誘致せざるも有利なる事業あらんには、彼等外國人は自ら進んで其資本を投ずべしとの議論もあらんが、無論の事なれども內國人の感情は今日まで之を爲さしめざりしなり。故に目下喧傳せらるゝ外資輸入論は、結局外國人の自ら外資を運轉することは不可なり。內國人獨り外資を利用すべしと云ふに在りて、利己一片の議論なり。是れ果して實際出來得べき事なるや否や。政府外國債を募集して內國債を償還するが如き事は、徒らに外國債の名を聞て驚愕するが如き迷信をだに去らば、固より容易に

實行し得べしと雖ども、其他は外國人の起業を厭忌すること今日の如くならんには、到底出來得べき問題にあらざるなり。

是故に吾輩は本論第十五及び第十六に於て「外國人の內地に於ける商工業」の題下に詳論したる如く、外國人の內地に於ける商工業をして益々發達せしめ、同時に我商工業をして之と競爭し、倶に發達せしむるの方針を執らざるべからずと主張する者なり。若し否らず、外國人の營業をば飽く迄之を厭忌して發達せしめず、內國人の營業のみ獨り發達せしめんと欲する如きは、開國進取の國是にも背反するのみならず、却て之が爲めに內國人の營業も其發達を遲緩ならしむるものなり。競爭は發達の基なり、外資輸入を必要なりとせば、我れ自ら外資を利用するのみならず、彼をして其外資を內地の事業に投ずることを得せしむるの道を開くべし。

若し我政府及び實業家にして幸に彼我の區別をなすの感情を去らば、諸公債を募集するに於て其應募者の內外人孰れなるかを問ふを要せざるべし。商事會社を設立せんと欲せば其社員若くは株主の內外人孰れなるかを問ふを要せざるべし。其他現に彼等外國人の各地に於ける銀行業の如き、我商工業者に融通し得るの便宜を與ふべし。之を要するに商工業に關しては彼我の區別を去り、其資本を共通して倶に共に其營業の發達を圖らば新條約實施後を待つまでもなく、外資は蓋し勞せずして國內に流通することを得べし。

吾輩は今日の經濟界を救濟する一時の手段として外資輸入を論ずる者に非らず。既に對等條約を締結し、豫期の如くなるを得ば、今後一年半を出でずして內地雜居を許すべき時に際し、猶ほ彼我を區別するの感情今日の如

く、政府を除くの外は一枚の公債をも外國人に所有せしむることを得ず、商事會社は自ら定款に規定して、外國人を社員たらしむることも株主たらしむることも之を許さず、彼等外國人の銀行あるも之を利用するの道を講ぜず、而して單に外資輸入を説くは事理顚倒の甚しきものなるのみならず、新條約實施の曉に至り、若し外國人にして內地の商工業に其資本を投じて、自ら外資を逆轉する如きことあらんには、直ちに狼狽爲す所を知らざる者あらんことを恐る。故に今より飜然其圖を改め實業界に內外人を區別するの感情を去り、彼も利すべし我も利すべしとの主義を取り成るべく資本を共通して、我營業を發達せしめんと欲すると同時に、彼等外國人の營業をも發達せしむることを要するものなり。

本論は新條約實施準備を主眼となし、成るべく他岐に走るを避けたるが故に、外資輸入の利害及び方法は固より本論の盡す所にあらず、此等は更らに他日を待て詳論する所あるべし。(三〇・一二・二二)

第二十　支那人（上）

支那人は新條約實施と否とに拘らず、內地雜居を許すも、又は許さゞるも皆な我國の意見次第にて、淸國政府は我に對して何等の條件をも主張すべき條約上の權利なきものなり。然れども旣に諸條約國に對して內地を開らき其人民の雜居を許すに當り、支那人のみ獨り內地雜居を禁ずべきや、是れ我國の利害問題として講究を要すべきものなり。

各國に對し條約改正に着手するに際し、最も困難を感じたるものは清國との條約なりしなり。明治四年締結の日清修好條規、通商章程等は日清兩國とも相互主義に基きて締結せられたるものにして、我の彼國に於て治外法權を有すると同時に、彼も亦我國に於て治外法權を有せり。故に幸に締盟各國との條約改正を成功して治外法權を撤去するも、清國をして治外法權を撤去せしむるに非ざれば、清國は依然我國内に於て治外法權を有し我權利を恢復することを得ざるのみならず、締盟各國は最惠國條欵によりて清國の權利に均霑し、改正條約の明文に於ては治外法權を撤去するも、實際に於ては此均霑の爲めに締盟各國は依然治外法權を有する結果となり、殆んど條約改正の効果を收めざるに等しからんとするの恐あり。故に如何にして此間の故障を排除すべきやは、條約改正に着手するに當り、第一に感じたる困難なりしなり。

次に困難を感じたるは締盟各國との條約改正を終り、若し外交上の或る手段によりて幸に締盟各國の許諾を得て清國のみ治外法權を有し、而して他の締盟各國は之に均霑することをなさゞりしものとするも（此事は決して出來得べきには非らざれども）清國との條約に據れば、同國内に於ける我權利々益は他の締盟各國に比肩すべきものに非ず。内地通商を始めとして、其他種々の條欵に於て、清國に對する我權利々益は遙かに各國の下に在りたれば、此點に於ては是非とも清國との條約を改正せざるを得ず。然るに清國に對し一たび條約改正を提議せば、彼も亦多年各國に對して希望せし治外法權撤去論を主張すること疑なし。彼をして治外法權を撤去せしむることは、固より我が欲する所なりしと雖ども、彼と同時に我も亦清國内に於て治外法權を撤去し、我人民をして清國

の法律に服從せしむることは、到底許容すべき事柄にあらず。且つ萬一にも我人民をして清國の法律に服從せしむる如きことあらんには、益々以て我權利々益を締盟各國の下に陷らしむるものなれば、到底之を忍ぶ能はず。而して之を忍ぶ能はずとせば、清國との條約改正は殆んど成功の望みなかりしなり、之を第二の困難なりとす。右等の困難あるが爲めに、清國との條約改正は先以て急速着手するを得ざれば、明治十三四年の頃より着手したる條約改正豫議會にも清國委員を加へざりしなり。然るに此困難も戰爭によりて全く排除せられたり。明治二十七八年の日清戰爭なるものは、軍人は其偉勳を誇稱することならん、國民は其戰勝を謳歌することならんが、外交上に於ては此等の人々の恐らくは知る能はざる處に於て欣喜措く所を知らざるものありしなり。是れ他なし、日清戰爭の結果として、日清間に散在せし條約は悉く破棄せられて全く無條約國となり、更らに戰爭の餘威によりて條約を締結したれば、多年困難を感じて殆んど着手するに困しみたる日清條約はモハヤ改正するの必要なく、而して其新たに締結したる條約は、清國に對して締盟各國と同等の地位に立つを得たるのみならず、或點に於ては締盟各國との權利々益よりも優る所多く、昔時遙かに彼等締盟各國の下に在りたる我は却て彼等締盟各國をして我に均霑せしむるに至れり。此結果として我は清國に於て治外法權を有すれども、彼れは日本國內に於て治外法權を有せず我國內に於ける清國の權利々益に關しては條約中に規定なく、全く我國の意思のまゝに支那人を支配し得ることゝなれり。(三〇・一二・二五)

第二十一　支那人（中）

日清戰爭の結果は單に大捷を得たるに止らず、外交上多年困難を感じたる日清條約の改正は全く其必要なきに至り、而して清國に對しては締盟各國と同樣に治外法權を有し、締盟各國に比して毫も異らざる位地に立つことを得たるのみならず、我國内に於ける支那人は我意思のまゝに支配することを得るに至れるは上篇に於て述ぶる所の如し。而して此支那人を如何に支配すべきや、是れ世人と倶に吾輩の講究すべき問題なりとす。

明治二十七年八月一日清國に對して宣戰の詔勅を發布せられたれば、之れと同時に日清間の條約は悉く破棄せられたるものなり。而して條約の擔保を失ひたる支那人に對しては我國の意思を以て相當の保護を與ふべきは、人道を違ぶ萬國公法の當然なすべき筈のものなれば、當時政府は支那人に對し八月五日の官報を以て支那人居住に關する勅令（第百十七號）を發布したり。此勅令の主たる目的は交戰中支那人を保護するに在りたれども、爾後別段の規程なきにより支那人を支配する唯一の法文となれり。依て其全文を左に錄す。

第一條　清國臣民は本令の規定する所に從ひ帝國内從來住居を許されたる場所に於て身體財產の保護を受け向後も引續き居住し且其の地に於て平和適法の職業に從事することを得但帝國裁判所の管轄に服從すべし

第二條　前條に依り帝國内に居住する所の清國臣民は本令發布の日より二十日以内に其の居住地の府縣知事に申出で住所職業氏名の登錄を請ふべし

第三條　府縣知事は第二條の登錄を受けたる淸國臣民に對し登錄證書を交付すべし

第四條　第二條登錄濟の淸國臣民は其の居住地を移轉することを得但此の場合に於ては先づ其の登錄證書に原居住地府縣知事の裏書を受け新居住地へ到着後三日間に其の地府縣知事に申出で更に第二條の登錄を受くべし

第五條　府縣知事は本令規定の登錄を請はざる淸國臣民を帝國版圖外に退去せしむることを得

第六條　淸國臣民にして帝國の利益を害する所爲ある者、犯罪の所爲ある者、秩序を紊亂する者又は以上の嫌疑ある者は各法令に依て處分するの外府縣知事は仍之を帝國版圖外に退去せしむることを得

第七條　本令は帝國官廳並に臣民に傭用せらるゝ淸國人にも適用す

第八條　本令は交戰上の目的の爲に帝國軍衙より在留淸國臣民に對し發する命令處分に關係することとなし

第九條　本令發布の後に於て淸國臣民の帝國版圖内に入ることを許すは府縣知事を經て内務大臣の特許を得たる者に限る

第十條　本令は發布の日より施行す

右の勅令は宣戰後間もなく發布せられたるものなれば、今日に至りて必要ならざる者あり。隨て之が改正を要するものありと雖ども、日淸戰爭の爲めに日淸間の條約破棄せられたる以後今日に至るまで支那人を支配すべき規程は此勅令の外に何等の法令をも發布せられたるを見ず。故に此唯一の規程は我單獨の意思によりて支那人を支配する唯一の成文法なり。而して之を除きては日淸條約中にも何等の規定なければ、結局我國内に居住する支

那人は其權利として有する特權もなければ特惠もなし。彼等支那人の生命財産は皆な我法律命令の下に其安全を保つべきものにして、此點に於ては歐米各國に於て支那人を支配すると毫も異る所なければ、米國若くは或る英領殖民地に於けるが如く、支那人を排斥せんと欲すれば之を排斥することを爲し得べし。之を寛容せんと欲すればば亦之を寛容することをも爲し得べし。之を排斥するも之を寛容するも皆な我國の意思如何に存して、清國は容喙の權利なし。（三〇・一二・二六）

第二十二　支那人（下の一）

戰爭後新たに締結したる日清通商條約は、清國に對する我權利々益を規定して、我に對する清國の權利々益を規定せず。又我は清國に於て治外法權を有し又最惠國條款を有すれども、彼は日本に於て治外法權を有せず又最惠國條款をも有せず。故に支那人を支配することは全く我意思のまゝにして、之を排斥することも寛容することも皆な爲し得ざるに非らず。而して現に支那人に對して制定したる規程は、明治二十七年勅令第百三十七號の外に何等の規程も之なきことは上來述ぶる所の如し。然り而して竊かに日清條約改正に困難を感じたる當時より今日に至るまで世人の意向を察するに、意外にも多數の人々は支那人排斥に傾き居るものゝ如し。今日に至りては無論當時に比して多少の變化なきには非ざれども、當時に在りては治外法權を撤去して支那人を我法權の下に服從せしむるも、支那人をして内地に雜居せしむるを欲せずと云ふは慥かに多數の意見なりしが如し。而して此意

向は今日に至りても未だ全く消滅せざるものゝ如く、或る一部の論者は今猶ほ之を唱道しつゝあるを見るなり。

米國及び英領の或る殖民地に於ては支那人と同時に日本人を現に排斥し若しくは將さに排斥せんとするものあれども、吾輩は此事あるが爲めに己れの欲せざる所は人に施す勿れと云ふ德義一遍の議論をなすには非らず。抑抑或る外國人を排斥して成るべく其國內に入らしめず、又國內に入らしむるも成るべく之を拘束して其自由を與へずと云ふが如き處置は、公法上に於て許すべからざるものなりと雖ども、若し國家の安寧を保持し又は風俗の頽敗を防止するが如き、國家生存に必要なるものあらんには、外國人の排斥も又其自由の拘束も皆な已むを得ざることとなるが故に、若し此等の必要ありとせば吾輩も亦支那人の排斥若くは其自由の拘束に同意せざるに非らずと雖ども、吾輩は毫も其必要を發見せざるのみならず、却て世上の議論は大概根據なき僻論なることを覺ゆるものなり。

數年來世上に流布する支那人排斥論の最も淺薄なるものは、勞働者の職業を奪はるゝを恐るゝものにして、次に經濟上の問題、其次は風俗上の問題なるが如し。若し吾輩の觀察をして大過なからしむれば、右等の議論は大略左の如く斷定せざるを得ざるなり。

第一、勞働者の職業を奪はるゝならんと云ふは、蓋し米國若くは英領の或る殖民地に行はるゝ愚論を其儘に襲用したるものならん。米國若くは或る殖民地に於て支那人排斥論（同時に日本人排斥論）の流行するは、實際に於て其賃銀低廉なるが爲めに其他の勞働者は多少職業を奪はるゝことなきに非らざれども、是れ多くは一部地方

に限るものにして、大體に於ては其事實なきのみならず、此低廉なる勞働者を利用せば其國の商工業を繁榮ならしむるに最も便利なる内情ありて、之が爲めに商工業者は内實支那人を使用せんと欲せざるに非らず。然れども支那人排斥論の流行する地方は、多くは普通選擧法の行はるゝ土地にして、勞働者は此選擧には侮るべからざる勢力を占むるが故に、之が爲めには勞働者の意向を迎へざるを得ざるの事情あり。選擧期に際して何時も支那人排斥論の氣焔を高むるも畢竟之が爲めなり。故に此等の地方にありては支那人排斥論は殆んど實際の利害を顧るを得ざる事情あるも致方なけれども、本邦に在りては斯くの如き事情は固より之なきのみならず、支那人の賃銀は我勞働者の賃銀に比して果して低廉なるや、數字を以て其比較をなさゞるも低廉なりと認むるを得ざるは明かなる事實ならずや。又假りに一歩を讓りて我勞働者よりも支那人の賃銀は低廉なりとするも、我邦の如く人口の大分を占むるものは農民にして其勞力を要すること多く、而して近來商工業者の發達に伴ふて教員の不足巡査の不足等陸續缺乏を訴ふるの時に際し、若し低廉なる勞働者あらば之を使用するの場處は到る處に之あり。支那人の賃銀萬一我勞働者より低廉ならんには之を排斥すべからざるのみか、寧ろ之を歡迎せざるを得ざるべしと雖ども、不幸にして支那人の賃銀左まで低廉ならず、因て之を使用することを得ざるなり。故に勞働者の職業を奪はるゝならんとて支那人排斥論を唱ふるは、排斥論中の最も淺薄なる僻論なり。（三〇・一二・二七）

第二十三　支那人　（下の二）

第二、經濟上の問題は、支那人排斥論中に於ては勞働者の職業を奪はるゝならんと憂慮するが如き淺薄なる問題にはあらず。目下支那に於ても又朝鮮に於ても苟も日清兩國の競爭ある土地に於て、我國人の往々支那人の競爭に勝算を失ふが如き事あり。本邦内に於ても開港開市場の情況を見れば、或る種類の商業に於ては支那人に地步を占めらるゝものなきに非らざれば、支那人に對して杞憂を抱くも無理ならぬ事情あるには相違なかるべし。然るに此の如き情況に馴致する所以のものは抑々何事に原因するか。歐米人の此點に關する議論は、支那人の粗食粗衣專心一意唯だ營利と貯蓄あるは猶太人よりも甚だしと云ふを恐るゝに在れども、吾輩の見る所を以てすれば此點に於ては歐米人の觀察とは稍々趣を異にせざるを得ず。何となれば歐米人と支那人とは其衣食住に於ても營利貯蓄に於ても之を比較すれば非常の懸隔にて、彼等歐米人の之を恐るゝも理由なきには非ざれども此等の點に關し我國人と支那人との比較に於ては歐米人との比較の如く懸隔したるものに非らざるのみならず、或る點に於ては殆んど其差を見ざる如きものあり。故に經濟問題に於て支那人を恐るゝは此點に在るべきものに非らずして、資本の競爭に在るべき筈のものなることを了解せざるべからず。暫く我開港場若くは開市場に於ける競爭を措き、試に支那若くは朝鮮に於ける日清兩商の競爭を見よ。其範圍の狹少にして其人口の夥多ならざるが爲めに、容易に其事實を發見し得るならん。支那人の商業は資本に饒なりと云ふのみならず、其金利の低廉なるが爲めに、其利益を見るの遲きも、又は薄きも殆んど顧慮せざるの觀あるなり。而して之が爲めに本邦人は或は其競爭に堪へざるが如き事實を生ずるものなり。此類の競爭は現に我開港場若くは開市場においても往々見る所にし

て、同一の物品にして我商店より購買するよりは支那人より購買する方の廉價なる事すら之あるにあらずや。故に此資本の競爭に於ては支那人排斥論の生ずるも無理ならぬ事情あるには相違なし。然れども之が爲めに支那人を排斥せんと欲せば如何なる方略を要すべきや。其自由を如何に拘束するも全く帝國内に支那人を居住せしめざるが如き暴逆なる處置をなすことを得ざる以上は、到底其排斥の功を奏すべきものに非らざることは、左まで思慮を要せざるも明かなる事實なり。且つ此資本の競爭に關しては獨り支那人を問ふべきものに非らず。歐米各國人に對しても殆んど同一なる事情あるが故に、吾輩の見る所を以てすれば、奏功の見込なき支那人排斥論をなさんよりは寧ろ本論第十五、十六「外國人の內地に於ける商工業」の題下並に第十七、十八、十九「外資輸入」の題下に於て概論したる如く、彼等支那人をして倶に利益を得せしむべきのみならず、進んで彼等支那人の資本をも共用するの覺悟あることこそ必要ならん。故に經濟問題として支那人を排斥するも、亦等しく僻論たるを免がるゝ能はざるなり。

第三、風俗上の問題は、經濟問題に次では支那人排斥論中一理なきに非らざる問題なり。支那人の風俗は阿片喫飮の如き甚だしきものを暫く置くも、賭博淫猥不潔破廉恥等殆んど列擧するに堪ふべからざる惡風俗の存するは吾輩の喋々を待たず。若し此點に於て我國人は容易に感染し得るものならんと假定すれば、恐るべき惡風ならざるには非らずと雖ども、是れ亦杞憂なり。凡そ人類世界の常情として寡は衆に敵せず、少數者は常に多數者の風習に感化するものなれば文野の度に於て非常なる差異なき以上は、此軌道を離るゝこと能はざるものなり。故

に海外或る地方に於けるが如く、又は我開港場開市場に於けるが如く、支那人を內國人と全く隔離せしめ、一定の地に籠居せしむればこそ、彼等の風俗慣習は依然として子孫にも傳ふることとならんが、若し然らず、彼等に居住の自由を許して內地に雜居せしむるに於ては、彼等支那人こそ大體に於て我風俗に感化せらるべく我國人の彼等の風俗に感化せらるゝことは萬之なかるべし。近來臺灣の情況を見るも、彼等支那人は多數なること勿論なるに拘らず、漸次に我風俗に感化し得べき傾向は既に已に窺知し難きにあらざれば、我內地に於て、殊に法律命令の正當に施行せらるゝ下に於て、少數なる彼等支那人の風俗は到底我風俗を感化するが如き勢力あるものに非らざれば、此點に關して支那人排斥論を唱ふるも、亦等しく僻論たること明なり。

是故に吾輩の所見にては、今日俄かに無限の自由を支那人に與ふる必要なきことは勿論なれども、漸次彼等に自由を與へ、明治二十七年宣戰後間もなく發布せられたる勅令第百三十七號の如き(中篇參觀)は、成るべく其適用を寬にして以て新條約實施の期を待ち、各國人民をして內地に雜居せしむると同時に、支那人をして亦均しく內地雜居の自由を得せしむることを主張せざるを得ざるなり。(三〇・一二・二八)

第二十四　朝鮮人

現行條約の下に於ける朝鮮人は條約によりて擔保せられたる所の條件をも有せざるものなり。明治九年締結の日韓修好條約を始めとして爾後締結したる各種の條約若くは議定書等に於て、日本政府及び人民の朝鮮國內に於

ける權利々益を規定しあれども、朝鮮政府及び人民の我國内に於ける權利々益は一も規定したるものなし。故に日韓條約なるものは朝鮮國内に於て我政府及び人民と朝鮮政府及び人民との間に於ける交際の規定にして、我國内に在りてはこれに適用すべき正條なく、朝鮮人の生命財産は皆我法律命令の效力によりて其安全を保つべきものなり。

又日韓條約に據れば我に於ても最惠國條款の規定によりて他國の得たる權利々益に均霑することを得れども、朝鮮は我に對して最惠國條款を有するものに非らざれば、我國に於て如何なる權利々益を他の締盟各國に許與するも、朝鮮政府は之に均霑するの權利なし。故に締結各國との條約改正は朝鮮には毫も關係を有せず、新條約の實施せらるゝも朝鮮との關係は現在の情況に毫も變動を與ふるものに非らざるなり。

現行條約中には治外法權の約なきもの之ありと雖ども、凡そ締盟各國との條約中朝鮮との條約ほど我國内に於て全然我意思のまゝに支配し得るの條約は今日まで之なかりしなり。去る代りには朝鮮人ほど我國内に於て自由を得たる人民なし。無論に其自由は我國の單獨の意思によりて許與したるものにして、彼等は條約上に得たる權利に非らざれば之を主張することを得ずと雖ども、今日に至るまで朝鮮人は何れの地に居住するも、如何なる業務を營むも毫も拘束を受くることなし。故に彼等は何人も知る如く內地何れの所にも往來し又居住し法律命令に違背せざる限りは何等の業務をも營みつゝあるなり。朝鮮人の我國内に於ける權利々益は以上記するが如く條約上に擔保せられたるものに非ざれば、我に於て彼等を現今の如く寛容せざるを得ざるの義務なしと雖ども、今日まで此

の如く寛容し來りたる所以のものは、云ふまでもなく朝鮮を扶植して開明に導かんとの最初の主旨を始終貫通したるものなり。故に朝鮮人をして我國內に於て他に比類なき自由を得せしむるのみならず、明治九年八月二十四日我理事官より朝鮮政府に送りたる書翰を見れば「蓋し我人民の貴國に輸送する各物件は我海關に於て輸出税を課せず、貴國より我內地へ輸入する物產も數年間我海關に於て輸入税を課せざる事に我政府の內議決定せり」とありて、其後は兩國とも關税を課することにはなりたれども、最初は實に此の如き意思をも有せしが如し。

新條約實施後に於ても猶ほ現今の如く朝鮮人を遇すべきや否や、是れ我國單獨の意思にて何れにも決定し得べしと雖ども、吾輩の所見にては朝鮮人に對してのみ各條約國人に異なる特惠を與ふる必要なきのみならず、若し各條約國人に異なる特惠を與ふるに於ては、各條約國人は悉く之に均霑するの權利を主張することとなるべし。故に此の如き特惠を與ふることを要せずと雖ども、凡そ我法律命令に於て各外國人に許與すべき權利々益は、均等に朝鮮人にも許與することを要するものなり。幸に朝鮮人に對する我國人の意向に於ては、支那人に對するが如き感情を有せざるのみならず、現に各地に雜居するも別に異議の生じたることもなく、今日に於ては僅少なりとは云へ既に朝鮮勞働者をも使用し居る所あるほどなれば、新條約實施後に於ても此情況を變更するの必要なし。加ふるに朝鮮人は其性情に於て多少の缺點なしとなさゞれども、支那人の如き惡習もなく又他の蠻民の如き弊風もなく就中法律命令の眼より之を見れば、其從順なること殆んど比類なき人民なれば、條約實施後に至るも我法律命令に於て他の外國人に與ふる總ての權利々益を與ふるに於て何等の支障なかるべし。(三〇・一二・一)

第二十五　メキシコ人、ポルトガル人、ハワイ人、シャム人、ブラジル人（上）

メキシコ、ポルトガル、ハワイ、シャム及びブラジルの五箇國は現に我に對して治外法權を有せざること、猶ほ支那朝鮮の我に對して治外法權を有せざるに同じ。然れども此等の諸國は支那朝鮮に比して少しく其趣を異にするのみならず、彼等諸國の間にも亦各其趣を異にせるものあり、その概略左の如し。

メキシコとは、明治二十一年一月に現行條約を締結せり。而して其條約は對等條約にして、彼も我も共に治外法權を有せざるのみならず、其第八條には「日本人又は其領海に來るメキシコ合衆國の人民及び船舶は日本國又は其領海に在る間は、メキシコ合衆國及び其領海に到る日本　皇帝陛下の臣民及び船舶がメキシコ國の法律及び其裁判管轄に服從すると同樣、日本國の法律を遵奉し且つ其裁判管轄に服從すべきものとす」との明文あり。又彼我共に最惠國條款を約せるが上に第四條中には「別に同國（墨國）人民に許與するに　皇帝（日本）陛下の領地内及び其所屬地各所に入來し又は滯在住居し同所に於て家屋倉庫を借受け又は總て正業に屬する天產物製造品及各種商品の卸賣若くは小賣營業及び其他一切合法の職業に從事するの特權を以てす」とありて、メキシコ人は現に何れの處に於て如何なる職業を營むも法律命令に牴觸せざる限りは全く自由なり。故に他の締盟國との新條約を實施するに至るも目下現行條約は依然として繼續し、而して其結果は他の締盟國と毫も異る所なかるべし。但し

明治二十二年外務省令第十三號メキシコ人に對する「國籍證明書規則」の類は他の締盟國人にも國籍證明の必要あらんには格別、否らざれば之を廢止すべきものなり。

ポルトガルも亦我に對して治外法權を有せず。然れど其有せざるは破棄の結果にして條約其物の效力に依るものに非らざるなり。萬延元年に締結したるポルトガルとの現行條約は、彼に於て治外法權を有せりと雖ども、彼久しく裁判執行の權ある領事を我國に派遣せず、随て我國に在留するポルトガル人は何れの國の裁判にも服せざるの結果を生じたるが爲めに、本論第三にも記載せし如く明治二十五年勅令第六十四號を以て我よりポルトガル領事裁判に關する規程を破棄して我法權に服從せしめたれば、遂に葡國は我に對して治外法權を失ひたり。然れども此の如き手續によりて治外法權を撤去したれば、葡國政府及び人民は治外法權を除くの外現行條約中他の總ての部分に規定したる權利々益を依然として保有せり。故に彼等ポルトガル人は治外權を有せざるに拘らず、メキシコ人の如く內地雜居の自由もなく又營業の自由もなかりしなり。是を以て葡國政府に對して條約改正を提議し、新條約を締結するに至りたれば、締盟各國の新條約實施せらるゝと同時に、日葡新條約も亦實施せられて、現在の情況を一變し始めて各國と同様のものとなるべし。

ハワイの現に治外法權を有せざるは、メキシコの如く對等條約を締結したるにも非らず。又ポルトガルの如く我より破棄したるにも非らず。明治四年に締結したる現行條約には治外法權に關する正條なけれども、其第四條に於て他國政府又は其臣民に許與したる又は許與する特權、特典及び優待はハワイ政府及び臣民にも許與すべし

とある條文によりて、治外法權を有せりと雖ども、日布兩國協議の結果本論第三にも記せし如く、ハワイは我に對して治外法權を撤去し、我政府は明治二十七年勅令第四十二號を以て之を公布したり。故に其結果としてハワイ人は我國內何れの處に居住し如何なる業務を營むも彼等の自由なること、メキシコと毫も異る所なし。而してハワイ條約は最惠國條款によりて他國の權利々益に均霑するの規程あるの外、他に種々の條件を具備せざる條約なるが故に、之を改正するの必要なく、現行條約のまゝに繼續し他の締盟各國との新條約實施の時に至りて之に均霑するに過ぎざるなり。但し米布合併の說あるが故に、此場合は無論別事として之を見ざるを得ざるべし。又明治二十七年外務省令第五號ハワイ國民の國籍證明に關する規定は、淸國人に於けると同樣に、他國人に之を要せずんば、ハワイ人に對しても之を廢止すべきこと勿論なり。(三〇・一二・三〇)

第二十六　メキシコ人、ポルトガル人、ハワイ人、シャム人、ブラジル人（下）

シャムは、明治二十年に日暹兩國間に一の宣言をなしたるに過ぎず。此宣言は甚だ簡單にして他日完全なる條約を締結すべき基礎を言明したるに止まれば、兩國間の權利々益に關しては詳細なる規定なし。然れども右宣言第四項には「完全なる條約締結に至る前に兩締盟國の一方の臣民通商又は他の正當なる目的を以て他の一方の領地にして最惠國の臣民に通商を許す場所に來る時は身體財產の保護及公平無私の待遇を受くべし」とありて、治

外法權の正條なければ、此宣言の稍々漠然たるに拘らず、日本國のシヤムに於ける、シヤム國の日本に於ける、共に治外法權を有せずして各其臣民は所在地の法律命令に服從するものなりと解釋するの外なし。故にシヤ人に對しては今日に於ても又新條約實施後に於ても毫も其情況を變更せず、此儘に我法律命令を以て支配し得べし。但し之と同時に我臣民も亦シヤム國内に於てシヤム法律命令の支配を受けざるを得ざるに依り、此點に關しては本論第三に記載せし如く、新たに日暹通商條約を締結するの必要あれども、此事は新條約實施準備の爲めには暫く別事として見ざるを得ず。要するにシヤム人に對しては、彼等は條約を以て擔保せられたる權利々益は殆んど之なきものなれば、別に新條約成立せば格別、今日のまゝにては恰も支那人若くは朝鮮人に對すると同樣の主旨によりて支配すべきものなり。

ブラジルは、元來無條約國たりしも、我勞働者を傭使せんとの議彼國に起り、我に於ては無條約國に勞働者の移住を許さゞるが故に、明治二十八年に彼より求めて修好通商航海條約を新たに締結したるものなり。此條約は無論對等條約にして彼も我も共に治外法權を有せず。大體に於ては締盟各國に提議したる改正條約案と其基礎を同うしたるものなり。故にブラジル人の我國内に在る者は、今日に於ても他の締盟各國との新條約實施後に於ても現行條約を此儘繼續して我法律命令に服從すべきものなり。以上メキシコ、ポルトガル、ハワイ、シヤム、ブラジルの五箇國は、均しく今日に於ても治外法權を有せずして、我法律命令に服從すべきものなりと雖ども、右五箇國との關係は各其趣旨を異にするものなること上來論ずる所の如し。而して更らに之を約言すれば左の如し。

メキシコ、ハワイ、ブラジルの三國は、他の締盟各國との新條約實施せらるゝも現行條約は此儘繼續して其人民は依然我法律命令によりて支配せらるべし。

ポルトガルは、今日既に治外法權を有せずと雖ども、其居住營業等に關しては現にメキシコ、ハワイ、ブラジル人に許されたるが如く其自由を得たるものに非らざれば、日葡新條約の實施せらるゝ時に至りて、始めて各締盟國人と同樣の位地に立つべし。

シヤムは、新たに通商條約の締結を見ることなくんば、締盟各國との新條約實施せらるゝも、猶ほ今日に於けるが如く、我意思のまゝに支配せらるべきものなり。

要するに現に治外法權を有せざる諸國中にも支那朝鮮の如きものあり。メキシコ、ポルトガル、ハワイ、シヤム、ブラジルの如きものあり。而して此等は皆な其情況を異にすと雖ども、締盟各國との新條約實施せられたる後は、彼等の間に其待遇を二三にするの必要なきのみならず、國家治安の止むを得ざる必要あるに非らずんば、縱令條約を以て擔保せられざる人民にても、均等に其權利々益を得せしむるは近世公法上の原則なれば、新條約實施せられ各文明國と對等の位地に立つに至らば、一視同仁諸外國人をして其幸福に差等なからしむること肝要なるべし。(三〇・一二・三一)

第二十七　新條約實施期限

新條約實施期限に關しては、本論第八の初に概論したるが如く、明治三十一年七月以前に法典を實施せば、明治三十二年七月より新條約を實施することを得るものなり。然るに第十一議會は開院式の翌日去月二十五日に解散せられたれば、法典を議了せざるのみならず、議員は之を一讀せるの時間をも有せざりしことならん。是に於てか新條約實施期限に關して憂慮する者あるは至當の事なり。然れども吾輩の見る所にては、政府若し新條約實施を重んじ、議會亦其必要を解せば、猶ほ三十二年七月より實施することを得ざるに非らず。第十一議會に於て法典を議了したらんには無論何等の支障を見ずして圓滑に新條約を三十二年七月より實施したるならんと雖ども、今更之を追論するも何の益なし。善後策としては政府及議院は左の方法を執るべし。若し此方法を執らば豫期の如く明治三十二年七月より新條約を實施するに於て何等の妨げなかるべし。

帝國憲法第四十五條には「衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新に議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すべし」とあり。故に第十一議會は去月二十五日を以て解散せられたれば、第十二議會は本年五月二十三日以前に召集せらるべし

議院法第一條には「帝國議會召集の勅諭は集會の期日を定め少くとも四十日前に之を發布すべし」とあり、第十二議會を本年五月廿三日以前に召集せんと欲せば、晩くも四月十四日以前に召集令の發布あるべし

又衆議院議員選擧法第三十條但書に「衆議院解散を命ぜられたるときは勅令を以て臨時選擧の期日を定め少くとも三十日以前に公布すべし」とあり。又同法第六十三條には當選人其の府縣内に在る者は十日以内其の府縣外

に在る者は二十日以内に當選承諾の屆出を爲さゞるときは其の當選を辭したるものと見做すべし」とあれば、四月十四日以前に召集令を發布せんと欲せば、議員當選承諾期限を合算して、二月二十五日以前に議員選擧の勅令を發布せらるべし。

以上の順序によりて第十二議會を五月二十三日以前に於て、出來得る丈け速かに召集せらるゝときは、法典を議了するに於て時日なきに非らざるのみならず、之を發布して實施するに於て切迫ながら相當の期限なしとなさざるなり。但し此の如き手續によりて法典を實施し、隨て新條約を明治三十二年七月より實施せんと欲せば、政府も其事情の許す限り速かに議員選擧の勅令を發布し、又出來得る丈け速かに第十二議會召集の勅諭を發布せらるゝことを奏請せざるべからず。而して議會も亦出來得る限り速かに法典を議了するの方針を執らざるべからざるは勿論の事なり。然るに議員中法典議了に關して審議熟慮を要するが如き意思を抱くものあり、又審議熟慮せざれば議會の體面を害するが如く信ずるものあり。多少俗人の耳目を喜ばしむる說なれども、抑々法典編纂は專門學士の事業にして、普通政事家の了解し得べき事業に非らざれば、之を形式的に議了するに於て、議員の本分を盡さゞるものと謂ふを得ざるのみならず、毫も議會の體面を害するものに非ざるなり。

是故に吾輩は政府若し新條約實施を重んじ、議會亦其必要を解せば、豫期の如く明治三十二年七月より新條約を實施し得ざるに非らずと信ずる者なり。政府果して其實施を重んじ、議會果して其必要を解するや否や、是れ固より吾輩の知る所に非らずと雖ども、要するに維新以來の宿業たりし新條約を實施し我帝國をして明治三十二

年七月より各國と對等の位地に立つを得せしむるは、政府と議會との責任に存ずるものなり。(三一・一・一)

第二十八　外國人の土地所有（一）

外國人の土地所有に關しては、一部論者は絶對的にこれに反對するのみならず、若し外國人に土地所有を許すべしと論ずる者あらんには、之を視ること賣國の逆臣に異らず、何ぞ其局量狹隘なるや。彼等論者は現に外國各國の窃かに內國人の名義を假り僅少の土地を所有するを摘發して、憂國の忠臣なるが如く自負すと雖ども、世界各國は此くの如き迷夢は既に已に覺めて今は大概其禁を解き、外國人をして勝手に土地所有を得せしむるに非らずや、彼等論者の迷夢もモハヤ覺めて可なり。

然れども吾輩は新條約實施準備として、彼等僻論者を駁擊することは暫く之を措き、先以て外國人の土地所有は條約並に法律に於て如何なる關係を有するかを擧げ、以て世人と共に此問題を講究すること必要なりと信ず。

現行條約の下に於て外國人の土地所有を許されざるは、條約の明文に於て之を禁じたるが爲めには非らざるなり。現行條約には土地所有に關して何等の規定なし。然れども外國人は居留地若くは雜居地に於てすら土地を所有せずして單に永代に其土地を借用する過ぎざりし所以のものは、條約に於ては土地を借用することを規定し內國法に於ては外國人に土地所有を禁じたるの結果に外ならざるなり。故に外國人にして萬一土地を所有する者あらんか、直ちに以て條約違反なりと云ふことを得ずして、我法律違反なりと論ずるの外なかるべし。

現行條約の明文に於て土地に關する規程は左の一箇條に過ぎず。其他は居留地取極書等に於て永代借地の規定あれども、是等の規定は條約の本文より生じたる結果に外ならずして、直ちに條約の規定を動かしたるものに非らざるなり。

オーストリー・ハンガリー國民は前記の各港市に於て永久に住居することを得、又同港市に於て土地を借り家屋を買ひ並に住宅及び倉庫を建設するの權を有すべし（此全文は本論第十二に掲載したり參看すべし）

右は日墺條約第三條中の一項なれども、其他各國との條約に於ても大概同樣の規定に過ぎざれば悉く茲に掲載せざるべし。而して此規定に據れば外國人は土地を借ることを得るは明かなれども、土地を所有することに關しては、之を許すものなるや、又は禁ずるものなるや、明かならざるなり。故に萬一外國人にして土地を所有する者あるも其所爲は直ちに條約の明文に違反したるものとはならざるなり。

凡そ條約は締盟兩國間の權利々益を規定したるものにして、締盟兩國は如何なる事情あるも、條約に規定したる權利々益を其事情の爲めに勝手に變更することを得ざるは公法上の原則なり。然れども條約に明文なきことは締盟各國の自由の意思にて或は之を許し或は之を禁ずることを得べし。故に現行條約に明文なきことは締盟各國は權利として之を請求することを得ざると同時に、我邦は義務として其請求に應ずべき理由なし。現行條約締結以來我外交は種々の變遷を經て、權利義務の或は明確ならざりしものも之ありしならんと雖ども、土地に關しては、居留地內に於ける永代借地は締盟各國は權利として之を請求し、我邦は義務として其請求に應じたれども、

之を除きては我自由の意思に屬して締盟各國は之に容喙することを得ざりしなり。而して當時我意思は外國人をして土地を所有せしむることを欲せず。故に我內國法に於て外國人の土地所有を禁じ、遂に今日に至るまで外國人をして土地を所有することを得ざらしめたるものなり。

以上の論斷は開國當時に於ては、無論に何人も正確なる論旨を有せず。當時內國人にすら土地所有の權利なかりしが、故に其自然の成り行きは遂に外國人をして土地所有を得ざらしむるの結果を生じたるものなるべしと雖ども、之が爲めに今日に至りても世間猶ほ外國人の土地所有に關する事情に暗く或は條約違反なるが如く思惟する者あり、或は之を許さゞるは即ち禁じたるものなりと解釋す者あり、皆誤解なり。此等の誤解は現行條約の場合に於てのみならず、或は新條約の場合に於ても亦之あらんことを恐る、故に新條約實施準備としては第一に之を辯明せざるを得ざるなり。(三一・一・二)

第二十九　外國人の土地所有　(一)

外國人の土地所有は條約の明文に於て禁ぜられたるものに非ずして、我內國法に於て之れを許さゞるものなることは前篇に論ずる所の如し。而して外國人の土地所有に關する我內國法なるものは左の如きものなり。

明治五年四月十四日第百二十四號布告

御國內一般地所の儀銘々所持の分たり共外國人へ對し賣渡候儀は勿論金銀取引の爲め地所又は地券等書入致し

候儀は決して不相成候條末々の者に至る迄心得違無之樣各管內無遺漏可觸示事

右は明治五年二月十五日第五十號布告を以て「地所永代賣買の儀從來禁制の處自今四民共賣買致所持候儀被差許候事」とあるの結果にして、同年以前に在りては外國人は勿論の事なり。內國人と雖ども土地賣買を許されたるものに非ざれば、故らに外國人に土地を賣渡すことを禁止するの必要も之なかりしならんと雖ども、既に內國人をして土地賣買の自由を得せしめたる以上は、之を外國人に賣渡す者あらんも知るべからざれば、之を禁止せんが爲めに發布したる布告なり。而して此布告に於て外國人に土地を賣渡すこと及び地所又は地劵を書入することを禁じたる以上は、此禁を犯したる契約は違法の契約にして、外國人は無論に其土地を所有するの權利を有せざるものなり。

右摘錄したる布告に次で翌年又更らに左の達ありたり。

明治六年一月十七日第十八號達(地所質入書入規則)

第十一條地所は勿論地劵のみたりとも外國人へ賣買質入書入等致し金子請取又は借入候儀一切不相成候事

此達は其前年布告したる主旨を變更したるものに非らざるのみならず、却て「質入」の二字を追加したるものなり。而して此等の布告及び達の後には、外國人の土地所有に關する別段の法令なし。但し右の翌年外國人に家屋地所を貸渡すことに關し左の布告ありたり。

明治七年八月十二日第八十五號布告

外國人へ家屋地所等貸渡しの節約束上輕忽疎漏より竟に內外人民の間不都合を生じ候ては自然交際にも差響候條自今學校其他のため雇入れ居留地外へ住居すべき外國人及び公使館附屬書記官等へ貸家貸地の節は先づ約定草案相添其管轄廳へ伺出許可の上結約可致此旨布告候事

但建物取毀賣拂の分は幾日以內取拂の約定取結可賣渡尤賣渡の上は其旨管轄廳へ可屆出事

右布告は外國人の土地所有に關係するものに非らずと雖ども、當時政府は家屋土地貸渡に關して此の如き布告をなしたる所以のものは、單に其家屋土地の貸渡より生ずる紛議を豫防せんと欲したるに非らず、先以て其土地所有に關係を及ぼさんことを憂慮したるが爲めなるが如し。

以上列擧するが如く、外國人の土地所有は、內國法に於ては之を許さず、條約に於ては土地借用のみを許せり。要するに土地所有に關する許否は內國法の自由の意思に存し、外國人は土地所有の權利を生ぜずして今日に至れるものなり。故に若し我意思に於て外國人に其土地所有を許さんと欲せば、當時に於ては今日に於ても之を許すことを得るのみならず、新條約實施後に於ても亦我意思のまゝなり。而して之を許さんと欲せば左まで煩雜なる手續を要するものに非らず。上文に摘錄したる明治五年第百二十四號布告及び明治六年第十八號達地所質入書入規則の第十一條を廢止せば自然の結果として外國人は土地所有の權利を得ることとなるべし。何となれば民法第二條には「外國人は法律又は條約に禁止ある場合を除く外私權を享有」すとあり。此條に關しては世間種々の議論あれども、近世文明の原則に基きたる條項にして、苟くも排外思想を有する者に非らざるよりは之を非難すべき

ものに非らず。而して此條に據れば條約にも禁ぜられず、又法律にも禁ぜられざる土地所有は、自然の結果として外國人に於て其權利を享有することゝなるは明かなる事實なり。（三一・一・三）

第三十　外國人の土地所有　（三）

現行條約の下に於ける外國人の土地所有に關する條約及び法律の關係は前二篇に論ずる所にて明瞭なるべし。而して今や新條約に於ける場合を見るに外國人に土地所有を許すや否や條約中に明文なくして單に土地借用のみ規定なること現行條約に同じ。試に日英條約の一例を擧げんに左の如し。

又必要なる家屋、製造所、倉庫、店舗及び附屬構造物を所有し或は之を借受け又は使用し且つ住居及び商業の爲めに土地を借受くることを得（日英條約第三條第二項中の一節、此條の全文は本論第十五に掲載したり參觀すべし）

右日英條約の外に於ても新條約は皆な同一の條文を掲げたるに因り、新條約實施後に於ても外國人は條約上土地所有の權利を有する者にあらず。故に將來若し我國單獨の意思に於て外國人に土地所有を許さんが爲めに、前篇に摘載したる明治五年四月十四日の布告第百二十四號及び明治六年一月十七日の達第十八號第十一條を廢止せば、自然の結果として外國人は土地所有の權利を得べしと雖ども、然らざるに於ては外國人は依然今日のまゝに土地所有の權利なきものなり。

然れども新條約の場合に於て、外國人に土地所有の權利なきは現行條約の場合に於けるとは少しく趣を異にし、條約と法律との關係に於ては現行條約の場合に異るものに非らずと雖ども、新條約の場合に於て外國人に土地所有を許さゞるは、今日の如き情況なるものにはあらざるなり。

現行條約の下に於ては外國人は土地借用の權利あるのみにして、而して明治五年及び明治六年の布告及び達には「地所又は地劵等書入」すること並に「地劵のみたりとも外國人へ賣買質入書入等」をなすことを禁じたれども明治二十九年四月四日日獨全權委員の調印したる議定書には、外國人に對し土地抵當權あることを認めたり。兩締盟國は其の一方の臣民が他の一方の版圖内に於て內國臣民と同樣不動產抵當權の取得及占有を許すことに同意す（議定書第二項、條約第一條及び第三條に付）

右議定書は土地所有を許したるものに非らざること勿論なれども「抵當」は即ち「書入」の意味なるが故に、明治五年布告及び明治六年達中に在る「書入」は此議定書によりて緩和せられ、此議定書の有效なる間は、右布告及び達の「書入」に係る部分は其適用を停止せらるゝものなり。

又借地權其他に關しては右議定書と同日即ち明治二十九年四月四日附公文を以てドイツ全權委員より左の照會をなし、同日我全權委員は適當と認むる旨回答したり。

日本國に在留する外國人は日本國に行はるゝ所の法律に從ひ、現今尚土地所有權の取得を禁ぜられ居ると雖もドイツ帝國臣民は條約第一條及同第三條に揭載したる目的を達せんが爲め、其の時々に行はるゝ國法上の規定に

縱ひ內國臣民と均しく長期の借地權、地上權其の他土地に關する物權を取得し、並に之が爲めに定めたる登記簿に登錄し、以て人權に屬する土地の賃貸借權に物權の性質を附することを得ること（ドイツ全權委員の照會公文第一項）

是れ亦直ちに外國人に土地所有を許したるものに非らずして、長期の借地權地上權其他土地に關する物件の取得等を許したるに過ぎざるものなりと雖ども、此等に關しても亦我「國法の規定に從ひ」とあるに因り彼等外國人は我法律に規定したる條件を以て其權利を得べきものなり。但し此公文も亦議定書同樣に明治五六年の舊制には多少の緩和を與へたるものなること勿論なり。（三一・一・四）

第三十一　外國人の土地所有　（四の上）

外國人の土地所有に關しては、前三篇に論ずる如く、現行條約の下に於ても新條約實施後に於ても、外國人の土地所有は條約に於て禁ぜられたるものに非らずして、明治五年及び六年に發布したる布告及び達に於て外國人に土地所有を許さゞるの結果、外國人は土地を所有することを得ざるものなり。而して明治五年の布告及び六年の達は新條約附屬の議定書及び公文によりて多少緩和せられ、當時禁止せられたる抵當權の類は右議定書及び公文に於て許されたり。故に新條約實施後此議定書及公文の有效なる間は、明治五年の布告及六年の達に揭げたる「書入」云々の件は其適用を停止せらるべし。

以上は現行條約及び新條約と法律との關係に於ける大體の議論なり。若し其細節に入りて之を論ずれば、外國人に土地所有を許す場合二あり、請ふ之を左に略論せん。

第一は、臺灣に於ける外國人の土地所有なり。臺灣は茲に詳述するまでもなく、明治二十七八年戰勝の結果馬關條約によりて始めて我版圖に歸したるものなれば、我版圖に歸する以前に於て淸國と諸外國との間に存せし條約は、我に於て之を繼續すべきものに非らざれば、條約の關係は版圖の移動によりて消滅したれども、當時外國人の既得の權利に屬したるものは之を剝奪すべきものに非らず。而して淸國と諸外國との條約に於ては僅かに土地所有を外國人に許したるの成文を見ずと雖ども、實際に於ては淸國は外國人の土地所有を認めたり。故に臺灣に在留する外國人にして土地を購買し之を管轄領事廳に登錄したる場合には、其土地を購買したる外國人の所有を認め、之に對して租稅を徵收したれば、純然たる外國人の所有なりしなり。而して其所有權は版圖の我に移りたるの故を以て直ちに奪はるべきものに非らざれば、帝國政府に於ても亦其所有權を公認したり。是れ我帝國の版圖内に於ても外國人の土地を所有する唯一の特例なり。

右臺灣に於ける外國人土地所有の特例は、淸國の版圖に屬せし時代に於て行はれたる相當の手續によりて所有せし分に限りて、其餘に及ぶものに非らざれば、我版圖に歸したる今日に於ける措置は、左の如くなるを要するものなり。

一、臺灣の我版圖に歸したる以後に於て外國人の購買したる土地は、其所有を公認せられざるべし。何とな

れば本論第六に掲載したる如く、明治二十九年二月に現行條約を出來得べき限り、臺灣に適用することを締盟各國に通知し、締盟各國は之に對して異議なきが故に、現行條約の規定に從て外國人は土地借用の權利あれども、我國法に於て許さずんば土地所有の權利なきことは前三篇に於て論ずる如くなれば、我版圖に歸したる以後に於て外國人の購買したる土地は、我に於て之を公認せずして可なればなり。

二、現に臺灣に於て外國人の所有する土地は其數六十餘箇所に過ぎずして甚だ僅少なりと聞けども數の多少は暫く置き、彼等外國人にして其所有地を内國人に賣渡したる場合に於ては、其土地の當然内國人の所有に歸することは勿論、彼等外國人にして其土地を買戻して再び之を所有せんとするも、其買戻は新たに土地を購買したるものに異らざれば、其土地所有は公認せらるゝことなかるべし。故に將來外國人に土地所有を許さゞるの方針を執るに於ては、臺灣に於ける外國人の土地所有は漸次に減少すべきこと疑なかるべし。

右二つの場合は、臺灣に於て外國人に土地所有を許さゞるの方針を執るより生ずる措置なり。故に將來若し外國人に土地所有を許して可なりとすれば、無論別事として之を論ぜざるを得ずと雖ども、若し當局者にして果して臺灣に於て將來外國人に土地所有を許さゞるの方針ならんには、明治五年の布告及び六年の達を臺灣にも施行するか、又は別に法律命令を發布するか、其方法の如何を問はず、僅かに臺灣に於ても外國人に土地所有を許さざるの規定を設くること必要なるべし。明治二十九年法律第六十三號（此の法律は三箇年間の外有效ならざれども）の規定によれば現行法律にして臺灣に施行するときは勅令を以て之に公布すべきものなり。而して今日に至

るまで、明治五年の布告及び六年の達の類を臺灣にも施行するの勅令を見ざるのみならず、其他特に制定したる法令も之なきが故に、若し現在のまゝにして法典の臺灣に施行せらるゝ時に至らば、民法第二條「外國人は法律又は條約に禁止ある場合を除く外私權を享有す」との明文によりて、臺灣に限り外國人は公然土地を所有することゝなるべし。故に臺灣に於ても外國人に土地所有を許さゞる方針ならんには、之が爲めに相當の措置を要すること勿論なるべし。（三・一・五）

第三十二　外國人の土地所有　（四の下）

第二は新條約實施後に於ける外國人の土地所有なり。但し此場合に於ける外國人の土地所有は、一箇の外國人として土地を所有するものとは其主旨を異にせり。之に關する公文は左の如し。

以書翰致啓上候陳者下名の日本國皇帝陛下の特命全權公使は日獨新通商航海條約談判の際國務大臣ドイツ帝國外務大臣男爵マルシヤル・フォン・ビーベルスタイン閣下より中陳べられ候疑念を芟除致候爲め玆に下名が本國政府より接受したる訓令に基き帝國法律に從ひ設立せられたる商事會社は縱令ドイツ帝國臣民が該會社の社員として加入致居候場合と雖ども現行の帝國法律に從ひ帝國内の土地所有權を取得し之を占有し得べき旨を同閣下に通知するの光榮を有し候下名は玆に重て男爵フォン・マルシヤル閣下に向て敬意を表し候敬具

千八百九十六年三月三十一日ベルリンに於て

右公文は日獨條約第三條第二項中に於て兩締盟國の一方の臣民は各他の一方の版圖内に於て營業の自由を許されたるに附隨したるものにして、同項中に「右營業に從事するに於て自身に之を爲し、或は代理人を以てし、又は一人にて之を爲し、或は外國人若は内國臣民と組合を結びて之を爲すも隨意たるべく」云々とあるに因り、外國人は自身單獨に營業するも、又は他の外國人若くは内國人と組合ひて營業するも自由なること勿論なり。而して其單獨營業の場合には我國法に於て土地所有を許さゞること現行法に於て明かなれども、他の外國人若くは内國人と組合ひて營業する場合は單獨の場合と同じからざるに因り、此場合に限りては土地所有を許されたるものなり。

條約の本文に「組合を結びて」とあるは、右公文に因りて其意義を解釋せられたるものと見るの外なきこと勿論なれば、右公文中に「帝國國法に從ひ設立せられたる商事會社」とあるは乃ち内國人によりて設立せられたる商事會社は云ふまでもなし。内國人と他の外國人と組合を結びて設立したる商事會社にても、又は外國人と他の外國人と組合を結びて設立したる商事會社にても、其社員たることを得るのみならず、社員として加入したる外國人あるが爲めに其會社の土地所有を妨げざるは、即ち此公文に示す所なり。故に外國人は其外國人たる單獨の資格に於ては土地所有を許されざるも、商事會社の社員としては土地所有を許さるゝものなり。然れども此公文の意義は其社員たるの故を以て他に勝手に土地を所有し可なりと云ふにはあらずして、外國人の設立に係る商事會社、若くは或る商事會社に外國人の社員たる場合に於て、其商事會社なるものは土地を所有し得るの謂なりと解釋するは善意の解釋なるべし。

抑々商事會社なるものは現行商法の規定によれば合名會社あり合資會社あり株式會社ありと雖ども、何れの會社にても我法律によりて設立したるものならんには、其の會社の國籍は日本に屬するものにして、取りも直さず日本人なれば、社員中に如何なる國籍の人あるも、其設立せられたる會社は其社員の國籍に附隨せずして日本國籍に入るものなり。故に其會社の社員は内國人のみなるも、内外國人なるも又は全く外國人のみなるも、日本法律により設立したる會社は、日本國籍の會社なれば會社としては縱令右摘錄したる公文なしとするも、土地を所有するに於て妨げなきことは勿論なり。

以上第一第二の場合を綜合して之を斷定すれば、第一臺灣に於ては現に外國人の所有に係る土地あり、第二新條約實施後に於ては内外國人若くは外國人のみの設立に係る商事會社の所有する土地あり。然れども第一の場合は、臺灣の我版圖に歸する以前の既得權を公認したるに過ぎずして、將來之を許さゞるの方針を執るに於ては其所有は漸次に減少すべし。第二の場合に於ては、外國人に土地所有を許すものに似たるも、其實は會社なる法人に土地所有を許すものにして、一箇の外國人に土地所有を許すものに非らざれば、第一、第二の場合ともに、外國人に土地所有を許さゞる現行法の大體の主義を變更したるものには非らざるなり。(三一・一・六)

第三十三　外國人の土地所有　（五）

外國人の土地所有に關し以上數篇に分載したる主旨を更らに約言すれば左の如し

一、現行條約の下に於ては

條約には土地借用のみを掲げ、土地所有に關しては之を許すや否や明文なし。

法律に於ては外國人に土地を賣渡すことは勿論質入書入をなすことをも禁じたり。

二、新條約實施後に於ては

條約には現行條約と同樣に借用のみを掲げ、土地所有を許すや否や明文なし。然れども條約の一部と認めらるべき議定書及公文に於ては不動產抵當權の取得及び占有を許し、長期の借地權、地上權其他土地に關する物權を取得し人權に屬する土地の賃貸借權に物權の性質を附することを許し、又帝國法律に從ひ設立せられたる商事會社には其社員に外國人あるも土地所有權を取得し之を占有することを許したり。

法律は現行のまゝにして外國人に土地を賣渡すことを許さずと雖ども、書入を許さゞりし規程は議定書及び公文の有効なる間は其適用を停止せらるべし。

三、現行條約の下に於ても新條約實施後に於ても特例として臺灣に於て外國人の現に所有する土地は其所有權を公認せられたり。

以上約言するが如く、外國人に土地所有を許さゞる法規は、現行條約締結以來新條約實施後に至るも依然として變更することなしと雖ども、新條約附屬議定書及び公文に於て抵當權を始めとして外國人に許すもの增加したれば、新條約實施後に於ては、僅かに一商人の資格を有する外國人にのみ土地所有を許さゞるの結果となり、夫

れすら臺灣に於ては假令從來の既得權を公認したるにせよ、既に土地を所有する外國人あるに至れり。

以上記するごとくなるに猶ほ外國人に土地所有を許さゞるの必要あるや否や、是れ新條約實施準備として講究を要する問題なるべし。吾輩の所見にては現行條約には治外法權なるものありて、外國人を我法律に服從せしむることを得ざるにより、土地所有は勿論の事なり、其他にも外國人の私權を制限せざる得ざる必要ありと雖ども、新條約實施せられて法權を回復し、我法律のまゝに外國人を支配し得るに至りては、外國人の土地所有を許さゞるの必要は消滅したるものなり。加ふるに商事會社なるときは土地所有を許し、一箇人なるときは之を許さずとは、法律上に於ては理由あることゝなれども、實際に於ては殆んど其必要なきものに非らずや。故に新條約實施後に於ては明治五年の布告及び六年の達の類を全廢して、外國人に土地所有を許して可なり。抑々外國人に土地所有を許さゞるは、排外思想の遺物にして、歐米に於ても往古は之を嚴禁したるも漸次に其禁を解き今日に至りては英佛獨伊等は勿論の事なり。大概の國は外國人に土地所有を許し、又之を許すを國際上の進歩なりと認むるに至れり。我國は往古は內國人にすら土地所有の權利なく、維新後內國人の土地所有を認めたるも外國人には之を禁じたり。畢竟開國の國是の進行する傍らに又一種の排外思想の暗行したる結果にして、之が爲めに新條約に於ても明かに外國人の土地所有を許すに至らざりしと雖ども、既に一個人の外土地所有を許すの域に達したれば一部論者もモハヤ其迷夢を覺破して可なるのみならず、外資輸入なり舊居留地の管理なり。其他經濟上に於ても行政上に於ても不便こそあれ、外國人に土地所有を許さゞるの必要は全く消滅したれば、之を許すに於て何等の支障なか

るべし。但し外國人に土地所有を許したりとて、單に私權の行使の許すに止まるものにして、其公權に及ぶものに非らざるは勿論の事なり。而して其禁を解くには、本論第二十九に論ぜし如く、別に煩雜なる規定を要するものに非らず、明治五年第百二十四號布告及び明治六年第十八號達第十一條を廢止し、民法第二條の實施せらるゝに至れば、自然の結果として、外國人は土地所有の權利を得るものなり。(三一・二・八)

第三十四　監獄制度

新條約には外國人の繫獄に關しては何等の規定なし。云ふまでもなく斯くの如き事項は條約を以て規定すべき性質のものに非らざればなり。然れども既に法權を回復して外國人を我法律命令の下に支配するに於ては、監獄制度をも今日のまゝに置きて可なるや、又は多少の改正を要するや、之に關して世間種々の議論あるが如し。

或る論者は云く、外國人の爲めに監獄制度を改正せんとするは、畢竟外國人を優待せんとする外國崇拜家の說に過ぎず。外國人なりとて內國人なりとて罪ありて獄に繫がるゝ以上は其罪囚に甲乙なし。毫も外國人を優待するの必要なきのみならず外國人の爲めに監獄制度を改正するが如きは國の體面を害するものなりと。

或る論者は云く、現在の監獄制度のまゝにては、外國人は、到底其獄中に堪ふるものに非らず。例へば衣食なり。現行制度によれる獄衣を着せしめ獄食を與ふるは、外國人に苦痛を加ふるものにして、彼等の堪ふる所にあらざるのみならず、此の如き制度の下に外國人を支配するは、國の體面にも關する所なりと。

近來世間に行はるゝ監獄制度に關する議論は、大概右論旨の外に出でず。而して其の論旨は、一は監獄制度を改正するを以て國の體面を害するものとなし、一は監獄制度を改正せざるを以て國の體面を害するものとなし、二論ともに國の體面を重んずるものに似たるも、其實は二つながら取るに足らざる愚論なり。歐米に於ける監獄制度を見るに、殖民地に於ける監獄制度中には土人と本國人との待遇を異にするものありと雖ども、外國人の爲めに特例を設くるものを見ざるなり。然れども此等は固より國の體面など稱する愚論の結果に非らず。外國人を虐待するの舊慣を脫したると、內外國人殆んど同樣の生活なるとの結果に外ならざるなり。其土人と本國人とを區別する殖民地に於けるものも亦然り。故らに土人を虐待するの意味なく、又故らに本國人を優待するの意味なしと雖ども、其土人と本國人と同一なる待遇をなさんと欲するも、土人に適當なるものは本國人に虐待となり、本國人に適當なるものは土人に優待となり、其制度の均一なるは却て實際に不均一となるが故に、其制度を異にし、而して其制度を異したるが爲めに、却て實際の待遇に均一なる結果を得るものなり。

新條約實施後內外國人を均一なる待遇の下に置くは、條約の原則にして又公法上の原則なりと雖ども、其所謂均一なる待遇は、單に形式上に於ける待遇を云ふに非らずして、實際に於ても亦均一なることを要するは勿論なり。故に一定の監獄制度の下に內外國人を支配し、之が爲めに外國人をして刑以外の苦痛を受けしむることなくんば、即ち均一なる待遇たるを失はざるべし。刑の目的に關しては法學者間に種々の議論あれども、其目的の何れに在るに拘らず、繫獄の爲めに刑以外の苦痛を與へざるを要するは、何人も認むる原則なれば、內外國人を均しく現

行監獄制度に規定したる監房に入れ衣食を給し勞役に服せしめ、而して之が爲めに外國人をして内國人の受けざる苦痛を受けしむる如きことなくんば可なり。吾輩の所見によれば外國人と稱する者の内、支那人あり朝鮮人ありシャム人ありハワイ、メキシコ、ブラジル、白露の土人を始めとして締盟各國の支配する殖民地の土人及び無條約國の土人あり。此等は無論に内國人と同樣なる監房に入れ同樣たる衣食を給し同樣なる勞役に服せしめて毫も差支なきものなるのみならず、各文明國の臣民にても其生活の内國人に異らざる者は總て内國人と區別するを要せずと雖ども、其他の者にして内國人と同樣なる待遇を與ふるときは、彼等をして刑以外の苦痛を感ぜしむる虞ある者には、彼等の情願若くは當該官吏の認定する所によりて、適當なる待遇を與ふる特例を設くべし。此特例あるも彼等は實際別に優待を受くる譯とはならざるのみならず、此特例によりて内外國人は實際に均一なる待遇を受くるの結果となるべし。此故に吾輩は新條約實施後は勿論、其以前即ち今日に於ても我法權に服する外國人あることとは本論第二十乃至第二十六に述ぶる如くなれば、監獄制度に著るしき改正を加ふるまでもなく、僅かに彼等をして刑以外に苦痛を感ぜしめざるの特例を設くれば足れりと信ず。而して此特例も歸する所は衣と食となり、其衣と食との爲めに特例を設くるも實は行政上の瑣事に非らずや。之が爲めに國の體面を論ずるはアマリ仰々しき愚論なりと云はざるを得ざるなり。(三一・一・一〇)

第三十五　教育制度

目下外國人の設立に係る學校の多くは宗教家の設立せしものにして、數年來外國人の外、內國人の子弟を集めて教育し居れり。教育當局者及び教育協會の類は之に對して其處分を議すること久しと雖ども、今日までは別に何等の規程をも見ず。新條約實施後に於ては之を如何にせんとするか、是れ亦世間種々の議論あれども、未だ一定したる主義なきものに似たり。

新條約の實施せらるゝは豫期の如くなるを得ば明年七月に在るべきに因り、此僅歲月の間には教育制度の如きは此まゝに置きたりとて、左までの不都合を見ざるのみならず、本論は新條約實施の準備なれば現行制度の論は餘事として之を避けざるを得ず。故に目下の事は姑らく之を措き、新條約實施後に於ける教育制度は如何にすべきや、吾輩は內外人を區別せざるは第一要義なりと信ずるなり。

私立學校は內外國人の孰れに於て設立するも私立學校なり。公立學校は內外國人の孰れに於て設立するも公立學校なり。故に內國人の設立したる私立若くは公立學校に對して保護を要するか取締を應用するか、凡そ其必要ありとして措置する所の事項は之を外國人の設立に係るものにも適用し、其間に毫も區別を設けざれば則ち學制の統一を失はざるものなり。故に外國人の設立に係るものに對して其措置を議するは本末を誤るものなり。

新條約實施後は外國人は總て我法律命令の下に服從すること內國人に異らざるものなり。故に內外國人を區別したる偏頗なる處置に對しては、或は締盟各國に異議を生ずる場合もなきに非らずと雖ども、內外國人同一なる處置に對しては固より異議の生ずべきものなれば、新條約實施後に於ける教育制度の方針は唯だ此一點に存する

ものなり。此れ甚だ睹やすき事理なるに拘らず、世間猶種々の議論あるは畢竟其論者中に排外思想ありて、成べくは外國人の設立に係る學校の隆盛ならざらんことを望み、又は外國人の設立したる學校は我子弟をして愛國心を薄からしむるならんと恐るゝが爲めなり。然れども是れ實に一笑にも値せざる過慮にして、内外國人孰れの設立に係るものにても、我法律規則の下に設立したる學校の隆盛は即ち我教育の隆盛なり。均しく我法律規則の下に設立しながら外國人の設立に係る學校に限り愛國心を薄からしむる恐あるべき理由なし。又若し之ありとせば我學校も亦此恐ありと謂はざるを得ず。内外國人の設立したる學校に區別を立つればこそ種々の弊害をも生ずることゝならん。其區別を立てざるに於ては何等の弊害も之なきものたること明かなり。

是故に吾輩は新條約實施せらるゝも之が爲めに教育制度に著るしき變更を要する事ありとは信ぜざるなり。然れども吾輩は新條約實施後に於て深く我當局者に望む所之なきに非らず。外國人の子弟をして我學校に就學せしむるの便宜を得せしむること是れなり。第十五統計年鑑に據れば明治二十八年十二月末日現在の外國人總計は八千二百四十六人なり。此調査に誤脱なきものとするも爾後外國人は增加したるも減少せしことなかるべし。又新條約實施後は多少外國人の增加すること疑なかるべし。故に先づ以て外國人總計一萬人以内と見るときは大差なかるべし。此一萬人内外の外國人中就學子弟は幾何なるべきや。之を知るを得ずと雖ども、兎に角其數は甚だ多きものには非らざるべし。僅少なる外國人の子弟は其教育何れにても可なりと輕視する者もあらんが、決して然らず。既に全國を開らきて外國人を雜居せしむる以上は、彼等外國人をして出來得る丈け速かに其外國人たるの性

格を失はしめ、以て我臣民に同化し、遂に我忠愛なる臣民たるに至らしむるを要するものなり。而して此目的を達せんには外國人の子弟をして內國人の子弟と同一なる學校に於て同一なる教育を受けしむるに若くはなし然るに現今外國人の子弟は一般に我學校に就學せずして彼等外國人の設立したる學校に就學するの情況なり。是れ必らずしも彼等外國人の我學校を厭惡するが爲めには非らず。實は我學校は彼等の子弟を教育するの便宜を欠き居るが爲めなること贅論を俟たざるなり。故に新條約實施後內外國人の設立せし學校を同一なる法規の下に支配するも、彼等をして我學校に就學するの便宜を得せしめざること今日の如くならんには、彼等は依然外國人の設立したる學校にのみ就學し、彼等をして成るべく速かに我臣民に同化せしむることを得ず。彼等外國人は外國人として永く存在し、隨て內國人も亦常に彼等外國人を疎外するの恐あるべし、新條約實施後に於ける教育の方針は深く玆に注意すること必要なるべし。(三一・一・一一)

第三十六　新條約と臺灣

新條約は臺灣にも施行せらるべきものなり。新條約實施の條件たる法典實施は新條約實施以前に萬一臺灣に實施せられざるも新條約實施の妨げとならざるものなり。是れ本論第六第七「新條約實施の範圍」なる題下に詳論したる所なり。然るに世間猶ほ此事理を解せざる者ありて、法典を臺灣に實施せずんば新條約を臺灣に實施する

ことを得ず、而して臺灣に限り新條約を實施せずんば、新條約全體の實施は之が爲めに妨げられて、其效果を收むることを得ずと論ずる者あり。依て新條約と臺灣の關係に就き再び本篇を草せり。

法典を臺灣に實施せずんば新條約を臺灣に實施することを得ずと信ずるは、之に關する公文を熟讀せざるの過なり。之に關する公文の主旨は、目下未だ實施せられざる法典を實施せざる以前には、新條約實施の通知をなさずと云ふに在るなり（本論第七參觀）故に未だ實施せられざる諸法典を實施せば、假令其法典は臺灣の如き已むを得ざるの事情ある地方に一時實施せられざるにせよ、公文に揭げたる約言を履行したるものなれば之に對して締盟各國の異議あるべき理由なし。無論に法典なるものは全版圖に施行せらるべき性質を有するものなれば、公文に法典を實施すとあるは、全版圖に實施するの意味を包含したるに相違なしと雖ども、然れども法典の大部分は其編纂の當時臺灣を豫想することを得ざる時代なりしのみならず、琉球諸島の如きは當時に於ても其まゝ實施せらるゝを得ざるの事情ありしに非らずや。此等の事情より推考するも全版圖中の一部に法典を實施せざる地方あるも、締盟各國は新條約實施の通知に對して故障なきこと明かなるべし。

且つ目下法典を臺灣に施行することを得ざるにせよ、是れ固より一時の事に屬して、或る時期に達すれば無論に臺灣全土に實施せらるべきことは、何人も疑ふ者なかるべし。此事は締盟各國に於ても均しく認むる事實にして何れの國にても支那人及び生蕃人にまで法典を實施せざるを理由として、新條約の實施を拒む者なきは勿論の事なり。然れども成るべく速かに臺灣にも法典を實施するの方針を執るを要することは、本論第七に論じたる如

くなれば之を漸次に實施せんが爲めに、事情之を許すに於ては、先以て法典全部を臺灣に在住する外國人、內國人並に內外國人の間及び內外國人と土人（支那人）との間に實施すべし。而して漸次其步を進め法典の一部又は全部を土人に實施し、遂に生蕃人にも法典を實施し得るの時期に達せんことを要するものなり。

右の如く臺灣に於ける法典實施を先づ內外國人より始むるも、是れ固より法典を實施せざれば新條約を臺灣に實施することを得ざるが爲めに非らず。元來臺灣の行政に關しては、漸次に內地同樣の域に達せしむべき主旨なることは明治二十九年法律第六十三號に於て明かなり。同法律は一時臺灣總督をして法律の效力を有する命令を發せしむると同時に、其第五條の規定は漸次內地現行の法律を臺灣に施行するの精神を示せり。故に總ての現行法律命令を臺灣に漸次に施行すると同時に、法典をも漸次に臺灣の全部に施行すべきは、假りに新條約の關係と全く分離して之を見るも、亦至當の順序なるべし。（三一・一・一二）

第三十七　宗　教（上）

宗教に關しては現行條約にも新條約にも多少の規定あり。先づ現行條約に揭ぐるものを摘錄すれば左の如し。

日本に在留するオーストリー・ハンガリー國民は其宗教を自由に行ひ得べし。又其が爲めに居留地に於て寺院を建設するの權を有すべし。（日墺條約第四條）

安政五年米國及びオランダとの條約には彼國民の信教自由の規定のみならず、彼國民は我國民の信教を妨害せ

ざる旨をも規定したれども、其他の各條約は白耳義條約の規定に同じ。但しペルー、ハワイ、メキシコとの條約には信教に關する何等の規定なし。

右現行條約の規定は、畢竟德川氏以來耶蘇教を嚴禁し或る地方には踏繪の制をも勵行したるにより遂に此明文を要したるものならん。維新の際に至りても耶蘇教の禁は依然として存在し、慶應四年三月定第三札は即ち耶蘇教禁止の舊法を再示したるものなり。然るに明治六年二月二十四日太政官布告第十八號を以て右定札を撤去したるは、人民熟知の件なりと云ふの理由なりしと雖ども、其實は耶蘇の禁を解きたる端緒にして、爾來信教は漸次に自由に傾き、耶蘇教は各地に傳播することを得たりしが、帝國憲法の發布せらるゝや更らに其自由を確保し、第二十八條に於て「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」との明文を見るに至れり。内國人民に信教の自由を許すこと此の如くなるに至りたれば、假令條約の擔保なしとするも、實は外國人に信教の自由を許すべきこと勿論なるの時機に達したるなり。

新條約に於ける信教に關する規定は左の如し

兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て良心に關し完全なる自由、及法律勅令規則に從て公私の禮拜を行ふの權利並に其の宗教上の慣習に從ひ、埋葬の爲め設置保存せらるゝ所の適當便宜の地に、自國人を埋葬するの權利を享有すべし」(日英條約第一條第四項)

右新條約の規定は、畢竟現行條約の舊例を襲用したるまでにて大體に於て現行條約の主旨に異らざるなり。但

し現行條約には居留地內に於て寺院を建設し得るの規定あれども、新條約は內地雜居を許して居留地の制を廢したれば、外國人は何れの地にも寺院を建設して妨げなかるべし。又墓地に關しては、現行條約中には安政五年七月締結の日佛條約にのみ「寺院宮社埋葬地等を設くる」の語ありて、其他の條約には明文なしと雖ども、各地に於て墓地に關する取極あり。又近來は我共同墓地にも外國人を埋葬することを許したれば是れ亦現行のまゝなりと云ふも可なり。

何れの國に於ても往時は宗教に關する軋轢ありて他宗の者を敵視し、之が爲めに屢々騷擾を釀し內亂の底止する所を知らざりしことあり。今日に至るも猶ほ多少其痕迹を存するものありと雖ども、近世に至りては內國人にても外國人にても苟も國の安寧秩序を害せざる限りは、其信教の自由を得せしむるを以て文明の主義となしたり。我國も亦往時耶蘇教を嚴禁し之が爲めに慘酷言ふに忍びざるの處置をなしたることあるも、維新後漸次事實に於て其禁を解きたるのみならず、憲法を以て內國人の信教の自由を確保し、猶ほ條約を以て外國人の信教の自由を擔保せしは、即ち近世文明の主義に率由せしに外ならざるなり。故に新條約實施後に至らば外國人は何れの地に居住するも其信教の自由は內國人と異ることなく、隨て耶蘇宣教師の類は其布教に自由なること、無論今日の比に非らざるべし。(三一・一・一三)

第三十八　宗教（下）

新條約實施せられて外國人內地に雜居するに至らば、耶蘇宣教師の類は布教上今日より猶ほ一層自由を得べしと聞き、當局者間には之が爲めに多少の取締を要すべしと論じ、神官僧侶は之が爲めに多少の保護を政府に望む、との風說あり。此風說をして幾分の事實を含蓄するものとせば、吾輩は其僻見に驚かざるを得ざるなり。

憲法は「安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限り」に於て內國人に信教の自由を許せり。條約は「法律命令及び規則」の範圍內に於て外國人に信教の自由を約せり。故に內國人にても外國人にても憲法條約に違反するに於ては國家は之に干涉することを得べきは勿論なりと雖ども、然らざるに於ては之に干涉することを得べき權利なきものなり。是故に神佛二教の隆盛なると否とは、國法よりして之を見れば、耶蘇教の隆盛なると否と毫も異なる所なし。凡そ國法の眼中には宗教の甲乙なく又利害なし。如何なる宗教にても國の治安に害なきものは其自由に放任し、國の治安に害あるものは如何なる宗教にても之を假藉せざるは、是れ國法上の原則なれば、此點に於ては國法は頗る無情なるものにて、宗教の盛衰興亡殆んど關知する所にあらず。近世開明國に於て宗教の自由なるは全く之が爲めなり。

風說をして事實ならしむれば、當局者の所謂宗教取締なるものは、或は目下神佛二教に關する取締を耶蘇教にも及ぼさんとの意味なるべし。果して然らば實に無用の談なり。目下神佛二教に對する諸法規を見るに、徒らに煩累を釀すものにして、之が爲めに神佛二教の隆盛なるを得るの效もなく、又神官僧侶の道德を堅固ならしむる力もなし。曖昧苟且の法規にして殆んと其主旨の在る所を知るに苦しむものなり。此の如き法規を耶蘇教にまで

及ぼさんと欲せば縦令耶蘇教徒の之を甘諾する如きことありとするも、彼等に寸效なし。而して政府は之が爲めに國法上許さゞる干渉をなしたりとの非難を免かれざるべし。

神官僧侶の政府の保護を望むも亦然り。宗教の盛衰は必らすしも宗教の善惡に伴ふものに非らずして其宗教を宣傳する者の如何に存するは何人も知る所の事實なり。故に神佛二教の隆替は此二教を宣傳する者の自ら修むる所如何に在るなり。然るに近來其宣傳者の道德倫理は如何。世間既に定論あるに非らずや。而して耶蘇教の傳播するに驚き、自ら其不德を補ふ手段として政府の力に依賴せんと欲するは、彼等既に宗教の本領を忘却したるものなり。萬一政府愚にして其希望を容れたりとするも、此の如くにして宗教の隆盛なるを得べき理由なし。

吾輩は宗教に對して恩怨なく又愛憎なし。神佛二教にても耶蘇教にても其盛衰興亡更らに關する所なし。然れども既に憲法、條約に於て內外國人の宗教の自由を許したる以上は、政教全く分離し、一起一仆皆な彼等宗教家の自由に放任せんことを希望する者なり。故に新條約實施後に於て神佛二教に對する法規を耶蘇教にも及ぼさんとするが如きは無用の詮議なりと云はざるを得ず。而して之が爲めに却つて條約違反の紛議を生ぜんも知るべからず。彼等宗教家より多少の保護を望むも之を採用せざるは勿論、成るべくは目下の所謂取締なるものをも漸次に撤去し彼等宗教家の自治に任かすべし。彼等宗教家の自治に任かして、而して後ち彼等の衰頽するも又は隆盛なるも、是れ彼等の自ら爲す所なり。國家は之に關係せずして可なり。(三一・一・一四)

第三十九　沿海貿易（上）

沿海貿易は一時世上に騒然たる議論を醸したることあり。今日に至りても多少世人の注意する所の問題なるが如しと雖ども、世人多くは此問題の眞相を解せざるものに似たり。現行條約に於て沿海貿易に關する規定なりと見るべきものは、左の一項に過ぎざるなり。

又總て日本臣民は日本國產物若くは外國產物を日本の開港に或は日本の開港より或は日本の各開港間に若くは外國港より或は外國港に日本人民若くはオーストリー・ハンガリー國民の所有する船舶を以て輸送することを得（日墺條約第十三條第三項中の一節）

右規定によるときは、外國船舶に直接に沿海貿易を許したるものに非らずして、日本臣民に許すに外國船に搭載して貨物を外國港より我開港場に輸入し、又は我開港場より外國港に輸出し、及び我各開港場間に輸出し又は輸入し得ることを以てしたるものなり。而して此我各開港場間に輸出し又は輸入し得るの規定は、乃ち外國船舶をして沿海貿易をなすことを得せしめたるものなり。何となれば沿海貿易は彼等外國船舶に直接に許したるものに非らずと雖ども、既に日本人民の外國船に貨物を搭載して、我各開港場間に運輸することを條約を以て規定したる以上は、此條約の有效なる間は日本臣民に許したるものを撤回することを得ず。隨て外國船舶は實際に沿海貿易に従事し得ることゝなりたるものなり。況んや當時我海運事業は極めて幼稚なりしに於てをや。外國船舶に

よるの外沿海運輸の道なかりしかば、外國船舶は直接に沿海貿易を許されたると同一の結果を生じたるなり。

現行諸條約を見るに、安政五年締結の米國、オランダ、露國、英國、佛國との條約を始めとして、萬延元年締結の葡國條約、文久三年締結のスイス條約、慶應二年締結のベルジューム條約、イタリー條約、デンマーク條約及び明治元年締結のスエーデン・ノールエー條約、スペイン條約等には、彼我國民は日本官吏の干渉を受くることなくして自由に賣買をなすことを得べしとの規定あれども、沿海貿易に關しては右摘錄したる日墺條約の如き明文すら之なし。然るに慶應二年五月英、佛、米、蘭の四國公使と江戶に於て議定したる改稅約書第十條第一項に於て、始めて「日本臣民は日本の各開港及び外國の各港に於て日本人又は締盟國人の所有する船舶に其商品を搭載することを得べし」との明文を揭げ、爾後此主旨によりて他の諸國と追加條約を締結し、明治二年一月日獨條約に於て亦此規程を揭げ、同年九月締結の日墺條約には直に之を襲用したるものなり。故に沿海貿易は條約の明文に於て之を外國船舶に許したるものに非らざるのみならず、實際に沿海貿易に從事するを得せしめたるものすら、最初の條約には全く其根據なかりしものなり。

外國船舶をして實際に沿海貿易に從事することを得せしめたる條約の規定及び實際の事實は以上記する所の如し。然り而して此沿海貿易なるものは元來外國船舶に許すことを得ざるものなるや。是れ國際上の問題に非らずして國の事情如何に存するものなり。沿海貿易を以て自國民の權利なりと主張する國あり。一時世上に喧傳したる議論も實に斯く主張したり。無論に自國民の權利なるには相違なかるべしと雖ども、此權利を他國人に許すこ

とを得ざるものに非らず。又之を許したりとて我國權を害するものに非らず。若し之を許して自國に利あらば何れの國も之を許すべし。故に歐洲諸國中には沿海貿易を許す國あるのみならず、平時之を許さゞる國に在りても戰爭は中立國の船舶に沿海貿易を許すもの多し。亦以て沿海貿易の許否は其國情如何に存するものにして、國權論に關係なきものなることを知るを得べし。(三一・一・一六)

第四十　沿海貿易（下）

新條約に於ける沿海貿易に關する規定は、甚だ明確なるものにして、左の如し

兩締盟國の沿海貿易は本條約に於て規定するの限に在らず、各其の法律勅令及規則に從ひ之を規定すべきものとす。然れども日本國皇帝陛下の版圖内に於ける大ブリテン國臣民又は大ブリテン國皇帝陛下の版圖内に於ける日本國臣民は此の事項に關しては各右法律、勅令及規則を以て他の外國臣民或は人民に許與し若くは許與せらるべき諸權利を享有すべきものとす

大ブリテン國皇帝陛下の版圖内の二個以上の港へ仕向けたる荷物を外國に於て積載したる日本國船舶及日本國皇帝陛下の版圖内の二個以上の港へ仕向けたる荷物を外國に於て積載したる大ブリテン國船舶は、外國貿易を許されたる仕向港の一に於て其の積荷の一部を陸揚し、而して其最初に積載したる荷物の剩餘を陸揚する爲め他の一港若くは數港へ進航することを得べし。但し常に兩國の法律及稅關規則に從ふべきものとす。但し日本國

政府は本條約の期限間是迄の通り大ブリテン國船舶が帝國の現開港場間に積荷を運輸することを許すことを承諾す尤も大阪、新潟及夷港は此の限に在らず（日英條約第十一條）

右規定によれば沿海貿易を許すと否とは、締盟兩國の隨意にして條約の關する所にあらず。但し既に條約の關する所にあらざる以上は、其關係なき事項を條約に揭ぐるの必要も亦之なきものに似たりと雖ども、此事に關しては既に上篇に述ぶるが如く、實際の情況は外國船舶に沿海貿易を許したるに等しきが故に、締盟兩國の隨意なることを故らに條約に揭ぐるの必要ありしものならん。又右條文の第二項に揭ぐる二個以上の港に仕向たる積荷の陸揚に關する規定は、畢竟沿海貿易に類似の事情を生ずる恐ある事柄なるを以て、條約に於て之を明瞭になし置き、其濫弊を防止するの必要に生じたるものならん。第三項但書に至りては、現在の事情を激變すること能はざるに原因したる規定にして、始めて締結する條約は格別、舊條約の改正としては往々此類の規定を見るも已むを得ざる次第なり。而して此第三項但書によれば、現開港場中に於て新條約有效期間即ち實施後十二箇年間現在の情況を繼續すべきものは、横濱神戸長崎函館間の航海に止まるべし。其餘大阪新潟及び夷港は云ふまでもなく新條約實施後に外國貿易の爲め開かるべき諸港に於ても、無論に條約上には沿海貿易を許されざるなり。

沿海貿易に關し現行條約及び新條約の規定と實際の情況とは上篇以來既に記する所の如し。然れども沿海貿易は外國船舶に許すも國權を害したるものと見るべからざるは、上篇に述るが如くなるに因り、歐洲諸國に於ても何等の制限を設けずして外國船舶に沿海貿易を許すものあり。又多少の制限を付して之を許すものありと雖ども、

要するに絶對的に之を禁止するもの甚だ少し。而して其絶對的に禁止するものと雖ども其理由は國權論に起るに非らずして、國内の事情に生じたるものなり。我國の如き近來航海の業著るしく進歩し、且つ航海奬勵法及び造船奬勵法等の設けありて、殊に之を奬勵する程なれば沿海貿易を外國船舶に許すの必要は毫も之なかるべしと雖ども、然れども他日若し其必要を生ぜば、我法令を以て之を外國船舶に許すに於て國權上何等の妨げなかるべし。去二十七八年の日清戰爭の際に當り、我船舶缺乏を告げ頻りに外國船を購入し又は傭使したるも、猶ほ其缺乏を補ふに足らざりし如き事實あり。之が爲めに我沿岸航海は殆んど杜絶せんとするの恐ありしは、今猶ほ世人の記憶する所なるべし。斯る場合に於ては我法令を以て中立國の船舶に沿海貿易を許すことも亦我隨意にして、而して焦眉の急を救ふことを得べきは勿論なり。但し之を許すに於ては、或る地方を限るも又は或る年月を限るも、固より我隨意なるべしと雖ども、既に右摘錄したる條約の存在する以上は其第二項末文に掲ぐる「他の外國臣民或は人民に許與し若くは許與せらるべき諸權利を享有すべきものとす」との規定は、何れの國との條約にも之あるが故に、或る一國の船舶に之を許すに於ては同時に他國の船舶にも之を許さゞるを得ざるは勿論の事なり。

（三一・一・一七）

第四十一　新條約實施後に於ける開港場（上）

現在の開港場は、各國との條約によりて開らきたるものなることは何人も知る所なり。而して開港當時に在り

ては、國內多數の議論は之を好まざるのみならず、之を妨げんとする者多きが爲めに各國との約言を履行すること能はず。其約言を履行すること能はざるが爲めには、我國權國利を害したること幾何なるかを知らざりしなり。然るに爾來文化漸く進み世人外國交際の何物たるを解すると同時に、外國貿易の利益を知り、現在の開港のみにては其不便に堪えずして、遂に特別輸出港なるものを設け、夫れにても猶ほ足れりとせずして開港外に於ける特別輸出入港なるものをも設くるに至れり。

新條約實施後に至り、現在の開港場及び特別輸出港並に開港外に於ける特別輸出入港の類は如何に變化すべきや。新條約には開港に關して何等の規定なきにより、現行條約の消滅と同時に現在の開港場なるものは其性質を失ひ、單に外國貿易港たるに至り、之と同時に現在の特別輸出港及び開港外に於ける特別輸出入港なるものも亦內外國人一般に貨物を輸出し又は輸出入し得べき外國貿易港に其性質を變ずべし。是れ恰も內地雜居を許したるが爲に居留地なるもの其性質を變じて我市區に編入せらるゝと同一なる理由にして、條約を以て規定したる現開港場は其條約の消滅によりて普通の外國貿易港に其性質を變じ、而して之と同時に他の特別港は普通の外國貿易港に其性質を變ずるものなり。

明治二十七年法律第二十號を以て設定したる特別輸出港も、其前後に設定したる此類の特別港も、其他明治二十九年法律第十八號を以て設定したる開港外に於ける特別輸出入港も、帝國臣民所有の船舶に限りて出入することを許されたるものなり。是れ現行條約に於て外國船舶の爲めに特に開きたる現開港場ありて、不開港には外

船舶の出入を許さゞるに因り、特に日本船舶に限りて出入を許したるものなりと雖ども、既に內地を開放して所謂開港場なるものを消滅せしめたる後に至りては此の如く內外國人を區別したる法規は自然の結果として其效用を全うすることを得ずして、外國船舶にも之を普及すべきものとなるべし。之に關する新條約の規定は左の如し

該臣民は他の一方の版圖內の各地、諸港及諸河にして外國通商の爲め開かれ又は開かるべき場所へ船舶及貨物を以て自由に到るを得（日英條約第三條第三項中の一節）日本國皇帝陛下の版圖內の諸港へ日本國の船舶を以て適法に輸入し若は輸入せらるべき總ての物品は、亦大ブリテン國の船舶を以て同樣に右諸港に輸入することを得……又大ブリテン國皇帝陛下の版圖內の諸港へ大ブリテン國の船舶を以て適法に輸入し若は輸入せらるべき總ての物品は、亦日本國の船舶を以て同樣に之を右諸港へ輸入することを得（同第八條第一項中の一節）輸出に關しても前項の場合と同樣全く均等の取扱を施すべし（同第八條第二項中の一節）

兩締盟國の一方版圖內の海港、海灣、船渠、河川或は其の他の碇泊所に於て船舶の繫留又は貨物の船積、船卸に關する一切の事項に就ては、內國船舶に許與せざる特典は均しく他の一方の締盟國の船舶にも許與せざるべし。（同第十條中の一節）

右の規定によれば、何等の事項を論ぜず內國船舶に許與したる以上の特典を外國船舶に許與する必要なること勿論なりと雖ども、既に內國船舶の自由に出入することを許したる外國貿易港には外國船舶も亦自由に出入することを得るは明かなる事實なり。故に今日に於てこそ、內外國船舶を區別するものなりと雖ども、新條約實施後

に至りては今日內國船舶に特別輸出を許したる港には外國船舶も亦自由に出入して特別輸出をなし得べく、又今日內國船舶の爲めに輸出入港たるものは、新條約實施後に於ては無論に今日の開港場と毫も異らずして、外國船舶は自由に出入して輸出入をなすを得べし。但し右論ずる所は本論第三十九及び第四十に摘錄したる沿海貿易の規定とは全く別事に屬し、相混同すべきものには非らざるなり。(三一・一・一八)

第四十二　新條約實施後に於ける開港場　(下)

新條約實施後は目下內國船舶に限りて許せし特別輸出港も、外國船舶の特別輸出をなす所となり、開港外に於ける特別輸出入港も、實際外國船舶の自由に出入して輸出入をなすべき現開港場と異らざるに至るべし。然れども右は上篇にも論ぜし如く、沿海貿易とは固より關係なきものなり。故に假りに之を實例に示すときは左の如くなるべし

第一、輸出の場合に於ては、外國船舶は內國船舶同樣に、現開港場に於ては勿論、特別輸出港に於ても、又特別輸出入港に於ても、貨物を搭載して外國に航行することを得べし

第二、輸入の場合に於ては、外國船舶は內國船舶同樣に、外國に於て搭載したる貨物を積みて、現開港場は勿論、特別輸出入港にも入港し、其貨物を陸揚し、殘餘あるときは他の現開港場又は特別輸出入港の一港又は數港に入港して、其殘餘を陸揚することを得べし、但し特別輸出入港に入港して陸揚することを得ざるは勿論の

事なり

右の如くなるにより、現開港場に對して使用したる「特別」なる文字は、輸出港に關しては效力なきに非らずと雖ども、輸出入港に關しては特別なる性質を失して、普通貿易港たることと恰も現開港場の如くなるべし。沿海貿易の場合は之に異りて、本論第三十九及び第四十に論じたる如く、其場所は條約上函館橫濱神戶長崎に限りたるが故に、左の如くなるべし

外國より來り又は外國に赴く外國船舶は、函館橫濱神戶長崎間に於て、此等の諸港に仕向けたる貨物を搭載し此等の諸港に於て之を陸揚すること自由にして、此間の航海に限りては、內國船舶と異なることなかるべし

是故に現開港場は勿論の事なり、明治二十九年法律第十八號開港外に於て外國貿易の爲め船舶出入及び貨物輸出入を許したる特別輸出入港なるものも、新條約實施後に於ては純然たる外國貿易港にして、即ち現開港場と同樣なる性質を有するものに變化すべし。而して同法律第一條により明治二十九年勅令第三百十六號を以て指定したる特別輸出入港は博多、唐津、口の津、敦賀、境、濱田の六港に過ぎずと雖ども、此等の數港に限らず漸次に其數を增加すべきことは勿論、同法第三條によれば此等特別輸出入港を閉鎖するときは六箇月前に勅令を以て公布することの外、何等の制限なければ之を閉鎖すること政府の自由なりと雖ども、新條約實施の際に至りて俄かに之を閉鎖するが如きことあらんには、國際上面白からざる結果を生ずべきのみならず、海外貿易を獎勵する主旨にも反すべきにより、濫りに閉鎖する如きことなきを希望せざるを得ざるなり。

外國貿易港を增加したるの一事を以て、直ちに外國貿易の隆盛を來たすべしと認むることを得ざるは勿論なりと雖ども、既に內地を開放して外國人の雜居を許し、外國人をして內國人と同樣に商工業に從事せしむる以上は即ち內國人をして內地に於ける外國人と競爭するの位地に立たしむるのみならず、進んで外國貿易を營むに於て亦外國人と競爭の位地に立たしむるものなれば、外國貿易の爲めに出來得るだけは其便宜を得せしむべし。但し其便宜は無論同時に外國人も亦之を得べきものなりと雖ども、斯くの如くにして而して始めて我國をして各國と實際に同等なる位地に立つを得せしむべき者なるに因り、新條約實施後に至らば、現在の開港は勿論なり。現在の特別輸出入港の類も成るべく之を增加して、以て外國貿易の便宜を圖ること必要なるべし。區々たる現在の數港に安んせば、縱令內地の交通日を逐ふて便利なることを得るとするも、外國との交通は其不便を免れずして、之が爲めに國力の發達を阻害すること、僅少ならざるべし。（三一・一・一九）

第四十二　外國人の歸化及び國籍

現行法令中、帝國臣民の外國に歸化すること、及び外國臣民の帝國に歸化することに關する規程は殆んど之なし。新條約實施の準備としては、帝國臣民の外國に歸化することは暫く置くも、外國臣民の帝國に歸化することに關しては、相當の法規なかるべからざるなり。內地雜居の後に至り、猶ほ現情のまゝ放任せんか、外國人は永久外國人として存在するのみならず、或は其本國籍を失ひたるに拘らず、猶ほ日本國籍を有する能はざる者も之あ

らん、殊に內外國人の間に出生したる子女に關しては、國籍上言ふに忍びざるの混雜を釀さんも知るべからざるなり。

また實施せられざる法典中には、多少歸化及び國籍に關する條項なきに非らずと雖ども、未だ以て十分なりとなさゞるのみならず、維新以來內外國人の分限に關する法令は左の結婚法規あるのみなれば、新條約實施後に於ては無論に周密なる規定を要するものなり。

明治六年三月布告第百三號

自今外國人民と婚姻差許左の通條規相定候條此旨可相心得事

一、日本人外國人婚姻せんとする者は日本政府の允許を受くべし

一、外國人に嫁したる日本の女は日本人たるの分限を失ふべし若故有つて再び日本人たるの分限に復せんことを願ふ者は允許を得能ふべし

一、日本人に嫁したる外國の女は日本の國法に從ひ日本人たるの分限を得べし

一、外國人に嫁する日本の女は其身に屬したる者と雖も日本の不動產を所有することを許さず但し日本の國法並に日本政府にて定めたる規則に違背することなくば金銀動產を持携するは妨げなしとす

一、日本の女外國人を婿養子と爲す者も亦日本政府の允許を受くべし

一、外國人日本人の婿養子となりたる者は日本の國法に從ひ日本人たるの分限を得べし

一、外國に於て日本人外國人と婚姻せんとする者は其國或は其近國に在留の日本公使又は領事官に願出許可を乞ふべし公使及び領事官は裁可の上本國政府へ屆出べし

以上は維新以來今日まで實行せらるゝ內外人結婚に關する唯一の法文なり。之を除きては歸化法も國籍法も存在せざるなり。

內外人結婚に關する以上の法規其物と雖ども、不備のものなることは喋々の論を費やすまでもなし。但し今日までは內地雜居もなく、歸化問題の生じたることも甚だ稀れなりしが故に、別に法規を制定するの必要も之なかりしならんと雖ども、新條約實施後に至りては內外國人の結婚は勿論の事なり、其他外國人は如何にして日本に歸化すべきや、其歸化したる者は何れの時期に於て內國人同樣の公權を得べきや、內外國人の間に出生したる公生及私生の子女は如何なる國籍を有し、又如何にして其國籍を失すべきや、凡そ此等歸化及び國籍に關する法規は諸法典の實施せらるゝ時に至るも、猶ほ周密なる特別法を要すること明かなるものなり。

吾輩は固より毫も排外思想を有する者に非らずと雖ども、同時に又一部論者の嘗て唱道したる人種改良論などに贊同する者にも非らざるなり。然れども外國人をして條約上の權利として、內地に雜居せしめ、內國人と同樣に商工業を營ましめ、之に加ふるに民法第二條の規定によりて、條約及び法律に於て禁ぜざる限りは內國人同樣の私權をも許與するに於ては、內外國人の結婚も今日よりは頻繁なるべし。內外國人の間に出生する子女も今日よりは多數なるべし。外國人の日本に歸化せんと欲する者、及び國籍の明かならざる者も亦隨つて生ずべし。殊

に歸化人の公權に關しては最も正確なる規定を要するものなれば、新條約實施の自然の順序として、歸化及び國籍法の必要なるに至ること、炳として火を睹る如くなるべし。（三一・一・二一）

第四十四　無條約國人

無條約國人は條約上に擔保せられたる權利なき外國人なり。故に新條約の實施とは何等の關係を有せざるものなりと雖ども、既に各國と對等條約を締結し、之を實施して各國と同等の位置に立つに於ては、無條約國人に對しても各文明國に於ける此等外國人の取扱と甚だしき相違なきを要すべきは、當然の事なるべし。

或る論者は無條約國人は殆んど總ての權利なきものにして賣奴にも等しきものなりと云へり。或る論者は之に反して無條約國人は條約上何等の規定なければ全く內國人と異ならざるものなりと云へり。此二論は一は賣奴にも等しきものとなし、他は內國人に異らざるものとなし、各々極端に走れるものなりと雖ども、此等の議論は今日の文明世界には等しく排斥せらるべき僻論にして、畢竟條約の何ものたるを知らざる議論なり。

條約は締盟兩國の權利々益を規定したるものにして、締盟兩國は其規定に羈束せらるゝものなり。故に締盟國の一方の政府及び人民は條約上に得たるものは、之を權利として主張することを得べしと雖ども、條約なるものは元來兩國政府及び人民の總ての權利々益を悉く規定したるものに非らざるべきなり。兩國の間に現に存在し若くは將來存在すべき權利々益にして、相互の約諾によりて之を明文に掲げたるものは即ち條約なり。故に條約に

揭げざる權利々益は其數甚だ多かるべきは當然の事にして、而して其掲げざる事項は兩國の自由に屬し、兩國互に相扞制することを得ざる獨立權內に包藏せらるゝものなり。而して其獨立權內に屬する事項なりとて、天理人道に背き暴戾を逞うして可なりと云ふには非らず、各々文明の主義によりて其版圖內に在住する總ての外國人を支配すべきは公法上の原則なれば、此點に關しては條約國人も無條約國人も、實は毫も異る所あるものには非らざるなり。

往古は更らなり、僅々百年以前に在りても、歐洲各國ともに外國人の待遇に關して猶ほ野蠻の遺習あり「ドロア、ドウベーヌ」など稱するものすら行はれたることありと雖ども、近世文明の進歩は此の遺習を一掃したり。故に凡そ外國人に對する待遇は大に改良し、我民法第二條に掲ぐるが如き主義は、漸次各文明國の間に行はれて、今は殆んど條約の有無を問はざるに至れり。本邦に在りては無條約國人に對しては、僅かに東京居留地競賣規則橫濱居留地取締規則等に散見するものありと雖ども、特に之が爲めに制定したる格段の法令なし。然れども彼等無條約國人は我法權の下に服從し、其權利々益を擔保せられたる條約なしと雖ども、幸に其生命財產は安全なることを得るものゝ如し。是れ皆な我文明の賜なりとは云へ、實は文明諸國普通の事なり。

是故に無條約國人は條約上の權利なしと雖ども、其權利なきの故を以て之を賣奴に等しきものと見るを得ざるは勿論、同時に亦之れを內國人と同樣なるものと認むることを得ざるなり。無條約國人も亦一の外國人のみ、條約上規定したるものゝ外、一般外國人に許與したる權利々益は無條約國人にも之を許與すべし。現行條約は日本

に於ける外國人の權利々益のみを規定し、新條約の如く對等のものに非らざれば、歐米に在留する日本人は、彼國內に於て條約上權利々益を有する者に非らず。然れども歐米各國は日本人を一般外國人と同樣に之を待遇し、條約上特定のものゝ外、他の外國人に許與する權利々益は之を日本人にも許與するに非らずや。要するに條約國なればとて、條約上の規定若くは最惠國條款なければ、其權利々益を取得する點に於ては無條約國人と異るものに非らずと雖ども、各文明國は日本人を賣奴同樣に待遇するにも非らず。又之を內國人同樣に待遇するにも非らず。均しく之を外國人として、一般外國人に許與すべき權利々益を許與し、他の外國人と區別せざるに非らずや、亦以て所謂文明の主義なるものを知るに足るべし。故に新條約實施後に至らば、條約上の擔保なき無條約國人と雖ども亦一般外國人と同樣に其權利々益を許與すべきものなり。（三一・一・二二）

第四十五　結論

回顧すれば嘉永七年三月三日米國特派使節ペルリと神奈川に於て和親條約を締結して以來既に四十五年、此間國內の政變あり外交の消長ありと雖ども、爾來締盟國は其數を增加し、今日に至ては條約國と稱すべきもの既に二十餘箇國、此內條約改正を要せしもの十五箇國、今や佛墺二國を除くの外其事業も既に已に完結したり。一部一局に就て之を論ずれば多少議すべきもののなきに非らずと雖ども、大體に於て我國運の進步も亦盛んなりと謂はざるを得ざるなり。

維新前始めて外國交際を開きたる當時は鎖國の迷夢俄かに覺めずして國內種々の紛擾あり、爾來漸く外交の已むを得ざるを悟りたる人も之なきに非らざるべしと雖ども、要するに鎖國攘夷の論は猶ほ四方に喧然たりしなり。維新の時に至りて國是一定、始めて外國交際の基礎を開らきたり。其宣言左の如し

明治元年正月十四日布告

外國の儀は先帝多年の宸憂被爲在候處幕府從來の失錯により因循今に至り候折柄世態大に一變し大勢誠に不被爲得已此度廟議の上斷然和親條約被爲取結候就ては上下一致疑惑を不生大に兵備を充實し國威を海外萬國に光輝せしめ祖宗先帝之神靈對答可被爲遊叡慮に候間天下列藩士民に至る迄此旨を奉戴心力を盡し勉勵可有候事

但是迄幕府に於取結候條約之中弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被爲在候猶外國交際の儀は宇內の公法を以取扱可有之候此段相心得可申候事

右布告は維新後外國交際に關し始めて國是を宣言したるものなり。今日より之を見れば文中奇異なるものなきに非らずと雖ども、之を當時の事情に推考すれば亦當然の主旨なりしなり。而して右布告但書中「弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被爲在候」とは即ち現行條約の改正を意味せしものと見るの外なし。然れども爾後我外交は猶ほ幼稚にして之を改正することを得ざりしのみならず、實は如何に之を改正すべきやの定案もなかりしが如し。故に本論第四に記せし如く、條約改正の事業實際に着手せられたるは、明治十二三年にして、即ち右宣言以來十二三年の後なりしなり。然るに幸に官民一致の勵精と國力發達の結果とにより、明治二十八年に至りて

日英新條約の調印を見、今日に至りては未だ批准公布を經ざるものありと雖ども、新條約の締結せられざるものは既に之なきに至れり。以上の事實に依り吾輩は新條約實施を以て第二の維新なりと云はんと欲する者なり。何となれば外國交際の創始は四十五年前に在りしと雖ども、當時の外交は國論に反せし已むを得ざるの交際にして維新の時に至りて、始めて外國交際の國是を定め、國內の百政を一新したれば、之を第一の維新となし、爾後國權國利の恢復に從事し、新條約の實施に至りて、再び國內の百政を一新し、各國と對等の位地に立つことを得るが故に、之を第二の維新なりと認めざるを得ざればなり。

是故に吾輩の政府及び國民に望む所は、區々の鬩牆は之ありとするも、新條約の實施に關しては擧國一致速かに之れが準備をなして、以て第二の維新を成功するに在るなり。試に海外の大勢を見よ。一葦帶水を隔つる支那朝鮮には、既に妖雲の橫はるものあるに非らずや。遠く歐米の事情を見れば國力の發達は外交をして益々複雜ならしめ、到底現情のまゝに繼續するを許さゞるものあるに非らずや、我國たるもの近隣に恃むに足るの國なく、東洋に屹立して、古來未だ曾て見ざるの位地に進み、各文明國と對等の交際をなすことを得るは、豈に尋常容易の業ならんや。政府及び國民は唯だ進取の一方に向ふべし。苟も退守の心を生ずべからず。彼等外國人に與ふべきものは之を與ふべし、許すべきものは之を許すべし。彼等外國人と共に我國力の發達を圖るを要す。若し然らず、開國進取の國是の進行する側らに、排外思想の暗行するものありて、陰に陽に進行を妨げんか、到底此競爭世界に國力を伸張すること能はざるなり。吾輩こゝに感あり新條約實施準備の概論を草せり、政府及び國民は術策

する所ありて可なり。

本論篇を重ぬること四十餘回、細條に入れば猶ほ論ずべきものありと雖ども、大體は既に之れを盡せりと信ず、依て一ト先、筆を此稿に止むべし。（明三一・一・二三＝三一・五刊）

新條約實施準備補遺

小引

本論は余口演して社員に速記せしめ昨年十月六日より同十一月十五日に至る我大阪毎日新聞に分載したるものなり。

曾て讀者の希望を容れて「新條約實施準備」を小冊子となし刊行したれば其補遺たる本論も亦例に依れり。

明治三十二年二月

大阪毎日新聞社に於て

原　　敬

新條約實施準備補遺目次

第一 總論

條約改正は維新以來の宿業であつて、之を成功せざれば各國と對等の位置に立つことは出來ない。依て朝野共に其改正事業に熱心したる次第であるが、明治十三四年頃井上伯の始めて豫議會を開きたる以來、同伯の案も、大隈伯の案も、皆失敗に歸し、榎本青木の二子も改正を企てたが、是れ亦成功を見ずに終つた。明治二十五年の八月に伊藤內閣の外務大臣として、陸奥伯其局に當り、同伯の非凡なる技倆と非常なる盡力とに因り、明治二十七年七月十日に始めて日英の間に對等條約を締結することが出來、爾來漸次に各國との條約は締結せられて、遂に今回發布になりたる墺國條約を以て、條約改正は悉皆完結した譯である。

右の次第なれば、新條約の實施に關しては、政府は勿論の事なり、一般國民に於ても、相當の準備を要することゝ思ふが故に、先般も不肖を省みず「新條約實施準備」と題して數日の紙上を費し、多少政府及び國民の注意を喚起したる積であるが、シカシ當時佛國との條約及び墺國との條約は未だ公布に至らず、佛にしても墺にしても、大體に於ては從來締結の各國條約と大差なかるべしとは信ぜられたなれども、兎に角未だ公布に至らざるが故に、之に論及することが出來得なんだのである。然るに佛國條約は其後同國の議院を通過し、今年に至りて公布せられ、墺國條約は未だ同國の議院を通過せず、隨て批准交換も相濟まぬとの事であるが、夫れにも拘らず實施することゝなりて、是れも今回公布になりたれば、これにて條約改正を要したる十五箇國との條約は盡く完

結し、今後政府及び國民の事業としては、其完結したる新條約の實施準備をなすに過ぎない。

然るに日墺條約に就て目下其の效力を疑ふ者がある。即ち未だ墺國皇帝の批准を經ざるものが、日本のみに於て發布したりとて、又日墺兩國政府の間に如何なる協議が成立したりとて、此條約は批准以前に效力を生ずることは疑はしいと言ふ說である。條約は批准に依りて確定するものなりと言ふ原則より論ずれば、其疑ひは無理ならんことである。併しながら是等の說は恐らくは公法學者の說ではなからう。條約を締結し其條約を批准して而して始めて效力を生ずると云ふことは、原則には相違ないが、是れは普通の例に過ぎない。孰れの場合に於ても條約は其原則通りになつて居る譯ではない。

時と場合に因りては批准に先だちて條約を實施することがある。現行日墺條約にしても、既に其例の一に居る。明治二年九月十四日締結の現行日墺條約の第二十四條には、調印の日より十二箇月以内に成るべく、速に批准を交換すると規定してあるが、其次の項には本條約は本日より施行すと記載してある。即ち批准に先だつて條約を實施したのである。是れは日墺條約の場合のみでない。其他の現行條約も大概さう云ふ順序になつて居る。多分當時交通不便なりしが爲めに、此規定を設けたのであらうが、シカシ斯樣なる事は各國に於ても例の多いことで、其例の最も著しきものにして誰も知り居るものは、千八百四十年の英佛獨露とトルコとの間に締結せられたエヂプト關係の條約である。此條約は批准に先つて實施して居る。尤も斯樣なる場合には總て條約中に批准に先つて實施することを記載してあるが、是は必ずしも缺くべからざる條件ではない。條約に記載なくとも公文にて其事

を規定すれば夫れで宜しい。即ち今回の日墺條約は其場合に適當してゐると思ふ。ツマリ條約なるものは其形式の如何に拘はらず、兩國の協議に依りて決定し、而して兩國を羈束すると云ふ原則より推せば兩國の約諾あるに於ては批准前に實施するも差支ないのである。況んや日墺條約は來年七月十七日以前に決して批准交換せらるゝことなしと言ふ譯でもない。それ迄には隨分批准交換は出來得るかも知れない。此事に關しては歐米の公法學者中に種々の議論もあるが、要するに批准交換前に條約を實施したりとて之を否認する者はない。即ちホイトンの如き、トラウキルチユキスの如き、フキヨールの如き、カルウオーの如き皆此方法を以て公法違反なりとは認めて居らぬ。故に吾輩は世間種々の議論あるに拘らず、今回發布せられたる日墺條約を有效のものとなし、且つヨシ批准に先つて實施せられたりとて之れを違法の處置とは認めない。但し日墺條約は批准を交換し、然る後に實施せらるべき趣旨を以て締結してあるのであるから、批准に先つて實施せらるゝに於ては、總ての順序に狂ひを生じ多少の不都合を釀すに相違ない。此事に關しては尙ほ日墺條約の部分を論ずる時に述べやうと思ふ。

要するに今回發布せられたる日墺條約を終りとして、條約改正の事業は既に完結し、來年七月以後豫期の如く新條約が實施せらるゝに於ては、第二の維新と稱したる時期が玆に到來して、各國と始めて對等の位置に立つことも出來るのである。依て政府も國民も此際深く覺悟する所ありて、切角權利上に得たる對等の位置を實際上に於て失ふが如きことの無いやうに注意しなければならない。是れ即ち吾輩の再び玆に所見を述ぶる所以である。

但し吾輩の所見は既に登載したる「新條約實施準備」中に大體を盡せりと信ずるが故に、今回は成るべく重複を

避くる積りであるが、時としては議論の情勢重複に渉ることなしとも限らぬ。是は豫め讀者の諒察を乞はねばならぬ。

第二　各國新條約の要領

先般登載したる「新條約實施準備」は、事柄に因りて問題を定めたれば、各國との新條約は其論中に引用したれども、一讀の下に各國新條約の要領を知るの便宜を缺きたるやうに覺ゆ。依て調印の順序に從て各國新條約の要領を述べやうと思ふ。

（一）日英通商航海條約

英國との通商航海條約は明治二十七年七月十六日に調印したるものにして、條約本文は二十一箇條より成立し、それに議定書と三通の公文が附屬して居り、又其後此條約の規定に基き明治二十八年七月十六日に調印したる追加條約がある。これにて日英條約は完結してゐる。

此英國との條約は、改正條約の調印せられたる最初のものにして、他の諸國との條約は大概之を標準として決定したる事情である。帝國政府より各國政府に提出したる原案は固より一樣であるが、既に英國との條約に於て多少原案を修正して調印を了りたる以上は、それ丈けの事は他の諸國との條約に於て讓歩しても差支ないが故に、他の條約は多く之に據つたのである。故に日英條約に就ては、他の條約に比して少し詳しく論究して置きたい。

抑々帝國政府より各國に提出したる最初の條約改正案は井上伯案である。これは當時世間に議論のありたる如く甚だ不十分なるものであつて、居留地の如きも當分は之を全廢せず、領事裁判に至りても或る年限の間は保存すると云ふやうな次第で、兎に角過渡時代に適用すべき案であつたのである。又此案に次で各國と協議を開きたる大隈伯案なるものも其通りで、井上伯案に比して更に進歩したることは見出さぬ。加ふるに裁判制度の如きに至りては、エヂプトに於ける混合裁判の如きものを設ける趣意であつたのである。之が爲めには大隈伯は遂に其職を去らざるを得ず、又其隻脚を失ふと云ふ樣な騷動に陷つたのである。去りながら此井上伯案にしても大隈伯案にしても、過渡時代に適用すべき案としては、恐らくは是より以上の事は出來得なかつたかも知れない。

然るに之に反し陸奧伯案なるものは、過渡時代に適用する案に非ずして、純然たる對等條約案であつたのである。元來條約なるものは兩國の協議に因りて決定するものであるが故に、必ずしも我に於て遠慮して過渡時代に適用すべき案のみを提出するには及ばない。我權利々益を主張せんが爲めには、純然たる對等條約案を提出するが至當である。尤も現行條約なるものは、甚だ我に不利益にして彼に利益なるものがあり、又井上伯案にしても大隈伯案にしても、現行條約に多少修正を加へたに過ぎない案であつたから、依然として外國の權利々益を多く規定してあつた。それ故に純然たる對等條約案を提出したりとは云へ、此從來の行掛を悉く棄去ることは實際に於て出來得ないのである。依て已むを得ず現行條約若くは井上伯案大隈伯案の如き箇條を襲用したる處がある。例へば法典實施を條約實施の條件と爲したるが如き、又沿海貿易を條約外に置きながら、大阪新潟夷港を除くの

外現在の開港場間に外國船舶の貨物を運送することを從來の如く許して居ると云ふやうな類は、皆な此關係より生じたる規定である。去りながら全體の精神に於ては對等條約たることを失はぬことは、此條約全文を通讀して固より明瞭なる次第である。

此日英條約の條項に就て悉く之れを評論することは、先般登載したる「新條約實施準備」と重複に渉る箇條が多い。故に成るべく之を避けやうと思ふが、併し此條約は各國條約の標準となり各國條約と對照すべきものであるから、或は重複に渉ることあるも其概要を茲に摘錄するの必要があると思ふ。

日英條約第一條は、兩締盟國の臣民は各々其住する所に於て旅行、住居の保護及び身體財産の保護並に裁判所に出訴する權利、宗教の自由及び過當なる租稅を徵收せざる擔保等を規定したるものにして、要するに兩締盟國に於ける臣民の權利々益を、內國臣民若くは最惠國臣民と同樣の位置に置くと云ふ趣意を以て規定したるものである。第二條は兩締盟國の臣民は、陸軍、海軍、護國軍、民兵等に論なく總て强迫兵役を免れ、又其兵役に代るべき所の納金又は强募公債、軍事上の賦斂等を免るゝ趣旨を以て規定したるものである。第三條は通商航海の自由及び營業の自由を規定し、第四條は住居若くは商業の爲めに供する家宅、製造所、倉庫、店舖等の構造物は、法律勅令に據るに非ざれば侵すべからざる事を規定し、第五條は兩締盟國の生産及び製造に係る物品を左に輸入するに於ては、他國の生産又は製造に係るものと同樣の取扱をせねばならぬと云ふことの規定である。第六條は輸出物品に對して兩締盟國は他の外國に輸出する同樣の物品に對して同樣の稅を課するでなければ、輸出稅を課せ

ぬことを規定してある。第七條は內地通過税を免除するのみならず、倉入、奬勵金、便益及税金拂戻等の事項に就ては、兩締盟國の臣民は內國臣民と同樣の取扱を受くる規定である。第八條は兩締盟國の船舶は何れの所より其物品を輸入するとも又は輸出するとも、其適當に規定せられたる税金及び雜費の外は徵收せぬ事を規定してある。第九條には噸税、港税、水先案內料、燈臺税、檢疫費、其他之と同種の税金は、內國船舶若くは最惠國船舶と同樣のものでなければ、兩締盟國に於て課税せぬ事に規定してある。第十條は海港、海灣、船渠、河川或は其他の碇泊所に於て、船舶の繫留又は貨物の船積等に關しては內國船舶に與へぬ特典は兩締盟國の船舶に與へぬ事に規定してある。第十一條は、沿岸貿易は兩締盟國の法律勅令規則に據て規定するものであるから、條約には規定しないが、併しながら二箇以上の港へ仕向けたる荷物に就て、其一港に於て積荷を陸揚し、殘を他の一港へ陸揚することを兩締盟國に於て許してある。而して日本に於ては特に本條約の有効期限間、大阪新潟夷港を除くの外、英國船舶の現開港場間に於て荷物を運搬することを許すことを規定してある。第十二條は兩締盟國の軍艦商船等の暴風或は危難に遭遇したる時の救助に關する事を規定してある。第十三條は兩締盟國は各其國法に從て船舶の國籍を定むることを規定してある。第十四條は海員が各自の所屬國に於て脫船したる時の外、兩締盟國は互に之を取押へることの補助を與ふることを規定してある。第十五條は最惠國條欵の規定であつて、他國の政府、船舶、臣民或は人民に許與し、或は將來許與すべきものは兩締盟國に於て無條件にて互に許與することを規定してある。第十六條は領事官の駐在に關する規定である。第十七條は法律の定むる所に從て、兩締盟國に於て專賣特許、商標

及び意匠に關して内國臣民と同樣の保護を與ふる事を規定してある。第十八條は日本に於ける居留地を新條約實施後市に編入する事を規定してある。第十九條は英國殖民地にして此條約を適用せざるものを掲げ、而して批准交換後二箇年以内に加入せんと欲する殖民地は、東京駐剳英國代表者を經て其旨を通知すれば之を適用し得ることを規定してある。第二十條は從來の總ての條約及び之に附屬したる領事裁判權は、總て新條約實施の日より消滅する事を規定してある。第二十一條は此條約の實施期限を規定してある。其規定に據れば調印の日より少くも五箇年後でなければ實施しない。而して其實施の通知は調印の日より四箇年を過ぎたる後は何時にても爲すことが出來る、又此條約は實施後十二箇年間有效である。十一箇年後に此條約を終了する旨を通知すれば、其通知後十二箇月を經て條約は消滅する筈である。第二十二條は批准交換の事を規定したるに過ぎない。

以上は日英條約の本文の概要であるが、各國新條約は明治三十二年七月十七日より實施せらるゝ筈であると今日迄世間一般に唱へ來つたのが、畢竟右日英條約第二十一條に原因することである。同條に調印後五箇年にして實施するとある、其五箇年は即ち明治三十二年七月十七日に當り、又其實施期日一年前に通知するとある、其一年前は即ち今年七月十六日に當る。此標準一たび確定したるに依り、各國との條約は皆な三十二年七月十七日より實施する目的を以て協議を開いたのであるが、併しながら新條約中には通知期日の七月十六日に當らぬものもある。但し七月十六日に當らぬ分は七月十六日以前になつて居るから實際に差支はないが、獨りフランスとの條約は八月四日でなければ、實施の通知が出來ぬやうになつて居る。之に就ては貴府は何等かの處置を爲さねばなら

ぬが、兎に角大體に於て明治三十二年七月十七日より各國條約を實施する方針を取つたのは、即ち此日英條約は明治廿七年七月十六日に調印せられて居るからである。

又議定書は第一に本日調印したる通商航海條約の批准交換後一箇月後には、輸入物品に對し此議定書に附屬したる契約税則を適用し、其他の物品に就ては日本國定税率を適用して差支へない事を規定し、第二には現行の旅券方法を擴張して、十二箇月間有效の旅券を英國臣民に與ふる事を規定し、第三には領事裁判の廢止に先ちて工業及び版權の保護に關する列國條約に加入すべき事を規定し第四には精糖の輸入に對し、內國產出若くは製造の精糖に增税する時は、其高と均しき高に達する迄は關税を引上げ得る事を規定し、第五には此議定書は通商航海條約と同樣の性質を持つ事を規定してある。但し此議定書に附屬したる契約税則は他國の條約成立せざる間は最惠國條款の關係の爲めに之を實施することを得なんだのであるが、幸にして各國條約は完結し、明年一月一日より實施することに近頃外務省の告示が出て居る。又一年間有效の旅券を交附する事は、これは現在施行しつゝある工業及び版權の保護に關する列國條約に加入する事は、未だ加入してないと思ふが、此列國條約なるものは千八百八十三年三月二十日佛國パリーに於て調印したる萬國工業所有權保護條約と、千八百八十六年九月九日スイス國ベルヌに於て調印したる萬國文學美術條約との事である。是は明年七月十七日以前には最非加入せねばならぬ事と思ふ。又精糖の事に關しては今日世間に彼此の議論もあるが、是は日英條約の關係のみにては多少關税を引上げ得る譯であるが、併し日獨條約の關係に於ては恐らくは出來得まい。

又公文は第一は英國殖民地は此條約に加入して居らぬ。而して若し加入せんと欲する者は批准交換後二箇年間に日本政府に之を通知すれば宜しいことになつて居るが、其通知を爲すに當り殖民地の中には本條約の第二條に兩締盟國に於て海陸軍、護國軍、民兵等又は其他の强迫兵役、又兵役に代る所の納金若くは公債募集等に應ずることを爲さぬと云ふ規定があるが爲に加入することの出來ぬ殖民地があるかも知れぬ。斯樣なる殖民地に於ては此箇條を除き、即ち海陸軍、護國軍、民兵等に募集せられ、又は其募集に代る所の相當の金額を徴收する事として、此條約に加入することを得るやうに規定してある。其次の公文は條約實施前に法典を實施すると云ふ事を擔保したるものである。

議定書に次では追加條約であるが、是れは關税の部を論ずる時に、他國の關税と一括して論じやうと思ふから玆には之を省く。

要するに前にも既に述べたる如く、今回の條約改正では現行條約の關係もあり、又井上案大隈案の行掛もありて、我より對等條約案を提出したりとて無修正に彼に於て承諾すべからざる事情もあつたのであるが、去りながら此新日英條約と現行日英條約とを比較するに於ては何人も著しく相違したる點を發見するであらう。第一に現行日英條約は日本に於ける英國政府若くは臣民の權利々益を規定したのであつて、英國に於ける日本政府若くは臣民の權利々益を規定したるものではない。彼は我に於て治外法權を有すれども、我は之を彼に有せず、と云ふやうな次第であつて、總て偏頗なるものであつた。新條約は是等の事を總て一掃したのであるが、之に就て英國政

府は始終我提案に應じて協議を開き、以て此結局を見るに至つたのは、無論英國政府は我に對して多少の友誼を表して居つたからである。又現行條約は不幸にして無期限條約なるが故に、若し今回提出したる新條約も成立するを得なんだならば、依然として現行條約が無期限に繼續する譯である。是れは日本に取て非常の弱點である。故に新條約實施後十二箇年を過ぎ、條約消滅の期に達して更に條約を協定する場合には、無論今日に比して尚ほ數等優る所の條約をも締結し得るかも知れない。又締結し得る樣でなければならぬが、今日迄の沿革に顧みる時は此條約は決して失當のものに非ずと公言し宜しからう。

（二）日米通商航海條約

米國との條約は、日英通商航海條約に比して稍々趣を異にし、相違したる點は一二に止まらぬが、試に其重なるものを擧ぐれば左の如きものである。

一、此條約は契約稅則を附屬しない、關稅は全く兩國の自由に任せて居る

二、此條約を實施するに法典實施を擔保とせず、又條約實施前に工業及び版權の萬國保護條約に加入せねばならぬと云ふこともない

三、又此條約中に勞働者の移住に關して、締盟各國に於て、現に行はるゝ所又は將來制定する所の法律命令及び規則に從はなければならぬ規定がある

四、又此條約は實施期日一年前に通知すると云ふことでなくして、明治三十二年七月十七日より實施すと明か

に規定して居る

五、此條約は實施後十二箇年間有效のものであるが、シカシ何時にても締盟國の一方より此條約を廢棄することを他の一方へ通知したる時は、其通知より十二箇月の後に本條約が消滅することになつて居る。

以上は日英條約と比較して日米條約の相違したる重なる點である。而して此條約に契約税則を附屬せざることは、米國の意思に於ては今日始めて表明したる事柄ではない。明治十一年七月二十五日に調印したる通商に關する條約に於て、現行の契約税則を廢棄して全く日本の國定税率に從ふべき事を規定してある。但し此條約は締盟各國との現行條約を改正したる後でなければ、施行せぬ約束であつたから、今日まで實施せられなんだのである。又此明治十一年の條約には輸入に關して日本の國定税率に一任して居り、輸出に關しては米國に於ても日本に於ても、互ひに其國へ向けて輸出する物品に輸出税を課せざることを規定してある。今回の新條約に於ては此互に輸出税を課せざることは無論に規定してない。故に明治十一年の條約に比して新條約は大に進歩したる次第であるが、兎に角米國に於て輸入税を我國定税率に任ずるといふ事は、此時より既に發表して居つた意思である。

又勞働者に關する規定を設けたることは、從來米國に於て支那人に關する嚴重なる規定もあるが故に、當時多少此條に疑を抱く者があつて日米條約の發布當時には種々の議論をも聞きたることとなるが、此規定は兩締盟國に於て同等の權利を持つて居るが故に、條約の文面に於ては相互的にて差支ないが、實際に於ては米國より日本に勞働者の來ることはなくして、日本より米國に渡航する勞働者が多きが故に、多少世人の疑ひを抱いたのも無理

ならん次第である。併しながら米國に於ては互に其權利を保有するとは云へ、之を漫に執行する意思はなからう。只當時米國に於て勞働者問題も盛であり、又各國の勞働者に對して契約移民を禁じ居る際に付き、議院を通過せしめ若くは輿論の賛成を得る爲に、斯樣なる條項を挿入する必要があつたので、開國以來米國の日本に對する友誼に於て固より惡意あるべき筈はない。下等勞働者若くは下等勞働者を奇貨とする野心家は知らぬこと、政府若くは有識者間に於ては、決して日本人を支那人と同等に取扱ふ意思のないことは疑ひない。

又此日米條約を實施したる後、他の一方より廢棄を通知して十二箇月後に條約全部消滅することに關しては、最初調印したる條約本文には、第十九條第一項に於て「本條約は明治三十二年七月十七日より實施せらるべきものとす、而して其日より十二箇年間效力を有するものとす」とあり第二項に「兩締盟國の一方は本條約實施の日より十一箇年を經過したる後は何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし、而して此通知を爲したる後十二箇月を經過したる時は本條約は消滅に歸すべきものとす」と、斯樣に記載してあつたのであるが、何人も知る如く米國に於ては上院の承諾を經ざれば條約を批准することが出來ない。依て新條約を上院に提出したるに、上院に於ては之を修正した。條約を修正することは無論に米國の上院に限る。他國に於て決して其例なきことであるが、米國に於ては各國條約を皆な斯樣に取扱つて居る。而して其修正は前の「本條約實施の日より十一箇年を經過したる後云々」と云ふ文字を削つて「兩締盟國の一方は其後何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし、而して此通知を爲したる後十二箇月を經過

したる時は本條約は消滅に歸すべきものとす」と斯く修正して之を批准し、帝國政府に於ても之を承諾して發布になつたのである。然るに此修正したる條文を通讀すれば少しく疑ひの起る點がある。即ち第十九條の第一項に「明治三十二年七月十七日より實施せらるべきものとす」とある其下に「其日より十二箇年間效力を有するものとす」とあるから、其次に修正文即ち「兩締盟國の一方は其後何時たりとも本條約を終了せんと欲する時は云々」との文字を挿入すれば「其後」と云ふ文字は十二箇年を過ぎたる後と云ふ解釋が起る。此解釋に從へば十三年間有效の條約と爲る、是れは「其後」と云ふ文字が甚だ疑はしいからである。然るに當時上院の議事の有様を見れば左様ではない。最初上院の修正には「其後」と云ふ文字が入れて莫つたのである。で「其後」と云ふ文字がなければ何うなるかと云ふに本條約を終了せんとする旨を締盟國の一方より何時通知するも條約は消滅することになる、語を換へて之を云へば未だ實施せざる以前に即ち明治三十二年七月十七日以前にも之を廢棄する通知を爲しても宜しき様になる。夫では全然此條約を締結したる趣旨に戻る。實施も見ずして廢棄することの出來得る様に規定する譯にはいかぬ。又上院の修正せんと欲する趣意も其意味ではない。依て「其後」と云ふ文字を再び修正して加へたのであるから、是は斯様に讀まなければならぬ「本條約は明治三十二年七月十七日より實施せらるべし、其實施せられたる後は何時にても締盟國の一方より之を終了せんとする旨を通知することが出來る、其通知を爲したる後十二箇月を經過すれば條約は消滅する」と。即ち締盟國の一方より何等の通知も爲さなければ十二箇年間效力を有するが、實施後締盟國の一方より廢棄を通知すれば、其通知後十二箇月にして條約は消滅する、斯

う云ふ趣意であることは上院の議事に於て明かである。

(三) 日伊通商航海條約

イタリーとの通商航海條約は、大體に於て英國との條約に同じである。條約本文は勿論、之に附屬したる條件も大體同樣であるが、一二相違の點を擧ぐれば、此條約とは契約稅則を附屬せず、契約稅則は實驗上不滿足と看做す時は、締盟兩國は各自に其重要なる物品に關して契約稅則の協議を求むることに議定書に於て規定してある之が日英條約と相違する重なる點で、其他は此條約は日本文で二通、イタリー文で二通、英文で二通、都合六通を調製し、若し條約の解釋に異議を生じたる時は、英文を以て原文と看做すことを第二十一條に規定してある。これは歐米各國の間に締結する條約には、度々其例を見ることにして、又各國との我現行條約にもその例がある。近頃締結したるブラジル條約も亦此の例に據ることであるが、ツマリ第三の國語を以て異議を生じたる時の原文と看做すと云ふことは、外交上稀に見る例ではない。併し今回改正したる十五箇國との條約中に於てはイタリー條約にのみ此規定を設けてある。これは日英條約とも異なり、又他の各國との條約にも異なる點であつて、其他には別段特色を見ない。

(四) 日秘通商航海條約

ペルーとの條約は大體に於て英國との條約に異りて米國との條約に同じである。故に英國との條約に比すれば大分相違の點があるが、此相違の點は米國條約の部に於て既に論じたる事であるから、重複に之を掲ぐるには及

ばぬ。契約稅則のなきことも條約實施に關する條件なきことも大體米國との條約に同じである。但し米國との條約には勞働者に關する規定及現行開港場間に於ける船舶交通に關する規定あれども、ペルーとの條約には夫等の規定はない。又米國との條約は實施後何時にても廢棄を通知すれば、其通知の日より十二箇月內に消滅することになつて居り、英國其他の條約は實施後十一箇年目に至りて廢棄を通知すれば、其通知より十二箇月後に消滅することになつて居るが、此點に於てペルーとの條約は、英國との條約にも又米國との條約に異つて、七箇年有效の規定になつて居る。さうして六箇年を過ぎたる後に至りて本條約を終了せんことを通知すれば、其通知後十二箇月にして消滅に歸することになつて居る。其他は米國と同じであるから玆に再び論ずる必要はない。

又此ペルー條約は調印後八箇月以內に成るべく速に批准を交換することに規定してあり、其調印は明治二十八年三月三十日であるから、同年十一月二十日迄の間に批准交換せねばならぬ條約であつたが、ペルーに於ては大統領の改選とか其他種々の事件があつて此批准交換が段々延引し、遂に明治三十年一月に至り批准交換を了はり始めて公布になつたのである。

（五） 日露通商航海條約

露國との條約は、條約本文は二十箇條より成立しそれに議定書と、別約と、三通の公文と、宣言書とを附屬して居る。大體に於ては日英條約と同じであるが、其相違の點を擧ぐれば大略左の如きものである。

一、此新約には契約稅則を附屬して居らない、實驗上必要と認めたる場合に、兩國に於て契約稅則を協定する

ことに規定してある

二、日露兩國政府は鹽魚又は乾魚の輸入に關し相互主義を以て一の條約を締結することに約定してある

三、工業の所有權版權所有權の保護に關しては大概日英條約に同じであるが、唯萬國聯合條約に加入するでなくして、露國政府と日本政府との間に一の約定を締結することになつて居る

右は條約本文及議定書に於て、日英條約と相異した點であるが、別約に於ては最も格段なる事を規定してある。其第一に於てスヱーデン・ノールヱー國及びロシヤのアジヤ境界に接近する諸邦と約束したる通商條約は、一般の外國通商條約と關係を有せざるものであると云ふ譯を以て、千八百三十八年にロシヤとスヱーデン・ノールヱー國との間に締結したる條約に均霑の出來ぬ事を規定してある。又第二條には日本に於てもロシヤに於ても相互の主義を以て適用せぬ條項を規定してある。即日本の方には、政府の將來保有すべき各種の物品に對する專賣權である。ロシヤの方にてはロシヤ臣民の所有に屬して居る船舶に對する製造後三年間航海税の免除とアルカンゼル州メール・ブランシュ(白海沿岸に在る露領の一州)の諸港へ鹽魚乾魚及或る種類の毛皮を輸入し又それと同等の取扱にて麥類、綱具、船索、タール及ラパンズツクを輸入する事に關して、該州沿岸の住民に許與したる便益と、ロシヤの遊船倶樂部に與へたる免除と、ロシヤ政府の將來保有する各種物品に關する專賣權とである。此等は互に均霑を許さぬ事になつて居る。之は全く日英條約に異りたる規定であるが、ロシヤは各國と條約を締結するに際し大概此別約に掲げたるが如き事項を外國に均霑させぬ事にしてあるから、是は特に日本に限つて設けたるものとは見られない。

夫から二通の公文は他日契約税則を協定することに關したるもので、日伊條約に附屬して居る所の公文と同様である、又今一つの公文は法典實施に關したるもので、是は無論英國其他に往復して居る所の公文と同様で在る。宣言書に至りては、條約本文中に、從來締結したる各種の條約は新條約實施と共に消滅することに規定してあるが、其中に千八百七十五年四月二十五日締結の條約及び同年八月十日締結の條約は、新條約實施せらるゝとも依然有效のものであると云ふことを、兩國政府に於て宣言したるものである。而して其有效なりと宣言したる條約は樺太交換條約とそれに附屬したる條約とである。無論新條約に於て總ての條約が消滅に歸すると規定してあつた所が、又それと同時に樺太交換條約が消滅した所が、其條約に依て執行したる事柄まで消滅して樺太は舊に復へると云ふ筈はない。故に此宣言書は畢竟形式上の手續に過ぎないが、其交換したる土地に住居する人民の權利利益に關して多少の規定もあるから、全く無用の事ではない。

又此條約は十二箇年間效力を有するも、新條約實施の旨を通知したる後一箇年を經て實施する事も、他の條約と大體同様であるが、唯其新條約實施を通知し得べき期限は、調印の日より三箇年後とある、さすれば此條約は明治廿八年六月八日調印になつて居るから、今三十一年六月八日以後は實施を通知することが出來得たのであつて、他の條約の如く七月十六日に至らざれば通知の出來ぬものではなかつたのである。尤も他の條約に先つてロシヤのみ獨り實施することは出來ぬ譯であるから、實際上は何れにても宜しいが、條約上の規定にては六月八日以後は新條約實施の通知を爲すことが出來得たのである。

ロシヤとの條約は先づ大概右述ぶる如きものであるが、序に一言して置きたいのは、元來ロシヤとは治外法權に關して少し他の諸國と趣を異にして居つた事がある。安政元年十二月に締結したる條約第八條に「ロシヤ人の日本に在るも亦日本人のロシヤに在るが如く常に自由にして毫も拘束を受くることなし、法を犯したる者は取押へらるゝと雖ども一に其本國の法に據つて裁判せらる」と、即ち日本もロシヤも互に治外法權を有する意味である。日本文の方には明かに此意味は見えぬが、ロシヤ文を見れば左樣である。依て去二十五年に刊行したる拙著「現行條約論」中にも露文より直譯して載せ置きしが、斯樣であるから兩國共に治外法權を有して、ロシヤに居る日本人もロシヤの法律に服從しないで宜かつた規定である。然るに安政五年七月修好通商條約を結んだ時に其第十四條に於て治外法權を規定してあるから、其後の實際に於ては他の諸國と相違はないが、其本に遡れば少しく各國と趣を異にして居つたのである。

（六）日丁通商航海條約

デンマークとの條約は大體に於て日英條約と同じであるが、唯居留地處分に關する取極めを條約に記載せずして議定書に記載したと云ふやうな形式上の相違がある。又此條約はデンマーク王國内としフアロー島及びアイスランド島にも適用する事と、條約中の或る條項は西インド諸島にも適用すると云ふ規定がある。是等は相違の點であるが、其他は大體日英條約と同じである。

又此條約は條約實施の擔保として法典實施の事は記載してあれども、契約税則を附屬しない。又工業所有權版

權所有權保護の各國聯合條約に加入する規定も協約税則を他日協定する規定も皆記載してないから、此時まで調印を了はりたる條約中に於ては、最も簡單なる條約である。

（七）日獨通商航海條約

ドイツとの條約は、條約の本文に於ては大體日英條約に同じであるが、此條約には議定書と往復の公文七通と領事職務條約が附屬してある。殊に其議定書の中には種々の規定があつて、日英條約の比でないのみならず、其議定書に附屬して居る協約税目は、日英條約には三十八種に過ぎないが、五十九程掲載してある。又往復したる公文にて取極めたるものも日英條約とは大に異なりて、日獨新條約が實施せられたりとて、他國に於て領事裁判を撤回せざる間は、ドイツに於て其權利を放棄しないと云ふことも規定してある。其他ドイツ臣民が加入して居る商事會社にても日本の法律に從て設立したるものは土地所有が出來るとか、又はドイツ臣民は國法上の規定に從て、內國臣民と同樣に長期の借地權、地上權、其他土地に關する物權を取得することを得るとか、日本政府は國內の各港に通商上の便宜を計る爲めに倉庫若くは無税物置を建設することに注意すべしとか、外國人居留地の市に編入せられたる後にても其所有權を繼續したる者は、矢張以前の租税及び取立金の外上納するに及ばぬとか、又此條約消滅後に至りても既得權は消滅せずとか云ふやうなる、種々の規定があつて、日英條約に比すれば新規なる規定を設けたるものが甚だ多い。

右の次第であるから、先頃「新條約實施準備」と題して論じたる文中にも、日英條約と日獨條約とは度々引用

したる譯である。故に今又英獨相違の點を一々擧げて論ずるときは、重複に渉るの虞があるから之を避けやうと思ふが、大體に於て此條約は此時まで締結したる新條約中に於ては、新たに一生面を開いて其規定を多くしたものである。新條約が實施せられて、最惠國條欵に據りて互に均霑すると云ふ場合に至らば、日英條約は各國條約にも同樣の規定ありて、均霑すると云ふ箇條は少ないが、日獨條約に至りては各國條約に規定し居らぬ事が多いから、之れに均霑して權利々益を得る國が多いであらう。

又何故に日獨條約は他國との條約と異りて其規定が多く、他の條約に無きものまで掲載せられたるかと云ふに、これには無論色々の事情があるが、今茲に述ぶることは出來ない。兎に角ドイツは近來外國貿易を擴張して、大に其利益を進めんとする時であり、之が爲めには見本類の無稅輸入を規定して居る。さう云ふやうな次第であつて最も商業上に彼等が注意を用ゐたと云ふ事と、又一にはドイツは通商條約を規定する時には、最も綿密なる箇條を設くる習慣がある。其等の爲めに他の條約に異なつて、斯樣なる條約が締結せられた次第である。

尙ほ關稅の事及び領事職務條約の事に關しては、後に一括して之を論じやうと思ふ。

（八）日本及瑞典諾威通商航海條約

スヱーデン・ノールヱーとの條約は、日英條約に比して大體一樣である。又其規定の簡單なることに於ては、デンマーク條約と略ぼ一樣のものである。故に條約本文に於て別に著しき相違の箇條もない。議定書に至ても同樣であつて別段の規定を見ないが、別約として記載してある所のものは、スヱーデン・ノールヱー國とロシヤ及びデ

ンマーク國との關係は或る事項に依りては全く一地方限りの性質を有して居るが故に、一般の外國通商航海に適用すべき規則とは關係を有して居らない。依て兩締盟國は千八百三十八年、スヱーデン・ノールヱー國ロシヤ國との間に締結したる條約に含蓄して居る特別なる條款及び其他前記の諸邦と取結びたる條約等に關する條款は、如何なる場合に於ても本條約の關係を變更する爲めに引用することは出來ぬと云ふことを規定してある。此別約はスヱーデン・ノールヱーと日本の全權委員が調印したる一つの宣言書の如きものであるが、之は丁度ロシヤとの條約に於てスヱーデン・ノールヱー若くはアジア境界に接する地方の條約を均霑しないと規定してあつたのと對照すべき箇條である。ツマリ、ロシヤとスヱーデン・ノールヱー若くはデンマークとの關係は、是等の國に於て他の外國に均霑されぬ關係になつて居るが故に、日本に對しても此箇條を規定したのである。其他の公文は法典實施に關したるものに過ぎない。故に大體に於て此條約は左迄論ずる箇條はない。

又此條約は契約稅則を附屬して居らぬ。而して條約實施は調印後三箇年の後にて、調印の日より二箇年を過ぎたる後は其實施を通知することを得る取極めである。乃ち此條約は明治二十九年五月二日に調印せられて居るが故に、今年の五月二日以後は此條約を實施することを通知し得たのである。又此條約の有效期限は實施後七箇年にして、六箇年を過ぎたる後は左に條約終了を通知することを得るは、ペルー條約と同樣である。

（九） 日白通商航海條約

ベルジームとの條約は、大體に於ては日英條約を標準に取りたるもので殆ど同一の規定である。故に條約本文に於ても議定書に於ても特に茲に論ずる程のものはない。皆な日英條約に於て明らかなる事柄のみである。但し兩

國全權委員の記名調印したるもの丶內に覺書がある。此覺書は日本とベルジュームとの通商航海條約は兩締盟國が戰變に際し各自の版圖を通過する兵器軍需品の賣買を規定するの權利を毫も害するものでない。且つ本件に關し兩國互に最惠國の待遇を擔保すると云ふ事を記載してある。之は他の各國との條約に見ざる所の公文であるが畢竟ベルジュームは永世中立の國であつて兵器軍需品等の戰時に於て其國を通過する事もあり、或は賣買する事もあるが故に是等の規定を設けたのである事と思ふ。其他一通の公文があるが是は法典實施に關するものである。

又ベルジュームとは明治二十九年十二月二十二日に領事職務條約を調印してあるが、之れは玆に略して後に領事職務條約を論ずる場合に論じやうと思ふ。

(十) 日佛通商航海條約

フランスとの條約本文は廿五箇條より成立し、それに議定書と一通の公文とが附屬して居る。而して此條約の調印は明治廿九年八月四日であるが、條約の批准交換を了りて發布せられたるは今年三月廿日である。是れは佛國議院に於て此條約を議するに當り、委員會にては一度之を否決し、更に本會議に於て之を成立せしめたり、又其間には議院の休暇等もありたり、此等の事情の爲めに斯く延引したる次第であつて、先般「新條約實施準備」を草したる時には未だ發布に至らずして、之を引用することが出來得なんだのである。

此條約は日英條約に比して條約の本文に於て大分相違があれども、是れは條文の編制の仕方に相違を生じ居るので、實際の事柄に至りては著しき相違はない。去りながら多少の相違は固より免れぬことであつて、其重なる

ものを擧ぐれば大略左の如きものである。

第一條第三項に、兩國の人民は互に他の版圖内に於て旅行し住居し得ると云ふ事の條項の中に「其職業に從事し」と云ふことが加つて居る。又各種動産を取得し所有し又移轉することを得ると云ふことの中に「有價物」と云ふ文字が加つて居る。是等は日英條約になき所にして此條約にのみある事柄である。又第二條に於て宗教に關する自由を規定したる中に、法律及び規則に從て、「堂宇を建設し及び所有し」得ると云ふ事がある。又第四條に於て兩締盟國の人民は他の版圖内何れの處に於ても工業に從事し其他正業に屬する各種の物産製造及び貨物の卸賣小賣を爲すことを得ると云ふ條項の中に、「手工業」と云ふ文字が加つて居り、第二項には、フランスに於ける日本人及び日本に於けるフランス人は「農業及び不動産所有權」に關して、最惠國人民と同樣の待遇を受くると云ふ事を規定してあるが、最惠國條款は何れの條約にも之あるが故に、別に農業及び不動産所有をフランスに許したと云ふ理由にはならぬが、若し他の國に許した場合には之を許さなければならぬと云ふ規定になつて居る。是れも日英條約になくして此條約にのみ挿入せられてある。第十五條に兩締盟國の一方の保護を受くる所の會社所有の船舶にして郵便事務を取扱ふものは、他の一方の諸港に於て其向先を變じ又は差押、抑留、出港禁止の處分を受くべからざるものとすとの規定がある。是は日英條約にも其他の條約にも見當らずして、全く此日佛條約に限つて設けられたる規定である。此の規定は郵船を保護する趣旨に於て設けられたるもので、即ち兩締盟國の郵船は他の船舶よりも多少特權を受け居る譯である。第十八條兩締盟國は通商航海の事に關して、最惠

國人民と同樣の取扱を受くると云ふ事の中には通商、航海「工業」と記載してあるが、是れも日英條約には見ない。第二十二條に殖民地の事を規定してあるが是れは日英條約にも殖民地の事を規定し、印度始め十二の殖民地は此條約適用の中にない。さりながら批准交換後二箇年内に東京駐劄の英國代表者より適用すべき事を通知すれば、此條約を適用することを得ると云ふ規定になつて居るが、此日佛條約の方も趣意に於ては略ぼ同じであつて第一項に本條約の諸款は之をアルゼリイに適用すとある、アルゼリイは佛國に於て、殆んど佛國本土と同樣に取扱居る所であるから、無論此條約を適用すべき筈である。第二項に右諸條款はフランス國政府に於て其の利益を享有せしめんことを請求する所の諸殖民地にも適用すると云ふ事を規定し、而して之を適用せんとする時は本條約批准交換の日より二箇年以內に東京駐劄の佛國代表者より通知すべき規定になつて居る。二箇年內の期限は今年批准交換を終りたる位であるから、尙ほ一年有餘の歲月あることで、何れの殖民地が加入するかも知れぬが、兎に角此規定は略ぼ日英條約と同樣であつて、唯其場所を異にして居るだけの事である。

第二十四條は此條約實施に關する事で、是れは日英條約と大體の結構に於ては同樣であるが、其事柄は甚だ相違して居る。日英條約は實施を去る一箇年前即ち明治卅一年七月十六日に實施の旨を通知すれば三十二年七月十七日より實施することを得る事に規定してあれども、此條約は左樣ではない。調印の日より少なくとも三箇年間は實施せざるものとし、而して其實施の通知は調印後二箇年を經たる後何時でも爲すことを得ると云ふ規定である。乃ち此條約は明治廿九年八月四日に調印せられて居るから、夫より二年を計算すれば今年の八月四日に於て

來る三十二年八月四日より實施することを通知し得る筈である。各國との條約は大概日英條約を標準に取りたるが故に、明治三十二年七月十七日より實施する豫定を以て取極めてある。稀に之と相違したるものがあれども、其相違したるものは皆な七月以前になつて居る。故に此等は七月迄延期して之を通知する事は何等の差支もないのであるが獨り此佛國條約のみは八月四日に至らざれば實施を通知することが出來ぬ。隨て明年八月四日以後でなければ實施することが出來ぬのである。先頃内務大臣は各國條約を明年七月より實施する事を通知したりと諭告したけれども、左様なる事は當然出來得べきものではない。日佛兩國の國に協議を開き、佛國に於ては相當の形式に依り議院の承諾を經、而して兩國に於て再び之を發布すれば、夫は其期限を更へることも差支ないが、此儘に置くに於ては各國條約に後るゝこと十八日、即ち八月四日に至らねば實施することの出來ぬは無論である。

又關稅に關しては第七條に於て兩締盟國は最惠國産出の同樣の物品に課すると同額の輸入稅を課することを規定しあり、又議定書に於て契約稅目を附屬しあれども、佛國政府に於ては何時たりとも此第七條廢止の旨を通知することを得、而して其通知を爲して一年を過ぐれば第七條は效力を失ふと云ふ事を第二十四條に於て規定しある。故に此通知に從て第七條を廢棄すれば、同時に契約稅目も消滅して兩國に於ける關稅は各其國定稅率のみ實施せらるゝ事となる筈である。

議定書は大概日英條約と同様であつて、別段日佛に限りたる規定はない。其他公文一通は是れは法典實施に關する事であつて、他の諸國に對して約束したるものと同様である。

以上は日佛條約の各條約と異なりたる點にして、而して其相違の點、就中職業若くは手工業或は郵船等の規定に關しては尙ほ多少論ずべき事なきに非ざれども、暫く之を他日に讓る。

（十一） 日瑞間修好居住通商條約

スイスとの條約全體は英國との條約に同じであるが、其異りたる點は大概ドイツ條約と同樣である。例へば條約中商業見本に關する事、又宣言書中借地權地上權等に關する事、不動產抵當に關する事、又た本條約消滅後に既得權の存在する事等は、ドイツとの條約に同じくて、英國との條約には異なつてゐる。

此條約は航海に關する事はない。是れはスイス國に於て海灣を有せざるが爲めである。又契約稅目もない。唯法典實施を以て新條約實施の條件と爲し居る丈けである。此條約の參考書として附屬したる議事錄の拔萃に、本條約の第十一條の專賣特許、工業、意匠及び雛形、商標、製造標、商號並に文學美術に關して、內國臣民或は人民と同一の保護を受くると云ふ箇條に關し、此事は新條約前部の實施に先つて施行せらるゝ事であるが、その新條約實施に至る迄の間に是等の事に關する爭議に就ては、日本國內に起る時は其裁判權は日本に屬すると云ふ事を約定してある。此專賣特許、意匠、商標等に關して新條約全部實施前に施行する事は、日英條約にも其他の條約にも皆規定してあるが、帝國政府に於て一般の法權を回復する以前に於て爭議の起りたる時は、何れの裁判所が之れを裁判するが明かでない。ドイツの條約にも此規定は漠然たりしが故に、日本政府に於ては日本の裁判權に屬すると解釋し、ドイツ政府に於てはドイツ領事裁判所屬にすると解釋し、之が爲めに多少の衝突を醸したる

事がある。縦令條約に規定して置かぬにしても、是等の事は日本政府に屬する方は至當であると思ふが、併しながら條約の解釋は明文なき場合に於ては甚だ決着を見るに難きものであるから、此の規定は將來の紛議を避くるには必要なる箇條である。

（十二） 日蘭通商航海條約

オランダとの條約は、日英條約に比すれば、日英條約の本文に規定したるものを議定書に挿入せりと云ふやうな相違はあるが、大體に於て日英條約に同じである。唯其第十七條第一項に於て、本條約の規定は法律の許す限りオランダ國皇帝陛下の總ての殖民地並に其海外領地にも適用せらるべきものとすと規定し、而して其但書に是等の殖民地海外領地に於て日本國臣民は總ての事業に關して是惠國人民と同樣の權利を享有すれどもイーストルン、アーキペラゴーの各邦土に其航海の爲め及び蘭領東印度殖民地へ其生産輸入の爲めに附與し若くは附與せらるべき特別の便益は此限りにあらずと規定してあつて、均霑を許さないのである。議定書は大體日英條約と同樣にして、別に論ずべき特別の箇條もない。公文は法典實施に關する事だけのことである。又此條約には契約稅則は附屬して居らぬ。他日契約稅則を協定することもない。又版權工業所有權等の保護に關しては、各國聯合條約に加入する規定もない。故に此條約はデンマーク、ベルジユーム等の條約に類して誠に簡單なるものである。

（十三） 日西修好交通條約

スペインとの條約は、條約の本文は大體英國との條約に同樣であるが、關稅に關しては少しく相違の點がある、

又議定書に於ても多く趣を異にして居る。但し此條約には法典に關する公文も契約稅則も附屬して居らない。

條約本文に於て日英條約と異なる所は、第五條の第二項に於て或る種の貨物若しくは商品に對する輸入稅は、兩締盟國の何れに於ても內國稅に關する制度に依りて、同一の貨物若くは商品に賦課する所の割合に應じて其輸入稅を增額することが出來る規定になつて居る。又第十四條に於て通商航海は兩締盟國共に最惠國の取扱を爲すことを規定してあるが、其第二項に於て、此規定は關稅に關する約定に就ては適用しない。又スペイン國がポルトガル若くはスペイン、アメリカ共和國に對して保留して居る所の特別の取扱にして是等以外の國に及ぼさざるものに對しては、同國に於て適用しないと云ふ事が規定してある。ツマリ關稅は兩締盟國の各自に取極むる趣旨に外ならぬ。第十八條には此條約は法律の許す限りスペイン國の海外領地に適用することになつて居る。右等の條項は日英條約に比較して條約本文に於て相違する重なる點である。

議定書に至りては第一締盟國の一方へ輸入する貨物及び商品に對して賦課する所の輸入稅整理の爲めに此後更に相互の主義に基いて特別通商條約を締結することを約定してあるが、是れは條約本文に於て關稅は兩締盟國の自由に任ずることに規定したる取除で、他日必要なる時は特別の通商條約を議定する趣意である。又第六項に於て兩締盟國は互に犯罪人引渡に關する特別條約を締結することに同意して居る。而して其條約締結までは無論最惠國同樣の取扱をすることであるが、此規定に依て日西兩國の間には他日犯罪人引渡條約を締結せねばならぬ筈である。第七項に於て兩締盟國の一方に於て其の國法に據て他の臣民に歸化を許し、其國籍を與ふる場合に於て

は互に通知せねばならぬ。若し通知をせなんだ時は其本人が歸化したりと雖ども、其所屬國の本國に於ては之を歸化したるものと認めない。斯う云ふ規定になつて居る。是れは他の諸國との新條約には全く之なき所なるが、スペインは他の國にも同様なる約束を爲して居る。

又公文に於ては此條約批准交換後一箇月を過ぎたる後にして日本國に於てスペイン國及び其海外領地の生産若くは製造に係る總ての貨物若くは商品に對して、最惠國の取扱を爲し居る間は、スペイン國に於ても日本より直接に輸出して、スペインに輸入する所の日本國の生産物及び製造品に對して、スペイン本國とキューバ、ポルトリコ兩島間の各輸入税目第二項を適用し、又フイリッピン島に於ては他の諸國に對して現に施行して居る普通税目を通用すると云ふことを規定してある。

（十四）日葡通商航海條約

ポルトガルとの條約は、條約の骨子に於いては日英條約と大差ないが、其條項に至りては、大分相違の點がある。其相違の點を擧ぐれば大略左の如きものである。

第二條の第三項に但書として、本條及び前條の規定は兩締盟國の各邦に於て商業、農業、鑛業、漁業、警察及び公安に關して現に行はるゝ所の特別法律、勅令及び規則にして、外國人一般に適用するものには、何等の影響を及ぼさぬ。斯う云ふ事になつて居つて即ち右に列擧したる業務に對しては一般外國人に適用すべきものである時には、假令兩締盟國に於て之に制限を加へたりとて通商航海の自由を害したるものではないと云ふ趣旨であ

る。第四條の第一項には日本とポルトガルとの間に於ける、輸入稅の規定にして此條約に附屬したる甲號表に列擧したる日本國の生產或は製造に係る物品、又は乙號表に列擧したるポルトガル國の生產或は製造に係る物品は、兩締盟國に於て互に他國の同種の物品より多くの稅を課さない。斯う云ふことに規定してあるが、此規定中に兩國より「直接に」輸入すると云ふ文字があつて、其「直接」なる文字を第二項に於て解釋して居る。其解釋に據れば一度他國に輸入したる後に兩國に逭入たのではなくして、如何なる方法に依るも又如何なる地方を經由するも、日本よりポルトガル國に、又ポルトガルより日本國に直接に仕向けたる物品に就てと云ふ意味である。第八條に於て兩國の船舶に噸稅港稅、水先案內料、燈臺稅、檢疫費等を課するには最惠國船舶と同樣でなければ課稅せぬと規定してあるが、其第二項但書は、此箇條はポルトガル國が千八百七十五年十二月十一日南アフリカ共和國と締結したる條約、千八百七十六年三月十日オランジユ自由邦と締結したる條約並にポルトガルとブラジル國との間に現存し又は將來締結すべき條約には關係ないと云ふ事を規定してある。第十四條中通商航海及び工業に關しては兩締盟國は最惠國を基礎に取ると云ふことの規定を爲し、其第二項に於て除外例を設け、本條及び第四條の規定はポルトガル國がスペイン國及びブラジル國に現に許與し或は將來許與する特典の性質を有する便益には適用しないと云ふ事が規定である。第四條とは前に云ふ所の甲乙兩表に據て、互に最惠國の物品と同樣に扱ふ規定である。第十八條は此條約實施後は舊條約の消滅することを規定してあるが、是れは他の諸國との條約には、總ての條約が消滅すると云ふ事を記載したる後に、舊條約に附屬したる領事裁判權も同時に消滅すと明記してあるが、ポ

ルトガルは何人も知る如く、明治廿五年勅令第六十四號に示すが如く、治外法權は旣に業に撤去して存在しない故に他の條約に異なつて玆に記載してないのである第十九條は此條約の明治三十二年七月十七日より實施することを規定してある。新條約中明治三十二年七月十七日より實施すと明記したる條約は米國條約と、ペルー條約と、此ポルトガル條約とのみである故に、此三國との條約は別段の通知を待たずして實施せらるゝこと無論である。而してポルトガルに於ては、本國及び附近の諸島嶼即ちマデール、ポルトサント及びアゾールと並に澳門にも此條約を實施する筈である。

右の外議定書あれども別に日英條約に相違したる點なし。又領事裁判權は旣に撤去して存在せざるが故に、法典實施工業所有權版權所有權の保護條約に加入する事を規定したる公文も附屬して居らない。

（十五）日墺通商航海條約

オーストリー・ハンガリーとの條約は、新條約中最終に調印せられ又最終に公布せられたる條約にして、新條約實施には至大の關係を有するものなるが、先頃「新條約實施準備」を草した時には此條約と佛國條約とは未だ公布にならず、依て之を引用して論ずることは出來得なんだのである。此條約は大體に於ては日英條約に同じであるが、其日英條約に異りたる部分は日獨條約に同じである。故に大體の規定は之を再び論ずる必要はないが、此二條約に異りて日墺條約に限りて規定せられたるものを擧ぐれば大略左の如きものである

條約本文の第二條第一項には、兵役に關し強迫兵役を免れ又強迫公債に應ぜずと云ふ規定は他の條約同様で

あるが、其第二項に於て少しく他の條約と異りたる所がある。即ち「土地又は不動産の所有を許可せらるゝ時に當りては、土地又は不動産の所有に附着する所の賦課金及び其所有者小作人若くは賃借人として一般の内地臣民が負擔することあるべき軍事上の賦役及び徵發は前項の限にあらず」とあつて、土地所有不動產所有を外國人に許さぬ間は無論此條項は何の關係をも有しないことであるが、他日外國人に土地所有又は不動產所有を許したる時には、其土地又は不動産に就て徵收せらるゝ所の軍事上の賦役徵發は賦課せらるべき筈である。第二十一條は此條約を規定すべき範圍を定めたものであるが、本條約は現に兩締盟國の一方の關稅を施行し若くは將來施行すべき土地にも適用すると云ふことになつて居る。第二十三條にはオーストリー・ハンガリー國は何時にても本條約第五條第一項の規定即ち兩國の物產を互に輸入するに於て總て別國の生產若くは製造に係る物に異なり又は夫よりも多額の稅を取ることがないと云ふ規定を廢止することが出來る。其廢止の通知を爲したる後十二箇月を過ぐる時は其第五條第一項は消滅すると云ふことを規定してある。是は追加條約に於て契約稅則も規定してあれども、それをも廢止し其欲する所の稅を課し得ることを爲し得べき豫約を爲したるものである。

又議定書に於ては、第三項に於て兩締盟國は領事官の職務、民刑事件に關する司法職務の幇助及び犯罪人引渡に關して特別の取極を爲す迄の間は、互に最惠國の取扱を許すと云ふ事を規定してあつて、他日是等の事に關して特別の取極を要する意思を表明して居る。第五項は兩締盟國は專賣特許、意匠、雛形等の保護に關して別に條約を締結することの規定であつて是も他日是等に關する條約を締結すべきことを豫約したるものである。

又公文中に本條約第十八條に規定したる專賣特許、意匠、雛形、商標等の保護に關する規定は、新條約の實施以前實施する事を約束したるものがある。是れは他の條約とも之ある約束であるが、他の條約に於ては其裁判權に關し何等の規定なきものとあり、又明かに新條約實施迄此裁判は日本に屬すると云ふ事を規定したるものもある。然るに日墺全權委員の調印したる公文には、日本の裁判權に屬して居る事は表明してあれども、諸外國の臣民とも日本の裁判權を適用する時に於て、墺國は日本國の裁判に屬するものと認むると云ふ事の條件を附して居る。

夫から追加條約であるが、追加條約は本條約の第五條及び夫に關する議定書第四項に據て生じたるものであつて、ツマリ日本國に於て、又オーストリー・ハンガリー國に於て本條約第五條の存在する間は各契約稅則を適用することの規定である。是は尙他の諸國の關稅を論ずる時に併せて論じやうと思ふ。

總論に於て、日墺條約は未だ批准交換を經ないが、明年七月十七日實施せらるゝ迄には批准交換に至るかも知れない。ヨシ其時に批准交換に至らずして此條約が實施せられた所が、是は公法上違法のものではないと云ふ事を論じて置きしが、其折にも附言して置きたる通り、此條約は批准交換をせられて夫より後に實施せらるべき趣意を以て締結せられたるものであるから、批准交換に拘らず之を實施するに於ては、多少の不都合を免れない。例へば本文の第二十三條第三項に本條約第十八條即ち意匠、專賣特許等に關する事は、本條約批准交換の日より實施せらるとあるけれども、其批准交換は未だ了はらぬのであるから、是は果して如何に協定したるや不明である。先頃外務省告示第十五號には關稅の事及び批准交換に拘らず來年七月十七日より實施する事は揭げあれども此日墺條約第十八條に關する事は何ら協議したるや示してない。故に是は今日行はれて居るやら居らぬやら此告示の

みでは明瞭でない。又議定書第四項に本日調印したる通商航海條約批准交換後一箇月の後輸入稅目に揭げたるものを實施すると云ふ規定がある。是も批准交換と云ふ明文は、批准交換をされぬからして事實に行はれない。但し此事に關しては兩國の間に相談が纏りたる由にて明年一月一日より實施することに協定したりと外務省は告示してあるから、是れは夫れで宜しい。

又批准交換前に日墺條約を實施することに關して、事實有り得る事柄とも覺えねど、若し此條約が批准交換せられずして、有效期限の間即ち十二箇年間實施せられ居りたるものとすれば如何であるか。其期限に至りて自然消滅する、左すれば墺國に於ては墺國臣民は條約の發布を見ざるが故に日墺間に如何なる條約があるかを知ることは出來ない。而してその知る事の出來ぬ間に實施せられて居つて、又た知ることを得ざる間に消滅する。斯樣なる事は隨分異例の處置であるから、墺國に於ては晚かれ早かれ是非とも批准交換を了する手續を執る積であるに違ひない、さうならぬと甚だ不都合を醸す譯である。

又此條約が明年七月十七日以前に批准交換せらるれば好都合であるが、若しもそれ迄に批准交換を了らずして明年七月十七日より實施せられ、而して其實施後に至りて墺國議會に於て之を否決し、墺國皇帝が之を批准することが出來ないやうになつたならば、如何であるか。此問題は墺國に取りては、初めより條約の成立しないものと同樣であらうが、日本に取ては左樣でない。墺國に於て批准を爲さずとも日本に於ては批准せられ發布せられ又實施せられて居る。故に墺國に於て批准せずと云ふ譯を以て此條約が消滅するならば、是は條約を破棄したと

同様の結果になる。即ち日墺間は無條約國となる。無條約となつたとて兩國の修好まで消滅すると云ふ譯ではないが、通商に關する規定は全く之なきものとなる。何となれば一たび新條約の行はれたる以上は舊條約は之れを同時に消滅する。而して再び新條約が消滅したりとて一旦消滅したる舊條約の復活すべき理由がないから全く無條約國になる次第である。

第三　海　關　稅

（一）沿　革

嘉永七年は始めて外國と修好條約を締結したる年であるが、夫れより安政五年に至る迄の情況を觀るに、外國貿易は殆ど成立して居らぬ。米國との修好條約第八條には、日本政府の役人の手を經るに非ざれば賣買の出來ぬやうになつて居る位で、何物にしても内外の人民各個人間に賣買は出來得なかつたのである。當時下田に於て陳列所の如き物賣場を造り、此物賣場に於て物品を賣買したのである。而して其物品は必ずしも航海中の入用品に限らない。漆器にしても陶器にしても織物にしても、有らゆる物品を此處で賣拂いたのである　此賣拂に就ては當時日本に來つたる外國人の紀行などには仲々面白い事を記載してあるが、要するに政府の直賣であつて、政府でなければ彼等と物品を賣買することが出來なんだのである。勿論其頃には買ふと云ふことは少く、彼等の需要品を供給することを第一として賣拂いたものゝやうである。斯樣なる次第であるから嘉永七年より安政五年通商條

約を締結する迄は、各國に對する外國貿易と云ふものは殆んど成立して居ないと云つて宜しい。但し長崎に於ける外國貿易は二百年前より繼續したが、是れは現行條約の下に於ける外國貿易とは全く別事として見なければならぬ。安政五年に米、英、佛等の諸國を首めとして通商條約を締結した。此條約は今日まで現存し居る條約であるが、此條約の成立以來始めて政府の手を經ずして內外個人間に賣買が出來、始めて外國貿易の形を爲したのである。併しながら此貿易の情況も無論甚だ幼稚なもので、加ふるに當時尙ほ攘夷の思想が一方に熾であり、又開港も實は餘儀なく開きたるものであつたから、外國貿易は之を獎勵するに非ずして寧ろ成るべく之を阻害する意味であつた樣に見える。故に十分に發達することは出來得なんだのである。尤も斯樣なる情況は嘉永以來のことで、それが爲めに安政五年の通商條約には、以來は日本政府の役人の手を經ずして賣買が出來るとか、又此開港場まで物品を內地より運ぶに通過稅を取つたり總ての妨をすることをしない、同時に開港場より內地に入込む物も海關稅を取つた以上は他の稅を取らないと云ふやうなことを條約に規定してあつて、外國公使は之を楯として每度政府に嚴談を試むると云ふ樣な情況であつた。

右の如く安政五年の通商條約に據て兎に角外國貿易なるものは成立したが、當時各國と締結したる貿易章程を見るに、固より概略を示したもので、輸出入に關し詳しき規定はない。去りながら其條約の規定に據れば、關稅は今日程日本に不利益なるものではなかつたのである。然るに慶應二年英、佛、米、蘭の四箇國公使と「改稅約書」なるものを取極め、各國條約は皆此「改稅約書」に從て改正し、又其後締結したる條約には此「改稅約書」に揭

げたる税目を直に轉載したと云ふやうな次第で、遂に今日の輸出入税目を成立せしめたのである。而して此慶應二年の「改税約書」は、安政五年の條約に比すれば甚しく日本に不利益なるものであつた。夫は其筈である。何人も知る如く當時馬關に於て外國商船を砲撃し、それが爲めに英、佛、米、蘭の四箇國が聯合して馬關砲撃に從事したと云ふやうな騒動もあり、又當時攘夷の思想が盛であつたから、開港を始め最初條約上に約束したる事を履行する事が出來得なんだと云ふやうな事情もあり、外交上種々の失敗を重ねたる揚句に、遂に此「改税約書」を取極めねばならぬ事に立至つたのであるから、此條約は無論日本に利益あるものと爲す事は出來得なんだのである

現行輸出入税目を見るに、其成立に於て既に已に不利なることは再び論ずる迄もないが、大體輸出に於ても輸入に於ても共に税目を定めて、而して其税目に掲げて居らぬものは五分の税を課すると云ふが如き、概括的のことを以て之を拘束したるが故に、輸入にしても輸出にしても、日本の意思を以て如何とも爲すべき餘地がない。何れの國に於ても普通税則を設けて其外に契約税則がある。日本に於ては其普通税則を制定することが出來得ない、ヨシ之を制定したりとて之を適用する物品がないと云ふ有樣であつたので、開港以來漸次に貿易は發達したが、其發達したる貿易に對して税則を改正することは出來得ない。依然として慶應二年の改税約書に據て今日まで拘束せられたのである。故に税權回復の論も屢々國内に起つたことで、無理ならぬ說ではあつたが、此税權回復なるものは元來法權を回復し得さる間に行はるべき筈のものでない。夫れゆゑ今回新條約の成立に至りて始めて其税權を回復し得たるのである。

又當時の貿易章程は色々不都合の點が多くあるが、第一に其稅目を取極むるに當りて、何れの土地の生產若くは製造に係る物品であると云ふことを問はない。何れの國の生產又は製造に係る物品であつても、之を輸入し又は輸出する外國人に依て其稅を課するのである。現行條約を一讀すれば明瞭に知り得る如く、例へば墺國條約にしてもオーストリー・ハンガリーの人民が輸入する時に斯樣であるとか、輸出する時に斯樣であると記載してあるが如く、何れの國に對して之を輸入し又は輸出する人に依て斯の如き稅を課すると云ふ原則であるから、何れの國の生產又は製造に係る物品であつても、其原產地の如何によりて課稅の區別をなすことが出來ない。故に關稅を契約して居らぬ國若くは全く條約なき國の生產若くは製造に係る物品にしても條約國の人民が之を輸入する時に於ては、其條約國と約束したる稅目の外に課稅することは出來ない。若し之に反し新條約附屬の契約稅則の如く、各國普通の原則に從て其產地を問ふて規定したるものであるならば、無條約國の生產又は製造に係る物品及び契約稅則なき國の物品は、皆我國定稅率に據て徵收し得たる筈であるが、產地を問はずして輸入し又は輸出する人を問ふ趣意を以て規定してあつたから、此事は今日まで出來得なかつたのである。

又現行條約には大概最惠國條欵を規定してある。故に一方の國の生產又は製造に係る物品に若しも低稅を課するに於ては、他の國にも同樣の低稅を課さなければならぬ。即ち此最惠國條款の爲めに殆ど各國の物品を悉く一樣に取扱はねばならぬ事情が起つたのである。無論最惠國條款なるものは孰れの場合に於ても、斯の如き性質のものに相違ないが、併ながら此が爲に孰の地の出產又は製造に係る物品にても盡く同一の輸を課さなければならぬ

と云ふが如きは隨分不利益なる事柄である。又最惠國條款の規定なき國の物品にしても產地を問はずして輸入し又は輸出する人を問ふ主義なりしが故に結果は同じになる。例へば朝鮮の如き、日本が朝鮮に於て最惠國條款を有して居るが、朝鮮は日本に於て最惠國條款を有して居らぬ故に、朝鮮の物品に對しては如何なる税を課するも妨げないが、若しも朝鮮に對して高税を課するならば宜しい。低税を課するならば、各國之に均霑し同樣の低税を課せねばならぬから、結局最惠國條款に據て皆同樣なる課税をなすより外に仕方がなかつたのである。現に朝鮮の如きは明治九年に朝鮮に送りたる公文を見れば、朝鮮より輸入するものに就ては税を取らぬ、無税にて輸入を許し、又朝鮮に輸出するものも無税の趣旨であつたかの如く見えるが、併しながら斯の如き事は最惠國條款の爲めに實際に行はれやうがない。遂に朝鮮に於ても税を取り、日本に於ても税を課さなければならぬやうになつた。と云ふものはツマリ若しも朝鮮より輸入するものに税を課さないか、又は各國に比して低税を課して居るならば、各國の生產又は製造に係る物品も之と同樣に取扱はねばならぬからである。

以上の如く現行關税なるものは、何れの地の生產又は製造に係るものにしても、之を輸入し又は輸出する人に依て税を課する規定であるから、茲に一の疑問を生ずる。各國の條約に於て規定する所の條款は總て各國人に關係したるものであるが故に、產地の如何を問はずして其各國人の國籍を問ふて税を課せねばならぬ事は已むを得ない。然らば日本人の輸入し又は輸出する場合は如何　現行條約中には外國人民を內地人民と同樣に取扱ふ規定はない。

內國人民と同様に取扱ふ規定がなければ內國人民は條約上何等の拘束をも受くる筈はない。故に日本人の輸入し又は輸出する物品は、何れの地の生產又は製造であつた處が皆な無稅で宜しい。若し又有稅にせんとするならば、之が爲めに特に普通稅則を設くべき筈ではないかと、斯様なる疑問は現行條約を一讀したる上より必ず生ずべき問題である。而して此原則は各國に於ても多少認めて居らぬではない。故に日本人に對して或る特別なる規程を設けたりとて、之が爲めに原則上外國政府に異論はない。例へば先頃中外に騷がしかりし直輸出奬勵法でも左様である。直輸出奬勵法は日本人の輸出する場合に奬勵金を與ふると云ふことであるから、新條約實施せられて、內國臣民と同様に取扱ふと云ふ規定の效力を有する迄は、各國は內地人民に與へたる特別の恩惠又は奬勵に對して條約上均霑を求むる權利はない。故に之に就ては外國政府は原則上の異議はなかつた。但し其異議を唱ふることを得ざるが爲めに外國政府に於ては、報復手段を取り、日本の與へたる奬勵金だけの高を其入國の際に課稅するとか云ふやうなことであつて、遂に行はれない結果に立至つたのであるが、原則としては先づ右様の次第である。去りながら是は既に直輸出奬勵法に於て失敗を招きたるが如く、其原則は原則として、若し日本人の輸出し又は輸入するものを、無稅となすが如き規定を設けたらんには、各國の生產若くは製造に係るものは日本人の手を經て盡く無稅で輸入すると云ふ結果になる。又眞實日本人の取扱ふものでなくとも、日本人の名義を假りても輸入が出來る。日本より輸出するものも亦斯の如く、到底實際に其原則の行はれやうがない。又無稅に非ず多少の稅を課するとしても、其稅が現に各國人の取扱ひ居る物品に對して徵收する所より、比較的低稅である時には

同じ結果を來すのである。又若し高稅であるならば特に外國人を利して、日本人を不利益の地に陷れると云ふことになる。故に結局日本人の爲めに別に普通稅則を制定した所が、各國人に課し居るものと同樣にするの外ないから、原則論は原則論としても、實際に於て之を適用し特に日本人に限つて輸出入稅則を定むることは出來得なかつたのである。

是故に現行輸出入稅なるものは、元各國と協議決定したる條約の一分を爲したるものであつて、日本に於て制定したる法律命令ではない。依て條約と共に存廢すべき性質のものであるが、現に各稅關に於て徵收しつゝある所の有樣は、恰も日本の制定に係る法律命令の規定であるかの如く盡くの物品に對して此契約稅則を適用して居る。是れ實際の事情已むを得ざるからである。而して此稅則は稅率に於て甚だ日本に不利益なるのみならず、別に又大に不利益なる弱點がある。現行條約は總て無期限條約である。其無期限條約の一分を爲したる契約稅則は同じく無期限稅則である。故に條約改正が成功せざる間は、如何なる場合に於ても此の稅則を改むることが出來ない。而して其條約改正なるものも如何であるかと云ふに、前に述べたる如く條約改正を提議することは、明治五年に於て旣に日本に其權利を生じ居ることであるが、之を提議したりとて協議決定に至らぬ時は、舊條約は依然として永續する。故に日本に於ては其協議を成立せしむること非常に必要であつて、之を成立せしめなければ永く非常の不利益を蒙むることであるが、各國に於ては之に反し其協議成立せずとも不利益を蒙ることがない。却つて其利益を保有し得る次第である。是れ條約改正の談判上彼我の間に著しく利害を異にし、我國に取りては大に不

利益なる弱點であつたのである。

（二）契約稅則

現行契約稅則は輸出入共に規定したるものにして、最惠國條款の有無に拘らず、又内外人の區別を問はず、總て此契約稅則に據て關稅を徵收するの外なかりしことは旣に述ぶる如くであるが、明治二十六年英國に對して條約改正の協議を開き、漸次其步を進めて遂に二十七年七月に至りて始めて新條約を締結し、其結果として日本の國定稅則を設くることが出來、昨三十年に至り法律第十四號を以て始めて關稅定率法が發布せられた次第である。若しも此新條約が成立することが出來得なんだならば、關稅定率法も亦依然として制定することは出來得なかつたのである。而して斯くして制定してすらも、尙ほ明年一月一日に至り各國契約稅則と同時に行ふのでなければ行はれぬやうな關係になつて居るのが、畢竟現行稅則は輸入し又は輸出する總べての物品に適用すべきものであつて、殆ど關稅定率法を實施すべき餘地のないやうになつて居つたからである。

元來國定稅則なるものは、何れの國に於ても一般の輸入物品に對して制定し、契約稅則なるものは、或る物品に對して或る國々と協定したるものである。無論契約稅則なるものは、國定稅則に比して其稅は低い。又若し低く規定するでなければ契約する必要はない。而して其低稅の實施せられて居る間は關稅定率法に規定したる高稅があつても、之を適用することは停止せらるべきものである。故に一方に於て關稅定率法が施行せられ、他の一方に於て契約稅則が施行せらるゝ場合には、其契約ある國の生產若くは製造に係る物品に對し關稅定率法の施行

を中止し、之に代ふるに契約税則を以てせねばならぬ。斯様の順序にて何れの國も國定税率を施行しつゝ同時に契約税則を實施し居る次第である。然るに從來屢々我國に起りたる議論の中に、契約税則を以て我國利を害するものなし、絶對的に之を設けざることを主張せしものがあつた。此等の論者中には今日に至りても尚ほ全く其誤解を去らざるものがある。是れ甚しき誤解にして、契約税則は必ずしも兩國の貿易を害するものでない。相當に規定すれば却て兩國の貿易を發達せしむる便宜を與ふるものである。

例へば米國より日本に輸入する石油に對し、又日本より米國に輸入する茶に對し、相互的に相當な税を契約したるものと假定せよ、兩國の商人が貿易を爲すに於て、不時に課税若くは增税さるゝの虞なく、甚だ便利であらう。之なきが爲めに時々貿易上の恐慌を釀し、不安の位置に居らなければならぬことがある。現に米西戰爭の爲めに茶に課税せられて、我商人の甚しく恐慌を來したことがある。幸に左迄驚くべき程の影響を被りはしなかつたが、シカシ斯様なる事は度々ないとも限らない。故に若し日米の間に斯様なる物品に對して、相當なる契約が成立して居つたならば、兩國の貿易上に便宜を與ふることは尠からぬであらう。米國は大體何れの國に對しても契約をなすを事を好まぬから、斯の如き契約税則の成立しやうがないが、假に成立し得たるものとすれば右述ぶる如きものである。故に決して契約税則なるものは兩國の權利々益を害するものに非ず、相當に規定するに於ては却て貿易上の便宜を與へ其發達を利するものである。

去りながら契約税則なるものは、元兩國の便宜に依りて生ずるものであるから、之を規定するに於ては相互的

新條約實施と通商利益

のものでなければならぬ。我より彼に輸入する某品に對しては、彼に於て斯の如き税を課する。其代り我に於ても彼より輸入する某品には斯の如き税を課すると、各自利益を圖りて契約したるものでなければ、契約税則の原則には適はぬのである。故に契約税則なるものは、場合に依りては相互的でないこともないとは限らぬが、シカシ其場合に於ても間接に何かの報酬を得て相互的になつて居らなければならぬ。是は契約税則を規定する大體の原則であると思ふが、日本に於て現に行はれて居る所の契約税則は、無論に相互的のものでないのみならず、今回或る國々と締結したる新契約税則も亦相互的になつて居らぬ。契約税則を設くる趣意に於ては、甚だ遺憾の次第である。去りながら現行條約附屬の契約税則は、總ての物品に適用せらるべきものであつて、輸出にしても、輸入にしても、我國定税則の及ぶべき餘地がないと云ふやうなる行掛もあり、又曩に各國に提議したる井上案にしても大隈案にしても、此點は僅かに現行税則の或る項目を改むるに過ぎざりし如き行掛りもあり、彼此の事情の爲めに絶對的相互的の趣意に規定することは出來得なんだ關係を生じたるは寔に已むを得ざる次第である。

故に新條約に附屬したる契約税則は、盡く相互的にはなつて居らぬ。勿論此契約税則を設くるに關し、當時當局者は第一に契約税則を締結する國の數を減じ、第二に其契約税則に掲ぐる物品の數を減ぜんと努めたることは疑ひないが、其國の數は幸ひに減じ得て僅かに四箇國となしたるも、其他の點に於ては實際希望通りには行かなんだのである。

（三）　各國との關係

新條約に於て契約税則を附屬したる國は僅かにイギリス、ドイツ、フランス、オーストリー・ハンガリーの四箇國である、其中オーストリー・ハンガリーに對しては、契約税則が相互的に出來て居る。日本よりオーストリー・ハンガリーに輸入するものには斯の如き税を課する、又オーストリー・ハンガリーより日本に輸入するものには斯の如き税を課すると、各其税目を規定して全く相互的に成立し、契約税則の原則に適つて居るが、英、獨、佛は左樣にはなつて居らぬ。即ち英、獨、佛より日本に輸入する物品丈けに關する規定であつて、日本より英、獨、佛に輸入する物品に對しては、最惠國條款に據て他國と同樣の税を課せらるゝのみである。尤も其中にフランスは少しく趣を異にし、同國には最高税と最低税との規定がある。而して日本に於て最惠國條款に據つて佛國の物品に低税の恩惠を與へ居る間は、フランスに於ても日本の物品に對して最高税は課せないのである。併しながら是れも大體に於て最惠國條款より生ずる一般の結果に過ぎずして、日本より彼國に輸入する物品に限りたる特別の規定なく、彼より日本に輸入する物品に對してのみ此契約税則が設けられてある。

故に相互的契約税則を附屬し居るものは、契約税則の存在する四箇國中に於てオーストリー・ハンガリーのみにして、英、獨、佛は日本に輸入する時の税則丈けを掲げて日本より彼國に輸入する時の税則を掲げてない。其他の國々に至りては全く契約税則の規定なきものと、又多少關係の箇條あるものとの二樣である。

全く契約税則の規定なるものは北米合衆國、ペルー、デンマーク、スエーデン・ノールエー、ベルジユーム、スイス、オランダにして、此七箇國との間には契約税則は全く存在して居らぬ。即ち相互的に各自の國定税率を

適用する筈である。但し互に最惠國條款の拘束を受けねばならぬから、他國の生產又は製造に係るものよりも多くの稅を課することは出來得ない。

又多少關稅關係の規定ある國は、現に契約稅則を附屬せずとも、後に必要なる場合に於て契約稅則を附屬することを豫約して居る。其國々はイタリー、ロシヤ、スペイン、ポルトガルである。此四箇國は後に至りて必要なる時に契約稅則を設くる約束であるが、其約束は盡く一樣ではない。イタリーとは日伊兩國に輸入する兩國の生產又は製造に係る物品に、最惠國條款を適用して他國と約束したる契約稅則同樣の稅を課するが、實驗上不滿足と看做す時には、各々其の目的とする所の輸出物品を指定して、契約稅則を協議することが出來る。而して其協議を開いて、幸ひ契約稅則が成立すれば無論それで宜しい。不幸にして契約稅則が成立すること出來得ざる時は日本に輸入するイタリーの物品、イタリーに輸入する日本の物品に關しては、兩國ともに普通稅則を適用し、最惠國條款に據りて低稅を課することを停止すると云ふ規定になつて居る。之を約言すれば日伊兩國の間に他日必要なる時には契約稅則の協議を開くことが出來るが、其協議成立せなんだならば兩國ともに各其國定稅則を適用すると云ふ趣意である。但し其協議の期限は兩國の一方より發議の後六箇月以內と條約にあるから、六箇月間に協議纏まらねば、舊に復して最惠國條款を適用するに非ずして、普通稅則を適用する結果になる。

ロシヤとの約定も全くイタリーと同樣であるがスペインは少しく之に異なり、單に兩締盟國の一方へ輸入せらるゝ貨物及び商品に對して、輸入稅整理の爲めに特別通商條約を設くることを兩國に於て約定すと云ふ規定であ

つて、而して此特別通商條約なるものが成立せなんだ時には何うするかと云ふ規定がない。故に是は成立せざれば夫れまでのことで依然として從來の通り取扱ふものと見るの外はない。ポルトガルに至りては日葡兩國とも最惠國條款に據て、他の外國に課すると同樣なる稅を課するの規定であるが、之が爲めには甲號表乙號表と二表を規定してある。其甲號表なるものは、日本よりポルトガル本國、マデール、ホルトサンド、アゾール及びマカオの各處に輸入する時に、ポルトガルに於て最惠國待遇を與ふる物品を揭げ、其種類は三十一種ある。乙號表はポルトガルより日本に輸入する時に、日本に於て最惠國待遇を與ふる物品を揭げ、其數は二十二種ある。而して此二表に揭げたる物品に對しては兩國共に最惠國の物品に對すると同樣の稅を課すると云ふ規定である。但し兩締盟國に於て實驗上尙ほ不滿足と思ふに於ては、兩締盟國に於て各々他の一方へ輸出する物品に關して契約稅則を協定する筈になつて居る。故に以上四箇國との條約は、契約稅則を附屬して居らぬが、將來とも決して契約稅則を設けぬと云ふ趣旨ではない。

新條約附屬として契約稅則を規定したるもの、契約稅則の全く之なきもの、及び多少將來の關係を豫約したるものは、右述ぶる如くであるが、輸出稅に關しては契約稅則の有無に拘らず何等の規定もない。但し條約本文中に兩締盟國に於て特に其國に輸出するものに限り輸出稅を高むると云ふことは出來ない。輸出稅を課するならば何れの國へ輸出するを問はず、同樣の物品に同樣の課稅をなさねばならぬと云ふ規定がある。之を約言すれば他國に輸出する時は無稅であるが、某國に輸出する時は何物の稅を課すると云ふ如き偏頗なる處置は出來ないと云

ふことである。此規定を除きては新條約中輸出税に關する何等の規定もない。是れ固より當然のことにして何れの國に於ても輸出税は其國單獨の意思を以て決定して居る。而して大概の國に於ては特別なる物品を除くの外輸出税を課さない。元來輸出税なるものは徴收すべきものでないと認めても宜しい位のものであるから現行條約の如く條約上輸入税を規定し、又輸出税を規定し、依て以て一般貿易を阻害せし條約を改むる所の新條約は無論に輸出税の規定は删除せねばならぬ。故に各國普通に行はるゝ所と同樣に輸出税に關しては條約上何等の規定もない。

之を要するに新條約に於て、輸入税の契約は英、佛、獨に對して存在し、オーストリー・ハンガリーとは相互的に契約してあるが、其他の國とは契約税則を設けてない。又輸出税の契約は何れの國に對しても設けたるものはない。然るに輸入税は明年一月より實施せらるゝ筈であるが、現行輸出税は條約に附屬し現行條約の一部を爲したるものであるから、現行條約と同時でなければ消滅しない。此事に關しては屢々我が紙上に論じたる所で、今更繰返す必要はないが、貿易の發達を圖るに於ては、明年七月十七日に至り現行條約の全部消滅するの期を竢たず、成るべく速に之を廢止する方が適當の處置であらうと思ふ。

（四）從價税及び從量税

兩國互に主張し互に讓歩して規定したる契約税則は、墺國を除くの外英、佛、獨は皆日本に於て徴收する輸入税目のみであるが、其税目は互に主張し、互に讓歩したる結果として、英國とは三十八種、ドイツとは五十九種、佛國とは一九種、墺國とは彼より我に輸入するもの八種、我より彼に輸入するもの八種である。而して是等は皆從

價稅の規定であるが、此從價稅は他日從量稅に換算し得べきものにして、即ち日英間には此が爲に明治二十八年七月十六日に追加條約を締結して居る、此追加條約に依れば、その品目は從量稅に換算したるものと、從來の如く從價稅の儘に置くものと、併せて六十一種になつて居る。斯の如く著しく其品目を增加したる理由は從價稅なる時はその價格に依つて、課稅するものなるが故に、品目を細別する必要はないが、從量稅に換算するに於ては其の品目を細別するにあらざれば、適當なる稅額を算出することが出來ない、故にその品目は各增加したる次第である。而して斯く從價稅を從量稅に換算したりとしても、其稅額は從價稅の稅率を基礎として算定したるものであるから大體に於て其率に相違はない。畢竟從量稅は徵稅官の爲めにも納稅者の爲めにも便利であるから、出來得る丈け從價稅を從量稅に換算するのである。是れ獨り契約稅目に於てのみではない。我關稅定率法に於ても其通り、關稅定率法は皆從價稅の規定であるが、出來得る丈けは從量稅に換算する方が便利であるから、從量稅に換算せられて先頃之が爲めに一の勅令を發布せられて居る。ドイツとの契約稅目は、日英追加條約に於て既に從量稅に換算したるものは、其協定に同意すると云ふことをドイツ政府に於て承諾して居るから、此部分に就ては再び從量稅に換算する必要はないが、他の物品に就ては出來得る丈け從量稅に換算すべき筈である。佛國との契約稅目も又批准交換後六箇月以內に出來得べきものは從量稅に換算する契約である。但しドイツの幾部も佛國の全部も未だ從量稅に換算されては居らぬ。

右の如く既に規定したる契約稅目は、出來得べき限りは孰れも從量稅に換算して之を適用する規定になつて居

るが、佛國との契約稅目は、佛國に於て本條約第二十四條の規定に據て何時にても之を廢止する通知を爲すことが出來る。而して之を廢止する通知を彼より爲して一箇月を過ぎたる後は總て此契約稅目は無效に歸する譯であるから、從量稅としてあるものも從價稅としてあるものも此場合に於ては總て一掃して全く無契約となる次第である。又墺國との契約稅目は僅かに千九百三年十二月三十一日迄を限り有效に實施せらるゝ規定であるのみならず、其品目を見れば從價稅に規定する必要を認むる程のものもないやうである。兎に角其從價稅たると從量稅たるとに拘らず千九百三年と云へば新條約實施後凡そ五箇年間有效のものに過ぎない。

(五) 稅目

各種新舊稅目の比較を見るに、嘉永年間外國貿易の殆ど成立して居らなんだ時は之を論ずるまでもないが、安政五年通商條約を締結したる後に於ても、其條約に揭げたる稅目は極めて簡單なるものである。去りながら此安政五年の條約は輸出に關しては五分を標準として居り、輸入は其稅目に揭げざるものは二割を徵收すると云ふ高稅になつて居る。然るに慶應二年の改稅約書に至りては、之に反して輸出も輸入も五分を標準とし、其稅目に揭げざるものは、輸出入共に五分を徵收すると云ふ規定になつて居る。新條約に附屬したる契約稅目は、英國とドイツとは最高は一割五分、最低は五分、フランスと墺國とは最高は一割、最低は五分、而して此新條約附屬の稅目は物品に限りあり、其稅目以外の物品には從來の如く、概括的に何分の稅を課すると云ふやうな規定はない。畢竟契約稅目に揭げざる物品に就ては、我普通稅則即ち關稅定率法を適用する趣意であるから、概括的の規定は

ないのである。而して既に概括的の規定なく、最高は一割五分最低は五分で、且つ其物品に限りあるに於ては、其稅率の平均を見る必要はない。強て其平均を見んとならば、此稅目に掲げざるものは總て我關稅定率法に支配せらるゝものであるから、關稅定率法に掲ぐる稅目と、契約稅則に掲ぐる稅目とを混同して其稅率の平均を見るの外ないのであるが、其平均は暫く別事として、今回改正の契約稅目も亦新たに發布せられたる關稅定率法も、皆輸入稅率を高めたるものであるから、早晩輸出稅を全廢するとは云へ、將來國庫に收入すべき海關稅は著しく增加すべき筈である。

又關稅定率法は我國定稅率であるが故に、之に改正を加ふることは我國の隨意である。故に其稅目は我意思の儘に立法の手續に依りて如何に規定するも差支ないが、契約稅目は締盟兩國の協議の結果でなければ改正することの出來得ないのは無論の事である。又我立法の手續に依りて隨意に改正し得べき關稅定率法に掲げたる稅目にしても、之を外國より輸入する物品に適用せんとするには、ドイツ並にオーストリー・ハンガリーとの條約に於ては六箇月前に公布せなければ其國の物品に適用することは出來ないと規定してあるのみならず、我關稅定率法にも此稅目に改正を加へたる時には、六箇月前に布告すると云ふことになつて居るから、結局關稅定率法は我隨意に爲し得るものであるが、之に改正を加へたる時には六箇月後でなければ其改正稅率を實施することは出來ない。是れ必ずしも我立法權を拘束したる譯ではない。凡そ外國貿易たるものは關稅の變動に因りて利害を感ずること著しきものなるが故に、内外人を問はず外國貿易に從事する者の爲めには、相當の猶豫期限を置くの必要が

ある。故に關稅定率法に於ても、亦獨墺二國の條約に於ても、斯の如き規定を設けたるは、彼我貿易に從事する者の爲めに至當の事である。之を要するに現行條約の如きは極めて不利益なるものにして、且つ關稅則協定の原則に反したるものであるが、それより一躍して各國と對等の位地に立ち、相當の關稅則を設けんとするには固より幾多の困難を免れぬ次第である。隨て十分なる結果を得ることも甚だ難き譯である。併しながら現行條約に比較すれば、新條約附屬の契約稅則は第一之を契約したる國が僅に四箇國に過ぎない。其四箇中オーストリー・ハンガリーの如きは相互的にして、且つ有效期間五箇年に過ぎない。又其契約稅目も多きが如しと雖も、然れども現行條約の如く概括的に網羅したるものに比すれば固より僅少のものである。故に海關稅は絕對的に外國と契約して定むべきものでないと、主張する論者は兎も角、締盟兩國貿易の便宜を圖るが爲めには、契約稅則も必要のものであると云ふことを認むる論者は、更に一步を進めて此新條約附屬の契約稅則を改正し、其品目を動かすと同時に相互的のものに爲さんとすることは無論必要とする事なるべしと雖も、之を全廢して全く契約稅則なきものとなすことに同意は出來ないであらう。

多年希望したる條約改正は、我權利を囘復し、我利益を增進するの趣意であつたが、權利に於ては治外法權を撤去して、我法律の儘に外國人を支配し得ることゝなり、利益の點に於ては斯くの如く關稅則を改正し、我國定稅率を制定することを得、又契約稅則ありとするも僅かに四箇國に過ぎない。是に於てか第二の維新と稱すべき新境遇に始めて達したるものと認めて宜しからうと思ふ。

第四　領事職務條約

領事職務條約を締結したる國は、新條約を締結したる十五箇國中に於て、ドイツとベルジユームとの二箇國である。ドイツと締結したる領事職務條約は明治二十九年四月四日の調印にして、即ち日獨通商航海條約と同時に締結したるものである。而して之れに一の公文を附屬してある。ベルジユームとの領事職務條約は日白通商航海條約に遲れて、明治二十九年十二月二十二日に調印せられて居る。此二條約は大體に於て略ぼ同様のものであるが、ドイツの條約はベルジユームの條約に比して寧ろ詳密に規定せられてある。故に此二條約を同時に論ずるに於て、先づ以て日獨領事職務條約を標準とし、之にベルジユーム條約を併せて論ずることは適當であらうと思ふ。

領事職務條約なるものは、各國の間に於て、孰れの國に於ても盡く締結せられて居る條約ではない。故に新條約を締結するに當り、領事職務條約を締結せざる國が多かつたのである。ドイツ並にベルジユームに對しても帝國政府より進んで此の條約を締結せんことを求めたのではない。ドイツ及びベルジユームの事情に於て締結せんことを希望したるが故に、此條約は締結せられたのである。近來萬國公私法及び外交慣例の進歩の爲めに、領事條約を締結せずとも、領事の職務を實行するに於て、大概の國に於ては差支を見ない。それ故に斯くの如き條約を締結して領事の職務を明かにして置くは、多少の便利がないではないが、併しながら各國交際の間に必要缺くべからざる條約とは見られない。

領事なるものは外交官と異なりて、其權限の甚だ狹きものである。領事の性質を今茲に詳言するの必要はない

が、要するに大體に於て領事は貿易を保護し、並に在留人を保護すると云ふのが職務の趣意に外ならないのである。此職務を實行するが爲めには、自國政府に於て國領事に多少の職權を與へ、又其駐在國政府に於て、之に多少の特權を許して居る。我國開國以來駐劄したる各國領事は、條約の規定に據りて裁判權を保有して居り、其權限は普通領事の比でなかつたのであるが、新條約實施後は治外法權なるものは全く消滅し、各國領事も普通各國間に駐劄して居る領事と同樣となるべき筈である。故にドイツ及びベルジュームに於ては領事職務條約を締結する必要を感じたる次第であらう。但し此條約は固より他の條約同樣に日本に於けるドイツ若くはベルジュームの領事職務權限のみの規定ではない。日本領事のドイツ若くはベルジュームに駐在するものゝ職務權限をも規定してあつて、相互的に成立したるものである。

又領事職務條約は各其條約の緒言に於て明示したる如く、領事の職務を執行するに際し享受すべき權利、特權及び免除に關して、一層明確の規定を設けんと欲して締結したるものである。故に此條約に規定したるものは、要するに公法私法の關係若くは外交慣例に於て、全く無き事を規定したるものではない。唯之を一層明確にして誤解を避けんが爲めに規定したるに過ぎないのであるから、此條約全部に就て之を詳論する必要はない。去りながら我國に於て領事條約を締結したるは此條約を以て始めとなし、此以前には斯くの如き條約はなかつたのであるから、逐條の大意を摘錄することは、條約を研究するものゝ爲めに多少の便利はあらうかと思ふ。但し日獨領事職務條約と、日白領事職務條約との間に條文の編成を異にしたるものがある、例へば第一條第二項にドイツ

條約に於て揭げたるものを日白條約には第二條第一項に揭げてあると云ふが如き次第であつて、其事柄に差別のなきものが多い。故に之を同一のものと看做して、日獨領事職務條約に就て逐條大意を述べやうと思ふ。

日獨領事職務條約の第一條は兩締盟國は何れの國の領事にも駐在を許さぬ場所の外は、各港各都市に領事の駐在を許し、且つ之れに最惠國の同等の官吏に現に許與し又は將來許與すべき權利免除及び特權を許與すると云ふ規定であつてツマリ普通の原則を揭げたるに過ぎない。第二條は委任狀附與及び取消等の規定であるが、元來領事たるものは本國政府より與へられたる委任狀を携帶し、之を其駐在國の政府に提出して駐在國君主又は大統領より認可狀を得て始めて就職するものであるが故に本條の規定の如きは寔に普通の順序である。第三條は本國より派遣したる正式領事は民事に就て拘留せらるゝことなく、刑事に於ても重罪と看做さるゝ場合でなければ拘留せらるゝことがない。海陸軍の宿舍若くは捐資を免れ、又商工業に從事せざる場合に於ては、對人稅奢侈稅並に直接又は對人的性質を持つて居る稅を免る。尤も內地の消費稅地方稅に屬するものは負擔せねばならぬ。又領事官を裁判所に引致したる場合には、其領事の所屬國公使館に直に通知せねばならぬと云ふ規定である。但し此通知の場合はベルジューム條約には規定してない。第四條は領事官及び其部下の官吏を裁判所に出廷せしめて、證言を爲さしむることに關する規定にして、若し是等の官吏に證言を爲さしむべき時には、裁判所は公文を以てその出廷を請求し、職務若くは疾病のために出廷することの出來ぬ時は民事の場合に限つて裁判官は其官吏の居宅に就て其陳述を聽き、又は供述書を請求する。而して此場合には此等の官吏は裁判所の請求に應じなければならぬ

と云ふ規定である。第五條は領事官の事務所たることを表示する爲めに本國の徽章を掲げ、又其事務所の家屋の上に本國の國旗を掲げ、又職務上に使用する船舶に國旗を掲ぐることを得る規定である。第六條は領事館の記錄書類は犯すべからざるものとして、其駐在國の官廳は如何なる口實を以てしても、此書類を檢閱し又は差押へることは出來ない。又領事官にして他の事業に從事して居る時には、領事館の書類は其事業に屬する書類と區別して置かなければならぬ。又其駐在國の官廳は犯罪取調の外は、如何なる事を以てしても此事務所若くは領事官の居宅に入ることは相成らぬ。尤も是等の事務所若くは居宅を以て犯罪人を保護する場所となすことは出來ないといふ規定である。第七條は領事官の死亡不在若くは事故ある場合に於て、其部下の官吏に於て代理をなすことを得る規定である。第八條は領事官は事故ある時又は一時不在の時に、代理者を命じ又は其管轄內の都市、港及び其他の場所に代辨領事を命ずることを得る規定である。第九條は條約取極め又は國際法に違反したる所爲ある時は、領事官は其地方の行政廳又は裁判所に救濟を求め、是等の官廳其求めに應じて相當の處置を爲さぬ時には、其國代表者の居らぬ時に限り其駐在國の政府に申立ることを得る規定である。是は領事は外交官の資格なきが故に其駐在國の政府と直接往復を爲すことは出來ない。其政府と直接往復を爲すものは本國の代表者に限る。領事官は僅かに其駐在地の地方官と往復すべき性質のものであるが、本條に示すが如き場合に於ては除外例として領事に直接往復を許すのである。第十條は領事官及び其部下の官吏が、本國の法律命令の許す限りに於て行ふべき權利を規定したるものにして、即ち本國籍に屬する船舶內に於て、本國の船長、船員、乘客及び商人其他の本國

人民の陳述を聽くことを得、本國臣民のみの法律行爲、遺言、並に本國臣民相互の間と、本國臣民と駐在國の臣民、又は駐在國に在留する他國の臣民との間に取結びたる契約、並に本國の版圖內にある土地に關し處辨すべき法律行爲に關して、取結びたる契約を登錄し及び證明することを得、又本國官廳若くは官吏より發する總ての文書を翻譯し及び之を證明することを得、右等の外是等の書類の原本又は謄本、拔萃及び飜譯は、領事官に於て之を證明して其館印を捺したる時は、兩國の公證人又は兩國の一方の當該官吏、公使若くは裁判官の登錄證明したるものと同一の效力を有する。但し此場合に於て、前記の書類には之を執行する國に行はるゝ法律に從て、印紙稅及び手數料賦課金を拂はなければならぬと云ふ規定である。此規定は大概の國に於て現に許しある所のものであつて、其本國臣民を保護する點に於て已むを得ざる箇條である。第十一條は其本國臣民の婚姻を取扱ふ規定である。第十二條は其本國臣民の出生及び死亡を證明することに關したる規定である。第十三條は後見人及び保護人を命じ、又其本國の法律に從つて後見及び保護の事項を監督する規定である。以上は人事に關したるものにして各國の國法に於ても領事の取扱を許すものが多い。第十四條には其本國臣民の死亡したる場合に於て、遵奉すべき規定を列擧してある。其列擧したる目は十二にして、ベルジユーム條約には全く之を見ない。其大體の趣意は(一)其本國臣民の死亡したる場合に於て、當該地方官廳にても領事官にても、何れか先きに知り得たるものは之れを他に通知し、又其財產に封印を施し、及び之を開封する事(二)當該地方官廳は遺產處分の開始相續人、債權者の徵租に關する廣告をなし之を領事官に通知する事(三)死亡者の財產を現狀の儘に置くことを得ざる場合に於

事官に於て之を處分する事(四)領事官は遺産目錄に登記したる所持品及び有價物件等を賣却したる時、その代價を當該地方官廳に託して之を保存すること(五)領事官は死亡者の動産及不動産維持のために相續人の利益と認むる處置をなすこと(六)遺産目錄に登載したる所持品及有價物件に關し爭ひの起りたる時は、其裁判權は遺産相續人又は贈位に屬する事項の外は、其在留國の裁判權に屬する事(七)遺産目錄に登錄したる所持品及び有價物件を期限内に請求する者あらざる時は領事官に於て之を處分する事(八)遺産處分開始、管理及び清算に關して、領事官は法律上相續人を代表するの職權を有する事(九)相續權及び遺産の分配權は、死亡者の本國法律に依り決定すべき事(十)死亡者ある場合に於て其地及び其附近の土地にも領事官の駐在せざる時は、其地方の當該官廳に於て本國の法律に從つて遺産目錄の調製及び其他の手續を爲す事(十一)本條約の規定は兩國の一方の臣民にして、一方の版圖外に於て死亡したる時にも一方の版圖内に動産又は不動産を遺したるときは之を適用する事(十二)兩國の海員、船客其他の旅行者にして、他の一方の版圖内の陸上若くは船舶中にて死亡したる時は、其遺産目錄を調製し遺産の維持、清算等に關し必要なる職務を取扱ふ者は、死亡者の本國領事官なる事、等の規定である。第十五條は本國船舶に領事官自身に赴き、又は代理者を派遣して、乘組役員及び海員を訊問し、船舶書類を檢閲し、航行の目的、仕向地及び航行中の事跡を聞き、積荷目錄を領受し、入港及び出港の手續を幇助し又裁判所若くは行政官廳に通譯者又は附添として出頭することを得る規定である。第十六條は本國商船内の秩序を維持することは領事官の職責に屬するを以て、領事官は船長役員及び水夫の間に生じたる紛議、殊に雇入料其他相互義務履行

に關する紛議を仲裁すべきものにして、是等に關しては他に關係者なき時は、其地方裁判所若くは其他の官廳は、全く關係することを得ない。但し領事官の依賴により船舶乘組員を捜索引致留置する等の場合に於ては、其地方當該官廳に於て有效なる援助を與ふる義務ありと云ふ規定である。是は當該官廳に於て領事官の職務執行を幇助する趣意に因て設けられたるものである。第十七條は本國軍艦又は商船の士官、役員、水夫其他乘組員にして脫艦又は脫船したる場合に於て之を捕へる事であつて、新條約を締結したる大概の國とは概括的に此事を規定してある。通商條約中に其地方の官吏は自國の人民に非ざる時は、他國の艦船內より逃走したる者を捕へて其艦船に引渡すと云ふことを揭げてあるは即ち此事である。第十八條は自國船舶の航海中に受けたる總ての損害は船舶所有者荷主及保險者間の契約に反せざる限りは總て領事館に於て之を決定すべきことを規定してある。第十九條は此領事職務條約は同時に調印したる通商航海條約全部の實施と同時に效力を生じ、而て其後十二箇年間有效なりと、恰も通商條約と同樣の規定を揭げてある。第二十條は批准交換のことを規定したるに過ぎない。

右の外ドイツ條約には議定書が附屬して居る。此議定書に揭げたるものは、第一項は兩締盟國の一方の版圖內に於て、他の一方の保護民と認められたる無籍者ある時は、兩國の領事官は本條約に依り、本國臣民の事件に關して附與せられたる權利を此の保護民の生存中適用する、と云ふことを規定し、第二項は犯罪人交付及び刑事に係る依賴を處理することに關しては、兩國の間に別に約定を取結ぶべし、而して其約定の實施に至る迄はドイツより日本に請求して、ドイツに於ても同樣の事件に對して相互的の處置をなすべしと云ふことを保證するに於て

は、日本國に於て他の國に許したると同樣の權利特典をドイツをして享有せしむべしとの趣旨を規定してある。然るに此第二項は他日犯罪人引渡條約を兩國間に締結するが、其締結以前にても若しドイツ政府に於て日本政府に對して同樣の犯罪人を引渡すべしとの條件を附して請求するに於ては、日本政府は犯罪人引渡條約なしと雖も之を引渡すと云ふに過ぎない。元來犯罪人は條約なければ絕對的に之を引渡さぬと云ふ原則は公法上にない。故に國事犯は別事であるが、常事犯は各文明國に於て犯罪人の引渡條約の有無に拘らず、兩國間の好意を以て引渡すことがあるから、此第二の規定は當然の規定と思ふが、第一項の「保護民」と云ふものに就ては、是は新條約を締結したる各國條約中に決して無き所の文字である。トルコ、ペルシヤ等に於て耶蘇教を奉ずる人民は、多く歐洲大國の保護民と爲り得ることとあれども、日本に於ては保護民なるものを認めたことはないと思ふ。然るに今回の議定書に於て始めて保護民を掲げてある。無論相互的に成立して居るから、日本の保護民もドイツに於て同樣の取扱を爲すことであるが、此保護民なるものゝ解釋決定し居らざる時は、疑問を生ずる處がある。去りながら茲に掲けたるものは要するに一旦自國の法律に據りて其國籍を失ひたるにせよ、未だ他國の國籍に入らず、即ち未だ何れの國籍をも有せず、而して其者の生國が日本若くはドイツなりと云ふ場合に於て、國籍法上は自國民ではないが之を保護民として取扱ふと云ふが如き類の者であらう。果して夫れならば先年横濱に於ても同樣の事件が起つたことがあると記憶するが、其保護民と稱すべきものゝ範圍は極めて狹少なるが故に、左迄の不都合も見ないであらうと思ふ。

以上ドイツ及びベルジユームとの領事職務條約の大體の趣意である。前にも述べたる如く領事職務條約を締結して居らずとも、今日の外交上には領事官に許與すべき範圍略ぼ決定し居り、又追々國法上の進歩に伴うて其區域も尚更明確たるに至ることであるから、條約の有無は領事官の待遇に重大なる關係を持たないが、畢竟此等の條約は不文法を明文に掲げたと云ふ位のことに過ぎないのである。

第五　結　論

現今帝國の締盟國と稱すべきものは、二十箇國である。其中現行條約の改正を必要としたる國は十五箇國にして、其國々はイギリス、北米合衆國、イタリー、ペルー、ロシヤ、デンマーク、ドイツ、スエーデン・ノールエー、ベルジユーム、フランス、スイス、オランダ、スペイン、ポルトガル、オーストリー・ハンガリーである。此以外の締盟國は朝鮮、支那、シヤム、メキシコ、ブラジルであるが此五箇國中朝鮮支那との條約は、朝鮮支那に於ける、日本政府及び臣民の權利々益を規定したる、條約にして、彼等の日本に於ける權利々益を規定したる箇條はない。シヤム條約は相互的に成立して居るが、併しながら議定書を見れば日本はシヤムに於て治外法權を有し、シヤムは日本に於て治外法權を有せずと云ふが如き事を規定してある。メキシコに至りては純然たる對等條約にして、此條約は明治二十一年十一月三十日の調印なれば、對等條約としては最舊の條約である。ブラジル條約はメキシコ條約と大體同樣にして即ち對等條約である。以上五箇國の外にハワイに對して極めて簡略なる書

通條約と移民渡航條約とが締結せられてあつたのであるが、此國は先頃米國に合併せられて、同國の一部となつたのである。但しハワイの獨立を失つて米國に合併したることに就ては、帝國政府は我人民に向つて未だ公けの告示を爲ない。それ故に我人民の目よりして之を觀ればハワイの獨立國は依然として存在するが如く見ゆるのであるが、是は當局者が最初其處置を誤り既に其後誤りたる處置を曖昧に付せんが爲めに其儘に措きたるものと察せらる。併しながら事實上ハワイは旣に存在しない。故に此ハワイを除き我締盟國は二十箇國である。

右二十箇國中對等條約を始めて締結したるはメキシコであるが、メキシコ條約は舊條約を改正して對等條約を締結したのではない。元來帝國と左迄の關係を有せざる國であつたが、明治二十一年に彼れよりの申込に因て始めて此條約を締結したのであるから、對等條約中に於て是は別物として論外に置かなければならぬ。而して之を論外に置くときは今回締結せられたる十五箇國との新條約は、即ち始めて對等條約を締結したるものにして、取りも直さず此條約を以て始めて日本帝國の位置をして各國と對等ならしめ得たるのである。但し改正談判の進行中に、ブラジル條約が締結せられたが、是れは我出稼人を移住せしめんとて彼の國の希望に依て新たに締結したるものにして、改正條約ではない。故に何れの時に於て日本帝國は各文明國と對等の位置に立つたかと云へば、此十五箇國との新條約の成立したる時なりと言はなければならぬ。其以前に在りては日本帝國は如何に發達したりとは言へ、又如何に其文化を進めたりとは言へ、歐米各國に對し國際上未だ對等の位置には立つて居らなんだのである。往時歐米各國の學者政治家の間に耶蘇教國と耶蘇教國以外との區別論が行はれたが、今日に至りても尙

多少其說を唱ふる者がある。之にも拘はらず歐米各國が耶蘇敎國以外なる我帝國に對し、其治外法權を撤去し、我法律制度の下に其國民を支配せしめて、之に安んずると云ふに至りたるは、無論に我國運の進步、我文化の發達之をして然らしめたるに相違ないのであるが、去りながら斯くの如き國は耶蘇敎國以外に在りては獨り我帝國のみであるから、我國の立憲政治は歐米各國の學者政治家の間に一の疑問となり居ると同時に、新條約の結果として對等の位置に進みたることに就ても、果して對等の位置を保ち得るや否やは、歐米各國の學者政治家中に疑ふ者がないでは莫からうと思ふ。此疑をして事實たらしむると否とは將來我國民の注意如何に存することは云ふまでもない。

前に述ぶる如く我帝國の締盟國と稱すべきものは、既に二十箇國に上り、此二十箇國以外に於ては歐洲に在りてはサンマラン、モナコ等の如き最少國、若くはバルカン半島諸國を除くの外は最早條約を締結して居らぬ處はない。アジアに於てはトルコ、ペルシヤは未だ條約國ではないが、其の他は殆ど條約をして居らぬ國はない。アメリカは別として南アメリカと中央アメリカには多少無條約國があるが、是等の諸國は關係の極めて少きものである。故に我帝國の交際を結ぶ所の國、貿易の關係を有する國は甚だ多きに至つたことであるが、顧みて我帝國の周圍を觀れば如何。各文明國と對等の位置に立ちたるものゝなきのみか、殆んど國として將來存在すべきや否やを疑ふ程のものゝみである。朝鮮と云ひ支那と云ひ、今更ら事新しく云ふ迄もなく、將來の運命を疑ふ程の狀況に陷つて居る。斯の如き次第であるから歐洲を去てスエズ地峽を過ぎれば最早純然たる獨立國として各國と對等

の位置に立ち居るものは、唯我帝國あるのみである。帝國將來の關係に於て、此周圍の諸國より如何なる影響を受くるか、是れ亦我國民の常に注意して以て國運の伸張を圖らざるべからざる要件である。殊に交通の便利其他種々の政略上の關係よりして、東洋と言はず西洋と云はず、其關係漸次に密着し來りて、今日の內治外交は決して昔日の內治外交の如き單純なるものに非ず、極めて複雜にして又將來倍々複雜ならんとするが故に、此複雜なる內治外交を處するに於ては、最も大なる注意を要し、對等の位置に立たる帝國をして、倍々其國運を降盛ならしむることを努めなければならぬ。又單に條約の關係より之を觀るも、新條約は最長の分にして十二箇年間繼續する筈なることは既に述ぶる所の如くであるから、此十二箇年後に於ては更に大に面目を改むることに覺悟せねばならぬ。今日の世界はツマリ進むに非ざれば退く虞あり、退いて守らんとする者は往々其國を失ふ。是れ各國の歷史に於て屢々見るところであるから、將來に於ける我國是は唯進取の一方に向ふべし、一日も退守の念を起す勿れと望まざるを得ざる次第である。（明三二・五刊）

でたらめ

緒言

維新以來朝となく野となく泰西の文物を模擬し所謂長を採り短を補ふの說は全國を風靡して、遂に今日の新日本をなしたることとなるが、政治法律の喧ましき議論は姑く措き、日常目に觸れ耳に聞く所の事物は、今猶ほ變化の時代に在り。今後又如何に變化するか實に豫測すること出來ぬ次第なれども、新條約は遠からず實施せらるべく、內地雜居も同時に行はるゝことゝなりたれば、一から十まで歐米の眞似するにも及ばずと云ふ人もあらんが、去りとて頑固に舊慣を維持せんとの論には何人も同意せざるべし。依て吾輩は斯くもありたらんには如何と思はるゝまゝを記して、甚だでたらめながら敢て世人の敎を請ふことゝなせり。

明治三十一年十月

大阪每日新聞　でたらめ記者

でたらめ目次

歸りの土産

心配に及ばぬ

食事後の注意

西洋眞似損ひ

帽子の事

靴とシャツ

婚禮と葬式

會葬者の注意

葬式の弊風

喪章の事

名刺の折方

貧乏ばなし

内外人の交際（一）

内外人の交際（二）

男女交際の事

でたらめ

でたらめ

休日の事

風俗習慣

公園の事

道路修理

人力車の取締

宴會の時刻

宴會の作法

てたらめ

訪問の事

前以て約束あるか、約束なくとも親友の間なるか、又は急用あるか、それ等の訪問は別事であるが、普通の訪問は文明國では大概午後に限る。然るに日本の訪問は大概午前で、宛然反對なるのみか、午前も午前、早朝、而かも主人の未だ起きぬ中に出かけ、成るべく早く他の客に先つて面會せんとして訪ねて行くやうな風がある。至急の用事であれば夫も仕方がないが、普通の訪問ならば大概晝過が便利であらう。役所へ出る者でも、會社其他へ出勤する者でも、朝は多少忙しい。午後定刻に達して歸宅した後か、或は歸宅前後役所又は會社にても、用事を仕舞つた頃に人の訪問も受け、人をも訪問すると云ふことになつたならば、彼我ともに餘程便利であらう。何分早朝に競爭して人を訪問するは、間違なく主人に會へるかは知らぬが、彼我に取て隨分不便の事もあり、又餘り他の國にも見當らぬ風俗であるから、是は改めた方が宜しからうと思ふ。

又人を訪問するにも、訪問を受けるにも、お互に便宜を計らぬと往かぬが、何うも何時其主人が在宅するか判らぬと云ふ人が多い。中には確かに在宅すると思つて出掛ても不在だと云ふ、其實は居る日もあるらしい。さう云ふことでは交際上甚だ面白からぬやうに思はれるから、大概何日々々には居る、又何時から何時の間には面會が出來ると各々極めて置く方が便利であらう。追々社會の事も繁多になるに至ては、尙更以てさう云ふ取極めがなければなるまい。是は歐米各國にも多く見る所である。又東京邊で交際社會に出る人々は、今日でも大概婦人

だけには受日と云ふものを定めて置いて、一週間の中何の日に何時からは會へると云ふことになつて居る。マア日本ではさう云ふ人達を除いては婦人の交際は少ないから、何方でも宜しいやうであるが、シカシ婦人に限らず男子にも面會の出來る日と時刻が極つて居つたならば、お互に時間を節して用も辨じ、交際も出來、甚だ都合が宜からう。此風俗は決して殊更に西洋風を學ぶと云ふ譯でもないが、然う云ふ取極めがあつたならば、餘程便利ではあるまいか……

訪問の區別

用事の爲めに訪問するのと、普通見舞に訪問するのとは、判然區別の出來ぬ場合もあるが、シカシ大體趣旨が違つて居る。普通の用事で面會する場合には、早く其用事を辨じて歸るのが適當である。何うも用事があつて來たのやら唯だの訪問に來たのやら、曖昧の間に長談をして時間を費し、ヤット歸り掛になつて用談を始めるなどと云ふことは、隨分世間に澤山ある習慣だが、是は甚だ不都合な話で、用事ならば初めから用事を談じて歸るが宜しい。歐米諸國では生存競爭の度が烈しいから、時即ち金なりなどと云つて、中々時間を爭つてソンナ無駄なことはして居らぬ。日本の時なりとて一文の價もなしと云ふ譯でもないから、用事ならば早く其用事を濟して歸る方が主人にも迷惑を掛けずお互に便利である。又然らずして尋常の訪問と云ふことであるならば、是は初めより用談の爲めではないから、成るべく用談は避けると云ふ位にして、普通の談話に限るが宜しい。但しさう云ふ

場合には大槪其人一人が面會する譯でなく、多くの人も面會して差支ないのであるから、主人さへ不都合なければ多少雜談に時を費しても宜しからうが、何うもさう云ふ風に區別が附いて行かぬと云ふと、無駄に時を費したり、又時を費す上に一向用事も捗取らぬと云ふやうな結果になりはせぬか……。又日本では左まで正しくは遣て居らぬけれども、兎に角普通の訪問を受くれば、文明國では答禮として其人の處に行くか又場合によりては名刺を送るのが先づ普通である。用談に來たのならば、何も答禮するには及ばぬ。所が用事で來たのやら普通の訪問であるやら判らぬと云へば、答禮に行て宜いやら惡いやら迷ふと云ふことにもなる。故に是は判然區別する方が宜からう。其區別をするにも左迄面倒はない。用事ならばサッサと用事を話して歸り、今日は用事の爲めに來たと云ふことを明かにすれば宜しいのだ。又普通の訪問ならばそれ相應の趣意を現はして歸ればそれで宜しい。

時刻の事

大阪では大阪時間などと云つて、一時間も二時間も互に掛直をして居るやうな風があるが、是は必らずしも大阪ばかりでもない。隨分日本では何處にも時間を構はないと云ふ習慣がある。古より斯くあつたであらうとは思はれぬ。多分維新前後一時禮儀を餘り構はぬと云ふやうな破壞の時代に起つた習慣でもあらうか。兎に角歐米各國とは大違ひの習慣である。マア一時間や二時間は指定の時刻に後れても大概平氣で居る。尤も田舍などには二度も三度も催促を受けなければ行かぬと云ふ習慣もあるさうだが、夫は片田舍の一笑話と思ひの外都會にも此節は

使か電話で一兩度催促せねば出て來ない人がある。是は用事があつて面會する場合でも、何かの集會で大勢集まる場合でも、又普通の宴會に招かれた場合でも皆な同樣である。それ故に何時何十分に面會すると云ふからチヤンと約束の時間に其人を訪ねて行けば、案外主人が居らなかつたと云ふやうなこともある。又集會や宴會にも何時何十分にお出下さいと云ふから、其時刻に行つて見ると、無論に誰も居らぬ。取次の者は怪訝な顏をして居る。馬鹿々々しいと思ひながら夫へ這入て待て居ると、何時まで待つても誰も來ない。お負に之が私宅ならば格別、料理店などでは此人は何しに來たか、あまり世間の寸法を知らぬ人だとか、御馳走でも食ひたがつて大急ぎで來たらうとか、陰言を云はるゝやうな心持がする。それは貴樣達の方が物を知らぬのだと心で威張て我慢するとした所で退屈極まる。さう云ふ譯であるから一人几帳面にした所が仕方がない、矢張次には遲く行く、ソコで相互に遲く行くことを競つて、遂に不規則に流れる。小集會でも大集會でも、西洋風の宴會でも日本風の宴會でも、兎角其通りである。所で此事を人に話をすれば誰も彼も困つて居る。イヤ實に何うも呆れると云つて其弊害を歎息して居る。弊害を歎息して居るならば皆なで改めたら宜さゝうなものだが改めない。唯歎息する許りである。故に是は思ひ切てお互に斷行するより外仕方がない。何時何十分に面會すると云つたら其時には必ず主人が居る。是は時を極めた方の人が待つて居るのだから、少し心掛けさへすれば出來る。

さうして其時に來なかつたら面會しないと云ふことにするが宜い。又集會や宴會などには時と場合に依て十分とか十五分とか多少の斟酌は宜しいが、多くの時を費やさぬやうに必ず定刻には相談なり食事なりを始める、夫

から後に來た人はお氣の毒ながら追還して仕舞ふ、さう遣れば宜しいのである。少々憎まれるかは知らぬが、一兩度遣れば物が極る……然るに此追還策を斷行することが出來ぬと云ふのが、則ち人情の弱點で、切角人を招んで置きながら、其人を追還して不快の念を抱かせることは忍びないとか、或は又用事の場合でも少々の事は待て遣らなければ、用が足らぬなどと云つて、お互に辛抱する、大層美風のやうだが決して左樣でない。ツマリ之が何時までも此風俗の改まらぬ本である。かうしてお互に此邊に注意して几帳面に遣るより外に仕方がない。畢竟時刻を違へたり何かすると云ふことは、主人に取ても客に取ても失禮のことであると云ふ念慮が定まりさへすれば、之を追還した所が一向差支ないのである。歐米などでは無論其通りで、少し位は待つ場合もないとは限らぬが、シカシ先づ大體を云へば、約束した時に來なければ面會しないのは不思議ではない、當然と思つて居る。集會や宴會などでも左迄時刻を爭はないもので、何時から何時までに來れば宜しいと云ふやうなものは別段だが、左樣でないもの殊に食事などに至つてはチヤンと時の極まつて居るものであるから、其時を過ぎて來た人は往還して仕舞ふ。之を氣の毒とも何とも思つて居らぬ、却て追還された方で甚だ失禮な事をして相濟まんと云つて居るんだが、日本では却て反對に追還す方がお氣の毒だと云つて心配して、追還される方が不平を云ふやうな習慣になつてゐる。是は全く事理轉倒の話である。普通人間交際の道理から考へて見ても夫ぐらゐの事は解らなければならぬ。大阪時間などと云つて平氣で居る向は尙更以て改めなければなるまい……

宴會の事

近來宴會の有樣を見るに、極く規則立つた會でなければ、極く墮落なる會より外なくつて、其中間のものが誠に少なく見える。例へば西洋風の宴會などで規則立つた場合に出會ふ、此時には多くの客が先づ物を澤山喰はぬのが通例である、何やら食物だけ食ひに來たかのやうに、碌々談話もしない。歐米各國ではさう云ふ場合には、互に打解けて、面白く話を爲合つて、食事なら食事を終り、夜會なら夜會を終るのであるが、何うも日本ではさう云ふ所へ行くと妙に頑くなる。此所へお出なさいと云つても辭退して來なかつたり、何んとなく頑固しくなつて、碌に物も云はずに歸ると云ふやうな風がある。さうかと云つて此場合にもチョイと度を過すと夫から先は高聲に管を卷いたり、隨分不體裁を遣る。又其他の宴會、例へば料理屋で藝者でも來て騷ぐと云ふ場合、是も初めはチョイと几帳面にして居ることもあるが、直に何とも云へぬ言語同斷なる擧動になることが多い。是は誰でも知て居ることで、何うも此言語同斷なる、云ふに忍びざる墮落の宴會と、皆なが縮み上つて仕舞ふと云ふやうな宴會と、此二つに分れて居つて、其中間に立つて適當に面白く交際を終ると云ふやうな宴會は、無いとは限らないが誠に少ない。西洋風の晩餐にしても夜會にしても、又日本風の宴會にしても、餘り自墮落の擧動をしてたらぬことは無論の話で、禮に始まて禮に終らなければならぬが、さりとて皆なが縮み上つて、碌々物も云はない窮屈に遣ると云ふことも甚だ困る譯ぢやないか。丁度田舍の百姓を連れて來て座敷に据ゑたやうに、足の痺れるのも

構はず、几帳面に物も言はずに苦しがつて居るが、さうでなければ胡座をかいて濁酒でも飲んで、太平樂を並べると云ふやうな者である、どうも立派な紳士とも言はるゝ人が、一皮剝ばソンナ樣子の見えると云ふのは歎息の話である。兎に角極く打解けた友達同志の會合などは別段として、さうでない場合は多少禮儀を守りて各々歡樂を盡すと云ふ習慣でなければならぬ。又西洋食であると、無茶苦茶に物を食つて、食つて仕舞つたから直に歸るなどと云ふのは大阪に多いが、どうも食事一方で行くのぢやない、飯は宅でも食へるが、多くの人が集まつて食事をし、共間に面白き談話をもするので、始めて共會合の趣旨にも適ふのである。碌々物も言はないで無茶苦茶に物を食つて、食つて仕舞つたから直に歸るなどは、實に不體裁極まる話だ。食事の間も無論緩くりと談話をして、さうして食事が濟んでからも、煙草でも喫むとか茶を喫むとか、少くもお互に三十分や一時間は打解けて話でも仕合つて、歸ると云ふやうでなければ、どうも禮に始まつて禮に終つたものとは言へない。

夜會と酒筵

夜會などに至つては尙更のことで、各々集つて話を仕合ふのが趣意である。夜會の時に立食などは實は御馳走の中に數へられぬので、唯長く談話をしたり、舞踊でもあれば尙更のこと、さう云ふ事をして居れば腹の空くこともあり、喉の乾くこともある、故に多少共等の用意に飲物や食物を備へて居るのであるから、此飲食を趣意としたのではないと云ふことを覺らなければならぬ。然るに日本の夜會を見ると、煙草を喫む部屋には皆な籠城し

て煙草ばかり喫で居つて見たり、然らざれば腰掛に腰を掛けて、唯口ばかりパチリ〳〵して睨み合て居たりして、食堂が開くるや否や兵隊が突貫する様に進撃して食卓前に大騒動をするやうな有様である。歐米ではまるで反對で、さう云ふ席では婦人は椅子へ腰を掛ける、が、男子は餘程老人でゝもなければ腰を掛けるものはない。第一椅子がありはしない、皆な方々驅廻つて甲の人に會て話をしたり、乙の人に會て話をしたり、夫が交際の廣い人と廣くない人との別れる所で、互に快談を試みて居り、食堂に行ても大騒動はしない。又日本の宴會の席で墮落する有樣を見るに、自分の宅よりも甚い。自分の宅では割合に愼んで居るが、他所では途方もない不體裁を働く。尤も私宅へ招れて行つた時でも又招だ時でも事に依ると妻君や娘子の居る所で、言ふべからざる聽くべからざる話をする、其度毎に冷汗の出るやうなこともある。さうかと思ふと又或る席では餘り四角張て膝も頽さずに畏つて居る。亭主も困難だが客も少しく面白くない。それも私宅ならば未だ〳〵宜しいが、之が料理店ででもあれば大變だ、どうも非常に窮屈がつて、內々今日は實に堪らぬと云ひながら畏まつて居て其儘引取るか、さうでなければ亂醉れて仕舞つて、そこらへ來た藝者を捉へたり何かして騷ぎ廻る……切角主人の好意で藝者に藝をさせて見せるとか、落語家を呼で落語をさせるとか云ふやうな場合にも、何うも聽きたくもないのを瘦我慢して聽いて居るやうな場合もあるが、又一向ソンナことに頓着なく、人の邪魔にならうがなるまいが平氣で談話たヾして居る人もある。主人は主人として客の退屈せぬやうに注意しなければならぬが、客の方でも其間は辛抱して見て居るとか聽いて居るとかしなければならぬ筈である。それが濟だらお互に打寬ぎて談話をして大概の所で切上げるが

宜しい。但し親友同士で二三人集まつて亂醉れると云ふやうな事は多少寛大に見る事情もあるから夫は云はぬ。

音樂歌舞の事

西洋風の宴會に近頃音樂隊を招くことが流行する。至極面白いやうではあるがこゝに困難な事がある。東京邊では多少の注意も屆いて居るらしいが、大阪では家の外にて催す園遊會の類は別として、室內に於て催す宴會の類例へばホテルで催す宴會の類は、ホテルのことであるから、部屋の都合も思ふ樣には出來ない。總ての準備に不足のあることは免かれない。夫ゆゑ大に咎むることの出來ない事情もあるが、食事もする演說もすると云ふやうな同じ室の中で奏樂する、それは〳〵迚も話も何も出來たものぢやない。勿論演說でもする間は奏樂を止めるから解りもするが、其他は食事中でも立食中でも、同じ部屋の中で音樂をドン〳〵遣られるから、其ドンチヤン騷ぎで話も何も聽えない。御馳走の樣であるが、或る場合には迷惑に感ぜられることもある。故に此音樂は矢張西洋風に、その客の居る部屋の外の廊下か若くは次の部屋か、兎に角少し離れた所で遣る方が宜からう。さうでないと音樂を聽いて樂しむ所ではない、音樂の爲めに耳が聾になる。ホテルのやうな所を借用する時は彼是正式のことの出來ないのは無論だが、シカシ是ぐらゐの事は何處で催しても一寸注意すれば出來る話と思ふ。それから又樂譜の事である、何時も君が代、春雨、マア色々遣るが何が何やら順序が解らぬ。尤も君が代を遣られた所が、それが君が代であるか何であるか、其時には敬禮を表さなければならぬものであるやら、一向其邊の理屈も

解らない。況して音樂の好し惡しを聽分けることなどは、尙更解らぬと云ふ人もないではないから、唯その音を聽いて居る許りであるけれども、去りながら其場所柄が正式でない時に君が代を遣て見たり、又或は規則立て居る正式の場所で春雨ぐらゐは未だしも、甚しきはカッポレまで附加へると云ふやうな騷ぎをする、これは興の覺めた話である。斯う云ふことは正式に組織された音樂隊にはあるまいけれども、兎に角奏樂は音樂者ばかりに任せずに多少音樂をなさせる方でも、其種類に就て注意すると云ふ考を持て貰ひたい。

又日本食の宴會のことである。これも極く小人數集まつて酒を飲み食事をすると云ふやうな場合は別として、少し人を多勢招くとか或は懇親會の席上などで藝人を呼だり藝者に藝をさせたりすることがある。これはもう誰も慣れて居ることであるが、少し注意をし改良を加へぬと困る。第一は丁度食事をすべき時刻に人を招いて置いて、それも例の通りの不規則であるから定刻よりも皆後れて來る。さて後れて來て何うなるかと云へば、落語があれば落語をする、或は講釋ならば講釋をする、時には又義太夫の二三段も續けざまに遣られて、途方もない時間を費すこともある。と云ふやうな譯で、兎に角相應な時刻の後れた上に又長々と種々な事を遣られる、どうも客に行た者が御馳走になる爲めに行たのやら苦しみに行たのやら、殆ど譯の解らぬやうなことになる。故に斯う云ふ催しでもある時は、客の方でも主人の好意を空しくしないやうに、注意して觀るなり聽くなりすべきであるが、主人の方でも、能く前後の時間などを見計らつて客の退屈しないやうに、又空腹を抱へて辛抱しなければならぬと云ふやうな迷惑を掛けぬやうに注意したければならぬ。酒食中でも其通りである。謠なり歌なり藝許りの

でたらめ

會ならば格別であるが、さうでない以上は酒食の間にチョイ〳〵した事を遣る丈けは宜しいが、客が盃を置き箸を捨て茫然と三十分も一時間も酒食を中止しなければならんと云ふやうな事をせぬやうに、能く注意しなければならぬ。どうも維新前と今日と較べて見ると人を饗應するなどと云ふことに就ては變遷も多いが、近頃隨分下品になつた傾きがある。之を銘々で注意して改良を加へると云ふことは、唯禮儀を正し體面を作ると云ふばかりでなく、各自の歡樂を遺憾なく盡すと云ふ點に於ても必要であらうと思ふ。

無益の謙遜

西洋食事で席順の定まつて居ると云ふやうな所は不都合もない。又日本食でも其席に名前でも書いてあると云ふ場合は大した不都合もないが、席順の極めて無いと云ふ時には甚だ難儀をする。マア貴方がお先に、イヤ貴方がと云つて却々動きやしない。これは東京邊でも可なりある習慣だが大阪は殊に酷い。事に依ると席順を極めて名前を書附けて置いても尚ほ讓合つて居る。甚しきに至ては窃と席に書いてある名前を取換たり何にかする連中がある。兎に角此有樣を見れば、實に何うも何とも云へぬ謙遜家で、何とも云へぬ堅い人のやうであるが、さう三十分も一時間も押問答した後に漸く席に着いて、扨それから何うなるかと云へば、言語同斷、少々酒が廻ると全く別人のやうになる。酒を飲む人は酒の爲めとも言はうが、酒も何も飲まぬ人にて途方もない話をすることもあれば、若し又其席に藝者でも居れば途方もない戯れをもする。兎に角席に着た後と云ふものは大變である。先づ

普通ならば、此處で袴があれば袴を取る、羽織も取ると云ふやうに略儀になる、打寛ぐと云ふのは宜しからうが、それからもう遠慮なく胡座をかく者もある。膳を差置て彼方へ行き此方へ行き、所謂盃盤狼藉で大騒動をする。其大騒動を以て盛なる宴會などと稱して居る。どうも最初の謙遜と後の有様とは甚だ違ふ。お負に歸り掛には成るべく食物の殘などを持て歸りたがる人もあると云ふが、ソンナ事は餘り言ふに忍びない。之は中以下の弊風と見て、兎に角最初の謙遜と後の騒動とは餘り違ふから、少しは何とかしたら宜からう……全體席順を書いて定めて置かぬと云ふ位の宴會であれば、席を爭ふ必要はないのである。各々適宜の所に座して、打寛いで談話をして宜しいのである。初めから騒動を遣らかす覺悟を以て無禮講にしないで無論宜からうが、席は大概の所に定めて、主人にも迷惑を掛けず、客同志も無駄の時間を費さぬやうにするが宜からうと思ふ。コンナ事を以て謙讓の美徳と心得て居るのは餘程辻褄の會はぬ話だ。

亂醉の事

食事宴會、總て酒を飲む場所に亂醉れると云ふことは、近來段々減つたと云ふ説もある。どうであるか少し覺束ないが、假に減つたとしても隨分今日も澤山ある。酒を飲んで酩酊すると云ふことは、歐米各國では非常に卑入ることゝして、人の前などでは許もされぬと云ふことになつて居る。又亂醉などをする者には人も附合つて呉れぬと云ふ有様である。それが爲めか何うかは知らぬが、市中を歩いても日本のやうに亂醉者に會ふことは少な

い。極く下等社會には稀に見ることもあるが、もう中から以上の者に亂醉れて歩く者などは一人もない。これは酒の強い爲めと云ふ說もあるが、歐米とてさう〳〵大酒家ばかりある譯でもなからう、さう云ふことが非常に不體裁であり失禮であると云ふ社會の制裁から愼むのであらうと思ふ。所が日本は反對だ、マア市中の話は別として、先づ宴會などでは亂醉れるのが宜いとしてある。昨日は亂醉て前後忘却致しました今日は頭痛で堪りません杯と云ふのは御馳走に對する答禮の詞である。どうも亂醉れて宜しいと云ふ筈はない、成程酒は客を悅ばす爲に飮ませる、又飮めば醉ふ、それも不思議はないが、シカシ前後忘却する程亂醉れるのが宜しいと云ふことならば、飯を馳走されて食傷するまで食ふ、昨夕はお陰で食傷しましたと言つたら何うである、これは何うもお禮にはなるまいと思ふ。物には大概の度合がある、酒を飮んで醉はぬと云ふ譯には往かないが、醉ふても人の大勢居る所などでは、成るべく醉ふた振を見せぬ位の覺悟がなければ、人間の品性と云ふものは保てないのである。殊にこれから外國人と交際をする樣になれば尙更のことである、故に此邊に注意してお互に改良したいものと思ふ。

衣服の事

日本服に就いても近來は以前の如く嚴格でないから、色々無作法の事もある。併しながら日本服に就ては、如何なる場合には如何なる衣服を着用するのが適當であると云ふ、一通りの體裁は誰でも知て居るから、縱し無作法の事不體裁の事をするとしても、是は本人の知らずしてすることではない。何時でも必要の場合には、正式に改

めることが出來るであらうと思ふから、強て論ずるまでもない。唯一言して置きたいのは成るべく、不體裁な風のないやうに心掛けて貰ひたいと云ふに過ぎない。洋服に至りては日本服とは大に趣を異にして、多くの場合は知らずして不體裁な事をするやうである。先づ洋服を大體に就て區別すれば、ジヤケツト、モーニングコート、フロツクコートと云ふやうな區別になる。其以上に至れば燕尾服、これは小禮服などと云つて居るから別物である。全體衣服は時と場合と又國に依ても違ふ。先づ歐米と云ふ中、歐洲の大陸殊にフランス地方などは、常に誰でもフロツクコートを着用して居る。散歩や旅行をする時又は家で仕事をする時の様な略儀の場合でなければ、ジヤケツトやモーニングコートを着用しない。其他の國では必らずしもフロツクコートに限らず、種々の衣服を着用して居るが、詰りフロツクコートを常服として居る所は其フロツクコート、其他を常服として居る所は夫を常服として宜しい。日本では何れが常服とは極まつて居らぬが、先づフロツクコートならば時としては燕尾服の代用をする杯と心得て居る人が澤山ある位であるから、マア少し改まつた時はフロツクコートが宜からう。其他は何れでも宜しいと云ふやうな事にして居れば不都合もなからうが、燕尾服に至りては是は場合が違ふ。イギリスなどでは家族集つて食事をする時にも晩食なれば燕尾服を着用する、ホテルに行ても晩食には燕尾服を着用する、ツマリ晩食の服として居る。又其他の國で左程燕尾服を着用しない所でも、例へばオペラを見物に行くと云ふやうな場合には、矢張燕尾服を着用して行く。オペラの外の芝居でも隨分立派な芝居には、燕尾服を着用して行く者が多い。此の燕尾服を日本では小禮服と唱へて居る。これは隨分小禮服として使用して居る國は外國

にもある。あるが必ずしも禮服の意味がなくても用るのが即ち晩食の時又は芝居に行く時にも用ふると云ふの類である。けれども日本に於いては兎も角小禮服としてあるから、餘程儀式立つた時でなければ着用するには及ばぬ。去りながら東京邊では既に懇親の者だけが集る晩食の外、相當の儀式を用ひる晩餐には矢張燕尾服を用ひて居る……全體晩餐に就て案内をするのに、案内狀に殊更に大禮服と云ふ注意があるか、又は極く略儀であると云ふ注意のあつた時には別段の事であるが、是等の場合を除いては、即ち特別に案内狀に示してない場合は、何時でも燕尾服に極まつたものである。これは先づ歐米各國を通じて大概さうである。故に日本に在留する各國公使始め外國人は論矢張體裁を襲用して居る。又日本人でも外國交際をする者は共通である。けれども一般の人は多く晩餐に燕尾服を着るのが通例であるとは心得ないで、まるで反對に特に燕尾服と記して無ければ着ないやうに心得て居る。これは大なる間違ひで、案内狀に何も書いてなければ燕尾服を着る、何か書いてあれば其指定したる衣服を用ひると云ふのが歐米では正式であるから、之を能く間違へて不體裁なことをする場合が多く見えるから、一通り心得て置く方が宜からう。

燕尾服其他

又燕尾服を着用する代りに、フロツクコートを着用して宜しいと心得て居る人があるが、これも非常な間違である。フロツクコートで宜しいと云ふ場合に、燕尾服を用ふると云ふ方ならば、少々餘計な事をすると云ふに過ぎな

い。尤も園遊會に燕尾服を着用する人がある、是れは少しく見苦しい。其他は甚しき不體裁とも云はれぬが、若し燕尾服を用ふる場合にフロックコートを着用したならばそれは實に大間違の話で、どうも共席に臨んで不體裁極り他に對しても失禮極まると云ふことになる。尤もフロックコートを小禮服に代用しても宜いと云ふ時代もあつたがフロックコートは元來禮服の代用は出來ない。フロックコートは先づ羽織袴と見れば宜い、羽織袴は上下の代用にならなかつたと同樣に、フロックコートは燕尾服の代用は出來ぬ。ツマリ或る場合にはフロックコートも羽織袴も常服で又或る場合には少し廉立た服となる。既ちジヤケツトやモーニングコートを着るよりは、フロツクコートを着る方が少し體裁が改まる。丁度着流しよりは、羽織袴の方が體裁が改まると同樣だ、大體其位の關係であると思へば間違はなからう。又燕尾服を着用して居る場合には、帽子は夜會でも晩餐でも、絹で出來て居るオペラハートである。但し屋外に於て執行する儀式其他の場合であれば俗に禮帽などと唱へて居る高帽子である。又燕尾服ならば靴は必ず塗靴、手袋は白、襟飾も白、是れはさう極まつて居る。然るに之を間違へて、室内で携へて居るべきオペラハートを屋外で被つて見たり、屋外で被る高帽子を夜會や晩餐に携へて見たり、又切角小禮服や帽子が相當に出來て居つた所で、其靴を見れば普通の皮靴であつたり、甚だしきは赤皮の靴を用ひて見たり、又はズツクなどで出來た靴を用ひて見たりする、これは實に上下で草鞋と云ふ姿だ。是等も一通り注意すれば直りさうなことゝ思ふ……又フロックコートの場合にもさう共、フロックコートを着用すれば隨分高い帽子を被らなければならぬ場合がある。其高い帽子を被る場合に、或は例のオペラハートを使用して見たり、又は普通の

帽子茁だしきは麥藁帽子などを用ひて居ると云ふ不體裁もあれば、靴も例の赤皮やズックなどの類を用ひて居ることもある。又襟飾にしても區々なことを遣て居るが、これは廉立た場合でなくして散歩でもすると云ふならば、何でも構ふまいが、さうないで時には隨分體裁を誤るのである。此場合には塗靴は必要ともしないが黑き皮靴、帽子も亦必ず高帽子を用ふるが宜からう。襟飾は何なりと其時次第である。手袋は西洋ならば必ず何か用ひなければならぬ。夏ならば薄皮で造たもの、冬ならば少し厚いのを用ふる。無論毛の附いたものやメリヤスなどは決して用ひぬ。けれども日本では多く手袋を用ひずに居るから、其邊は大概で宜からうが先づ一ト通りさう云ふ順序である。

洋食の事

洋食の事に就ては、世間に色々な奇談がある。又新聞などにも現はれて居るが、兎に角洋食は普通の人には困る場合が多からう。外國へでも行て來た者は宜しいが、是とても相當なる交際社會に這入た人でなければ、矢張眞正の食方は知らないのである。況や日本に計り居てはさう云ふ場合に出會ふことが少ない。何うも西洋料理屋へ行て、五十錢や一圓の代價を拂つて食ふのでは、西洋料理の解釋は出來はしない。故にこれは大に恕すべきことであらうと思ふが、併しながら日本人が洋食を食ひ始めてから隨分長いことであるから、一通りの事は皆心得なければなるまい。其心得と云つてもさう六ケ敷いものではない。大概洋食の種類は斯う云ふもので、斯う云ふ

順序であると云ふことを一通り呑込めば宜しいのである。夫はイギリス風フランス風などと云つて色々な流儀(りうぎ)もあるが、大體ソツプの次は、魚肉、鳥肉、獸肉、野菜と云ふやうな順序で、ツマリ御馳走が多ければ其間に種々な物を加へたり何かするので、大體の骨組はソンナものである。さウ云ふ順序で出て來るのであるから、必ずしも給仕人(きふじにん)が持て來たものを殘らず食はなければならぬこともないが、と云つて其間を拔いて食ふにしても、マア凡その順序を呑込んで食はなければならぬ。勿論獻立(メニウ)でも出してある席であれば隨分取捨(しゆしや)することも出來るが、それにしても大體の心得がないと途方もない間違をする……全體洋食は人の腹に合ひ口に合ふやうに順序を立て出てくる。日本風では一度に何も斯も並べて出す風であるけれども、洋食は順々に持て來て一皿づゝ食するゆゑチヤンと順序が立て居る。其順序を誤る樣な拔方(ぬきかた)をすると妙な食方になつて失態を招くことがあるので、一通り心得て置く方が宜しい。是はもう一度獻立(メニウ)でも見ればア、大體はコンナものである後は之に依て變化をして來るんだなと云ふことは直に解るものであるから、洋食の御馳走の席へでも出るやうな人は見て置くが宜しい、さうでないと時に臨んで思はぬ不覺(ふかく)を取ることがあらう。

洋食の食方

洋食の順序は一通り知らなければならぬが、扨て其食方に就て甚だ可笑しい事がある。是は隨分東京邊にもあるから獨り大阪に就て言ふぢやないが、第一西洋食を遣て居る所を見ると、一體西洋食には大概程好く味が附け

てある故に之を味つて見て、若しも鹽が足らぬと思ふならば鹽を附ける、胡椒が足らぬと思へば胡椒を掛ける、又物に依ては醬油を掛けるとか辛辣を附けるとかするのだ。が大概はそれを加味して口に合ふやうにしてある。所で今の洋食の食方を知らぬ人達の有樣を見ると、肉が來やうが野菜が來やうが、何が來やうが斯が來やうが其度に鹽を掛けたり胡椒を掛けたりして居る。切角附けた味ひと云ふものは、之が爲めにもう失くなつて仕舞つて食へないものになる。それを何でも其處に藥味を入れた物があると云ふと、殊更にそれを掛けなければならぬやうに心得て、色々な物を振掛けたり何かして、途方もない不味い物にして食つて居る。これは日本食から割出しても直に解る話だ。日本食でも適當の味ひの附けてある物に無闇に醬油を掛けたり鹽を掛けたりすると云ふことはない。のみならずソンナことをしては食へないものになつて仕舞ふ。それを一皿每に是非何か附るか掛るかして食はなければならぬやうに心得て居るのは誠に笑止千萬、傍から見ても氣の毒である。其人の口の具合で物を加味した方が宜いと思つた時に、適當な物を用ふれば宜しい、さう食事の度每に故ら色々な物を掛たり附けたりして不味い物にして食ふには及ばぬ。立派な食事になつたり、立派な場所になつたりすれば、色々な食方もあれば、色々な體裁もある。さう云ふ立派な事をこゝで陳べた所が、それは稀にしか無いことであるから必要もなからう。去りとて何方の手にナイフを持ち何方の手にフォークを持つものだと云ふやうな些事を平たく敎ふる必要もないが先づ大體の趣意だけを解せぬと、西洋食を食ふ法には適はない……もう一つ序でに言て置きたいのは、献立の其處に書いてある時は無論の事、献立が書てなくても順序を以て食物を運んで來る、さうして一番仕舞の頃に菓子を

食ひ水菓子を食ふと云ふのが、何處の國の食事でも先づ普通の順序である。卓子の上に菓子や水菓子を備へてあるのは之が爲めである。然るに時も構はず無闇に此菓子を取て食ふ連中がある。これは隨分立派な宴會の席などでも度々見る、而も立派な人達が遣る。何うも食事の半ばで菓子を食つたりすると云ふことは少しも解らない。日本の食事にした所で、立派な食事中吸物を吸つたり肴を食つたり酒を飲んだり飯を食たりして居る間に、菓子や水菓子を勝手に取て食ふと云ふことは無い筈であるが、洋食だと遣て居る連中がある。これは卓子の上にあるから隨意に取て食て宜いのだと云ふ誤解らしい、が夫は間違ひだ。其處に並べて飾てはあるが、食事の仕舞ふ時分には給仕人が持て廻るのであるから、さう勝手に食ふ筈のものではない。

歸りの土産

大阪ではホテルなどの宴會の歸りがけに、何か持て歸る人があると云ふことである。白巾を持て歸つたりフォークを持て歸つたりする人があると云ふ話だが、これは隨分醋い話だ。マア八釜しく云へば泥棒だ、シカシ其人に惡意のないことは知れて居る、不案内から起ることであらうが、どうも白巾やフォークなどを持て歸られては堪るものでない。殊に數の揃つて居る物を持て行かるれば後は端物となつて仕舞ふ。ホテルで通常使用するものは上等品でもあるまいけれども、それでも取られる方では困るから、近頃は白巾の代りに薄ッぺらな半紙ぐらゐの精んだ紙などを出して居る。何處の國にコンナもので間に合せてる處があるものか。ホテルでもそれ位の事は知て

居るんだが、良い物を出せば持て行かれるから仕方がないと云ふ。これは大阪に限る。東京邊でも隨分不體裁なことはあつたが、近頃は眞逆ナプキンやフォークを持て歸つたと云ふ話は聞かない。どうも是だから大阪人は殘飯や空瓶でも持て歸ると云ふやうな惡口を言はれる。兎角不案内でソンナ事を遣て居るだらうが、マア考へて見るが宜い。日本食に招かれて、行て其處の家の皿とか吸物椀とか云ふものを無闇に持て歸て宜しいものか、西洋食だつて同じである。斯う云ふことは速かに改めぬと云ふと内外交際の場合は扨置き、日本人同志の交際でも堪らない。其外菓子を取て歸つたり、水菓子を持て歸つたりするが、是れは餘程罪の輕い方ではあるけれども矢張り甚だ失態な話である。

心配に及ばぬ

洋食の事を八釜敷く云ふと、隨分困難する人もあるであらうから一言して置きたい。何うも少し立派なる食事に出逢ふと縮み上ると云ふ風がある。何をどうしたら宜いやら、斯うしたら笑はれはしまいか、ア、したら不體裁になりはしないかと云ふやうに、始終心配の色が見える。給仕人が持て來た物を取るにも、左右を顧みて躊躇して居ると云ふやうな樣子が時々見える。これは洋食が不案内であるから起ることであらうが、シカシ人間社會の交際にはソンナに心配せぬでも宜しい。一通りの事は誰も聽かなければ解らぬから、聽くが宜しいが、聽いて大體の事を悟つたならば、後は大概臨機應變、自分で不體裁と思はぬやうに爲さへすれば差支ない。餘り縮み上つ

て仕舞ふと云ふと、却て失策を多くするの基である。例へば給仕人が肉と馬鈴薯を持て來る。大食をしないのを外見とでも考へた人かどうか知らぬが、其中にある馬鈴薯ばかり取て、本元の肉を取らぬ者などがある。これは謙遜から來て居るか或は外見から來て居るか知らぬが、ツマリ矢張縮み上つた結果であらうと思ふ。さう云ふ事は餘り堅苦しく考へないで、一通りの所謂常識を以て考へて行けば大概宜しいのである。何もそれ程心配するには及ばない。

食事後の注意

洋食に就て不思議に感ずるのは（日本食にもあるけれども）食事が濟めば直に歸ると云ふ事である。これは東京邊では近來殆ど見えなくなつたが、大阪では確かにある。特別に今日は居て下さいと言つたら知らぬこと、さうでなければ食て仕舞ふと直に歸る、全體どう云ふ趣意であるか解らない。晝食でも晩餐でも食事中緩々と談話をし、又食事が濟でからも姑らく打寛いで談話をするのが其宴を催す趣意である。唯食ふ一方に集るのではない。それを食事が濟めば善事畢れりとして直に立つと云ふのは實に不體裁極まる話で、殊にこれが日本人同士ならばまだしもの事、若も西洋人と打交つた時分に斯う云ふ事をしやうものならば、其西洋人が腹を立つか心配するか何方かである。彼の人は失敬な人だ、食事をすると直に歸つたと云ふて腹を立つか、左もなければ何うも何か無禮を働はしないか、無禮をした爲めに彼の人が不平を起して歸つたのではあるまいかと心配するのである。それ

は其筈で歐米各國では、決して食事が濟んだからと云つて、サツサと歸るやうな風習はない。停車場へでも行て物を食ふ場合には愚圖々々して居れば汽車が出るから、大急ぎで食つて立つと云ふこともあるが、苟くも人の家に招かれて或は集會の席で、物を食つて直に歸ると云ふ事が禮儀に適ふ筈がない。是れも日本流に考へても解る話で日本流でも飯を食つて直に歸るものではない。萬一直に歸らなければならぬと云ふ場合に何と云ふて歸る、どうも食べ立で相濟みませぬとか何とか云て失禮を謝して歸るではないか。西洋食だからとて食つて直に歸つて宜いものだと心得て居るのは、大なる間違ひだ。何うもこれも不案內から起ることではあらうが、內外人交際をする場合などには、尙更注意しなければなるまい。

西洋眞似損ひ

近來西洋の眞似することが、流行するにつれ、眞似損ないが甚だ多い。これは西洋の出來損ひを眞似するのである。例へば殊更に帽子を横に被つて見たり、チヨツキを取て襟飾を振下げて見たり、長いステツキなどを携へて見たり、何や斯や色々眞似損なひを遣て居る。コンナことは歐米にて見當らぬでもないが、最下等の人のすることとである。アメリカは隨分粗雜な國であるから、色々百鬼夜行を見る樣な場合もあるが、歐洲大陸殊にイギリス、フランス等に至ては最下等の者でなければ決してソンナ無作法の事はない。然るに日本の紳士が衣服にしても靴にしても勝手次第の風をして居るのは、詰り歐米人の出來損ひを眞似て居るのである。歐米人の東洋に來て居

る者は、大概は本國に居るやうに儀式張るには及ばぬ、如何うでも宜しいと云ふやうに心得て居るらしい。又在留人の内には本國に居ては上流社會に交際の出來ぬやうな人もあるから、自然體裁と云ふことに餘り重きを置かぬ。それと今一つは氣候が違つて居る。暑寒ともに違つて居るから萬事本國に居る樣には出來ぬ事情もある。ツマリさう云ふ事情からして、歐米各國に居る者と比較したる目から見れば、非常に無作法な形をして居る、此無作法を以て西洋風だと心得たのが、即ち西洋眞似損を遣て居る連中の根本的誤解である。其眞似損の實例に就ては、なか〳〵枚擧に遑あらずだ。迚も悉く述ぶる譯には行かない。兎に角下等社會の爲體を西洋人の眞相と心得て居る者が多い。切角當人は西洋風を眞似た積りで意氣揚々として居ても、上等社會の西洋人や西洋を見たことある者の目から見れば抱腹絶倒の至りで、又一方から云へば甚だ憫然の有樣で、迚も〳〵紳士などと見られたものでない。故に極く几帳面には出來ずとも、責めて其出來損を眞似せぬやうに注意するが宜しい……又西洋人のする事を眞似損つて、下等社會の風を眞似たり何かして不體裁を現はして居るのがあると同時に、反對に無理に西洋丸出を遣りたがつて居る弊もある。例ばヨーロッパでは盡くとは往かないが、多くの國では男子は日傘を翳ない、決して翳す處がないではないが、併しロンドンとかパリーとかベルリンとか云ふやうな大都會では翳さないと云ふのは實は翳す必要がないのである。歐米と云つても廣いから一概には云へぬが、ヨーロッパ邊の諸大國の氣候では、實は、日傘を翳さぬでも熱くはない。第一着物が冬と夏の服ばかりである。けれども此夏の服は、日本では春秋にしか着られぬ。迚も夏の間に着て居られるものぢやない、故に先づ夏冬の二服と云つて宜しい。向ふでは冬と夏

が長くつて春秋の間が短い、其短かい春秋に着る衣服もあるが、此衣服を着る人は、極く正しい着物を着ると云ふやうな人の話で、普通の者は夏も冬も同じ着物で通せば通せるのである。夏も烈しく熱くなければ冬も烈しく寒くない。尤も段々北に寄るに從て寒い處もあるが、大體同じ衣服で通せるのである、と云ふやうな具合であるから、日傘などは女子は翳すが男子は翳さぬで宜しい。所が夫を日本に居つて眞似をして、夏の炎天(えんてん)で堪らぬ時に、無理に日傘を翳さずに汗を拭き〳〵往來をして居るものもある。ヨーロツパでは氣候の關係上翳さぬのであるのに、夫を無理に苦しんで西洋の眞似をして居る、實に馬鹿氣た話だ。國の氣候が違つて居る以上は、幾らヨーロツパの眞似をすると云ふた所が、ソンナ必要はない。ヨーロツパ人でも日本へ來て居れば彼等の習慣上日傘を翳さぬ者もあるけれども、併しながら多くの者は矢張翳して居る。是等の事は其土地の氣候に因ることで、決して無理に眞似るには及ばぬ……寒さに至ても其通りだ。日本では迚も外套を着ずには凌(しの)げない處が多い、故に冬は外套を用ひなければならぬのに、無理に疲我慢(やせがまん)をして外套を着ないで居たりすると云ふのも、甚だ馬鹿氣た話だ。其寒さに應じたものを着るが宜しい、と云つて又或る上流社會に行はれるやうに、無闇に毛皮を附けたり、或は大きい玉羅紗(たまらしや)などの長い外套を着て、まるで夜具を附て歩くやうな風をして見たり何かする。これは隨分寒い時分に馬車や人力車に乘つて、身體を動かさぬと云ふやうな人は、多少厚いものも着なければならぬが、併しながら大體に於て日本の氣候は、極く北の北海道へでも行けば格別、然らざればソンナに厚い外套や毛皮などを附けて着るには及ばぬ。是れも亦必要と云ふよりは外見張ると云ふ方から來て居るであらうが、ツマリ其邊には幾ら西洋

の眞似をすると云つた所が、其土地に應じ其氣候に應じた風を爲なければならぬ。是れも矢張西洋の眞似損の一ツであるから、少し改めて適當の所に止めるが、宜からうと思ふ。

帽子の事

帽子のことに就ては、日本では色々な帽子を被つて居る。トルコ帽子もあれば鳥打帽子もあり、中には何處の國で被る帽子だか奇妙奇態な帽子もあつて、實に千差萬別である。然るに歐米各國就中イギリスとかフランスとか云ふ處では何う云ふ帽子が通例のものであるかと云へば、夫は日本で禮帽と稱して居るやうな例の高帽子である。仕立屋の番頭でも荒物屋の主人でも、皆この高帽子である。其他旅行をする時とか何とか云ふ場合には、今日本で被つて居る低い帽子である、又汽車の中などでは鳥打帽子も被る、所が日本では何か儀式立た時に例の高帽子を被ると云ふことになつて、稀に用ひるのである。それ故に之を禮帽と稱して居る位だが、ヨーロッパでは通例に用ひて居る、夫を取違へて此高帽は立派なる帽子であると云ふやうに心得て居るのは間違だ、併しながら日本では迚も例の高帽子を、常に被つて居ることは出來ない。ヨシ出來た所が極めて不經濟のものであるから、之を勸める譯ではないが、洋服でも着る人は、これは歐米では通例に被る帽子であつて、餘は略儀に用ひるものであると云ふことを知て居て貰ひたい。

又帽子の事に就て、日本は近頃諸事歐米に近寄て來たが、是に大に反對して居る一事がある。それは何かと云

へば帽子を持つと持たぬと云ふことである。歐米では人を訪問する時は座敷まで其帽子を持て行く。蝙蝠傘や杖は入口に置くが、帽子だけは必ず其主人に面會する所まで持て行き、而して大概手に持て居て話をする。食事か何かのやうな所は別であるが、普通の訪問には左樣である。所が日本では之に反して必ず帽子は入口に置くやうに心得て居る。尤も日本造の家は西洋館とは違ふから、一切萬事西洋風には行かぬのみか、日本造りの家には帽子を以て入るは却て不都合の樣であるが、併し西洋の習慣は左樣であると云ふことは、西洋人との交際や西洋館に出入する人は心得て置く方が宜からう。

靴とシャツ

歐米各國では、通例の場合に於ては餘所行だの平素着だのと云ふ區別が嚴重でない。宅で着て居る着物を外へ着て出ると云ふやうな場合が多い。何か特に注意する時は無論着替もする、又宅で仕事をする當めに略服で居る時には、外へ出る爲めに着替をすると云ふやうなこともあるが、併しながら日本程に外へ出るには必ず着替をすると云ふやうな風はない、ないが最も注意するものは靴とシャツである。シャツはロンドン邊のやうな煙の多い處では、何遍も着替なければならぬさうだが、夫は煙の爲めでもあらうが、煙の爲めでなくしても、孰れの處に於てもシャツは眞白なものを用ふる。能く注意する人は日に二度も三度も着替へる。夫れ程でなくても每日一度か長くとも一週間に二遍や三遍は着替へる。靴も其通りで每朝能く磨いた靴を穿いて居る。少しでも汚れると磨

直すか又は穿替へると云ふやうに吟味して居る。着るものは一通りのものでも、靴とシャツは餘程注意して居る。それであるから何うも如何なる高い代價を拂つて、立派な洋服を着やうが、靴とシャツが不體裁であつては、何うも體裁を爲さないのである。所が日本の樣子を見ると云ふと、隨分高い金を拂つたらうと思ふ洋服を着て居りつゝ、其シャツを見れば垢染みて居たり、又袖口から垢染たるフランネルやメリヤスなどの見ゆる樣であつたり、靴も汚れて居たり、誠に靴とシャツに注意が到らぬやうである。甚しきに至るとシャツなどはアメリカ邊から輸入すると見えるが、護謨を引いた洗濯をしないで拭けば汚れが取れるなどと云ふ、妙な厚紙で拵へたやうなものを袖口や襟に用ひたり、又胸の所だけシャツらしい者を用ひてアトはメリヤスやフランネルを着て居つたり、どうも不體裁が多い。是はジャケットやモーニングコートでなく、立派なフロックコートを着て高帽子などを被つて居る人でも其シャツを見ると云ふと、汚れたシャツを着て居るか、或は汚れたにも何もシャツを着ない、例のメリヤスかフランネル見たやうなものを着て居て、襟の所と胸の所だけ護謨引のピカ〳〵した物などを用ひて胡魔化して居り、其靴を見れば赤靴やらズックやら種々なものを穿いて居る。又靴はヨーロッパでは普通紐で締めるのを穿いて居る。運動や散歩には紐で締めるのを用ひると云ふやうな風がある。此鈕釦靴は日本では隨分難儀するであらう。靴を取らたければならぬ場合は多いから、鈕釦を一ッづゝ掛けて居るのは大變だ。紐にしても其通り、何うも百足の足へ靴を穿かせるやうなものであるから、是れは强て遣た所が日本には不適當であらうと思ふが、更に角シャツと靴は洋服には大切のものであるから、幾ら宜い着物を着やうが、靴とシャツが惡くては迚も體裁

でたらめ

を爲さないのだ。是れはヨーロッパ人の目から見ても、甚だ妙に見えるのであらうが、日本人の目からも見苦しい。全體が西洋の眞似である以上は、餘り西洋で爲しないやうな事はせぬが宜からう。

婚禮と葬式

婚禮と葬式に就ては、文明國と野蠻國とに拘はらず、其儀式千差萬別のものである。故にこれは決して西洋風を眞似るにも及ばぬ、又眞似やうとした所が、西洋にも種々雜多な風習があつて一樣でない。殊に歐米各國には宗旨の力が一時盛であつた名殘として、隨分種々な入組んだ關係もある。婚禮にしても葬式にしても宗旨の關係を持つことが多い。尤も今日では寺院で婚禮するのみを以て正式の婚禮とすると云ふやうなことはなくなつて來たけれども、兎に角以前は寺院で婚禮の儀式を擧げることを以て、正當の婚禮と見る位で、區役所の屆などは二の次に置いたとのことであつた。葬式に於ても亦然りであつたが、今日は追々宗教の力の衰へて來たのと、同時に國法學の議論も盛になつて來て、大に其事情を異にして居る。居るけれども從來の習慣上、其儀式作法に至ては宗旨の關係が非常に多い。

日本では葬式には宗旨上の關係が及んで居るけれども、婚禮には及んで居らぬ。尤も深く詮議すれば多少婚禮にも宗旨の關係の及んで居るかに疑はれる場合が無きにしも非ずとは思ふけれども、それは玆に論ずるの必要はない。而して歐米各國に於て婚禮葬式の體裁の千差萬別なると同樣に、日本でも各地到る所種々雜多の關係があ

つて一様でない。これは無論宗旨の外の關係からも來ることである。故に此千差萬別なるものを、何れを正當のものとして、一様に爲やうなどゝ云ふ論は立てられない。ツマリ從來の慣習中甚しき惡弊は時勢に伴ふて改むるの必要あれども、大體は矢張千差萬別の儘で宜しい。

婚禮葬式は千差萬別のまゝで宜しいと云つたところで、國粹保存論を唱へるでも何でもない、年を經るに從ひ又交通の便が開けるに從つて、其儀式に種々の變化を與へるに違ひない。現に維新前と今日と比較して見れば、皆孰れも變化を來して居る。故に漸次に各地樣々の習慣因襲と云ふものは變化するであらうが、其變化は自然に任せて宜しい。決して急に西洋風を學ぶにも及ばぬ、又各地の因襲を故なく改めるにも及ばぬ、冠婚葬祭は人事の大禮なりとて大騷をするとの事であるから、尙更妄りに之を一樣に改むる樣な企をせぬ方が宜しからう。それ故に都會にしても田舍にしても、又當大阪の如きにしても、隨分婚禮にも葬式にも奇妙なる風習があるが、これは唯甲の地方に行はれるのを標準として見れば、乙の地方が奇妙に見ゆるのであつて、其奇妙なる所より更に他を見れば又同じく奇妙に見える。結局何れを宜しとも定めがたきもの故、俄かに改める必要がないと思ふ、併し葬式に就ては、其宗教上の因襲には關係ないが、葬式をする者及び會葬する者の心得には改良する方が宜からうと思ふことが多い。

會葬者の注意

でたらめ

第一葬式は彿葬にしても神葬にしても、多くの人が棺の後に附て送葬をする。一時は馬車や人力車で行くことが流行したこともあつたが、近頃では徒歩して行くのが正式であると云ふことは、一般に知れ渡つたやうである。これは外國でもさうである。絶對的に馬車を用ひないと云ふではないが、先づ徒歩をするのが正式としてある。で日本でも馬車や人力に乘た所が深く咎められもせぬが、併し徒歩を正式と認めて居るは至極宜しからう……然るに其葬式の後に附て行く人を見ると、煙草を喫んで行く人もある、又面白さうに話をして行く人もある。これすら既に不體裁と思ふのに、中には猥褻極まる話などをして笑ひ興じて行く人もある。これはマサカ葬式に參列した人ではあるまい、偶然に其處の行列に出會したのであらうと思ふとさうでない、矢張葬式に參列する人だ。哀を表すると云つて支那朝鮮流に殊更に泣いて行くにも及ぶまいが、併しながら多少靜粛にするだけの事はしなければならぬ。切角葬式に參列しながら、物見遊山に行くやうな體裁の見えるのは、第一其死者の家に對しても失禮であらうが、一般の人の目から見ても不體裁極まる……又葬式を見物する人や葬式に出遇ふた人にも少し注意して貰ひたいことがある。一般の人は何も葬式に參會するのではないから、痛痒關しない、何方でも宜しいと云ふやうなものゝ、葬式行列が前を通るときに笑ひ興じたり大きな聲を出して話をするには及ぶまい……歐洲大陸の中には實に立派なる國もある。葬式は如何なる人の葬式であらうとも、之に出逢ふ者は必ず帽子を取て禮をする、人足でも辻馬車の御者でも必ず帽子を取て禮をする。或は虚禮と言はゞ言はうが、風習としては甚だ嘉すべき風習である。日本でもさう云ふことをするのは宜からうと思ふが、夫までに至らずとも責めて少しく靜にする位

の心掛があつても宜からう……又葬式に出逢ふた人が遠慮なく人力車を驅飛ばし、それが爲めに葬式の行列が脇に避けなければならぬと云ふこともある。或は行列の中を切られて大迷惑すると云ふやうなこともある。何うも餘り宜しい擧動とも思はれない。大阪などは道が狹いから據ろないと云ふやうな逃口上は幾らもあるが、併しながら多少葬式に對して敬禮を表しやうと云ふ心掛があるならば、姑く車を脇に寄せても宜からうし、又其處が行けなければ他道を通つても宜からう、又據ろなく行列を切て驅拔けるにしても少しは注意の仕方もあらう。全體コンナことは警察官が少し注意して呉れても宜からうと思ふ、人を排て葬式を通すとか人力車の疾走を止むるとかそれ位の注意は警察官は當然なすべき筈ではないか。

葬式の弊風

葬式の寺院たり式場なりに參ゐつた時に、會葬者が何うして居るか。神主が誄詞を讀む、僧侶がお經を讀む場合に、少しは靜肅にならぬでもないが、矢張相變らず煙草を喫み談話をして居ると云ふ風がある。切角其葬式に參會しながら餘り酷い。暫時のことであるから靜肅に其場を濟したら何うであらうか。尤も此事に就ては葬式に行く人ばかりでない、葬式をする方でも大間違を遣て居ることもある。何時頃から始まつた事か知らないけれども、お經を讀み誄詞を讀むと云ふ場所へ參會した人に向つて、茶を出し菓子を出し、煙草盆が置いてあると云ふやうなこともある。これは何う云ふ意味から來るか、參會した人に敬禮を表すると云ふ意味かは知らないが歐

米であれば芝居を觀るにさへ煙草を喫む者は一人もない。禮服を着用して靜肅に見物して居る場所さへある。禮服を着用してないにした處が、誰一人談話をする者もなければ煙草を喫む者もない、若しあつたならば非常に輿論の攻撃を受けて、其場所に居堪れるものではない。況や葬式だ、葬式は見物に行たのとは違ふ、見物に行てさへ右樣であるのに其處に哀を表する爲めに參會して居ながら、菓子を食つたり茶を喫んだり雜談をすると云ふに至ては、寄席に行たよりも酷い。これは參會者の方でも注意し、又葬式をする方でも注意して、以來さう云ふ事は止めた方が宜からうと思ふ。

序でに葬式の事に就て述べて置きたいのは、競爭して花を贈つたり放鳥籠を贈つたりすると云ふことである。東京邊では殊にさう云ふ風は多かつたが近來は又之を斷わると云ふ風が流行するやうになつて來た。至極宜しい、實に馬鹿氣た話だ。花の行列をして見たり、放鳥籠を擔いで行て見たりした所が何の爲になるか、哀を表する方法にはならない。宛然お祭のやうにしか見えない。加ふるに其費用も尠なからぬことである。無益と云へば無益、虚飾と云へば虚飾、之を改める方に段々傾いて來たのは誠に悅ばしいことである……去りながら今一歩進んで改めたいと思ふことは、例の香奠と贈物のことである。これは古來の習慣で、今俄かに何うすると云ふことの出來ない事情もあるに相違ない、相違ないけれども香奠を贈る、又は物品を贈る。それが何うなるかと云へば、四十九日とか百ケ日とか云ふ時に、饅頭茶袱紗などになつて返つて來ると云ふ順序である。何の事か譯が解らない。死者の爲に哀を表し敬禮を表する爲めに贈つたものであるならば、受ツ放しで宜しい、禮は云ふべき筈だが、それ

に相當する物品を贈つたり之を受取たりする理由はない。コンナ習慣は無論歐米各國には見えない、日本に限る。殊に近來は仰山な饅頭や立派な袱紗などを贈る競爭もある。幾ら仰山でも立派でも其饅頭も袱紗も食ふにも使ふにも困る場合がある。沙汰の限りだ。幸に花や放鳥籠を止め掛けて來たから、序でに香奠を止めるか、香奠が止まらなければ、返禮として配るものを止めるか、兎に角之を改めないと、種々の弊害が增長する。去りながら一人二人で之を改めやうと云つた所が、社會の風習に戾るとか何とか云ふかも知らぬが、さう云ふ虞があるならば香奠類を一切斷わるが宜しい。斷わつて貰はぬ以上は返禮をする義務がないから夫で濟むだらう。

喪章の事

又近來葬式に參會する人が、喪の表章を附けることが間々ある。これは無論西洋の眞似であるが、西洋では親戚でなければ、帽子や腕に喪の表章を附けはしない。大概通例の會葬人と云ふものは、黑い手袋ぐらゐは用ふる者もあるが、これも必ずとは言へぬ。兎に角其死者の續合の者であつて、喪に服すると云ふ位の人は無論喪の表章を附けるが、其他の者は附けはしない。尤も極く表立た儀式には附ける者があるが、それは別段の話で現に日本に於ても宮中喪を仰出された時には、參內する者は常に喪の表章を附けねばならぬ。又大事な喪に出會ふ時は國中一般に喪の表章を附る事もある、即ち先般英照皇太后の崩御せられた時もさうであつた。其他普通會葬の場合には、歐米各國とも同様ではないが、通例は喪の表章を附けはしない。現に喪に服する者でなければ附けない。

其代りに喪に服する者は、長期間之を附けて居る。殊に兩親、妻などの爲めに隨分長く表章を附けて居る。而かも帽子に附けて居る布片が大層輻が廣い。帽子にも腕にも附け、又其の位の時には名刺にも手紙の狀袋にも中の紙にも、皆黑い椽を附けて居るのみならず、夫に死なれたる婦人などは普通の帽子を被らずして長き黑布を以て頭部を包み終身黑衣を着居る風である。又國中の大喪に國民一般が服して居る時などにも單に帽子や腕に喪の表章を附け居るばかりでない、官廳の書附などまで矢張黑い椽を附けて用ふる時もある。去りながら普通會葬の場合には喪に服する程の者でなければ決して喪の表章を附けはしない。然るに日本では親族の關係から見れば緣も因緣もない、又其葬式は特別の場合でも特別の人の葬式でもないのに、帽子にも腕にも喪の表章を附けて行く人がある。之を附けたが爲めに失禮になりもしないが、何うも少し喪の表し方が違つて居るやうに思ふ。喪に服する人の外は矢張西洋風に表章を止めた方が宜からう……又葬式に參會する人に、燕尾服を用ひて居る人も間々見えるが、これは隨分場合に依ては歐米でも用ひないではない、併し通常の場合にはフロツクコートである。大禮服や小禮服を用ひるときは場合が違ふ。眞似に日本で大禮服を着る人もないけれども、小禮服即ち燕尾服を用ひて、而かも夫に喪の表章を附けて行て居る人は珍らしくない。これは西洋風を眞似て其場合を誤つて居るのであらう、成らうことなら西洋の眞似序に、矢張西洋で遣るやうにフロツクコートを用ひる方が宜しい。葬式に參會しながら、色々の雜談をなし煙草を喫て行く人があるかと思へば、餘りに鄭重過ぎて體裁を失する人もある。結局皆な不案内から來ることが多いであらうが多少注意して貰ひたい。

名刺の折方

名刺の折方に就て、或る人より何うするのが正當であるか、西洋では新年とか新婚とか弔辭を述るとか云ふ場合に相違ある様子だが教へてくれよとの依賴あり、でたらめ記者に取りては光榮の至りであるが、併し記者はソンナに博識ではない、唯だ思ひ出でたるまゝにホンのでたらめを列べて、斯くありては如何と世人に御相談するまでの事であるから、質問に答へるなどは本意でない。去りながら多少記憶して居ることを述べても差支ないから左に記憶のまゝを述べて見やう。

名刺を折ると云ふことは、人に面會を求むる時にすることではない。例へば何かの挨拶か答禮に往て名刺を置て歸る時にする事である。尤も面會を求むる爲めに往つたにしても、不在か差支かで面會が出來ずして歸る時に折る事もあるが、面會を求めて面會の出來る場合には決して折りはしない。夫れを間違た種々の奇談がある。或る人が名刺を折て取次に渡した、主人は之を見て、名刺を置て歸つたことゝ信じて居たところが、客は何時までも入口に待て居る、不思議だから取次に聞かせると面會したいと云ふ、それで始めて間違が分かつて面會したと云ふこともある。又反對に名刺を折らずして出したから、面會することゝ思ふて、客間に通さんとせしに、客はトゥに歸つて居らない、是れも間違であると云ふことが分つて、一笑したと云ふこともある。此七月から内地雜居になり、外國人との交際も頻繁になるとすれば、此邊も注意が必要であらう。それから名刺の折り方の事であ

るが、新年にはどうするとか、新婚には何うするとか、又弔辭には何うするとか、即ち冠婚葬祭目出たき不目出たきで、折り方が違ふと云ふことは記者不學にして知らない。ソンナことは歐米各國の內にはあるかも知らんがあつた所で几帳面に行はれて居る事柄ではあるまい。其證據には人によつて色々な折り方をして居る、又同じ人で同じ場合に名刺を送り越すにも、其時々種々な折り方をして居る、で何か本でも調べたなら、書いてあるかも知らぬが、實際は折り方に緣喜も何もない樣である。是れが或る人の質問に就て記憶のまゝを述べたのであるが、尙ほ名刺の事に就ては、今少し云ひたいことがあるけれどもソレハ他日にしやう。

貧乏ばなし

四百四病の病より貧ほど辛いものはない、などと俗には云ふけれども、眞に貧乏は辛いか何うか分らない。世間には貧乏を鼻にかけて居る人は幾らもある。吾々は貧乏だからと云つて威張つてる樣な人は何所の隅にも居るではないか。其內には眞の貧乏人もあれば、噓の貧乏人もあるが、兎に角貧乏は世間に對して恥しくも何ともない樣子であるから、此連中には貧乏は四百四病より辛いどころか、風邪よりも辛くはあるまい。窮しては益す固かるべし、などと云つて節義を守らんとすればこそ、貧乏は隨分辛からう。昔の武士は食はねど高楊枝などと氣節を尊んじたから、其心中も察せらるゝが、貧乏を鼻にかけて威張られる樣では辛くはあるまい。加ふるに近來は貧乏は營業の資本となる樣な風もある。彼も餘り貧乏だから役人にでもしてやらうとか、彼も貧乏だから不體

裁も恕してやるサ、などと云ふことは毎度聞くところの評判であるのみか、貧乏を鼻にかける連中は、人から借金することは勿論、借りた金を返さぬことも平氣で居る。然らば即ちダ、貧乏の招牌で有らゆる不德義の公許を得た樣なものではないか、コンナことであるから借金山の如き人は、彼は豪傑だなどと云はれてゐる……見たまへ、今の政治家は大概貧乏だ、もし貧乏でないなら、政治家になつた爲めに貧乏になる、ソコで貧乏と政治家は離るべからざる關係の樣に見られて居るが、其貧乏政治家は何をするか、議論は喧しいが、變說することも、內々金を取ることも、平氣だと云ふではないか、先頃の獵官騷ぎでも其の通りだ。役人になりたがる有樣は、宛然饑ゑたる豺狼に一塊の肉を見せた樣であつた。最初は少々氣耻かしくでもあつたか、政見を實行する爲めだの何だのと云つて居たが、後には貧乏ゆゑに仕方がないと白狀した者もあつた。政治家は一例に過ぎないが、政治家でなくても、今日の社會には、貧乏を鼻にかけて橫行する者が多い。

歐米の政治家にも貧乏人は澤山ある。英國などは別ものだが、其の他の國には貧乏政治家は隨分あるに違ひないが、併し其貧乏の度合は日本の貧乏政治家とは違ふ、マサカ政治稼業でなければ飯が食へないと云ふ連中は少ない。然るに日本の貧乏政治家は之と正反對の樣である。又政治家以外の貧乏人も澤山彼國にあるが、此貧乏人はとても／＼貧乏を鼻にかけて橫行する樣な譯には往かない。夫が爲めには社會黨などと云ふ樣な恐ろしき者も生じて居るが、兎に角貧乏を稼業の資本にすることは出來ない樣である。日本は幾ら進步したと云つたところが貧乏人はまだ／＼減少する譯にはなるまいから、大概の處までは貧乏だからと云つて、擯斥すべき次第でないの

みならず、貧乏人の方に却て豪傑があるかも知れないが、貧乏を鼻にかけること丈けは休めて貰ひたい。

貧して鈍したり、窮して濫したりするは、小人の事であると昔しから云ふから、貧乏したならば一層其志を堅固にせねばならぬ。其志を堅固にすれば、貧乏は隨分辛いものに相違ない、併し其辛いのが即ち奮發心の基でもあれば、獨立心の基でもある。貧乏人から大學者を生じたり、大分限者大政治家の出來たりするのも、畢竟此理由から起ることであるが、貧乏を鼻にかけて不德義の公許を得たる様な量見では、實に社會の厄介ものである。壯士など云ふものは數年來世間騷がしのもので、最も其弊の甚だしきものであるが、壯士でなくとも、立派な招牌を掛けて居る政治家でも實業者でも、貧乏を鼻にかけて不德義を働かんとする者は實に多い。而して社會は深く之を咎めずして、却て恕してやる様な風のあるのは、不可思議千萬ではあるまいか、富めりとて誇るに足らず、貧なりとて卑しむものでないことは、明白の道理であるから、決して貧乏人を忌むでも嫌ふでもないが、貧乏を鼻にかけて横行する者が多くては、國の發達に大害があらうと思はれる。

コンナ屁理屈を云ふは、決してでたらめ記者の本意でないが、思ひ出でたから、例外として貧乏ばなしをするのである。

内外人の交際（一）

今年から新條約が實施せられて內地雜居の出來る様になる。澤山の外國人が俄に來やうとも思はれないが、兎

に角今よりは内外國人交際の範圍が擴まると云ふことは疑ひない。然るに是れは如何にして交際するか、若し内外人の交際親密なることを得ずして、居留地に許り外國人が團結つて居る様では、假令居留地が市に編入せられて、一般の市區の中に這入つたとした所が、どうも水の中に油があると云ふやうな有様になりはしないか。内外人互に歩み合つて交際を親密にし、内外人たることを相忘れると云ふやうでなければ、色々な弊害が起らうと思ふ。

内外人の個人的の交際と云ふものに就て、今日見る所では遺憾に思はれることが多い。お互に言葉の通ずると通じないとに依て關係も違ふが、併し何うも日本人の外國人に出逢ふと云ふことに就ては、一種不思議なことがある。日本人同士の交際に嘗て無きことがある、それは何かと云へば、俄かに氣が變になるやうに見える事である。内國人に對して平常決して言はざる事を外國人に言つて見たり、又平常言ふ事を殊更に言はないで見たり、何やら虚心平氣で談話をするのでなくして、氣が變つたやうな妙な工合に見える、對外硬などを唱ふる論者には却て之が多い。故に通辯でも雇てやらうものなら、何うも餘り突飛な餘り不思議な説があつて、通辯も翻譯もされないと云ふやうな場合がある、但し外國語で直接に談話の出來るやうな日本人は、彼等の氣合も知て居るからさう云ふ事はないのであるが、通辯を頼つて外國人と話を為たり、又は外國人の少々出來る日本語を頼みにして話をしたりする場合に失が多い。一例を擧げて言へば、通辯に依て話をする場合には、少しく政治家めいた人などは、忽ち東洋の形勢などと云ふことを持出す。何うも場合も違へば對手の人の位置も違つて居るのに、突然東洋

の形勢を尋ねられるものぢやない。さうかと思ふと又雜談の積りか何うも聽くに忍びざることなどを言ふ、平常其人の癖がさうであるかと言へば、此人は誰なり彼なり捉へて東洋の形勢を談ずると云ふやうな人でもない、又誰にも彼にも云ふに忍びざるやうな事を云ふ人でもない、併し通辯に依て外國人と話をするか、又は外國人の少々出來る日本語を頼みとして話をする機には夫れが出てくる。又言葉としても、横濱邊で遣つて居る妙な日本語、何處の言葉やら譯の解らぬ言葉を使用する人もある。それまでには至らずとも、兎に角外國人が出來損つて遣て居る日本語を遣ふ人は隨分多い。何故普通の日本語を遣はぬか、第一之が不審であるが、而して其話と云へば今言ふ通り途方途轍もない緣も由緒もない事などを言つて居る。一口に言へば外國人の顏を見て少し氣が變になる。マサか氣が違ふではあるまいが、何うやら氣に掛つて、平常の態度を失ふやうに見える、ソンナ事では往ない。

內外人の交際（二）

交際は無言で出來る者でないから、言語は大切のものであるが、去とて人間同士で話をするのに、通辯で話をしやうが、對手が日本語を遣へば尙更少しも氣に掛けるには及ばぬ。日本人同士の通り談話するが宜しい。唯彼と我と風俗を異にして居るから、彼の氣に障る事や、又は彼が妙に感ずると云ふやうな事は話さぬ方が宜しいだけの事である。西洋の婦人に向て、乳の話をしたり、裸體の話などをして、夫が爲めに婦人は逃出したり怒つたり

したと云ふ奇談は隨分あるが、是れは事情が解らぬから起ることだ。が兎に角對手の嫌ふことは言はぬ方が宜しい。是れは日本人同士でも其通りである、其等は注意しなければならぬが、其他に於ては日本人同士の交際と違へるには及ばない。

全體日本人は外國人と交際する場合に、何となく臆して見える。男子にしても女子にしても左樣である。是れは少しく理由があると思ふ。マア衣服の一端に就ても西洋を眞似て居る故に、斯う云ふ風は西洋人に笑はれはしまいか、可笑くはあるまいかと云ふやうな氣が、本家本元の西洋人に對すると起るかと思ふ、夫が病根であらう。支那人などの樣子を見ると、少しも西洋の眞似もして居らなければ、又眞似をする考へもない。故に平氣の平左衛門である、就中女子などに至つては不思議だ。日本の女子は日本人に逢つてさへ、成丈け控へ目に成丈け物も多く言はぬやうに、誠に内端すぎるやうである。外國人へ向つては尙ほ更甚しい、所ろが支那の婦人は世間に交際も少ないと言ひつゝ、何う言ふ譯であるか外國人に向つては少しも臆する風がない。婦人が其の位であるから、男子は勿論である。是れは畢竟彼等が眞似をする考がないからであつて、日本人は對手の眞似をするから、師匠の前で藝をするやうなもので、何うも臆すると云ふ風があるのではないか。是れは止むを得ぬと云へば止むを得ぬやうな事情だが、併しソンナ事では宜しくない。成程日本は西洋の眞似をする、衣服にしても食事にしても、家屋にしても何にしても斯にしても多くは西洋人の眞似をするから、西洋人に對しては隨分羞かしいやうな場合もありはしやうが、併しながら是れは決してソンナに恐るゝに足らぬ。西洋でも、日本の便所で使用つて

居つた塗盥を座敷の眞中へ飾つて見たり、甚しきは草履を暖爐の脇の壁に下げて置いて見たり、其他何うも不思議奇態なことがめる。日本でも西洋の便器に飯を盛て御馳走したと云ふ奇談もあつたが、此頃でも類似な事を遣り兼ねもしまい。けれども西洋でも遣て居る、互ひに知らぬ中はさう云ふ事も間々ある。又現に今日使用し居る香爐だの、茶器だの、花瓶だのと云ふものゝ中には、支那や朝鮮から來た種々なものがある、唾を吐くものを遣つて見たり、便器を遣つて見たり、それは言語同斷だと云ふ說もある。けれども年來遣つてゐるから、不潔なものとも思はない、却つて之を珍重して居る、本元の支那人朝鮮人の目から見れば隨分妙な物もあらう。是と同じに西洋の眞似をしてゐるから、不思議な事や妙な事もあらう。あつてもお互ひさまだ、それ程羞かしく思ふには及ばぬ。尤とも成るべくソンナ事をせぬやうに注意するは言ふまでもない必要なことで、畢竟其老婆心があれば此長々しき注意談も出す譯なれども、去りながら如何に外國の文物制度を眞似たからと云つて始終其文物制度の本元へ對して臆すると云ふやうな事では、國と國との交際でも個人間の交際でも對等に出來るものぢやない、故に其臆病心は斷然捨てゝ貰ひたい。

物は習ふより慣れろと云ふことがある。慣るゝに從ひ改良を加へることも出來、外國人との交際も年を經るに從て段々改まつて來るであらう。併しながら近々內地雜居が始まるとして、內外人同等の位置に立つとすれば、此內外人の公私の間の交際と云ふものも多くなつて來、無論商賣上の取引に至ても多くなつて來るであらう。法律制度は外國人は外國人として見なければならぬ場合もあり、又所謂敵愾心の上からは外國人を外國人として見

なければならぬ場合もあるが、併し普通の交際上には、外國人だの內國人だのと區別をして居るやうでは甚だ狹(せま)い。却て外國人は內地の事情にも通ぜず、種々不便を感じて居ると云ふやうな點もあらうから、內國人よりも幾らか勞(いたは)つて遣るが宜い。例へば警察官にしても其通り。警察官が何故に外國語を學ばねばならぬかと云へば警察事務の周到を期するが爲めに必要であると云ふ事は無論であるが、其議論は別としても、外國人の如き遠來の者は、多少世話をして遣らなければならぬ。夫は歐米各國を旅行しても其通りである。外國人は內國人よりは大目に見て貰ふたり、好く取扱はれたり、即ち好遇(かうぐう)されるのである。故に外國人を多少好く扱ふとか、便利を與へてやるとか云ふことこそあるべき筈にて、外國人を疎外(そぐわい)したり、又は外國人に對して臆病心を起す樣にては、トテも親密なる交際が出來ない。親密なる交際が出來なければ、總ての事に就て不便を感じ、相互の利益を計る事も出來ない。殊に外國人が是れから內地に來て、日本の女を娶(めと)つて妻にする者もあらうし、又日本の男に嫁入(よめいり)する女もあらうし、又日本人の養子に成る者もあらう。兎に角雜婚と云ふ事が行はれて、所謂合の子と云ふ者は澤山殖えるであらう。此合の子も亦外國の籍に入る者は外國人であるが、之を外國人だと云ふことで、日本に同化せしむることの出來ぬのでは、尙ほ更以て面白からぬ。而して是等は皆な個人間の交際如何に因るものであると云ふ事は一般に了解せねばなるまい。

男女交際の事

でたらめ

男同士の交際と女同士の交際とは、自然趣を異にして居るが、其事は姑らく措き、男子と女子との交際に就て一般の有様を見るに、今少し女子を好く取扱ふたならば宜からうかと思はれる。男女同權論などもあり、女權擴張などの說もあるが、ソンナ事を今云ふ積りはない。隨て其利害も別問題として、どうも男子の女子を扱ふ工合が少し改良を加へたいやうに見える、尤もこれは男と女との關係に於て、權利義務の論をするでもなければ、一家內に於ての有樣を說くでもない。唯通常の交際に於ての事のみを云ふのであるが、何うも何となく取扱ふ工合が、粗略過ぎて居りはしないかと云ふやうな感がある。歐米に於ては餘程女を尊敬する、大切にする。これは種種理屈もあるが、ツマリ習慣は多いのである。就中米國邊では女の權力が非常であるから、これは又別物であるが、歐洲の諸國に於ては大體に於ては日本と類似した場合も隨分ある。が併し兎に角表面に現はれた所では女の方を尊敬する。尊敬すると云つては語弊があるか知らぬが、丁寧に取扱ふ、尤も其弊として女が隨分八釜しく云ふ。較增長して居るやうに見る場合もある。例へば鐵道に乘る、同室に於て煙草を喫むことはならぬ、これは宜しい。同乘して居る女の許可を得なければ喫まれぬと云ふ習慣であるが、それも宜しい、女の嫌ひなものを喫んで困らせると云ふことは宜しくない。隨分婦人の煙草を喫む國もあるが、通例女子は煙草を喫まぬとしてあるから、其前で喫まぬのは夫は至當であるがダ、婦人に煙草を喫んでも宜しいかと云つて、許可を乞ふと云ふ其事柄が既に失禮であると云つて腹を立てる女がある。甚しきに至りては、ロンドン邊の地下鐵道に乘る、煙ばかりの鐵道である。尤もこれは石炭の煙で煙草の煙ではないが、併しながら其煙ばかりの汽車中で、吸煙室が備へてある。其吸煙室

の即ち煙草を喫む室と書いてある部屋に、何うかすると女子が這入て來て、さうして傍の者の煙草を喫むのを八釜しく言て怒る。これは隨分酷い話だ。畢竟女子の待遇を好くして居る弊であらうと思ふが、それ程の弊まで引受ける必要は無論ない、又ソンナにするには及ばぬ。日本の汽車に乘て、西洋の婦人の前で煙草を喫だのが悪いと云つて、東洋の事情を知らぬ西洋人などが怒つたと云ふこともあれば、又日本人にして殊更に西洋の眞似をして、終日煙草を喫まずに居つたなどゝ云ふ話もあるが、ソンナ事をするにも及ばぬ。日本では女子も煙草を喫む人が多い、失禮も何もない、斯う云ふ習慣の處に來て、歐米人が八釜しく云ふ理由もなければ、又歐米人の眞似をする必要もない。故に其邊は大概にしてアマリ女を困らせさへしなければ宜しい。

右等は別として一般の有樣に就て今少し改良を加へたい。例へば男女共に歩くと云ふやうな場合に於て、夫は先に立てズン／＼歩く、婦が之に追附が爲めに難儀して居ると云ふやうな樣子も見えたり、或は又人力車に乘つたのを見ると、男の方は横柄に大きくなつて乘つて居るが、女の方は小さくなつて窮屈さうに乘つて居ると云ふやうな風がある。事々に男の方が何うも權力を振ひ過ぎて、女を冷遇すると云ふやうな傾が見える。或は又汽車に乘つた場合でも、乘客の込み合つて立て居らなければならぬと云ふ場合に、女が這入て來ても、男が起て席を讓ると云ふやうなことは少もない。平氣で腰を掛けて居るのみならず、或る場合には横になつて足を投出して、夫が爲めに女が腰を掛けることも出來ず、立往生をして居ることなどが間々ある。これは必ずしも歐米の風を眞似て云ふのぢやないが、日本風としても餘り酷い。勿論見ず知らずの人で、ドンナ身分の人か解らぬが、兎に角

男女と云ふ關係から、女に席を讓つて男が立つのが相當であらう。歐米などでは下女が乘馬合車などに這入て來ても、立派な紳士が夫が爲に座を讓つて立て居なければならなかつたりするやうなことがある。それも酷いやうであるが、併し是も下女と思へばさうであるが、女に讓ると思へば不思議もなからう。而して此女を好く待遇すると云ふことは、教育のある立派な紳士の所行であると歐米では信じて居る、又實際さうである。教育のある立派な紳士でない以上は、女を粗末にして居るが故に、どうも女を粗末にせぬ者は即ち教育があり立派な紳士である、さう極つて居るから、大概の者は立派な紳士らしく見て貰ひたいから、自然に之を見習ふのである。日本では立派な紳士で教育のある人であらうが何んであらうが、女などは顧みないと云ふやうな顏附をして居る、却て其方が豪いやうに心得て居るらしく見える。立派な身分の人や紳商とも言はるゝ人が、妻君を連れて汽車などに乘つた時は何うであるかと云へば、妻君は恰も下女の如き有樣である。亭主は傲然として威張て居る、隨分見苦しい、さう云ふことは是から少し注意するが宜からう。

全體女と云ふものは大體に於て男よりは弱い、弱いが故に之を勞つて遣ると云ふ事は當然である。弱い者窘めをするは男子の所行ではない。女を粗末に扱ふと云ふことは即ち男子の所行であるまい。例を擧げて言へば幾らもある、幾らもあるが、何時の場合にしても男子が一歩進んで、女子が一歩退いて居る。而して何時の場合に於ても男が女を好く扱はずして何となく粗略にする。尤も此女を勞つて遣ると云ふ風は、下手に遣ると女をして增長せしめると云ふ虞がある。或る學者の說に、女と云ふものは中道を歩むことが出來ない、何方かに片寄るもの

であると。何うも夫が實際に照して見ると明言であるやうだ。それで女と云ふものは惡くすると增長すると云ふことは間違ない。併しながらたゞ或る程度の話で、少々待遇を好くして、社會の體面を裝ふと云ふことに於ては、さう非常なる弊害があらうとは思はれない。既に云ふた煙草の話でも、ヨーロッパに於ては一ツの弊であるが、日本では此弊の起りやうがない、何故と云へば男女皆煙草を喫むからである。又汽車などで女に座を讓つて見た所が、女が之が爲めに增長して、始終汽車の中で寢轉ぶと云ふやうな不行儀をすることもあるまい。決して夫が爲めに女が增長すると云ふやうな憂はないのである。大阪では白晝藝者などゝ相乘をして歩く有様が、如何にも平氣のやうに見えるが、夫が夫婦ともに歩く時には、少し氣羞かしいでもあるかの如く見える。其邊に至ては何うも了解の出來ぬ事ばかり多い。大阪に限つた話ではないが、女と云ふものを今少し好く扱はなければ往くまい。高尚の理屈から云へば、女の善惡に依て小兒の教育が何う斯うと云ふやうな事もあるが、ソンナ理屈は姑らく措いて、單に角女と云ふものは今少し好く待遇し、今少し品位を保たせると云ふことは、總ての事に就て有益なことゝ思ふ。全體男女間の交際に限らぬ。男同士の間に於ても種々の弊害があるから、序でに言つて置くが、何うも互に讓合ふと云ふことは男子の間にも誠に少ない。知己同士の間では、男女でも又男同士でも隨分能く禮讓を正すやうに見えるが、もう知らざる人に出逢ふた時には、途中でも道を讓合ふと云ふやうなことは少ない。總て何事に拘らず、お互の間に多少禮讓の心得がなければならぬ。禮儀とか何とか云へば八釜しいやうだが、互に讓合ふと云ふ者がなければならぬ。何ぞあつて少々込合ふと云ふやうな場合には、吾先にと爭つて亂暴の極に達する

と云ふことは、必らずしも下等社會ばかりではない。少しく體面を装ふて行かうと云ふのには、互に讓合ふと云ふの必要がある。夫が何うもさう往かぬ故に、尙更婦人の如き弱い者に對しては、讓合ふと云ふことが少ないであらうと思ふ。故に先づ男女の間の交際を改良して、今少し婦人を好く待遇しやうと云ふには、男同志の交際に於ても、今少し讓合ふと云ふことを考へなければなるまい。若しさうでなくして常に交際上に讓合ふと云ふ考がないと云ふと、往來で出逢はふが何處で出逢はうが、事々に殺風景に流れて、互に相軋り又は相凌ぐと云ふやうな狀況を生じやうかと思ふ。

名刺の事

名刺の折り方に就ては、前にも少しく述べたが、全體名刺は何ういふものかと云ふに、其人の姓名又は姓名と共に身分職業などを印刷したるものである事は、云ふまでもなき話なるが、名刺の調製方は支那の樣な大なる紅紙を用ひたるものは別として、歐米各國大小の別は少々あるが、大概同樣である。日本でも普通は大概同樣で別段不體裁のものもない。但し稀れには金縁を附けたものもあり、又極めて小形にも洒落た風なものもありて、藝者でも持ちさうな名刺もあるが、是れはチト褒た體裁の樣でもない。

名刺は何ういふ時に使用すると云ふことは、誰でも知つてる樣だが、併し時として間違た話もある。例へば宮內省か行在所へ何かの御禮か御祝に參內したときは、誰も名刺を出す者はあるまい、皆御玄關に備へてある簿冊

に姓名官職位勲等を自記することにて、是れには間違話もないが、皇族方の御邸又は御旅館に伺候したときに、名刺を出すものは度々あると云ふことだ。是れは随分酷い間違で、皇族方の御邸や御旅館に伺候したるときは、矢張り簿冊に記名すべき筈のもので、決して名刺を出すものではない。是は西洋でも何處でも同じ慣例である。尤も西洋では皇族方に限らず、玄關に簿冊を出して來訪者の姓名を自記せしむる慣習は幾らもある。

又日本では集會の席や又は他人の宅にて、相客となりたる場合などに、直ちに名刺を出して己れ自ら人に紹介することも多い。然るに西洋ではコンナ場合に無暗に名刺を出しはしない。大概誰かに紹介して貰ふ樣であるが、日本では直ちに名刺を出す。名刺を出す方が、分りよくもあらう、又記憶するにも便利であらうが、併し外國人との交際には、少しく妙ならぬ感がありはしないか。西洋では名刺を出す出さぬに限らず、紹介のことは仲々喧しい。英國などでは殊に喧しい樣子にて、或る人は水に溺れた者を平氣で見て居るから、何故救はぬかと云つたら、彼の人とは未だ紹介が濟で居らぬと云つた、と云ふ惡口もある程で、紹介は隨分喧しい。已むを得ざるときの外は己れ自ら紹介せずして、必ず他人を頼む。名刺とは關係の薄い話だが、是れも心得て居る方が宜からう。

又名刺を出さぬ場合は晩餐や夜會に招かれて行たときは、無論名刺を出さぬ。是れは日本でも大概同樣で、心得違もなからうと思ふが、其他妻君の受日と云つて、面會日を定めて置く、其受日に行つたときには名刺は出さない。勿論此受日には初對面の人は誰かの紹介がなければ勝手に行きはしない。大阪では受日も何もないから、何うでも宜しいが、併し追々内外人の交際も繁多になるとすれば、覺て居て損もあるまい。

警察官

日本の警察は大變能く行屆くと云ふ評判である。それは外國人の失つた金が早く見附つたり時計が還つて來たりするから、爾う云ふ評判があるであらう。又一方から見れば日本の警察官程潔白なものはない。各國の警察官は殆ど多少の酒代を取ることを平氣に心得て居る。尤も此酒代を取ると云つた所が、それが爲めに法を曲げるの何う斯うと云ふ程のことはないから、賄賂などゝ論ずる程のことでもない。是は警察官に限らぬ。歐米では何んな者にも酒代を遣る癖があつて、或る國などでは夜會に招かれて其處の玄關で着物を預かる、此の着物を預る人は亭主の方で雇入れた人か、或は通例に使ひ居る人であるが、是にも一寸と酒代を遣る習慣さへある。故に此警察官や其他小役人小使などに酒代を遣ると云ふことは、世間で喧しく論ずる所の賄賂とは大分性質が違つて居る。歐米にも賄賂の問題は盛にあつて、是は斯んな酒代と云ふやうな類ではない。が日本の警察官は兎に角此酒代を取らない。日本へ來て見ると丁度ヨーロッパの封建時代の有樣を、現在に目擊することが出來るとヨーロッパ人などが評判して居る通り、所謂武士の風を存して居ることが多い。今の警察官は盡く武士ではない。平民も多く雜つて居るであらうが、兎に角其氣風が武士風である。併しながら此氣風も亦一方から見れば實は警察官獨り爾う云ふ風であるのではない。日本人一般に其氣風を受けて居るのである。是は先づ宜いことに違ひないが、多少將來は變化するであらうと云ふことも心得て置ねばならぬ……故に警察官の比較とか、或は事務の行屆くと

か行屆かぬとか云ふやうな問題を今言ふのではないが、其人民に對する工合と云ふものを見るに、封建時代の武士の風があつて、酒代を取らないと云ふは宜しいが、それと同時に是が武士根性とでも云ふものであらうか、何分にも通例の人間に對して威張つてるやうな傾がある、どうも其邊に穩ならぬことが多い……又外國人に對しては何うであるかと云ふと、二ッの極端である。一は無闇矢鱈に丁寧にして、何とも云へぬ外人崇拜など丶國粹論者から力まれさうな體裁をして居る。又他の一方は之を疎外してさながら、昔の勤王家が夷狄でも見るが如き體裁をして居る。是は孰れも宜しいこと丶は思はれぬ。第一警察官は外國語を知らねばならぬのであらう、是から內地雜居の曉には尙更その必要を感ずるであらう。然るに此外國語を知ることを大に誤解して居る話がある。外國人は日本へ來て日本の保護を受ける人であるから、彼等の方で日本語を學ぶのが必要である、吾々は何でも日本語で言ひさへすれば宜しいのだ、西洋人が解らうが解るまいが、解らぬければ自業自得で彼等が損する丈のことであるのに、日本と外國とは國勢が違つて居るのだから、據なく外國語を學ばねばならぬなど丶、勝手な理屈を並べて居る者がある。是は大間違のことで、警察官たるものは何うなり斯うなり一ヶ國や二ヶ國の言葉が解らぬでは其職務を行へやうがない。外國人が其處に躊躇んで居つても尋問の爲やうもない。是が火を放けるのやら泥棒をするのやら判らぬのである。又助を乞に來た者があつても言葉が解らぬければ何うすることも出來ない、と云つて之を打棄て置けば警察官の職務が立たない。故に是は職務上必要である。然るに之を誤解して何やら外國人に餘計の便宜を與へるが爲めに盡言するのであると云ふやうな感情を持て、怨を吞で居る連中がある……固よ

り外國人を崇拜する必要のないことは明かであるが、去りとて此外國人は遠來の者で、土地の人情風俗或は言語にも通ぜずに居るものであるから、是に多少の便宜を與へると云ふことは、文明諸國普通のことである。普通の人民さへ其心得のあるべき筈であるから、況や人民保護の職務を帯びて居る警察官に於ては當然のことである。故に外國人はなるべく親切に取扱つて、丁寧に物を敎へ、不自由を感じさせぬやうにして遣るが、差向是等の人の職分であらうと思ふ。

御役人風

日本人は何事に對しても中道を行くことが出來ない。無闇に親切過ぎたことを遣るかと思へば又無闇に冷淡に接待ふと云ふ外評がある。吾々は決して此評に感服しないが、シカシ試に鐵道に乘つて見給へ。上等に乘れば鐵道の小使や小役人を叱り飛ばしても彼等がヘイ〳〵して居る。中等に乘つても彼等は少し我慢して居る様子だが、下等に乘らうものなら、此方が威張るどころではない、却て小使や小役人に叱り飛ばされ、賃錢を拂つて恐入つて乘つて居るのである。先づ普通の商賣から考へて見れば、下等に乘らうが何に乘らうが兎に角お得意様だ。然るに此奴を荷物同様に取扱つて、宛然豚でも扱ふやうに箱の中に追込むと云ふのは隨分酷い話だ。尤も是はヨーロッパの文明國にも無い話では無いが、日本で遣る程ではない。日本で遣るのは何かと云へば、矢張威張たがるのである。それに鐵道にも限らぬ、市區役所とか町村役場とか云ふ處は勿論、土方人足まで兎角共癖はある。甚

しきに至ては郵便配達人が人の家に郵便を抛り込に、家人の取次やうが悪いと云つて小言を云ふ、上の御威光を笠に着ると云ふのか、兎角威張たがる。故に一般の風は何となく力んで居る。或る外人が、日本の町を歩いて見ると悲しんで居る者か怒つて居る者許りである、嬉しさうな顔をして居る者は一人もないと言つた。是も隨分酷い評であるが、併しながら市中を歩いて見ると、何さま悲しさうな顔をして居る貧相の者か、左うでなければ何やら澄し込だ體裁を作ると云ふやうな人が多い。髭髯などを生して居る連中は、尚更人を睥み附るやうな風をして居る。左う云ふ事情であるから警察官が立て居る所などを見ると、何となく怒つて居るやうに見える。開けない國であれば仕方がないと諦めも爲やうが、最早日本も文明國の仲間入を爲たことであるから、從來の弊風を改めて、國民互に相接するにも最も公平に最も親切にすると云ふことは、適當であらうと思ふ。勿論斯く言ふた所が、數年前に比すれば、都も鄙も雲泥の違ひであつて、決して昔のやうな御役人風がないと云ふことは明かであるが、まだ〳〵文明國たるに恥ぢないとは言はれないやうに見える。

兒女の整列

近來學校生徒を整列させて置くことが流行する。ヨーロッパ各國の者は立て居ることになれて居るから左程でもあるまいが、日本人などが歐米に往て、歐米人同樣に整列して居ることは却々難いものである。況や幼年の發育十分ならざる者を連れて來て一時間も二時間も往來に立せて置くと云ふことは、衛生上何であらうか。生徒は

面白半分に瘦我慢をして立て居るかは知らぬが、併しながら之を率うる教員は勿論のこと、警察官も亦多少其邊に注意するが宜からう。現に此間も小學校の生徒が、長い時間立せられて居たのを見た。殊に恐るべきは女學校の生徒やら何やら、妙齡の女子が整列して居たことである。女子をして長く立せて置くことの衛生上大害あることは、歐米の社會には一般に認めらるゝ所であつて、先年パリーの或る大店の賣女子が、殘らず腰掛を用ひず立て居ることに就て、婦人協會から喧しく言つて、遂に腰を掛けることを許した例もあつたが、兎に角女子をして長い時間立せると云ふことは、男子よりも著しき害を被ることであるのに、是れも恬として怪しまなかつたのは教員の注意が屆かぬのであらうが、警察官も亦其の邊は多少斟酌して注意を與へるのが其職分ではあるまいかと思ふ。兎に角敬禮を表するなどゝ云ふことも表し方がある。今の文明の世の中にあつては、決して途方途徹もない事をしたから敬禮を表したと云ふ譯には行かない。昔は主人に逢ふて土下座をしたり、地面へ頭を擦附たのが敬禮であつたが、今日は敬禮を表すると云つても、整列して頭を下げると云ふ位のことに改まつて居るではないか。それを成るべく丁寧にするが宜いからと云つて、土下座をした所が敬禮を表したと云ふ譯にもなるまい。故に之に就ては餘程注意を要することであるが、此邊は歐米各國に比すれば未だ〳〵開けぬやうに見えるから、當局の人々は能く注意して、長時間整列するばかりが能でないと云ふことを悟つて貰ひたい。

或人に答ふ

何人なるやは知らねど、本欄に掲ぐる記事に就き、左の書面を送られた人がある。

貴社でたらめ項中種々西洋事情を噛で含める様に御掲載に相成り能く其急所を掲ぐるには實に感服仕ります。倘ほ雜居の時にも相成るに付でたらめ項中に此最も必要の記事を御掲げに相成るは見る人雜談くらゐに見逃すやの懸れある様に存ぜらるゝに付御改題の上續々此等の記事御掲載あらんことを希望す、或る人は云ふならん西洋人が日本に來たら本邦風俗に從へと、なれども是れは到底我に利あらず、夫のみならず西洋を眞似たら何處までも眞似たる方宜しからん、例て云へば新調のフロックコートにラッコ襟の御膳上等百圓以上も拂つた服を着ながら、フランチルシヤツにゴム襟を附け居つては僅かの事で打毀してしまふ、是れは知らずになす事なれば實にお氣の毒に存じます、御承知の通り歐洲諸國では一着二磅の服を着る者でも、デイシヤツは着て居りますからナ、本年洋服廻禮者の隨分妙なのが澤山ありました、襟紐の事なども敎てやつて下さい

御尤の御注意にて、記者大に謝する所なるが、シカシ衣服の事に就ては、既に委しく前にも述べ置きたることにて、今更ら之を繰返すにも及ぶまいかと思ふ。故に夫れはそれとして姑く置き、改題の事に至りては、左程まで此欄の記事に重きを置かるゝは、感謝の至りなれども、此欄の記事を掲ぐる最初に於て少しく辯じ置きたる通り、でたらめと題せばとて、決して噓八百のでたらめを云ふ積りではない。其云ふ事柄に至りては、眞面目の話である。唯夫順序もなく思ひ出るまゝに筆記して掲ぐるものなれば、之をでたらめと題したる次第にて、先年栗本鋤雲翁はでたらめ新紙の題を掲げて、舊幕末に於ける外交談を載せたることありと聞ゆ。記者敢て翁に倣ふに

は非らざれども記者は此記事を以て決して雜談をなすものに非ず。但し讀者の容易に了解せらるゝことを望みたれば、例證も成るべく卑近の事に取り、小六かしきことを避けたれば、或る人の注意も起り、讀者も亦或は雜談と思はるゝこともあらんが、或る人も他の讀者も、記者の意思を解せられよ。

音讀の事

聲を張り上げ節を附け面白可笑しく音讀せざれば、意味が解からぬと云ふ人がある。隨分厄介な人物と思ふが、去りとて其習慣の人は俄かに默讀すれば、必らず居眠りでもするであらうから致方ないが、ソンナ事は成る丈け人前では止める樣にして貰ひたい。自分の家に居るときなら、家內は迷惑するかも知らんが、兎に角その自由に任せても宜からう。又自由に任せずと云つた所で、人間社會は他人の私事にまで立入ることは出來ない。故にそれは先づ自由に遣つて宜しいとして、人前で音讀するだけは止めぬと、他人が迷惑する。ステーションの待合所にて盛んに音讀するなどは、其文字を知つてる事を吹聽するつもりかの樣にも見え、甚だ妙ならぬ次第だが、待合所はマダ〳〵宜しい。汽車中で盛んに音讀されては溜つたものでない。新聞などを取り出して呻り始める人は毎度汽車中にある、何分同車中の者は困り切る中には艶種なんどを聲高々と眞面目高聲に讀み上げて、吹出させる連中もある。夫れも日中はマア宜しいが、夜行汽車などでは殊に閉口する汽車の進行中は汽車の響で隣席でなければ、左までに感ぜぬこともあるが、停車するや否や、驚かされることもある。迚も眠られも何んにも出來はしな

い。旅行は道づれでお互に人を困らせん樣にするのが肝腎だ。外國の汽車などではコンナ事を遣るものもないが若し遣つたら大變だらう。

元來日本では例の子曰くから養成された爲めか、音讀の癖がある。斯く云ふ記者なども幼少の頃は盛んに音讀をやつた方だが、默讀を始めてからと云ふものは、迚も〳〵音讀が出來やしない。何分音讀をすれば咽喉も痛くなるが、意味も分らなくなる樣だ。是れは記者ばかりでない、誰でも默讀する人はさう云つて居る。去りながら默讀も音讀もツマリ習慣で、何れでもなれさへすれば宜しからう。決して世間の人に音讀を止めろとまでは云ない。可笑い樣ではあるが、音讀を好くなら、音讀し玉へだが、人前では宜しくない。殊に汽車中などは最も宜しくない。或る人はナーニ構ふことは事ない、新聞を人の讀むのを聞て居れば、丁度他人を雇ふて讀ませて聞てる樣なものだ、新聞を買ふにも及ばなければ自ら讀む勞もないと云つてるが、ソンナ氣樂人ばかり世の中に居りはしない。お負けに汽車中で讀むのが、必らずしも新聞とも限らない。西洋人などは隨分此音讀されるのには困る樣子だ。西洋人が困ると云つたら國粹保存連中は力むかも知らんが、併し內地雜居にもなろ程の世の中に、人を困らせて威張るのも氣の知れない話ではないか。況んや西洋人ばかりでない、日本人も困るから止めたら何うだい。汽車中の事は一例に過ぎないが、何處でも人前だけは止める方が宜しい。序に家に居ても止めるたら猶は宜しい。節を附けてお經を讀んでる樣なのも間々あるが、賞めたことでもあるまい。

女らしい紳士

男は男らしい方が宜しい、とは誰も云ふことであるが、西洋流の輸入して以來は男らしくないことが澤山ある。是れ決して西洋流其ものが男らしくないのではない。之を眞似る方で男のする事か女のする事か分別がつかずに遣つたことが案外男らしくなく、甚だしきは全く女同樣になるのであると思ふ。

維新後暫くの間は隨分途方途轍もない西洋眞似をやつたが、今更ら之を繰返して耻の上塗をするにも及ばない。又今ではソンナに甚だしきものを見當らないから餘程宜しいには相違ないが、シカシまだ〳〵大分ある。第一赤ケツト白ケツトを纏ふて歩く者を見れば、彼は田舍漢だ、ドコの世界に夜具同樣のものを身に纏ふて大道を歩く奴があるものか、なんどと嘲けるけれども、田舍漢でない市中のパリ〳〵が大きなショールを纏つて歩くのが、今でも少々あるではないか。ケット類似の大きなショールを纏ふ奴は無論女のことで、女も女肴賣りの婆さんでもなければロンドン、パリーの市中に見ることは出來ない。紳士の纏ふのなんどは藥にしたくもない。斯う云たならナーニそれは時候後れの者がする事で、市中のパリ〳〵は決して爲ないと云ふだらう。其通りの樣だかソンナラ手提鞄は何うだ、大きなのを持てば仕立屋の番頭か何んかの樣だ。小さいのを持てば全然で女の樣だ。堂々たる紳士は何處の國であんな風をして居るか、何んでも掏摸は大層あれを喜ぶさうだが、紳士の風采としては提げて貰ひたくない。去りながら此等は多少必要のこともあるだらうから、暫く宜しいとした所で指輪のピカ〳〵や

時計の鎖のゴテ〳〵は何うだ。

指輪にダイヤモンドなどを入れたのをピカ〳〵させて居る紳士が多いのみか紳士としては缺くべからざる裝飾品の樣に心得て居る人が澤山ある、間違だらう。成程西洋の紳士もダイヤモンド入りの指輪を全く持たぬではない。シカシ上流社會には少ないのみか、婦人でさへも上流社會では餘りピカ〳〵させることを嫌ふ。元來歐洲の大都會では指輪を以て人に誇らんとする者を田舍漢として賤しむか、俄大盡として輕蔑する風がある。アメリカ人などがパリーやロンドンで笑はれるのも之が爲めである。然るに日本では正反對で、何んでも紳士の必要品の樣に心得て居る人がある上に、其指輪は往々女持である。之を知らずして意氣揚々として威張る人のあるには、餘所ながら氣の毒千萬だ。吾々は指輪は紳士の裝飾にならぬ、又指輪を買ふなら女持は止したまへと忠告する。

又時計の鎖のことであるが、ゴテ〳〵した大きなのは頗る品格の悪るいもので、歐洲の大都會では輕蔑する。時計の鎖が大きいとて金持の標にはならない。是れは田舍漢か俄大盡か、さうでなければ山師ものゝすることである。歐洲大都會の宴會などに往つて見たまへ、時計の鎖が全然ないのが多い、又あつた所で極めてアッサリしたものである。だから其邊にも注意して貰ひたいが、序に言つて置くが、今の紳士の時計の中には、往々女持を見る。形の小く一見して女持たることの解るのもあり、又少々疑はしいがと思つて見ると寶石などを入れて、是れも正銘附の女持なのがある。女持を持つてならぬと云ふ法律の規則もあるまいが、體裁としてはチト注意する方が宜しい。

でたらめ

小道具で邊幅を飾る樣では其心中も察せらるゝが、お負けに女らしくつては尚更ら品格に觸りは仕ないか。

婦女待遇に就て

先頃日本の男女の交際の事に就いて一言したところが、大に立腹して夫れは宜しくないと云つて異論を云つて來た人がある。何人か名前は分らぬが多分昔風の人であらう。昔風の連中には異論のありさうな事だから異論が來たところが怪しみもしないが、また一方から云へば此の異論をするやうな人が今の世界にもあるから、此の事柄も云はねばならぬと云ふ事情を生ずるのである。併し此の異論者は我々の意味を誤解して居るらしい。我々の云つたのは男尊女卑を轉倒して、女尊男卑にやれと云ふやうな話ではない。

アメリカ邊りの惡口をヨーロッパで云ひ、またポンチ畫などに描いてあるのを見ると、男が縫物をしたり、洗濯をしたり、子供の守をして居る、すると女は議事堂か何かへ出て政談演説などをやつて居る。極端を云へば其樣なもので、是れはアメリカでは兎角女が非常に威張りたがる傾きがあるから、ヨーロッパでは夫れを輕蔑して斯樣な惡口を云ふのである。

併しアメリカとても夫れほどまでに甚しいのではない。未來を想像したらば何とも云へないが、今日のところでは夫れ程まではない、ないが世界中でアメリカほど女の勢ひの強い所はあるまい。此勢ひの強い事が必ずしも惡いとは云へないが、併しながら日本は何方かと云へば、ヨーロッパの舊國に類似した習慣であるのでアメリカ

のやうなものとは根本的相違があるから、アメリカの風習を眞似るやうになつたら大變であらうと思ふ。寧ろヨーロッパ流儀の方が宜からう。此のヨーロッパ流儀は何うかと云へば趣きは少し違ふがマア日本の有樣と略々似て居る。夫れであるからヨーロッパ風にやれと云つたところで直に女尊男卑になるやうなものではない。是れは知れ切つた話で我々は其樣な事に就いて云たのではない。兎に角現在の有樣を見ると、女は何時も男よりは一歩退いたもの丶やうであつて、道を歩くにも、車に同乘しても、汽車に乘るにしても、何に付け彼に付け何時でも女は一歩下つたもの丶やうである。一歩下つたまでは宜しいが、何うも女を粗略に取扱ふ、また粗略に取扱ふのを一つの見榮のやうにして居る人もある。宅に居る時は夫婦相和して居つたところで、外へ出ると云ふと先以て其の妻を擯斥する、何うも夫婦でないらしい擧動をする。川柳に二三町出てから夫婦伴になり、とか何んとか云ふ事があるが、二三町出てからでも何うかすると伴になるまい。然う云ふ有樣は宜しくないと思ふ。今少し婦人を能く取扱ふて好からう。勿論是れは表面の話しではあるが併し表面にしても風俗習慣の上からは然るべき事柄ではあるまいか。吾々の云ふ事は昔風の人には不向かも知れないが、緣なき衆生は度し難し、解らない連中は解らないで宜しいが、解る連中に少しく風俗の改良を行つて貰ひたい。さうでなければ日本は文明に進んだと自ら吹聽したところが、他の文明國人の目からは我吹聽ほどには見えない。

席順の困難

でたらめ

席順は外國でも難儀する問題である。席順を定めてない位の宴席なれば、長時間其席を譲合つてる様な馬鹿氣たこともない。サツ〳〵と相當の席に着くが、夫は親族又は親友小人數の寄合の事で、それでも其席の主人か妻君が誰れは何處と指示す場合が多い様である。其他は一寸とした宴席でも、大概席順を極めて置くのが多い。其席順が極つて居れば無論誰も彼も其席に着くが、扨て其席順を極めるに何うすれば宜しいと云ふことは實に難問題で、時々閉口する事柄である。

少し廉立つたる宴會にて、席順の極め様が悪いと怒て食事が濟むと直に歸るとか、主人に不平を云ふとか、甚だしきに至りては、食卓に着かないとか、再び其人の招に應じないとか、云ふ様な騒動の起ることも外國には間々ある。故に席順は外國では大切の事であるから、日本でも外國人を招待する時などは、其邊に深く注意しないと意外の面倒を惹起すであらうから注意が肝腎だ。又日本人同士又は内外人を混じたる宴席でも、其注意は無論必要であつて、其順序を誤ると云ふと、折角御馳走をして、却て不平を釀し、不快の念を起させ、御馳走の無になるのみか、面倒の種を蒔く様な結果になる。

席順を定めることが何ぜ難問題であるかと云ふに、左の一例でも其一班を知るに足るであらう。

外交官のごときは、慣例があつて面倒の少き方であるが、夫でも仲々面倒はある。先づ普通の順序から云へばローマ法皇使節即ちノンスと稱するものを第一とし、其次は大使全權公使代理公使、それから以下は參事官書記官と云ふ様な順序になるが、ローマ法皇使節は一人だから宜しい。大使や公使は幾人もあるから、是れは國書捧呈

の順序に依つて其順序は定まり居り、代理公使參事官書記官も官等と又同官等なれば着任の順序と云ふことで席順は定まるが、此等の人々に妻君があり娘があると云ふときは、妻君は夫の席順に依つて自ら定まるとは云ふものゝ、扨て誰と誰との間に、誰の妻君又は娘(むすめ)を入(い)れて、誰が其手を率き世話をすると云ふことになると、多少の面倒が起るが、外交官ばかりなれば夫れでもまだ〳〵易い問題だが、之に他の役人又は紳士(しんし)などが入るとすれば其入る人の位地を見て、誰と誰との間で宜しいと云ふことを定むるに困難する。又それも何うか斯うか定め得るとしても誰と誰とは平生(へいせい)仲が悪るい、それを同席せしむるには何うすれば宜しいか、彼の人の隣り又は前に此の人が居つては、不快かも知れないとか何んとか云ふ心配も起る次第で、大體極まつて居る席順あるものですら、斯く面倒たものにて、總して大體席順の定まつて居らぬ者では困難極まる。是れは全く一例に過ぎないが、亦以て其困難の事情を知るに足るべしだ。

一　席順の定め方

順席を定むることの困難なる事情は、前にも云ふた通りである。尤も其時一例として擧げた外交官の事は、實は困難中では先づ〳〵易い方で、其他の場合では定め方は容易ならん面倒である。シカシ是れは如何に困難なりとは云へ、何うか斯うか定めねばならぬ事柄であるが、外國の例は暫く別として、日本に於ては何うするが宜しいか、誰も吾々の力には及ばんと云つて遁げた方が得策(とくさく)の様でもあるが、さうでない。一と通りは日本でも極ま

つて居ると云つて宜しい。それを何かと云ふに、日本は云ふまでもない君主國であるのみならず、君主國中でも皇統一系他の君主國とは違ふ。それ故に日本では恐れ多いが宮中を以て一切名譽榮典の源泉となさねばならぬことは勿論の次第である。他の君主國に於ても大概同樣ではあるが、尙更ら日本では然りと云はなければならぬ。現に帝國憲法第十五條にも「天皇は爵位勳章及び其他の榮典を授與す」と明示してある。宮中は名譽榮典の源泉であることは誰れも了解するに苦しむまい。であるから日本社會に於ける苟くも名譽榮典に屬する事柄は、一切萬事之より割出さねばならぬと斷言して宜しい。故に吾々は席順定め方の類も、一と通りは日本でも極まつて居る、即ち其標準があると思ふ。

今日の日本社會を見れば、無論に昔時の樣に四民の區別などと云ふことはない。去りとて日本臣民に他の民主國に於ける如く、一切萬事何んでも皆な平等であると云はれまい。法律の面に於ては四民の平等なること云ふまでもないが、シカシ是れも刑法民法等に於てこそ然る譯なれども、現に日本には華族と云ふものもあり、又華族に特權を與へられたる貴族院の類もありて、社會の組織は決して平等に出來て居るではない。故に社會の面より觀察すれば、昔時の四民はないが多少の階級はある。但し此階級は昔時の武士の樣に斬捨御免の特權などを有せし類とは全く異りて、社會に於ける名譽榮典のことであるに過ぎない。而して其名譽榮典は何れの所より出づるかと云へば、宮中より出づるのである。其證據は憲法に於ても明かであるけれども、日本では實は憲法なしと雖ども此大義名分は古來明かなのである。斯樣に論じて見たならば、宴席に於ける席順ぐらゐの原則はナンデもな

い、明瞭の次第であると云はなければならぬ。去りながら此原則を實地に適用するには尠なからぬ困難あることは、既に述べた通であるから吾々は少しく其所見を述べて見たい。

右の理由から割出して見るに、日本社會にては宮中に出ることを得る者と、出ることの出來ない者との二つに分れるが、第一着の分界である。帝國臣民としては何人も宮中に出られぬと云ふ筈はないと論ずる人もあらうが勿論の事にして毫も異議はないが、それは時と場合に因ることにて、ツマリ日本臣民の權利論で通常の名譽榮典を説くのではない。通常の場合に於て宮中に出られる者は、誰でも彼でもと云ふ譯には往かない。是れは獨り日本に於て然るばかりではない、他の君主國に於ても同様であつて、英國の如きドイツの如き最も此區別が盛であると思はれる。英國上流社會に於ける令孃達は女皇陛下に拜謁を許された後でなければ、交際社會に出られぬと云ふこともある。況んや日本に於てをやだ。世間ではあまり氣を留めぬ様子もあるが、日本社會では此宮中に出られぬと云ふことは、社會に於ける名譽榮典の上に於ても、實に大切なる事柄である。

席順の極め方に就てチョッと愚見を述べて見る積りであつたが、思はず知らず喧ましき議論をする様になつたが構はない、序だから今少し述べて見やう。

扨て宮中に出られる人と、出られぬ人とにて、日本社會は先づ二つに分れるとして、其宮中に出られる人にも色々の階級がある。吾々は宮中の事に委しくないから、物知り顔に云ふことは出來ないが、竊かに承はる所にては宮中には宮中席次と云ふものがある。此席次に因て宮中に出る人々の席順は定まつて居るが、是れは一人ごと

に各個人に就て定められたる席次にして、隨分多數の人を名簿に載せてある。而して其定め方は、官、位、爵、勳など色々の事柄を參酌して定められて居る由であるが、是れは各個人に就ての事で、大體の方針は何うであるかと云ふに、吾々は之を窺ひ知ることが出來ぬが、シカシ毎年宮中に於ける定例の御式等によりて拜察するに、大概左の如きものゝ樣である。

爵位勳ある者は、先づ大體に於て宮中に出られる人と云ても宜しからうが、其內で第一は大勳位、次は親任官、其次は公爵、從一位、勳一等、一等官、侯爵、正二位、二等官、伯爵、從二位、勳二等、子爵、正從三位、勳三等、男爵、正從四位と云ふ樣な順序にて、其下は勳章に就て云へば勳六等以上、位階に就て云へば從六位以上と云ふものが同じ宮中に出られると云ふ人の內でも、他と異つて居る樣に思はれる。又此人々の內にても勳六等從六位以上は奏任同樣の待遇とでも云ふことなら、勳三等、男爵、正從四位以上は勅任同樣の待遇とでも見るべきものにて、此勅任同樣の人々は觀菊御筵の類にも召される樣になつて居る。

左すれば爵ある者勳ある者及び位階ある者は、爵も勳も位階もなき者よりは上席を占むると云ふことは、君主國に於ける當然の順序にして、其內にても勳六等從六位以上が同じ勳位ある者よりも宮中の御優待を蒙り、又其御優待を蒙る者の內にても勳三等男爵正從四位以上は其以下の者よりは御優待を蒙ること多しと云はなければならぬ。斯く云へば官尊民卑なりなどゝ非難する人もあらうが、其の論は君主國には通用しないのみか、民主國にてすら佛國の如き勳章を重んずる國には通用しない。尤も官尊民卑の非難は、役人と人民との間を云つたこと

で、ツマリ小役人のペイ／＼迄が威張たがる弊を論じたもので名譽榮典に關係したことではあるまい。名譽榮典の上から云へば、役人にては爵勳位ある者の遙に下に就かねばならぬ場合は無論に多い。

去りながら右は日本社會を組織する大體の道理に基いて其標準を示したるまでにて、此外に人間社會には別に自然の階級はある。名家舊家と云ふことも其一なり、長者と云ふことも其一なり、其他名家舊家でも長者でもないが、其社會に自然重きをなして居る者もある。是れは即ち天爵とも云ふべきものにして、爵も勳も位階もなかつたところで、自然人の上に立つ筈のものであるから、社會は之を無視して席順を定むることは出來ない。

而して其出來ないと云ふことが即ち席順を定むるに困難を醸す基であつて、それがなければ實は何んでもない筈のものである。

席順を定むると云ふことも實は少しく儀式立た場合でなければ、大體の所に定めて異論もあるまいが、儀式立たときには先づ前陳の如き方針で之を定めて宜しからうと思ふ。尤も此方針に依つたところで大概は取極まるであらうが、全く同等の人又は同等と見なければならぬ人のある時には何うするか、是れは無論長幼の順序にて年長者を上席にするより外に仕方があるまい。

日本では維新後舊制破壊の餘弊とでも云ふものか、席順などの事も左まで構はぬ様になり、此點は歐洲の舊國よりも遙かに亂れて居る様に見ゆるが、苟くも名譽榮典と云ふことを度外に於ては、君主國に於ける社會の秩序は立つものでない。決して些末の事の様に思ふ人もあらんが、吾々は決して左様には思はん。

お客の代人

客の代人と云ふことは何な事か、是れが解る所は、日本國中は愚かなこと、世界各國中大阪を除いてはあるまい。客を招く、其來る客は本人でない、代人である。是れは大阪では度々見る惡習であるが、何處の國にコンナ所があるものか。客を招くは何の某を招くのである、然るに何の某は來らずして、思ひもよらぬ代人が來る。嫁の見合をして替玉が出た奇談はあるが、客の代人と云ふことは前代未聞世界各國無類飛切の珍聞である。

客を招くには、相客を誰々にする、誰と誰との同席は釣合は何うであらうか、御馳走は何うするか、席順は何うするか、就中此席順などに關しては前にも言つた樣に、なか／＼面倒で、心配のものであるが、斯くして招いた其客の內に、本人が來ずして代人が來ると云つては、言語道斷何んとも評し樣のない馬鹿氣た話だ。是れが旭日の昇る如き勢を以て、世界無比の進步をなしたる大日本帝國の其第二の都府と誇る此大阪の眞中に之ありといふに至つては、記者も大阪市民の一人として、穴があらば這入りたいほど耻入る次第である。

全體客を招く案內狀には、何の某樣と云ふ宛名がある、依て其宛名の人が行くとか行かぬとか返事をするであらう。行かぬと云へば夫れ迄の事だが、行くと云ふなら無論本人が行くのだ。所で其本人が行かずして代人を遣ると云へば、第一に是れは噓を吐くのだ。さうして行く奴は何んな間拔か知らないが、耻かしいとも何んとも思はず、平氣で出掛けて喰つたり飲んだりして歸る。主人に對しても失禮であれば、相客に對しても失禮である。其

失禮は主人も相客も辛抱した處で、代人を送つた奴も、代人として出掛けた奴も、世間に對して其無智文盲の馬鹿サ加減を表白するのである。

知らずして爲るのか、知つて爲るのか、客に呼ばれて代人を送るとは驚いた話だが、何ぜソンナ奴を逐拂はぬのであるか。少しも遠慮の要るものでない、サツ／＼と逐拂ふが宜しい。遠慮して逐拂はぬと、主人も同罪で、相客に對して失禮になる。斯く云ふと或る人は御尤至極其通りに相違ないが、何分にも大勢を招いた場合などには、客の顏を知らぬことがあるから、困ると云ふ。ソンナラ此代人奴は主人の不案内に附込んで、喰ひに行くのだ、丁度掏摸同樣だ、掏摸が客に化けて行くと云ふ話がある、それと同樣だ、酷いとも何とも云ひ樣がない。

會社の總會には代人の出掛けることが多い。大阪は總會の多いところだから、代人を送る奴は總會同樣に思つてるだらうといふ説もあるが、總會だつて資格のある者が委任狀を持て行くではないか。況して宴會に名も知れない奴が代人に出掛て宜しいものか、宜しくないものか、其位の事は餘つぽど馬鹿な奴でも解る筈だ。何でも此代人を送る奴も、代人として行く奴も、ツマル所は其御馳走を喰ひたいのだらう、御馳走を喰ひたいばかりの奴ならば、代金を與つても受取だらう、其方が生で宜しいと喜ぶかも知れない。以來或此代人が來たならばサツ／＼と逐拂つて、酒代の二十錢も與れてやつた方が宜しからう。

コンナことは吾々大阪市民としては、云ふのも外聞惡いけれども云はねば何時までも爲るだらう。云ふは一時の恥、云はねば末代の恥だから、隨分贔屓にはお氣の毒だが、敢て一言する、チト氣を注けては何うだい。

お客の代人（再び）

客の代人に就て、あんまり不都合の次第だと思ふから、其不都合を鳴らして責めた所が、續々賛成の書翰も反對の書翰も到着した。賛成の方にはお禮を申すの外ないが、反對の方には少々言ひたい事がある。

反對せらるゝ方とても、客の代人と云ふ事柄は宜しくないとは認められて居るから、此點には何の申分もないが、兎に角反對說の二三に就て辯駁を述べて見やう。

其一は客の代人と云ふことは間違だらう、何んぼ何んでも、大阪の如き大都府にソンナ事があり樣がないといはるゝ。御尤の事にて吾々もさういひたいのだが、實際あるには困り切る。是から先きは知らぬこと、是迄は隨分澤山ある。噓と思はるゝならば、宴會を爲つた人に聞いて見たまへ、困り切つた人もありますぞ。

其二は代人を送る人は、一たび其案内を承諾した後に、急に差支が起つて、據ろなく代人を送るのであらうといはるゝ。ソレならば大間違だ。客に招かれたなら、速かに諾否の返事をせねばならぬ。而して斷つたなら夫れまでだが、承諾したならば俄かに斷つては大變失禮になる。シカシ人間世界のことは、何時何んなことが起るかも知れぬ。病氣もあれば急用もある、だから俄かに斷ることも出來る筈だが、其時は申譯をして出ないまでのことだ。代人などを送つて、其代人が平氣で本人同樣に飮んだり喰つたりして歸つては、失禮とも何とも申樣のない話だ。宴會はお寺の坊さんが來なければ、佛事が出來ぬ樣な譯ではない、據ろなき差支があれば來ないで宜

しい。代人に來られては相客に對しても相濟まんことになる。

其三は主人の方に對する小言で、全體代人が來たとて其代人は申譯を云ひに來るのであるべき筈で、飲んだり喰つたりするのではなからう（決して信用せぬ）だから、ハアさうですか、お出は出來ませんか、宜しい、お歸り下さい、と云つて其代人を門前拂にすれば宜しいと云ふのである。代人をさう解釋すれば、夫れで宜しい樣だが、此代人先生なか〳〵さうでない、ズウ〳〵しくも受附に案內させて衆客の居る室に入り、其は出られませんから私は代人に出ましたと、平氣で云ふのみか、恰も自分が招かれて來た樣に衆客に交りて談笑し、衆客と共に食事する、隨分氣樂なもんだ。ソコで主人の方では却て氣の毒になり、逐拂ふ譯に往かずしてツイ客扱にする場合もある。去りながら此場合にも主人は頭を皷して逐拂ふ方が無論に宜しい。故に主人が之を寛大に見て置ては、相客に對しての失禮は、主人も同罪だと、前にも云つたのである。シカシ無理が通れば道理は引込む、元來代人を送ることを止めて貰へば一番宜しい。

右の外にいろ〳〵の說を申續された人があつて、中には、先頃の記事に代人も代人を送る人も皆んな奴と云つたのは、殘酷など〻云ふものもあつたが、成程慘酷かも知れない。けれどもコンナ人を當り前に云はれまいでないか、內地雜居も近き內に在ること故、文明國の仲間入りをした以上は、代人などは止めて貰ひ度い、西洋人などが聞いたら先づポンチ繪ものだナ。

贈物の弊

贈物即ち人に物を贈ると云ふ事は、西洋にも日本にも何れの邦にもある習慣だが、日本の贈物は西洋の贈物とは大層場合が違つて居る。西洋にては紀念物と云ふやうな場合は別の話だが、普通、物を遣取すると云ふ事は少ない。日本にては是れに反して人の宅へ行くには大概土産物を持つて行くと云ふやうな習慣になつて居る。此邊が西洋とは全く相違して居る。結局西洋では贈物をする事が少ない、日本は甚だ多いと云ふ事情である。

日本では普通、人の宅へ行く時に土産を持つて行くと云ふ習慣の外に、盆とか正月とか云ふやうな場合は、殊に互に贈物をすると云ふ習慣になつて居る。此の贈物をする事は必ずしも惡い習慣とは云へない。最も其の贈つた品物が其他に贈られ轉々して元へ歸ると云ふ奇談もあつて、實は表面の儀式一遍であるやうな場合が多いが、兎に角古來の習慣であるから强ひて之れを廢すると云ふ必要もなからう。必要はなからうけれども斯樣な事は漸次に改めなければ無益な手數をすると云ふ結果に陷る。西洋の事が流行すると云つて、一から十まで西洋の通り眞似も出來まいが、去迚現時の姿では漸次に困難になる。虛禮の度が烈しくなる、之を改めんければ互に不便を感じ不利を釀すであらう。

內地雜居が始まり、西洋人が來ると云ふ事になれば、其の西洋人との交際は、今よりは多くなる譯であるから多少西洋の習慣を知つて居るが宜しいと思ふが、併し必ずしも西洋人との交際に限らない。日本人同士に於ても

可成其虚禮に屬するものは止める方が宜からう。さうでないと或る人から或る品物を貰つた、其價が凡そ五圓位であつたから、我よりも五圓位の物を返禮すると云ふことか、又は彼の人が五圓位の物を持つて來たが甚だ氣の毒であるから、十圓以上の品物を遣らんければならぬと云ふことか、種々其品物の取遣をするに就いて心配することも多い。勿論其取遣の仕方に依つては、或は世間から賄賂でもあるの何んのと攻撃を受けることもある。又賄賂も斯樣な場合に行はるゝこともあらう。兎に角物を取遣りすると云ふ事はあまり宜い習慣とも思はれぬ。西洋と日本と違つて居るから、改めろと云ふのではないが、多少弊害を生じさうであるから、是れは改めた方が宜しいではあるまいか。

東西習慣の相違

日本は追々西洋に近似したとは云へ、今日に至ても全く反對の事が多い。其中の一として贈物の場合とか御馳走の場合に彼我の間に習慣の反對して居る事を云つて見やうならば、西洋では人に物を贈るとき、此物は大層宜しい、珍しい、また美味い物であるから、お前さんに贈ると云ふやうに遣り掛けて居る。日本人は是れに反して宜しくもない、結構でもない、美味くもないがお前さんに贈ると云ふやうな事になつて居る。御馳走にしても其通り、何にも言上る樣な物はないが召上つて下さい、案内狀へも、麁酒を差上げるとか、麁飯を差上げるとか、斯ふ云ふ風に遣つて居る。西洋では食事の案内に麁飯も麁酒も何んにも云はないと同樣に食事になつても麁酒麁

飯であるが召上つて下さいなどとは、無論に云はたいのみか何か新しい美味い物でもあらうものなら、例の通り大層珍しくまた美味いから是れをお前さん達に進げると云ふ樣な吹聽をする。デ此の習慣は東西全然反對である。

斯樣に東西反對の習慣であるから互に之を直譯して見やうなら飛んだ間違ひが起る。日本流に、是れは珍しくない、美味くないが差上げると云ふのを直譯的に云はうものなら、外國人には大層な無禮に當る。何にもないが召上れなどゝ云ふに至つては、何う考へても意味が解らない」と云ふものは、何んにもなければ空氣でも吸はにやならぬ話で、何うしたつて意味の解りやうがない。また麁酒麁飯をお前さん達に振舞ふと云つたら、是れもとんだ無禮になる。夫れと同じ事で西洋人が吹聽する言を日本語に直譯すれば、是れは珍しい、大層宜しいなど、總て何やら手前味噌を賣るやうな話になる。食事にして其通り、美味いから差上げるの何う斯うと云はゞ、吹聽し過ぎるやうな場合もあるけれども、篤と此の場合を考へて見て、何方かと云へば、西洋の方が宜しくあるまいか。

日本の方でも親しい中では珍しいから進げるとか、美味いから進げると云ふやうな事を云つて居るが、之を謙遜する場合は例の粗末な物とか、麁酒麁飯と云ふやうな事やら、何もないがお上りなさいと云ふ言が生れて來たのであつて、矢張親しい交際では殆ど西洋に類似した事をやつて居るから、夫では何でも西洋流の方が宜しいではあるまいか。宜しい宜しくないは別にしても、是れが西洋人などゝ交際する場合には餘程能く注意をしないと日本の事情を知つて居る者は宜しいが、知らない者に對しては、飛んでもない誤解を生ずる虞がある。

外套の事

外套の事に關し神戸一憂國生の名を以て、左の投書を寄せられた。

洋服の外套は防寒衣にして、雨具にあらず、日本人は往々之を雨具と誤解し、人の之を着用して室内に入るを無禮とするものゝ如し、歐米人は之を着用して人を訪問するも無禮なりとせず、之を着用して教會堂に入るべく、公會に出づべく、議會又は法廷に傍聽することを得べきなり、此頃或る新聞に外國人が法廷に外套を着して傍聽したりとて、外國人を傲慢なりと罵り、裁判所が之を制止せざるは、外國人を恐るゝ腑甲斐なきに因れりと嘲けるに至れり、裁判所が之を制止せざりしは、洋服を着する者に普通の禮なりとして制止せざりしか、將又心附かざりしに因れるか、抑々亦腑甲斐なきに因れるか知るべからずと雖ども、外國人の之を着用せしは普通の禮に從ひたるものにして、傲慢の爲めにも裁判所を輕侮する爲めにもあらざること少しく歐米の禮法風俗に通ずる者は之を知らん、日本人に於ても歐米人に倣ひ洋服を着する上は、歐米人の禮に倣ふも不可なりと爲すべからず、然るを已れの淺識寡聞を以て人を推し、外國人の外套を着するを見ては、傲慢なりと誤解し、裁判所の之を制止せざるを見ては、外國人を恐るゝに出づと妄斷し、自己の愚を暴露す、氣の毒の至りなり、近く對等條約を實施し、彼此の貿易を盛んにし、內外の懇親を厚うせんとするに方り、自己の誤解を顧みず、些々たることを捉へて他を非難し、內外人の感情を害す、嘆ずべきことと共なり。

でたらめ

尤もなるお説にして、記者直ちに賛成を表するに躊躇せず。お説の如く外套の事は色々誤解ありて、甚だしきは屋外に於てさへ、外套を脱がざれば無禮なりと思ふ人がある。寒中の難儀思ひやらる。數年前には西洋の女が帽子を冠つてるが失禮だと思つた人もあつたが、今は夫れ程ではないが、隨分色々の間違がある。故に憂國生には全然御同意だが、シカシ玆に一言して置かぬと、又候誤解が起りさうに思ふ。夫れは何かと云ふに、外套を着て宜しいとあれば、何處でも外套を脱がぬ人がないとも限るまい。外套は議會や法廷の傍聽などには着たまゝでも宜しいと定める方が、無論然るべきことのみならず、人を訪問するときも、少時間の事ならば、着用のまゝで宜しからうが、去りながら煖爐でもある室に入るときは、脱だ方が宜しい。其外夜會食事等の場合には云ふまでもなく外套を脱ぐべし、又格別に敬禮を表する場合にも脱ぐべしだ。ツマリ外套は屋外の服で室内のものではないが、室内なりとて必らずしも脱ぐとも限らない。況んや公會堂の類では脱ぐに及ばぬことが多いと思ふ。

休日の事

日本に三大節を始め、大祭日のある如くに、西洋各國にも大祭日がある。その大祭日中には、帝王の誕生日とか國の獨立日とか云ふ樣なものがあつて、ツマリ各國歷史を異にして居れば、隨つて大祭日と定める日も違つて居ることであるが、兎に角斯う云ふ趣意に據つて、大祭日が出來て居る。この大祭日には國中一般に休んで業を執ら

ない。何處の國でも先づ左樣である。尤もこれが爲に商工業者に向ひ、特別なる法律を作つて、その日には必らず職工若くは使用人を休息させねばならぬといふことにして居る所もある。又一般の人に向つても、斯樣なる事をしてはならぬと云ふ樣な法律を出して居る所もある。日本では大祭日に關して、何う斯うといふ喧しき法律はないが、併し法律を要するまでもない、大祭日には皆な休息して居る。但しこれから職工問題等が起つたならば、詳しき法律を設けて取締るかも知れないが、今日のところでは、誰でも知つてる通りたゞ一般の休日となつて居るに過ぎない。

日曜日に至りては、もと宗旨から來た休日である。舊約全書を讀んだ人は、知つてるであらうが、神が世界の萬物を造るに當りて毎日々々造つて遂に人間に及び、その翌日は何も造らずに休んだとか云ふことで、其日は人間も休む、これが即ち日曜休暇の起原であるとかいふことだ。故に耶蘇教國では、何れも日曜には必ず休暇する。啻に休暇すると云ふのみではない、是非とも休まねばならぬと云ふ法律を作つて置いた所が多い。今日に至つても間々さう云ふ法律の遺つてるのがある。但し耶蘇教國と云つたところで、カトリックとか、プロテスタントとか、種々宗派も別れて居るが、單に昔し耶蘇教といふものを國教と定めた國に於てはこの國教を維持するが爲めに、その國の法律を以て日曜を休日としたのである。その頃は法律は嚴重なもので、休日には物を賣買してはならぬとか、店は閉さなければならぬとか、遊び場所は斯う僞なければならぬとか、酒煙草の類は斯樣しなければならぬとか總て日曜日に關しては、中々嚴重なる規程があつたのである。この法律は國教を廢した國に於

ては、その效力を失つた筈であるけれども、數年來の慣習と云ふものがあつて、依然その規程を嚴重に維持して居る。

又この休日は職工使用人等に休暇を與へなければならぬ日になつて居り、店も大概の店は、皆な閉ぢてしまふ。是れは必ずしも古い法律の行はれて居るばかりでない、慣習としても左樣になつて居る。而して家族は、大概の國に於ては、日曜の午前に寺院へ參詣をする、殊に娘でも有つて居る者は、必ず娘を伴れて參詣すると云ふのが、先づ一般の風習である。

大體を云へば右樣な次第であるが、尙ほ國に因つて種々の相違がある。イギリスなどにては、日曜には殆んど蟄居して居る有樣で、家族が寺へ參詣をする、宅へ歸れば密々して居る。一般に休業をして居つて、何うかすると途中食事することが出來ずして、空腹を忍ばなければならぬ。ツマリ謹んで神に祈禱を上げて居ると云ふやうな有樣である。故に日曜に大きな聲をしたり、遊戲三昧の事をしやうものならば、社會の嚴重なる擯斥を受ける。家に於ても、その日には前以て準備した食事を喰べ、新たに食事すら調へぬと云ふ所まである。イギリスの日曜は夫れ故遊ぶ日ではない、謹愼して居る日である。これに反してフランスの如きになれば、日曜が國教となつて居つた時分には、種々嚴重に法律を以て規定したことは、イギリス其他の國と同樣であるが、その後革命に因つて一變し、宗旨の力は段々衰へて來て、千八百三十年に至りては、モハヤ國教と云ふものを立てなくなつたが、シカシ依然昔宗旨の盛であつたときに設けた法律は、改正はせられたが、繼續して居り、職工問題などに至つ

ては、無論この休日は中々喧ましい。故に昔の法律が其まゝ行はれて居りはしないが、一般の習慣としても、日曜は休息する、矢張り店は大概閉る。けれども競馬もあれば芝居もある、芝居の如きは、平日見ることの出來ぬ者の爲に見せると云つて、當日に限つて直段の安いのもある。フランスの日曜は決して謹愼日ぢやアない、商工業を休んで皆な遊びをする、芝居競馬は勿論、何でも遊戯することが出來る、市中は誠に賑である。ロンドン邊りの寂寞して居るのとは、全然反對である。

その他歐米各國みな種々國に據つて相違はあるが、日曜はみな休むに違ひない。唯その休む有様に於て、謹愼日の如き體裁の所もあれば、全く遊戯をする日のやうな體裁の所もある。

或る學者の說に、一週間に一日休むと云ふことは、人間の體力に取つて適當なる養ひである、人間は一年中働くことが出來ない、必ず休息をせねばならぬ、その休息は一週間に一度が宜しいと云つて居る。至當の說であるかも知れないが、兎に角休息をすると云ふことは、身體の營養の上には、實驗上誰も適當であると云ふことに、異論はあるまい。日本に於て日曜を休息日と定められたのは、宗旨の關係からでもなければ、又一週間に一回休息をする分が身體に宜しいと云ふ、衞生上から起つたのでもないことは明かなる次第で、ツマリ西洋の文明を日本に移して、各國と同等の位地に進まうと云ふには、交際上不便なるものは除かなければならぬから、一六と云ふやうな休暇を廢して、日曜に改められたのであらう。この趣意は何人も能く了解して居ることであると見えて日曜に休暇したからと云つて、幾ら耶蘇教嫌ひの者でも、對外硬を唱へる連中でも、排外思想のある人でも、日

曜の休日には異論がないやうである。と云ふものは畢竟元は宗旨の關係から起つたものであるが、日本に於てこれを休息日と定められたのは、宗旨の關係でないと云ふことが、明かであるからでもあらうか。併し日本に於ては、日曜を休息日と定められたのみで、この休日には、如何すれば宜しいと云ふことの別段な法律は見えないやうである。職工問題等に就ては多分これは休日として是非とも休ませねばならぬと云ふ樣なことが起るであらうが、一般の人民に於ては實際上休日は休日として、日曜は營業を休むと云ふ店がポツ／＼見えて居る。外國人と取引をする商人は、無論その方が便利であらう。又銀行なども日曜には休む、これは銀行に關する法律に於て、規定されて居るやうであるが、日曜は銀行が休めば、これと取引する者も、自然休まねばならぬと云ふやうな次第で、銀行も休めば取引所も休み、外國商業をする者も休み、外國品を販賣する者も休み、遂に一般の商人も休むと云ふ習慣が起つて來るであらう。故に日本のは宗旨の關係もなければ、法律の規定のみでもない。而してその休日として休む有樣は、勿論イギリスの如く、神に祈禱を上げて寂寞と謹愼して居るのではなくして、恰もフランス邊の如くに、一番人間の愉快を得て樂しむ日となつて居る、これは至極宜しからう。

近々内地雜居になつて、西洋人が來ると云へば、彼等の休日には各々其習慣に從つて休むであらう。亦その休む有樣は皆違つて居るであらう。謹愼して居る者もあらうし、又愉快に日を送ると云ふ者も居るであらう。彼等の習慣を維持する間は仕方がないが、併し日本の休日は宗教に關係を有たないから、日曜や大祭日は先づ遊び日としてある。外國人も多分追々日本の通り爲るであらう、現に今日でも、日曜に遊歩に出掛けたり、種々遊戯三昧に

日を送つて居る外國人が多い。この外國人の本國に於ては、日曜は左樣なることを許さぬ習慣の所もある。故に日本人が若しこの日曜大祭を此儘遊戯の日として續けるなら、彼等も多分遊戯の日として送るであらう。

風俗習慣

習慣と云ふものは各國種々の事があつて、迚も悉く述べ盡せる譯でもない。又彼此を比較して妄りに是非曲直を論ずる譯にも往かぬものと思ふが、その習慣の內で婦人に就ての事を云へば是れ亦千差萬別のものである。例へば大阪で演劇を見物に行く、その演劇の中で即ち演劇を見てゐる間に幾度も衣服を着更る、劇場に行くのはその演劇を見に行くのか又は自分の衣服を見せに行くのか、殆んど趣意の解らぬ樣にやつて居る。隨て飾粧を度々する、人の見て居る前で白粉をつけたり鏡を見たりすると云ふ習慣がある。演劇中に飾粧をするばかりでも、ヨーロッパあたりの風俗から考へて見ると不思議の習慣だが、幾回も衣物を着更へると云ふに至つては尙更めづらしい。ヨーロッパの風俗に比較して珍らしいばかりぢやない、日本でもこんな習慣のある所は澤山はあるまい。

然るにヨーロッパにも又奇體な事がある。女と云ふものは寺參りを勉めてする習慣がある。必らずしも信心と云ふではない、寺へ行かぬ樣な婦人は、どうも不品行であるか、不行儀であるか、兎に角宜しくない樣に見られて居る。だから、寺へ行く、何か大祭でもある日には、劇場に其場所を取ることは出來ないほど競爭して往く。丁度劇場の場所を取ると同樣だ、隨て幾らかの錢を拂はなければならぬと云ふ所もある。而して寺へ行くのは皆

樂を聽いたり何かするのが目的で行くのが多い。

フランスあたりでは耶蘇降誕の日などは立派な芝居の女役者が行つてその歌曲を歌ふといふやうな譯で、之を聽きに行く者は夥しい。平日坊さんの演るんでさへも、中々美い聲を發して、好い音樂を奏するから、之を悅んで聽きに行くのであるが、女役者の行く時などは盛んなもので、ツマリ宗旨はそつちのけで樂しみ半分に行く。その樂しみ半分で行くのを行かんければ、忽ち不評判の基となる、不思議ではあるまいか。

又モウ一つはこのお寺へ行く度に、他に娘を吹聽する機會にもなる。彼の人は何う云ふ娘があつて、其女はどう云ふ容貌でどんな擧動だなどと云ふ事を、互に見たり見せたりすると云ふことをして、他日婚禮する媒介となることもある。ヨーロッパ悉く同様とは云へないが是れは多くの國に行はれて居る風習である。

彼の支那婦人の足を小さくするのも矢張り習慣である。足を小さくすると云つた處が、支那の婦人は悉くさうであると云ふ譯でない。支那の婦人の中でも蒙古人、即ち今の清朝に附屬して支那へ入つて來た所の人種は足を小さくは爲ない。明末より傳つて來た、即ち明朝の遺民とでも云ふ様な固有の支那人は足を小さくする。それも南と北とは趣が違つて居ると云ふこともあるから、支那全國の婦人が殘らず足を小さくする譯ではない様であるが、この足を小さくする方の人種はどう云ふ譯であるかと云へば、足を小さくする事は必らずしも良しとはしない、一人一個に就いて聞けば悉く贊成者ではない。

今の清朝も足を小さくすると云ふことは宜しくないと云ふ布告を發した事もある様に思ふが、中々止まない。

と云ふのに足を小さくせねば、女は何うやら仲間外れであつて、不作法な變人と云ふ様に見られる。

ソコで娘が何でも七つ八つくらゐまでは別に構はずその儘にしてある様だが、夫れからは縛りつけて、指も何も屈曲して、一つの棒になるまで、その足を縛りつける。その頃は子供が泣くやら何やら憫然極つた譯で、甚だ慘酷な譯であるが、之をせねばこの娘の行末が案じられると云ふのであるから、ツイこれを遣つて居る。これは寺參りや芝居行とは違つて甚だ酷い仕事であつて、宜しくないことは無論であるが、風俗習慣の容易に動かされぬ、又奇體不思議な風俗を尙んで居る處が往々あると云ふ一例である。

又芝居の事を云つたから序に云ふが、ヨーロッパの芝居を見に行くのは、立派な芝居には婦人はデコルテーと云つて正服を着けて行く事が多い。夜會にでも行く様に、男子も燕尾服を着るが、女も皆な正服を着けて行つて靜肅に觀て居る。それが大阪あたりで立派な衣物を着て行くのは違ひはないけれども、趣意が違つて居る。大阪のは先づ他に衣類を見せびらかして居る意味が含んで居るが、ヨーロッパでは見せびらかすと云ふ點も無いではないが少ない方だ。斯く風俗習慣の種々違つて居る以上は、之を一様にしやうと云ふ者は、勿論無益な企てに違ひない。併し漸次世の中の進歩するに隨て、多少これを矯正すると云ふことは必要であらう。であるから大阪婦人の芝居見物なども、悉く西洋風に倣ろと云ふ譯でないのみならず、西洋にも種々の風習があり、又西洋の芝居見物も多少盛装をするものがあるから、これまでなら宜しいが、幾度も衣物を着更へたり、粧飾をしたりして、芝居を見るのか、自分を他に見せるのか、譯が分らぬ様であることだけは、少しく注意して貰ひたい。さすれば却て

良い風俗になるかも知れない。

公園の事

大阪の公園は何所にあるかと云ふ事は一つの問題である。中之島に公園のあることは疾から知つて居るが、彼所は公園だと人が云ふて呉れんければ分らん。東京などにある屋敷跡に比すれば少々掃除位ゐは届いて居ると思ふが、公園としては何所にあるか分らぬと云ふ位ゐである。近頃公園と稱するものは大阪近傍に出來て居るが、それは天然の場所に依つて出來たもので、人工を以て造つた公園は先づ中之島だけであらうが、斯様な事では足りない。最う少し大きな公園を大阪に造らねばならぬ。

凡そ公園と云ふものは人が運動するとか、飄然逍遥すれば善い空氣を吸ふとか、家の建て込んだ所から外へ出れば大層快い心地になる、炎天の時分には日蔭があつて休む事が出來るとか、また靜に腰を掛けて小説でも讀んで時を送る事が出來るとか、珍しい物を見るとか、何か角か一つ取所がなければならんのである。中之島の公園には何がある、側の方には體操をやつて居る、體育會に貸下げてあるさうだから盛んにやつて居る、撃劍もあれば機械體操もある、之は何うも公園に美觀を添へる物とは見られない。たつた一つ噴水がある、之を除いて何がある、加ふるに面積も狭いから到底公園などと名を付けられるものではない。

外國の公園などに比較しては實に恥かしい事で、大阪の公園としてあるなれば尚ほ十分手を入れねばならない、

十分に手を入れれば金が掛かる、有理な話だ。シカシ差向きさう金を費さないでも出來る工夫がある。と云ふのは前にも云つた通り、是れに十分樹を植ゑ付けるのである。其樹は何でも宜いが早く成長するものが宜しい。先づ柳か、其他詮議したら幾許もあるだらうが、さう云ふ樹を植ゑて夏時分に日が當らぬやうに、樹の下で人が休んで居れば快い心地になる位にドッサリと木を植ゑたら何うだ。是亦無代ぢや出來まいが、多分の金が掛かるものではない。さうして其の樹が成長した後に風致の宜しい樹と漸次に植替へたら良からう。是れ位の都府にして、小供の遊ぶ場所もないと云ふやうな爲體では宜しくないと思ふから、手狹でも公園らしいものを造るが宜しい。而して其公園を手本として、方々に少しづゝでも公園らしいものを造つたら何うだらう。缺點を云へば澤山あるが、目先に見ゆる公園は少し早んなに考へて貰ひたい。

道路修理

暗渠又は道路を掘返して下水、水道其他電柱を埋めると云ふ樣な場合、つまり道路を動かし、道路の上に於て仕事をすると云ふ時に、ヨーロッパ各國の有樣は交通も烈しいから、日本の樣に長い間往來止をする事は出來ない。又往來止を爲なければならぬにしても、全く交通を遮斷しない樣にしなければなるまい。それがヨーロッパ各國の道路は日本のよりも廣いとしても、其の注意は日本よりは十分せねばならぬ事情であるに違ひないが、日本はこれに反してヨーロッパ各國の大都府に比して、東京でも大阪でも交通する人が少ない。馬車も少なけ

れば、人力車を假りに馬車と見た處が、其數も少ないから、長く往來止をして置ても、どうやらこうやら不都合を感じないと云ふ樣な事情もあるが、併しながら大體に於てこの道路を動かし、又道路の上で仕事をすると云ふ者はその交通する者の便利を計らなければならぬ。

處が東京でも大阪でも日本の大都府と云はれながら、此點に於て注意が餘程足らない。殊に大阪などの道路は荷車が一輛家の前に出て居つても、最早其處を通行する人力車は困難する。隨つて往來を歩いて通行する人も困難すると云ふ位の道路であるのに、この道路に大層道路普請の道具を置て見たり、其處等此處等に砂利を積んで長らく放棄て置いて見たり、又は電信柱をそこいらに置いて見たりして道路の交通を不便にする。マア不便にした處でそれで通行が出來るうちは宜しいが、動ともすると繩を張て、交通遮斷をやらかす、その交通遮斷が隨分長い、又その交通遮斷の仕方もどうも注意が足りない樣である。

ヨーロッパ各國の大都府などでは、晝の間はこんな事は出來まいと云つて夜だけ仕事をする。而してそこの普請をすると云ふ位になつて居るが、日本は夜は休み、天氣が惡くなつてもお休み、肝要の交通の利器となるべき道路を、夜分も天氣が惡くつても休んで居つて日中だけ働く。其の働き方もどうするかと云ふと、屢々煙草を喫んで休んで居るのも見るが、先づその休む事は少ないとしても又休まずには出來ないとしても成るべく速に交通遮斷を解く方法をしなければならぬ。それが爲には夜業をすると云ふことは無論當然な話だ。晝の交通の往來を止めることは出來ぬから夜仕事をすると云ふ位にやらねばならぬ。それも出來ぬものであれば仕方がないが、出來得る

事であれば夜業をしてもその交通の遮斷を短くして、成るべく速に出來上るやうにせねばならぬ。然るに雨が降つたと云つては休み、日が暮れたと云つては休み、短日な時には益々仕事が長引くと云ふ事になる。而して往來の人の困難をするばかりでなく、又その店頭の道路を掘返された者に取つては、皆天災と諦めて、不平を餘り云はずに居る樣だが、天災でも何でもない。是等の爲に商賣も何にも出來はしない。幾日も〳〵土砂を積んで置かれたり、掘返されて居つたりして、啻に商賣の出來ぬばかりでなく、自分が外へ出るにさへも困難する。何時火事があるが知れない、又何時地震があるかも知れない、そんな場合にはウッカリ家の外へも出られない樣にされてこれをしも天災と諦めて居ると云ふに至つては言語道斷だが、併しこれが所謂官尊民卑と云ふ所より來たる弊で上の御威光を笠に被るやうな態で、人足までが威張り散らして、道路は我々の所有である、貴樣達は默つて居ねばならぬと云ふ樣に意外な所で威張つて居る。現に此間も驟に雨が降て來た時に電話交換局の工夫が或る家へ突然這入込んで、身共は遞信省だが、傘を五六本貸して吳れと言つたといふ奇談がある、怪しからぬ話だ。

この道路と云ふものは公共の所有物である。國有財産と云ふ道理から云へば、成程國家の所有に違ひないが、その國家の所有と云ふものは、無論小役人や人足共の所有物と云ふ事で無い。我々も國家人民の一人として、その所有に預からねばならぬ。之を整理するものは政府であると云ふに過ぎないから、此の理屈から云つても道路と云ふものは決して政府の私有物では無いが、先づその所有論は止めたにした處が、我物顔に人が道路に物をチョッと置けば警察官が咎める、ともすると違警罪に問はれる。左樣に人民は警察署の注意に從て喧しく云はれ

て居るが、道普請をするとか、道路の上で仕事をして、種々な作業をする者はどうであるかと云へば、警察官も問はなければ誰も構はない。其の近邊の人は天災と諦めて默して居る。仕事をやつて居る者はどうかと云へば公共の道路を我物顏に而かも威張り散らして傍若無人にやつて居る。甚しきに至ると其邊に烏鷺突いて居る人民を叱り飛ばして居る勢ひであるが、これは途方途轍もない誤解ではあるまいか。

我々人民が道路の交通を妨げたり何かしては相成らぬと云つて警察官に咎められる。仕方が無い、咎められる筈であるが、斯う云ふ事は決して我々人民ばかりに關したと云ふ譯では無い。道路を普請する者、道路の上で仕事をする者も、それをせねばならぬから公に許されて居るに違ひないけれども、併しながら勝手次第に如何様なる事をしても、人の迷惑になつても宜しいと云ふ事であるべき筈のものでは無い。

故に徒らに道路を掘返して打棄て措たり、仕事を爲なかつたりしたならば、警察なり其他の當局者から、十分に注意をするなり議論をしたらどうだ。又それを爲る方に於ても、警察其他の注意を待つまでもなく成るべく速に其事の出來上る様に計ひ、其地方の人民に迷惑をかけぬやうに又交通を妨げぬ様に、所有の方法手段を盡して人の妨害にならぬ様にせねばなるまい。であるからして夜業をする抔は當然の話である。出來る事なら夜業をしても晝は往來人の妨害にならぬ様にして速かに成功せねばならぬ。何分にも道路を我物らしい顏をしてペイ／＼役人や人足までが威張つて、人民に於ては已むを得ない天災として諦め、警察官も不思議に思はないと云ふに至つては、文明國の大都府としてあるべからざる事ではなからうか。

人力車の取締

人力車の取締として人力車の停車場と云ふ様な物を設けたのは、東京も大阪も皆同様であるが。是れはヨーロッパの馬車の溜に倣つたのであらう。随つてどう云ふ着物で無ければならぬとか、番號を附けなければならぬとか種種な之に關する取締を設けたのも矢張ヨーロッパの貸馬車を標準として設けたのであらう。至極宜しい。宜しいがもう一歩進んで遣つて貰ひたい事がある。それはヨーロッパでは往來に於て客に馬車を勸める事は規則上ならぬ事に成つて居ると思ふ。尤も實際は客に勸める、勸めるけれどもそれは警官の目を偸んで勸めるので、公には馬車を停めて、然うして馬車にお乘りなさいと勸める事はならぬ規則に成つて居る。故に客が頼まなければ空馬車は停まりはしない。馬車を停めて人に勸める事は許されないやうである。それからもう一つ客が乘らうと云つた時に、その馬車が他に傭はれて居らんければこれを乘せる義務がある。相當な代價を拂つて乘ると云ふ客があつた時には、乘せないと云ふ事は出來ないと云ふ規則に成て居ると思ふ。各國の都府が悉く同様では無いが、大體又然う云ふ様な規則に成つて居ると思ふ。日本の人力車はヨーロッパの貸馬車に倣つて設けたと云ふ事であれば其邊も少し倣つて貰ひたい。

現在市中の有様を見るに、無闇に人に勸める。殊に田舎者とか女と見れば、謂はれ無く車夫は之を勸めて、それが爲には随分悪弊のある事も新聞に度々載つて居る。是は人力車の溜でも遣る事であつて甚だ宜しく無いが、

往來では尙更勸めると云ふ事は宜しくないと思ふ。往來の人の妨げとなると云ふ事もある。縱しならぬとした處で五月蠅く人に勸め、就中田舍者や女などと見れば非常に勸めると云ふ事に至つては甚だ宜しく無い。故にそれは人力車の溜に於ても、客が乘る事を需める以上は、勸める事は出來ないとしてはどうだ。警察の規則に備つて居るや否やは知らないが、實際は無闇に人に勸める弊があるから、若し然う云う規則になつて居るならそれを勵行して貰ひたい。然う云ふ規則になつて居らぬなら更に規則を設けてこれを廢めて貰ひたい。

それから今一つは客が乘ると云つた時に斷る事の出來ないと云ふ規則を設けて貰ひたい。どうも人力車に乘ると云つた時に、或は病氣とか又は遠方へ行くと云ふ樣な場合に、乘せる事はならぬと云ふ事であつては、公共の便利の爲に、又當人の營業の爲に、公の道路に在つて營業を許して居る人力車としては甚だ相濟まぬ譯である。道が惡い天氣が惡い、又は行く先きが遠方である、又時が夜であるとか、其他厭な時には車夫が行かないと云ふ弊がある。營業をして居らねばそれまでのこと、苟くも道路に出て客の需めに應ずると云ふ事になつて居る以上は、何所へ行けと云はれたら斷る事は出來ないと云ふ事に成つて居らなければならぬ。勿論これに附帶して大概道程とかその賃錢とか云ふものゝ定價を割出して吳れんければならぬ。この定價を拂つて乘ると云へば公の場所に於て營業して居る者は斷ると云ふ事は出來ぬと云ふ事にして貰ひたい。

我々は强ひて內地雜居と云ふ事にばかり眼を着けて、種々な改良を勸めるのでは無いが、併し內地雜居になれば此處が一つの機會である。斯ふ云ふ事にも幾何か改良を加へるは宜しくはあるまいか。就中外國人抔を載せる

車は、その賃錢を取る事に至つては隨分不當な事を遣つて居る様に見える。その不當な事も警察抔に訴へる場合には相當に裁いて呉れるか知らないが、併し然う云ふ場合は誠に少い。多くの場合は困難しつゝ泣寢入になつて居るのだから、其邊の取締は平日に於て十分遣りたいと思ふ。殊に近來梅田や網島などの停車場の車夫は、切符以外に强請ると云ふ惡弊さへ屢次聞く所だ。此等も是非其筋の嚴重なる取締が必要だらうと思ふ。

宴會の時刻

吾々記者が度々小言を云つた效能と云ふ譯でもあるまいが、大阪の紳士諸君の洋服の事などに就ても、宴會のことなどに就ても、大層近來は改良したと云ふ評判である。誠に悦ばしいことであつて、それが若しも吾々の小言が多少の助けを爲したと云ふ事であれば尚更以て滿足である。併し尚々注意をすれば爲ることが多いと思はれるが、差向き一二云つて置きたい事は、宴會に招待された時に、時間を間違つて遲く行く事などは宜しくないと云ふ事は屢々述べた。又餘り早いものも宜しくないと云ふ事も云つた筈であるが、近來は少し稜立つた宴會では大層早く行く人があると云ふ。五時と云ふ案內に三時或は四時に行つたりすると云ふ事もあつたり、それまででなくても三十分も四十分も早く行くと云ふ事が往々あると云ふ事である。これが普通の寄合ならどうでも宜しいが、少し稜立つた御馳走でもあるならば、大概指定した時刻の十五分又もツと早くても二十分越さない位の所で行かなければ、餘り早く行くと云ふのは亭主も迷惑するであらう。どうも途方も無い話である。それで遲く行

く事は漸々改まると云ふが、餘り早く行く事も廢めねば宜しくあるまいと思ふ。
それに就て又亭主の方にも一言して置きたいのである。晩餐に人を招くのは五時と云ふ案內がある。西洋人であれば先づ七時、七時半といふのが多い。日本へ來て居る西洋人でも共通り遣るが、これは隨分日本人には困る。日本人は晩食を七時若くは七時半にやつて居らない。日の長短に依ても違ふが、先づ六時位なところであれば丁度宜からうかと思ふ。ヒョツとしたら日の短い時には老人などは七時半頃には寐て仕舞ふか知れん。どうも七時或は七時半と云ふ案內では困ると思ふが、さりとて五時の晩食の案內と云ふことも無論これは掛直をした話だ。例の大阪時間などと云つて、人が寄らないから仕方が無いが、實際は六時が宜しい、又六時半でも宜しいが、五時と案內して置く、それで好い加減になると、客も云へば主人も云つてそんな掛直をするのである。これは宜しくない、矢張その食事を始める時を示して遣るが好い。六時なら六時、六時半なら六時半とさう云つて遣るが宜しい。而してその時刻に來なんだ人は逐返して宜しいのだ。又行く人はそれより些と五分や三分遲れた位までは宜しいけれども、それも主人の方で待ちも仕やうが、モウ二十分三十分も遲れると云ふ事は宜しくないと云ふことも悟らねばならぬと同時に、四十分も五十分も早く行くと云ふことも甚だ宜しくない。大概其示した時を目途として、それより十五分乃至二十分位は早く行くも宜しい。

宴會の作法

宴會に就てチヨツト注意して置きたいのは、日本食では大概のところで宜しいが、それでも少し改まつた時はどうかと思ふことであるが、西洋食に至つては尙更宜しくなからうと思ふのは、この食事中に起つて行くことである。小便にでも行くのであるかも知らんが、西洋食などで時々食卓を離れて起つて行く人がある。何か用事で行くのやら、小便にでも行くのか知らないが、食事最中にチヨイ／＼席を離れる人がある。これはどうも何の爲であらうか、成程日本の宴會などに於ては長くもなる故であるか、時々起つて行くことがある。けれども儀式立つた折には何うであるか、どうもその食事最中に小便などに起つと云ふ事は、決して無禮でない、失禮でないと云ふ事は誰でも思ふまい。

友達同士集つて打寛いで騷ぐ時などは、それはどうでも宜しいが、少し稜立つた時には、日本食事でも食事最中に小便に行くとか、用達しに起つとか云ふ事は失禮で無いとは云へない。何處の國でも失禮としてある。況して西洋宴の場合に、無暗に食卓を離れて便所に行くとか、用を達しに行くとか云ふことは餘程どうも失禮極つた話である。又その人の爲にも、禮儀を知らないと云ふ事を表白するのである。

ヨーロツパでは食事どころでは無い。夜會などでも便所に行くなどと云ふ者は無い。それだから長い夜會で舞踊などのある時には、女は衣物を破る事が多いから、チヤンと仕立屋の女などが二三人も附て居ると云ふ事はあ

る。これは舞踊をしても、さうでなくても、ヒョイと衣物を破ることがある、その急場の繕ひをせねばならないことがあるから、さういふ注意はして居るが、便所へ起つの用達しに行くのと云ふやうなことは殆んど無い。宴會最中に小便にも大便にも行く者は無いのである。

これは必らずしも禮式を重んじたと云ふばかりではないが、日本人に比してヨーロッパ人は大小便が少い。故に半日位小便に行かぬと云ふ位は何んでもない。少し注意すれば宴會最中に便所に行く必要は無いのである。日本は之れとは違ふ。現に汽車にしても然うだ、ヨーロッパの汽車は餘程上等でなければ便所が附いて居らぬ。國に依て違ひもして中等ぐらゐまでも便所の附いて居る處もあるが、下等室に便所のあるなどと云ふことは全で無い。フランスあたりになると上等室だつて便所はありやしない。

が、日本では迚もそんな理屈を云つては居られぬ。下等室までも便所を設けねば困ると云ふのは、約り小便が多いのである。甚だ汚い話の樣だが、どうもこれは食物飲物等の關係であらう、實際然うである。然うであるからして、どうも宴會などの間でも小便に行かないと云ふことは日本では出來ない、出來ないであらうけれども、食事最中は愼まなければなるまい。食卓を離れてチョイと起つて行つて用事を達したり、又は小便などに行くと云つては、隨分失禮である。パリーあたりの寫眞屋では、大道で女が小便を放て居る圖があつて、何んと書いてあるかと思ふと、必要の前には法律は無いなどと書いてある。成程必要の前には法律はなからう、どうも便所にでも行きたくなつたら、食事最中でも行かねばならぬと云へば云ふやうなものであるが、少し注意すれば其れ位のこ

とは愼まるゝものである。であるから大體に於て食事中は起つものでないと斯う定めるが宜しい。さうして準備をして置けば、そんなに不體裁は働かないでも濟むと思ふ。こんな事は多くは知らずして爲ることであらうと思ふから、煩雑（うるさ）いやうだが我々は之れに一言して置かねばならぬ譯である。（明三一・一刊）

でたらめ　う

外交官領事官制度

緒言

現行外交官領事官制度は、去明治二十六年の改革に因りて、始めて其基礎を定めたるものなり。當時陸奥伯外務大臣たり。林男外務次官にして余は通商局長たり。伊藤內閣と議會との公約に因りて、同年臨時行政事務取調委員會を內閣に開くに當り、余は其委員を命ぜられて、一切の改革案を起草し、又一切の改革を擔任し、且つ爾後林男の後を襲ふて外務次官となり、常に其制度を擁護するを以て自ら任じたれば、庸劣の才愧づべきもの多しと雖ども、此制度を知るの一事は、局外者に比して少しく優る所あるべしと信ずる者なり。當時の改革は余一己の意見に依れるものに非らざるは云ふまでもなし。改革案とても委員會の容るゝ所とならざりしものあり。又改革の目的も從來の行掛と各國の制度とを參酌したれば、必らずしも成功を目前に期せざるものありしなり。而して此等の理由及び顚末は、外務省に保存する書類に詳なりと雖ども、官の機密は余の其職に在ると否とに拘らず、之を公言すべきものに非らざれば、本論には大體妨げなしと信ずるものを記するに止めたり。

近來外交通商の刷振を論ずる者多し。寔に政論の一進歩として見るべし。然れども其所謂刷振は之を如何にし

て成功せんとするか。外交官領事官に其人を得るに非らざれば、到底出來得べきことに非らざるべし。文明諸國の此制度に重を置く所以のもの其主旨實に此に存し、而して去二十六年の改革も亦此に見る所ありしなり。國際問題の漸く頻繁複雜を極めんとする今日に於て、其制度の梗概を論じて以て世人の參考に供するも、亦全く無用の事に非らざるべし。

明治三十二年一月　　原　敬

外交官領事官制度目次

第一　總論

外國官を廢して今の外務省を置かれたのは、明治二年七月八日なれども、當時未だ外交官領事官の制度なかりしなり。翌三年閏十月二日大中少辨務使正權大少記の官を置かれ、鮫島尚信森有禮二氏を少辨務使に任じたるは、外交官の制度を定められたる初なり。然れども少辨務使は現行官制に於ける代理公使に相當するものに過ぎず。而して鮫島氏を英佛普三箇國に森氏を米國に駐劄せしめたるのみなれば、歐米を通じて僅かに二人の公使を派遣したるまでなり。其官等と云ひ其人員と云ひ、以て當時の外交如何を推測するに難からざるべし。領事官制度は外交官制度を定められたる翌年、即ち明治四年十一月五日に發布せられ、總領事領事副領事代理領事の官を置かれたれども、同年設置せられたる領事館なし。翌明治五年一月二十九日に至り、始めて領事館を上海に置かれ、明治三十年十月以來同所に設けられたる假領事館を廢止せられたり。以上外交官領事官制度の創定以來、明治二十六年の改革に至るまで、二十餘年間に數多の變遷を經、官制屢々改正せられたり。職員屢々更迭したり。然れども其改正更迭は、他の官廳に於ける改正更迭と、其趣旨を同うするものにして、外交官領事官の爲めに其制度の基礎を確定せんが爲めのものには非らざりしなり。

外務省創設以來、明治二十五年陸奥伯の外務大臣たるに至るまでの間に、外務卿若くば外務大臣たりし人々は、一時の兼任を除き、澤宣嘉、岩倉具視、副島種臣、寺島宗則、井上馨、大隈重信、青木周藏、榎木武揚の諸

氏にして此の人々の内には有力なる政事家も之れなきに非らず。隨て外交官領事官の制度に多少注意したる人も之なきに非らざるが如しと雖ども、明治二十六年の改革に至るまでは、外交官領事官は他の官廳に於ける普通行政官と毫も異る性質なく、其制度は全く基礎なき者なりしなり。

　熟達敏腕なる外交官領事官を得んと欲せば、先以て其任用すべき門戸を別に開き、此門戸よりするに非らざれば任用せざるの制度を定め、之と同時に其門戸より任用したる者の妄りに他に轉任することなきの制度を定めざるべからず。是れ文明諸國に於て外交官領事官の爲めに特別試驗を設け、其任用を他と區別する所以にして、斯くなすに非らざれば、何れの國に於ても、到底熟達敏腕なる外交官領事官を得ること能はざるなり。

　往時に在りては、一般の學業幼稚にして、外交官領事官の爲めに特別試驗を設けて、以て其任用を他と區別せんと欲するも試驗に應ずる者を得ること甚だ難き事情ありしのみならず、一たび外國に赴きて歸朝したる者は、大に世間に歡迎せられて、永く外交官領事官の職に留らざるが如き傾きありたれば、縱令特別試驗を設けて其任用を他と區別したりとて、其法は徒に徒法に歸するの虞ありしなり。況んや文官試驗規則を制定せらるゝ以前に於てをや。外交官領事官の特別試驗は、到底行はるべき理由あることとなし。然るに明治十九年以來普通文官も總て試驗に依りて採用することゝなり、又一般の學業も大に進みて、外交官領事官の爲めに特別試驗を設くるも、之に應ずる者を得ること難からざると同時に、外國歸朝者も左まで世間に歡迎せらるゝことなきに至りたれば、特別制度を斷行するの時機は既に熟し居たるものなり。

工欲善其事必先利其器との古語あり。如何なる政事家にして外交の局に當るも、外交官領事官に其の人を得ずして、其政略を成功し得んことは望なかるべし。左ればこそ文明諸國に於ては、外交官領事官の養成に注意せざるものなく、米國の如き從來其養成に注意せざりし國に於てすら、近來は多少之に注意するに至りたるのみならず、其必要を論ずる者も漸次に增加せんとするものゝ如し。

抑々外交官領事官の職務は一種の技術と云ふべきものにして、素養なき者は到底其職に耐ふるものに非らず。恰も軍人の素養なき者は如何に軍略を說き、又其軍略時として、大に見るべきものありとするも、到底軍隊を指揮し能はざるに同じ。然るに此明白なる事理は、往々當局者の誤解する所となり、素養なき人を擧げて外交官領事官となし、而して其成功を望む者あり。是れ猶ほ木に緣りて魚を求むるが如し。顧ふに往時帝國政府の外交は、東京に駐劄する外國公使との談判の外に之なし。外國貿易は、各開港場に於ける外國商人の外に之れを營む者なかりしかば、今日に至りても古るき思想の人々は、外交官領事官の選任に重を置くの必要を解せざるが如し。此等の人々に取りては無理ならぬ事情なれども、斯くの如き爲體にして、安んぞ能く今日の外交を料理し通商を革新することを得るものならんや。是れ明治二十六年の改革の由て起りし所以なり。

第二　任用令

外交官領事官は、特別なる技能を要するものなるに拘らず、明治二十六年の改革に至るまでは、外交官領事官

に關して特別なる規定なく、其性質に於て他の普通文官に異らざりしこと、總論に於て述る所の如くなりしが、斯くありては到底外交官領事官に其人を得るの望なく、幾年を經過するも、文明諸國に於ける外交官領事官と比肩すべき者を得ること能はざるに因り、明治二十六年の改革は從來の制度を一變し、普通文官と其任用を區別して、外交官領事官の爲めに別に任用令を定めたり。其概要左の如し。

（一）原　則

明治二十六年十月勅令第百八十七號を以て規定したる外交官領事官任用令は、左の原則を明示したり。

外交官及領事官は、外交官及領事官試驗に合格したる者にあらざれば、任用することを得ず（任用令第一條）

是れ實際の必要と文明諸國に於ける例規とを參酌したるものにして、斯くなすに非らざれば外交官領事官も普通文官も其資格に於て異る所なく、彼此の間轉移自由にして、外交官領事官に其人を得ること能はざるのみならず、縱令其人を得たりとするも、永く其職に留らざるの恐あり。然るに斯く外交官領事官試驗に合格したるものに非らざれば、任用せずと規定するに於ては、普通文官は之が爲めに外交官領事官に轉ずるの途を失ふべし。而して同年勅令第百八十三號普通文官任用令第六條に據れば、特別の規程に依り任用せられたる者は、更らに文官普通試驗を經るに非らざれば、其規程以外の文官に任用することを許さざるに因り、外交官領事官試驗に合格して其職に就きたる者は、普通文官に轉ずるの途なかるべし、是に於てか普通文官と外交官領事官とは全く其性質を異にして、彼此轉移の自由を失ひ始めて外交官領事官制度の基礎定まるものなり。但し斯くの如き嚴重たる規

定は、文明諸國の制度に於て、其明文あるものあり、又之なきものありて、同一ならずと雖ども、其明文に掲げざるものは、其原則を取らずと云ふに非らず。實際に於ては、米國の如きものを除きては、此原則を取らざるものの殆んど之なし（米國は此等の制度の甚だ不備なる國にして以て模範となすに足らず）從來我政府の外交官領事官を任用したる情況を見るに、特別なる規程なかりしかば、普通文官と混用したるも、恠しむに足らずと雖ども、其人を選擇するに於ては殆んど何等の標準もなきものゝ如く、觀察留學の意味を以て任用したるものあり、家事整理の意味を以て任用したるものあり、甚だしきに至りては、他の官職に在りて無能を露はし失錯を醸したるの故を以て、世の攻撃を避けしめんが爲めに、外交官領事官に轉任せしめられたるが如き者すら之あり。要するに外交官領事官の爲めに特別なる規程なきのみならず、又特別なる選擇をなさず、是れ決して外交官に其人を得るの道に非らざるは云ふまでもなく、斯くして任用したる外交官領事官中稀れに其人ありとするも、固より偶然の事に屬し、恃んで以て法となすに足らず。況んや藩閥の餘弊も亦常に之に伴ひたるに於てをや。外交官領事官の任用をして恰も海陸軍人の任用の如く、全く其門戸を他と區別せしむるの必要は、理論に於ても實際に於ても之ありしなり。

（二）除外例

外交官領事官任用令は、其試驗に合格したる者にあらざれば任用せざるの原則を明示すると雖も、此任用令に依りて採用したる者と本省高等官との關係、及び新任用者の相當の位置に進むまでの期間に於ける處置を規定

し、以て此任用令の活用を計らざるべからざると同時に、現に外交官領事官の職に在る者、及び一般の制度に於て任用令の拘束を受けざる者に對しては、多少の除外例を設くる必要あり。因て明治二十六年勅令第百八十七號は左の除外例を設けたり。

一　本令に依り任用したる外交官及領事官にして、在職滿四年以上の者は外務省高等官に、外務省高等官にして、在職滿四年以上の者は外交官又は領事官に、任用することを得（第四條）

二　特命全權公使辨理公使は本令の規定に拘らず之を任用することを得（第八條）

三　本令施行の際外務省高等官、外交官又は領事官の職に在る者は、第四條の制限に拘らず、任用することを得（第十條）

右の規定は皆な任用令の除外例に屬するものなり。而して此除外例を設けたる所以のものは、左の理由に依る。

第一の除外例たる外交官領事官と本省高等官との關係は、本省高等官は普通文官の資格を有するに過ぎずして、外交官領事官たるを得べき資格を有する者にあらず。而して外交官領事官は、外交官領事官たるを得べき資格を有すること勿論なれども、普通文官たるを得べき資格を有する者に非ざれば、彼此の間は、始めより其資格を異にし、相轉移することを得べき者に非らずと雖も、此等の人々は其本省に在ると海外に在るとを問はず、均しく外交通商の任務に從事する者なるが故に、一たび其職に就きて數年を經過せば、相轉移するの能力は、自ら生ずべき筈なり。故に在職滿四年を期として、相轉移することを得るの規定を設けたりしが、其在職滿四年の制限は、

明治三十年勅令第二百九十一號を以て一年に改められたり。是れ何等の理由に依れるものなるか、殆んど之を解するに苦しまざるを得ず。滿四年を以て彼此轉移すべき能力を生ずべしと認むると否とは、固より立法者各自の見解にして、畢竟其程度を定めがたきものなりと云へ、又滿四年の制限は將來多少之を減少し得べしと云へ、滿四年の制限を置たるは、其能力の見解と實際の情況とを參酌したることの外、凡そ海外に在勤する者は滿四年を以て一期となし、赴任及び賜暇規則にも其の一端を示したれば、旁以て此制限に決したるものなるに如何なる理由ありて之を改正したるにや、當時世評に據れば、某々氏等海外に派遣せんが爲めに、其制限を減縮したるものなりと云へり。世評の眞僞は余の知る所に非らざれども、斯くして本省に入る者僅一年にして海外に出るを得るに於ては、試驗に合格して正式に任用せられたる者は、或は其位地を奪はるゝか、其位地を奪はれざれば、其昇進を妨げらるゝか、兎に角嚴重なる規程の下に任用せられたる主旨は、之が爲めに多少の障碍を受くるに至るべし。此改正に辯護する者は或は云はん、是れ獨り本省高等官のみ然るに非らず、外交官領事官も亦在職一年にして、本省に入ることを得るものなれば、其位地を奪はるゝの恐も、其昇進を妨げらるゝの恐も之なかるべしと。然れども本省高等官は普通文官の資格を要するに過ぎざれば、其缺位を充たすに於て、甚だ容易なるのみならず、現に外相の更迭に因りても、屢々其人を換ふるに非らずや。故に此改正の結果は海外より入る者常に少なく、本省より出る者常に多きに至るべし。是れ豈に任用令を設けたる主旨ならんや。

第二の除外例たる特命全權公使辨理公使を、任用令以外に於て任用するの規定を設けたる所以は、特命全權公

使辨理公使は勅任官なり、勅任官は一般の制度に於て、任用令の拘束を受くることなきものなると、又一等書記官總領事より公使に任用せらるゝは、拔擢昇進に屬するとに因れり。當時公使の任用に關しても、多少の制限を置かんとの議之なきに非らず。又文明諸國に於ても階級的昇進となすもの之なきに非らずと雖ども、既に任用令を定め試驗法を設け、此等の規程に依りて外交官領事官を採用するの基礎を定めたる以上は、別段の制限を設けずとも、其標準は既に明かなるものなりとの理由に因り、別に制限を設けざりしが、圖らざりき、此除外例は後の當局者の爲めに屢々濫用せられたり。何れの國に於ても外交官領事官に階級的昇進の制を設くるは、其階級を經たる者に非らざれば、如何なる才學ある者にても其職務を充たすに足らざるが爲めなるに、此除外例を濫用して無經歷の人を任用するは、殆んど外交の何物たるを知らざる者の所爲なり。外交上の經歷なき者は、多くは外國語を解せず、外交上の慣例を知らず、此等の人にして若し他の官職に在らしめば、或は多少の名譽を僥倖することもあらんが、外交官としては、各國の同僚之を輕侮し、任國政府も亦重きを置かず、公使館に籠居して無事に苦しむか、心にもなき虛勢を張りて世を瞞するの外に、手段なかるべし。是れ徒に除外例を設けたる主旨ならんや。然れども斯くの如き誤解は古るき思想の人々には、殆んど免かれざる所にして、既に總論にも述べたる如く、往時の外交は東京に駐剳する各國公使の談判に限られたるに似たれば、此等の人々は外國に駐剳する我公使に重きを置かず、故に從來階級的昇進によりて公使を得たる人は甚だ稀にして、花房義質西德次郎中村博愛等僅々數人に過ぎず。其他多くは階級を履まずして任用せられ、其人悉く無能の人に非らざりしは勿論なれど、外

交官としては遺憾なきを得ざる人多かりしなり。然るに今日に至りても猶ほ其の誤解を去らず、公使更迭の必要あるごとに、先以て其人を經歴者に求めずして、却て他の無經歴者に求む。斯くの如くにして安んぞ熟達老練なる外交官を得べけんや。

第三の除外例たる任用令施行の際在職したる者に其在職年限に拘らず互に轉任することを許したるは、從來新令施行の際は、現に其職に在る者に多少の特權を得せしむる慣例あるに依り、其特別を設けたるものなり。然れども既に新に任用令を定め、又試驗法を設けて、從來の制度を根底より一變するに於ては、嘗て其の職に在りたる者にまで其特例を及ぼし、因て以て永く外交官領事官の改良を圖ること能はざるの弊を釀すべきものに非らざれば、此等の人々には其特例を與へざりしに、明治三十年八月に至り勅令第二百九十號を以て、外交官領事官特別任用の規程を別に制定し、其第四條に左の特例を挿入したり。

明治二十六年勅令第百八十七號外交官領事官及書記生任用令施行前、外交官又は領事官として滿二年以上公使館に勤務したる者は外交官及領事官試驗委員の銓衡を經て外交官領事官又は貿易事務官に任用することを得

右の外、此特別任用規程には、數多の特例を設けたりと雖ども、他は姑く之を措き、既往の在職者にまで其特例を及ぼすの必要は何れに存せしや。當時の世評に據れば、某氏を某地の總領事に任用せんが爲めに、此特例を設けたりと云へり。果して然るや否やを知らずと雖ども、試驗に合格して採用せらるゝ者の漸次增加する今日に於て、特例の範圍を擴むる必要は、毫も之なかるべし。

第三 試驗規則

外交官領事官任用令に於て、其試驗に合格したる者にあらざれば、任用せざるの原則を明示したる以上は、試驗規則なかるべからざるは勿論の事たるが、此規則は多少の詮議を要したるに因り、任用令發布の翌月即ち明治二十六年十一月に、勅令第二百十三號を以て公布せられたるものなり。其要領左の如し。

外交官領事官試驗を受けんと欲する者は、其出願書に履歷書、論文及び其出願書、履歷書、論文を英文佛文又は獨文の内にて、翻譯したるものを添へて、試驗委員に差出し（第四條）、試驗委員は此等の書類を査閱し、其試驗を受くるに足るべしと認めたる者を召集して、試驗を施行する規程なり（第五條）斯くの如き規程を設けたる所以のものは、第一出願者の學力試驗を受くるに足らざる者を徒らに召集するの煩を避け、第二其履歷にして外交官領事官たるを得ざるの瑕瑾ある者は、之を召集せざるに在り。事新らしく云ふまでもなく、凡そ外交官領事官たらん者は、相當の學力なかるべからざると同時に最も其履歷を重んずるものにして、若し其履歷にして任國政府の不快を醸するものならんには、外交慣例に於て之を其國に派遣せざるを例とす。又強ひて之を派遣せんと欲するも、任國政府は之を拒絶するの權あり。故に出願者の履歷を査閱し、萬一斯くの如き事情ある者ならんには、始めより其試驗を施行するの望みなし。

試驗は之を二次に分ち、第一次試驗に合格せざる者は、第二次試驗を受くるを得ざるものとす。其科目及び種

由は大略左の如し。

第一次試驗は、左の科目を用ゐて、之を行ひ、仍體格を檢査するものとす。（第七條）

一　作文（邦文並に出願の際使用したる外國文にて之を作る）

二　外國語（出願の際使用したる外國語にて試驗委員に應答す）

三　公文摘要（試驗委員の差出したる公文を閲讀し、其要領を邦文にて摘錄す）

四　口述要領筆記（試驗委員の口述を聽き、口述を終りたる後に於て、其要領を邦文にて筆記す）

右第一次試驗は、外交官領事官試驗中最も重を置くものとす。試に其理由を述べんに（第一）邦文及び外國文にて作文せしむるは、他日諸般の報告及び外交文書を調製し得るの能力あるや否やを試むるが爲めなり（第二）外國語を試驗するは、云ふまでもなく外交官領事官たらん者は、外國語を解するの必要あるに因る（第三）公文の要領を摘錄せしむるは、外交官領事官たらん者は、一事件の起るごとに、之に關する數多の書類を受授し、又は諸種の報告を査閲し、之を本國政府に電報し又は郵報するに當り、其書類のまゝにては如何ともすること能はざるものにして、必らずや其要領を摘錄し、本國政府をして成るべく速かに其事件の眞相を解せしむるの必要あり。故に其能力あるや否やを試みざるべからず（第四）口述要領を筆記せしむるは、其理由略前項に同じく、唯だ彼に書類に依り、此は口述に依るの差あり。外交談判なるものは勿論、凡そ任國官民及び同僚との交際に於て、談論中其言外の意思を察し、其機微を看破するは、外交官領事官に最も必要なる技倆に屬せり。例へば外交

談判の如き、其談判を筆記すること如何に詳密なるも、要領を摘錄すること能はざれば、本國政府をして速かに其眞相を解せしむるに由なし、故に其能力を試みざるべからず。

以上四項は外交官領事官に必要缺くべからざる能力にして、其能力に乏しき者は、ヨシ他の技能ありとするも到底熟達老練なる外交官領事官たることを得る者にあらず。故に第一次試驗は試驗中に在りて最も重きを置けり。

而して仍ほ體格を檢査する所以は、容貌風采は資格の一に屬し、醜惡不具等苟も人の厭忌を招く者は、外交官領事官たることを得べき者にあらざると同時に、外交官領事官は如何なる土地にも駐在せざるべからざる職務なるに因り、其體格の最も强壯ならんことを要するが爲めなり。

第二次試驗は、明治二十六年十一月勅令第二百十三號を以て發布したる規則にては、左の科目を用ゐて之を行ふ規程なりき（第八條）

一、憲法　二、行政法　三、經濟學　四、國際公法　五、國際私法

以上の科目は、受驗人に於て選擇取捨することを得ずして、必らず其試驗を受けざるを得ざる科目なりとす。

一、刑法　二、民法　三、財政學　四、商法　五、刑事訴訟法　六、民事訴訟法　七、外交史

以上の科目は、受驗人に於て隨意に其內の一科目を擇びて、試驗を受くるを得る科目なりとす。

右第二次試驗は、之を筆記口述の二種に分ち、結局外交官領事官たるを得べき學問上の能力を試驗する主旨

にして、殊に其選擇取捨を許さゞる科目は、外交官領事官に缺くべからざる科目なるのみならず、此等の科目は、多少文官高等試驗科目との權衡をも計りたるものなるに、明治三十年十二月勅令第四百五十四號を以て、選擇取捨を許さゞる科目中より、行政法を削除して、之を選擇取捨を許すべき科目中に、商業學、商業史の二科目を追加し、而して從來受驗人をして選擇取捨せしむるは、一科目に限りたるものを、二科目となしたり。即ち此改正は、選擇取捨を許さゞる科目中に於て一科目を減じ、選擇取捨を許すべき科目中に於て三科目を增し、又從來一科目を選擇するに過ぎざるものを二科目となしたるものにて、受驗人に取りては、其試驗を受くべき科目の總數に於て增減なしと雖ども、去るにても行政學を選擇取捨を許すべき科目中に編入したるは、其何の理由なるやを解せざるなり。

以上は外交官領事官試驗規則の要領なりとす。而して此試驗は他の文官高等試驗に於けるが如く每年施行して、常に其資格を與へ置くの主旨には非らず、必要なきときは、幾年にても之を行はず。之に反して必要なるときは、何時にても之を行ふ主旨にして、既に一箇年に二回試驗を施行したる例もありたり。又試驗の都度任用すべき人員に限りあれば、試驗に合格したる者は、悉く任用せらるゝに非らず。若し合格者の數、任用すべき定員を超過したるときは、其合格者中に就て更らに選拔すべし。又成るべく世の進步に伴うて有爲の人を得ん事を期したれば、試驗に合格したる者にても、其際に任命せられざる者は、次回試驗の際に再び試驗を受けざるを得ざる事となし、其合格の效力を一箇月に限りたりしが、明治三十年十二月勅令第四百五十四號を以て試驗科目に改正を

加ふると同時に、一箇月の制限を二箇年に改めたり。是れ或は屢々試験を施行するの煩を避けたるにてもあらんか、又斯くなすときは臨時の需用に應じて其人を得べしとの趣旨にてもあらんか、其理由は不明なれども、兎に角此改正は外交官領事官の精選を求めたる最初の希望には、少しく反するものに似たり。

要するに外交官領事官の爲めに特別なる任用令を定め、又特別なる試験法を設け、以て出入を嚴にしたるは、從來存在したる種々の弊害を除き、外交官領事官の改良を圖らんと欲したるものにして、之が爲めには此法令に依りて任用せられたる者の、前途望を懐きて一意專心其技能を練磨するの決心あらしむることを必要となせしに、後の當局者は外交官領事官の選任に重を置くの理由を解せず、妄りに其制度を改正して却て退歩の域に向はんとす。斯くありては後進者をして其前途を疑はしめ、遂に此試験規則も或は徒法に歸するの恐なきか。

第四　官制

明治二十六年の改革以前に於ける外交官々制は特命全權公使、辨理公使、代理公使、公使館參事官、公使館書記官、交際官試補にして、公使館參事官と公使館書記とは官等に甲乙なき部分あり。而して公使館書記官中の官等には數等あれど、名稱に區別なし。又領事官々制は、總領事、領事、副領事、にして、是れ亦領事中の官等には數等あれども、名稱には區別なし。明治二十六年の改革は之を改め勅令第百二十四號を以て、外交官々制を特命全權公使、辨理公使、代理公使、公使館一等書記官、公使館二等書記官、外交官補

に定め、又領事官々制を
總領事、一等領事、二等領事、領事官補
に定めたり。其理由を略言すれば左の如し。

公使館參事官を全廢したるは、各國の例に於て、參事官は大概大使館のみに之を置き、公使館に之を置くものは甚だ稀れなり。然るに舊官制に於ける參事官は、之を置くの場處に一定の標準なし。加ふるに參事官は各國の例に於て、必らず書記官の上に在るものなるに、舊官制に於ては參事官も書記官も其最上級を除くの外官等々に甲乙なく、隨て參事官にして書記官の下に在る者も之あり。內部の關係は兎も角外に對する關係に於て、頗る其體を失せるに依り、之を全廢したり。

公使館書記官を三等に區別したるは、明治五年十月十四日發布の官制にも、大少記を廢して三等に區別したる書記官を置けりと雖ども、明治二十六年の改正官制は、必らずしも之に復舊したるに非らず。各國の例を見るに、多數は三等に區別しあれども、舊官制は其區別なきを以て、官等に差等ありたるにもせよ、其差等は內部の事に屬して、外間より之を知る事難く、同一公使館に二名以上の書記官ありたるときは、多少の不便を感ぜしこともあり。又各國の例に於ては大概三等書記官より漸次一等書記官に昇進し（大使館の制にある國にては更に參事官に進む）遂に公使に拔擢せらるゝを例とすれば、既に任用令を定め試驗規則を設け、外交官領事官を養成して、階級的昇進に依りて遂に公使たるを得るの方針を定めたる以上は、本邦に於ても諸文明國に於けるが如く書記官を三等に區別す

るの必要あり。又舊官制に於ける交際官試補は、殆んど書記官と事務に於て區別なく、時としては書記官不在の場合に於て、公使に代り事務を執るの必要ありて、事務代理の名義を以て、臨時代理公使同樣の職務に從事せしことあり。然るに各國の慣例に於ては、交際官試補をして斯くの如き重要なる職務に從事せしむるもの殆んど之なし。故に我官制に於ける內部の關係にては、書記官同樣の事務に從事せしむるも左まで不都合なきに似たれども、外部に對する關係に於ては頗る變態に屬せり。此等の理由に依り從來の書記官を一等書記官二等書記官となし、更らに交際官試補の上級なるものを三等書記官となし、因て以て公使館書記官を三等に區別するの制を定めたり。

領事を二等に區別したるは、從來の官制に於て全く之なき所なれども、各國の官制を見るに、領事を二等に區別したるものあり。又區別せざるものありて、同一ならずと雖も、舊官制に於ける副領事の如きは、大概之れを獨立官となさず、領事の配下に於ける屬僚となすもの多く、而して副領事を我官制に於ける名譽領事の類に限るものも亦之あり。然るに舊官制に於ける副領事は、稀れには總領事領事に附屬したれども、多くは獨立官にして、其職權に於て領事と何等の差別なし。故に寧ろ領事を二等に區別する制度を採用するを可となし、舊官制に於ける副領事を改めて二等領事となし、從來の領事を一等領事に改めたり。

外交官補の制を設けたるは、要するに書記官に進むべき候補者を設けたるものにして、領事官補の制を設けたるは、外交官には外交官補あれども領事官に至りては從來此類の候補者なきにより、之を新設したるものなり。而して外交官補にても領事官補にても、改正官制に於ては皆な外交官領事官試驗に合格し始めて任用せらる

る官にして、語を換へて之を言へば練習生に外ならず。但其職務は外交官補は從來の下級交際官試補に類し、領事官補は從來の獨立せざる副領事に類する者なり。外交官領事官々制中特例に屬するものあり。外交事務官、貿易事務官、名譽領事是れなり。是等は舊官制に於ても之なきに非らずと雖ども、其制度稍々明晰を缺ぐを覺ゆるに依り、改正官制に於ては之を明記せり、其規定左の如し。

外交事務官は、舊官制に於ては如何なる場合に於て之を任命するか、又如何なる性質を有するや、不明に屬せしが、元來領事官は通商事務を取扱ふものにして、外交事務を取扱ふべき職權を有するものに非らざれば外交事務官は未だ外交官を置かざるの地に於て、領事官をして假に其事務を兼攝せしむるに過ぎざるものなり。故に改正官制に於ては明かに「外交官を置かざるの地に於ては外交事務官を置くことを得」と規定し、且其位地を明かにする爲めに「外交事務官は奏任とす、領事官をして之を兼ねしむ」と規定したり。而して當時外交官を置かざるの地は、ハワイ及メキシコの二國にして、此二國に後には辨理公使を駐劄せしめて、總領事を兼ねしめたれども、當時は總領事を駐在せしめて、外交事務官を兼ねしめたり。貿易事務官は、舊官制に於ても領事官を置かざるの地に置くものなりしと雖ども、其規定明瞭ならざるに因り、改正官制に於ては之を明記したり。當時に於ては今日に於ても、貿易事務官を置くはウラジヲストックの一港に限りて他に之なし。露國政府は同地に外國領事官の駐在を許さず。故に各國領事の同地に駐在するものなく、僅かに我貿易事務官の外にはドイツ名譽貿易事務官あるのみと覺ゆ。而して此貿易事務官なるものは領事官の性質及び職權なく、隨て任國政府より受くる待遇も領

事官に比すべきものに非らざるなり、
名譽領事は、舊官制にも之ありたれども、如何なる地に駐在せしむべきや、又其待遇を如何にすべきや明かならず。因て改正官制に於ては、領事官を置かざるの地に置き且つ奏任待遇となすことに定めたり。名譽領事は云ふまでもなく、正式領事官の如き職權を行するものに非らず。随て各國の制度中には之を領事官の配下に於ける屬僚となし、其任免をも領事官をして之を爲さしむるの規程ある程なれば、我制度に於ても領事官同樣の職權を與ふものに非らず。但し其任免及び委任狀下附等の手續に關しては、少しく鄭重に失する嫌あれば、明治二十六年の改革には、從來の行掛りありて暫く舊制に依れりと雖ども、他日は多少の改正を加ふべきものなること、當時に於ても認めざりしに非らざりしなり。

又外交官領事官々制中に、待命外交官及び待命領事官の規程を設けたりしが、此規程は舊官制に於ける無任所外交官及び無任所領事官を改稱したるものにして、無任所外交官及び無任所領事官は讀んで字の如く、任所なき外交官及び領事官なりと雖ども、其任所なき外交官及び領事官は、畢竟一時歸朝若くは其他の事故に因りて、駐在すべき任所なく、更らに任所を命ぜらるゝまで其命を待つものなれば、「無任所」を「待命」の文字に改むること、名實共に宜しきを得るに因り、改稱したるものなり。而して明治二十六年の改正官制には、待命外交官及び領事官に關し

外交官又は領事官にして任所なきものは、待命外交官又は待命領事官とす

待命外交官及待命領事官は臨時外務省の事務に從事せしむることを得
待命外交官及び待命領事官は滿三年を以て期とす期滿れば其官を免ずるものとす
と規定せしが、爾後明治二十九年勅令第三百五十五號を以て再び改正し
外交官又は領事官にして一時外國在勤を免じたる者、及外務省官吏にして外交官又は領事官に轉任し未だ任所を命ぜざる者を、待命外交官又は待命領事官とす、但し本令施行の際現に待命外交官又は待命領事官たる者は此限にあらず
待命外交官及待命領事官は臨時外務省の事務に從事せしむることを得、但し本項の場合に於ては在職官吏に關する規程を適用す
待命外交官及領事官は滿三年を以て期とす期滿れば其官を免ずるものとす
となしたり。此改正では待命外交官及待命領事官たるべきものゝ性質を明らかにする至當の改正にして明治二十六年の改正官制も其明文こそなけれ、其主旨之に外ならざりしのみならず、當時の改正案中斯くなさんとの議も之なきに非らざりしなり。然るに此改正も亦後の當局者の爲に誤用せられ、待命となさんが爲に、故らに外務省官吏に任用し、暫時にして待命外交官となし、以て無職にして俸給を與ふるの策を執りたる者ありしを惜しむなり。
舊官制第二條に「特命全權公使は親任官中より之を兼ねしむることあるべし」との規定あり。此規程は其意義甚だ不明に屬して其主旨を解するに由なし。若し單に條文に掲ぐる如く、兼任せしむる主旨ならんには、此規程

を設くるの必要は殆んど之なし。我一般の行政制度に於て、兼任を禁じたるものも又之を許したるものも之あるに非らず。故に親任官に在りても他の官職を兼ぬることを得ざるの規程は何れの官制中にも之あることなく、而して既に之を兼ぬることを禁じざれば、之を許すの特例を設くる必要なきことは勿論なりとす。加ふるに親任官中より之を兼ねしむることを得るとするも、國務大臣より全權公使を兼ねることは實際に於て之あるべしとも信ぜられざれば、此條文は或は樞密顧問官にして全權公使を兼ぬるの主旨ならんかと云ふに、是れ亦以て然りと信ずること能はず。何となれば樞密官制第八條中に「施政に干與することなし」とあれども、所謂干與することなしとは、兼任を禁ずるの意味とは全く異なれること明かなれば、若し樞密顧問官をして全權公使を兼ねしむるの必要あらば、何時にても之を兼ねしむること妨げなし。特に官制に於て之を規定するの要なきこと明かなり。故に舊官制に於ける此條文は、其意義全く不明に屬せり。且つ實際の例を見るに、親任官より全權公使を兼ねたること未だ曾て之なし。要するに斯くの如き規程を設けたるは、親任官待遇を與ふることの規程を設けんとして、其文字を誤りたるものにてもあらんか。然れども親任官待遇は特旨に出る慣例にして官制の規程に依れるものに非らざれば、此點に關しても亦其條文は無用なりとす。此等の理由に因り改正官制に於ては此條を全廢したり。但し之を全廢したりとて、同時に親任官待遇の慣例を廢止したるに非らざれば、當時に於て青木西兩氏の如きは現に親任官待遇なりしなり。

以上官制を略論したる序に、茲に一言し置かんと欲するものあり。大使に關する件是なり。千八百十五年のウ

イーン列國會議及び千八百八十八年のヱキスラシヤペール列國會議に於て決定したる外交官階級制は、第一大使並に法皇使節、第二特命全權公使、第三辨理公使、第四代理公使なりとす。然るに我官制に於ては從來大使を置きたることなく、締盟國の大禮若くは外交上重大の事件あるに際して、臨時に大使を派遣したることあれども、大使を締盟國の朝廷に駐劄せしめたること之なし。是れ我國に於て特に然るに非らず。各國の慣例に於ても、大使は歐洲諸大國の間に互に駐劄せしむるに止まり、其他に之なく、米國の如きすら僅々兩三年前に於て、始めて諸大國の承諾を得て、互に大使を駐劄せしむることゝなれるに過ぎず。之を除きては、スペインの如き、十年前までは諸大國に大使を駐劄せしむるも、諸大國はスペインに大使を送らず。又佛國の如き、現にスイスに大使を駐劄せしむるも、スイスより大使を受けず。各國の間に斯くの如き變例もなきに非らざれども、此等は別に特種の沿革あるものにして、以て恒例となすに足らず。要するに大使は我單獨の意思のみにては、駐劄せしむること能はざるものにして、又强て之を駐劄せしめんと欲するも、任國政府は之を謝絕するの權あり。大使駐劄に關しては斯くの如き事情あるものなるに、世人往々官制中に大使を設け、以て大使を各國に駐劄せしめんと論ずる者あり。大使を駐劄せしむること固より不可なし。然れども之を駐劄せしめんが爲には先づ以て其相手國と協議せざるべからず。其協議にして幸に成功すれば、互に大使を駐劄せしむることを得るも、不幸にして成功せずんば、縱令我外交官々制中に大使を設け、因て以て大使を各國に駐劄せしめんとするも、實際何れの國にも駐劄せしむること能はざるの結果に陷るべし。

又大使を駐劄せしめんが爲めには、巨額の費用を要し今日の如き豫算にては到底支辨し得べきことに非らざるべし。諸大國の間に於ける大使館を見るに、大概壯大なる邸宅を有せざるものなく、隨て其器具備品及び使用する從僕等皆な相當の設備なきものはなし。故に大使を駐劄せしめて其體面を維持せしめんには、其費用巨額を要するは勿論の事にして、又既に大使を駐劄せしむるに於ては、二十六年の改革にて全廢したる參事官の制をも再興して、大使館に在勤せしむるの必要あるべく、其他館員全體の支給額をも增加せざるを得ざるべし。目下他に新設せんとする公使館領事館の費用すら、往々刪除を免かれざる財政にて果して、此巨費を支出し得るや否や、是れ亦一考を要すべき問題ならざるか。斯くして大使館を新設するも、外交上果して大に得る所ありとなすことを得るか。

大使と云ひ公使と云ひ又代理公使と云ふも、畢竟外交官中の階級に過ぎず。任國政府より受くる禮遇及び同僚に對する關係に於て、各差等ありと雖ども、其職權に至りて差等あるに非らず。均しく本國政府の訓令を受けて外交事務を措辨するに過ぎざるものなり。例へば公使は任國の君主若くは大統領に國書を捧呈したる後、各國の同僚を親ら訪問すること例となせども、大使に在りては大使館書記官若くは其他の館員を以て、其の公然の資格を承認せられたることを、各國の同僚に通知し同時に其訪問を受くべき時日を定めて通牒し、各國の同僚は大禮服を着用し、各其館員を率て大使を訪問し、大使は之に對して同僚中他の大使には親ら赴きて答禮するも、公使以下には單に名刺を送るに過ぎず。其他禮遇儀式大概此類にして、大使は外交官中に在りては首位を占むるものな

りと雖ども、外交上の事務を措辦するに至りては、何等の區別あることなし。故に我財政に於て之を許し、相手國に於て承諾せば、大使は諸大國に送り又諸大國より大使を受くるも、何人も異議あるべき筈なしと雖ども、然れども之を以て外交上の刷振を見るべしと想像するは、無論に誤解なり。

右等の事情明かならざるが爲めか、大使を各國に駐剳せしむべしと主張する論者中には、淸國及び朝鮮に於ける外交上の必要として、差向此二國に駐剳せしめ、財政の許すを待て、他の諸大國に及ぼさんと論ずる者あり。淸韓二國は大使を駐剳せしむるも、他の諸大國に於けるが如く、巨額の費用は要せざるなるべしと雖ども、外交上の關係は徒らに外交官の位置を進めたるのみにて刷振を期すべきものに非らず。淸韓二國に對しては改革以後に於て、其人選を重じたるに相違なしと雖ども、是れ其人の位置に關したる問題に非らず。況んや此二國に大使を送りたりとて、相互的に此二國より相當の資格ある大使を受くることを得るか。余は此點に於て先づ以て覺束なしと信ずるのみならず、今日の情況にては大使を駐剳せしめたりとて之れが爲めに外交上の刷振を期すること尙更ら以て覺束なかるべし。想ふに此等の論をなす者は、大使の何ものたることを解せず、隨て其論ずる所、皆な正鵠を失せざるはなし。

第五　定員令

外交官領事官の定員は、舊定員令にては、特命全權公使、辨理公使、代理公使を通じて十名、公使館、參事官

公使館書記官、交際官試補を通じて三十八名、總領事、領事、副領事、貿易事務官を通じて二十七名なりしも、實際の人員は其定員を充せしに非らず。又之に對する豫算も之あるに非らず。畢竟空員を設け置くこと多きものなりしが、是れ必らずしも理由なきことに非らず。新たに公使館領事館を增設する場合に於て、常に多少定員の餘裕あるを要すると、又更代の場合に於て往復日數間は其人員を重複するの事情あるとに因れるものなるべし。然れども明治二十六年の改革に於ては、新設の場合には其都度必要なる定員を增加し、又更代の場合に關しては、別に規程を設くることに決定し、勅令第百二十五號を以て左の定員に改めたり。

・特命全權公使、辨理公使、代理公使は通じて十人、公使館一等書記官、公使館二等書記官、公使館三等書記官は通じて十九人

總領事、一等領事、二等領事、貿易事務官は通じて十九人

外交官補、領事官補は通じて十五人

右の定員は公使館領事館に在勤せしむべき實際の人員を掲げたるものにして、即ち當時公使館は十箇國に置きたるに因り、公使の定員を十名となし、書記官は此十箇所の公使館に在勤せしむべきものにして、某國を一名となしたる外、悉く二名を在勤せしむる爲めに、定員十九名となし、又當時領事館は十八箇所、貿易事務官は一箇所にして、合せて十九箇所たりしに因り、領事官貿易事務官の定員を十九名となし、外交官補領事官補は其必要なる公使館領事館に悉く在勤せしものに非らざれば、其定員を十五名とな

したり。斯くて實際必要定員に改め、公使館の新設あるごとに、其の館に必要なる定員を增加し、最近の改正定員令即ち明治三十一年九月勅令第二百十號にては、現在の定員左の如し

特命全權公使、辨理公使、代理公使は通じて十五人

公使館一等書記官、公使館二等書記官、公使館三等書記官は通じて四人

總領事、一等領事、二等領事、貿易事務官は通じて五人

右の外舊定員令には「無任所外交官及無任所領事官は右定員の內に算入せず」との規程あり。而して舊官制には「無任所外交官及無任所領事官は併せて十五名とす、但外務大臣に於て必要と認むるときは、無給の無任所外交官を五名まで增置することを得」との規程あり、結局二十名までは待命者を置くことを得るものなりしが、待命外交官領事官の性質は、既に官制の部分に於て述べたる如く、全く一時任所なき者にして、初めより任所を命ぜざる意思を以て、採用すべき者に非らざれば、無給の待命者を增置するの必要なし。依て二十六年の改革には之を改正して、單に「待命外交官及待命領事官は前條定員の內に算入せず、待命外交官待命領事官は通じて十五人以內とす」となし、而して其俸給に關しては現任外交官領事官の俸給と共に、公使館領事館費用條例中に規定したり。要するに舊官制舊定員令に於ける待命者は、任用令試驗規則等の制定もなく、外交官領事官制度の極めて不備なりし當時の規定に係り、初めより任所を命ぜざる意思を以て、待命者を採用することを許したるものにして、其弊害尠少ならず、故に後の當局者は之を誤用したれども、當時の改革は此等の弊害を除くの方針を執れる者な

り。

第六　官　等　表

明治二十六年の改革以前に於ける外交官領事官々等は、普通文官の官等に異る所なし。改革以後に於ける官等は高等官四等以上は普通文官に同じと雖ども、其他は之に異れり。是外交官補領事官補より漸次階級的昇進に依りて一等書記官又は總領事に進み、遂に公使に拔擢せらるゝの方針に決したる結果なりとす。乃ち同年勅令第百七十號を以て發布せられたる官等表左の如し

特命全權公使は高等官一等、辨理公使は高等官二等

代理公使は高等官三等

公使館一等書記官及總領事は高等官三等若くは四等

公使館二等書記官及び一等領事は高等官五等

公使館三等書記官及び二等領事は高等官六等

貿易事務官は高等官五等若くは六等

外交官補領事官補は高等官七等

而して其進級は、普通文官と異りて、高等官七等より六等に進み、六等より五等に進むには、各在職滿二年と

なし、他の普通文官の在職滿三年を要したるに比して、進級年限を一年を早むるものなれども、當時普通文官は初任に於て必らずしも高等官七等たるに非らず。高等官六等にも初任せらるものにして、外交官領事官は之に反し必らず外交官補領事官補より進まざるべからざるが故に、即ち必らず高等官七等に初任せられざるべからず。依て此規程に定めたるものなり。但し此規程は普通文官官等表の改正の爲めに、後多少の改正を要することゝなり、七等より六等に進むに必らずしも滿二年を要せざることゝなりたれども、其大體に變更を加へざりしに後の當局者は明治二十九年勅令第三百五十六號を以て左の如く改正したり

特命全權公使は高等官一等、辨理公使は高等官二等

代理公使は高等官三等

公使館一等書記官及び總領事は高等官三等若くは四等

公使館二等書記官及び一等領事は高等官四等若くは五等

公使館三等書記官及び二等領事は高等官六等若くは七等

貿易事務官は高等官四等、五等、六等若くは七等

外交官補領事官補は七等

此改正に依るときは、高等官四等の公使館二等書記官若くは一等領事は、高等官四等の公使館一等書記官若くは總領事と同級となり、而して其席次は任命の順序に依りて定まるものなれば、時としては公使館二等書記官若

くは一等領事にして、公使館一等書記官若くは總領事の上に立つべし。之と同時に高等官七等の公使館三等書記官若くは二等領事は、時として其同役たる外交官補、領事官補の下に立たざるを得ざることあるべし。各國普通に行はるゝ外交官領事官制度中、未だ斯くの如き不倫なるものを見ず。是れ既に其當を失せるものなるに昨三十一年十月勅令第二百四十二號を以て發布せられたる改正は、更に之よりも甚だしきものあり、同改正に曰く「高等官二等の欄内辨理公使の前に特命全權公使を加ふ」と、此改正に據れば、左の如き規程となるべし

特命全權公使は高等官一等若くは二等

辨理公使は高等官二等

即ち高等官二等の特命全權公使は、辨理公使と同級となり、任命の順序に依りて、時として特命全權公使にて在りながら、辨理公使の下に立たざるを得ず。是れ理論上然るのみならず、現に實際に於て特命全權公使にして、辨理公使の下に立たざるを得ざる者數人ありと覺ゆ。不倫も亦極まれりと云ふべし。

外交官領事官は云ふまでもなく、外に對する官にして、公使の階級の如きは、ウイーン及びエキスラシャペールの會議に於て定まり、書記官以下に至りても、各國殆んど其順序を同うするものなれば内に對する關係のみを以て、妄りに改正を加ふべきものに非らず。然るを茲に見る所なく、特命全權公使にして或は辨理公使の下に立ち、一等書記官若くは總領事にして、或は二等書記官又は一等領事の下に立ち、又或は三等書記官若くは二等領事にして、外交官補領事官補の下に立つの如き改正を爲すは、内に對する關係に於ても甚だ妙ならざれども、是

れ猶ほ忍ぶべし、外に對して豈に斯くの如き失態を許さんや。余は實に其理由を解するに苦しむ者なり。

第七　赴任、歸朝、賜暇

外交官領事官の赴任歸朝及び賜暇に關し、從來の規定は頗る不備なりしに由り、其不備を補ふの必要を認め、明治二十六年勅令第百七十二號を以て外交官領事官赴任及賜暇規則なるものを發布したり。大要左の如し

赴任及び歸朝に關しては

特別の命令ありたる場合を除くの外、新たに本邦より海外に赴任する者は、其命令を受けたる日より五週間以內に、其他の赴任即ち甲任地より乙任地に赴任する場合、及び現任地より歸朝する場合には、其命令到達の日より三週間以內に、事務引繼をなして出發せざるべからず

賜暇に關しては

滿四年以上外國に在勤したる者は、賜暇を得て歸朝することを得、但し其割合は、往復日數を除き、滿四年以上在勤したる者は、六箇月以內滿四年以上は一箇年を增す每に、一箇月を加ふるも通算して十箇月を起ゆることを得ず

而して賜暇歸朝中は、本俸全額を支給するものとす

右の外事故の爲め、又は疾病の爲め、赴任の延期する者若くは任地に於て病に罹り養痾歸朝の許可を得たる者

に關し、多少の規程を設けたれども、本論に必要なければ之を略す。從來の規程に於ては、新たに本邦より赴任する者の期限、長きに失するを覺ゆるに因り、其期限を五週間に短縮し、其他從來甲乙任地を轉ずる場合、又は歸朝の場合に關し、詳細なる規程なかりしに因り、之が規程を設くると同時に、從來賜暇歸朝に關し、アジア地方と歐米との區別ありしものを廢止せり。從來の規程にては、アジア地方に在勤する者は滿三年以上にして賜暇を得れども、歐米に在勤する者は滿四年以上ならざれば、賜暇を得ず。此區別は多分費用の爲めに設けたるものたらん。歐米より歸朝する者は、アジア地方より歸朝する者より多額の費用を要するは勿論なれども、均しく海外に在勤する者に對して、其待遇を二三にするは其當を得たるものに非らず。又其在勤年數の長短に拘らず、賜暇の期間を同一にするも、其當を得たる者に非ざれば、在勤年數に因りて賜暇の期間を延長するの規程を設けたるものなり。

世間外交官領事官の任期長短に關し、是非の議論あるが如し。然るに外交官領事官なるものは所謂任期なるものゝこれあるに非らず。是れ獨り我制度に於て然るに非らず、何れの國にても亦斯くの如きものなれば、其論は恐らくは此賜暇歸朝を誤解したるものならん。賜暇は即ち賜暇なり。任期には非らざるなり。外交官領事官は內國官吏に異なりて、海外異域に在るものなれば、久しく在勤すれば、自ら本國の事情に迂なるに至るの恐あり。因て一時歸朝を許して休養せしむると同時に、本國の事情を視察せしむるの必要あるなり。是を以て何れの國にても其年限に多少の相違あれども、賜暇歸朝を許さゞるもの之なし。故に此規程を要するものにして、賜暇を認め

て直ちに任期なりとなすは、誤解の甚だしきものなり。但し斯る誤解の生じたるは、多少其理由なきに非ず。我外交官領事官は從來久しく其職に留まらざるの弊ありて、一たび賜暇を得て歸朝すれば、再び赴任せざる者多し。是れ蓋し任期論の誤解を釀したる原因ならんか。二十六年の改革は此等の弊を除かんと欲せしものなり。若し後の當局者にして能く其主旨を解せば、此等の弊は自ら除くことを得べし。

第八　領事官特別任用令

外交官領事官は試驗に合格したる者を任用するを原則となすこと、任用令中に明示したる所の如し。然れども外交通商の事務に從事すること數年に及ぶ者は、試驗合格に因り出身したる者に非ざるも、其事務に練達したる結果は、試驗に合格したる者と殆んど同樣なるに至るべし。故に任用令中にも特令として、外務省高等官の外交官領事官に轉任することを許したるものなれば、同一の理由に因りて、領事官特別任用令なるものを、明治二十六年勅令第八十八號を以て發布したり。但し領事官に限り特別任用を許し、外交官に之を許さゞりし所以は、外交官なるものは其定員に於て甚だ多からざれば、特別任用令を設けて廣く其人を求むるの必要なし。之に反して領事官は、豫算の許す限りに於て漸次領事館を增設するの方針を執りたれば、其人を求むること自ら多し。之に加ふるに領事官なるものは、先哲の言にも老練なる外交官にても領事官たらんには尙ほ講習を要すと云ふ如く、獨得の技能を要するものなれば、特別任用令を設け領事館書記生中の事務に練達したる者より選擇することは、

却て其人を得るの場合あるに因り、領事に限りて特別任用令を設けたるものなり。

従来副領事特別任用令なるものあり。副領事は二十六年の改革以後に於ける二等領事なるが故に直ちに此旧令を襲用し別に新令を設けざるも妨げなきに似たれども、旧令は「領事館書記生にして二級以上の俸給を受け引続き三箇年以上領事代理を勤務し功績顕著なる者」を任用する規定にして、殆んど実際に適用すること能はざるものなりしなり。何となれば領事代理をなすは畢竟一時領事不在若くは欠員の場合に限るものなれば、引続き三箇年以上代理をなすことは、故らに領事を欠員せしむれば格別、尋常の場合に於て決して有り得べき間柄にあらず。殊に改革後は公使館領事館に公使領事を欠き其下僚を以て兼摂せしむるの弊を矯めんとの方針を執りたれば尚更ら以て引続き三箇年以上代理をなすべき場合なく、如何に其任務に練達するも到底領事に登用せらるゝ資格を生ずること能はざれば、結局此の特別任用令は空文に帰するものゝ如し。依て之を改正し、二十六年勅令第百八十八號には「領事館書記生にして満五年以上領事館に勤務し三級以上の俸給を受くる者」は二等領事に任用することを得るものとなし、之れと同時に「功績顕著」など称する漠然たる文字をも削除しあり。

特別任用令に依り登用せられたる二等領事は、二十六年の改正にては、一等領事に昇進するに止まれり。是れ旧令に於て副領事に昇進することに止めたるを、其儘に襲用したるに過ぎざるものなりしが、斯くては此任用に望を属するの念を薄からしめ、昇進の道とならざるのみならず、領事館書記生若くは領事は外交官と異りて、民間に於ても此種の人物を求むること難きに因り、前途多望ならしめざるは、特別任用令を設けたる効果を失ふもの

と認め、明治二十九年に至り勅令第百七十三號を以て任用の範圍を擴め、總領事にまで累進することを得るものとなし、之と同時に其任用は單に二等領事に限らず、貿易事務官にも任用することを得るものに改正したり。是れ他なし、貿易事務官は其職權領事官に同じからずと雖ども、其事務大に近似するものなれば、特別任用の範圍に入るゝに於て、其原則を害することなければなり。

又明治二十九年勅令第八十五號を以て特別任用令に依り任用せらるべき者を、獨り領事館書記生に限らず、公使館書記生及び各國に勤務する通譯生も、領事館書記生同樣の制限を以て、二等領事に任用せらるゝことを得るものとなせり。是れ公使館書記生は、領事館書記生と其任務を異にするも、元來公使館に書記生を勤務せしむること多からずして、而して其書記生は常に領事館書記生より轉換流用するものなれば、彼此の內に殆んど區別なく、又各國に在勤する通譯生は、二十六年勅令第六十八號にては、書記生たることを得べき資格を有する者より任用する規程にして、即ち外務省留學生より之を採用する方針なりしに因り、書記生と區別するの必要なかりしなり。然るに後の當局者は、通譯生は單に銓衡を經て任用することに改め、書記生たるを得べき資格を問はざるものとなしたれば、之が爲めに其二等領事に任用せられたる後の任地を、前官の任地內に限らざるを得ざるに至れり。

第九　通譯官

明治二十八年六月勅令第八十二號を以て、通譯官及び通譯生に關する規程を發布し、同時に他の勅令を以て其官等俸給を始めとし、之に關する一切の規程を發布したり。其通譯生に關するものは姑らく措き、通譯官は當時發布したる規程にては、左の如きものなり。

外交官及領事官試驗規則に掲げざる外國語を通譯するの必要ある公使館に、一等通譯官二等通譯官を置くことを得

外交官領事官試驗規則に掲げたる外國語は、英佛獨の三箇語にして、外交官領事官たらん者は、少くも此三箇語の一には、必らず通ぜざるべからざるものなり。而して此規則に掲げざる外國語とは、即ち英佛獨語以外の國語にして、例へば支那語朝鮮語露語スペイン語の類なり。此等の國語は外交官領事官の試驗に必要ならざれば、隨て外交官領事官中には稀れに之に通ずる者あるも、義務として知らざるべからざる國語にあらず。故に此等の國語を通譯する爲めに、公使館に通譯官を置き、領事館貿易事務館に通譯生を置くの必要ありしなり。然るに後の當局者は此原則を無視し、此規程に違反し、外交官領事官試驗規則に掲げたる國語の一を解するも、其以外の國語を解せざる者を任用して、通譯官となしたり。蓋し外交官領事官々制は無資格者を任用することを許さゞれば、此無資格者を任用せんが爲めに、故らに規程を曲解し「外交官領事官試驗規則に掲げざる外國語の通譯」とは現實の事に限らず、將來其規則に掲げざる國語を通譯する爲めにも、通譯官として任用することを得るものなりと解釋したるが如し。斯る意味にて通譯官を任用することを得るものならんには、何人か通譯官たるを得ざる

ものあらんや。其明かに規程に違反することは、苟くも文字を知る者の容易に了解する所ならん。

右の如く後の當局者は其原則を破り其規程に違反したれども、明治二十八年に置きたる通譯官は斯くの如きものに非らず。外交官領事官の義務として解するものに非らざる外國語の通譯を要する公使館に限り、之を置きたるものにして、例へば支那の如き、朝鮮の如き、又露國の如き、皆な其必要ありて之を置き、現實に其國語を通譯する者ありしなり。故に其在職數年に及ぶときは、其任務に練達したる結果として、之を公使館に在勤する外交官となし、又は其公使館の管轄內に於ける領事館に在勤する領事となすも妨げなしと認め、明治二十五年五月勅令第百八十二號を以て左の規程を設けたり。

公使館一等通譯官及公使館二等通譯官にして在職滿二年以上の者は、外交官又は領事官に任用することを得、

但し其在勤地は前任の任地內に限る

即ち一例を擧ぐれば、在淸國公使館に在勤する通譯官は、在職滿二年後北京公使館に在勤する外交官、又は淸國內に於ける領事館に在勤する領事官に任用することを得るものなり。斯の如き規程は各國の例に於ても之あるもの多く、我規程に於てのみ然るに非らず。何となれば後の當局者の如く、其國の國語を通譯すること能はざる者を任用すれば格別、若し通譯官任用の原則を正當に遵守せば、通譯官となりて其國の國語を通譯するに至るまでに、少くとも三四年の歲月を其國語の講習に費やさゞるべからず。而して此三四年の間には其國の事情に通ずるに至るは無論の事にして、其通譯官に任用せられたる後又更らに滿二年を經ば、其國內に在勤する外交官又

は領事官たるに於て、充分の資格あるものとす。依て此特例を設けたるものなるに、後の當局者は此特例を其儘に置きながら、其任用の解釋を誤れり。通譯官を置きたる原則は、全く破壞したるものと謂ふべし。

第十　書記生、通譯生

在外公使館に勤務する者は、外交官領事官の外に公使館に限りては、通譯官あり、陸海軍武官あり、公使館領事館貿易事務館には、書記生あり、通譯生あり、又清國朝鮮に於ける領事館には、右の外に警察官ありと雖ども、通譯官のことは既に論ぜし所の如くなれば今又之を贅せず。陸海軍武官は陸海軍より之を派遣するものにして、警察官は治外法權を有する國に限りて置くものなれば、是れ亦之を論ずるの要なし。其書記生及び通譯生に至りては、少しく之を論じて其制度を明かにするの必要ありと覺ゆ。但し明治三十年十月勅令第二百九十二號を以て、公使館領事館書記生を外務書記生と改稱し、公使館領事館貿易事務館通譯生を外務通譯生と改稱したり。

公使館領事館に於ける書記生は、明治二十六年勅令第百八十七號を以て發布したる任用令にては、書記生試驗規則に合格したる者に非ざれば、之を任用せざるの原則を定め、其試驗規則は翌明治二十七年二月外務省令第二號を以て之を發布したり。其規則中試驗を二項に分つことと外交官領事官試驗に於けるが如く、其科目は外交官領事官に比すれば固より低度に在るものなれども、他の普通文官に比しては全く其趣を異にし、公使館領事館に

勤務するに必要なる科目にして、外國語の如きも英佛二國語の内の一には、必らず通ぜざるを得ざるものなり。而して此試驗に合格したる者の外特例として任用せらるゝことを得べき者は、外務省判任官にして在職滿二年以上の者及び外務省留學生にして、書記生は相互的に在職滿二年以上にして、外務省判任官たることをも得べきものなりしが、後の當局者は明治三十年八月勅令第二百九十一號を以て、外交官領事館と外務省高等官との間に轉移し得べき期限を短縮すると同時に、書記生と外務省判任官との間に轉移し得べき期限をも一年に短縮したり。期くては素養なき者の書記生たるを得べき恐あること、外交官領事官の場合に於て論じたる所と同一なるべし、

公使館領事館貿易事務館に於ける通譯生は、明治二十八年勅令第八十二號を以て、通譯官を公使館に置くことを得るの規程を設くると同時に、書記生試驗規則に揭げざる外國語を通譯するの必要ある公使館領事館貿易事務館に置くことを得るものとなし、即ち英佛語以外の國語を通譯する爲めに置くものなりしなり。而して其資格に在りては、外務省留學生より採用する方針なりしに因り、書記生たるべき資格を有する者より之を任用する規程なりしが、後の當局者は明治二十九年に至り勅令第三百五十八號を以て、單に銓衡を經て任用することに改正したり。蓋し當時其人を求むるに急なる事情にても之ありしものなるべしと雖ども、斯くては留學生は遂に其必要を見ざるに至るの恐あるべし。

又書記生及び通譯生の定員は、明治二十六年の改革當時には、通譯生の設け未だ之なく、書記生定員五十人なりしが、明治二十八年六月通譯生を設け、且つ領事館の增設ありしに因り、定員合せて六十七人となり、爾後公使

館領事館漸次に増加したれば、最近の改正定員令即ち明治三十一年勅令第二百十號にては、其定員百三人となれり。此増加は二十六年に規定したる標準に依れるもの丶如し。向後公使館領事館の増設に伴うて、猶ほ其定員を増加することとならんが、當局者たるもの其規程を嚴にして其人を得るの注意あること肝要なるべし。

第十一　特別任用令

明治二十六年の改革以後は、眞に已むを得ざるもの丶外は、出來得る丈け特別任用の範圍を縮少して、外交官領事官任用の原則を保持せんことを務めたれば、領事官特別任用令及び通譯官通譯生に關する特別任用令等を除きては、他に特別任用令を設くることを爲さゞりしに、後の當局者は明治三十年八月に至り勅令第二百九十號を以て、特別任用の範圍を著るしく擴張したり。其要領を擧れば左の如し

（一）外務書記生にして滿五年以上公使館領事館又は貿易事務館に勤務し、三級以上の俸給を受くる者は、銓衡を經て領事官に任用せらる丶に過ぎざりしが、勅令第二百九十號は之を改め、同令施行後三年間に限り、外交官にも任用することを得るものとなしたり

（二）公使館一等通譯官二等通譯官にして滿二年以上公使館に勤務したる者は、銓衡を經て其勤務せし公使館に於ける外交官若くは其公使館の管轄内に於ける領事官に任用せらる丶に過ぎざりしが勅令第二百九十號は之を改め、同令施行後三年間を限り、其制限以外の地に在勤する外交官領事官又は貿易事務官にも任用することを

得るものとなしたり

（三）外務省飜譯官は特別なる技術を要する行政官にして、單に銓衡を經て任用せられ別に資格を有する者の外は、他の官に轉ずることを得ざるものなりしに、在職三年以上との制限を附し、勅令第二百九十號施行後三年間は、銓衡を經て外交官領事官又は貿易事務官に任用することを得るものとなしたり

（四）明治二十六年の改革の要旨は、外交官領事官制度の基礎を確定せんと欲するに在りたれば、同年勅令第百八十七號を以て發布したる外交官領事官任用令には、現に其職に在る者の外は、試驗に合格したる者に非らざれば、任用せざるの原則を定め、當時以前即ち外交官領事官制度の未だ確定せざる時代に、外交官領事官たりしも、新令施行の當時其職に在らざりし者は、新令施行後再び外交官領事官たることを得ざるものとなし、因て以て制度の紛亂を避けたるに、勅令第二百九十號は之を改正し「滿二年以上公使館又は領事館に勤務したる者は」との條件を附したるのみにて、新令施行以前嘗て外交官又は領事官たりしものまで、外交官領事官又は貿易事務官たることを得る特例を與へたり

（五）明治二十六年勅令第百八十八號領事官特別任用令に依り任用せられたる者は、再び明治二十九年勅令第百八十二號（通譯官を共任國內に於ける外交官領事官に任用する規程）に依り任用せられたる者は、別に資格を有する者を除くの外、他の官に轉ずることを得ざるものなりしが、勅令第二百九十號は之を改め、此等の規程に依り任用せられたる者、及び此勅令に依り特別任用せられたる者は、總て外交官領事官及び貿易事務官の間

に、何れの官にも自由に轉任することを得るものとなしたり。

右の如き特別令は、何の必要ありて之を設けたるものなるや殆んど解すべからず。公使館領事館の著るしく增加したるにも非らざれば、多數の外交官領事官を俄かに要する事情なし。故に三年間に限りて特例を設くる必要なきは勿論、其他の事情に於ても、斯くの如く特別任用の範圍を擴むる必要は毫も之あるを見ず。加ふに他の一事に於ては、明治二十六年の改革以來、外交官領事官試驗は少くも每年一回は施行せられ、之に合格して出身する外交官領事官は漸次增加し、斯くの如き特別令を設くる理由あることなし。當時坊間の風說に據れば此特別令は某々等一二の人を採用せんが爲めに設けたるものなりと、果して然る內情のありしや否を知らざれども、多く特別令を設くれば、合法的原則を無効に歸せしむる恐あり。殊に一二の人を採用せんが爲に、其都度特別令を設けて既定の任用令を動かすに於ては、果して何れの時を以て外交官領事官の改良を圖らんとするか。外交官領事官にして改良せずんば何人にして外政の任に當るも、到底其成功を期すること能はざるべし。

第十二　試驗委員官制

外交官領事官の爲めに特に任用令を定め、又試驗規則を設けて、以て他の普通高等文官と全く其性質を異にしたること、既に前數篇に於て述ぶる所の如し。而して既に此制度を成立したる以上は、他の普通高等文官試驗委員の外に、外交官領事官のために別に試驗委員なかるべからざるは當然のこととなるに因り、明治二十六年十月

他の諸規程と共に勅令第百二十六號を以て、外交官領事官試驗委員官制なるものを發布したり。其委員組織の大體は左の如し

委員長は外務次官、委員は外務省政務局長及び通商局長、文官高等試驗委員二名、帝國大學教授二名

右の外臨時必要なるときは、別に臨時試驗委員を命ずることを得れども以上の人々は常任の委員なりとす。

斯くの如き組織を爲したる所以のもの、多少の理由なきに非らず。抑も外交官領事官たるものは、本論第二第三に於て既に論じたる如く、特別の技能を要するものなれば、之が爲めに施行する試驗は必らずしも、其學術のみを試驗するに非らず。相當の學術なかるべからざるは勿論なれども、學術あるのみにては、到底巧妙なる外交官領事官たることを得べきものに非らず。故に試驗科目に至りても、既に述べたる如く、第一次試驗に最も重きを置き、其人の將來果して外交官領事官たることを得べき性質を具備するや否やを知るを宜しとなすものなれば、學術ありとするも此性質を具備せざる者は採用するの要なし。而して其性質を具備するや否やを檢定するは、永く外交通商の事務に從事して其實歷ある者に非らざれば能はざるものなり。此等の理由あるに因り、外務次官を以て委員長となし、政務通商の二局長を以て委員となし、尙ほ學術上の能力を試驗するが爲めには、大學教授二名を以て委員となし、行政上の能力を試驗するが爲めには、文官試驗委員二名を以て委員となしたり。無論に試驗の際此等の委員は單獨の意見にて、其檢定をなすものに非らず。合議制に依りて決するものなれども、其委員を解剖すれば右三箇の要素より成立したるものなり。

試験委員組織の要素、右の如くなるに因り、大學教授及び文官試験委員中より委員を選擇するに於ても、其選擇を愼まざるべからざるは勿論なれども、此等の人々は殆んど一定の資格ありて、大に其選擇を誤るべき事情之なきに似たり。政務通商二局長に至りては、外交通商一般の事務に於て其人を得ざるべからざるは云ふまでもなく、此試験施行の爲めにも最も其人を得ざるべからざるの必要あり。然るに何事ぞ、後の當局者は外交通商に左まで經歴を有せざる人を任用したることあるのみならず、甚だしきに至りては未だ曾て外交官領事官たりし經歴を全く有せざる人を任用したることあり。此等の人々をして試験の任に當らしむ、其試験委員組織の要素を缺きたること明かなり。蓋し此人々は悉く無能の人に非らざるべし、然れども外交官領事官たりし實践なくして、焉んぞ能く他人の外交官領事官たることを得べき性質あるや否やを檢定することを得るものならんや。善く外交を談じ通商を論ずる者は、必らずしも巧妙なる外交官領事官に非らず。巧妙なる外交官領事官は其行に敏なるも事る其言に訥なるものあるに、少しく其外交通商を議論することを得たりとて、此等の人々を擧げて重要なる實務を託するは危險等し。局に當る者常に此主旨を忘るゝ勿れ。

第十三　費用條例

公使館領事館費用條例たるものは、公使館領事館に勤務する者に支給する一切の規程を網羅したるものにして、此條例は久しき以前より存在し、明治二十四年に改正したるものは最近の條例なりしが、不備の點頗る多

く、到底之を改正せざれば、實行に適せざるのみならず、明治二十六年の改革にて外交官領事官制度の基礎を定め、從來の規程を一新したれば、此新規程に伴はんが爲めには條例を改正せざるを得ざるの必要あり。依て同年十月他の諸規程と同時に勅令第百七十一號を以て其改正條例を發布したり。

此條例は全篇四章三十七條より成立し、又必要なる諸表をも附屬し、從來の條例に比すれば最も詳細に規定したるものなるが、此條例を起草するに際して、今の日本銀行支配役川崎美寛氏の助力を得たるもの甚だ多し。氏は當時外務書記官にして會計課長たり。其規定を要する實際の事情を指摘し、余をして起草に便ならしめたるのみならず、爾後久しく其職に在りて實施の任に當りたれば、今日に至るまで此條例をして幸に紛亂を免かれしめたり。故に此條例は發布後數回の改正を經たれども、其改正は多くは公使館領事館の增設に隨て諸表に追加したるまでにて、大體の規程は今日に至るまで依然として明治二十六年の改革の方針を繼續するものなり。

此條例第一章は俸給に關する規程にして、第二章は退官賜金及び死亡賜金に關する規程、第三章は旅費に關する規程、第四章は經費に關する規程なりとす。今之を細論するに於ては、全篇を摘錄して數多の紙上を費さゞるを得ざるに因り、本論には僅かに各章に就て其大要を述るに止むべし。

一　俸給に關する規定

外交官領事官及び書記生に支給する俸給は、本俸在勤俸及び加俸の三種に區別せらるゝものにして、本俸は、外國に在ると否とに拘らず、待命の場合を除くの外、常に支給せらるゝ俸給にして、普通行政官の受くる俸給

と其性質を同うするものなり。在勤俸は之に反して外國在勤の場合に於てのみ、本俸の外に之を支給するものにして、加俸は、本俸及び在勤俸の外赴任轉任轉官等總て移動の場合に限り支給するものとす。試に順次に之を略論せんに

本俸は明治二十六年改正の條例にては左の如し

特命全權公使は　年俸一級四千圓　二級三千五百圓

辨理公使は　年俸三千圓

代理公使　公使館一等書記官及び總領事は年俸一級二千五百圓　二級二千二百圓　三級二千圓

公使館二等書記官及び一等領事は　年俸一級千八百圓　二級千六百圓　三級千四百圓　四級千二百圓

公使館三等書記官及び二等領事は　年俸一級千圓　二級九百圓

外交官補、領事官補は　年俸六百圓

右の規程は、特命全權公使を除くの外、大概に於て普通高等文官との權衡を維持せんが爲めに、其俸給を標準として之を定め、舊條例の多級の間に甚だしき差等ありしものを改正したるなり。

然るに後の當局者は明治二十九年勅令第三百五十七號を以て、著るしく之を細別し、官等に比例して左の規程に改めたり

高等官一等特命全權公使は　年俸一級四千圓　二級三千五百圓

高等官二等辨理公使は　年俸一級三千圓　二級二千五百圓
高等官三等の代理公使、公使館一等書記官、總領事は　年俸一級二千五百圓　二級二千二百圓
高等官四等の公使官一等書記官、總領事、公使館二等書記官、一等領事、貿易事務官は　年俸一級二千二百圓　二級二千圓　三級千八百圓
高等官五等の公使館二等書記官、一等領事、貿易事務官は　年俸一級千八百圓　二級千六百圓　三級千四百圓　四級千二百圓
高等官六等及び七等の公使館三等書記官、二等領事、貿易事務官は　年俸一級千四百圓　二級千二百圓　三級千圓　四級九百圓　五級八百圓
外交官補、領事官補は　年俸六百圓

此改正は何故に斯くまで細別せざるを得ざるや、既に已に解すべからざるものなりしに、明治三十一年十月に至り、勅令第二百四十三號を以て再び改正し、一層雜駁なるものとなしたり。其改正は高等官二等の特命全權公使を新たに設けたるに因り其俸給を定め、同時に高等官七等の外交官補領事官補の俸級を細別したるものにして、即ち左の如し

高等官二等の特命全權公使は　年俸三千圓
高等官七等の外交官補、領事官補は　一級千圓　二級九百圓　三級八百圓　四級七百圓　五級六百圓

本論第六官等令を論じたる場合に於て既に論ぜし如く、明治二十九年及び三十一年の官等改正は頗る失當のものなりしに、此改正官等と同時に俸給を細別して雜駁なるものとなしたるは、其理由を解するに苦しまざるを得ず。或人云はん、此改正は永く同位地に在る者をして失望せしめざるが爲に、數回增給し得ることを圖りたるものなりと。果して然るや否やを知らずと雖ども、階級的昇進の道を明かにして、大に望を有せしむることを爲さず、細別したる少俸に因りて後進者の望を維持せんと企つるが如きは、殆んど兒戯に類せる者と謂ふべし。

待命外交官領事官は、本論第五定員令を論ぜし場合に述べたる如く、舊官制に於ける無給の待命外交官を五名まで增置することを得るの規程は妥當を缺きたるものなるに依り、之を刪除し單に定員十五名以内となせしが、其俸給に關し舊條例には本俸三分の一を給する規程ありて、無給にあらざれば則ち必らず三分の一を給せざるを得ず。然るに待命者中には必らずしも三分の一を給する必要なき者もこれあり。依て改正條例に於ては「本俸三分の一以内」となし、以て其必らずしも三分の一に限らざるものとなしたり。待命者の俸給に關しては、此規程のみに過ぎざりしに、後の當局者は明治二十九年勅令第三百五十七號を以て、此規程に但書を追加し「臨時外務省の事務に從事することを命ぜられたる者には、其の本俸全額以内を給することを得」と改正したり。此但書類似の規程は、舊條例中にもこれありしと雖ども、斯くては在外公館に關する豫算の原則を動かす恐あるのみならず、明治二十六年の改革は、行政整理と共に、費用節減を旨とせしせのなるに因り、斯くの如き規程を刪除したるものなり。故に今之を復舊して、但書を設くるに於ては、豫算の原則を動かす恐あれども、豫算の事は若し餘裕あら

ば、其不當を嚴責すべき程のことにもあらず。然れども待命者は元來當然執るべき事務なきものなれば、此規程を設くる以上は、其濫弊を防ぎ、臨時必要ありて外務省の事務に從事せしむる場合に限らざるべからず。日清戰爭に際し、待命外交官領事官をして、臨時事務に從事せしむる必要を生じ、明治廿七年十一月勅令第百八十九號を以て「戰時若くは事變に際し待命外交官又は待命領事官にして、外務省又は他官衙の職務に從事せしむるときは、其の本俸全額迄を支給することを得」と規定したることあり。彼れと此れとは因より別事なれども、此但書を適用する場合は、最も愼重なる注意を要し、以て其濫弊を防がざるべからざるに、後の當局者中には此但書を利用して、頻りに待命者に本俸全額以內を給せし者あり。其甚だしきに至りては、全く外務省の事務に從事せしむることなくして、徒らに本俸全額を給せしことあり、濫弊も亦極まれりと謂ふべし。

右の外書記生には普通判任官の俸給令に依り、其本俸を給するものなり、但し書記生には待命等の規程之あることなし。

在勤俸は、本俸の外に支給するものにして、即ち職務俸なり。此職務俸は、外交官領事官の任地に到着したる翌日より支給するものにして、其額は條例に附屬したる別表に詳かなりと雖ども、此別表を摘錄して玆に細論するは、事情の許さゞる所なるのみならず、明治二十六年に制定したる別表は、從來に比して、其費額を增加することを得ざりしに因り、舊表に就て其當否を審査し、總額を動かさずして之を訂正したるに過ぎず。而して明治二十八年度豫算に於て、在外公館の費用總額二割を增加し、二十八年勅令第二十六號を以て、其別表に改正を加へ

たり。此改正別表は即ち現行規程なれば、玆に之を論ぜずして更らに豫算を論ずる場合に之を讓ることの適當なるを覺ゆるに因り、暫く之を略すべし。但し二十六年訂正の別表に就て玆に一言せざるを得ざるは、代理者に關する在勤俸を著るしく增額したること是れなり。舊條例に於ける別表にては、臨時代理公使領事代理等凡そ代理者に關する在勤俸は、其本任官の在勤俸に比して非常る懸隔ありて、代理者は到底其體面を維持すること能はさりし事情あり。是れ甚だ其當を得たるものに非らず。各國の制度に於ても斯くの如き懸隔あるもの之なければ、從來の規程を一變し、代理者の在勤俸を出來得る丈け增額し、因て其體面を維持せしむることゝなせり。

在勤俸は、外國在勤の場合に於て職務俸として支給するものなれども、其支給額は單獨にて在勤する場合を目的となしたるものなれば、其妻を任所に同伴し、又は赴任後任所に呼寄せたる者は、之が爲めに別に相當の費用を增加するは勿論の事なるに因り、此場合に於ては其現に受くる在勤俸に十分の三を增額して支給することゝなせり。是れ舊條例に於ても規定する所にして、畢竟交際上其體面を維持せしめんが爲めには已むを得ざるものなり。而して此增額を受くべき者は、明治二十六年發布の條例にては、特命全權公使、辨理公使、代理公使、公使館一等書記官、總領事、公使館二等書記官及び一等領事に限りて其餘に及ばざるものとなせしが、二十八年度豫算增加の結果として、二等領事も此支給を受くることを得るものとなせり。是れ深き理由あるに非らず、二等領事は舊官制に於ける副領事に相當するものにして、副領事は當時此支給を受くることを得ざる者なりしに因り、改正條例も之を襲用したるなり。然るに二十八年度に至り豫算總額に對し二割の增加ありたれば、二等領事に之

を支給するも豫算に妨げなきのみならず、二等領事も亦其任地に在りては、一等領事と體面を維持する點に於て著るしき差等なきものなれば、均しく其增額を受くるものとなせるなり。又此支給に關し玆に一言し置かざるを得ざるは、代理者に關する規程にして、舊條例に於ては臨時代理公使領事代理等凡そ代理者は、其在勤俸本任官に比して非常の懸隔ありしのみならず、代理をなすも其代理俸に對する割合を以て妻に關する費用の增加をなさず、依然從來受くる所の在勤俸に對して增額の割合を定めたれば、之が爲めに代理者の困難せしこと尠なからず。依て二十六年の改正條例にては「現に受る在勤俸十分の三を增給す」と規定して、以て其不備を補ひ代理者をして其困難を免かれしめたり。又兼任國に駐在する場合に於て、舊條例にては滯在日數滿四週間を限り旅費規程中の日當は十分の五を增給する規程にして、此期限を過ぐれば普通日當を給するに過ぎず。加ふるに此特例を受くるは公使に限りて其餘に及ばざるものなりしが、外交官の兼任國に赴くは、普通交際上の儀式に止まることもあれども、又特別なる公用を有することもありて、其滯在日數を制限することを得ざる場合多し。此場合に於て其支給額を減ずるは全く理由なきものなり。又兼任國に赴くは必らずしも公使に限るものに非らず。公使若し他に兼任國あれば、其館員も亦自ら其國を兼ぬる場合多きのみならず、公使若し他に兼任國を有せざるも、其館員は公務の都合に因りて、他の公使館に兼勤することあり。外交事務漸次繁忙を加ふるに於ては、殊に此兼任の必要を感じ、事務の繁困に依りて、各館の人員を流用せざるを得ざるに因り、二十六年の改正條例にては、單に兼任國駐在の場合に於て、到着の翌日より其滯在日數に應じ無制限に支給するものとなし、且つ此支給は旅費

日當に屬せずして、在勤俸の性質を有するものなることは、明かなる事實なれば、是をも同時に改正して俸給に屬するものとなせり。但し二十六年改革の當時には未だ領事官の他の領事館事務を兼ぬるの例を開かず、兼任の場合は全く外交官に限りたりしが、爾後其例を開らき、二十八年勅令第二十六號を以て之に關する規程を設け、同時に其規程を一層周密にして「兼任國（公使の場合）若くは兼任地（領事の場合）駐在は本任所の在勤俸を給す、但本任所に於て不在中代理者を命じ、之に其の代理に對する在勤俸を給 するときは、事務引繼を爲したる日より、代理者に給する在勤俸の全額を控除したる殘額を給す」との規程を設け、不在中代理者を命じ其代理俸を給しながら、重複に在勤俸を受くることなきものとなしたり。右兼任國若任くは兼任地に於て支給する在勤俸は二十六年發布の規定と、二十八年發布の規定とに相違あり。是れ二十八年度豫算増加に因り一般在勤俸を増額したる結果にして、此事に關しては豫算を論ずる場合に更らに述ぶる所あるべし。

加俸は本俸及び在勤俸の外に支給するものにして赴任歸朝等移動の場合に於て、任地に於ける準備を始め、其他移動に關する諸般の費用を支辨せしむる爲めに支給するものなり。此規程は舊條例にも之なきに非らざりしと雖も、頗る不備にして其當を得ざるもの多かりしなり。依て二十六年發布の改正條例は其不備を補ひ其失當を除けりと雖とも、猶は完全なるものとなさんには、豫算に關係を有し、豫算を増加するに非らざれば能はざる事情ありしが、二十八年度豫算の増加に因り、同年勅令第二十六號を以て、再び之を塡補することを得たり。此二回の改正を經て、現行規程は左の如きものとなれり。

(一)新たに任命せられて本邦より赴任するときは、其赴任に際し、特命全權公使、辨理公使、代理公使には、其任地に於て受くべき在勤俸年額の十分の三、其他の外交官、領事官、書記生には十分の二を給す

(二)任所を轉ずる場合、又は外交官より領事官に轉ずる如き、其官を轉じたる場合には其新任地に於て受くべき在勤俸年額の十分の一を給す、但し其官を轉じたりとて、其任地は依然同一の地なるときは、之を給せず

(三)歸朝を命ぜられたる者、又は賜暇歸朝を許されて歸朝する者には、其在勤俸年額の十分の一を給す、其歸朝を命ぜられたる者再び前任地に赴任するときも亦同じ

(四)以上三項の場合に於て、其妻を同伴する時は普通受くべき加俸の外に、更に在勤俸年額の十分の一を給す其妻を任所に呼寄するとき、其任所より歸朝せしむるとき亦同じ、但し此妻往復の場合は、其任地に變更なければ在勤中往復各一回を限りて其餘は給せず

(五)官を轉じ又は任所を轉じたる場合に於て、其妻を舊任地に殘して單身赴任したるとき、或は歸朝を命ぜられたる場合に於て、其妻を任地に殘して單身歸朝したるとき、其妻の新任所に赴き又は歸朝するに際しては、其夫の從前受けたる在勤俸年額の十分の一を給す、其夫死亡して妻のみ歸朝するときも亦同じ

以上の如き周密なる規程を設けたるは、畢竟外國を往復し又は外國に於て其任地を轉ずるは、內地に於けるものと異りて、尠からざる失費を要するが爲なることは、贅言を待たずして明かなるべし。

二 退官賜金及び死亡賜金に關する規程

外交官、領事官、書記生等の退官賜金及び死亡賜金に關しては、費用條例中單に「本俸に依り算出す」との規程を設けたるに過ぎず。是れ在勤俸加俸の類は俸給なりと雖ども、之を支給するは條例に規定したる各種の場合に限り、其退官賜金及び死亡賜金に算入すべき性質を有せざるが爲めなり。而して其本俸に依り算出する方法に至りては、普通文官俸給令中「別に定むる所なきものは本令の規定に依る」とあるに率由し、費用條例中別に之を定めずして文官俸給令に依るものとなしたるなり。但し外國在勤中又は任所往復中に死亡したる者に關しては普通文官の例に依りて支給する死亡賜金のみを以て足れりとなすべきものに非らず。何れの國に於ても斯くの如き場合には、特例を與ふるものなれば、改正條例に於ては「死亡賜金の外本官相當の在勤俸年額十分の三を給す」との規程を設けたり。此規程は舊條例にも之なきに非らざりしと雖ども、其割合は十分の二にして、少額に失せるを覺ゆるに因り之を增額したるなり。又舊條例中には、外交官、領事官、書記生等の妻任所に於て死亡し、其遺骸を本邦に運送するときは、一等船車料を給する規程ありしも、改正條例には之を刪除したり。之を刪除したるは、必らずしも不必要なりしが爲めに非らず。其夫の死亡に對してすら、斯くの如き特例なきに其妻に限りて此規程を設くるは、不當なりしが爲めにして、若し其夫に對しても特例を與ふることを得べき場合に至らば、之を復舊することと固より妨げなかるべし。

三　旅費に關する規程

旅費は、汽車賃及び日當を支給することと普通旅費規則に於けるが如し。而して此旅費を給するは、赴任、公用

歸朝、賜暇歸朝其他公務を帶び旅行する場合に限り、養痾歸朝の如き自己の便宜に出づるものには給せざるなり。普通旅費規則に在りては、其里數と日數に應じて旅費を給すれども、外國勤務の者は大概其順路を豫定し得るものなれば、隨て船車料も又其旅行に要する日數も豫定し得るが故に、普通旅費の如く煩雜なる計算を要するまでもなく、定額を定めて支給することを得るものなり。故に舊條例に於ても改正條例に於ても、大概の地方は定額を設けて、其定額を支給することゝなし、其豫定し得ざるものゝみ、普通旅費の如き計算を要するものとせり。然るに此旅費は其赴く地方に因りて、金貨を以て支拂はざるを得ざる地方あり、又は外國貨幣を以て支拂はざるを得ざる地方あり。加ふるに郵船及び汽車は時々其賃金表を變更するが故に、縱令其金貨若くは外國貨幣に換算して大概豫定することを得たりとするも、郵船及び汽車の其賃金表を變更するものに至りては、之を豫知すること能はざれば、其都度定額を改正するの外なし。斯る手續は制度上煩雜を免かれざること云ふまでもなければ、明治廿七年勅令第八十二號を以て、條例中より之を除き、外務大臣大藏大臣と協議して定むることに改め、爾後省令を以つて其豫定額を規定したり。

其他旅費中船車料は、外國勤務の者の妻にも、又場合に因りては從者にも之を給し、又日當は甲乙二種に分ち、歐米、濠洲、ハワイに於ては甲額を給し、其他の諸國に於ては乙額を給するものとなせりと雖も旅費に關する諸般の規程は、局に當る者の外其詳細を知るの要なかるべしと信ずるに因り、玆に細論することを爲さざるべし。

四　經費に關する規定

公使館領事館の經費は、實費精算を要するものと、其精算を要せざるものとの二種あり。實費精算を要するものは、會計法會計規則に依りて精算すること普通行政費に異る所なしと雖ども、其精算を要せざるものは之に異り、豫定の額を公使館又は領事館に長たる者に附與して、其支辨に任せ、其過不足を問はざるものあり。此費用を條例にては渡切經費と云ふ。遠隔の地に在りては、此便法を設くるは已むを得ざるものにして、各國の制度に於ても皆な此類あり。而して其精算を要するものと、要せざるものとの區分は、外務大臣大藏大臣と協議して之を定むるものとなし、爾後省令を以て發布したり。此渡切經費に關し茲に一言し置かざるを得ざるは、二十六年の改革は出來得る丈け渡切經費の範圍を擴張するの方針を執りたること是れなり。遠隔の地に在りて其在勤員も數人に過ぎざるに、內地諸官衙に於けるが如く精算を要する經費多きに於ては、殆んど其煩に堪へざるのみならず、從來之が爲めに館員の內一名は會計主任として、全く他の事務を抛擲せざるを得ざるの弊ありたれば、出來得る丈け渡切經費の範圍を擴張して、此弊を除かんと欲し、其主旨に依りて當時の省令を起草せしが、爾後數回の改正ありたれども、幸に此方針は未だ變せざるが如し。

又右渡切經費を始め凡そ在勤、滯留、旅行中に係る俸給及び日當は、金貨を以て支給する地方と銀貨を以て支給する地方との區別あり。明治二十六年の改正條例にては、歐米（メキシコを除く）濠洲、ハワイに在りては、金貨を以て之を支給し、其他の諸國に在りては、銀貨を以て之を支給する規程ありしが、其後インド及び露領ア

ジアも金貨使用の國となりたれば、明治十七年勅令第五十一號を以て、此二地方も金貨支給の内に追加したり。然るに明治三十年に至り本邦に於ても貨幣制度の改正ありて金貨制度を採用せしに因り、諸般の規程も自ら一變せざるを得ず。之れが爲めに明治三十年六月勅令第七十五號を以て「明治二十六年勅令第百七十一號公使館領事館費用條例に依り、金貨を以て給せらるゝ者には、明治三十年十月一日以後其金貨一圓に對し二圓の割合を以て、銀貨を以て給せらるゝ者には、同日以後其銀貨一圓に對し一圓の割合を以て、明治三十年法律第十六號に依り發行する金貨を給す」と改正したり。從來の金貨一圓は新貨幣の二圓に相當するものなれば、此改正は當然のことなるべし。

五　附則

二十六年發布の改正條例中附則として掲げたるものゝ内には、單に條例中の解釋に過ぎざるものも之ありたれども、其他に左の規程ありたり

(一)舊條例には、兼任駐在の場合に於ては公使に關する規程の外之なく、甚だ不備のものなりしに因り、之を改正したること既に論ぜし所の如し。然るに兼任國駐在の場合に於て、臨時代理公使は、如何なる規程を適用すべきものなるや。條例中疑義を生ずる恐あれば、之を明示するの必要を感じ「臨時代理公使旅行又は兼任國駐在の場合には、總て代理公使に關する規程を適用す」との明文を掲げたり。是れ我制度に於ける、臨時代理公使は職務の名稱にして代理公使は之に反し官名なれば、本來の性質に於て同じからずと雖ども、其職務に於て毫も異る

所あるものに非ざれば、旅行又は兼任國駐在の如き其費用を給する場合には、無論に彼此の間に區別を立つるの必要なければなり。

(二)貿易事務官なるものは、本論第四官制を論じたる場合に述べたる如く、一種特別の官にして普通外交官領事官の外に在るものなれども、我官制に於ては總て領事官の規程を準用するものなれば、此條例に於ても亦「其官等に應じ本令に揭ぐる一等領事又は二等領事に關する規程を適用す」との明文を揭げたり。

(三)名譽領事に關しては、本論第四官制の部に既に論じたる如し。領事官同様の職權を行する者に非ざるのみならず、所謂商人領事にして、任國に於ける待遇も、正式領事と大に異るものなり。又此等名譽領事は、實は大概營業ありて、別に俸給を要せざる者多し。然れども相當の事務所費を要すべきは、當然の事なるに因り、初めよりこれを辭せし者の外、從來事務所費を給する規程ありたれども、舊條例に於ける事務所費は、一箇年二千五百圓を超過せざる範圍内に於て、幾何を給するも妨げなきものなりしが、二千五百圓は總領事の本俸一級俸に等しき額にして、別に在勤俸の類を給せずと雖ども、其額多きに失せり。而して他の一方に於ては、名譽領事館を漸次增設するの必要あり。經費節減を一理由とせし行政整理にては、其額を減ぜざるを得ず。依て之を「年額八百圓以内を給することを得」と改正し、現に多額を支給し居る者をも減額し、大概二百圓以上制限以内に改正したり。又從來領事館に書記生を在勤せしむることありと雖ども、舊條例には之に關する規程なし。依て改正條例にては書記生に給すべき在勤俸は、最近地領事館の例に依るとの規程を設けて、其不備を補ひたり。

此附則の外、改正條例中には、舊條例の不備を補ひ失當を除きたるも多しと雖ども、今悉く之を細論するの要なし。而して此改正條例實施後に發布せられたる官制にして、此條例を適用することゝなりたるもの之あり。通譯官通譯生に關する規程の如き是れなり。即ち明治二十八年勅令第八十三號を以て、公使館一等通譯官二等通譯官の俸給及び旅費は、其官等に應じて、公使館三等書記官又は外交官補に關する規程を適用し、通譯生には書記生に關する規程を適用することゝせり。

以上順次に論じたるものは、費用條例の大要なりとす、此條例は廿八年度豫算増加の結果に依り、多少其規程を改正したれども、尙ほ他日豫算增加の機會を得ば隨て此條例に改正を加ふるの必要あること勿論なるべし。

第十四　經費及び豫算

公使館領事館貿易事務館の費用に關しては、從來數回の改正ありたれども、其改正は費用を增額するものに非ずして、其都度節減を加へたるものなれば、明治二十六年の行政整理に際し、外務本省の費用には大に刪減せしものありと雖ども、在外公館の費用即ち公使館領事館貿易事務館の費用に至りては、殆んど刪減するの餘地なく、明治廿六年度既定の豫算は五十三萬九千七百四十三圓餘なりしを、同年改革の結果として、廿七年度要求額は五十萬三千卅一圓餘となせしに過ぎず。此僅少なる刪減にても、實に非常の困難を忍ばざるを得ざるものなりしが、議會解散の爲め二十七年度豫算は不成立となり、同年度は前年度の豫算を施行し、辛うじて其費用を支

辯することを得たり。然るに他の一方に於ては、外交通商の事務年を逐うて繁劇に赴き、從來の費用を以て之を支辯すること能はざるのみならず、二十七年に日淸事件起り、其影響として各國官民の我外交官領事官を觀ること全く昔日に異りたれば、其經費は到底之を增加せざるを得ず。依て前に述べたる如く二十八年度に於て、在外公館の費用總額に二割を增加するの豫算を提出し、幸に議會の協贊を得たるに依り、費用條例に許多の改正を加へ稍々其費用を支辯することを得るものとなせしは、即ち今日に至るまで既定歳出として豫算に存在する所の費額なりとす。

右の如き事情なれば、二十六年の改革は費用の總額を增加することなきのみならず、却て之を減少するの方針を採りたるものにして、其改革に困難を感ぜしこと少小にあらざりしなり。而して二十八年度に於て、始めて二割の增額を得たれば、之を各項の費目に分割するに於て、徒らに既定の額に二割を加ふるの甚だ妥當ならざるを認め、二十六年の改革に於て費用減少の爲めに如何ともすること能はざりしものを訂正するの方針を執り、此方針に依りて各種の規程を改正したり。試に二十六年度の改革と二十八年の增額に依れる改正とを比較して、一二の例證を擧ぐれば、左の如し

明治二十六年勅令第百七十一號を以て改正したる費用條例に據るときは、英國及び淸國に駐剳する特命全權公使は、左の支辯を受くべし

英國駐剳なるときは

本俸金貨四千圓、在勤俸金貨五千圓、妻女費金貨千五百圓(在勤俸十分の三)

合計金貨一萬五百圓

清國駐劄なるときは

本俸銀貨四千圓、在勤俸銀貨四千三百圓、妻女費銀貨千二百九十圓(在勤俸十分の三)

合計銀貨九千五百九十圓

然るに二十八年度豫算增額の結果として、同年勅令第二十六號の改正は據るときは、左の支辨を受くるものとなれり

英國駐劄なるときは

本俸金貨四千圓、在勤俸金貨六千圓、妻女費金貨千八百圓(在勤俸十分の三)

合計金貨一萬千八百圓

清國駐劄なるときは

本俸銀貨四千圓、在勤俸銀貨五千五百圓、妻女費銀貨千六百五十圓(在勤俸十分の三)

合計銀貨一萬千百五十圓

以上は本俸一級俸を受くる特命全權公使の最高給額にして、且つ其妻を同伴する者に對する計算なれば、若し二級以下を受くる公使なるか又は妻を同伴せざる者なるときは、云ふまでもなく其額は此以下に在るものなり。

又領事官の例を擧ぐれば、二十六年の規定と二十八年の改正とに依り、左の如き差違あり。

ニューヨーク又は釜山駐在の一等領事にして一級俸を受くる者の例を擧ぐれば、明治二十六年の改正に據るときは、左の支給を受く

ニューヨーク駐在、本俸金貨千八百圓、在勤俸金貨二千二百圓、妻女費金貨六百六十圓（在勤俸十分の三）

合計金貨四千六百六十圓

釜山駐在、本俸銀貨千八百圓、在勤俸銀貨千九百圓、妻女費銀貨五百七十圓（同上）

合計銀貨四千四百七十圓

又二十八年の增額に據るときは、左の支給を受く

ニユウヨーク駐在、本俸金貨千八百圓、在勤俸金貨二千五百圓、妻女費金貨七百五十圓（在勤俸十分の三）

合計五千五十圓

釜山駐在、本俸銀貨千八百圓、在勤俸銀貨二千三百圓、妻女費銀貨六百九十圓（同上）

合計銀貨四千七百九十圓

領事官も亦外交官の例に同じく、其本俸一級俸にあらず、又妻を同伴せざれば其額を減ずること勿論なり。但し領事官の本俸は、明治二十九年勅令第二百五十七號を以て、一等領事にして二千二百圓までの本俸を受くることを得るものと改正したれば、此場合に於ては、以上の例に更らに增加する所あるべし。

右の外渡切經費なるものありて、修繕費の內各所修繕費の一部、雜給及び雜費の內備入料等、廳費の內備品費器具費の一部、並に宴會費等定額を以て支給し、其過不足精算を要せずして、公使領事若くは其代理者の支辨に任かするものあり。此等も二十八年度豫算增加の結果として、大凡そ二割を增加したるのみならず、宴會費の如き、各館の情況を審査して其分賦額を改め、實際多額を要する場所には、從來の額に拘らずして之を增加したり。又以上列擧したる俸給中、金貨支辨を受くる者は、貨幣制度改正の結果として、明治卅年勅令第百七十五號を以て、既定の額を倍加して支辨することゝなり、即ち明治二十八年の改正に據れる英國駐劄の特命全權公使は、合計金貨一萬千八百圓を受けたる代りに、現行貨幣にて二萬三千六百圓を受くることゝなり、又ニユウヨーク駐在の一等領事は、合計金貨五千五十圓を受けたる代りに、現行貨幣にて一萬百圓を受くることゝなるべき計算なれども、此額は貨幣制度改革の爲めに、單に其呼高を增加したるまでにて、實際の支給高には增減あることなし。

要するに二十八年の改革は、既定の豫算總額に對しては、多少の減少をなしたる程にて、之を增加することを得ざりし爲め、其改革は非常の困難を感じたるものなりしが、二十八年度豫算增加の爲めに、一般の費用に多少の增額をなすことを得たること、既に述ぶる所の如し。而して其增額は金銀貨の孰れなるに拘らず、公使には在勤俸千圓以內、領事には在勤俸七百圓以內の標準を以て增加したるものなり。此增加にても固より以て十分なりとなすべきものに非らず。殊に日清事件後は外交にも通商にも著るしき影響を來し、全く從來の面目を一新した

れば、二十八年度追加豫算を以て、臨時附品費十八萬千圓を請求し、幸に議會の協賛を得たるに因り、之を各館に分配し、來客接待上必要の器具、即ち食器客間裝飾品等を備付け、又在歐米の各公使館には馬車をも備付けたり。此等の備品は從來多少之ありし所にても、甚だ不十分のものなりしのみならず、從來經費は節減の一方に傾き居たれば、其不足を補ふことを得ざるが上に、或る場所に至りては全く其備付なし。戰後の體面に於て、斯る爲備を欄積すべきに非ざれば、同年度に於て之が設備を圖りたるなり。但し十八萬千圓は稍々巨額なるに似たれども、之を公使館領事館貿易事務館合せて三十餘箇所に分賦するときは、固より巨額となすに足らざるのみならず、金貨を以て支拂ふ地方に在りては其半額に換算せざるを得ざるに因り、尚更ら以て巨額となすに足らざれども、當時の財政にては其以上を許さざりしものなり。

又二十九年度に於ては、公使館宴會費を増加して、各公使館大凡そ一千圓に近きものとなし、領事館宴會費にも亦多少の増額をなしたり。其他領事館事務所使丁の費用を官給に改め、以て領事の負擔を輕減し、又三十年度豫算は、余の轉任したる後に議會を通過せしも、在職中に其豫算を編製し置きたるものなりしが、幸に後の當局者は其案を採用し、清國及び朝鮮の各領事館に椅子を備付け、又各領事館中端艇の必要ある處には之をも備付け、以て再び領事の負擔を輕減したり。

要するに在外公館の費用は、明治二十八年度に至るまでは、節減の一方に傾きて、外交官領事官の俸給を増加したることとてなきのみならず、廳費を始め一般の經費一として節減せざるものなし、斯くの如く節減の一方に傾

きて更らに費用を增加したることなく、而して外交通商の事務の擧らざりしを責めたるは、苛酷なる批評たるを免がれず。余を以て之を見れば、其費す所の少額なるに比しては、寧ろ案外其事務の擧りたるものなりと認むることの適當なるを覺ゆれども、夫等の議論は姑らく措き、二十六年の改革に至るまでは、外交官領事官の制度未だ確定せず、又二十七年日清事件の生ずるまでは、世人此制度に重きを置くの必要を解せず、此事の事情あるが故に、在外公館の費用は節減の一方に傾きたるも亦全く謂れなきことに非らず。然るに機運一轉、二十六年には外交官領事官制度の改革あり、廿七年には日清事件あり、內に在りては制度の基礎を立つることを得、外に在りては豫算增額の協賛を得、以て廿八年度に於ける、各費目の增加をなすことを得たり。

又右の如く外交官領事官の給額を增加し、並に其支辨に係る廳費其他の經費を增額したることの外、各年度に於て公使館領事館を增設したるもの亦多し。二十六年十月勅令第百七十一號を以て費用條例の改正をなしたる當時には、公使館を置きたるは十箇所、領事館貿易事務館を置きたるは十九箇所にして、總計廿九箇所に過ぎざりしが、爾後漸次に增加し余の轉任に至る迄の間に公使館領事館合せて十餘所を新たに設置せしが、其以後にも亦增設ありて、今日に至りては新舊合せて四十九箇所に及べり。其箇所を擧ぐれば左の如し。

公使館は

墺國、淸國、朝鮮、英國、佛國、獨國、オランダ、伊國、露國、米國、ブラジル、ハワイ、メキシコ、シヤム、ベルジユウム

領事館貿易事務館は

ホノルヽ、タウンスヴヰール、上海、メキシコ、ロンドン、ニユウヨーク、仁川、ボンベイ、香港、芝罘、重慶、リヨン、杭州、タコマ、ヴアンクーバー、ウラジヲストツク(貿易事務館)、マニラ、元山、京城、釜山、木浦、鎮南浦、漢口、コルサコフ、天津、厦門、サンフランシスコ、シンガポール、沙市、蘭州、牛莊、シカゴ、アンウェルス、シドニー

なりとす。但し右の内ハワイ公使館は、未だ公然の公示なしと雖ども、ハワイ既に獨立を失ひたれば、公使館は多分閉鎖せしものなるべく、又メキシコ領事館は、同國駐劄の公使之を兼任するものなれば、公使館領事館貿易事務館の總數は實際合せて四十七箇所なるべし。此四十七箇所以外に名譽領事館あり、其數も亦漸次に增加し、今日に至りては二十二の多きに及べり。

斯く二十八年度以降漸次其費額を增加せしに因り、在外公館の費用既に足れりとなす者あり、又未だ以て足れりとなさゞる者ありて、往々其議論の衝突を見るに似たりと雖ども、余は固より其孰れの論にも同意すること能はず。何となれば單に各館に於ける費額を見れば、今日の費額は無論に十分なりと云ふべきものに非らず。然れども他に本末あり事に順序あり、我財政の許さゞる過大の費用は之を望んで得べきものに非らざるは云ふまでもなく、又我外交官領事官の改良を等閑に附して、徒らに費用を增加するも、果して何の益あらんや。故に在外交館の費用は、我財政に伴うて增加すべきは勿論、之と同時に外交官領事官の改良を圖るに非らざれば、未

だ以て其多寡増減を議するに足らざるべし。

第十五　機密金

在外公館費の内機密金は從來四萬圓なりしに、明治二十六年度に於て議會は之を三萬圓に減額したり。此減額は一般の豫算に删減を加へたる結果にして、特に此項に限りて、删減したるものに非ずと雖ども、大體に於て當時在外公館の費用に重きを置かざりし一端を知るに難からざるべし。然るに機密金は斯くの如き少額にては、何等の效用も爲し得べきものに非らざるは勿論にして、殊に日淸事件以來此等の費用著しく增加せしに因り、二十九年度に於て之を倍加して六萬圓となし、三十年度に至りて再び之を八萬圓に增加せしが、三十一年度に至りては猶ほ不足を告げしと見え、二萬圓の追加豫算を請求し、三十二年度の豫算要求書を見れば更に之を十二萬圓に增加して請求したるが如し。外交通商の事務繁忙に赴き、公使館領事館も增設したれば、機密金の增加は蓋し已むを得ざるものにして、今後とても又之を增加するの必要なきに非らざるべし。

近來在外公館の費用を增加すべしと說く者世間に增加し、其論者中には大に機密金を增加すべしと論ずる者あり、政論の一進步なりと謂ふべし。然れども此等の論者は必らずしも外交通商の眞相を解する者に非らざるべし。何となれば其說く所は費用の一點に偏して、外交官領事官の改良を圖るに切ならざるの憾あり。外交通商に必要なる費用は外交官領事官の給額を始めとして、其增加すべきもの甚だ多しと雖ども、旣に前篇に於て論じた

る如く、此等の費用は財政上の情況に伴はざるべからざるは云ふまでもなく、其増加は外交官領事官の改良に伴ふに非ざれば之を増加すること幾多なるも其效用を見ること難かるべし。廿七八年事件は機密金を支出せしこと前後に其比類なかるべし。斯る場合は以て常經となすに至らずと雖ども、然れども其效用は之を使用する人の如何に因りて顯著なる相違ありたり。故に外交通商に要する費用中、機密金より緊要なる費途なかるべしと雖ども、此機密金を使用するは、何人にても同一なる效用を現はすべきものに非らず。外政の全局に當る大臣は勿論、外交官領事官に其人を得るに非らざれば、其費す所は徒費に歸するの恐あるべし。

又機密金を増加すべしと論ずる者の中には、之を以て探偵費となし、新聞買收費となし、政事家に結托するの費用に供すべしと揣論する者あり。是れ金あれば其事の成功を得るものなりと妄信したる謬解にして、金なければ其事の成功せざる場合は、無論に多かるべしと雖ども、外交通商の事たる必らずしも金力に依りてのみ其成功を期すべきものに非らず。又偶ま金力に依りて成功を見んと欲せば、十萬二十萬の費用は到底何等の效用をなすべきものに非らず。内國に在りても十萬二十萬は左までの效用を現はすこと難かるべし。況んや外國に於てをや。此等の金額は物の數にも非らざるべし。先年外交官は其資に裕かなる者に非らざれば不可なりとて、多く無經驗なる富豪を採用し、何等の效用なかりしにても、其一端を知るを得べきに非らずや。故に余は機密金の増加を不可なりと爲すに非らずと雖ども、外交官領事官の改良を圖るに非らざれば、機密金を増加するも其效用薄かるべく、之に反し外交官領事官に其人を得ば、其效用は蓋し其費す所に倍蓰するものあるべしと信ずる者なり。

第十六　外務省官制

外務大臣は外政の全局に當る責任者にして、外交官領事官を統一し、之を監督するの任あるものなれば、外交官領事官制度を論ずるに當り、外務省官制を論外に置くことを得ざるは勿論のことなるに因り、之を左に略論すべし。

外務省官制は、明治二十六年の改革に至るまでは、政務、通商、取調、飜譯の四局を置き秘書官專任二人、參事官專任三人、書記官專任四人、飜譯官六人、屬八十人なりしが、同年勅令第百二十三號を以て、取調飜譯の二局を廢止し、參事官を二人に、飜譯官を五人に、屬を七十人に減少したり。是れ常時の行政整理は、一方に於て經費節減を目的としたる結果にして、此改革の爲めに外務本省の費用は、二十六年度既定の豫算に對して、俸給諸給のみにて二萬千八百三圓餘を減じ、初期議會以來衆議院の主張したる査定案の減額より減ずること四千九百三圓餘を超過し、其他廳費を始め總て刪減を加へたるが故に、結局二十六年度既定豫算十二萬千百四十四圓餘に對し、二十七年度要求額は九萬六千八百六十四圓餘となれり。然れども二十七年度豫算は、議會解散の爲めに不成立となり、俸給諸給等其定員を減じたるが爲めに減少したるものを除くの外、前年度豫算に依ることを得たれども、元來斯くの如く節減したる費用にては其事務の發達を圖ることを得べきものに非らず。加るに二十七八年日清事件の影響は、在外公使館の豫算の增額の必要を感じたると同樣に、外務本省の豫算にも亦增額の必要を感

じ、明治三十年勅令第四十號を以て、書記官二人屬五人を增加し、又た電信事務に從事せしむる爲めに技手三人を置き、其他二十七年勅令第五十三號を以て創置したる、飜譯官の定員五人を八人に增加したり。之等の增加は余の轉任後に係ると雖ども、其概算は在職中に調製し置きたるものにして、其理由を知れりと雖ども、三十年勅令第二百五十二號を以て、勅任參事官を置き而して其任命せられたる人は、外交通商に全く無經歷の人なりしに至りては、余は其理由を解するに苦まざるを得ず。況んや三十一年勅令第二百五十八號を以て爲したる官制改正に於てをや。一方には何等の必要あるにや參與官なるものを增設しながら、他の一方には書記官六人を五人に、飜譯官五人を四人に減じ、又屬七十五人を六十人に、飜譯官補八人を六人に、技手三人を二人に減少したり。定員を減ずれば其豫算を減ずることを得るは勿論にして、而して其減じたる豫算を以て、減ぜざる以前に於けるが如く、其事務を擧ぐることを得ば、無上の良策なれども、余は斯くして果して其事務に障碍なきや否やを疑はざるを得ざるのみならず、此減少を施しつゝ待命外交官領事官に俸給全額を給して本省に使用するを見れば、其減少は至當のものなりと信ずること能はざるなり。

二十六年の改革以後、外務省官制の變更は以上述ぶる所の如し。向後又如何に變更すべきや固より豫知し得べきに非らざれども、苟くも外交通商に重きを置き其事務の擧らんことを欲せば、外交官領事官の改良を圖らざるべからざるは、前數篇に於て詳論したる如くなるのみならず、外政の局に當る大臣に其人を得ざるべからざるは勿論、外務本省に於ける各局長を始め高等官にして、外交通商に經歷を有し其事務に通曉したる者に非らざれ

ば、縱令外交官領事官に其人を得たりとするも、外交通商の刷振を期すること難かるべし。况んや外交官領事官の改良を等閑に附するに於てをや。到底外交通商の刷振は幾年を經るも、之を見ること能はざるべし。

第十七　領事報告

領事報告に關し世間種々の非難あり。或は云く領事報告は多くは時機を失すと。或は云く領事報告は多くは新聞雜誌等諸刊行物の拔萃に係りて時事に緊切ならずと。其他猶ほ此類の非難多し。然れども余の見る所を以てすれば、此類の非難は大概領事報告の性質を誤解したるものに似たり。

現行領事報告規程は、明治十七年六月三十日に制定したる貿易報告規則を廢して、明治二十三年七月一日を以て制定したるものにして、今日に至りては多少修正を要する條項なきに非らずと雖ども、然れども大體に於て左までの不都合を見ざれば、明治二十六年の改革にも別段の修正を加へざりしものなり。此規程に據るときは、領事報告は月報、年報、臨時報告の三種に區別し、概略左の如し。

月報は、領事駐在地に於ては本邦に關係を有する重要商品の數量、價格、嗜好、品評等に關し、每月之を告報するものとす。

年報は、領事駐在地及び駐在國中便宜取調得べき市港に於ける一年間貿易の狀況を總攬し、每年一回之を報告するものとす、但し其報告には、駐在地に於ける一年間輸出入品の數量、價格、船舶の出入等を摘載し、並に

貿易の盛衰に關し、其理由及意見を具し、且つ駐在地と本邦との間に於ける一年間貿易全般の形況を摘載し、並に之に關する意見をも具すべきものとす。

臨時報告は、急速に帝國官民の參考に供し、又は其注意を促がす爲め、臨時に報告するものとす。

以上の規程に依り各地駐在の領事は其報告をなすものにして、月報たると年報たると又臨時報告たるとを問はず、主とする所は通商全局の利害を報じ、以て當局の參考に供し、又實業者一般を誘導し若くは戒飭するに在りて、固より特に一二の商業者を幇助するを以て目的となすものに非らず。領事制度の最も完備せりと稱せらるゝ國に在りても、領事報告は此範圍を出でざるものなれば、直ちに此報告を變動常なき實際の取引に應用せんと希望するは初めより領事報告の性質を誤解したるものなり。何れの國に於ても斯くの如き希望に應ずる領事報告あることなし。世間此主旨を解せず、故に或は種々の非難を生ずることならんが、領事報告を閲讀する者は少くも此主旨を了解せざるべからざるなり。

然れども世人をして成るべく速かに領事報告を閲讀することを得せしむるは、緊要の事たる云ふまでもなし。故に之を官報に登載し又は農商務省に送附して、實業者の參考に供することの外、明治二十七年一月を以て通商彙纂なるものを刊行することゝなし、二十六年外務省告示第二號を以て之を公示し、無代價にて希望者に配布したり。而して當時の刊行は毎月一回なりしも、斯くては遲延の恐れあるに因り翌二十八年九月より毎月二回の刊行に改め、同年外務省告示第一號を以て之を公示したり。然るに其配布を望む者、最初は在外公館地方廳實業公共

團體等を合するも僅々三百内外に過ぎず、其後種々の手段に依りて普及を圖りたれば、明治卅年六月に至り、始めて千部内外に達し毎月三回刊行となせり、限りあるの經費を以て此刊行に從事したるは、初めより困難なる事情なきに非らず。無代價にて配布せんことは尙更ら以て難事なりしと雖ども、相當の刊行高に達するまでは、普及を圖る方法として無代價配布の外なし信じ、種々の困難を排して之を遂行せしも、猶其普及意の如くなるを得ざりしは、此報告の價値なきが爲めなりと非難する人もあらんが、實は此類の報告を參考する實業者の甚だ多からざるを證するものなり、但し此通商彙纂は、明治三十一年以降は外務省に於て發行せず、且つ無代價配布を廢したるが如し。未だ其成績如何を知らず。

要するに領事報告なるものは、其性質に於て商家の代務人代辨人の類が其本店に報告するものに同じからず。通商全局の利害を報告するを目的とするものなれば、臨時報告を以てする緊急事件なりとて、必らずしも實業者の直接の利害に適切ならざるものも之あるべし。されども凡そ實業者たらんものは、單に其直接の利害のみに區區たるべきものに非らず、常に通商の全局に注意し、能く其關係を詳かにして、以て其應用を圖らざるべからざるものなれば、之が爲めには領事報告は其指南車となり、最も必要なる參考材料たることは、多言を待たずして明かなるべし。是故に領事報告は其敏捷にして時機を失はざるを要するは勿論なりと雖ども、徒らに敏捷ならんことを努めて、粗漏に陷らんよりは、寧ろ遲緩の想あるも、詳密ならんことを期せざるべからず。又其報告の詳密ならんことを期したりとて、之が爲めに煩褥に流るゝ如きことありては、其效用を見るべきものに非らざれ

ば、簡短なりとの嫌あるも、寧ろ正確ならんことを求めざるべからず。是れ領事報告の最も困難なる事情にして、随て種々の非難をも招く所なりとす。現在の領事報告は必らずしも完全なりと云ふことを得ざれども、然れども領事報告を待つに斯くの如き趣旨を以てせざれば、常に其誤解を免かるゝこと能はざるべし。

又領事報告を非難する者の内には、単に其報告を非難するに止まらず、領事任用令に論及し、将来領事を任用するには、之を實業者より選擇するに若かずと云ふ者あり。是れ亦甚だしき誤解にして、領事なるものは報告を以て其唯一の職務となすものに非らず。貿易を保護すると同時に、其地に在留する帝國臣民の權利々益を保護し、治外法權を有する地方に在りては、民刑の裁判にも從事せざる事を得ざるものなれども、其裁判の事は姑く措くも、自家の商業に從事して老練なりとて、必らずしも通商全局の利害を見るに明かなるものに非らず。況んや在留臣民の權利々益を保護するに於てをや。到底素養なき者の其任に耐ふる所に非らざるなり。故に名誉領事の類ならんには兎も角も、正式領事としては自家の商業に老練なりとて、之を領事に採用するが如き異例を設くべきものに非らず。是れ二十六年の改革に際し、世間斯くの如き議論あるを知らざるに非らずと雖ども、断乎として之を排斥したる所以にして、何れの國に於ても、外交官領事官の制度に重を置くものは、此類の異例を許さゞるなり。

且つ夫の領事報告を非難する者あるに拘らず、余を以て之を見れば、領事報告を利用せんとする者世間甚だ乏しきを憂ゆ。何となれば凡そ事項の調査を指図する者あれば、外務省は當該領事に訓令して特別報告をなさしむ

る例あれども、其出願をなす者寥々として數人に過ぎず。而かも其數人は僅かに領事報告の必要を解したる者なるべしと雖ども、時としては領事を以て自家の使用人の如くせんと欲する者あり。是れ亦誤解たるを免かれざるものにして、斯くの如き請求には、如何なる領事にても應ずること能はざるべし。

余は固より領事報告を辯護して、以て其報告の不備を蔽ふことを欲する者に非らずと雖ども、世人の此報告を誤解すること斯くの如くなる間は、其效用を見ること甚だ難かるべしと信ずる者なり。然れども飜つて之を我通商全局に顧るに、近來其發達は顯著なりと云ふと雖ども、之を各文明國の情況に比すれば、未だ以て滿足なる地位に在るものに非らず。國家の事物は、一事一物の突飛なる進歩を許すものに非らずとせば、今日の情況に於ては、領事報告を誤解する者あるも、亦或は已むを得ざる事情ならんか。

第十八　結　論

以上篇を重ねて論じたる所を綜合して、更らに之を略言すれば左の如し。

明治二十六年以前に在りては、外交官領事官の制度あるも、其制度は全く基礎なきものなりしが、同年の改革は始めて其基礎を定め、現行制度は即ち此基礎の上に置かるゝものなりと雖ども、後の當局者は屢々改正を企て、而して其改正は此制度を改良するものに非らずして、却て之を退歩せしめたるもの多し、斯くては到底外交通商の刷振を期すること難かるべし。

經費は、明治二十八年度までは、節減の一方に傾き、同年度に至りて始めて二割の增額を得、爾後多少の增加ありしと雖ども、未だ以て足れりとなすべからず。故に將來財政の許す限りに於て、其增額を要するものあるは勿論なりと雖ども、其增額は何れの場合に於ても、外交官領事官の改良に伴はざれば、其效用なかるべし。外交通商の事務、頻繁複雜を極むるに於ては、漸次に在外公館を增加せざるを得ざるは、蓋し自然の情勢なるべし。而して在外公館を增加すれば、隨て外交官領事官の定員を增加せざるべからず。外交官領事官の定員を增加すれば、漸次其制度に改良を加ふるの必要も亦之あるべし。此等の事に關し少しく余の希望を述ぶれば左の如し。

（一）既に外交官領事官の制度を定め、特別なる試驗規則任用令を設けたる以上は、其除外例として採用せらるゝことを得べき者とても、之を採用するに際しては、常に其標準を此制度の原則に取るを要す。例へば公使の如き其任用は試驗規則の拘束を受くるものに非らずと雖も、階級的昇進に因りて一等書記官若くは總領事より拔擢するの方針を定めたる以上は其方針に因りて之を任用すべきは勿論、萬一拔擢すべき人なく、他より之を採用せざるを得ざる場合にても、其能力は拔擢に因れる者と大差なきを期せざるべからず。然るに何事ぞ公使に其人を得ざるも、書記官以下に其人を得れば、以て公使を補佐して其職務を滿たすことを得べしとなし、其內國に於ける從來の地位のみを標準として公使を任用せんと欲する者あり。內國に於ける地位は必ずしも外國に於て同樣の尊敬を受くるものに非ず。況んや其職務を滿たすに於て書記官以下の力に依らざるを得ざるに於てをや。何故に其

實際職務を滿す者を擧げて公使となさゞるか。内國に於てこそ地位の論もあらんが、外國に於ては書記官若くは總領事より公使に拔擢せらるゝは、普通の事にして之を怪しむ者なきのみならず、斯くの如くなさゞる者こそ、却て其任用を怪しまるゝ者なり。其他書記官總領事以下にても、任用令中除外例ありて、本省高等官より轉任することを得。又後の當局者の改正したる、明治三十年八月勅令第二百九十號に據れば、二十六年の改革以前嘗て二箇年以上公使館領事館に勤務したる者を始めとして、著るしく除外例を擴張したれども、苟くも外交官領事官の改良を圖らんと欲せば、除外例に因りて任用する者にても、其任用の標準は、任用令の原則に依るを要するなり。

右の方針は二十六年の改革以來當局者の執り來たれるものにして、去二十九年六月余の轉任したる頃には、在外高等官中外國語の極めて不十分なりし者一人、書記生以下にして全く外國語を解せざる者僅かに一人に過ぎざる丈けには達せるも、爾後屢々其人を換へ、今日に至りては、却て退歩せし如き觀あること、世人の知る所の如し。

(二)外交官領事官中、其練習の位地に在る者、即ち外交官補領事官補の如きは勿論、其他にても經歴淺き者は成るべく丈け各地に勤務せしめて、各地の情況を知らしむるを要す。此點に就ては各地に轉ずること、勢ひ速ならざるを得ずと雖も、斯くせざれば到底事務に練達すること能はざるべし。

然るに外交官領事官をして同一の地に永く在勤せしむるを得策となし、其必要を說く者なきに非らず。單純なる理論としては價値なき議論に非らずと雖ども、二十六年に始めて外交官領事官制度の基礎を定めたるが如き、

其日猶ほ淺き今日に於ては、此理論のみに依ることを得べきものに非らず。況んや此理論は、各國の例に於て、世人の思惟する所とは少しく其趣を異にするものなるに於てをや。各國の例に於て、公使領事は同一の地に於て勤務する者多し。世人は此例を見て直ちに其得策なることを信ずるなるべしと雖ども、其公使領事として同一の地に於て勤務するに至るまでの間には、各地に勤務して、各地の事情を知り、然る後始めて同一の地に永く勤務するの位地に達したる者なることを知らざるべからず。始めより同一の地にのみ勤務せしむるに於ては、其地の事情に通じ得るならむが、世界を知らず、到底不具者たるを免かるゝこと能はざるものなり。故に其練習の期間は勿論、其期間を過ぐるも經歷淺き者は成るべく各地に勤務せしむるの方針を執らざるを得ず。是れ各國の制度に於ても殆んど同一なる所にして、要するに同一の地に永く勤務せしむるは、此經歷を積みたる後の事に屬するは明かなる事實なり。加ふるに各國に於ては成るべく、階級的昇進の方針を執るが故に、其昇進の期を待つ者甚だ多く、之が爲めにも同一の地に永く勤務せざるを得ざる事情あるなり。我制度に於ても亦漸次完備し、頻々更迭することを得ざるの事情を生ぜば、蓋し必らず同一なる結果を見るに至ることゝなるべし。

右の如き理由あるを以て、二十六年の改革以後は、其練習の位地に在る者は勿論、其他にても經歷淺き者は、成るべく各地に轉勤せしむるの方針を取り、初めて任用したる者は大概之をアジア地方に勤務せしめ、漸次に之を兩面に分ち、一方はインド濠洲地方若くは歐洲に、他の一方はハワイ地方より北米若くは中央アメリカに轉勤せしめ、又之と同時に歐米に勤務せし者をば、漸次其位地を進めて之をアジア地方に移したり。是れアジア地方は其

事務多端にして、練習の期間に在る者及び經歷淺き者は、事務に練達するの便宜極めて多きが爲めなれども、重要の地にして其責任重き地方には、事務に練達したる者に非らざれば能はざれば、之を經歷多き者より採用するは勿論、漸次歐米勤務の經歷者中より轉勤せしむるの方針を取りたり。斯くして從來歐米のみを重んじて、アジア地方を輕視したる傾ありし弊習をも矯正したるに、後の當局者は此方針を全く變更したるには非らざるに似たれども、其人を選擇するに必らずしも此方針に依らず、時としては、意外の人を任用したること世人の知る所の如し。余は斯くして果して外交官領事官の改良をなし得べきや、其甚だ覺束なきを疑はざるを得ざるなり。

(三)外務本省の官吏は、普通文官任用令に依りて採用することを得る者なれども、既に外交官領事官の制度を確定したる以上は、成るべく丈け外交官領事官中より之を採用することを要す。本論第二任用令を論じたる場合に述べたる如く、外務本省の官吏にても、外國勤務の官吏にても、均しく交通々商の事務に從事すること數年なる時は、互に轉任するも妨げなき能力を有するに至る者なれば、明治二十六年勅令第百八十七號の規程にても、各在職滿四年として互に轉任することを許したる程にて、彼我の間は何れより轉任するも可なれども、然れども外務本省は諸政の出づる所にして、各部局に其の人を得るに非らざれば政令の統一を缺き、又在外官吏を監督するの實を擧ぐる事能はず、如何に老練なる外交官領事官にても、本省の訓令其宜きを得ざれば、到底成功を期すべからざるは勿論なり。故に外務大臣の如き外政の全局に當る責任者は、云ふまでもなく之を老練なる外交官中より擧ぐるを要するのみならず、其以下の官吏に至りても、外國に勤務して十分なる經歷を有する者を擧ぐるに非

らざれば、到底外交通商の刷振を望むべからず。此等の理由あるに因り、本省官吏は普通文官任用令に依りて採用することを得るものなるにせよ、成るべく之を外交官領事官より採用せざるべからさるの必要あるなり。是れ獨り我國に於てのみ然るに非らず。何れの國に於ても此方針を是認せざるものなきに、後の當局は既に論ぜし如く此方針を顛倒し、本省文官任用令に依りて採用することを得るの制度を奇貨とし、無經歴者を本省に入れ、而して其無經歴者を成るべく速かに外國に出すの計畫をなしたるもの丶如く、明治三十年勅令第二百九十一號を以て、本省官吏と在外官吏との間に互に轉任し得べき滿四年の制限を、滿一年に短縮したり。幸に當局者の更迭に因りて、其計畫は多く遂行せらるゝに及ばずして今日に至れるに似たれども、若し此顛倒したる方針にして永く繼續したらんには、遂に無經歴者を以て本省を滿たすのみならず、又無經歴者を以て在外官吏の多數を滿たすの結果に陷りたらんも知るべからず。是れ豈に外交通商の刷振を期するの道ならんや。

（四）明治二十六年の改革は、既に述べたる如く、既定の豫算を增加することを得ざるのみならず、却て之を減少せざるを得ざる程なりしかば、外交官領事官の定員も亦增加することを得ず。新たに在外公館を設くるが如きは、尚ほ更ら以て能はざりしが故に、僅かに既設の公館に必要たる定員を置きたるに過ぎず。此等の事情ありしに因り、試験規則任用令等に於て外交官領事官の間に區別を設けざりしと雖も、各國の例を見るに外交官たるべき者と領事官たるべき者とをして、初めより其出身を異にせしむるものあり。蓋し多數の外交官領事官を有する國に在りては至當の事ならんも、當時僅少の人員に對しては、到底此例を適用すべくもあらず。加ふるに余の見る

所を以てすれば、若し永く其區別を設けずして、兩官の間に流用し、均しく其能力を養成することを得ば、制度上は勿論實際上に於ても之に優るの便法なければ、當時多少區別論なきに非らざりしと雖ども、之を取らざりしが、爾後の結果を見るに、今日までは毫も其不可を見ず。故に他日或は此の區別論をなす者あらんも知るべからざれば、今日までの實驗にては其必要なしと斷言することを得べしと信ず。但し人各其の性質を同じうせず、同一規程の下に採用するも、或は外交官に適する者あり、或は領事官に適する者あり、其區別は實際に於て發見せらるべし。局に當る者其實際の區別を認識して、之を採用すれば足れり。

(五)明治二十三年發布の外交官領事官々制中副領事領事代なるものありしと雖ども、二十六年の改正に於て之を删除したること、本論第四官制を論じたる場合に於て述べたる所の如し。是れ當時の副領事は獨立官にして領事と毫も異る所なかりしが爲めに、之れを改めて二等領事となしたるものにして、又領事代を廢止したるは、從來此官職に在りしものは、一人の名譽領事ありしのみなれば、之を廢止して名譽領事中に編入したるものなり。然るに副領事及び領事代は、各國の制度に於ても、之なきに非らず。隨て將來其必要を說く者あらんも知るべからざる問題なるが、余の所見にても將來之れを設くるの必要あるべしと信ず。而して之を設くるは、必らずしも二十三年の舊制に復活する主旨に非らず。敢て成案を有せりと云ふには非らざれども、副領事を二種に分ち、有給副領事は、領事館書記生を以て之に充て、無給副領事若くは領事代は、現在の名譽領事を以て之に充つる如きは、或は適當なる制度ならんか。但し何れの場合に於ても、副領事若くは領事代は、領事の配下に屬する者とな

すべきこと勿論なるべし。近來領事館分館を各地に置くが如し。此分館に勤務せしむる者は、有給副領事の類これ適任ならんか。

(六)現行赴任及び賜暇規則にては、外國勤務滿四年以上にして、始めて賜暇歸朝を許す規程なれども、若し豫算に多少の增額を得ば、滿二年半若くは三年以上にして賜暇歸朝を許すことゝ改むべし、現行規程は明治二十四年に發布したる賜暇歸朝規則中、歐米地方勤務の者は滿四年以上、アジア地方勤務の者は滿三年以上にして、賜暇歸朝を許す規程ありしを、二十六年に其區別を廢して、均しく滿四年以上となしたること、本論第七に於て論じたる所の如し。然るに二十四年の當時に在りても、又二十六年の改正に際しても、豫算に制限あり。其豫算は節減の一方に傾き居たるものなれば、之れを如何ともすること能はざりしと雖ども、實際の必要に於ては賜暇歸朝を許すべき期限を、成るべく減縮するを可とするものなり。何となれば滿四年以上の制限は、各國の例に比して少しく長きに過ぐるの慮あり。大概の國に於ては滿三年以上にして、賜暇歸朝を許すものゝ如し。故に豫算に於て多少の增加をなすを得ば、此期限を減縮して妨げなきものゝみならず、我國の現情を見るに、百般の事物進捗の度は、各國の比例を以て之を推すことを得ざるものゝ如く、多くは變化の時代に在るに似たれば、外國勤務の者を歸朝せしむる期限を延長すれば、或は本邦の事情に迂遠ならしむるの虞あるなり。加ふるに日清事件以來は、內外の形勢に於て全く昔日と異るものあること、世人の知る所の如くたれば賜暇歸朝の期限は出來得るだけ之を減縮するの必要あり。然れども之を減縮して、甚だしき短期限となすこと固より其當を得たるものに非らざ

れば、余は之を滿二年半若くは滿三年以上となすことの適當なるを信ずるものなり。

（七）公使館に公使の在勤する者なく、領事館に領事の在勤する者なく、永く代理者を以て其事務を處辨せしむるは、頗る其體を失せるものなるのみならず、斯くては外交通商の事務を擧ぐるに於て困難なること云ふまでもなき事實なれば、成るべく常に其主任者を缺かざること必要なるべし。然るに二十六年の改革以前に在りては、各館に主任者を缺くこと多く、甚だしきに至りては、創設したる公館に代理者を置きて、始めより主任者なかりしこともありたり。否らざるも其の主任者を缺くこと、一年二年の長日月なりしは、決して稀有の事にあらざりしなり。此等の弊を除かんが爲めに、二十六年の改革以後は、成るべく其主任者を缺かざるの方針を取り、缺員を生ずるごとに、速かに之を補ひたるのみならず、多くは後任者を送りたる後に非らざれば、前任者の歸朝を許さず、之が爲めには定員を重複する場合あるに因り、明治二十八年勅令第百五十五號を以て、定員外臨時增員の規程を設けたること、本論第五に述べたる所の如し。斯くの如き方針を取りたるに因り、賜暇若くは公用歸朝中の如き一時不在の場合にても、其職務に堪ふべき相當なる代理者を置き、若し相當なる代理者にして其公館に勤務せざるときは、他の公館勤務の者より一時兼勤して、其事務を處辨せしむる筈にて、費用條例中之に必要なる規程をも設けたるなり。然るに後の當局者は之に反し久しく其主任者を缺きて之を補はざること多し。試驗規則施行以來、合格して採用せられたる者も漸次多きを加へたるに、斯くの如き處置あるは、殆んど其理由を解する能はざるなり。

(八)明治二十三年法律第四十三號官吏恩給法は、國家其勞に酬ゆるの美法なりと雖ども、外國勤務の者に對しては猶ほ不備たるを免れざるが如し、蓋し同法制定の當時に在りては、公使館領事館の數も今日の如く多數ならざりしのみならず、其公使館領事館を置きたる地方は、大概各國屈指の都府なりしが故に、爭うて其赴任を希望する傾あり、隨て恩給法に何等の特例を設くるの必要も感ぜざりしものなるべしと雖ども、今や然らず、公使館領事館の數も著しく增加し、將來猶ほ增加するの必要あれば、其赴任する土地は必らずしも各國屈指の都府に非らざるは勿論、交通不便にして其生計に困しみ、若くは風土病ありて其健康を害する土地もあり。此等の土地に在りては、何人も其赴任を喜ばず、然れども斯くては外交通商の事務を擧ぐること能はざるに因り、明治二十六年の改革以後は、公使を除くの外は、豫め本人に意思を問うて其任地を定むることを已め、如何なる土地にても、又如何なる職務にても、一切命のまゝに遵奉せざるを得ざることゝなしたり。後の當局者は之を如何にせしやを知らずと雖ども、此方針を取るに非らざれば、各館に適任者を分配すること能はざるものにして、各國に於ても、多く此例に依るものなり。然るに斯くして各地に勤務せしむるも、未だ之に對する恩給法の特例なく、普通官吏と聊も異る所なきは、其當を得たるものに非らざるべし。歐洲諸國に在りては、耶蘇教國の内外を以て、其恩給を區別するものあり。我國に在りては此制度を模倣することを得べきものに非らざるは勿論なれども、單に內在外官吏に對しては、恩給法中多少の特例を設くること、至當の事なるべし。現に軍人恩給法中には、海軍々人の外國航海に對してすら、從軍々人に準じて其恩給年月を加算するの規程あり。獨り外交官領事官

に對して特例を設けざるは、其當を得たるものに非らざるべし。

以上列擧したる余の希望の外、猶ほ外交官領事官制度の改良を要するものなきに非らずと雖ども、本論圖らずも長編となり、又既に大體を盡せりと信ずるに因り、筆を此稿に止むべし。

終りに臨み一言し置きたきは、本論中屢々掲げたる後の當局者中、大臣には西園寺公望侯あり、西德二郎男あり、次官には小村壽太郎氏ありと雖ども、此等諸氏は二十六年の改革の方針を破壞したるに非らざるは勿論、此方針を維持せんが爲めに、或は尠なからざる苦心ありしも知るべからず。又此制度は、本論の初めに於て、記しゝ如く、陸奥伯非凡の技倆を以て外交を料理せし際に創始し、林男之を幇助したるものなれば、余は改革當時に於て一切の改革案を起草し又爾後之を擁護したりとは云へ、此制度に關する功過ともに、余敢て獨り之に當るものには非らざるなり。

附　錄

外交官領事官書記生等に支給する俸給は、本俸在勤俸加俸の三種に區別せらるゝ事、本論中既に述べたる所の如し。而して三種中在勤俸なるものは外國在勤の場合に限り支給せらるゝ在勤手當にして、此手當は明治二十八年度までは節減の一方に傾きたりしが、同年度に至り豫算總額に對し二割の增額を得て、始めて支給額を增加するの端を開きたり。甲號表に載る所即ち是れなり。明治二十八年度以後は、今三十二年度に至り再び在勤俸の增額

を見たり。乙號表に載る所即ち是れなり。

右乙號の發布は、本論起草後に在り。論中直接の關係なしと雖ども、參照の爲め併せて之れを後に掲ぐ。但甲表中に在る歐米（メキシコを除く）濠洲、ハワイ、インド、露領アジアに於ける在勤俸は舊貨幣制度の銀貨を以て支給し、乙號表中に在る同上の在勤俸は、總て現行貨幣制度の金貨を以て支給するものなれば、甲號に於ける右支給額を乙號表に比較せんには、之を倍額に計算し、又乙號表に於ける同額を甲號表に比較せんには、之を半額に計算すべし。

甲號表ノ一（此表は明治二十八年勅令第二十六號及び其已後の追加をも含む）

外交官及書記生在勤俸

官名＼任所	墺	清	韓	英	佛	獨	蘭	伊	露	米	伯	布	墨	暹	白
特命全權公使	六、五〇〇	五、八〇〇	五、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	五、七〇〇	五、〇〇〇	五、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇 四
辨理公使	—	—	四、五〇〇	—	—	—	四、三〇〇	—	—	—	四、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇
代理公使	—	—	三、七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

官名															
公使館一等書記官 公使館二等書記官	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	二、五〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
公使館三等書記官 公使館一等通譯官	一、四〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、〇〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
臨時代理公使	三、五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	四、〇〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇
外交官補 公使館二等通譯官	一、一〇〇	九〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、〇五〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
外務書記生 同通譯生	一、〇〇〇以下	七〇〇以下	七〇〇以下	一、一〇〇以下	一、一〇〇以下	一、一〇〇以下	九五〇以下	九五〇以下	一、一〇〇以下	一、一〇〇以下	一、〇〇〇以下	一、〇〇〇以下	一、五〇〇以下	九五〇以下	八五〇以下

甲號表ノ二（同上）

領事官及外務書記生在勤俸

任所＼官名	總領事	一等領事	二等領事	總領事代理	領事官補	外務書記生	總領事館事務代理	領事館事務代理
ホノルル	三、四〇〇	二、五〇〇	二、三〇〇	二、九〇〇	一、〇五〇	一、〇〇〇以下	一、九〇〇	一、八〇〇
タウンスヴキール	三、四〇〇	二、五〇〇	二、三〇〇	二、九〇〇	一、〇五〇	一、〇〇〇以下	一、九〇〇	一、八〇〇

上海	三、五〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	三、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇以下	二、一〇〇	二、〇〇〇
メキシコ	三、五〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	三、一〇〇	一、一五〇	一、一〇〇以下	二、一〇〇	二、〇〇〇
ロンドン	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	一、一五〇	一、一〇〇以下	—	一、八〇〇
ニユウヨーク	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	一、一五〇	一、一〇〇以下	—	一、八〇〇
仁川	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	八五〇	七五〇以下	—	一、七〇〇
ボンベイ	—	二、四〇〇	二、二〇〇	—	一、〇五〇	一、〇〇〇以下	—	一、六〇〇
香港	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	九五〇	八五〇以下	—	一、七〇〇
芝罘	—	二、二〇〇	二、〇〇〇	—	七〇〇	六五〇以下	—	一、五〇〇
重慶	—	二、四〇〇	二、二〇〇	—	八五〇	七五〇以下	—	一、六〇〇
リヨン	—	二、三〇〇	二、一〇〇	—	一、〇五〇	一、〇〇〇以下	—	一、六〇〇
杭州	—	[illegible]	二、三五〇	—	八五〇	七五〇以下	—	一、五〇〇

タコマ	ー	二、四〇〇	二、二〇〇	ー	一、〇五〇	一、〇〇〇以下	ー	一、六〇〇
ヴァンクーバー	ー	二、四〇〇	二、二〇〇	ー	一、〇五〇	一、〇〇〇以下	ー	一、六〇〇
ウラジヲストック	ー	一、五〇〇	一、三〇〇	ー	五五〇	五〇〇以下	ー	九〇〇
マニラ	ー	二、五〇〇	二、三〇〇	ー	九五〇	八五〇以下	ー	一、七〇〇
元山	ー	二、三〇〇	二、一〇〇	ー	八〇〇	七〇〇以下	ー	一、五〇〇
京城	ー	二、五〇〇	二、三〇〇	ー	八五〇	七五〇以下	ー	一、七〇〇
釜山	ー	二、三〇〇	二、一〇〇	ー	八〇〇	七〇〇以下	ー	一、五〇〇
木浦	ー	二、三〇〇	二、一〇〇	ー	八〇〇	七〇〇以下	ー	一、五〇〇
鎮南浦	ー	二、三〇〇	二、一〇〇	ー	八〇〇	七〇〇以下	ー	一、五〇〇
漢口	ー	二、四〇〇	二、二〇〇	ー	八五〇	七五〇以下	ー	一、六〇〇
コルサコフ	ー	一、三五〇	一、一五〇	ー	五〇〇	四五〇以下	ー	七五〇

天津	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	八五〇	七五〇以下	—	一、七〇〇
厦門	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	九五〇	八五〇以下	—	一、七〇〇
サンフランシスコ	—	二、四〇〇	二、二〇〇	—	一、〇五〇	一、〇〇〇以下	—	一、六〇〇
シンガポール	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	九五〇	八五〇以下	—	一、七〇〇
沙市	—	二、四〇〇	二、二〇〇	—	八五〇	七五〇以下	—	一、六〇〇
蘇州	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	八五〇	七五〇以下	—	一、五〇〇
牛莊	—	二、四〇〇	二、二〇〇	—	八五〇	七五〇以下	—	一、六〇〇
シカゴ	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	一、一三〇	一、一〇〇以下	—	一、八〇〇
アンウエルス	—	二、三〇〇	二、一〇〇	—	一、〇五〇	一、〇〇〇以下	—	一、六〇〇
シドニイ	—	二、五〇〇	二、三〇〇	—	一、〇五〇	一、〇〇〇以下	—	一、八〇〇

乙號表ノ一（明治三十二年四月勅令第百二十一號附屬）

外交官外務書記生在勤俸

官名＼住所	英	米	佛	獨	伊	墺	露	蘭	清	韓	墨	暹	伯	白
特命全權公使	三二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	二三、〇〇〇	—	一二、〇〇〇	九、〇〇〇	—	—	—	一四、〇〇〇
辨理公使	—	—	—	—	—	—	—	一二、〇〇〇	—	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—
代理公使	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、〇〇〇	—	—	—	—
臨時代理公使	八、〇〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇	七、〇〇〇	七、五〇〇	八、〇〇〇	六、五〇〇	五、〇〇〇	四、五〇〇	五、五〇〇	四、二〇〇	五、五〇〇	六、五〇〇	—
公使館一等書記官	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	三、二〇〇	三、〇〇〇	四、五〇〇	二、八〇〇	四、五〇〇	六、〇〇〇
公使館二等書記官	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇	五、八〇〇	五、〇〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	四、〇〇〇	二、四〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
公使館三等書記官	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	三、二〇〇	一、八〇〇	三、二〇〇	四、〇〇〇

外交官補	三、八〇〇以下	三、八〇〇以下	三、八〇〇以下	三、五〇〇以下	三、五〇〇以下	三、五〇〇以下	三、八〇〇以下	三、三〇〇以下	一、五〇〇以下	一、五〇〇以下	三、〇〇〇以下	一、五〇〇以下	三、五〇〇以下	三、二〇〇以下
外務書記生	二、八〇〇以下	二、八〇〇以下	二、八〇〇以下	二、七〇〇以下	二、七〇〇以下	二、七〇〇以下	二、八〇〇以下	二、六〇〇以下	一、三〇〇以下	一、二〇〇以下	二、五〇〇以下	一、三〇〇以下	二、五〇〇以下	二、六〇〇以下

乙號表ノ二（同上）

領事館外務記生在勤俸

任所＼官名	總領事	一二等領事	代理總領事	領事官補	書記生	總領事館事務代理	領事館事務代理
ホノルル	八、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇以下	二、六〇〇以下	四、二〇〇	四、〇〇〇
ロンドン	八、〇〇〇以下	七、〇〇〇	七、五〇〇	三、五〇〇以下	二、八〇〇以下	四、〇〇〇	四、二〇〇
ニューヨーク	八、〇〇〇	七、〇〇〇	七、五〇〇	三、五〇〇以下	二、八〇〇以下	四、五〇〇	四、二〇〇
上海	五、〇〇〇	五、三〇〇	四、〇〇〇	一、四〇〇以下	一、〇〇〇以下	三、四〇〇	三、〇〇〇
香港	—	三、〇〇〇	—	一、四〇〇以下	一、〇〇〇以下	—	三、〇〇〇

サンフランシスコ	—	六、八〇〇	—	三、五〇〇以下	二、八〇〇以下	—	四、二〇〇
天津	—	三、二〇〇	—	一、四〇〇以下	一、〇〇〇以下	—	二、〇〇〇
コルサコフ	—	四、六〇〇	—	二、二〇〇以下	一、五〇〇以下	—	二、七〇〇
芝罘	—	二、八〇〇	—	一、四〇〇以下	一、〇〇〇以下	—	二、〇〇〇
ウラジヲストック	—	五、〇〇〇	—	二、四〇〇以下	一、八〇〇以下	—	三、〇〇〇
釜山	—	二、八〇〇	—	一、二〇〇以下	九〇〇以下	—	一、八〇〇
元山	—	二、六〇〇	—	一、二〇〇以下	九〇〇以下	—	一、八〇〇
仁川	—	三、〇〇〇	—	一、四〇〇以下	一、〇〇〇以下	—	二、〇〇〇
リヨン	—	五、八〇〇	—	三、二〇〇以下	二、六〇〇以下	—	四、〇〇〇
京城	—	三、〇〇〇	—	一、四〇〇以下	一、〇〇〇以下	—	二、〇〇〇
シンガポール	—	三、〇〇〇	—	一、四〇〇以下	一、〇〇〇以下	—	二、〇〇〇

ヴアンクーバー	―	六,〇〇〇	―	三,〇〇〇以下	二,七〇〇以下	―	四,〇〇〇
ボンベイ	―	五,二〇〇	―	二,九〇〇以下	二,三〇〇以下	―	三,八〇〇
タコマ	―	六,〇〇〇	―	三,二〇〇以下	二,七〇〇以下	―	四,〇〇〇
タウンスヴヰール	―	六,〇〇〇	―	三,〇〇〇以下	二,六〇〇以下	―	四,〇〇〇
蘇州	―	二,八〇〇	―	一,二〇〇以下	九〇〇以下	―	一,八〇〇
杭州	―	二,八〇〇	―	一,二〇〇以下	九〇〇以下	―	一,八〇〇
沙市	―	二,八〇〇	―	一,二〇〇以下	九〇〇以下	―	一,八〇〇
厦門	―	五,〇〇〇	―	一,四〇〇以下	一,二〇〇以下	―	三,〇〇〇
福州	―	五,〇〇〇	―	一,四〇〇以下	一,〇〇〇以下	―	三,〇〇〇
重慶	―	二,八〇〇	―	一,二〇〇以下	九〇〇以下	―	一,八〇〇
マニラ	―	五,〇〇〇	―	一,四〇〇以下	一,〇〇〇以下	―	三,〇〇〇

シドニイ	—	六、〇〇〇	—	三、〇〇〇以下	二、六〇〇以下	—	四、〇〇〇
アンウエルス	—	五、八〇〇	—	三、〇〇〇以下	二、六〇〇以下	—	四、〇〇〇
牛荘	—	二、八〇〇	—	一、二〇〇以下	九〇〇以下	—	一、八〇〇
シカゴ	—	六、三〇〇	—	三、二〇〇以下	二、七〇〇以下	—	四、二〇〇
木浦	—	二、六〇〇	—	一、二〇〇以下	九〇〇以下	—	一、六〇〇
鎮南浦	—	二、六〇〇	—	一、二〇〇以下	九〇〇以下	—	一、六〇〇
漢口	—	三、〇〇〇	—	一、二〇〇以下	一、〇〇〇以下	—	一、八〇〇

（明三二・六刊）

大阪新報所載論說

外交事局と內閣更迭

國家多事の場合には內閣なるものは更迭すべからずと、殆んど先天的原則なるが如く唱ふるものあり、これ甚しき誤謬ならざるか。外交事局の困難なるに當りては、同一內閣にてその局を結ぶこと固より美事なるべし。然れども同一內閣にあらずして、他の新規なる內閣をしてこれを解決せしむるも、また甚だ美事ならずとせず。歐米各國の外交活動の狀況を見るに、時としてはその解決を容易にし、もしくはその行掛を轉變せんがためには、故らに內閣の更迭することとすらこれあり。少くもその衝に當る閣員にして假に更迭せしむるが如きは、屢々見る所の實例なるが如し。一個人の言論の如く、外交上の掛引も往々行掛りたるものを生じて、これを解決するに困難たる場合あり。かゝる場合においては、先づその當局者を更へて以て至當の解決をなさしむることあり、また內閣のなす所はヨシ惡意ならずとするも、これを遂行せんとすれば國家をして非常なる運命を賭せしめざるを得ざるが如き境遇に陷し、これを敢てするに忍びず、寧ろ斯くせざるを以て國家に利益ありと信ずれば內閣全體は直にその職を去り、新に組織せられたる內閣をしてその局に當らしめ、最も國家に利益ある解決をなさしむ

ることも、外交上まゝその例を見る所なり。然るにわが國に於ける論者の多くはこゝに察する所なくして、外交事局の困難なるに際すれば、能と無能とを問はず、國家に利なると不利なるとを論ぜず、いかなる內閣といへども、その職を去るを以て不可なりとなし、その內閣が知らず識らずの間に、國家をして救濟すべからざる禍害に立至らしむることも覺らずして、當局者をしてその過ちを遂げしむるを以て國家に利なりと信ずるに至りては、殆んど眞理を解せざるの甚しきものなり。吾々は現內閣更迭すべしといふにあらずと雖ども、內閣の更迭と外交の解決とは、必らずしも惡影響をその間に生ずるものにあらず。和戰何れに決するに拘らず、現內閣にして十分なる解決をなして以て國家に福利を與ふること能はざるにおいては、寧ろこれを更迭せしめて、新に組織せられたる內閣をして、最も國家に利益ある解決をなさしむるを以て、國民は國家に忠實なる處置をなすものと、吾々は各外國の例に徵してこれを確信せり。然るに何事ぞ、御用紙の類はいかなる場合においても內閣は更迭すべからざるものゝ如くこれを論じ、更迭談を口にするものを以て、國家に不忠なるが如く誣ふ。これ現內閣には忠實ならんも、國家は現內閣の私有にあらざる以上には、かゝる議論は國家に忠實なるものにはあらず。國家の運命を賭して、解決せざるべからざる外交の難局に處しては、國民は深くこの邊に注意せざるべからず。

（明三七・一・三）

軍費の節約

わが國いよ〳〵兵を海外に出すにおいては、軍費定めて容易ならざるべく、或は一ヶ年に三億圓を要すといひ、或は二億にて足らんと唱へ、精算一ならざれども、少くとも二億以上を要することは、曾て日清戰役の經驗に徵して大略臆測するを得べし。殊に近來は軍備擴張の結果として、軍艦の隻數も增加し、軍隊の兵數および砲數も著しく增加したることとなれば、或は日清戰役當時の比例を以て推算するときは、實地の費用案外巨額に上るに至ることなしといふべからず。且つ支那は弱敵なれども、露國は左程にも弱かるべく見えざれば、戰鬪の激烈また後方勤務の困難等にて、軍費思の外に嵩むことあるべきを覺悟せざるべからず。さる替りに實戰の經驗上往きにも費を訴へたるもの、今は節約の方法を案出したるものあるべくして、差引日清戰爭當時と略々同一算法を採つて大過なかるべきか。勿論日露の關係は目下尙外交談判繼續中にして、事幸に平和の間にわが國の利權を完ふするを得ば、この上もなき好都合なれども、もし萬一開戰の場合となるときは、軍事會計の當局者たるもの、宜く嚴に濫費を愼み、敢て或は無益に國帑を費やすがごときことなきやう深く注意すべきなり。かの御用商人等が私利を貪るがために、當局官吏と結托して、詐僞竊盜同然の所爲に出でたることは、西南の役を始め日清戰爭當時において、往々見し所なるがゆゑに、これ等は嚴に取締らざるべからざること無論にして、吾々の既に警告せし所なるが、尙他の一方において士卒の給養および戰鬪に差支なき限り、萬事に節約を加へて、成るべく軍費の少からんことを專一に心掛くべきものなり。日露の開戰果して事實となるが如くんば、これ實にわが國の一大國難にして、幸に勝利を占めば、國威の發揚とともに、經濟の發達非常の度に上るべく、國家のために至要とす

る所なれども、不幸にして戰鬪歲月に亘り、國力を盡して相對せざるべからざるにいたらば、軍費の濫用は國家の運命にも關すべし。わが國敢て富めりといふにはあらざれども、一ケ年に二億圓乃至三億圓の軍費を必要とせんか、少くも三四年を支ふるに堪えざることあらず。然れども一旦露國と開杖する以上は、二三年の間兵器を伏することなきを覺悟せざるべからざるのみならず、戰後の備にも巨額の費用を要すべければ、切に軍費を節約して、敢て國力を盡さざるの用意なかるべからざるなり。御用商人も均しく帝國臣民なれば、一點の愛國心なきにあらざるべく、特に軍事當局者のごときは、一層責任を感ずる愛國者なるべければ、この際國家のために飽まで忠節を盡して、以て軍費を愛用するの義心あるべきなり。(明三七・二・七)

奇怪なる憲政

上

立憲君主國に共和政治を主張するものあり、共和政治の下に立憲君主制を主張するものあり。これ海外において屢々見る所の狀態なりと雖ども、立憲君主制の下に共和政治を唱ふるもの、固よりその政權を有するものにあらず。何れも一部少數者がこれを主張するに過ぎざる實況なるが、わが國における立憲政治の下に立憲政治を好まざる、恰も君主專制を望むが如き一派ありて政府の局に當るは、眞に奇怪の現象ならざるか。

目下政府の局に當る人々は、口を極めて政黨を罵り、議會を詈り、苟も議會にして反對を試むれば、國家を

賊する亂臣なるが如く看做し、苟も政府に反對を主張する黨派あれば、これまた以て叛逆を謀るが如く看做し、力を極めてこれを排斥せんとするは、果して憲政を希望するものゝ宜しくなすべき所なるや。少くとも憲政の發達を計り、謂ゆる憲政有終の美を濟さんことを欲するものゝ、決してなすべからざる所なりと吾々は信ずるなり。

試に現內閣組織以來の狀況を見るに、殆んど議會を害毒視し、寧ろ議會なきを欲する意思なることは、事實において證明し得るが如し。たとへば豫算の如き、議會明かにこれを否決するも、平然として豫備金よりこれを支出し、また議會明かにこれを否決せざるも、豫算に計上して以て議會の協賛を求め、議會不幸にして解散せられたるがために、これを支出するの途なきに拘はらず、擅手にこれを支出して恠しまず。教科書編纂費の如き、基隆築港費の如き、韓國臨時調査費の如き、その他この類甚だ多し。ゆゑに三十六年度の豫算は、既に不成立となりて前年度の豫算を施行し、三十七年度もまた不成立となりて前々年度の豫算を施行せざるを得ざる境遇なるに拘はらず、政府は毫も害悪を感ずるの色なく、却つてこれを喜ぶものに似たり。憲政の發達したる國において、もし二ヶ年間豫算不成立となり、前年もしくは前々年度の豫算を施行せざるを得ざる如きことあらば、その國の發達を期することは殆んど望みなかるべしといへども、現內閣は然らず。憲法に如何なる條項あるも、會計法その他の諸規則には如何なる精神を表明しあるも、毫もこれを顧みる所なく、國家のため必要なりとの口實一點張を以て、あらゆる支出をなして憚らざるものゝ如し。かくして憲法及び議會の必要あるや否や。

下

京釜鐵道の債券に對して、意外にも政府は緊急勅令を以て元利仕拂の保證をなすことゝせり。かゝる場合に於ける緊急勅令は、憲法第七十條に謂ゆる內外の形勢において、議會を召集すること能はざる焦眉の急に處すべき特例なるが、目下議會解散後にして、議員未だ選擧せられず、議會を召集するの途なきこと無論なりと雖ども、內外の形勢は議會を召集するの時期を待つべからざる形勢にはあらず。殊に何程急速を臨むも、京釜鐵道は少くとも將來一年間を要する事業なり。一年間の猶豫を以て成功すべき事業には、いかに詭辯を弄するも憲法上公約するの途なきものなるに、政府は毫も憲法を顧みる所なし。吾々も固より京釜鐵道の速成を望まざるにあらずと雖ども、今後少くとも一年間を要する事業を、今日俄に施行したりとて焦眉の急に應ずる能はざる事明かなり。察するところ政府は議會の開會を待つて、これに提出するにおいては、その協贊を得る事甚だ難きを認め、寧ろ今日において緊急勅令を以てこれを處分し置くに如ず、斯くなすにおいては、他日議會この勅令を承認せざるも、事業は以て遂行するに足れりといふが如き、殆んど議會を無視して斷行したるものならん。この實例を以てこれを推せば、來る四月以後三十七年度豫算を施行するに至らば、政府はなほ陸續として勝手なる支出をなすこと明かなり。かくても議會は果して必要なるや否や。議會あると議會なきと何等の點において相違を見るを得べきや。憲法あると憲法なきとの間に如何なる相違を見るを得べきや。これ國民の深く注意すべき所にして、徒にと擧國一致もしくは敵愾心など稱するが如き大言の下に憲法無視の處置を容認すること能はざるべし、外交は外交

なり、戰爭は戰爭なり。外交を如何に働かしめ、如何なる場合に戰爭をなすも、立國の基礎たる憲法を無視して以てこれを遂行せんとするは、立憲君主制の下にありて、君主專制を欲するに異らず。而して現內閣は恬然としてこれをなして恥ぢざるを見れば、吾々は妄りに非立憲を呼ぶものにあらずと雖ども、政府の處置は、議會憲法なきと等しきものなるにより、吾々はこれを認めて非立憲となさざるを得ず。これ甚だ奇怪なる憲政ならざるか。憲政は上下心を一にして、國家の福利を增進するにあり。今や謂れなく一部野心家のために、殆んど憲法なきに等しき情況に陷つて顧みざるは、吾々の忍ぶ能はざる所なり。（明三七・一・九、一〇）

政府誠意なし

政府は時局の困難に際し頻に擧國一致を唱へ、國民を擧げてこの政府を謳歌せしめんと欲するが如し。國民にして現政府の行動を賛成し得るや否やは姑く措き、政府眞に擧國一致を望み、國民と共にこの困難なる時局を解決せんと欲する誠意あるや、これ甚だ疑ひなきを得ざるなり。何となればかゝる切迫せる場合に際し、政府毫も時局の眞相を示さず、國民をして五里霧中に彷徨せしむるのみならず、國民の意思を問ふに注意せず、議員選擧の如きも、これを三月一日とし、解散後殆んど三ヶ月を置きたり。これ果して國民と共にこの時局を解決せんと欲する誠意あるものゝ為す所なるべきや、吾々はこれを斷言するに躊躇せざるを得ざるなり。

政府誠に國民と共にこの困難なる時局を解決せんと欲するの誠意あらば、議員選擧は出來得るだけ速にこれを

執行し、出來得るだけ速に議會を召集して、以て國民の代表者に時局の成行を示し、謂ゆる擧國一致の實を、政府先づ進んで擧げざるべからず。然るに政府の處置はこれに反し、出來得るだけ時局の成行を隱蔽し、また出來得るだけ議會の召集を遲延せんと欲するが如し。これそのいふ所とその心術とは相違するものなることを、容易に看破し得べし。

帝國憲法第四十五條によれば、衆議院解散を命ぜられたるときは、五ヶ月以內に新議會を召集せざるべからず。かく五ヶ月以內に急速召集せざるべからざる規定を設けたる所以は、こゝに暫くこれを說明せざるも、要するに今日の如き外交困難のこれなき場合においても、なほ解散後の議會は速に召集せざるべからざる理由あるを知るに足るべし。また衆議院議員選擧法第二十八條によれば、總選擧の期日は、少くとも三十日前にこれを公布すとあるが故に、政府成るべく速に議會を召集するの意思あらば、十二月十一日に解散し、一月十一日において總選擧を執行すべしと布告することを妨げず。而して一月十一日に總選擧を終り、更に議會の召集を議院法第一條により四十日前に發布するものとせば、二月二十日頃には第二十議會を召集し得べき筈なり。殊になほ急を要すれば、この四十日前に召集令を發布することは、前例もありてこの規定よりも短期間に召集することをもなし得れども、この前例は暫く措き、政府にして成るべく速に議員を召集して、以て國民と共にこの重大なる局面解決の任に當らんと欲するの誠意あり、即ち憲法政治を尊重せんとするの誠意あるにおいては、二月二十日頃を以て第二十議會を召集したる筈なり。然るに政府この處置を執らずして、三月一日に總選擧を命ずるが如きは、

果して國民と共に困難なる時局を料理するの誠意あるべしとは信ずること能はざるなり。或る人の說によれば、今日に至りその期限を二月一日となしたるを悔ゆるも、今更如何ともすること能はずとの歎聲を洩したる當局者ありと。これ恐くは遁辭なり。彼等の時局を見ることは、吾々局外者の見るよりも審かならざるべからざること勿論の次第なれば、その時局の眞相を見、時局の進行如何に立至るべきかを豫想すること能はずといふことを得ず。果して然りとせば解散の當時に、この議會を解散して將來いかに國事を運行すべきや、勘考せざるべからざる第一の要點なり。たとへ政府一時の狼狽によりて、殆んど常識を失ひ、今議會を解散するの妄斷に出でたるものとするも、なほ國民と共に國家の難局を解決せんと欲する誠意あるにおいては、二月下旬において第二十議會を召集することとは、これをなし得たる筈なれども、政府は初めより議會を眼中に置かず、隨て國民の意思を顧みず、言を換へていへばこれに由らしむべし、知らしむべからずとの主義により、かゝる見易き處置を執らざりしものならん。ゆゑに時局困難に際し、擧國一致果して必要なりとせば、政府先づその一致を希望するの誠意を、國民に示すの義務あること、無論なるべし。(明三七・一・一五)

時局の眞相を示せ

政府は曰く時局切迫せりと。而して毫も事實の眞相を示さず、いかなる事情によりて事局切迫せしや、國民は殆んどこれを知るによしなし。のみならず偶々その眞相を知り得てこれを記載せんとする新聞紙あるも、多く

の場合においては明々地にこれを公けにすることを許さゞるが如し。軍機軍略に關するものはたとひ陸海兩省の省令なきも、苟も憂國の念ある國民は、何人もこれを漏洩することなかるべしと思はるゝが、これに加ふるに兩省の省令を以てしたれば、固より軍機軍略の世間に漏洩することなく、加ふるに御用船の行動を初めとして些末なる事實に至るまで、一切これを秘密に附するがゆゑに、時局は切迫せりと稱すと雖も、單に各新聞紙の記事のみを見てこれを判斷すれば世は太平なりと稱することも、また出來得ざることなきが如き情況なり。

外交は固より秘密多し。軍備のこともまた秘密多かるべし。外交の秘密、軍備の秘密は、各文明國においても多くはこれを示さずと雖も、然れどもこれを秘密にするに程度あり、わが國におけるが如く一切合切これを秘密に附する國なし。ゆゑに日本においては極めて秘密に附して、これを新聞紙に公けにすることを許さゞる事柄にても、各文明國においては、これを公けにして妨げなき程度に屬し。極めてわが國において秘密なりと稱したる事柄が、意外にも外國電報によつてその事實の漏洩することあるは、即ちこれがためなり。世人の多くは、政府は國民に秘して外國に秘せずと非難するものあれども、政府はかゝる手心をなすものにあらざるべし。想ふに外國に對しても必ず秘密は秘密とすること、國民に對すると同樣ならんも知るべからざれども、その秘密を聞きたる各文明國は、日本政府の如き秘密の程度を取るものにあらず、事件の未だ結了せざるものにても、その顚末を編纂して議院に報告するを例となすくらゐの次第なれば、時々の出來事に對しても、或は機關紙をしてこれを公けにせしめ、甚だしきに至りてはこれを官報に掲載するがゆゑに、各文明國の人民は極めて狹隘なる秘密範圍を

除くの外は、その事實の眞相を知ること誠に容易なり。かゝる慣習あるが故に、各文明國の新聞、もしくは電報によりて、今日の時局の或る程度までの眞相を知るは、却てわが當局者に聽くよりも便利なること多し。

右の如き情況は、果して國民に對する政府の義務を盡したるものたるや否や。憲法政治の今日に於いては、往時の如く何事も秘密一點張を以て、國民に事實の眞相を知らしめざるは殆んど政府その義務を盡さゞるものなり。試に一朝事ある場合を想像すれば國民は生命もこれがために賭せざるを得ず、財産もこれがために捨ざるを得ず。いかなる苦痛をも、いかなる負擔をも、これを忍ばざるべからざる前途を有するものなるべしと思はるゝが、かゝる前途を有する國民に對し、總ての事柄を秘密にして以て國家の運命を政府獨り左右するが如きは、專制の時代ならばイザ知らず、今日の憲法政治に於いては許すべからざる失政なり。少くとも各文明國に於ける例に倣ひ、相當の程度までは國民に時局の眞相を知らしめ、よつて謂ゆる擧國一致の實を擧げ、大に國運の伸暢を圖るべし。時局いよ〱切迫して萬一開戰ともならば、いかに今日の政府なりとて時局の成行を國民に知らしめずに置くことを得ざるべしと思はるれども、かゝる場合に至りて始めて國民に時局の成行を知らしむるが如きは、國民に對して極めて不親切なる處置を取るものなり。憲法政治の今日に於いては、速かにこの類の悪弊を改め、時局の眞相を國民に示すこと最も必要なり。これ吾々の國家のために敢て政府に勸告する所なり。

（明三七・一・二二）

國民一致と內閣の更迭

時局いよ〳〵切迫してモハヤ殆んど外交折衝の餘地なきにいたり、今や日露二國は互に戰備に汲々として唯時機の到るを待つものゝ如し。忠愛なる我國民はこの際擧國一致して事に當り、以て最後の勝利を占むるの覺悟こそ肝要なるに、現內閣のごとく着々內治外交の政策を誤り、絕て國民の信用なきに於いては、かの御用紙の徒が如何に擧國一致を鼓吹するも、一般の人氣冷然として更に引立たざるの感なきを得ず。これ實に憂ふべき現象なれども、現內閣の更迭せざる限りは、或はこの狀態を繼續して、ために大事を誤ることなきを保すべからず。吾吾が曾て屢々論斷せしが如く、內外多事に際し內閣の更迭を不可とするは取るに足らざる姑息の俗論にして、かかる時こそ無能の當局者を斥けて、有爲の人材をその位に就かしむるの必要を認むべき次第なれば、近頃にいたりて世論も漸く吾々とその感を同ふし、內閣更迭を促がすもの漸く多く、殊に謹厚なる樞密顧問官を始め朝野の有力なる部分に於いて、內閣の無能を攻擊するもの頻々たる有樣なり。されば桂首相以下內閣諸公はこの際國家のために潔く引退するを以て眞實忠愛の旨に協ふものといふべし。抑も方今の形勢は我國に取りて振古未曾有の重大難關なれば宜く國內に有らん限りの適材を擧げてこれをその適處に置き、而して國民は一致信服して以て後援をなさゞるべからざる千歲の一時なり。換言すれば維新の宏謨に則り立憲政治の眞義を發揮し、上下一致事に當るの必要今日を以て最も然りとなすに、既に久しく人心の離反したる非立憲的無能內閣が、強てその位に戀々

として賢者の途を塞ぐは、大事を控ふる今日の場合に當り、最も國家のために憂ふべしとなす所なり。日露の間未だ開戰の場合にいたらずと雖も、財政は既に戰時の準備をなし、或は軍事公債募集の議あり、或は戰時稅徵收の說あるに際し、信用なき無能の當局者途に横はるがために、もしも充分に世人の同情を得ずして、事意の如くなること能はざるときは、夫れ軍國の事を如何せんや。獨り財政のみならず、國民の愛國忠君の思想の如きも、政府當局者不信任のためにその一半を挫くこと史上往々見る所の事跡にして、ために回復すべからざる國家の悔を遺すことなしとせず。畢竟國民大運動の先頭に立ちてこれが指揮の任に當るものは、最も信用威望ある國家の大人物ならざるべからざるに、現内閣員の如き信もなく威望もなき所謂二流三流内閣にては、到底この役目に當るべくもあらず。山系現内閣は憲政發達の中途において一時偶然の狀況に依り、間に合はせのために組織されたたるものなるに、僥倖にも日英同盟締結の功により、閣員總て授爵または叙勳の恩典に浴し、且つ屢々議會を解散して政府無理にその壽命に保ちしが、昨年來またまた日露外交問題發生せしため、早く既に更迭すべき筈の現内閣もその維持難したる末路にして、決して朝野の信望あるがゆゑに存續するものにはあらず。現に時局いよいよ切迫するにいたりて、宸襟は畏くも特に元老に國家の重事を御諮詢あらせられ、而して輔弼の責に任ずる閣僚は單に事務官たるの觀なきにあらず、首相以下樞要の地位に在る閣僚亦皆その上下に對する信望の足らざるを自覺し、事毎に元老の來教を乞ふて、以て僅にその務に當るの有樣なるは、世人の共に嘆ずる所なり。重大事件あるに際してかかる無能不信用の人々依然として在職するにおいては、國家の不利益いよいよ大なりといふべ

し。吾々はこの際内閣諸公が自から省みて國家のために潔くその位を退き、途を他の賢者に譲るの至當なるを認むるものなり。（明三七・一・三〇）

我等の努力にも拘はらず、本稿を斷章の儘に收錄せざるを得ざらしめたのは、遺憾此上ない。本稿は僅かに明治三十七年一月分にすぎぬ。大阪新報廢刊のため、もはや散佚して再び入手し難い。我等は舊大阪新報社屋に於て漸く積塵の中より本稿を發見するを得た。かの國家的重大時期たる日露大戰前後に於ける原敬の論策は、本全集にとつても重要な位地を占むべきものであるに拘らず、僅かに片鱗を窺はしむるのみなるは、如何にも殘念であるが、片鱗たりとはいへ本稿を發見し得た事は、未だもつて幸なりとしなければならぬ。（編纂者）

よしあし草

議員買收談

二百や三百の目腐金で街くも議員ともいはるゝものが、買收さるゝであらうかと、疑ふ人もあらんが、隨分窮してる議員や、何か弱點を押へられてる議員は、苦しまぎれに、二百でも三百でも買收に應じて、賄賂くらゐはケツとやる。尤もその二百三百の端金は、何れも手附金同様に、マア〳〵これで當分凌でくれたまへ、必らず後でドウかするといふやうな調子でやるのだが、大概の仲買人はそれ切りで後金をやらない。ソコで意氣地のない議員で買收されたものは、政界の玉子になつてしまふが、慾の深い押の強い議員は、なか〳〵二百三百では買收されぬ。尤も受取れば、山林なり何なりの利益の約束も取る。その上都合よければ、一躍して仲買人にもなる。ソンな奴は、買收代は非常に高いが、その代りキツと二三人の友達を伴れてくるから、結局高くつても安いやうな割合になるといつてる。そうかも知れんが、何れにしても、仲買人と大仲買人は、一番旨い汁を啜つてること明かである。而してその所謂大仲買人は誰かといふに、よしあし記者イカに直筆すればとて、その名前を現はすには忍びない。まだ今日迄に曝露せずとも十目の視るところ、大概分つてるかとも思ふが、とにかく、其の上

と下とに大小の仲買人が居ると思つたら、大過あるまい。（明三七・一・五）

買收も宜しいが何處から資本を出すか。利益を喰はする約束は、現金でないから、どうにも工夫が出來やうが、現金で支拂ふのには、困りはしまいかといふ人もある。尤もの次第ではあるが、目下政府の機密金は、外務省に二十萬圓、內閣に五萬圓、內務省に十萬圓、警視廳と北海道とにも少々づゝあるが、內務省の分は府縣の高等警察とかいふものに大部分は分配してるといふから、これは別物として、先づ自由になる金は二十五萬圓であるが、その二十五萬圓とても、議員買收にばかり使用する譯には、無論往くまい。シテ見れば資本に困る筈だが、困らない。先達ても淸韓臨時調査費などといつて、十五萬圓を豫備金から出し、またその後六萬圓を、外交事件費として、これも豫備金から出してるが、何に使つたか知れたものでない。その上に吾々局外者には、不思議でたまらぬやうな、妙な處に、出處不明の金があつて、時々それから出してるといふ評判もある。とにかくよしあし記者の如きものには判らないが知つてる人は、慥かにその出處も話してるが、人の話を眞に受けて、妄りに書立るは、よしあし記者の好まざるところであるから、買收費の出處を書くことだけは、御免蒙る。但し必要の場合には、大仲買人の姓名も、仲買人の姓名も、買收された議員の姓名も、また買收條約の成立した實際の事情も、悉く明白に書立て、天下國家のために、コンな腐敗漢を筆誅するかも知れない。そのときは無論に買收費の出處も、キツと書立てます。（明三七・一・六）

或る人から、議員買收談はなか〳〵面しろいが、シカシ二百や三百で買收される議員があるといふことは、イカにしても信じられないとの投書があつたが、御尤の次第で、よしあし記者も決して信じたくないが、事實だから致方がない。現に一萬圓で二十人の買收を受合つたものが近畿にある。一萬圓二十人なれば、一人前五百圓でないか。その五百圓中から仲買人のコンミッションを差引たら、一人前三百圓くらゐだらう。現に三百圓ではドウだと、相談をかけられて斷つた議員もある。決して嘘でない。してその二十人買收の話は、その後ドウなつたかといふに、夢にもそんなことを知らない議員まで呼集めて集會を催し、その筋には何れも買收が出來たと報告したらしいが、とにかく欺れて一文も取らずに脫會までした人もあるといふ評判だ。一萬圓殘らず取れずとも、幾分かはキツと着服したに相違あるまい。油斷も隙もあつたものでない。今は買收すべき議員もなく、買收談も一時は止んでるやうな譯ではあるが、他日買收のためには、今から手附金の遣り取りだの、聲援の手心だの、種々雜多の醜穢手段が行はるゝことと受合である。世人眼を注意したまへ。（明三七・一・七）

買收された議員は、ドンなことをしてるかといふに、それは色々ある。平氣の平左衞門で、依然黨門に居るものもあるし、頻りに強硬なる政府攻撃論などをやつてるものもある。または何か議論らしいことを世間に吹聽して脫會するのもある。とにかく今日の被買收議員は、昔の被買收議員とは違つて、平日政府攻撃くらゐはやつても

構はぬが、大事の場合に、政府贊成をやれば、それで宜しいと申渡してあるから、面の皮の厚いものは、默つて黨內に居るが、氣の弱いものは、良心が咎めると見え、脫會する。またその筋でも、ヨシ買收條約が成立しても、疑はしいと思ふ奴には、色々の謎をかけるから、遂に謂ゆる赤誠を表するために、脫會して見せるものもある。また脫會さへすれば宜しいといふ、單純なる條件で買收されるものもあるが、とにかく買收の方法も、また買收された後の議員の態度も、千差萬別で、よしあし記者年中書て居ても書切れない。然るにこの買收談も既に二十回の長に亘つた次第でもあるから、一と先づこの邊で筆を止めやうと思ふが、終に臨んで讀者に一言申したいのは、外でもない。去二十三年に憲法實施せられて以來、既に十四五年にもなりますが、今に至つても、政治は黨派と黨派の爭にあらずして、藩閥と黨派の爭である。基礎を黨派に置かない政府は、買收籠絡の外に、その位地を維持する道がないから、あらゆる惡手段を施して、政界を腐敗させる。誠に、歎ずべき次第である。これよしあし記者不肖なりといへども、多少の清涼劑たらんがために、この惡まれ口をたゝいた譯である。（明三七・一・八）

大臣の別莊行

大臣の別莊行ほど怪しいものはない。恐れ多いことながら、至尊は政務に御精勵ありて、日曜日にすら御休養あそばされぬことが多いよしなるが、內閣諸大臣は氣樂なもので、土曜日の午后から、ヤレ逗子、ヤレ鎌倉、ヤレ腰越、ヤレ鵠沼、ヤレ茅ケ崎といふやうに、何れも別莊に出かけて往き、日曜一日を送りて、月曜の朝東京に歸る。即ち一週間の中に一晝二夜は、別莊生活をやるのである。ソコで別莊內閣の名稱も生じてるが、サテその別

莊に往つて何をするものか知らんが、不思議なことには、その大臣のお出かけの前か後には、必らず新橋日本橋乃至芳町邊の美形が、待合の女將とともに、大臣のお出さきに出かけて、大臣同樣に月曜の朝に歸つて來る。現內閣組織以來二年餘も、殆んど常例のやうに大臣と美人が前後して出かけるものだから、新橋ステーションでは、驛夫までもみな知つてる。尤も美人の方は時々かはる。そのかはる程度で、アノ大臣がボロ買ひであるの、アノ大臣が情深いのといふ蔭言もいつてる。國家多事だ、外交がドウだなどといふけれども、この有樣を見れば、天下太平である。天下太平誠にお目出たいが、謂ゆる至尊をして獨り社稷を憂へしむる次第ではないか。議員が喧しければ、金で買收する。外交が六かしいの、六かしくないのといつて、そのたびに相場をする。これでも國家を託するに足る大臣であらうか、と宮內省邊の人らしいものがいつてる。（明三七・一・九）

大臣の別莊行はイカにもひどい仕方であるが、その別莊行のたびに、必らずその御別莊に出掛ける美人どもは固より商賣人のことだから、タヾでは往かない。玉祝儀は無論纏頭はなくつては往くものはないが、その玉祝儀は誰が拂ふといへば、大臣閣下は決して御拂下なさらない。必ずそのお拂をする商人がある。嘘だと思はゞ、新橋日本橋乃至は芳町邊の待合に聞て見たまへ、みんなお拂する人は極まつてる。尤も時々は意外の人が申付けて、誰大臣さんのところに、誰と誰（藝者の名）を遣つてくれと、電話で申越さるゝこともある。ハテたこんどは妙な方の御趣向だなと、待合女將さ不審がつて、ソッと謂ゆる誰と誰（藝者）に聞て見ると、お神さんおトボけでないよ、

アノ方はネ、先達もこれ〳〵のところで、何御前を御馳走なしつてよ、何んだか、チョイと別室で御内談もあつたことよ、などといふから、さうかネ、御前も近頃はなか〳〵通人におなりなしッたことネ、近々御屋敷の御普請もあるといふでないか、ナーニお屋敷などは私知りはしないよ、官舍にはチョイ〳〵上るけれども、オヤマアさうかネ、チトお蒸よ、などと待合の一笑話となることもあるといふが、外交の六かしくなるのも、ならないのも、相場の賣買から割出されてるといふ評判があるくらゐだから、國家と大臣とは全く關係ないらしい。

(明三七・一・一〇)

日本水兵の母

英國のマクレーン孃といへば、隱れもない日本贔屓の老婦人で、殊に日本水兵を我子の如くに愛し、二十餘年の久しき間一日の如く盡瘁したため「水兵の母」といふ別名を受け、先頃勳六等に叙し寶冠章を賜はつたことは歷史にも特筆すべきほどのことである。然るに同孃はこのために有らん限りの私財を擲つたので、今日では殆んど餘裕もなきに至つたゆゑ、コヽぞ日頃の好誼に酬ゆる時と、海軍の下士諸君が發起となつて寄附金を募て居るが、ナント近頃の美談ではあるまいか。コンナ噺を聞くと、腐敗極まる暗黑世界に一道の光明を認めたやうで、賴もしい心地がいたす。敷島の大和心とは、トモすれば刀の柄に手をかけてリキムことをいふのでもあるまい。かういふ風に義に勇むのをいふのではなからうか。吾々はドウカ發起者諸君の素志を貫徹するやう、世人が新年宴會などに力瘤を入れないで、かやうなことには一肌ぬいでもらひたい。殊に愈々開戰ともなれば差詰め海軍の

力に依ることが多いのであるから、カウいふ義擧には一層同情を表せねばなるまい。別して婦人諸君には是非とも一奮發して貰ひたいのである。（明三七・一・一一）

三萬圓の行衛

三萬圓の行衛などといへば、例の日本銀行の紛失金かと早合點する人もあらうが、よしあし記者のいはんと欲するところは、それではない。先頃軍備補充のためには、財政上臨機の處分をなして宜しいといふ緊急勅令が出たときに、イクラ急いでも今後一年もかかる（實際はモツとかゝるともいふ）京釜鐵道の社債元利保證のことが、この緊急勅令中にあつたのは、イカにも不思議だ。多分議會が開らけると面倒だから、鬼の留守の洗濯、今の中にやつておけ、くらゐの智慧だらうと思つてると、その奧には意外のこともあるもので、三萬圓の金が、同會社からドッかへ飛んでいつたといふ評判がある。何のために三萬圓を出したかといふに、マア冥加金の類で、折角政府でお世話をくださるものだから、政府のお爲になるところに、出金いたしませうといふやうな譯と見える、政府のお爲になるところといへば、何處か知れんが、世間の噂では、帝國黨に一萬圓、憲政黨に一萬圓出して、殘りの一萬圓は、行先不明のところに出して、誰かの懷を肥してるらしいともいふ。國家多事だの、危急存亡だの、擧國一致だのと、色々の騷動をやつてる眞中で、コンなことが行はれてるやうでは、前途甚だ心配のものではないか。この内閣の下には死ねないと力んでる軍人のあるのも、無理がないやうに思ふ。（明三七・一・一四）

二鐵道の競爭

關西線と局線と大競爭をやつてるは、イカにも馬鹿らしい、荷主のためにも、旅客のためにも、決して利益とならない、早くこの馬鹿らしい競爭を止めるは、公共のためであるといふは、わが論說擔當者の主張のやうだが、よしあし記者は同社員とはいへ、その論には不服である。競爭には大贊成である。試に考へても見たまへ、賃錢は安くなるワ〳〵・實に留途もなく安くなる。この調子なれば、キッと無賃で載せるに極まつてる。苟くも無賃とならばシメたものだ。記者は家族友人は申すに及ばず、裏長屋の神さんでも、仲仕でも都合によれば市中全部の貧乏人を集めて汽車に乘る。湊町から乘つて名古屋に往き、名古屋からまた引返して湊町に歸る。毎日からやつてると、家賃も入らなければ、なんにも入らない。早い話が借家を引拂つて汽車に轉宅する、今迄の家主は困るか知らんが、ナアに構ふものか、これほど經濟なことがない。三度の食事、ナアにそれもキッと汽車で食せる、先日も關西は辨當をくれたでないか。家賃はロハなり、食物はロハなり、天下これより旨いことがないから、よしあし記者は競爭の方に贊成するのみか、競爭も極點に達することを熱望する。亂暴な速力をやつて、汽車がヒツクリかへり、死んだらどうすると。記者は關西では度々いろ〳〵の目にあつてるから大概は怖れんが、死んでは少々困る。シカシそれも考へものだ。局線は政府だから、何んとも知れんが、關西ならば、死んだらキッと遺族に澤山の金をくれる、シテ見れば懸金をしないで、保險を附けてるやうなものだ。このセチ辛い世の中には、死んだ方が益かも知れんと思ふから、競爭大明神と記者は拜んでるよアハヽヽヽヽ。(明三七・一・一五)

和戰二樣の準備

政府は久しき以前より和戰二樣の準備ありといふことにて、和すれば和する方の準備あり、戰へば戰ふ方の準備ありとて、仰山な前觸なりしに拘らず、近頃時局が困難になつたとて、急に騷ぎ出したところを見れば、和の方はドウか知らんが、戰の方の準備は、前觸ほどにはなかつたやうにも思ふが、それはそれとして、政府はとにかく、國民の方には、眞に和戰二樣の準備が必要である。和するとあれば、何でもないやうにはあるが、決してさうでない。この騷ぎの跡には、經濟界にも、外國貿易にも、色々の變態を來たして、今日のやうな譯には往くまい。まして戰となれば、これは實に非常のことにて、これに對する準備は、尋常一樣では往くまい、例の御用商人連中は、國家の安危も餘所にして、また廿七八年頃の旨味を思ひ出して喜んでゐるだらう。大倉さんなどは、今度は商業大學校（日清戰爭後今の商業學校が出來た）でも、建立するつもりで居るかと思ふか、一般の實業者はソンな氣樂な譯に往くものでない。おまけに今度戰爭となつたら、果して何時結局がつくものか、事によると、長引かないとも限るまいから、ウカ／＼戰爭熱に浮されんやうに、頭を冷して、各その職分々々に應じて、十分なる準備が必要である。よしあし記者今日は眞面目に忠告する。（明三七・一・一六）

藝妓の試驗

近來世は文明となつて、何んでも試驗が行はれ、學校に入るときは無論のことなり、官吏となるにも、會社員となるにも、皆な試驗が入用なること、世間の普く知る通りであるが、近頃世はます／＼進みて、藝妓の試驗まで行はるゝやうになり、新町堀江の藝子はん連が大恐慌を起してる。これ諸君既に御承知であらう。或は御心配

の方もなしとも限るまいが、サテその試験の定義に何んとある、曰く、藝妓は歌舞音曲により、人の交際を助くるを以て、その業とするものなれば、自今藝妓の技藝試験法を定め、これを實施すべしとある。モシこれを娼妓に適用し、娼妓は云々試験法を實施すとあれば、ドンなことになるか。よしあし記者これを辯明する限にあらざるのみか、田舍に往けば、田紳達が追々酒がまはると、曰く、コラ女、貴様なんだ、オイ藝者なら、三味線をひけと、眞赤になつて議論をしてる。この議論固より正論にして、異議を唱ふべきものにあらざることは、今回實施の藝妓試験法に徴しても明瞭の次第なれば、田舍藝妓一議に及ばず、直ちに三味線おつ取り、デヤンデヤカ〳〵と、今晩はと顔を出した始より、左様ならと歸る終りまで、一生懸命に三味線をひいてる。アレは決して笑ふべきものでない。眞に理想的藝妓である。これから大阪の藝妓も、アヽいふ風になるか、ドウカ知らんが、とにかく長生をすれば、色々のことを見る。（明三七・一・一七）

それから今回の試験法中には、言語の改正もある。わたい、しなはれ、おまつか、いやゝし、おしんか、あんた、やわし、おくんなはれ、などといふ詞は、野卑であるから使はぬやうにといふこともあるといふが、至極御尤の次第にて、そんな詞は慥かに宜しくない。改正しなくてはならん、よしあし記者大賛成である。以來はイカに酒を飲んでも、イカに懇意になつても、三つ指をついて、御意あそばせ、おきたのうござります、お流を頂戴いたしたいものでござります、お酔ひあそばされましたか、でもマア今少々召上りましても宜しいかとぞんじ奉りますと、やらなくつては宜しくない。それで藝者買に往く奴があるかと。ナアにあつても、なくつても、ソン

なことは構はない。禮儀作法を喧しくいふなら家に居ると。それは家に居るに限る。何處で飲んでも、酒は酒なり、飯は飯なり、女は女なり。藝を見たければ藝者を買ふべしだが、その他には藝者に近づくは、始めから間違つてる。ナニ承知しないと。議論なら來い、イツでも相手になる。東京では藝者は勿論、お茶屋の女中まで、健康診斷をやると力んでるではないか。そのくらゐの決心がなくつては、戰に負ける……ナニ僕の議論に從へば、藝妓も、仲居も、娼妓も、おさんも、皆な試驗する。ナンなら女房も試驗濟でなければ貰はない。とかく天下は試驗に限ります。藝妓が悲慨を起さうが、お客が不平をいはうが、構ふものか。これから試驗法を勵行して、美人をおつ拂ふサ。（明三七・一・一八）

時局は何うなつてる

日露の關係は、切迫に切迫を重ね、政府の決心はます／＼固く、今度こそは眞に強固なる決心をなしたりといふやうなことも、度々聞くが、全體時局は何うなつてるのか、よしあし記者不肖なりといへども、日本國民の一人である。國家の運命を賭して爭はねばならぬ大事件を、一言半句も國民に示さずして、獨り勝手なことをやつてるのは、果して政府の職分なるや否や聞きたい。或る御用紙は世間では時局の成行を示さないのは、怪しからんといつてるけれども、自分の新聞（即ち御用紙）を讀んでる人は知つてる筈であるなどと嘲笑してるが、今の世の中に、眞面目に御用紙を讀むやうな奴は、幾人もありはしない。その少々ばかりの人間は、御用紙を讀んで、何か知つてるかも知らんが、國民の希望は、政府から直接に時局の成行を聞きたいのであつて、御用紙を經由

して聞きたくはない。のみならずソンな熱を吹いてる御用紙だつて、時局の成行と見るべきものは、何も書てないではないか、人を馬鹿にするにも程がある。謂ゆる國家の存亡にも關する大事件で、今日にも明日にも、干戈相見るやうな切迫の場合に際しながら、時局は何うなつて、何んのために騷いでるのか、譯が分らんやうなことが、ドコの國にあるか、政府の先生達も、あんまり相手の顏ばかり見て居ないで、國民の顏もチト見るが宜しい。

（明三七・一・一九）

擧國一致は誰も知つてる

近來御用紙や、政府に密通してる新聞紙は、口を開けば必らず擧國一致をいふ。擧國一致は、恰も彼等の新發明で、彼等でなければ、知らないかのやうな顏をしてるが、アホらしい、今の世の中に、擧國一致ぐらゐを知らない馬鹿ものがあるものか。御用紙や密通新聞などに敎へて貰はんでも、百も承知のことである。今の政府に反對するものだつて、政府を親の仇とも思ふまい。兄弟牆に鬩ぐも、外その侮を禦ぐくらゐの理窟は、皆知つてる。知つてるから、コウもしたら國のためでないか、アアもしたら國のためでないかと、色々の議論もしてるのであつて、畢竟內に對する政見の異同に過ぎない。外に對して日本國民四千餘萬人中誰一人でも二心を抱くものがあると思ふか。日本國民の愛國心に富んでることは、世界中に知らぬものがない。御用紙や密通新聞は、この點に疑あるか。廿七八年の役だつて、國民一致して時の政府を助けたではないか、あまり物識顏すると、却つて世間で笑ひますよ。政府が對露同志會などといふ、ツマらぬ連中を相手にせなんだなら、國民全體は今一層熱誠を表

したかも知れない。世の中はとかく猿智慧を出すと失敗するに極つてる。（明三七・一・二〇）

新政黨の失敗

御用とかお味方とか名のつくものに、不思議に失敗しないものはない。先頃新政黨の先生達が、高野孟矩といふ臺灣の法官だとかいつて力んだ人の手引にて、仙臺に出掛けて見たが、一向出迎に來る人もなければ、見舞に來る人もない、ソコデ二三の舊友が見かねて、懇親會でも開いて、慰勞しようかと企て見たが、何分にも贊成者が少くつて行はれない、甚だ氣の毒であつたといふが、當地でも殆んど同樣の有樣にて、イカに說て見ても、應ずる人もなく、ヤツと舊友會か懇親會か、そんなものを開いたら、來てくれと賴んだところが、それなら無論出掛けませうといつて、少々顏を立てくれたから、それでヤツとお茶を濁すつもりであつたが、考へて見ると、コンな工合では、ヨシテの舊友會なり、懇親會なりを開て見たところが、繁昌しさうにない、コレは困つたもんだと思案最中に、待てば甘露の快晴とやらにて、東京に相撲が始まつて、おまけにその初日が、延期となつたから、これ天の助なり、この機失ふべからずと思ひ立ち、イヤ殘念なことだ、伯が相撲がゴ好で、トテも相撲中はお出がない、舊友會も懇親會も、延ばすの外はない、ア、遺憾千萬だ、これくらゐ遺憾なことはない、遺憾々々と、遺憾の百萬遍を繰して、ホウ／＼の體で黨議員は東京に引上げたといふ評判がある。ドウも世の中といふものは、眼のあるものだ。エライことをいつた上に、自由黨といふ名までつけたが、それでも世間は瞞着し切れないと、歎息してる人がある。（明三七・一・二一）

御用紙の正當防衛

法律には、正當防衛といふことがあるが、近頃御用紙がそれに類することをやつてる。曰く今の內閣ほど好い內閣はない、これを更迭させねば、外國にも內國にも、威信がないなどとは、何たる言草である、曰くこの時局切迫の場合內閣更迭などをいふものでない、この內閣を擧國一致で助けねばならん、といふやうに頻りに內閣萬歲を唱へ、內閣萬能を吹聽してるが、その裏面を聞けば、呆れて物がいへない。この類の御用紙は、每月何程と極まつて、御手當を頂戴してる。ソコで鷺も烏といひ、鹿も馬といつて、御用を勤めてるのだ、萬々一內閣更迭などのことがあつて見たまへ、ソレこそ大變だ。國家は內閣と倶に存亡するものでないから、內閣が更迭したつて、國家は何ともないが、御用紙の鼻の下が、內閣更迭と倶に干上る。こゝが即ち正當防衛で、一生懸命內閣更迭に反對せざることを得ざる譯だといふが、謂れを聞けば有がたい。なるほど次の內閣が、キッと今の御用紙を御用紙にするとは限るまいから、緣の切れ目は金の切れ目、イヤ御用紙といふものは、氣の毒千萬なものである。定めし腹の中では泣てることもあらう。よしあし記者頗るお察し申す。(明三七・一・二二)

途方もない誤解

世の中には途方もない誤解をしてる連中も、あればあるものだ。先頃議會で奉答文に彈劾の意味を挿入したのを、大變な不敬でも働いたやうに思つてる愚人がある。勿論政府の筋では、そんなことを言ひ觸らしたものと見え、御用議員などが、御用紙と相和して、不敬らしくいつてるが、途方もない誤解である。よしあし記者は四角

張つて理窟をいふのは嫌ひだけれども、あまり馬鹿らしいから一言するが、憲法には何んと書てある。第四十九條に「兩議院は各々天皇に上奏することを得」と書てあることを知らないか。貴族院でも衆議院でも、上奏をするのに何んの差支もない。閣臣の彈劾、無論に宜しい。十分なる討議をせなんだことは、心あるもの丶遺憾とするところだが、奉答文そのものには、何等の不敬もありはしない。小學校の生徒でもそのくらゐのことは知つてるだらう……再議しないのが惡いとの說も、また誤解の大なるもので、一旦決議したことは、何處の國の國會でも、同會期中に再議などを許すものでない。自分等が一處になつて手をたゝいて居りながら、他人のことのやうに、再議をしてくれんとて、ベソをかいて泣く奴があるものか……サテ〳〵世の中に、こんなつまらない誤解者多くつては、よしあし記者世話がやけてたまらない。（明三七・一・二三）

膺揚の態度

時局切迫の說に連れて、大分人氣が荒つぽくなつて來て、流行り歌まで切るとか伐つとか殺伐なものが行はる。これも愛國心の一言語でもあらう。わが國民の忠君愛國は世界に向つて誇るに足り、敵愾心に富む事は常に願はしく思ふ所であるが、さりとてこれも程度もので、あまり敵愾心の發作に任せて制する所なくては、思はぬ所に禍害が起りはせぬか。先年アフガンの問題で英露將に戰はんとしたる時、英國の流行り歌に、戰はしたくないけれども、いよ〳〵戰となるならば、人は澤山艦船はドッサリ、御金もチャーンと持つて居る、といふ意味のものが流行した。俗間の流行り歌に過ぎないが、何んとなく膺揚の態度で自若たる所が見え、二た目には伐つの切

るの殺すのといふから見れば、餘程奥床しく見える。またこの間東京で或る外國公使館附の武官や外國新聞の通信員を招待した席での餘興には、英の獅子と米のブラザー・ジョナサンが左右に居て日本を援る踊りだか茶番だかヤツたさうである。時節柄趣向といへば趣向であるが、これもあまり露骨で援けて貰ふのをあまりに悦ぶ様に見られては、品位にも關する様な心持がする。今少し鷹揚の態度にして欲しい。（明三七・一・二四）

東西株主氣質

株券を所有する者は事業を信ずるか、又はその事業の局に當る人を信じて、これに投資し收入を得んとするのが尋常の株主であるが、わが國の株主は十の九まで事業を信ずるにもあらず、人を信ずるにもあらず、株を所有してその收入に安んずるにもあらず、投機の手段として賣るために買ふと云ふ有様である。併し一方から見ればこの有様であればこそ鐵道といひ銀行といひ既往に顯著なる進歩をなしたので、わが商工業の發達は全く投機心投機熱の賜物であるとの説もある。如何にも既往の進歩は常軌を逸した結果もあらうから、一概に非難も出來ぬが、何時までもこの有様が持續する様では末が案じられる、モー少しは事業そのものを眞面目に觀察して株を所有する氣象を奬勵したく思はれる。これに就て東西の株主氣質を見るに足る一例がある。昨年多少の資産ある或る歐人が日本に來て、その本國で心易くなつた某日本人を訪ねて、確實な株券を少し買ひたいと言出したので、その日本人は運輸交通を營業として、政府の補給利子ある一大會社の株こそ最も安全確實で宜からうと答へた。スルト歐人首を傾けてそれは思ひも寄らぬ、政府の補給利子は未來永劫に亘る譯でもあるまい、既に補給利子と

いふ様では獨立して利益の擧らぬ事を意味するので、補給利子の問題が政府や議會の決議次第でドーなるか分らぬとすれば、安心して投資する事は出來ぬといつたそうである。畢竟久しく株を所有しやうと思ふからの事で、今日安く買つて明日高く賣らうといふ株主氣質でないことが分る。（明三七・一・二五）

時局解決の期

時局は切迫せりと、人が云ふから、切迫とも思ふものゝ、實は切迫か、不切迫か、誰も知つてゐるものがない。無能政府の連中は、人民を虫か鳥かなんどのやうにでも思つてると見え、何んにも知らしてくれない。毎日憶測論で日を送つてるが、或る消息通はコンなことをいつてる、時局切迫とは嘘だ、實は切迫も何んにもしてはゐない。キツト見たまへ、露國から回答が來れば、反省を促がし、反省々々で月日を送る、その中には議會が開ける、スルと增稅案を出す、增稅案が通過して、實際納稅が出來て、軍備に差支なくなるまでは、決して開戰などはやらない、ナニそれでは露國の方で、軍備が完成すると、構ふもんか、コツチでも今から十年たてば、海軍第三期擴張が完成するではないか、十年が長いと、長いには相違ない、十年は一ト昔といつてるでも知れたことだが、シカシこのやうすでは、十年ぐらゐはかゝらうよ。國民が疲弊すると、今の政府が國民などを眼中に置てはゐまい。ツマるところが、時局解決の期が延びるほど、內閣の壽命が延びる、內閣の壽命さへ延びれば、國民や國家は何うなつても宜しいのだと。イカにも奇激の言のやうだが、今日の情況では、よしあし記者も消息通の說に同意せざるを得ない、（明三七・一・二七）

道路の安全

大阪は東京よりも道路の修繕がよく行屆いて、我々膝栗毛連には大に有難く感ずる所であるが、水道の普請や道路修繕のある時は時々往來に大穴や小山が出來て居て、ランプがついて居たり居なかつたりで危險極まることがある。二三日前にも平野橋の東側で怪我をした人を目撃した。平野橋は普請で通行止になつて橋の側に假り橋が出來て居る、その通行止になつて居る所に竹矢來で圍ふてあるのは至極宜しが、竹矢來は僅かに橋の四分の三足らずで、あとは丸太が横に上と下に結び付けてある許り。ソコで一昨々夜の樣な薄暗い晩に來掛る者は、先づ竹矢來に眼を奪はれて通行止なる事を豫知する、從つて竹矢來のない所に丸太があるとは氣が附かぬので躓いて怪我をしたのである。寧ろ矢來がなくて丸太ばかりならば、丸太全部に目が留るから怪我なしに濟んだのであつた。ランプは有れども無きが如き暗きものであつた。一昨日よりは丸太の處に石が澤山立て掛てあるから目にも留り易くモハヤ危險もあるまいが、外國の市町には通行止めの處に適當の明りがなかつたり圍ひがなかつたりして、怪我をしたり衣服を破損させた場合には、市町から損害を拂ふ處もある位だから、道路の安全には今少し注意を要すると思ふ。(明三七・一・二九)

氣長の政府

短氣は損氣といふこともあるから、世の中のことは、氣長に構へてる方は宜しいものかも知らんが、今の政府の氣長といつたら、お話にならない。何時でも和戰兩樣の準備があるの何んのと、數月前に力んで見せた政府が、

近頃の爲體はなんたることだ。今から公債を募るの、戰時税を徴收するのと騷いで、それも内閣だけ奮發するのかと思へば、元老總がかりで助けてもらはなければ、何んにも出來ぬとは、隨分あきれたものではないか。それでも位地には噛り付きたい、一生懸命に噛り付きたい、噛付の外に何んの考もなく、時局解決などはイツのことだか。何れ公債が募集され、租税が徴收され、内閣諸公も段々年を取られて、チツとは老練になられた後に、戰とも和とも決定さるゝのであらうかと、よしあし記者アキレ切つてる。時局切迫々々といふけれども、この樣子では眞に擧國一致誠意誠心の幕があくまでには、隨分長い日月があると見て宜しからうから、世人も今に梅が咲たら、梅も見るサ、櫻が咲たら、櫻も見るサ、春の日長から夏に入つて、晝寢でもしてる中には、また好い夢が見られるのかも知れん。（明三七・一・三〇）

本篇は大阪新報所載であるが貴重なる斷章である。明治三十六年入社以來三十九年退社に至るまで、原敬は本稿を續けてゐた。本篇に就ても前掲論説に附記したると同樣の事が言はれなければならぬ。本全集に收錄し得たものは僅かに明治三十七年一月分に過ぎぬ。隨つて前年よりの續稿たる『議員買收談』に至つては、第十七、八、九、廿の四回を收錄し得たに過ぎない――（編纂者）

米麥混食の奬勵

是れ當面の物價問題以外に於る國家永遠の政策なり敢て國民の愛國的努力を望む

目次

此書は余多忙の爲め小野瀨不二人君に依賴し同君余の意見に基き起草せしものなり。顧ふに糧食の充實は國家の最大急務にして、獨り凶年不作の時のみならず、平年に在りても外米の輸入を要するが如きは、國家經濟に取りての不利益はいふまでもなく、一朝何等かの故障に遭遇せば忽にして國民生活の困難を感ぜざるを得ず。此の不利を除き純乎たる自給自足の計畫を立てんとせば開墾の奬勵は勿論常平倉の如き種々なる施設を必要なりとす。此等根本の問題に關しては目下財政經濟調査會に於て調査中なれば、其の答申を待つて國策の樹立を見ることならんが、此の根本方針の何れに決するにせよ、國民一般に於て米麥を混食するの常習とならば糧食充實の效果を擧ぐるに於て至大の利益あるべし。種々なる混食論の世上に喧しきは何れも國家に裨益する所多かるべきや疑なしと雖も、各地容易に得られて而も多量に存在し又衞生上にも益あつて害なきは、麥に若くものなきが故に米麥の混食にして幸に一般の常習となり、家庭に於ては勿論宿屋料理屋などに至りても之を客に供する樣にならば、其の國家に利益すること更に大なるべし。斯の如き趨勢とならば米の產額も大に增加すべく、麥の米を覆るよりも容易なることは何人も知る所の如く又米は秋に產し麥は春に產し年の豐凶必らずしも並臻するものにあらざれば尙以て糧食充實には此上もなき便益ならんかと思ふ。願くば世上有識の士、余の微意に贊同せられんことを。

大正八年十二月　　原　敬

愛國的精神の發露

諸君にして、今米飯を用ゐて居られるならば、明日より早速之に二割若しくは三割の麥を混じて用ひられよ。若し又諸君にして既に米麥混食を行つて居られるならば、進んで知友隣人に熱心之を說き勸められよ。是れ糧食問題の極めて重要なる時に處し忠良なる國民の最も簡便にして又最も有效なる愛國的努力である。

近年我國民の間に糧食の事が問題となるに至つたのは、國家の爲めに深く憂ふべき事である。而して、我邦の糧食問題は、戰時中の歐洲各國とは其の事情を異にし、主とする所は米の需要が供給に超過したといふ點にある。隨つて之が對策は、其の充實を圖るといふことに歸着するのである。

昨大正七年の米の輸入移入額は七百三十一萬石餘である。而して假りに我内地人二分の一は既に米麥混食を行つて居ると見、其の他の者即ち二分の一が昨年新に麥一割を用ゐたことゝすれば、昨年に於ける内地の米の消費總額六千百八十八萬石中實に七萬石餘の節米を爲し得て右の如き輸移入の必要は無かつたのである。即ち諸君の家庭に於て、日々一升の米の中へ、二合若しくば三合の麥を混用されることは、政府當局が、極力米の充實に對して諸種の施設を爲しつゝあり、又爲さんとするところのものと相俟つて、諸君自らの調節を圖ることゝなるのである。

而して、我内地に於ける麥の生産額は、最近の調査に據ると、約二千三百萬石で、其のうち米麥混食に用ゐる

大麥及び裸麥の生産額は、大麥が九百五十萬石餘、裸麥が八百萬石餘、計千七百五十萬石餘で、別に外國より輸入がある譯でないから、實際の消費も略ぼ是と同樣と見て差支のない道理なので、現在にては餘裕は無い樣なものゝ、今後國民一般に於て、米麥混食の實行が糧食問題の解決、緩和に至大の關係あることを自覺し、政府の奬勵と相俟つて、二毛作、耕地の擴張改良、其の他農事の改良等に依り大に生産の增加を圖れば、其の供給は順次潤澤となるのである。現時にあつても、家畜飼料の如き人の食用以外に使用せられつゝある麥を、勉めて他の品を以て代用する方法を講ずれば、尙ほ供給の餘裕があるのである。既に陸軍に於ても、主要馬糧たる麥を漸次高粱に轉化せしめつゝあるが、是れのみでも數十萬石の餘裕が出來るのである。

斯く麥の産額增加するに至り、其の額が愈多ければ多き程、國民糧食の充實を來し、外米の侵入を防ぎ得て、農家の收益上にも、亦國家の爲めにも洵に慶ぶべき事となるのである。

又米麥混食の普及は、米麥凶作の場合に、其の禍害を輕減するといふ副效能がある。米と麥とは成熟の時期が違ふので、兩者共に不作であるといふが如きは、殆んど無い事である。而して此の米麥混食といふ事は、單に我糧食問題の根蔕を固むるに、最も有效なる方策たるに止まらず、衛生的で又經濟的であるが故に、之が勵行は、全國民の實生活の上に福利を增進する焦眉の急務である。

如上の次第なれば、余が此の米麥混食の勵行を稱して、愛國的精神の發露といふのである。今左に之を細說して、更に米麥混合勵行の必要止むべからざる趣旨を明かにせん。

米の生産消費の大勢

農商務省調査の米麥統計表に據ると、前にも述べた通り、昨大正七年の我內地に於ける米の消費總額は、六千百八十八萬石であつて、其の前年度に於ける米の內地生産高は、五千四百五十六萬八千餘石で、朝鮮臺灣からの移入、及び外國から輸入した總額が七百三十一萬餘石（輸移出額三十四萬石を控除す）に達して居る。即ち、內地に於ける消費に對し內地だけの生産では、實に七百三十一萬石餘の供給不足を生じて居るのである。明治四十一年から大正六年に至る十年間の內地に於ける米の生産平均額は、五千二百九十萬石餘であるから、大正六年度の生産は、決して平年作以下ではない。然るに、米は前述の如く、其の供給が不足するのである。而して、此の供給不足は單り昨年のみに起つた現象では無い。統計表に據れば、米の生産は連年增加して居るに拘らず、其の供給不足の傾向は、連年累加の狀勢にあるのである。それであるから、米の生産が減少したために供給が不足となつたのではなく、一に消費する方が多いからである。

明治二十一二年の頃には、米の生産が剩つて、輸出移出の超過百三十萬石餘に及んで居るが、其の時代の生産額は、明治二十年に於て三千九百九十九萬九千石餘、同二十一年に於て三千八百六十四萬五千石餘に過ぎなかつたので、現今の五千三四百萬石臺といふ生産額に比べて見ると、甚だしい少額である。而も、其の生産の少い三千八九百萬石臺といふ時代に、百萬石以上の過剩を示して居るものが、生産の著しく增加した五千三四百萬石臺

といふ今日に於て、反對に七百三十一萬石以上の供給不足を來して居る。是は如何なる理由にもとづくか。全く人口の増加したのと、對一人の消費額が増加したためである。即ち主として米食者の數が漸次に増加した爲めである。

駸々たる人口増加の傾向

人口増加率の優勢は國運隆昌の基で、邦家の爲めに最も賀ぶべき事である。我邦の人口増加率は頗る優勢で、明治三十五年から同四十四年に至る十年間の統計割合に據ると、英國の千分の八・三〇、佛國の千分の一・四二、伊國の千分の六・〇五の間にあつて、我日本は千分の一〇・七四を示して居る。而して大正七年の統計に見ても、我邦の人口増加率は、大體此の勢を以つて進みつゝあるのである。即ち、朝鮮臺灣等を除いた我内地の人口増加趨勢を見るに、明治二十一年に於て三千九百六十萬餘であつたものが、十年後の三十一年には、四千三百七十一萬餘となり、更に二十年後の四十一年には、四千九百三十一萬餘となり、三十年後の大正六年には、五千六百萬餘となつて居る。

我邦最近の人口増加率は、一千人毎に約十人餘宛を増して行くので、大正六年の人口にすれば、約五十六萬人の増加を見る譯である。此の割合を以つて年々累加して行けば、今より十年後に於ける我日本の人口は、朝鮮臺灣等を除いた内地だけで、約六千二、三百萬人となり、十年後に於ける米の消費額は、大正七年の一人當り年一

石八升と見ても、約六千八、九百萬石に達するのである。假りに、米の生産を現在の儘として計算すれば、其の不足額は、殆んど一千五百萬石を超ゆべく、其の困難推想に餘りあるのである。

對一人米消費の増加

次に、一年間に於ける對一人の米の消費額であるが、明治二十一年から同三十年に至る十年間の平均額は、九斗四升六合であつたものが、三十一年から四十年に至る十年間には、平均九斗八升八合となり、それが又四十一年から大正六年に至る十年間には、一石四升四合となつて居るのである。即ち

年	石
明治四十一年	一.〇五一
同　四十二年	一.〇七七
同　四十三年	一.〇六二
同　四十四年	.九五〇
大正　元年	一.〇四七
同　二　年	一.〇四六
同　三　年	.九九九
同　四　年	一.〇九五

同　五　年　　一・〇三七

同　六　年　　一・〇七二

の割合である。

十年間にすれば、多少の增減はあるが、年一年消費額增加の傾向は明かで、昨大正七年の消費額に至つては、一石八升まで昇つて居る。之を明治二十一年の九斗七升五合に比べると、實に一斗一升三合の增加である。何故斯くの如く對一人の消費額が增加したかといふと、それには酒造用其の他に用ゐられたものゝ增加した點もあるが、主として奢侈の風が行はれ、殊に近來好景氣につれて、これまで米麥混食若くは純麥飯又は雜穀等を用ゐて居た者の中、米飯に代へる者が多くなつた結果である。若し此の儘に放任せんか、我國民の主要糧食たる米の供給は、啻に人口の增加より生ずる困難に陷るのみならず、對一人の消費額增加より生ずる困難も愈加はり、國民生活の上に非常な脅威を加へることになるのである。殊に、一朝凶年に際會し、米の產額甚だしく減少したる場合には、國民は慘憺たる境遇に惱まなければならないのである。

米增收方策の將來

右の次第であるが故に、何事を措ても先づ之を救濟する方法を講じなければならぬ。其の積極策としては、之が增收を圖る事、其の消極策としては、之が消費の節減を圖る事の二途である。積極策、即ち米の增收を圖る事に

就ては、政府に於ても大に考慮するところあり、從來實施し來れる耕地の改良、農事の改良などのみを以つて安んぜず、昨年土地開墾助成法案及び主要食糧農産物改良増殖奬勵案を議會に提出し、其の協贊を得て本年六月一口から實施する事となつたので、鋭意其の實果を擧げることに勉めて居る。本來我邦の土地利用面積は各國に比して其の割合極めて少く、總面積三千九百萬町歩のうち、現耕地は僅か六百萬町歩に過ぎない、是れ素より地勢に據るが、併しながら亦土地の利用に關して努力の足らない結果に由る。そこで農商務省の調査によれば、開墾して耕地となし得べき見込地は、臺灣朝鮮を除き、內地に於て約百三十萬町歩、北海道に於て約七十萬町歩ある。政府は此の土地の利用を期して、土地開墾助成法を立てたのであるが、尙ほ之のみを以つて足れりとせず、更に別般の方法で土地開墾の能率を大ならしめんとして種々苦心中である。

專門家の調査では此の開墾助成法に依る開墾が、提案通りに行はれ、又從來の施設に依つて、耕地の擴張が行はれると、今後三十年間には、北海道を除いた內地の耕地擴張約八十二萬町歩、之に北海道の六十二萬町歩を加算すると、約そ百四十四萬町歩の耕地擴張を見込むことができる次第である。而して、之は現耕地の改良、農事の改良に因る増收を見込み、更に朝鮮臺灣からの移入に因つて得られる米麥の増加量を見込むと、これから三十年後には、米に於て三千二百六十二萬石、麥其他に於ても餘程の増收があるべき推算である。斯くの如くすれば、國民の主要糧食は我邦の生産のみを以つて供給することができる見込も大體立つのであるが、併しながら此の開墾なるものが、なか〳〵容易ならぬ事業で、豫定通りに進行を見ることは、餘程の努力と經濟事情並に自然狀態

の順調とに俟たなければならない。斯の如く困難であるには相違ないが、相當の成績を舉げ得るの自信は十分にある。けれども思慮ある國民としては、單に此の積極策のみに賴るを以つて安んずること無く、更に他の手段に依り、成るべく食糧に對する憂慮を輕うする道を講じて置かなければならないのである。

米麥混食勵行の必要

是に於てか、國民は他の一方に於て、消極策、即ち米の消費額を減少する事に、大に努力をしなければならないのである。されば、關係各省よりも夫々代用食に關する訓示を發し、又專門家も種々之が研究に當り、或は馬鈴薯飯を說き、或は麵麭主食を唱へ、或は純麥飯を勸め、或は豆飯を主張し又は玄米半搗米などを奬勵して居る。是等は何れも糧食の需給調節方法として、相當效果を舉ぐる事と信ずるも、然し余は此の際特に簡便であり、又衞生的であり、又經濟的である點から、大に米麥混食の勵行を、我國民全般に勸めんとするのである。

凡そ斯くの如き事は、日々三度々々行ふことであるから、第一に實行し易いものでなければならない。豆飯とか、麵麭を主食にするとか、饂飩を代用食にするとかいふことは、少なからず面倒なやうな感を起さしめ、一般的には兎角實行困難であるが、米麥混食に至つては、少しも從來の習慣を亂すこと無く、地方の農民や、殊に兩三年來の好景氣につれて專ら米飯を用ゐることになつた人々の如き、以前は米麥の混食をして居た譯であるから、此等の人々に取りては唯だ之を復舊するだけのことに過ぎないのである。

今試に明治三十一年來の麥の對一人一ケ年間消費額の推移を擧げると、大麥に於て、明治三十一年には對一人消費額二斗三合九勺であつたものが、四十一年には一斗九升一合九勺となり、更に十年後の大正六年には一斗六升三合三勺となつてゐる。又裸麥は、明治三十一年に一斗六升八合五勺であつたものが、四十一年には一斗五升三合七勺となり、大正六年には一斗四升六合三勺となつて居る。米の對一人消費額が年々增加しつゝある傾向と、此の麥の對一人消費額が年々減少しつゝある傾向とを對照すれば、米麥混食者が米食者に推移しつゝある現象を明にすることが出來るのである。

是れ迄米飯を食して居た者が、米に二割なり三割なりの麥を混じて用ゐる事になれば、飯の味が多少の不味を感ずるには違ひない。併しながら、その不味の感たるや、他の混食代用食に比し、最も輕いもので、最も我慢し易く、又最も一時的のものであるから、暫く經てば不味を感ずるどころか、却て美味を覺ゆるやうになるものである。而して、その一時の味覺に對する犧牲が積り積れば多大な節食となり、糧食問題の憂慮を緩和解決することになるのであるから、其の犧牲の小なるに比して、其の功の大なるを思はざるを得ないのである。是れ國家の爲めであると共に、又各個人の生活を安定する爲めにも必要である。他人の爲めにするのではなく、要するに自分の幸福、利益の爲であつて、而かも其の結果は立派な愛國的行爲となるのである。

尙ほ米麥混食が衞生的で又經濟的であることであるが、其の衞生的である事實は、現在陸海の兵食が米麥混食である一事實を擧げれば、論證既に十分である。兵食として米麥混食を用ゐるに至つたのは、經濟上よりも、衞生

上の事を主として諸種の經驗研究を重ねた結果、米麥混食の方が健康を保續する爲には、米食よりも遙に良好であるといふ斷案を得たので之に決定し、引續き良果を擧げて居るのである。世間では、麥を混ずると著しく營養が減少するやうに考へるものもあるが、徒に論議をするよりも、論より證據、兵士の健康狀態を見るが宜しい。丁年前後は、最も人間の發育する時で、最も多くの營養を要求する時期であり、且つ兵役は、隨分骨の折れる勞務で、身體を使ふことも激しい。然るにも拘らず、多數の兵員は米麥混食に依つて、能く其の健康を保全し、常に衞生狀態の佳良を示して居るのである。

更に、米麥混食の經濟的方面を見ると、內地の主要市場に於ける麥の平均價格は、明治四十一年から大正六年に至る十箇年に於て、大麥一石六圓二十八錢、裸麥一石九圓十七錢である。之を米の同平均價格一石十五圓九十五錢なるに對比して見ると、半額にしか當らない。又東京市場に於ける大正五六七、三箇年の平均價格が、大麥に於て一石九圓三十三錢、裸麥に於て一石十四圓二十九錢であるのを、米の同平均價格二十一圓九十五錢なるに對比し、更に又最近に於ける米麥の市價を對比するも、其價格に於ては、格段の差異があるのである。一人一家の事にすれば、其の經濟上の節約は些少の額であるが、之を國民全體が、米飯から米麥混飯に移るものとして積算すると、其の經濟上の效果は侮るべからざる計數を示すのである。

大正八年九月末に於て、白米一升を五十八錢として計算し、之に相當する裸麥の營養分及び其市價を見るに、

裸麥(平麥)　一升二十五錢として　一升九合四勺　代　四十八錢五厘

同（押割麥）	同	一升五合五勺	代　三十八錢八厘
同（乾燥麥）	一升三十錢として	一升四合	代　四十二錢
同（改良麥）	同	同	代　同
同（挽割）	同	一升二合九勺	代　三十八錢七厘
同（丸麥）	一升三十六錢として	一升一勺	代　三十六錢四厘

となるのである。

殊に米飯を用ゐて居るのと、米麥混飯を用ゐて居るのとは、一家の空氣が知らず知らずの間に、奢侈に流れるのと、質素に傾くのとの二樣の差異を生じ、一家の思想上及經濟上に及ぼす影響も、決して輕からざるものがある。即ち、又此の米麥混食の勵行は、自然に國民をして質素健實の風を助長せしむることゝなるのである。

如上の叙述に由つて、余の勸說せんとする米麥混食勵行の主旨も、大略は盡きたが、尙ほ終りに臨んで特に一言したいことがある。それは此の糧食問題の如き單り政府の施設盡力のみを以つて能くすべきことではなく、何うしても國民個々の努力と相俟つて始めて、其の效果を全うし得るものである。それであるから、余は國民が深く此の點に留意し、各自相警めて之が實行に忠ならんことを望むのである。三十年、二十年の後は、前述の通りで自給自足の方法が立つとしても、國家としては、少しも早く主要糧食たる米が自給自足の範圍に近づくべく努力せねばならないのである。故に國民も政府の積極策と相應じ、極力米麥其の他糧食の生産增加に努むると共に、

特に米の消費を節約する爲め、米麥混食に勗むるのは、現下の急務である。日々唯だ僅に其の白米消費の二割若しくは三割を麥に代へることが、如何に國家に有益なる愛國的行爲であるかを深く省みられ、世上一般に之を勵行せられんことを望んで止まないのである。（大九・一刊）

新日本を舊日本の上に

國民は先づ投機熱と奢侈を誡めよ、國家資本家勞働者の協調

茲に大正九年の新春を迎ふるに當り、七千萬國民諸君に賀意を表し尙ほ此の機會に於て、聊か所見の一端を開陳し、以て大方諸君の注意を煩はしたいと思ふ。

五箇年に亘れる世界大戰亂が我國の經濟界に及ぼしたる影響如何を觀察するに詳細なる事實は茲に之を論ずるの暇なきも、要するに世界的需要の激增と物資の生產增加並に貿易の增進等の爲に正貨が增加したといふことは疑なき事實で、此の點は無論慶賀すべき次第である。併しながら、正貨が增加した割合に必ずしも生產の增加を見ない場合もある。

即ち一部には單に或る物を外國に賣つて（或は貸して）金に代へたに過ぎないと云ふ事實もあり、又單に物價が世界的に騰貴した結果として金の數量が增したと云ふ事實もあるのである。之は最も深き注意を要することであつて、例へば衣類の値が騰貴したと言つて、簞笥の中に仕舞つてあつた衣類を賣り拂ひ、其代りに金を簞笥に入

れたと云ふに過ぎないと云つたやうな現象も一部にはあるのであるが、其の金を資本として更に物資を生産しなければ、衣類を賣拂つた爲めに、冬が來ても着る物がないと云ふのと同樣の結果に陷るのである。又生産增加の結果として金が增加した場合でも、之を浪費すれば更に生産を增加することが出來ないわけであるから、及ぶ限り其の金を生産の資本として使用し、有益な事業を起して生産力の增進を圖らなければならぬ。幸に郵便貯金は絕へず增加して、今日は約七億圓に達し、尙ほ每日一千萬圓以上の增加を見る趨勢であつて、又小額債券を郵便局で賣出した實例より之を見るも堅實なる經濟界發展の基礎は鞏固なるもののあるを認め得べく、近來續出しつゝある新事業の中にも、將來を矚望すべきもの少からぬ有樣であるから、將來段々生産の增進すべきは信じて疑はざる所である。

然れども一方に於ては頗る憂慮すべき現象があつて金の融通が利くに任せて投機に沒頭する弊を見るのは甚だ遺憾に堪へざる次第である。即ち唯だ目前に金を儲けさへすれば可いと云ふ考へで、國家や社會の迷惑を顧みず、法外な買ひ占め、賣り惜みなどの思惑を試みたり、或は相場を煽るが如きは、其の人一個人だけは一時金を儲け得るであらうが、是が爲めに一國の生産力を增加すると云ふ場合は甚だ稀で寧ろ斯の如き狀態が永續するに於ては、結局金を儲けた本人も、金を擁しながら衣食する物資を得るのに困難すると云ふ奇觀に陷るかも知れない、又一部の企業者が一時に金を儲ける手段にするもの、即ち事業其のものは何うでも構はず、徒に誇大の廣告をなして權利株を賣らんとする目的の爲めに計畫さるゝ所謂泡沫會社なるものも全然ないとは保證し難く、假令惡意

でないとしても、金のあるに任せて杜撰なる目論見を立て遂に株主に迷惑をかける場合も起り易いのである。是れ日露戰爭後の經驗に徴しても最も警戒すべき事柄であつて、今日の如き時節には會社發企人も株式應募者も共に愼重の態度を持し自己の一擧一動が如何に社會全體に影響すべきかを考へて貰ひたいものである。殊に地方農民の中には會社の確實なると否とを鑑別する知識なくして或は投機熱に浮かれ、或は他の甘言に惑はされ、輕率に株式に手を出す如き傾向も多少見受けたから、先般內務、大藏、農商務の當局より地方官に向つて注意する所あり、日本銀行も亦各銀行に對して貸出しを警戒すべき旨注意する所があつた次第である。斯の如きは通貨膨脹の弊と言はんよりも寧ろ之を使用する人の問題と言ふが至當であらう。素より通貨の無制限なる膨張は弊害あること勿論なるを以て、政府は常に意を用ひて適度の收縮策を行ひつゝあるが、多々益々生産の增加を圖るは國家として必要なることであるから、通貨が之に伴ふて或程度の膨張をなすのは自然の數と致して、要するに物資を賣つて得た金は、物資を生産する資本として使用されねばならぬと云ふ事を忘れてはならぬ。然るに動もすれば其の金を投機の資金として使用し、或は奢侈の爲めに消費する弊を生ずるのは今日の增加したる金に對して甚だしき感違ひをして居るのか或は人情の弱點とでも言ふべきものであらうか。

投機熱に就ては前に述べた通りであるが、近來驕奢の風の益々盛んならんとする傾向あるは洵に憂慮に堪へない現象である。尤も一國の生産が增加して國民の生産程度が高まるのは當然の次第で寧ろ喜ぶべきことであらうけれども國力に伴はざる高き生活は之を阻止しなければならぬ。日本は世界戰爭中に生産力を增進したけれども、

今日に於て早く既に奢侈贅澤に流れんか、此の上更に生産を増加する能はず遂には生産の減少となるであらう。現に今日までの生産の増加未だ十分でないと云ふ事實がある以上、此の際最も奢侈贅澤を戒めて生産事業の發展を圖らなければならぬのは勿論である。茲に特に投機と驕奢に關し、一般臣民の愛國的自制を促す所以は、單に經濟的見地からばかりでなく、今日の如き状態よりして延ひて國民思想の頽落を誘致せん事を恐るゝからである。

畏れ多くも皇室に於かせられては此際一層御質素の方針を執らせられ、先般大阪に於ける大演習後の御宴會に於ても從來の例を破りて强飯と簡單なる煮〆めの折詰だけを賜はつたが、尚ほ三大節の御宴會等に於ても此の趣意に基きて國民に模範を垂れさせらるゝやに拜承して居る。

而も一般社會の状態を見るに、衣服の贅澤なること實に驚くべく、呉服商に就て聞けば、高價なれば、高價なる程、却つて賣れ行きが好いと云ふことであり、食物も亦近來殆んど衛生の範圍を逸して驕奢に耽り、宴會の如きは費用の多額なるを以て誇りとする風であると云ふことである。又一方には住宅難の弊あり、一方には金殿玉樓とも云ふべき大建築をなして驕奢を競ふ者ある如きは決して健全なる社會とは言はれぬ。

政府は國民生活の安定に就て、政府として出來るだけの施設を試みつゝあるが、各個人が公共心を以て自制しなければ、政府のみの力を以て充分に其の效果を擧ぐる事は困難である。其他冠婚葬祭より日常の社交に至るまで虚榮、虚禮の風が盛んなる有様であるが、虚榮は道徳上より見ても感服し難いもので、虚禮の如きも官廳の繁文縟禮と共に適當の程度に改めなければならぬ。

新日本を舊日本の上に

此等の事は一々具體的に云へば殆んど舉げ盡されぬ位であるが、玆には唯大綱だけに止め、切に國民の注意を求むる次第である。

近來勞働問題が甚だ八釜しくなつたが、之は國家、資本家、勞働者の協調を以て解決すべきものと信ずる。資本家が自己の利益のみを擁護するに急にして、國家を忘れ勞働者を顧慮せざる如き態度は、却つて資本を擁護する道でなく、勞働者が自己の勞銀の値上げにのみ急にして、公共の迷惑を意とせず、資本家の利害を眼中に措かざる如き態度は、亦却つて勞働者自身の生活を安固にする途ではない。而かも資本家にして此の理を悟らず、目前の我慾を恣にせんとする者あらば、勞働者はストライキに依りて其の反省を求むるの餘儀なき場合も生じ、又勞働者にして一己の利益のみを主張して下らざるに於ては、資本家は工場を閉鎖するの餘儀なき場合も起る。斯くては國家や社會は大迷惑である。

凡そ如何なる事業にせよ、悉く國家的意義を有せざるはないのであるから、單に資本家と勞働者と各個の利害衝突に依りて勝手にストライキや工場閉鎖を行ふのは社會國家に對して相濟ぬと云ふ觀念を有しなければならぬ。資本家が其の利益を主張し、勞働者が其の利益を主張するのは當然であるが、國家も亦其の利益を主張するのであるから、結局國家、資本家、勞働者三方の協調を必要とするので、協調は資本家勞働者双方の社會國家に對する義務と言つても差支へなからう。

次に思想の潮流は世界的であつて日本單り舊態を墨守すると云ふ事は事實に於て到底出來ない事であらう。併

しながら日本は日本の歴史を基礎として向上しなければならぬ。新日本は舊日本の上に建てられなければならぬ。我々日本人は鐵の如き國民性を理想とする。即ち堅硬なること鐵の如く、鍛練し得らるゝこと鐵の如くあらねばならぬ。或は石の如く或は鉛の如く、あつてはいけない。

鐵は保守と進歩の最も程好き調和を表して居る。徒らに外來思想に動かされる者は鉛で、全然世界の大勢に感應し得ない者は石である。冀くば七千萬國民と協力して、以て國民各自の幸福と國家の隆昌とを圖り、大正九年をして最も意義ある時代たらしめんことを。（大九・一・五）

世界に誤解されたる日本の國民性

（日本は果して軍閥國なりや）

一

私は今政府の當局に居るので、責任ある當局者として意見を公表するは甚だ困難である。たゞ國民の一人として多少の所感を開陳し、折角外交時報社の御要求に應じやうと思ふ。無論公務多忙の場合であるから、徐ろに思索を練り、又十二分に論旨を盡す暇なきは甚だ遺憾である。

近來諸外國人の日本觀中には不詮索に基く誤解が尠くない。素より私は諸外國人の評論全部を精讀して居る譯では無く、又其の或者の如きは頗る肯綮に中り、他山の石以つて我が玉を磨くに足る有益の忠言もあるやうであるが、大體に於て日本の國民性が正解されず、動もすれば日本國民の特質に對し、却つて正反對の臆斷を下されるものあるを聞くは甚だ意外とする所である。

二

誤解の第一は、日本國民は侵略的民族である、好戰國民である、軍事以外の文化を缺如する民族であると云ふのであるが、此の種の觀察には凡そ次の三大缺點が伴つて居るのではないかと思ふ。乃ち其の一は日本の歴史を無

視せる事、其の二は日本の文學藝術を度外視せる事、其の三は國民生活の實相を探究せざる事これである。

日本が他國を侵略し、異民族を征服したる歴史を有せざるは、本誌前號後藤男爵が縷々論明せられた通りである。又明治の外戰、殊に日露戰爭が露國の強壓に對する自衛の義戰にして、日本が如何に困難なる受身の鬪ひを敢てしたるかの内情は、該戰爭に際し財政及び外交上の方面より極力日本を援助したる英國、並びに日露の和議を斡旋して極東の平和克復に多大の作用を爲したる米國の識者は最もよく熟知する筈である。而して該戰爭の結果として、朝鮮、樺太、滿洲等を收めたるは、東洋平和の禍根を一掃し、東亞の安定を永遠に確保したるものなりとして、當時列強及び列強國民が進んで滿幅の賛同を表した所であつたのである。

日本の歴史を内部的に觀れば、比較的兵爭軍事の記述に富んで居るが、之を以て日本國民が悉く兵馬倥偬の間に生育したる殺伐的民族と看做すは誤謬も甚だしい。日本の歴史に現はれて居る兵亂は、多くは政爭、即ち政治上の爭ひであつて、文化未熟の時代に在りては、政爭と兵爭とが同一目的に使用せらるゝは、如何なる文明國の歴史にも見る所の事例である。而かも日本の兵爭は、時の勢力者が民意輿望を喪ふに及び、新勢力者が新たに民意輿望を負うて之れに代らんとするに發した政治的鬪爭であつて、形式こそ違へ、其の實質に於ては民意政治、即ち近代の輿論政治が、古くより行はれたのである。例へば曾我氏勢を擅つて藤原氏之に代り、藤原氏權を擅へば平氏之を次ぎ、平氏勢力を失して源氏の時代に入り、次いで北條氏之に代ると云ふが如く、永く一味の氏族をして權勢を私せしめず、當時の民智民力を以つて、容易に國民本位の施政を行はしむる作用が行はれて來たので

ある。而かも上には萬世一系の皇室在しまして、常に民の心を心とし給ひ、政權を總攬して生民を愛撫し給うて居るので、如何に政爭兵亂の頻發せし場合と雖も、他國の歴史に見るが如き殘虐なる征服や虐殺の行はれた例しは一つも無く、却つて敵の爲めに米鹽を送り、或は詩歌を賦して敵味方相應酬したと云ふが如き風雅なる美譚に富んで居る。故に日本歴史が比較的兵爭兵亂に富める一事を以て、直ちに好戰的性情に富める民族なりと斷定するは當らないのである。

轉じて日本の藝術的方面を研究せば、日本國民の性情特質は最も如實に諒解されやうと思ふ。日本美術の研究は故フエノロザ氏等に依つて、普く歐米にも紹介せられて居るが、日本の美術は繪畫も彫刻も建築も悉く宗教、即ち佛教に交渉なきものは無く、日本美術の粹と云へば悉く佛畫、佛像、寺院である。是等の事實は日本國民が如何に平和的、信仰的國民であるかを最も雄辯に物語るものであつて、日本國民の思想は決して侵略主義や主戰主義に依つて構成せられて居るのでない。又歐米人の珍重したる錦繪は、日本の平和泰平なる社會及び風俗を畫いたものであつて、寧ろ日本國民が如何に緩怠悠暢の民族であるかを證明する材料であつて、斷じて鬪爭激越の人種でない事を立證して剩す所無いのである。而して斯くの如き日本美術の精髓を研究して之れを世界に紹介せられたるフエノロザ氏は、實に米國人であつた事に對して特異の感謝を拂はざるを得ないのである。

文學も亦同一である。凡そ一國の詩歌文藝は其國の思想、即ち民族性を表現したるものであると云ふならば、日本の文學程平和を憧憬し、泰平を謳歌したものはあるまいと思ふ。先づ詩歌の中でも小倉百人首は最も普遍的

の文學であつて、全國の老若男女が毎年正月殆んど全一ケ月を通じて歌留多遊びを爲す所から、幾百年の間青年子女を感化し、家庭の醇風美俗を保持するに異常の力を存して居た。然るに小倉百人首の何處に好戰的殺伐の氣分を見出し得やうか、否な悉く是れ花鳥風月を詠じ、或は純眞の愛情を舒べ、或は社會の安穩、生民の幸福を歌つたものではないか。又國歌たる『君が代』は我が皇運の萬世不易を誦したものであつて、何等侵略的音律を含蓄して居らないのである。之れに比べると先進文明國の國歌が悉く進取的躍進的發展膨張的の氣韻を含み、中には極めて激越なる主戰的侵略的の意義音調を含蓄するものあるを見て、吾人は寧ろ其の勇壯活潑なるに驚異を禁じ得ないのである。詩歌以外の文學に至ては此處に縷述を要しない、無論太平記や源平盛衰記等はあるが、之を以て主戰的文學と稱するは當らず、寧ろ文藝の爲めに軍談を借り來つたものである。降つて德川時代の文學が軟當に傾き、爲めに社會の風俗に影響したる點あるも、未だ國民的野心を挑發したる如き侵略的作物あるを知らないのである。

斯くの如く、一部外人の誤解は日本の國民性、殊に歷史、文學を度外視して漫然自家の幻影を基礎としての批評であるから、世界の識者は冷靜に日本國民の性情を探究せん事を要望するのである。日本國民は何れかと云へば引込思案の國民である、惡く云へば萎靡退嬰の風がある。若し一家の生活に缺かざらんか、活動を厭うて安佚を貪りたきは日本國民の風習である。又祖先の塋域を守りて父祖の業を繼ぐ事は國民道德の第一義とせられて居るから、地方に於ける大多數の國民は、父祖の業を繼ぎ父祖の家を守り父祖の如く老いて、父祖の塋域に己れの墳

業を營むを以て人生の終局と解してゐる。斯くの如き國民に何うして主戰主義の野心があり、他國を侵略する危險のある筈があらうぞ。若し開國以來の經世家に、一番苦心したる事業ありとせば、此の悠暢緩慢なる國民を指導啓發して、近世文化の思潮惠澤を注入し、以て漸く今日の發展を來し、列强の伍班に列するを得せしめたる事であつて、一部の外人が日本の發達に恐怖し、侵略的野心云々を主張するは、餘りに無理解であり、又餘りに日本の實情に迂遠なりと云はなくてはならぬ。

三

誤解の第二は、日本は自國一國の都合のみに打算して他國を念慮に置かず、利己に偏して世界共通の利益を藐視する。故に日本の發展は世界の脅威であるから、世界文明の爲めに日本の發展を好まないといふのである。是れ亦驚き入つたる曲論である。私は今日海外の日本觀に對し一々應酬辯駁するの餘裕を有せないが、折角外交時報社の質問であるから簡單に事實を一言する。勿論上記批評は極く少數論者の僻見であつて、歐米識者の大多數は之に與せざるを確信するが、例を遠きに求むる迄もなく、歐洲大戰當時の日本の進止態度に就いて、公正なる判斷を求めたいのである。抑々開戰の當初に在つては、日本の態度は同盟聯合双方の間に極めて重大視せられ、殊にドイツに在つては、日露戰爭の宿怨ある日本は、必らずロシヤの背後を衝くべしと期待したるは、公然の秘密となつて居る。然るに日英同盟の大義を尊重し、世界人道の爲め蹶然起つて聯合國に參加し、爲めに聯合國の優勝と世界平和の爲め、莫大なる貢獻を致したるは餘りに明白なる事實ではないか。即ち之れが爲め同盟國たる英

國は開戰早々東洋艦隊を引揚げて之を北海、地中海方面に廻航し、露國も亦全シベリアの師團を動員して之れを戰線に移したのである。若し日本が眞の利己的の國家ならば、當時聯合國を到底斯くの如き安心と期待を懷かしむるを得なかつた筈である。豈に啻だ英露二國のみならんや。佛國も亦東洋の領域に對し何等疑惧の念を懷かず、又濠洲の安全、印度の靜謐も全く日本の双肩に擔うた所であつた。私は多くを言はない。日本の斯くの如き情誼と誠意ある犧牲的貢献無かりし場合、歐洲戰局は如何なる影響を感受したであらうか、何人も想像に苦む所である。若し日本が自國の爲めに聯合國協同の安危を無視し、利己に專らにして狡猾なる策略を喜ぶ邦ならば、或は意外の事態を追出したるべきは、自明の眞理である。而かも日本は斷じて此の種の狡猾手段を取らなかつた。而して誠心誠意聯合國の優勝と世界人道の擁護に任じたのである。

日本は未だ曾て國際法に背き、又國際間の信義を蹂躙した例しがない。否な之を行ふべく餘りに臆病であり、之を敢てすべく餘りに初心である。謂はゞ惡擦れがして居ないのである。若し日本に缺點ありとすれば、寧ろ謙讓に過ぎ遠慮に失すると云ふのが國內批評家の言である。國際間の義務を重んじ友邦の信義を尊重するに、普通個人間の道義觀念を以てするは、世界に邦するもの多しと雖も、恐らく日本の右に出づるものはあるまいと思ふ。尤も個々の事件、例へば過去の對支政策の如き、一二誤解の資源たりしものは絕無とは云へない。さりながら這は當時の當局者の用意と巧拙如何の問題であつて、必ずしも日本の傳統的手段ではない。而して其の結果の決して一部歐米人の誤解するが如きものならざりしは、夙に諒解した所であらうと確信するのである。

四

第三の誤解は、日本は軍閥國であり、日本の政治は軍閥の支配する所であり、日本の對支方針は軍閥の立案强行する所であると云ふのである。是等の誤解は、其の前提に於て、日本の軍部は、國民中の特權階級の掌握する所なりとするに在るかに見える。然れども日本の軍隊は國民皆兵の基礎の上に立ち、現に軍部の要職に在る者は皆田舍に育ちたる當年の平民子弟である。即ち日本の軍部は何等特權階級の掌握する所にあらずして、日本の陸海軍程國民的平等の上に組織されたものは少かるべしと思ふ。たゞ陸海軍共者の組織編制に階級あるは何等怪しむを要しない。

日本の軍部は過去に於いて一種の傾向を有し、多少の缺點を認められて居たが、軍部が政治を支配し、對外政策を强行すると云ふが如きは、今日に於ては斷じて有り得べからざる所である。旣に議會政治が發達し、政府は國民の多數黨を基礎として組織せられ、完全なる責任政治の行はるゝ今日、軍人が軍務以外に容喙し、其の勢力を擅にすると云ふが如きは、第一國民の許さざる所である。又全國の軍人が軍人の精神として日夜夢寐の間も服膺して背かざる所の先帝陛下の御勅諭には、軍人は固く其の本分を守り、決して政治に關はり世事に惑うてはならぬと仰せられて居る。即ち一部外人の批評は其の事實を究めず、又一二の小瑕を誇大に吹聽して以て日本の聲價を累せんとするものである。無論軍部の統制と短所の改良に就ては政治家、國民の夙夜遺忘せざる所である。

又日本の軍備は國家を防禦し、東洋の平和を保障すべき最低限度を標準として整備せらるゝものであつて、決

して或る一國を目標とせず、又何等侵略の目的を包藏するものではない。殊に國際聯盟成立したる今日に在つては、聯盟各國は單に自國の安全を保障するのみならず、『國際義務を協同動作を以てする強制に支障無き程度』に整備する義務を有するから、日本の軍備は、一面此の世界共通の理想を目的とし、他面國家の安全なる防護と東洋の平和維持を標準として整備せらるゝのである。然るに歐洲大戰中各國は急激に其の軍備を擴大し、平和克復後の今日、尚之を縮小せざるは勿論、頻りに之が擴張に腐心しつゝある國もあつて、人をして意外の感を懷かしむるものがある。我日本は大戰中軍備擴張を企てず、最近已むを得ざる緊急の補充を試みたるのみであるから、之を戰中戰後を通じ、急速なる軍備擴張を繼續したる國と比較すれば非常の懸隔が生じて來た程であつて、世界の大勢はます〳〵武裝的競爭の時代を脫せざるを想はしむるのである。故に日本の軍備が是等急速なる軍備擴張國に比すれば、極めて自衞的の最小限度に止まるを解知するに苦まないであらうと信ずる。

五

以上述ぶる所に依り、日本の國情、國民性の一斑を明かにしたると同時に、一部外國人の日本觀が臆斷と不詮索に基く誤解若くは曲解に過ぎざるを理解せんことを望むのである。凡そ如何なる國にも歷史あり、傳統あり、固有の文化、國民性ありて、未だ萬邦共通の域に到達する迄には至らない。例へば米國に富嶽の秀麗無きが故に風致に乏しと云ふべからざる如く、日本にナイヤガラの絕景無きが故に景勝無しと云ふ事が出來ない。然かもナイヤガラの瀑流も富士の雪解も其の末は等しく滔蕩たる太洋に注ぐ如く、日本人の使命も、歐米人の目的も等しく世界の平

和、人類共通の理想に到達せん事を希求するのである。而して世界の文明國が人種國籍の如何を問はず、各國民の生存を完うせしめ、其の幸福と向上とを保障する道義的觀念を稱して正義人道と云ふのである。

× × × × × × × × × × ×

目下日米間の懸案となれる加州問題は米國人の道義的精神と、日米兩當局者の熱心なる折衝とに依り、相當なる解決點に到達すべきを期待して已まざるものである。最近兩國の言論界が異常の緊張を告げたれども、本問題の爲めに日米の根本關係に何等かの影響を印せん事は、兩國識者の斷じて好まざる所である。又米國の建國の魂たる博愛人道の精神と旺盛なる正義自由の觀念とは、決して其の光輝を喪つたものとは信じない。私は米國の紳士に接見する毎に常に其の寛宏なる氣性と敬虔なる人格とに推服する一人である。無論加州問題は移民問題ではない、又其の既に包容しつゝある勤勉にして平和的なる少數民族を排壓し、以て燦然たる建國の歴史に黑點を印し、世界を風靡したる正義人道の大義を疑はしむる如きは、日本國民の飽迄信ぜざらんと欲する所である。由來日本國民は外交問題を政爭に供するを好まず、又國內的事情の爲めに、未だ曾て國際の情誼を蹂躪したる歴史を有せざる國民である。これ朝野の有識者が熟慮冷靜、本問題が速かに適當なる解決點に到達せん事を期待しつゝある所以である。（大九・一〇）

辛酉年頭の所感

茲に大正第十回の新年を迎ふるに當り、謹んで國民諸君に賀意を表し尙ほ此機會に於て聊か所懷の一端を開陳して諸君の注意を煩はしたいのである。

私は先づ第一に諸君が年の新たなるが如くに心を新たにして、日本は世界五大國の一に列して居るといふことを再考三思せられんことを望む。日本が世界五大國の一に列して居ると云ふことは、今更申すまでもない明白な事實であるけれども、而も私が此明白な事實に就て尙ほ且つ諸君に再考三思を煩はしたいのは、此事實は日本開闢以來空前の事實であつて、日本國民は自今『日本は世界五大國の一である』と云ふ自覺の上に立つて活動しなければならぬと信ずるからである。而して此自覺は、即ち日本民族の自尊自信を意味し、世界の文物を取りて之を日本化する聰明と努力を日本國民に與ふるものである。

明治維新以來茲に五十又餘年此短年月の間に我國は長足の進歩を遂げた、今日世界五大國の一に列するを得たのも明治天皇の御稜威は申すも畏し、先輩諸氏の適當なる指導と國民の非常なる努力の結果である事は云ふ迄もないが、明治時代に於ては日本民族の自尊自信は未だ十分なりとは云へないと同時に、世界の文物を取りて之を日本化する能力に乏しく或は西洋直譯の制度を採用したり或は西洋を毛嫌ひして頑迷移るを知らざるもあり混然雜然

とし木に竹をつぎたるの觀あるものもあつた。されば現在の制度中には更に西洋に傚つて改むべきものもあり、又西洋風を舊風に歸さなければならぬものもあるのである。日常生活の樣式に於ても亦此の通りで日本人は殆ど凡ての方面に二重生活をなしつゝある、即ち明治時代に於ては未だ新日本の建設が完成されなかつたのである。

私の信ずる所によれば大正の國民こそ正しく新日本の建設を完成すべき役割に當つて居る。日本は世界五大國の一であると云ふ自覺の上に立つて日本獨特の新文明を創造するのは大正國民の任であらねばならぬ。『彼の長きを取り我が短を補ふ』と云ふ事は明治時代の標語であつたが、彼の長を取つて其儘我が短所を補ふのではなく、彼の長所と我が長所とを合せて之を溶解融合せしめ以て日本獨特の一個新しき文明を創造しなければならぬのである。我民族は曾て支那文明の日本化に於て、又佛教の日本化に於て成功した。而して我民族は元來海外交通に關して大なる興味と手腕を有して居る。德川時代の鎖國は同政府の政策として强制したる一時の現象たるに止り、決して日本民族性の眞相を示すものではないのである。私は大正の國民が新日本の建設に成功する事を信じて疑はぬ。

併し乍ら私は茲に諸君に對して一の苦言を呈するの止むを得ざるを遺憾とする。私は近來著しく義勇奉公の精神が我國民から衰退しつゝあるではないかと思はるゝ事實を見る。日本が世界に於て今日の地位を占め得たるは前にも申した通り先輩諸氏の適當なる指導と國民の非常なる努力の結果であるが、其の中心となつて居るものは實に熱烈なる義勇奉公の精神であつた。若し此の精神にして衰退せんか、遂に我國現在の地位は之を保つことが出來ないのみならず、國家の前途實に寒心に堪へないのである。願はくば國民互に相勵まして益々義勇奉公の精神を

旺盛ならしめ、國家の爲め公共の爲めには一身を犧牲とするの覺悟を振ひ起して貰ひたい。是れ私が特に聲を大にして諸君の注意を煩はしたい點である。

次に國民の注意すべき點は、世界五大國の一に列したる日本は、他の四國と共に世界を指導するの責任を感じなければならぬと云ふことである。舊時代の强國は弱國を壓迫し侵略し、世界の利益を壟斷すると云ふ力を喜んだであらうが、今日の大國は其力を以て弱國を指導啓發し世界の文化を進めるのを以て自己の責任を感ずるのである。明治時代に於ては對外硬とか、對外軟とか、云ふ流行語あり、自主的外交など云ふことを高唱した政治家もあつたが、今日の日本は世界の指導者たる五大國の一に列してゐる。對外硬とか、對外軟とか、自主的外交とか云ふことは既に問題でない、其れ以上に超越してゐるのである。而かも我國民中には尚未だ斯の如き地位にあるを悟らざるものあり、動もすれば大國の國民たるの態度を失ふものが、識者と稱し指導者を以て任ずる階級にすら發見せらるゝのは遺憾である。

終りに臨み一言添へたいのは經濟界に關することである。私は昨年の今月今日、國民諸君に所懷を開陳したる際、投機を戒めて眞の生産增加に努力せられんことを述べたが其後不幸にして經濟界に動搖を生じ投機を試みたるものは最も甚だしき打擊を受けたるは遺憾千萬であるが、實地大過なく越年し得たるは、實に國民諸君の警戒努力の結果で、國家のため私の欣喜に堪へざる所である。然れども、未だ警戒を解くべき時機に達せず、是より更に充分の整理を爲すべきは勿論であるが、有望と信ずる事業に漸次積極的に歩を轉ずるを可とし徒らに悲觀退嬰

するは、断じて策の得たるものに非ずと信ずる。殊に戦時中、外國の市場を開拓したるものは、此際更に奮勵して品質を優良にし價格を低廉にし、少くとも舊市場を失はぬやうにしたいのである。玆に諸君の健康と幸福を祈る。(大一〇・一・五)

第二編　書簡篇

石塚英藏氏宛

拝啓 過日御滞京中拝晤仕度存候處御出發前遂に其機會無之殘念に被存候尙御上京の節は緩々拝顔仕度存候扨此度政友會總裁就任に付早速芳書に接し汗顔の次第實は甚困却の次第ながら目下就任の外に致方無之不才駑鈍のみならず昨年來限りなき政變如何にも閉口致候へども不得止次第に付就任致候事情に有之候朝鮮も御來示にては總督久敷不在なりし等の爲め民心倦怠の趣乍去追々刷振も出來可申何分新領土諸事御苦勞御察申上候 書外拝眉之刻に讓り拝答旁々右申述候　匆々頓首

七月三日　敬

石塚老臺

（大正三年）

拝啓 殘暑不堪候處益々壯健慶賀候過日は珍敷繪書御贈惠被成下奉謝候其後小生歸縣いたし又々上京中樣なる次第にて早速拝答も不仕 恐縮の至に被存候此間野田氏上京御近況承知致候尙折角御自愛有之度希望千萬に被存候先は取急ぎ一寸拝答まで申述候　匆々頓首

石塚英藏氏へ

九月三日　敬

石塚老臺

侍史

（大正三年）

原誠氏宛

此間中氣候不順之爲めにも可有之か發熱九度已上にて困却致候處兩三日前より全く平熱に復しもはや入浴も出來候やうの次第安心被下度候あさは數日前に全快と申事に候米田も病氣の由過日之來書に相見え候處其後如何に候哉折角療養有之度候武之保證人も取斗濟之由安心致候當地凌宜敷豊作と申事にて人氣も宜敷樣相見候先は御返事旁々申述候　匆々

八月三十日　敬

誠殿

（大正六年）

殘暑未退候處一同御無事何より之事に存候當地大に凌宜敷相成候得共あさ又々出血臥床但し此度は輕微之様に被考候不違全快之事と存候

後見監督人之事先日來書に付小笠原山口にて取運中に付其内何とか可相成候

郡轉籍之事は一應承知に候得共原籍は盛岡に置き候方可然其地は寄留届に致置何等之差支無之事に付右様取斗置可然存候此方も可成一族之者共岩手に原籍を有する方希望致に付寄留之事に致置有之度候

先達より返事可致と考ながら多用にて延引只今廿五日付書狀接手に付取急ぎ大要申送候小供等腰越にて大喜之由

武は阪神地方より來書もあり是も至極好都合に存候　匆々

八月二十六日　　敬

誠殿

（大正七年）

明後廿一日六時頃御來車被下度候家兄も御歸縣近寄候に付御話致度事も有之趣に御座候

匆々頓首

原誠氏宛

十九日　　　　　　　　　　　　　　　敬

誠　殿

（年代不詳）

栃内元吉氏宛

一月元旦御認之芳書過日接到拜披致候先以て御壯健之趣奉賀候小生よりは長々御無音御申譯無之存候目下情況御細報奉深謝候嚴冬中は休戰とも可申有様と存候處過日は左翼に對し彼より攻撃致候よし随分困難も有之たる様に承り居候處我軍如例勝利誠に爲國家可賀次第に存候尚解氷前には激戰も有之らしく噂致居候御油斷不致事と存候當地は無事議會も昨年末迄に軍事費を議したる事故目下は色々之雜事のみに有之候廿七日には期限相滿候筈先以擧國一致軍費を給し候丈けは列國に對しても面目を得候譯に御座候

右様之次第にて小生も休暇中下阪致候のみにて滯京いたし日々之様に何か小問題に忙殺せられ居候譯に御座候

バルチツク艦隊も後續隊を待つなどゝ申今に馬島附近に碇泊之様に御座候遂に來るか疑問に御座候露國内も新聞程に無之とも随分騒動いたし居るは事實と存候彼に取りては非常之不利我に取りては萬事に就き利益と存候乎

和說は昨今之處にては未だ根據ありとは難申存候何れ今一戰を試みたる後かと存候
拜答旁御見舞まで申述候折角御壯健御盡力希望千萬に奉存候　匆々頓首

二月十二日　　敬

栃内老臺

（明治三十八年）

土居貞彌氏宛

例の方も不十分ながら出來候よし御都合宜しく御座候
兩度之御内報接手候每度深謝之至に御座候御來示にて色々參考に相成候事も有之彼等之事情も略々了解被致候
小生も來月立太子式には間に合候樣歸京可致候萬其刻に讓り候　匆々頓首

十月廿六日　　敬

土居老臺

土居貞彌氏宛

沼邊悦三郎氏宛（新潟縣二宮傳右衞門氏所藏）

明早朝出發不志□江出掛け候

八月九日両度の御來書拜讀(はいどく)御家兄御死後の事も夫々御取極(おとりき)め御上京相成候趣然るに東京騷動に付夜分御泊り被下候由奉深謝候仁科(にしな)歸宅不致候趣誠に困入候留守中何か入用も有之候に付二十圓同人に托し置き候故飲過ぎ等の事は無之候哉是も御添意被成下度兎に角無人に付甚迷惑(めいわく)の事と存候間關根は泊りに參り候樣申送り置候夫にしても無人故夜分丈けにても御泊り被下候はゞ誠に安心に存候

淺草家の事御來示通貨付候上にても賣拂は何等差支有之間敷存候　水道の事も不得已(やむをえざる)次第と存候是れは多少費用もかさみ可申もし取付ずして賣ることを得ば最妙也不得已は可成一ケ所共同に取付け候上にて早く賣却致候事可然と存候間右の方針にて夫々御處分相願候

小生は途中より歸京する樣のことなければ（議會なければ）本月廿四日ならでは歸京不致候今後の御手紙は古河にも菅野にも仁科にも日割所持の筈に付巡回(じゅんかい)先へ御申送奉願上候拜答旁取急ぎ申上候　匆々

九月十日

沼邊様

敬

（明治三十八年）

小川平吉氏宛

水戸其他にて演説致し候連記切抜にて參り候分兒玉氏より幹事迄差出置候或は政友の埋草にもと存候

拜啓 其後益御多祥奉賀候御來示拜承候處各方面にて演説會も企候趣誠に好機會と存候折角御盡力希望仕候

議會議長選擧に就而は 御來示通同志會は各地とも醜運動致候樣被察當地にては多少報有之樣に相見得る位に付

此點には十分御配慮奉願候

九州大會の事は地方へ問合有之候趣に付 返事有之次第御報知被成下度小生は決して出張を避け度意思には無之

只數日間此際旅行に費し候事如何と考候までに有之其邊地方にて誤解なき樣致度と存候

別段の事無之候はゞ豫定通中旬まで滯在に候間事務員諸君にも宜敷御傳言奉願候拜答旁右申述候

匆々頓首

十月六日

小川平吉氏宛

小川老臺

敬

（大正四年）

岡崎邦輔氏宛

御來書之趣至極御同感に御座候間出會次第內話致候積に御座候尤も同侯よりは何等內話は無之只健康宜しければ雄飛するも面白からんなどの內話は有之候得共差向は此儘ならんかと存候兎に角緊急之件に付篤と內話致置可申と存候右取急ぎ拝答まで申述候　匆々頓首

六月二日　敬

岡崎老兄

（年代不詳）

拝啓　東京は昨日暴風雨にて非常之損害洲崎邊死傷者も有之候趣に御座候處別段御障も無之候哉當地は雨天にて多少の風も御座候へども大害など全く意外に御座候扨廿五日附にて政變云々に付御聞込の次第御内報被成下奉謝候然るに是れは謀聞と思はるゝ分も有之又眞實之點も御座候處出處は何れよりに候哉御差支無之候ば出處御内示奉願上候何れ歸京之上篤と御内話可仕候へども其出處の如何によりては少々考ふべき筋も御座候に付右之風評之出處御漏被成下候樣御願申上候取急ぎ一寸拝答まで申述候　匆々頓首

七月廿七日　　　　　　　敬

岡崎老臺

（年代不詳）

拝啓　首相官邸に於ける内容御詳報被成下奉深謝候後藤は別段操縦之意味可有之とは不考候へども同人は現閣に在りては多少異分子之立場に有之哉に存候先達も申上候通平田等表面は決して同志會と云々他意なき事に結束致居る趣に御座候へども内實如何可有之哉と存候憲政會地方□々は今日までは此邊に何事も無之且つ如何にも大隈内閣之失政に呆れ候樣に付之には迚も物に相成がたしと存候へども油斷は難相成と存候何れ歸京之上に讓候

匆々頓首

十月廿六日　　　　敬

岡崎老臺

斎藤始め地方遊説は終り本日當地に來着可致候極めて各地盛況之趣に御座候

（年代不詳）

拝啓　十四日付芳書拝讀三浦に御面會之內容御詳報被成下奉深謝候丁度九州に出發前偶然訪問候處右同樣之內話有之候へども出發前にも有之其儘に打過又過日歸京之際同氏之在否電話にて相尋候處熱海之由に付爾來面會不致其後之樣子如何相成候哉と存候所御內示にて今日尙右之意向に有之候はゞ此事は不同意を申べき筋にも無之候へども去りとて一時之會合は兎に角果して三浦之申樣に可相成哉は全く疑問に存候何れ歸京之上重て三浦に面會內談相試候上之事に可致と存候三浦は此頃加藤とも接近らしく如何に相談致居候哉不明に有之又官僚などの近情も今少々探聞之必要可有之存候間其邊御含置被下可然御配慮被成下候樣奉願上候
小生歸京は風邪にて少々困り居候へども大概に十日頃には出發歸京之豫定に御座候間諸事可然奉願上候北海道之方も夫々着手致置候事必要と存候右取急ぎ一寸拝答まで申述候　匆々頓首

五月十五日

岡崎老臺　　　　　　　　　　　　　　　敬

侍史　　　　　　　　　　　　　　（年代不詳）

追而幹部諸君に可然御鳳聲奉願上候

拜啓　殘暑難凌候處益々御壯健奉賀候大阪より御歸京相成候趣にて御來示奉深謝候一木之入權府間接にも直接にも何等の内報も無之全く政府内部之都合に有之元來何事も彼等内部之都合にて色々に決行遺憾に候へども彼等に取りては隨分苦衷内情も有之樣被察候に付是れは多少恕すべき次第に御座候へども元來無關係之事に付老兄限りとしては隨分彼等之反省を促し候事無論可然事と存候暑中は何事も休暇同樣に可有之萬事は秋冷之頃と存候小生も急用なき限りは來月山形之大會を濟せ候上にて歸京仕度留守中萬端可然御配慮奉願上候拜答旁右申述候

匆々頓首

八月十九日　　　　　　　　　　　　敬

岡崎老臺

岡崎邦輔氏宛

追而近日外交調査會開らき候内報有之候へども重要問題に無之趣に付今回は不參と考居候妻よりも宜敷申出候

（大正七年）

拝啓　昨夕は御妨（おさまたげ）候其節御内話仕候義に付今夕西園寺侯と内話致置候に付其内何とか申上候樣可相成候間尚御（ご）閑暇（かんか）之節同侯御訪被下候へば尤も好都合に存候小生明朝出發之心得之處無據（よんどころ）用事に遂はれ明後八日午前之出發に致候十六日頃には歸京之積に御座候御含（おふくみおき）置奉願候　匆々頓首

十月六日夕　　敬

岡崎老臺

（年代不詳）

拝啓　先刻之御内話一件に付只今西園寺樞相（すうしょう）より内信有之大略御内話と同樣之事申越候然る上は甚困却之事ながら速に火を消す策を講ずるの外に手段無之と存候此點に就ては尙篤（とく）と御相談仕度存候に付毎々甚勝手之御願に御座候へども明日午後二時頃公園之私宅迄御來車被下候事相叶（あいかのう）間敷（まじく）候哉其頃までに小生も出來得る丈け之方法考置可申と存候今夕首相に面會致度存候處既に出發後に有之又樞相にも明朝大磯へ參り候趣にて兩相とも月曜夜

ならでは歸京無之都合と申事に御座候閣議にて決定は火曜之例會に相成候事と存候何れ明日拜晤に讓り候取急ぎ
右一寸申述候　匆々頓首

四月二十日夜

岡崎老兄　　　　　　　　　　敬

（明治廿六年）

廿八日出發前に都合見斗參上御物語可仕存候

拜讀　一昨日之情況御內報被成下奉深謝候新聞に相見得候に付丁度相伺度考居候際殊に御注意奉謝候小生下阪は追々延引相成居候に付廿八日之夕汽車に可仕と存候共前總裁にも面會篤と內話仕置申度存候得共何分にも間合無之歸京後ならでは面會出來不申と存候然るに西侯は微恙之旨新聞に相見得候に付旁歸磯被致候も難斗是には何とか差繰面會仕度候得共もし御都合出來候へば同侯へ御尋御內話被成下間敷哉實は萬事總裁之意を動かし置く事必要に御座候得共夫には小生等のみならず他よりも御話被下候事尤妙と存候に付願くば西侯歸磯前御面會御內話なし置被下候樣希願候書外拜晤に讓候　匆々頓首

九月廿六日

岡崎邦輔氏宛

岡崎邦輔氏宛

岡崎老臺

敬

（年代不詳）

此間御內話候通問題不容易事と相成候に付御盡力相願度右に關し望月氏より承り候義に付同感に付今夕鳩山に御面會被成下萬遺算なき様御配慮奉願上候小生は晩に入らざれば歸宅出來兼候に付右取急ぎ申上候

匆々頓首

二月廿六日

岡崎兄

敬

（年代不詳）

二十日附御來書拜讀仕候小生歸京は近日西侯神戶着之節面會仕度考に付果して面會出來候はゞ多少變更なしとも難申候得共廿八日召集と決定之上は來月五六日頃に歸京仕度存候右故夫迄に前同様なる會合有之候はゞ到底間に合兼候

小生別段之考も無之候得共今日之如く黨內小黨派を造り政府之門に出入する事丈けを勉め候樣にては前途政黨らしくも相成申間敷何れにしても戰費賛成位は不得已事ながら小策を弄する事を休め黨內融和一致之方に心掛けくれ候樣仕度ものに存候間其趣旨は何れの機會にても篤と忠告も仕度ものと存候夫にても彼等改めざれば尙處分之必要も可有之存候幹事之事は今日之通にて行くもの□□は無論に誰か相當之仁を入れ候より外に良策有之間敷存候野田も汽車中縷々も其事を申居候扨其人選となれば隨分困難に候得共黨派本位之硬骨にて他之籠絡を受けぬ人物ならば別段之働なくとも宜しと存候委細は面晤に讓候得共一寸氣付候まゝ申進候尙改野氏上京之途中立寄候はゞ內議も致置き可申存候拜答まで　匆々頓首

十月廿二日

敬

岡崎老臺

（年代不詳）

伯爵大原重朝氏宛

芳書之趣謹承仕候陳者御承諾に御座候へども無據次第と存候政界草稿御校下貴殿下正に落手仕候何卒發起の上は御

盡附被成下候樣相願候共内望人も御座候はゞ尚可申上候近頃大概在宿に御座候間御枉駕之程奉希候右貴答まで匆々　頓首

二月廿二日　　敬

大原老兄

（年代不詳）

大矢馬太郎氏宛

拜啓　嚴冬難凌御座候處益御多祥奉賀候扨今回議會無謂解散に相成隨而今回之選擧は憲政上大切之選擧と存候に付我黨之爲め支部諸氏と御相談被下十分御經畫被成下度郡部候補者未定之趣にも有之其内決定も可致と存候へども其邊御含御盡力被成下候樣御依賴仕候取急ぎ右申述候　匆々頓首

一月十六日　　敬

大矢老臺

追而妻よりも令閨に宜敷申出候

（年代不詳）

加藤恒忠氏宛

過日は失禮仕候峡中新報へ御投書の義如何に御座候や小生は充分老兄の義は承知に御座候へども先方は初めての事に御座候へば一兩篇御起草被成下候ふては如何に御座候や来月よりは定額の金差上候様仕る可く候間此義鳥渡御尋ね申上候もし御起草相成り候はゞ小生まで御投寄希候社説とは申すものゝ田舎もの相手にてつまらぬものに御座候其御積の御慮希候用事のみ　早々

二月十八日　　原

加藤兄　　（明治十八年）

加藤恒忠氏宛

書籍御報知被成下難有奉存候他書はとも角も如仰 Bedime 之本は是非買度候間明日まで猶豫之義御談判被成下度明日小生より確答可仕候右要旨のみ　早々拜復

二月一日　　　　原　敬

加藤老兄

（年代不詳）

拜啓　益御多祥奉賀候當地近況は戰爭談のみに有之議會も平穩無事久々振にて豫算成立可致かと存候講和使も參り候得共全權不充分にて逐歸され此上は北京攻の後を待つの外無之事と存候

條約改正に付殊に御注意相願度は此度の改正は世間の所謂對外硬派なる者之唱ふる如きものには無之候得共乍併充分に我意思を貫徹致度且つ既に米英伊も成約に付此上他の諸國も左まで之議論有之筈なきは明瞭に有之候に付是迄之對外政策には一變化を與へ全く面目を一新したる次第に付例之サンキイム氏の如きは矢張り舊日本として例之通細節末項に種々の僻論を致候哉も難斗御座候得共今日は大概之度までは何れの國に對しても案外に我意思を貫徹する事出來候に付其邊御含可成我意思を達する樣御盡力有之度御助才も無之事ながら多少本省にても氣風一變致居候事に付御注意まで申述置候

去十一月十日並廿三日附芳書は拜讀仕候不敢取要用のみ申述候　匇々頓首

二月五日

加藤老兄

（明治二十八年）

敬

吉植庄一郎氏宛

秋冷相催候處益御壯健奉賀候當地水害は非常之事にて驚き候へども小生宅は床下之浸水丈けにて相濟不幸中之幸に御座候へども市外之所々慘情を極め申候

九月已來之廣告料も誠に好都合之趣廿五日頃惣會も開かれ候御見込之由萬事好結果と存候尙ほ折角御勉勵希望仕候小生は水害騷ぎなども有之旁本月中は滯在十月に入り候はゞ可成早く歸京之見込多分は十日頃にも可相成哉と存候世間も合併と水害にて持切之樣相見得候處來月にも相成候はゞ政界少々は活氣も相來し可申哉と存候一寸拜答まで申述候　頓々頓首

吉植庄一郎氏宛

吉植庄一郎氏宛

九月十四日　　　　　　　　　　　　　　　敬

吉植老臺

追而千葉氏は何事か不存候へども氣之毒千萬と存候

（明治四十二年）

御來示了承致候今夜米田氏呼寄せ篤と相談可致候取急ぎ拜答申述候書外拜晤に讓り候　匆々頓首

七月七日　　　　　　　　　　　　　　　敬

吉植老臺

（年代不詳）

去三十日付 來書拜讀中橋氏盡力にて 北濱預金御受取被下候趣奉謝候 中橋氏には別用も有之候に付序に 謝答申述置候尚ほ殘餘も同氏之盡力にて受取候事出來候はゞ好都合に存候七日前に證書差送候事如何可有之候哉萬一其方法無之候はゞ重ねて御下阪之節に御依賴可仕候尤も定期預金之外に小口當座七千圓計殘額有之家內之通帳預金も

有之候へば如何之方法にて引出候事出來可申候哉是も御話合被成下度御依賴仕候小生は此間中之骨折に明日腰越別莊に赴き五日夕刻歸京之積に御座候御含置被成下度候中橋氏へは尙老臺よりも宜敷御傳言御依賴仕候一寸拜答等申述候　匆々頓首

一月一日　　　　　　　　　　敬

吉植老臺

追而證書不得已は郵送可致候へ共通帳之方何か方法無之候哉尤も此分は急に取出さす此儘に致し時々支拂候事銀行にて承知なれば尤も好都合に存候

（大正四年）

大阪之候補者未定與秋岡兩氏に篤と御相談是れも御盡力有之度候中橋氏へも宜敷奉願候

兩度之御來書拜讀事柄の必要なること論なし乍去小生之身代は世間之知る通たり可成小額を以て可成有效なる働ある樣希望仕候故に無代紙散布演說會とも大體贊成先刻返電致候速に御着手被下度候此事選擧委員に相談するの義務なし單に委員長のみに知らせ置くべし

萬事非常之奮發希望仕候何れ拜晤に讓り取急ぎ貴答まで　匆々頓首

吉植庄一郎氏宛

追而新聞は矢張擴張之意味にて散布可然單に有權者のみと申事如何可有之候哉

二月四日　　　　　　　　　　　　　　敬

吉植老臺

（大正四年）

拜啓博覽會も十分に無之由御心配之事と存候 大阪は人氣取大切にて懸賞寶探し何んでも慾心を促がすこと必要と存候

小生は本月より月末まで腰越別莊滯在廿九日頃歸京之上來月初三四日頃には盛岡に赴き二十日之水戸大會に臨席歸京夫より各地に出張可致豫定に御座候

野田之上京は意外に後れ候處本日之新聞にては滿洲に出掛け候趣果して何日に歸京可相成哉催促可致積に御座候

中央社大阪□に際し老臺並筒井氏此に少々報酬も□出候趣是れは社内に對しては必要に可有之も如何にも困却之事に候別途之資金より支出可然に付筒井氏に申送候御相談被下度候取急ぎ右申述候　　匆々頓首

七月廿三日　　　　　　　　　　　　　　敬

吉植老臺　　　　（大正四年）

新報御苦心中之事御察申上候色々御話致度候事も有之候へ共大概筒井氏より通知可有之何れ御歸京之節に讓り候扨辻本奈良吉と申人先年新報に居りたるものに御座候所再び入社盡力致しくれと申出有之直接拜晤之折御話可致考に御座候處態々上京依賴有之人繰之御都合如何不存候へども何卒御面會被下可成御採用希望仕候取急ぎ右申述候　匆々頓首

十一月六日

吉植老臺　　　　敬

辻本は目下奈良に居る小生之親類之ものゝ又親類に相成居ものに有之御含置被下度候

（大正四年）

御來京無據事と存候間木村氏に御話之上是も御斷念なれば致方有之間敷何れにしても加藤山岡兩氏へ篤と御相談被下度候病中要事のみ申述候　匆々

吉植庄一郎氏宛

廿四日

吉植兄

敬

（年代不詳）

伯爵田中光顯氏宛

拜啓　餘寒未退候處御壯榮奉賀候扨突然之義に御座候へども御老處御承知可被下候通清岑太郎氏今回候補に立ち奮戰中に有之候處同氏は將來有望之人にも有之何とか致し當選被致度ものに存候間甚御迷惑と存候へども何卒十分御深慮被成下候樣奉願上候何れ本人參上可申述候へども小生も多年之知友に付右取急ぎ御願致候萬宜敷奉願上候　匆々頓首

二月十三日　　敬

田中老閣

侍史

（年代不詳）

男爵田中義一氏宛

芳書拝読仕候十六七日頃より御旅行可相成御都合にて御来示御厚意深謝之至りに存候海軍之方も御配慮にて相済来月七日頃御帰京候へば別段之事も無之候様存候に付御豫定通御實行希望仕候但豫算會議は多分大演習前に可相成と存候に付其頃は何か御依頼致候様之事無之とも難計御含置奉願候

拝答まで申述候　匆々頓首

十月十四日　　　　敬

田中老閣

侍史

（大正十年）

中村啓次郎氏宛

中村啓次郎氏宛　中田敬義氏宛

拜啓　北海道より名吟入之芳書幷に其後兩度之御來書拜讀仕候三浦翁之消息其他政界之内情御内示奉深謝候小生可成は同翁歸京前に歸京候方可然とも考候へども色々事情有之兩三日中に出發致す積に御座候
西伯利出兵云々是れは各地より少々づゝ召集して浦鹽に派遣致候趣に付爲めに諸處に動員類似之事相生じ候哉に存候
米國と協商以外には多分無之哉に存候何れ不遠拜晤に讓り候　匆々頓首

八月廿七日

敬

中村老臺

（大正七年）

中田敬義氏宛

拜啓　追々冷氣相成候處益々御勇健奉賀候去月三十一日附芳書拜讀近況委敷御内報被成下千萬奉拜謝候陸奥伯御病氣あまり御宜敷方にも無之樣子に被察甚心痛致居候次第に御座候伊藤侯退官後隨分面倒なりし樣相見得候處彌々松方に落札候由にて過日來電有之候然るに其他之大臣は如何成相候哉本日まで未だ來報に接せず差向き外相は

如何相成可申哉到底西候御辭職の御決心之樣に御來書にも相見得候處今日まで何等來報なきは矢張り後任問題に付面倒に可有之哉と存候里に角大隈八閣外相と相成候樣にては既に老兄にも御覺悟有之由小生も無論決心なかる可らざる譯に有之夫のみならず伊候既に辭させられ內閣一變可致に付ては到底歸朝を顧はざるを得ざる譯に付過日電信にて相伺候得共許可なし書面にて出せとの事に付再び書面にて差出置候公私之事情に於ても亦對韓政略に於ても me に角歸り切となる事を得ざれば責めて一時にても歸朝致度に付老兄に於ても何卒右御含を以て御盡力希望致候右御意採用相成候はゞ遠からず拜芝萬御物語も可致相樂居候不取敢拜答旁右申述候　匆々頓首

九月二十一日　　　　　　　　　　　　　　敬

中田老兄

陸奥伯岡崎井廣吉在京中ならば宜敷御傳言奉願上候

（明治二十九年）

奈良氏宛（新潟縣田村孝太郎氏所藏）

拝啓　先般は御無音仕候處益御多祥奉賀候陳は既に御聞及にも可有之候哉も難計存候得共過日來佐藤昌作君を

御私邸之委員に加へ候事可然と存じ一二之人には話合も仕置候次第老臺に於ても御同意に御座候はゞ何卒此際御提出(ていしゅつ)致成下度殊に又□□御上京の由傳聞(でんぶん)仕候に付旁此機會に於て必要かと考候もし右に付富士見町にて諮問(しもん)相成様に候はゞ何時にても繰合(くりあは)せ參趨(さんすう)可仕候間兎も角老臺より御提出早速取極め候様仕度ものと存候右要旨迄申上候書外拜晤(はいご)に讓候　頓首

二月二日　　敬

奈良老臺

（年代不詳）

上埜安太郎氏宛端書

先達一寸申上候蠶種(さんしゅ)問題に付廿七日午後四時より三縁亭に集會致當業者(とうげふしゃ)の意見を承り候事に致候間同時刻御來會致下度候　匆々頓首

一月廿五日　　原　敬

(明治四十二年端書)

上田常記氏宛

拜啓　其後御無音仕候處皆々様御壯健奉賀候議會中にて下阪致兼居候處やつと一片付致候付明後九日出發大磯に立寄十日之急行に國府津より乘組十一日早朝例刻着之積に御座候旅宿は先達中の日本ホテルに致置き新聞社之方より爲被致中途置候書外拜晤に讓右御含置まで申上置候　匆々頓首

三月七日

上田兄

敬

お陰も先達中より大磯に參り居候處二月初より病は一切相止み候趣今回は始めて全快に赴き候事と存候坊は無論壯健御安心被下度何れ立寄り置見之上御話可致候

(明治三十八年)

拜啓　其後御無音仕候處愈々御多祥奉賀候例之通御手數ながら毎日新聞配當別紙受取書之通り受取當地へ御轉送

上田常記氏宛

上田常記氏宛

被下度御依賴致候．

あさより皆々様に宜敷申出候此間中盛岡へ参り居り昨日歸京致候貢（みつぎ）も無事に御座候　匆々頓首

六月廿八日　敬

常記様

（明治三十九年）

拜啓 朝夕殊之外冷氣に相成候處皆々様御壯健奉賀候當地一同無異（ぶい）御安意（あんい）奉願上候扨（さて）今回當地にて別邸（べってい）新築仕候處不圖（はからず）も結構なる品御祝被下深謝之至に存候妻よりも宜敷皆様に申上候様申出候小生等も秋冷（しゅうれい）日々加り且つ大概用事も片付候に付十日頃には歸京可致積に御座候先は御禮まで一寸申述候　匆々頓首

十月四日　敬

常記様

（明治四十二年）

野田卯太郎氏宛

拝啓　昨日貴電着本日尊書接到拝讀致候貴下の決意御内示大に好都合に存候右様の次第に候はゞ小生は急ぎ帰京に及ばず却て緩々帰京仕候方は可然と存候其譯は小生帰京後何事も不致居譯に相成らざる事と存候に付内外に對し小生の帰京は後るゝ方可然先は月末頃にては如何に御座候哉横田にも御相談御内示被下度首相決意ありとて其決行前に何事も生ぜざる哉随分危険の情勢に有之候様相見え候拝答まで　匆々

八月二十四日

野田老臺

敬

（大正七年）

八角彪一郎氏宛

別後踪然未だ一信を得ず愚児の起居如何を知らず既に北地へ発せし否や報告するに時務の一端も以てせんと欲すれども愚兒の所在を詳にせず遂に其意に任せ兼たり餘暇あらば幸に寸楮を惜む勿れ劣生の近状は萩原氏より時々聞知ありたし餘は後鴻に讓候　早々拝具

八角彪一郎氏宛

第二月廿四日

八角盟兄

原　敬

在京諸子皆平安也

（明治八年？）

客月十六日付の書□拝讀候處七等警部に昇進の由大慶々々奉賀上候迂生司法の方萬々覺束なく存候處圖らずも僥倖にして本月三日學術試驗相成合格に付昨日體格檢査相成候多分及第可致候間御開眉被下度希候尤も未だ判然及第と申譯にも無之決着次第尙ほ再報可仕候右用事まで書外後雁に讓候　頓首拜具

七月十一日認

原　敬

八角兄

二伸在京の諸子平安也都下此節更に珍聞なし朝鮮使節は既に本國に歸着候由なり本堂氏無恙併し例の負債には困却千萬の由なり

（明治九年）

迂生居所は東京[illegible]町三丁目九番地箕作氏の塾なり

拝啓　其後は御無音に打過恐縮の至に海恕を請ふ迂生本月一日當地に安着爾後奔走多事一昨日箕作氏の家塾に入塾爾此段高枕を希候都下の近況は惟た朝鮮の義に付東西南北皆々論談□併談判の様子は更に關知せず大略は兄新措にて高覧あるべし于時兄の北行は如何と相成候や光陰は矢よりも迅かなり早く處置あるを上策と存候東京の諸子は皆平安本堂氏は麹町の警視分廳へ日々出仕是亦好都合の義に可有之被存候右鄙か安着を報知するのみ委詳は後日に相讓候　拝具

十月廿日認于東京

二伸皆諸氏の芳書并本堂へ假寓皆如命取計ひ申候　早々

（年代不詳）

客月二日附の寵示拝誦候爾來御無音に打過き多罪々々伏て海恕を希候目況惟早愈御多祥の由大慶不過候芳生入校已来頗る頑健たり幸に御放念之希候審要の往居は澤内郡の新町の由芳生嘗て芳書によつて新町とは存候へども未た何れの地方なるか相分り不申過日も盛岡の貴生まで愚書を呈し候書澤内郡の新町なれば芳生一昨年七月頃一寸越後より歸省之節該驛戸長某の宅に泊して同家の子弟に京下の事情陳問試され僕史をと問ふるれ究る事ありき且つ該驛を去る一里許の土田驛に芳生の幼時塾讀先生なる小山田左七郎

なる人小學校に在候筈定めて御存知に可有之候同氏の近狀は如何御座候や後便御報知希候併せて希ふ劣生の近狀御序での節委詳同氏へ御漏洩被成下度奉希候

南門の件に付過日傳聞候儘申述候處圖らず北門の鎖鑰如何の芳示を得たり劣生固より大謀良策のあるに非ざれば勿論決するの英慮なし併し想ふに開拓官吏黑田を始め皆武官を兼任してあり依之見れば一朝事あれば直に武官權を行ふ積りならん併し國家を維持するは兵力にのみ有之ものにも無之やう被考候國力不振開拓の功績も擧らざれば自然併呑せられざるを保す難し然れども是は如何とも爲す可らざる情實あるならん情實は行政上の禁句なれども亦國民の忍耐力なきを如何せんや此等の事他日又陳言する事もあらん

熊本の件は御聞及にも可有之一時は頑固黨の爲に動搖したれども今既に鎭定せり山口の前原も旣に捕れたりと聞く今日頃の風聞にては前原は上言の議あり是非上京を願ふに付大審院へ伺に相成りたりと聞く何に致しても身首處を異にせざるを得ざる可劣生等は同氏の議論は兎も角も時勢を知らざるの一段に至りては同氏の爲には大に氣の毒なりと思はる併し國家のためには此等の頑固連の發動は大に賀すべし如何となれば禍の速なるも小なるは貴ぶべき事なり且つ此等の人の國中にあるは毒の身に在る如し發したるは療するに易し故に國家のために大賀せんとす

右御無音を謝するまで早々申述候書外後□に讓り候　頓首

十一月十二日認

原　敬

八角雅契

二伸芳書によれば朝暮の觀山と水とのみと有爲の志あり該地に在らば定めて御樂も無之るべけれども劣生輩多忙の身より承れば頗る御浦山敷存候

本堂始め在京人皆無事なり〇小山田氏へは是非御鶴聲希候〇向後至急要用の外は二ケ月一信を約せんと欲す雅兄以爲如何

小山田氏は老人なり幼時頗る愛顧を受けたり一昨年歸省の節も立寄りたり定て老人の痴情劣生輩の事も案じ居るならん可然希候

功績擧らざるは一大患なり然れども殖民人に忍耐なきは職として振擧せざるの原因ならん

（明治九年）

客冬十二月念一日御發の芳書拜讀候處已來甚だ御無音多罪々々然れども獨り惰と怠との故に非ず春期大試業客月念九日より一昨日まで有之右等に付き忙甚に寸暇を得ず遂に御無音に打過候間伏して御海容希候却説賢兄如何過日の來示によれば御轉任せらるゝかの樣子昨今如何相成候や御序の節御報知希候劣生は無事頑健なり此度の大試業は定の如くには參り不申殘懷の次第併し第八番に相成候間御安心希候從來本校は等級なく一百餘名皆同級に

八角雅一郎氏宛

八角彪一郎氏宛

て此内に第一と第二と列叙を試業の點數によりて定る□なり

此地の時勢は別に替る事なし先般諸省の改革の節は頗る騒敷候處此節は先づ穏かなり併し免官の諸人は甚だ困却の者も有之由なり〇薩州之云々多分虚説ならんと考らる

過日の芳書によれば小山田氏へ御傳聲被成下候趣多謝々々雅契の御病氣如何寒威少々減じたるを覺ゆるとも御地は于今積雪中に可有之候間厚く御自愛あらんことを希望す右御無音を謝するまで　早々頓首拜具

二月七日認む　敬

八角雅契

二仲在京の諸子は本堂始め皆平安なり御地は異事なく候や傳聞によれば菅野銀五郎等歸縣花卷に於て何か歎願の紛々有之由當時如何相成候や

學業督責甚嚴日々課業に追立られる世事に及ぶに暇なく遂に時務は八年間投棄てざるを得ず殘懐ながら束縛の身不得止事なり因て雅契に報道するに時勢の一端を以てせんと欲すれども勢ひ能はず請ふ雅契察せよ

（明治十年）

久々御無音多罪此事に御座候爾來雅兄益御多祥の趣奉南山候此間愚弟歸省候に付委詳此地の近況幷小生の近

情等可申上様申付候旨又右歸國に就ては御地にて種々御依頼も申上候義可有之可然御指揮の程希候近頃那珂通文并佐藤昌介上京に付御地諸君の御近情も相伺候處また昔日の故に似ざる趣萬腹欣喜の至りなり又近頃民權家抔も大分有之由可賀事に御座候上田農夫抔の件は其後如何相成候や總て無音其由を知るを得ず如何と心配罷在候右御無音御申譯まて亂楷拜呈如斯御座候　頓首

二月十一日　　　　　　　　　　　原　　敬

八角兄

御地知友諸君へ宜敷御鶴聲を乞ふ

東京は既に梅の時節に相成候へども御地は多分積雪中に可有之時下御自愛專一に存候

（年代不詳）

其後は御無音多罪此事に御座候小生も周遊一先中止昨歳暮より帰京せり然るに帰京後意外の事件のみ多く非常多忙に罷り御無音せり此度那珂通文上京一時旧友と懇親會にて面會候處盟兄の御身上に及び同氏の申條には先般早速御上京の御運びにて既に其事に御着手相成候處一先御都合あり御情被成候趣小生更に存知不申其處如何なる御見込に在之たる事に午京下も幾分議論以来變化致居り小生も僅かに百餘日不在中驚入程の事に候へば御上京可

八角彪一郎氏宛

然存候乍去御家族も有之事に候へば御地にて可然方向相立候後か然らざれば此地にて暫時滯京被成候ても御不都合無之樣御心組にて御上京可致奉存候隨而近來は官海より出候者實に累々として到る處に御座候へば昨今の處にては可然御方向は六ケ敷可有之暫く此氣勢相過候はゞ必ず一變可致哉と被考候間小生も念頭には掛け置候何れ好都合有之次第可申上候間其御含みにて當分御勉强御奉職の程可然奉存候客月十二日の聖旨以來大勢は稍定まれる如く政黨團結などに着手するもの多き樣に相成候此間親睦會の席にて醉に乘じて演說せし處例の地方政黨に至り或は喝采もあり攻撃もありて面白かりき舊友の集會は誠に愉快のものに御座候

御地昨今の景況如何御座候や政黨などは如何何卒時々御漏洩被成下樣奉願候都下に居りては都下の事は少く知れど却て鄕里の事は疎遠に相成樣にして遺憾に御座候

政府も改革は大概此位の事にて止む樣子なれど官員などはぽつ〳〵免職になれり此は敢て黨派のためにもあらず畢竟序に電線の弱き者は掃出さるゝ樣なり以て時事の一班を知るべし書外可申述事も澤山御座候へども餘は後□に讓候　早々頓首

十一月念八日　　原　敬

八角賢臺

小生寓居は神田區元久右衛門町一丁目二番地第五戸石村方なれども報知社の方は却て分り宜敷御座候

其後は甚だ御無音致居候老兄よりは度々御來示相成候處何時も拜答遲延恐縮に存候老兄の義も念頭に始終存候へども小生も昨今の出仕なれば官海の知己も乏しく如何とも不如意候先日東次郎氏大藏省の中村書記官に内談致す筈に話合候筈の處其節は折悪しく來客にて内話せぬとの事に御座候へども何れ同人より何とか話合たる義と存候乍去總て急速には運び難く候就而小生の考にて先般歸省の節も御内話致候通公用なり又は私費なりにて一時上京被遊候事如何可有之哉迚も昨今の處小生等の盡力にては當地の都合取極め御呼寄せ申すと云ふ譯には實際に於て難相成此等の事情は疾に老兄の御承知の事と存候間其邊御配慮有之可相成は公用にて一時御上京の事に御配慮有之度其上なれば實際周旋依賴可致人と面晤も相叶可申官途は何分にも御互の國柄にては容易に人の信を得る事甚く遡懷なれども數年以來の大勢如何とも難致事に候へば右等の御含にて御進退被遊候方可然と存候尤も東氏は何等の都合に今日に運び居候哉は小生も此間多忙にて面會不致□□不相分候へども多分未だ取極まり候事には至るまじと存候且つ同人も多分來月は支那行に相成可申候

　大津在留之積也

小生も家族不殘來着致候○在京人は無事に御座候乍去小生など卑官にありて日々の俗務に奔走する輩は到底餘り世間之事情にも詳かならず就ては是非外國行にても致一奮發の見込に御座候同學人も追々上京する者ありて

八角彪一郎氏宛

至極美事也○一體生の考にては海陸軍の如き招募ある時は可成同縣人を入隊爲致度敎導團の如きものにても碌々縣下に居るには優り可申候且つ追々は士官にも昇進致し候隨て岩手縣人の勢力にも關係可致老兄も右の御趣旨にて御盡力相成つまらぬ書生となりて半卒業にも至らずして廢するよりは寧ろ武人たらんを御勸告有之候ては如何に御座候哉

天下の形勢と一言の下に申候へば先無事也乍去殖産の振ざるは可歎此時に際して安南事件も益急なり隨て亞細亞の大勢に關する少々ならず支那の擧措も昔日の支那には非ず實に面目を一新せり我國の貧にして如何とも爲すなきは獨り無事のみを恃んで安眠するを得ざる次第なり佛は到底安南を併呑するの內意ならん李鴻章の內心にて若し深く此件に干渉せず平穩に事を綏らんとすれば支那とは事なかるべし若し然らずんば淸佛の戰爭は免れざるべし小生の考にては支那は多分戰はざるべし唯恐るゝ所は其佛に備へたる餘威を轉じて琉球談判に移るに在る也兄以爲如何右御無音御申譯旁申述候　早々頓首

六月二十日　　原　敬

八角老兄

机下

二伸略す――（編纂者）

（明治十六年）

山田敬德氏宛

拜啓　其後は意外御無音仕候何とも御申譯無之次第御海容願上候不相替御繁用に可有之千萬御盡力希望致候小生も新聞紙等にて御承知可有之候通朝鮮在勤中少しく健康を害し加ふるに内閣も一變致し彼是之事情より再赴任を斷り置き候處後任者無之と申事にて近頃まで在勤を免ぜられず此頃やつと待命と相成候有樣之次第にて地方漫遊など致保養專一に致居候爲め自然御無音に打過候儀に御座候先達御地産土人之人形澤山御送被下候處朝鮮に赴任後接到同所まで留守宅より越候爲め大に破損致し甚殘念に存候に付出來得る丈け修理爲致置候誠に珍敷品奉謝候御地は降雨之時節なども有之誠に近年は凶年にて随而難澁之地方も有之候趣乍去追々日印之貿易も増進之樣相見得候に付折角御盡力奉願候本省も多少人之交迭も有之候得共大體之方針は今更變化も出來申間敷かと存候高瀬書記生も無事に御座候哉度々來書も有之候得共甚無音致居候間可然御傳言相願候同人も是迄通之方針なれば追々歐米地方にも可参順序とは存候得共尚小生より小村次官には其邊之注意も致置候次第に御座候先はあまり御無音に付御申譯旁申述候折角御自愛奉願候　匆々頓首

三月一日　　敬

山田老臺

侍史

山田敬德氏寬

御來書拜讀商船會社之方は御見込通九月を八月といたし隨て二月を一月と改め定期休日を除きと改むる方總て
　履歴書は返上致候○契約書も同斷
御意見通にて不苦但契約書中誤植之事云々有之まさか三百的に多少之誤植まで苦情も申さるゝべしと存候得共契約之節は一寸念を押し置かれ候樣致度候米國通信之事御見込通ボーイ類にては困り候へ共左なくば宜しと存候但し多少之報酬を要すべきやもし然りとせば考ものに有之候無報酬にて體面を害せざる限に於て承諾被下度候瓦（斯）石油發動之事和製にては斷念可然存候○來年末には是非瓦斯使用に至るべしと片岡氏も申候に付僅に一兩年之事ゆゑ瓦斯石油兼用なれば尤も宜しく候右樣便利之ものなければ石油丈けにて不苦冊子附錄之廣告は先便申上候通九月之分より表紙裏と中間に色紙に印刷挾入是非印刷費丈けは取れ候樣致度存候篤と其向へ御相談被下度候
沼邊悅三郎何分にも好況ならず色々嘆願之次第も御座候處是は先般御話も有之たる樣覺候處廣告係に致候ては如何にや追々東京にも廣告係を置くの必要有之會計と兼備いたし候はゞ隨分世間も廣く御承知之通に付廣告社に交涉談判を始め或は好都合なるべしとも存候但し安くも二十五圓は給せざるを得ざるべし今年中は增員せざる決心なる事過日申上候通なれども本人も切迫之事情あるらしく候に付社之方之感情惡からざれば採用相試み申度存

候如何にや

八月十五日夜

山田兄　　　　　　　　　　　　敬

（明治三十二年）

三井之事西村之事夫々御取斗被下候趣承知仕候本月丈け廣告特別割引之事は値見込通面白からず毎日之事も信用致度候得共僅かに事實とするも本社は既に割引多き事ゆゑ本月少しとて割引は出來ず少なければ少くして斷然構居る方宜しと存候先日之寶華に降參せし事も富樫詰責致置候或る程度までは讓歩する事も有之候得共自分見識を下け過ぎては却て後善に相成次第に御座候

清水組契約未だ出來ざる趣併し着手は致居る事と存候もし着手見合にては彌々後るゝ樣可相成其邊御注意被下度候先方果して期限を誤らぬ積ならば約束嚴重に致候ても不苦事と存候

別紙よしあし草は適當之時機に御出被下度候

八月十七日　　　　　　　　敬

山田敬雄氏宛

（明治三十六年）

山田兄

御來書拜讀三井之事は御申越通にて宜しく存候に付本日電話之序に申上置候へば御承知之事と存候船之方は少々相違有之樣に覺候得共夫れは夫れにても不苦結局可成早く參る船ならば宜しき次第に付右御含御相談被下度候
清水組罰金之件は強て何程と申次第には無之候得共工事は常に後れ勝のものに付嚴重に致候必要有之期限先方之申出通に致候上は罰金は當方之申通に承諾せよと御談判被下推問題（答）之末は結局相當之處にて毎日幾何と御取極被下度一週間云々と申候には同意致兼候譯に御座候右至急に御取極被下度候　匆々頓首

八月十五日　敬

山田兄

追而別紙御登載被下度倘中田岡崎兩氏下阪候はゞ當日之都合は同配吏に御登載被下度候

（明治三十六年）

福井三郎氏宛

拜啓　先達中は各地御遊說奉深謝候又各地より御來書も有之候得共拜答も不仕多罪に奉存候偖先般御內話致候方面の事は可成速に御着手被下候方希望に候歐洲戰爭より色々の事相生じ可申此際特に必要に御座候に付今後の遊說は他人に御讓被下專ら右の方に御盡力被下度候尤も御內話仕候事は何人にも秘密の事に付全く避暑靜養之御名儀にて相願度候先は當用のみ申述候

八月五日　　　　　　　　　　　　　　　敬

福井老臺

侍史

（大正三年）

政府中我黨に對し猜忌致候様にては困つたものに御座候

拜啓　兩度之御內報大に參考に相成深謝の至に奉存候今後政府は如何可致哉小生は別段誰よりも何等の事も承り不申候て進退自由に御座候得共國內の状勢にも心配之事多々有之様に被存候差向ては各地の騷擾鎭撫に有之是は第一に急務に付首相內相など苦心中に可有之推察に堪えざる次第に有之候小生歸京も內外色々の事より未定に候去りながら遠からず一先歸京可致哉とも存候に付萬其節に讓り申候

福井三郎氏宛

令夫人にも日々御元氣御安心被下度候　此間馬越恭平氏偶然來訪大に感興を覚候昨夕出發歸京致候拜答旁右申述
候　匆々頓首

八月十九日　　　　　敬

福井老臺

追而何か內訓にても致さずやと農相懸念の趣に候得共小生は別段幹部に內訓は不致只人心倦厭は誰人も同様に
有之此點は政府に於ても推察可有存候

（大正七年）

松原重榮氏宛

本月一日附貴翰拜披致候　益御清勝之趣奉葉賀候　小生不相替無事に御座候　間御放念希候　扨御依賴之義は委敷承知
致候然るに當館は書記生一名之定員にて增員之事申出候へ共許可無之候就而は當地にて御奉職と申事は到底難相
成候に付左之通御都合相成候而外務省へ願出られ旅券御請求之上御發途不苦候

一學費としては一ケ月五圓位之見込

是は弗ならでは不都合ゆゑ固と申候ても紙幣に無之候

一御滞津中は食料は小生負擔致可申候へ共夫が爲めに館務の一部を小生の爲めに御手傳不被下候ては不相成其譯は貴兄御來津の上は壹名の清國人を廢するの都合あればなり小生は既に三名之食客有之上に清國人召使七名あり皆な給を拙官より與ふる者にて官費には非らず月給のみ五十弗已上毎月拂居れり故に全く餘裕なし又貴兄御滞津有之候とも語學衣服等は負擔に堪へず故に五弗もあれば衣服と教師雇入代（教師は一時間にて壹ケ月三弗か四弗なり）に足れり食事小生負擔することは不苦毎月五弗之を一ケ年に積り六十弗づゝに候御都合に相成候而御出發相成候て可然實は日本とは全く相反し他に糊口の道もなければ皆な小生之寓に寄食するの外策なく度々本邦より參る者有之候へ共何時も直に歸國爲致次第に付貴兄に於ても充分其御見込有之候はゞ御出發可相成若し否らず行つた上はどうでもなるべしとの日本風之御考にては御到着之上御氣之毒なる取計せざるを得ず實に其御見込相立候上にて何とか御決定可有之候

徵兵忌避之恐あるに付外務省幷上海にて取調可申候に付其御證明にも多少之學費なくしては不可なり且つ是書狀に付熟と御考之上御返答被下度左すれば小生より一應之書簡呈上可申尚時宜によりては其書簡を以て御證明有之候様致度因て此書狀のみにて御即斷は御控被成下度候只今御書面拜見致候まゝ直に此回答を草し候に付萬報後啓に付す

五月十七日

松原重榮氏宛

原　敬

松原兄

小松原へ宜敷御鶴聲奉願上候

尤も貴兄にて五弗までは能はずとの御内情御座候はゞ何弗までは宜しと御申越相成度左すれば其邊にて一考すべし又弗は必らずメキスコ弗御持參可有之日本銀貨にては八十錢ならでは引取らず御注意あれ船賃は本邦より上海まで下等十五弗上海より天津までも十五六弗なり故に四十弗あれば萬事に足れり當地着之上夜具机等は少々は買はざるを得ず（大概は小生の分にて間に合する考なれども）故に其が爲めには少々貯ある方宜し

（明治十七年）

小谷節夫氏宛

拜啓　先達中は不一方御厄介に相成旅行中お蔭を以て種々便利を得深謝の至りに存候其後書狀も可差上の處歸朝匆々彼是取紛れ乍思失禮に打過居候處お手紙に接し恐縮の至りに存候當地は梅雨も過ぎ酷暑と相成近日避暑旁々歸省可致積りに御座候會社にても一同無事御近狀は夫々お話致置候先は拜答旁延引ながら過日の御禮申述候

匆々

七月八日

小谷老臺　　　　　　　　敬

（明治四十四年）

小泉策太郎氏宛

芳書拝讀仕候小生は廿七八日頃までには歸京之積に御座候御來示之趣にては大概右豫定通にて宜しく被存候へども尚御心付も有之候はゞ御内示奉願上候取急ぎ拝答まで申述候　匆々頓首

十月廿二日　　　　　　　　敬

小泉老臺

侍史

（大正三年）

小泉策太郎氏宛

小泉策太郎氏宛

御來書拜讀仕候御來示之通合同は成立可致之に對する奇策も有之間敷候得ども又乘ずべき機會も有之多少施すべき手段も申迄置候何も秘密を要すべき事ながら各方面に付夫々御配置希望候要するに合同者少く異論者多きは望ましき事に有之此趣意にて可然御盡力被下度候

寺内歸京後も事情を大に天下に訴へ活動らしき評判に反して日光より歸京後は何となく氣抜け之様に承候是れには何か理由可有之候内奏振其他御探知被下候上御内報被下度候

小生は來月一日當地出發五日頃歸京に可有之新潟は三日にて濟次第直路歸京之積に御座候拜答旁申上候

匆々頓首

八月廿七日

小泉老兄

敬

（大正五年）

（頭書缺損不明）接到□□大に參考と相成深謝之至に存候目下之處各地之騷擾鎭撫は第一之急務に可有之當局者苦心中に可有之果して今後如何可相成哉内閣投出後繼云々小生は誰人よりも別段之事承り居らず隨而候等之期待も無之只人心如此相成候ては國家之將來は如何可有之哉迚も從來官僚連中之考候樣にては六ケ敷可有之候小

生歸京も未定に候へども不遠一先づ歸京可致と存候に付其節萬縷可申出田中將軍なども御來示之樣にては心配之事と存候拜答旁右申述候　匆々頓首

八月十九日　　敬

小泉老臺

（大正七年）

拜啓　昨日付御納書只今接到拜讀仕候小田原之情況詳細御內報被成下深謝之至に存候明後日は歸京可致候へ共付問題に可有之哉外交調査會可有之趣通知有之出席可致候へども其餘都合付次第拜唔可致萬其刻に讓り候　匆々頓首

九月二日　　敬

小泉老臺

（大正七年）

小泉策太郎氏宛

男爵田健治郎氏宛

拜啓　過日御內談の荒川領事に郵便局長兼務之事は差支無之候書記は可成先般在勤致し候某氏を希望候に付少々開館遲延相成候とも同人の來る方は好都合と荒川之意見に御座候間何卒右御含可然奉願候　匆々頓首

五月三十日　　敬

田老臺

（明治卅八年）

拜啓過日御來阪之節は態々御尋被下候處小生は其刻も申上候通上京致一昨日歸阪致候に付甚御無音に打過ぎ多罪此事に奉存候不在中關西鐵道優待劵御惠送被下深謝之至りに存候當地迄全通の上は勿論の事其以前にても實は伊勢邊全く不案內に付其內是非貴地迄一遊仕り親敷鐵道も拜見仕り且つ緩々御物語致度相樂み罷在候先は御無音御申譯旁御禮迄申述候　匆々頓首

八月卅一日　　敬

田老臺

侍史

追而當地へ御出向の節は一寸御報知被成下度且つ何なりとも御用も御座候はゞ御遠慮（ごえんりよ）なく御下命奉願候

（明治卅一年）

拜啓　山田氏御招に付御來示拜承仕候幸何等の前約も無之候に付七時迄に參上可仕候御返事まで　匆々頓首

八月廿四日　　　　　　　　　　　　敬

田老臺

（明治卅二年？）

拜啓　別紙之通申越有之候間可然御取計被下度奉願上候　匆々頓首

三月卅日　　　　　　　　　　　　敬

田老臺

（明治卅五年）

口書吉島氏宛

東　武　氏　宛

拜啓　益々御多祥奉賀候陳ば信州之者にて尾澤琢郎なる者官線鐵道にて生繭運搬に關し事情御聞取被成度旨御依賴申上候樣申出候に付御閑暇の節一寸拜謁候樣偏に御願申上候委細は本人口陳可仕候右御依賴迄申述候　　匆々頓首

五月十三日

田　老　臺

敬

（明治卅八年？）

東　武　氏　宛

拜啓　殘暑未退候所益々御淸祥奉賀候道會議員補缺選擧に付ては去九日御來示之次第も有之目下御奮勵中之事と存候本部よりも應援差出候趣御來示之通將來に大關係有之候間此上とも十分御盡力被下成功候樣希望千萬御座候黨員諸君にも宜敷御傳聲御依賴致候

過日小笠原氏歸省に托され貴地土產鮭御送に付珍重賞味候多謝に候

乍延引拜答旁御盡力御依賴まで申述候　　匆々頓首

八月二十日　　　　　　　　　　　　　　　敬

東老臺

侍史　　　　　　　　　　　　　（年代不詳）

青木正興氏宛

芳書拝讀光行公御事跡間に合はざりし趣御殘念の事と思へども幸に贈位に決し候は同慶の事と存じ候
去月七十〇御祝有之候處其節拝呈可致之所多忙中乍思延引御海恕被下度別紙御笑留被下度候
拝答旁宜申述候　匆々

十一月十九日　　　　　　　　　　　　　敬

青木老兄　　　　　　　　　　　　　（大正八年）

男爵阪谷芳郎氏宛

拝啓　過日御内議之豫算は昨年御調査中の事と存候へ共何日頃御調査御決定可相成候哉實は彌々決行之場合には夫々準備も必要と存候に付可成早く御調査御結了被下候樣希望仕候目下進行之樣子御洩被下候はゞ誠に好都合に奉存候　匆々頓首

十二月九日　敬

阪谷老臺

侍史

（明治卅九年）

拝啓　河川費繼續費繰延之儀に付御來示拜承仕候右は閣議決定後彼此申次第には無之此繰延に關しては閣議之際にも實際出來得べきや疑はしき旨申置候數字に關しては總て主務省との協議に讓る事に致候に付此費用に關しても更に御協議可致事と存候に付今更決定の閣議を動かす次第には無之と存候河川費は實際に繰延候事も年度制を變更して繰延候事も何等差支無之候に付斷行可致候得共玆に御考の煩はしき度は同費目は各府縣に亘り議員は黨派之異同に係らず一致行動致候問題に付此費目を繰延候爲めに豫算全體に對し妙ならざる影響可有之殊に增稅案

も提出可致場合に付各派議員之感情如何を顧みずして繰延案を提出候事は政府として一考すべき筋に有之決して
内務省一部之問題に無之と存候内務省としては右事情一切を顧みずして宜しき譯なれば決して繰延に異論は無之
候但し夫にしても五ヶ年など申事は小生之御同意致したる事にも無之閣議之決定には無論無之大藏省にて御製定
之ものに候是れは御同意致兼ね候に付三ヶ年に相止め申度くと存候間御含置被下度候小生之考を以てせば年度割
は此儘に致提出之實際に於て貴省と協定して三ヶ年間毎年五十萬圓づゝ減額使用する事に致度候へば議員之感情
も害せず政府之歳出入にも損益なき事に付右様致度存候左すれば各府縣に於て再び年度割變更の爲めに府縣會を
開らくの必要も無之又些少ながら地方納付金も依然規定通り國庫に徴收する事を得べき譯にて萬事好都合ならん
と存候此問題は決して横濱又は神戸とは同視すべき問題には無之各議員之向背に尠なからざる影響ある問題と存
候
兎に角右様之次第に付如何なる影響を議院政略之上に及ぼすも顧慮せずとの御決定を承り候上に無之候へば直
に要求書を訂正致兼ね候に付其邊之處に付御一報相煩はし候様希望仕候　匆々頓首

十二月十七日　　　　敬

阪谷藏相閣下

阪谷芳郎氏宛　　　　（明治卅九年）

拜讀仕候治水費之繰延に關しては年度割を變更すると否とに拘らず費用は實際繰延候譯に付形式之爲めに他之感情を害するは議院政略上不得策と考候に付御協議致したる次第に御座候へ共異論者有之趣昨夕首相より承り候異論を排しても是非とも遂行可然程之重要問題とも不被考得策不得策はもはや論旨にも及ばぬ事と存候に付御來示之次第内務省會計に相命じ訂正方取計はせ可申候間左樣御承知被下度候拜答まで申述候　匆々頓首

十二月廿一日　　敬

阪谷老臺
侍史

（明治卅九年）

北田親氏宛

設計通之書庫にては何程之圖書も入るゝ事不可能に可有之他を減じても少にても擴張之方可然存候繰々も御考畫被下度候

拜啓益御多祥奉賀候又々市長御當選之趣慶賀之至に存候先般御話致候圖書館彌々設立可相成趣誠に好都合と存候

就而小生些少に御座候へども壹萬圓寄附致度如何なる指定にて如何なる方面に差出可然哉御一報相煩度且つ
可成は書式等も御内示御依頼致候
金田一氏此間上京圖面一覽仕候當局者之考案も可有之存候へども書庫は狹隘には無之哉跡にて増築等も面倒之事
に可有之書庫丈けは相當に致置候方可然存候他は増築改築容易に可有之書庫之方は右樣にも參らざるべしと存候
責めては二階にても有之か更に角今少々廣き方は好都合に無之候哉其筋御考書相煩度事と存候
落成は何時頃に可有之候哉其頃に相成候はゞ持合之書籍寄附致度積に御座候御含置被下度候
縣立に相成候事なれば知事に申送候方可然と存候へども先般御話致候行掛も有之候に付老臺迄申進候間知事に
も可然御相談被下度候　匆々頓首

十一月廿三日　敬

北田老臺
侍史

（大正九年）

北田親氏氏宛

菊池悟郎氏宛

別紙原稿三通御返却致候御査收相願候氣付の處には少々加筆致置候間篤と御勘考相願候

原稿中大浦爲信津輕横領とあるを何か穩當の文字に改め度存じ候へども何分適當の文字見當らず其儘に致置候

凡例は印刷の際添付可致に付其準備旁時々思付候事は御調置被下度例へば御部屋とか何とか其時に種々の名稱ありたるも悉く妾と記したりとか當主を除くの外は悉く卒すと記したりとかいふが如き事は他日凡例に載すべきものに付是れは時々思付の節御調置被下度候

又人名地名職名物名等難解の文字には悉く假名を原稿中にても記し置被下候方は他日印刷の際便利かと存じ候尤も今日に至りては何と讀むべきや判然せざるものも可有之候に付夫れは不得已假名を附せずといふことを凡例に載せ置事必要と存候

引用書目（可成は其出所又は所藏人等も）は印刷の際添付數度に付是れも時々御調査置被下度候つまり今日より萬事印刷の際に於る注意迄致置候事便利と存じ候小生出版の際に序文相認め申度存じ候に付藩史編纂を思立ち候以來の沿革（發端、着手年月日、從事諸氏の姓名、及び變遷沿革）堀內氏に記錄有之趣に付御歸京の節御持參被成下度候

右一寸申上候　頓首

十一月七日　　敬

菊池老臺

（明治四十三年）

湯地幸平氏宛

拝啓 御多祥奉候小生去二十五日盛岡より歸京廿五日付芳書拜讀仕候警視廳御在任中は公私萬端御配慮深謝の至りに候今度は突然御轉任如何にも心外の至りに候多分御來示中に有し樣の事情に可有候甚だ不都合の事と存じ候へ共是亦時勢不得已他日識者之認知する時機も可有しと存候御來示の通榮轉と解釋專心職務に從事せられ候事可然と存候何れ御上京の節は尙篤と拜晤相樂み居り候先は拜答迄申述候

大正三年六月三日　　敬

湯地老臺

侍史

湯地幸平氏宛

日澤清道氏宛　（大正三年）

日澤清道氏宛

拝啓先般仙北町分教場開校式に臨場致候節老臺幷校員其他に御話致置候額椽本日通運便にて直接仙北町小學校の方へ差出置候に付到達之上は諸君に是非御披露被成下度相願候過日も申候通神宮御造營之殘木にて製作いたしたるものに有之昨年首尾能遷宮相濟候に付紀念として過日神社局長井上友一氏持參小生に贈與之物に御座候へども是れは小生手許に差置候よりは仙北町學校新築開校之紀念として寄贈致候方は適當と考候に付差付いたしたる譯に御座候勅語掲載には可然ものかと存候取急ぎ御通知旁申進候　匆々頓首

六月七日　　敬

日澤校長殿

（年代不詳）

本山彦一氏宛

拜啓 過日御内話仕候通巴里大博覽會に川地喜三郎氏出張之事は事務局より支給之二千圓を本として計算致候處本月末本邦出發にて十二月初出發歸朝之計算にて社より千圓補助致候へ共差支なく滯在通信出來可申と存候即ち滯在中毎月百圓づゝ之社より支給に有之候間何ケ月分か出發之際相渡し其後は一二ケ月分づゝ爲替にて差送候方可然と存候間右樣御含置被下度大分安上りにて特派員を送る計算と存候門田氏之事は商船會社之方も未だ取極らず鴻池之方島村に相談せしも目下之處人之差繰見合せ候次第之由なれども何れも絶望と申事には無之其他にも夫々探索致候へば好方面も可有之兎に角此まゝに致置候事不得策と存候に付會議に出席旁上阪致候樣に申遣置候本人より松本田井を始め夫々依頼之通も可有之と存候上に都合によりては差向き他に方向あると否とに拘らず門田と井上と交代爲致候方可然とも存候に付其邊之打合も致度旁上阪を促し置き候間御含置被下度

倫敦より相場面之電報取寄せ之事は成否未だ判然不致候得共クロニクル之方は三百五十圓(今は二百五十圓)に増加之請求有之夫も十日までに返事有之度と申越候に付是に對しては近日山田氏差遣り可成二百五十圓即ち現在のまゝにて一兩月繼續之議特爲致候積に御座候成否は兎に角他之頼にて東京一二新聞を聯合して本社通信員に適電爲致候事必要と存候に付門田に申遣り内議試させ置き候其結果は門田來阪之上判然可致幸に加盟を得て七八百圓まで擲り候得ばクロニクルを斷り右聯合之方に可致と存候

本山彦一氏宛

十頁印刷第二版之手續都合能く相運び居候に付御安心被下度候

右要件のみ申述候　匆々頓首

一月六日　　敬

本山老臺

（明治三十一年）

當直人繰は毎々困却之處□□□擔當人は名斗りを置き候相談有之詮議中に御座候

拜啓　柏島氏米國行之申出有之一ケ年分俸給前借之申出に御座候得共是れは一度に入用なきものならば毎月是迄通四十圓づゝ一ケ年間支給を受くる方にては如何と申候處其方にても宜しと申事に御座候就而は結局一ケ年間多少通信くらゐは有之も先づ現給之まゝにて無職と相成次第尤も後任者も置かざるを得ざるに付一ケ年を過ぎて歸らざる時は支給を止むべしと申置候當人は京都主任にも有之たる事故右之恩典之外に出發之際百圓か百五十圓も給與相成候ては如何候哉

右特別給與之事は勿論本人へは話置かず又一ケ年間俸給支給之事も御相談之上にて取斗ふべしと申置候間何れとも御意見御來示相待候神戸之筧氏今回神阪實業家之企に係る貿易調査會之書記長に招聘せられ五十圓斗り之俸

給を受る事に相成に付退社之申出あり不得已儀に有之且つ差止め候とて致方も無之に付大概本月中又は來月初を限りとして後任者定り次第許可すべしと申置候右に付柏島之後任には松浦。竟之後任には橋本奇策に致候ては如何御座候哉尤も右に決せば松浦の二十八圓之俸給を三十圓とし外に少々は手當を支給するの必要可有之と存候實業部には此間桐原氏の話ありたる日報社に居りたりと云ふ前川武松なる者採用致度月給は三十圓位と申候得共是れは尚詮議可致候

文藝に居る堀と云ふ探訪は色々妙ならさる評判有之警察相探らせ候處事實之樣に付本日退社爲致候其後任には京都支局に居る十五圓之雇を轉用之積

高木彌々洋行に決せば山田をして當分兼任爲致候方可然と存候に付兒玉之代りに山田に可致と存候

校正不充分之處是には二名斗り薄給之手傳を雇入るゝの必要有之樣に付尚相談之上右樣可致かとも存候

女之電話聞手試用之處宜しき樣に付九圓にて採用致候此者當分は神戸京都之電話を聞せ候に付多少時間も有之候に付之を校正之手傳人として他に十圓斗り之手傳一人新に採用可致かと存候

右取急き御相談仕候尤も右之内にも又其他にも至急に決せさるを得さる分は桐原にも相談致取極可申候

頓首

三月十七日　　徹

本山彦一氏宛

本山彦一氏宛

本山老臺　（明治三十一年）

拝啓益々御多祥奉賀候小生明後八日午後出發歸阪可仕存候に付萬事歸阪之上御相談可仕候得共桐原氏承諾何時にても出發可致と申事に御座候多分報酬等は直接御話有之たる事と存候に付小生は何等相談不仕候上阪之期日も可成老臺御在阪之期に致候方可然と存候に付御都合御見斗□□御一報被下候方可然かと存候

右一寸申上置候　匆々頓首

十一月六日　　　敬

本山老臺　（明治三十一年）

拝啓益々御多祥奉賀候陳ば今回辭任に付是迄の勞に酬られ候御趣意を以て社員會議之決議により目錄之通金五千圓御送與被下深く奉感謝候本社今日之盛況に至り候は畢竟社員諸君之幇助并職員一同盡力之結果と存候に拘らず小生之微力を錄せられ厚き御謝辭に接し候段汗顏之至に奉存候社員諸君に宜しく御傳聲被下度御依賴候右拝答

本山老臺　（明治三十一年）

拝啓　益々御多祥奉賀候小生明後八日午後出発帰阪可仕存候に付萬事帰阪之上御相談可仕候得共桐原氏承諾何時にても出発可致と申事に御座候多分報酬等は直接御話有之たる事と存候に付小生は何等相談不仕候上阪之期日も可成老臺御在阪之期に致候方可然と存候に付御都合御見斗〔〕〔〕御一報被下候方可然かと存候

右一寸申上置候　匆々頓首

十一月六日　　　敬

本山老臺

（明治三十一年）

拝啓　益々御多祥奉賀候陳ば今回辞任に付是迄の労に酬られ候御趣意を以て社員會議之決議により目録之通金五千圓御送與被下深く奉感謝候本社今日之盛況に至り候は畢竟社員諸君之幇助并職員一同盡力之結果と存候に拘らず小生之微力を録せられ厚き御謝辭に接し候段汗顔之至に奉存候社員諸君に宜しく御傳聲被下度御依頼候右拝答

尊書ハ難有拝見仕候
陳ハ西園寺侯辞任ニ付
小生モ辞職シタル次第ニ
至リ候ニ付今後ノ進退
ニ就テ御尋ネ有之候
ヨリハ何レ其後可申述候
社中一同ニモ宜シク
畢竟ハ社員諸君ノ賛助
其職務ヲ尽サレタル結果ト
存ジ候ニ拘ハラズ微力ナリ
餘モ之ヲ厚ク御謝辞ヲ
接シ候ニ付此段申述候
社員諸君ヘ宜シク御傳聲
相成度候右得貴意度早々
十一月三十日
原敬
本山彦一殿

まで得貴意候　敬具

十一月三十日　　原　敬

本山彦一殿

（明治三十三年）

一

鈴木巖氏宛

拝啓益御多祥奉賀候今回之選挙に付ては實に容易ならざる御盡力被下候結果好成績を得候段感謝之外無之候昨朝高橋氏も帰京委細御盡力御奮戦被下候事承り候此度之選挙は固より單に佐野氏も問題に無之其邊之眞意は一般に徹底的御說明被下候趣殊に岩手郡は顯著なる結果に有之全く御盡力之致す所と存候何れ暑中には例年通帰郷に付萬其節に讓り取急ぎ右御禮まで申述候　匆々頓首

六月十三日　　敬

鈴木老臺

鈴木巖氏宛

鈴木巖氏宛

追而御盡力致され候諸氏に夫々御挨拶之考に御座候へども延引に付宜敷御傳聲御依賴致候

（大正四年？）

近頃岩手日報並岩手毎日は郵送無之様相成候然れば過日滯盛中別邸に取候ものを留守居山口斷はりたる旨申越候に付或は當地へ送るものも斷はりたる樣先方にて誤解致したる譯に無之哉御取計之迄通り郵送御命被下度且つ之迄の分代價支拂ふべき分可有之に付之も御取調被下度候序乍ら右御願致候

家內よりも宜しく申出候

（大正四年？）

拜啓 先達滯在中は萬事例之通り御厄介相願ひ深謝之至に存候早速呈書も可致之處何分にも多用思ひながら御無音候段御海容願上候

さて 兩度之御來示にて今囘役員選擧に就ては 非常之御盡力被下候趣 拜誦千萬奉謝候全員脫出など如何にも御苦心之事と奉存候一倉氏も非常に配慮と存候に付何れ文通も可致筈に候へ共宜敷御傳言なし被下候樣御依賴仕候正副議長は成功に候へ共參事員に至りて又々大紛擾遂に脫會者も生じ善後策最必要に存候につき尚又御添慮被成下度願上候

閑遊會名簿は平六氏より御渡之事承はりたる樣記憶不致候へ共何か入用なりしことゝ存候に付用濟に候はゞ返却有之樣御序に御話置被下度候

拜答旁御禮迄　匆々

十月廿二日　　敬

鈴木老臺

妻より過日御弔慰被下候御禮申出候宜敷御了承願候

（大正四年？）

立憲政友會岩手縣支部宛

拜啓今回の選擧に付ては非常なる御盡力被下候結果は豫期之通三名の當選相成候段諸君日夜御拮据之賜に有之當選諸氏に於ても滿足に可有之萬謝の至に存候我黨も新聞紙にも發表致候通百六十二名の多數に相成候外に準政友十三名も有之候樣の次第地方中には遺算も可有之候へども先づ以て成功に有之御安意被成度今後黨勢擴張に就ては一層の御盡力希望候御聲力被下候諸君に一々呈書も出來兼に候付可然御傳言願上候　匆々頓首

立憲政友會岩手縣支部宛

立憲政友會岩手縣支部宛

四月二十四日

支部幹事諸君

敬

（大正六年）

坊間猶本篇に收録すべき書簡の散在するであらうことは編纂者のよく知る所であるが、種々の事由により本篇の内容を是以上のものたらしめ得ないのは遺憾である。猶また本篇採録の分以外に所有せらるゝ向と雖も、現在未だ猶發表し得ざる書簡の在るは詮なき次第と言はなければならぬ。

本篇に於ける配列は所藏者のイロハ順によつた。原文に於て片假名書の箇所も本篇に於ては平假名に訂正した。併せて大方の諒察を乞ふ。（編纂者）

第三編　詞藻篇

◇

翠平より池田に往く途中海抜三千尺と稱する猪鼻峠の頂上にて

淋しげに老鶯啼くや九十九折

◇

木瓜咲くや客なき庵の片隅に

◇

春雨や昔ゆるやかにくるゝ鐘

◇

殘菊

枯殘る菊一輪や露の朝

◇

花見どき勇み男のはだか哉

◇

山形縣賀茂港にて幼年の頃知合なりし人の跡を尋ねしに其子孫先年北海道に行きて消息なしと聞き

吹く風にとまり兼てや秋の蝶

◇

家近く野狐なくや冬の月

◇

嵐山にて

夜に入りて水音凉し嵐山

◇

駿河路は茶の花咲て冬枯るゝ

◇

故郷に歸休

眠いとふ身を故郷に晝寢哉

◇

故郷に歸休

寢姿に日のさし込むや春の朝

◇

東北山路の旅

空青く桃や櫻の旅路かな

日 富 篇

◇

盛岡にて戊辰殉難者の五十年祭を營みける時祭文を求められ余は戊辰戰爭は政見の異同のみ誰か朝廷に弓をひく者あらんやと云ひてその寃を雪げり

焚く香の烟のみたれや秋の風

◇

暮かゝる山又山の霞かな

◇

今は亦幼な顔なり梨の花

◇

腰越別莊より袖ケ浦を望む

春雨に鳥のぬるゝ帆桁かな

◇

腰越に於ける眺望

眞帆片帆往くか歸るか春の海

◇

腰越別莊にて家人等蓬餅つき客にも饗し東京留守宅の者にも送りなどせしかば

せめてもの心づくしや蓬餅

◇

上げ潮の波音するや春の宵

◇

避暑にとて腰越別莊にありて

月は西に海づら白く風涼し

大正二年秋桃山行幸供奉の途上にて

◇

はれ衣着て御幸拜むや秋日和

明治神宮の立柱式に侍べりて

◇

朝凪の茂りにきくや槌の音

明治神宮上棟の御式にて

◇

御園に木やりの聲や五月晴

大正四年夏長野市に於ける政友會北信大會にて

◇

涼しさや川中島の雨はれて

大正五年夏伊藤公の墓に詣で

手向にと折る花もなき夏野かな

◇

選擧を終り腰越別荘にて

歸り來て又綠蔭に俳書かな

◇

大正八年組閣後の第一春を迎へ腰越別荘にて

大海を前に我家は長閑なり

◇

青木正興七十の賀に

喰ひ過ぎて腹な痛めそ芋の秋

◇

平和成立祝賀園遊會の折

大雨に色一としほや夏木立

◇

亡友八角介石の法事に侍りて

初秋や死損ひし蟬の聲

◇

わびすけと聞くや可憐の花咲て

◇

予は詩も歌も作らずたゞ一首去廿五年公用にて朝鮮に赴きたる時よめる和歌あり

遠近にむらがる鷺と見しものは
磯邊にあさる海士にぞありける

◇

大正二年十月末鹽原御用邸の道路檢分に赴きて

錦なす鹽原山のもみち葉は
　　御幸をまちてもえ優るかな

大正二年十二月卅一日先帝の御遺物を賜り其明年の元旦に之を拜しまつりて

大君の御面にかへて御かたみを
　　年のはしめにをかみつるかな

大正三年二月五日齋田卜定の御式に列りて

悠紀主基のあかた定めにこの朝け
　　をろかみまつる卜庭の神

◇

大正三年新年御宴に陪して

年ごとに召さるゝ人の數そふは
　さかゆく御世のしるしなりけり

◇

千早振る神の稜威をしのふかな
　雲にそびゆる杉の梢に

◇

母のみまかりける時

現身は常なきものと知りながら
　けふをかきりになりませんとは

同

朝な夕な君ませばやと思ふなり

庭の草木のさかゆくを見て

◇

稲田

風わたる門田の面をなかむれば

稲葉ゆたかに青波そたつ

◇

或秋古川端別邸の庭に面して

聞く人のこゝろにまかす庭の面

千草にすだく虫の聲々

同 [illegible] [illegible]

◇

たゝら山の月

都人しるやしらすやたゝら山
　清き高嶺にすめる月影

◇

岩山の月

不來方の城のこなたに家ねして
　岩山にすむ月を見るかな

◇

霖　雨

のき端もる音もうたてきなが雨に
　もの思ふ身は袖もくちなむ

本篇に對する編纂者最初の計畫は、下述の如き全く餘儀なき事情の爲めに遮遏せられて了つた。即ち初めて故人の句を添削した田村順之助氏に對し句稿について交渉したる所、意外にも同氏の手許には既に句稿は存在せず、且つ又筆寫すらもなく、故人の令弟原誠氏が所藏する旨をきいた。故に直ちに同氏に交渉したる所、句稿は多分一纏めとして在盛岡の遺邸倉庫にあるならんとの事、かつ原家の都合により他日の機會を待たれんやうの趣にて、遂に編纂者は當然に本篇に對する最初の計畫——即ち所作各年別に分つて句稿を配列し、數に於ても亦質に於ても、名實ともに詞藻篇と銘打つに相應はしき編輯方法を放棄するの已むなきに立至つた。偏へに讀者の宥恕を乞ふ次第である。（編纂者）

原敬全集上卷（終）

昭和四年七月七日印刷
昭和四年七月十日發行

原敬全集上卷奥附

非賣品

編纂代表者　田中朝吉

印刷兼發行者　東京府豐多摩郡千駄ヶ谷町原宿百二十八番地　田中辰志

印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　東京印刷株式會社麹町出張所

發行所　東京市麹町區丸ノ内二丁目十八番地昭和ビル　朝風社内　原敬全集刊行會
電話丸ノ内(23)三八一七番
振替東京六七三八二番